Tsurumi, Yūsuke
Gotō Shimpei

鶴見祐輔編著

後藤新平

後藤新平伯傳記編纂會版



目次

第四卷　國民指導者時代

第五章　帝都復興……五四七

第一節　山本地震內閣の成立……五四七

第四節　臨時議會……六九〇

圖版目次

第四卷　國民指導者時代

第一章　戰後歐米の遍歷

第一節　米　國　訪　問

一、六千億圓の芝居見物

『六千億圓掛つた大芝居だ。一つ見物しておかなくては。』

さう言つて伯は、大正八年の三月四日午前九時十六分、東京驛を發つて戰後の歐米遊歷の旅に上つた。その日の午前十一時にコレア丸に乘船すると、十二時には賑やかな見送人を後にして、祖國の岸を離れてゐた。同行者は嗣子一藏の外に新渡戸稻造、笠間杲雄、田島道治、鷲尾正五郎の四名であつた。

伯の歐米遊歷の志は、寺内内閣總辭職のころから萌してゐたらしい。當時は原敬の政友會内閣であつたが、政界における官僚の勢力も、未だ侮るべからざるものがあつた。さうして寺内亡きあと、官僚出の首相候補者として、伯はその最も有力なる一人に擧げられてゐた。伯は二月二十五日、大磯に靜養中の寺内を見舞つたが、伯の見たる寺内は杖に縋つてやつと歩行しうる程度で、到底起つて再び重責を負ひ得る人とは思へなかつた。伯はこの寺内の病狀を見て自己の雙肩に落ち來るべき責任の、次第に重大となりつゝあるを痛感したにちがひない。世もまた伯の此度の歐米

遊歴をもつて、次の首相たるべき準備と認むるものが多かつた。

この故に、伯の發途の日の見送りは、非常に賑はつた。その翌日の東京朝日新聞は「大芝居の舞臺跡を見物に行くと後藤男。歐米行名士を滿載したコレア丸」と題して、それを次のごとく記した。

六十の手習とばかり大氣焔を擧げて、歐米漫遊の途に就く後藤新平男は、嗣子一藏氏を同伴、四日東京驛を立つた。其處には中橋文相始め清浦樞府副議長、岡田前文相、石黒男、伊東子爵など見送りの人々と一々挨拶して、九時十六分發の列車で御機嫌よ うを名殘に横濱に向つた。（中略）此日の東京驛頭は非常に賑つた。斯くて後藤男父子は横濱著後直ちに東洋汽船コレア丸に搭乘した。（中略）見送り人は五千名にも達し、船も爲に傾く許りの雜沓を呈した。乘船後の後藤男は瀟洒たる霜降りの背廣姿輕やかに、ダイニングルームの一方に陣取り、後から後からと詰めかける朝野の名士昵懇の誰彼と、鼻眼鏡の奥から二ツと微笑みながら挨拶を取交す。軈て三鞭のカップは高く人々の手に擧げられた。男爵は「ナニ乃公の目的か、三千億弗の芝居を三千億弗かけて潰した其舞臺の跡を見物に行く迄さ、先づ半年位の積りだ」と例の鼻眼鏡を一寸直した。

それは伯に取つては、二度目の米國行、四度目の歐洲行であつた。彼の鋭き眼は、人類史上空前の大慘劇の跡より、果して何物を發見するであらうか。

二、大洋上の旅人

蒼い太平洋の濤の上を、船は東へ東へと駛つていつた。

旅の好きな伯は、これも烟霞の癖の人一倍に强かつた新渡戸と、新渡戸の門に育てられて、伯の下で社會に出た笠間、田島等といふ若い人々と、愛兒一藏とに取り圍まれて、薫風裡に談笑した。

かういふ氣の合つた仲間に伍して居る時は、伯の天下一品の座談はいよ〳〵冴えた。ことに電話も訪客もない大洋の上、闘爭の世界から遮斷された別乾坤に起臥してゐるときは、伯は小兒のやうに天眞流露した。

　かういふ時には、新渡戸は伯の一番のよい相手であつた。一人は闘爭功利の裡に終始した實際家であり、一人は讀書攻學の間に世を終つた思想家であつたが、その性格中には互に共通するものが少なからずあつた。兩者はともに豐潤なる想像力を持つて、現實以外の大きい世界に悠遊してゐた。彼等は等しく人類の進化を信ずる樂天家であつた。彼等の頭腦は法律的論理的でなく、文學的且つ直觀的であつた。彼等は老いて渝らざる青年の純情を持つてゐた。彼等は自然界の風雪晴雨にも、人間界の毀譽褒貶にも、人一倍に反應する鋭い神經を共通してゐた。さうして彼等二人は、泣き蟲であり、笑ひ上戸であり、怒りつぽであつた。殊に彼等兩人に力強く共通したものは、その豐かなる諧謔味――センス・オヴ・ユーモア――であつた。

　彼等は人生の些事に無限の可笑味を感じた。さうして二人とも、失策の多い、頓馬な性癖を持つてゐた。ゆゑに彼等は、つねに自分自身が笑ひの對象であつて、さうして他の人々を笑ひの對象ともした。

　又彼等は旅の道伴れとして無二の資格を共通してゐた。それは彼等が觀察力鋭敏にして、且つ天下一切のものに興味を持つてゐたことだ。それにいま一つ彼等が同伴者として恰好であつたことは、彼等が等しく、金錢に淡泊と言はんよりは、殆ど無頓著であつたことだ。

　彼等は事業を共にする相手としては、あまりにその性格を異にしてゐた。しかし旅行を共にし、談笑を共にし、讀書を共にする相手としては、無二の組合せであつた。

新渡戸は、札幌より京都、京都より東京と各地の大學を轉々として、幾萬千の子弟を薫陶した。さうして彼は、その身近く指導したる門人を、數多く後藤の許に送つた。ゆゑに新渡戸の精神的感化を受けた多くの青年は、壯年より中年に及んで、多く後藤の下に實社會的鍛錬をうけた。

伯のこの最後の歐米行は、かかる一群の人々に圍繞せられての旅であつた。彼は、最初より最後に至るまで、款然として、人に對し、怡然として、自ら樂しんでゐた。

三、二百三十八日の旅

今度の旅行には、伯は心中大いに期するところがあつた。

その歐洲の大破壞の跡を見て、皇國の將來に大いに貢獻せんとする志が、熾烈に胸中に燃えてゐた。それに當時は寺内内閣を終つて後の、彼の政治的全盛期であり、又現に外交調査會の有力なる一員である彼としては、定に當然のことであつた。さればこそ米國政府のごときは、彼を遇するに現職外務大臣の禮を以てし、彼は一私人として旅しつつも、實際は到る處官命を帶びて外國に使すると異ならざる重要性を以て迎へられた。從つて彼は外國政治家その他との會見に於いて、陰に陽に帝國の國策に寄與せんことを期してゐたのだ。

かかる期待を抱いての旅であつたので、伯はその所有不動産を抵當として、かなり潤澤な旅費を支度していつた。さうして旅行中も、調査と外人招待とには、惜しむところなく金を使つた。

伯は、その長途の旅行中、繁忙なる時を偷んで、日記に類する記録をかなり丁寧に記した。

以下記すところは、多く伯の手記に成るところの材料を基礎とするものである。

その旅行記錄は、ルース・リーフ大判の罫紙に記されたもので、最初に日程表のごときものが記されてあり、この日取の下には、一々出發以後何日目と記入してある。さうして横濱著の日は二三八と亞剌比亞數字で記してある。卽ち前後を通じて、二百三十八日の旅であつたのである。

四、桑港上陸

三月二十一日の朝八時、煙波の間に北米大陸を見た。さうして十一時檢疫を了し、午餐を船中にとつた後、午後二時、太田總領事の出迎へを受けて上陸した。

桑港に到著すると、米國新聞記者達は、逸早く伯を船中に訪れて、その會見記を、寫眞とともに大きくその日の夕刊に掲載した。市長その他の有力者は、爭つて彼のために歡迎の宴を開き、彼の演說は桑港のみならず、全米に電送せられ、各地の新聞に掲載せられた。

伯の米國訪問を、タイムス・ユニオン（紐育州オルバニー市、一九一九年四月一日）は次の如く報じた。

日本の最も偉大な鐵道の天才で、屢々「第二のハリマン」と云はれた、日本外交調査會委員、前外務大臣、後藤新平男爵に、豫定の合衆國旅行途上、最近サン・フランシスコに到著した。今回、男のアメリカ訪問の主たる理由は日本、西比利亞及支那の鐵道擴張の目的から、合衆國の鐵道政策の研究にありと了解されてゐる。

またレスリース・ウイークリー（紐育、一九一九年五月七日）は「日本のローズヴェルト」と題して次の如く記した。

今日、日本で最も有力な政治家で、最近まで外務大臣たりし、後藤新平男は、次期進歩的内閣の主班者の候補者であるが、今回デモクラシー研究のためアメリカに來られた。男はアメリカの民衆政治の諸制度を研究し、歸國の上右諸制度の採用を帝國日本で大いに唱道する筈。同行の令息はアメリカで大學生活を送る豫定である。

桑港では聖フランシス・ホテルに投宿した。到著の日には金門公園をドライヴし、翌三月二十二日にはバークレーの加州州立大學を訪うた。さうして夜はホテルの伊太利室に於いて、太田總領事主催の晩餐會に臨んだ。この日の日記の終りに、伯は「十二時ニ宴了ル。盛會ナリシ」と手記してゐる。

さうしてこの夜、伯は笠間の通譯によつて、大要次のごとき主旨の演説を行つた。

余は今回十八年振にて、米國再遊の望を果したることを喜ぶ。余は今回は、學ばんが爲めに來り、敎へんが爲めに來りしものにあらず。又敎へんにも、昨日上陸したるのみにて、何等發表すべき意見なし。

日米兩國の間には、解決不能なる利害の衝突なし。悉く相互の理解により圓滿に解決し得ること、かの移民問題が紳士協約によつて美事に解決せられたるごとくなるべし。げにこの協約締結の兩元首は、その文字の示す如く、典型的紳士なりし。貴國大統領ローズヴェルト氏と、我國の　明治天皇陛下これなり。

ロ氏はその意見を演説と著書とによつて發表せしが、　明治天皇はこれを、和歌によつて發表せられたり。その數首を引用せば次のごとし。

千早ふる神そしるらむ民のため世をやすかれとおもふ心は

あさみとりすみわたりたる大空のひろきをおのかこころともかな

四方の海皆はらからと思ふ世になと波風のたちさわくらむ

千萬のたみと偕にも樂しむにます樂しみはあらしとそおもふ

罪あらば朕を罪せよあまつ神民は我が身の生みし子なれば

布哇並に加州在住の日本人は、平和の民なり。彼等は又遵法の精神に富む。破壞と陰謀とは彼等の性にあらず。世間往々にして我等日本人を目して好戰國民と爲す。何ぞ誤れるの甚しきや。これ西洋各國の人士が、民衆政治國と獨乙的軍事的專制國との二種以外を知らざるがためなり。我國はこの兩者何れとも異る。日本は有史以來二千五百年、皇統連綿たる皇室を戴く。西洋各國を驅つて民衆政治たらしめし根本原因たる階級間の衝突は、我國に於いて存せざるところなり。吾人は往古より自然に且つ無意識に民衆政治的なりし。故に民衆政治の政治を行ふは、吾人に取つては單なる形式的變化を以て足る。これが爲めに西洋各國のごとき流血鬪爭の要あるなし。前掲御製の中には、單なる國內的民衆政治のみならず、國際的民衆政治の主旨の包含せられ居ることは、最も吾人の誇として諸君に指示せんとするところなり。

ウイルソン大統領の提唱せらるゝ世界民衆政治保障の企圖にして實行さるるならば、我が　先帝陛下の御滿足何物かこれに若かん。余は斯のごとき國際的並に異人種間の同情の精神をもつて、今亞米利加に來りて、諸君より學ばんと欲す。諸君余を啓發するに於いて、吝しむところあること勿れ。

この晩餐會の席上における市民ロルフの挨拶は、伯の日記によれば、次の通りであつた。

日米國交ノ和親愈々加ハルコトヲ賀シ、「日本ノローズヴェルト」氏ノ來訪ニ際シ、米國ノ「ロ」氏既ニ逝ア、所謂模製ノ英雄已ニ功灰ノ恨アルコトヲ歎キ、唯其精神ヲ傳フル幾多ノ「ロ」氏アリ。幸ニ知識ヲ取ルノミナラズ、臺灣滿洲其他內外ノ庶政ニ經驗セラレタル豐富ナル御意見ヲ、我々米國側ヘモ教示セラレタシ。

多年日本の海軍々人と懇親を結んでゐたジョンソン海軍少將の挨拶は、伯の日記に次の如く記されてある。

明治天皇陛下ハ世界史上有數ノ君主ナルコトハ疑ナキモ、其最大ノ統治者タリシコトハ予ノ斷言シ得ル所ニシテ、後世ノ史家ハ嘗テ之ヲ明證ニスナランシ、而シテ陛下ノ偉大ナルハ、其武力ヲ以テ國家ノ大ト爲サズ、男爵ノ如キ人物ヲ擧ゲテ、拓殖ニ職責ニ

民政ニ外交ニ平和的文化ニ貢獻セシメラレタルニ在リ。予ガ多年日本人ト交リテ唯ノ一度モ不愉快ナル經驗ヲ有セザルハ、蓋シ日本國民ガ男爵ノ提唱セラル、如ク、平和的文化的ノ國民タルガ爲ナリ。此文化ノ代表者タル男爵ヲ迎フルハ望外ノ幸ナリ。

五、近郊見物

その翌日伯は、桑港の南方郊外三十四哩にあるスタンフォード大學を訪れ、その近郊を見物し、更に南方八十五哩、風光の明媚を以て鳴るモンテレー海岸に赴き、舞子須磨に幾倍すとの嘆聲を發した。

その日の日記には、次の如く記してある。

Monterey ナル Del Monte Hotel ニ向フ。

舞子須磨ヲ幾倍セル風光ナリ。桑港ヨリ 125 哩海岸「十七哩ガ濱」アリ (Seventeen Mile Drive)。自動車ノ遊乘ニ適ス。

その同じ日の末尾に、伯は自筆で「此附近日本人漁業者多數アリト云フ。鷲尾ノ外一行デルモンテ同遊」と記してゐる。それはモンテレーの海岸には鮑多く生じ、多數の日本漁夫がこれを採取して生活してゐるのを指すのである。

その日はデル・モンテ・ホテルに一泊、翌二十四日桑港に歸り、午後二時市長を市廳舍に訪うた。さうして夜は日本倶樂部の晩餐會に臨んだ。

三月二十五日はサクラメントに向ひ、州知事を訪ねた。會談暫時にして辭し、上下兩院を參觀した。さうしてその夜はストックトンに一泊し、ホテルで日米人主催の歡迎會に臨み、晩餐後ストックトン戲場で邦人一千餘名の爲めに講演を行つた。

翌二十六日、朝の八時、ホルト工場を一巡した後、石油船で牛島農園に到り、ここで午餐を喫した。その夕方桑港に歸著し、夜はスコッチシ・ライフ・テンプルに於いて、日本人三千餘人の集會において講演を行つた。

六、バーバンクと會見

伯は歐米旅行から歸つて、或る所での講演に於いて、「この行三人の偉人に會す」と稱しエヂソン、モット、並びにバーバンクの名を擧げたことは、既にモット博士の項目に於いて記したるところである。

伯が三巨人の一人と稱したバーバンクとは、人の知るごとく、久しく加州に住んでゐた植物學者で、各種の植物を接種交配して多くの新植物を作り、人類に新しき食物を提供した恩人である。

バーバンクは天才の常として、書齋と試驗場とに立籠り、外間との接觸を極端に避けてゐた。大統領ローズヴェルトにさへ面會謝絶して、天下を驚かしたほどの人である。

科學者好きの伯は、加州滯在中に、この天才と會見して、その豐富なる知識の一端を窺ひ、その非凡なる風格に觸れようといふ望みを強く抱いてゐた。

その望みの叶つたのは、三月二十七日、桑港の南四十六哩のサンタ・ローザに、葡萄王と稱せられた長澤鼎を訪問した時である。伯は自らその日の記事を次のごとく錄してゐる。記事中「ボルバンク」とあるは、勿論バーバンクのことである。

三月廿七日　Santa Rosa　長澤鼎君ヲ訪フ。君躬ラ余ノ一行ヲ車站ニ迎フ。途中ボルバンク門前ヲ過ギ、一瞥シ

テボルバンク出來リ、同車シテ長澤邸ニ到リ午餐ヲ共ニス。長澤君今回園中ノ主人トナリ、獨任制ヲ執リ、初メテ宴ナリト云フ。三十年以上貯藏自製ポルトワインヲ開キテ杯ヲ擧ク。實ニ快男子ナリ。來賓ボルバンク氏ハエヂソント比敵スベキ實驗發明多キ農學實驗博士ニシテ、世界有數ノ Creator ナリ。會談最モ快事タリ。予ハ彼ヲ第二造物者ナリト稱賛シタリ。彼別シテ胸襟ヲ開キ綏談シ、歸途彼ノ住宅ヲ訪ヒ、諸般ノ業績ヲ示シ、標本ヲ贈與セラレ、彼ト寫眞ヲ交換シ、彼ノ著書ヲ求ムヘキ約束ヲナシテ別レタリ。此日一藏同行シ得サリシ頗ル遺憾ナリ。森野某 G. Morino（領事館承知）ヨリ明犬セントバーナ（ママ（名犬セント・バーナード））ヲ贈ラル、ニ付其手續ヲ了センガ爲ナリシ。

バーバンクを呼んで「造物主」と言つたところに、伯の面目が躍如としてゐる。彼は終生、バーバンクとの會見を語つて倦まなかつた。

三月二十八日の夜はバイブル・インスティテューション會堂にて、日本人四千人に講演し、その翌早朝、桑港發の急行車に投じて、南加の中心ロス・アンジェルスに向つた。

七、羅府よりコロラドへ

北加州の視察を終つた伯が、ロス・アンジェルス市に到著したのは三月二十九日の夜であつた。伯の日記には「午後十一時大山領事來迎ヒ、旅館ホテル・アレキサンドリアニ投宿。日本人多數來迎ヒ、成功者モ頗ル多ク、桑港ニ讓ラス」と記されてある。

翌三十日は、パサディナに遊んだ。パサディナは風光明媚、氣候溫和、功成り名遂げて、餘生をパサディナに送る

こそ、人生無上の悦樂なれと言はれる地である。伯の日記には「同地各處逍遙巡視セリ。實ニ最良ノ保養地ナリ」と記されてある。その夜一行は、大山領事邸の晩餐會に臨んだ。

三月三十一日、ロス・アンジェルスのシティー倶樂部の午餐會に招待された。その日、笠間の記せる伯の日記のうちに、次の一節がある。

會頭、男爵ノ略歷ヲ述べ、カヽル著名ノ紳士ヲ迎フルノ光榮ヲ悦ブ。

Mr.〔註、名前を脱したる如し〕

日本ノ米國民ノ款待スルヤ至レリ盡セリ。其尤モ顯著ナル實例ハ、予ノ先年渡日ノ際觀櫻會ノ御催アリ。外國人ハ貴顯又ハ何等カ貴格ヲ有セザレバ招待セラレザル例ナルニ、獨リ米國人ノミハ生レ乍ラ各人王侯（Prince）ナルヲ以テ、招待ヲ受クルノ特典ヲ有ス。予モ亦當時代理公使タリシ駐在武官今ノ Pershing 將軍ノ斡旋ニヨリ、此光榮ニ均霑スルヲ得タリ。

その末尾に伯は「出席者氏名、河上清承知、人名簿ヲ送付スル樣スヘシ」と附記してゐる。それは歸國後禮狀發送等のためなるべく、伯の用意の周到なるを語つてゐる。

その日の午後二時半から四時半の間は、イーベル婦人倶樂部の例會に招待せられ、夜は六時より、アレキサンドリア・ホテルに於いて、日本人會主催の晩餐會があり、更に八時半よりはバイブル・インスティテュートに於ける日本人演說會に臨んで一場の講演をした。

翌四月一日は、同府商業會議所主催の晩餐會がジョナサン倶樂部に於いて催された。その時主人側の挨拶は、「日本ヨリノ來賓中、今日ノ如キ著名ノ紳士ヲ迎ヘタルハ、十年前澁澤男ヲ迎ヘタル以來最初ナリ」と述べたと、日記に

は記してある。それから午後三時には早川雪洲の活動寫眞撮影場を參觀し、夜はホテルに當地新聞エキスプレスの主筆ディクソンを迎へて晩餐を共にし、主客の間に次のごとき問答が交換された。

主人問　國際聯盟ニ對スル米國一般ノ意嚮如何。

客答　勿論今日種々ノ反對論アレドモ、其內容ハ唯規約ノ條章ニ一二修正ヲ加ヘントスルニ在リテ、聯盟其モノニハ有力ナル反對ハ存セズ。且一般ニ聯盟ヲ贊成セルハ疑ナシ。唯巴里會議ガ、獨逸トノ和議ヨリモ、聯盟其他ノ對敵講和以外ノ問題ニ、多大ノ日子ヲ費セルハ一大失態ニシテ、「ウイルソン」氏モ辨解ノ辯ヲ發表スルノ必要アリタル位ナリ。

客問　日本ニ於ケル聯盟ニ對スル意嚮如何。

主人答　日本ニ於テモ勿論異議ナシ。但シ其成立セル以上ハ、名實共ニ有效ナルモノタルヲ要ス。名義丈ノ規約ナラバ、日本ハ何等取ルニ足ルヘキ價値ヲカヽル聯盟ニ見出ス能ハサルノミ。

主人問　日本ノ支那ニ對スル態度ニ就テハ、米國側ニ非常ナル誤解アル樣ナリ。大隈內閣ノ二十一ケ條問題ノ如キハ一時ノ政策ニシテ、日本ノ終始渝ラザル對支政策ノ根柢ト相容レサルモノナリ。カヽル一時ノ政策ヲ見テ日本ノ眞意ヲ誤認シ、動モスレバ支那側ノ Propaganda ニ乘ゼラルヽノ虞アリ。元來日淸戰役以來歐洲各國ノ對支政策ヲ見ルトキハ、米國以外ニ日本ノ態度ヲ批評スルノ資格アルモノナキ筈ナリ。米國ニ於テ眞ノ日本ヲ誤解シ、動モスレバ日本ノ對支政策ヲ、武斷壓迫ノ外何等ノ價値ナキモノト考フルガ如シ。是如何。

客答　日本ノ對支政策ガ決シテ根柢ニ於テ武斷的ナリト云フコトハ能ハザルベキモ、歷史ヲ讀ムモノハ、平時ノ出來事ハ看過シテ其高調ニ對（ママ）シタル特殊ノ事實ノミヲ連綴シテ之ヲ記憶スルガ故ニ、日本ノ對支策モ、二十一個條事件其他ノ顯著ナル事例ノミヲ注意スルハ、人間ノ免ルヽ能ハサル觀察法ナリ。恰モ通常光線ハ念頭ニ殘ラザルモ、非常ナル强力ノ光線ノミハ記憶ニ留マルト同樣ナリ。此點ニ於テ日本ノ對支策ノ多少ノ誤解アルハ免レザル所ナリ。

其他客ハ朝鮮問題、日本ニ於ケル政黨ノ現狀、憲政ノ情況等ヲ質問シ、男爵ハ之ニ對シ答フル所アリ。尙日本ノ武斷國ニ非ラサル

コト、對支策ノ根本義ハ支那ノ平和的發達ヲ目的トスルコト　明治天皇ノ國際聯盟ニ贊成シ居ラルヽコト等ヲ說明セラレタリ。

その夜八時半からは、日本協會主催のリセプションに臨んだ。席上會頭ベロウは、

日米紳士相交リテ意見ノ交換ヲ爲サバ、今日ノ問題タル日米ノ感情衝突ト云フガ如キ、黃色的新聞ノ記事ナドハ、何ノ影響ヲモ生セサルベシ。

と述べた。また伯は日、支、米協同市場長兼顧問なる辯護士フレミングより、次のごとき談話を聽いた。

日本人ニ對シ米人モ衷心ヨリ尊敬ノ念ヲ有シ、公平ナル取扱ヲ爲サントシツヽアルハ例證多シ。予ノ取扱タル事件ニモ、或兵營ノ門前ニテ、日本人ノ自動車運轉手ガ前燈ヲ消シ、然カモ左側ヲ通行シタル際、米國兵士二名ヲ殺害シタルコトアリ。裁判所ニ於テ之ニ對シ、公平ニ審判シテ、當時米國兵士ノ自動車モ規則以上ノ速度ヲ出シ居タル證明ヲ爲シテ、該被告日本人ヲ無罪トセルコトアリ。

他ノ一例ハ、日本人ノ運轉手ガ往來ニ於テ婦人ヲ傷タル際モ、被告側ハ相手ノ婦人タル爲メ、損害要償額ノ大ナランコトヲ虞タルモ、十二人ノ陪審官中、七名ノ婦人アリテ、尤モ公平ニ此事件ヲ處理シタル例アリ。

四月二日は、伯は早朝ホテルを出て青物市場に赴いた。それはここで作物を賣つてゐるのは、多くは日本農夫であるから、その實況を視察したのである。翌三日の朝、一行はロス・アンジェルスを去つた。

さうして途中ユタ州のソートレーキ・シティーに下車して、モルモン教の總本山を見物し更に鐵路、落磯の峻嶺中なるコロラド溫泉地に向つた。

四月六日の日記に曰く、

早朝車窓ヨリ望ム處、連山銀世界、壹萬四千尺ノ分水嶺 Divide 太平洋岸ト大西洋岸ニ對スル分岐山脈ナリ。ナントシーハマニ

12,000尺ヲ超ユ。Red Cliff ハ其一部ノ名所ナリ。
Salida ハ廣狹軌併用有名ノ地ナリ。
Royal Gorge, Canon City, Florence, Portland, Pueblo, 皆有名ノ地ナリ。
ポルトランドハ Cement ノ產地、滿山廣地皆其原料。
プエブロハ鐵工場ノ名地、西海岸ピッツブルグノ稱アリ。戰時中我鐵道材料ヲ給セシ地ナリ。
午後六時 Colorado Springs ニ著 Broadmoor ニ投宿。此ホテル新築頗ル一行ノ意ニ適シ、兩三日滯在ニ決ス。6,000尺ノ高地ナリ。

八、和子夫人の一周忌

はじめてコロラド・スプリングスを訪れる人にして、その地の魅力に囚へられざるものは罕である。それは高地に通有する特色であるが、殊にこの地は世界の他の高地と異なる特別な風色を持つてゐるからである。伯が「兩三日滯在ニ決ス」と日記に書いたのは、その魅力のためであつた。

そこは落機山脈の中心に位する小都會で、はじめ溫泉地として開かれたのであるが、風光の明媚なると、氣候の優秀なるとよりして、次第に全米の注意を集め、來り止まる客、年と共に增し、往年の寒村は、人口二萬を越ゆる都會となり、ホテル、病院、大學等の增設新築とともに、米國西部の名所の一と化するに至つた。地の高きこと海拔六千尺、西に一萬四千尺のパイクス・ピーク、南西に一萬千五百尺のマウント・ローザ、一萬二千尺のボールド・マウンテン、北に九千五百尺のブロッジェット・ピーク、その他峻嶺重疊して、その四方を圍んでゐる。

町はファウンテン・クリークとウエスト・モニュメント・クリークの溪谷深く陥る合流地點に位し、山と水との風光を恣まにしてゐる。

この附近の山は、巨岩怪石に富み、美しき赤褐色の土の色は、深き碧藍色の大空の色彩と妙なる調和を作り、しかも高地の常として、雨少なく日射し豐かなるために、緑林と碧落と赭岩とは、清新婉麗の色に輝いてゐる。いま絹をもつて漉したるばかりと覺ゆる滿天の灝氣は、そよかなる薫風となつて遊子の肌に迫る。温度は冬夏を通じて攝氏三十度の平均を保ち、濕氣僅かに四十七に過ぎないところから呼吸器病、神經病、マラリアその他過勞衰弱の患者の療養に適すといはれる。

その風光に至つては、莊嚴雄大を誇る米國落機山中に於いても、嶄然として優に一頭地を拔くものがある。或は神の門のごとき巨巖の扉、或は仙女の住居のごとき瑰麗なる洞窟、赤色の岩、紫色の岩、また鳥羽玉の闇の色なる黑色岩、空は、ヴェリア硝子を覗くごとく藍色に澄み渡り、地は鬼斧神鑿、千丈の溪谷深く陥る。而して天と地とに降り灑ぐ洪水のごとき日射し、風あり、千里より來り、鳥あり、緑林に囀ず。遊子家郷萬里にして、この樂地に到る、その心悠然として世界人寰の外に馳する亦むべなりと言ふべし。

しかも、この清淨の地に、伯は最愛の妻和子夫人の死後一周年の命日を迎へたのである。

伯は如何にして、その日を送りしか。

伯はその三日の動靜を自ら記して、次のごとく誌してゐる。

四月七日

夜來高地氣壓ノ爲カ安眠ヲ得ス。チカゴ講演ノ原稿ヲ草シ曉ニ到ル。午前十時發マニタウ鑛泉地ヲ巡視シ、途中インヂアンノ舊蹟ヲ訪ヒ、生（ママ（鍾））乳洞ヲ觀ル。マニタウホテルニ午餐ヲ喫ス。七曲瀧ヲ見ル。午後四時歸寓 "The Mystery of America" ヲ巡視ス。

此日各新聞支那全權巴里會議ニ提出セルステートメントヲ掲ケ、支那政府ノ允許ヲ得タリト云フ。其論旨頗ル帝國ノ威信ニ關スルモノアリ。依テ、

内田外相及伊東子爵ニ電報ヲ發ス。

手荷物整理一藏トチカゴニテ別ル、準備ヲ了ス。

四月八日

終日靜息。

此日謙良院殿一周忌ニ相當ス。已ニ五日弔電ヲ日本ニ送ル。

新渡戸博士並ニ夫人笠間參事官田島君ノ催ニテ、一周忌ノ記念會ホテルニ開キ、一藏所有和子夫人寫眞ヲ花飾シ、花ヲ供ヒ、故人生活ヲ談ス。

新渡戸博士演説感泣ヲ一堂ニ惹起ス。

自分並ニ一藏謝意ヲ表シ、感極テ言々嗚咽ス。

謙良院ノ喜知ルヘキナリ。

偶カナダ政府農商務次官マコーネル夫人同宿、令嬢ト共ニ肖像ノ外圍花環ノ飾ヲ助ク。好因緣ニ非ラスヤ。

「自分並ニ一藏謝意ヲ表シ感極テ言々嗚咽ス、謙良院ノ喜知ルヘキナリ」と。言簡にして、しかも熱血多感の人の心を描いて餘蘊なし。亞米利加旅行をその一生の幸福の一に數へし和子夫人の靈を、彼女の最愛の良人は、米國峻嶺中の一小邑に祠る。豈偶然なりと謂はんや。

さうして、翌一日をなほ靜養に費したる伯は四月十日、別れを秀麗なる山河に告げて、再び西行車上の客となつた。

なほ四月七日の記に「内田外相及伊東子爵ニ電報ヲ發ス」とあるのは、對支二十一箇條廢棄の問題に關するもので、そのうち内田外相に宛てたものは、次の通りであつた。

Associated State China asked Paris Conference abrogate twenty one demands other treaties. Misleading nations circulate here due China's propaganda; her breach faith passed uncensured while our real position regarding efforts to preserve peace Orient mispresented. Please advice care Consulate Chicago authenticity of report and what measures taken. Will try best make clear Japan's position. Due New York next week. Cable other information usefull.

これに對し内田外相は四月十二日附を以て、在シカゴの來栖領事に宛て、左の如く打電した。

貴地滯在中ノ筈ナル後藤男ヘ左ノ通リ傳ヘラレ度シ。

貴電ヲ謝ス。支那ハ未ダ日支諸條約ノ廢棄ヲ講和會議ニ求メタルコトナキモ、御承知ノ通一月廿八日ノ五大國協議會ニ於テ膠州灣問題討議ノ際、同會議ノ招請ニ應シテ列席セル支那委員ハ、一九一五年ノ日支諸協約ガ日本ノ壓迫ニ基キタル一種ノ假協定ニシテ、更ニ講和會議ノ確認ヲ要スルモノナル旨ヲ述ベタルコトアリ。又屢〻新聞社ヘ日本ヲ誹謗シタル陳述書ヲ配付シ、專ラ英米ノ同情ヲ得テ各種利權ヲ回復センガ爲、小策ヲ弄シツヽアルモノノ如シ。其ノ特ニ我ニ有害ナリト認メラルヽ主張ニ付テハ、當方ニ於テモ、又在巴里帝國全權ヨリモ、隨時反駁ヲ加ヘタリト雖、要スルニ支那委員ヲ相手トシテ反對ノ「プロパガンダ」ヲ行フガ如キハ、帝國トシテ不體裁ナルノミナラズ、又我ヨリ日支兩國ノ軋轢ヲ表白スルハ、大局上得策ナラズト思考シ、努メテ寛容ノ態度ヲ執リ來レリ。今日迄支那委員ノ活動ハ、列國講和委員間ニ著シキ反響アリシヲ認メス。支那委員ノ配付セル陳述書

モ、小數ノ新聞紙ニ一部分ヲ摘載セルモノアルニ止マル趣ナリ。尤モ米國ニ在リテハ、支那側ハ華盛頓ニ通信社ヲ設ケ盛ンニ排日運動ヲ試ミツヽアリトノ報アリ。閣下ガ、我眞正ノ立場ヲ辯明スルニ必要ナルベキ材料ハ、石井大使ヨリ直接閣下ニ提供スル樣、同大使ニ電報シ置キタルニ付キ、萬事同大使ト御打合ヲ請フ。――

また同じく、伊東巳代治が伯に宛てて送つた返翰は、次の通りであつた。

――老兄より内田外相へ宛發せられたる電文は、本月一日外務省に到達し、同省よりは同十二日を以て、「チカゴ」領事を經由して老兄に返電を發し、又之と同時に石井大使にも電報する所ありしが、老兄より「チカゴ」領事を經て再度外務大臣に發せられたる電報は、同十四日到著し居り、右往復の電報一切取纏め、原首相と小生とに送附の事に相成居たるも、原首相の爲に英文を和譯する都合にて、圖らず延引したる由にて、幣原次官と電話にて打合居る最中に、外務省より送付致來、無據熟閲、事情詳悉致候次第に有之候。右の如く小生宛電信は、御發送之日時不明なれども、多分最初の外相宛電信と同時に御差出相成候事歟と想像被致候處、何故か非常の延著にて叙上の如く往復結了の後に屬し、小生に於て何等當局に注意するの餘地無之、御參考の爲右電報寫悉皆封入貴覽に供し候。――

九、市俄古

四月十一日の正午、伯は米國第二の大都會市俄古に到著し、十六日までの五日間を、此の地に過ごした。それは寔に多忙なる五日であつた。

各所の見物、面會人、演說、宴會が續いた。このころ華盛頓から河上淸が來著して一行に加はつた。河上は嘗て伯の援助を受けたるを德とし、伯の滯米中に終始同行し、その英文發表の草案を起稿して伯を助けた。

その最初の二日間のみは、日記は伯の自筆で記入してあるが、それより以後は、多忙のためか四月二十日（紐育）まで途絶えてゐる。

市俄古

四月十一日

午前九時着ノ筈。延引十二時過安着。米栖領事其他來迎。

The Blackstone ホテルニ投宿。恰モ同時河上君來市同宿。

シャーマン氏カ加州上院ニテ講演セシ排日案、インマン氏ニヨリテ提出セラレントテ、在巴里大統領ノ下、目下提出ノ得失ニ關シ、電報問合ヲナシタル末、不得策ナリト返電アリ。

審議見合トナレリ。

公園委員某ノ案内ニテ、領事同伴、大小公園並兒童遊戯書籍館ノ設備ヲ觀ル。

領事官舎ニ晩餐、米栖夫人大ニ力ム。一藏同伴。

此夜靜息。

四月十二日

午前七時起床　理髪。

午前九時ストックヤード一覽。

Luncheon with entertainment Committee of the University Club 午後一時午餐。

Lecture 午餐後　　時ヨリ、新渡戸氏自分各約三十分宛。來會者大學出身二百名ニ近ク、Club 員二千五百名餘アリト云フ。

皆有名ノ人ナリ。支那問題ニ關スル大要ヲ述セリ。其概略ハ新聞ニ在リ。Hull House 午後同時參觀金五十弗寄付。

此日我人種差別撤廢案、十七人中十二名ノ贊成ヲ得タルモ、全會一致ヲ得ズシテ不成立ノ報ニ接セリ。

午後六時 Miad 教授方晩餐ニ出席、新渡戸夫人親友ナリ。ミード夫人布哇人ナリ。栗原ト云フ静岡縣出身給仕アリテ周旋ス。Tuft ト云フ教授席ニアリ。Our Democracy ナル近著ヲ示ス。

社會問題ニ付有益ナル會話アリタリ。

一藏此日午後五時紐育ニ發ス。詩アリ。

家訓唯常誡飽餐　立身行道凌艱難
天涯萬里何辭險　謝汝扶從老憶寛

彼は一子一藏を、大正六年の初夏、思ひ切つて米國に遊學させた。それは彼に取つても和子夫人に取つても、随分の英斷であつた。紐育のコロムビア大學に學んでゐた一藏は、大正七年四月、和子夫人の病篤しと聞くや、即刻紐育を發して歸途に就いたが、遂に臨終に間に合はなかつた。その後彼は家庭に止まつて父を助けてゐたのであるが、いま伯の外遊とともに、コロンビア大學に再遊のため同行してゐたのである。

大學は既に始まつてゐた。それで伯は市俄古から一藏を紐育に送つた。和子夫人を失つて後の彼が、如何に一藏に愛著したりしやはこの日記中、しば〳〵「一藏」の文字の現はるるによつても窺ひ知ることができる。殊に四月八日コロラド温泉の記事中「手荷物整理、一藏ハチカゴニテ別ル、準備ヲ了ス」の一句は、多感なるその性格を物語つて餘すところがない。いま彼は愛兒の紐育發に際し、一詩を餞してその行を送つたのである。

尚ほ四月十二日の動静に關し、笠間は市俄古名物屠殺場見物次第を、日記中に次の如く記してゐる。

半哩平方ヲ屠殺其他ノ專用ニ供シ、其東方ニ家畜市場アリ。Yard ハ四會社ノ供用トス。

猶太人ハ Rhabi ノ屠リタルモノニ非ザレバ食セズ。其符號ヲ付ス。

政府ノ檢査官ハ屠殺前ニ二回、屠殺後三回、嚴重ナル檢査ヲ爲シ、病症ノ疑アルモノヲ排斥ス。

使用人約五萬人。

會計課ノ事務室ニハ音響ヲ殺ス功夫ヲ施シアリ。

從業員ノ食事室ハ Lunch-room 並ニ Cafeteria アリ。實費主義ヲ取ル。但シ一ケ月約千弗ノ損失ヲ爲シ居レリ。

出勤點檢自動時計装置ノ備フ。

これらは多く、伯の興味を持ちさうな項目である。

一〇、リンカーンの墓詣り

四月十三、十四兩日は市俄古に暮し、その夜十一時半の夜行で出發、翌十五日朝四時半、イリノイ州廳所在地スプリングフィールドに著いた。この地の有名なるミッドデイ午餐會に招かれて演説をなすためである。これは米國に於いても有名な午餐會であるので、特に新渡戸が伯の演説を通譯した。

その演説の前に伯は、リンカーンの墓詣りをした。この地はリンカーンが辯護士を開業し、大統領就任まで住んでゐた舊蹟で、今は町の中央に、花崗岩の數十尺の記念塔が建つてゐて、その下に彼の墓が横はつてゐるのである。

伯はその墓前に於いて、英文をもつて記したる左記の文章を發表した。

人類の自由の爲めに奮闘せる偉人の墓前に立ちて、せめて數分間なりとも、沈思默考するハ、廣き大洋の彼岸に

住する者にとりてハ、稀に得るの幸福たり。

今や文明ハ樞軸を失はんとし、世界の將來は疑惑と憂懼の雲に包まるゝの時、暴虐と不正に對して二大十字軍を起せる永久不死なる偉人の靈魂に向て敬虔の意を表はすハ殊に其秋ヲ得タルモノナリ。

故大統領リンコルンが、米國史中最も暗黑なる時代に際し、人道の大義に基きて、國民に與へられたる忠言は、今日の如き危機に當りてハ、萬人の考慮すべき處なり。

余は此の墓前に立つに當り、リンコルンの後世に遺せる仁道的理想が、多くの點に於いて、我　明治天皇陛下の垂れ賜へる理想に酷似するを思ふて、感慨に堪へざるものあり。

大統領は不朽の思想を表はすに、或は政治上の論文を以てし、或は議會に與へたる教書を以てし、或は公開の演說を以てせり。　明治天皇陛下は優麗にして、人心の機微に觸るゝ處の和歌を以て、其の高尚雄大なる理想を示現し賜へり。

而して大統領も　明治天皇陛下も、其の辭句を行動に實現し、其の言說を國家改造の大業に應用せんと勉められたり。

名は大統領といひ、皇帝といふも、眞の大人物ハ同じ精神と同じ理想を以て行動す。偉人の心は世界共通にして、偉大なる人格を形成する性質ハ東西に亙りて變ること無し。

斯くの如く考へ來れば余ハ此の墓前に立ちて、正義を基礎とする平和の新時代の開かれんことを祈るに當り、追懷と敬慕の念の胸中に滿つるを禁ずる能はず。

その日の午後二時五十五分この町を發つて、夕刻八時市俄古に歸著した。

一一、フォードとの會見

四月十六日午後三時の汽車で市俄古を發つた一行は、その夜十時半デトロイト市に到著して一泊した。それは有名な自動車王ヘンリー・フォードに會見し、且その自動車工場を參觀するためであつた。

このフォードとの會見については、同行の田島道治は次のごとく語つてゐる。

フォードはわざ〳〵白邸へ伯を招待して御馳走した。そして昔の自動車を伯に見せて、いろ〳〵說明して歡待した。フォードはその日は丁度、所用があつて紐育へ出かけることになつてゐたのを、特に伯を招待する爲めに紐育行きを一日遅らせた。それほどフォードは伯に好意を示して呉れたのであつた。

その會見の際、伯はフォードに向つて、東洋に文化的施設を試むるの意なきやを婉曲に諷したやうである。フォードも亦、之れに或る關心を示したと察せられる。

それが次に掲げる書翰となつて現はれたのである。この書翰は伯が歐洲より再び米國に歸り、當に紐育を發して歸國せんとする頃、認められたるものである。

拝啓歐洲にて數週間を送り、最近ニューヨークに歸還仕候處、愈々今回當地發、桑港に向け歸國の途に就き可申候。貴下御經營の工場見學に罷り出候節、賜はり候御款待と御厚遇を追想仕り、改めて難有厚く御禮申上候。

實は貴下の御熱考を煩はし度き私案に關し、書面を以て御相談致さんと存じ候も、問題が極く重要なるものの性質上、書面にて

は意を盡し難く存じ候に付、小生堺鶴見君を貴下の許に遣はす事と致し候。同君は我國鐵道行政上重要なる地位に在り、小生今回の歐米巡遊に同行致し候。錦地には多分一、二週間以内に參上可致、その節は何卒御引見の上、委細御聽取被成下度候。同君は在東京貴國大使モリス氏の紹介狀を持參致し居候。

貴下には將來我國御來訪の御計畫を有せられ候由承はり候に付、右東洋御旅行の際御利用を得度く、別封にて四卷の極東案內書一揃御送付申上候。乍序右案內書刊行の由來に付一言申上置候。

小生一九〇六年、南滿洲鐵道經營の任に當るや、精確なる極東諸國の案內書の必要を痛感致し、降つて一九〇八年、遞信大臣と鐵道院總裁を兼任の折、初めて右案內書編纂の事業に著手、多數の調査員を極東の諸地方に派遣致し、その範圍は南洋諸島方面に及び候。小生遞信大臣辭任後右事業は約二年間中絕致居候處、一九一六年に至り再開始、翌一九一七年再度入閣致し候節最終卷「南洋諸島の部」第五卷の完成を見るに至り候。

尤も御送付申上候ものゝ中には乍遺憾第五卷を缺號致居候。

特に支那の卷の作成には念を入れ、啻に大國支那の紹介のみに止まらず、同國の偉大なる文明をも併せて世界に紹介致すことを企圖致候。本案內書は全然日本人の手による著作にて、編輯及び技術部員（鶴見君指導）は申す迄もなく、印刷職工まで全部日本人のみにて完成仕候。自然本事業は幾多の困難に遭遇致し候爲め、其出來映えは理想に隔ること遠きものにて候へ共、御藏書の一部に御加へ被下候はゞ幸甚に奉存候。　草々

さうして念の爲め、筆者に次の紹介書狀を携帶せしめた。

拜啓去る十月八日付にて御書面差上候通り、小生堺鶴見君貴地に參上御訪ね致すべく候に付、何卒御引見賜はり度、委細は同君に言付（ことづ）け致し置候間、篤と御勘考被下度願上候。

本狀は貴市に鶴見君到著の上御手渡可致ものにて候。　敬具

この時伯は、戰後歐洲視察の結果、いよ〳〵日本改造案の計畫熟し、その根本として、一大調査機關を設くるの意

を決してゐたときであつた。伯は歸國後これを時の政府に建白する意思で、その腹案も既に出來上つてゐたのであるが、同時に伯は、四十億弗の富を擁するフォードを動かして、日本に一大研究所を創設せしめ、以て日本の學術進歩を刺戟するとともに、フォードをして日本に一大關心を抱かしめんと欲したのであつた。ゆゑに四月十七日の會見中の談話に言及して、これが具體化に一歩を進めんと試みたのである。

この要件を托せられた筆者は、伯の加州に向つて去つた後、デトロイトに赴いてフォードにこの主旨を談合しようとしたが、遂に面會する機會を得ず、伯の意思はフォードに達せられずして終つた。

一二、紐育到著

フォードとの會見を終つた伯は、十七日午後は休養して旅の疲れを醫し、十時四十五分の夜行列車に投じてデトロイトを出發した。

翌曉六時二十五分、一行はナイアガラに到著し、車を捨てて大瀑布を觀た。さうして午後九時の列車で紐育に向つた。

翌四月十九日朝八時、伯は春光煕々たる紐育のグランド・セントラル停車場に降り立ち、莞爾として多くの出迎人の前にその姿を現はした。

出迎への紐育總領事矢田長四郎の自動車に搭乘して、伯は中央公園の南角、第五廣通第五十九街に聳ゆるプラーザ・ホテルに投宿した。それは十七階建のこのホテルの第三階で寢室、浴室、應接室の外に、同行者の二室を有する

大きい一劃であつた。意外には南北一里、東西半里の大きな中央公園の新緑が、折からの春光を受けて和やかに波打つてゐた。

それから寸時も隙なき紐育での活動が始まつた。

ホテルに旅裝を解く暇もなく、正午には鋼鐵王ゲーリー私邸の午餐に赴いた。主人は食後その大きな家を隈なく案内して、地下室のボイラーより、第一階の厨庖室、さては階上八階の召使の室までも伯に示した。さうして近代米國生活に用ひられる各種の機械設備を說明した。これ等の一切は伯の深い興味を唆らずにはゐなかつた。

その日の夕刻、伯は長距離電話をもつて、華盛頓府の石井大使と語り、最近支那全權が巴里平和會議に於いて發表せる虛僞の日本誹謗を駁すべきことを慫慂した。さうしてその翌日華府に赴いて一切の打合せを行ふべきことを約した。その翌日は日曜日であつて、紐育に於いても爲すべきことなき爲めである。

翌日の行程については、伯の手記がある。

四月廿日（日曜日）午前マチニック氏來訪。高杉良弼來訪。巴里行長嶋隆二ト面會ノ情況大使連ノ行動ヲ聞ク。午後三時四十分發九時三十五分著。大使官邸ニテ晩餐、出淵縫田等同席。我行笠間川上アリ。十一時歸寓。Shoreham Hotel ニ投宿。

本日 Eastern 祭日ニテ電信局休業、市中殆賑通信不能。嗚呼自由國。

一夜を華府に送つた伯は、翌日も亦、石井大使と午餐並びに晩餐を共にして、巴里平和會議の對策を談じた。伯の手記に曰く。

四月廿一日（月）

午前十時寓ヲ出テ大使邸ニ到リ、緩談午餐ヲ共ニシ、自働ママ(車脱)逍遙ノ試ミ、午後四時歸寓、本日ポトマツク Potomac 河畔公園ノ櫻花ヲ見ル。歸郷ノ懐アリ。

當日五臺ノ飛航機翔翔 Victoria liberty loan 勸誘ヲナシ、市中各處貼紙ヲ見ル。

石井大使ト、先昨年十一月三日ヨリ七日ニ到ル巴里會議ニ於テ、日本帝國ヲ無視セラレタルコトヨリ説キ起シ、四大國會議ノ因ヲ慨嘆シタリ。臨合併用ママ(言合)ニ關スル支那事情ト、當時（昨年五月中我外務大臣就任ノ際）ノ米國交渉ヲ陳シ、ランシングト現在問題ヲ生シ居ルコトト、歸朝止ムヘカラサルヲ説明セリ。人種問題ニ關スル石井ノ意見ヲ聞ケリ。大統領改撰ニ關スル談アリ。

午後七時更ニ大使邸晩餐會ニ臨ム。十時散會。歸寓ノ途中散歩。別ニ臨ミ來月八日迄ニ再遊ヲ約シ去リ、シベリアニ關スル講延ママ(遂)ノ草案ノ示シ意見ヲ求メ置ケリ。

昨今巴里ニテ膠州灣問題閣議ヲ爲スノ報アリ。

第四回公債募集ノ際ニ 300 萬弗紐育ニ在駐日本人中ヨリ應シタリト云フ。今回ハ此ノ如キ盛況ヲ見ルコト能ハス。

その夜も亦華府に泊し、翌二十二日朝十時の列車に投じ、午後四時紐育に歸著した。

一三、寸暇なき生活

四月二十二日華府より歸り、五月三十一日夜、この町を出發するまでの四十日間、伯は文字通り寸暇なき活動を續けた。

朝食を終る頃よりの來客、各所の見物、午餐會、午後のお茶時間の名士との會見、晩餐會といふ風に、寸分の隙も

無い生活であつた。

從つてこの頃になると、流石に夜は床に入つて眠るだけが伯の精一杯の仕事になつて、例の日記は殆ど途絶えてゐる。ただ一日々々の日の下に、面會人と出席せる宴會の略記してあるだけである。

しかし紐育では、伯の一行は人數が大分ふえてゐた。日本から同行の新渡戸、笠間、田島の外に、加州より參加した新渡戸夫人、市俄古まで出迎へた河上清、岩永裕吉、それに紐育に於いて伯を待つた筆者と、折々コロムビア大學の暇を見て參加する一藏との九人であつた。

これ等の人々は手分けして、繁忙なる伯の活動を援助した。ゆゑに伯は英語不自由の身をもつて、或は會見に、或は演說に、乃至は新聞に對する意見發表に、或は社交に、何等の不便なく活動することができたのであつた。

殊に伯の外國人との會談には、一種獨特の妙味があつた。桑港に於いて伯と會見したウィルソン大統領の義弟エリオット博士が、「私は後藤男爵と會見した時は、全然通譯といふことを忘れてしまつて、直接伯の言を聞き、伯は直接私の言葉を理解して居られるやうに感じた」と言つたやうに、それは人を魅する伯の豐かな表情であつた。

伯は相手の語るのを聞くときに、決して無理解な、從つて興味なき顏色をしてゐなかつた。全然解らぬ佛語の場合にも、伯は微笑しつつ相手の容貌を見戍り、時に點頭し、時に思案するごとく相手の顏を凝視した。從つて外國人は、伯が全然理解せざるものとは考へ得ない場合がしば〳〵あつた。ゆゑによく英米人は、

『バロンは本當は英語はお解りなのでせう？』

と聞いた。伯自身もまた、

『かうして英語を毎日聞いてゐると、不思議に少しづつ解つてくるね。』

と言つてゐた。

伯はしばしば英語研究に志し、相當數の單語を知つてゐた。さうして天稟の直觀力と機轉とをもつて、相手の物語る單語を繋ぎ合して、その大意を推察したやうであつた。

ことに伯の巧みであつたのは、通譯を使ふ術であつた。

伯は多年外國語で苦勞したため、何時の間にか通譯を通して自己の意思を相手方に徹底せしめる術を體得した。故に通譯を驅使しつつ、縱橫に外國人と論議することができた。この點に於いては、日本の政治家中、恐らくは大隈重信と澁澤榮一とを除いては、伯ぐらゐ上手に通譯を使つたものは無いであらう。

一四、エディソン訪問

華府より歸つた翌二十三日朝、伯は、八時半にホテルを出でて紐育對岸ニュー・ジャージー州のオレンヂ市に、發明王エディソンを訪れた。

それは伯の長い間の希望であつたのだ。

科學に對し深甚の尊敬を有した彼は、科學の祕密を地上に引きおろして、人類二十億の日常生活に顯現したエディソンに對しては、人一倍思慕の情を抱いてゐた。米國行の目的の一つは、この發明界の巨人を訪れることであつたに違ひない。

伯はエディソンの實驗室を見、その中に蟻のごとく精勵しつつある老偉人を眺めた。伯はこの禪僧のごとき天才兒の生活に無限の興味を感じたると覺しく、後年に至るまでも、エディソンの無頓着なる結婚について、物語り且つ笑ふことを已めなかつた。

然しエディソンの伯に語りたるところは、科學と發明とではなかつた。意外にもそれは政治外交の問題であつた。彼は新聞を通じて日本の山東占領を知り、且つ大正四年五月の對支通牒を記憶してゐた。さうして日本の政策を攻擊的口吻をもつて質問した。

伯は通譯を通してこれに答へた。しかし耳の遠いエディソンに、伯の眞意を傳へることは、通譯者に取つては並々の苦勞ではなかつた。

その翌々日、伯は別紙のごとき手紙をエディソンに送つた。

拜啓過日は御好遇を賜り難有存じ候。小生久敷貴下に御面識を得る光榮を宿望仕居候折柄、此の度御目に懸り誠に喜ばしく存じ候。小生貴國語の素養乏しきため卑見僅に通譯に因りて御傳へ申すの外なかりし事を殘念に存じ申候。

貴下より日本の政治に付御話有之大いに嬉敷存居候。小生通譯を介し、貴下に我が國家及び政體の基く政治的諸原則の特色の一端を說明を致さんと試み候。

小生重ねて我國政體は決して專制的ならざる所以を强調致度と存候。貴下との會談にて、小生は　先帝の詠まれ候多數の御製に言及し、以て　先帝の民主的大御心の深く渉らせられ候ことを證示仕候。御約束に從ひ右御製の

二、三首同封仕置候。前に御話申上候通り　先帝は九萬首以上の御製を御作り遊ばされ、しかも夫れは悉く民主的御精神の横溢せるもののみにて候。

別封にて小生寫眞御送付申上候。

擱筆に際し、重ねて御親切を感謝仕候と共に、再び御目に懸かり得る日を期し申候。　敬具

一五、マッカドウ會見記

四月二十五日は、朝十時半、世界に一、二を爭ふ寶石商店ティファニーを訪れ、寶石の世界的權威クンツ博士の案内で、廣い建物の内を全部參觀した。黄金細工の室にて、一年に生ずる金屑一萬圓と聞き、伯は日本の大臣の俸給を凌駕すと笑つた。

午後は博物館および美術館を見物し、その夜は總領事邸へ一行のみ晩餐會に招かれ、久しぶりに日本語で縱横論議した。

その翌二十六日は、早朝より來客攻めであつた。

その午後五時半にウィリアム・ギッブス・マッカドウが、伯の部屋を尋ねてきて、筆者の通譯で兩人は約一時間に亘つて懇談した。さうしてその夜筆者は直ちに、その會談の内容を忠實に記錄した。下掲のそれである。

マッカドウはウィルソン内閣の大藏長官兼鐵道局總裁を勤め、最困難なる戰時財政に非凡の手腕を發揮し、人をしてハミルトン以來の名藏相と言はしめた人であるが、妻を失つて、閣員たりし間にウィルソン大統領の女を娶つた。

しかるに伯と會見せし年の初めに至り、彼は突如として內閣を去り、天下を啞然たらしめたのであつた。外間の揣摩臆測は、彼が次期大統領たるの準備であるとなした。

彼はその剃刀のごとき頭腦と、人を人とも思はざる膽力とをもつて、民主黨中ウイルソンに亞ぐ偉材と目せられてゐた。彼はこの時同じくプラーザ・ホテルに泊つてゐたのである。

この會見は、伯の米國滯在中の最も重要なる出來事の一つであつた。伯はまづ戰後世界金融の中心が、倫敦より紐育に移動すべきや否やについて問ひ、マッカドウはこれに對し、頗る明快なる答辯を與へた。

伯　戰後世界之金融財政狀態ハ如何成リ行クベキカ。倫敦ノ金融的地位ハ紐育ニ移動スベキヤ如何。

マ　余ハ移動スベシト思考ス。乍併之レ各般ノ事情ニモ依ルコトナリ。

先ヅ米國ハ天資ノ富源ノ豐富ナル點ニ於テ罕ニ見ルノ國ナリ。之ガ爲メニ國民ハ從來其ノ國內ノ開發ニ沒頭シテ他ヲ顧ルノ暇無カリシヲ以テ、外國ニ對スル興味乏シク、金融、財政、通商、貿易等ノ事業ニ於テモ、歐洲諸國殊ニ英佛ノ如ク世界的ニ活動スルノ經驗ヲ缺如シタリ。而シテ次ニ米國民ハ自國本位ナリシ爲メ、世界的知識ニ對スル教育ヲ缺如シタリ。此等ノ點ニ就テハ米國ハ世界金融ノ中心タル爲メニ不利益ノ地位ニアリ。然レトモ、斯ノ如キハ國內先覺者ノ指導ト教育トノ宜シキヲ得バ、必ズ矯正スルコトヲ得ベキ點ニシテ、戰後米國ハ世界金融ノ中心タルニ妨無シト存ズル次第ナリ。

ここにおいて伯は戰後米國の海外投資に就いて問ひ、また日本の對支借款の缺點を物語り、將來の國際貸借の傾向について、互に腹藏なき意見の交換を行つた。

伯　然ラバ、米國ハ戰後、外國ニ投資ヲ試ミテ、外國公債株券等ヲ購入スベキヤ。ハタ又其ノ蓄積シタル資本ヲ國內ニ於テ使用スベキヤ、御高見如何。

マ外國ニ投資スベシト思考ス。乍併此點ニ關シテモ多少米國特有ノ事情ノ存スルモノアルハ忘ルベカラズ。

第一ニ米國ニ公債等ヲ賣出サムトスルニ當リテハ、米國銀行家側ニ於テ國民ヲ教育スルノ必要アリ。前ニモ述ベタル如ク、米國民ハ世界的知識ヲ缺如シタルガ故ニ、其ノ賣出スベキ公債ノ性質、賣出國ノ政府ノ基礎ノ強弱、同國內ニ於ケル產業ノ安否等ニ關シ、十分ナル說明ヲ與フルヲ要ス。此點ハ米國銀行家ニ於テ公告（パブリシチー）ト教育（エヂュケーション）トノ二點ヲ努力スルヲ要ス。

次ニ過去ノ實績ヲ見ルニ、南米ノ或政府ノ公債ノ如キハ、アマリ成功セザリシモノアリ。之ハ其ノ政府ノ基礎ノ薄弱ナリシ爲メニシテ、將來ニ於テハ有望ナル公債ナリセバ、米國民ハ之ニ應募スベシト思考ス。

只玆ニ問題トナルハ、債權國ト債務國トノ關係ナリ。米國ノ諺ニ汝ノ友人ヲ敵ト爲サムト欲セバ彼ニ金錢ヲ貸與セヨトアリ。只此諺ガ個人關係ニ於ケルト同樣、國家間ニ於テモ通用スル原則ナルヤ否ヤハ問題ナルベシ。從來ノ經驗ニ於テハ政府間ノ貸借ハ兩國ノ結合ヲ密接ナラシメタル如キモ、國民ト國民トノ間ノ貸借ハ却テ其ノ關係ヲ疎却シタル如ク思ハル。依テ將來ニ於テハ國家間國民間ノ貸借ニ於テ充分ノ注意ヲ拂ヒ、以テ斯樣ノ不幸ノ發生セザル樣盡力致スベキモノト存ズ。

伯

其ノ御說ハ最モ興味アル點ト存ズ。就テハ余一個人トシテ率直ニ申上タキ事アリ。余ハ測ラズモ外相ノ任ヲ受ケザルベカラザル羽目トナリテ、已ム無ク就任致シタルガ、其ノ折對支借款ニ就テ經驗シタルコトヲ御話致スベシ。

日本ガ今日支那ノ嫉視ヲ受クルハ、其ノ重ナル原因ノ一ハ投資國タルガ爲メナリ。日本ハ英、佛等ノ如キ歐洲諸國ノ轍ニ倣ツテ貸付ヲ行ヒタルガ故ニ、支那ノ惡感ヲ受クルノ羽目トナリタリ。然ルニ比較的良好ナル手段ニテ貸付ヲ行ヒタルハ米國ノミナリシ故、米國ハ支那ニ於テ最人望アリ。日本ノ政治家ニシテ今少シ賢明ナリセバ、今少シ新式ノ方法ヲ以テ對支借款ヲ行ヒ今日ノ如キ不利ヲ招カザリシナラムト存ズ。

右ハ余一個人トシテ腹藏無キ所ヲ申上タル次第ナリ。

マ　貴意了承、面白ク拜承シタリ。右ノ御說ノ如ク、將來國家間ノ貸借ニ就テハ、新方法（ニューメソド）ヲ用キザルベカラズトノコトハ至極御同感ニシテ、之ニ依リテ、先ニ申上タル米國ノ諺ヲ一個ノ空言ニ終ラシメタキモノト思考スル次第ナリ。

それより伯は、マ・カドウが鐵道局總裁としての經驗に基く勞働問題について質問した。これに對して彼は、その持說たる民業解放論を基調として、勞働者の地位向上を力說し、更に伯が、然らば勞銀引上の結果、生產費過大となり、資本家の困難は勿論產業自體の困難を來さずやと問へるに對しては、世界平和の組織化による軍備低下に、その負擔輕減の因を發見し得べしと答へた。

伯　次ニ御伺ヒ致シタキハ貴國ノ勞働問題ノ趨向ナリ。戰後、此國ノ勞働問題ハ如何樣相成ルベキヤ。

マ　勞働問題ト申シテモ隨分範圍ノ弘キコトニシテ、概括的ニ御卽答致シ兼ヌル次第ナルガ、今少シク具體的ニ範圍ヲ限リテ御質問ノ要點ヲ承リタシ。

伯　夫ハ例セバ、資本ト勞働トノ關係ニ於テ如何ナル程度ニ落付クベキヤ、賃銀ハ如何樣相成ルベキヤ、勞働狀態ノ改善ハ如何樣ニ相成ルベキヤ等ナリ。且此際申上度キコトハ、我日本ニ於テハ勞働者ノ狀態、否廣ク產業ノ全般ニ於テ、頗ル歐米各國ト異ルモノアリ。故ニ目下巴里會議ニテ世界ノ勞働問題ヲ一律ニ解決セムトスルノ案アル模樣ナレドモ、右ハ事情ノ異ナル爲メ却テ不利ノ結果ヲ生ゼズヤト考フルナリ。旁〻貴國ノ勞働問題ニ就テ御伺ヒ致ス次第ナリ。

マ　貴國ニハ勞働組合ノ如キ組織アリヤ。

伯　米國、英國等ノ如キ組織ナシ。

マ　然ラバ小生ノ經驗ヲ以テ貴問ニ御答ヘ致スベシ。小生ハ先般卽本年一月初旬迄鐵道ニ關係致シ居リタルガ、當國鐵道從業員二百萬人アリ。故ニ鐵道問題ノ最重要ナル部分ハ勞働者ノ問題ナリ。之ガ對策トシテ、小生ハ第一ニ勞銀ノ引上ヲ行ヒタリ。蓋シ從來下級現業員中ニ勞銀過少ノ者アリタレバナリ。第二ニ八時間勞働制度ヲ實行シタリ。第三ニ待遇ノ平等ヲ實施シタリ。卽チ從來、各私立會社ニ依リテ待遇ヲ異ニシ、或ハ勞働組合ヲ嚴禁シタルモノアリタルヲ以

テ、余ハ、鐵道從業員ハ勞働組合ヲ組織スルヲ妨ゲズ。只勞働組合員タルト否トニ依リテ毫モ厚薄ノ差別ヲ設ケザルコトト致シタリ。

第四ニハ、同樣ノ勞役ニ服スル者ハ人種ト性トニ關係ナク、同樣ノ賃銀ヲ給與スルコトノ主義ヲ實行シタリ。即チ從來女ハ同樣ノ仕事ヲナシツヽモ、男ヨリモ賃銀安ク、南部ノ黑奴ハ白人種ヨリモ安シ等ノコトアリシヲ廢シ、全部一律平等ト致シタリ。

抑ヽ勞働ノ問題ハ選擧權ノ問題ト關聯ス。方今普通選擧ノ世、又女子參政權賦與ノ時代ニ於テ、彼等ガ其ノ選擧權ヲ活用シテ勞働收穫ノ平等ナル分配ノ要求スルハ當然ノ理ナリト思考ス。依テ政治家資本家ニ於テハ公平ナル態度ヲ以テ之ニ臨ミ、正當ナル要求ヲ容ルヽノ可トスト思考ス。即チ勞働問題ノ解決ハ政治上、並ニ經濟上ノ兩方面ヨリ行ハルベキモノト存ズ。

伯　貴意面白ク拜承シタリ。只今一ツ伺ヒタキハ、勞働者擡頭ノ結果、勞働賃銀引上ハ如何樣ノ程度ニ落付クベキヤ。戰時中引上タル勞銀ト資本トノ關係並ニ將來ニ於ル產業發達ノ經路如何ナルベキヤ。

マ　然リ。茲ニ於テ根本的ノ問題ニ到著スト存ズ。即チ多數民衆（コンモン・マッス）ノ解放（アンリーズ）ト申ス問題ナリ。過去ニ於ケル各國政府ノ政治ハ多數民衆ニ取リテ、一方ナラヌ重荷タルノ觀アリタリ。之ガ爲メ、多數人民ノ營々タル勞役ハ政府ノ租稅其他トシテ徵收セラレ富ノ正當ナル分配ヲ妨ゲタルコト尠カラズ、民衆ハ皆之ニ疲レタリト申スベシ。而シテ其ノ原因如何ト申サバ皆戰爭ニ對スル準備（プリパレーション・フオアー・ウオアー）ニ存シタリ。軍備ノ競爭、戰爭ノ恐怖、自衞的準備等ノ思想ガ過去ノ國民念頭ノ第一問題タリシナリ。

然ルニ今ヤ世界ニ普通動搖リタリ。即チ戰爭ニ對スル準備ニ代ノルニ、平和ニ對スル準備（プリパレーション・フオアー・ピース）ト申スコト即チ之ナリ。是レ實ニ世界歷史ニ先例無キ處ニシテ、從來戰爭ノ一字ニ着目シタル世界民衆ハ、平和ノ一字ヲ凝視セムトス。之レ思想上ノ一大廻轉點ナリ。人ハ戰爭ヲ思フコト久シケレバ必ズ戰爭ハ實現ス。反之平和ヲ思フコト深ケレバ平和ハ必ズ到來ス。之レ民衆ノ著眼點ノ一大變化ト存ズル次第ナリ。而シテ既ニ平和ノ爲メノ世界的組織（オーガニゼーション・オブ・ゼ・ウオールド）ヲ形成スル以上ハ過去ノ如ク軍備ノ爲メニ巨大ノ國帑ヲ靡費スルヲ要セザルヲ以テ或ハ租稅ノ輕減トナルカ、又ハ租稅ノ有益ナル使用ト相成ルベシ。於茲初メテ勞働收穫ノ正當ナル分配ハ實現スベシト存ズ。

最後に主客兩人は、日米戰爭論の妄を斷じ、兩國が相提携して世界平和に貢獻すべきことを語り合つた。

伯　其ノ點ハ衷心御同感ニ堪ヘザル所ナリ。次ニ余ノ日本ニアリタル折、時々、日米衝突ノ妄說ヲ耳ニ致シタルモ、邦人ノ痴說ト耳ニモ掛ケザリシ所、今回當國ニ來リテ後、折々左樣ノ話ヲ貴國人ヨリ質問セラレテ、實ニ吃驚シタル次第ナリ。右ハ如何樣ニ御觀察相成ルヤ。

マ　日米衝突說ノ如キハ一顧ノ價値ナキ妄說ナリ。茲ニ小生ノ實驗ヲ御話シ申上グベシ。夫ハ大藏卿在任當時前後四回自由公債募集ノ爲メ全米國ヲ遊說シタルコトアリ。當時恰モ、獨逸外相チムマーマン氏ノ墨西哥政府ニ送リタル公文ノ暴露シタル時ナリシヲ以テ余ハ之ヲ逆ニ利用シテ、日本ガ斯ノ如キ陰謀ヲ一蹴（スパーン）シタルコトヲ演說シテ日米親交ヲ力說シタル所、頗ル米國人ノ同感ナルコトヲ觀取シタリ。余ハ日本ニ對シ深厚ナル友情ヲ有ス。而シテ之レ米國民大多數ノ抱懷セル所ナリ。只國家間ノ感情ノ激昂ハ何故カ知ラネド折々起ルモノナリ。只今ノ伊太利ノ騷ヲ御覽アレ。米伊ノ親交一日ノ故ニアラズ。且又今回戰爭ニ米國ノ伊太利ヲ援助シタル一再ニ止ラス。二十億弗ノ貸付數萬ノ兵士、多量ノ食糧、之レ皆伊太利人ノ感謝セル所一個ノ些々タルフユーメノ港ト交換シ得ベキ處ノモノニアラズ。シカモ國民ノ感情ノ激昂スルヤ斯ノ如シ。日米間モ亦然リ。一時ノ感情ノ行違アルモ、之レ要スルニフライ鍋ノ焰ニ過ギズ。天下燎原ノ火ニアラズト御承知アリタシ。而シテ之ハ內々申述ブル所ナルガ、日米問題ノ愚說ハ實ハ米國ノポリチツクスナリ。實ニポリチツクスト申スモノハ困リモノナレドモ、之ハ貴國ニテモ御同樣ナラム。加州ノ政治家ガポリチツクスノ爲メニ利用セルニ過ギザレバ決シテ御介意アルベカラズ。根本ニ横ル日米間ノ友情ハ深厚ニシテ不變ノモノナリ。

伯　御率直ナル御話ヲ承リテ頗ル愉快ニ存ズ。其ノ御好意ニ對シ小生モ個人トシテ淡泊ニ申上グベシ。日米開戰說ニ對シ、米國ハ有力ナル武器ヲ有ス。卽チ經濟的地位ナリ。日本ノ輸出品ノ大宗ハ絹ト銅ナリ。而シテ絹ノ上華客ハ米國ナリ。米國ニシテ其ノ港ヲ閉鎖シテ日本ノ絹ヲ排斥セバ、日本ノ産業ハ大頓挫ヲ來スベシ。斯カル經濟的弱點アル日本トシテ、米國ニ對シ開戰

シ得ル理由ナシ。之レハ隨分打開ケタル話ナレド先刻來ノ御好意ニ對シ申上ル次第ナリ。

マ　斯樣ノ日米衝突ノ如キ妄説ヲ耳ニスルニ就ケテモ、今回ノ巴里ニ協議進行中ナル、世界ノ平和的組織ト申スコトノ必要益々痛切ニ感ゼラル、次第ナリ。平和的組織一度成ラバ戰爭ニ關スル浮言流説漸次其ノ跡ヲ絶チテ、世界ノ健全ナル進歩ヲ見ルコトヲ得ベシト存ズ。

かくして會談一時間、兩者は互に得るところ尠なからざりしを謝しつつ、再會を約し、溫かき握手を交して袂を分つた。

マッカドウの去つた後、筆者は伯に向つて訊いた。

『マッカドウをどうお考へですか。』

伯は言下に答へた。

『俊敏酷薄な男だね。しかし偉い奴だ。今まで遇つた米國人の中で、一等の人物だな。』

筆者はこの言葉を聞いて愕然とした。通譯を通しての唯一回の會談で、これだけマッカドウの人物を、伯が看破しようとは、筆者は豫期しなかつたのである。

當時はマッカドウに對する贊否の論が囂々として全米に湧き、未だその人物について定説のなかつた時である。ただ彼がウィルソンの股肱たり、女壻たるの故をもつて、ウイルソンのごとき理想家たるかの感を抱いてゐた人も少なくなかつたのであるが、伯は直指人心、一氣にその人の本心を洞破したやうに、筆者には思はれた。

マッカドウの去つてのち少時すると、ハンター大學の政治學教授ドウソン博士が訪れてきた。それは伯が米國の政

治組織及びタマニー・ホールの實情を研究したいとの希望があつたので、同博士を招いて、夕食を共にしつつ、筆者と三人で會談したのであつた。

一六、ローズヴェルトの墓へ

四月二十七日は、朝は宗教家ギーリックク博士の來訪あり、午後は紐育第一と云はれるチェーズ・ナショナル銀行の頭取ヘップバーンが來訪した。彼はその先々代が久しく日本に住つてゐたことのある關係を以て、その兩三年前東京帝國大學にヘップバーン講座を寄附した人である。

彼は伯を訪れて、いと熱心に世界動搖期に於ける日本の特有なる地位について說いた。

『今日戰後歐米が、人心荒怠し、紀綱弛緩し、爲めに社會的大動搖を生ぜんとするの惧れある時、ひとり日本のあつて、國維森嚴、社會安定の範を示すは、我等の欽仰措かざるところである。日本の社會的安定こそは、我等西洋各國の集まつて中心とすべき柱である。』

それは當時の世界の社會不安を想起するにあらずんば、理解し得ざるところである。この伯の訪米當時は、米國内に於いて、革命的勞働罷業の起らんとし、黑奴の內亂の爆發せんとする兆候歷然たるときであつたので、資本家間に於いては、深刻な不安恐怖の念があつたのである。

その夜は、伯と一行は實業家マチニック夫妻に招かれて、デルモニコの料理店に會食した。マチニックは米國の機關車を滿鐵に賣つた男で、伯の遞相時代、伯に自動車を贈つたのも彼であつた。

その翌二十八日午後、伯は河上清と筆者とを伴つて、紐育を發し、對岸ロング・アイランドのオイスター・ベーを訪れた。ダブルデー・ページ出版會社長フランク・ダブルデーの家に一泊するためである。

ダブルデーの家に赴く途上、伯はセオドール・ローズヴェルトの墓を訪れた。

オイスター・ベーの小さい町のほとり、ささやかなる丘の上の共同墓地に、ローズヴェルトは眠つてゐる。細徑を踏んで登ること三、四町、鐵柵に圍まれた三、四間四方の墓地が、彼の最後の休息場である。丘上よりはるかにロング・アイランド・サウンドの清波を望む。折柄の快晴、春の日は赤々と町と海とに光つてゐた。

その簡素な墓標こそ、あの豪快跌宕の風雲兒が地上に殘した最後の記念碑なのだ。彼はこの年（一九一九―大正八年）の一月六日に死んだのであるが、遺言によつて一切の形式と參會者を辭し、ただ親族親友のみによつて、この小邑の先祖代々の教會内で葬儀を擧げ、その後方の共同墓地に葬られたのである。

『簡單な墓だなあ！』

伯はただそういつた。そうして鐵柵の外から、懷かしげに墓石を眺めてゐた。

その夜はダブルデーの家に一泊し、翌朝紐育へ歸つてきた。

一七、招宴又招宴

オイスター・ベーから歸つた日、伯は鐵道俱樂部で米國鐵道青年會の幹部の午餐會に臨み、その夜は外交評議會の夜宴に出て、短かい挨拶をした。

翌三十日の晝は、支那で鐵道を經營してゐたケーリー主催の銀行倶樂部の午餐會、夜はインターナショナル・コーポレーション主催の宴會が、メトロポリタン倶樂部で催され、伯の挨拶の外に、鋼鐵王ゲーリー、紐育ワールド主筆ドン・サイツ、新渡戸稻造等の演説があつた。

五月一日は、伯に取つて頗る興味ある日であつた。その日は瀨古三井物産支店長と、マチニックとの案内により、紐育を北に去る四時間程のスケネクタディーに、米國電氣界の覇者たるジェネラル・エレクトリック會社を訪れ、その智嚢たる發明家シタインメッツと會見したのである。

シタインメッツは、エディソンと駢稱せられる發明界の天才で、夙く獨逸より來り、初め社會主義者であつたのが、渡米の後は資本主義に改宗し、ただ孜々として發明に餘念ない風變りな人物であつた。彼はせむしであつた。彼と伯とは獨逸語で會談した。このせむしの奇異な老人の印象は、永い間伯の念頭に殘つてゐた。その翌日紐育に歸り、翌三日の午餐には雜誌ニュー・リパブリックの主筆クローリー、新進論説記者ウォーター・リップマン等を招いて時局を談じた。

四日の午餐には、郊外ハーモンの小邑に、雜誌ネーションの主筆マッセーの私宅を訪れ、食事を倶にして歸つた。このニュー・リパブリックとネーションとは、共に米國の進歩的高級週刊雜誌であつて、日本に對しては、餘り好意ある態度を取つてゐなかつたのである。

翌五日は早朝ホテルを出でて紐育市の小學校を參觀し、それを終つて、文豪アーヴィングの名に因む同名の中學を訪れた。

その日の午後四時半、インターナショナル・コーポレーションの社長ストーンを訪れ、茶菓の饗應に預かつたが、その折、ストーンは、その一兩日前歐洲より到著したる一通の長信を取出して、これを伯の爲めに讀んだ。それはナショナル・シティー・バンクの頭取ヴァンダーリップからの手紙である。

この當時ヴァンダーリップは、戰後歐洲各國を視察してゐたのであるが、その結果は頗る徹底せる觀察を抱き、歸國の後、紐育の經濟倶樂部大會席上にこれを發表するや、その悲觀説は米國財界に一大センセーションを惹起し、爲めに有價證券の大値下りを生じたのであつた。それが一つの原因となつて、彼は間もなく銀行頭取の職を辭して野に下つた。しかし彼の豫言はその後著々として的中した。

その思想の中核を爲せるものが、このときストーンの伯に示した手紙である。ヴァンダーリップはこの内容を、後に「歐羅巴に何が起つたか」と稱する一冊子として天下に發表した。

伯の日記に次のごとく記してある。

五月五日午後四時半 Stone 氏宅訪問。
ワンダリップ氏巴里ヨリ通信朗讀。
歐洲今回ノ亂ハ意想外ノ結果ニシテ、米國ニテ想像セシ以上慘淡(ママ)タル崩壞ヲ來セルモノナリ。要スルニ歐洲諸國全然破産セシモノヽ如シ。只單ニ金融上ノ破産ニ止マルモノナラシメバ、其回復モ亦甚タ容易ナリ。各方面ニ於ケル破産ニシテ、單ニ金融上ノ窮迫ニ止マラサルナリ。
歐洲ハ全然再造セラレサルヘカラス。
フーバー氏。

して活躍したストレートの未亡人が、その鉅萬の富をもつて後援してゐるのであつて、同夫人が支那の同情者たる關係もあつて、議論はややもすれば支那左袒に偏し易いのであつたが、この夜の宴會には、そのストレート未亡人自身が出席して、伯と久濶を敍することなどあつて、意味深い會合となつた。その參會者の一人に、チャールズ・エー・ビーアド博士があつたが、それが後年伯に聘せられて東京に來ようとは、神ならぬ身の伯も、博士も、その夜は露知らなかつたのである。

一八、華府の十日間

五月九日朝十一時八分、ペンシルヴェニア停車場を發して、伯は華盛頓に向つた。

それは前回と異なり、伯の米國首府の正式訪問であつたのである。從つて五月二十日貴府に向つて出發するまでの十一日間は、寧日なき繁忙生活であつた。

十日午前石井大使訪問、午後はスミソニアン・インスティテュートを參觀し、人類學者某博士と會見し、夜八時よりは石井大使の正式晩餐會に臨んだ。

翌十一日は石井大使の來訪あり、午後は日本の友人にして女流評論家たるシドモアー女史のお茶、夜は出淵參事官の招宴。

十二日は朝、國務省を訪問して、國務長官ランシングの巴里不在中代理せる次官ポルクと會見し、午後は再びシドモアー女史のお茶に赴いて、華府の有力者數名と會談した。

十三日の午餐は、前駐日米大使オーブライアンの招くところとなり、午後のお茶は、これも前駐日米大使アンダーソン邸に招かれた。そして夜はスミソニアン・インスティテュート會長ウォルコット博士邸に赴いて、華府の有力者と會した。

十四日午餐はボルクの招待、午後はビューロー・オヴ・スタンダードを見物した。

このビューロー・オヴ・スタンダードの參觀は、伯の今回の訪米の大きい獲物の一つであつた。この局に於いて、米國の凡ての機械の規格を統一し、全國産業に對して據るべきの指針を示してゐるの事實は、大いなる示唆を伯に與へた。伯の日本改造案の根本は、近代科學の原則に從つて、國民能力の總動員を行ふことにあつた。その具體的の事例を、彼はいまこのスタンダード局に於いて發見したのである。彼が歸國後發表したる大調査機關設置の議は、この參觀に啓發刺戟せられたること尠少でなかつた。

十五日はコングレッショナル・ライブラリーを參觀して、圖書館長と午餐を共にし、夜はヴェネズェラ・リセフションに出席した。

十六日朝、地學協會會頭グローヴナー博士の來訪を受け、十二時ホテルを出でて、此の國の國祖ワシントンの舊居マウント・ヴァーノンを訪れ、夜はリザーヴ・ボード局總裁ハムリンの宴に赴いた。

五月十七日は早朝動物園を見物し、次に電話局に赴いた。これは電話の發明者ベルの案内であつた。

翌十八日は日曜日であつたので、伯は小閑を得て伊東巳代治に手紙を書いた。

十九日朝、大使官邸に於いて船舶院總裁ハーレーと會見した。伯は日記に次のごとく手記してゐる。

午前十一時兼而約束シタル船舶院長 Hurley ト大使館ニ會見ス。大使同席通譯ノ勞ヲ取ラル。

問題

日米間船舶同盟ヲナシ輸出輸入各均分ノ法ヲ設ケ無用ノ競爭ヲ避クルコトニ對シ我意見ヲ求メラレタリ。

余ハ大體ニ賛同ヲ表シ置ケリ。

それより別れを告ぐる爲め、招待せられたる人々の私宅を廻つて名刺を殘し、午後二時は勞働長官ウィルソンを訪れて、勞働省設立の沿革、勞働者の權限、勞働組合の利害得失、米國に將來勞働黨起るべきや否や等に關し、長時間に亙つて意見を交換した。さうして夜は外務次官補ブレッケンリッヂ・ロングの夜宴に臨んだ。

これが伯の華府滯在の最終日であつた。およそ一私人として米國を訪れたる日本人にして、首府に於いて伯のごとく朝野より款待せられし者は、從來その例を見ないと言はれた。

一九、紐育歸還

かくて多忙なる華府滯在を終つた伯は、五月二十日をもつて此の地を去つて、フィラデルフィア市に赴き、その夜七時三十分、同地のユニオン・リーグ倶樂部に催されたボールドキン機關車會社社長ジョンソンの招宴に臨んで演說した。

その翌朝紐育に歸つて、夜はヘップバーンの晩餐會に臨み、翌二十二日の夜は、プラーザ・ホテルに開かれた矢田總領事の公式夜會に出席し、鋼鐵王ゲーリー、銀行家シッフ、新聞聯合社社長ストーンその他の有力者と會合した。

二十三日はコロムビア大學總長バトラー博士邸の夜宴、二十四日は、朝は日曜學校參觀、夜は正金支店長の晩餐より日本人會演說、二十五日はインディア・ハウスのスターリングの午餐會、二十六日は日本倶樂部晩餐會、二十七日朝は萬國基督教青年會總幹事モット博士の來訪、午後はナショナル・シティー・バンク頭取ヴァンダーリップとの會見があつた。

翌二十八日は、午餐はインディア・ハウスにマチニックの招宴、夜は嘗て朝鮮に滯在した神學博士ブラウンの主催にかかる基督教宣教師團體の招待會に臨んだ。この席上に於いて伯は、基督教の何故に日本にさらに廣汎に傳播せざるやとの問ひに答へて、

『それは基督教が排他的であるからだ。』

と、單刀直入に喝破した。この一言は深く列席の人々を刺戟し、反省の材料を提供したといはれる。

二十九日は朝の十時に、歐洲より渡來する移民の米國化を取扱ふ歸化局に赴いて、活動寫眞を見物し、午後一時よりエール倶樂部で教會平和同盟並びに世界聯盟の主催になる午餐會に出席して、前夜同樣この國の有力なる宗教家と會見した。

五月三十日はインターナショナル・コーポレーション社長ストーンの案內で、ハッグ島の造船所に赴き、巨船の進水式に臨場した。當時米國は、對獨戰爭は終了したが、尙ほ戰後の輸送の爲め全速力をもつて商船を建造しつつあつたのである。この進水式には、海軍長官ダニエルスも臨場し、伯とともに撮影した。

かくて多忙なる米國滯在が終つた。

五月三十一日の夜十時、伯はグランド・セントラル停車場を發して、加奈太のハリファックスに向つた。それは渡歐の汽船アクヰタニア號が、或る事情のため、紐育出帆を變更して、ハリファックス出帆となつたからである。

翌日は終日車上に暮し、六月二日ハリファックスに到著したる伯及び一行は、アクヰタニア號に乘船すると、その正午をもつて北米大陸の岸を離れて、歐羅巴に向つた。

二〇、米國記者の印象記

伯の在米中米國新聞に現はれたる記事は、枚擧に暇ないほど多數に上るのであるが、その中特に興味ある左の一節を紹介する。これは六月十五日の紐育トリビューンの日曜版に掲載されたもので、スタンレー・フロストの筆に成る伯の木版畫の肖像を入れて、一頁全部を埋める長い記事であるが、その冒頭の數千語は「米國記者の眼に映じたる後藤新平」ともいふべきもので、興味深きゆゑにこれを次に譯出する。

老齡の後藤男爵、若返りに有爲の青年達を聽す。

――日本政界の長老若返りを欲す――

どうすれば人間は知識の若さを增すことができるか。

讀者試みにローズヴェルトの特色中よりその人望と精神的將器とを取り、ハリマンの實行力の多分をこれに加へたるごとき人、さうして斯かる特質により、國務を敢行し、遂に黨派的背景もなく、全く自力をもつて最高人物の一人となり、而かも、世界改造の一大危機に際會して、各黨派が甘んじてその統率と指揮とに服した程の人を頭に想像せよ。

更に、齡六十有二歲で、己れの人生觀が陳腐と化しし老巧な知識の政治的手腕だけでは、祖國の急に應じ難しとして、己れに繋

る世上の輿望に副ふためには、先づ精神の若さを新にし、陳腐となれる自分の考へ方を、變化しつつある青年達の思想に適合せしめるため抛棄し、大戰の結果として世界が受けつつある有形無形の諸變化を親しく見、且つ研究するの必要を發念した老人を想像せよ。

この人こそ別人ならぬ、日本政界の長老、植民、鐵道の爲政家、近く多難なりし大戰の末期と平和會議の準備時代とに外務大臣たりし後藤新平男である。男は一流の政治的手腕の特徴たる創意と勇氣とを事實上證明した方法によつて、男の若返り問題を解決せんとしてゐるのであるが、この考案は僅かに天外の奇想たるを失はない。

男は自分を刺戟する方法に、若い青年達を配下に聘したのであつて、七人の斯かる青年と共に世界を周遊し、彼等の眼を通じて世界の動きを見、是れに對する青年の反應を索り、今日の青年と明日の指導者達が、歷史上のこの大危機に在つて、何を感じ、何を考へ、何を希望するかを知らんとしてゐるのである。

――刺戟にはもつて來いの人達――

この青年達は、青年特有の刺戟的價値の故に、選ばれたもので、彼等の職能は男爵の意氣を鼓舞し、必要に應じては男爵の心をピンで突き刺すことであるのだ。されば彼等はその能力と觀察力と訓練された才能とを標準として、愼重に選任されたものである。彼等は思想に於いて獨創的であり、自立的であり、論議を固執するの特徴との故に、又彼等は男爵の聽き度いと考へられることに熱中する方法を講ずることでなくて、自分達の見聞したことを語ることを第一義として主張するの故に選任されたものである。彼等は夫々異つた性質の持主であり、銘々別々の見解を有つてゐる。彼等は所謂青年（ヤンガー・ゼネレーション）特有の色々な考へを有してゐるので、男爵は、彼等青年を通じて世界を觀察してゐるのである。

男爵はこの考案は成功だと思つて居る。斯樣に周到な用意で集めた精神上の新施設を土産にもつて、男は間もなく、本國で待つてゐる素晴らしい權勢の地位に就くために歸國されるのである。尤も、それが男爵の大きな望みであり、期待であるかのやうに見られることは避けてゐるらしいが。

彼は六十二であるが、年よりは十年は若く見える。彼の風采全體とそぶり——スケールは稍劣るが——十年前のローズベルトを髣髴たらしめるものがある。

男爵の顔は、トランプの札配りを背後から覗いてゐる人に見るやうな笑ひを時々含むだ人の良さ相な顔で、頭を覆ふ髪には霜を戴いてゐる。頭髪は一本も脱け跡がないやうに見えるほど、非常に密生してゐる。玉の厚い眼鏡は丁度顔の一部分のやうに見えるが、美しい恰好の鼻梁に架かつて居り、口元は短かく刈り込んだ鬚と皇帝髭で半ば隠れてゐる。

第二節　英國訪問

一、新渡戸のために書を讀む

巨鯨のごときアクヰタニアは、碧い大西洋の潮路を分けて、英國に向つて出發した。伯はゲーンスボロー特室に落著いた。それは寢室、浴室、應接室、並びにサン・ルームより成る豪華なる部屋で、應接室にゲーンスボローの名畫の掛れるより、この名をもつて呼ばれてゐたのである。

一行は、伯と新渡戸の外に笠間杲雄、田島道治、岩永裕吉と筆者の、合計六名であつた。この四人は等しく新渡戸の門下生で、社會に出でて後、伯の下に仕事を始めた人々であつたから、一行六人、その趣味性行に於いて相共通するものがあり、笑聲歡語、日より夜に續いた。

洋上風なく、初夏の日は暖かであつた。

千里船を泛べて、同氣相求む。それは輝ける幸福を約束してゐた。ただ玆に一抹の陰影を投じたものは、新渡戸の病であつた。新渡戸は賀府とボストンとの名醫の診察の結果、危險なる眼疾と宣告せられてゐたのであつた。彼は極度の讀書の結果、兩眼を害し、ここ兩三年のうちに、全然視力を失ふの危險あることを告げられた。ために彼は、一切の讀書を嚴禁されてゐたのである。

讀書は殆ど彼の唯一の道樂であつた。否殆ど彼に取つては生命に次ぐ重大事であつた。いまその唯一無二の道樂を奪はれた彼の失望と苦惱とは、見るも痛ましきばかりであつた。

伯はこの新渡戸の苦痛にいたく同情した。

その當時筆者は、日本より送られたる倉田百三の「出家とその弟子」を携へてゐた。船に乘るとすぐ筆者は、これを簡底より取出して伯に、

『これは先日、愛子から送つて參つたのですが、近頃での名作だと思ひます。船の中でお讀みになりませんか。』

といつて手交した。

その翌日である。筆者は船室を出て、甲板に散步に出掛けた。そして甲板椅子の數多く並べてある邊にさしかかると、何か聲高に日本語で話してゐるのが耳に入つた。筆者はふと立ちどまつて、その聲のする方を見た。

二人の人が甲板椅子の上に長々と寢てゐる。それは伯と新渡戸である。耳を澄ますと、伯は東北訛りの聲を擧げて頻りに「出家とその弟子」を、新渡戸のために讀んでゐるのだ。

ン大統領の聲明に信頼して、我々は休戰の約を結びました、しかるに今日、斯くの如き條件を强制せらるることは全く意想の外であります、併し乍ら、今日となつては、抵抗も出來ませぬ、この上は國を擧げて、聯合國にお任せ致しまする、どうかご自身で獨逸國内にお入りになつて、獨逸國からご希望のものをお取立て下さい――かういつて獨逸の政府を、スポンと聯合國に引渡してしまふんだ。さうすれば、聯合國はどうすることもできない。それが死中活を得る途だ。それができなくては獨逸は救へないね。』

伯はさうして口授して、伯の平和條約に關する聲明書を認めしめたが、それは遂に發表せずして熄んだ。その内容は、惜しいことに散逸してしまつて見當らない。しかし後に至つて、南阿首相スマッツ將軍の有名な聲明書が出ると、頗る伯とその見を同じうしてゐることを知つた。

更に筆者は最近に至り、後に外相となつた獨逸のラーテナウが、當時在野の一論客として、公表したる對聯合國策なるものを見るに及んで、その所論殆ど伯と符節を合はしたるごときものあるに驚いた。

ラーテナウは曰く。

若しこの平和條約の條件にして改善さるること能はずとせば、獨逸全權はヴェルサイユより撤退すべく、獨逸國民議會は自ら解散すべく、大統領及び内閣員は辭職すべく、かくて我等に共同戰線を張りたる諸國は、直ちに獨逸帝國の主權並びに政府各機關を繼承すべく招待せらるべきである。かくして平和、行政、並びに獨逸一切の活動の責任は、敵國の上にあるべし。世界に對し、歷史に對し、又彼等の自國民に對し、彼等は獨逸六千萬民衆の維持の責をその肩上に擔ふべし。かくて獨逸は全世界に對し、この條約の課したる條件の履行の全然不可能なりしことを明瞭に示すことを得べし。

これ殆ど一言一句、伯の所言であつた。

當時伯は病床に嘆じて、

『俺が獨逸人だつたら、かうするんだがなあ。獨逸に人物が居ないんだなあ』

といつた。何ぞ知らん、人材は居たのである。ただ不幸にして彼は、その志を政界に行ふことができなかつたのである。恰かも伯がその志を日本の廟堂に行ふを得ざりしと等しく。

四、平和條約批判

かくして平和條約の内容のいよ〳〵公表されたとき、これを倫敦の客舍で一讀したる伯は、その舊態依然たる十九世紀外交なるに喫驚し、且つ失望した。

彼がウイルソンに期待したること大であつただけ、その失望は大きかつた。殊に戰勝國の政治家が、恩讐超越の大處に立つて、文明再建の雄圖に出でざりしことを、心中深く遺憾とし且つ慷慨した。

病床に仰臥したまま、伯は萬年筆を取つて、枕頭の電話覺書の小型用紙に、なぐり書きで次のやうな未定稿の一文を草した。

固より病餘の閑筆、推敲を經ず、又讀み直しもしてなかつたと見えて、文章往々體を爲さないところも無いではないが、その主意の存するところは、これを窺ふことができる。

現代文明眞善美ヲ襲ヒ來リて、其醜其僞其邪ニ驚かさるを得す。抑是開闢以來未曾有ノ大戰ニ處し、其講和時に於ける各國態度果して如何。

約書に調印させられた。それは萬一事故のため、傷害又は死亡することあるも、飛行機會社に對し訴訟を提起せざるべしといふのである。今日から考へて見ると、滑稽なやうにすら思はれる。

飛行機は無蓋で、伯と筆者とは二人乘りの分に前後に並んで乘つた。外套も帽子も脱がされて、レーンコート樣の樺黄色の上衣、帽子なしである。

飛行機がいよ〳〵飛び出すと、プロペラーの風が烈しく吹いて來るので、頭髮が一本々々根本まで吹き拔かれるやうな氣がした。機は飛行場を一巡して倫敦の上を少し飛んで歸つてきた。少しく左右に搖れる時は、振り落されるやうに感じた。

著陸してからの伯の感想は、

『飛行機といふものは、まるでシヤムプーをするやうな氣持だね。』

といふのであつた。

これが伯が飛行機に乘つた最初であり、又最後であつたと思ふ。何しろ新しい物好きの伯のことであるから、これでその好奇心は滿足したのである。

翌二十三、二十四の兩日は、日本食の小宴と、芝居見物に消し、二十五日は兩三の英國人と會見した。

六、四人の英國人

六月二十六日は、伯に取つては多忙な、且つ有意義な日であつた。

朝の十一時、永井代理大使の案内でバッキンガム・ゲート街三番地の私邸に、ジェームス・ブライス子を訪れた。古ぼけた書齋に通されて、待つこと少時にしてブライスが出てきた。

その時分彼は、永い間の米國大使を罷めて、歸國後は白耳義の獨逸軍非行調査委員長として有名な報告文を發表したる以外、殆ど世間から隱退してゐたときであつた。

伯はこの碩學にして經世家なる老紳士と、小一時間閑談した。それは米國のこと、歐洲戰爭のこと、支那のことであつた。

ブライスと伯との會談は、あまり感興が湧かなかつた。伯はブライスの出世作たる「神聖羅馬帝國論」も、またブライスを不朽にしたる「米國民衆政治論」も、讀んでゐなかつたし、又ブライスは嘗て日本通過の際も、登山家の小島烏水を訪問した以外は、殆ど何も見ずに日本を去つたやうな人であるから、日本に深い興味を持つてゐるとは思はれなかつたからである。

ブライスの邸を辭した足で、今度は、直ちにグローヴナー街百番地のロバート・セシルを訪問した。セシルは丁度平和會議から歸つてきた時であつた。狹い家の二階の室に通つて待つと、黑の大分時代物のモーニングに、太い不細工な金鎖を短衣の胸に捲き付けて、長身で少し猫脊のセシルが現はれてきた。

セシルは日本に往つた當時の印象を語り、浮世繪に興味を覺えたことを話した。その應接間には歌麿と廣重の版畫が兩三枚掛けてあつた。

それからセシルは、日英同盟と國際聯盟との關係について率直な意見を述べた。さうして國際聯盟について、熱心

が首相となるのではあるまいかといふ噂の專らであつた時である。

それから伯と彼とは、日英同盟や平和條約に關する、ごく通り一遍な會話を交換して、暫くして別れた。

その翌日伯は、新渡戸の筆に成る、次のやうな英文の手紙をカーゾンに送つた。

June 27, 1919.

The Right Honourable

The Earl of Kedleston,

My Lord Earl;

This is to thank Your Lordship for the cordiality, with which, you received me yesterday. In the capacity of a travelling student, I am eager to learn of the post bellum policies of Western nations, and particularly of England and America. I see more and more that my country must work in harmony with these two great powers; and I am anxious to have some few of our young men educated with special regard to the maintenance and furtherance of Anglo-Japanese good will. I believe Your Lordship's long and varied career in the East is a great asset in cementing that good will. May I confess that the only regret I had yesterday was that I had no time to hear from your Lordship's own mouth a word in regard to Your Lordship's marvelous achievements in India?

I understand that a programme will kindly be suggested for me on my return from a short trip on the

continent. I shall avail myself of it and am looking forward to pleasant and instructive occasions.

With sincere thanks and deep respect,

I remain, Sir,

Your Humble servant,

Signed.

七、フロック・コート物語

翌二十七日の午餐は、デーリー・メールの記者フォークを招いて食卓を共にした。

その午後四時から、バッキンガム宮殿に園遊會があつて、伯は新渡戸とともに、永井代理大使に案内されて出掛けた。これは戰爭中は中止になつてゐたので、正に五年ぶりの催しであつた。英國上流社會の慣例として、成年に達したる令孃のデビューをするのは、この國王の園遊會に召さるる折を以てすることになつてゐたので、五年間中止されてゐた間に、社交出をしないお孃さん達が大勢溜つてしまつたのである。その若い娘さん達が三、四千もデビューするこの晴れの日に、伯も亦召されたのであるが、玆に端なくも、一大珍事が出來した。

それは服裝の件であつた。

伯は米國に渡る際二、三着のフロック・コートを持參してゐた。然るに亞米利加では、これを著る機會は一度もなかつた。全部モーニング・コートで間に合つた。そこで隨行の田島道治は荷物を輕減する意味で、伯及び他の同行者

と相談の上、フロック・コートはすべて、米國のフラーザ・ホテルの藏に預けて置いて渡歐した

然るところ、英國宮内省よりの招待狀には、モーニング・コート著用と書いてある。ところがこのモーニング・コートとあるのは、實はフロック・コートの意味であるといふことが判明した。そこで隨行の我々は一驚した。もはや新調するの時間はなし、米國より取り寄せることは勿論できない。そこで已むなく、古著屋で買入れることに評議一決した。

伯は鈴木商店の倫敦支店長高畑誠一とともに、倫敦の古著屋通りに赴き、あれこれと店を廻つたが、フロック・コートの古著は仲々見當らない。やつとのことで發見したのが、古色蒼然とした、しかもぶか〳〵に大きい代物であつた。絕體絕命の際であるので、伯はこれを求めて歸り、それを著用して、四千人の花の如き英國麗人の群に混じ、英國王ジョージ五世陛下に拜謁といふことになつた。

しかるに同行の新渡戸も亦、フロック・コートを持參しなかつたので、これは筆者のを著用といふことになつた。當時瘦せてゐた筆者のフロック・コートは、新渡戸にはあまりにも小さかつた。かくて伯はだぶ〳〵のフロック、新渡戸はきち〳〵のフロックで、今は歷史に殘るかの園遊會に臨み、英王の謁を賜はつたのである。

その翌日は、一行は自動車で郊外ハアローに赴き、幾千百の偉人を此の國に送つた、由緒床しきハアロー中學を訪れた。倫敦市外平野の盡くるところ、緩やかに上る丘陵の上に、赤煉瓦の校舍が立つてゐる。その校舍の前にある墓地は、詩人バイロンの逍遙した舊蹟であり、校舍の一角は、年若き貴公子シャフツベリーが、貧民の柩の壞るるを見て、終生を慈善救貧の業に捧げんと決心したる記念の地である。

伯はこの間を逍遙し、低徊顧望、去るに忍びざるが如くであつた。

この日は、巴里郊外ヴェルサイユに於いて、歐洲大戰を終焉せしめたる對獨平和條約の調印せられた日である。

その日伯は、巴里の西園寺全權と、東京の原首相に宛てて、祝電を發した。

第三節　佛蘭西訪問

一、巴里平和會議

巴里の平和會議は、維納會議以來初めての大會議であつた。ナポレオン戰爭を終局せしめた維納の會議には、クレーランあり、メッテルニヒあり、キヤッスルレーあり、露帝アレキサンダー一世あり、群星天に輝くがごとき威容を呈してゐた。

これに對し、巴里平和會議の光景はどうであつたか。

その中心は、初めは米國大統領ウィルソンであつた。彼は恰かも維納會議に於ける露帝アレキサンダーのごとく、戰勝國中富强第一に居る米國の元首として、隱然として、この會議のみならず、全世界を指導するかに見えた。彼の十四箇條の原則は、新世界開幕の拍子木のごとく、世界の隅々に響き渡つてゐた。米國大統領として、一切の先例を破つて、彼は巴里に來り、平和會議に新指導原理を提供せんとした。彼が巴里入京の日の光景は、實に近代史上の盛觀であつた。五年の戰禍に氣息奄々たりし歐洲の民は、新しき救世主を迎ふるごとく、感激の眸を開いてシャンゼリ

ゼーを往く彼の姿に歡呼したのであつた。

しかるに彼の理想主義は、日一日と歐洲政治家の現實主義の前に剝落しつつあつた。その歐洲的なるものを最も力強く代表したのが、會議の議長にして、佛蘭西の首相たるクレマンソーであつた。彼は維納會議に於けるメッテルニヒのごとく、佛蘭西一國の實利を代表して、戰敗獨逸の壓服に餘力を剩さなかつた。ウイルソンの理想主義のごときは、この幻滅の極地にあつた老政客には、一顧の價値もなき空論であつた。メッテルニヒが維納會議に於いて、露帝の人道論を神聖同盟にまで曳き摺つたごとく、彼はウイルソンの國際聯盟を次第に骨拔きとして、ただ佛蘭西の國家的利益の確立に會議を利用しつつあつた。

この相反せる二つの傾向の間にあつて、英國の宰相ロイド・ジョージは果して、何を爲しつつありしか。彼こそはこの兩者を調和して、新しき恆久平和の世界を作り出すべき、絕好の地位に居たのではないか。

然るに惜しむべしジョージは、若くして青年ウェールス黨を作り、中年にして南阿戰爭に反對したる當年の意氣既に衰へ、徒らに眼前の政權維持に浚頭し、この無二の好機を逸し去つた。彼は前後矛盾する政略家的態度を取つて、さなきだに混亂せる會議を、ますます紛糾せしめるのみであつた。

三大國の代表者、既に斯くのごとし。餘子碌々推して知るべし。巴里平和會議の結果の不滿足なるべきは、睹易きの理であつた。

日本は此の間、山東問題に關して、その主意を貫くことを得たけれども、人種平等論については、怨みを吞んでその否決を默視するの外なかつた。

かうした大國の首席全權の外に、各小國の代表あり、各大國の隨員あり、新聞記者あり、實業家あり、巴里は宛として百花妍を競ふ春の花壇のごとく、世界人材の市たるの觀を呈した。

そして、この千載一遇の機會に既に倫敦にまで到著して居りながら、病魔に妨げられて、調印前に巴里に入る能はざりし伯の胸中の遺憾察するに餘りある。

六月末、病全く癒えたる伯は、茲に漸く倫敦を去つて巴里に向ふことを得た。

それは既にウイルソン去り、ロイド・ジョーヂ去り、南阿のスマッツも、濠洲のヒューズも、希臘のヴェニジーロスも、悉く去つた後の巴里ではあつた。しかしクレマンソーの尚ほ在るあり。五年大戰の涙痕尚ほ生々しき西部戰線の未だ取片付けられざるあり。伯は見るべく學ぶべき多くを、この國に持つてゐたのである。

敏感なる伯は、その第六感を働かして、果して何物を巴里に看取するであらうか。

二、巴里に入る

六月三十日は、薄曇りの日であつた。早朝、床を離れて身支度した一行は、ヴィクトーリア停車場に赴いた。八時半の汽車に乘つて巴里に向ふのである。月の半ば一行に別れて巴里に去つた笠間を除いて、一行は伯の外に、新渡戸と田島と岩永と筆者とであつた。

賑やかな一行であつた。

病後衰弱の痕も見えない伯は、一行を相手に縱談放論した。岩永が快活にその座談の名人ぶりを發揮して一同を笑

はじた。

一時間半の後、一行はドーヴァーで汽車を降りて、船に移つた。未だ戰時檢査の實施されてゐた當時で、いづれの國も出入ともに檢閲嚴重であつたが、一行は外交官査證を持つてゐたために、何の面倒もなく、出國も入國も容易であつた。

船といつても少し大きい艀ぐらゐのものである。英佛海峽は僅かに二十哩たらずであるが、北海の水のどゝと一瀉に流るるところ、潮流急に、波浪高きをもつて聞える。殊にこの日は風強く、波荒かつた甲板の上に籐椅子を並べて、一行は初夏の海を大陸に向つて渡つて行つた。白い英國の砂山が見る〳〵うちに遠ざかつてゆく。船は激浪に弄ばれて大きく搖れた。陸上の英雄岩永は、海に出ると一番の弱虫であつた。彼は甲板椅子の上に、海岸に打ち上げられた鮪のやうにごろりと轉んで、眼を半眼に見開いて船暈を忍んでゐた。一同は笑ひを忍んだ。

伯も昔は船に弱かつたのであるが、多年の修業で、近頃はあまり醉はなくなつた。新渡戸は人並外れて船に强かつた。用心堅固なる田島は、一行の荷物掛であつたので、船醉しては職務柄申譯なしと稱して、私かに船室で船醉防止藥を飲んだ。

一時間四十五分にして、船は對岸のカレー港に著いた。忽ち佛蘭西語である。新渡戸は嘗て巴里に留學したる手前佛語は出來ぬとは言へず、田島は豫て一高時代外國語學校の佛蘭西語課の夜學に通ひたる關係上、全くの無知文盲とは稱し難き譯なれど、岩永と筆者とは、天下晴れて佛語は知らぬ存ぜぬで通れたので、伯と筆者達との三人は却つて

氣樂であつた。その結果、新渡戸と田島とが、佛語で四苦八苦するのを、我々三人は打ち興じて眺めた。

車はやがて、轟々と音して、新綠の佛蘭西の田園を巴里に向つて走り始めた。一行は食堂に入つて、窓外の風色を賞しながら、質素な佛蘭西料理を喫した。戰後氣分は車の內外に漲つてゐた。車輛のごときも、五年の激戰中に酷使せられたる痕跡歷々として殘り、これを英國の客車に比して雲泥の相違があつた。「英國は歐羅巴の外にあり」―といつた、ある英國文人の言葉が沁々と思ひ起された。

しかし夏の日射しの下に輝く佛蘭西の新綠は、流石にさわやかな美しさに滿ちてゐた。車窓に倚つて窓外の麥圃と並木道とを送迎してゐると、五年の戰禍杳として夢のやうだ。

一行は賑やかに語りつつ、巴里に向つて行つた。

四時間ほどして、列車は巴里のリオン停車場に著いた。驛頭には大勢の出迎人が待つてゐた。それで新渡戸も田島も佛蘭西語の試驗をされずに濟んだ。蓋し惡戲好きの伯が、ともすれば二人に向つて、

『一寸、かういふことを、あの人に言つてくれませんか。』

と依賴するのに、二人は弱り拔いてゐたからだ。それで巴里に著いてからは、田島がとう〳〵悲鳴を擧げて、

『私は十五年前に習つた佛蘭西語ですから、もう忘れました。』

といふと伯は、

『うんさうか、君は佛蘭西語は卒業してしまつたのだらう。』

と笑つた。それ以來一行は、田島のことを「佛蘭西語卒業生」と呼んでゐた。しかし新渡戸はさう易々と、この窮地

から脫するわけにはいかなかつた。がそれはまた後に物語る折がある。

我々は巴里の町を走つて、チュイルリー宮殿から、オペラに通ずるリュー・ド・ラ・ペイの中央にある、あの有名なナポレオン像の立つてゐるプラス・ヴァンドームの一角の、ホテル・リッツに投じた。

伯の部屋は、廣場に面する二階の大きい一劃で、つい先日までルーマニア皇后の泊つて居られた部屋であつた。少し贅澤すぎるといふ感じを、伯は持つたらしいが、しかし大使館で手配してあつたのであるから、一言も言はなかつた。一行の室はその側にあつた。

日本全權の事務所は、リッツのすぐ近處のブリストル・ホテルにあつたので、何かと好都合であつた。

三、往訪來訪寧日無し

それから忙しい往訪來訪の日が續いた。

翌日は七月一日であつた。その朝九時、珍田大使が來訪して、會議の模樣を委曲、伯に說明した。

その日の朝十一時、伯はブリストル・ホテルに西園寺公以下全權を訪問して、午餐を共にし、且つ種々懇談した。

この時伯は日本全權より、支那が山東問題について、自說の容れられざるを慨し、調印を拒絕せることを聞いた。

伯は直ちに筆を取つて、次のごとき電文を草し、これを北京なる大總統徐世昌に打つた。

His Excellency President
Hsu Shi-Chang, Peking.

Arriving in Paris as a private tourist I was greatly amazed to learn that Chinese plenipotentiaries refused to sign Peace Treaty. Setting aside minor differences pending between your country and ours, I grieve for China's sake that she should stand aloof from world cooperation in the cause of League of Nations and of reconst.uction. May I express, as Your Excellency's friend and China's well-wisher, the hope that you instruct your delegates to reconsider the matter? It is scarcely necessa.y to remind Your Excellency that momentous issues are at stake larger than those between China and Japan involiving the recognition of the East by the West.

Baron Shimpei Goto

（右譯文）一個漫遊の旅客として巴里に到り、圖らずも支那全權委員が平和條約の調印を拒みたる由を聞き、大いに驚愕仕候。日支兩國間懸案の小紛糾は之を別個の問題とし、世界が國際聯盟と世界改造の大目的のため協働しつゝあるに拘らず、支那がその埒外に立たんとすることを貴國のために悲惜する者にて候。閣下より貴國代表に對し、本件の再考方御訓令あらむこと、閣下の友人として、又貴國に好意を有する一人として、希望に堪えず候。日支間の問題よりも更に重大なる問題、特に西洋をして東洋を認めしむるの大問題が存在することに付ては、更めて申上ぐる迄もなき儀と存候。

一九一九年七月一日

巴里にて

男爵　後藤新平

在北京

徐世昌閣下

士官少數ニシテ兵卒ハ多シ。一地方ハ三百名ニ過ギズ。兵數ハ多數ナリ。其下手人ノ多數ハ支那人ナリ。當初ハムールマンス鐵道ノ爲ニ雇人トシテ支那人六萬餘名、尙今日四萬餘名アリ。之ヲ利用シテ支那人性質ノ慘酷ナルヲ利用シ、一人ヲ殺サバ五十ルーブルヲ給ス。外ニレツトン人種ヲ利用セリ。其數六聯隊二萬參千人。今日ハ壹萬五千人位ナリ。レンニーノ近衛兵ナリ。純厚漁夫ナリ。

六ケ月獄中ニ在リKハ開放セラレタリ。

露國ノ政權ハ廿人中八人ハ猶太人ナリ。

レンニーハ露人ナリ。トロツキー露國猶太ブロンスタインノ人ナリ。

而シテ皆外國ノ無政府黨ナリ。脫營者職工者出身者ナリ。

ヴホ政府（註、ボルシエヴイーキー政府の義）ト對外關係ハ、外國殊ニ英米兩國ノ關係ニ在リ。米國政府尤モ奇怪トスル處トナリ。此兩三日前ヴホト接近ヲ禁止シタルモノ、如シ。

ボクレウスキーハ、駐露米大使ハ頻リニヴキ（註、メンシヴキーの義ならん）ト共ニ謀ルノ意志ナキハ誤ナリト說破セリ。其動機ハ不靑ナリ。

英政府ノ態度ハ曖昧ナリシ。一月頃ロイドジョージハ議院ニ公言シタル後、佛國ニ來リタルニ、ピシヨンハ之ニ反對シタレトモ、米國ノヴキト交涉セントスル案ヲ、ピシヨンノ折衷案トシテ、各露國派ト交涉セントスル案ニ修正セフレタルナリ。（プリンスアイランド會見說ノ原因ナリ）

第二問題。佛ノ態度ハ聯合側ノ中ニ於テ最モ能ク知レリ。クレマンソーハ反露的政治家ナレトモ、ヴキヲ防遏スルノ志アレトモ、米國ノ歡心ヲ買フコトヲ力ムルニ苦シム。然レトモ露ノ事情ヲ知レトモ、目下何等ノ措置ヲ取ルノ餘力ヲ存セサルヲ憾トス。一人ノ義勇兵ヲモ露國ニ派遣スルコト能ハス。現佛政府ニ反スル極端社會黨ハヴキト交通スルノ危險ヲ認メ居レリ。

英ノ態度ハ、ヴキニ對スル點ハ、總選擧ノ際露ノ內政不干涉ヲ以テ主義トシテ勝利ヲ占メリ。

ロード・ミルナートチャーチルハ之ニ反對ナルカ故ニ、折衷說トシテ物資供給ノ外、當分他ニ兵ヲ派遣セスト公言シ、内々兵ヲモ送ルコトヲ圖リ居レリ。是露國ニ手ノ出スコト能ハサル麻痺狀態ニ陷レル所以ナリ。

ボハ其主義實行ノ自然結果トシテ、人民ノ厭フ處トナリ、各方面ヨリ襲擊セラレ、滅亡スル處トナルヘシ。社會主義者ノ最近來巴ノ人ノ說ニ徵シテ明カナリ。數ケ月又ハ一年中ニ來ルヘシ。

最モボニ苦ム處ノ地方ハ、南中央次ニ南次北方ニシテ「シベリー」ノ方ト云フ順ナリ。歐露ハ第一ニ覺醒シテボヲ亡ホスヘシ。

ボハ此地ニモ居レリ。露ノ分割モ可ナリト信スレトモ、其他皆歐露ハ一致シテボヲ滅ホスニ到ルベシ。

第一ノ證ハウクライナ一件ノ際ニ明カナルカ如シ。同地ハ露國ト同一ノ風俗慣習ナルニ、獨墺ノ力ニテ分離セシメタレトモ、今ヤ其不可ナルコトヲ悟ルニ到レリ。

第二ノ證ハ、一旦其眞相分明トナレハ、列國ハ其非ヲ悟ルニ到ルヘシ。ウクライナノ大統領此地ニアリテ要求シタルニ、之ヲ排シタル實例ニテ明カナルヘシ。

英ノ態度ニ關シテハ、漸ク露ノ事情ニ通スルニ至レルコトハ、デニキンノ軍器ヲ供給シ居ルニテモ明カナリ。米國モ此形勢利ナリト認ムルトキハ之ニ贊同スヘシ。要スルニ目下軍事行動ノ成功如何ニヨルヘシ。

コルチヤツク人物ニ就テ御意見如何。

將來ノ發展ニ待ツヘシ。尚ホ西歐露ヨリ統一ヲ見ルニ到ルヘキヲ望ム。

デニキン軍ニ對スル英國ノ行動ハロギツクナリ。

米ノ態度、本年一月來佛ノ際ハ十四ケ條ヲ以テ天下ヲ治メントセリ。人民自決權ノドグマチツクハ、ヴヰノ助ケサルヲ得サルノ義ナリ。予竊カニ之ヲ疑フモノナリ。必ヤ米國猶太人ノ助力選擧關係ヨリ、露ノヴヰニ對ジテ斷然タル處置ヲナスコト能ハサルニ非サルカ。

十六年の歳月を經たる今日、これを讀むと、ココフツォフの意見の、甚だ正鵠を得て居ないことを發見する。しか

狼狽した彼は、「貴下は英語(アングレー)ができますか」と聞くつもりで、思はず佛語(フランセー)と言つてしまつたのである。階上の佛人は、全くびつくりしたと見えて、

『ウイー、ウイー！（然り、然り）』

と大聲に叫んだ。田島と筆者とは、危く地面に轉がるところであつた。文字通りに腹を抱へて笑ひながら、走つてその場を遁れた。

この報告を受けた時の伯の喜びといふものはなかつた。思ふに新渡戸が嘗て、維納に於いて、ネクタイ無しで日本公使館を訪れた伯を、見て見ぬふりをしてゐた惡戯の復讐が、見事に出來たと喜んだのであらう。ユーモアに富んだ新渡戸も亦、生前この話をされると、打ち興じて笑つてゐた。

その時折よく、佐藤安之助がこのヴェルサイユのある家で、委員會に出席してゐるのを發見して、彼の佛蘭語をもつて、首尾よく門を開いて貰つて、一行はこの宮殿内を隈なく見物した。

ついでに新渡戸の佛語であるが、彼はこれを十數年間用ひなかつたために、巴里到著數日間は戸惑ひしてゐたのであつたが一、二週間すると萬事滯りなく辨ずるやうになつた。殊に國際聯盟事務局の次長就任後は、大半は佛語で用を足してゐたのである。

その翌八日の午後二時半、伯は安達公使を同道して、陸軍省にクレマンソーを訪問した。その會談は主として支那問題であつたといふ以外、何等の記錄も殘つてゐないのは遺憾である。

クレマンソーは伯と等しく、醫家として身を立て、後に政界に入り、その精悍無比の資質をもつて、佛國政界の

「虎」と綽名されてゐたことは、天下の知るところである。

七月九日の朝、伯はクレディ・リオネー調査局を參觀した。この調査局こそは、嘗て伯が臺灣民政長官として渡歐の日に訪問し、その示唆から滿鐵に東亞經濟調査局を設立した因縁淺からざる思ひ出の場所である。しかし今次は、この調査局も、さう伯に深い印象を與へなかつたやうである。それは二十年前に比し、多くの進歩を示してゐなかつたのと、伯の今回の旅行に於いて最大の關心を持つてゐたのは、米國のビューロー・オヴ・スタンダードや、英國の理化學研究所のごとき、自然科學の調査研究方面にあつたからであらう。

その日の午後二時半、伯は外務省に政務通商局長ベルトローを訪問した。さうして午後五時には、再びホテルにココフツォフの來訪を受けた。しかし、その會見の記録は殘つてゐない。

四、地に生ゆる二百の銃劍

七月十日朝七時三十分、巴里東停車場を發したる伯の一行は、戰線視察の行に上つた。

マルヌ戰勝の舊蹟たるマルヌ河を過ぎたとき、我等は音に聞くこの河の意外にも小なるに一驚した。

十時二十四分、ランスの町に著いて車を捨てた。これは王朝時代に即位式を擧げたランス大伽藍（カテドラル）の所在地で、佛蘭西の歴史に由緒ゆかしき舊都である。人口十萬あまり、街衢井然、建築の古雅をもつて聞えてゐる。

今一行の眸に落ちたのは、累々たる殘壘破壁、宛として大震火災後の東京の下町のごとき光景であつた。すべての家は屋根を失ひ、露を凌ぐべくもなき悽慘なる姿であつた。

うに、草原の中をうつ向き加減に歩いてゐる。

片腕の士官は語る。

『彼等は戰死者の遺族である。』

と。卽ち知る、これ等の人々は、その最愛の夫の白骨を尋ぬる妻であり、最愛の兒の遺骸を求むる母と父とであつたのだ。

この草原の間に、東西四キロ、南北六キロ、卽ち日本里程にして一里と一里半との狹い谷合がある。獨逸軍の精鋭が潮のごとく殺到してきたのは、この谷合であつた。佛軍の精鋭が踏み止まつたのも、この谷合であつた。さうして獨逸軍六十萬、佛軍四十萬が死骸となつたのもこの谷合であつたのだ。

その百萬の死骸のうちの唯一個を尋ね求めて、いまこの黑衣の人々は、雨の下を彷徨ひ歩いてゐるのだ。

しばらく坂路を走ると、車はとある低い石壁の前に駐まつた。片腕の士官の後に蹤いて、石階を踏んで石室の中に降りて行つた。ヴォーの一小砲壘である。

この砲壘こそは、ルナール少佐が僅か守兵三百を提げて、三箇師團の獨逸兵の重圍に對し、二週間を支へた戰跡である。最後には水盡きて尿を飮み、ただ中央に安置せる十字架に禮拜しつつ戰つたのであるといふ。

この砲壘を出でて、行くこと少許にして、車は再び草原の一角に駐まつた。片腕の士官は小高き土の上に登り、鞭をもつてその傍なる一箇の石を指しつつ語る。

『この僅か二尺の石が、フレーリーの町跡を物語る唯一個記念の品である。』

と。このフレーリーの町といふのは、戰前は數千の人口を持つた地で、その中央に教會があつた。しかるに四年半の戰鬪で、兩軍の砲火を浴び、鬱蒼たる森林も、數百戸の家も、盡く粉碎せられて飛散し、ただ僅かに教會の礎石の一部分が此處に殘つたのであるといふ。

さらに案内の士官の語るところを聞け。

『この小高き丘の上に、諸君は凡そ二百に及ぶところの銃劍を見られるであらう。これぞ我が佛蘭西を護る貴き記念碑である。』

それは壯烈なる愛國の物語である。

獨逸軍がいよ〳〵主力をこのヴェルダンに集め、この砲臺を屠つて一氣に巴里に侵入せんと企てたのは、一九一六年の六月であつた。そして獨逸の大軍がフレーリーの町近くまで押し寄せてきた時、この町の正面を守つてゐた二百人あまりの兵士は、巨彈雨下する塹壕を死守してゐた。獨逸軍の巨彈が炸裂する度に、パツと土砂を掘ること一丈より二丈にも及び、その土砂は水の如く、ざら〳〵と塹壕の中に流れ込んできた。見る〳〵うちに兵士達の靴を埋め、膝を埋め、腰を埋めた。しかも彼等は一歩も退かなかつた。さうして埋まりゆく塹壕の中に銃を立てて、何時にても突撃し得る姿勢を取つたまま、生埋めとなつて死んで行つたのである。

この二百の銃劍の周圍は、鐵條網をもつて周らされ、その中央に砲臺總指令官ペタン元帥の名句が、石に刻んで立ててある。佛軍の危機目睫の間に迫つた一九一六年六月十二日の日附をもつて、

オン・レ・ゾーラ（佛蘭西は此地を把持するであらう）

第四節　英國と大陸往返

一、大調査機關の案熟す

明くれば七月十九日、それは英國の戰勝大祝日であつた。伯はカールトン・ホテルの晩餐會に招かれ、それよりアングル・サムといふ芝居を見た。

翌二十日は日曜日であつた。駐英大使珍田捨巳がホテルに訪れてきた。用件は新渡戸に關することであつた。この時には平和條約の調印とともに、國際聯盟の成立が確實となつてゐたので、その事務局に五大國から事務總長と事務次長とが出ることになつてゐた。日本から誰人を最初の事務次長として送るべきやが問題となつたときに、新渡戸はその有力なる候補者の一人として、在巴里日本全權の間の議に上つた。その報を得たとき、伯は最も熱心にこれに贊成した。しかし用意周到なる伯は、自ら首唱者として新渡戸を推薦するよりも、牧野並びに外務省の人々をして、その提唱者たらしめるやうに盡力した。さうして伯の巴里滯在中にほぼその議が纏まつて、さてこそ珍田の來訪となつたのである。伯は珍田と懇談して、新渡戸が事務次長たるために一つの條件を提出した。それは彼を勅選議員とすることであつた。それを牧野と珍田をして內諾せしめて後、伯は新渡戸の事務次長就任を承諾した。後に新渡戸の勅選が捗々しく決定しなかつた時、伯はしばしば牧野と珍田とに前約の履行を迫つた。さうして新渡

戸はその任を首尾よく終つて日本に歸らんとした昭和二年初頭に、漸く勅選議員となつた。

二十二日夜は英國議事堂内において、ミッチェルの晩餐會に臨み、二十三日は、朝十一時商務院に總裁オークランド・ゲデスを訪うて、勞働問題に關する意見を聞き、正午は前駐日英大使グリーンの主催する英國政府の午餐會に臨み、その夜は大使館の晩餐會に出た。

しかし此の英國滯在中の一番大切なる事件は、その翌二十四日に行つた理化學研究所の參觀であつた。伯は英國政府の招待を受けて、この研究所を訪れたのである。

この研究所の視察は、米國華府のビューロー・オヴ・スタンダード、デトロイトのフォード工場、スケネクタディのジェネラル・エレクトリック工場の參觀とともに、伯に深い印象を與へ、且つ多くの示唆を提供した。

それは伯をして、戰後に起るべき國際間の競爭は、科學應用の方面にあるべきことを、深く考へしめたからであつた。日本のごとく地狹く、天然資源乏しき國は、人智人力を利用して、科學的進歩と、人間的組織力とを增進せしむるより外なきことを、伯は痛切に感じたのであつた。

伯が歸朝後發表したる「大調査機關設置ノ議」は、かかる見聞の裡に、次第に釀酵成熟しつつあつたのである。

この參觀に伯の一行を案内したのは、英國外務省のゴッドキンといふ若い役人で、永く東京の英國大使館に駐在してゐた男であつた。彼が兩三年後に、有名な「キモノ」と稱する小說を發表して、日本を惡しざまに世界に紹介しようとは、誰人も夢にも氣付かなかつたのである。

二十五日は戰時理化學研究展覽會を參觀し、翌日は英文電報を原首相と伊東巳代治に送り、二十七日はオクスフォ

上げて、この小邑の英人別莊に靜養してゐた。

汽車を降りると、出迎へてゐた自動車に搭乘し、伯と筆者とは英國の田舍によく見られるやうな、緩やかに起伏する丘陵の間を驅つて行つた。大きい樫の木が綠草の茂つた原の上に、蔚然として聳えてゐる。走ること十分あまりにして、車はとある丘の上の低い石門の中に走り入つた。

古雅な鼠色の石造の家の玄關で車を捨てて、中に入るとひいやりするほど涼しい。廣い應接間に通ると、右手の室から、小柄な紳士が紺の背廣を著て、靜かに入つてきた。

『御機嫌よう、バロン・ゴトー。』

と、手を差し伸べたのは、ハウス大佐であつた。大分薄くなつた毛髮、血色のよい顏、さうして湖のやうに碧く澄んだ眸――じつと小鹿のやうに優しく人を見詰めて、あるか無きの微笑をした。米國人とは思はれないやうな軟かい感じだつた。

應接間の椅子に倚つて、しばらく寒暖の挨拶をしてから、

『庭にご案內致しませう。』

さういつて、ハウス大佐は、その應接間の南側の佛蘭西戶を押して、先きに立つて庭に出た。ぺつたり靑毛氈を敷きつめたやうな芝生だ。

その芝生を過ぎて、右に折れると、色々の果樹の間を縫つて細徑が通じてゐる。主人は先きに立つて歩いてゆく。歩むにつれてその肩の上に、果樹の葉影が落ちては消え、又消えては黑く落ちる。樹蔭を過ぎると、赤い日射しが嬉

嬉として、主客の無帽の頭の上に降つてくる。

伯はハウス大佐と、肩を駢べて歩いてゆく。少しく緩やかな坂を降り盡すと、また芝生の庭があつて、遙かに連なる丘陵と牧場とを脚下に望むところに、兩三脚の椅子があつた。

『どうぞ。』

さういつて、ハウス大佐は伯と筆者とに椅子を勸めると、自分もその一つに、靜かに腰をおろした。微風が下の平野から、音もなく忍び寄つてくる。空の底の拔けたやうな快晴だ。さういふ環境の下で、伯とハウス大佐とは、ゆつくりと話し合つたのである。

伯は平和會議に於いて、ハウス大佐が日本の山東問題を支持せられたる好意を謝した。これに對しハウス大佐は、大佐が日本を信頼するに至つた動機は、戰時中ウィルソンの特使として、しば〳〵英國外相グレーに會見したる折、ある日グレーが、世界の外務省中、言最も信あるは日本の外務省なり、と語りたることが深く印象を殘し、爾來日本を信頼する一人と爲り、ウィルソンにもこれを語りて、山東問題に、支那の全權の說を斥けて、日本說に左袒せしめたのだと語つた。

それより談は支那問題に移り、伯は遂に多年の祕策たる支那財政建直しの根本案としての阿片政策を縷述した。それは先づ臺灣に於ける阿片許可制度の經驗を物語り、支那にこの制を布いて、一には阿片吸煙者を漸減し、一には確實なる財源を發見し、これによつて中央政府の財政を建て直さば、玆に初めて鞏固なる政府を作り得て、支那の和平統一を見るべしと說いた。

ハウス大佐は、耳を澄まして靜かに聞いた。さうして折々「成程、成程」と、穩やかに合槌を打つて、相手の話を促した。

ハウス大佐は、世界で聞ゆる「聽き上手」である。彼がウイルソンの特使として、到る處に好感を與へ、その使命を遺憾なく果したのは、この聽き上手のためであつたといはれる。

約一時間の話を終つて、三人は椅子を立ち上つた。

以前の小徑を歩いて、家に歸ると、午餐の用意ができてゐた。家族一同と共に、午餐をすましてから、伯と筆者とはハウス大佐の家を辭して、倫敦に歸つてきた。

四、瑞西と和蘭の旅

伯の歸米は日一日と後れた。

當時は二百萬の米國兵を、全速力をもつて本國に送還しつつあつた際なので、船腹不足し、且つ客船はしば〳〵出航取消となり、旅客の日程はその都度變更された。

八月八日英國解纜の筈が、八月二十三日となり、更に九月六日と變更された。その爲めに伯は約一箇月を、豫定以上に歐洲に費すこととなつた。

八月四日は、英國の世界大戰參加の日で休日であつた。この日また珍田大使が伯を來訪した。この日の伯の日記の中に、「愛子書簡貳通著、和子の寫眞アリ」とある。和子とは筆者の娘で、伯の孫にあたる。和子夫人歿後約二箇月

して生れたので、その名を繼いで伯が命名したのである。

米國歸航延引の爲め生じたる餘日を、ただ英國に過ごすも惜しいといふ人々の意見で、伯は再び大陸に赴くことになつた。

八月六日朝八時五十分、再びヴィクトーリア停車場を發して、今度はフォークストーンから、ブーローニュに上陸し、その夜八時巴里に著し、コンティネンタル・ホテルに投宿した。同行は田島と筆者だけであつた。

翌七日夜八時巴里停車場を發して、瑞西のバーゼルに向つた。

バーゼルに著いたのは翌八日朝七時半であつた。出迎へた佐藤安之助の案内で市中を見物して、午後二時二十三分の汽車で出發し、五時半首府ベルンに到著し、その夜はこの町に一泊した。

翌日はベルンを發して、二時間行程のロザーンヌに著し、その下のウーシーで午食し、更に鐵路モントレーに赴き自動車を驅つて山上レーザンのサナトーリアムを見物した。海拔四千七百尺の高さである。歸路バイロンの詩「シロンの囚人」に聞ゆるシロンの小島を見て、モントレーに歸り、湖水に臨むモントレー・パラス・ホテルに一泊した。

翌日はモントレーより汽船に搭乘して、手の染まるやうに碧いレマン湖を渡り、對岸ジュニーヴァに上陸したのが一時であつた。船上で松永安左衞門、坪上貞三に會し、談笑湧くが如く頗る賑やかであつた。

ボー・リヴァージ・ホテルにて晝食し、珍らしく馬車を賃して市中を見物し、四時半鐵道によつてベルンに引返して、シワイツァー・ホテルに投宿した。

翌十一日はベルンを發して、ルツェルンに到り、晝食して、モーター・ボートに乘じ、シラーのウイリアム・テル

の戯曲詩に開ゆるフィア・ワルド・シテッテル・ゼーの湖を一周し、再びルツェルンのシワイツァー・ホーフ・ホテルに歸つて一泊した。

翌日はルツェルンを發しブレンツを經て、インターラーケンに到り、シピーツに赴き、この附近のカンダ・ヴェルクと稱する水力發電工場を視察してベルンに歸著した。その夜は公使館邸において伊藤代理公使の晩餐會があつて、瑞西の各大臣及び外務省の各局長が參會した。續いて十時からソアレーがあり、在留日本人十七、八名が參加した。

翌十三日朝十時四十八分發の汽車でベルンを發し、バーゼルを經て佛領を通過し、深夜白耳義に入つた。ブラッセルスに著いたのは朝の七時であつた。此の地で乘換へてアントワープを經て和蘭の首府海牙に到著したのは、午後四時二十六分であつた。松原代理公使その他が出迎へてゐた。この日の旅行日誌に、珍らしく伯は自ら手記して、「此日著後市内各旅館滿員ナリトテ、郊外客舍ヲ訪フ。是亦滿員ナリ。依テ公使館（落合在巴不在）投宿ニ決シ、晩餐日本食事ヲ了シタル後、會談爽快」と書いた。蓋し昨日瑞西のベルンを出發して以來、國境を通過すること三回、列車を換ふること四回、殊に夜中は寢臺車混雜し、廊下にも一杯の旅客にて、終夜眠り殆ど成り難く、且つ日中は暑氣甚しく、壯者と雖も難澁した旅であつた。然るにその困難なる二日の旅を終つて、久々にて日本人のみの集會で、日本食まで饗應されたのであるから、伯の喜悅は思はず日記にまで迸つたのである。

翌十五日は海牙を發して、アムステルダムよりハーレムに到り、さらに轉じてライデンを見物して、再び海牙に歸つた。

翌十六日朝電車によつて海牙を發し、ロッテルダムに到著、名譽領事ド・ヨングの案内で、小蒸汽船に投じて港灣

設備を見物し、午後十二時四十五分、再び電車にて此の地を發して海牙に歸り、停車場の料理店にて午餐を認め、自動車を賃してデルフトの見物に赴いた。

デルフトの舊都では、オレンヂ公ウイリアムの暗殺された家を見物し、轉じてグローテ・マルクトの廣場に到つて國際法の開祖ユーゴー・グローシアスの立像を仰ぎ、同じくその廣場にあるニューエケルク（新寺院）に入つて、グローシアスの墓に詣でた。

このグローシアスの墓前にある花環は、米國の海牙平和會議全權の捧ぐるところ、蘭人のグローシアスに賽する却つて薄きを見て、伯は深く感じたるもののごとく、その夜山縣有朋に送りたるこの地の繪葉書に「和蘭の偉人グローシアスの墓前にあるは、米國人の花環にして、蘭人の捧げたるものを見ず。和蘭の衰へ、米國の興る、偶然にあらずと存候」といふ意味の文字を記した。

轉じてオレンヂ公の廟を見、書店に赴いて、グローシアスの著書を求め、又此の地名物の磁器店に入つて土産物を購つた。それから市役所内のグローシアスの油繪を眺め、自動車を驅つて海牙に歸り、再び日本食に舌鼓を打つた。

グローシアスの遺跡の見物は、伯に深い興味を唆つたものと見えて、この日は頗る機嫌がよかつた。

翌十七日は、朝十時シン・ツインガー來訪。十一時より自動車を驅つて平和宮殿を見物し、スケヴ・ニンゲン海水浴場を見物し、美術館を見て歸つた。

その日の午後五時五十一分、海牙を發し、夜十時十分フリ・シンゲンより乘船して、英國フォークストーンに向つた。松原代理公使は伯を船まで見送つた。

船は早曉港を離れ、午前十一時半にフォークストーンに入港した。十一時三十分の汽車に乘り、午後三時十分チャーリング・クロス停車場に到著し、三たびクラリッヂェス・ホテルに歸つた。

五、グレーとの會見

八月十八日和蘭から歸つて後、九月六日サザムプトンより出帆までの二十日間を、伯は倫敦に過ごした。八月から九月に掛けては、英吉利人は倫敦を去つて田舍に避暑するを常とする。從つて伯は倫敦で面會すべき人も少なく、多少手持不沙汰の感があつた。ただ折々日本人の宴會に招かれたのと、珍らしく二度ゴルフ場に出て、生れて最初の而して又最後のゴルフをした位のものであつた。それは八月二十九日と九月一日とで、高畑誠一の案内で近郊オクシーのゴルフ・コースに赴き、嘗て英國の選手權を取り、又その翌年米國の選手權を取つたイー・レーからレツスンを取り、且つ汗一杯になつて九ホールスばかり廻つたのであつた。

ただこの最後の滯英期間に重大であつた事件は、八月二十一日にグレー卿と會見したことであつた。

その日の正午に、伯は筆者一人を帶同して、クヰン・アンス・ゲート三十四番の家に、ヱドワード・グレーを訪れた。グレーとは人も知るごとく歐洲戰爭勃發當時の英國外相で、久しく眼疾のため引退してゐたのが、今回國際聯盟案米國上院に於いて危しと聞き、身を挺して駐米大使と爲り、將に米國に向つて發程せんとしてゐたのである。

淸楚な赤煉瓦の家の書齋のやうな所に通されて、私達は待つてゐた。暫くして現はれてきたのは、濃き鼠色の背廣を無造作に著たグレーであつた。痩せた軀に色眼鏡を懸けてゐる。少しも人に印象を殘すやうな點のない人だ。

一應の挨拶が終つてから、伯は切り出した。

『今度大使として亞米利加にお渡りになるさうでありますが、國家のため御苦勞であります。就いては私は一つお願ひが御座ります。それは米國に於いては、日英同盟を悦ばない人々があるといふことでありますが、この同盟が東洋平和維持のために如何に必要なるかは、卿の最もよく御承知の通りであります。そこで貴下が御滯米の間に、この米國の意見をよき方向に導くやう御盡力を戴きたいのであります。』

グレーは、色眼鏡の下から、じつと注意深く聽いてゐた。しかしその間、何の表情らしい表情も見えなかつた。さうして伯の言葉が終ると、

『それは私には初耳であります。承知致しました。機會がありましたら左樣申しませう。』

と、あつさりと答へた。「それは私には初耳であります (It is quite new to me.)」といふ一句が、筆者の耳にこびり著いた。

米國人が日英同盟を好まないといふことは、天下周知の事實だと思つてゐた。それがあのやうに世界外交の形勢に通曉するグレーに果して初耳であつたのであらうか。それが筆者を驚かした。

その翌二十二日の朝は一露人の來訪を受け、十一時にはニューートン・テーラー中佐を訪問し、午後三時には、勞働省に職業局長カニンガムを訪れて、出征勞働者大群を舊職業に復歸せしむることとの話を聽いた。

八月三十日朝十時半、交通省を訪れて、鐵道に關する質問を爲し、翌三十一日は大使館の天長節祝宴に參列した。

その當時新聞記者チーズターは、數次來訪して伯の會見記を取り、各種の新聞に掲載した。

このころの伯は、朝早く起きてハイド・パークの中を約一時間散歩し、また暇ある時は英文の書を讀んで、英語の勉強をしてゐた。かなりむづかしい本でも、少し周圍の者が手傳へば解る程度に英語が上達した。

九月六日午前十時十五分、ウォータールー停車場を發して、倫敦に別れを告げた。驛頭には珍田大使その他が見送つた。

その時伯は筆者を呼んで云つた。

『あすこに珍田が居るが、新渡戸に、大使に挨拶したか一寸聞いてこい。』

新渡戸が學者肌で世事に淡泊であることを知つてゐた伯は、新渡戸の聯盟入りに一方ならず盡力した珍田大使に挨拶を忘れぬやうにと、細かい氣配りをしたのだ。

サウサムプトンで一行はアクヰタニア號に乘つた。伯の室は六十一號であつた。同行は岩永裕吉、田島道治、並びに筆者である。

船は四時に港を離れた。

第五節　米國再訪

一、フーヴァーと相語る

アクィタニア號は、六月初旬に乘つたときとは、見違へるやうによく手入れが出來てゐた。

この復航船上で特記すべきことは、伯の英語の勉强と、フーヴァーとの會見とであつた。

伯は毎日早く起きて、倫敦で買ひ求めたハーンシ・ウ教授の「十字街路に立つデモクラシー」を讀み出した。筆者と甲板椅子を並べて、熱心に研究を始めた。知らない文字は丁寧に日本譯語を記入して、忠實に讀んだ。それから伯の室で筆者は英文法の講義をした。

『これでもう暫く勉强すれば、英語も一ト通り讀めるがなあ。』

と、伯はしば〳〵言つた。若しあと半年間、伯が英語國に居たならば、伯の希望したやうに英文の書物も獨りで讀めるやうになつたであらう。それほど英語研究に熱心であつた。

當時伯が船中にて自ら記したる日誌には、次のごとく記されてゐる。

九月六日午前九時 Claridge ヲ發シ、Waterloo 車站ニ到リ、サウサンプトンニ向フ。午後一時過キ Aquitania ニ投ス。

倫敦發ノ際、大使珍田君其他、車站迄見送リ來ル。

船内米國人、我隨行員ト船室ニ關シ trouble ヲ生シ、解決時ヲ消シ、夜ニ入リ釋然。

七日哀來安眠、午前七時起床。船中ノ時計ハ五時半ナリ。時々刻々船ノ進ムニ隨ヒ時間後レヽヽカ故ニ、日々約一時間餘ノ差ヲ生

シッ、アリ。毎時船内ノ時計ト較査スルヲ樂ミトス。
午前八時朝餐。
十時ヨリ鶴見來、Lesson ニ就キ、Hearnshaw's Democracy at the Crossway ノ譯讀ヲ初シム。
十二時午餐。
三時甲板ニテ譯讀シ、後 State-room ニテ Nesfield ノ Grammar ヲ講讀ス。
七時晩餐後 State-room ニテ一行會談。九時半就寢。
九月八日　午前七時起床、夜來安眠。早朝鶴見來訪。
Kaffee ヲ喫シ、半時間許甲板散歩。
時計ヲ調節ス。
午前横山前代議士會談。
午後 Crossway 及 Grammar 會讀。夜ニ入リ補充。
九日夜來海上陰曇少シク風アリ。然レトモ四萬噸ノ巨船動カサルコト山ノ如シ。
午後風力加レリ。船體動搖ナク、注(ママ)船病少シ鶴見 Grammar 及 Crossway 40 頁迄ヲ會讀ス。
夜ニ入リ晩餐後横山我船室ニ來リ、時事ヲ談シ、伊藤桂両公ト外交ニ關シ策立ノ件ニ言及ス。
十日夜來安眠。午前六時半起床。天候寒冷、風力颼々。七時 Kaffee ヲ喫ス。時計ヲ整節ス。
九月十一日午前七時起床。
午前 Crossway 講讀。後理髪。
午後 Crossway 講讀。次ニ河野大佐獨逸觀聽聞。
夜ニ入リ横山來談。

十二日昨日来 fog over

午前六時起床。

午前十時 Hoover 糧食大臣ト會談約二時間。鶴見通譯頗有益ノ會見ナリ。大ニ意見ヲ一ニセリ。近來ノ快事ナリ。

明日午前十時頃紐育ニ安著スヘシト豫報ヲ聞ク。

この日誌にあるやうに、紐育著の前日、伯はフーヴァーの船室を訪れて、二時間餘に亙つて會談したのであつた。フーヴァーはその時、歐洲各國の救恤委員長として活動しての歸路であつたのである。

その會談は、主として露國の共産主義に關することであつた。又フーヴァーの支那に關する見解の、能く事相を穿つてゐたのは伯を驚かした。

伯はこの會談に非常な興味を感じたと見えて、次の如き詳細なる記錄を手記してゐる。

十「九ノ四」月十二日、午前十時アクイタニア號ニテ Hoover 氏會見。

獨逸ノ安定ハ糧食供給ニ關スルコト少カラス。

此糧食供給ハ米國ニノミ仰クコト固ヨリ戰前ノ例ニ反ス。南米露國其他中歐洲各國ニ資ルヘキナリ。然ルニクレヂツトニ乏キ今日ノ獨逸ハ、差當其途ニ窮ス。要スルニ國際會議ノ賠償委員會議ノ評決ニヨリ、援助ヲ講スルノ外無シ。

予ハ獨逸壹千萬噸ノ糧食ヲ給與シタリ。

獨逸ノ家畜ハ戰前二千六百萬頭ナリ。目下千八百萬頭ニ減セリ。而シ其中更ニ壹ケ年ヲ經サレハ、繁殖力ヲ得サルモノアリ。之ニ供給スヘキ飼料ニ缺乏セリ。

獨逸ヲ救濟スルコトハ賠償委員會ノ決議ニヨルコトセンニ、目下問題三箇ノ先決問題ニ到著セリ。

一、獨逸ヨリ極力請求ヲ試ントスルモノ。

2、佛白兩國ノ如ク、先救急ノ償金ヲ徴セントスルモノ。

3、獨逸ヨリ誅求ヲ緩ニシ、此處彼レニ假スニ年ヲ以テシ、生產能力ノ回復ヲ待テ、其賠償ヲ全フセシメントスルモノ。

獨逸糧食ノ供給ハ各國ノ力ニ須ツヘキハサルコトナルガ、此ニ石炭ノ如キ、シレシアノ反亂ニヨリ其出產額減少シ、伯林及各地工場ノ休止セサルヲ得ス。是焦眉ノ問題ナリ。

獨逸ニ於ケル統治問題ハ實ニ時計ノ重錘ノ如シ。當初ハ社會主義ノ極端ニ走リタルカ、最近二ケ月ノ狀況ニヨレハ、反動的帝國主義的保主ノ勢ニ傾キタリ。

獨逸ニ於テ四五ノ經濟家有力ニシテ、能ク聯合側ノ支持ヲ得レハ、獨逸ノ經濟回復ヲ圖リ得ヘキモノアルヲ認ム。

社會主義ハ生產ヲシテ一層良好ナラシムヘキモノト信セシニ、却テ之カ力ヲ滅却スル結果アルコトヲ認ム。

獨逸新政府ハ民主的ナレトモ、其三角ノ尖頭ノミノ變更ニシテ、下層ニ徹底セス。中間官僚主義者ニ支ラレ居ル情況ヲ免レス。是最近反動的帝國主義官僚ノ再起ヲ疑ハサルヲ得サル所以ナリ。

現ニ講和條約ニヨレハ、常備兵貳拾萬人ニ限制セラルヘキモ、四五拾萬アリ。舊士官ノ統率スルモノニシテ、漸次勢力ヲ增シ、新政府ノ命ニ從ハス、シレシヤ方面ニ橫行ス。依テ聯合側ヨリ軍ヲ進メ、其平定ヲ期センカヲ新政府ニ交涉セシニ、新政府ハ之ヲ可トスルノ窮狀ナリ。

ボルセウヰキハ獨逸ニ入ラントスル傾向アリシカ、獨逸社會黨ハ其不可ナルヲ覺リ、之ヲ拒ムニ力ムルニ到レリ。

ボルセウヰキハ教育アル國民ヲ魅スルノ力ナシ。

要スルニ社會主義ハ最近大ニ自覺改善ノ域ニ進マントス。其然ル所以ノ原因ハ、資本家ヲ倒シ、國有ヲ勵行スルカ爲メニ、生產ヲ增加スヘシトノ信條ハ、實際全ク之ニ反シ歐洲ノ生產額三割ヲ減シタリ。是社會主義最近歐洲ニ蔓延シタル結果ニ外ナラス。

戰前ニ於テ歐洲ノ生產ノ全額ヲ以テ歐洲全民ヲ給養シタル、同盟罷工勞働時間減少ノ結果、此民ヲ養フコト能ハス、否自活スルコト能ハサルニ到ラントスルカ爲ナリ。

露國ニ於テボルセヴヰキノ爲ニ、鐵道ノ輸送力ハ三十%トナリ、其所有車輛ノ運用力ハ十五%トナレリ。

最近レンニーノ演說ニ、

吾人ハ社會主義實行ノ甚タ早ニ失シタルノ感アリ。之カ爲ニ生産ノ減少ヲ來シタルハ意外トセサルヲ得ス。今後協力勤勞ニ服スルノ要ス云々。

吾人ハ社會主義ヲ徹底的ニ了解セサルノ憾ナキニ非ラス云々。

最近ロンドンニ於テ、トーマス其他ノ勞働首領ト意見ヲ交換シタルニ、皆國有若クハ勞働時間減少又ハ賃銀增加問題ニ突進スルノ不可ナルヲ覺リ、大ニ社會主義實行ノ前途ニ改善ヲ加ヘントスルニ到レリ云々。

ボルセヴヰキハ左ノ二點ヲ信條トシ、他ノ一點ヲ忘レテ攻究セサリシ云々。

1、資本家ノ横暴ヲ制シ之ヲ國有トスル事（生産ヲ增シ）

2、官僚ノ倒シ社會的有效能率ニ富ム制度トスル事（富ヲ均一ニスルコト）

3、社會主義ハ生産ヲ減少シ生活ヲ貧弱ニ傾カシムル事（之カ講究ヲ忘却シタリ）

西伯利亞ニ於テ、

ボリセヴヰク反對ノ哲學的プロパガンダ必要。

ミエナキャッテ政府ヲ援助スヘキ國際的經濟顧問ヲ置キ、自治ト生産奬勵ト金融ノ方案ヲ策スヘキ事。

ポーランド政府ヲ確立シ、ボルセヴヰクノ獨逸侵入浸染ヲ防クヘキ事ト同時、西伯利亞ノモボルセヴヰクノ東漸ヲ防ク緩衝地帶トナスヘキ事。

ハンガリーニ於ケル社會的政府ハ、三ケ月ニ斃レタトモ、社會主義カ豫想ニ反シタルモノアルヲ以テ、社會主義者自ラ過激派ノ施政ニ反對スルニ到リタル結果ナリ。

最近レンニー演說ニ徴シテ、彼等ノ反省ヲ自ラ覺レルモノナルヘシ。ボルセヴヰクハ外ヨリ力ヲ加ヘテ撲滅セシメンヨリハ、之

ナシテ自ラ滅亡ヲ招カシムルニ若カサルナリ。

翌朝早曉床を離れて、船窓から望むと、船は既に紐育港外のロング・アイランドの岸邊を駛つてゐた。六時半朝食を終り、港外で檢疫もすんで、九時半には旅行劵の檢査も終了した。

船が自由の女神像の邊を過ぎると、マンハッタン島南端の摩天樓櫛比の壯景が眸に陷ちる。ハドソン河を溯つて、キュナードの棧橋に横著けになつたのは、十一時であつた。

埠頭には大勢の出迎人が居た。

伯は一藏と自動車に同乘して、ホテル・プラーザに入つた。六月二日出發以來約百日目である。

二、ボストン訪問

倫敦と違つて紐育では、しつきりなしに來客が續いた。九月十三日から二十五日までの紐育滯在は、來訪者の會見と、各所訪問とで費されたが、その間に伯は、十八日にジョン・アール・モットを招いて午餐を共にし、二十二日はジェーコブ・シッフの招きに應じてバンカース・クラブに午餐し、二十三日には前國務卿ルートを訪れて支那問題を論じ、二十四日朝九時はゲーリーの自邸を訪問して、折柄米國全土を騷がしつつあつた鋼鐵業勞働者の同盟罷業について語る等、寧日なき有樣であつた。

九月二十五日午後一時の急行列車で、伯は紐育を發つてボストンに赴き、コプレー・プラーザ・ホテルに投じた。

その翌日は珍らしく風邪の床に一日を送つたが、二十七日には全快して、朝はハーヴァード大學を訪れ、總長ローレ

ンス・ローウェルと會談し、夜はヘンリー・ソーヤー邸に晩餐を取つた。

翌二十八日はホキーラー博士の自動車に迎へられてコンコードに行き、エマーソンの舊蹟を訪れ、同博士邸で午餐した。博士は嘗て札幌大學に教鞭を取つたことのある人で、新渡戸の友人である。

翌二十九日朝は、マサチューセッツ工科大學を參觀した。工學と經濟學とを綜合せんと試みたる前總長ウォーカーの意見は、頗る伯の興味を唆つた。

その夜七時三十分の夜行列車で、ボストンを發つて、華府に向つた。

紐育から、筆者は桑港郊外バークレーに住するエリオット博士と電報を往復して、伯とウイルソン大統領との會見日取を打合せてゐた。エリオット博士はウイルソンの義弟である。

さうして十月一日朝、白堊館において會見といふことに決まつた。當時ウイルソンは、國際聯盟に米國を加入せしむる爲め、輿論を喚起せんとして、全米を遊説し、加州に赴いてゐたのである。

ウイルソンはその歸路、キャンサス州ウィチタの演説の前日、即ち九月二十六日に、列車中において發病し、一切の演説の約束を取消し、一氣に華府に向けて歸つていつた。

伯はハーヴァード大學訪問の朝、この報を新聞で見たのであるが、當時は病狀が明かでなかつたので、まだ十月一日には面會できるものと考へて、急いでボストンから、華府に向つたのである。

この時伯は、ウイルソンと支那問題を懇談しようといふ考へであつたやうである。

最近私は、日本が一九一八年九月の日支協約を平和會議で發表する迄、支那側の平和會議委員は、同協約のあることを知らなかつた云々のステートメントが支那側筋より出て、米國の諸新聞に掲載されたのを見受けたのであるが、惟ふに、これは日本が右協約を祕密協約にしたことを暗示せしめるための意圖から出たものであらう。或る人々は、アメリカの民衆が斯樣な明白な事實の歪曲によつて、欺瞞され得るものと未だに考へてゐるとは如何にも笑止のことである。右協約の要領は昨年十月上旬東京で公表されたもので、而かも其の取極は支那側の發議によつたものである。當時私は外務大臣の職にあつて、右支那側の提議に應じたものである。假りに右協約が祕密協約であつたとしても――勿論斯かる事實はないのだが――支那政府に於て同協約の存在を知らしめないで、平和會議委員を巴里に差遣したとは信ぜられない。

一個人としては私は、日米兩國は極東に於ける商業的經濟的發展のため相互に協力すべきであると思ふ。日本單獨では、我國に與へられた東洋に於ける大事業の遂行が出來ないのである。

日本人の中にもアメリカを信頼せず、アメリカの嫌な人のあることを私は知つてゐる。丁度アメリカ人の中にも、日本の全然關知しない動機や意思を我國の責に歸せしめようとする者があるやうに。

私はかかる表面的の誤解や非友誼的なことがあつても、日米の親善と友誼との力强い不變な流れがあることを確信する。兩國の有識的勢力ある階級の人々は、日米兩國間のより善き諒解の增進に對し不動であると思ふ。萬一山東問題のために、我々兩國の友誼的關係が障害を受けることありとすれば、最も嘆かはしいことである、況や日本が偏見なきアメリカの具眼者や政論家の批判の前に、正しく公明な方法で山東に於ける獨逸の諸權利を處理せんと試みつゝある時に於てをや。國際關係が極めて變態的で、動もすれば國家間の空氣が懷疑と誤解で蔽はれんとする時に、故意に事實を歪曲して民衆を誤まらしめる策を弄することは一種の犯罪に等しくはないだらうか。

かゝる時局に處しては、苟も他國の名譽と廉潔に係るやうな問題を考慮するのに、深慮ある叡智と合理的思考とを用ひることとこそ國を思ふ人々の責務である可きである。

二日朝十時華府を發したる伯は、ボルティモアー市に下車して、ジョンス・ホプキンス大學を訪ひ、總長グッドノウと會見し、その夕刻紐育に歸つてきた。

四、タフトと會見

ウィルソンは病の故をもつて會ふの機會を失した。しかし米國政界の長老ルートには會見した。けれども伯の訪れなければならぬ人物がいま一人殘つてゐた。それは前大統領タフトであつた。

タフトはその當時母校エール大學で法律を講義してゐた。

そこで伯は十月六日午後二時十五分紐育を發し、四時半からニュー・ヘーヴン市のタフト・ホテルにタフトを訪問し、懇談一時間に及んだ。主として國際聯盟のことであつた。

當時は同案が上院において討議中であつて、可否孰れに決するか豫測を許さない時であつたのである。タフトは米國政界の內情を腹藏なく伯に語つて、留保條件付ならば通過可能であることを話した。

快活明朗なタフトの態度は、深く伯を感ぜしめた。

『松方さんのやうな人だね。』

といふのが、別れた時の伯の言葉であつた。

タフトの室を出て、エレヴェーターの方に赴かうとしてゐると、後から大きな聲で

『バロン・ゴトウ！　バロン・ゴトウ！』

と叫ぶものがある。振り返つて見ると、タフトである。大兵肥満のタフトは、満顔に笑を湛へながら、いま閉めた扉を開けて立つてゐる。

『バロン！ あなたは私が昨日紐育で買つてきた新しい帽子を取り替へて持つて行つては困りますよ！ ヒッヒッヒヒヒヒ。』

と、有名な「タフト笑ひ」を大きくした。

伯が氣付いて手に持つた帽子を見ると、正しくそれはタフトの新調の帽子であつた。

『いや、これが後藤男爵の癖ですからね。』

と、筆者が冗談をいふと、タフトは、

『アッハハハハ。』

と愉快さうに笑つた。伯もうれし相に「アッハハハハハ」と哄笑して、自分の古帽子を受取つて、もう一度握手して別れてきた。

五、歸國

十月八日午後二時四十五分、伯はグランド・セントラル停車場から、「二十世紀急行」に投じて、思ひ出多き紐育を去つた。同行は田島と河上であつた。

十日午前九時四十五分、シカゴに著した伯は、その夜十時四十五分をもつて同市を發して、一氣に太平洋岸に向つ

た。

伯の一行は十月十二日シャートルに到著し、三日をこの附近に過ごし、十五日はポートランドに赴いて一泊し、翌日夜この町を發して、十八日朝八時桑港に著いた。

それよりサクラメント、フレスノその他の都市を訪問し、併せて此の地方の日本農園を參觀し、十月二十八日をもつて桑港出帆、太平洋を西に駛つた。

永い歐米の旅を終つて、久し振りで日本船コレア丸に乘り込んだ伯は、初めて打ち寬ろいだ氣持になつて、幸福であつた。同行した田島が「歸りの船のうちは、極めて平凡であつた」といつた一言に盡きてゐる。

燕尾服を著る必要もなければ、一々通譯を使ふ不便もない毎日の生活で、伯は初めて二百有餘日の窮屈さから解放されたのだ。

しかし此の間、伯はその歐米旅行中の見聞を心中に繰返して、歸國後實施し得べき經綸を練つてゐた。

『大調査機關を作ることだ。』

それが伯の心中に熟した結論であつた。さうしてその調査の眼目は、「知識を蒐集するだけでは駄目だ。人間を作ることだ」といふことであつた。

ゆゑに伯が歸國後、原首相に提出した大調査機關案は、多額の海外出張旅費を含んでゐた。これによつて伯は、若い役人を全世界に派遣して、日本改造に役立つひろき知識と經驗とを積ましめんと志したのであつた。

しかるに伯の意見は日本政府の容るるところと爲らず、却つて伯と同工異曲の案を有したるフーヴァーは、その譽

翌年ハーディング内閣の商務長官として、米國産業發達のための參謀本部を作り上げたのであつた。

かかる思想を練りつつありし伯の許に、悲しき無線電信が達した。それは寺内正毅の死であつた。僅かに數日の差をもつて、伯はその多年の政友と相見ることを得なかつたのである。

十一月十三日朝、船は横濱に入つた。

二百三十八日ぶりで、伯の足は祖國の土を踏んだのである。



或る日の伯

第二章　大調査機關案

第一節　計畫及び準備

一、創意の醱酵

歐米旅行から歸つた時に、伯の胸中には一つの成案が熟してゐた。それは大調査機關の設立といふことであつた。

その創意の醱酵したのは、恐らくは華盛頓のビューロー・オヴ・スタンダードを參觀したときで、それが更に具體化したのは、倫敦郊外グリニッチの理化學研究所を視察した折であつたらうことは、前章に於いて既にこれを述べた。

これと同時に伯は、倫敦に於いて、英國人某の記した「英國產業本部論」を入手し、これを精讀して大いに啓發されるところがあつた。

また伯は大西洋横斷の船中、フーヴァーと會し、歐洲社會主義者の實權掌握後の失敗を聞きて、心中ます〳〵大調査機關の必要を痛感した。

顧れば伯の生涯には、いたるところ何等かの形における調査研究の機關が隨伴した。衞生局時代すでに統計局の設置を建白し、傳染病研究所の設立に盡力せし伯は、臺灣民政長官となるや、土地調査局と戶口調査部を設け、舊慣調

査會と臺灣研究所を起した。滿鐵總裁としては中央試驗所、地質研究所、東亞經濟調査局を設け、ついで國務大臣となるや、發電水力の調査事業に著手し、電氣試驗所を擴張し、鐵道院においては業務調査會議を起した。然るに今や大戰後の歐米を漫遊して、かくの如き小規模なる局部的調査機關を以てしては、到底世界の時局に應じがたき所以を覺つた。何となれば伯は、二百三十八日の旅行において、今や全世界が崩壞し、その再建の機が迫りつつあるを見たからである。

伯は戰後の世界が、物心兩界に亙つて一大變化を被るべきことを直觀した。而してその變化の來るところは、科學と人生との交錯にあることを洞見した。而して今日の科學が、社會生活と個人生活とに如何なる影響を及ぼしつつありや、又その結果として起るべき經濟的變化は如何なるべきやの根本を探究するに非ずんば、到底この變化に應ずべき政治を行ふ能はざることを痛感した。殊に日本のごとく土地狹小、天然資源貧弱の國に於いては、國民の人間的能力を研いてその缺陷を補ふことが、戰後の劇烈なる國際競爭に處する最大要件なるべきことを豫見した。

その一切の必要は、新產業參謀本部としての大調査機關の設立を指示するものであつた。

かかる思想が腦裏に湧くと、伯は例のごとくその意見を斷片的に紙に記し付けた。卽ち次に揭ぐる文獻は、歸朝後早々伯の手記したメモの殘存せるもので、それは四葉の洋罫紙に、ペンで記されてある。その一葉に記して曰く。

巨額ノ金ヲ以テ飛行機ノパテントヲ買收スルカ如キ愚策ヲ執ルハ、調査研究ノ力乏シクシテ無智無識無能ヲ表彰スルモノナリ。

ハーベルブッシュ式ノ窒素肥料製造ノ如キ、近ク之ヲ凌駕スル發明出ツヘキニ、之ノ買收ヲ企ルカ如キハ愚ノ骨頂ナリ。

燃料研究ヲ三年繼續費トシ、勞資協調ニ數百萬圓ヲ一時ニ支出スルカ如キ、破調ノ政策モ愚ノ骨頂ナリ。

破調政策ノ損失ハ償フヘカラサルノ弊ニ陥ルヘキ事。
内閣ノ更迭毎ニ破調ヲ醬スルノ原ヲナスヘキ事。
各黨派政策ハ逢ニ政策破壞トナルノ原ヲナスコト。
賢愚能否、貧富强弱、上智下愚。

その第二葉は次の通りである。

日本ハ孤立トナルヘキ經路ニ入リ、假カニ其路ヲ變スルコト難シ。是歴代内閣ノ罪ナリ。獨立自重ノ途ヲ確立シ、各國ノ協同シ來ラサルヲ得サルノ方策ヲ講スルニハ、調査機關ノ完全ナル力ニ頼ラサルヘカラス。
但シ外國人ノ雇ヒ入ル、モ、支那流ニ又舊日本式ニ陥ラサルヲ要ス。
産業ニ就キ自給自足ノ講スルハ可ナレトモ、其誤解又其弊ニ陥ラサルヲ要ス。
例之、日本米ノ賣テ外國米ノ買フカ如キハ甚タ可ナリ。自ラ絹布ヲ用ヒテ毛布ノ用ヲ忘ル、カ如キハ不可ナリ。無理保護税ヲ以テ内國産ノ維持スルコトハ得策ナラス。其間取捨撰擇ハ調査研究ノ結果ニ須タサルヘカラス。
産業的調査機關ノ組織ハ其類別甚タ多シ。要スルニ之ヲ分析的綜合的ニ分ツ。科學的ト社會的トノ調査トナル。此兩者ヲ綜合シテ完全ナル調査機關トナルヘシ。

となし。更にその第三葉に曰く。

産業參謀本部トシテ、コントロール機關トシテ、産業國策調査會設立之事。
健全ナル調査研究ナクシテ健全ナル改造ヲ成功スル能ハサル事。
各政黨ニ調査機關形式的ニシテ其力乏シキ事。
調査機關ノ組成ニハ當初外國人ヲ要シ、其次ニハ日本人ノ養成ヲ必要トス。
獨逸人　六名　内一名ハ露國通

英　人　二名

米　人　二名

最後の第四葉は、次の如く記してゐる。

一黨派ノ横暴ハ帝室ノ威嚴ノ失墜ヲ來シ、之ヲ暴民政治ノ力ニヨリテ倒壞セシムルニ至ル時ハ革命ナリ。故ニ豫メコントロール機關ヲ以テ暴横ヲ恣ニセシメス、合理的節制ヲ以テ指導シ、帝威ヲ隆昌ニ支持スルノ道ヲ講セサルヘカラサル事。

天然原料ノ不足ヲ補フニ科學的調査研究ノ力ヲ用フル事。

幼稚未熟ノ文化ノ不足ヲ補フニハ社會的調査研究ノ力ヲ用フル事。

右兩様ノ力ヲ以テ國威ヲ　帝室ノ尊嚴ヲ保護シ、民福ヲ增進シ、黨派ノ暴横ノ弊ヲ矯正シ、暴民政治的革命ノ發作ヲ豫防スヘキ事。

二、新會議體設置意見

斷片的に手記されたる伯の意見は、程なくして次のごとき意見書として纏められた。

新會議體ヲ設置スルノ意見大要

不肖外遊僅ニ八閲月。歸來到ル處、吾人ハ現狀ニ倦メリ。先ツ之カ破壞ヲ企テサルベカラストノ聲ヲ聞ク。而モ多數ノ青年之ヲ唱道シ、又附和セリ。此ノ間政界ノ失意者ハ乘スヘキノ好機ト爲シ、何事カ遂ケサレハ止マサルノ氣勢ヲ示セリ。加フルニ未ダ曾テ遭遇セサル勞働問題ノ目前ニ横ハルアレハ、現狀ニ慊ラサル反對者ニ在リテハ、國家他日ノ憂患ヲ顧慮スルニ遑アラスシテ所謂群衆心理ヲ惡用シ、以テ己ノ慾スル所ニ便セントスルモノヽ如シ。彼等ノ叫破スル所ヲ詮シ來レハ、先ツ現内閣ヲ破壞スヘシト云フニ外ナラスト雖モ、然ラハ次ノ内閣ハ何人ヲ以テ組織セシムヘキカヲ討ヌルトキハ、毫モ成算ナキニ似タリ。漫然憲政

ノ常道トシテ、政友會内閣仆ルヽトキハ反對黨タル憲政會ヲ以テ之ニ代フヘシト云フニ過キズ。由來彼等ノ間ニ於テモ、憲政會ノ無力ヲ知リ、之ニ滿足セサルモノ鮮シトセサルモ、現狀打破ヲ急トスル爲ニ、同會ヲ推スヲ捷徑トスルノミ。焉ソ國家ニ忠ナリト謂フヲ得ンヤ。凡ソ内閣更迭ノ頻繁ナルハ、國政ヲ行フ上ニ於テ殊ニ忌ムヘキ所、假令相當ノ經綸ヲ有シ、一代ノ俊ヲ臺閣ニ集メ得タリトスルモ、假スニ日月ヲ以テスルニアラサレハ、恐クハ何事ヲモ能クセスシテ止マン。卽チ計劃一、二年ヲ費ストキハ、實施亦一、二年ヲ要スヘキヲ以テ、功過共ニ見ルニ足ラサル期間ニ於テスル走馬燈啻ナラサル内閣ノ更迭ハ、宛モ窒扶斯患者ノ如ク、屢〻醫師ヲ更フレハ則チ病勢ハ却テ加ハルヘシ。今ヤ各政黨政派トシテハ調査機關ヲ有セサルナク、各〻部門ヲ分チテ材料ヲ蒐集シ、常ニ研究怠ラサルカ如クナルモ、擔任其ノ人ヲ得、設備亦完全ナルモノ稀ナリ。要スルニ各政黨ノ調査機關ハ其名アリ其實無シ。新内閣ヲ組織スルニ方リ、直ニ實行スヘキ經綸ヲ有セサルニアラスヤ。故ヲ以テ確實ナル資料ニ依リ、權威アル調査ヲ遂ケシメントセハ、假スニ相當ノ時間ヲ以テセサルヘカラサルヤ比々是ナリ。例ヘハ今日帝國ノ立場ヲ有利ナラシムルカ爲ニ、人材ヲ海外ニ派遣スルノ急務ナルハ、何人モ疑ハサル所ト雖モ、如何ニ適材ヲ擧ケ得ルトモ、前二、三年ハ畢竟修養時代ニ屬シ、後二、三年ニ於テ所期ノ效果ヲ擧ケ得ハ成功ト稱シテ可ナルカ如シ。唯〻此レ等ノ點ヨリ觀ルモ、其間屢〻内閣ノ更迭ヲ促スコトハ愼ミテ避ケサルヘカラサル所トス。

然レトモ現ニ國内ニ瀰漫スル群衆心理ノ反影ヲ如何ニ指導スヘキカハ、識者ノ深思熟慮セサルヘカラサル所ナリ。卑見ヲ以テスレハ、外、世界ノ大勢ニ顧慮シ内、國民ノ需フ所ヲ誤ラサラシメン爲ニハ、改造ヲ宗トスル新機關卽チ一大調査機關ヲ設クル一法アルノミ。頃者傳フル所ニ依レハ、專管勞働機關ノ起シテ、現時ノ難問題ヲ釋カントスルノ議アリト云フモ、是レ稍姑息マサル群衆心理ノ變遷ト其ノ善惡辨セス。若シ動搖セル群衆ニ牽レテ動搖スルノ嫌ナキヲ得ス。狂人ト走レハ不狂人タルヲ免レハ幸ナリ。宜シク官民一致歩ヲ進メテ、人心ノ轉換ヲ計ルニ如カサルナリ。

各國ニ於テ現ニ實行スル改造事業、乃至英國ニ於ケル改造省ノ設ケノ如キ、殊ニ時代ノ要求ニ應スルモノナリト雖モ、國情ノ異ナル我ニ在リテハ、遽ニ彼等ノ擧ニ傚フコトヲセス、寧ロ未タ其ノ例ヲ見サル一ノ會議體ト、其ノ事務局ヲ創設スルヲ以テ、

最モ機宜ニ適スル處置ナリト信ス。其ノ會議體ノ名稱ハ更ニ考フヘシト雖モ、實質ニ於テ卽チ Ministry of Reconstruction ノ實ヲ擧クルヲ得ハ足ル。而シテ之カ設置ニ際シテハ、特ニ會議體ノ威重ヲ加フル爲ニ　詔勅ヲ下サル、ノ必要アルヘシ。但シ此ノ會議體ハ元來臨時機關ナルモ、政渦ノ外ニ卓立セシメ、遂行ヲ期スル爲メニ、先ツ五個年存續セシムルヲ可トス。

會議體ハ常設委員及ヒ評議員ヨリ成リ、其議長ハ內閣總理大臣之ニ當リ、副議長ヲ置クヲ必要トスルトキハ評議員中ヨリ勅選セラル、コトトシ、常設委員ノミ有給トス。又事務局ハ局長ノ外五、六名ノ書記官及ビ若干ノ書記ヲ置キ、特設ノ活版所ヲ設ケ、其他和洋兩方ノ「タイプライター」ヲ付置クヘク、速記撰手ヲ採用スルヲ必要トス。

右ノ經費ハ一年五百萬圓トシ、內三百萬圓ヲ內外ニ於ケル宣傳費ニ充テ、貳百萬圓ヲ以テ會議體及事務局費ヲ支辨スルモノトス。

尙壹ケ年以內ニ建設シ得ル事務局ト會議室ヲモ必要トス。

會議體ノ內容ニ於テ、農商工若クハ產業ノ參謀本部トモ稱スヘキモノタラシムル爲メ、總會ノ外、三部會ヲ設ケ、常議員ヲシテ產業調査、通信及ヒ理化學研究等ノ事ヲ分擔セシムヘシ。其ノ重モナル事項ヲ擧クレハ卽チ左ノ如シ。

一、原料問題

一、石炭、石油（動力原料ノ問題）

一、水電

一、科學的調査研究ノ問題

一、食料其他生活必需品ノ生產分配ノ問題

一、人口問題（移民並植民等）

一、外國貿易ノ統一的活動

一、銀行組織ノ大變革

一、勞働問題（資本主並ニ勞働者教育問題）

一、國際產業通信

一、國際的勞働並經濟問題通信

近頃勞働問題ヲ解決スル目的ヲ以テ、別個機關ノ設立ヲ急トスル論者アルヲ聞クモ、此ノ類ノ應急策ハ間々熱度ヲ冷却スルニ足ラスシテ、單ニ水ヲ燒石ニ注クノ愚計ニ了ルヘケレハ、寧ロ本案會議體中ニ包含セシムルコト、政略上ヨリ云フモ賢ナリトス。

又外務省中ニ宣傳局ヲ設ケントスル議アリト聞クモ、何等ノ謬見ゾ。蓋シ宣傳事務ノ如キハ、會議體中ニ設クル國際產業通信、若クハ勞働通信ニ於テスルヲ最善ノ方法トスレハナリ。

今ヤ世界ノ人類ハ平和來ノ慶ヲ同クスト雖モ、靜ニ過去ヲ思ヒ將來ヲ察スルトキハ、吾人ハ瞬刻モ晏如タルヲ得サラン。是ニ於テ先ツ一、世界大戰ノ起源二、戰爭中ノ有ラユル事實三、休戰ノ由來四、講和條約ノ成立五、戰後ノ經營等ニ關シ一貫セル見識ナク十分ノ研究ヲ怠リ、將來ノ大局ニ處スル爲メ準備ヲ缺クコトアラハ、到底今後新ナル世界ノ舞臺ニ雄飛スルノ資格ナキモノトナラン。今次講和會議並ニ勞働會議等ニ於ケル不準備ノ應報ハ、直ニ不利ヲ將來セルニ鑑ミ、當局自ラ大ニ覺悟スル所アルヘキト同時ニ、國民ヲシテ其ノ因果ノ繫ル處ヲ深ク理解セシメサルヘカラス。今日重大ナル時機ニ會シツヽアルヲ遺レ、國家ノ安危ヲ賭物トシテ權勢ヲ爭ハントスルカ如キ、所謂機會黨亞流ニ對シテハ嚴戒ヲ加ヘテ可ナリ。

以上記述スル所未タ詳ナラスト雖モ、今日ノ人心ヲ善導シテ其ノ歸趨ヲ知ラシムルト共ニ、謂レナキ政變ヲ防遏セン爲ニハ、改造ヲ宗トスル會議體ノ設置ヲ以テ、唯一無二ノ安全瓣ニシテ、最上ノ羅針盤タルヲ確信シ、爰ニ卑見ノ大體ヲ手記シテ、大方ノ參考ニ資ス。

しかしこの意見書は、果して如何に使用せられしや明かでない。或は次項に記す「一大調査機關設置ノ議」の草案ではなかつたかと思はれる。

三、大調査機關の草案

伯はこの意見を成案として、當局者に提出しようと決意した。次に掲げる「大調査機關設置ノ議」と題する文獻、美濃判罫紙に淨書された分厚なものであるが、その表紙には、伯の自筆で「淨書第一回草案」と附記し、又その肩に「秘」と記入してある。

第一　調査研究ノ必要

一、大規模ナル根本的調査ノ必要

世界各國ハ今ヤ經濟上、社會上並ニ政治上大變遷ノ機運ニ際會ス。經濟上及ヒ社會上ノ各種ノ勢力ハ、此ノ變遷ニ順應スヘキ變革ヲ要求シ、爲政者並ニ識者ハ此ノ機運並ニ實勢力ノ要求ヲ精察研究シ、以テ外ニ對シテハ國家ノ經濟發展ヲ圖リ、内ニ向テハ産業ノ進展統制並ニ産業ニ從事スル各階級ノ調和協力ヲ得ルノ策ヲ樹テ、新ナル國際的大戰爭ニ勝利ノ榮冠ヲ贏チ得ンコトヲ期圖ス。

世界各國ノ情勢斯ノ如シ。而シテ我ガ國モ亦内外ノ形勢ハ經濟、社會、政治ノ各方面ニ亙リテ大變革ヲ爲サヽルヘカラザル時機ニ臨メルコトハ、多言ヲ待タスシテ明ナリ。故ニ此ノ大變革ヲシテ、海外ノ大勢ト國内ノ實勢トニ相應シ、克ク國運ノ進展ヲ促スモノタラシメンコトハ、今日國政上緊要ニシテ、且ツ焦眉ノ急ナラスンハアラス。故ニ第一海外ニ於ケル經濟並ニ政治上ノ大變遷並ニ之ニ對應スル策、及ヒ實際的施設ハ、精密且ツ迅速ニ調査研究シ、以テ海外ニ於ケル此ノ大勢ノ推移並ニ各國ノ用意善策ノ存スル所ヲ常ニ明確ニスルヲ要ス。第二國内ニ於ケル各種ノ新情勢ニ付キ、精密且ツ迅速ナル系統的調査ヲ遂ケ、以テ海外ニ於ケル實情趨勢ト對照研究スルヲ要ス。

二、大規模ナル對策準備立案ノ必要

前述ノ調査研究ハ、次テ諸般ノ國策ノ立案ヲ促スモノタラサルヘカラス。則チ是レ等ノ調査ヲ基礎トシテ、緩急ヲ稽査シ、各種大問題ニ對シテ根本的ノ策ヲ立ツルコトヲ要ス。其ノ案タル、或ハ今後數年ニ渉ル臨時ノ計畫アリ、或ハ十數年間ニ及ブ永遠ノ大策タルモノアラン。要スルニ内外ノ情勢ヲ詳ニシ、事ノ未ダ起ラザルニ當リ、十分ノ準備方策ヲ立案シ置クヘシ。即チ要ハ所謂綢繆ノ籌略ヲ建ツルニ在リ。

三、凡ソ國政ガ時事ヲ處理スルノ外、更ニ永遠ニ亙ル大經綸ヲ有スルモノタラサルヘカラサルハ、今更絮説ノ要ナシト雖モ、内外ニ於ケル貿易、産業並ニ社會情態變遷ノ急激且ツ廣汎ナルコト今日ノ如キハ、史上未ダ曾テ見サルノ壯觀ニシテ、之ニ順應シテ大經綸ヲ行フノ緊切且ツ重要ナルコト、亦我ガ國史上絶テ經驗セサルノ時勢ナリ。之ヲ稱シテ國家安危ノ岐ル、時ト云フモ敢テ過言ニアラザルヘシ。

第二　統一的大調査機關設立ノ必要

一、調査並ニ立案ノ必要ナルハ上文ニ述フル所ノ如シ。而シテ此ノ調査立案ハ尋常一樣ノ事ニアラス。故ニ直ニ所期ノ目的ノ達成セントセバ、一大機關ヲ設ケテ之ニ當ラシメサルヘカラス。

二、是レ等ノ調査案ハ、大勢ヲ達觀シ、局部ノ管見ニ陷ラズ、從來ノ因襲慣例ニ由ル拘束ヲ脱シ、自由且ツ創造的ナラサルヘカラス。故ニ此ノ機關ハ、各自ニ分屬スル小調査機關タラズシテ、直チニ内閣總理大臣直接統制ノ下ニアル統一的機關タルヲ要ス。是レ黨派的調査機關ニ非ラスシテ、不偏不黨ノ國家機關タラシメサルヘカラサレハナリ。則チ一國ノ首相ヲシテ國是國策ヲ施サン爲メ、常ニ最モ透明ナル識見ヲ有セシムルニ容易ナラシメントスルニ外ナラス。

三、戰後諸國ニ於ケル改造省（Ministry of Reconstruction）ノ設置ハ、事既ニ陳ナリ。其ノ設置ノ動機ハ、平和ノ克服ト共ニ産業貿易ヲ戰前常態ニ復セシムルコト、及ヒ軍隊ノ解除ニ伴フ失業問題ノ處理並ニ戰爭ニ依テ荒廢セル地方ノ復舊等ノ諸問題ニ存セシト雖モ、其ノ設置後ノ活動ハ、國民ノ覺醒及ヒ實勢ノ推移ニ随ヒ、復舊並ニ臨時ノ問題ヲ超脱シテ貿易、産業、社會、政治ノ各方面ニ及ブ大規模ノ調査立案ヲ爲スコトヲ主トシ、近世的ノ學問思想ヲ有シ、多方面ニ渉リ大勢ヲ達觀スルノ識力才

學アルモノ、概ネ之ガ首長トナレリ。而シテ其ノ下ニ新鋭ノ俊才ヲ集メ、尙ホ官民學界各方面ヨリ有能ノ士ヲ網羅シテ、其ノ調査研究ニ參加セシメ、一切空論ヲ戒メ、而カモ現狀ニ拘泥セサル方策ノ調査講究ヲ爲サシメツヽアリ。根本的ニシテ且ツ廣汎ナル調査及ヒ稍々久シキニ渉ル方針ヲ定ムルニ於テ、我ガ國從來ノ經驗ニ因リ、多ク缺陷アリタリシコトハ何人モ之ヲ否ム能ハス。世人現今ノ情勢ヲ稱シテ第二ノ維新ト云ヘリ。事實或ハ明治ノ維新ヲ超ユルモノアラン歟。國是國策ヲ明確ニスルノ要アル、蓋シ明治ノ維新ニ比シテ過クルモ及ハサルナケン。今ヤ統一的大調査機關ヲ設ケテ、大ニ興國ノ經綸ヲ調査研究スルノ要アルハ、寸疑ヲ容ルヽノ餘地アルコトナシ。

第三　機關組織ノ要件

一、此ノ調査機關ニハ、各省大臣ト相等シキ威望ヲ有スル首長ヲ置クコトヲ要ス。其ノ理由左ノ如シ。

(1) 機關ノ能力ヲ十分發揮セシムルガ爲メ、汎ク人材ヲ集メ、之ガ統率ニ任スヘキ其ノ首長ハ第一流ノ人物タラサルヘカラス。

(2) 學界並ニ民間有能ノ士ヲシテ此ノ機關ニ參加セシムル爲メ、首長ハ最モ有力ナル人タラサルベカラス。

(3) 調査研究ノ問題ノ取捨撰擇ニ當リ、各省ニ於テ既ニ實行シツヽアルモノ、又ハ將來實行セントスルモノアリ。其ノ間重複衝突スルノ虞アル場合アルヘシ。之ガ分界ヲ明カニシ、重複ヲ避ケ、克ク統一的ノ調査機關タルノ實ヲ擧クル爲メ、各省大臣ト同一地位ニ在ル首長ヲ有スルヲ要ス。

(4) 調査研究ノ結果ニシテ、事ノ緊急重大ナルモノハ、當該各省ヲシテ實施セシムル爲メ、本機關ノ首長ハ閣議ニ於テ各省大臣ト同等ノ權威ヲ有セシムルヲ要ス。

二、常置職員トシテ多數ノ人材ヲ網羅シ、部門ヲ分チ、內外ニアリテ調査研究ヲ爲シ、又立案審議ノ任ニ當ラシムヘシ。

三、問題ニ對スル實行上ノ對案調査ニ關シテハ、學者民間識者及ヒ政治家等ヨリ成ル評議員會ヲ設ケ、別ニ常設調査委員ヲ置キ、之ニ書記及ヒ助手ヲ付シ調査報告セシムヘシ。

第四　調査機關ノ作用

一、資料蒐集

(1) 本機關ノ目的トスル調査事項ニ關シテハ、世界各國ヨリ、新聞雜誌官民ノ出版物等一切ノ文書トナレル資料ヲ、廣汎且ツ迅速ニ蒐集スルコトヲ期スルコト。

(2) 專門竝ニ一般ノ學識ヲ有スル者ヲ多數常ニ海外ニ派遣シ、左ノ如ク活動セシムヘシ。

(イ) 新シキ文書ノ出版ニ注意シ、其ノ有益ナルモノハ迅速ニ蒐集シテ本國ニ送付セシメ、又繼續的刊行物ニアリテハ之ガ連續購求ノ便ヲ講スルコト。

(ロ) 常ニ海外諸國ニ於ケル實勢竝ニ施設等ニ注意シ、刊行文書ノミニテハ容易ニ窺知シ難キ實情、又ハ現ニ其ノ地方ニ在リテ始メテ爲シ得ヘキ判斷推測等ヲ、定期及ヒ臨時ニ報告セシムルコト。

(3) 諸文明國ノ官廳及ヒ公益團體等トハ直接出版文書ノ交換ヲ爲シ、其ノ刊行ニ係ル文書ハ即時送付ヲ受クルノ道ヲ開クコト。

(4) 蒐集セル資料ハ、圖書整理ニ關スル專門的智識ヲ有スル者ヲ常置シテ、整理完備セシムルコト。

外國ニ派遣セラルヘキ官吏ハ、必ス先此ノ圖書館ニ就キ通閲シ了ルヲ以テ、先修條件トナスヘキコト。

(5) 斯ノ如ク蒐集整理シタル資料ハ、獨リ本機關ノ利用ニ供セラルルノミナラス、各官署及ヒ民間研究者ニ對シ、成レ可ク廣ク利用ノ便宜ヲ與フルコト。

二、調査報告ノ刊行

蒐集セル資料ニ基キ編纂セラルル、調査研究、海外出張員ノ報告、委員會ノ報告等ハ定期及ヒ臨時ニ整理シテ刊行公表スルコト。

三、調査立案委員會

事項毎ニ成立スヘキ調査又ハ立案ノ委員會ハ、一定ノ時期ヲ定メテ其ノ調査研究ノ結果ヲ報告スルモノトス。但シ長期ニ亙ルモノニアリテハ、事宜ニヨリ、最後ノ決定報告ヲ爲ス前、相當ノ時期ニ於テ中間報告ヲ爲スモノトス。尚ホ委員會ノ報告書ハ原則トシテ之ヲ出版公表ス。

第五　新會議體並ニ事務局構成ノ原案

以上第一、第二、第三、第四ノ主旨ニ依リ、先ツ左ノ構成ヲ採用シ以テ實行ノ原案トスベシ。

一、産業貿易革新調査會ヲ設ケ、卽チ國民經濟ノ革新（註、伯自ラ朱書セリ）（此ニ内閣草案ノ文）ノ改造ニ關スル審議報告ノ機關トスルコト。

一、本會ハ會議ト事務局トニ分ツ。

一、會議ハ左ノ諸員ヨリ成ル。

總裁	一人
副總裁	一人
評議員	若干
常設委員	五十人

總裁ハ會議ノ議長トナリ且ツ事務局ヲ指揮監督ス。

一、事務局ニ左ノ諸員ヲ置ク。

局長	一人
事務官	五人
書記	三十五人
速記者	五人
タイピスト	十[illegible]人
雇筆生	三十人

局長ハ總裁ノ命ヲ受ケ本會ノ事務ヲ掌理ス。

一、本會ヲ三部（經濟調査部、國際通信部、理化學的研究部）ニ分チ、別ニ事務局印刷工場ヲ付屬セシム。

但シ理化學的研究部ハ、本會議ヨリ獨立シタル別個ノ制置タルヘシ。

内外資源調査部ノ以テ之レニ代フルモ可ナリ。

一、會長副會長評議員ハ無給トス。

常設委員事務局員ハ有給トス。

但シ常設委員ハ主査タリ。各事項ヲ分擔調査スルモ、其ノ主査事項以外ノ問題ニ付テモ、評議員ト共ニ討議ニ與ラシメ、評議員會合ノ際原案ニ威力ヲ添ヘシムヘシ。

評議員ニシテ常設委員ヲ兼任スルモ妨ナシ。評議員ハ凡テ問題ニ關與スルモノ、外臨時特殊問題ニ限リ選任セラルヽモノアルコトトシ、俸給ヲ與ヘザルモ十分ノ旅費日當ハ之ヲ支給ス。

一、常設委員ニハ各一人ノ祕書及ビ助手ヲ附屬セシムルモノトス。

一、常設委員ハ各部ニ分屬ス。

一、常設委員外國ニ出張中ハ、外國人ノ祕書又ハ助手ヲ使用シ、速記又ハ「タイピスト」ヲ臨時使用スルコトヲ得。

一、總裁ハ内閣總理大臣之ニ任シ、副總裁ハ評議員中ヨリ勅選セラルヽモノトス。

一、常設委員ノ外、在外通信研究生ヲ置クヘキコト。

一、常設委員ニハ平均年俸五千圓ヲ給與シ勅、奏任取扱ノ恩典ヲ與ヘラルヘキコト。

常設委員評議員ノ選任方法ハ之ヲ略ス。

第六、經費豫算

經常費ハ五ヶ年ヲ一期トシ、繼續費トシテ要求シ、約一ヶ年間五百萬圓ノ割合ヲ以テ、總額貳千五百萬圓トシ、前年度ノ剩餘ハ翌年度ニ繰越スコトヲ得ルモノトス。

一、附屬印刷工場、圖書館並ニ外國人宿舍臨時建築並ニ備品費ハ、初年度二百五拾萬圓ヲ要求シ、爾後圖書館等多少ノ增築ノ必

要ヲ生スル分ハ、四五拾萬圓ヲ出サルヘキヲ以テ、其ノ都度別ニ要求スヘシ。

經常費

一、事務局

局長	一人	手當年	四千圓
事務官	五人	一人平均年貳千五百圓	壹萬貳千五百圓
書記	三十五人	一人平均年千五百圓	五萬貳千五百圓
速記者	五人	一人平均年千五百圓	七千五百圓
タイピスト	十人	一人平均年千五百圓	壹萬五千圓
筆生	三十人	一人平均年六百圓	壹萬八千圓

二、調査會議

常設委員	五十人	一人平均年五千圓	貳拾五萬圓
常設委員付祕書	二十五人	一人平均金貳千圓	五萬圓
常設委員付助手	二十五人	一人平均年貳千圓	五萬圓

常設委員海外出張中ノ外國人祕書並ニ助手ハ、常設委員當初五十人中先ヅ半數ヲ置クヘキ見込ニ付、常設委員半數ノ年給拾貳萬五千圓ノ中ヨリ給與ノ見込。

一、事務局及ヒ會議ニ關スル諸費

(1)通信運搬費	內國・外國	百五拾萬圓
(2)通信研究生費各種	內國・外國	六拾五萬圓
(3)旅費	內國・外國	九拾五萬圓

(4)調査費圖書費及ビ印刷費　百五拾萬圓

(5)諸雜費筆紙墨料　拾貳萬圓

(6)評議員會費其ノ他接待費　拾萬圓

總計　金五百貳拾七萬九千五百圓

右ハ約五百萬圓ニテ支辨シ得ヘキ概算ニ査定スヘシ。

第七　現存各省分屬ノ調査機關トノ關係

本機關設置ノ目的トスル所ハ、當面問題ノ一時的處理ノ調査研究ヲ爲サントスルニアラス。學術並ニ實際ニ基キ根本的調査研究ヲ爲シ、以テ國是ヲ定メ經綸ヲ立テ、且ツ遠キ將來ニ亙ル問題ヲモ豫メ講究準備セントスルニアリ。素ヨリ各省ニ存スル現存ノ機關ト雖モ、同樣ノ目的ヲ以ツテ調査研究ヲ爲シ得ザルニアラズ。然レトモ廣汎且ツ永遠ニ亙ル調査研究ヲ爲サンニハ、現存ノ機關ハ規模小ニシテ、本來ノ目的ヲ達成スル能ハス。而シテ若シ十分ナル大規模ノ機關ヲ各省ニ分屬セシメントセハ、經費ノ重複ヲ生ジテ不經濟トナレカ故ニ、大規模ノ調査ハ之ヲ統一シテ一大機關ノ下ニ行ハシムルニ如カサルナリ。只各省現存ノ小調査機關ハ、之ヲシテ各省ニ限局セル小範圍ノ問題、又ハ目前處理ヲ要スル事項ノ調査ニ當ラシムヘク、現在ノ規模亦之ニ適スルニ過ギザルナリ。本案大調査機關ノ設置ト共ニ、現存各省ノ調査機關ノ事業中、分離統一スヘキモノ多少之アルヘキモ、大體ニ於テ其ノ存在ト相待テ兩立セシムルヲ可トスルノミナラス、未ダ其ノ設ケナキ各省ニ在リテハ、此種ノ小調査機關設置ヲ促カスノ要アルヘシ。

この「大調査機關設置ノ議」の草案の成りし正確なる時期は明かでない。しかし二月の下旬頃、これを相生由太郎に内見せしめたといふ事實があるから、それによれば、大正九年の初頭には、すでにその用意ができてゐたものと思はれる。

第二節　實現への努力

一、原敬と伯

伯が大調査機關設置の腹案を具體的にまとめあげ、それが實現への努力を開始したとき、當路の責任者は、原敬の政友會內閣であつた。さうして時は政戰のさなかであつた。

第四十二議會は、普通選擧法の問題をめぐつて、大荒れに荒れてゐた。普選案が上程された二月十四日には、民衆は大示威運動を催して、院外からこれを聲援した。さうして二十六日、これが本會議に附せられて、委員長の松田源治（政友會）の報告了るや、憲政會の齋藤隆夫が起つて、普選の卽行を論じた。續いて政友會の小川平吉がこれに反對し、最後に首相原敬が登壇して所見を述べた。さうして原が、わづかに席に復した時であつた、突如として解散の詔勅が下つたのは。

總選擧の日は五月十日と發表された。

それは原敬が、多年の理想たりし大政友會の建設に、最後の仕上げを施すべき、絕好の機會であつた。解散前の政友會は、衆議院に百六十二の議席を有し、天下の第一黨をもつて誇つてゐたけれども、未だ絕對多數を占むるには至らなかつた。そこでこの總選擧において、手製の小選擧區制により、政友會の壓倒的多數を獲得しようといふのが、

原のもくろみであつたのである。

當時は原敬の全盛時代が、今や曙せんとする時であつた。彼はすでに議會內の第一黨たる政友會を率ゐ、また內閣の首班として閣員を手足のごとく動かし、勢威まさに天下を傾けんとしてゐた。しかし原が、その獨裁にも等しき絕大の權勢を築き上ぐるに當つて、最も警戒したるところのものは、反對黨の憲政會ではなかつた。憲政會の如き、この總選擧においては、鎧袖の一觸である――その自信に原は滿ち滿ちてゐた。彼の恐るるものは、むしろ二大政黨外にある中間的勢力であつた。この中間勢力を敵とするときは、彼等を驅つて憲政會と合流せしめ、非政友聯盟を結成せしむる危險がある。日本の政界の實力は英、米、佛のごとく政黨に集中してゐないから、政黨外の勢力の連合を見る時は、如何に議會の多數を把握するも、忽ちにして轉覆せしめらるる危險がある。それは過去に於いて、或は伊藤內閣、大隈內閣、西園寺內閣等が、多數黨を率ゐつつ、脆くも倒壞したるによつて明かである。

その危險地帶の中心人物の一人が伯であつたことは、聰明なる原の百も承知のことであつた。ゆゑに凡ゆる手段を講じて、伯の甘心を購ぐべきことは、原に取つての一大關心事であつた。

かかる政略的必要を痛感しつつありし原の前に、伯はこの大調査機關案を提出したのである。

原は聰明なる政治家であつた。彼は數學家のごとき精確さをもつて、人生の現實を凝視して生活してゐる人間であつた。ゆゑに困難なる政黨首領の地に坐し、紛糾錯綜する利害關係と、刻々變轉する時勢との間に處して、誤るところなく裁量し、迷ふところなく斷行してゐた。彼に取つての重大關心事は今日であつた。明日ではなかつた。彼の眺めたる人生は、目前的利害と感情との交錯であつた。星の世界に起る夢のごとき理想ではなかつた。

冷頭、聰明、勇氣、親分肌、さうして虚榮心なく、人氣に無關心に、一時の人爵と財産とに心を亂さるることのなかつた原は、伯とはその性格に於いて、甚しく異なつてゐた。また彼は壯年の日に佛蘭西に遊學し、十九世紀末の立憲主義運動と、佛蘭西流の自由主義精神とに觸れ、さらに西園寺の幕僚として、久しくその感化を受けてきた。當時政界の三大立物の中、原が佛蘭西の影響を受け、加藤高明が英國の感化を受け、伯が獨逸の薫化に浴してゐたといふことは、まことに興味ある事實であつた。

之れを要するに、性格上現實主義に徹し、經歴上佛蘭西の理念主義の感化を受けてゐた原と、性格上多分量のロマンティシズムを有し、經歴上獨逸の形而上學の感化を多く受けてゐた伯とは、その人生に對する態度に於いて、差違のあるのは當然であつた。

ただ原は苦勞人であつた。伯と等しく東北の出身であつて、藩閥に緣故なくして、獨力その地位を築いた非凡な人物である。少なくとも彼には、加藤高明のごとく順境のみに生長したる者の有する我執がなかつた。人言を聽いて時代に處する餘裕を持つてゐた。さうして彼は加藤のごとく、感情的に伯を嫌つてゐなかつたやうに見える。

原は果して如何に、伯の大調査機關案を取扱ふであらうか。

二、二　間柄の槍

初め原と伯とは直接の交渉をしなかつた。原はその政治的腹心の横田を用ひ、伯は横田と親しき藤田謙一を使つて、この問題を相談せしめた。

原としては、かかる尨大なる計畫を直ちに實行せねばならぬ必要を感じなかつた。しかし伯がこれほど熱心である問題を、頭から拒絶してこれを憤らしむることを、大いなる政治的不利益と考へた。ゆゑにこの二つの事實を折衷して、妥協案を作り、可能なる範圍に於いて實行し、以て伯の甘心を繋がんと欲した。しかし原以上に現實家であつた横田が、政略的意義以上のものを此の大調査機關案に感ぜしや否やは頗る疑はしい。

當時横田を通じて、直接交渉の任に當つた藤田は、その間の事情を次のごとく語つてゐる。

原の方では、後藤を包容しようと掛つて來た。原の側には、横田千之助と云ふ參謀長が居る。僕と實に深い兄弟分だ。或る時横田が「政治家ぢや漏れて旨く行かぬ、お前が後藤に近いから後藤の使ひをしろ、俺が原の使ひをする、さうして問題を解決したらどうだ」と云ふ譯で、まづ大調査機關と云ふものを設置しろと云ふ談判をすると、それでは一つやらうと云ふことになつた。すると原が「一體どれだけ金が要るのだ」と訊いた。「少なくて三千萬、多くて五千萬」と答へると原は言ふのに、「おい冗談ぢやない、今日の財政で、五千萬の三千萬のと言つて、今三百萬でも困るぢやないか、そんな大きなことを言はないでもつと少ない金でやれ」と云ふ。そこでそれを伯に傳へると、伯は「少ないと云ふのはどう云ふ程度か知らぬが、原の積りを聞いて來い。少ないと言つても少ない程度がある」といつた。

所が浮在協調會の金——あれは最初民間から五百萬、宮内省と政府と合せて五百萬總計一千萬圓の計畫をしたのだが、何でも一千萬圓にならないで五、六百萬圓の金が集まつてゐた。その協調會の金を以て調査機關にしたらどうかと、横田が原と相談して言つて來た。それを後藤に持つて行つた。

「何ボだ。何處のどう云ふ金か、有り場を聞けばいい」
「金高は大分違ひますぜ」
「何ボだ」
「十分の一です、勞資協調會に五百萬あるから、それを借りてやる、と言ふのです」
すると伯は即座に言つた。
「さうかい。俺の使ふ槍は二間柄だ、四疊半では使へない」
成程後藤式の答辯だ。「それだけの理由ですか」といふと、「それでいい」とハツキリしたものだ。それを横田に通ずると横田はヘンな顏した。
「どうして？　取敢へずそれでやつてゐたらいいぢやないか、大きな事ばかり言つて……」
「ところがかういふんだ。俺の槍は二間柄だ、四疊半で振り廻せと言つたつて、小さな部屋では振り廻せぬ、これだけの答辯だ。原に宜しくさう言つてくれ」
「そいつは困つたな」

三、高橋藏相との折衝

かくして、藤田と横田とを通じての交渉により、問題は金額如何の點にまで進捗した。
大調査機關の資金捻出については、伯の最初の案と思はるるものは、次の三千萬圓案である。これは罫紙に毛筆を

以て丁寧に記してあるが、筆蹟は伯ではない。

一、産業參謀本部トシ、一ノ新會議體設置ノ事。

一、新會議體ノ經費ハ約金參千萬圓以内トス。本金額ヲ以テ改造ノ端ヲ啓クコトハ頗ル廉價ナル事。

右經費ハ五ケ年ヲ一期トシ、繼續費トシテ要求シ、約一ケ年五百萬圓ノ割合ヲ以テ、其總額貳千五百萬圓トシ、外ニ圖書館及付屬印刷工場等ノ建築費貳百五拾萬圓ヲ要ス。此合計金貳千七百五拾萬圓ナリ。結局金參千萬圓以内ノ廉價ヲ以テ、改造ノ正端ヲ啓發スヘキ見込。

一、本案以上ノ良案他ニ之無シトセハ、其斷行ヲ決セラレタキ事。

一、政府ニシテ此提案ヲ難トスル場合ニ、議院ヨリ提案シテハ如何。

一、本金額ヲ有志ノ義捐ニ募ルカ、又ハ其幾分ヲ帝室ノ下賜ニ仰クコト、政府殊ニ首相ノ意見如何。

上の文書に現はれたるごとく、伯は最初大調査機關の資金を、宮内省の御下賜金と、民間の寄附金と、政府の支出金と、三者に據らんとしたものと見えて、右については、外に今一つ、興味ある文獻がのこつてゐる。それは二葉の卷紙に伯が毛筆をもつて手記したもので、その第一葉には次の如く記してある。

一、宮内省御下賜金並民間寄付金政府支出金ニ對スル特別會計法第四十二議會ニ提出相成度事。

一、外國人雇入並建築至急着手ヲ要スルヲ以テ寄付金並ニ政府支出金御下賜金ノ件決定ヲ望ム。

一、本計畫ハ王政維新ノ際三條岩倉兩卿ノ一大英斷以上ノ事業ニ付首相ニ於テ篤ト考慮セラレ一大英斷セラレ度事。

さうして第二葉には、宮中より御下賜金ある場合、及び民間富豪より寄附金ある場合を想定して、次のごとき文案

予ハ之ニ對シ、臨時議會ノ會期短キハ貴說ノ如クナルヘキモ、畢竟臨時議會ハ、四十二議會ニ提案セラレ決議ナ見ルニ至ラサリシ最モ急ヲ要スル案ノ外、本問題ノ如ク、世界ヲ通シテ一日ヲ緩クスヘカラスト認メラル、必要機關ヲ設置セントスルニ當リテハ、其ノ提案時機ニ付キ多少ノ緩急論出ツルコトアリトスルモ、深ク顧慮スルヲ須キス、或ハ此レ等政府ノ英斷ノ爲ニ、人心轉換ノ妙ヲ政局ノ上ニ見、國民倦怠ノ色ヲ和クノ利アラン、詮シ來レハ、臨時議會ニ提案スルト否トハ、內閣諸公ノ決心如何ニ在リ、予ノ考慮シ確信スル所ニ據レハ、苟モ案其ノモノガ國家ノ進運ニ伴ヒ施行ノ急ヲ認ムルニ於テハ、假令會期ハ短クトモ、他ノ緊急案ト共ニ臨時議會ニ提出スルニ於テ、何等世間體ニ捉ハルヽニ及ハスト思考ス、其ノ金額ヨリ云フモ、一箇年僅ニ五、六百萬圓ニ過キス。五年ヲ積リテ約三千萬圓ヲ出テサルモノナレハ、之カ支辨ヲ敢テスルト否トハ、首相及ヒ藏相ノ決意如何ニ因リ定ラント云ヒタル所、藏相ハ、

更ニ曰ク。實際今日ハ改造的調査機關ヲ設クルコト最モ急務ナリ、而カモ新ナル經綸ヲ示シ、面目ヲ新ニスルト共ニ、之カ實行ヲ期スル意味ニ於テ、農商務省ヲ別チテ二ト爲サント考ヘ居ルナレハ、世間モ其必要ヲ認ムルニ於テハ、商工務省ト共ニ新會議體ヲ付シ、貴案ノ年額五、六百萬圓ノ經費ハ必スシモ支出ヲ難ンスルモノニハアラス、猶ホ首相トモ十分協議シタシト思フ。

予ハ藏相ノ言ハルヽ所一應理ナキニアラサルモ、先ツ調査機關ヲ設ケテ諸般ノ審議ニ著手スヘキカ、將タ農商務省ノ二分ヲ先ニシ而シテ調査實行ノ併進ヲ期スヘキカハ、特ニ重要ノ點ナレハ、篤ト首相ト協議セラレタシト、相約シテ辭別シタリ。

其ノ後更ニ熟考スルニ、予カ提議セル調査機關ノ事業ハ、全然商工務省ノ所管ニ歸屬スヘキモノ、ミニ止ラス、乃チ國家産業ノ全體ニ亙ル所謂産業的參謀本部ノ計畫トシテ、現代ノ理想タル改造ヲ實現セント欲スルトキハ、獨リ商工務乃至農林務省ニ局限セラルヘキニアラサルヤ論ナシ。予ハ藏相ノ言說ニ對シ、更ニ述フル所アラントシタルモ、多時間病床ヲ煩ハスヲ憚リ、先ツ大體上ヨリ首相、藏相間ノ協議ヲ進メラレンコトノ希望ヲ繰リ返スニ止メタリ。

即ち高橋は、伯の提案の主旨並びに豫算額に必ずしも反對でなかつたが、不思議に農商務省の二分案と結び付けてこれを考へ、直ちにこれを實施することに贊成しなかつたのであつた。

四、藤田より來翰

五月十日に行はれた總選擧において、政友會は、原首相の豫期せし以上の大勝利を得た。解散前の議席百六十二に過ぎなかつた政友會は、一躍二百八十一の絶對多數を占むるに至つた。

この總選擧の前後においても、伯と原首相との間には、絶えず大調査機關設置に關する交渉がつづけられてゐた。

さうして六月二十一日に至り、藤田は鎌倉より封書を以て、次の如く、その交渉顚末を報告し來つた。

拜啓梅雨の候に御座候處、閣下益〻御健勝の段奉恭賀候。陳ハ小生先般病臥中ハ、態〻御枉駕御見舞被下、御厚情の程感謝の至りに奉存候。小生當地へ轉地後ハ日増に快方に相向ひ、心氣の不安ハ殆んと除去せられ候へ共、未た永い談話の節には脳裏の疲勞を感じ申候間、猶〻靜養致し、御訓戒の次第も堅く相守り、保養專一に可致候

一、總裁ニハ特別手當ヲ給セサルコト。但シ接待費ヲ豫算ニ計上スルコト。
一、事務局長官ハ、各省次官級ノ者トシ、事務局勅任事務官ハ各省勅任參事官級ノ者トシ、奏任事務官ハ各省書記官級ノ者トスルコト。
一、助手トシテ常任委員又ハ臨時委員ヲ補助スル者ハ、事務局ノ事務官、技師、書記及技手ノ中ヨリ之ヲ命スルコト。
總裁ノ祕書ハ別ニ之ヲ置カス、事務局ノ事務官（本官ヲ有スル者又ハ待遇官吏ノ中）ヨリ之ヲ補スルコト。
一、常任委員及臨時委員ハ、調査事項ニ依リ分科ニ屬シ、其ノ分科ノ事務ヲ專擔又ハ兼擔シ、事務官技師以下ノ職員亦各科ニ屬シ、常任委員又ハ臨時委員ヲ補助スルコト。
一、内外通信員ハ主トシテ事務局ノ職員中ヨリ之ヲ命シテ派遣スルコト。但シ事宜ニ依リ他ノ者ヨリ之ヲ命シ得ルコト。
一、常任委員トシテ專ラ調査會ノ事務ニ當ル者ハ、或ハ現官ヲ有スル者ヨリ之ヲ任命スルヲ必要トスヘク此ノ場合ニ其ノ本官ヲ失フテ唯官吏ノ待遇ヲ與フルニ止ルハ事情難シトスヘク、依テ其ノ現官ヲ保有スル儘常任委員ニ專任スルノ新例ヲ認ムルコト。
一、高等官、官等俸給令中ニ改正ヲ加ヘ、事務局長官及事務官ノ官等俸給ヲ定ムルコト。

豫算ノ大要

一、臨時產業國策調査費ノ一款ヲ二項ニ分チ、第一項ハ事務局長官以下專任ノ勅奏判任職員ノ俸給、第二項ハ事務費トシテ廳費以下九目ニ分チ、各目ノ流用ヲ自由ニセリ。
一、一年ノ總額ヲ二百萬圓トス。但シ初年度ハ月割トシテ八箇月分ヲ計上シ、外ニ初度調辦費七萬圓ヲ追加セリ。
一、繼續費トシテ議會ノ協賛ヲ經ルハ事態妥當ナラサルヲ以テ、每年度豫算ヲ以テ要求スルコトヽシ、唯豫算繰越明許ヲ受ケ置クコトヲ要ス。

臨時產業國策調査會官制

第一條　臨時產業國策調査會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ、殖產貿易其ノ他產業及經濟ニ關スル國策並之ニ關聯スル事項ヲ調査審

議ス。

第二條　臨時産業國策調査會ハ關係各省大臣ノ諮問ニ應シ意見ヲ開申シ又ハ之ニ建議ヲ爲スコトヲ得。

第三條　臨時産業國策調査會ハ内閣總理大臣ヲ經テ當該官吏、學者又ハ當業者ヨリ意見書ヲ徵シ又ハ其ノ出席ヲ求メテ意見ヲ聽クコトヲ得。

第四條　臨時産業國策調査會ハ總裁一人副總裁一人常任委員三十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス。

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得。

第五條　總裁ハ國務大臣ノ待遇トシ副總裁ハ親任官ノ待遇トス。

總裁及副總裁ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ之ヲ勅命ス。

第六條　常任委員及臨時委員ハ勅任官又ハ奏任官ノ待遇トス但シ本官ヲ有スル者ハ其ノ本官ニ付受クル待遇ニ依ル。

常任委員及臨時委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス。

第七條　總裁ハ會務ヲ統理ス。

總裁ハ閣議ニ出席シテ調査ノ結果ヲ報告シ及之ニ關スル意見ヲ陳述スルコトヲ得。

第八條　副總裁ハ總裁ヲ輔ケ總裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス。

第九條　常任委員ハ總裁ノ命ヲ承ケ調査審議ヲ掌ル。

臨時委員ハ特殊ノ事項ニ付總裁ノ命ヲ承ケ調査審議ヲ掌ル。

第十條　臨時産業國策調査會ノ事務ヲ掌ラシムル爲事務局ヲ置ク。

第十一條　臨時産業國策調査會事務局ニ左ノ職員ヲ置ク。

長官　　　　　　　　勅任

事務官　專任　十　人　奏任　内一人ヲ勅任トナスコトヲ得

技　師　專　任　十　人　奏　任　一人ヲ勅任ト爲スコトヲ得
書　記 ｝專　任　四　十　人・判　任
技　手

前項職員ノ外必要ニ應シ奏任官ノ待遇ヲ受クル事務官及技師、判任官ノ待遇ヲ受クル書記及技手ヲ置クコトヲ得。

第十二條　長官ハ總裁及副總裁ノ命ヲ承ケ局務ヲ總理シ所屬職員ヲ監督シ判任官以下ノ進退ヲ專行ス。

第十三條　事務官ハ總裁、副總裁及長官ノ命ヲ承ケ局務ヲ分掌ス。

技師ハ總裁、副總裁及長官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル。

第十四條　書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス。

技手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス。

第十五條　事務官、技師、書記及技手ハ總裁ノ命ヲ承ケ常任委員又ハ臨時委員ノ職務ヲ助ク。

第十六條　在職官吏ニシテ臨時產業國策調査會ノ常任委員ニ專任セラレタル者ニハ明治三十七年勅令第百九十五號ヲ準用ス。

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

臨時產業調査會官制及拓殖調査委員會官制ハ之ヲ廢止ス。

臨時財政經濟調査會官制中「財政經濟」及「財政及經濟」ヲ「財政」ニ「副會長二人」ヲ「副會長一人」ニ「內閣總理大臣ノ指名スル副會長」ヲ「副會長」ニ改ム。

六、伯の拒絕

原が横田をして伯に手交せしめたる臨時產業國策調査會案には、次の如き豫算案が添付してあつた。

科目	總費額	追加豫算 自八月至三月	四箇月分 自四月至七月	備考
臨時産業國策調査費(款)	二、〇七〇、〇〇〇	一、四〇四、〇〇〇	六六六、〇〇〇	内初年度限リ經費七〇、〇〇〇圓ヲ含ム
俸給(項)	一一七、八四〇	七八、五六〇	三九、二八〇	
勅任俸給(目)	一七、九〇〇	一一、九三三	五、九六七	
奏任俸給(目)	五九、九四〇	三九、九六〇	一九、九八〇	
判任俸給(目)	四〇、〇〇〇	二六、六六七	一三、三三三	
事務費(項)	一、九五二、一六〇	一、三二五、四四〇	六二六、七二〇	
廳費(目)	六七八、六六〇	四七五、七七三	二〇二、八八七	備品費圖書及印刷費筆紙墨文具消耗品、通信運搬費の五日分
廳舎其他借料(目)	一二〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	
内國旅費(目)	六〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	
外國旅費(目)	二四〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	
給與(目)	七六七、五〇〇	五一一、六六七	二五五、八三三	
委員給(目)	二四、〇〇〇	一六、〇〇〇	八、〇〇〇	
傭人料(目)	三六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一二、〇〇〇	
被服費(目)	二、〇〇〇	二、〇〇〇		
雜費(目)	二四、〇〇〇	一六、〇〇〇	八、〇〇〇	
接待費(目)	二八、四〇〇	一九、六〇〇	八、八〇〇	

臨時産業國策調査費内譯

科目及區分	員數	一人ノ給額又ハ單價	總費額 金額	八箇月分 自八月至三月	四箇月分 自四月至六月	備考
臨時産業國策調査費(款)			二、〇七〇、〇〇〇	一、四〇四、〇〇〇	六六六、〇〇〇	
俸給(項)			一一七、八四〇	七八、五六〇	三九、二八〇	
勅任俸給(目)			一七、九〇〇	一一、九三三	五、九六七	
事務局長官	一		七、五〇〇	五、〇〇〇	二、五〇〇	
事務官	一		五、二〇〇	三、四六七	一、七三三	
技師	一		五、二〇〇	三、四六六	一、七三四	
奏任俸給(目)			五九、九四〇	三九、九六〇	一九、九八〇	
事務官	九	三、四六〇	三一、一四〇	二〇、七六〇	一〇、三八〇	
技師	九	三、二〇〇	二八、八〇〇	一九、二〇〇	九、六〇〇	
判任俸給(目)			四〇、〇〇〇	二六、六六七	一三、三三三	
書記、技手	四〇	一、〇〇〇	四〇、〇〇〇	二六、六六七	一三、三三三	
事務費(項)			一、九五二、一六〇	一、三二五、四四〇	六二六、七二〇	
普通廳費	六一	一一〇	六、七一〇	四、四七三	二、二三七	
特別廳費			六〇一、九五〇	四〇一、三〇〇	二〇〇、六五〇	
初度調辨費			七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇		
計			六七八、六六〇	四七五、七七三	二〇二、八八七	
廳舍其他借料(目)	一二	一〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	
内國旅費(目)			六〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	

備考　特別廳費内譯

備品費(目)	五〇、〇〇〇圓
圖書及印刷費	二七〇、〇〇〇
筆紙墨文具	八一、九五〇
消耗品	二〇、〇〇〇
通信運搬費	一八〇、〇〇〇
計	六〇一、九五〇

外國旅費（目）			二四〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	
給與（目）			七六七、五〇〇	五一一、六六七	二五五、八三三	
諸手當			七六二、五〇〇	五〇八、三三四	二五四、一六六	
總裁	一		八、〇〇〇	五、三三四	二、六六六	
副總裁	一		七、五〇〇	五、〇〇〇	二、五〇〇	
常任委員	一〇	六、五〇〇	六五、〇〇〇	四三、三三三	二一、六六七	
同	一〇	五、二〇〇	五二、〇〇〇	三四、六六七	一七、三三三	
同	一〇	四、五〇〇	四五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	
臨時委員	一五	二、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
助手（奏任待遇）	四〇	三、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	
助手（判任待遇）	六〇	一、〇〇〇	六〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	
通信員（内外共）	七五	五、〇〇〇	三七五、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	
慰勞金			五、〇〇〇	三、三三三	一、六六七	雇員傭人給料年額の十二分の一を見込む
雇員給（目）	八〇	三〇〇	二四、〇〇〇	一六、〇〇〇	八、〇〇〇	
傭人料（目）			三六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一二、〇〇〇	仕部給仕小使其他
被服費（目）			二、〇〇〇	二、〇〇〇		右に對する被服
雜費（目）			二四、〇〇〇	一六、〇〇〇	八、〇〇〇	翻譯料謝金寫字料賄料舟車馬
接待費（目）			二九、四〇〇	一九、六〇〇	九、八〇〇	通信費其他

かくの如く、すでに官制案や豫算案までも準備してゐたのを見れば、原が伯の案を相當眞面目に考慮してゐたことが解る。然し果して伯がこれで承知するかどうか。

この時、伯自身の用意してゐた豫算案は、次の通りであつた。

六、速記手當	二十人 一人年千三百圓	二六、〇〇〇	二十五人 一人年千八百圓	四五、〇〇〇	三十五人 一人年二千圓	七〇、〇〇〇	同	七〇、〇〇〇	同	七〇、〇〇〇
七、タイピスト手當	三十人 一人年千五百圓	四五、〇〇〇	四十五人 一人年千八圓	八一、〇〇〇	五十五人 一人年二千五百圓	一三七、五〇〇	同	一三七、五〇〇	同	一三七、五〇〇
八、飜譯者手當	十人 一人年三千圓	三〇、〇〇〇	十五人 一人年三千五百圓	五二、五〇〇	二十人 一人年四千圓	八〇、〇〇〇	同	八〇、〇〇〇	同	八〇、〇〇〇
九、通信生手當 海外通信生 甲	十人 一人年手當五千五百圓 旅費千五百圓	七〇、〇〇〇	十五人 一人年手當七千圓 旅費千五百圓	一二七、五〇〇	同	一二七、五〇〇	同	一二七、五〇〇	同	一二七、五〇〇
海外通信生 乙	三十人 一人年手當五千圓 旅費千五百圓	一九五、〇〇〇	六十人 一人年手當五千圓 旅費千五百圓	三九〇、〇〇〇	同	三九〇、〇〇〇	同	三九〇、〇〇〇	同	三九〇、〇〇〇
海外通信生 丙	五十人 一人年手當四千圓 旅費千五百圓	二七五、〇〇〇	七十人 一人年手當四千圓 旅費千五百圓	三八五、〇〇〇	百人 一人年手當四千圓 旅費千五百圓	七二〇、〇〇〇	同	五五〇、〇〇〇	同	五五〇、〇〇〇
內國通信生	五人 一人年手當二千五百圓 旅費二千圓	三、五〇〇	十人 一人年手當三千圓 旅費二千圓	五〇、〇〇〇	二十人 一人年手當三千圓 旅費二千圓	一一〇、〇〇〇	同	一一〇、〇〇〇	同	一一〇、〇〇〇

これは伯の五箇年二千萬圓案である。原が五百萬圓案を一千萬圓まで增したのに對し、伯は三千萬圓案を二千萬圓案までに縮めたのである。

この邊で何處かに妥協の餘地は發見できないであらうか。

伯は六月二十八日附をもつて次のごとき書翰を原に送つた。

謹啓。連日梅雨陰鬱之候、益御清勝被爲在、欣慶至極に奉存候。然者、兼ゝ格別御費神賜り候鄙案産業國策調査機關新設の儀に付、去る廿四五日頃拜趨之上、仍御高見も相伺度と存候處、臨時議會の開期目睫の間に相迫り、一層御繁多の御事と恐察差控罷在、更に横田長官まで御話申上度存居候折柄、急性膽嚢炎症に相罹り、加養中の爲體にて、殊に遺憾に存候。偕同長官より手交を受け候案に就き、反復熟慮仕候處、其趣旨計畫之大綱に於て御賛同を得候ことハ欣快至極に有之、今日之場合政府者の御苦心拜察致候得共、貴案の如きは故諺に謂ふ匹上不足匹下有餘を免れすと存しられ、到底微力を以てしてハ本來の趣旨目的を達成する之自信無之、幸に何人か在て其責任の衝に當らるゝことゝも相成候ハゞ、多少國民の注意を惹き、覺醒を促す效果あるへきを疑はず候。小生は一種に自説を固執して、折角の盛意に戻らんとするものに無之は勿論に候へとも、貴案の如き規模計畫にてハ、恐らくハ國勢改善の準備機關たらしむるに足らず、隨て內諸政改造の素地を成し、外列國との內的充實の競爭に任せんとする鄙見とハ、多少の懸隔を免れず候。乍去既に廟堂諸公の御意見定り候上は、適材を簡はれ、一日も速に之か實現を希望して止まさる次第に御座候。委細横田長官へも一書寄呈仕置候ニ付、御清閑の折御聽取奉願上候。稽首再拜

のごとき形に於いて存してゐる。

それは原稿用紙に鉛筆をもつて記されたもので、誰人の筆蹟なるや明白でないが、これを入れた封筒には、「昭和三年四月卅日午後一時」と記し、更に獨逸語をもつて「Eine Frage」と書いてある。

この日附より察すると、第五十六議會が停會された當時で、この時議會に於いては、政府黨たる政友會と、反對黨たる民政黨との勢力伯仲し、その間にあつてキャスティング・ヴォートを握つてゐた明政會が、尾崎行雄と會して政治國難決議案、經濟國難決議案、思想國難決議案（後に國難の字を削る）を議場に提出して、政府に實行を迫つてゐたのであつた。さうして議會は解散となるか、内閣總辭職となるか不明の時であつた。

田中首相がこの中間勢力の操縱を伯に依賴したるに對し、伯が田中に代りてこの文案を草し、これを明政會に示さんとしたのであらうと推察される。

實際に於いては、この事は行はれずして終つた。しかし伯がこの政爭調停に乘り出さんとするに際し、その條件として、再び大調査機關案を提出せんとしたることが、吾人の興味を強く牽くのである。それは伯の死する前年のことである。

その文案は次の通りである。

一政治的國難ノ決議ノ御趣旨ノ存スル所ハ之レヲ諒知シタリ。政府ハ議會後ニ於テ特ニ之レヲ考慮スベシ。

一思想的國難及ビ經財（ママ）的國難ノ二決議ニ對シテハ、政府ハ組閣以來之レガ救濟ニツキ深慮シ居レリ。更ニ其ノ根本的對策ヲ講ズル爲メ、重要會議並ニ大調査機關ヲ設置シテ、朝野協力以テ其解決ヲ期ス。

かくの如く伯は政局調停の條件として、大調査機關の設置を提起したのみならず、すでに次のごとき訓示案を作成して、これが實施の準備をしてゐたのである。

熟〻惟ノニ、明治維新ノ偉業ハ、畢竟上下一致ノ力ニ賴リテ成就シタルモノニシテ、帝國ノ信望年月ト共ニ中外ニ隆シト雖モ、抑〻世界近代ノ進歩ニ後レテ起ツ帝國トシテハ、採長補短ト唱フモ、制度文物彼ニ參酌スル所多キハ自然ノ勢ヒニシテ、而カモ國事多端ノ際、取舍甚タ急、爲ニ短日能ク面目ヲ新ニシタルモ、其ノ過程ヲ尋ネテ子細ニ內觀スルトキハ、未タ內實外華兩全ヲ得タリトセズ。謂フ所ノ昭和維新ノ業ハ、過去ノ成績ヲ勘考シ、更ニ時代對應ヲ慮リ以テ根本新案ヲ立ツルニ外ナラザルヘシ。立憲ノ政、施カレテ已ニ三十八年、而シテ行政各部ノ功程ヲ通觀スルニ、先人ノ努力稱スルニ足ルモノ固ヨリ多々アリト雖モ、調査研究ノ事ノ如キハ、主トシテ專門ニ限ラレ、局部的ニハ相當ノ成績ヲ見ルヲ得タルモ、諸レヲ一統シテ國家ノ高處ヨリ大觀シ、綜合的中樞機關タラシメントスル如キハ、理想ノ遠キモノトセラレタリ。爲ニ局部的事業ナリト雖モ、其ノ收穫ハ勞費ト相償ハザルヲ免レズ。歐米各國ニ於テハ夙ニ專門學科トシテ調査研究ヲ視、世界大戰ノ苦艱ヲ嘗メタル後、更ニ重大性ヲ斯ノ業ニ加フルニ至レリ。我ハ彼ト事情ヲ同クセズト雖モ、國家經濟ノ大本ヨリ、產業立國ヲ實際ニ行ハントスル一途ニ於テハ、素ヨリ二アルナシ。凡ソ事ヲ爲サントスレハ先ツ備フルアルヲ要ス。調査研究ハ經營ニ先タツ準備ナリ。而シテ這個ノ準備ハ個々別々ナルヲ許サズ、乃チ宜シク大機關ニ萃メテ、綜合統一的研鑽ヲ積ミ、以テ其ノ效用ヲ顯スヘキナリ。是レ新ニ大調査機關ノ設ケテ、所期ノ良果ヲ實收セントスル所以ナリ。意フニ帝國ノ將來ハ多望ナリ。然レトモ對外ノ爲ニモ自存ノ爲ニモ、仍ホ今後ノ急施ヲ要スルモノ尠シトセズ。隨テ國費ノ加重ハ當然免レ難キ所ニシテ、現在程度ノ豫算ヲ以テシテハ、萬全遺計ナカラシムルハ容易ノ業ニアラズ。抑〻產業振興ノ道ヲ講セズシテ、財源ノ涵養ヲ望ムハ、本末ヲ顛倒スルナリ。科學的調査研究ヲ待タズンバ、組織アル施策ヲ求ムルモ、優先ヲ銓選スル無キナリ。既ニ事ヲ爲サントスレハ先ツ備フルノ要アリトセハ、苟モ今日國政ニ當ル者ハ、須ク自信アル調査研究ノ上ニ俟チ、而シテ幾多端ナル局面ニ應接シテ一切ヲ料理セハ、大過ナキニ庶幾カラン。（筆者註、數字不明白なり。恐くは大調査機關の名稱入るべきか）ハ、內閣ニ直隷スル最高機關ニシテ、卽チ綜合統一ノ方針下ニ

自ラ部門ヲ定メテ調査研究ニ從フト同時ニ、現ニ各所ニ存スル細大ノ機關ヲ併セ、以テ國家中樞ノ見地ニ立チテ一切平等ニ批判シ且ツ緩急宜キニ應シテ、當局ヲシテ逐次實行ニ任セシムルモノナレハ、其ノ組織ハ國務大臣以下當該官吏貴衆兩院議員及ヒ朝野有識ノ士ヲ以テセラル。夫レ此ノ如ク衆智ヲ會メテ萬全ノ計ヲ得ントスルハ、啻ニ此ノ機關ノ重キヲ示スノミナラズ、實ハ昭和盛時ノ第二維新ノ功業ヲ大成セントスルモノニシテ、即チ眞意ハ畏クモ明治戊申勤儉ノ詔書、大正精神作興ノ詔書、昭和朝見ノ儀ノ勅語ニ拜スル至渥ノ聖訓ヲ奉セントスルニ存スルヲ以テ、今召サレテ此ノ重職ヲ辱クスル者ハ、深ク國家ノ前途ニ念及シテ蹇々匪躬以テ終始一誠ヲ致スヘキ也。

大調査機關設置の議を發企、その實現への努力を開始してより年を經ること八、なほかく訓示案まで作成して、初一念を貫かんとせるところより見ても、いかに伯がこの案に執心してゐたかを窺ふに足るであらう。

さうしてこの大調査機關案は、齋藤内閣のときに至つて、内閣調査局となつて現はれ、近衞内閣に及んでは、さらに擴大强化されて企劃廳となつた。原の一千萬圓案すら、弱小却つて有害無益なりと稱し、これに反對せる伯が、二十年後の今日、これ等の調査機關の實體を地下に眺めて、果して如何なる感慨を催してゐるであらうか。

第三節　二大論策

一、大調査機關と國家の二大急務

大調査機關設立の企案成るや、伯は前節に述べたるごとく、懸命に政府當局を動かすべく努力を傾注する一方、かかる大規模の案件は朝野一般の支持を受くるに非ずんば、到底これを達成するの難きを感じて、二種の小冊子を印刷し、これを各方面に頒布して、輿論の喚起に努めた。

これらの二大論策は、共に相當の長文であつて、特に第一節に引用せる伯の草案と重複の箇所も少なくないけれども、伯が何故に大調査機關をかくも熱烈に主張せるやの主旨は、文中に最も明白に表現せられてゐるから、茲にその全文を引用する。蓋しこの大調査機關設立論は、七十年の永き伯の生涯を一貫する中心思想であつて、後に詳説すべき「政治倫理化運動」と相俟つて、伯の思想人物を理解する上に缺くべからざる貴重なる文獻であるからである。

その第一の「大調査機關と國家の二大急要問題」が、起草印刷せられたる日時は明白でないけれども、文中「昨年過ぎ歐米を巡遊云々」の句により、大正九年であることには疑ひない。―本年六月の交に及んで新繭の出盛りに會せば云々」の句より見て、六月以前、恐らくは三、四月頃と察せられる。

その全文は次の通りである。

世界現時の狀態は曠古の大戰亂を經たる列國對峙の形勢と、人心の動搖傾向とに依りて、變轉の急たる、推移の窮まりなき、朝にして夕に測るべからざるものあり、政治的に、經濟的に、思想的に、社會的に、殆んど總ての組織制度に向つて一大變革を促して止まざらんとす、之を以て列國は各々內外の施設に鋭意し、先を爭つて戰後の國際的優者たらんことを力め、有識の士亦全力を傾けて新時代の要求に適應すべき經綸を講策研究して怠らず。

而して我國は地理的並に歷史的に歐米各國と異れる特殊の境地に立ち、（日本の日本たる）立國の基礎國民の性情等亦全く泰西と同じからずと雖も、如今國際間の波濤は澎湃として地球の全面を襲ひ其の影響の及ぶ所決して輕視するを許さず、殊に我國が列國に伍して世界的大政策に參加せるは今次を以て嚆矢と爲し（世界の日本たる）時代の大變轉の急潮に棹して歐米各國民と其舟を共にすること亦實に今日を以て最初の機會となすが故に、國民は自覺發憤して斷じて其擧措を誤らざるを期すべし。而して外、世界の大變化に策應して其宜しきを制し、內、社會思想の大激變に接觸して混亂の禍なきを期せんと欲せば、須らく明治維新の精神を凌駕するの大決心を振起し、歐米列强の知能と訓錬とに遜色なき精當なる準備、周密なる計劃に打著し、上下其心を一にして、盛んに經綸を行ふの大覺悟なかるべからず。曩日、予は上述の趣旨に基きて國家的大調査機關設立の議を提唱し、試に案を具して朝野の有識に問ふ所あり。其意廣く衆智を集めて內外に於ける情勢の普遍的並に根本的調査を遂げ、以て我國の世界的文明戰の參謀本部たらしめ、新時代に適應すべき國家百年の大策を確立せん事を要望するに在り。

然るに世人未だ予の眞意を詳らかにせず、動ともすれば予の主張を利用して之を政爭の具に供せんとするかの如く思料し、或は又予の提唱せる大調査機關が如何なる性質及作用を有するかを理解することなく漫に輕斷を下して批議を加へんとするものあり。江湖達識の士は概ね吾人と其の見解を一にし、現に原首相は主義に於て大調査機關の設立に贊成の意を表せられたりと雖も、現內閣に於て果して近く之が具體的成立を見るべきや否やは暫らく局外者たる吾人の斷言すべき限にあらず。而も吾人は單に一內閣に對する一時的獻策として大調査機關の必要を提唱せるにあらず。故に其何人の內閣たるを問はず、之が實現を翹望して已まざるのみならず、進んで國民全般の理解を求め、全國民の輿論と努力とに依て速かに之が成立の時機到來せんことを期待するこ

と切なり。蓋し世界未曾有の大轉機に際し時代の趨勢に應じて國運の發展を計らんと欲せば、予が謂ふ所の産業國策參謀本部、即ち新智識の綜合集成（シノーデ）を目的とする一大インスチチユートに其指針を求むるの一途を措きて、他に眞實なる權威あるを知らざればなり。

二

泰西諸國殊に英國に於ける改造省の如き機關の設置は既に識者の知悉する所、今敢て説くを要せず。吾人は茲に我國刻下の二大急要問題に關して聊か所見を述べ、以て大調査機關との關係に就て世人の留意を請はんと欲す。

二大急要問題とは何ぞや。一は、財政經濟問題にして、二は、國際外交問題是れなり。

惟ふに此の二大問題は、我國民の日夜憂慮措く能はざる所、然かも戰時の好景氣に馴れたる我が財界の反動が如何に甚だしく産業貿易上に痛烈なる影響を與へたる乎。又日米及日支等の外交問題將又西伯利亞問題が如何に、我國民の頭腦を刺戟し我國策進展上に切實なる自覺を促しつゝある乎。之を適當に處理するに方りて對策其の宜しきを得ると否とは國運安危の岐るゝ所なるに拘はらず、我國民は這般の重大問題に對して如何なる調査機關を有し、又如何なる徹底的研究を行ひたりや。之を事實に徴するに其一財政經濟問題に關しても、其二國際問題に關しても何れも信頼するに足るべき調査を缺き、漫然戰時並に戰後の大變轉に處したるの結果、財政經濟は悲慘なる破綻に陷り、外交は世界孤立の形勢を馴致し、茲に未曾有の國難の襲來を見るに到れり。無論政府に經濟財政調査會其の他各種有用の機關なきにあらず。其審議立案に係るもの亦相當の效果あるべきは言を俟たずと雖も、此等の機關は吾人の所謂大調査機關とは全然其性質を異にするものにして、實に我國運發展の要求に副はざるの憾あるを免れず。

即ち現時の官公設又は私設各調査機關は孰れも部分的、個別的、分析的、一時的任務を有するものに過ぎずと雖も、吾人の主張する處の大調査機關は綜合的、統一的、集成的、根本的性質の事業を完成せんとするものなり。換言すれば大調査機關は單に、一部の問題に對し局部的施設を策し、乃ち政府の局部機關を通ずる不便不利に依れる徑路を辿りて當面の事件に向て一時的解決

を與へんとする姑息の機關にあらずして、近代の學術に基き實驗に依據し、廣く天下の大勢を察し遠く將來の國策を定めんと欲するにあり。從來內閣又は各省に分屬して設置せられたる各調査會は概ね臨時的性質を帶び且各機關の間に統合聯絡を缺き、延ひては調査の重複、經費の累加を見るの弊なきにあらざりしも、吾人の所謂大調査機關は始めより其組織統制を嚴明にし、各々相倚りて綜合的根本的方策を樹立するを期す。故に刻下の財政經濟問題に對するや、決して一時的救濟策を以て足れりとするが如き解決手段に滿足せず、彼の講和會議の醜體の如く單に列强の提案に追隨せず、創設的起案を爲すべき調査を以て臨むべき準備に力め、又彼の日米問題に對しても單に加州土地法に關する一時的對策を以て其任務を終れりとするが如き、部分的攻究に調査の目的を置かず更に徹底的方策を立案せしむべし。此點は吾人が先づ世人の了解を求めんと欲する所也。

大調査機關の性質及任務は上來述ぶる所の如し。之を以て其の最も緊要とする所は優秀なる學術の指導應用に依る個人智力の綜合統一的活動を主とし、其の間毫も偏狹なる政略的色彩を帶ぶることなきは勿論なり。隨つて政黨的術策の爲に本質と數量との辨別を無視し、議場に於ける起立者の多寡を以て眞理の反映と爲すが如き傾向と判斷とは、我が大調査會の斷じて取らざる所なり。然るに世の俗論者流は往々大調査機關設立の議を誤解し、若くは曲解して直ちに政府反對若くは政府擁護の聲明なる如くに盲斷し、或は吾人の政略的機關なるが如くに臆測す。共に是れ言語道斷の誣妄にして此輩短見者流の迂疎殆んど憫笑するに堪へたり。而も吾人は衆口金を鑠かすの譬に鑑み、隱忍して唯だ有識者の參考に資するに止め、冷靜沈默して自ら信ずる所を守持しつゝありしも、今や世界大變轉の激流は驀地吾人の脚下に奔注し來ること極めて急にして、幾多重大なる國家問題の刻々內外より切迫するあり。區々四圍の事情に顧慮して邦家百年の長計を忽諸に附するは臣子の分にあらざるを痛感し、茲に鄙見を披瀝して廣く國民の判斷に徵するの已むを得ざるに至れり。

三

先づ財政經濟の方面より考察せんに、世人は概ね來年度豫算案の內容に就て是非の論を鬪はし、或は財界當面の救濟振興策如何を議するに急にして戰後に於ける對世界的產業經濟戰の上より之が攻究を爲すの資料に到つては頗る貧弱にして其根本的立論を

行ふもの極めて稀なり。而も此の如き一時的論議を以てして能く國際的競爭場裡の優者たり得るや否やは必ずしも識者を俟つて後に知るべきにあらず。吾人の稽ふる所は即ち之に異なるものあり。

古賢は道へり。小人玉を抱いて罪ありと。吾人は決して日本國民を以て小人視するものにあらずと雖も　若し今にして大に覺悟し發憤する所なくんば、其結果より觀察して或は古賢の箴言に觸るゝなきやを虞る。何を以て之を言ふ乎。世界の大變局に際して我國の贏得したる二十億の正貨に對し我國民は抑も如何なる研究をなし、如何に之を活用分配せんと欲する乎。正貨の劇增は大に喜ぶべし。而も之を用ふるに宜しきを得ずんば、忽ち意外の災厄を招致するなきを保せず。財界の禍根茲に發生し、國步艱難の主因又は副因茲に胚胎せずとは斷じ難し。然るに我國民は之に對して如何なる調査を行ひ、將た如何なる方策を講ぜしか。賭して巨萬の富籤に偶中せるものあり。狂喜之を家に藏して其心俄に奢り、日夜之を濫費せば知らず如何なる結果に陷るべき。曩に物價騰貴の聲喧囂を極め世論騷然たりし事あり。而も其の主因又は重要なる一原因として正貨の劇增と密接なる關係あるの點に注意を拂ひ、之が根本的調査及び方策を提案せしもの果して幾人かありし。吾人は固より通貨膨脹を以て物價騰貴の唯一原因となすにあらず。然りと雖も通貨と物價との双互的因果關係に遡及し、更に不自然なる物價暴騰の影響が如何に國家の禍福に直接乃至間接の影響を與ふるかに想到し、唯だ此一事のみを以てするも權威ある大調査機關を設立して國家の全局より綜合建設せる大方策を確立せんか。嘗に通貨關係に由る物價及財界の變動をコントロールし得るのみならず、進んでは即ち貳拾億の正貨を適富に善用して國利民福を增進するも亦策なきにあらず。寧ろ却つて易々たるべきを思はずんばあらざるなり。歐洲戰爭は日本商品の販路を遠く世界に開拓するの機會を與へたり。而も之と同時に粗製濫造品を天下に廣告し、我國の信用を害せること亦勘少ならず。一時は其總額四十億以上の輸出入に達し最近其半額以下に減ぜんことを患ふるの狀態に陷り、爲す處を知らず、甲論乙議只紛議に了らんとす。而して我輸出貿易の減退を見るに及んで俄かに狼狽し遽々然として商業道德の振作を呼號するも時機は既に晩れたり。此の如き抽象論に依つて直ちに通商貿易の隆盛を期し得べしとするは餘りに無造作の議のみ。宜しく更に具體的方策を講じ着々商權を伸展せしめ以て國際的經濟戰に備ふるの用意なかるべからず。然るに未だ改良育なく產業參謀本部な

き我國に於ては、何人乎能く這般の具體的方策を立案し又之を實現せしめ得るや。問題の解決は金乎將た人乎。旣に二十億の正貨を有する日本は敢て金なきを憂へず。唯其れ金ありて人なく人あるも機關なきを之れ憂ふ。金を得て之を善處するの道を知らざるものと、彼の富籤に偶中して日夜、之を濫費するものと何等賢愚の別なきにあらずや。玆に到つては小人玉を抱いて罪ありと云ふも誰か之を否認し得べき。若し吾人が今使用したる小人といへる言葉が忌諱に觸れ、他日國民より叱責せらるゝことあらば、吾人は其の罪を負ふに光榮ある感謝を以てせん。

上に說く所は唯だ消極的なる一二の事例を擧げたるのみ、其の積極的の調査研究より生ずる效果は殆ど無量無限と云ふも敢て過言にあらざるなり。

四

從來朝野の人士に就て其意見を叩けば何れも資金の窮乏を口にせざるはなく其言ふ所恰も符節を合するが如し。然るに今や世界的大戰亂の結果偶々二十億の正貨を蓄積し得たるに拘はらず漫然之を死藏し又は公債化することを知りて、之を十倍し乃至百倍して活用するの方策を講究するものなきは何が故ぞ。但し坐して輸入超過によりて二十億正貨の減少の日を待つのみなる乎。民間の商業家中には一千萬圓の資本を以て能く一億萬圓の事業を行ひ多々益々辨ずるの能力手腕を有するものに乏しからず。獨り國家にありては二十億の資力を積極的に善用し活用して二百億の效果を奏せしむる能はざる理由何處にありや。これ蓋し我國に綜合統一的なる世界的調査機關なくして、今尙祕密主義、双互相殺的なる鎖國時代の舊思想に囚はれ、拔驅功名主義の舊戰略を踏襲しつゝあるが爲めならずとせんや。

斯く言へば世上或は吾人の言を以て一場の空想若くは放言なりとせん。果して空想乎。果して放言乎。何人か曾て天空に翺翔し、海底に馳驅する現代人の能力を百年前に豫言し得たる。莊子に說く所の北溟の鯤と南溟の鵬とは是れ彼が空想よりせる架空の放言に過ぎずと解せられたるも、今や卽ち空想は實現して飛行機となり、放言は具體化して潜水艇を產めるにあらずや。明治三十年の交、予は時人に對して新高山頭富國の旗の飜へるを見ずやと問へり。若し能く之を解釋し得たりとせば一大發電水力源泉地

を啓發するに力むべしとして各水源地點疏水路の踏査に著手せしめ大小約二十條點其經費一億六千萬圓を計上したり。而も當時世上予の言を理解するもの少なく、又予が中央試驗所を臺灣に設くるに當り異論紛々、之を無用とするの嘲嗤しかりき。又予が遞信大臣時代、發電水力調査を設置し、且電氣試驗所を設けて陸上交通機關並に工業の原動力に電氣を使用すべき事を慫慂するや、世人亦多くは非難冷笑の眼を以て迎へたりき。而して後繼內閣此發電水力調査を廢止したり。今日何の顏色辯解かある。詭辯其過を掩ふべし。然れども國家の損失は補ふこと能はざるを奈何せん。然るに臺灣に於ける中央試驗所が如何に絶大の貢獻を致せるかは既に內外の認識する所、新高山に象徵せらるゝ臺灣の富源、砂糖、茶、米、樟腦、林材其他最近水力電氣に依る各種產業の發達等を見て何人か二十年の國策調査方針に反對論ありしを追懷せざらん。

更に近時の鐵道電化問題に徵するも、歷史は決して一兩年來の事實に止まらずして實は十數年前の記錄に遡らざるべからざる沿革を有することを覺らん。若し十條年前の發電水力調査にして其の後何等の故障なく繼續せられたりとせんか、今日に到つて既に數千萬圓を各民間會社に依つて投資せられたる信越の小地域に於て更に新たなる官營大事業を起さざるを得ざるが如き、障碍と不經濟とに逢著せざるは勿論なり。（因に云ふ鐵道電化問題は今日の新問題にあらず、實に第二次桂內閣時代に於て予等既に鹿兒島縣川代に著手せし舊問題なり。）若し此調査攻究的事業を繼續したらんには現時の電化問題は夙に解決せらるゝの機會ありしを疑はず。而も日本國民は常に緊要なる調査事業を閑却したるの結果として單に水力發電のみに於ても漫然民營の設備を認め、淺日地域の競爭と二種設備及二重勞力より生ずる不廉の代價を支拂ふの愚を忍ばざるべからざるの失態を演ずるに到れり。唯此一事を以てしても明かに調査研究を等閑に付し刹那主義を採りしより我國民が子々孫々に負荷せらるべき損害は幾千萬圓なるを知るべからず。是れ果して政府又は政黨の罪乎。或は國民無理解の招く所乎。或は一時的政略の爲めに、或は實際的權宜の爲に、若くは異黨の誤解の爲めに、其原因の何れにあるを問はず畢竟國民全部の累ひたることを切實に自覺する事を要す。吾人豈敢て先見の明を自負するものならんや。唯其れ當年吾人の主張に反對し、吾人の計畫に攻擊の鋒を差向けたる人々と共に所謂空想的放言を無用視して再び時代錯誤の辛き經驗を反覆せざらんが爲に之を云ふのみ。

五

若し我國民にして單に所謂世界五大國の一てふ御墨附のみを以て滿足し、實質なき形式上の修辭を無上の名譽とするに止まらば乃ち已む。苟も戰後の國際的競爭場裡に立ちて活躍馳驅せんと欲せば、歐米諸國を凌駕する大規模の改造機關を興さゞる限り到底世界進運の機に乘ずるを得ず。就中吾人が我國の最大短所として深憂措く能はざるは原料品の缺乏なり。これ當局者の齊しく熟知する所にして一般國民亦同じく自覺せざるなし。然るに此一大弱點を有する日本に於て之を救ひ之を補充するに緊要缺くべからざる先決條件に關し、未だ計畫する所なきは、國家民衆に忠なるものと言ふべからず。吾人を以て之を見る。原料缺乏の日本に對し救濟策として唯一の光明を投ずるものは、所謂ナチユラル・リサーチ換言すれば大規模の科學的研究所を設置して吾人の主張する大調査機關に包容するの一事あるのみ。そは素より天然富源の物的調査を行ふに止まらず、心的要素を補全涵養し、國民の全能力を綜合發揮するにあらずんば、能く其目的を達成すべからず、之が爲には各專門家の智能を傾倒するは言ふまでもなく、廣く智能を海外に求め、優秀の學術技能を有する外人を招聘して我足らざる所を補ふに於て何の不可かあらん。既に述べたる二十億の資力を十倍乃至百倍し得べき偉大なる事業は亦此處に存在す。蓋しナチユラル・リサーチの貢獻は幾何級數的也。否更に超數的なり。二に二を加へて四となるが如き尋常算數を以て計るべからずして、之に自乘三乘し乃至數十乘するも尙盡きざる無限的能率を有す。故に之が爲には假令二十億の現存正貨を失ふとも敢て惜しむに足るなし。況や僅々二三千萬圓の調査費をや。現に泰西諸國は戰勝國も戰敗國も皆競ふて此調査設備を著手せり、吾人將に其後に瞠若たらんとす。

請ふ、更に卑近なる一二の事例を擧げて吾人の所見を補はん。近時窒素肥料に關する調査研究は、各國の人目を集注し、獨逸國のハーベルブッシユの硫酸アンモニヤの如き、最も世界の視聽を惹きつゝあり。これ啻に平時の產業必需品たるのみならず、戰時にあつては直に彈藥の原料となるを以てなり。是予の所謂文裝的武備策の一なり。而も佛國のクロウド式硝酸アンモニアの新たに發見せらるゝに到り學界の視線は一層銳敏となり、前者と比較して利害得失の差意外なるを發見せり。卽ち其の效果に就て精査するに前者の百に對し後者は七十五の經費を以て足れりと傳ふ。加ふるに前者は地味を荒廢せしむる事甚だしきに拘はらず、

後者は地力を損傷するの虞なしとはその主張する處なり。然るに最近は兩國調査研究の結果獨國のハーベルブッシュ方の長所を認めて佛人其特許を買收し獨人も硝酸アンモニア製造の必要を認めて改善し、倘獨人更に佛人の長所を認めて其改良策を講じつつありといふ。故に日本に於て調査研究を怠り時代に後れ舊式の硫酸アンモニアを採用する時は日本の一億圓に對し他は七千五百萬圓を費して同一生産を行ひ得るに止まらず、我國は年々地味の荒廢を來すに反し、他は毫も其の地質を損することなし。然らば則ち其經費に於て二千五百萬圓、而して其地味地質に於て一は結局瘠土と化するに對し、他は永久的價値を失はずとせば之が爲に生ずる損益の差は相累積して遂に國運民命の興廢を分つに到るべき大影響を及すに非ずや。冷嚴なる科學的調査機關の有無は一肥料問題に對してすら倘且此の如き重大結果を來すものなるを記憶せざるべからず。若し其機關の有無が廣く亞細亞の全部に關係すとせば其利害得喪凡そ幾何ぞや。

電氣、瓦斯其の他如何なる機械又は如何なる新發明たるを問はず之を操りて厚生實用の具たらしむるには、それ〳〵特殊の安全瓣の必要あるを知らざるべからざるが如く、學術調査の精を究め而して後に施設するに非ずんば却て意外の累禍損失を蒙るものなり。例へば飛行機の國家に缺くべからざるを認め、今日最新最上の良機たるを信じて之が購入を或る製造會社と契約したりとせん。而も今日の良機が明日は既に第二流第三流の舊式飛行機たるに過ぎざる結果とならば果して如何。契約は妄りに取消す能はず。若し之を取り消さば受命會社は忽ち多大の損害を招き致命的打撃を受けざるべからず。更に國家は日進月歩の國際競爭戰に際して其舊式なるを知りつゝ之を忍ばざるべからずとせば一旦緩急あるの日、國家の不幸如何ばかりぞや。これ蓋し其の契約の當初に於て緻密なる科學的調査を遂げざるの致す所、吾人の提唱する大調査機關は此種の危險を未前に防衛するの意味に於て亦最も有效なる安全瓣の作用又は保險の役を演ずるものたり。

以上言述せる如く、我國刻下の急要問題たる財政經濟方面の事項に關し對世界的根本方針を立てんと欲せば、百般の事擧げて之を大調査機關の綜合的研究に待つを要す。

若し之を忽諸に附せんか通商產業其他一として眞正なる具體的經綸の確立を望み得べからず。財界の救濟、物價の調節、原料の

補給發見、海外販路の擴張等は勿論、前に掲げたる鐵道電化、窒素肥料、飛行機製作等の如き箇々の問題に對しても衆智を集め超個人的能力を綜合せる大調査機關の攻究を經るにあらずんば、忽ち國家全局の運命にも關する影響を齎す。之を此れ思はずして徒らに二十億の正貨を死藏し眼前一時の小計に心を勞するが如きは恰も大金を擁して災害の至るを知らざるの類にして識者の與みせざる所なり。故に曰ふ。刻下急要の財政經濟問題を解決すべき根本方針は、一に大調査機關の活動に期待せざるべからずと。調査機關に要する僅々二三千萬圓の失費は單に上記各問題中の一事項を策定するのみにても優に之を償ふて餘りあり。況や國家百年の大方策を攻究樹立するに於てをや。夜光の眞珠と雖も篋底に藏して用ふるなくんば一粒の砂礫と擇ばず。二十億の正貨は巨額なりと雖も之が利用の途を知らずんば、畢竟唯だ統計上の數字として存在するに過ぎざるのみ。天下の愚蓋し之に過ぐるはあらず。指導階級の諸賢以て如何となす。

六

凡そ事業遂行の上に於て或程度の浪費は之を避くる能はず。最少の浪費を以て最大の成績を擧ぐるを成功とし、最大の浪費を拋つて而も事業の成績見るべきなきを失敗とす。假りに浪費が事業遂行の經費の一割の程度に留むるを得れば大體に於て成功を收めたるものと認めざるべからず。我國財政上一般會計所要の經費十五億六千餘萬圓に對し、各種の事業完く其の目的を達し、眞に浪費と認むべきもの僅に一千五百萬圓の程度に留まるとせば、一割の十分一卽ち一プロセントにして是れ實に珍しき好成績と稱揚するを妨げずと雖も、之を事實に徵するに我國諸般の施設は多く根本的の調査研究を缺き一時の急に應ずるが爲めに應急の處置に出づる弊ある結果として浪費の程度意外に大なるのみならず、時としては事業の成績全く失敗に終り或は經營施設の目的と相反するの結果を生ずるの例少しとせず。之を最近現はれたる一二の事實に就て見るに、例へば勞働問題解決の手段として、政府が設立を奬勵し補助金として國資二百五十萬圓を支出したる勞資協調會の如き、其の目的及び立案の趣旨必ずしも不可なりといふにあらざるも、最初より勞働問題全般の調査を缺き、殊に勞資の關係に對し十分の理解を有せざる爲め、徒らに勞働問題の聲に驚かされ、漫然協調會の設立を以て之が解決を爲し得べしと過信し急遽其擧に出でたるを以て其の成績殆んど見るべきも

のなく國資の補助は遂に全然浪費に終るなきやと懸念せらるゝ狀態なり。之に反して下にも述ぶるが如き燃料研究は一氣呵成急施を要すべきものなるに數年に渉りて支出を試み大正十年度後に非らざれば完成する事能はざる緩慢なる著手をなすは事業の性質調査研究の至らざるが爲め緩急の度を失し浪費政策の實明かなり。指導階級の諸賢其の損失を度外視するは遺憾に堪へざる處なり。或は蠶絲救濟を目的として設立せられたる帝國蠶絲會社の如き、民間の出資千六百萬圓に對し政府は五千萬圓の低利貸付を決行し、一時世人をして政府の英斷を稱揚せしむる觀ありしも、其の實外國市場の形勢に就いて豫め調査研究を盡さず、又内地の實狀に立脚せず、一二當業者の利害の判斷を妄信し、救濟の方法に於ても、又は千五百萬圓の最低價格の標準に於ても、何等の確信なくして其の實行に突進したるを以て、當に最低價格の維持に齟齬を來したるのみならず、不相當なる市價維持の結果は徒らに支那生絲の需要を増加し、本邦生絲の海外に於ける販路は殆んど杜絶せらるゝに至り、今にして速かに適當なる方策を立つるにあらざれば停滯したる生絲若しくは操業休止の爲め貯藏せらるゝ繭の處分に窮し、本年六月の交に及んで新繭の出盛りに會せば、異常の狀態を我蠶業界に出現して養蠶を副業とする農家に悲慘なる憂き目を負はしむるの虞なしとせず。これ實に救濟を叫んで却て陷穽に投じたるものにして五千萬圓の救濟資金は全國農民の痛苦を醸す恐るべき毒酒たるの譏りを免れず、幸に千五百萬圓以上に其價を維持し得たりとするも賢明なる浪費少なき施設といふを得ず。他に此の種の事例を求むれば殆んど枚擧に遑あらず。外務省情報部も其一例なり。彼の大正九年度豫算に於て成立したる燃料研究所の如き、其の設置の目的に當面の急に應ずる有益なることは疑を容れずと雖も、其の實行を十二年度に亙る繼續費としたるは其の迂遠驚くの外なし。元來燃料研究は一時に設備を施し其の研究には相當の時日を費すを要す。而も經費支出の策に窮し、設備に數年を費し、不完全なるの狀態に置くが如きは全く事理を解せざる甚だしきものにして此の如き悠長なる施設は急を要する事業の性質と相容れざるものなり。之を要するに我國諸般の經營に於ける最大缺點は調査研究を怠るの一事にあり。之が爲めに生ずる浪費の程度は蓋し驚くべき多額に上るや必せり。苟くも大調査機關を有し經驗ある人々の手に據て完全なる調査を行ひ、而して後事業の經營に著手するに於ては以上擧ぐるが如き杜撰なる計畫の爲めに失敗するの弊を免るべきなり。蓋し調査は浪費節約の最良方便にして又事業の能率を高

むるの機關なり。浪費節約と能率增進の作用とは必ずや相駢進するものにして、多大の浪費には能率の低下を伴ふを豫期せざるべからず。例之十五億六千餘萬圓の財政に於て最少限約一割の浪費ありとすれば、先づ大調査機關設立を以て能率增進と浪費節約を條件として現代の科學的執務の功程を定むるは決して無意義にあらず。而して其の結果一般財政上の浪費を節約し、一面事業の能率を增進するの策を立つるに於ては國利民福の增進期して待つべし。徒らに辭を財源の缺乏に藉りて、調査機關設立の趣旨に贊しながら其設立を遷延せしめ、又其の實行に反對せんとするが如きは、國政に對して忠なる所以にあらざるなり。

七

第二に擧示せる國際上の急要問題に關して概觀せんに、世界の大轉機に立てる我國の地位は、現に世人の眼に瞭然たるが如く極めて多事多難にして、恰も經濟産業上に於ける反動的形情の切迫と毫も異なる所なきなり。隨つて國家禍福の因亦此の間に伏在し、今にして國策の確立恢弘を計るにあらずんば、吾人は恐る他日我國民をして大陸に指を染めたる不幸を悔恨するが如き不祥の念慮を惹起せざるかを。

吾人は玆に箇々の國際問題を論究し、又曲折多き外交關係に就きて兎角の批評を挾まんとするにあらず。吾人の問はんと欲する所は、所謂五大國の班に列せる我國民が抑も如何なる智識と用意とに基きて海外發展を試みんとするかに在り。世人頻りに叫んでいふ。我國は土地狹隘にして而も年々七十萬の人口を增加しつゝあり、之を大陸其の他各地に移植すること最も急務に屬すと。言や、必ずしも非なりとせず。然りと雖も二十世紀の世界は文化價値を伴はざる總ての事業及政策を容るゝの餘裕を有せざるのみならず、單に無用の强がりを唱へ、或は糧を敵に取り彼國人をして我が言語を用ひしむべしと云ふが如き太閤流の思想を排除することと寧ろ切實痛烈を極む。之を以て眞の自覺を有し、大に爲すあらんと欲する國民は移植民の急務とするに先立ち、更に緊要にして且根本的なる他の急務を忘れざるなり。他の急務とは何ぞ、單なる人と物との發展よりも、靈と心との發展を重大視することと是なり。換言せば靈血一如の有機的發展是れなり。これ實に神武の創業以來、我國民精神の中樞を形造れる傳統的文化理想にして泰西に於ける功利的政略觀念とは全く異なれる特絶の意義を含むものなり。而して此の文化理想即ち靈血一如の

有機發展を實現するには、吾人が言ふ所の大調査機關を設立し、之を以て國策の淵源たらしむるを先決要件と爲さゞるべからず。若し幸に此の先決要件にして完備せんか、國土の狭少、人口の增加亦何の憂ふる所かあらん。天下は廣大なり多々益々吾人の前途に向つて光明を寄與するものならずんばあらず。其れ然り。急務中の急務は世人の呼號する問題の上に存せずして、却つて國民それ自身の自覺的準備、自衛自治的行動を前提となすべきなり。

言ふ迄もなく朝鮮は我が同一母體の一部にして支那滿洲及極東西伯利亞は啻に我國と接壤せる特殊地域たるのみならず、思想的には同一文化の光輝を發揚すべき共通地帶たり。而も從來我國民の施爲行動は果して這個の人文的觀念を基調とし何等缺陷なき施設に從事せしや否や。敢て太閤流の思想を懷かず、取拔け無盡の革包を抱へて彼の地に臨めるが如き弊害なかりしや否や。吾人は固より既往の瑕疵缺點を難じて保守退嬰を可なりとするにあらず。假りに幾多の缺陷と弊害とありしにもせよ、日本の傳統的理想は暗々裡に我國民の頭腦を支配し、以て國家の威信と彈力とを隨所に示現せるを疑はずと雖も、昨是今非、時代は急轉して思潮は一變せり、これ我國民の切に反省せざるべからざる大切の時機にあらずや。然るに此の緊要なる時機に於て、我國民は對鮮、對支、對西伯利亞問題に關し如何なる徹底的文化政策を現實的に指摘し得る乎。晏然拱手して天の陰晴を俟つが如き態度は識者の與せざる所。紛々たる時局問題に胸を焦して徒らに解決難を嘆ずるは激烈なる國際的競爭場裡に處する所以の道にあらず。こゝに於て國策樹立の大機關は益々焦眉の急を告ぐ。これなくんば靈血一如の有機的發展策を發見し遂行する能はざるを以てなり。

八

國際的急要問題に對する吾人の主張は前述の如し、之を目して抽象的見解となすは、未だ吾人の言を味ふに疎なるが爲めのみ。

更に少しく之を反面の事實に就て言はん、

日本の對鮮政策を以て失敗の記錄なりといふものあり。而も二十年前の朝鮮を回顧して之を現今の朝鮮と比較せよ。其の富力に於て、其の教育に於て、其の總ての制度文物に於て、苟も論者の眼の盲ならざる限り、何人も隔世の感なきを能はざるべし。而し

するものなく、而も其の更迭毎に國策の變動を惹起するが如きは國家の爲に賀すべからず。人若し病に臥して屢々醫師を代へ、其の都度診療投藥を異にするに至らば、其結果蓋し恐るべきものあり。醫師は濫りに代ふるべからず。之を代ふるに當つては、及ぶ限り前醫の診療投藥を精査照合し萬已むを得ざるに至つて自己の信頼する所を選ぶべきのみ。若し然らずして漫然醫師及び投藥の變更を喜ぶが如きことあらば、自己の生命をして醫師の玩弄品たらしむるに至るべし。寧ろ始より醫師を求めずして自然療法に委するの却つて安全なるに如かざるなり。我國の朝鮮、支那、滿洲等に對する政策施設の變更殆んど之に類するものありて往々幾多の弊害と危險とを伴ふは痛嘆に堪へざる所なり。行政府以上の學術的並に精神的權威を有する大調査機關の必要又以て知るべし。

更に吾人は極めて簡單なる一問を發して國際的急要問題との關係に就て國民の見解を求めん。日支提携は我朝野の熱心に翹望して已まざる所、一人の是れに異論を唱ふるものあるを聞かず。而も其事情を精査し其國民を理解する事に對しては殆んど風馬牛と一般、所謂同文同種、數千年の歷史的關係を有し、且つ未來永劫に親善結合を計らざるべからざる支那に酬ゆる待遇としては餘りに不用意と言はざるべからず。從つて口に日支提携の急務を高調しつゝ、支那語を研究するもの稀なるのみならず、却つて泰西人の著書論文に據りて支那の文物事情を學ばざるを得ざるが如きの實情を以てして對支政策の徹底を期せんとするは、木に緣つて魚を求むるが如し。朝鮮は既に我が內地と異なるなく滿洲、蒙古及び極東西伯利亞又我特殊地域なりと稱す。而も邦人にして朝鮮を知らざるもの極めて多く、滿蒙に關する邦人の智識に至つては歐米人の研究に比して亦一籌を輸するものあり。此の一事を以て他事を測定するに足るに非ざる乎。然れども吾人は歐米各國民の全部若くは多數が悉く支那、朝鮮等の東洋事情に通曉すと云ふにあらず。唯歐米人の熱心なる研究と其の調査の精透緻密にして之を政策上に活用しつゝある實質的效果に於て我國民は深く歐米に恥ぢざる乎、又歐米の後塵を拜せざるを得ざるの缺陷なしと云ひ得ざる乎を問はんと欲するものなり。準備なく素養なき空論に依つて大陸發展の業を進めんとするは、恰も爪なくして土を掘り、文武の利器なくして國際的爭霸戰に勝たんとする無謀の擧と其の愚を一にす。これ唯だ卑近の一例のみ所謂五大國の一たる日本の地位をして一片の御墨附に隨喜渇仰し目錄

質載に甘んずるに止まらしむべくんば吾人亦何をか言はん。名と實とを兼備せんが爲めには須らく列强に一歩も讓らざる文化的準備を必要とすべし。固より國民全員を擧げて外國語及び學術上の素養を充實せしめんとするは至難なり。故に大規模の調査機關を設けて、之が智識の源泉たり、之が研究の淵叢たらしめ、其缺點を補ひ以て國策實現の權威を保持せしめんと欲す。實に是れ國際的急要問題を處理解決すべき根本的中樞機關にして、國家一日も缺くべからざる最も重要のものならずんばあらず。而も國民尙ほ覺らず、依然として眼前の小計に引摺られ、取拔け無盡に似たる舊狀に甘んぜば、將來遂に大陸に指を染めしを悔ゆるが如き不幸なる運命に遭遇せんこと、返す返すも吾人の憂惧して措かざる所なり。

十

翻つて思ふ。世界の大亂は目出度其局を結びたれども、人類久遠の理想は未だ地上に實現せず。劍戟の鬪ひは熄みたるも、更に峻烈なる國際的經濟戰來らんとす。我國財界の波瀾、外交關係の險惡を被ふるが如きは寧ろ反動の飛沫にして世界大轉機の序幕に過ぎず。大勢に先驅するものは榮へ大勢に後るゝものは落伍す。現代は科學本位なり。物的にも心的にも科學の指示に據らざるもなく、外交も政治も、教育も、軍備も乃至原料問題も、殖民政策も其他一切の事象皆齊しく科學の能率に待たざるなし。これ吾人の所謂ナチュラル・リサーチと、ソシアール・リサーチを緊要缺くべからずとする所以にして大調査機關は物質的並に思想的全能を集結せる廣義のナチュラル・リサーチに基礎を置くものなるを忘るべからず。

之と同時に世界の將來を支配し、國運民命の歸趨を左右するものは産業中心の國際的經濟戰なり。內治外交は勿論、社會組織の變遷も思想問題の解決も、其の他總ての文物制度は産業經濟を中心的焦點として經緯し、運用されざるべからず。是れ吾人の主張しつゝある大調査機關をして所謂産業參謀本部の作用をなさしめんと欲する所以、靈魂・頭腦の妙用、社會改造の基礎皆偏へに此參謀本部の確定する所に依準して始めて完きを得べし。

之を以て大調査機關は決して一個の能力に依つて成るものにあらずして、そは超箇人的なる綜合統一的活動機關なり、換言すれば個性的智識の社會化、國民化、普通化を目的とする機關なり。斷じて誤解され易き官衙の如き政治機關にあらざるは勿論、斷じ

て又一内閣、一政治的關係に利用せらるゝが如き部分的性質のものにあらず。國家並に社會の爲何時も内閣を助けて不偏不黨大中至正のコントロール機關たり又顧問機關たるべきものなり。故に吾人は之が完成を見るに至るまでは如何たる政府にも之を獻策し、如何なる人士とも提携して其の實現に努力せんと欲す。之を組織し之が主腦者たるべき人物は、何れの内閣、如何なる顧觸たりとも可なり。唯所謂產業參謀本部たり、廣義のナチュラル・リサーチの實質を具備すれば乃ち足れり。

吾人の志望は上來述ぶる所の如し。然るに世上予が大調査機關設立の議を唱ふるの眞意に對して、動もすれば理解を缺き若しくは故らに曲解を試み、或は之を一時的洋行土產なりとし、或は特殊の政治的意義を藏するが如くに揣摩するものあり。何等の謬見何等の邪僻ぞ。其の批評の低級にして不眞面目なる眞に驚くに堪へたり。顧みれば予が學術的調査機關の必要を認めて之が實行に心を注げるは二十有九年來の事實に屬す。

臺灣に中央研究所を創設し、南滿鐵道に東亞經濟調査會及び中央試驗所を置き、遞信省に發電水力調査局を設置し、又電氣試驗所を企畫せるが如き、鐵道研究所を設置せるが如き何れも同一素志の一端を行へるのみ。而も我國民中の指導階級に在る諸賢にも此學術的調査事業を不急の閑事業として予の計畫に改善を加へざるのみならず、却て之に反對し或は予の設立せる事業を縮少改惡せるは嘆ず可き事に屬す。予は竊に之を遺憾とせしも或は淺學非才なる予の著想に誤りあらんことを慮り、爾來唯自ら攻究し自ら點檢し一意正鵠眞理に達せんことを顧慮したり。昨年適々歐米を巡遊するに及んで各國の行ふ所を目擊せるに、戰時及戰後に於ける改造機關として大規模の調査事業に努力するの狀、眞に驚歎に値ひするものあり。予が夙昔の懷抱、茲に於て益々堅き信念となり敢て駑鈍に鞭ちて之が完成を提唱するに至れるなり。予豈奇を好み新を逐ふて徒らに時流に媚ぶるの陋態を學ぶものならんや。國家の二大急要問題と調査機關との關係は既に叙說し以て從前首唱せし大調査機關設立遷延より生ずる國家の不利を警告すること然り。要するに國家樞機の運用は金にあらずして人なり、二十億の富を增加せる日本は今や世界の貧乏國にあらず。資力の缺乏を嘆じて空しく趑趄するの時代は夙に過ぎ去れり。一にも人、二にも人、三にも又人なり。金、人を驅使するにあらずして人、金を產み、金を活かし、以て超數的能率を發揚するなり。故に大調査機關は人材を朝野に求め否世界に求め併せ

て人材を將來に養成す。智識に國境なし。之を日本國民に求めて備はらざる時、廣く優秀の士を歐米より聘用するに何の損失かある。

斯くの如くにして衆智衆能を集成して燦然たる一大權威を作り、之を東洋各國に光被して進んで世界の文化に貢獻す。是れ即ち二十億の富をして無限大ならしめ、國家の有機的發展を增進せしむる最良の方法にあらずや。

五大國の名譽は尊ぶべし。而も之に適應すべき實質なく能力なくんば如何。二大急要問題を始め國家内外の重大問題も解決すべき總鑰は一つに懸つて大調査機關の下に在り。國家禍福の岐る所亦之を實現するや否やの二途に存す。借問す我國民は此の如き明瞭なる趣旨と緊要とをすら理解する能はざる乎。國民未だ理解せざるが故に政黨之に贊成せざる乎。政黨之に贊成せざるが故に政府之を行ふに躊躇する乎。これ吾人が廣く一般國民に對し敢て襟懷を披いて區々の所見を問ふに至れる所以なり。

二、大調査機關設立の議

上揭「大調査機關と國家の二大急要問題」は、主として民衆的輿論喚起のために、起草刊行されたもののやうである。次の「大調査機關設立ノ議」は、主に識者の贊同を得ることを目的としたものであらう。これが刊行されたのは明かに大正九年の總選擧が終つて間もなき五月二十五日であつた。

その全文は次の通りである。

序

天下ノ材ヲ擧ゲ、天下ノ務ヲ開キ、世界ノ財ヲ用ヰ、世界ノ業ヲ成スニ、是レ名譽アル新興國民ノ現代ニ對スル責任ニシテ、且ツ貢獻タルト同時ニ、又無上ノ快心事ニアラズヤ。

何ゾ自ラ薄學菲才ヲ怖レン。諺ニ云フ。取人以學爲貴、善哉言。何ゾ自ラ富無キヲ患ヘンヤ。諺ニ云フ有精神誠之富、宜アル哉。

鎖國專制ノ舊時ニ在テハ、自己ノポケツトヲ以テ自家ノ業ヲ營ミ、利ヲ市ニ征シテ又他ヲ顧ミザリシト雖モ、文化四海ニ洽キ今日ニ於テハ則チ然ラス。須ラク世界ノ材ト財トヲ以テ世界ノ業ヲ起シ、進ンテハ共存同榮ノ大義ヲ現實ニセサルヘカラス。況ンヤ人類ヲ濟ヒ宇宙ヲ制セント欲スル大抱負アル國民タルモノヲヤ。知ラス。抑如何ナル覺悟ヲカ、當面ノ必要トスル。

方今世界ヲ通觀スルニ、大國雄邦ハ爭フテ國務ノ改造ニ熱中シ、或ハ時局ニ適實ニシテ、有力ナル改造機關ヲ興シ、或ハ遠大ナル志望ヲ以テ、組織的ナル産業參謀本部ヲ創設シ、大戰後大革新ノ氣運ニ策應スルニ、忙殺セラレテ維日モ足ラス、汲々乎トシテ唯及ハサルヲ恐ルルノ狀ニ在リ。我日本カ此クノ如キ列國ト相伍シテ競爭場裡ニ馳驅センカ、我短所蓋シ一二ニシテ足ラストス雖モ、先ツ忽ニシテ本邦原料品ノ缺乏テフ極メテ困難ナル問題ニ逢著スヘシ。此原料補充ノ先決問題ヲ解決セント欲スレハ、必スヤ之ヲ所謂ル「ナチユラル。リサーチ」ニ求メサルヘカラス。換言スレハ、科學的研究所ニ深ク大ニ待タサルヘカラス。天然ノ富源調査ニ就テ、世人カ其文字通リニ事ニ從ヒ、動モスレハ物的關係ニ偏重シテ、心的方面ヲ閑却セントスル傾向アルカ如キアルハ、正ニ皮相ノ見ナリ。凡ソ此種ノ天然調査、富源踏究ノ事タルヤ、一トシテ科學ノ基礎上ニ立タサルハナシ。發見創造乃至改造ノ業ハ、固ヨリ物的要素ノミヲ以テ完成セス。心的要素ノ補全ニ由リテコソ、始メテ成功ヲ期シ得ヘキナレ。特ニ宇内ノ制御、蒼空ノ征服ヲ以テ、敢テ己カ任トセントスル勇健ナル國民ノ準備ト覺悟、業豈容易ナランヤ。如上ノ破天荒ノ壯圖ヨリ假リニ一歩ヲ退テ、天下ノ材ト財トヲ擧用シ、以テ世界ノ起業ニ參加スヘキ地位ニ在ラハ如何。此場合ニ於テモ亦同シク心的設備ノ緊張充實、他ニ過クルモノアルニアラサルヨリハ、曷ソ能ク其成功ヲ期スルヲ得ン。是レ識者ヲ俟テ後ニ知ラサルナリ。

是ニ於テカ、吾人ハ個人單位ヲ超越シタル或ル優勢ナル力ヲ必要トス。卽チ個人智力ノ綜合統一的活動ニ倚賴セサルヘカラス。換言スレハ編成宜キニ適シテ、最モ有效ナル大調査機關ヲ造リ出スノ外無カルヘシ。試ニ前揭ノ一例題タル、本邦諸種原料ノ缺乏ヲ奈何ニセントノ議ニ付テ言ハンカ、吾人ハ第一ニ、適當ナル調査機關ヲ組織シテ、個人ヲ超越シタル調査研究ノ指揮權（官權ニ非ラス學術的指導ノ權威）ト實行力トヲ併有スルコトヲ、必要條件トサセルヘカラス。是レ本邦カ世界ノ雄邦ト駢馳シ、國際存立上優勢ヲ保ツヘキ惟一ノ途ナリトス。此クノ如クニシテ始テ、我國ノ現狀タル原料品ノ缺乏ヲ憂ヘス、將タ資源ノ不足ヲ

嘆スルノ要ナキヲ得ン。原料問題ニシテ既ニ然リ。自餘ノ重要ナル諸懸案モ、亦遂ニ刄ヲ迎ヘスシテ、解決ヲ告クルノ概アルニ至ルヲ得ン乎。觀シ來レハ、人間此ニ至テ一ノ不能事無シ。唯應ニ樂觀アルノミ何ソ悲觀ヲ須ヒン哉。偏ニ最善ノ方法ヲ擧ケテ、最高ノ努力ヲ盡スニ在ル而已。

上記ノ趣旨ノ斷行シ、目的ノ達成スルニハ一モ金、二モ金、三モ金ナリト爲サハ、斷シテ過テリ。必スヤ一モ人、二モ人、三モ人ナルコトヲ知ラサルヘカラス。而シテ卓拔セル人材本位ニ組成セラレタル機關ハ、二ニ二ヲ加ヘテ四、五ニ五ヲ加ヘテ十トナル以上ノ、即チ尋常算數ニ超越シタル能率ノ產出シ、勞力、機能及妙用等ヲ發揮スルモノトス。今ヤ彼ノ鐵血政略時代ハ已ニ去レリ、正ニ靈血政略新時代來ルニ非サルカ。

惟フニ靈血政略ハ現時代ノ要求ナリ。國家並ニ社會的危機ヲ救濟スヘキ、新生命ナラスンハアラス。然リ而テ靈血政略ノ參謀本部ナルモノハ那邊ニ在リヤ。曰ク產業參謀本部是ナリ。該本部ハ個人ノ有スル思想靈能ト、俗世間的弊害ヲ取除カレタル、純潔ナル大勢力トヲ、渾然打テ一丸ト成シ、正味端的ノ大妙用ヲ發揮スル一大「ラボラトリー」（試驗研究所）ナリト謂フモ可ナリ。是レ吾人カ世界的局面轉換ノ重要ナル時機ニ臨ミ、此大調査機關設立ノ必要ヲ高唱スル所以ナリ。

世間、改造ノ流行語ヲ弄シテ、人心ヲ蠱シ、以テ一時ノ快ヲ貪ラントスル者流ナキニアラス。余固ヨリ之ヲ取ラス。若シ夫レ大調査機關ノ議ヲ以テ、余カ單ニ一片ノ洋行土產ナリト做サハ太シキ誤ナリ。余ハ中心斷ノ提案ヲ以テ、人類ノ向上、人道ノ維持ニ、必要缺クヘカラサルヲ確認スルコト久シ、余カ公人トシテ、終始國家社會ニ貢獻セントスル所以ノ道、之ヲ外ニシテ他ニ無キヲ信ス。『蓋シ列國最近ノ戰爭ト云ヒ、改造ト云フモ、共ニ人類ノ向上人道ノ維持ヲ目的トスルモノニシテ、形態ニ於テ異同コソアレ、我大調査機關ノ精神ト其揆ヲ一ニシ、其歸趣ヲ同フスルコト、疑ヲ容レサル所ナリ。

顧ミレハ、余ハ往年私生活ヨリ公生活ニ入リ、爾來多年ノ星霜ヲ經テ今日ニ至レリ。其公生涯ノ徑路ハ、明治ノ聖世ヨリ大正ノ明代ニ及ヘリ。其ノ間衞生局ニ仕官シ、稍ミテ、社會的衞生制度ノ建設ニ力メ、後出テ、臺灣滿洲ニ歷任シ、入テハ中央政府ノ遞信鐵道ノ管轄ニ膺リ、最近更ニ內務行政ヨリ、外交樞機ノ衝ニ當リ、事々駑鈍ヲ竭サンテ、孜々職責ノ盡ヲ致スノ間、常ニ國

事ニ對シテ苦衷ヲ遣レス。時ニ忡々ノ情ヲ禁スル能ハサルモノアリ。而テ余ガ多年公事ニ關シ、微力ヲ最善ニ用ヰタル諸般ノ企畫施設ノ、果シテ經國濟民ノ經綸上幸ニ過誤ナカリシカ。將タ駸々タル世界ノ大勢ニ、盲背スル無キヲ得タリシカ、如何。乃チ自ラ之ヲ質タシ、又親シク實地ニ驗センカ爲メニ昨年數月ニ亙リテ、戰後ノ歐米ニ漫遊ヲ試ミタリ。自問自省得ル所寔ニ多ク、間々觸目會心、欣然トシテ獨リ首肯ヲ禁スル能ハサルモノアリキ。而テ前記ノ提案ハ大戰後、我日本ノ世界政策上、當面應急ノ一大國務タルヲ失ハサルヘキヲ認メテ毫モ疑ハス。約言スレハ則チ、

第一、日本ノ日本タラシムルヲ得ヘク

第二、世界ノ日本タラシムルヲ得ヘク

第三、日本ノ世界タラシムルヲ得ヘキ

大基礎、恐クハ本案ヲ措キテ、復他ニ求ムヘキニアラス。乃チ茲ニ稿ヲ草シ、我賢明ナル同憂諸君ニ頒呈シ、敢テ高教ヲ請ハントス。

大正九年五月二十五日

男爵　後藤新平　議

大調査機關設立ノ議（目次略）

世界ノ戰亂漸ク局ヲ結ヒ社會ハ將ニ大革新ノ期ニ入ラントス。世界各國ハ今ヤ社會上、經濟上并ニ政治上一大變轉ノ機ニ會シ、社會上或ハ經濟上ニ於ケル各種ノ勢力ハ、爭フテ此變轉ニ協合スヘキ改革ヲ要求シテ止マス。爲政者及有識者ハ相共ニ、此機運ノ趨勢ト其要求ノ實價トヲ力察討究シ、適切ナル時代政策ヲ行ヒテ、國民指導ノ方針ヲ示スニ遺算ナカラシメントシ、外ニ對シテハ屬領ノ開發、通商ノ擴張等專ラ國家ノ經濟的發展ヲ策シ、内ニ在リテハ各階級ノ調和協力、并ニ產業ノ增進統制等、主トシテ社會ノ保全國力ノ充實ヲ講シ、此轉機ニ處シテ國策ヲ誤ラス、新ニ勝ヲ國際的經濟戰ニ制センコトヲ期ス。

世界各國ノ情勢夫レ斯ノ如シ。而シテ社會、經濟、政治ノ各方面ニ於テ大變革ヲ促スモノ、今方ニ其機運ノ我邦ニ迫レルコト多

言ヲ要セサル所ナリ。殊ニ我邦タル極東ニ僻在シ、列國中特殊ノ地位ヲ占メ、修好極メテ淺ク、又過去ノ歷史ヲ異ニスルト共ニ立國ノ大本、國民ノ性情、全ク歐米ト同シカラス。現時ニ於ケル社會狀態、經濟組織其他各般ノ情勢、亦著シク外國ト異ルモノアリ。然リ而シテ我國家カ列國ニ伍シテ、世界的大政策ニ參加セルハ、今次ヲ以テ嚆矢トス。又世界的大變轉ノ潮流遠ク我社會ニ奔注シ、吾人カ世界列國民ト舟ヲ同フシテ、此波濤ニ漂蕩スルモ亦之ヲ最初トス。國家トシテ其折衝ノ經驗ニ乏シキヤ、當然ナルノミナラス、社會ハ未タ大變革ニ堪フルノ素力ヲ有セス。國民モ全ク大變轉ニ處スルノ訓練ヲ缺キ、稍モスレハ思想ノ混亂ニ伴ヒ、社會ノ動搖ヲ來シ、階級ノ衝突ハ或ハ產業ノ發達ヲ阻ムノ虞アラントス。此時ニ際シ若一歩ヲ誤ランカ、國際的經濟戰ニ於テ勝算ナキヤ、言ヲ待タス。終ニ列國ノ後塵ヲ拜シ、自ラ敗ルルノ已ムナキニ至ルヘキノミナラス、或ハ國家百年ノ大患ヲ胎シ、後悔臍ヲ嚙ムモ及ハサルコトアルノ保セサラントス。海外ノ大勢ヲ察シ、國内ノ實情ヲ審ニシ、速ニ時世ニ應スルノ策ヲ立テ、以テ社會ノ動搖ノ豫防シ、產業ノ發展ヲ促進シ、遠ク將來ヲ慮ルノ政ヲ行ヒ　以テ國民ヲシテ普ク其進路ヲ知ラシメ、國運ヲシテ益其隆昌ヲ致サシムルハ、我邦ニ採リ最モ重大緊要ノ事ニ屬シ、而シテ内外ノ形勢上一日モ忽ニスヘカラサル急務タラスンハアラス。是茲ニ大調査機關設立ノ議アル所以ナリ。

第一　調査及策定ノ必要

一、普遍的根本的調査、研究ノ必要

世界的大變轉ノ時機ニ處シ、策ヲ立テ議ヲ定ムルニハ、先ツ其形勢ヲ審ニシ、其趨向ヲ察スルヲ要ス。我邦ノ位置遠ク東洋ニ偏シ、直ニ世界ノ形勢ヲ知ルニ能ハサルハ、列國ニ比シ其最モ不利トスル所ニシテ、而シテ又俗ヲ殊ニシ、國情全ク歐米ト同シカラサルハ、計畫ヲ立ツルニ其特ニ困難ナル所ナリ。故ニ刻下我邦ノ急務トスル所ハ、内外ニ於ケル情勢ノ普遍的且根本的ナル調査及研究ニ存ス。

二、海外調査

戰中ニ世界各國ニ於ケル社會上、經濟上及政治上ノ變轉、改革並ニ之ニ對應スル政策、施設及其實際的運用效果ニ付キテ、特

遍的ニ迅速ナル調査ヲ爲シ、且精細ナル研究ヲ施シ、以テ常ニ海外ニ於ケル現狀幷ニ大勢ノ推移ヲ明ニシ、且各國ノ用意、畫策ヲ審ニスルヲ要ス。

ロ、國內調査

第二ニ國內ニ於ケル社會的、經濟的、政治的各般ノ情勢ハ平常其實情及推移ニ關シ、周到ナル觀察、研究ヲ怠ラサルト共ニ、隨時新事情ノ發生スル每ニ、迅速ナル調査、報告ヲ爲シ、各種ノ新情勢ニ對シ、系統的調査ヲ遂ケ、且外國ノ實情畫策ト對照シ根本的研究ヲ施スヲ要ス。

二、對應政策立案ノ必要

世界ニ漲溢セル大變轉ノ奔流ハ亦我社會ヲ漂ハシ、我邦ニ於テモ今ヤ、各方面ニ改革ヲ促シ、施設ヲ要スルモノアルハ上述セルカ如シ。方今我國政ハ此變轉ニ對シ策應、籌畫スルヲ以テ急務トス。而シテ前述セル調査研究ノ急要ナルハ、此等ノ對應政策立案ノ必要存スルモノアレハナリ。

此轉機ニ處スルニハ、或ハ新ナル各般ノ趨勢ニ適應シ、臨機的政策ヲ立ツルヲ要スルコトアルヘク、或ハ新ナル幾多ノ大問題ヲ解決シ、根本的政策ヲ定ムルヲ要スルコトアルヘク、從テ或ハ暫定ノ處置タルヘク、或ハ永遠ノ方針タルヘシ。然レトモ內外ノ形勢各般ノ實情ニ關シ、普遍的調査備リ、根本的研究成ルニアラサルヨリハ、焉ンソ能ク機宜ニ應シ、緩急ヲ量リ以テ對策ヲ立案シ、又問題ノ眞髓ヲ捉ヘ、根本ノ解決ヲ與ヘ、以テ遠謀ヲ確定スルヲ得ンヤ。要スルニ調査研究ハ綢繆ノ目的ニ出テ、策應ノ準備立案ノ基礎タラシメントスルニ外ナラス。

三、大本國策確立ノ必要

國家ノ經綸ハ時事ヲ料理スルヲ以テ足レリトセス、國是ヲ案シ國策ノ大本ヲ定ムルヲ重シトス。唯夫レ臨機ノ政策ハ時ニ從ヒテ變スヘク、大本ノ國策ハ永キニ涉リテ渝ルコトナキヲ常態トス。然ルニ今ヤ世界各國共ニ大變轉ノ機運ニ際會シ、上述ノ如ク對應的時代政策ノ施行ヲ必要トスルノミナラス社會、經濟、政治各般ノ事情殊ニ産業、貿易、交通、政體、軍人、領土、國際關係

等ヨリ、各種ノ社會問題、國家觀念、人生思想ニ至ル迄、其轉變ノ急激且廣汎ナル、又之ニ伴フ改革ノ重大且意外ナル、世界ノ史上今日ノ如ク甚シキハ、未タ曾テ見聞セサル所ニシテ、更ニ大本ノ國策亦傳統ニ因循スル能ハサルモノアルニ至ル。各國何レモ大勢ノ趨向ヲ熟察シ、新ニ國策ヲ樹ツルノ擧ニ出テントス、宜ナリト謂フヘシ。然ルニ立國ノ基礎同シカラス、民性國情ヲ異ニシ這般ノ變轉、改革ニ經驗ナク素養ナキ我社會、國民ニ於テハ、其影響遽ニ逆睹シ得ヘカラサルモノアルト共ニ、其結果ノ殊ニ寒心スヘキモノナクンハアラス。大勢ヲ洞察シ國情ヲ熟慮シ、將來ニ對シ我國是ノ方針ヲ決定シ、以テ國策ノ大本ヲ確立スルノ緊要ナル現時ノ如キハ我國史ニ先蹤ナキ所ニシテ、今ヲ以テ實ニ國家安危ノ岐ルル秋ト爲ス、必シモ過言ニアラサルヲ信ス。

而シテ此大經綸ヲ行フニハ則上述セル調査研究ヨリ、重且急ナルハナカルヘシ。

第二　國家的大調査機關設立ノ必要

内外形勢ノ調査研究、並ニ之ヲ基礎トスル立案畫策ノ必要ナルハ、以上述フル所ノ如シ。而シテ此調査立案タル決シテ輕易ノ事業ニアラス。確實ニ所期ノ目的ヲ達シ、其效用ヲ完フスルニハ、大規模ナル國家的機關ヲ新設シ、之ニ當ラシメサルヘカラス。

一、國家的統一機關ノ必要

各種ノ部分的調査素ヨリ有用ニシテ、箇別ノ專門的研究亦決シテ忽諸ニ附スヘカラス。然レトモ今次必要トスル調査ハ、須ラク大勢ヲ達觀シ、局部ノ管見ニ陷ラサルコトヲ要シ、又宜シク從來ノ因襲、慣例ニ依ル拘束ヲ脱シ、自由ナル討究ニ基キ、創設的ナル畫策ヲ目的トセサルヘカラス。從テ其機關タル、各部ニ分屬スル小調査機關タラシメス、精神力ノ節約ヲ系統的ニ規劃シ、一大統一的機關ヲ新設シ、其中ニ部門ヲ分チ調査ヲ分擔シ、且事項ニ從ヒ箇別ノ研究ヲ爲サシメ、以テ調査研究ノ分界系統ノ明ニスルト共ニ、其統合集成ヲ完全ニシ、且簡短急案ニ便スルコトヲ期セサルヘカラス。

此機關ハ不偏的ニシテ且權威アルモノナルヲ要ス。故ニ此機關ハ内閣總理大臣ノ直轄トシ國家的機關タラシムルコト、最モ其目的ニ適スルモノト謂フヘシ。且之ニ依リ此機關ノ特性トシテ黨派的色彩ヲ帶ヒス、眞ニ帝國ノ國是ヲ定ムヘキ不偏不黨、國家本位ノ調査機關タルノ實ヲ擧クルコトヲ得ヘク、而シテ一國ノ首相國策樹立上、自ラ裨益スル所少カラサルヘキヲ信ス。

二、大規模なる調査機關の必要

イ　外國ニ於ケル改造省

今次ノ大戰亂ニ際シ、大調査機關設置ノ必要ハ、海外諸國ノ夙ニ認識シタル所ニシテ、諸國ニ於ケル改造省（Ministry of Re-construction）ノ設置ハ事既ニ陳シ。元來其設置ノ動機ト爲レルハ平和ノ克復ト共ニ產業貿易ヲシテ圓滑ナル常態ニ復セシメ、軍隊ノ解散ニ伴ヒテ起ルヘキ失業問題ヲ解決シ、並ニ戰亂ノ爲ニ荒廢セル地方ノ復舊ヲ處理スル等ニ存セシカ、其設置後國民ノ覺醒及形勢ノ推移ニ隨ヒ、其活動ハ復舊及臨時ノ問題ノ範圍ニ止マラシメス、產業貿易其他社會上、政治上各方面ニ渉リテ大規模ナル調査立案ヲ爲スヲ主トスルニ至レリ。概ネ近代的學識思想ヲ有シ、博聞達見一世ニ卓出シ、綜合的才幹ヲ有スル者之カ首長ト爲リ、而シテ新進ノ俊銳ヲ其下ニ集メ、更ニ官民學界各方面ヨリ有能有識ノ人士ヲ網羅シテ、其調査硏究ニ參加セシメ、一切空論ヲ戒マシメ實行ヲ旨トシ、而モ舊制ヲ墨守セズ、現狀ニ拘泥セサル方策施設ノ調査攻究ヲ爲サシムルヲ目的トス。

ロ　我邦ニ新設スヘキ調査機關

普遍的ニシテ根本的ナル調査硏究、社會的變轉ニ對應スル政策ノ立案、殊ニ稍ヤ久遠ナル國策的方針ノ確立。是我國從來ノ經驗ニ徵シ、恰モ其缺陷多キヲ免レサルモノタリシハ、何人モ否定スル能ハサル所ニシテ、而シテ外國ニ比シ、我國ノ最モ遜色アル所ナルカ如シ。世人現時ヲ目シテ第二ノ維新ト稱スルモ、其事ノ實際ニ於テ、恐クハ明治ノ維新ヲ凌駕スルモノアラン。蓋此次ノ維新タル獨リ我邦ノミニアラス、世界列國皆均シク維新ニ際會シ、今ヤ之カ爲ニ大機關ヲ設ケ人材ヲ驅リ、汲々トシテ之ニ對スルノ途ヲ講シ、其計畫ノ周到遠大ナル、實ニ上述セルカ如シ。我邦ノ此時ニ處シテ國是ヲ決定シ、心的ニ將又物的ニ國策ヲ確立スルノ緊要ナル、必スヤ明治維新ニ過クルモノアルヘク、而シテ我邦ハ此間ニ伍シテ角逐他ニ輸セス、打算計ヲ失ハサランコトヲ期セサルヘカラス。之ヲ列國ノ現狀ニ照シ、我經驗ニ顧ミレハ、轉タ寒心ニ堪ヘサルモノ必シモ吾人ノ杞憂ニ止マラサラントス。大正ノ維新タル、當ニ國家ノ全力ヲ傾注シテ、興國ノ經綸ヲ行フヘキノ秋タルヤ、何人モ異論ナキ所ナルヘキト共ニ、其調査硏究ノ機關タル規模內容ノ列國ニ劣ルヲ許サス。須ラク大規模ナルヘク、須ラク充實的ナルヘキヲ要スルハ、敢テ言ヲ待タ

サル所ナリ。

第三　調査機關ノ規模

新設スヘキ機關ハ大規模ナルヘキト共ニ、其内容ハ充實的ナルヘク、殊ニ組織ノ人選ニ留意スルヲ要スヘク、今之ニ關スル要件ヲ擧クレハ左ノ諸點トス。

一、首　長

調査機關ハ最モ有力傑出ノ人物ヲ仰キテ、之ヲ首長タラシメ、或ハ總理大臣自ラ其首長ヲ兼任シテ其重ニ任スルヲ要ス。

1、調査機關ニハ汎ク人材ヲ集メ職務ニ當ラシムルコトヲ要スヘク、從テ之ヲ簡拔主宰スルハ第一流ノ人物ノ手腕ニ待タサルヘカラス。殊ニ學界並ニ民間ノ有能ノ人士ヲシテ、一身ノ利害ヲ犧牲トシ報國的觀念ヲ以テ、事業ニ參加セシムルカ如キハ、實ニ是有力ナル首長ノ熱望ニ依ルニアラスンハ、得テ之ヲ期スヘカラサルナリ。

2、調査立案ノ取捨緩急ハ國家ノ經綸ニ顧慮シ、且各省ノ實務ト調和スルヲ要ス。故ニ調査機關ノ首長ハ常ニ施政ノ方針ヲ諳知シ、政府各部ノ現行及豫定ノ施設ニ通曉シ、以テ改造ノ經綸ヲ立ルニ方リ問題ノ採擇先後ヲ定メ、計畫ノ衝突重複ヲ避ケサルヘカラス。

3、調査研究ノ結果トシテ、政務上實施ヲ要シ、若クハ改廢ヲ促スヘキ重大ナル案件アレトキハ、調査機關ノ首長ハ閣議ニ列シ意見ヲ述フルノ必要アルヘシ。

二、職　員

職員ハ事務ニ當ル者ノ外、主トシテ左ノ標準ニ依ルヘシ。

イ、常設委員

汎ク人材ヲ求メテ任命スヘキモ、而シテ適宜部門ヲ分チテ所屬ヲ定メ、内國若クハ海外ニ在リテ、調査研究ヲ擔任シ、又審査報告ニ從事セシムヘシ。

常設委員中ニハ、專門ノ學識卓拔ノ才幹ヲ有スル外國人ヲモ採用シ、海外ニ關スル調査ノ徹底ヲ期スルト同時ニ、他ノ常設委員ノ調査研究ノ刺激トナリ、又指導者タラシメムコトヲ要ス。

ロ、評議員

當局ノ大官及學識經驗アル者ヨリ選任スヘク、而シテ總テ實行ヲ要スヘキ諸案ニ限リ、之ヲ評議員會ニ附シ議定セシムヘシ。

ハ、通信研究生

新進ノ俊才ヲ選拔シテ任命スヘク、而シテ通信研究生ニシテ或ル年限ヲ經、成績良好ナル者ハ常設委員ニ任命スヘシ。通信研究生ハ（甲乙丙ノ各種ニ分ツ其說明ハ此ニ略ス）内外各地ニ派遣シ、主トシテ調査報告、並ニ之ニ關スル方法ヲ練習シ、且其地方ノ情勢ノ研究ニ當ラシムヘシ。

ニ、臨時委員

本會ノ調査研究ハ、主トシテ常設委員ヲシテ、之ニ當ラシムルヲ本則トナスモ、學界及官民中、適當ナル人物ヲ臨時委員トシテ特殊問題ノ研究審議ニ與ラシムヘシ。

ホ、特別調査班

上記ノ職員、官民及學界ノ專門家、實業家ヲ以テ組織シ、之ヲ我國土ニ近キ海外未開ノ地ニ派遣シ、今日迄調査不充分ナル是等地方ノ富源ニ、深遠精透ナル學術的、且實地的探究討査ヲ爲サシムヘシ。

ヘ、模範的組織

以上各種ノ常設及臨時職員ノ活動ヲ補佐充實スル爲ニ、多數ノ囑託員ヲ要スヘキハ言ヲ待タス。殊ニ本事業ノ遂行ハ斬新ノ規模ニ依リ、最モ進步セル執務方法ヲ採リ、最善ノ能率發揮ヲ期スルト共ニ、將來官廳及民間執務處辨ノ方法、技術ノ刷新ニ關スル實驗ノ機關タリ模範タランコトヲ期ス。之カ爲ニ設備及選任ニ關スル内容ハ最モ充實斬新ナルヲ要ス。

第四　機關ノ作用

調査機關ノ作用ハ、評議員會ニ付セラレタル議案ヲ審査議決スルノ外、左ノ諸件ヲ主要ナルモノトス。

一、調査資料ノ蒐集利用

イ、目的　調査機關ハ其調査範圍ニ屬スル各種ノ事項ニ付キ、左ノ目的ニ從ヒ資料ヲ蒐集ス。

1　内國各地並ニ世界各國ヨリ、調査資料ト爲ルヘキ新聞雜誌、公私ノ出版物、其他一切ノ圖書ヲ遺漏ナク、且迅速ニ蒐集スルコトヲ期スヘキコト。

2　内外各地ヨリ定期及臨時ニ、正確且周到ナル調査報告ヲ接受スル方法ヲ講スヘキコト。

3　必要ナル場合ニハ、圖書以外ノ資料ヲモ蒐集スヘキコト。

ロ、方法　資料ノ蒐集ハ各種ノ手段ニ依ルヘキモ、特ニ外國資料ノ蒐集ニ付テハ左ノ方法ニ依ル。

1　派遣　多數ノ派遣員ヲ海外諸國ニ出シ駐在セシム。

(一)　派遣員ハ在外通信研究生ヲ以テ之ニ充ツ、但必要アル場合ニハ、特ニ専門ノ學識ヲ有スル者、又ハ其他ノ者ヲ派遣スルコトアルヘシ。(二)　派遣員ハ其駐在國ニ於テ主トシテ左ノ任務ヲ爲サシムヘシ。

(a)　常ニ圖書ノ新刊ニ注意シ、調査上有益ナルモノハ迅速ニ送致手續ヲ爲シ、又繼續的刊行物ハ其連續送付ノ方法ヲ執ルコト。

(b)　常ニ其駐在國、又ハ附近ノ諸國ニ於ケル社會ノ實情、並ニ施設其他ニ注意シ、定期及臨時ニ報告ヲ爲スコト。殊ニ單ニ文書ニ依リ探知シ易カラサル實情、或ハ現ニ其地方ニ在ル者ニシテ、始メテ爲シ得ヘキ判斷推測等ノ如キ、最モ精確ナル報告ヲ爲スヘシ。

2　交換　文明諸國ノ官署、公益又ハ學術ノ團體其他出版圖書交換ノ便宜アルモノハ、其交換ニ依リ發行ノ都度、即時ニ其數ヲ受クルノ途ヲ開クコト。

3　整理　調査機關ニハ圖書部ヲ設ケ、蒐集セル圖書ハ其整理及管理ニ付キ、専門的智識アル職員ヲ常置シ、迅速且完全ニ

分類整理並ニ排置ヲ爲サシムヘシ。總テ海外ニ派遣セラルヘキ職員ハ、先ツ圖書館ニ就キ其擔任スヘキ調査、又ハ報告ニ關スル所藏資料ノ査閲ヲ爲スヲ以テ、派遣ニ必要ナル條件ト爲スヘシ。

ハ、利用　圖書館所藏ノ資料ハ、本機關ノ利用ニ供スルノ外、官署公私團體其他民間研究者ニ對シ、廣ク閲覽利用ノ便宜ヲ與フヘシ。

二、常設委員ノ調査

調査研究ハ常設委員主トシテ其任ニ當ル。但特殊ノ問題ニ就キ專門ノ學識經驗ヲ有スル臨時委員ヲ任命シ、調査研究ニ參加セシムルコトアルヘシ。

イ、部門　調査ハ適宜部門ヲ分チ、常設委員ハ各部ニ分屬シ其部門ノ調査ニ從事ス。

ロ、方法　調査、研究ノ方法ハ之ヲ一定スルヲ得ス。又其問題ノ種類、事項ノ性質等ニ依リ、一樣ナル能ハサルヘシ。然レトモ大要左ノ方法ニ依ル。

1　蒐集シタル資料ニ基キ調査、研究ニ從ヒ立案畫策ヲ試ムルヲ本則トス。但シ必要アル場合ニハ外國ニ出張シ調査研究ヲ爲スコトアルヘシ。

2　調査立案ハ各委員單獨ニテ擔任シ或ハ數人ニテ一事項ヲ分擔スヘシ。此場合ニハ分擔委員間ノ調査上ノ聯絡ヲ保チ、主任ヲ定ムルコトアルヘシ。

3　重要ナル問題、其他事項ノ性質ニ依リ必要ナル場合ニハ、其調査又ハ立案ノ爲メ委員會ヲ設クヘシ。委員會ハ或ハ常設委員ノ全員會タルコトアリ、或ハ各一部ノ部員會タルコトアリ。但事宜ニ依リ同一部員ノ外、他ノ部員ヲ交フルコトヲ妨ケス。

委員會ヲ設ケタル場合ニハ、委員長ヲ定メ其會議ノ議長ト爲スヘシ。又委員中一人或ハ數人ヲ主査トシ、專ラ調査ノ任ニ當ラシメ、委員會ニ於テ其審議ヲ爲スノ方法ヲ採ルコトヲ得ヘシ。

特定ノ事項ノ調査、又ハ立案ヲ目的トスル委員會ノ設ケタル場合ニハ、豫メ時期ヲ定メテ、其調査又ハ審議ノ結果ヲ報告スヘキモノトス。但長期ニ亙ルモノナルトキハ、事宜ニ依リ終局ノ報告ヲ爲ス前、相當ノ時期ニ於テ中間報告ヲ爲スヘシ。

三、調査報告ノ刊行

常設委員ノ調査研究、並ニ委員會ノ報告ハ之ヲ刊行公表スルヲ原則トス。特別調査班、内外通信研究生、海外派遣員ノ報告ハ邦文又ハ英文ヲ以テ、定期或ハ臨時ニ之ヲ刊行公表スヘシ。

第五　調査ノ範圍

調査ノ範圍

最近五年間ニ亙ル世界大變轉ノ影響ハ社會、經濟、政治ノ各方面ニ波及シ、革新改善ヲ要スヘキ問題ハ際涯アルコトナク、人生ノ關係今ヤ一トシテ、改革ノ機運ニ觸レサルハナク、隨テ改造調査ノ範圍ヲ定ムルコト頗ル難シ。宜シク大正維新國務調査會ノ目シ、世界戰亂ニ基因シ、社會生活及國民經濟ニ關シ、革新ヲ期スヘキ國務ノ改造ヲ審査スルノ必要アルノ秋ナリ。然レトモ先ツ産業貿易ノ調査ヲ主トシ、正ニ産業參謀本部トシ、大約左ノ範圍ニ於ケル調査研究ニ著手スヘシ。

1、原料問題
2、動力問題（石炭、石油、水力）
3、食料及生活必需品ノ生産及分配問題
4、人口問題（移民、殖民等）
5、外國貿易ノ統一
6、勞働問題、體育及體力問題竝社會政策
7、實業界殊ニ勞働者ノ「エヂュケーション・カンペーン」
8、危險思想各種ノ社會思想、國家觀念竝ニ之ニ對スル國家ノ對策

第三章　東京市長

第一節　就任の經緯

一、全會一致の選擧

大調査機關案を提げて、首相を說き、藏相を說き、大童になつて奔走してゐる伯の頭上へ、突如として意外な問題が落下してきた。

東京市長就任問題がこれである。

大正九年も押し詰らんとする十一月二十七日に、時の東京市長子爵田尻稻次郎は、大疑獄事件の責任を負うて遂に辭職した。

それは彼の有名なる瓦斯事件と砂利喰事件であつて市參事會員、市會議員、市吏員等二十數人が檢事局に召喚され、東京市はさながら伏魔殿の如き觀を呈したので、遂に田尻市長の辭職となり、これに殉じて三助役の引責辭職となつたのである。時の市會議長加藤正義もまた、責任を感じて議員を辭した。かくして市の理事機關が悉く缺如してしまつたので、法規上、監督官廳の任命により、東京府の內務部長大海原重義が、東京市長職務管掌として東京市に乘り

込んで來た。まことに自治體としては醜態の限りであつた。

玆において伯爵柳澤保惠、桐島像一、近藤達兒等の市會の有力者は、協議して「後任市長としては特に手腕力量ある大人物を市長に据ゑ、この亂麻の如き帝都の自治行政の更生を圖ることに努力したい」といふ申合せをした。これには市會全部は勿論、一般言論界もまた共鳴し、その結果は期せずして伯の蹶起を促すといふ氣運が醞釀されたのである。しかし、すでに國務大臣を數回も勤め、有力なる首相候補者の一人として政界に重きをなしてゐる伯が、果して東京市長を引受けるかどうかについては、疑惧の念を抱くものが多かつた。

そこで、市會としては、豫め伯の內意をたたいて、其の上で市長選擧を行ひたいと云ふ意向に傾いたが、しかしそれも事實上、種々の困難が豫想された。要するに、自治體に、職務管掌の如きものを永く置くことは、帝都として甚だ不面目であるから、一日も早く立派な市長を迎へたいといふことは、二百萬市民の切なる願ひでなければならない、この二百萬市民の總意を以て伯には事後承諾を得べしとなし、結局、東京市會は十二月七日、そのまま市長選擧に入るに至つたのである。

それは朝早くから、繽紛として雪降りしきる日であつた。當時の新聞は次の如く報じてゐる。

不正事件の責を負ふて辭職せる田尻市長の後任を選擧するその日の雪は穢れを淨むる雪とも見られて無限の意味を有つ。此日市長問題を決す可く午前中から各派の銓衡委員等議事堂を中心として集り、午後に至つては部屋といふ部屋の總てに割據して神算奇籌を運らし、交渉の爲め長廊下を飛走る者、一隅に私語する者引も切らず。光景頓に緊張して固唾を吞むの暇なからしめる。

選擧前の呼聲は、最初から伯が最も優勢を傳へられてゐた。仲小路これに次ぎ、久保田、阿部の呼聲も一高一低の

形勢であつた。さうしていよ〳〵選擧の蓋をあけて見ると、投票總數六十五、有效投票六十四のうち、六十三票といふ滿場一致に近き多數で、伯が東京市長に當選したのである。

この市長選擧の市會が散會したのはその夜もはや十二時近くであつた。意外の事はなほ繽紛として滿都を埋めんとしてゐた。

二、伯は固辭す

かくの如く、拔打的に伯を選擧しておいて、それから無理往生に伯を說得しようといふのが、市會議員達の計畫であつた。卽ち市會における選擧が終ると柳澤保惠、桐島像一、坪谷善四郎の三人が伯のところへ出かけて、「二百萬市民のため、帝都の自治政治の更生のため是非受諾される樣に」と懇請したのである。

これは伯にとつては全然寢耳に水であつた。東京市長になるなどと云ふことは、當時は考へてもゐないことであつた。伯は勿論固辭した。しかしこの三人はあくまで伯の受諾を切望し、各自辭表を懷中にして「後藤男を東京市長として迎へることが出來なければ、我々は斷然東京市會を去る」といふ意氣込みを見せた。さうして東京市政の現狀を說き、伯の如き中央政治にも勢力あり、かつ自治政に十分の理解ある大人物の出馬を請ふにあらざれば、東京市政は全く暗黑となるといつて、誠意を披瀝し、其の熱情を傾けて懇請した。

また委員の一人坪谷善四郎は、大磯の明石別邸に靜養中の子爵澁澤榮一に、伯の出馬懇請方を依頼した。かねて東京市政には非常な關心を持つてゐた澁澤は、十一日わざ〳〵歸京して、伯に面會した上、出馬を慫慂した。當時澁澤

は國民新聞記者にかう語つてゐる。

私は一市民として、又一吏員として是非後藤男の出馬を勸めるでなく懇請しなければならぬ。市長も政黨政派から取らうと思へば、何人も適任者もあらうが、政黨的色彩のあるものではいけない。此の點から言つても後藤男は最も適任者である。後藤男は腐つた市會から選擧されるのを屑くないと思つてゐられるらしいが、腐敗したものを篩にかけて振落したから、殘つた者は立派なものが出來るではないか。九日の夜八時頃坪谷さんが見えられて、後藤男を選擧したのは何んの掛引もなく、全會一致で選擧したのだが、却々承諾してくれぬと云つて零して居た。

しかし如何に澁澤が勸說しても、伯の意志は動きさうにもなかつた。

かくの如く伯の市長就任を拒絕する態度があまりに强硬なので、ある新聞記者が、其の理由を訊ねると、伯は直ちに答へた。

『余は決して東京市長たることを拒むものではない。ただ現在の市會議員によりて推薦されて市長となることを欲しないのだ。市民によつて選擧された市會であるから、平日ならば市會の意志は卽ち市民の意志と認むべきであるが、今日の市會は旣に市民の意志を少しも代表してゐない。寧ろ猜疑の中心となつて、市民より動もすれば敵視されむとしてゐる。全市民に依つて疑はるる市會に推薦された市長は、同じく全市民に疑惑の目を以て迎へられるのである。それを余は欲せぬのである。』

しかしそれは餘りに表面的な理由であり、形式的な口實に過ぎない。蓋し當時の伯は、市長就任を固辭するといふ

よりも、初めからそのことを考慮に入れてゐなかつたのであらう。伯の胸中は、大調査機關の設立による日本の一大國策の樹立といふことでいつぱいになつてゐた。あながち東京市長の仕事を輕視するわけではないが、それとこれとを比ぶれば、月とすつぽんほどに考へられたにちがひない。當時伯は、側近の者に豪語して「俺は二足の草鞋は穿けないよ」などと言つてゐた。

だが一方帝都にとつては、まさに市政の一大危機であつた。疑獄には多くの市會議員が其の容疑者として召喚されてゐる。その上に、東京市會の信任問題さへ起つて、市會議員横山勝太郎の如きは、市長職務管掌は現在の市會を信任するや、市會を解散する意志なきやと云ふ質問を提出したほどであつた。この質問は、結局許されなかつたが、市會内においてさへかかる議論が擡頭するくらゐであるから、新聞雜誌の東京市政に對する批評は、一層峻烈なものがあつた。

この一大危機に逢著して、「東京市政はどうなるか」「東京市政を改革刷新するには非凡な人を市長とせねばならぬ」と云ふ自覺が、期せずして市民全體の心に湧き起つた。さうして、この市民の心持は、次第に伯の蹶起を希望する雰圍氣となつて強く働いてきたのである。

感受性の鋭い伯が、それに影響されずに終るわけはない。

三、首相元老また動く

伯の就任を懇願する運動は、今や非常識なほど大掛りなものとなつてきた。諸澤を動かして足りなかつた市會議員

は、更に内相から首相、また元老すらも擔ぎ出して、なほも伯を承諾させようと掛つた。殆ど内閣更迭のやうな大騒ぎである。

伯に固辭されて、進退全く窮した桐島議長は、是が非でも伯に一肌ぬいで貰はねばとの意氣込みで、十二日の正午丸ノ内中央亭に、澁澤をはじめ、都市研究會の席上で伯を擔ぎあげることに贊成した人々を招待し、「各位のお力添へを煩はしたい」といふ、哀訴的懇談會を開いた。午餐後、直ちに別室で祕密會に入り澁澤榮一、大倉喜八郎、藤山雷太、阿部泰藏、矢野恒太、柳澤保惠等の顔觸れで、熟議を經た結果、遂に原首相と床次内相の手を藉りて、上下挾み打ちの作戰に出ることになつた。

かくて翌十三日午前十一時、澁澤、柳澤、加藤正義、近藤廉平、藤山雷太、桐島像一等は、床次内相を官邸に訪問し、小橋次官も列席の上、先づ澁澤から、伯の東京市長就任につき、過般來交渉委員等の運動の經過を說いた後、この際、最後の手段として内相の斡旋方を懇請した。

これに對し床次は、「我が首都たる東京市に一日も早く名市長を得たいことは全然諸君と同感であるが、後藤男の方にも種々の事情ある模樣なれば、理不盡に強要することは無理なりと思ふ。殊に自分は監督官廳の責任の地位にある身として、輕々に後藤男の起立慫慂を引き受け難き事情にあり、兎に角速答致しかねるが、諸君が更に原總理とも會見さるる由なれば、自分も原總理と懇談した上、何分の返事をすべし」と意見を述べた。そこで交渉委員は「然らば後刻原總理との會見に床次内相も同道され度し」と希望し、斯くて一同は正午近くに一應引きとり、前記六名は更に二時五十分、打揃つて永田町の首相官邸に赴いた。

原首相はかねて打合せの通り、三時ごろ來邸し、三十分後には床次内相も來邸、内相はまづ樓上の首相の居室に入つて、約一時間首相と會見し、交渉委員からの依賴について報告し、四時二十分に至つて原首相は初めて交渉委員に面會した。澁澤から約十分に亙つて、後藤男推薦の事情から、其の後の經過について詳述し、「是非とも首相にも一肩入れて戴きたい」と懇請して、一同は四時四十分に退去した。この時澁澤は次の如く新聞記者に語つてゐる。

私は極めて叮嚀にお話して萬事をお願ひしました。首相はよく分つたと云はれました。然しお答は出來ぬとのお話でありました。返事は唯これだけでありますが、此方の意向をよく御了解して戴けば、これほど結構なことはありませぬ。後は原さんの腹一つにあることで、これ以上追求してお尋ねすることも出來ません。私としては滿足して諦めるのである。後のことは更に皆と相談して話をきめます。見込みはどうかと云ふ樣なことは、今何とも申されません。

これより先、伯の出廬を促す窮餘の一策として、十一日近藤康平、藤山雷太の二人は元老山縣有朋を訪問し、後藤男勸說についての援助を懇請して引取つたが、十二日に至つて山縣は横田法制局長官を呼びよせ、「なるべく後藤男の出廬を促すやう盡力あり度し」と、首相に傳達方を依賴した。

更に山縣は十四日午前十一時、伯および藤山雷太を同邸に招致し、祕密裡に市長問題を中心として協議した。

一方澁澤は十四日午前八時、伯を其の邸に訪問し首相、内相に依賴した顚末を述べた後「原首相から貴下に對し、市長就任の勸說あるか、又は會見の申込ありたる節は、何分色よき御返事を願ひ度し」との希望を開陳したところ、伯は兩手を頭にのせて、

『夫れは困つたことだなあハツハハ。』

と豪傑笑ひをした。澁澤は直ちに桐島市會議長と内幸町の日露協會において會見し、伯との會見の模様を傳へたが、交渉委員側では、原首相又は床次内相から、伯の起否如何につき、何等かの回答があるかも知れぬといふので、十四日午後八時ごろ、澁澤は華族會館に、桐島等は岩崎家事務所におの〳〵陣取り、結果如何と待つてゐた。しかしつひに何等の回答に接しなかつたので、その日はそれ〴〵自邸に引取つた。

四、大海原を招致す

國民環視の前で、かういふ大掛りな狂奔を繼續してゐたのであるから、市會としては、推薦の責任上、萬一伯の承諾を得られぬ場合は、總辭職を敢行するの外なき狀態となつた。其の結果、伯の出馬を要望するの聲は日一日と熾烈の度を加へ、大新聞をはじめ一般の輿論も、是非とも伯の如き識見抱負ある人を東京市長にして、從來の市政に一大改革を斷行すべしといふに傾いて來た。この輿望に應じて、伯はつひに腰をあげた。さうして十五日、東京市長職務管掌の大海原重義を麻布櫻田町の本邸に招致して、市政の內容を聽取した。

大海原は當時のことを追懷して語る。

私が伺つたときは、其の席には永田、池田の兩氏がゐられた樣に記憶する。伯はいつもの樣に溫顏で、慇懃に私を迎へ、一體東京市政はどんな鹽梅であるか。東京市政が腐敗してゐるといふのは一言にしてつくせばどう云ふ意味かときかれた。

私は市の弊害、市政の腐敗は一朝一夕のことではないから、一言にして盡すことは困難でありますが、一番肝腎な點は市の理事機關と、市の議事機關とが混同して、其の權限がはつきりとしないことにあります。市會議員は助役以下市吏員に對して、自分の利益を支持し市會、市民の全般の福祉を顧みず、非常に無理難題を强制したのであります。過去の市の理事者の中にも、相當手腕ある人もあつたのでありますが、この根本的の原因を芟除することが出來なかつたために、一部横暴の議員が自己の無理な要求を吏員に强制し、其の間に利權漁りを行ひ、これに對し市長以下の吏員は、敢然として之れを斥ける勇氣を缺いてゐたので、今日の腐敗が馴致されたのでありますから、伯の如き有力なそして强力な方が市長となられることは、市會と共に非常な熱誠を以て私からもお願ひしたい旨を述べました。そして以上の弊風を刷新する英斷は、伯に待たねばならぬと申しました。すると伯は非常にニコ〳〵されて、よくわかつたと力强く申されました。

この時、伯の意はすでに、決してゐたのである。すなはち同日五時半、櫻田町に來邸せる藤澤、桐島、柳澤の三名に對し、市長就任の内諾を與へ、さらに翌十六日には、市會の市長銓衡委員十二名の來邸を求め、つひに市長就任を正式受諾したのである。

五、伯と原との密會

しかし伯の市長就任は、かういふ表面的な事情から、簡單に決まつたのではなかつた。また伯の物のやり方も、そのやうに輕率單純ではなかつた。

當時の伯は有力なる首相候補者の一人として、待機の姿勢にあつたのである。ゆゑに東京市長となることは、政界から一時足を洗ふことにならぬとも限らぬ。少なくとも政敵にさう利用される恐れがある。

また政界人である伯が市役所入りをするに當つては、單純に役人や實業家が市長となるのとは違ふ。時の內閣の意思が豫め明瞭になつてゐなければ、迂濶には引受けられない。

これ伯が、元老山縣と首相原との諒解を先決問題としたる理由であつて、市長就任を決意するについては、先づこの方面の工作を必要とする。

この裏面の消息について、藤田謙一は次のごとく語る。

後藤さんの市長になつたときの裏面は、まだ誰れも知らない。そのときの一つの祕密話を言ふと、斯う云ふことがある。後藤を市長にしようと云ふので八方から運動するが、なか〳〵伯が動かない。澁澤さんが來ても、何と言つても大きな事ばかり言つて動かない。

この時も我輩は大調査機關の時と同じく、横田千之助と相談して、伯と原首相との間を奔走したのだが、そのうちに原が横田に「いよ〳〵後藤が東京市長になると腹の決まつたところで、君と藤田とで纏めてしまへ」と言つたといふので、横田が祕密に我輩のところへ來て一働きやつて貰ひたいといふ。そこで我輩がその通り伯に話すと、伯は「それでは原に會つて、意見を鬪はして、それからにしよう」と言はれるので、我輩は横田にむかつて「原はどうしても後藤に市長になつて吳れと言ふのか」と原の腹を訊した後、いよ〳〵伯と原とを會はせることになつた。しかし「原と會つたら新聞に載つて大變だ」と、伯が言はれるので、また横田と相談して、祕密にそ

の手配をすることにした。

櫻田町の本邸には朝から晩まで人が來る。永田秀次郎など後藤の配下が、後藤を市長にすまいと思つて、朝から晩まで睨んで居る。それを出し拔かうと云ふのだ。內輪に祕密にせぬと外に漏れる。祕密は內輪から漏れるものだ。丁度そのとき、橫田から「今夜の十時まで吉野屋で政友會幹部を招待する、それが終つた後に、臨時に或る場所を指定するから、その時にポツとその場所へ後藤を引張つて來い、豫めやるとなか〱うまく行かぬから、先づその日の一時間前に場所を指定しよう」と言つて來た。

愈〻その日になつて待つてゐると、夜の九時に橫田から電話が來た。

「原さんの年中行つてゐる花屋と云ふ待合が木挽町に在るから、其處に後藤さんを引張つて來て吳れ」

そこで我輩は、わざと、臨時にタクシーを雇つて、運轉手だけ事情を含めて競馬帽子を冠らし、伯の邸に迎へに行つた。もう宜からうと云ふので、伯をつれて玄關に出て來ると、玄關の外で、貴樣は何だとか、何とか言つて喧嘩して居る。それは伯の動靜を探らうといふので、自動車の蔭に隱れてゐた男――報知新聞の記者だつた――と書生とだつた。伯が市長になるか否かは、非常に世の注目を惹いて、そんな探偵まで入つてゐたものである。やがて指定の花屋に乘りつけた。さうして我輩一人が意氣揚々と車を降りた。立派な外套を著て堂々たる紳士ぶり。後藤さんは特に燈火を暗くして車の奧の方に小さくなつて居る。それから僕は考へて、後藤さんの顏付きがいけないからといふので、顏を隱して奧へ送り込んだ。別席にやつと伯をつれこんで、待つて居ると、原も來た。橫田も來た。

原と伯とが會つて居る。僕と横田は別席で一杯やりながら待つて見たが、いつ議論が果てるか分らぬ。十二時過ぎてもまだ果つべくもないので、一時半ごろ歸つてしまつた。何でも四時半ぐらゐまでやつたさうである。この時にすつかり伯の腹が決まつてしまつた。さうしてその翌々日總理大臣官邸に堂々と乘込んだ。それは形式さ。さあ、首相官邸で原に後藤男が會つたと云ふので騷いだが、實はその二日前に出來てしまつて居たのだ。自分はうまく行つたと思つて、知らぬ顏をして居つた。

伯が首相官邸において、原首相及び床次内相と正式に會見したのは、十二月十五日であつた。さうしてその日、伯が澁澤、桐島、柳澤の三者に、市長就任の内諾を與へたことはすでに記した通りである。

六、伯の決意の眞因

伯は原首相と會見し、斯くのごとき手順を踏んだ後、初めて市長就任を承諾した。その理由は、察するに二つあつたであらうと思ふ。

一つは大調査機關の始末に關し、原の底意を叩き、出來得るならば原の口約を得て置くことであつたらう。いま一つは、東京市長の職は内務大臣の監督を受け、財政については大藏大臣の許可を要することが多々あるので、時の政府の後援と好意とを持つと持たぬとは、その成敗に大關係がある。ゆゑに此の點に關し、原の言質を得て置きたかつたのであらう。

花屋の會見は十時過ぎから翌曉四時半に及んだといふのであるから、伯と原とは市長問題以外、國政萬端のことを

語り合つたものであらう。さうして兩者の意氣相合して、茲に初めて伯は、最後の決心をつけたものと思はれる。何となれば東京市長の任に就くといふことは、伯にとつては容易ならぬ決心を要することであつた。推薦する時は苦しまぎれに全會一致の形式を取りはしても、それが決して永く續くものでないとは、伯の百も承知してゐるところである。永田秀次郎も言つたやうに、「要するに市役所といふ所は、吉田御殿のやうな所で、這入つて行くのを見たものはあるけれども、無事に出て來た人を見たものはないのであるからして、斯ういふ所に行かれては宜しくないといふので、私などは後藤さんの東京市役所入りを留めた」といふのが、伯の周圍の大體の空氣であつたのである。

然らば何故に伯はこれを引受けたか。それを最も明瞭に說明するものは、大正十一年五月十七日、伯の手記にかかる覺書である。

一生一度國家ノ大犧牲トナリテ一大貧乏籤ヲ引イテ見タイモノ。東京市長ハ此兼テノ思望ヲ達スル一端ニ非ザルカ。

東京市ハ帝國ノ縮圖ニシテ今ヤ一大國難ノ時機ニ遭遇セリ。コノ自治ノ危機タル盤根錯節ヲ處理スルコトハ我ガ帝國ノ立憲生活ニ資スル所以ニシテ、從來至難ノ事業トシテ之ニ充ルヲ避クルノ色アルハ、各有力者ノ爲メニ竊カニ怪シムトコロニシテ、余ガ平生ノ所信ヲ試ムベキ地ヲ餘シテ與ヘラル、神意ニ非ルナキカ。

假令今回ノ東京市會全會一致ハ、眞ニ東京市會議員ノ誠意ノ一致ニ非ズシテ議員各黨派ノ術略に出ヅルモノニシテ、旦ニ暮ヲ保シ難キ誠意ナキ投表ナリトイフ說ガ其眞相ナリトスルモ、東京市否自治制ノ危機ニ在ルハ何等ノ異論ナキ處ナレバ、之ヲ白眼視スヘキノ理ナシ。サレハ之ヲ疑フコトハ勇ナキナリ。我ニ誠意ナキナリ。佳備ノ

責自ラ免レ難キニ非ザルカ。

政友知己先輩擧テ其ノ就任ニ反對ナルハ、利害論ニシテ正邪ノ議ニ出ヅルニ非ズ、私的交誼ニ因スル利便ト損得トニ歸スモノ少カラズ。公事ノ犠牲トシテ、此場合一身ノ利害ヲ外ニシテ市民ノ爲メニ盡クスベキ他ニ適任者アリトノ說ヲ以テ就任ノ不可ヲ論ジ來リタル者無シ。但夫レ東京市會議員又ハ市民ノ誠意賴ムベキモノナシ、此場合ニ身ヲ投ズルコトハ失敗ノ源タルベシト云フニアリテ、市民ノ危難眼前ニアルモ、暫ク冷眼ヲ以テ傍觀スルコトト一身ノ爲メ得策ナルベシト云フニアリキ。

然らば他方、伯の市長就任を極力懇請したる人々の心事は、果して如何であつたか。その主動者であつた柳澤、桐島、坪谷、近藤の四人は少なくとも、非常に眞劍であつたことは、十二月十六日の次の新聞記事が、これを物語つてゐる。

後藤男の內諾を得たる桐島柳澤坪谷近藤四氏は、午前六時半市役所市長室に大海原職務管掌を訪れた。眞先に飛び込んだ柳澤伯が「後藤男は只今內諾して下さいました」と報告すると職務管掌は「お目出度う御座います」と云ふ。柳澤伯はストーブの前に立ち「是が失敗すれば貴族院議員市會議員等總ての公職を抛つつもりでした」と感慨無量なるものの如く、桐島議長はこれでやつと年が越せますとにこつき、坪谷氏は懷中から桐島、柳澤二氏並びに自分の辭表をとり出だし、三人とも總ての公職を去る覺悟で背水の陣を敷いてゐましたが最早や不要になりましたと云ひ樣、七八枚の辭表を一枚一枚ストーブの中へ入れた。

七、伯と自治觀念

或る觀點から見れば、伯が市長になつたのは、決して天から降つたやうな唐突なことではなかつた。それには永い

歴史がある。

伯は「國家衛生原理」を書いた頃から、自治といふことに深い關心を持つてゐた。さうして獨逸に留學してグナイスト流の獨逸の自治を研究し、更に英國に赴くに及んで、この國民の最も自治的なることに深く傾倒した。伯は一國の有機體としての健全なる發達は、國民の自治を基礎としなければならぬことを、痛切に感じて歸つて來た。故に伯は、民政局長として臺灣に赴任するや、舊來の保甲制度を復活奬勵し、さうして自治によつて臺灣統治を完成しようとしたことは、既に述べたる通りである。

日本の國政に鞅掌するやうになつて後、伯は日一日とその信念を深うした。日本の立憲政治が未だ甚だ不滿足なる狀態にあるのは、この自治觀念の缺如にあることを痛感し、寺內內閣の內務大臣となるや、直ちに中西清一を招き、自己の意見を口授して、自治に關する小冊子を作つて頒布したことも、既に記したるところである。

伯が立憲同志會を脫黨したる理由の一つも、政黨政治が地方自治を破壞しつつあることを憂へ、自ら黨爭外に立つて、自治制の完成と擁護とに當らんとしたのであつたことも、既に說いた。

斯くのごとく伯の念頭には、自治といふことが絕えず付き纏つてゐた。伯の政治思想の根本は、自治といふことであつたとも謂ひ得るであらう。さうして伯の政治運動並びに社會運動は、この自治に對する關心といふことを中心として眺めるときに、最もよく了解せられる。後に少年團を作つたのも、政治倫理化運動に乘り出したのも、要は自治の精神を、少年と成年とに鼓吹せんとするの心に出でたのである。

さういふ根本觀念から出發した伯は、殊に東京市の自治について、大いなる關心を持つてゐた。およそ東京市に居

住するほどの者は、誰人と雖も市政の腐敗について憂心を抱かざるものは無いであらう。しかも誰人もこれに對し、適當なる刷新改革の手段を取らうとはしなかつた。茲において、伯の市長乘出しが更に意味深いものとなることは、改めて言ふまでもない。

伯が東京市政の刷新に具體的に指を染めたのは、推薦されて、都市研究會會長の任に就いてからである。ゆゑにこの機會に於いて、都市研究會のことを、少しく記しておきたいと思ふ。それには、最初からこの都市研究會の運動に鋭意したる內田嘉吉をして、語らしめるが適當であらう。

市の事に後藤さんの御關係になつたのは古い事もあらうと思ひますが、私共が都市研究會といふものを起して、さうして其の都市研究會の會長に推薦をして色々御活動を下すつた。其の事が市長になられるに就いての緣故が大いにあつたのぢやないかと吾々は信じて居ります。（中略）此の會は、話の始まりは大正五年頃から起りまして、さうして本當に會といふ組織を形作りましたのは大正六年の十月であつて、其の時初めて公けの組織立つた會合をしたのであります。其の時に會長に後藤伯爵を推薦して御就任を願つたのであります。

この都市研究會は、その最初の仕事として、大正八年に都市計畫法及び市街地建築物法の發布せられたるを機會として、都市計畫の思想を宣傳し、その時、伯は自ら陣頭に立つて東京、大阪、神戸、京都、名古屋、横濱の六大都市で講演をして歩いたものである。

また大正九年の十二月都市研究會は、東京市政改善の講演會を、十六日から二十日までの五日間、十五區全部に亙つて開き、伯自らも出場演說した。

更に同會は、これも伯の發意で、市民全部に往復葉書を出して、その意見を聽いて見ようといふことになつた。

此の調査は、大正九年の終りに行はれたもので、六萬五千通の往復はがきで、東京市の公民に向つて、左記の三案を提供し、其の眞摯なる回答を促したものである。

一、東京市民は從來自治の民として其の本分を盡し自治的協力（例へば議員の選擧、町內協議等）を遂ぐる上において遺憾を感ぜられる點なかりしや。

二、若し遺憾の點ありとせば之を改むるには如何にせば宜しきや。

三、現行市制の運用上遺憾とせられる點ありや。現行制度を改むる必要ありとせば其の要目如何。

この質問に對し、市民からの回答は續々殺到し來つた。そしてこの山積せる答案を調査するのに月餘を費したが、二階堂統計官の非常なる努力によつて、つひに類別編輯を完了した。その市民の自覺的回答の內容を概括すれば、次の如くであつた。

第一問に對しては――遺憾を感ずること多しと云ふに歸著した。

第二問に對しては――之れを改むるの方法を講ずるの必要を認めたるに歸著し、中には具體的に幾多の改善案を提供し、時弊を痛論摘發したものがあつた。

第三問に對しては――市政運用上の遺憾を認め、現行制度の改善について種々の意見を提供するものがあつた。

さういふ時伯は、圖らずも東京市長に就任するに至つたものである。さうして、その回答に對する報告會は大正十年二月七日夜、鐵道協會に於いて行はれた。

これら市民の聲を分析した結果、市民の要望は（一）東京市役所の改革と同時に各區の區長を更迭すること（二）區の吏員をも更迭すること（三）區の學務委員をも更迭することの三點に就いての改善を、速かに實現すべきであると認めたので、伯は翌八日の東京全區の區長を鐵道協會に招集した。さうして市民は區長の更迭を希望してゐるのだがと前提して、戒告を行つた。しかもこの市民の聲が、伯の手により間もなく、市區吏員並びに教員の大淘汰となつて現はれたことは、後述する如くである。

さらに伯は十日午後三時から大手町の衛生會に、內務省都市研究會特別委員評議員、東京府、東京市兩當局並びに新聞記者を招待して、前述の二百萬市民の聲を報告すると共に、二月十八日から三月九日まで十五日間に亙つて、市內十五區にわたつて巡回講演會を開催したのであつた。

また伯は大正十年五月一日、都市研究會長として、左の如き公開書を出して、更に市民の自治的自覺に資するところがあつた。

此の機會において江湖の要求は、更に左記の諸問題を提起して賢明なる市民の胸底を叩き、倶に講究を重ぬるも亦無用の業にあらざるべきを信ず。

一、政黨政派の爲めに、從來市民の自治的利益が如何に保護增進せられたか、或は如何に損傷せられ壓迫を被つたか。

二、假りに市民の自治生活に、政黨政派の脅威壓迫を及ぼしたることありとせば、其の責任は政黨政派にありや。又は市民自家の自治的觀念の不緊張に歸すべきや。

三、今後市民の自治生活の完全なる實現には結局、政黨政派の弊害を避くるの外なきか。又は政黨員と否とを問はざる中正なる諒解協力に待つべきや。

右三點に關し、市民に向つて忌憚なき答案提出を求むるの日來り、而して市民諸君も亦進んで之が解答に應ずるに至るべきか。蓋し天下の具眼者は吾人と感を同じくせん。

若し上記の如き問題を提唱せんか、或は政黨無用の主張なるかの如くに誤解せらるるの虞なきを保せず。予は固より斯る偏見を懷くものにあらず。然れども立憲治下において政黨の必要なること、又政黨より弊害を生ずることは、二つながら之を認めざるべからず。（中略）天には永久の平和と眞善美の存すと云ふと雖も、地には不斷の闘爭と僞惡醜の絶滅するの期なし。既に政黨政派の分立あり。其の闘爭は必然免るべからずと雖も、黨派爭闘は漸次に倫理化せざるべからず。黨爭の倫理化上缺くべからざる要素としてドクトル・パウルゼン氏は左の四點を擧げたり。至言たることを失はず。

一、爭は須らく誠意を以てすべし。

二、戰は須らく公正の武器を以てすべし。

三、敵の人格を尊重すべし。

四、黨派よりも國家全體を重んずべし。

顧みて我國の所謂る黨爭の近狀は如何。正義及び公益を要求する倫理の境界をこゆること愈ゝ遠く目的は毫も手段を選ばざるの觀なしと謂ひ得べきか。今や綱紀振肅黨弊矯正は天聲人語として野に充てるを聞かずや。

而して斯の如き政黨政派の市民の自治生活に及ぼす利害得失如何は今更計量するに餘りあり。切々偲々、自治的市民の覺悟の緊要にして、徹底的ならんことの翹望せらるゝ所以なり。要するに黨派爭闘の正しき解決は、其の人道化と倫理化とに待たざるべからず。而して聖淨化作用の完成は、一に自治的國民の力に待たざるべからざるものなりとす。

我等はこの一文の裡に、後年の政治の倫理化運動に具體化されたる思想が、はやくも片鱗を現はしてゐる事實を看過してはならない。

第二節 人事刷新

一、初登廳

かくして伯は東京市長の椅子に就くことを受諾した。東京市から市長候補者推薦書が内務省に回附されたのは、十六日の午後であつた。内務省から直ちに内閣へ書類を送附、御裁可を仰いだ。御裁可を得たのは翌十七日で、同日午後六時半、阿部東京府知事は、伯の市長就任御裁可相成りたる趣きを東京市會に通告し、玆に伯の市長就任に要する手續一切は完了したのである。

右の次第は十七日夜半、當時、東京市長職務管掌であつた大海原東京府内務部長を通じて、逐一伯の許へ報告せられ、いよ〳〵翌十八日午前十一時、伯は正式に東京市長としての初登廳をなしたのであつた。

十二月十九日附、時事新報は「鼻眼鏡を光らして新市長の初登廳」と題して、當日の光景を左の如くに報道した。

新市長は二四七號の自動車に、市廳からお迎へに參上した十時内記課長今井市長祕書と同乘し、景氣よく市廳玄關へ乘り込んだ。内記課長の案内で、相變らず鼻眼鏡を光らせ乍ら、フロツク姿を駱駝のオーバーに包み、珍らしさうに正面の石段を上ると、待ち構へた寫眞班が一齊にレンズを向ける。大急ぎで大掃除をした市長室は新市長を迎へるに適應しく、煖爐の火が燃えて居たが、新市長は悠々山高帽子とオーバーを今井祕書に渡して、ドツカと許り初めて市長の椅子へ腰を掛けた。待つ間程なく直に市參事會室へと案内され、井上、窪田、平岡の三局長を始め、各課長等に初對面の挨拶を爲し、今回不肖御裁可を得て東京市に市長と

して就任したるに依り、本日初登廳諸君と相見ゆるを得たるは予の欣幸とする所、市政の事に關しては今後諸君と大に胸襟を開いて、大東京と云ふ市政の爲に努力したいと云ふ意味を述べたが、どつしりとして重味があつた。之に對して大海原職務管掌は起つて「余は職務管掌の命を受け、前後十七日に亙り市政に鞅掌したが、今回後藤男の就任を見たるは、市民と共に吾人の慶賀に堪えざる所である。今後も府は市と協力して自治の發達に貢獻し度き考へである」次いで井上電氣局長は市吏員を代表して簡單なる答辭を述べ、畢つて後藤新市長は再び市長室に入り、大海原市長職務管掌との間に事務の引繼ぎを了し、正午退出し宮中並に各宮家へ御禮廻りをなした。

二、三助役

伯は堂々と東京市役所に乘り込んだ。

獅子は兎を搏つに全力を用ふとの諺のごとく、伯は市政に全力を傾けた。伯は市政刷新の第一歩として、人事行政から手を著けた。先づ永田秀次郎、池田宏、前田多門の三人を助役に推薦し、やや後れて、長尾半平を市參與市電氣局長に推薦して、新幹部の顔ぶれを揃へた。當時坊間においては、之れを東京市の三田二平と云つた。永田、池田、前田の三田、後藤新平、長尾半平の二平の意味である。

同時に、從來の市吏員中においても、能あるものは思ひ切り拔擢して要職を與へ、廳内の組織にも變更を加へて、茲に能率本位の東京市役所を作り上げた。その次に、伯は思ひ切つて吏員の俸給を上げた。從來のやうな薄給では人材を集め難かつたからである。

而して伯の推薦に依る三助役が、正式に決定されたのは十二月二十二日の市會であつた。

この市會こそ、伯が市會の壇上に立つた第一日であつた。この日、伯は市長就任の挨拶を述べた。それは左の通りである。

此度圖らずも新平、諸君の御推薦を以て、市長に選擧せられ、御裁可を經て就任するの光榮を擔ひました。同時に責任の重大なるを感じた譯であります。この責任を盡すには日新の大勢に順應して、複雜なる市の事務を單簡に整理し、之を遂行するに於て遺憾なきを期せざるべからずと信じます。嘗つて聞く處によりますれば、國を治むるは易く、家を治むるは難しと申すことでありますが、今や東京市を治むることはより難きかの感なきを保せずと信じます。併しながら、熱誠事に膺り、之れに亞ぐに勉勵を以てしたならば、復た市民の望に副ふことを得るに庶幾からんと信じます。今や、或は其の責任を盡すこと能はざるを恐るるが如き謙讓の辭を容さぬ。是非盡力せねばならぬ。さう致さねばならぬと云ふことに相成ました次第であります。就いては諸君の御協力に由つて此の御推薦の光榮に應ふる樣に致したいと考へますから、重ねて諸君の十分なる御協力を希望致す次第であります。

東京市政調査會參事田邊定義は、その頃を追想して左の如く語つてゐる。

後藤さんが市長に就任された時の乘り込み方は、實に華かなものであつた。

永田、池田、前田の三氏を助役としてひつぱつて來られた。とにかく、伯が東京市長に就任されたことは、各方面に對し非常な衝動を與へた。

何しろ、從來、助役は區長を勤めた人が就任したりしてゐたのに、今度は在野の大物や、內務省から高等官二人も引き拔いて來たといふので大評判であつた。

東京市政調査會が、大都市の市長を招待した席上、當時名古屋市長であつた川崎卓吉氏は、挨拶の言葉のうちに

特に「今回後藤男爵が東京市長に就任せられたことは、我々市長の地位を高からしむる所以である」と力説した程、各方面では伯の市長就任を注目したのであつた。

また前田多門は「都市問題」後藤伯爵追悼號に於いて、次の如く述べてゐる。

伯爵の市長就任に當つて、先づ今迄の市長と大に異る遣り口は三助役を悉く自分の意中の人から選任して新陣容を整へた事であつた。これは伯以後市長になつた人々の殆ど誰もがみな爲した事であつたが、伯の時代までは助役の構成は市會に於ける有力な派の勢力均衡を顧慮して在來市廳内の故參市吏員から色々の組合せで採り、高級助役だけが、時に地方官出の人から輸入されたのであつて、三助役が悉く一色に、市長の思ふがまゝの人選といふ事は無かつたのである。然るに後藤伯の場合は、丁度前の三助役みな連袂辭職した後で、職務管掌の時代を經過した關係もあつた爲めであらう。永田、池田兩氏を初め自分まで、みな新な顔觸れでしかも三人共内務省畠からの出身であつたため、時人或は後藤閥と稱し、或は官僚助役と呼むだのであつた。

其後も各方面の新人材が物色されて市廳内に這入つた爲め、吏員の空氣は頓に一新し、今までそれ〴〵の手蔓をたよつて有力市會議員に依頼しなければ立身は愚か、現在の地位すら保つことが出來なかつたといふ様な一種陰慘な吏僚氣質が漂つて居たのが、急に面目が革まり、人事の權力は名實ともに市長に集中したとともに、全然情實が排除せられ、單純に能不能正不正だけを標準として進退が決せられるやうになつたのである。（中略）この時代以後漸く世間並の官府や大會社同様、大學出の事務員が相當數採用されるやうになつたのである。

伯はこの三人の助役のことを「疊」といつてゐた。その理由を人が訊くと、

『それはかうさ。ね、俺は市のことは何も判らん。だから三人の助役の言ふことを聞いて、三人がよいと言へば、それに判をつくんだ。三つの田の下に宜と書くのさ、だから疊といふ字になるぢやないか、アハハハハ。』

とうれし相に笑つた。また人が何か面倒なことを持ち込むと、

『俺は解らんが、うつかり判をつくと疊屋に叱られるからな。』

といつてトボけてゐた。さうして事務は一切三人に任せきりであつた。

それから伯は又、三人のことを「文珠さん」ともいつた。三人寄れば文珠の智慧をもじつたのである。かういふ綽名を付けることが、伯は大好きであつた。

三、市長俸給全額の寄附

伯が市長就任を受諾した時、市參事會では、新市長の年俸は高々二萬圓ときめてゐた。それを伯は、自ら二萬五千圓と切り出して、それに決めさせてしまつたのである。ところが大正九年十二月二十二日、市參事會が正式に、新市長の年俸二萬五千圓と決定するや、伯は直ちにこの俸給全部を市に寄附して、人々を唖然たらしめた。

しかしながら、元來市長名譽職論者であつた伯が、特に高額を要求したからには、それははじめから豫定の行動であつたのである。曾て奥田市長が俸給の幾分を割いて、年末に市吏員一同へ餅を配布した例もある。しかしかかることは、餘りに人氣取りの策と思はるる嫌ひがあるばかりか、後の市長の爲めに先例を開くことになつても困るであらうといふので、つひに全額寄附と決したのであつた。

伯が年俸二萬五千圓を東京市に寄附するといふ意思が正式に表明されたのは、一月二十六日の市參事會の席上であつた。參事會は滿場異議なく伯の提議を容れたのであつたが、伯は參事會散會後、往訪の新聞記者に對し、俸給寄附に就いて左の如く所信を披瀝してゐる。

吾輩は最初から年俸に目を呉れてはゐなかつたが、俸給を辭退する事は市制の明文上許されぬので、是を自治體訓練の資として全部東京市へ寄附する事にした次第である。而して右用途は或は建築物に、或は演說會に又は宣傳用費等に充てられる事と思ふが、先般「御代の民」と云ふ匿名の人から煙草や酒の費用を節約して、百圓を社會事業費に寄附して來たが、其書面中に「世の中は持ちつ持たれつ相共に助け合ふこそ人の道なれ」とあつた。吾輩は市長として、今後共此の種篤志家の寄附は喜んで受領する積りであるが、若し吾輩の年俸寄附が動機となつて續々篤志家の寄附の申込みがあり、その結果、東京市に自治會館でも建設するやうになれば甚だ結構な事と思ふ。（一月二十七日時事新報）

伯が俸給を市に寄附した結果、東京市は伯の意思を尊重して、その全額を以て社會教育費に充當した。大正十一年六月發刊の「東京市政概要」には、次の如く記されてある。

いいい社會教育　大正十年七月、夏期林間修養會を上目黒に開き、千九百五十人の會員に對し有益なる修養の機會を與へたる外、皇太子殿下御歸朝に際しては特別講演會を開催すること十五回、二萬九千六百餘人の聽講者に對し、活動寫眞を利用して殿下の御動靜を周知せしめ、或は明治神宮祭を機會に御聖德記念講演會を開き、又本市の各種事業に關する活動寫眞を特製してあらゆる機會に映寫して自治生活の訓練及市民體育、市民音樂其他社會教育に盡し、或は青年團の指導奬勵を爲し、其發達を助成し又は

市民讀本を編纂して自治訓練の資料に供する等社會教育に力を致しつゝあり。
此等の事業費は、主として後藤市長が在職中寄附を申出でたる市長俸給の全額より成るものなり。

また池田宏も同じく「都市問題」後藤伯爵追悼號に於いて、次の如く述べてゐる。

自らの分を盡すに吝にして人を責むること聰明なる事を以て自治政の通弊なりと看破した伯爵の第一矢は、市長として受くる俸給全部の寄附に依りて放たれ、其の公共の爲めに奉仕して敢て求むる所無きの誠意は、極めて自然に市會に披瀝された。此美擧に依りて創設されたのは東京市最初の市民教育費であつて、伯爵は之に依り、市民教育機關の組織を整へて其の運用を圖ると共に、一面忘れられてゐた江戸時代に於ける自治の美績を討ねつゝ、專ら自治思想の普及を圖り、機會ある每に市民に接して二百五十萬市民悉く相携へて市長たるの心得を以て自治の建設に協力する處無かるべからざる旨を力說した。

前田多門が同じ書に述べてゐるところは次の如くである。

市長は無報酬で働いた。俸給年額は前例にない二萬五千圓といふのであるが――新聞なぞによく俸給令を改正して高給を取つたなぞとあるが、それは眞でない。今迄の俸給表にこの額は既に認められて居たのである――之れを全部改めて市に寄附をなし、市の社會教育費に充てたのである。それが基礎となつて今迄市が伱り觸れなかつた社會教育、通俗教育の方面に眼醒しい進出があつたのである。今の上野の自治會館なぞは之の頃の產物であつて、後藤市長の社會教育に對する熱意の一記念物である。市長の考では、市政は市民の諒解なくして出來るものではない。それには市民が簡單に一目瞭然、市政萬般の現況を理解し得るやうな設備を作る必要がある。そこで自治會館といふものを作り、一部は當時市內に缺乏を極めて居た講演會場の用に充て、他の部を常設展覽會場として、市の現勢、市營事業の實際に關する何から何までを圖表や模型で示さうといふのが、その趣向である。當初の考では常に市務の發展と共に陳列替を行ひ、更に進むでは紐育市でやつてる豫算陳列會といふ所まで行かうといふ企圖であつたが、現在は當初所期したところと多少かけ離れて居るやうに思はれるのである。

田尻前市長の年俸は一萬五千圓であつた。伯が市長となるに及んでそれが一躍二萬五千圓となつた。また夫々一萬圓、八千圓、六千圓であつた助役の年俸が、伯の市長就任とともに一萬五千圓、一萬二千圓、一萬圓と増加された。助役以下實際の職務に當つて實務を鞅掌するには、相當の待遇を與へなければ人材を得ることは出來ぬといふ信念から、伯は思ひ切つて給料を上げたのであつた。はじめ伯は、三助役の俸給は平等、總額四萬五千圓を要求したのであるが、これに對し市參事會は從來通り一萬圓、八千圓、六千圓合計二萬四千圓として交渉したので議つひに纏まらず、さらに市參事會は一萬二千圓、一萬圓、八千圓合計三萬圓の案を以て最後の協議を進めたところが、伯は却つてそんなことならば、むしろワン・ダラー・イアー・マン（註、歐洲大戰中米國の特志家悉く名義上の俸給として一年一弗にて働きたるをいふ）即ち無給にて働くに如かずと嘯いたので、交渉を重ねた末、つひに總額三萬七千圓を支給するに決し、其の割當は市長に一任することとなつたのである。

四、市參事會との喧嘩

伯はその就任に際して、市長の權限を回復した。否市長の權威を確保した。從來市長は、動もすれば市參事會の勢力に壓倒され勝ちであつた。市參事會が市長に對して法規以上の權限を揮ひ、市長の行爲を牽制するの弊があつた。伯は毅然としてこれと闘つた。

かういふ市參事會の陋習を打破した顛末に就いて、前田多門は「都市問題」後藤伯爵追悼號において、次の如く記述してある。

市參事會は明治四十四年市制改正の時までは市の執行機關であり、市長はたゞその議長なるに止まつて居たのであるが、市制改正後市參事會は單なる議決機關に止まり、市長が唯一の執行機關となつたにも拘らず、東京市では矢張り以前の習慣のまゝに、事實上市參事會は執行機關同樣の權力を振ふて居たのであつた。卽ち執行事務の主なるものは、法規上市長が當然專決し得るにも拘らず、歷代の市長みなこれを諮問事項として一々市參事會に諮り、原議書類をそのまゝ持ち出して、市長の決裁印の押捺してある傍らに市參事會員の欄を設け、そこに一々會員の決裁印を求むるのであつた。卽ち、ある意味に於て市參事會員は市長以上の決裁者であり、これが判を押さねば何も極まらぬといふ譯であつた。こゝに於て市參事會員の中にはその權力を濫用し、書類が會議で提出されると、一應調査を要すると稱して、これを自宅に持ち歸り、そのまゝ握り込むで決裁を遲らせ吏員を困らす者もあり、甚しきは原議書類で工事請負などに關係あるものは、見込單價やら何やらの內容を密かに當業者に示すが如き醜聞すら世に傳はる程であつた。市政腐敗もかういふ事から萌して來たものと思はれるが、後藤市長は就任と共に此の弊を革め、市制明文の示す通り、市長の權限に屬する事柄は爾後市參事會に附議せぬ事とし、市參事會議案は凡て印刷に附して一切原議書類に捺印を乞ふが如きことを廢したのである。

實際伯は自ら是なりと信ずる案件に就いては、參事會との鬪爭にどこまでも勇敢であつた。大正十二年の春、熊野副收入役の增俸問題から、端なくも市參事會において、「此の問題に就いては別に議論はないが、近來市吏員は兎角高給者が多いに拘らず、下水道及び路面鋪裝補助費の如き二千萬圓からの重い負擔を市民に掛けて平然としてゐるのは、甚だ以て市民の期待を裏切るものであると云ふ說が、一部市民の有識者に多いから、理事者は今頃此の點に就い

ても十分の考慮を費す必要があらう」といふ議論が起つた時も、伯は敢然として起ち上り、「一言申して置くが、若し市民の有識者階級の中に吏員の俸給が高いと云ふ奴があるならば、吾輩はしやつちよこ立ちで東京市中を三遍廻つて見せる」と啖呵をきつて、到頭參事會員を怒らせてしまつた。「角兵衛獅子ぢやあるまいし、餘りと云へば市長の言動が不都合だ」といふので、到頭、その夜麻布櫻田町の伯邸で開かれる忘年會には、市參事會は連袂缺席するときで、いきまきはじめたのである。この時は急を聞いて永田、前田の兩助役が驅けつけ、やつと缺席の申合せは取り止めとなつたといふやうな騒ぎもあつた。

五、伯の眼に映じたる市政

東京市に入つて忽ち伯の眼に映じたことは、その制度の亂雜とこれに伴ふ適用の不完全なことであつた。市役所内部の構成そのものは甚だ非科學的にして、相互の連絡統制が缺如せるのみならず、監督官廳たる府との關係も頗る不備であつた。その爲めに各方面の仕事に能率を擧げ難く、その財政は伯の所謂「底無し井戸に金を投ずる」ごときていたらくであつた。

この制度上の混亂を改正して、整然たる秩序を生み、この左支右吾を廢して能率を擧げ、冗費濫費を制して經費を有效に使用することが、伯の先づしなければならぬ仕事であつた。

吾人は先づ、伯の眼に映じたる當時の東京市政の如何なるものなりしやを窺はなければならぬ。それは大正十年四月九日、伯の起稿した「市政に就いて」と題する長文の意見書中「市政の現狀及之に對する余の所見」と題する一項

に、現はれてゐる。

市政の現狀及之に對する余の所見

市長就任以來熟ら市政の全體を視るに乍遺憾各局課の間には互に聯絡を缺き不規律を極め、浪費政策の弊に陷つて居る樣に思はれる。而も將來の爲めに經綸を立つべき調査を缺いて唯一時を糊塗するに過ぎざる狀態に在るのは東京市政の爲めに余の深く憂ふる所である。

(一)　市の理事者と市會議員殊に市長と市會議員若くは市吏員相互の關係は互に相對峙し、殆ど敵國の如き感を以て反目嫉視するが如き事は自治體として有るまじき現象であつて、或者は此隙に乘じ不正の結托を爲すに至ることを忘れてはならぬ。

(二)　市役所内の各機關が互に必要なる聯絡を缺いて居る爲めに生ずる弊害は、例へば地下埋設物の系統の如きものに於て著しく顯はれ現に頗る亂脈であつて、水道課と下水課及び電氣局との間に設計上の交渉もなく、又た著手の上に打合せもなく、權兵衞の蒔いた種子を烏がほぢくる底の愚を敢てし、之を道路局の立場から言へば其の事業は悉く此等の他の局の爲めに妨げらるゝことになり、上下水の兩課から論ずれば又た道路局の爲めに同じやうな事業上の妨害を受けることも畢竟之が爲めである。若し夫れ電話、電信、電灯、瓦斯の如きに至つては市役所外のことである爲めに、聯絡交渉打合せを一層甚だしく缺いて居ることは浩歎に堪へぬ。然るに之に對して世人も當局者も、道路と電車とは互に相殺するものであると思考して、遂に怪まざる形勢と成つた。惟ふに此等の不統一と聯絡の缺如とが浪費政策に陷る原因と斷言して憚らないのである。

(三)　市政の爲めに一體と爲つて働かねばならぬ區役所相互間、並びに市役所との聯絡交渉の如きも頗る不完全なるのみならず、甚だしきは相互の間に於て他の機關の失態は卽ち自己の利害に關係を及ぼすべきことを忘れ、之を對岸の火災視し冷笑を以て之を迎へてゐるが如きものもあつた樣に思ふ。

(四)　併し之には監督官廳も責任なしとはいへぬ。抑々官廳の監督が法令の上に早既に缺點あることは年來の問題であるが、其法令上の監督すらも不完全なるを発れないのが昨今の形勢である。東京府と東京市も須らく同一の目的に向て一致の態度を執る

べき筈であるに拘らず、屢々相軋轢して矢張相互相殺の弊に陷つてゐる。これは唯單に監督官廳と被監督者たる自治體の吏員との間に於ける疎隔に止まるならば不問に附するも亦可なりであるが此の結果は浪費政策に陷るの弊を奈何せんやである。殊に東京府の地方費支出額は大部分東京市民の負擔に歸するのである。東京市は市自身が浪費政策に陷りつゝあるのに、監督官廳たる東京府は之を矯正せんとは爲さずして却て之を助長せんとしてゐる。否東京府自ら其主動體と成つて、東京市をして受動的に之を引受けしめ、東京市をして之を避くるに途なからしめてゐる。此事たるや歷々として之を事實の上に徵すべきものがあるのである。勿論既往に屬することは敢て咎めないが、將來の事を論ずるならば、例へば今回の平和博覽會の計畫の如き亦此恨みなき能はずである。余は茲に其計畫豫算の編成の可否を論ずるものではないが、蓋し府の豫算の通りに實行を期し得べきや否やは想像するに難くない。若し計畫よりして假に數百萬圓の損失を生じたとしたならば、何人が之を負擔するのであるか。云ふまでもなく其場合は東京市民の負擔に歸するのである。市會は此點に慮つて既に建議せられた事であるが、東京市選出の府會議員諸君中には別に問題とされぬ樣であるが、府會の決議として合法的のものなるが故に市民は之を贊成すべく、又其負擔に任ずべきものであると云ふが如き態度を執つてゐなければならぬといふが如き現在の形勢は何時迄も維持すべきでない。尤も聯絡とか統一とかの不備不完全を感得する心意上の程度は、各自の有する信念の厚薄如何に依つて相違はあるものである。換言すれば聯絡統一を理解する各自の智識上の程度に依つて相違はあるものである。文明國の都市の現代的オルガニザチオンは斷くあるべきもの、聯絡は斷くなければならぬと云ふ理想、信念の深淺厚薄に依つて聯絡統一の不備不完全の批判の程度も亦自から徑庭を生ずるのである。而して余の常に懷抱する所の現代的オルガニザチオンに對する信念、聯絡統一に關する所の理想は、實は卑近低級のものであるが、夫れでも如上の不備不完全を聯絡統一の上に發見するのである。若し夫れ高遠達識の士が觀察せられたら結果して如何なる斷案を下さるゝであらうか。蓋し其所感は不肖のそれよりも更に峻烈なるものがあるに相違ないと信ずるのである。

此點に就いて深く諸君の諒解と省察を求むる次第である。

六、職制改正

右のごとき見解を抱いた伯は、これを實現すべく三助役と凝議し、職制の大改革を行つた。

それは大正十年五月二十三日に、市長直屬機關として新設せられた臨時市務刷新委員會に於いて立案し、五月三十日をもつて發表せられたもので、六月一日から實施された。市政全般に亙る廣汎なるもので、これによつて東京市役所はその面目を一新したのである。今職制改正の內容を摘記すれば左の如くである。

局課ノ組織

審査會　過般設置セル臨時事務刷新委員會ノ後身ト見ルベク、各省ノ參事官會議ニ相當スルモ、兼テ其技術ノ中樞會議トシタル點ニ於テ大ニ異ル文書課ガ、市政ノ元締タル職能ヲ發揮スルニハ與ツテ力アリ。

內記課　大體現在ノ內記課ヨリ文書事務ヲ除キタルモノナルモ、職員ノ養成ニ特ニ留意セシムルコトトスル。

文書課　其職能ハ例規ノ編纂配布ヲ勵行シテ執務ノ正確ヲ期シ、成案文書ノ審査、成規ノ解釋權限ノ法定等ヲ主掌セシメ、審査會ト相俟テ十分ノ成績ヲ擧ゲシメントス。

監査課　行政及會計事務ノ指導的監督ヲ勵行シ、大ニ事務ノ刷新改善ヲ圖リ、事業ノ執行ヲ督勵シ、成績ノ擧ガランコトヲ期セシム。

調査課　市政ノ調査、都市計畫ノ確立ハ統計ト相俟タザル可カラズ。依テ此等ノ事務ヲ綜合シテ、根本計畫ノ樹立ニ意ヲ注ガントス。

庶務課　今日ノ庶務課事務中、成案文書ノ審査ハ文書課ニ、社寺兵事ハ社會教育課ニ、產業ハ商工課ニ、統計ハ調査課ニ移シ、新ニ經理課主掌事務ノ一部タル豫算其他財務ニ關スル事項ヲ加ヘ、市會關係ノ事務ヲ統合セリ。

經理課　本課ノ事務ハ廣汎ニ失シ疎慢ニ流ルル傾アリシニ依リ、豫算其他財務ニ關スル事項ハ庶務課ニ讓リ、收支ニ關スル事項ハ會計課ニ移シ、適正妥當ナル契約ノ成立及完全ナル履行ニ關スル充分ノ努力ヲ拂ヒ得ベカラシム。又乘用自動車ノ統一ヲ兼ネシム。

會計課　收入支出ニ關スルコト、決算ニ關スルコトヲ併掌セシム。

學務課　現在ノ教育課ハ事務條リニ廣汎ニ失スルガ故ニ、別ニ社會教育課ヲ特設シ、本課ハ主トシテ專心學校教育ノ任ニ當ラシム。

社會教育課　自治訓練等ノ旨メトシ、青年團體其ノ他社會教育ノ任ヲ專任擔當セシム。

商工課　産業ニ關スル事務ヲ統理セシメ、殊ニ市場經營方針ヲ改メシメントス。

保護課　職業紹介ノ首メ産婦、嬰兒、幼少年ノ保護、勞働者ノ保護、其他ノ局課ニ屬セザル各種ノ社會事業ニ關スル事務ヲ總括セシム。（公營課、衛生課、水道課、水道擴張課、下水課等ハ大體現制ト同ジ）

公園課　本課ノ事務ハ從來用地、土木兩課ニ分屬シタルモ、公園ノ管理、經營、改良ノ事務ハ一課ニ主掌セシムルヲ適當ト認メ一課ヲ起スト、墓地ハ事務ノ性質公園ト類似スルガ故ニ便宜併掌セシム。

道路局　五課組織ヲ二課組織ニ改ム。（イ）管理課　道路ノ管理及維持修繕ニ關スル事務ヲ掌ラシム。（ロ）改良課　主トシテ道路ノ新設改築等建設改良ニ關スル事項ヲ掌ラシム。

河港課　河川運河及堀溝ニ關スル事務ヲ總括シテ一課ヲ新設セリ。

用地課　今日ノ用地課ヨリ公園墓地事務ヲ分離シ、更ニ行政財産ニ屬スル土地ノ管理ハ之ヲ各主務課ニ配屬セシメ、專ラ財政財産ニ關スル事務ヲ主掌シ、大ニ革新セシメントス。尚各局課事業用地ノ取得事務ヲ本課ニ統ベシム。

建築課　各局課建築物ノ營繕ニ關スル事項ヲ統轄セシム。

而して右改正の理由として發表せられたる九項目の内容は次の通りであつた。

現行制ニアツテハ、各局課内聯絡ヲ缺キ不統一デ、各課夫々一王國ヲ爲スノ觀アリ。仍ツテナルベク事務ノ性質ニ隨ツテ一課ヲ設クルト共ニ、各課事務ノ聯絡統一ヲ圖ル爲メ、(一)事業計畫及市政ノ大綱ヲ調査樹立セシムル調査課ヲ設ケタルコト。(二)樹立シタル事業計畫ニ基ク現實ノ事務ハ、之ヲ各事業課ヲシテ執行セシムルコトトシタルコト。(三)其執行ノ過程ニ於テ、市會市參事會ノ議案トシテ殊ニ豫算其他財務ノ關係ニ於テハ、之ヲ主掌スル庶務課ニ統轄セシメタル事。(四)請負契約並ニ物品又ハ勞力供給ニ關スル件ハ、之ヲ主掌スル計理課ヲシテ統轄セシメタルコト。(五)同時ニ執務上毎ニ作製セラルベキ文書ノ審査ヲ掌ル文書課ヲ特設シ、同課ヲシテ元締的ニ聯絡統一ノ作用ヲ圖リタルコト。(六)現在重要條件ニシテ上司ノ關知セルモノアリ、輕易事件ニシテ徒ニ上司ヲ煩ハスモノアリテ、執務上ノ不利不便少ナカラザルモノハ、別ニ市長以下各局課ノ處理事項ヲ按排シ、正確敏捷ナル事務ノ遂行ヲ期スル事トシタルコト。(七)現在ノ課ニ增設シタルモノハ、課ニヨリテハ事務餘リニ複雜多岐ニ亙リ、日常ノ雜務ニ驅使セラレ、靜ニ事務ヲ達觀シ、新時代ニ適應スル清新ナル執務ヲ試ムル餘力ニ缺ケタルモノアルガ故ニ、其分擔ヲ輕カラシメタルコト。(八)審査會ヲ特設シタルハ行政及技術ノ統一ヲ圖リ、市務ノ健全ナル進歩ヲ期セントシタルコト。(九)又瀆職事件ノ如キ極端ナル不祥事ノ發生ヲ防止スルト共ニ、市務ノ執行ヲ的實ニシ且其成績ヲ督勵スルハ最モ肝要ナルヲ以テ、此點ニ意ヲ用ヒ監査課ヲ設ケタル事。

七、人事の大異動

此の職制の改正は、當然人事の大異動を伴つた。

東京市の病弊は、その職制の亂雜よりも、經費の冗多放慢よりも、實は人事の亂脈にあつた。市會議員等がその職權を濫用して理事者を强制し、自己の推薦する人員を採用せしめ、又その進退に干渉するは、多年の弊竇であつた。これが爲めに市役所は人材を集むることを得ず、無能を芟除することと能はず、恪勤精勵の吏員をしてその職に安ん

ずる能はざらしむるの事情にあつた。斯くの如くにして、市政の擧がらんことを期するは、木に緣つて魚を求むるの類である。

併し乍ら實際問題としてこれを觀れば、この種の人事を改正することは、卽ち市會議員に挑戰することであつた。そして延いては市政の圓滑なる運用を阻害するの虞れなしとしない。これ歷代市長の知つて而して改正するを得ざりし所以である。

伯はその就任の當初から、この人事の刷新を覺悟してゐた。併せて市會との衝突を決意してゐたのである。ゆゑに伯は、職制の改正を行ふとともに、斷乎として人事の大異動を決行した。その結果、退職者實に三百有餘名に及んだのであつた。この異動を追想して阪谷芳郎は次の如く語つた。

東京市の仕事にしても後藤さんがあの時お入りにならなかつたならば、あれだけに既に成熟して居つたビューロークラシイ卽ち屬僚の方の一種の因緣を成して居るものを破壞し去るといふ事はむつかしかつたらうと思ふ。併し後藤さんと雖も悉く破壞し去られた譯ではありませぬけれども、或は市會議員の或る派、或る派と色々の因緣を持つて居つた者を、隨分大膽に叩き壞されたのであります。他の人には一寸出來ぬ藝當をあの時にやられたと思ふ。（都市問題第八卷第六號「後藤伯爵追憶座談會」記事）

また當時伯は、新聞記者に對して左の如く豪語してゐる。

現在の東京市に一番必要なものは平均市長である。學問のある者、名譽地位のある者はもう少し讓り下つて、市民と平均して欲しい。自分は二百五十萬の市民諸君を皆市長だと思つてゐる。自分は警察權もない片輪者の形式

市長だ。二百五十萬の東京市長が各自に向上を計り、人を責める前に、自ら怠らなかつたら、東京市の自治は完全になるのだ。日本には日本のデモクラシーがあり、自治的精神がある筈だ。自分は就任以來何處へ行つても民本主義と自治的精神の本尊を拜むことが出來ない。釋迦は難行苦行の末に漸く本尊に會つたが、東京市の自治の本尊は、東京市民の頭にあつて、決して他處にない。市民が怠れば本尊の後光は蔽はれて了ふ。市會を解散せよといふ聲を度々聽いてゐるが、希くは二百五十萬市民の腦裡にある本尊の後光を東京で拜まして貰ひたい。自分に惡いことがあつたら、自分は日本橋の眞中でお詫をする考へである。（大正十年四月二十五日萬朝報）

然らば伯は任免異動に關して如何なる見解を把持して居つたのであるか、前掲「市政に就いて」の中、この點に論及して曰く。

人の任免に關する方針と所見

然らば此市政全般の改善を如何にして圖るか、一にも金、二にも金、三にも金と昔からよく言ふ話であるが、余は從來より一にも人、二にも人、三にも亦人と主張して居るのである。偖人となれば卽ち任免の一事に到著するのである。是れは何人も推測に難からぬことである。自分は市長に就職したならば必然此問題に逢著すると覺悟してゐた。併し人の任免黜陟は冷靜愼重に考へてやるべきものであることも無論である。但し或者は人相互に知るに至れば情誼自から其間に生じ任免の如きは斷行し得らるべきものではないから、早く斷行しなければいかぬと注意した者もあつた。併し余は別に考へたのである。蓋し斯の如き言を爲す人は情實纏綿の間に生長して、此間に理路を求め所謂理性に隨つて事物を裁斷することを不可能なりと自覺した人である。故に情實に囚はれず理性の命ずる所に隨つて裁斷し得る自信のあるものは徒らに事を急いで玉石共に碎くが如き輕擧に出でてはならぬ。況んや人情より論じても失職者を作ることは忍びない所である。と斯樣に余は考へてゐた。

所が一方は之に反して盛んに改革の一法として免職休職の一日も速に斷行すべきを希望し、且つ之を痛快事なりと思つてゐた者

もあつた。そこで新聞でも針小棒大に報道して鉈を揮ふなどと書いたものもあつた。成程鉈も必要であらうが、鉈のみではいけない。小刀も必要である。又た眞綿も必要である。素より人の能否は、執務の方法を見る間に甄別する事も出來るが其能力に不足ある者が映じたりとして一々直ちに之を處分することは避けなければならぬ。いくらかでも役に立つ程の者は輔け導いて、其職に從事せしめて往くやうにしなければならぬ、と云ふ考を持つて居つた。之を見て緩慢なりとして焦躁(もどかしが)つた者もあつたが、さうしたものではないと自分は考へてゐた。

所が玆に不幸にして司法問題が發生して來た。其影響として假令刑事關係に座せざるも、自分の責任を重んじて職を辭する者があるに至つたのであつた。けれども自分は固より市長に爲る考も無かつたのであるから、豫め缺員を補充する心當りの人を用意してゐる譯でない。從つて可成市區吏員中有能の士を登用して間に合せ度いと思つたが何分にも缺員が多いので已むなく官僚等に人を求むる事にした。余は素より從來官僚として國務に從事して居つた關係上、其範圍に於ては多少人を識つては居るが、其自治向きの人を得るには頗る困難を感じたのである。勿論官僚系の人に於ても現代的の智識に富み、且つ自治に就いて余と同じく興味を有する人は澤山あるが、其人一人で進退を決することの出來ない者もある。朋友もあり親戚もあつて、それ等の人々が總て本人と同一意見に到達し、市民の利害に關して努力奮勵せよと勸誘すべく決心する迄に至らぬものもある。況んや市には世評に依ると從來第一流の商人は市役所の門に入るべからずと云ふ旗が立てゝあつて、市は腐敗の廳舍で、此門に入ることは汚泥を以て潰さるゝものである。白衣白色を以て塗炭に座するが如き意味があるといふ樣ないやな噂が立つて居た爲めに、本人の親戚朋友中には本人の就職を引留むる者が存外多かつた。是れ補充に手間取る所以である。併し此一事を以てしても、將來東京市に對する此疑惧の念を一掃し氣分を新たならしめて、市の吏員となつて自治の爲めに竭くすことは矢張義勇奉公の一端であると云ふ了解を得るに至らしめなければ、自治の前途も蓋し遼遠であると思ふ。

八、新市役所氣質の鼓吹

既に制度と人員との改正を終つた伯は、それより進んで伯の最も得意とする問題に指を染めんと決心した。それは東京市役所に精神を吹き込むことである。

伯の臺灣、滿鐵並びに鐵道院に於ける成功の因は、伯がこれ等の從事員の間に、一種の奉公的精神を鼓吹したる點にある。いま市役所に來りたる伯は、同一轍の徑路を踏んで、沈滯したる此の機構内に、潑剌たる新精神を注入せんとするのである。

伯は前掲「市政に就いて」の中に、次のごとく論じてゐる。

健全なる市役所氣質の養成

斯の如き次第で官僚より、或は地方より轉任せしめて任命を餘儀なくする立場に余は置かれたのであるが、併し今日迄と雖も東京市に於て仕事をした者は全然官僚でもなく、又地方に居つた者でもなく、生粹の江戸兒のみであつたかと言ふと決してさうではなかつたのであるのに、官僚を多く採用したといふて從來の市の吏員に重きを措かざるものなりと言ひ傚さんとする者あるが如きは僻事である。

一體どうすれば人が活きて働くかを考へて其方法を講ずることは、官僚に於て上長官として非常に功德であると同じく、自治體に於ても亦然りと思考するものである。そこで市吏員をして最も有效に働かしむるに就ては、先づ以て健全なる市役所氣質(かたぎ)なるものが出來上る迄にしなければならぬ。尤も今の市役所氣質を市民全體が見て、彼は市役所に奉職して居つた人物であるから、自分の店に來てほしいとか自分の會社銀行に來てほしいとか云ふが如き觀念が起るか起らないかは玆に說明を要しない位であるが、小者用人と雖も彼は市役所に居つたから手堅いであらう、俺の店で使はうと云ふ迄に信用を得せしむることは大なる問題で

あらねばならぬ。市役所を出されたら翌日から引請け手のないやうな市役所であつては、市役所として人を使ふ道を知らぬものである。余は曾つて臺灣に在つて部下の氣風を變化せしめた經驗上、市役所の吏員の氣質を一新せしめられない譯はないと云ふ確信を持つてゐる。又た余は鐵道に居つたこともあるが、現に鐵道から出た人で飯が食へないで困つて居ると云ふ人はなかつたのである。然るに今の市役所のやうに罷められた者は使はない方が德であると云ふ觀念を一般に與へるのは、市役所の使ひ方が間違つて居る。又た使はるゝものが小者用人ならば堅氣の家では使ふのを嫌ふといふ風では使ふ方の市役所は人を使ふ上に於て罪惡を犯すものであり、使はるゝものは少々給金が高くても結局一生の損害である。故に余は此空氣を改善することは非常に使はれる者の爲めになる事だと思つてゐる。

市の出入商人中甲は或鐵の棒を六十何錢で納めて居る、然るに乙は僅に二十何錢で納めた、甲は保證金を取られてゐないに拘らず乙は之を取られてゐる、所が乙に限つて納入期限が遲れた爲めに罰金を取られてゐると云ふ樣な遣り口がある。吏員にして斯の如き惡氣流の中で育つては眞面目に正當に勤務して居る者までが玉石混淆で、痛くない腹を探られる結果になる。其損害は實に大なるものである。

若し市會にして、市役所にして、正當なる健全なる氣質氣風が存立して居つたならば、既に目撃するが如き不祥事は決して起らなかつたと思ふのである。それで余は市の公吏に對しては、其養成所を拵えなければならんと考へるのである。是は年來唱道の施した所であつたが、最近亞米利加が最も之に力を盡してゐる。即ち玆に示す所の紐育市政調査會の設備の如きも之に外ならぬのである。

九、七十五名の囑託

この新精神鼓吹の一方法として、伯の先づ實行したことは、社會的に尊敬せられた學者を囑託として市に入れ、以

は想像に餘りある。

大正十一年九月の頃には、この囑託人員總數、七十五名に達した。この結果、俄然、市會の問題となり、市參事會の物議を釀すに至つた。その顚末を新聞は左のごとく傳へた。

東京市の囑託員　總數七十五名（大正十一年九月四日）

後藤市長は一昨年市長就任以來調査々々と何でもかんでも調査をして居るが、本年度豫算にも調査課以外各課に調査研究費を計上し、其額は數十萬圓に達して居るので、市會では屢ゝ問題となつて居た所が、之等の調査研究は大部分、都下知名の經驗家學者等に囑託してあるが、六月上旬執行された市會議員の選擧に際し、囑託たる法學博士渡邊鐵藏氏が市政刷新の大運動をしたのでいよ〳〵市會の問題となり、過日の市會で囑託と云へば、吏員と見做し得られるのに、此囑託が選擧に干與するのは不都合であると、盛んに市長に詰めかけたが、之に對し市長は仕事に差支へない範圍内で關係するなら構はぬと思ふが、不都合とあらば將來注意すべしと答へた。之に關して小森七兵衞氏は、囑託全部の氏名調査事項報酬等の報告を求めたけれども、其儘今日に至つたが、漸く二日の市參事會に左の如き明細書が配布された。之によると岸一太博士の年六千圓を筆頭に總數七十五名の多數であるが此外尙市設市場の管理人、社會局の方面委員等にも多數囑託してある。

一〇、市吏員講習所の新設

伯は進んで市吏員の養成に努力した。蓋し市役所内における健全なる氣風を釀成する爲めの中樞的施設は「市吏員の養成を如何にすべきか」にあつたと思惟される。而して伯はこの目標を達成すべく「市吏員講習所」を新設した。

前田多門は「都市問題」後藤伯爵追悼號に於いて次の如く記してゐる。

生々した積極的の氣持を吏員に吹き込むのに努められた。その具體的な現はれは市吏員養成所の設置である。新

採用の吏員は先づ此處で必要な講習を受けるのみでなく、從來の吏員と雖も交代で新知識を此所で受け入れる仕組であるが、獨逸の、デュッセルドルフの市吏員講習所の事なぞが餘程參考となつて、創意せられたものであつたらしい。

伯が參考の資料としたデュッセルドルフの市吏員講習所といふのは、指導的地位にある市町村吏員に對し、優良なる理論的豫備教育を受くるの機會を與へんがため、一九一一年十月三十日、他の市に先んじて設置せられたる自治行政に關する專門大學である。

かくして伯は大正十年九月十九日、市訓令甲第三八號を以て「東京市吏員講習所規程」を發令した。その第一條には市吏員講習所開設の意義が左の如くに闡明されてあつた。

第一條　本市職員ニ必要ナル特殊ノ學術ヲ修習セシメ、及本市職員ノ氣風ヲ振作スル爲、本市ニ吏員講習所ヲ置ク。

而して講習所は麹町區大手町一丁目一番地に設置せられ、講習所細則第一條に依る部科は四部門に別たれた。即ち事務科第一部、事務科第二部、技術科、別科であつて、事務科第一部の講習期間は三月（細則第二條に規定）であつた。今事務科第一部の講習科目一覽表を抜萃すれば次の通りである。

講習科目	講師又ハ講演者	時間數
訓育及訓練	市長助役其ノ他名士	二四
行政法總論	島村行政裁判所評定官	三三
都市行政	池田助役	二四

市制及關係法規	荒木道路局總務課長	二〇
都市財政	小林法學博士	三〇
契約法	神戸法學博士	二四
統計	二階堂保則氏	二四
會計及簿記	吉田商大教授	二四
計算術	三川技師	一二
實務演習	大村文書課長、關主事、吉山主事	一五
科外講演	名士	一二
實地見學及現地講話		四回
法制大意	小牧主事	二〇
經濟大意	井上本所講師	二〇

この外に「市務一斑」として、市役所各課事務に就いてそれ〴〵各課の課長が講義を擔當することに定められてあつた。

吏員講習所の開所式は十月十一日午前九時から竹橋内舊中央氣象臺跡において擧行せられた。講習生の人員數は市吏員から二十四名、雇員から二十六名、外部より十五名であつて、池田助役から講習所設立の經過報告を行ひ、終つて伯は左の如き式辭を述べた。

大正十年九月八日は我東京市の最も記念すべき日なり。當日　皇太子殿下親しく本市の御歸朝奉祝會に台臨あらせられ、畏くも「東京市は今方に都市施設の改善を講究すると聞く、余は切に好成績を得て市民の幸福と帝都の殷盛とを增進せんことを望む」

と宣はせらる。是れ三百萬市民の齊しく記憶に新たなる所にして、帝都施設の現状に顧み洵に恐懼に勝へざるなり。惟ふに盛旨に副ひ奉らんとするは固より、全市擧つて非常の決心と覺悟とを要するも、市民に於て益々自治共同の實を擧げ吏僚に於て愈々拮据黽勉市事務の興隆に努めなば、亦決して難事とすべきにあらず。予は之を思ひ彼を考へて、其責務の重且大なるを感ぜずんばあらず。然るに市事務の興隆は一に有能にして善良なる吏員の協力によるべく、就職の當時より已に期待したる所、今吏員講習所を開設したる所以實に玆に存す。吏員講習所は、本市吏員の修道院たると同時に本市吏員の研究所なり。人格鍛練の道場にして兼て事務修熟の學堂なり。今や設備漸く整ひ本日開所の式を擧ぐ。庶幾くは講習生諸氏克く本所設立の趣旨を體し、市職員の必要なる學術を修習し、併せて優良なる吏風を涵養し、以て大に事務刷新の機運と善良なる市役所氣風とを醞釀せん事に努め本所第一回入學生たるの榮譽を全うせん事を。聊か一言述べて祝辭とす。

この市吏員講習所は頗る良好の成績を擧げ、次第に全國的にその名を知らるるに至つたので、東京以外の都市の市役所よりも、講習生を委託し來るごとき有樣であつた。

一一、伯の講演

伯はこの市吏員講習には随分熱心であつた。自らこの講習所に臨んで、講習科目中の「修養及訓練」を擔當した程である。

この講義案を、市吏員講習所は「市政振作の根本義」と題して、教材用として印刷に附し、大正十一年八月に頒布した。この講義の冒頭において伯は、「新らしき科學的管理法」を特に強調してゐる。今この部分を摘記すれば左の如くである。

一

我輩が東京市に吏員の講習所を開設したが、其の目的とする所は畢竟吏員の能否は自治體の發展に大なる關係を有つて居るからであることは申す迄もない。吏員中の高等なる階級にある人々にして講習を受くるに非ざれば其の職務に堪へぬと云ふものでない者に對しても特別講習をしてをる所以のものは日に日に新なる社會の現象に順應してゆくに就ては、新しき科學的管理法を必要とするからである。科學的管理法を極く狹い意義に解釋すると事務の執り方丈のやうに考へられる。乍併この「システム」は諸般の知識經驗を集めて始めて完全なるものと爲るのであつて、只だ教科書に書いてあるやうなもので直ぐに應用が出來ると云ふ譯ではない。而して此の眞の意義の科學的管理法に圓熟して居らぬと精神的にも物質的にも非常な勞力を盡したことが無駄になるのである。吏員講習の第一義は卽ち玆に著想して苟も無駄のないやうにしてゆくといふ所にあると謂はなければならぬ。

世の中には善意を以て努力したことであつても惡果を齎らすことが澤山ある。十分に勞力の效果を擧げることが出來ないと云ふことが澤山ある。最近能率を擧げると云ふことは事務を執る者には當り前と考へて、誰でも承知して居る筈であるが、如何にせば能率を擧げ得るかといへば夫れは全く其の人に在ることはいふ迄もないが、大に役所の氣分に依るものと謂はねばならぬ。若し役所全體の氣分が期せずして此處に集つて來ると、意外に事が能く運ぶものである。玆に至れば別に科學的管理法などは六ケしいことは叫ばなくとも、自ら其の實を擧げ得ることになつて來るのである。倉庫の中には必ずしも有用なもの計りではない。最初に買つた物は永久に使用しないと云ふものも澤山ある。總じて規則と云ふもので整理してゆくと云ふことにはいかぬのに夫れに囚はれるからのことである。規則は固より必要であるけれども、規則よりも吏員其の人の各自の理解と云ふか、心懸けと云ふやうなことが働いたならば此等の無駄を省き得て克く倉庫の效果を擧げることが出來るのである。規則の中にも、最も吾人の尊むべき強い權力を有つて居るものは卽ち法律と命令である。此法律命令の力に依つて遣ると何處でも同じに往けさうであるけれども、兎角左樣に參らぬ所以のものは、全く當事者其の人の各自の堪能に俟つに非ざれば法令は活用することが出來ないからである。然るに世の中から認められて、あの人は堪能だと云ふ人は悉く能率を擧げて有效なことをするかと云ふと、必ずしもさ

う云ふ譯にも往かない。

蓋し本統の仕事は其の人の勤務する役所なり、團體なり、會社なり、其の人の環境に一道の氣分が出來上らなければ其の人一人の力を以つて奈何ともし難いからである。

自治と云ふことの目的が十分に達せられると達せられざるとの分れ目も茲に出來るのであつて、自治政の發展と云ふことは要するに吏員の能否に關係すると云ふことは勿論であるけれども、自治體、若しくは自治の業務を執る所の組織編制より生ずる一種の力があることを忘れてはならぬ。其の力が即ち氣分とか、氣質とか云ふものであつて、役所氣質と云ふものになるのである。然るに組織編制より生ずる力は元來其の年々の人の集りに依つて盛衰消長を來たすものである。而して現に自治と云ふことは流行語であつて、何れの場所にも名高くなつて來たが、其の實と云ふものは割合に擧つて居らぬ。自治は本來官治の及ばざる所を助ける爲めに十分なる能力を發揮すると云ふ希望を有つても今にまだそれが達せられない。既に多くのことは規則で遣つて居るが、自治としての本統の働きが出來ない。規則づくめの官治の眞似をすると動もすれば官治の糟粕が溜る許りになるを免かれない。而して是れ實に多くの場合、殊に市町村の役場に於て觀る所の事柄である。世間で評判の高い模範町村と云ふ所に行つて觀ると、或る程或る一人の居つた當時はよく町村に於いて自治の效果が擧つたやうなことがあつて、表彰されると云ふことが現はれて來ても、其の人が職務を去るとか、死亡すると云ふことで代ることがあると、最早それからは模範町村と云ふことが繼續しないことを發見する。是は全く組織編制の宜しきを得ない爲めであつて、模範町村と云つた所に何年間を經つた後に行つて觀ると、往々にしてあらゆる他の町村より惡くなつて居ると云ふことは無きにしも非らずである。本統に自治的觀念の理解が出來て居るならば、自治體には所謂有機體としての本統の組織が出來て居らねばならない。これが本統に組織編制されて居らねば必ずや自治體として本統の仕事が出來るのであるのに、この組織編制の不十分であるから斯樣になるのである。適當なる組織編制としては自治體を作る土臺の人々と、それに從屬する所の者との間の折合、組立にも依る所であつて其の組立が宜しきを得れば茲に始めて一種の力が生じて來る。即ち一の有機體に生命を持つと云ふことになる。而して此の生命が持續して始めて有機體たる自

治體が永く活き得るのであつて、そこで始めて精神的にも物質的にも效果を擧げ得る組織が永續して往くやうになるのである。然るに此の組織を完全にするに就ては、當事者其の人の素質の改良が必要である。今日に於ては分量よりも品質と云ふことが肝腎である。尤も今の世の中で要求して居るものは品質よりも分量である。即ち多數決といふことは理論上品質よりも分量に重きを置く樣に見える。乍併理論は兎に角、實際に於ては分量よりは品質と云ふことが必要になつて居ることは疑ひのないことである。故に自治體に於ては吏員の講習を爲して、其の有機體を改造すると云ふことは本當の陶汰である。之に依つて品質が宜しきを得るやうになつて來るのである。自治政が今日其の名高くして、其の實の擧らぬと云ふことは、全く此の如きことに就て諒解と實行とが伴はないが爲であることを牢記しなければならぬ。窮極する所、品質の立派に洗練された吏員が多數の力に依つて往くと云ふことでなければ健全なる自治政は永續しない。

二

茲に注意すべきは世の中でデモクラシーと云ふことは多數で遣るものであると云ふのであるからして、多數決でやると云ふことは品質よりも分量の方が事實必要になつて來て有效であるやうに考へられることである。乍併今後に於いて必ずやデモクラシー亦品質に依りて本領を明かにし、其の目的を達すると云ふことでなければならぬと思ふ。市吏員中でも特に衆員を率ふる所の人は、自分自身も他の上長に使はれることはあるけれども、自分も亦多數の人を使ふのであるから特に之を希望したい。世の中によく人を使ふ人は人に使はれると云ふことを言つて居るが、此の言葉は其の時に依つて意味も違つて居るであらうが、十分に講習に依りて知識を吸收し、之を自ら綜合して取捨選擇以て自己を築かれんことを切に希望するのである。それが爲には自分の上長が自分に望む如く自分が下僚に望むと云ふことは勿論であるけれども、兎に角精神的にも、物質的にも下僚の勞力を節約して又無駄なことに骨を折らせぬやうに指導しなければならぬ。茲に初めて無駄がないと云ふことになる。科學的に管理の實が市政にも擧がつて來ることと思ふ。世の中には科學的管理と云ふと大變サイアンスとして高尙なことのやうに思つて居るけれども、日常の上に皆あるのである。例へば茶の湯である。茶の湯と云ふものは非常な高尙な俗事を離れた風流なことであると人が考へ

て居るが、其の茶の湯と云ふものは茶席から茶を持つて出る時も亦茶を持つて行く時も、其の間に一つの無駄な手數がなく、而して繁雜な忙しいことはなく、如何にも靜肅で秩序整然として居る。茶の湯が科學的管理法と云ふならば非常に可笑しいことのやうであるけれども、是は科學的管理法に違ひない。此のコップを兩手に持つて居れば決して無駄はない。力が這入らぬが、誰が來て突當つても落すことがない。下女が高價な茶碗を落して毀すことのあるのは、是は持ち方に無駄があるからである。之れに持ち方を教へれば毀れなくなる。此の意氣が即ち實際の科學的管理法である。學術と實際は斯ふ云ふやうに距離がないやうにしなければならぬ。私が常に文明生活と云ふことは學者と俗人との距離を近接させる生活が文明の生活であると思つて居るが、此のことは段々多年の經驗に於いて私は間違ひないと考へる。

第三節　八億圓計畫

一、往年の東京市

今日の東京に居住するものは故老と雖も、往々にして舊時の東京の如何なりしやを忘れ勝ちである。況んや青少年に至つては、舊東京の姿を想像することも困難であらう。

要するに今日の東京市は、大正十二年九月一日の關東大震火災に因つて、破壞拂拭せられた廢墟の上に再建せられたものである。ゆゑに震災以前の東京とは、殆どその面目を異にする新都であるといふも過言でない。即ち震災によつて破壞せられなかつた山の手並びに當時の郡外各地も、新東京建設の事業進捗とともに、各般の改良を蒙り、次第に大變化を蒙つたからである。

この新都建設の計畫は、帝都復興の際の內相たりし伯の發案實施に關るものである。而してその復興案の骨子は、これより物語らんとする所謂八億圓計畫なるものであつた。

卽ち八億圓計畫なるものは、かつて東京市長として、伯の計畫發表したものであつたが、伯は市長在職中、つひにこれを實行するを得なかつた。ゆゑに一時は全く描ける美酒佳肴のごとく、人の耳目を悅ばすに止まる空談の如く思はれてゐたのであるが、大震火災來とともに、突如として現實世界の問題と化し、しかも伯の手によつて實行せられたのである。事實は小說よりも奇なりとは、正に斯くの如きを言ふべきであらう。

往年の東京市は三百年前の江戶時代から段々發達したもので、恰かも洋服を著て足駄を穿いてゐるやうなところが澤山あつた。便利なやうで不便であり、文明的なやうで實は不經濟な點が少なくなかつた。これをもつと便利に、經濟的に、現代の文明生活に適合した設備に改良しようと云ふのが、伯の就任當時における東京市の施設改造の精神であつた。

當時の東京市は道路と云へば、雨の日は泥濘踝を沒し、晴の日は紅塵天を被ひ、路面電車は常に殺人的の大混雜を現し、下水は惡水が溜つて到る所黴菌製造所の觀を呈し、水道は夏になると斷水騷ぎで困しめられた。小學校は二部教授をやり、或は塵芥掃除と云ひ屎尿問題と云ひ、未解決の問題が山積してゐた。

これを概言するならば、當時の東京市の病弊は、現實の東京市が、明治維新以來、驚異的の大發展をなせるに拘はらず、これに對應すべき都市計畫の事業が、遲々として進まなかつたことにある。

舊幕時代の江戶の街、新都東京に改造するの端緒を開いたのは、明治五年祝田町から出た大火であつた。これが動

儀になつて、大藏省に建築局が設けられ、京橋以南の燒跡を整理して煉瓦造りの家屋を建築し、歩道にも煉瓦を鋪きつめた。そのため今日の銀座界隈を「煉瓦地」と呼んだほどである。次に共同墓地と公園が設けられた。水道も玉川上水の木樋を鐵管にする議が起つたが、これは實行までに至らなかつた。

明治九年京橋箔屋町の大火があつた。そこで府債七十五萬圓を起し、これによつて防火線を設け、沿線の市區改正を行つて道路を開き、河川を鑿ち、家屋の改築をする計畫を立てたが、臨時府會は、地方稅で府債を支辨するのは不可であるといふ理由で、この案を否決してしまつた。そこで已むを得ず、火災豫防と市區改正とを別々にして日本橋、京橋、神田三區內に防火線を設け、家屋制限の法を定め、防火井を造り、築地の輕子橋と南八丁堀の間、及び濱町川と神田川との間に新たに渠を鑿ち、神田堀を拓いて濱町川に通じ、市區改正の方は府廳に市區取調局を設けて知名の士に委員を囑託した。即ちこの時、東京市を以て經濟都府たらしむるの大方針を定めようとしたのである。それには市區經營の準據とすべき港灣修築の位置を先決する必要から、築港調査の議が起つて、測量その他の調査にかかり、漸く出來上つたのが蘭人ムルドルの海港說であつた。然しこれもまた經費の調達にまで入らずして止んだ。

芳川顯正が東京府知事となるや、約二年間の調査による市區改正の根本計畫を立て、時の內務卿山縣有朋に建議するところがあつた。即ちながく東京市都市計畫事業が中心となりし「市區改正」の基礎となりしものである。當時の元老院は、國庫の裕ならざるに、不急の土木を起すのは民力を考へざるものだと云つて、これを否決したが、しかし結局、明治二十一年には、つひに市區改正條例が公布され、委員の任命を見、總工費概算額四千三百七十七萬圓は二千百八十五萬餘圓に削減されたけれども、兎も角實行の運びに至つた。

この外に千萬圓を以て上水道改良工事が始められた。しかしこれは元利銷却のため毎年の事業費の五十萬圓が、事實は二十五萬圓しか使へないことになり、頗る長年月を要すべき情勢であつた。また明治三十三年には、千五百萬圓の市債を起して、五箇年間に、交通頻繁なる路線、及び市と市外との聯絡等主要なる路線二十九線の速成を計る案が出たが、これも議會で否決の運命に遭つた。

併し乍ら、市區改正速成の聲は漸く喧しきを加へ、明治三十五年には、事業費は一年五十萬圓乃至百萬圓以內と變更されることになつた。さらに三十六年には、事業費縮小と竣工期短縮の目的を以て、道路費千九百三十六萬圓、河川費九十七萬圓、外濠費八十三萬圓、公園費七十九萬圓とされた。しかしこれでさへ、事業費年百萬圓限度では、二十年もかからなければ市區改正は完成しないのみならず、其の完成されるものも僅かに目拔きの路線にしかすぎないといふ有樣であつた。

かくして市區改正の事業は幾變遷を來したが、要するに、明治二十二年から著手され約三十年の歲月を經て、やうやく既定計畫大部分の竣工を見た結果は、設計路線百二十三線延長四十四哩二十鎖の擴張、河川の新鑿三、改修一、外濠整理二、公園の造營三十二箇所六十八萬七千餘坪、其の他上下水、築港等の著手であつた。さうして、この上下水擴張と築港を除いて、市區改正に要した費用は約五千萬圓であつた。

然るに東京市が、このやうに牛の步みのやうな市區改正をやつてゐる間に、現實の東京は、實に驚くべき速度を以て、急激に發達し、擴大して行つた。

市區改正が計畫されたころの東京市は、人口八十八萬で、人口百五十萬に達することを標準として計畫されたので

あるが、三十年後には、既に約三倍に近い二百萬を突破してゐた。殊に東京に近接した近郊町村の發展は眼覺しく、明治三十年ごろの近接町村の人口は十八萬人にすぎざりしものが、二十年後には六十三萬餘、これまた三倍强に上つてゐた。

かかる現實情勢と都市計畫との跛行的狀態は、日一日と市民生活の苦痛を增加し、且つ新興國家たる日本の發達に一大支障を與へつつあつたのである。

東京の根本的改造は、今や爛頭焦眉の緊急事となつた。誰か第二のオスマンとなつて、科學的都市計畫を帝都東京に與ふるものぞ。

その解答として現はれたのが、伯の所謂八億圓計畫であつた。

二、案の由來

八億圓計畫の發表は、天下の耳目を聳動した。

それは當時東京市の豫算が、電燈電車を入れても、總計一億二、三千萬圓にしか上らず、また中央政府の經費總額が十五億圓であつたことを考へ合せると、八億圓は正に破格の巨額である。丁度臺灣で六千萬圓計畫を發表した當時と似てゐる。

それは要するに同工異曲なる伯の手口である。例の駱駝の沙漠渡り（第二卷一七二頁參照）である。

果然、臺灣の時と同じやうに、世論は囂々として起つた。例の後藤の大風呂敷だといふのである。

果して然る乎。八億は果して當時の東京市に取つて大風呂敷なりし乎。

吾人は先づ、當時助役として、その樞機に參畫したる池田宏の語るところを聞かう。

然らば所謂八億圓計畫とは如何なるものなりしか。實は八億圓計畫といふ名稱は世間が勝手に附けたものであつて決して伯爵の自銘ではない。伯爵自らは之を率直に東京市政要綱と稱した。乍併其の實質は東京市會の附託を受けて市政の責に任じたる我が伯爵が、總市民の協力に俟ち、國中の權威を擧げ用ゐて市會と共に正に大に進獻せんとするの方向を正々堂々として提議せる新市政の縱横大策であつた。

卽ち池田は「八億圓計畫」といふ名稱は世間が名附けたものであると解說し、而してこの大計畫の由來に就いては更に次の如く述べてゐる。

心あるものは皆伯爵が市長就職以來滿を持して放たざりし弓手に固唾を呑むで期待したのであつた。果せる哉、五閱月にして伯爵の口から親しく思慮周密にして忠純なる施政要綱を聽くことを得たのである。而して其の市參事會議場に於ける「新事業及財政計畫の大綱」及市會議員に對する「東京市政要綱」の發表と、時の首相並に內務大藏兩大臣に建白せられた「東京市政に關する意見書」とに依つて識者は計畫の由來する所を知り、其の輪廓を辨じ、其眞摯熱烈であり併かも其の善知識を集めて人の靈能を總動員し、賴りて以て十善の市政を建設せんとする所に深く共鳴する所あり――

伯はこの八億圓計畫を、政府に對しては「東京市政に關する意見書」として提出し、政府當局がこの計畫の實現につき、正しき理解を把握することを期待するとともに、市參事會においては「新事業及其ノ財政計畫ノ大綱」市會議

員に對しては「東京市政要綱」として發表し、これによつて、東京全市民の熱烈なる支持と聲援とを希望したのであつた。

かかる計畫案の作成に就いて如何に焦慮し苦心したかを伯は左の如くに物語る。

余は市長になつてから後、正月には屠蘇を飲んだ。それから流行感冒に罹つて三十日休んだ。五箇月の内二箇月斗りは斯の如くして空しく費やした。併しながら幸に余の許には得易からざる助役が三人三位一體と成つて余を助けて呉れるので、漸く總ての調査が是れより出來る所である。此文珠の助けがなければ余は成佛出來ない譯である。五箇月間無爲に日を送る如く外間から見えるか知らぬが、内部に於ては實は焦心苦慮、大に將來市政に貢獻すべく膳立をしてゐるのである。飢ゑたる者は食を撰ばずと云ふが、幾ら東京市民が自治の效果の過去に於て擧らざるに飢ゑても、余は市民の保姆役として半煮飯を薦める氣にはなれぬのである。況んや毒と知つては尚更らである。願くは此邊の消息を諒とせられたい。調査研究の結果確乎たる成案だに得れば勇往邁進、市政の爲めに最善を盡くすに於て遺漏なきことを心竊に期するものである。

かくて所謂八億圓計畫案、換言すれば「新事業及其ノ財政計畫ノ綱要」は、四月二十七日の市參事會に提示せられたのである。

三、案の內容

伯が市參事會に提出したるものは、相當具體的な東京市改造計畫案であつた。後に帝都復興を記述するに際し、參

考となるが故に、玆に煩を厭はずその全部を掲出する。それは「新事業及其ノ財政計畫ノ綱要」と題する次の通りの文書であつた。

第一　新事業ノ概目

東京市ノ現狀ニ照ラシ、其ノ將來ニ稽ヘ、急速施設スルヲ要スル事業ハ其ノ數頗ル多シト雖モ、其ノ差當リ解決ノ必要ニ迫レルモノトシテハ、指ヲ左ノ十數目ニ屈セサル可ラス。

一、都市計畫ノ設計ニ基ク重要街路ノ新設及擴築。
二、重要街路ノ鋪裝工事。
三、重要街路ヲ占用スル工作物（地下埋設物及路上建築物類）ノ整理。
四、糞尿及塵芥類ノ處分設備。
五、社會事業ニ關スル各種ノ施設。
六、小學教員機關ノ擴充。
七、下水改良事業ノ完成。
八、住宅地ノ經營。
九、電氣及瓦斯事業ノ改善。
一〇、港灣ノ修築及水運ノ改良。
一一、河川ノ改修。

一二、大小公園及廣場類ノ新設及改設。

一三、葬場、納骨堂及墓地、火葬場類ノ新設。

一四、市場及屠場類ノ新設。

一五、上水擴張事業ノ完成。

一六、市廳舍及公會堂ノ新設。

第二　新事業費額ノ概算ト財政ノ現狀

以上ノ事業ハ、向後十年若クハ十五年間ニ、之カ完成ヲ期スルニ非サレハ、市民ノ福利ヲ增進スル能ハスト思惟スルモ、夫レニハ少クトモ七、八億圓ノ鉅資ヲ要ス。

然ルニ之ヲ支辨スヘキ財政能力アリヤ否ヤヲ檢スルニ、現ニ東京市トシテハ、財源涸渇シ、僅カニ都市計畫事業ノ爲メ認メラレタル特別稅（國稅地租割、同營業稅割及府稅營業稅割、同家屋稅割、雜種稅割）トシテ、年額二百萬圓ノ餘力ヲ存スルニ止マリ、假令奠都記念積立金其ノ他基本財產ヲ處分シ、市有地ノ賣却ヲナスモ、其ノ額ハ、事業費ニ比スレハ誠ニ僅少ニシテ、多ク謂フニ足ラス。築港等ノ事業ヨリ生スル土地及建物アリト雖モ、此等ハ事業完成後ニ於テ收入スヘキモノニシテ、事業公債一部ノ償還財源タルニ止マル。故ニ此等事業ノ完成ヲ期セント欲セハ、勢ヒ市民トシテ非常ノ覺悟アルヲ要スルハ勿論、主トシテ國家ノ助成ニ俟タサル可ラス。

第三　財政計畫確立ノ必要條件

要之、現ニ特殊ノ好財源ヲ有セサル東京市トシテ、正サニ爲サヽル可ラサル最小限度ノ新事業ヲ遂行セントセハ左ノ條件ノ履行セラルヘキヲ必要條件トス。

一、市トシテハ

一、自ラ出來得ル限リ行政及財政ノ整理ヲ斷行スルコト。

二、衆智ヲ網羅セル市政調査機關ヲ特設シテ事業計畫ノ當否ヲ按シテ財政ヲ按排シ、事業ノ適實正確ヲ期シ、苟モ政費ノ濫費ナキヲ期スルコト。

三、優良有能ナル吏員ヲ養成シテ大ニ事務ノ刷新ヲ圖リ、能率ノ増進ニ務ムルコト。

ノ三條件ヲ充タスニ努力スヘク、

二、政府トシテハ

一、新事業ニ對シ年々事業ノ進行ニ伴ヒ、最大限度ノ國庫補助ヲ爲スコト。

二、市債ニ對シテハ特別ノ便宜ヲ與ヘ、進テ低利資金ノ供給ヲ爲スハ勿論、本事業公債ニ限リ、特ニ割増金付又ハ配當金付小額債劵ノ發行ヲ許可スルコト。

三、間地税及不動産移轉税、又ハ土地時價税共ノ他通行税等、適當ナル新税ノ徴收權ヲ附與スルコト。

四、速ニ適當ナル市域ヲ劃シテ特別市制ヲ施行スルコト。

五、道路占用工作物ニ對シテハ占用料、一般官有地ニ對シテハ間地税及不動産移轉税、又ハ時價税及道路受益者負擔金ニ相當スル金額ヲ交付スルコト。

ノ五條件ヲ滿足セシムルニ努メラレ、

三、市民トシテハ

一、自治公共ノ精神ヲ涵養シ愛市心ヲ旺盛ニスルコト。

二、新稅及特別受益負擔ニ付テハ完全ナル理解ヲ以テ分任スルコト。

三、市債發行ノ場合ニハ進テ應募スルコト。

ノ三條件ヲ盡スノ覺悟アルヲ要ス。

なほこの市參事會に提出されたる「新事業及其ノ財政計畫ノ綱要」については、別に「新事業計畫收支計算表」なる書類が用意されてあつた。これはこの時は市參事會に提出するの手續をとらなかつたけれども、後に發表されたところによると、次の通りであつた。以てこの八億圓計畫なるものが、當時すでに如何に具體性を有したりしやを見るべきである。

一、御下賜金ハ、道路費ニ對スル三百萬圓ヲ初年ニ受入ルルモノトセリ。

二、寄附金ハ、市民會館建築費ニ對スルモノヲ豫計セリ。

三、廳舎建築費分擔金ハ、事業費ノ六分ノ一ヲ、水道事業六分ノ二ヲ、電氣事業ノ特別會計ニ負擔セシムルノ豫定ナリ。

四、國庫補助金ハ、前年度ノ事業費ノ一部ニ對シ、二分ノ一乃至四分ノ一ヲ受ケル豫定ナリ。

五、受益者ノ負擔ハ、前年度ノ道路改良及鋪裝工事費ニ對シ、其ノ一割ヲ徴收スル見込ナリ。

六、道路占用特別負擔。（略）

七、都市計畫特別稅ハ、現在ノ能力約二百萬圓（國稅營業稅割百分ノ四府稅營業稅附加及雜種稅附加各十分ノ四）ヲ所得稅割ヲ

國稅營業稅割ト同率ニ徵收スルモノトシテ、約百七十萬圓ヲ加算ス。
八、通行稅ハ、每年七分五厘宛遞增スルモノニシテ採算セリ。
九、時價稅ハ、土地時價十億四千百貳拾九萬千百貳拾圓ノ千分ノ五ヲ徵收スルモノトシ、每年七分五厘宛遞增スルモノトセリ。
一〇、低利資金借入金ハ、田園都市經營ニ對スルモノナリ。
一一、公債募集金ハ、事業收入不足金ヲ之ニ仰クモノトセリ。
一二、現存財產處分收入中、初年ノ百三十萬圓ハ、基本財產二十五萬圓、公園積立金六十五萬圓、奠都五十年記念積立金四十萬圓ヲ處分スル見込ニシテ、二年ヨリ十一年迄ハ、市有地處分代金三千二百萬圓及既成埋立事業收支豫定殘金三百萬圓ヲ均分ニ收入スルモノトシ算定セリ。但シ市有地中ニハ其貸地料年額六十五萬圓ヲ上下水道ニ公債償還財源トスル河岸地千五百八十七萬五千圓ヲ含ム。
一三、廳舍會館貸付料ハ廳舍ノ六七階延坪四千坪ノ約七割ヲ坪月十五圓宛ニ貸付クルモノトシ年額五十萬圓、會館ノ階下七百坪ヲ坪月十五圓宛ニ貸付クルモノトシ年額拾二萬五千圓ヲ豫計セリ。
一四、田園都市收入總戶數一萬戶一戶月二十圓年總額二百四十萬圓六年七年ハ事業年期間ナルモ三分ノ一宛落成スルモノトシテ採算シ十七年ヨリ償還財源トシテ其一部ヲ處分ス。卽チ十七年千戶、十八年千六百戶、十九年千五百戶、二十年千四百戶、二十一年五百戶計六千戶一戶ニ付金四千圓(建物延坪二十五坪、坪百十五圓、附屬地坪七十五坪、坪十五圓トシテ採算)ノ割。此處分ニ伴ヒ貸付料漸次減シテ二十二年以降ハ年額九十六萬圓トナル見込ナリ。
一五、築港收入(略)
一六、埋立地賣却代內譯別表ノ通。
一七、雜收入ハ預金利子トシテ低利資金及公債手取額ノ一部雜入トシテ事業費ノ千分ノ一ヲ採算。
一八、事業費內譯別表ノ通。

一九、低利資金元利金ハ、利子年率四分八厘二十箇年賦償還ノ豫定ナレトモ、略算ノ結果二十一年目ニ二十萬圓若クハ二十三萬圓ノ端數償還金ヲ見込タリ。

二〇、公債元利金内譯別表ノ通。

二一、公債取扱費ハ、公債元利金ノ千分ノ二半ト、手數料公債發行券額萬分ノ八ヲ證券調製費、年額三千圓ヲ雜費トシテ豫計セリ。精算ノ際ハ、公債元金償還ハ千分ノ一トシテ採算スルヲ要スヘシ。

二二、二十二年以降ハ、償還財源ニ不足ヲ來スコトナキヲ以テ、本表上省略セリ。

事業費年割内譯

年次	市廳舍	市民會館	學校建設	道路改良	舗装工事	水道改良	上水擴張	下水改良	公園	墓地	埋設物整理	築港	塵芥屎尿處分	田園都市	社會事業	市場屠場	合計
一	1,000	五00	11,110	五,000	五,五00	三,000	—	二,五00	五00	1,000	五,000	五,000	1,000	六,000	1,000	1,[illegible]	四一,[illegible]
二	三,000	1,000	〃	七,000	六,五00	五,000	—	〃	1,五00	〃	七,000	八,000	三,000	七,000	1,100	〃	五六,四三0
三	〃	〃	〃	10,000	〃	〃	—	三,000	〃	〃	10,000	〃	〃	〃	〃	〃	六三,九三0
四	〃	〃	〃	〃	〃	七,000	二,八00	六,五00	〃	〃	一五,000	〃	—	〃	〃	〃	七四,三三0
五	—	—	〃	〃	〃	〃	二,000	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃	—	〃	六九,四三0
六	—	—	—	11,000	〃	10,000	二,五00	〃	〃	〃	〃	七,000	—	〃	—	—	[illegible]
七	—	—	—	〃	〃	〃	二,100	〃	〃	〃	〃	六,000	—	〃	—	—	[illegible]
八	—	—	—	〃	〃	〃	1,五00	〃	〃	〃	〃	—	—	—	—	—	[illegible]
九	—	—	—	〃	〃	〃	—	〃	〃	〃	〃	—	—	—	—	—	[illegible]
一〇	—	—	—	〃	〃	〃	—	〃	〃	—	〃	—	—	—	—	—	〃
一一	—	—	—	〃	—	六,五00	—	〃	〃	—	〃	—	—	—	—	—	[illegible]
一二	—	—	—	〃	—	—	—	〃	〃	—	〃	—	—	—	—	—	[illegible]
一三	—	—	—	〃	—	—	—	〃	〃	—	〃	—	—	—	—	—	〃
一四	—	—	—	八,000	—	—	—	〃	〃	—	〃	—	—	—	—	—	[illegible]
一五	—	—	—	〃	—	—	—	〃	〃	—	[illegible]	—	—	—	—	—	[illegible]
計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	11,五00	八八,000	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

年次	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一
御下賜金寄附金	二、五〇〇	一、五〇〇	〃	〃	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
縣會建築費分擔金	五〇〇	一、〇〇〇	〃	〃	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
國庫補助金	―	一〇、八三三	一四、六〇八	一七、七七五	二一、六四一	二二、三一六	二三、二九一	二二、九四一	二一、二九二	二〇、九一六	〃	一六、七九二	一五、一六六	〃	一三、〇六六	一二、〇六六	―	―	―	―	―
受益者負擔		一、〇五〇	一、三五〇	一、六五〇	〃	〃	一、七五〇	〃	〃	〃	〃	一、一〇〇	〃	〃	六八〇	〃	―	―	―	―	―
道路占用特別負擔	一、一〇〇	一、〇六〇	一、〇二〇	九八〇	九四〇	九〇〇	八六〇	八二〇	七八〇	七四〇	七〇〇	六六〇	六二〇	五八〇	五四〇	五〇〇	〃	〃	〃	〃	〃
都市計畫特別稅	二、七〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
通行稅	一、二〇〇	一、二九〇	一、三八六	一、四九〇	一、六〇一	一、七二二	一、八五〇	一、九八八	二、一三七	二、二九七	二、四六九	二、六五四	二、八五三	三、〇六七	三、二九七	三、五四四	三、八一〇	四、〇九五	四、四〇〇	四、七三三	五、〇八七
時價稅	五、二〇六	五、五九六	六、〇一五	六、四六六	六、九五一	七、四七三	八、〇三三	八、六三四	九、二八一	九、九七七	一〇、七二五	一一、五二九	一二、三九三	一三、三二三	一四、三二一	一五、三九五	一六、五四九	一七、七九〇	一九、一二四	二〇、五五八	二一、一〇〇
低利資金借入金	六、〇〇〇	七、〇〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
公債募集金	二〇、七〇〇	二一、五〇〇	二七、〇〇〇	三七、八〇〇	三一、五〇〇	三二、四〇〇	二一、五〇〇	二七、〇〇〇	〃	二九、七〇〇	二〇、七〇〇	二四、三〇〇	三三、五〇〇	一九、八〇〇	〃	―	―	―	―	―	―
現存財產處分收入	一、三〇〇	三、五〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	―	―	―	―	―	―	―	―	―
廳舍貸付料	―	―	―	―	六三五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
田園都市收入	―		―	―	―	八〇〇	一、六〇〇	二、四〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	―	―	―	六、一六〇	八、一七六	七、四一六	六、六八〇	二、九六〇
築港收入	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	四一〇	〃	〃	〃	〃
埋立地賣却代	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	三、七〇〇	〃	〃	一、五〇〇	〃	〃	〃	〃	〃
雜收入	三〇八	三五一	四〇三	三三三	四五四	四六二	四六〇	二三一	三二八	三五六	二六五	二八六	二七七	二四五	二四三	―	―	―	―	―	―
收入合計	四三、五一四	五九、二八〇	六八、四八一	八二、三八三	八〇、五六三	八二、五四六	八四、一五九	七二、六八[illegible]	七二、八四〇	七五、九五二	六七、七三三	六四、〇三六	六五、三一六	六三、六八七	六二、三五三	四〇、四一〇	三三、三五四	三六、七九六	二七、六七七	二八、七〇五	[illegible]
事業費	四一、三三〇	五六、四二〇	六三、九二〇	七四、二三〇	六九、四二〇	六八、〇〇〇	六六、六〇〇	五二、〇〇〇	五〇、五〇〇	〃	四〇、五〇〇	三四、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二九、八〇〇	二六、三〇〇	―	―	―	―	―	―
低利資金元利金	四八七	一、〇九九	一、六三三	二、一九一	二、七九九	三、三二七	三、八九五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三、六〇八	一、〇七〇
公債元利金	[illegible]	二、二八〇	四、〇八〇	六、二六〇	八、六〇〇	一一、一五九	一三、七二五	一六、一八二	一八、七四八	二一、三〇六	二三、五四一	二五、七二〇	二七、八〇七	二九、七三四	三一、六五六	三三、五一五	三三、〇〇七	三三、四六三	三一、八六四	三四、二六五	〃
公債取扱費	三四	二九	三七	五三	〃	[illegible]	[illegible]	六四	[illegible]	[illegible]	[illegible]	八六	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	八四	[illegible]	八六	〃
支出合計	四一、[illegible]	五九、八[illegible]	六八、六六〇	八二、[illegible]	八〇、八[illegible]	八三、[illegible]	八四、[illegible]	七二、[illegible]	七二、[illegible]	七五、七八[illegible]	六八、〇[illegible]	六三、[illegible]	六五、[illegible]	六二、[illegible]	六一、[illegible]	三六、四九六	[illegible]	三七、四四[illegible]	[illegible]	二七、九五九	[illegible]
翌年度へ繰越	[illegible]	[illegible]	八〇	[illegible]	[illegible]	〃	[illegible]	一七六	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	四、[illegible]	[illegible]	[illegible]	四〇	[illegible]	[illegible]

四、その反響

八億圓計畫の提出は、東京市にとつては、一つの大きな事件であつた。

伯が市長に就任したのは十二月であつた。市會は翌年三月に開かれる、その短期間に、伯の抱負を市豫算に反映せしむることは難かしい。それで伯は、一應從來の豫算を踏襲することを決心すると共に「三月の市會で討議される豫算案は暫定的の豫算である。我々の考へは別にある」と言明して、この豫算案をば「暫定豫算」と名付けた。

然らば伯の所謂「抱負」とは何であるか。世はそれが如何なる形において現はれるかに、一種の興味と好奇心を以て、待ち構へてゐた。そこに伯の「新事業及其ノ財政計畫ノ綱要」が提出されたのである。それが市參事會に提出された日の光景を、新聞は次のやうに記してゐる。

後藤市長が所謂遠大なる抱負經綸を發表す可しと傳へられたる市參事會は、昨日午後一時から開會、劈頭市長は別項の「新事業及其ノ財政計畫ノ綱要」に關し滔々として說明を始めたので參事會員中には別に印刷せる案件なきものと信じ切々と之を筆記するものもあつたが、大汗で筆記を終つた頃謄寫版刷が配附されたので無駄骨を嘲つ者もあつた。說明終了と同時に若林氏から先づ「政府をして爲さしむる事」五條件に對し「政府が若し我々の要求を容れざる時は如何にするか」と質問するや市長は言下に「參事會員として斯る質問を發せられては困る、市會と理事者と市民とが一致して飽迄政府をして遣らしめればいゝではないか」と是を淺ひ若林氏發言中新井氏が質問せる爲め「發言中質問をされては困る」と怒鳴つたりして大見得を切つた。（四月二十八日都新聞）

この計畫の要旨は、直ちに印刷に附して、都下の諸新聞にも公表されたが、更に伯は五月十三日午後六時、丸ノ内工業俱樂部に市會議員を招待し、市參事會において發表せる新事業計畫を發表するとともに、これに關聯して伯の所信を左の如く披瀝した。

曩ニ東京市長ノ職ヲ辱フシテ、屈指スレバ早既ニ五閲月ニ垂ントス。此ノ間、思ヲ市政ノ刷新ニ致シ、現ニ文明國ノ首府トシテ施爲スベキ必要ニ迫レル事業ノ計畫ヲ確立シテ之ガ遂行ヲ期シ、以テ市民諸君ノ期待ニ背ヵザランコトヲ欲シ、機會アル每ニ、市政ノ實績ヲ檢シ、親シク市民諸君ノ意ノ在ル所ヲ聽クト共ニ、專門諸家ノ意見ヲモ徵シ、吏僚ヲ督勵シテ調査攻究ニ當ラシメ、稍ク畧ボ市政ノ得失ヲ詳ニスルコトヲ得タルニ依リ、茲ニ余ハ將來市民諸君ト共ニ嚮ハントスル大體ノ方針ヲ案ジタリ。

然ルニ市政ノ振否ハ、特ニ東京ニ在リテハ獨リ市民ノ利害休戚ニ至大ノ關係アルノミナラズ、其ノ帝國ノ首府タル特殊ノ地位ニ顧ミルトキハ實ニ帝國汚隆ノ繫ガル所ナルヲ以テ東京市政ノ要綱ヲ決定スルニ方リテハ苟クモスル能ハズ、須ラク愼重審議ヲ盡シテ條蘊ナキヲ期シ、之ヲ輿論ニ問ヒ、之ヲ政府ニ質シ、以テ適從歸結スル所ヲ愆ラザラシムルヲ要スルハ論ヲ俟タズ。是ニ於テカ余ハ過日市參事會員諸君ニ對シ「新事業及其ノ財政計畫ノ綱要」ト題シ所信ノ一端ヲ提唱シ、其ノ要旨ハ當時印刷ニ附シテ諸君ニ呈示スルト同時ニ都下ノ新聞紙上ニモ公表スル所アリ。又別ニ吏僚ヲ神聖ナル市會議事堂ニ招集シテ、市政ニ對スル卑見ヲ披瀝シ吏僚ノ間ニ健全ナル市役所氣質ヲ旺溢セシメ、忠誠職ニ膺リ、勇往事ニ處シ、處務ノ精確適實ナランコトヲ期シ、尙科學的執務ノ心掛ニ導キ度希望ヲ開陳シ置ケリ。

惟フニ、特殊ノ地位ヲ占メ乍ラ普通一般ノ市ト同一ニ律セラルルガ爲メ動モスレバ輙チ沈滯スルヲ免カレザル東京市トシテハ一事ヲ興スモ既ニ容易ノ業ニ非ラズ。況ンヤ系統的ニ科學ノ基礎ニ立脚シテ新計畫ノ組織ヲ編制シ之ガ實現ヲ期セントスルニ於テヲヤ。余ガ日本「デモクラシー」ノ中心トシテ又都市「アウトノミー」ノ中心トシテ希望シタル所ニ反スルノ憾ナキニ非ラズ。果シテ然ラバ之ガ爲メニハ十分ナル準備ヲ整ヘ、非常ノ覺悟ヲ以テ事ニ臨マザルベカラザルヤ論ナシ。然ルニ市政ノ現狀ハ一日ノ凝滯ヲ許サザルモノアルニ依リ可成速ニ適當ナル實行案ヲ得ント欲シ、首府ノ市政ニ關シ夙ニ市民諸君ノ代表トシテ一日ノ長アル諸君ノ教ヲ請ハントシテ特ニ諸君ノ御來會ヲ煩ハシタル次第ナリ。

今ヤ容易ナラザル場合ニ處シ諸君ト共ニ互ニ胸襟ヲ披キテ首府政ノ爲メニ隔意ナキ意見ノ交換ヲ遂ゲ完全ナル成案ヲ編制シテ之ガ解決ノ機ニ入ルノ端ヲ啓カントスルハ余ハ衷心ヨリ欣快トシ且無上ノ光榮トスル所ナリ。庶幾クバ叱正ニ吝ナラザルコトヲ。

「市政に祕密ある可からず」と平素、口癖のやうにしてゐた伯は、この大計畫も無論新聞に發表した。新聞はこれに對して種々なる批判を加へた。今そのうちで、最も皮肉な筆調で書かれた記事を轉載すれば、次の通りである。

後藤も隨分大風呂敷を廣げたネー。八億と云ふ巨額の金額に、十五箇年と云ふ長い月日を要さなければ、現在横はつてゐる市の事業と云ふものは完成が出來ないとは、一寸人を驚かせる事ダ〵何? 大風呂敷でも何でもなく、人も驚かぬと云ふのかい。夫

りや又ドゥ云ふ譯ぢや。一つ承らうぢやないか。△後藤市長の擧げた事業は、十五種か十六種だと思ふ。而して此内果して何か目新しいものでもあるか、糞尿處分問題を始め、道路改良問題或は下水改良、上水道擴張、小學校建設問題其他何彼と擧げてある事業を見ると、皆何れも前田尻市長或は奥田市長其他阪谷市長と云ふ、歴代の市長が皆計畫し、或は實行し、或は實行せんとしつゝある所のもので、何にも目新しい事業と云ふものは一つもない。△事業の目新しいものがないのみならず、之が財源捻出の方法に至つても何等新規計畫がない、市民も覺悟せよとか或は政府も便宜を與へろとか云つて、自分は何等發案したものはないではないか。（中略）△又一歩退いて考へて見るに、最早や後藤が市長になつて約半年になつてるが、日常の事務は如何と云ふに之又何一つとして見るべき成績が擧がつて居ないではないか。後藤は平常から都市の研究に趣味を有し都市研究會の會長もして、數年間やつて來てるのであるから、市長になつたら、直に大手腕を發揮するヂヤらうと云ふので、市民は後藤を迎へたのに今日迄何事もせず、又其發表した抱負を見ると、目新しき事なく無能市長と云はれた田尻なんかの糟粕を舐める樣な計畫を立てて、之が自分の抱負だなんかと云つてる樣ではチヤンチヤラ可笑しいよ。（萬朝報）

かうした批評に對し、伯は新聞記事を通じて左の如くに反駁的辯明を試みた。

東京市の事業計畫を發表して世間の批評を見ると毫も新機軸がない平凡な者だと云ふのと、資金の調達が困難で實行不能に終るであらうと云ふのとの二つの樣である。從來の事業計畫を見ると只紙に書いた丈けで眞の計畫は出來て居ない。假令ば道路の如き木造煉瓦或はコンクリート等種々行はれて居るが、是が耐久力又は埋沒鐵管等の關係等基礎的研究なき爲めに完全なる道路が出來ない。多くの計畫は此調子であるから東京市の事業は底なし袋に物を入れるやうな者である。計畫は平凡でも事業に對し科學的研究を遂げて是れが完璧を計るのが必要である。東京の事業は常に計畫せられ居るけれども其實行の徹底した者が尠い。要は實行の出來得る樣でなければならぬ。平凡なる計畫が有益に實行される上に於て滿足するのである。資金の調達は困難であるが、今日の東京市の如く腐敗して居つては資金の調達は尚更困難である。（中略）從つて從來の弊風を一掃して公吏養成所を設置し先づ市役所員賢なる者を養成し、市役所に對する世間の信用を恢復し自治の眞髓を發揮する事が出來たならば資金の調達も

敢て困難ではないと信ずる。目下折角公吏の覺醒を促しつゝあるのである。

しかしこの八億圓計畫なるものが、當時に於いては何人の目にも、たしかに「大風呂敷」と映じたにちがひないことは想像に餘りある。何しろ前にも述べた通り、當時の政府の經費が十五億、地方經費の總額も十五億臺であつたのに對して、東京市が俄然、八億圓計畫なるものを出したのだから無理もない。それはひとり一般市民のみならず、學者の間にも、好個の話題を提供した。

當時、京都帝大で財政學を講義してゐた小川鄉太郎博士は八億圓計畫が世に發表されるを見るや、その講義のうちで、「元來國の總豫算額と地方の經費總額とは、ほゞ同額であるのが通常の狀態であつた。しかるに今や後藤東京市長は八億圓計畫なるものを立案し、これを世に發表した。これがため國の財政と地方財政とのバランスは全く根本的に崩壞されるに至る」と說いた。

斯くのごとく一部の新聞と學者との間には、いろ〳〵な反對論が起つた。しかしまた識者の間には、熱烈なる支持贊成の空氣もあつた。しかもそれは意外な方面に起つて、伯の力强き後援者となつたのである。それは項を更めて說くこととしよう。

五、大隈の同情

意外なる方面に現はれた伯の同情者といふのは、その一人は政界の巨人大隈重信であり、いま一人は財界の巨頭安田善次郎であつた。

本來大隈はその濶達なる性情において、伯と相共通するものを多分に持つてゐた。兩者が政敵として相鬪はなければならなかつたことは、不幸なる行掛りであつた。しかし天空海濶は兩者通有の性格であつた。ゆゑに政治的に相鬪ふ日にも、私人としては、兩者の間には互に温かき好意同情が通つてゐた。

この兩者の人間的牽引力は、この八億圓計畫とともに、表面的に現はれてきたのである。大正十年六月十五日の讀賣新聞は、左の如き注目すべき記事を掲げてゐる。

政界は動いて來た――白頭宰相の輝く白髪も黝んで來た。山縣老公が動く――加藤高明子が動く――大隈侯も動いて來た――その波紋に異樣な渦卷が生じてゐる。この時俄然妙な旗上げが早稻田に上つた。それは八億圓計畫を市民の前に投げ出して「さあどうして呉れる」と市民の判斷を待つてゐる後藤東京市長を是非後援しなければならないと言ひ張り始めたのは大隈老侯である。その話が出たのは最近であるが、今日では漸次その色彩が濃厚になつて、今にも後藤市長後援會が組織されさうな機運にある。そして隈侯と藤男とが近々某所で會見する迄に話が進んでゐるといふ。此後援會は政界にも響くことで、此後の成行は刮目すべきである。

かくして、大隈が東京市長としての伯に好意をもち始めた動機は、この五月軍人後援會に對し、伯が東京市長として祝辭を贈つたことからであつた。前掲の讀賣新聞は、この間の消息に關する堀内文次郎の談話を、次の如く掲げてゐる。

この話はかうである。大隈侯を會長とする帝國軍人後援會の總會が、先月九段の偕行社にあつた時に、後藤市長は祝辭を述べた。（後藤市長參事會出席のために前田助役代讀）これは歷代市長中に前例のないことで、大隈侯は非常に喜んで後藤市長を讃めた。そして市政紊亂の際に、是非後藤市長に處理して貰はなければならない、何か建設的の仕事をしてもらはにゃならぬと力

話した。後援會問題は未だ開いてゐないが、大隈侯が一市民として後藤市長を後援するにその力を惜しまないことは、平素の言動から見て當然である。隈侯も忠實なる一市民として、茲に立たれることは喜ばしい。そして其處には何等政治的の意味がないことかと思ふ。

かくして七月十四日、伯は早稲田の私邸に大隈を訪問することになつた。新聞は、この兩巨頭の會談を政局打開策に結びつけて、左の如く取扱つた。

大隈侯後藤男の兩者は、前月來時局問題につき互に意見を交換したき希望ありしも、其機會を得ざりしが、同仁會長たる大隈侯は、今回同會員たる宇佐美東京府知事の新任、小幡支那公使の歸朝するあり、右兩氏並びに後藤男、同仁會理事丹波醫學博士の四名と、久方振りにて晝餐を共にすべく、十四日正午大隈邸に會合を催せり。是より先、後藤男は大隈侯との約を履み、午前十時五十五分大隈侯と會見、久濶を敍したる後、

全國自治政の模範區たるべき東京市において、疑獄事件の續出せるは、誠に驚き入りたる次第なるが、何とか改善の實を擧ぐべく工夫し居れり。綱紀問題も困つたものなり。現内閣成立以來、阿片事件、滿鐵問題等、疑獄事件は日を逐うて續出する狀態なるが、彼の滿鐵事件の如き、政府當局において正心誠意事に當らば、斯の如き醜體を演ずることなくして已みたりしならんも、國家前途の爲め深憂に堪えざる處なり。現に閣臣として滿鐵事件を一營利會社の措置に過ぎずと公言せるが如き、政府の大失態なり。次に來る十一月米國に開かるべき太平洋會議に出席すべき代表者の選定に就きては、愼重審議の上立派の人材を擧げざるべからず。講和會議における如き失敗を重ぬるにおいては、國家の前途寒心に堪えず。それには適材を適所に配せざるべからざるに、現在の政府の遣方にては、多事多難の局面を收拾する事甚だ覺束なかるべし。原の遣口は其日暮らしにて誠意を認むること能はず。然ればとて此際綺麗に勇退する事も出來ず、恰も裃を附けて坐り小便をしたるが如く、立つに立たれず、何時迄坐つてゐる譯にも行かず、誠に困つたものなり。

と縷々論述する處ありたる由なるが之れに對し大隈侯

東京市の疑獄事件に就きては、貴下が首都の市長として日本中の御手本となるべき改善を爲さん事を切望せざるを得ず。綱紀問題の善後策も、太平洋會議の人選も、誠に國家の重大事たるは言ふ迄もなき事ながら、現内閣を倒すのが何よりの先決問題なり。忠君愛國の士が現在の如き政府の遣口を傍觀するは忍ぶ能はざる所なり。後繼内閣の如きは誰にでも出來ることにて、深く考慮するの必要なかるべく、夫れよりも一日も早く現内閣を倒して、更始一新の實を擧げざるべからず。

と答へ大體において兩者の間に意見の一致を見たるもの丶如くなりしが、正午間際より小幡公使等續々來邸せる爲め餘談に時を移し、午後一時過ぎ辭去せり。

尤もこの大隈の後援は、要するに精神的援助以上の何物ともならずして止んだ。しかし安田の場合においては、單なる好意に止まらず、具體的に、伯の八億圓計畫に對し、財的援助を敢行せんとするものであつた。

六、安田の後援

財界の巨頭安田善次郎が、夙くから伯の人物と抱負に傾倒してゐたことは、本章第五節に後述する通りである。而して今、伯が八億圓計畫を發表するや、彼は直ちに伯を訪ね來つて、一場の會談を交へた。その要旨を「東京市政調査會寄附に關する安田勤倹翁の眞意」と題する冊子において、次の如く述べてゐる。

年月日は不明だが、余が八億圓計畫を發表した後間もなく來訪して翁は、あなたの所謂八億圓計畫は、失禮ながら閣下としては小に過ぎはしませぬか、桁が違ひは致しませんかと問掛け、第一築港費は何程に見込しかと質されたので、予は差向き三千萬、五千萬圓見當なるも、東京灣の大築港に非らず、理想の築港を完成せんとするならば、恐らくは三億五千萬圓乃至五億圓位は要するやも知れず、但し是れは十分の調査研究を遂げた曉でなければ

ば何とも申し兼ぬるも、大都市計畫や世界的港灣の工事費は、若し我國だけの資力で不足ならば、世界の資力に待つも敢て不可なきことゝ思ふ、卽ち天下の財を以て天下のことを成すのであると云ふと、翁は併し我財力で間に合ふならば、强ち外國の力に依るにも及ばざらん、例へば八億と五億と合すれば十三億なるが、先其八億圓は何年間に使用する豫算かとの問が出たので、予は十年乃至十五年間とするも、多少の伸縮は調査著手に伴ふ譯なりと云ふと、翁は然らば每年八千萬圓づつ使ふものとして、調達の道は善次郎一人の家產を傾けるまでもなく、辨じ得べき程度の金なりと云ひながら微笑を漏した。それから翁は、

慈善救貧と云ふことは善事には相違ないが、例へば東京の人口二百五十萬として其の百分一、卽ち二萬五千人に粥を與ふることは急務でもあらうが、果して是れのみで慈善の目的は達せられたとは云はれますか、今日の情況より推せば假に二萬五千の貧民が追々增加する計りで、終には二百五十萬人に粥を施さねばならぬ時は來はせぬか、二百五十萬人粥を喰ふ樣な生活に陷ることを招きはせぬか、私は決して現在の二萬五千人を輕視するのではないが、もつと大きな眼光を以て二百五十萬の市民をしてかたき米の飯を喫つて大に活動せしめ、各自衣食に安ずる樣な方法を講じて遣るのが眞の慈善ではありますまいかと考へる、あなたの謂はれる防貧機關とは少數の貧民を目的としたものでないやうに信じます、私は是れまで何れの慈善事業にも、鄕里のことにも名前を現はして出金したことはありません、が慈善の根本から割出された事業ならば微力を盡して見たい心は前にも申上げた通り有つて居るのであります、世間には私の心事が解らず、安田は幾多の銀行を橫領して金儲けするなどと譏る者があるが、私は政府筋や中央から援助せられる銀行に橫合から手を出したことはない、又政府筋も他人樣の富豪

銀行で援助して中途で棄てられ銀行は幾つもあるが、私の援助したもので中途に潰れたものは一つもありません、斯んな述懐は浮かと他人にも話されず、又萬一にも新聞雜誌にでも出されては困まるから己れの胸中にのみ藏めて居ますが、私の心は神明の知り給ふ所と自惚れて居るのです、維持困難な銀行を助けることは動もすると安田が利慾から世話すると云はれるが、私自身では一廉の慈善を施した積りです、定めて御聞苦きことと存じますが、私の心中丈けは御察し願ひたいのです、男爵が世界の資力に頼てもと云はれるのは流石に御活眼と存じます、私の見る所でも世界の資本は何時までも今日のやうに詰つては居りますまい、或は日本人が想像するよりも速に世界の金融狀態が一變して、内地でも利安の資金が廻るやうにならうかと思はれる、それで私は八億圓計畫を實行するにしても、如何にして其の金を集め、如何にして巧に使ふかと云ふ一段になると集める人、使ふ人共に求め易からぬやうな氣が致します、果してあなたが使ふ人となられるならば、私は集める人となつて御手傳ひが出來ると自ら信ずるのであります、併しあなたが他人の力に依賴せぬと仰つしやれば夫れまでゝあるが、私はそう云ふ意義のある仕事に向つて家産を傾けることは決して厭はぬのである、幾等金を集めたとて、死んで往く時は黃金の棺にも入れる譯にも參りませんから云々。

と語り了て翁は一笑した。

安田は伯との會談において、八億圓でもあるならば安田の家產を傾けずとも、調達の道があると、いかにも自信ありげに言つてゐる。それには理由があつたのである。勿論、當時の安田の銀行制を以てすれば、それらの融通はついたであらうが、それらの預金は普通の短期信用を主とするものなるが故に、都市計畫事業に對する貸付には適しな

い。安田の考へてゐたのは、貯蓄銀行の大擴張案であつたのである。

安田は夙くから、老後の想出に、全國を行脚して、信用ある一大貯蓄銀行の組織を全國的に完成したいものだと考へてゐた。これができれば、一方では全國の民衆を惱ましてゐるボロ貯蓄銀行を驅逐しうると同時に、伯の八億圓計畫の如き國家有用の事業に對し、容易に資金を融通することができる。

それが安田の腹案であつた。このことにつき「安田善次郎傳」（五五〇―五五二頁）は次の如く記してゐる。

氏は八十三歲に於て尙更に一大發展の新懷抱を有つて居た。先づ其の第一は預金吸集の新方法で、今の氏の手中に在る預金六億萬圓を更に十億萬圓以上に增加するの企である。氏は日本で零碎な貯金を、まだ十分に吸收し得べき莫大の餘地あることを洞察して居た。就いては全國各地に安田貯蓄銀行の支店を網の目の如く無數に設置し、而して之を吸收するに信用ある善次郎氏の名を以てし、貯金全部の責任を負ひ、且つ其の預りたる金は、總て東京市債八億圓の如き確實なるものに振り向け、他に濫用の恐れなきことを示し、又其の利率も他の貯蓄銀行より一分乃至一分五厘方高くし、加ふるに何等かの奬勵法を設け、自分自ら國中を行脚して之を說法し、一は世間に節儉の美風を慫慂し、一は因つて以て貯金を吸集するの趣向であつた。

前年後藤新平子が、東京市長時代に企てたる都市改良八億圓計畫の如きは、實に善次郎氏が豫ねてより懷抱し來りし計畫に稍々符合する所ありし譯にて、後藤子と會見し之を引受くるの內談を開きしと云ふも、其の實は豫ねてより此大計畫が胸中に定まつて居たからである。

世は伯の八億圓計畫を、誇大妄想の如く罵つてゐたけれども、その背後には、金錢の計算に最も明敏なる大銀行家が、既にその實現を後援すべく、腹案を練つてゐたのである。伯の計畫が決して粗慢杜撰なものでなかつたこと、以て見るべし。この故に、それより幾月ならずして、安田が兇刄に倒れたことは、伯にとつても、東京市にとつても、

寔に惜しみても餘りある一大恨事であつた。

七、原首相の横死

かかる大規模の計畫は、直ちに一般國政殊に財政に影響するがゆゑに、内閣の全幅の支持を受くるにあらずんば、到底これを實行することはできない。

茲に於いて伯の努力は、原首相を動かすことに傾倒された。そして八億圓計畫の發表直後、即ち六月三日の夜、濱町の常盤において、政治家と實業家との懇談會が開かれた。その席上、伯は原首相に對し、八億圓計畫に對する政府の援助方を督促した。それを新聞紙は左の如く報道してゐる。

後藤市長は、内務省の認可申請に對する應答が手緩い爲、臼井哲夫氏の紹介で、常盤に於て直接に首相と會見して諒解を求めた處、首相の答は「豫算編成期にならねば何とも仕方がない、其迄には多少の時日を要するが公債の方は、大藏大臣と御交渉を願ひ度い」と甚だ煮切らざる御返答、流石の後藤市長も稍痛に障つたが、傍の某氏から「東京市改革に關しては如何なる名案畫策があつてもよく市に諒解を持つた閣下（即ち後藤男）が總理大臣にならねば實現する事は出來ません」と水を向けられ、其場は納まつたやうなものの、其後再び首相と會見して市の事情を語り、どうやら首を縦に振るらしい氣振を仄したので、市では早速其の準備に取掛り、目下池田助役が事業方針に對して極力研究中であると。

事實において、原首相は、伯の東京市改造の計畫に關し、しかく冷淡なる能はざる因縁があつた。伯が東京市長たることを受諾するに當り、原首相との間に、暗默の諒解があつたことは、既に述べた通りである。伯もまたこの問題については、首相原の好意ある態度を期待してゐたやうである。

しかるにその原首相が、大正十年十一月四日夜、東京驛頭において暗殺せられた。原の横死は色々の意味に於いて、伯に取つての大打撃であつた。

原と伯とはその性格に於いて、甚しく相異なつてゐた。伯の創造的、計畫的であつたに反し、原は飽く迄も現實的且つ政略的であつた。想像的にして多分量の浪漫性を有したる伯に對し、批評的にして徹底的なる實證主義者であつた原は、尖鋭なる對照を形作つた。

しかしながら、首相と爲つて後の原は、往年の闘爭的、排他的の態度著しく緩和せられ、包容的且つ協調的の性情を展開しつつあつた。殊に原はその壯年の日に、巴里に留學したる影響をその胸底に殘留し、明朗にして進取的なるものをその性格中に持つてゐた。ゆゑに伯と彼とは、單に鄕國を同じうするのみならず、心情に於いては靈犀一點相通ずるところがあつたに相違ない。

この故に、若し原にして永く生存したならば、政治家としての伯の行路もまた多少趣きを異にするものが現はれたであらうと想像される。少なくとも八億圓計畫なるものは、あれほど悲慘なる結末を見なくてもよかつたであらう。伯の提出したる東京市改造の大計畫は、强力なる內閣の後援を待つて初めて可能である。然るに原の歿後、かかる首相は暫く日本の政界から、その姿を沒した。

原に代つて內閣を主宰したる高橋是淸は、內紛に終始し、在職七箇月にして去り、大正十一年六月をもつて、加藤友三郎の內閣が成立した。さうして八億圓計畫に關する限り、日本の事情は一變した。蓋し原、高橋兩內閣が所謂積極政策を强調したるに反し、加藤內閣は「緊縮」を旗印として現はれたからである。

然らば伯は、この消極内閣に對し、何を爲さんとするのであるか。

八、二年間居眠りの記

加藤友三郎内閣の成立後約半歳、伯はその八億圓計畫を携へて、首相の諒解を求むることとなつた。さうして伯は例のごとく長文の覺書を作成し、これを首相に提出し、併せて口頭をもつて、首相にこれを説明したのである。この覺書を伯は「東京市政ニ關スル意見書」と題し、自らは「二年間居眠りの記」と稱してゐた。

それは頗る長文であるが、伯はまづその前半において、就職二年間における施設の大要を略記し、遂に八億圓計畫を作成したるの事情を述べたる後、市の能力の範圍内にあることは著々實施し盡したるを以て、もはや市の獨力を以てしては、つひに市民の熱望を達せしむるの策なきに至り、これら緊急の施設を實現するには、剩すところはただ中央政府の援助にあることを諷したのであつた。

小職曩ニ東京市長ニ承乏スルヤ、帝都ノ任基ヲ寔メテ其ノ健全ナル發展ヲ導キ、衆庶ノ福利ヲ增進スルノ策未ダ到ラザルモノアルヲ憂ヒ、夙夜檢覈討究スル所アリシニ、庶政ヲ更張スル所以ノモノハ先以テ内、吏僚ノ組織編制ヲ整フルニ在ルヲ察シ、職制ノ革新ト選敍ノ慣率ニ意ヲ致シ、吏員講習所ト教員講習所トヲ併置シテ吏風ノ作興ト師道ノ振作ニ勗メ外、市民ノ自治自覺ヲ促スノ急ナルヲ認メ、小職ノ受クル俸祿ノ全部ヲ市ニ捧ゲテ自治訓練ノ費ニ充テ、機會アル每ニ市民ニ接シテ自治精神ノ涵養ト市民素性ノ陶冶ヲ翼贊シテ愛市心ノ高揚ニ勵精スルモ至ラザルコトヲ期シ、當時計畫中ノ事業ニ付テハ施行中ナルト否トヲ共ニ其ノ適否重輕ヲ衡シ、特ニ投資ノ經費ヲ省カザル等、且ツ審究シテ緩急ヲ圖リ、長短ヲ察シ、或ハ計畫ノ改訂ヲ試ミ或ハ實行豫算ヲ編制シテ投資ヲ節省シ、且ツ市民生活上一日ノ遲滯ヲ許サザルモノニ付テハ、一定ノ概略經費ノ下ニ極力之ガ促進ニ努ムルト同時ニ來

智ヲ網羅セル不偏不黨、一ニ帝都ノ利益ヲ顧念スル十善ノ市政調査機關ヲ設ケ、其ノ考覈試錬ヲ歴テ市政ノ根本ヲ釐革シ、事業ノ進展ヲ計ルノ緊切ナルヲ痛感シ、曩ニ東京市政調査會ヲ設立シテ識者ノ參加ヲ求メ、今ヤ吏僚ト相俟チテ專ラ調査研究中ニ屬シ、案ヲ得ルニ隨テ市會議員ノ誠意アル協力ニ俟ツ所アラムトス。

然ルニ之ヲ帝都ノ現狀ニ照ラシ、將來ニ稽ヘ、急速施設スルニ非サレハ其ノ健全ニシテ秩序アル發達ヲ促シ以テ市民生活ヲ濟フ能ハサルモノ頗ル多ク就中市廳舍、公會堂及小學校ノ新營、補習教育及社會教育機關ノ充實、社會事業ノ擴充、街路ノ新設擴築及其ノ鋪裝、街路占用工作物ノ整理、下水道ノ築造、上水道ノ擴張、港灣設備ノ改良、河川ノ改修及運河ノ改良、汚物及塵芥ノ處分、公園ノ新設及改良、市場及屠場ノ新營、不衛生地區ノ改善並ニ住宅地ノ經營、葬場、納骨堂及墓地火葬場ノ新設、瓦斯及電氣供給事業ノ改善、市內運輸機關ノ整備等凡十數目ノ事業ハ最施設ノ急ニ迫レルモノアルヲ認メ、其ノ費額ヲ概算シタルニ無慮鉅億ニ達セリ。

乃之カ財政ノ大綱ヲ按シタルニ、其ノ市民ノ負擔ニ俟ツヘキモノ頗ル多ク、之カ實現ニハ牢乎タル市民ノ覺悟ヲ要スル論ヲ俟タサルニ依リ、先以テ事業ノ適否、負擔ノ能否等ニ付キ市民ノ意ノ在ル處ヲ審ニスルノ切要ナルヲ認メ、親シク市會議員全部ニ對シ、之カ財政計畫ノ綱要ヲ內示シテ隔意ナキ意見ノ陳述ヲ求メタル後、其ノ要領ヲ都下ノ新聞社ニ發表シテ廣ク世論ニ聽キ、略市民ノ總意ノ在ル所ヲ察シ得タルニ依リ、之カ遂行ヲ期スルヲ以テ小職施政ノ方針ト爲シ、爾來法令ノ許ス範圍ニ於テ之カ實施ニ著手シテ今ニ及ヘリ。

社會事業ノ一端トシテ職業紹介所、勞働合宿所、託兒所、產院等ノ新設、養育院ノ改築、施療病院ノ增築及住宅等ノ經營ニ一歩ヲ進メ、重要街路ノ鋪裝工事ハ五年ノ繼續事業、第二期下水改良事業ハ八年繼續事業、築港計畫ノ基礎トナルヘキ隅田川河口改良工事及枝川ノ改良工事ハ夫々五年ノ繼續事業トシテ執行スルニ決定シ、多年ノ懸案タリシ小學校教育機關ノ改善ヲ企テ、圖書館其ノ他社會教育機關ノ施設ヲ試ミ、屎尿ノ處分事業ヲ開始シ、塵芥ノ處分ニ研究ヲ進メ、公園ノ新設改良ニ著手シ、墓地ヲ整理シ且其ノ新施設ノ速成ヲ期シ、別ニ寄附金ニ依リテ公會堂及電氣事業研究所ノ新設ヲ圖リ、其ノ他下水ノ改良及街路ノ擴張新

設並ニ河川運河ノ改良、公園ノ新設等都市計畫事業ニ付キ極力促進ノ策ヲ講シツツアルカ如キハ皆其ノ一例ニシテ、著々トシテ之カ進捗ヲ期シツツアリト雖モ、今ハ法定ノ資源殆ント盡キ、本市ノ獨力ヲ以テ市民ノ熱望スル所ヲ善クスル能ハサルニ至レリ。

然ルニ嚮ニ小職カ市民ノ總意ノ在ル處ヲ察シテ遂行セムコトヲ欲シタル前掲ノ諸事業ハ、孰レモ實ニ刻下急要ノ施設ノミニシテ其ノ停頓凝滯アレヲ許ササルモノニ係リ、帝都トシテハ萬難ヲ排シテ速ニ實施セサル可カラサルモノニ屬ス。小職ハ乃速ニ此ノ方策ノ實現ニ向ツテ勇往邁進セムト欲スルモ、此等ノ事業ハ孰レモ一時ニ鉅費ヲ要スルカ故ニ、公債ニ依リテ支辨スルノ外ナキニ拘ラス、其ノ關係收入ヲ以テ償還ノ資トナシ得ヘキモノハ、上水及電氣等ノ供給並運輸機關ニ關スルモノノ外、港灣ノ修築並住宅、市場、屠場其ノ他墓地ノ經營等ノ數項アルニ過キス。爾餘ノ事業費ニ對スル資源トシテハ本市ハ既ニ(一)大正十年度ノ豫算ニ對シテ百數十萬、大正十一年度ノ豫算ニ對シテ二百數十萬圓ノ緊縮減額ヲ試ミタルカ故ニ、此ノ上ハ緊縮ニ依リテ財源ヲ捻出スルノ餘地ナキノミナラス、此等ノ減額ハ偶々僅ニ執行ノ議ヲ決シタル街路鋪裝事業及第二期下水改良事業ニ對スル國庫補助豫定額ノ收入不足分ヲ補フノ資並前掲既定緊急施設ノ資源ノ一部ニ供セラレタルニ止マリ、(二)大正十三年以降ニ於ケル財産收入及(三)使用料、手數料並雜收入ニ於テ夫々多少ノ自然增收ヲ期シ得ヘシト雖モ、此等ハ一般政費ノ自然膨脹ヲ調節スルノ一助タルニ過キス。(四)現ニ市營スル水道及電氣ニ關スル二大事業亦相當ノ收益ヲ計上シ得ヘシト雖モ、此ノ二事業ハ共ニ今ヤ大ニ補修及擴張改良ヲ加フヘキノ時機ニ在ルカ故ニ、此等ノ益金ハ擧ケテ其ノ資ニ充テサルヘカラサル關係ニ在リ。從テ前掲ノ諸新施設ハ皆其ノ資源ヲ主トシテ市民ノ負擔ニ俟ツノ外ナキモ、市民ノ負擔ハ既ニ地方稅ノ制限ヲ超エテ此ノ上增徵ノ餘力ヲ存セス。一ニ非常特別ノ手段ニ依ルニ非サレハ、本市トシテハ最早未來永劫何等ノ新施設モ敢行スル能ハサルノ情勢ニ在リ。蓋シ斯ノ如キハ如何ナル都市ト雖モ未タ嘗テ際會セルコトナカリシ極度ノ窮境ニシテ、此ノ窮境ヨリ本市ヲ救フハ實ニ焦眉ノ急務ナリト信ス。

惟フニ從來政府ハ本市ノ帝都タル地位ニ鑑ミ、其ノ盛衰ハ全國ノ消長ニ關シ、其ノ安危ハ國運ノ興替ヲ左右スルノ故ヲ以テ、種種ノ點ニ於テ殊遇ヲ受ケシメラレタル幾多ノ施措ニ對シテハ、本市ノ感謝スル所ナリ。但シ帝都ノ形成ヲ完成スルノ意圖ニ

抑都市ニ於ケル不動産ノ市費負擔力、我國ノ如ク低キニ失スルモノナキハ夙ニ了知セラルル通ニシテ、明治四十三年宅地地價ノ修正アリシト雖モ、當時ノ改定地價ハ、本市ニ在リテハ明治初年諸侯伯ノ離散ニ依リ、地價最暴落ノ底ニ沈ミタル當時ニ設定セラレタル原地價ノ十八倍ヲ超ユルコトヲ得シメサリシモノ侚襲用セラレテ現地價ヲ爲スカ故ニ、坪百貳拾圓ヲ最高トシテ坪壹圓貳拾錢ニ至リ、有租地千三百十一萬四千六百六十六坪ニ對スル總地價ハ僅ニ九千五百貳萬九千六百貳拾四圓即坪平均六圓參拾錢ニ過キス。之ヲ市內土地ノ時價ハ五拾圓未滿ノモノ殆ント之ナキノ實況ニ想到スルトキハ、現行地價ヲ基準トスル土地負擔ノ如何ニ少ナキニ過クルカヲ示シテ餘リアリ。今假リニ有租地全部ノ時價ヲ最低ニ見積リ、坪五拾圓平均トスルモ時價總額ハ六億五千萬圓ヲ超ユヘク、之ニ對スル稅收入ハ紐育市ノ課率（一九二一年度土地評價額一弗ニ付二仙八）ヲ以テスレハ千八百貳拾萬圓ト爲リ、英國ノ例（一九二一年度平均一磅ニ付十三志三半）ニ依ルモ侚且千七百萬圓ヲ擧ケ得ヘキニ拘ラス、本市ノ地稅ハ國稅、府縣稅、市稅及特別稅ヲ合算スルモ五百萬圓ニ滿タサルカ如キハ、明カニ其ノ賦課餘力アルヲ證スルニ足ラム。

然ルニ市內ノ土地カ斯ノ如キ時價ヲ呼フニ至レル所以ノモノハ、素ヨリ時ノ經過ニ伴フ社會事情ノ變遷ニ負フモノ大ナルヲ疑ハスト雖モ、此社會事情ノ變遷ナルモノハ、主トシテ獨リ本市カ久シキニ亙リテ街路ノ改良、水道ノ普及、下水ノ改良、河川運河、港灣等ノ施設ノ改善、電車ノ施設、公園ノ開設等ニ對シ、他ノ都會カ嘗テ記錄ヲ有セサルカ如キ鉅億ノ資ヲ投シタル結果ニ外ナラサルヘキニ顧ミルトキハ、本市民ノ犧牲的精神ニ基ク一大社會的投資ニ對シ、本市ヲシテ年々地價ノ形ニ於テ、地益ノ幾分ヲ回收スルコトヲ得セシメラレムコトヲ要請スルハ、本市トシテ特ニ强キ理由アルヲ信ス。況ンヤ土地ニ關スル地方稅ニ就テハ、本稅タル國稅ニ賦課スルノ最高限度ヲ定ムルノ點ニ於テ全國劃一主義ニ則ラシメラルルニ係ラス、事實上農村ニ對シテハ些少ノ農地改良費ニ付テモ、段別割ノ制度ニ依リ地租附加稅ニ依ルヨリ多額ノ收入ヲ擧ケシメツツアルノミナラス水利、水害豫防、耕地整理等農地ノ改良ヲ目的トスル事業ノ爲メ土地ニ其ノ費用ヲ賦課スルヲ認メラルルニ於テヲヤ。既ニ農地ノ改良ニ對シテ、特別ノ稅ニ代ハルヘキ公費ノ負擔ニ任セシメ得ヘクンハ、都市ニ於ケル土地ノ改良事業タル敍上ノ諸施設ノ

費用ニ充ツヘキ資源ヲ、何等カノ形ニ於テ土地ニ課シ得ヘカラサルノ理ナシ。彼ノ都市計畫事業ノ執行ニ要スル費用ニ對シ、地租割ノ特別稅トシテ徵收スルコトヲ認メラレタル所以ノモノモ畢竟、此ノ理ヲ是認セラレタルニ外ナラサルヘシ。然ルニ其ノ本市ニ對シテ認メラレタル特別稅ハ、市區改正條例時代ノ特別稅ヲ其儘襲用セラレタルニ止マリ、新事業ノ經營ニ對シテハ何等新ナル課稅權ノ附與セラレサリシカ故ニ、都市計畫法ニ定メラレタル特別稅ハ、家屋稅ニ對スル特別稅ヲ除キテハ殆ント其ノ全額ヲ上下水道、街路等既成市區改正事業公債償還ノ資源ニ充當シ、其ノ餘力トシテハ僅ニ國稅營業稅割百分ノ二ヲ剩スアルニ過キス。之ヲ彼ノ京都、大阪以下ノ大都市カ都市計畫事業ノ資源トシテ、全然新ナル有力ノ特別稅ヲ認メラレタルニ比スレハ（家屋稅ハ本市ニ在リテハ、教育機關充實ノ主要財源トシテ採定セラレ、年ト共ニ增稅スヘキ運命ニ在ルカ故ニ此ノ上都市計畫事業ノ爲メ增徵スルノ餘地ナシ）市區改正條例カ大正八年京都、大阪ノ兩市及內務大臣ノ指定スル市ニ適用セラレテ以來、此等ノ都市ニハ著々トシテ街路ノ新設擴張事業ノ其ノ緒ニ就クモノアリシニ反シ、獨リ本市カ都市計畫事業ノ議定ト其ノ施行年度割ノ確定ヲ見タルニ依リ、其ノ事業用地ニ該ルヘキ部分ニ付テハ、土地ノ利用ニ關シ都市計畫法上ノ制限ニ服セシメラレ、市民ハ事業ノ執行ヲ鶴首シツツアルニ拘ラス、之ニ伴フ豫算ノ編制スラ爲シ得サル所以ノモノ亦決シテ偶然ニ非ラス。

閣下冀クハ之ヲ諒トセラレ、新都市計畫法ノ發布ニ依リテ何等加減スル所ナカリシ本市ニ對シ、特ニ深甚ノ考慮ヲ拂ハレ、急ニ何等カノ方策ニ出テラレムコトヲ。其ノ實現ノ方法トシテハ、或ハ本市ニ限リ財政經濟調査會ノ決議ノ趣旨ニ依リ、先以テ地租ヲ委讓セラルルハ本市ノ最希望スル所ナリト雖モ、或ハ特ニ土地ニ關スル地方稅制限法ノ制限ヲ緩和セラルルモ可ナリ、或ハ廣ク稅務當局ニ於テ認定セラレタル賃貸價格ヲ標準トスル特別稅ノ設定セラルルモ可ナリ。此等ハ一ニ政府ノ決セラルル所ニ隨フヘシト雖モ、其ノ最簡易ナルハ、嘗テ先般六市長帶同ノ上親シク開陳シタル閑地稅及不動產增價稅ノ二者ヲ、最急ニ[illegible]本市ニ對シ、都市計畫法ニ基キ特別稅トシテ特令ヲ以テ指定セラレムコトノ一事ナリト信ス。

第三は、官有地に對して、公課相當額の下付を要求することであつた。東京市中の民有有租地千三百萬坪に對し、

要スルニ本市ニ特有ナル官有地ノ都市經營費分擔ニ就テハ、公正ノ立場ニ於テ速ニ適實ニ解決整理ヲ遂クルノ擧ニ出テラレ、匱乏シタル市庫ニ理由アル援助ヲ吝マレサラムコトヲ、特ニ行政及財政整理ノ機ニ於テ切望スル次第ナリ。

第四に伯の掲げたのは、東京の都市計畫に對する國庫補助は費用分擔主義によるべきであるといふことであつた。伯はまづこれまで國庫補助としてすでに決定せるものが、殆ど全部事業完成後に下付せらるる規定のため、折角の補助は有名無實に終るべきを說いて、政府の特別の考慮を促したる後、市の都市計畫事業費に對する國庫補助の方法は地方土木工費の例に準じて、市と費用を分擔せらるべきことを請うたのであつた。

第四　帝都ニ於ケル都市計畫事業費ニ對スル國庫補助ハ費用分擔主義トスルコト

本市カ帝都タル地位ニ於テ特殊ノ任務ヲ有シ、或ハ國際的ニ重要ノ負荷ヲ爲シ、或ハ治安維持ノ爲メニ少カラサル負擔ニ任シツツアルハ夙ニ政府ノ諒トセラルル所ナルヘシト雖、之カ爲ニ本市ニ對シ特ニ處遇セラルル所ハ、僅ニ警視廳費ニ對シ國庫負擔金ヲ增額セラレタルノ一事アルノミ。往年ニ在リテハ帝都構成ノ重要ナル國務ナルノ故ヲ以テ、特ニ市區改正事業ニ對シ助成セラルル所アリシモ、此ノ特典ハ他ノ都市ニモ與ヘラルルニ至リシ以來、辛ウシテ小職ノ切ナル請願ニ對シ、重要街路ノ補助ニ付キテノミ僅ニ補助ノ率ヲ高メラレタルニ止マリ、其ノ他ニ付テハ、一トシテ帝都ノ事業ニ對スル特例ヲ認メラレサルハ頗ル遺憾トスル所ナリ。併カモ其ノ國庫補助トシテ既ニ決定シタル所ニ依レハ、事業完成後ニ至リ數年若ハ十數年ノ永キニ亙リテ分割補助セラルヘキモノ、下水改良事業（本年度完成）ニ於テ七拾貳萬參千圓、上水道擴張事業（明後年度完成）ニ於テ百五拾萬八千圓アリ、更ニ大正十五年ニ完成スヘキ第二期下水改良事業ニ對シテハ、其ノ事業年度中ニ下付セラルヘキ國庫補助金ハ僅ニ二萬圓ニ止マリ、殆ント其ノ全額（六百六拾有餘萬圓）カ其ノ後二十年ノ長期ニ亙リテ分割下付セラルル趣ナリ。又近者街路及路面改良事業ニ對スル國庫補助ノ內定通牒ニ依レハ、大正九年度ニ著手シ大正十五年度迄ニ完成スヘキ街路ノ鋪裝工費約四千萬圓ト、本年度以降七年度ニ亙ル事業トシテ閣議ノ決定ヲ經タル都市計畫事業中、街路ノ擴築及新設ニ要スル工

費約壹億數百萬圓トノ合算シタルモノニ對シ、貳千五百拾參萬參千餘圓ヲ大正二十七年迄ニ分割補助セラルヘシト聞ク。（街路工費ニ對スル補助割合ハ工費ノ十二分ノ五ト決定セラレタル趣ナルモ、之ニ對スル國庫補助内定通牒ニ於ケル基本工費ハ六千餘萬圓ト算定セラレタルカ故ニ、上掲本市ノ所要工費實額ニ割當ツレハ、國庫補助ノ率ハ僅ニ十四分ノ二半ト爲ル。是本市ノ事業執行上重要ナル利害關係ヲ有スル問題ナルヲ以テ篤ト詮議セラレ、所要工費ノ實額ヲ以テ國庫補助基本工費トセラレンコトヲ請フ）即此等ノ重要事業費ニ對スル國庫補助ハ、孰レモ市トシテ多額ノ費用ヲ負擔シツツアル事業年度中ニハ極メテ少額ニ止マリ、其ノ大部分ハ事業完成後ニ事業公債償還資源ノ一部トシテ下付セラルルカ如キ狀ヲ呈シツツアルカ故ニ、補助ハ名アリテ實無ク、現ニ本市ニ於テハ、關係事業完成後一年内ニ補助金下付ノ完了ヲ受クヘキモノトシテ計算スルトキハ、既定計畫ニ對シ實ニ總額貳千貳百貳拾有餘萬圓トイフ鉅額ノ補助金ヲ後年ニ繰延下付セラルルニ依リテ受クル收入豫算ノ不足ニ對シ、公債ヲ發行シテ補塡セサルヲ得サル窮狀ニ在リ。若シ之ヲ普通ノ起債計畫ニ準シテ償還金ノ總額ヲ計算スルトキハ、實ニ驚クヘキ莫大ナル損失ヲ負擔スルコトトナル。假ニ其ノ元本ノミヲ以テスルモ、上記ノ額ハ彼ノ上水道ノ擴張又ハ第二期下水道ノ改良ノ如キ一大事業ヲ執行シテ尚且餘アルノ鉅額タリ。

由是觀之本市カ事業年期間ニ國庫補助ヲ受クルト否トハ、實ニ本市ノ事業經營上至大ノ關係アルモノト謂ハサル可ラス。從來本市カ曩ニ市區改正等ノ特例ニ依リ、事業經營上ノ便ヲ得セシメラレタルニ拘ラス、其ノ特別稅收入ハ殆ント全額ヲ擧ケテ、往年ニ於テ執行シタル事業ノ公債償還ノ資トシテ永期ニ亙リテ固定サレ、緊急已ムヲ得サルノ施設ト雖モ之ヲ執行スルニ由ナクシテ、今日ノ窮境ニ陷ルニ至リシ所以ノモノハ、蓋シ主トシテ茲ニ存スト斷シテ憚ラサルナリ。閣下冀クハ特ニ之ヲ明察セラレ、行政整理ニ依リテ得ラルヘキ國家財政ノ餘裕ハ、之ヲ事情ノ許ス限リ此ノ本市積年ノ病弊ヲ絶ツノ資ニ振向ケラレムコトヲ。

凡ソ帝都ニ於ケル重要施設ノ成否カ國運ノ消長ニ繫ルモノ多キハ言フヲ須ヒス。彼ノ地方ニ於テ執行スルヲ原則トスル土木ノ工事中、河川法適用河川ニ關スル改良工事ニ對シテハ、主務大臣自ラ其ノ工事ヲ施行セラルルノ例アリ。又縣ニ國ノ補助セラ

二、公營事業資金ニ對スル配當金附債券ノ發行

電氣事業及瓦斯事業、其ノ他公營事業ニシテ、既往ノ實績ニ徴シ相當ノ收益アリテ之ニ伴ヒ、毫モ財政上將來ニ於ケル市民ノ負擔ヲ加重スルノ虞ナシト認ムルモノニ對シテハ、其ノ資金ノ供給ニ付キ、特ニ利益配當金付債券ノ償還ニ際シ、抽籤ニ依リ當籤者ニ金額不同ノ割增金ヲ交付スルノ方法ニ代ヘ、市債ノ所有者ニ普通年利ヲ仕拂フノ外、每期ノ收益ニ應ジ一定ノ率ニ依リ、同額ノ益金ヲ配當スルノ方法ヲ認メラレムコトヲ望ム。此ノ方法ニ依ルトキハ、市ノ低利ニ社會的價値ニ富ム投資ヲ吸收シ得ルノミナラス、投資者ニ在リテハ民間企業ニ投資スルカ如ク、時ニ無配當ニ甘セサルヲ得サラシムルノ危險ナク、投資者ハ公企業ニ對シ一層痛切ナル利害ヲ感スルニ依リ、公企業ノ經營ニモ相當ノ注意ヲ拂フニ至ラシメ、惹テ企業ノ成績ヲ擧クルノ因ト爲リ、一擧ニシテ公營事業ノ長所ト民營事業ノ長所トヲ併セ得ルノ利益アラム。

之ヲ實際ノ經驗ニ徴スルニ、本市ノ水道事業ト電氣事業トハ既ニ永年ノ沿革ヲ有シ、其ノ經營ニ付キ何等市民ニ財政上ノ累ヲ貽サヽルノミナラス、常ニ其ノ收益ヲ以テ健全ニ擴張改良ノ實ヲ擧ケツヽアルノ實狀ニ對シ、將來ノ必要ナル資金ノ供給ニ付キ、配當金附債券發行ヲ認ムルニ最屈竟ノ適例ナリト謂ハサル可ラス。殊ニ本市ハ恰モ電氣事業及上水道ノ大擴張ヲ要スルノ時機ニ際會シ、殊ニ前者ニ對シテハ既定計畫トシテ一億數千萬圓ノ募債ヲ剩セルサヘアルニ、近時都心地區ニ於ケル發展頗ル顯著ナル爲メ、之レニ對應スル施設トシテ急速路面下電車サヘ經營セサル可ラサルノ必要ニ迫リ、更ニ億ニ達スル資金ノ調達ヲ要スルアリ。後者ニ在リテモ更ニ千有餘萬圓ノ資金ヲ投スルニ非サレハ、事業ノ完成ヲ爲シ得サルノ現況ニ在リト雖モ、今ハ乃普通ノ方法ヲ以テシテハ到底資金ヲ得ルノ見込ナキヲ虞ル。此ノ時ニ方リ一面ニ於テハ、會〻事業界ノ不景氣ノ極ニ沈淪スルアリ、銀行業者ハ爲メニ遊金ヲ擁スト雖モ、非常ナル警戒ヲ加ヘテ容易ニ出資ヲ肯ンセサルカ如クナルヲ以テ、確實ニシテ有利ナル生產的投資方法ヲ提供スルハ、銀行預金ノ運用宜シキヲ得テ兼ネテ瀕死ノ事業界ヲ濟フ所以ニシテ、若シ之ニ依リテ他日事業界ノ活躍ニ資シ、商工業雄飛ノ基礎ヲ固ムルヲ得ハ一擧兩得ト謂ハサルヘカラス。

閣下冀クハ明鑑ヲ垂レラレムコトヲ。

三　衞生防火ノ目的ヲ有スル事業費ニ對スル保險金ノ運用

保險會社ノ集ムル掛金亦極メテ低利ナル資金ノ一ニシテ、之カ運用ヲ適實ナラシムルノ極メテ緊切ナルハ論ヲ俟タス。近時簡易保險金ヲ社會事業資金トシテ低利ニ供給セラルルハ、最時宜ニ適スルモノトシテ小職ノ大ニ賛スル所ニ係リ、將來更ニ一段ノ擴張ヲ企畫シテ、特ニ大都市ニ於ケル社會事業資金ニ對スル供給ヲ潤澤ニセラレムコトヲ希望シテ歇マサル所ナリト雖モ、玆ニハ民間保險事業ノ掛金ヲ、帝都ノ構成ニ關スル重要施設中、主トシテ衞生及防火ノ目的ヲ有スルモノニ投資セシメラレムコトヲ要請セムト欲ス。

現ニ保險會社ニシテ、其ノ掛金ヲ公共團體ノ事業資金ニ投スルモノナキニ非ラスト雖モ、多クハ事實上銀行ノ貸付資金吸收機關タルノ觀アリ。低利ナル資金カ産業界ニ運用セラルルニ依リテ産業ノ發展ニ貢獻スル素ヨリ希望スル所ニシテ、多々益々辯スルニ於テ利アリト雖モ、保險金ノ如ク最モ確實ナルヲ尚ヒ、投機性ヲ帶ヒ冒險的ナル運用ヲ排斥スヘキモノニ在リテハ、決シテ利廻計算ニノミ倣ナラシムヘキニ非ラス。是小職カ之ヲ保險會社ノ擔保スル危險率ヲ減少スルノ效果ヲ擧ケシムルト同時ニ、會社ノ一大幸福ヲ齎ラスヘキ公共事業ノ資金トシテ轉用セシムルノ途ヲ開カレムコトヲ提議スル所以ナリ。

然ルニ都市ノ事業中、例ヘハ公園ノ改良、上水ノ普及、下水ノ改良、河川ノ浚渫、道路ノ擴築及路面ノ鋪裝、汚物ノ處理、病院ノ設置、住宅ノ改良等衞生保健ノ爲メニスル施設ハ皆都市ニ病源ヲ斷チ、罹病率及死亡率ヲ減スル所以ニシテ、生命保險事業ヨリ觀レハ、其ノ保險率ヲ最少ナラシムル所以ナリ。道路ヲ擴築シ若ハ之ヲ新設シ、小公園運動場ノ類ヲ設置シ、防火構造ノ公共的營造物ヲ造營シ、水道ヲ擴張スルカ如キハ連檐櫛比セル木造ヲ主トスル市街地ニ防火設備ヲ造成スル所以ニシテ、火災保險事業ニ貢獻スル所以ナリ。港灣ヲ修築シ其ノ設備ヲ完成スルカ如キハ、海上保險事業ニ貢スル所以ナリ。蓋シ此等ノ事業ニ對シテハ保險會社ハ都市ト其ノ目的ヲ一ニシ、利害ヲ共通スルモノナリト言フヲ妨ケス。果シテ然ラハ、保險會社ヲシテ一定ノ銷出準備金ヲ害セサル範圍ニ於テ、年々其ノ積立金ノ幾分ヲ此等都市ノ事業費ニ投資セシムルハ、保險事業ノ基礎ヲ堅實ナラシムル所以ナリト謂フヘシ。閣下冀クハ、玆ニ鑑ミ、本市ニ主タル營業所ヲ置キ都下ニ最大ナル得意ヲ有スル保險會社ニ對

シ、現ニ巨大ナル投資ヲ要スル本市ノ事業資金トシテ、特ニ保險金ノ一部ヲ義務トシテ極メテ低利ニ運用セシムルノ策ヲ講セラレムコトヲ。

四　貯蓄機關ノ市營ヲ認ムルコト。

貯蓄心ノ奬勵ニ依リ、零碎ナル資金ヲ吸收シテ之ヲ低利ニ確實ニ運用スルコトノ、社會政策ノ一トシテ大都市ノ重要ナル使命ノ一タルハ言ヲ俟タス。而シテ其ノ法定準備金ヲ超ユル分ニ付テハ、之ヲ低利ニ經營團體ノ事業資金ニ轉用スルヲ得シムルハ恰モ簡易保險金ヲ社會事業資金トシテ運用シ、若ハ郵便貯金ヲ各種事業資金トシテ運用スルト其ノ精神ヲ一ニスルモノト謂フヘク、之カ市營ヲ認ムルニ依リ、其ノ金庫ヲシテ一切ノ公金ヲ取扱ハシムルコト預金部ノ如クナラシムルニ於テハ、便益少シトセサルヲ以テ、之ニ關シテハ貯蓄銀行法改正ノ機ニ於テ上申シタルカ故ニ、爾來夫々御調査中ナルヘシト雖モ、本件ニ就テハ年々億ヲ以テ數フル資金ヲ收支スル本市トシテハ、利害ノ關係最痛切ナルモノアルニ依リ、特ニ速ニ詮議セラレムコトヲ欲ス。

五　本市ノ公債ハ特ニ國債ト同一待遇ヲ與ヘ且併合シテ發行スルコト

從來本市ノ公債中、多額ノ發行ヲ要スルモノニ在リテハ、其ノ發行ノ時期、方法及條件ニ付キ豫メ主務大臣ノ認可ヲ受クヘキ旨ノ通牒アリ。是畢竟スルニ國債ト競合スルニ依リテ互ニ不利ノ條件ニ災セラレテ、共ニ事業ノ遂行ヲ阻害スルカ如キコトナカラシムルト同時ニ、一時ニ巨額ノ公債ヲ發行スルニ依リテ金融界ニ惡影響ヲ與フルコトナキニ備ヘムトスルニ在ルヘシト雖モ、手續ノ煩冗ナル爲メニ募債ノ時機ヲ逸スルノ虞ナシトセス。

依テ本市ノ公債ノ如ク、特ニ國家的性質ヲ帶有スルコト多キ事業費ニ充當スヘキモノニ付テハ、寧ロ國債ト同一ニ待遇シ、國債ニ付認メタルト同シク所得稅ヲ免除スルハ勿論、各種保證金ニ額面ヲ以テ採用スルコトトシ、以テ國債ト併合シ、政府ニ於テ適當ナリト信セラルル時機ニ於テ、同時ニ發行セラルルノ簡便ニシテ些ノ過誤ナキニ如カス。而シテ是政府ヨリ觀レハ最安全ノ策ニシテ、本市ヨリスレハ比較的低利ニ資金ヲ得ル所以ナリ。閣下冀クハ全國的性質ヲ帶フル事業ノ經營ニ任スル本市ノ

爲メニ、特ニ國債ト待遇ヲ一ニシ且併セ募債スルノ勞ヲ採ラレムコトヲ。

六　必要ニ應シ外債ヲ募集スルノ便宜ヲ與フルコト

政府カ可成募債ヲ避クルノ主義ニ出テタルハ、畢竟刻下ノ經濟界ニ善處セムトスルニ在リ。政府ノ政綱トスル所ハ本市ノ謹ミテ體セムトスル處ナリト雖モ、如何ニセム本市ノ事業ハ既ニ述ヘタル通リニシテ、永ク放擲シテ時勢ノ推移ニ委セラレタルカ故ニ、今ヤ急遽トシテ施設スルニ非レハ本市ノ生存ヲ維持スル能ハサル狀勢ニ在リ。勢ヒ敢テ鉅額ノ公債ヲ募集スルニ非サレハ一時ヲ糊塗スル能ハス。而シテ之カ爲メニハアラユル手段ヲ盡シテ遺算ナキヲ期セサル可ラサル場合ニ際會セリ。今ニシテ公債ノ募集ヲ遲延セムカ、事業ハ中途ニシテ廢滅セサルヲ得サルニ至リ、爲メニ市民ノ不利不便ヲ除キ、福利ヲ增進シテ帝都ノ發展ニ貢獻シ得サルハ勿論、近時特ニ憂慎シツツアル失業問題ヲシテ愈々惡化セシメ、延テ帝都ノ治安ニモ影響スルコトト爲ルノミナラス、時日ヲ遷延スルニ隨ヒテ收用費ヲ增嵩セシムルコト甚タシク、關係市民ハ不安ニ襲ハレルノ結果、經濟上ノ打擊ヲ受ケ、他日ニ回復スヘカラサルノ禍ヲ貽スヤ必セリ。是本市ノ行政カ過去ニ於テ因循姑息ナルノ免レ得サリシ事情ニ制セラレテ幾度カ苦キ經驗ヲ累ネタル處ニシテ、殷鑑遠カラサルニ、之ヲ知リツツ更ニ復繰返ヘスノ愚ヲ敢テスルノ勇ナシ。

閣下冀クハ特ニ此ノ事理ヲ察シ、本市ヲシテ既ニ理ニ於テ繰延ヘ得サルモノモ事實、繰延ヘテ今日ニ至リタルモ爲、猶豫モムノ許サザル最火急ノ必要ニ迫レル事業ノ敢行ニ要スル費用ノ資金調達ニ對シテハ、特ニ深甚ノ注意ヲ拂ハレ、以上數項ノ方法ニ依リ、仍不足アル分ニ付テハ、之ヲ駐外財務官ノ手ヲ通シテ便宜海外ノ市場ニ募債シ得ルノ途ヲ開カレムコトヲ。

小職ノ知レル海外事情ニ依レハ、時恰モ紐育市場ノ如キハ確實ナル長期債ノ歡迎セラルルモノノ如ク、本市ハ既ニ曾テ募債ヲ試ミタル關係上、本市ノ公債ハ紐育ニ於テ募集スルニ最適スヘキヲ信ス。

さうして以上の如き五項目を列記したる後、伯は次の如く論じて、この長文の意見書を終つた。

以上五項ハ行詰リノ極ニ陥レル本市ノ行政ヲ濟ヒ、市民ノ禍ヲ轉シテ福ト爲シ、帝都ノ不基ヲ鞏メテ、其ノ健全ナル發展ヲ導クニ必要ナル最小限度ノ施行條件ニシテ、又以テ帝國ノ安寧ヲ保チ、其ノ隆昌ヲ期スル所以ナリ。若シ夫レ事業ノ遂行及其ノ施行

ノ順序計畫ノ當否等ニ付テハ、既ニ都市計畫委員會ノ決議ヲ經タルアリト雖モ、尙之カ實施ニ臨ミテハ財政ノ能否ト共ニ十分ノ考慮ヲ拂ヒ、必スヤ緩急宜シキヲ制シ、小職ノ全責任ヲ以テ之カ執行ノ任ニ當リ、一ハ綱紀ノ嚴守ニ任シテ市政ノ進展ヲ圖ルニ餘念ナキ吏僚ノ忠誠ナル獻身的努力ニ俟チ、一ハ專ラ市民ノ福祉ヲ念トシテ幾多ノ犧牲ヲ拂ヒツツアル選良議員ノ協賛ニ賴リ、必要ニ應シテ市政調査會ノ權威アル調査ヲ徵シ、愼重攻覈、偏ニ全市民ノ欲求スル所ニ從ヒ、全市民ノ心ヲ以テ小職ノ心ト爲シ著々トシテ市政ノ振興ヲ圖リ、事業ノ遂行ヲ期シ、克ク庶政ノ更張ニ務メ、市民ノ膏脂ヲシテ些ノ浪費ナカラシメムコトヲ期スルハ、小職市長就職以來ノ施政要綱ニシテ帝都ノ隆昌、市民ノ康福ヲ念フモノ年ト共ニ愈〻切ナルモノアリ。閣下冀クハ微衷ノ在ル所ヲ諒トシ、速ニ御調査ノ上小職ノ建策ヲ採納アラムコトヲ。

九、八億圓計畫の行方

伯の所謂八億圓計畫とは實に斯くのごときものであつた。而してこれに對する非難の重點は、それが空粗且つ無責任なる大風呂敷であるといふことであつた。

然らばそれは果して、そのやうな空粗にして根據なき放談であつたらうか。池田宏はこの點に關し、伯の八億圓計畫を評して、次のごとく述べてゐる。

今から考へれば左程にも思はれ無い様であるが、當時にあつては實に大膽極まる提議であつた。然るに右事業の執行に伴ふ財政計畫の大綱としては此等の事業中在來の例に依り國庫補助あるものとしての計算の下に關係收入を見積りて之を控除し、其の市民の純負擔に歸するもの五億五千萬圓に上ると推算し、十年乃至十五年の繼續事業として之が完成を圖るの意圖を示し、此年期間に於ける年々の所要額約三千六百六十七萬圓に對する資金の調

達方法は之を利廻八分にて三十年間に元利均等償還方法に依る公債に俟つものとして、之が償還年次略表を提示し、合理的新税等は其の償還財源とすべきことを暗示する處があつた（都市問題第八卷第六號）

更に、伯のこの計畫に果して實行の意思なき無責任の大風呂敷なりしか。これに就いては、この計畫の行方を探索することが最も捷徑である。

此の計畫は、大體に於いて三種別から成り立つてゐる。第一は市としての必行條件、第二は市民としての覺悟、而して第三は政府への希望條件である。（第四項案の内容參照）

まづその一々について、奈邊まで實行せられたかを檢討して見よう。

第一の條件は、（一）行政及び財政の整理、（二）業智を網羅する市政調査機關の設立、（三）優良吏員の養成の三つであるが、このうち行政及び財政の整理は、既述せる如く職制の大改革を斷行し、市役所内の事務を刷新すると共に、大正十年度に百數十萬圓、大正十一年度に二百數十萬圓の節約を實現した。「業智を網羅する市政調査機關」は、後述する如く財團法人東京市政調査會の創立となりて具體化せられた。また「優良吏員の養成」は前述せる吏員講習所並びに後述する教員講習所の設置となつて具現せられた。

第二に掲げられたのは、市民としての覺悟を要する事項で、（一）自治公共の精神を涵養し、愛市心を旺盛にし、（二）新税等の賦課に就いては完全なる理解を以て之れを分擔する。（三）市債發行の場合には進んで應募するの三項であつたが、これについては、伯自ら先頭に立つて都市問題の啓蒙運動に從事したるのみならず、自ら公民としての範を示して、その俸給全額を市に寄附し、市民教育費を新設し、愛市心を啓發したことは既に述べた通りである。

更に第三に掲げられたる政府に對する希望條件五項に就いては、前述の如く首相加藤友三郎に對して提示せる「東京市政ニ關スル意見書」中において熱烈にこれを主張したるのみならず、機會ある毎に歴代内閣の首相内相に開陳した。尤も伯は日露國交回復の爲め、ヨッフェを招待して交渉を開始するに及び、遂に市長の職を去り、その在職中はこれが實現を見ずして終つた。

しからば此等の諸項は伯の退職と共に、空文に歸し、歴史の紙屑籠に投棄せられたのであるか。形勢は一時そのやうにも見えた。

然るにその翌年九月、天は不幸と共に幸福を以てこの大都に臨み、震災の慘禍とともに、この計畫實現の機會を與へた。しかもこれが實行の責任は伯の肩上に落下したのである。さうして伯は、先に助役として八億圓計畫を取扱つた池田宏を拉し來つて、帝都復興院の計畫局長の位地に据ゑ、その帷幄に參ぜしめたのである。

池田宏は「都市問題」第八卷第六號において、伯の識見を左の如くに讃美してゐる。

五年半前の過ぐる日、振古の大震火災に遭ひて、須臾にして舊時の盛觀を留めざるに至りし東京及び横濱の兩市が、極めて短年月の間に克く復興の聖業を遂げて中外齊しく瞻仰する新首府の結構と其の闕門の壯觀を爲すに至りし所以のもの素より　聖恩の廣大無邊なると、關係官民必死の精進協戮に俟つと雖も、其の直前に伯爵の八億圓計畫あるに非ざれば、あの慘禍凄絶を極めたる瞬間に、あれ程思ひ切つた復興計畫は、何人に依りても夢にだに企畫せられ無かつたであらう。我等が斯樣に想像する事は、極めて當然で、是丈を以てしても、我等は伯爵の八億圓計畫を通じて、京濱兩市の爲めに將又帝國の爲めに伯爵を記念して、永久に其の功德を頌することを以て

何を措いても考へなければならぬ我等共同の義務である様に痛感せずにはゐられないのである。

即ち知る、後の帝都復興事業にそは先に八億圓計畫を目して、伯を大風呂敷無責任と評したる人々に對する、最も雄辯なる返答であつたことを。

第四節　教育の刷新

一、市長自ら小學教員を銓衡

或る意味に於いて、伯は天成の教育家であつた。内務省の壯年時代より臺灣、滿鐵の中年時代に於いて、伯は常にその周圍にある年若き人々の才能を發達せしめ、彼等をして後年大成の素地を作らしめた。

然るに後半に至り、伯の活動範圍が廣汎となり、身邊亦繁忙を増すとともに、個人的啓發は以前のごとく顯著であり得なかつた。その代り伯の一般官人及び國民大衆に及ぼす教育的效果は、これと反比例して増大した。

これを吾人は、第二次桂内閣時代に於ける伯の鐵道氣質鼓吹に眺めた。而して今、東京市長としても亦この點に於いて伯の大いなる足跡を見るのである。

加ふるに當時、東京市政の重要問題の一つは教育の刷新といふことであつた。伯が市の教育問題に如何なる意見を藏せしやについて、前田多門は「都市問題」第八巻第六號の中において、次の如く論評してゐる。

八億圓計畫は要するに計畫であつて後藤伯が市長として實行に移されたものではない。實際市長として施設された事業の內、大きなものは何といふても東京市多年の懸案たる教育費統一問題の解決であらう。

伯が市長就任と共に、東京市の教育刷新に就いて如何に熱心に考究してゐたかといふことは、「市政に就いて」のうちに、教育問題に對する伯の見解を左の如く端的に表現してゐるのでも窺はれる。

小學校の事に付いて述べると、實際教員中には授業よりも市內の有力者を訪問して其知遇を得ることに苦心してゐる者もある。元來有力者が學校の事に盡力するのは誠に結構には相違ないが、併し公費を以て設立したる小學校の教員を恰も自己の家庭教師のやうに心得てゐる者があつたり、教員に恩を賣つて自己の子供の試驗點數を多くして貰ふことを希望してゐたりして、同時に教員等は有力者の覺え目出度からんことを欲し、之に因つて何等か得る所あらんことを企圖して居る者もあつたりしては、誠に寒心すべき事だと思ふ。現に先般余は市內四千人の男女教員を招いて話をした時に、其席上に於て或教員は此等の事實の現存することを告げ非常に憤慨してゐた者もあつた位である。以上は一二の事例に過ぎないが、之を全般に及ぼして適當に判斷する事は、諸君自らを煩はす事として、何卒各部局に於ける禍根は、諸君の力に依りて一掃して貰ひ度い。

更に後段において伯は又說いて曰く。

先般市內四千人の男女教員と會合し、其後市長は無造作に教員を罷免したとか校長を減つたとか傳ふる者もあるが、論者の誤解である。曩にも言ふ如く人を罷免することは其當人に取つては一大事である。故に何とかすれば普通の行程の步ける者は其職に留つて貰ひたいと云ふ心懸は失はなかつたのである。

所が地方から來た者は學力があつても東京の小學教員には成れないと言ふ者がある。そう云ふ者があるならば其言ふことも尤もだと思ふ。東京慣れた小學教員が果していつ迄用立つかと云ふことも考へて見なければならぬ。隨つて小學教員にも確に養成と講習の場所が必要である。養成は師範學校に一任して良いが、講習は別に市が拵えた物でなければ同時に監督が出來ない。そこ

並行かなければ現代的の方法でないと考へてゐる。

次に余が市に入つて、市が二部教授撤廢に苦心して居るが、小學校の增設が二部教授撤廢の解決の鍮であることを知つた。同時に「バラック」と不燃質建築物との經濟關係に就き、又は兒童の衞生的關係に就き調査研究の徴すべきものがないのみならず、之に關する委員等も出來てゐないことを知つた。

そこで余は都市研究會の同人として尊敬し又た市の顧問として聘した所の佐野工學博士に此事を質して見ると、博士は夙に其邊の事に著眼して居られたので、其說を聽くと偶に余の懷抱して居つた意見と一致したことを發見した。目下學術的に余の著想を有效ならしむることに付いて博士の助力を煩はしつつあるのである。

其大要を述べて見ると、「バラック」の建築費に二三十年後の修繕費其他の經費を加算したものと、鐵筋混凝土若くは其他の不燃質物の建築費と比較すればどう云ふことになるかと言へば、前者よりは後者の方が大なる利益がありさうだと云ふことがわかり掛つて來た。それは分つたが、偖收容兒童の數を千人とするか千五百人とするか、而して之に要する正教員を何名、補助教員を何名とするか、さうして教場を一階二階に纏め、三階四階に教員宿舍を造ることになればどうなるか、小學教員生活の完全なる大成を圖るに就いて如何にすれば良いか、又住宅改良の費用と相俟つて如何にすれば都市計畫と並行するであらうかと云ふが如きことも現下の問題である。此等の問題を解決する丈けでも調査に半箇年位は掛るのである。

かかる周到な注意を小學校對策に注いでゐた伯なるが故に、大正十年三月三十一日、東京市立小學校教員大會の席上における伯の訓示は、次に掲げる如く、お役所式の形式的訓示ではなかつた。新聞は伯の訓示を『皮肉タツプリ』と評した。しかし伯の氣持は皮肉といつたやうな見地を脫却して、教育界刷新といふ大目標貫徹への第一聲であつた。

東京市主催の東京市立小學校教員大會は、本日午前八時半より、東京高等師範學校講堂にて開催された。先づ「君が代」の合唱に始まり、やがて例の大きな眼鏡をきらめかし乍ら後藤市長は講壇に立ち、一場の訓話を始めた。「自分は訓話をするのではな

い希望の一端を述べるのである」とぐつとくだけた謙遜振りの冒頭から、「市の教育改造は、吾々市當局者と諸君との間に相提携して、その改善と進歩とを圖り度い。近來ややもすれば、地方の教育よりも比較的都會の教育が劣つてゐるとの非難を受けるが、それには種々の原因があると思ふ。諸君と共にその點を一歩進んで模範的の教育を施し度い。最後に是れは誤解されては困るが聞く所によれば、良家の子弟には比較的採點が甘いといふ非難を往々聽くが、立派な人格者である教育家は情實には捕はれない固い決心が必要である。まさか諸君の中にそんな人はないと信ずる」と優しい微笑を湛へた中に皮肉の閃きを示した。（四月一日時事新報）

さうして教育界刷新の第一歩として伯の爲したることは、從來區長の專斷的行爲に依つて左右されてゐた傾向を排除し、自ら小學校教員の銓衡に當つたことである。新聞は、伯のこの方案は教育界の弊風を打破するものであるとなして、左の如く報道した。

市内小學校に於ける教員の任免は、表面東京府が是を司る事になつて居るが、内實は各區長や區學務委員連によつて左右され、甚だ不都合極まる情實が纒綿して、その弊害も亦尠くなかつた。それがために學校長は區長や學務委員の鼻息を窺ふ必要などがあつたが、後藤市長は此の弊風を一掃する事が刻下の急務だと考へ、愈廿八日附を以て、各區長に對し、小學校教員任免に關する手續上の改正を示達した。それによると是迄教員の任免に直接威力を有してゐた區長の權限を縮小し、爾今單に詮衡參考資料のみを市長へ提出し、市長が實地詮衡の任に當る事となつたから、是からは徒に感情によつて區長や區有力者に左右される事がなくなり、小學校教員は大喜びであると。

二、教員講習所の設置

一方小學校教員の任免に關する情實を一掃するとともに、伯の實施したのは、小學校教員の素質向上の機關を作つたことである。それは教員講習所の開設であつた。

伯は教員講習所の開設の腹案成るや、左の如く所信を披瀝した。

今日の計畫による新事業は別に物珍らしいものではなく、市長として爲さればならぬ事のみであるが、政府當局及市民諸子の協力によつて是が實現を期し度いと思つてゐる。而して師範練習所（中略）の設置に付いては、學校を卒業した許りの人が直に大切な小學教育の任に當るのは少し不適當に思はれるので、先づ十分東京市民としての兒童を敎養するに足るべき各種の知識を授けようと云ふのである。（中略）此の意味に於て自分の考を發表した次第である。市の代表者たる市會議員諸君が研究の末其必要なしとの事であれば格別、必要ありと認めたならば、その上で愈具體案を提出する積りである。

この講習所設置に要する豫算三萬九千七百六十七圓は、大正十年八月二十九日の東京市會において承認せられた。翌三十日、講習所講習員の募集が發表せられ、九月二十六日午後二時から、日比谷小學校内において開所式が擧行せられた。永田助役は所長として開所の主旨を述べたが、それによれば入所したものは第一部（東京市に就職せんとする者）五十九名（男三十三名、女二十六名）であつて、そのうち自費生が九名であり、第二部は九十六名（男五十一名、女四十五名）であつた。

伯は市長としてこの式場に臨み左の式辭を述べた。

本日我が東京市新施設の一たる教員講習所の開所式に際し、玆に一言を陳ぶるは予の欣幸とする所なり。

本市敎育の方針は、市民の智德と體力とを涵養し、其の幸福を增進し、以て國運の進展に貢獻するにあり。故に其施設は立憲自治の本義に鑑み、經濟產業の狀況を察し、常に社會の要求に適應し、市民生活の實際に接觸せん事を期せざるべからず。（中略）

克く本所設立の主旨を體し、夙夜黽勉以て學理と實際とを研究し、延て市民の生活に適切なる教育の方針を講究し、予及市民の期待に背かざらん事を。一言辭べて式辭となす。

今、同所の講師並びに科目を擧ぐれば大要左の如くで、學理と實際との調和に重點が置かれてあつた。

△皇室論　永田所長△國民道德と外來思想　深作博士△實踐道德　本田市視學△教育思想　春山博士△教育心理　栗林講師△個性研究　渡邊日大教授△國語教授及發音の理論　東條講師△讀本研究　同上△國語教授の實際　神藏市視學△歷史教授法及鄉土史　櫻井市視學△最近の國際關係　村川博士△江戶文學　藤村博士△人文地理及鄉土地理　內田文部監修官△天文及地文　本田市視學△博物教授法　成田市視學△理化教授法　田中講師△最近科學の發達　本田市視學△算術　山內市囑託△圖畫手工　平岡市囑託　△家事裁縫　水野市囑託△學校衞生及生理　吉田市技師△唱歌　外山市囑託△市民教育事項（歐米都市教育一班、通信日用品の供給狀況及市行政施設各般）三助役各課長其他。

三、教育費の統一

伯が市長として實際施設された事業中最も重大なものであると言はれた教育費統一問題の解決とは、如何なる內容を有する案件であつたか。前田多門は「都市問題」第八卷第六號においてそれを左の如くに解說してゐる。

後藤市長就任までの東京市の小學校經費は、市直營學校（貧民兒童のための）十一校を除く外は、全部十五區それ〴〵の區費支辨であつて、市はたゞ教員優遇の目的を以て、當該教員給に對し、約半額の補助をしてゐたに過ぎなかつた。自治體費用の大部分を占むべきこの小學校經費が、區費に依て負擔されるといふことは、區に依て負擔力卽ち貧富の懸隔激しく、而も學齡兒童數增加割合の甚しく異なる東京市のやうな場合において、社會政策上由々敷問題であつたのである。例へば日本橋區のやうな富裕區は、その擔稅力において遙かに平均を拔いて居るにも拘らず、その學齡兒童數はむしろ減少する位の傾向であるから、校舍增

設の必要なぞは少しも無いのであつて、教育費の負擔は比較的樂であり、その餘裕あるに任せて校舍の設備を整へ、教員給を增加して良教員を迎ふるなり、好きなことが大した苦しみなしに出來たのであるが、之に反して本所區、深川區などでは、負擔力極めて低い上に、年々兒童數は夥しい割合で增すから、一年に二校位新設するのでなければ到底追ひ付かないのであつた。上と下と、大變な違ひである。そのためこれ等の區では、教育費負擔の割合がその富力に比して極めて重く、收容力不足のため二部教授をいつ迄も續けねばならず、また富裕區のやうに十分な教員給を計上することが出來なかつた。

故に教育費を市に統一し、全部の必要を全部の經費から支辨することは、負擔の公平、教育の機會均等、都市社會政策の上から極めて望ましき改革策であつたが、有力者多き日本橋、京橋、麹町區等に取つては、目に見えて損なことであるから、仲々猛烈な反對があつて、到底實行の運びに至らず、今迄幾度か理事者がその解決に手を著けて失敗し、もしくは全然諦めて仕舞つたところである。それを後藤市長が斷行したのである。

事實當時は區によつて教員給に著しい懸隔が存在してゐた。日本橋區、本鄕區の如きは、最高月俸二百二十圓であるのに牛込、小石川の二區は最高百六十圓であつた。また本科正教員の俸給平均額は、小石川區の七十四圓に對し、日本橋區は八十四圓であつた。其間十圓の差違がある。且つ俸給以外の手當金も十圓内外の相違があつた。そこで伯は、この不公平な支給を統一して標準を市立直營小學校並にしようと企てた。直營小學校の俸給は最高百六十圓、本科正教員八十二圓、專科正教員六十圓であつて、これまで特に優遇されてゐた區の教員給は漸次引下げられるが、一般には增俸となる見込みであつた。

伯は、大正十一年度を期して、この積弊を芟除しようと決意した。然らばその財源は、何處に求むべきか、それは當時區に屬してゐた家屋稅附加稅を、市において均一課稅するの方針を確立し、この方針に遵由して、教育費統一案

を作成せしむることにあつたのである。この計畫案の要綱を摘記すれば左の如くであつた。

(一)教員給全部支給　現在教員給總額約四百萬圓の所、市は此二分の一たる二百萬圓を補給してゐるが、十一年度においては、各區が殘り二分の一の財源に當ててゐる家屋稅附加稅を全部市に移して、教員給全部を一般會計より支給すること。

(二)二部教授撤廢　十年度は小學校建築費補給金百六十萬圓を完成基金として積立補給してゐるが、十年度は三百七十萬圓增給して建築を爲す時は、十一年度以降八箇年後に二部教授を撤廢することが出來る。右の財源は市に移す可き家屋稅附加稅に求める關係上、均一課稅率は本稅一圓に對し約四圓となり、一部の區(日本橋、京橋、麴町等)は增稅となる譯である。此の豫算は市において編成する事となるが、建物は從來通り區の營造物として保管すること。

(三)學校醫の改善　現在は區在住の開業醫を使用してゐる關係上、無能力者多く、到底學校衞生の改善は期し難い實狀に鑑み、十一年度よりは市長の命令の下に活動せしむべく、相當の專門醫を高給にて市吏員として任命すること。

この改革案は、大正十一年一月十六日の臨時學務委員會の席上へ提示せられ、主管助役たる永田秀次郎が、その大綱の說明に當つた。しかるに早くもこの委員會の席上において、激しい議論が沸騰した。十七日の東京朝日新聞は左の如く會議內容を報道してゐる。

十六日午後二時から臨時學務委員會を開き永田助役は教育費統一其他に關して左記(中略)の如き計畫案を說明(中略)改善策を執り度い旨を述べたるに對し、二部教授撤廢の如きは、市長の八億圓計畫中に含まれて居る通り、斯くの如き事業は此際起債によつて速かに實行すべき事ではないか、右撤廢によつて直接受益する第二市民が、此の市債の償還に當るのが當然であるに拘らず、現在の市民が現金を支出して、而も八箇年の長年月に右撤廢を行ふが如きは、餘り贊成し難いから、宜しく二部教授撤廢の經費なら、三千萬圓にても四千萬圓にても、此際起債に仰ぎ、家屋稅を以て長期の償還財源に當てる可く、具體案を提出しては如何との、質問的意見を述ぶるもの多數あつて、永田助役は然らば起債計畫案を立て審議を乞ふ旨を答へ、同四時半散會。

かくの如く、伯の教育費統一案は最初から猛烈な反對を浴びたが、しかし結局、一月三十一日の學務委員會は、次の希望條件を附して、原案を承認した。

新計畫に依つて膨脹した豫算の全部を家屋税において求むるに對して急激なる增課を避け、(一)家屋税の自然增收、(二)普通會計所屬事業の縮小に依る剩餘、(三)老朽教員淘汰、住宅料低減等學校行政の整理を斷行して相當他に財源を求めて家屋税を輕減せられんことを望む。

かくして教育費統一案は、やうやくにして學務委員會の承認を經た。しかし一方これに對して、猛烈なる反對運動の捲き起されたのは、已むを得ぬ次第であつた。反對運動の根據は、區の權限を奪ふといふことと、區の自治を破壞するといふ點にあつたが、まづ起ち上つたのは日本橋、麴町、神田の三區であつた。右の三區は東京市各區聯合會を組織して、市の新計畫に反對することに決し、二月十日の夜日本橋倶樂部に協議會を開いて、「今回東京市の計畫せる各區小學校教員諸費統一問題は法規に悖り區の權限を奪ひ且多年養成せる區の自治美風を破壞するものと認め之が實施に反對す」といふ決議を行つた。

他方市參事會は、この案を特別委員に附託して審査せしめつつあつたが、この結果は二月十五日の市參事會の席上に報告された。その報告は、内容を左の如く修正したのみならず、これに三項の希望條件を附してあつた。

小學校教員諸費統一案の財源、家屋税付加税均等賦課、本税一圓に對し平均四圓七十錢にて、總額五百六十七萬圓を徴收するの算は、餘りに急激の增課であるから、平均二圓五十錢の均等賦課とし、此の結果二百四十萬圓を削減し、且つ教員給平均八十六圓を八十四圓に、又住宅料よりも同樣二圓を減じて合計二十六萬圓を削り、都合三百二十四萬圓となつたが、この不足は普通會計より削減した金額を以て充當し、本案は之を承認する。

一、家屋税は將來各區經營の教育費（建築費を除きたる）に充當する外、他の事業經營の目的に供する爲課税するの方針に確立すること。

一、小學校建設費は總て公債又は借入金を以て之を支辨するの方針を樹て、大正十二年度より之を實施せられたきこと。

一、家屋税の課税標準は其基礎に於て頗る均衡を失するものあり。仍て理事者は速かに此弊を除却することに努力せられたきこと。

本案は漸く市會に提案される段取となつた。さうして調査委員は三月十七日附を以て桐島市會議長に對し、左の如く意見を報告した。

委員ハ實地ヲ踏査シ屢集會審議ノ末、左記希望ヲ附シ、尙市參事會ノ希望條件ハ凡テ之ヲ認メ、別紙朱書ノ通リ修正スルコトニ議決セリ。右及報告候也。

希望條項

一、本豫算ニ計上セラレタル事業ニシテ、性質上其資源ヲ公債ニ需ムルヲ可トスルモノアリ。然ルニ之ヲ市税ニ據ルノ方針ニ出テタルハ當ヲ得タル措置ト謂フヘカラス。理事者ハ將來事業ノ計畫ニ方リ、十分考慮セラレムコトヲ望ム。

（以下三項の希望條項あるも略す）

卽ち市會豫算委員會は、市參事會の教育費統一案に對する希望條件三項を承認すると共に、前掲希望條項一における如く、公債財源を考慮して欲しい旨を希望したのであつた。

さうして本案件は、いよ〳〵三月二十七日の市會において審議された。市會においても、勿論議論は沸騰した。結

局、原案に多少の修正を加へて可決され、伯の教育書統一案はつひに實行さるるの運びとなつたのである。

四、成人教育と第二市民教育

伯は小學校教育と教員教育とに鋭意したる外、一般市民に對する成人教育に力を注ぎ、社會教育課を設けてこれに當らしめた。さうして自ら陣頭に立つて機會ある毎に愛市觀念と自治精神に關する講演を試みた。既に述べたる如く市民讀本の編纂や吏員、教員講習所等の開設等、いづれも伯の市民教育運動の一系列を爲すものであつた。

今日、上野公園に存する東京自治會館も、伯の市長時代、即ち大正十一年三月から七月迄、上野池畔において平和博覽會が開催せられた際に建設せられた東京市民特設館に、恒久的設備を加へたものであつて、博覽會開會中は、同館においては市政關係の文獻、資料その他を陳列し、博覽會への觀衆に對して、自治精神涵養の必要を省察せしむる爲めの實物教訓を賦與するといふのが、その目標であつた。

この建設物の名稱を、新聞紙上においては、その建設前において「市民博物館」といふ假名稱を以て呼んでゐた。大正十年七月九日の新聞には次の記事があらはれてゐる。

後藤市長の提案により、東京市民に博物の知識を涵養し、併せて愛市心の向上を圖るに最も必要な市民博物館の建設につき、市當局は諸般の調査に沒頭して居るが、右に就き永田助役は語る。「明春三月東京府主催で上野に開會される平和記念博に、何か東京市よりも有益な資料を一括して出品したら何うだらうと云ふ勸誘を受けたので、昨今頻りに課長を督勵して材料の蒐集に全力を傾注して居る。其構內に半永久的の建造物ともなし、市民は固より學校の先生が生徒を引率し見學に來て、其處で物理の實

驗も出來れば化學應用もなし得るやうにし、江戸開府以來今日に至る歷史的の資料は固より、汎く世界各國都市に於ける同樣の資料は云ふ迄も無く、尙衣食住に關する實生活に必要な有益な資料や、教科書に散見する動植鑛物の標本、剝製、或は實物までも、手の屆く限り蒐集する意氣込で、之れが總豫算約五十萬圓を計上し、建物は鐵筋混凝土最近世式である。

伯が市民教育運動に如何に熱心であつたかは、大正十年十二月二十四日の新聞の記事が、左の如く物語つてゐる。

「市民化運動」の徹底的手段として、後藤市長が來春早々市內各區の講演行脚を斷行する筈になつてることは既報の通りであるが、先づその第一著手としては、市內中央部に於いて、朝野の名士並に隱れたる新進氣銳の士を招き、東京市民として當然必要缺く可からざる大講演會を開いて、市民の爲に公開すると同時に、全市民に對し、統一した自治的觀念を鼓吹する爲に、十五區の講演行脚を企てたのである。而して一方現在最高學府たる各大學に於ては、一般市民が隨意に聽講することの出來ぬ事情となつて居るので、近く建設す可き市民館內に市民講座を新設し國民、思想問題、自治、國際、保健、文藝、學術、宗教等の各講座を開いて、市民の隨意參聽を歡迎することになつてゐるが、市民館の落成する迄は帝大、早大、明大、商大、高工の各大學と女子大學の講堂を借受けて開講し、後藤市長の所謂「文明國人として當然所有す可き知識の向上發達を期する」のだと云ふ。尙右開講に就ては時間其他の關係上聽講し得ざる市民の爲めには、特に小册子として講義の大要を實費で頒布する方針であるが、先づ手始めとして去る十一月三日の明治神宮祭に際し、青山の憲法記念館で開催した金子子爵、藤波博士等の講演速記錄を近く印刷に附し、希望者に實費で頒布するとのことである。（時事新報）

伯は、成人教育ばかりでなく、次代を擔當するところの第二市民に對しての指導をも、決して等閑視しなかつた。

大正十年十二月二十二日の時事新報は、この點に關し左の如き興味あるニユースを揭げてゐる。

先づ小學校に於ける教材には、多く東京市に關する事實を採用する方針とし、たとへば算術の教材としては、二百萬市民が一日一人當り四立方尺の水道を使用するとせば一日幾何の給水量を必要とするか、又は一立方尺は一斗五升四合二勺であるから是を

石斗升に換算せよとかといふ様な取扱ひ方を行ひ、以て兒童をして東京市に對する實狀の概念を與へようといふのである。尙後藤市長は右の趣旨を貫徹せしむ可く來春早々永田助役と共に、市內各區を巡歷して講演を行ふ計畫であると云ふ。

伯の新しい教育運動は、あらゆる方面に波紋を描いた。或は型破りの給仕慰安運動會を催したり、後には、給仕講習會を開設してその教育を始めた。この給仕講習會の內容に就いて、大正十一年七月六日の都新聞は左の如く報道してゐるが、暑休にも拘はらず、伯が熱心に東京市民の爲めに獻身努力してゐた態度が窺ひ知られる。

○夏休を利用して給仕さんの學校——後藤市長の勉强ぶり

夏休廢止反對などと各官廳が騷ぎ廻つてゐる間に、後藤市長は勤勉振りを發揮し、（中略）一方惡戯盛りの廳內の給仕百五十名を正しい人、良い人、行末賴母しい人になるやうにと、給仕さんの學校を始めることになつた。其學校の名は「給仕修養講話會」とて、百五十名を三分し、五十名宛、毎週火曜日に午前九時から十時まで、矢張り市吏員講習所に集めて、久留島武彥氏や、大野緝彥、岸邊福雄、佐々木吉三郎、大迫元繁、山室軍平の諸氏が講師となり教導し是れは約半ヶ年の間引續き行ふ筈である。

更に伯は「自由勞働者講習會」も開設した。この「自由勞働者講習會」に就いては、新聞は新しい企てであるとして、左の如く報道してゐる。

給仕の講習會を開いて家庭からだいぶ歡迎を受けた後藤市長は、今度市設職業紹介所の手を經た自由勞働者のために、新に「自由勞働者講習會」を設け、勞働者に對する健全な思想涵養の途を開くことと成つた。右は十三日から廿日迄向ふ一週間飯田橋職業紹介所の樓上で、毎夜八時から十時迄二時間宛開くのであるが講習科目は主として社會問題に關するものとし無缺席者にはそれぞれ修了證書を授與するのである。尙講師には各專門家を依囑することになつてゐるが、勞働者に對する講習會は本國で始めての試みであるといふ。

かくの如く伯は、形の上に於いて大東京の改善施設に鋭意すると同時に、東京市の內容的な「人的淨化」をも目指して邁進したのである。

第五節　東京市政調査會

一、調査は鞄の如く伯に從ふ

德富蘇峰は嘗て伯を評して、「人間は誰にも癖がある。後藤伯爵にも癖がある。その癖の中で最も著名なる癖は調査癖である。而かも調査といふことは後藤伯に取つては、まるで鞄か何かのやうに、隨所に附き纏ふて居る」といつた。實際、伯のこの調査癖は臺灣、滿鐵、鐵道院と、影の形に蹤き從ふごとく、ついて步いてゐたのである。伯をして世界に類例少なき「科學的政治家」たらしめた所以は、多くこのところにある。

いま伯は市長となつた。日本改造案として伯が原首相に迫つた大調査機關設立の議は、未だに有耶無耶の間に彷徨したままである。然らばせめて東京市に何等かの調査機關を作ることはできないであらうか。若し東京市役所內に作り得ずとするならば、何等かの方法を以てこれを東京市內に作ることは出來ないであらうか。

さうした際伯は、紐育の市政調査會のことを思ひ出した。さうして猫の鼠に飛び付くやうに、この案に飛び付いた。それは伯の希望する通りの調査會であつたからである。

市政會館及び公會堂



定礎式に於ける伯

伯が東京市長になつた頃、筆者は歐洲から米國に渡つて來てゐた。すると大正十年の一月、伯から電報が屆いた。「米國市政の腐敗（例へばシカゴ市の如き）並びにその矯正運動に關し、至急調査して報告すべし」といふのであつた。筆者は、その前年紐育市政調査會で、ビーアド博士の講義を聴いたことを思ひ出した。すぐ手紙を出すと、博士は丁度一家族を連れて渡歐される處であつたが、筆者をマディソン・スクェアー・ホテルに招いてくれた。

米國市政の腐敗は久しいことでありましたが、その改革運動はしば〳〵試みられて、しかも常に失敗しました。それは感情的な正義觀のみから出發した人道論では、市政のやうな複雜な仕事の改革はできなかつたからです。そこで最近米國で起つて來ました運動は、市政自身を科學的に研究調査して、如何にすれば惡政が出來なくなるかの根源を突き止めることでした。それから抽象的な善政論から一歩進んで、具體的な政策を市政のために提供することでした。

この目的のために有志家によつて組織されたのが紐育市政調査會でありまして、その結果市政改革論者は、茲に初めて具體的の政策を持つやうになり、又市政の現實な檢討も可能となり、次第に市政の腐敗が跡を絶つやうになつてきたのであります。

これが市政の腐敗を防ぐ、唯一の恆久的方法だと思ひます。故に東京市のために材料を送られるのでしたら、紐育市政調査會に赴かれて、これを研究して御報告なさい。

さう言つて博士は、快く紐育市政調査會の專務理事ルーサー・ギューリック博士への紹介状を書いてくれた。それを携へて筆者は、紐育市政調査會にギューリック博士を訪れ、幾日となくこの調査會で色々の人々に會見し、その材

料を蒐集し、且つ長文の報告書を記して伯に郵送した。

すると伯から返事が屆いた。

『日本でも同樣の調査會を作ることにするから、更に出來るだけ多量の材料を集めて送るやう。』

それで筆者は、尙ほ出來る限りの材料を纒めて東京に送つた。さうしてその年の五月に歸朝した時、東京において市政調査會設立の計畫が著々進みつゝあることを、筆者は伯の口から聞かされた。

二、伯と安田意氣相投ず

東京市政調査會設立の計畫が、急速に具體化したのは、財界の巨頭安田善次郎が、この事に非常な興味をもち、伯に對して財的援助を約したからであつた。

伯は前掲書「東京市政調査會寄附に關する安田勤儉翁の眞意」の冒頭において、安田が伯に對し援助を約するに至つた發端を左の如くに記してゐる。

一昨年（大正九年）十二月十一日に、都市研究會に於て市民自治的觀念の覺醒を促す目的を以て、臨時相談會を工業倶樂部に催した時、予の案内に應じて來會せられた市の紳士は九十幾名、彼れ是れ百名近くに達した中に、安田翁も加つてゐた。翁は平生餘り此の種の集會に面を出さないといふことであつたが、此の時は逸早く出席せられたのである。翁は此の會に臨む前、神田鐳藏氏に向ひ、

後藤男の今度の計畫は大分面白いやうに思はれる、彼の人ならば必ず相當の實績を擧げるであらう、私も當日參

會して一應話を聞いて見たい。

と云ふやうな事で、神田氏も同行を勸めたと見え當日安田、神田の兩氏は車を同うして定刻に會場に來られ、予が演說を終りたる後、別席にて翁に面晤した、其の時翁は、

御演說の趣旨は至極結構で、東京市の行き詰りは、即ち帝國の行き詰りであつて、首府たる東京は帝國の縮圖なれば、東京を救濟することは帝國を救濟する所以との高說は感服致しました、就ては此の事業に付き何か私に應分の御用でもあるやうならば微力を盡して見たいとも存じます。

と言はれたが、有體にいへば予は當時に在ては翁の眞意を十分に味ふことを爲し得なかつたのである。然るに其の後神田氏に面會した時、同氏は翁が頻りに男爵に男惚れでもしたと申さうか、大分あなたに打ち込んで居る色が見える。後藤男ならば屹度あの計畫を實行するであらうと翁が繰り返して話したことを、予に漏らしたのであつた。

即ち都市硏究會の席上における伯の風丰、伯の抱負が安田をして、伯に接近せしむるの動機となつたのである。それは伯が東京市會において、市長に選擧された直後であつて、伯はまだ起否の態度を明かにしなかつた時であるが、その後、間もなく伯は東京市長の椅子を占めた。然らば市長就職直後における伯と安田との關係は如何やうに進展して行つたのであるか。

前揭書において伯はなほも當時を追想して筆を走らせて曰く。

予が都市硏究に熱中するのは專ら首府の改善刷新を希ふ宿志から出づるは無論であつて、固より市長の地位とは

何の關係もないのであつたが、時恰も市長の人選が大分面倒になつて居た際なので、東京市會一致の推擧で市長に當選した處から市民の有力者からも否や應なしに予の蹶起を促され、寧ろ其の方があなたの志を成すに近道ならんなどの話もあつたが、予は別に企畫を試みて居る仕事もあるので、辭退再三に及んだが、結局我を折つて受諾せねばならぬ立場に至つたことは人の知る所である。翁はこの有力者の會合にも出席して予を起たしむる方に贊同したと聞くが、拙宅を訪はれた時、翁は左の如く云はれた。

都市研究會の事業は男爵ならでは他に仕遂げる人ありとも覺えず、市長としての推薦は寧ろ御辭退の方然るべしと存ずるも、何分外に此の場合適任者を見出さぬとしては、あなたを煩すより別に考も浮かばず、私も此の際市民の爲に御奮發を願ふ一人であるが、あなたの御迷惑も察せられ、實は表面贊成はして居るものの、個人としてあなたの御爲には聊か面白からぬやうな氣も致します。

知己の感ある斯んな親切な話もあつたが、市長の方は彼の如き勢ひで受諾することになつたので、予は翁が色々問はれるのに對し、予に多少の腹案あることは有るが、果して市民が容れて吳れるか、市會が援けて吳れるかの懸念は胸に横つて居る所であるなど語つた末、紐育 Bureau of Municipal Research に就て話した所、翁も興味を以て聽いて吳れ、譯文が出來たらば是非見せて貰ひたいと云ふことであつた。

安田の熱意は當時、伯自ら想察し得ざるほどに旺んなものであつた。伯はこの間の事情を前掲書に於いて、左の如くに記述してゐる。

其の後、日は忘れたが翁から面會を求められ、工業俱樂部で面會した所、却て翁より紐育市政調査會譯文の印刷

物を催促せられたので予は今、兩三日の内には貴覽に入るべきが、其の内容は云々と大略を話した、翁は語を進めて然らば如何なる方法を以て之を實現する積りかなど問はれたので、予は既に市長たる立場に居るなれば、市會に諮ることとなり又他の機關となして協力して行ふ外なかるべしと答へ、翁は私も篤と考へ見たしとのことにて別れたが、翁が此の計畫に餘程心を傾けつゝあつたことは、其の辭色にも形はれて居た。

筆者が紐育から送つた市政調査會に關する資料が、東京に著いたのは二月二十四日であり、これを飜譯印刷して有志に配布したのは三月三日である。從つてこれらの會談は、その間に行はれたものと察せられる。

三、安田財的援助を約す

約の如く、伯は紐育市政調査會の譯稿を安田に送付した。さうして問題は忽ちに大展開をした。伯の「安田勤儉翁の眞意」によれば、次の通りである。

予は約の如く紐育市政調査會の譯稿が出來たので早速翁の許へ送つて置いた所、三月末であつたかと覺える。翁は拙宅を叩いて種々談話した上、

偖て此資金は何うして調達する御考へで、私は男爵の此の立派な仕事に對して滿腹の贊成を表するが故に、飽くまで微力を盡して見たいとは存じますが、俗に申す寄り合ひ世帶では到底思ふ存分のことは出來るものでありませんから、私が御手傳ひすることになれば、憚りながら此の位の資金は私の獨力で足ります故、敢て他の助力を借りるに及びますまい。

と云はれたので、予は聊か度膽を拔かれたのであつた。（中略）予は此の時頃までは翁が此の如き事業にそれ迄深く考量して呉れて居ることを耻しながら思ひ到らなかつたのである。

右の如く安田の心境に就いては、伯自らが「度膽を拔かれた」ほどであつた。最早、實現への過程を急速に辿るだけが殘された課題となつた。前掲書にはこの間の經緯が詳かに述べられてゐる。

昨年三月中であつたと思ふ。復た工業俱樂部で翁と面會することになつた所、翁はあなたは屹度計畫通實行する御覺悟かと念を押した上、更に語を強めて現在閣下に市の仕事を御願ひして居ますが、若し此上市政調査會成立の後之を御願ひ致して他日內閣組織の大命があなたに下るやうなことが起つたら、市の仕事もだが、市政調査會は何うなる御積りか、今斯んな御話をするのは異樣に御考へなさるかも知れませんが、萬更無い噂ではありませんから腹藏なく申上げ豫め御內意を伺ひたいといふ事であつたから、予は言下に、それは世間の人が予の眞意を解し得ぬ想像から起るのであつて、予としては桂公が創立せられた立憲同志會を去つて以來、斷じて政權爭奪の仲間入りはせぬことに極めて居る。今後と雖も政黨政派を背景として總理大臣の印綬を佩びようなど丶云ふ野心は毛頭もたぬ。但し寺內內閣の一員として閣班に列したことは彼の場合、伯に對する情誼上萬、辭し難き事情のあつたことは略ゞ御諒察が願はれるであらうと思ふ。予の本心は何がな微軀を以て國家に貢獻したいと云ふ一點に存し、必ずしも國家の危急に際しても政黨政治に關係せぬと迄には云へぬが、併し政黨員の樣に自ら進めて政權を得んとの望は抱ては居らぬと答へた。翁は微笑しながら、それでも世間にはあなたは自ら市長の運動を爲されたと迄噂する者もありますぞといはれるので、予も亦一笑してさる運動はせぬが當時、諸君の誠意に背くこと

も心苦く且つ聊か宿案を實際に施して見る樂みもあるので遂に御受けした次第であるが、唯今御話の總理大臣云云に付ては予は理論上からは市政調査會の仕事を兼ねることは必ずしも不可ならずと思ふも、萬々一御話の如き時節が到來したとしても、一人で兩方を引受けることは宜くない故、孰れか一を撰ばねばならぬと云ふ場合には、予は他に賢能を薦めて内閣を組織して貰ひ、自分は依然留て市政調査會の仕事に全力を傾けるまでゞあると答へて置いた。

伯のこの返答を得た安田は、欣然として今や計畫實現への具體的折衝を開始するに至つた。伯の筆は尚も左の如く續いて行く。

翁は了解の體で、畢竟事の成否は其の人を得ると得ざるとに存するものでありますから、私は全然後藤男爵其の人を信じ、其の人に對しての後援の意味であります故、あなたの裁量で如何樣にも使つて貰ひたいのであると語られ、翁は改てそれ迄の御決心を承はる上は早速具體的の案を見せて貰ひたいと云ふことであるから、予は之に應じて具體的の腹案を示したのである。先づ資金の方よりいはゞ、建築經費三百五十萬圓を要することは設計圖面並に豫算の示す通りであるとして、維持の方からいはば當分建築費の年利一割、即ち三十五萬圓を貸事務所料等に依て取上げることゝ假定し、此の内より十五萬圓乃至二十萬圓を以て各般の調査費に充て、其の餘は積立金並に準備金等に向け基礎の安全を期す積りなりと極めて大體を説明した所、さう云ふ風に經營して行かねば嘘と云ふて首肯せられ、予は翁が考慮の材料となるべき書類を手渡して別れたのである。

石橋を叩いて渡る安田善次郎は、いま伯の政治に對する本心を打ち明けられて、茲に初めて最後の決心をなした。從來は非人情と罵られ、吝嗇として譏られたる安田が、唯伯の一言に感激して、遂に數百萬の大金を無條件で投げ出したと云ふことは、安田に取つても、伯にとつても、寔に興味ある人間的插話である。

四、安田の書翰

さて、ここまで交渉が進展して來た時、安田は淺野總一郎とともに南洋旅行に赴いた。勿論、その出發に際して伯を訪れ、一切は歸京後において措置したい旨を述べたのであつたが、その歸京後において、話題は資金寄附の手續問題にまで進展した。それを前掲書において伯は左の如く記述してゐる。

安田翁は六月頃歸京の後予に向て、

私が御計畫の資金を寄附することになれば何んな鹽梅に致すが宜きものにや、實は内務省へ願出した三百萬圓問題があり、新聞の報ずる所では安田が寄附するのは慈善の假面を被て脫稅を企てるものであるなど云はれ、而かもそれが内務當局から新聞へ漏らされたとあつては、私としては心外でなりません、全體寄附金を出して脫稅が出來ると云ふ算盤は何處から出ますか、私は斯んな數理の解らぬ連中の處へは出したくないが、若しそれを止めたなら必ずあなたの事業へ向け換へたと云はれるかも知れず、それは第一此立派な仕事を汚すやうな氣も致ます故、彼れは彼れ、此れは此れと區別して處置したいと思ひます、就てはあんな誤解を受けた内務省の方を先に片付け、それから男爵の方へ出させて貰ひたいのです、内務次官は私に對して甚だ氣の毒と云はれますが、私は内

務省でなくとも、假りにもあんな批評を受けては喜んで寄附し兼ねるのであります、私は今日に至るまで誰にも左樣な事は申しませんが、一體私に寄附させて呉れるやうな人が世間に餘りないのであらうと思ひます、同時に私の集めた金を使つて呉れる人もありません云々。

（中略）いつ頃であつたか記憶は確かでないが、男爵がまだ內務省に御奉職の時分と思ふ、救貧と防貧の機關に付ての御意見を伺つたことがあります、私は當時から其の御趣旨に同感でありました、私は今日世間に存在する慈善事業なるものが概して氣に入らぬので、濟生會の寄附金も同樣の考へから不本意ながら御斷り申した、世間では安田は利慾一方の人間と云ふ風に云はれても、ちやんとした根本から定めて來ぬ寄附金は如何に勸められても出し度くない、此度の御話の寄附金でも私が市の機關に出したとなれば、又何とか勝手な指圖や批評を受けるのが否やですから、寧ろ匿名にでも願ふ方が宜いかと思ひます、何れの道、私の出す金は後藤男爵といふ人を信じて其の人に有益に使つて貰ふでなければ、私の志が立たぬと云ふことは呉々も御承知置き下されたい。

と云ふ話があつたので、予は千圓とか萬圓とか云ふ金額なら或は匿名でも宜からうが、假初にも何百萬圓と云ふ大金を無名氏で申受けることは敢て不可といふで無けれどもどうかなと云ふと、翁は更に語を繼いで、あなた金錢は分厘を尊とく分厘を重んずべきもので萬金となれば却て砂の如きものでありますと說き翁はまた、匿名で受けられること不可であれば、內務省の方さへ先きに片付けば、別に男爵に寄贈することにしませう、平たく云へば此の寄附は市長にも市會にも、又市役所にも出すのでなく、後藤と云ふ人の計畫を實行させる爲に御手傳するに外ならぬ故に、あなたの意思の儘に自由に使用せられることを望むのです、迚も役所風の行り方では折

又希望でもあります。（中略）

翁は飽くまで予輩の仕事に贊同して援助を吝まぬ樣子であるので、予は一方に於ては計畫實行に遺算なきやう考慮を重ねると同時に、他方に於て翁が氣に懸けて居る內務省に關する一件を片付け、其の上で改て市政調査會に三百五十萬圓の寄附を受ける手段を取ることにした。

かくして九月二十二日附で、在大磯の安田から伯宛ての書翰が到達した。安田の自筆にかかるものであり、その頃における彼の心境を物語るものであつた。卽ち伯は前掲書において、この書翰原本のまま石版刷にしたものと、更に活字に直したものを併せ掲げて、これに關聯する解說を左の如く記してゐる。

拜答　會社設立之事に付き種々御配慮相煩候段奉謝候。去る十六日字句修正可致との事にて、書面府廳へ下附相成直ちに修正差出候事として、區役所より府廳を經て再出可致との手續中に有之候。本月中には是非相運度と申居候。過日御來話之一條は成へく速に致度存居候。

一兩日中に出京、夫是取調度心算に御座候。草々頓首

九月念二　善　次　郞

男爵閣下

研北

右の書翰は極めて短文ではあるが、翁との話し續きから推して下の如く三段に分つて翫味詳釋するのは當然であらう。

第一段　初頭より「本月中には是非相運度と申居候」とあるは安田修德會設立に付ての三百萬圓の件、卽ち前項(二)の末文內務省に關する事柄にして之を奇麗に速に片付けんことを望みたる意思を明確にするもの。

第二段　「過日御來話云々致度存居候」までは專ら市政調査會の事を指すものにして、前文內務省との行き懸りの解け次第、直に調査會の企畫に進み移らんとする決意を示したるものなるは勿論なり。

第三段　末文の「一兩日中」以下は數字を聯ねたる一句に過ぎざれども八億圓並に十三億圓の計畫に關し具體案として貯蓄銀行、郵便貯金、割增附債券發行と內外資金の關係乃至其の得失等の調査を進め豫め報告すべしとの兼約を意味するものにして僅に「夫是取調度」の五字なるが義深し。之を第一、第二の兩段に結び付けて考ふるは固より當らず。何となれば前の兩段の事柄は翁の意思已に明白にして何等調査の必要なきを以てなり。而して第三段の結文を見るに及んで翁が一代の人傑たる到底凡庸の企及を許さぬものあることが認められる。

五、安田の死と伯

然るに安田は、前掲の手紙を認めて、まだ一週間も經たない九月二十八日に、大磯の別邸において、朝日平吾に刺されて横死した。

伯が安田と如何なる交際を爲してゐたか、また安田の兇死に對し、伯が如何なる感想を抱いたであらうかといふ二點に就いて、前掲書に伯は左の如くにその所懷を披瀝してゐる。

「氏に少く餘談に亙るが、一日翁が拙宅を訪はれた際、云はれるのに私は餘り他人に書を請ふやうなことは致しま

せんが御閑暇の時御一筆願ひたいものです、御閑暇と云ふことはないでせうが、いつでも御氣分の宜い時に願ひたい、決して急ぎませんからと繰り返され、予は拙筆の御所望痛入るが承知しましたと答へて笑ひながら玄關に送り出した時、翁は顧みて前言を打消し、急がぬとは申したもの丶私も最早八十を越えた老人ですから、此の眼球の黑い間に一覧み拜見して樂みたいと云はれた故、予は早速拙筆を笑覽に供すべしと約して其の後、一箇月程經て書き贈つたが、何等か讖を爲したやうに後に至つて思ひ合はされた。

翁の一家は翁始め善の字を名に用ゐて居る故、予は自製の俳句などを書くことを見合せ善の字を排列した面白い古人の章句を捜してこれを老子に得たのであつた。

上善若水、水善利萬物而不爭、處衆人之所惡、故幾於道矣、居善地、心善淵與善仁、言善信、政善治、事善能、動善時、夫惟不爭、故無尤。

予は上善若水の四字を額に、他を幅に認めて送つた。其の後、翁を大礒に訪ふた時、翁は今二、三日の後に御來臨下されたならば額面の表裝が出來上り、貴覽に入るべきものをと殘念がりつ丶、拙筆の全文を寫取つたものを示して云はる丶には私は頓と氣付かざりしも行員中聊か心得のものあつて此は老子より出づと教へ吳れたので、斯の通り訓點を施し味ひ居る次第ですが、あなたが善の字に御意の至れることは別して感謝に堪へずとのことであつた。乃ち老子文中の三字「與善仁」は左の古歌と同じ意義であらう。

理(コトワリ)に背く惠みを與ふなよ　やふさかなりと人はいふとも

又其反對に、

理に背く恵みを受くるなよ　受けじてよしや命絶ゆとも

など古人の歌がある、之を援用して、翁に併せ味はんことを請ふたのである。これが翁と予との最後の會談で、翁は九月二十八日兇刃に罹られ、幽明忽ち境を異にしてしまつたのは返す〴〵も殘念である。

翁の歿後武井男爵市役所市長室に來談もあり、又令息善之助君が市役所市長室を訪はれ又翁の手函中より市政調査會への寄附金に關する書類を發見し、生前閣下と御約束し置きたる事情明白となりたれば、故人の志を紹ぎ私共より早速出願の手續致度ければ宜く賴むなど用談の終つた後、翁の臨終の際における模樣も聞いたので、予は現代善次郎君に云ふた。若し君等が今頃は親父と朝日某とは三途の川畔で格鬪でもして居るかも知れぬなど丶想像したら、夫れは大きな間違ひである、翁は狂漢の白刃が身に及ばんとする瞬間でも、彼れの無心を承諾して遣れば斯んな災厄に逢はずに濟みたらんものにと云ふ如き後の祭りの悔はなかりしと信ずる、何となれば翁は意思の强い己れの主義に忠實で、先方が何と云ふても自分判斷を曲げない人であつたからである。

予の想像を小說的に語るならば、翁が三途川の彼岸に達した後から一人の亡者が來る、それは朝日某である、翁は朝日を麾き且つ面を和げてお前も來たか、併しお前は斬姦狀に書いた通りの信念で私を殺したのなら詰り人を誤解してゐるのであるから憫むべきである、けれども閻魔王の前に出れば殺人犯として地獄へ遣られるに相違ない、私は良心の命じない金を出すのは寧ろ罪惡と考へて、お前の要求を斥けた爲にお前に刺されたが、私の心中は彼の時でも今でも光風霽月である。まあ私に跟いて來なさい、閻魔王には私が代て詫をして遣らう、お前が悔悟すれば私と一緒に極樂へ行かれるかも知れんと云はれ、朝日が熟々翁の姿を見ると後光が輝いて居るので彼は

身を縮めて言句の申譯けも爲し得ない有樣ではあるまいか、是は唯々予の小說話しであるが、君等始め一家の方方に於いても篤と此の邊に付き御勘考ありたきものと述べた所、令息は涙を拭ひつゝ有り難き御教訓感銘の外なしと謝し去られたのであつた。

六、三百五十萬圓の寄附

安田の兇刃に斃れた後、安田家に於いては遺言狀その他の書類整理中、端なくも安田の手函中から、東京市政調査會への寄附金に關する書類が發見された。そこで嗣子善之助は、亡父の遺志を繼承し、自ら遺族を代表して伯を訪ひ右寄附の申出を行つたのである。

すなはちそれは、亡父の遺志を繼いで、個人としての伯に、金三百五十萬圓と本所橫網町所在安田本邸及河岸地を添へて、專ら伯の指揮の下に、東京市公會堂の建設と東京市政調査會館の建築並びにその經營とを委託したのであつた。時に大正十一年一月十五日。この時嗣子善之助は、すでに善次郎を襲名してゐたが、その寄附申込書の內容は左の如くであつた。

東京市政調査會設立者男爵後藤新平殿

安田善次郎

拜啓　益々御健勝に被爲渡奉欣賀候。陳者東京市政に關しては、近年遺憾の點尠なからず、今や鋭意改善の御計畫あらせられ、中正不偏の調査機關を設立し、市政の振作に貢獻せられむとするは、洵に欣快とする處に御座候。就ては財團法人東京市政調査

會の事業に寄與せむが爲、金三百五十萬圓也及本所横網弊方本邸（別紙の通）を、別紙條件を附し御寄附致度候。右亡父善次郎の遺志を繼ぎ寄附申込候也。敬具

寄附指定條件

一、財團法人東京市政調査會は、該寄附金を以て、會館（公會堂附設）及第四號に掲ぐる公會堂を建設すること。

二、會館の位地は、日比谷公園の一角東北隅、及公會堂は本所横網町安田本邸（別紙圖面の地内）に選定すること。

三、會館が日比谷公園内に建設せられたる上は、其建設物中公會堂に屬する部分は市の管理に委ね、其の管理に伴ふ收入支出は市に歸屬せしむること。

四、本所横網弊方本邸の建物及庭園を可成現形の儘にて維持し、且該寄附金の一部を以て、同地内適當の場所に公會堂を建設したる上、公園の用に供すべき部分及公會堂は、財團法人東京市政調査會において更に東京市と協定を遂げ、東京市の公園及公會堂として寄附すること。

（別紙）

東京市本所區横網町貳丁目七番地

一、安田家本邸敷地（此坪數四、五二一坪）

（内譯は之を略す）

かくして同三月九日附を以て、伯より安田善次郎に對し、感謝を以て右の申出を承諾するの意向を回答すると共に、本所の安田邸の土地及び建物を東京市が受領するに付き必要なる公式の手續、及び所有權の移轉手續等は、市政調査會の承認に依り、安田家から直接東京市に對し取計はれ度きことを申送つた。

更に三月二十日附を以て、伯は調査會設立者同會理事として、上掲の安田の寄附申出及び指定條件に基いて、寄附

願を東京市長に提出した。それは本所の安田家本邸の建物及び庭園を公園とし、市政調査會は安田家の寄附金を以て邸内に公會堂を建設し、これを市の公會堂として寄附すること、及び市政調査會は安田家の寄附金を以て日比谷公園東北隅に會館（公會堂附設）を建設し、その公會堂に屬する部分は、市の公會堂として無償提供するから、その建設用地千二百坪以內の無償使用を許可して貰ひたいとの趣旨のものであつた。

玆において、伯は東京市長として、上の寄附願に基き「寄附受領ニ關スル件」なる市會議案を作成し、三月二十二日、市參事會の審査に附した。さうして市參事會は三月二十九日、この案に同意したので、四月四日市會に提出、同十日上程され、即日七名の委員附託となつた。

右の如き市會議案に就いては、委員會において種々、論議が行はれた。その結果、市政調査會から、更に調査會代表者を理事池田宏と訂正し、なほ會館及び公會堂の建築に要する工事費は安田家から調査會に寄附せる三百五十萬圓をこれに充て、向ふ三年內に竣工すべき旨の追申書を、また安田善次郎及び市政調査會の連名で、本所安田邸の家屋敷の寄附は、安田家から東京市に直接寄附するのが相當とせらるるなら、さう取計つて頂きたいといふ趣旨の寄附願を、孰れも東京市長に提出した。

そこで市會委員會は前後六回に涉りて集合審議の結果、つひに報告意見が纏まり、市會はその委員報告の通り可決確定した。この決定に依れば當初、安田邸敷地建物は一應調査會が安田家から寄附を受けたる上、更に之れを市に寄附する趣意であつたのを、安田家及び東京市間に直接寄附が行はるることとなつた。卽ち後に安田並びに調査會の連名を以て提出した寄附願の趣旨に基いてそのやうに變更されたものである。さうしてこの變更と、會館に關する次の

條件三項を附せられた以外は、悉く調査會當初の寄附出願の主旨に合致した譯であつた。

記

一、敷地ニ付テハ日比谷公園内ノ建築ハ其ノ東北隅トシ見附跡ト池トヲ保存スル範圍ヲ限リ市ニ於テ之ヲ定ムルコト。
二、増築ニ付テハ公園ノ風致ト利用ヲ妨ケサルコトニ注意シ豫メ市ノ認可ヲ受クルコト。
三、會館ノ貸附ニ付テハ公會堂ノ使用ヲ妨ケ又ハ公園ノ風紀ヲ害セサルコトニ注意スルコト。

さうして、六月二十一日附を以て、伯より安田へ宛て、寄附承認の件に關する東京市長よりの來牒を通達すると共に、寄附財産の授受についての配慮を煩はしたき旨を申し送つた。これに對し、安田家からは六月二十三日附を以て了承の旨の回答あり、これにて安田家よりの財産寄附に就いての一切は確定したのであつた。

七、東京市政調査會の成立

安田家からの寄附の申込を受けるや、伯は寄附行爲を作成して、大正十一年二月十七日、財團法人東京市政調査會設立の件を申請し、同月二十四日、内務大臣より設立認可を受け、事務所を麹町區有樂町の帝國生命保險會社の三階に定めて事務を開始した。

しかし市政調査會は安田家の寄附のみをもつて創設されたのではなかつた。別に匿名の篤志家に依る寄附二口、計四十萬圓が最初創設の基金となつたのである。この點に就いては、伯は前掲書即ち東京市政調査會寄附に關する「安田勤儉翁の遺志」のうちに於いて、「予輩は是れより先き予は一二富豪へも希望を通じた所、孰れも趣意に於ては大賛

成であるが此の節柄のことなれば一時に大金を集める事は難事であらう。併し多少の心配はするといふ意向」でと記してゐる。

かくして財團法人東京市政調査會は設立された。設立趣意書及び寄附行爲は左の通りである。

惟フニ都市ノ發展膨脹ハ當今ニ於ケル世界共通ノ事相ニシテ、現代文明ノ一大徵證ト爲ス。都市必スシモ國家ニアラス、然モ國家ノ中樞神經ハ都市ニ存シ、都市ノ盛衰興亡ハ卽チ國家ノ盛衰興亡ト相追隨スルハ蓋シ爭フヘカラサル事實タラスムハアラス。是ヲ以テ歐米文明諸國皆都市ノ自治政ニ就テ深ク其ノ意ヲ致シ其ノ力ヲ竭シ、小ハ市民各個ノ生活ヲ便利安固ナラシメ以テ其ノ福祉ヲ增進シ、大ハ都市其ノモノヲ秩序的ニ整正シ科學的ニ開發シ、以テ圓滿具足セル人類ノ理想鄕ヲ現出スルヲ期セサルハナシ。曰ク衞生曰ク教育曰ク運輸交通曰ク物資供給曰ク生存ノ向上、凡ソ所謂都市ナルモノ大ハ五六百萬ノ大集團ヨリ小ハ三四萬ノ小集團ニ至ル迄何レモ一都市ヲ以テ一家ト看做シ、一都市民ヲ以テ一家族ト看做シ、各其ノ所ヲ得セシムルヲ以テ自治政ノ正鵠ヲ得タルモノト爲セリ。

顧ミテ我帝國ノ都市ヲ見レハ、自治政ノ施行以來年久シカラストセサルモ其ノ運用ニ至リテハ動モスレハ私黨相比周シテ市民ノ利益ヲ壟斷スルモノアリ、舊慣ニ拘泥シテ、日新ノ世運ト背馳スルモノアリ、唯當面ノ細務ニ齷齪トシテ都市百年ノ大計ヲ閑却スルニ似タリ。而シテ其ノ甚タシキニ至リテハ幾許ノ醜問題ヲ胚胎シ、終ニ司直ノ府ヲ煩ハササルヘカラサルニ至ルモノアリ。此ノ如クシテ荏苒推移セム乎。人間ノ本能タル自治生活ノ圓滿ナル發展ハ得テ望ムヘカラサルノミナラス、遂ニ自治政ハ全ク空名ニ歸シ、都市ヲ擧ケテ殆ト腐敗ノ發育所タラシムルモノアランモ亦未タ知ルヘカラス。其レ豈寒心ニ勝ヘン哉。吾人玆ニ慨スルコト多年竊ニ思フ徒ニ其ノ弊害ヲ矯正セントスルモ一弊ヲ除ケハ從ツテ一弊ヲ生シ、一害ヲ去レハ更ニ一害ヲ來ス。寧ロ若カンヤ市民各個ヲシテ自治ノ根本義ヲ徹底的ニ會得セシメ、市政ヲシテ現代科學ノ討究ヨリ成ル合理的知識ニ準由セシメ、以テ自治政ヲシテ確乎不拔ナル科學的見地ノ基礎ノ上ニ樹立セシメンニハ。是レ市政調査機關設置ノ卽今ニ於テ最モ急須トスル所以ナリ。諺ニ曰ク淵ニ臨ムテ魚ヲ羨マンヨリハ、退テ網ヲ結フニ如カスト。調査機關設置ノ如キ現在都市ニ瀰漫スル弊害ヲ一掃スル

ノ快事ニ比シテ聊カ迂遠ノ觀ナシトセサルモ、而モ根本的ノ刷新ハ此ノ順序ヲ經由セサレハ能ハス。所謂急カハ廻レトハ此ノ事ニアラスヤ。本會ノ綱領トスル所ハ敢テ自ラ一切ノ都市政策的施設ニ當ラムトスルニアラス。唯普ク衆智衆能ヲ蒐メテ專ラ事實ノ基礎トシ、主トシテ帝都ニ於ケル都市問題ノ研鑽考覈ニ努メ兼テ一般都市政策ニ關スル調査研究ヲ遂ケ以テ克ク時運ノ要求ニ應スル施措ノ實現ヲ期スルニ在リ。乃チ、

之カ調査研究ヲ爲スニ當リテハ科學ノ應用及社會政策ノ調査ニ任スル公私各方面ノ機關ト連絡シ、

時ニ應シ機ニ臨ミテ各方面ノ人士ト會シ、互ニ胸襟ヲ披瀝シテ意見ノ交換ヲ行ヒ、公正ニシテ不偏專ラ市民ノ要求ヲ達觀シテ健全ナル都市政策ノ樹立ヲ期シ、

意見ヲ公表スルニ當リテハ、具體的事實ノ調査ニ基キテ豫メ當局ト折衝交渉ノ任ニ當リ、

其ノ法規ノ制定改廢ヲ要スルモノ、若ハ官公廳ノ施設經營ニ俟ツヘキモノニ付テハ、之カ實行ヲ要望勸奬シ、

其ノ公私各團體ノ施措市民ノ協力ニ俟ツヘキモノニ付テハ趣旨ノ宣傳ニ力メテ自奮自覺ヲ促シ、相率キテ市政ニ翼賛セムコトヲ期シ、

其ノ關係者ニ於テ不審不同意トスル點アラハ、之カ指摘ヲ求メテ之ニ公正ナル批判ヲ與ヘ、

又常ニ精確適實ナル調査資料ヲ準備シ、何時ニテモ公私各方面ノ諮問又ハ依賴ニ應シテ、適切ナル改善案ヲ提供シ誠意ヲ以テ當局ニ協力シ、

以テ懇切ニ市民ノ附託ニ副ヒ、一意專心全市民ノ福利ヲ增進セムト欲スルニ在リ。

抑モ吾人カ科學的研究ト云フハ、漫ニ高遠不可解ノ難問題ニ沒頭スルノ謂ニアラス。又物質的方面ノ一片ニ偏倚スルノ謂ニアラス。惟フニ現代ノ科學ハ廣大ニ彌リ精微ヲ極メ駸々乎トシテ靈物一如ノ域ニ進入シツヽアリ。而シテ其ノ研究ナルモノモ、坐シテ云フ可ク起テ行フ可キモノニシテ、原理ト應用トヲ接近セシメ學問ト實際トヲ接觸セシムルモノ、洵ニ本會ノ趣旨ト爲ス。此ノ如クンハ、本會ハ却テ市民生活ノ燈臺タリ市民活動ノ羅針盤タルヲ得、而シテ眞ニ世界ノ大勢ニ順應シテ帝國ノ都市ノ自治政ノ

第十三條　會長及副會長ハ理事ノ互選ニ依リ之ヲ定ム
第十四條　會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統理ス副會長ハ會長ヲ補佐シ會長故障アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス
第十五條　理事及監事ハ評議員中ヨリ會長之ヲ囑託ス
第十六條　評議員ハ會長之ヲ囑託ス
第十七條　役員ノ任期ハ五年トス但シ重任ヲ妨ケス
補闕ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス
第十八條　役員ノ任期滿了ノ場合ニ於テハ後任者ノ就任スル迄仍前任者ニ於テ其ノ職務ヲ行フ
第十九條　評議員會ハ毎年一回會長之ヲ招集ス但シ必要アルトキハ臨時之ヲ招集スルコトヲ得
第二十條　評議員會ノ議長ハ會長之ニ當ル
第二十一條　評議員會ノ議事ハ出席評議員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
第二十二條　本會ニ顧問及審事委員若干人ヲ置ク會長之ヲ囑託ス
顧問ハ役員會ニ出席シ本會ノ事業ニ關シ會長ノ諮問ニ應シ又ハ自ラ意見ヲ述フルコトヲ得
審事委員ハ專門ノ學識又ハ經驗ニ依リ本會ノ事業ニ參與ス
第二十三條　本會ニ必要ナル職員若干人ヲ置ク會長之ヲ任免ス
第二十四條　會長ハ前二條ノ外評議員會ノ議決ヲ經テ事業遂行上必要ナル機關ヲ設クルコトヲ得

第七章　補　則

第二十五條　本寄附行爲ノ施行ニ關シ必要ナル細則ハ評議員會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム
第二十六條　本寄附行爲ノ條項ハ出席評議員三分ノ二以上ノ同意ヲ經且主務官廳ノ認可ヲ受ケ之ヲ變更スルコトヲ得但シ第四條ノ變更ニ付テハ評議員會ノ同意ヲ經ルコトヲ要セス

第八章　附　　則

本會設立當時ニ於ケル會長其ノ他役員ノ職務ハ設立者ニ於テ之ヲ行フ

東京市政調査會の成立するや、豫定の通り伯は自ら會長の椅子に就いた。さうして岡實が副會長に、松木幹一郎が専務理事に、池田宏外六名が理事に、安田善次郎以下二名が監事に決定した。さらに阪谷芳郎外百數十名にのぼる評議員も次第に決定して、その陣容はやうやく整つた。

而して調査會の事業は、前掲寄附行爲第三條に明記されてゐるが、調査研究部門の分類は「東京市政調査會寄附行爲施行細則第一條」に於いて、左の如く規定せられた。

第一條　事業ニ關スル調査研究ハ左ノ六部ニ於テ之ヲ分掌ス

第一部　法制及他ノ部ニ屬セサル調査事項

第二部　交通及都市計畫

第三部　公營事業

第四部　文化及社會事業

第五部　衞　　生

第六部　財政及經濟

前項各部ノ外總務部ヲ置キ各部ニ關スル事務ノ總括各種調査機關トノ連絡及庶務會計並文書圖書ニ關スル事務ヲ掌ル

各部ハ理事之ヲ擔任ス

八、發會式

財團法人東京市政調査會は、大正十一年六月二十六日、丸ノ内工業倶樂部に於いて盛大なる發會式を擧げた。當日の列席者は三百三十五名、午後二時、會長として伯は一場の挨拶を述べ、次いで加藤（友）內閣總理大臣、淸浦樞密院議長、水野內務大臣、宇佐美東京府知事の祝辭朗讀あり、更に柳澤東京市會議長、男爵阪谷芳郞、德富猪一郞三者の演說があつた。

この日の會長としての伯の挨拶は、調査會設立の趣旨を闡明して餘りなきものがあつた。すなはち伯は先づ、立憲政治の根柢は眞善の自治を基礎とする旨を述べ、更に科學的調査攻究の必要を論じ、續いて學問と實際の調和聯絡に言及し、市民の實生活と市政調査の連絡に就いての實例を引用し、進んで自覺の市民に就いての解說を試み、調査會の目的を明かにし、「市民と共に又市民の爲に」といふ標語を以て、「紳士稅の支拂」を高調したのであつた。その全文は左の通りである。

閣下並に諸君。本日東京市政調査會の發會式に方りまして、公私御多忙の際にも拘らず、御參會下さつたことを深く感謝致します。本會設立の趣旨及其經過等に就いては別に各種の印刷物を差上げて置きましたから玆に省略します。

本會は如何にして眞に市民の幸福を增進し、如何にして市民の患害を除き、東京市をして全國の模範市たらしむべきかと云ふ實際問題の調査攻究を遂げ、而して之が實行上必須なる參考材料を市及市民に供給するを以て主眼とし、徒らに抽象的の理論に走せることを避けるのであります。

立憲政治の根柢は眞善の自治を基礎と致しますが、各自のセルフ・コントロール卽ち自主自制は之を市民教育に求めなければな

りません。立憲政治と自治の行政は相互に或は師となり、或は弟子となり、之を完成することが、現代の最大急務と云ふべきであつて、此の目的を達成すべき方法の一助として市政調査機關の必要があると存じます。又此の方法に依つて最も克く秩序的且合理的に民衆生活を指導し得ることと信じます。

市政調査機關は精神的にも亦物質的にも科學的調査攻究の上に進むことを必要と致します。

自治生活の多般なる中に就て、物價調節と申しますと頗る實際的のやうに聞え、又燃料の理化學的研究調査と云へば頗る實利に遠ざかつた寧ろ迂遠な問題のやうに聞えるやうでありますが、之を何の不思議もなく通俗的に實際的に爲すこと、即ち學俗接近に導くことが現代生活に必要なることと考へるのであります。是が即ち市政調査の機關の本領であります。例へば玆に東京市民の燃料は幾何なりや、將た又其價幾何なりやを稽査せずして物價調節を高唱するものあらば、其の不可なるは申す迄もありません。乃ち其筋の調査によれば東京市民一箇年間の燃料は、

木炭　千七百四十萬俵　其價約四千二百六十萬圓／其熱量約一萬九千百二十七億カロリー

薪　三千百萬貫　其の價約五百八十五萬圓／其の熱量三千五百三億カロリー

石炭　四十萬噸

コークス　四萬噸

を算し、之を綜合して全額に計上する時は、石炭、コークスを除きても四千八百餘萬圓となります。而も是は皆家庭用の總額である。其の燃料を換算すれば二萬二千六百三十億カロリーとなります。此の瓦斯量は約五億九千五百五十二萬立方メートル即ち二百十四億立方尺となるのであります。

之を大正九年の瓦斯會社の供給高五十億餘立方尺に比すれば、其の四倍以上であります。瓦斯の效率を百とすれば木炭及薪は四

十五乃至八十%となり、之を平均すれば七十%となります。

故に瓦斯總量は二百十四億立方尺の代りに其の平均比例算百五十億立方尺にて足りる割合であります。卽ち大正九年瓦斯會社供給高の約三倍餘で充分であります。

然るに前に說明したる薪炭の全部を（此中に無益に飛散する熱量もあるが）瓦斯に代用換算し、瓦斯の價格一千立方尺を貳圓貳拾五錢とすれば二百十四億立方尺の價は四千八百十五萬圓となる。更に其の平均七十%の總額は百五十億立方尺にて足れりとすれば三千三百七十五萬圓で約千四百四十萬圓を節約し得、之れに依れば薪炭の代、四千八百四十五萬圓の代りに三千三百七十五萬圓にて足る。結局千四百七十萬圓の節約となること疑なく、それ丈け廉價に市民は生活し得る筈で市民生活、物價調節の上に偉大なる效果を生ずる。而も日常生活に密接の關係ある薪炭料を廉價として市民全體の巨額の冗費を省くのみならず、利益を市民に得せしむる上に國家の山林の荒頹を防ぎ、治水、道路の保護を助け、無益の運輸交通を除き其の效果の及ぶ所一にして足りませぬ。餘り細目に涉り玆に申述ぶることは却て諸君に敬意を失するの虞あれば、類推考究に俟つこととし省略して置きます。

以上は科學的に燃料に就て廉價生活を爲し得る研究の一例である。乍併實際問題として之を遂行するには、現在薪炭商人の利害關係に就ても考慮を要する點があるばかりでなく、又市民財力の負擔に就いても深く窮むる所がなくてはならぬ次第であります。此等の事は卽ち學問と實際の調和聯絡であつて、局に當る者の最も深甚の注意を拂ふべき事柄であります。以上は一例に過ぎませんが、如此諒解を民衆に徹底せしめ、市民生活を廉價にすべき指導の如きは、要するに此市政調査會に俟つの外はありませぬ。

抑々有機體たる都市は人體の如く榮養を攝つて健全なる發達を遂ぐるには單り形體上に止らず精神上の方面も同樣で、之が爲めには教育の施設を完備して文化的生活の助長を圖らねばなりませぬが、之と共に市民生活の慣習、各種營業の利害をも併せ考ふるの必要がある。此等の諸點に就て遺策なきを期する爲めにも亦其の基礎として、自然に現代科學的調査研究の必要が起つて參ります。然るに之を市の理事者若くは名譽職のみに求めて、市民各自が自己の改造を等閑にし、單に人に責むる急にして調査改善の知識を缺くと云ふやうなことでは、決して自覺せる市民と稱すべきでないと思ひます。

由來自治制は自己改造が根本でありますが、人間は賢愚の別なく何人も缺點あるを免れぬが故に個人の獨力のみでは圓滿なる生活機能を全くすることが出來ません。乃て其の缺點の補充を民衆化若くは社會化の間に求めるの必要があり、又其の缺點を免れしむるにはオルガニゼーション卽ち組織編制に須つの外はありません。而して此の組織編制が完成した上は政治家、實業家、學者、新聞記者等知識階級の人達の知識と經驗とを網羅して其の能率を進め、各方面より其の目的に向つて完全なる方法を講じて廣く一個人、一家より其の延長たる市自治體は勿論、進んで帝國々民の立憲生活の上に貢獻せんことを期したいのであります。

是れ本會の目的であります。

本會の資金は未だ充實せりとは申されませぬが、追々と各方面からの援助に依りまして、之が充實を圖り、而して經濟及科學の方面からして都市の發達向上に向つて各般の研究調査を遂げたい次第でありますが、併し理想的な學術論に偏倚せず、何處までも市民の實際生活の爲めに貢するには現實的であり且實行的であることを期するのであります。

本會の事業は主として常事委員の調査研究に俟ちますが、それにしても尙評議員其の他有力なる市民諸君の力に俟つのであります。而して本會は政府と自治體との間――自治體と市民との間――に往々生じ易き誤解を去り、其の關係を圓滑ならしむる機關として發達せしめたい考へであります。

本會は又政府、自治體、市民間の意思疏通機關として出來得るだけ其の任に膺らねばならぬと信じます。是れだけでも市民生活の向上に偉大な效果を齎らすことと思ひます。是れ卽ち自然に市民生活のコントロールとなるべき筈ではありませぬか。

本會の目的を達し、成功を見ると否とは本市の政治家、學者、教育家、實業家、新聞記者諸君の御協力の多少に由つて岐れ、其の結果の如何は正に市民の文化生活を量る標準であると思ひます。固より本會役員は充分の努力を致しますことは勿論でありますが、其れよりも尙一層之を市民に望み市民に依つて、より大なる力を附加することの要を認むるものであります。隨て本會は之を市民の公共機關として市民と共の責を分ちたい考であります。但何事も、何處までも――唯其れ市民と共に――唯其れ市民の爲に――本會を確立して成功を期するのであります。

本會の幹部たる役員は申すまでもなく無給で、所謂紳士稅を拂つて社會奉仕を甘諾し、進んで本會の事務に執掌せらるゝ方々でありまます。其の他本會の趣旨を贊成し其の目的の貫徹に盡瘁せらるゝ多數の有力家諸君を背景に致し信頼し居るのであります。東京に居住せられる此等の多數知識階級の諸君は勿論、東京以外の諸君でも本會の創立及維持に就いては均しく社會奉仕の信念を以て、直接間接に力を致すことを辭せられない筈で、此に所謂紳士稅を拂はるゝ次第であります。本會幹部は此の背景、此の後援に向つて多大の期待を以て歡迎致しますことを認められんことを各位に御願ひ致します。東京市政調査會と云ふ此の燈臺をして大なる光輝を放たしめ、此の羅針盤をして何等の狂なく適當な方面を指示せしむるに至るは全く市民若くは國民の一大協力の如何に存するのでありますから、組織編制の完成と相俟ち、本會の圓滿なる成功を遂げんことに向つて御後援を仰ぎたいと存ずる次第であります。終りに臨んで本日の尊來に對し衷心感謝の意を表します。

玆に特記しておかなければならぬことは、市政調査會發會式の席上における柳澤、阪谷、德富の祝辭演說に就いてである。それはかかる會合に有り勝ちの月並な祝辭ではなくして、本會の將來に對し多大の示唆を投じたる點に於いて、重要なる發言であつた。それはまた伯の作品に對する批評でもあつたのである。

まづ柳澤保惠は市會議長としての立場から、市政調査會と市當局との將來に於ける對立を懸念し、この點に就いての希望意見を陳述したものであつた。その一節に曰く。

併し又本會の成立が市民に取つて有難迷惑になることがありはしないか。是れは斯の如き御芽出度い席上で申すのは如何かと存じますけれども、或は御遠慮申すのが良いかも知れませぬが、私は將來此の心配は皆無とは申されまいと思ひます。又多少御同感の御方があるかとも存じますので一寸申すことを許されたい。何故かと申しまするき現市長は本會長として兩者を永久に兼ねられることが出來ませうか。私は何年も閣下に市長として又會長として御繼續を願ふ一人でありまするが、會長としては御終身御盡力が出來る事と思ひます。併しながら萬々一にも他日市長の更迭が起つたと想像して見まするど、其の代りの方が後藤男爵

閣下と全く同一の態度を執つて其の經綸を續行せらるる方であれば良いのでありますが、併し絶對的反對と申す程でなくとも種種の點に於て意見を異にする所がある、さう云ふ人が將來市長に立たれたならば、如何でございませうか。東京市の新施政方針と此の調査會の調査方針と或は衝突を來たすこともございませうし、又市會の側に於きましても、又市民との關係に於ても、さう云ふ場合に於ては決して良好なる結果を齎らすことは如何であらうかと心配するのであります。斯の如くなりますれば市民は洵に板挾みの形となつて、是は有難迷惑でないかと思ふのであります。私は單に目前の事のみを見て追從的の詞を申すことを好みませぬ。將來の事を考へて多少心配するのであります。

これに對し、かつて市長としての經驗を味はつた阪谷芳郎は、眞向から反對意見を表明し、その一節において、次の如く論じた。

私の觀る所では多少唯今の柳澤市會議長の御意見とは違ひまして、全然此市政調査會の成立に雙手を擧げて贊成致すのであります。それは此東京に自治制の施行せられましてから隨分長い年所を經ましたのでありますけれども、東京市の施設がどうしても此東京市民の希望に充たない、現在に於ても非常なる不滿を以て充たされて居る。道路と云ひ、上水下水と云ひ、既に上水は不足すると云ふ苦情が日々の新聞にも出て居る。交通機關は何のざまかと言つて不平が出て居る。(中略)何回市長が替はり何回市會議員の改選があつても此不平不滿を今日迄滿足し能はなかつたのであります。それに加ふるに近年非常な不祥事件所謂疑獄が起りました爲に、愈〻市民の氣分を惡しく致しまして、往々私の所へ來て種々議論を吐く人の中には、東京市の自治制は返上した方が良くはないかと云ふ議論まで聽くに至つた。甚だどうも驚くべき議論であります。(中略)それで斯る際に最も手腕家を以て聽え又衆望の集まる所に依つて新市長後藤男爵が出られたのでありまして、種々新市長の御計畫もありますが、私は就中此度の市政調査會といふものに付ての御考は非常に結構の事で、唯今殆ど絶望に瀕して居る市民の不平不滿を解決する唯一の手段であると考へるのであります。此調査會の組織は決して新市長の新案ではないので現に紐育にも盛大なる市政調査機關がありまして、其の起りは蓋し東京市と同じやうな事情から生じたやうであります。(中略)而して新市長が東京市政の將來の爲に此事に

著眼せられ、又新市長の著眼に同意を表せられて尠なからぬ資金を寄附せられたる方々もあつて、さうして遂に此調査會の成立を見るに至りましたことは、私は後藤市長が何を爲さらなくとも此一事を以て後藤市長を吾々が推薦した目的の其の大半を滿足させて下さつたと私は考へるのであります。

また徳富猪一郎は新聞人の立場から家康と伯との調査癖を比較し、更に前記二氏の演説内容にも觸れ、將來市政調査會が、市當局と對立しうるほどに强力なる機關にまで、擴充されんことを希望した。

家康はいつも調査をした。關ケ原の役が終はるや否や何を調査したかと云ふと足利氏の制度を調査した。細川幽齋を呼出した。本多と云ふ人も呼び出した。曾我と云ふ人も呼出した。それから或は多分今居られる蜷川博士の御先祖と思ひますが、其の御先祖も呼出して調査せしめたのであります。而して慶長八年に家康は將軍となつた。將軍とはなつたけれどもなか〳〵家康は法律や何かは出さない。漸く慶長二十年卽ち元和元年に初めて武家諸法度、禁中諸法度、諸宗各本山の法度を出したのであります。（中略）家康は大阪陣の眞中に於て色々の調査をするが爲に、或は坊主を呼出し、公卿を呼出し、恐れ入つた事であるが院の御所から御書を拜借して調査をした。それで家康のやつた事は江戸の政治から天下の政治に至る迄、悉く調査研究に衆力を盡くし衆智を集めた結果でないものはないのであります。

私は此意味に於て後藤男爵が調査々々と言はれることは當り前であると考へる。人間は誰にも癖がある。後藤男爵にも癖がある。其の癖の中でも最も著名なる癖は調査癖である。而も調査と云ふことは後藤男爵に取つては、まるで鞄か何かのやうに隨處に附き纏ふて居る。臺灣に居らるゝ時も調査、滿鐵に居らるゝ時も調査、內務省に居らるゝ時も調査、さうして總て調査に就ては全身全力を傾けて居られる。最近殊に東京市の事に付て色々調査をやり出されて居るのでありますが、併し若し後藤男爵の抱負を悉く述べ來つたならば、恐らくはまだ〳〵大きな調査機關を作りたいと云ふ御考でありませう。東京市の調査は其の調査癖の行はるべき所の程度――可能的程度に於て茲に一段落を定められたことであらうと思ひます。私は先刻柳澤伯爵の御懸念に付て至極御尤と思ひます。併し乍ら其の位に有力になり得るや否やと云ふことが今日の問題であると考へる。どうか柳澤伯爵の御懸念

にたる位の有力なる調査機關と云ふものが出來て、實際の問題に就てオーソリチーを以て斯々の事が出來て居ると云ふ事を堂々として天下に呼號し、堂々として天下に公表することが出來る位にたれば始めて調査の目的も達せられると思ふのであります。調査調査と言つて僅に唯報告書を配つて其處に一册此處に一册と云ふやうな事では、後藤男爵の志は酬いたと云ふことは出來ないと思ひます。

此點に於て第一に希望することは衝突の出來る力の有る位の發達をして貰ひたい。其の次には出來る丈の力を以て東京市と妥協し互に提携して常に東京市と兄弟になつて往くやうにして貰ひたい。

九、ビーアド博士の來朝

東京市政調査會はその成立の初めから、かかる學究的機關には珍らしい色彩を持つてゐた。伯と安田との人間的交渉がそれである。ところがこの二人だけでもまだ不十分と考へたのか、天はいま一人の不思議な役者を招いて、この舞臺に登場せしめた。

米人チャールズ・エー・ビーアドがそれである。

發會式に先だつこと數日、六月二十日、日本工業倶樂部において開かれた市政調査會評議員招待會の席上において、伯は創立準備施設の一斑報告を試みたのであるが、この演説中伯は、

年來申述べますが、市政の調査に關しては、諸君も御承知の通り、紐育市には實に模範的な調査會を設けて、著著成績を擧げて居ります。而して今回同調査會の專務理事として令名あるビーアド博士を聘し其の助力を乞ふことと致しました。同博士は九月中旬迄には來朝の筈でありますから、其の以後は公私の會合にて同博士を紹介致

實は筆者のいたづらであつた。それは伯は、傍に人が居るとすぐ通譯さす癖があつたから、通譯なしにして、ビーアドと二人だけにしておけば、已むを得ず獨逸語で二人は話すであらう、すれば却つて仲がよくなる因だと、思つたからである。

自動車から降りたとき筆者が、ビーアドに、

『お二人の話はどうでした。』

と訊いたら、この人の癖で、愉快さうに高笑ひをしながら、

『アハヽヽヽ。二人で獨逸語で話をした。私の錆びついた獨逸語でね。』

と言つた。「私の錆びついた獨逸語」といふ言葉のうちに、千萬無量の意味があつた。さうしてそれから半箇年の滯在中、二人ぎりの時は、所謂「私の錆び付いた獨逸語」で盛んに話し合つてゐた。さうしては、言葉がゆき詰ると、顏見合せて、アハヽヽヽと高笑ひしてゐた。

伯とビーアドとは、かうして段々と相識り相許すやうになつたのである。

一〇、彼に對する伯の注文

ビーアドの來朝は、非常な好感をもつて、我國の朝野に迎へられた。

當時東京帝大法學部の年若き助教授であつた蠟山政道は、ビーアド到著の翌日、「ビーアド博士の來朝は、從來國家行政のみに關心を持つてゐた我が國民の注意を、都市行政に轉ぜんとする一新紀元を劃するものとして、重大なる

意義を持つものと存じます」といふ意味の書翰を筆者に寄せた。果して蠟山の言つたやうに、ビーアドの滯日中の活動は、我が國民の視聽を都市問題に向つて集中せしむる上に大きい貢獻を爲した。

伯は彼を大きく日本に紹介する爲め、その到著の翌々晩、丸ノ内銀行倶樂部に彼の歡迎會を催した。その會には、加藤首相を初めとして、米國大使ワーレン、内田外相、徳川貴族院議長、清浦樞府議長、澁澤子、井上日銀總裁等、朝野の代表的人物のみ二十餘名を招待した。

伯の紹介の演説に續いて、ビーアドは立つて一場の挨拶を試み、都市問題に關する彼の抱負の一端を語り、日本の都市建設は、決して歐米式都會の模倣であつてはならぬこと、日本の傳統的美術を保存するごときものでなければならぬことを力説したのは、深い印象を來會者に與へたるのみならず、その新聞報道は好印象を一般國民に與へた。この日本藝術尊重の態度は、彼が一貫して渝らなかつた方針である。それは殊に彼が京都において爲したる「麗しの都」と題する講演中に力説された。

更に九月十八日、伯は彼に對して特に四項にわたる重大な希望意見を述べた。當時の覺書全文を掲げると左の通りである。

九月十八日後藤會長ヨリビアード博士ニ對スル談話事項ノ或ルモノ。

從來日本ニ於テ外國人ヲ聘用シタル事例乏シカラズ。然ルニ其結果ハ雙方共不滿足ニ了レルコト少シトセズ。依テビアード博士ニ對シテハ最初ニ於テ爲念左ノ意味ヲ以テ十分了解ヲ得ルノ必要アリト考フ。

第一　調査ノ順序

（一）東洋ノ實状ヲ審ニセズシテ歐米ノ事例ヲ以テ之ニ臨ム、何等ノ效益ナク單ニ高議ノ空費ニ了ルモノトス。

筆者はこの當時、通譯として行を共にしたので、伯と博士との日夕交驩の狀を目睹し、頗る興味を催した。ビーアドは英語で講演し、伯は日本語で演説するのであるから、全然お互に解らなかつた。これを二人は互に「お互同志の苦痛――ゲーゲンザイティーゲ・シメルツ」と呼んで笑つてゐた。しかし二人で獨逸語で會話するのも、可成りゲーゲンザイティーゲ・シメルツであつたらうと思つて、筆者はあるユーモアを感じたものである。

ビアードの市政調査に關する足跡に就いては、大正十二年三月二十七日の會の席上で行はれた、松木幹一郎の事業報告中の左の一節が、要を盡してゐる。

最後ニ總務部ニ屬スル事業ニツキ御報告ヲ致シマス。此處ニ特ニ皆樣ニ御報告申シ上ケナケレハナラヌコトハ本會カ招聘致シマシタ前紐育市政調査會專務理事チヤールズ・エー・ビーアド博士ノ偉大ナル努力ニ就イテデアリマス。本會會長ガ此ノ市政ノ世界的權威ヲ招聘致シマシタ目的ハ大體次ノ四ツデアリマス。卽チ第一ハ大學及專門學校ノ學生並ニ吾國ノ主要都市ノ市長ノ間ニ行政特ニ市政ニ對スル深甚ナル興味ヲ喚起スルコト。第二、課稅、特別賦課、交通等都市問題ニ關スル亞米利加ノ實際的經驗ヲ承知スルコト。第三ニ本會ノ組織、調査研究ノ方法等ニ關スル指導ヲ受クルコト。第四ニ東京ノ市政ノ實際的研究ニ本ツキ之ニ對シ腹藏ナキ博士ノ御忠言ヲ聞クコト。以上四項目デアツタノデアリマス。

博士ハ昨年ノ九月十四日當地ニ到著セラレテ以來、去ル本月十五日出發サルル迄滿六箇月ノ間、間斷ナク專心本會ノ爲メ多大ナル盡力ヲ致サレマシタ。今博士ガ本會ノ爲メ盡サレタ事業ノ概要ヲ申シ述ベマスト、

第一ノ市政ニ關スル興味ヲ喚起スルト云フ目的ノ爲メニハ前後數十回ノ講演、及演說ノ外特ニ新聞雜誌ヲ通ジテ屢〻意見ヲ御發表ニナツタノデアリマスガ、其ノ講演及演說ノ主ナルモノヲ揭ゲマスト、九月十六日加藤首相其ノ他朝野ノ名士招待會席上ニ於ケル演說ヲ初回トシ、東京ニ於テハ市政調査會評議員招待會、市關係者招待會、市自治記念日、社會事業協會全國大會、東京帝國大學、早稻田大學、慶應義塾、米人學校、東京女子大學、商科大學、日本女子大學、明治大學等デ孰レモ有益ナ講演演說ヲ致

サレ、更ニ十一月關西ニ赴カレテ京都帝國大學、京都市主催御大禮記念講演會、神戸市主催講演會、大阪市關係者ニ對スル演説、大阪經濟會、大阪朝日新聞社主催講演會、名古屋市主催講演會等デモ同樣講演セラレ、次デ東京ニ歸ラレテカラ全國都市計畫協會會議ニ於テ演説及東京市吏員講習所ニ於テ大學教授、六大都市代表者、內務省、大藏省官吏等ニ特別講演ヲセラレタノデアリマシテ、以上幾多ノ講演乃至演説ヲ直接聽カレタ人ハ、アラユル階級ヲ通ジテ一萬人ヲ遙ニ超エタト思ハレマス。而シテ之等ハ凡テ其ノ都度全部、或ハ一部新聞雜誌ニ掲載セラレテ、數百萬ノ人々ニ讀マレタト申シテ宜シカラウト思フノデアリマス。

第二ノ亞米利加ニ於ケル市政ノ實際的經驗ニ關スル「インフォメーション」ノ提供ニ就テハ、ソノ仕事ノ性質上此處ニ列擧致シマス事ハ甚ダ困難デ御座リマスガ、一例ヲ擧ゲマスト、或ハ本會ヨリ、或ハ市長ヨリ或ハ市ノ高級吏員ヨリ、紐育市ノ交通問題、豫算ニ關スル申告ノ制度、特別ノ賦課問題ノ研究上ノ一例トシテ特ニ「クリーヴランド」市ノ土地臺帳ニ關スル件ノ如キ、種々ノ實際的問題ニ就テ絶エズ博士ノ示教ヲ仰イダノデアリマス。

第三ノ本會ノ組織及研究方面ニ關シマシテハ、本會理事並ニ職員ハ終始博士ニ就テ其ノ意見ヲ聞キ、或ハ文書ヲ以テ各種ノ點ニ關スル博士ノ詳細ナル「サジェスション」ヲ受ケ、或ハ本會幹部及有志者ノ會合ニ於テ、紐育市政調査會ノ組織及調査方針ニ就テ數回ニ亙ル講演ヲ聞キ、或ハ吏員養成所ノ組織ニ關スル教示ヲ受クル等其ノ他種々ノ方法ニ於テ絶エズ博士ノ懇篤ナル指導ヲ受ケタノデアリマス。

第四ハ東京市政ノ改善ニ對スル博士ノ腹藏ナキ御批評並ニ「サジェスション」ヲ承ルト云フノデ御座リマス。此ノ點ニ就テハ博士ハ時々斷片的ノ御意見ヲ御發表ニナッテ居ラレタノデアリマスガ、最近實ニ浩瀚ナル報告書(タイプライター紙二百頁)ヲ脱稿サレマシタ。同時ニ之ヲ要約サレタモノヲ會長ニ提供致サレマシタ。(中略)

此ノ報告書ヲ完成セラルル迄ニハ、本會ハ東京市ノ助役初メ幹部ノ方々ノ協力ヲ得マシテ材料ノ提供ニ力メタル外、博士ハ東朝日東經ニ又東京市內ノ各種ノ施設ヲ親シク視察セラレタルノミナラズ、關西ノ御旅行ノ際ハ參考ノ爲メ大阪、京都、神戸、名古屋等ノ施設ヲモ見學サレマシタ、又平生ハ早朝ヨリ夕刻マデ本會ノ事務所デ調査セラレ其ノ精勵恪勤ハ、實ニ吾々ノ範トスルニ足

を申出でたことであつた。

果して、彼は單なる學究ではなかつたのである。

拜啓　友人後藤子爵の公共奉仕に關する恆久的記念物を日本に殘し置かむことは小生衷心の希望に有之候。故に小生は茲に五分五厘利附東京市債額面金額貳千圓也を東京市政調査會に寄附致し申候。この公債は調査會に於て永久的基金として保存せらるべく、而して年々の利子は後藤子爵の市民賞として用ひられたく候。この基金の管理方法等は、次の條件の下に調査會理事に一任致し申すべく候。

一、この公債より年々得らるべき利子金壹百拾圓は次の如き方法を以て賞與金に用ふること。千九百二十四年には東京市内に於ける小學校、中學校及高等女學校の教師より市政問題に關する論文を募集し、其の中一若くは二以上の優秀なるものに對して之を與へ、千九百二十五年には中學校及高等女學校生徒の優秀なる論文一若くは二以上に對して之を與へ、千九百二十六年には東京市に於ける專門學校生徒若くは大學學生の優秀なる論文一若くは二以上に對して之を授與し、爾後永久にこの順序を繰り返すこと。

二、懸賞應募資格は成年男女並に少年少女とも之を有すること。

三、本賞は每年六月四日後藤子爵の誕辰を期して與へらるべきこと。

四、本賞は後藤子爵記念市民賞と名づくべきこと。

小生の寄附せる金額はもとより少額には候得共、小生が之に名譽を冠せむと希ふ人は偉大にして、彼が代表する公共奉仕の事業は更により大なるものに有之候。

故に小生は調査會が本賞金の管理に就ては特別なる注意を須ひられむことを願望致度候。之と同じ理由を以て小生は教員諸君が年々賞金授與の當日を以て、眞の大都市は市民が共同の善事に對して協力する都市ならざるべからざる事實を力說するの機會と爲すに至らむことを希望致し度候。又本記念賞の目的たる人及び事業は恆久表彰の價値ありと信じ申候間、小生は東京市長が每

年受賞者に對し本賞を直接授與するの適當なることを謹むで提案致し候。　敬具

東京市政調査會は、ビーアドのこの提案を、喜んで受容した。さうして同會は之れに若干の增額を加へて、年々ビーアドの希望したるごとき方法をもつて、論文を募り、伯の誕生日たる六月四日に、東京市長より賞品を授與することとした。

各新聞紙も亦之れに惜しむところなき後援を與へ、その受賞者の氏名のみならず、當選論文の內容まで掲載するものすらあつた。從つて此の擧が都市研究に對する青少年及び教員の關心、並びに一般市民の興味を唆つたことは、決して尠少ではなかつた。

ビーアドは、伯が有したる外人知己中の尤なるものであつた。然らば何故に斯くのごとく兩者の意氣が相投合したりしやといふと、その一つはビーアドの高潔なる心事であつた。彼は渡日早々伯に言つた。

『私は日本研究の好機會を與へられたるものとして、今回の御招待を感謝します。從つてここに一つの御願ひがあります。それは私の尠少なる努力に對して、何等の御禮をもして下さらぬといふことである。金錢としても、亦その他の方法によつても。』

それで彼はとう／＼、報酬を少しも受け取らなかつた。又敍勳や御下賜品の御沙汰のあるやの噂のあつた時にも、『どうか、日本政府は私に對して、何の名譽も與へないで下さい。私は歸米の後、誤解せられたる日本のために辯ずるつもりだ。その時私が、何か日本から貰つてゐたのでは、言論に力がなくなる。それは却つて日本のためにならない。』

やうやく左の條件付にて認可があつた。

一、建築敷地は日比谷公園東南隅別紙圖面の箇所において一千二百坪以内とし、現場は本市吏員立合の上決定すること。

二、建築の爲現在の公園施設に直接變更を要する場合においては、東京市政調査會の費用を以て市長の指定通り整理すること。

三、工事の著手竣工及設計の變更は其都度市長の承認を受くること。

玆において市政調査會では改めて、同年八月二十一日附を以て警視廳に對し、實施設計を添へて建築認可の申請を爲した。

元來、市政會館及び公會堂の位置は、日比谷公園の東北隅にとる計畫であつたが、それを東南隅と改められたのは妥協の結果であつた。蓋し內務省側の反對論は二つあつた。一つは公會堂を政治的集會に使用せしめることになると、距離が議院に近い爲め、大衆運動の取締りに困惑を感ずるといふことと、今一つは日比谷公園は現在すでに狹隘を感じてゐるのに、此處に大建築物を建てるのは公園の機能から見て、賛成しがたいといふのであつた。而して前者については、公會堂は工事竣工の上は、その管理を東京市に移すことになつてゐるから、この問題は東京市に照會せられたいと回答して、市政調査會としては表面の折衝の責任を免かれたけれども、後者については、內務省の意見がすこぶる强硬で、建物の位置を公園東北隅（花壇の邊）とすることは絕對に反對であるといふ議論が勝つたため、つひに位置を東南隅に移とすいふことで、やつと話が纏まつたのである。

然るに翌十五年五月の交、基礎杭打工事總數二千五百本の內約百五十本を完了したる頃、突然、警視廳から工事見合せの通達があつた。元來、建築認可には非常に繁雜なる手續を要する爲め、當局諒解の下に、準備工事と見て、一

部の施工は默認せらるるのが永年の慣習であつた。そこでこの不文律に基き、施工總監督たる理事佐野博士と警視廳建築主任官との間の諒解により、かくは基礎工事を進めてゐたのであり、また警視廳としてもその理由の下に、著手後已に數箇月以上も默認を繼續してゐたのであるが、それを今俄かに一片の法規論を楯にとつて、工事見合せを通達されたのであるから、市政調査會としては、全く寢耳に水の驚きであつた。

そこで再び、市政調査會と當局との間に、押問答が始まつた。ところがその間に、どうしたハズミか、問題が今度は大藏省に飛火してしまつた。要するに日比谷公園は、大藏省所管の國有財産中のものを公園として使用するの條件を以て、國が東京市に貸下げたものであるから、若し市政會館建築の如き、當然公園の機能に屬せざる建築物の使用に供しようといふのならば、市は宜しくその部分を公園より除斥して國に返還すべく、然らば大藏省は改めて之れを市政調査會に對し賣却の途を考慮すべしとの議論である。

ところが一方、内務省側として考へれば、該地區を公園から除外することになれば、都市計畫委員會の議決を必要とし、内務省は公園管理に關する自己の機能を自ら縮小する結果に陷るので、この問題については、公會堂の如き高層美觀の建築物を建設することは、必ずしも公園の機能を妨げず、寧ろ公園の一面の利用であるといふ議論を以て進むことに、市政調査會と内務省との間の諒解が成つた。

さうしてこの問題は、長い間の懸命なる努力にも拘はらず、容易に解決しなかつた。それは、松木の言ふごとく、事務的問題の上に、それ以外の或る事情を加へたものと見る外ない情態のうちに、何時しかその年も過ぎ去つて、昭和二年度に入つた。

昭和二年の春若槻内閣は倒れて、政友會内閣が成立したが、劈頭モラトリアムや財界大混亂の眞最中で、會館の問題も手の付けやうすべもなく、漸く六月に至り政情が落付いたのを好機として、またも連日火の出る如き奔走を續けることになつた。この結果内務省の意向も、時の經過とともに漸次和らぎ來り、會計検査院はこの問題には進んで發言せざることとなり、大藏省側もまた全く諒解を得、かくして警視廳は最早獨自の立場に於いて、認可指令を交付し得ることになつたので、終に昭和二年八月六日、警視總監から、日比谷公園内既定の場所に、東京市政調査會館及び公會堂建設の認可證が下附せられたのである。

顧みれば、當初警視廳に出願以來實に年を閲すること二年、延日數六百七十六日（東京市長への出願日より計算すれば足掛け五年、一千二百七十八日）にして、ここに漸く會館及び公會堂建設の正式認可を得るに至つたのである。その間の經緯をかく檢討して見る時、或は松木の語る如く、「後藤系の勢力が增大する事を恐れた方面から妨害が加はつた」故ではないかとの、疑を插む餘地が多いことを遺憾とする。

しかし、なによりもつと遺憾であつたことは、かかる混亂紛糾のゆゑに、會館落成の日は意外に遲延し、ために肝腎の生みの親たる伯が、遂に日比谷原頭にそそり立つ會館の雄姿を見ずして、世を去らなければならなかつたことであつた。

一四、會館落成

會館の設計は、大正十一年十二月、我國知名の建築家八名の懸賞競技に付した。その結果は、一等（賞金壹萬圓）

早大教授工學博士佐藤功一、二等（同七千圓）田邊淳吉、三等（同五千圓）中條精一郎であつて、佐藤案に基き清水組が工事を請負ひ、起工に著手したのが大正十四年十月であつた。その設計及び監督者佐藤功一の工事報告を揭げると次の通りである。

總坪數五千六十二坪、最高部ニ於テ百三十八尺六寸ヲ算スル本建築ハ大正十四年十月二十五日合資會社清水組ノ請負ノ下ニ基礎工事ニ著手シ工事進行中、事情ニヨリ中止ノ已ムナキニ至リ、更ニ昭和二年八月六日ヨリ再ビ工事ノ續行シ翌昭和三年五月基礎工事ノ大半成リ、同月十六日前會長後藤伯ニヨリテ定礎式ヲ擧行セラレタリ。

爾來一意工事ノ促進ニ努メ今日コヽニ落成ノ式ヲ擧ゲラル。工事ノ所要日數ハ中斷ノ期間ヲ除キ千百二十五日ニシテ從事セシ職工人夫ノ總數ハ實ニ二十二萬五千八百餘人ニ及ベリ。（中略）

終リニ臨ンデ本公會堂ニ就テ少シク述ブレバ演壇ノ大サ前面ニテ幅六十七尺高サ二十七尺二寸ニテ奥行三十尺公衆席五階ハ幅百尺奥行七十五尺座席千三百八十六個、棧敷ノ奥行ハ演壇前面ヨリ斜面ニ沿ッテ百十尺座席千三百五十四個、以上座席ノ總數二千七百四十ナレドモ、補助椅子ヲ用フレバ優ニ三千以上ノ人員ヲ坐セシムルコトヲ得、ナホ差支ナキ空所ニモ立ツコトヲ許スコトセバ四千以上ノ人員ヲ收容スルコトヲ得ベク大サニ於テマコトニ國內第一ノ集會堂ナリ。

挿入寫眞に見る如く、長い產みの惱みを通過して、漸くここにめでたく自ら定礎式を擧行することの出來た伯の満悦、さこそと思はれる。然るに翌四年十月十九日市政會館並びに日比谷公會堂の建築落成式と、右公會堂を東京市の管理に移す爲めの儀式が行はれた時には、伯はすでに亡き人の數に入つてゐた。從つてこの落成式は、伯の後を襲いで東京市政調查會會長の任に就ける阪谷芳郎の手によつて行はれたのである。

この落成式に就いて「都市問題」（第十卷第一號）には左の如く記載されてゐる。

この日不幸にして好晴に惠まれず、朝來の曇天は遂に小雨すらもたらしたが、式は極めて盛會裡に行はれた。當日午後二時、各省其の他諸官廳高官（中略）その他本會特別關係者無慮一千六百名新装成れる大公會堂に參集の上大電燈燦爛たる下に、先づ佐野本會理事の開會の辭に次で佐藤功一氏の工事報告（中略）阪谷本會長の式辭（中略）ありたる後、會長と東京市長の間に公會堂管理引繼の形式として公會堂マスター・キーの受授あり、次いで東京市長式辭、來賓内閣總理大臣、内務大臣、東京府知事、警視總監、東京市會副議長、安田善次郎氏の祝辭ありて、佐野本會理事の閉會の辭を以て滯りなく式を終了したのが三時四十五分。（中略）尙大公會堂内の壁面に取付けたる故後藤本會長と故安田善次郎氏のレリーフ（浮き出し胸像）は北村正信氏の力作であるが、參列者はいづれも之を仰いで兩氏共當日の盛典に際會せられずして逝かれたることを今更の如く遺憾に語り合はされたのが目を惹いた。

當日の式場における内相祝辭の一部に「東京市ハ輦轂ノ下ニ在リ。帝國文化ノ中樞トシテ其ノ盛衰ハ直ニ國家ノ隆替ト關聯ス。故後藤伯爵ノ曩ニ東京市長ノ職ニ膺ルヤ、都市政策ノ調査研究ト之カ實現トヲ期スルヲ目的トシ」とあり、更に東京市長式辭中には、「凡ソ自治行政ノ根本義ハ市民ノ擧市的協力トソノ科學的運營トニ存スルノデアリマス。コノ意味ニ於キマシテ故後藤新平伯爵ガ多年ノ研鑽ト經驗ニ基カレマシテ、先ヅ東京市政調査會ヲ設立サレムト致サレマシタ事ハ、ソノ今日ノ業績カラ見マシテモ、確カニ輓近本邦自治行政ヲ指導啓發スル上ニ一大時期ヲ劃シタモノト思ハレルノデアリマス」と述べ、伯が我國自治行政に對する鮮明なる貢獻を追慕したのであつた。

かくて市政調査會はその本據を得、東京は都市問題の科學的研究の中心を得たのである。

第六節　社會施設其の他

一、現業市長

俗諺に「雀百まで踊りを忘れず」といふ如く、伯の東京市長たりしは、齡既に七十に近き頃であつたに關はらず、壯年時代の性格は、依然として潑剌と生動してゐた。

その最も著しきものは、彼の現業癖であつた。蓋し調査癖と現業癖とは、一見相矛盾したる伯の顯著なる性格であつた。研究室内に於いて克明入念に細事を研究し實驗することを好んだ伯は、他方に於いて自ら第一線に立つて現業を指導し、時としては自ら手を下してこれを實行することを好んだ。さうして伯のこの現業癖が、伯の印象を大衆的ならしめた大きい原因なのであつた。

前田多門は「都市問題」（第八卷第六號）に次の如く記してゐる。

けれど、机の前に坐つて書類の上で執務するだけでは、市長は滿足が出來なかつた。現業好きの市長である。同じ書類にしても普通の罫紙よりも、むしろブリュー・プリントを見る方が好きのやうであり、ブリュー・プリント丈けでは滿足が出來なくて、牛ぐさにまで有名なる革ゲートルといふ甲斐々々しい裝ひで現場を視察し從事員、勞働者を且つは勞ひ且つは勵ますのが得意であつた。就任匆々の冬一月、水道擴張工事でやつてた今の村山貯水地、あの堰堤工事の最中で、工事全體が大分豫定より遲れて居た時、自分で土まみれの現場に臨み、吏員と一緒に豚汁を食ひ乍ら、今は非常時である、非常の勇氣を以て事に當れと現場

員を激勵した面影がまだ眼前に髣髴するのである。同じく三河島の下水處分工場の工事が遲れて居たのも、矢張り市長の力強い激勵のため仕事の捗が行つたのは事實である。

さらにまた伯は、市政區政の振興に就いても、單にテーブルの上に於ける企畫に基いて之れを斷行したわけではなかつた。自ら街頭に立つて市民に訴へ、その諒解の下にこれを實行したのである。

大正十年六月二十三日から三日間、伯は市長としてではなく、一市民として電車を乘り廻つた。それを新聞は「市長の電車行脚」として、大きなニュースとして左の如く取扱つた。

鐵道院總裁時代から運輸事業に對しては特別の注意を拂つてゐる後藤東京市長は、今日から三日間東京市内の電車運轉系統、乘客混雜の狀態、車掌運轉手の勤務振り等を實地に視察するため一般乘客と同樣に乘り廻ることゝなつた。今日は午後零時半電氣局の增田建設部長、齋藤理事の案内で紺の背廣に鼻眼鏡、麥稈帽といふ輕快な姿を先づ市廳前の停留場に現はした。動坂行の電車一一五五號（中略）が來て停車すると、市長が先づ進んで行つて前方入口から乘つて、市長を中心に增田、齋藤の兩氏が左右に腰を下す。東京驛前まで來ると增田理事が回數券を出して市長に「あなたの分を切つて置きます」といふと、待ち構へた寫眞班が切符を切る所を撮らせて下さいと詰め寄ると「いろんな註文があつて困るな」と笑ひながら溫良しく撮させる。本石町まで來た時廣告ビラを見てゐた市長は「傾くる一杯爽快なる哉」の廣告文を指して「あれは爽快なる哉一杯だけの方がいゝね」と批評する。更に電車は進んで今川橋へ出たが、其時步道工事中の土が山積してあるのを見て「あれはなんだ」と訊ねると、增田氏があれは道路課が工事をしてゐるのですと說明役を承はる。黑門町へ來た時、看板塗替をしてゐる男が、恰度「市民に告ぐ」と書いて、其下に後藤市長の鼻眼鏡顏を描いて居りましたと、傍から注意すると「さうか氣がつかなかつた」と破顏一笑して、廣小路を經て上野山下へ來た時、同乘してゐた記者が辭して下車しようとすると「諸君の慰勞にシル粉でも奢らうと思つたがそれは殘念だなあ」と云つて、更に動坂の終點へと向つた。

二、社會事業施設

我等は既に衞生局の篇に於いて、伯の社會問題に對する關心を詳記した。

市長の仕事の大部分は、社會問題に關聯する。伯が市に於いて社會事業施設のために鋭意せるは、寧ろ當然であつたといはなければならぬ。これについて前田多門は「都市問題」（第八卷第六號）に於いて、左の如く記述してゐる。

調査好きの市長は同時に社會事業に大きな興味を持つて居た。先輩窪田氏の御話によれば、伯の衞生局長時代は誰も理解のなかつた防貧政策とか社會衞生とかを、殆ど朝夕唱へて居られたとのことであるが、それだけあつて市長になつて後も、社會事業施設には常に多忙な時を割つて顏を出され、またその發展を樂まれた風がある。方面事業の發展、職業紹介所の增設、簡易宿泊所公衆食堂、市營住宅、（殊に鐵筋アパートの新しき試み）、託兒所の新設等々、伯の時代に高速度を以て殖えて行つた。ことに施療病院の增築計畫（大震火災のため中絶）の如きは、伯の特に熱意を持つて居られたところであり、野方の肺結核療養所のごときは、岩崎男爵より七十五萬圓の寄附金まで得て、著しい擴築病床增加を見たのである。

即ち右の記述に依れば、社會事業に對する具體的對策は、次の八項目であつた。

（一）方面事業の擴張、（二）職業紹介所の增設、（三）簡易宿泊所の新設、（四）公衆食堂の設置、（五）市營住宅の設置、（六）託兒所の新設、（七）施療病院增築案、（八）肺結核療養所の大擴張である。さうして、これらは孰れも著々實施されたのであつた。今、前記の八項目に就いて各別にこれを略述すれば、大要左の通りである。

先づ第一に伯は方面委員制度に對し、如何なる取扱ひをなしたかに就いては、大正十一年五月三日の時事新報が左の如く報道してゐる。

六時まで、毎日八十人内外の幼兒を收容したのである。

第七の施療病院に就いては、伯は大正十一年二月十九日、大正十一年度より大正十二年度に至る二箇年繼續事業として、三十七萬六百二十圓の施療病院營繕費の支出案を提出した。

これに對し、市參事會は經費總額の一割を減じ、原案の年度割を三箇年に延長することとして、これを承認した。しかるに同年三月二十七日の市會は、參事會の意見たる一割減額の三十三萬三千五百五十八圓の經費を承認するとともに、繼續年度に就いては、參事會の意見を否決して原案の二箇年繼續事業として承認したのであつた。しかし、この計畫は前掲、前田多門の記述の如く、震災の爲め遂に中止されるに至つた。

第八の野方の市立療養所の擴築に就いては、大正十二年二月十二日、百十六萬千七百圓の支出を、大正十二年度より十三年度に至る繼續事業として、市會に提出した。

而して大正十二年度支出の七十五萬圓は、即ち岩崎男爵家の寄附金であつて、岩崎では、大正八年の米騷動に鑑み、百萬圓を市に寄附する旨申出で、右金額のうち、二十五萬圓は既に公衆食堂建設の資金に充當されてゐたので、殘額七十五萬圓を以て、療養所の大擴張を斷行せんとしたのであつた。

當時、療養所が如何にその狹隘に惱んでゐたかといふことは、七月二十一日の報知新聞の記事が、如實にこの間の消息を傳へてゐる。

近來年を逐つて肺結核患者が激增して來た。東京附近で唯一の公立結核病院たる、市外中野の市立療養所では、現に五百名近くの患者を收容して療養に盡してゐるが、尙手狹を感じてゐるので、來年度には增築する計畫である。右につき所長田澤博士と内

醫事務長は交々語る。「まだ増築は確定した譯ではありませんが、現在四百八十人の患者を收容してゐるのに、現在入所を希望してゐるものが八十餘名に達してゐる狀態です。從つて入所を申込んでも直ぐに許可にはならず、外界に向つては病菌を撒布するのですから、防疫上から見ても増築は急務だと考へてゐます。以前は入院患者の中に不平をいふものなどもありましたが、只今ではいづれも醫員や看護婦の治療に感謝してゐる有樣です」

しかし、かうした憂慮は翌年三月二十三日の市會を、前揭の擴張案が通過することに依つて除去されたのである。

三、屎尿問題の始末

當時東京市民が非常に困つてゐたのは、屎尿の始末であつた。伯は醫家出身だけに、夙くからこの問題に留意してゐた。それで市役所に乘り込むと、伯はすぐ學者にこの問題を研究させたのみならず、市役所に汲取人の頭分を呼び集めて、自ら激勵の訓示までして、この厄介な問題の處置に努力した。

先づ伯がこの問題に關し、如何なる意見を有したかは、「市政に就て」と題する未定稿中における次の考察によつて明かである。

糞尿の處分に就て

尚ほ述ぶべき事は多々あるが、最後に糞尿問題が盛んに論ぜられて居るから、是に就いて一言試みたい。

市は前に七十一萬圓を投じ三箇年計畫で硫酸安母尼亞製造所を造り、之に依つて市の一部の糞尿の始末を付けることに成つて居つた。之を新市長が來て撤回した、其では之に代るべき何か大々的の良いものが三十日を出でずして現はれさうなものだと考へて居つたが未だ實現しない、今に夏になつたら大變ではないか、市長何をしてゐる、と云ふのが市民一部の議論である。

他の一部は硫酸安母尼亞も何もない、今自宅の厠が悶えてゐる、共同便所が不潔だ、都門の玄關口とも云ふべき各停車場の便所さへ不體裁極まることになつてゐる、理窟はどうでも良いから早く始末して吳れと云ふ論である。

併し其硫酸安母尼亞製造の計畫は假に完全なるものとしても三箇年先きにならねば用に立たぬのである。

それで根本的解決法に就いては矢張り科學的調査研究を經た上で決定すべきことで、尠なくとも若干の日子を費やし、相當の組織機關を以て愼重に研究しなければ輕卒に著手することは出來ないと考へる。

應急策としては汲取法を完全にするより外にないのである、然るに農家に於て人造肥料の使用が盛んになつて來たのと、農家の怠業と、又必要に應じて幾らでも金が取れるので焦せる氣味のない爲めに、此汲取り運搬の事が從前の如く爲す能はざるに至つたのである。併ながら斯の如き事態の儘で推移して往くと東京在住の市民は非常な痛苦に陷るから、年來の慣習と改善生活との間の激變に處して、生活困難の種子を農家に勸告する途がありさうなものである。此等の事は努めて其方法を講じ雙方に完全なる諒解を得たいものであると云ふことを日夜苦心して居る次第である。

是が糞尿處分に對する大眼目であつて要するに今日は應急策を一刻も早く實行し、根本策は專門家の調査攻究を俟つて著手する考である。

而して伯がこの問題の解決のため、如何に熱心に努力したかに就いて、前田多門は「都市問題」(第八卷第六號)において、左の如く記述してゐる。

當時市中は糞尿問題が喧しく、農村からの汲取が充分でない爲めに停滯の苦情が毎日のやうに絕えなかつたのであるが、之の解決策として山の手及び下谷淺草區に渉て市が直接一荷十錢で汲取を直營し、一部は三河島の下水處分工場に向け流し、一部は埼玉縣入間郡農會と契約して毎日鐵道便で送附するといふ施設をしたのであるが、かういふ時も市長は先づ汲取人足の頭株を市廳の參事會室に集め「汚い物を綺麗に取扱ふ程、人の天職として尊いものはない。君方しつかり賴む」と、自分直々訓示したものである。後藤さん程の人に直接賴むと言はれたのだから、掃除人夫の感激といふものは並々でなかつたのである。萬事此の流儀

である。

而して伯は、更に本問題に就いては根本的に科學的調査を行ふの必要を認め、臨時汚物處分調査委員會を設置し、委員長に北里柴三郎博士、委員には横手、北島、麻生、田中、竹村、岸、高野の七博士を任命した。

四、道路と下水事業

震災前の東京の道路は、雨の日は泥濘、晴の日は紅塵の巷であつた。この惡路を今日の砥のごとき坦道と化したのは、伯一人の力ではなかつたけれども、その創始者は伯であつたと言ひ得る。

伯はその市長時代において、初めて組織的な路面改良工事に著手せしめたのであつた。卽ち大正十年十一月九日の市會において可決せられた路面改良費三千九百四十六萬八千圓は、六箇年の繼續事業として、路面改良の第一期工事の完成を目標とするもので、その支出額は次の通りであつた。

大正十年度	金參百八拾參萬七千圓
大正十一年度	金七百參拾四萬五千圓
大正十二年度	金七百六拾六萬七千圓
大正十三年度	金七百四拾七萬七千圓
大正十四年度	金六百九拾九萬五千圓
大正十五年度	金六百拾四萬七千圓

而して當時の路面改良事業計畫書の内容を摘記すれば次の通りである。

一、鋪裝スヘキ路面　左ノ標準ニ依リ其ノ最モ急施ヲ要スル重要路線ニ對シ施行ス。（中略）車道約八十七萬五千餘坪步道約十九萬三千四百坪ナリトス。

（イ）平均幅員六間以上ノ道路。

（ロ）道路網上必要ト認ムル道路並ニ車馬ノ交通頻繁ニシテ、常ニ路面ヲ破壞シ維持困難ナル道路。

二、鋪裝材料　歐米ノ實例ト本市道路トノ實情トニ鑑ミ、車道ノ鋪材トシテハ大體石塊、木塊、アスフアルト、碎石ノ四種トシ步道ニハ混凝土ヲ使用ス。

伯は更に又、下水工事の完成にも努力した。前田多門はこの點に就いて次の如く記してゐる。

また市の施設が遲れて居たのは下水工事であつたが、第一期工事卽ち下谷淺草區の分は伯の入市後漸く工事完成し、續いて第二期工事卽ち日本橋、京橋兩區及び丸の內と神田、芝區の一部に涉る市內中樞區域に對して七年計畫工費二千萬圓を以て實施を見た。（都市問題第八卷第六號）

さうして、其の年度割は左の如くであつた。

一金貳千萬圓　　都市計畫第二期下水道改良費

內譯

金六拾七萬七千貳百五圓	大正九年度
金貳百四萬七千七百九拾五圓	大正十年度
金貳百七拾八萬五千圓	大正十一年度
金參百七拾六萬圓	大正十二年度
金參百拾壹萬圓	大正十三年度

大正十四年度　金參百貳拾六萬圓
大正十五年度　金貳百四拾貳萬圓
大正十六年度　金百九拾四萬圓

五、東京市電氣研究所

伯はその在任地に必ず何等かの研究所を殘さずには去らない。さうして伯が東京市に殘した研究所は「東京市電氣研究所」であつた。

その成立の經緯は、次の通りである。

大正十年六月二十三日、東京電燈會社は、丸ノ内工業倶樂部における株主總會において、創立三十五年記念事業として、東京市の電氣事業研究調査機關の費用に充當すべく百萬圓を寄附することに決議した。而して右の寄附願は二十四日、社長神戸擧一の名において、當時市長たりし伯宛てに提出された。

神戸は右に關し、新聞紙を通じて左の如く語つた。

寄附のことは既に二週間前の市役所で内定したことで、東京市が電氣一般の爲の明確な目的を立てゝ來てからでなければ金を出さないと云ふ理由の何かなものでは無いが、東京市民全體が當會社の顧客であるから其多年の眷顧に酬いる爲の寄附に外ならないので相成るべくは電氣の發達を圖る意味に使用して戴きたいと云ふ趣旨で、過日後藤市長にも内意を告げた處、市の方では調査機關の費用に充てる様にといふ希望條件にでもしたらよからうといふ了解を得て決定したことで、今度の寄附申出が會社の難從云々などの人氣直しの様に思はれたりしては甚だ遺憾である。（報知新聞）

これに對し伯は左の如く嘯いた。

斯う云ふ事はもつと早くあるべきで下さるものは有難く頂戴する。そしてその使途は愼重の考慮の上でアノ社會局の樣に寄附金を返せ抔と寄附者から小言を持ち込まれるやうなヘマはやらぬ。立派に使つて見せる。市には今百萬や貳百萬の金を使ふ仕事は幾らでもあるのだ。何時までも猫に小判の批難を受けてゐるやうぢや困るからねハツハハハ。電氣事業研究資金にしろと云ふのか。マサカ市の電燈や電車事業の足しにせよとは言へまいぢやないかハハハハ。（朝日新聞）

かくして、この寄附金を以て、電氣軌道並びに電氣供給事業に關する科學的及び經濟的兩方面より徹底的調査研究を試みるべく「東京市電氣研究所」が開設された。場所は數寄屋橋橋畔で大正十二年三月その建築に著手し、同十四年十月一日竣工したのであつた。本所の事業に就き「東京市政概要」（昭和十年版）には左の如く紹介されてゐる。

本所は電氣に關する研究調査を行ふの外、電氣計器の試驗並に檢定、電氣用品の試驗檢査を行ひ、試驗成績書及び成績證明書を發行し、其の外一般の電氣工事設計等も行ふことになつてゐる。殊に研究の結果本所職員のなしたる發明にあつては、特許を受くるの權利若は特許權を本市に讓受け、その實施を行ふ事になつてゐる。又電氣圖書館及び電氣博物館を設置し博く資料を蒐集し市民の參考に供してゐる。

第七節　光榮の思ひ出

一、攝政宮殿下に進講

伯の市長在職中に起つた一つの重大なる事件は、特に攝政宮殿下の御前に召されて、二日に亙つて東京市政に關する御進講を申し上げたことであつた。

それは大正十一年五月八、九の兩日であつた。さうして市長室に歸つた伯は、その光榮に感激して、次の如く語つた。

從來市民の大部分或は知識階級の連中まで市政に就て無關心であるが、殿下が此の點に御著眼あつて御下問あつたのは市民の幸福とする所であり、又御進講中殿下には熱心に御聽取になられた事に就ては、何とも恐懼の至りであつた。（五月九日時事新報）

今、伯の遺稿中から當時、言上申上げた目次を擧ぐれば左の通りである。

言上目次

緒　言

東京市長ニ就職ノ動機

明治大帝御詔書ノコト
皇太子殿下御詞ノコト
古今君主教育論ノコト

本　論

自治制發布ノコト
特別市制ノコト
東京市政ハ國政ノ中心タルベキコト
文明ノ副産物タル五大病患ノコト
新平市長就任後ノ第一著手（吏員講習所、教員講習所、東京市政調査會設立等）
八億圓計畫決定ノコト
　市會議員並ニ世ノ批判ヲ求メタルコト
財政的第一著手トシテ既定計畫ニ關スル費目ノ緊縮ヲ試ミタルコト
爲シ得ベキ事業ハ財政ト法令ノ制限内ニ於テ實行セルコト
爾餘ノ諸計畫ハ新タナル財源ヲ要スルコト
施政方針實現ノ道程トシテ政府當路ニ希望スルコト
第一、市域ヲ擴張シテ府縣ノ實質ヲ備フル完全ナル市格ヲ認ムル特別制度ヲ制定スルコト

第二、都市計畫事業ノ財源トシテ土地ニ對スル特別課稅權ヲ與フルコト

第三、官有地ニ對シ公課相當額ヲ下附スルコト

第四、帝都ニ於ケル都市計畫事業費ニ對スル國庫補助ハ費用分擔主義ニ依ルコト

第五、帝都ニ於ケル主要事業ノ公債ニ對シ特典ヲ與ヘラルベキコト

（イ）帝都ノ構成ニ關スル事業ニ對スル割增金附小額債券ノ發行

（ロ）公營事業資金ニ對スル配當金附債券ノ發行

（ハ）衞生防火ノ目的ヲ有スル事業費ニ對スル保險金ノ運用ノコト

（ニ）貯蓄銀行ノ市營ヲ認ムルコト

（ホ）本市ノ市債ハ特ニ國債ト同一待遇ヲ與ヘ且併合シテ發行スルコト

（ヘ）必要ニ應ジテ外債ヲ募集スルノ便宜ヲ與フルコト

結論

この遺稿中、特に注目すべきは緒論に關する章であつて、この章においては　殿下の御思召に感激すると共に「帝王學體用に關する研究」にも言及し、椎公と露都を訪問したる目的の眞相に就いても委細言上した。それは左の通りである。

東京市長　男爵　後藤　新平

今般　殿下御思召ヲ以テ新平ヨリ東京市政ノ現況ヲ上聞ニ達スベキ旨仰セ出サレ市民ハ之ヲ承リ及ンデ只管御盛德ヲ仰ギ奉リ感激止マザル次第デ御座リマス。曩ニハ　殿下海外御見學ヨリ御歸朝遊バサレマシタ際忝クモ本市ノ改善ニ關シ激勵ノ御言葉ヲ賜ハリ今又此ノ御垂問ヲ拜シマシタコトハ　殿下ガ常ニ我ガ自治政ノ發達ニ御留意遊バサレ又特ニ東京市民ニツキ厚キ御旨ヲ賜ハリマスル段市民ト致シマシテハ唯々此ノ光榮ニ浴シ深ク責任ノ重且ツ大ナルニ感激致スモノデ御座リマス。

抑ミ自治政ハ則チ立憲政治ノ基礎デアリマス。故ニ自治政亂レテ健全ナル立憲政治ヲ見ルコトノ難キハ古人ノ申セシ「其ノ本亂レテ末治マルモノハアラズ」ト其ノ軌ヲ一ニ致スノデアリマス。

新平常ニ此ノ事ニ志ザシ帝國自治政ノ發達ニツキマシテハ、其ノ手段ヲ言論文章ノ間ニ求メンヨリハ寧ロ躬自ラ其ノ衝ニ當リ勞心體驗シテ以テ自治市民本來ノ眞面目ヲ全フシ、聖代ノ臣民トシテ微力ヲ效サントノ信念常ニ胸ニ滿ツノ時、偶ミ市會全員一致シテ新平ヲ市長ニ推擧致シマシタ故ニ、快然トシテ東京市自治ノ吏員トシテ就職致シマシタノデ御座リマス。

爾來茲ニ一年有半、私カニ心力ヲ傾倒シ來リマシタガ、而モ菲才微力未ダ御下問ニ拜答シ奉ルノ蘊蓄ナキコトヲ深ク自ラ危ブミ且ツ愧ヂマスル次第デ御座リマス。併シナガラ退テ深キ御思召ノ存スルトコロヲ拜察仕リマスレバ只ミ感激胸ニ滿チマスル所ヨリ、寧ロ不敏ヲ顧ミズ進ンデ奉答ノ任ニ當リ、市政ノ概要ヲ言上スルコソ一ハ平生ノ微志ヲ　殿下ニ致ス所以デアリ且ツハ東京市民ノ代表タル市長ノ本分タルベキヲ自覺致シマシテ、則チ御受ヲ申シ上ゲマシタノデ御座リマス。宋人程伊川ノ上疏ニ

夫鐘怒而撞之則武悲而撞之則哀誠意之感而入也告於人亦如是古人所以齋戒而告君也臣前後兩得進講未嘗不宿齋預戒潜思存誠希感動於上心

トアリマス。是レ又昇平ノ慶ヲ同フスルトコロデ御座リマス。唯ミ感激恐懼ノ餘リ言辭ノ愼ミニ拘ハリ、事ノ眞相實情ヲ盡シ得ザルガ如キコトアリマシテハ、却テ御思召ニ副ハザルノ罪免レ難キコトト相心得、修辭上ノコトハ先ヅ以テ御許シヲ乞ヒ奉リ、是レヨリ市民生活ノ眞相實情ヲ主ト致シマシテ東京市政ノ概要ヲ言上仕リマス。

抑ミ普天ノ下、率土ノ濱、孰レカ王土ニアラザラン。左レド別ケテ我ガ東京市ガ輦下ニ都シ　皇室ニ對シ奉リ特殊ノ關係ニ在リマスルコトハ、實ニ明治元年七月　明治大帝ヨリ賜ハリマシタル詔書ニ本ヅクコトデアリマス。

ココニ恭シク拜讀仕リマスレバ、

朕今萬機ヲ親裁シ億兆ヲ綏撫ス江戸ハ東國第一ノ大鎭四方輻輳ノ地宜シク親臨以テ其政ヲ視ルヘシ因テ自今江戸ヲ稱シテ東京トセン是朕ノ海内一家東西同視スル所以ナリ衆庶此意ヲ體セヨ

トアリマス。

東京市民ノ　皇室國家ニ對スル重キ責任ハ實ニ此ニ始マルモノト申スベキデアリマス。而シテ明治二十二年ノ制定ニ係ル自治制ハ蓋シ時代ノ進運ニ副ヒ、市是ヲ定メテ市政ヲ振興シ、此ノ詔書ニヨリテ賜ハリタル光榮ニ酬ヒ奉リマス爲メニ、市民ガ其ノ重キ責任ヲ果シマスルニ就テノ方途ヲ授ケラレタルモノデアリマス。

大正十年九月八日　殿下御外遊ヨリ芽出度御歸朝アラセラレマシタル御歡ヲ申上ゲル爲メ、東京市民ガ催フシマシタ御歸朝祝賀會ニ於テ　畏クモ賜ハリマシタル御詞ハ、

東京市ハ今方ニ都市施設ノ改善ヲ講究スト聞ク予ハ切ニ好成績ヲ得テ市民ノ幸福ト帝都ノ殷盛トヲ增進センコトヲ望ム

是レ海外御視察ノ御所感ヲモ含マセラレ市民ニ對スル優渥ナル御激勵ノ御主旨ト只管感泣致シマス次第デアリマス。玆ニ思ヒ起シマスコトハ、去ル明治四十五年、新平公爵桂太郎ト共ニ歐洲訪察ヲ企テマシタ主ナル目的ノ一ハ、卽チ帝王學體用ノ研究デアリマシタ。不幸　明治大帝御大患ノ故ヲ以チマシテ急遽露都ヨリ歸朝スルコトトナリマシタガ、更ニ人ヲ前往セシメ其ノ資料ヲ溫ネサセマシタ結果、獨逸碩學「ウキルヘルム・ミユンヒ」ノ著ニ係ル有益ナル一書ヲ得マシタノデ、早速反覆精讀致シマシタルニ全然新平積年ノ所信ト符節相合シ、君主タルモノハ其ノ天職ヲ行フ爲メニ自ラ別種ノ教育ヲ受クベキモノニシテ、必ズシモ普通ノ教程ヲ履ムヲ要セズト云フ眞理判明シ、從來教育一律論ノ謬ヲ道破セラレタルヲ喜ビ、早速總論及結論ヲ抄譯シテ入江爲守杉浦重剛ノ二人ニ示シマシタルニ、孰レモ感ヲ同ウシマシタニヨリ又濱尾新ニモ示シ、更ニ全篇ヲ飜譯シテ遂ニ東宮御學問所編纂トシテ「古今君主教育論」ノ題名ヲ以テ活版ニ付スルニ至リシ次第デアリマス。今日　殿下ガ新平ヲ召サレ親シク市政ニ關スル實狀ヲ聽シ召サレントスル思召モ、畢竟帝王御研修ノ一端ニ出テサセタマヒシコトト恐察セラレ新平ノ殊ニ感激禁ゼザル所デアリマス。

二、東宮殿下御外遊奉送迎

大正十年三月三日、東宮殿下には、御渡歐の途に上らせ給うた。蓋し我が光輝ある三千年の歴史中、天皇若くは皇

太子の御身にして、親しく外土を巡遊したまふといふことは、未だ曾てなき一大盛事であつた。この盛事に際り伯は、東京市長として、殿下を送迎し奉るの光榮を得たのである。これは伯の生涯における尊き憶ひ出の一つであつた。

もとより東京市長が、東宮殿下奉送迎の主役をつとめるのは、帝都に長たるものの當然の名譽であり、また務めでもある。しかしかかる盛事の際に、たま〳〵東京市長の任にあつたといふことは、伯にとつては實に幸運であり榮譽なる機會であつた。また東京市にとつても、かういふ際に伯のごとき所謂「大市長」を戴いてゐたといふことに、二百五十萬の市民は大いなる誇りと力强さを覺えたのであつた。

しかしながら殿下御出發の日は、伯は不幸高熱を發して病臥中であつたので、親しく御奉送申上げることができなかつた。

しかしそれより半歳の後、殿下が歐洲御巡遊の旅を終へさせ給うて九月三日、帝都に御還啓あらせらるるや、今度こそ伯は、市民の熱誠のすべてを、殿下の奉迎に表現すべく、あらゆる工夫と努力を盡したのである。

その日の午後三時、伯は桐島議長を帶同して高輪御殿に伺候したが退出後その感激を左の如く語つた。

東宮殿下に拜謁の折、「目出度き御歸朝に對し市會の議決に依り議長と同伴、市民を代表して罷出ました。市民は熱誠に殿下の御歸朝を奉祝して居ります」と言上した所、殿下からは「市民の厚意を謝す」との御言葉を賜はつた。そして閑院宮邸でも殿下に對し、市民の熱誠なる歡迎表示の趣を言上すると、「市民歡迎の誠意は皇太子殿下にも御滿足に思召された事と信ず、自分も此市民の表示には滿足せる事を市民に傳へられよ」との御言葉を

賜ひ、更に來る八日東京市民並に青年團の奉祝會擧行に就き、皇太子殿下の台臨を迎ぎたき旨を申上げると「それは喜んで行く」と御承諾の旨をお答へ遊ばされた。

さうして御歸朝の日より數日の後、九月八日には日比谷公園廣場に於いて、殿下の台臨を仰ぎ東京市民および東京市青年團の奉迎大祝賀會が開かれることゝなつた。

この市民奉祝會は、伯の意嚮で思ひ切つて民衆化したものであつた。參列者は市の公民中例へば三等郵便局長や私立小學校長などの直接市民に關係する者を主とした。そのために望外の優遇に驚喜するものがある一方、勅任官以下の官吏は全部一般市公民と同席することになつたので「今度の招待には特別の參列章はないのか」などと不平顏する官僚もあるといふ有樣だつた。參列者は約三萬四千人と註された。

いよ〳〵當日が來た。

前夜から降りだした雨は、八日未明に至り大風を伴ふ豪雨となつて、大銀杏の濡れ葉はバラ〳〵と御座所の邊りに吹きこむ程だつた。さういふ惡天候を冒して參列の人々は陸續と詰めかけて來たのだ。

八時ごろには風雨も少しは落ちついてきた。さうしていよ〳〵合圖の花火が打ち揚げられた九時前には、參列の人人が「東宮日和」だと今更ながら感激の囁きを交すほどの好天氣となつた。

定刻九時、殿下の御馬車は、後に皇族方の御馬車を從へさせて、正門より靜々と御便殿に入らせられた。

ここで市長、市會議長、市參與、助役等への賜謁があつた。この時伯は、東宮大夫の手を經て、東京市政に關する六種の圖書を奉獻した。やがて「君が代」の奏樂裡に、殿下には、永田助役の御先導にて正面御座所に進まれた。

遙かに壇下に控へてゐた伯は、桐島議長を顧み、賀表を兩手に捧げつつ、鞠躬如として階段を上り、恭々しく賀表を捧讀した。

東京市長臣後藤新平言うす。伏して惟みるに

皇太子殿下德は仁孝を備へ、學は東西に通し給ひ、今春歐洲各國を歴訪して交を禮節揖讓の場に敦くし、歡を應酬燕談の間に申ね給へり。時に戰禍纔かに止み煙塵已に收ると雖、世局の變復た昔日に非ず。

鶴駕過る所其山川風物を流覽して、家國隆替の由る所と民情趨向の歸する所を考察し給へり。臣新平竊に惟ふに他日内は以て國家の昌運を贊成し、外は以て各國の交誼に裨補するもの、將さに此に基因するあらんとするを知る。今や茲に恭しく

回鑾を迎へて

英姿を拜瞻す。兆民此吉日に値ひ、孰か慶賀せざらんや。臣新平

公職を

帝京に奉し、抃舞欣躍の至りに堪へず。茲に市會の決議を經、市民に代りて、恭しく奉迎の辭を上る。臣新平頓首頓首謹みて言うす。

東京市長正三位勳一等男爵臣後藤新平

大正十年九月八日

殿下は輕く御會釋を賜はつた。さうして沈著なる御態度にて、音吐朗々と次の令旨をお讀みになつた。

予が前日歸朝の際は、東京市民の熱誠なる歡迎の中に帝都に入り、欣喜に堪へざりしが、今特に斯の場を設けて、盛大なる祝賀を受くるは、予の滿足する所なり。

東京市は今方に都市施設の改善を講究すと聞く。予は切に好成績を得て、市民の幸福と帝都の殷盛とを增進せむことを望む。

その力強くも抑揚ある御朗讀ぶりは、さしも廣き式場の隅々にまで徹し、會衆の中には、はや感極まつて歔欷する聲さへ洩れてゐた。

この時の感激を、伯は國民新聞を通じて、次のやうに語つた。

誠に天祐とも云はうか、朝の暴風雨が斯の如き快晴となるなど眞實に夢の様で、嬉しさが一杯、もう何も語る事も出來ない位だ。只　殿下が御令旨を賜はつて、畏くも市民の幸福と帝都の殷盛とを增進せん事を望むと仰せられたに對しては、只管恐懼、不肖と雖も二百萬市民を背景として全力を盡し、御期待に副はん事を期する覺語で居る。

かくして市民奉迎の大任を終へた伯は、今度は市聯合青年團長として、同日午後四時から、再び同じ式場に、殿下を御待ち申上げた。さうして、伯の捧げし奉祝の辭に對し、次の如き有難き御令旨を賜はつた。

本日茲ニ諸子ノ熱誠ナル歡迎ヲ受クルハ予ノ滿足スル所ナリ。今回ノ外遊ニ際シ、歐洲諸國ノ青年カ各々其ノ本分ヲ守リ、國運發展ノ基礎ヲ作リツヽアルノ情ヲ察シ感スル所少カラサリキ。諸子能ク內外ノ形勢ニ顧ミ、各自ノ修養ニ努メ、以テ帝都青年團タル實績ヲ擧ケム事ヲ望ム。

かくのごとく東宮殿下が、長旅の御疲れもお厭ひなく、再度まで奉迎の席に御臨場の榮を賜うたことは、いかに殿下が、市政に對しまた青年團に對し、多大の御關心をもたせ給ふかといふことを如實に知つて、伯をはじめ市民、青年團員の、まことに感激に堪えざるところであつた。

この市民及び青年團の御歸朝奉祝會を機縁として、一つのエピソードが世に現はれた。それは九月七日の東京朝日新聞が左の如く報道したことである。

「一體杉浦翁御用掛拜命の節は任の重大なるを思つて容易に受けず、故乃木大將、小村壽太郎侯、佐々木高行侯三氏の墓前に參じて瞑目多時、重責について三靈の聲を聽き、次で廣く有識者の意見を徵した時、或日後藤男を訪問した。翁と男とは、明治二十二年頃、翁は日本新聞の幹部、男は內務省衞生局長であつた時、一緒に茨城縣の下妻教育會に講演に出掛けて、一夜を共にしてから知り合ひの間となつてゐたのである。其關係で東宮へ御進講上の參考を歐米漫遊後の新知識である男に問ふべく其門を叩いたのであつた。ところが後藤男は思はず膝を打つて「實は僕が曩に獨逸に在留中、ミュンヒと云ふ學者の帝王教育論と云ふ本を見附けて持ち歸つて居るが、之は君か濱尾男かに是非貰つて欲しいと豫て考へてゐた。君等二人の中で見て呉れゝば僕の志に達する譯だ。それを譯しかけたものゝ一緒に……」との事に、翁は大いに喜び、持ち歸つて門下生をして譯させて見ると、何といふ不思議か、それは翁が豫て立案した御進講上の意見と、東西符節を合するが如くであつたので、流石の謹嚴な翁も飛び上らん許りに喜び、從來はどちらかと云へば頑固な意見の所有者として見られてゐる翁として、自ら大いに意を强うし安心する事を得て、愈其多年の持論を以て、帝王倫理の講義に一身を捧ぐるの決心を堅うするに至つたのだと云ふ。」

若し果して然りとせば伯も亦、皇太子殿下御傅育に、蔭ながら一臂の功を致したものと言つて過言でない。尤も右の記事中「明治二十二年頃……男は內務省衞生局長」云々とあるのは記事の誤りで、伯が衞生局長になつたのは明治

二十六年末であつて、二十二年はまだ獨逸留學前の、內務省一技師であつた。またこのミュンヒの「帝王教育論」云云のことは、前項末段において、伯が自ら記せるところと對比照讀すれば、この新聞記事の錯誤は闡明し得らるるであらう。

三、英皇儲殿下の奉迎

皇太子殿下の御外遊を送迎し奉りたる伯は、その翌年、またも再び得難き憶ひ出をもつた。それは英國皇儲殿下の御來朝を御歡迎申上げたことである。

英國皇儲殿下が、我が帝都に足を踏み立たせられたのは、大正十一年四月十二日であつた。その日の、東京市としての歡迎プログラムは、先づ芝浦の鐵道沿線に、鮮かな「歡迎」の文字を浮き出させた奉迎塔をつくり、その下に、全市青年團員數萬が整列して、御召列車通過と共に萬歲を三唱する。東京驛ホームには後藤市長と桐島市會議長が市民を代表してお出迎へする。また驛前にはロンドンの塔橋（タワー・ブリッヂ）を象つた大緑門（アーチ）、ホームからお濠端までの沿道一帶は大小の日英國旗を以て美しく飾り立て、なほ午前中から十臺の花電車を運轉する。そして十三日夜は市青年團五萬の大提灯行列、十五日は全國少年團代表六千名の奉迎、十六日は日比谷音樂堂に於ける日英交驩大音樂會、十七日は帝國劇場に於いて台覽劇等、等。

このうち十七日の帝劇に於ける東京市の奉迎會に、市より殿下に奉る奉祝文を納める七寶の文筥は、世にも豪華なものであつた。さうして奉迎文は、美術學校特製の古代色紙に倣つた橫二尺五寸、縱一尺一寸の裏金地、表花鳥模様

の色紙に謹書されてあつた。これを伯が殿下の御前で朗讀し、文筥に納めて伯自ら奉呈したのである。その奉迎辭は次の通りであつた。

大英帝國皇太子殿下

殿下今回萬里の波濤を凌ぎ、親しく我帝都を訪はせ給ひしは、我等東京市民の欣喜措く能はざる所なり。而して本日特に　殿下の台臨を仰ぎ、市民の議決を經て恭しく奉迎の辭を上ることを得るは、予の最も光榮とする所なり。

曩に我が　皇太子殿下が貴國を訪はせらるるや、貴國上下の熱誠なる驩待は、今尚我等市民の記憶に新なる所にして、深く感謝に堪へざるなり。爾來　殿下御來朝の報を得、日夜翹望して英姿を拜するの期を待ち奉りしに、今日此の盛事に會し、幸慶之に過ぐるものなし。惟ふに我　皇室に對し奉りて敬虔の念最も深き我等日本國民は、友交特に緊密なる大英帝國の皇儲たる殿下を迎へ奉る歡喜と景仰の至情は、洵に絶大無比なるものあり。我國民は又常に平和を好愛する偉大にして堅實なる貴國國民に對し、深く敬意を表するものなり。隨て　殿下今回の御來朝は、兩國從來の友誼をして一層鞏固ならしめ、我等兩國民の交情をして愈親密ならしむるものあるは言を俟たず。今や我國春風駘蕩、到る所の山川草木悉く笑を含むで鶴駕を迎へ奉る。

殿下幸に其の風光に接し、長途の御旅情を慰め賜はらんことを。

終に臨み予は重ねて全市民の誠意を捧げて　殿下の御入京を歡迎し、御健康を祈り奉る。

これに對して、殿下には鄭重を極めたる御答辭があり、伯はじめ悉く面目を施したのであつた。

かうして伯は、東京市長としての二度目の大役を、事なく勤め上げたのである。

第八節 辭任

一、突然の辭表提出

伯の辭任は全く青天霹靂のごとくだつた。

それは大正十二年四月二十五日の午後二時頃であつた。當日は恰かも市參事會の定例日であつた。伯は突然、市參事會員に對して、市長室への參集を求めた。さうして、その席上、伯は正式に辭意を表明したのである。伯の言つた言葉は「私も最近身邊が非常に多忙になつて來たから暇を貰ひたい」といふ趣意の、極めて簡單なものであつた。

伯の意思表示が餘りに唐突であつた爲めに、市參事會員等は愕然として直ちに祕密會を開き、永田助役の出席を求めて、市長が辭意を表明するに至つた經緯を質した。

永田助役の說明は當時新聞に報道されたところに據ると、左の如くであつた。

市長は最近日露問題に關係しヨッフェ氏を我國に招き、種々と日露親善に付て力を盡くされてゐたが、極く最近に至り外務省より勞農政府に通商貿易に付電報を發したるに、政府よりは折返へし返電があつたので、貴國にヨッフェ氏が行つて居るから本問題はヨ氏を通じて貰ひたいとの返電があつたので、政府は遽かに騷ぎ出し後藤市長に交涉を開始するなど、市長の所謂身邊が多忙になつたので、今回急に辭意を洩らされるに至つたのである。

これに對し市參事會の意嚮は、次の如きものであつた。

後藤市長は某重大問題に就て關係し、二三箇月間は或は市政に對し疎かになるやも知れないからとて辭意を申出られたが、市長は從來よりも市長の資格を以て支那を漫遊せられるとも傳へられて居たが、若し之が實現すれば二三箇月は市政を執ることが出來ない事にもなる。それ故市長の云はれる通りその關係せる重大事件が二三箇月で解決し得られるものならば、なるべく市政に對し支障を及ぼさざる限り現職にあられたい。後藤市長のなすべき事は益ゝ多くあるから。

この趣意の下に若林成昭、福田又一、早川庄太郎、小坂梅吉の各派代表者が、伯の邸を訪れて留任を勸告することに決定し、同日夕六時半、各派代表者は伯と會談したのであつたが、その會談の要旨は、左の通りであつた。

委員側　市長の辭意御發表は餘りに突然で大いに驚きもしたが、市長の御深意のある所は諒解して居る。市長が國家の重大問題に付て御盡力せられる事に何等異議を容るゝ所はないが、我々市民の代表者として又參事會の代表者としては市長の御留任を願ひたい。現に目前に攝政宮殿下の御慶事もあるが之に對する御抱負もあられる事と思ふ。又市長御就任當初に於て發表の大計畫もあれば局課の廢合等も斷行され、その實績は今後に於て明かならんとする際でもあれば、是非共御留任ありたい。是は決して一片の形式的辭令ではなく參事會員として眞意を以て申上げるのである。

後藤市長　諸君が此の雨を侵し夜中をも厭はず御訪問下さつて一片の形式的でない熱心なる留任の勸告を深く諒とし、又大に感謝するものである。實は或は諸君より熱誠なる御勸告あるやの豫想もしたが、之は絕對に御受けしない覺悟で御相談ではなく決心の極を述べたのだが、左樣な誠意ある御勸告に接しては是を拒絕する當初の決心も鈍くなつた。今回の事は實は常に何事も相談相手にしてある三助役にすら諮らず、永田助役には昨日、池田、前田兩助役には今朝その決心を打ち明けた位で、決して諸君のみを驚かすと云ふ心算で此の擧に出でたのではないが、今直ちに無下に御勸告を拒絕する勇氣も持たないから、私の意見は確定してゐるが、二十六日早朝市役所で更に三助役と共に參事會の御好意に就て相計り、午前十一時迄に御相談の結果を諸君に御答へすべし。

委員側　市長を辭された後は顧みられざるや、內閣の更迭なれば後繼者を推薦するの義務があるが如何。
後藤市長　後繼者に付ては相當の考慮をして見たいと思つてゐるが、永田助役は其處まで考へては悪いと云ふてゐるので、今の所では何等考へてゐないが、諸君から御相談があれば自分の出來る丈けの事は考へてもよい。

伯の辭意は、この會談要旨にも現はれてゐる通り、到底飜意を期待しえないほど、鞏固なるものであつた。

二十六日伯は、永田、池田、前田の三助役と協議を遂げた後、同日午前十一時、福田又一（市正）、小坂梅吉、松崎英太郎（自治）、天利庄次郎（新友）、早川庄太郎（公友）の五氏と會見した。その內容は次の通りであつた。

後藤市長　私の辭任申出に對して參事會の熱誠なる留任の勸告に接したることを深く感謝しますが、今朝三助役とも協議しまして熟慮致した結果は此際初志の通り辭任するを以て公私何れの方面より見るも最も時宜に適したるものと考へます。斯く辭任に付いては確固たる決心をしたのでありますから、甚だ遺憾でありますが其旨諒承あらんことを希望します。
委員側　市長が左程迄に御決心になつたのならば今となつて止むを得ませぬ。併し今後市長の人選或はこれ等に關聯する善後策に付ては充分の御考慮を煩はしたい。曩に田尻市長が辭職せられた際には三助役も亦同時に辭職せられた爲め、市としては餘り好ましからぬ職務管掌の出張を見る事となりまして此間非常に市政の澁滯を見た樣な事例もある事でありますから、今回は假令三助役が市長と行動を共にせらるゝ事に爲るとしても、後任市長が決定して一段落の著くまでは現職に在られん事を望みます。

かくして市長の辭表は同日午後零時半、十時內記課長から福永內務部長に手交し、府知事經由、水野內相へ傳達されたのである。

二、辭職の眞相

然らば伯は何故に辭職したのであるか。

表面の理由は身邊多忙といふことであつた。しかし其の動機は孰れにあつたか。

伯がヨッフェ招致を決心した時、すでにその成行如何によつては東京市長の職を辭するも、この國家的大問題を解決しなければならぬといふ肚が決まつてゐたことは、時の助役筆頭だつた永田秀次郎の述ぶるところによつても明かである。

大正十一年に後藤さんは露西亞のヨッフェ氏を日本に呼び寄せる事を考へた。私は日本が列國に先んじて露國と商議する事を危ぶんだ。すると後藤さんは「歐米が無暗と露國を怖がつて躊躇して居る時が最も好い機會である、日本は露國とは隣國である、一日も早く通商するは雙方の利益である、支那問題に就ては日本は先づ露國と結んで三國親善の態度を執らなくては解決が出來ない、伊藤公をハルピン迄連れて行つてあの兇變にかゝらしたのも自分の責任である、桂公と露國迄出かけて而も志を達する事が出來なかつたのは如何にも殘念である、今日に於て此問題を解決する事に就て自分は重大の責任を感じて居るのである、露國と交通すれば我國が赤化するなどといふのは全たく膽玉の小さな話である、米國と交通して共和國にならないならば露國と交通して赤化せないのは明白な事だ、そんな意氣地の無い日本ならば三千年の歴史を見ない遠い昔に滅んで居る筈だ、玆が度胸の要る時である」と云つて意氣頗る軒昂たるものであつた。私も是は國家的に重大な問題であると考へましたので「私に一應考へさして下さい」と云つて其翌日私は三つの事を後藤さんに持ち出した。その一は東京市長が市政に關係の無い露國との外交の事を計畫する事は宜しくない、それ故市長を罷めるか、此交渉を止めるか先づ之を決めて貰ひたい、その二は此問題は世間の誤解を招き易い事であるから、若し遣り損へば第一は政治上の地位を失ひ、又罷り違へば國を賊ふ者として殺害されるかも知れない、其覺悟がありますか、その三は一布衣の後藤が如何に考へても官憲の理解が無くては到底出來ない相談であるから、實行に先だつて先づ加藤總理（海軍大將）と手を握らなくては駄目ですよ。私は斯樣な意見を述べましたが、後藤さんは即坐に之に答へて、

第一の東京市長は誰にでも出來る仕事だ、露國との事は廣言乍ら自分で無くては出來ない、それ故に東京市長は罷める積りである、第二の政治上の地位を失ふとか身體が危險だとか云ふ問題は何でも無い、伊藤公に對してでもそんな事は考へて居られるものか、第三の加藤と手を握ると云ふ事はそれは尤もな注意であると言つて、其實行に取りかゝられたのである。私は此事件に就ても後藤さんの見識と後藤さんの勇氣と後藤さんの努力に就て深く敬服したのである。

すなはち伯の辭任の主なる動機が、ヨッフェ招致問題に關するものであつたことは明かである。しかしそれは、表面の理由として擧げられたところの「身邊多忙となつたから」といふやうな、單純なものではなかつた。若し伯と時の内閣との關係が圓滑であつたならば、伯は或は不便を忍んでも、東京市長の椅子に止まつたかも知れない、しかるにその前から、伯が一大國策として意氣込んでゐた八億圓計畫に對し、主務大臣たる内相が贊成してくれない。加ふるにヨッフェ招致問題で、對内務關係は極度に惡化し來つた。これでは伯の多年の抱負も實現の見込はないのみならず、或は伯が市長の任に在るがために、却つて東京市に迷惑を及ぼすやうなことがないとも限らぬ。かうした伯の考慮が、つひに突然の辭任となつて現はれたものであらうと察せられる。

後に大正十三年、伯が再び東京市長に推薦されたとき、それを辭したる理由を記した一葉の印刷物を作成して頒つた。そのなかに次の如く記してゐるが、圖らずも當時の眞相の一部を、自ら洩らしたものと觀るべきであらう。

昨年予が市長の職を辭したるは、斷じて一身一家の私情に基くものに非ざるなり。

當時予は、世界列强の形勢を案じて、帝國國運の推移を孤立の危機より救ひ、且つ年々增加しつゝある人口問題の急迫を緩和し、進んで帝國外交の新畛域を打開すべく切念したるも、不幸にして時の政府當局、殊に内外兩省

と意見一致せず、隨つて予若し長く市長の地位に在らば、國家大局の問題の爲に累を市民に及ぼすの虞なきを保し難きを惟ひ、專念市民の幸福を希ふ至情よりして其の職を去りたるものなり。

蓋し我國の自治制は、尚恰も未成年者の如き實情の下に在りて、未だ眞の自治に到達せず、故に市政の運用に關しては、常に監督官廳との諒解を密にし、微々たる一屬僚に對してすら、恭謙自卑の態度を要とするが如き關係に置かれつゝあるを以て、予が政府當局と國政上の見解を異にする結果、如何なる障碍を帝國自治體に與ふるやも測り難きを豫見し、之を憂慮したるに由るものなり。

三、辭任と世論

二十七日午後二時半、伯は市役所に出頭し、市參事會室に各課長や吏員を集めて辭任の挨拶を述べた。挨拶の全文は左の如くであつた。

今回私ハ市長ノ榮職ヲ辭任スルコトニナリマシテ、本日內務大臣ヨリ認可ヲ得マシタ次第デアリマス。顧レバ大正九年末市長ニ就職致シマシテ、翌十年四月諸君ニ對シテ一場ノ談話ヲ試ミマシタ。其大要ハ第一ニ市役所氣質ヲ作ル事デアリマシテ、自治ノ爲ニ勤勉ニ、誠實ニ且內外ノ諒解ノ上ニ働ク事ヲ希望致シマシタ次第デアリマス。當時市ハ疑獄事件ノ後ヲ受ケテ、市吏員ハ往往世間ヨリ其人格志操ニ缺クル事アルカノ疑ヲ受クルノ惧ガアリマシタ。然ルニ爾來二箇年有餘、幸ニ諸君ノ勤勉ニヨリマシテ、大ニ市吏員ノ品性ヲ向上シ、世上ノ信望ヲ加ヘタル事ハ洵ニ御同慶ノ至リデアリマシテ、私ノ最モ諸君ニ謝スル所デアリマス。第二ニハ執務ノ改善デアリマシテ、之ニハ各局課ノ統一連絡ヨリ浪費ヲ省ク事、並ニ科學的執務法ニヨリ能率ヲ増進スル事ヲ希望致シマシタ。而シテ之ヲ達成スル爲ニ、各種ノ調査研究ヲ完フシ、吏員ノ講習ヲ行フテ以テ市務ノ振興ヲ圖シタ次第デアリマ

ス。此點ニ就イテハ、固ヨリ今日ニ於テ尙甚ダ不十分デアルトハ存ジマスガ、從來ニ比シ大ニ改善ノ途ニ就キタル事ヲ信ジマス。私ハ此點ニ就イテ、自分ノ就職中、諸君ガ誠實勤勉ニシテ公私共ニ私ヲ補佐下サイマシテ、今日私ガ幸ニ大過ナク現職ヲ去ルヲ得ルニ至リマシタルニ付、深ク諸君ノ勞ヲ感謝致シマス。

想フニ帝都ノ市役所ハ、最モ愉快ナル民本主義ノ活動場デアリマス。隨テ諸君ノ職務ハ實ニ名譽アリ且愉快ナル職務デアル。市民ノ幸福ハ諸君ノ努力ニヨリテ庶幾セラルヽノデアル。諸君ハ幸ニ私ノ去リマシタ以後ニ於テモ益々市務ニ恪勤精勵シテ、此名譽アル職責ヲ完フセム事ヲ望ミマス。

更に伯は同日午後三時半、議員控室において開催せられた市會議員協議會に臨み、辭任の挨拶を述べ、これに次いで永田助役は、伯の辭任に伴うて市制の規定する處に依り、市長代理をなすこととなつたに就いて挨拶し、更に柳澤議長は市會議員一同に代つて挨拶した。

この日の伯の挨拶は次の通りであつた。

今回一身の都合に依り、市長の榮職を辭する事となり、本日認可を得ましたが、在職中の御援助を賜はりましたることは感謝に堪へぬ次第であります。自分が常に口にする如く、二百五十萬市民の一人となつたのでありますから、諸君と共に諸君の御指導に依つて東京市の爲めに盡力する積りであります。

伯の東京市長辭任は各方面において惜しまれた。四月二十六日の新聞には「後藤市長の功績」と題して、その眞情を盡してゐる。

後藤子が市長を辭するに付いては、今が最もよい時期であると思ふ。後藤子が本當に働きたい舞臺はどうせ他にあるのだから、吾々も寧ろその意を諒としてゐた譯で、その功罪をいへば、兎に角始めての名市長であつたと云へる。殊に市民に自治の精神を湧起せしむるために努力した事は確かに子の土産で、あれで市民が覺醒しなければ、罪は市民にあると云はねばならぬ。その他

大東京計畫、市民會館、市廳舍新築、特別市制問題、道路問題を此處迄運んで來たことは、世評では兎や角云ふけれども、實際に考へて見れば他人では容易に出來る仕事ではないと思ふ。要するに東京市の基礎工事丈は立派に完成したわけで、後藤子一身上の事情許すならば、更に時日を藉して是等の問題に結末をつけて貰つたらと、それが遺憾である。先づこれ丈け人材を女房役に持づた市長は一寸望めないと思ふと、口惜しい次第である。

伯はかくして東京市を去つた。しかし伯の後には、永田秀次郞、永田の次には中村是公が相次いで市長と爲り、伯の事業を踏襲した。

のみならず、東京市政調査會は儼として市役所外に存立し、黨爭と利害との上に超然として、都市問題の科學的研究を繼續してゐる。

伯の志は、炳乎として、東京市政の上に遺つてゐると謂ひ得るであらう。

第四章　對ヨッフェ交渉

第一節　滿目の荊棘を拓く

一、ヨッフェ著京の光景

大正十二年二月一日、ソヴィエット聯邦極東全權ヨッフェが、東京驛に到著した時の光景は、實に殺氣プラットフオームに渦巻くやうな物凄いものであつた。

午後零時四十分、下關發特急列車がプラットフオームに著くと、「それツ！」と二百數十名の背廣服の人々が雪崩のやうに、ヨッフェの乘つてゐた車の外を取り圍んだ。それは出迎人ではなくて、平服の警官と刑事であつた。新聞記者も寫眞班も近付けない。彼等は人間の襖を作つて、ヨッフェ一行の車から降りて來るのを待つた。

この時ヨッフェの身邊には並々ならぬ危險が渦巻いてゐた。何時兇漢が現はれて、彼を襲擊するかわからない情勢にあつたのである。

さういふ殺氣立つた危險な空氣の中で、伯はヨッフェとの私的交渉を開始したのである。

それは波瀾多き伯の一生に於いても、また不思議な一波瀾であつた。當時全然斷交して何の交渉もなかつたソヴィ

エット露西亞の代表者を、しかも政府と何の關係もなき一私人の資格で、伯は東京に招いて、私的に日露國交恢復の交渉を開始しようといふのである。

當時國內にあつた保守的分子は、一人のヨッフェの到來をもつて、日本に社會主義的氣勢を煽騰する一大危險と考へた。さうして伯自身をもつて國本を亂る危險人物として攻擊し、伯の身邊は頻々たる危害に曝されたのである。しかも時の政府の內務大臣水野錬太郎は、當初からこの擧に反對であつた關係上、警察官の伯の爲めに盡すところも亦頗る薄かつた。時の外務大臣內田康哉も、伯の對ヨッフェ交渉には、甚だ冷淡なる態度をとつた。

然らば伯は何故に、一身の危險を冒してまで、わざ〳〵ヨッフェを日本に呼び寄せたのであるか。吾人は少しく遡つて、當時の日露關係と、ヨッフェ招致までの經緯とを物語る必要を感ずる。

二、斡旋の決意

我國が西比利亞に出兵したのは、伯が寺內內閣の外務大臣たりし大正七年の夏であつた。然るにわが西比利亞出兵は、前卷既述の如き紆餘曲折を經て、その結果、我國とソヴィエット露西亞とは、公然たる敵國ならざるも、少なくとも事實上の交戰狀態に陷つてゐた。さうして大正九年三月、尼港に於いて日本居住民の多數が虐殺せらるるや、我が國論は囂々として沸騰し、對露感情は極度に惡化し、時の陸相田中義一は、責を負うて大正十年六月その地位を去るの已むなきに至つた。

この當時我が國內にはセミヨノフを助けて、極東に白色露西亞を作り、モスコーの赤色露西亞との間に緩衝地帶を

設けんと志すものがあつた。ところがこの計畫の成立せざる間に、大正九年秋、チタに非共產主義を聲明する極東共和國が起り、モスコー政府はこれを承認した。

このチタ政府は頻りに日本との通商開始を希望してきたので、我國はチタ政府を西比利亞に於ける獨立政府と解し、大正十年八月末、浦鹽派遣軍松島(肇)政務部長をして、チタ政府當局と、大連において、外交交渉を行はしめた。チタ政府側の代表者は、初め同政府外務長官ユーリンであつたが、後首相代理ペトロフ之れに代つた。然るにこの松島ペトロフ交渉は、九箇月の長日數を要したにも拘はらず、つひに協定に達せず、大正十一年四月十六日大連會議は決裂した。

一方、ゼノアにおいては同年四月十日から四週間にわたり、歐洲經濟復興に關する國際會議が開催せられてゐた。しかるにこの會議においても、露國の債務及び賠償の問題は何等の解決をも告げなかつたので、露國はやや焦躁の氣に驅られたるが如く、同年七月、チタ並びにモスコー兩政府當局者は哈爾賓駐在チタ政府代表オゾールニンをして、同地駐在帝國總領事の手を通じて、我が政府に對し日本、チタ、モスコー三政府會商の開催を提議して來た。この提議にあたり、新たにモスコー赤色政府が會議參加の意思を表明し來つたのは、尼港事件の善後措置並びに日露漁業問題に關する商議に就いては、チタ政府には何等これを解決し處置する權限がなかつたからである。

帝國政府は、露國のこの新提議に同意し、九月四日から長春に於いて三國會商が開催された。所謂「長春會議」が之れである。

帝國政府の委員は松平恆雄及び松島肇、露國はアー・アー・ヨッフェ、チタはヤンソンであつた。

然るに同會議に於いても、彼我ともに自說を固持して讓らず、九月二十五日、會議はまたも決裂した。松平代表は會議決裂後、左の如く顚末を公表した。

露國側ガ、基本協定締結後審議スルコトニ同意セル尼港問題ヲ突然提起シ、尼港事件ノ解決ヲ俟タズシテ、北樺太撤兵ノ期日ノ明示ヲ求ムルガ如キハ、全然從來ノ行懸リヲ無視シ、豫備交涉ニ依ル諒解ヲ覆サントスルモノニシテ、帝國政府ノ意外トスル所ナリ。露國側ニテ、斯カル態度ヲ維持スルニ付テハ、會議ヲ繼續スルヲ得ズト重ネテ聲明シ、露國代表ノ再考ヲ促シタルモ、露國代表ハ帝國政府ノ公正ナル態度ト、妥協的精神トヲ認ムル模樣ナク、依然其ノ態度ヲ改メザリシヲ以テ、日本代表ハ會議決裂ヲ宣スルニ至レリ。

卽ち、日本側が、尼港事件の解決と北樺太の撤兵とを以て、不可分の案件なりとなせるに對して、ロシア側は、尼港事件と北樺太駐兵問題との切離しを强調し、北樺太撤兵期の明示を我れに迫つたので、交涉は遂に決裂したのである。

かくして長春會議は不調に終つたが、帝國政府は、撤兵方針に就いては何等の變更を行はず、浦鹽を始め沿海州方面の撤兵を著々進捗せしめ、十月末までに悉く完了させた。しかし北樺太の撤兵は、尼港事件解決と同時に行ふといふ見地から、依然兵を駐めて保障占領を繼續してゐた。

一方、長春、大連兩會議開催の提唱國であつた極東共和國、卽ちチタ政府は、大正十一年十一月十四日を以て勞農露國に併合せられ、玆に西比利亞も亦完全に社會主義ソヴィエット共和國聯邦の中に包含せらるるに至つた。

しかるにこの時、露國代表委員として、長春會議に出席してゐたヨッフェは、會議が決裂しても、直ちに莫斯科に

歸還する氣配もなく、南下して北京に到り、更に進んで南支那に入らんとするやの情報が達した。

當時の支那は、北支の軍閥次第にその勢力を失墜し、廣東に在つた孫逸仙の三民革命主義の運動が、漸く頭角を顯はさんとするの氣勢を示してゐた時である。孫逸仙の三民主義は、必ずしも社會主義ではなかつたけれども、孫文自身はその革命的經歷よりして、赤色露西亞と結ぶべき可能性を多分に持つた人間であつた。

いま長春會議によつて日本と提携することを得なかつた露西亞に取つて、極東政策樹立のための相手として殘されたのは、支那一國である。萬一ヨッフェが孫文と南支に會し、我國を疎外したる露支兩國の握手成るに於いては、日本の受くる打擊は決して鮮少ではない。

『日本はいま危機に瀕してゐる！』

さう鋭く直觀したのが伯であつた。さうして考へつくと、一刻の猶豫もなく蹶起するのが、伯の氣象であつた。

『これは俺が引受けてやらなければならぬ！』

伯はヨッフェが孫文と會見する前に、彼を日本に招き、支那との了解の出來上らないうちに、日露の國交を恢復せしめようと決心したのである。

伯の考へは結局、そのところに歸著した。

『それには、俺が個人として、ヨッフェを日本に呼んで交涉するより外はない。』

この當時筆者は伯と殆ど起居を共にし、その行藏は細大洩らさず見知し、また聞知してゐた。しかしこの決心をするについて、伯は誰人にも相談した模樣はなかつた。全然單獨で決意し、單獨で實行した。

伯は後にこの時の心情を自ら叙して、「初め某のヨッフェ氏を招致するに當り輕慮を避け、外間を排せり。且つ按ずらく。彼は勞農政府の樞器たり、之を招致する、宜しく我政府の經畫に待つべきか、或は日露協會會頭の名に於て進むべきか、又は別に適當なる巨材の斡旋に據るべきかと。反覆沈吟して後、其の意漸く決す。乃ち事の成敗は固より逆睹すべからずと雖も、某個人自ら誠意を以て衝に當り、若し功の收むべきあらば、之を政府に委し、破れて成らずんば某挺身自ら犧牲たらん而已と」（後掲「日露協會々頭辭任上申書」の一節）と記してゐる。

かくして伯は、純然たる一個人として、ヨッフェを日本に招致しようと決心したのである。

しからば伯は如何なる成算があつて、ヨッフェが日本に來るであらうと思つたのか。又伯は如何なる理由に基いて、日本に於ける伯とヨッフェとの私的會談が、公的交渉に進化するであらうと考へたのであるか。

それには理由があつた。

伯の若き日からの特色の一つは、交遊の範圍の廣いといふことであつた。その右手は最右翼の國粹主義者に達し、その左手は最左翼の社會主義者にも伸びてゐた。丁度ビスマークが、最右翼の專制政治を行ひつつ、同時に最左翼のラッサールと會見して、その智術を利用したるごとく、伯も亦その所屬は所謂官僚系と目せられたるに關はらず、その連絡は遠く最左翼にまで及んでゐた。

さういふ伯であつたから、このヨッフェ招致の芝居を打つためには、最左翼の社會主義者を通じて、ヨッフェの意を捜るにあると考へた。さうして彼は一人の使者を北京に送つてゐたのである。

それと同時に伯は、この私的交渉を本格的なる政府の交渉に轉化せしむる唯一の策は、時の政局擔當者の了解を得

ることにあると思つた。即ち首相加藤友三郎の賛成を得ることが、その要點であると考へた。

この二つの重要なる準備的布石を試みた後、伯はいよ〳〵、碁盤の上に、次の石を並べ始めたのである。

二、加藤首相との默契

伯が内閣總理大臣加藤友三郎を訪れ、日露國交の前途に就いて意見を交換したのは、大正十一年十一月であつた。伯はその翌年作成したる覺書のうちに於いて、首相加藤との折衝につき、左の如く誌してゐる。

余昨年十一月、帝國外交ノ梗塞ヲ患ヒ、首相ト新境域ヲ拓カントシテ著鞭ノ策ヲ講シタル際ハ、一ニ不偏不黨ノ現内閣ヲ支持シ、强健ノ使命ヲ實行セシメンコトヲ期シ、少クモ日露ノ關係ニ一轉機ヲ與ヘ仍テ以テ對支政策樹立ノ功ヲ收メ日露ノ國交ヲ露支今日ノ接近ヨリモ尚ホ一層親密ナル程度ニ進メ、先ツ日露兩國間當面ノ問題ヲ解決シ以テ此年間ニ起ルヘキ日支問題ノ解決ニ資セントス。是東洋ノ大策ヲ定ムル急務ノ第一歩ナリト確信セリ。

かくの如き趣旨の下に、伯は加藤首相の了解を求めた。すると加藤は、ひとりヨッフェ招致のことに賛意を表せるのみならず、松平歐米局長をして非公式に會談せしめてもよいとまで言明した。伯はこれを聞いて、首相の肚裏すでに非公式交渉にまで進行せしむる決意ありと確信し、滿足に堪へず、「然らばこの事を、小生より内相及び外相に話しませうか」と言ふと、加藤は愼重熟慮の後、「いや之れは私が自分で傳へませう」と答へた。さうして兩者は、莞爾として別れたのである。

これが如何に伯を悦ばしたか。その當時の伯はしば〳〵語つて、

『俺ももつと若い頃だつたら、今度のやうにすらりと話はよう付けなかつたね。矢張り人間は年を取ると、老練になるものだ。』

と言つてゐた。伯はこの問題について、加藤首相と全く意見投合せるに、滿足したのである。

尤もこのことは兩者の間で、絕對に祕密にするといふ打合せであつた。ゆゑに伯自身は最後までこれを公表しなかつた。これが公開の席で多少なりとも發表せられたのは、翌々年、大正十二年十月の臨時議會において、政友會の小川平吉が後藤內務大臣攻擊の演說をなしたるに對し、山本首相がヨッフェ招待に言及して、「當時後藤子爵は時の政府首腦者の諒解を得て居られたと察せられる節があるのであります」と答辯しただけである。それほど伯は、加藤首相との約束を嚴守してゐた。

さてこれで、日本側の準備工作は、ほぼ出來上つた。然らば、一方ロシア側の情勢は如何であつたか。それは依然として險惡であつた。大正十一年十一月十一日、小幡駐支公使宛て駐支露西亞社會主義聯邦ソヴィエット共和國特命全權公使ヨッフェの書翰中には、實に次の如き猛烈なる文字が、並べたててあつたのである。

――長春會議ニ於テ、露西亞社會主義聯邦ソビエット共和國、及極東共和國ノ聯合委員ハ、最モ熱心ニ、日本軍ノ北部サガレン占領繼續ニ對シテ抗議致シ居リ候。同會議ガ何等ノ結果ヲ見ル能ハズシテ決裂致シタルハ、全ク日本政府ガ同地ヨリ日本軍ノ撤退スベキ時日ヲ決定スル事ヲ拒絕シタルガ爲メニ外ナラズ候。

同會議ニ於テ露國代表ハ、其ノ政府ノ名ヲ以テ、日本ノサガレンニ於ケル利益ハ、別ノ方法、例ヘバ同島北部ニ於ケル利權ヲ日本ニ與フル事ニヨリ滿サレ得ベキ事ヲ、明白ニ指示致シ居リ候。

勞農政府ハ其ノ言ヲ守リ、未ダニ同一ノ意見ヲ有シ居リ候。然レドモ――特ニ今日ニ於テハ、唯サガレンヲ除ケバ、露國極東ノ

領土何處ニ於テモ、既ニ外國軍ノ駐屯ヲ見ザル狀態ナルヲ以テ――露西亞社會主義聯邦ソビエット共和國ノ勞農政府ハ、最モ熱心ナル態度ヲ以テ、絕對不法ニシテ且許スベカラザル日本軍ノ露領サガレン占領ニ、抗議セザルヲ得ザルモノニ有之候。

閣下ガ此ノ宣言ヲ出來得ル限リ速カニ貴國政府ニ進達セラレン事ヲ望ミ、小生ハ閣下ニ對シ最高ノ敬意ヲ表シ申シ候。

さうしてこの强硬な抗議的文字の羅列を見て、流石の小幡公使も憤慨のあまり、右の書翰をヨッフェへ突返した程であつた。

長春會議決裂後に於けるヨッフェは、十月一日の夜十一時、病を推して列車に乘じ、一行十四名と共に北京に赴いた。さうして暫く北京に止まり、まさに露支交涉を開始せんと身構へてゐた。卽ち、伯の懼れたるごとく、ヨッフェは今や對日政策を斷念して、對支政策に取り掛らんとしてゐたのである。

『一刻も猶豫はできないぞ。』

伯はさう思つた。さうしてすぐ直接、ヨッフェに宛てて、日本へ招待の電報を打つた。

四、招待電報

伯はヨッフェが北京へ赴いたといふ報に接すると、大正十二年一月十六日附を以て左の如き電報を發した。

Mr. A. Joffe,

21 Kuanchan Hutung

Peking.

I extend my sincere sympathy for your illness and suggest whether you cannot spend some time in Japanese hot-springs for cure that might help clear misunderstandings between our two nations.

Viscount S. Goto.

〔譯文〕貴下の御病氣に對し深甚なる御同情申上候。日本に於ける溫泉にて御療養の爲暫時御滯在の都合出來かね候や。若し御都合出來得るとすれば、兩國民の誤解を一掃するの助けとも相成るべしと存ぜられ候。

子爵　後藤新平

北京

ア・ヨッフェ殿

ところが右の電報が北京へ到達した翌日、卽ち十七日にはヨッフェは既に上海の埠頭にその姿を現はしてゐた。すなはち時たま〳〵支那の舊正月に相當した爲めと、ヨッフェ自身の病氣の恢復捗々しからざりし爲めに、彼は僅かに外交總長施肇基と會見しただけで、再び夫人令息並びに邦人祕書田口運藏を帶同して、上海に赴き、パレス・ホテルに宿泊してゐたのである。しかし醫師が切りに轉地療養を勸めるので、ヨッフェはさらに澳門、若くは香港に赴き靜養する段取りになつてゐた。伯のヨッフェ招致の電報が屆いたのは、その時である。さうしてこれに對する返電は、同月二十三日、上海から左の如く發せられた。

Viscount Goto,

Sakuradacho Asabuku, Tokyo.

I beg you to accept my sincere thanks for your kind invitation which mark of attention I may be permitted to consider as expression of feelings of Japanese people reciprocated by Russian people. am leaving Shanghai for Tokyo Saturday twenty seventh. A. Yoffe.

〔譯文〕閣下の御懇篤なる招請に對し深甚の謝意を表明仕候。閣下の招請の御懇情は日本國民の意思の表現と存ぜられ候。而してこれ露國民の等しく日本國民に對し抱く感情に有之候。来る廿七日（土曜日）上海を去り貴地へ向け出發仕るべく候。

ア・ヨッフェ

後藤子爵閣下

すなはちヨッフェは伯の電報を見て、欣然渡來せんとするの意を表明したのである。

しかし一方ヨッフェは、上海到着の翌夜、すでに佛租界に於いて孫文を訪ひ、露支國交恢復について懇談を遂げてゐた。それが後にボロヂンの廣東入りとなり、又蔣介石の北進に際し、國民黨と共產黨との提携となつて現はれたのである。

さて、その間にヨッフェが日本への出發の日は、次第に近寄つて來た。さうしてその前日、彼の隨員から、伯宛てに左の電信が到達した。

明日立ツ。川上ト同ジ。荷物検査セヌ様ニ、長崎ノ税關ニ注意ノ電報頼ム。

然るに當時、我國の内務當局はヨッフェ渡來の報に接して、神經は極度に過敏となつてゐた。即ちヨッフェがいよいよ上海を出發せんとする際、時の内相水野錬太郎は、上海領事館内在勤の警察官に宛てて、左の如く二十六日附で

訓令を打電した。

〔第一電〕ヨッフエ渡來ノ報傳ハルヤ、内地ニテ危險ノ空氣日ニ濃厚トナリ、彼ノ身體ニ對スル危險少ナカラズ。殊ニ尼港事件遭難者遺族等ノ方面、最モ惧ルヘキ狀況ナリ。此ノ旨ハ領事ニモ貴官ヨリ御話シアリ、彼ノ渡來ヲ思ヒ止マラシムル事ニ協力アリタシ。

〔第二電〕本日關係府縣知事ニ對シ、左ノ電報ヲ發シタルニ付キ、便宜同人ニ傳ヘラレタシ。

ヨッフエ及其ノ一行ノ露西亞人ニ對シテハ、絕對ニ入國ヲ禁止セラルヘシ。

この日本官憲の訓令を呈示された時、ヨッフェの心境は如何に動いたであらうか。二十七日附、ヨッフェ隨員發、伯宛ての電文は、左の如くヨッフェの悲壯な決意を物語つてゐた。

領事館ヨリノ中止勸告アリタルモ、ヨッフエ氏ハ身邊ノ危險ハ恐レズ、是非此際後藤子ニ會ヒ度シトノ意見ニテ、今立ツ。

彼は一身を未見の友たる伯に托して、敢然渡日し來らんとするのである。さうして豫定の通り、二十七日午後一時半、米國船エンプレス・オヴ・エシア號にて夫人、令息及び祕書二名と共に、日本への旅に就いた。

この船中の彼に對し、伯は無電を以て、特に左の如く打電した。

日本到著ノ後、東京ニ來リ自分ニ會フマデハ、新聞ニハ何モ話サヌコト得策ト思フ。プロパガンダト誤解セラル丶虞アリ。

五、ヨッフェ來る

ヨッフェ來！

それは蒙古來のやうに、一部の人々の耳に墜ちた。「赤露の代表者が日本へ來る！」ただそれだけで、共產主義の

宣傳が日本の全土に瀰蔓するかのやうに彼等は考へた。

『後藤は赤化した。先づ後藤をやつつけてしまへ!』

さう叫んで大勢の保守派が立ち上つた。さうして伯の身は風前の燈のやうに危くなつた。

この時伯は近親者に語つて言つた。

『俺は若い時、負ひ籠一つ擔いで東京へ出てきたのだ。それが、聖恩に浴して今日あるのは、身にあまる果報だ。いまこの事件で命を無くしても、まあ元々だ。』

それは全く全生命を賭しての冒險であつたのだ。さうして伯は囂々たる非難の間に坐して、靜かにヨッフェの來るのを待つてゐた。

その間にヨッフェを載せたエムプレス・オヴ・エシア號は、波路を切つて、東支那海を駛りつつあつた、さうして一月二十九日の早朝、いよ〳〵長崎に著いた。

翌日の東京朝日新聞は、ヨッフェ長崎入港の記事を左の如くに掲げてゐる。

日露協會會員、東京市長の後藤新平氏から病氣靜養の勸告を受けて、二十七日上海を出發した駐支ソヴィエトロシア代表ヨッフェ氏一行は、二十九日午前六時長崎入港の米國船エムプレス・オヴ・エシヤ號で長崎に來た。立神沖合に碇泊せる同船に氏を訪ふや、早速予(特派員)をキヤビンに招じたが、長春で會つた時よりも顏色勝れず、稍面窶れしたやうである。日露問題に就て一の質問を試みたが、氏はこれに對し少しく慍えを帶びた聲で語る。「日本に於ける滯在期間は、東京へ行つて醫師に診察して貰つた上でなければ全く不明である。自分は後藤子爵に招かれたのみで、如何なる代表權も有してゐないが、日露會議再開の機運は露西亜側ではすでに熟してゐる。一切は日本側の態度にかゝつてゐる。我等は長春で暫時的條件を提出してをる。長春會議の

決裂は露西亞の罪ではない。そして莫斯科政府は長春で日本が要求したやうな半條約を結んではならぬ、完全な條約を結ぶべしと云ふ訓令をよこしてゐる。長春以來大勢は變化した。その重要なものは極東共和國の湮滅である。されば今日では單一のロシアがあるのみである。唯予は病氣をなほしに來たので、いかなる委任も持つてゐないから、會議に關する條件等は何事もいふ事が出來ない。政府者でない後藤子爵が招待したのだから、イタリーに於けるエオロフスキイと性質が違ふ」

「日本が尼港事件に對する責任の承認を要求したら貴下はそれに應じるか」との問に對し、ヨ氏は諾否の暗示をさへ與へず、口を噤んで語らない。氏は日本の地を踏み、日本の大勢を熟知した上で、諸問題に對する態度をきめるらしい。

さうして長崎入港のヨッフェ隨員からは、即日、伯宛てに左の電報が到達した。

今長崎著、海路神戸ニ上陸ス。ヨツフエは貴下ノミヲ信頼シテ日本ニ來レリ。今後共宜シク御願ヒスル旨傳ヘ吳レトノ事。

茲に於いて伯は森孝三を使者として神戸に派遣し、左の書翰をヨッフェに手交することとした。

余ハ貴下が健康回復ノ爲ニ、靜養地トシテ日本溫泉地ヲ選定シ、來遊セラレタルコトヲ歡迎ス。日本新聞モ亦之ヲ非難スルノ記事ヲ認メス。然レトモ貴下カ有名ナルカ爲ニ、我國民ニ反響スル處頗ル大ニシテ、偶〻内外人中或ル嫉視偏見者流ノ在ルアリテ却テ其ノ自由ヲ妨クルコトアルヲ免レス。現ニ我政府モ茲ニ顧慮スル處アリテ、在上海領事ヲシテ忠告ヲ與ヘタリト聞ク。然レトモ政府ハ十分ノ保護ヲ加フルノ主旨ニ出ルコト勿論ナリ。但シ貴下ト新聞記者其他ノ人トノ會話カ新聞紙上ニ載セラレ、一部反對者ヲシテ宣傳ノ爲ニ來レリト誤解セシメ、又ハ一部反對者カ故意ニ利用スル處トナリ、不測ノ禍ヲ誘起スルノ虞アリ。十分ノ警戒ヲ必要トス。

反勞農政府ノ露國人ニ偏スルノ徒ハ、養病ノ爲ニ來ラレタル貴下ヲ認メテ以テ宣傳ノ爲ニ來ルモノトナシ、若クハ世人ニ其危險ヲ感セシメントカムルモノアリ。此等ノ人ニ乘スルコト能ハサラシムルヲ得策トス。

故ニ途中ニ新聞記者其他ノ應接會話ノ際ニモ、來遊ノ本旨ヲ開示シ、豫メ誤解ヲ避ケラレタシ。

現ニ新聞上ヘルクロフ氏ノ所說ノ如キハ、獨リ貴下ヲ中傷スルノミナラス、日本國民ヲ輕侮スルモノナリト信ス。此書面ヲ持參スル森孝三君ハ余ガ信任スル人ニシテ、余ニ代リテ貴下ヲ接待スルノ任ニ充テントスルモノナリ。委細本人口頭ニ讓ル。

大正十二年一月二十九日

子爵　後藤新平

アドルフ・ヨツフエ君

貴下

右の書翰を携帶して森孝三は神戸へ急行した。さうして一月三十日附で伯宛てに左の第一信を發した。

ヨツフエ一行ハ六人ナリ。ヨツフエハ病氣ニテ面會出來ズ。明日陸路カ船カヲ決ス。病氣ハ神經痛ニテ、獨逸醫者ノ忠告ノ爲メ日本醫者ノ診察ヲ受ケタル上、溫泉ヲ決スル由。

次いで翌三十一日には、左の如き第二信が伯の手許へ到達した。

エム・エシア號ニテヨツフエト同船シ本日正午出帆橫濱ニ向フ。

ヨツフエ一行を乘せたエムプレス・オヴ・エシア號は、つひに二月一日早曉、橫濱に入港した。その光景を、翌日の東京朝日新聞は左の如く報道してゐる。

港外で例の通り檢疫がすむと（中略）十五六人の私服や通譯などが、正服の水上署長などと共に、どやどやと乘り込んで、A甲板九號室から十五號室まで通したヨッフェ氏一行の船室近い喫煙室に陣取る。何んといふ物々しい警戒だ。船室からは支那服を著た田口運藏氏（片山潛氏の秘藏弟子でモスクワに居た人）が、ヨ氏の秘書シュワルツ・サロン氏と一緒に出て來る。（中略）そのうちに船は岸壁についた。かつきり午前九時だ。船室で服を更めたヨッフェ氏は、「兎に角諸君に敬意を表しよう」と、痛むと云ふ左脚を引ずるやうにして喫煙室に姿を現はす。まだ三十九歲といふ若い勞農露西亞の外交家は、頑丈な體軀を黒のオーバー

につゝんで、テラ〳〵に禿げた前頭の具合、鼻眼鏡をかけて赤黒く長い顎髯のある猪首を玉羅紗の外套の襟に埋めて、「私はここで諸君のお出迎をうけますことを深く光榮に存じます。東京でまた落ちついてお話しも申したいと思ひますが、今荷物のことなどで急いで居りますから、しばらく御免を……」と底力のある低音でおちつき拂つて云ふ。右手にはパイプに紙卷煙草が煙り左手は籐のステッキで病軀を支へてゐる。然し眞當のお出迎へとしては誰もゐなく、（中略）たつた一人アントノフ氏が船室に這入つて「やあ」「ようこそ」と堅く握手し、ヨッフエ氏の若く美しいメリー夫人（三）や愛息ウラヂミル君（四）ともニッコリ笑つて挨拶をかはす。からしてヨッフエ氏は玉ラシャの大黒帽を被り、跛をひきながら梯子を降り、待ち合はせたタクシーに夫人令息と、後藤新平子の使ひで途中から一緒に來た森祕書、レビン祕書と乘り、他の者もそれ〴〵二臺のタクシーに分乘する。（中略）自動車が棧橋をかけ去らうとする刹那、大急ぎで同じくタクシーを飛ばして來た後藤子の代理役一藏氏が、それと見てあはてゝ引返し、水上署の前で一行に追ひ付いて、自動車にかけ上りながら、これも固くヨ氏と握手をする。そして十一時五十二分の急行列車迄の時間を利用して、ヨ氏は本牧の三溪園へ梅見と洒落れ、まづ閑日月振りを見せて、同列車で横濱驛から東京へ向つた。

かくして赤露のお客ヨッフェは、その日の午後零時四十分つひに帝都へ乘り込んで來たのだ。その著京の光景は、本節の冒頭に叙した通りである。さうして一行は、高橋驛長の先頭で、改札口から驛樓上精養軒ホテル三階の三十七號室に入つた。その間ヨッフェは遂に一言も語らず、鼻眼鏡の裏から鋭い眼をちらり〳〵と光らせながら、夫人と肩を並べて靜かに歩を運んだ。さうして堅く扉を閉ざして一切の面會を避け、茶を喫した後、一時半自動車を連ねて築地の精養軒へ向つた。

六、初對面

伯とヨッフェとの最初の會見は、二月一日午後四時三十五分から、約三時間に亙つて、築地精養軒のヨッフェの部屋で行はれた。

その時の精養軒の内外は人の渦であつた。制服私服の警官と新聞記者、それに有志家と見物人。その中へ伯はニコニコと鼻眼鏡を光らせながら、自動車で乘り込んでいつたのである。

かういふ活動を開始すると、伯はもう六十七歳とは思はれないやうに若々しくなつた。身邊の危險なんかは否吹く風に吹つ飛して、明朗に爽快に、滿身脚光を浴びて舞臺に立つ俳優のやうに、全國民の前で活躍し出したのである。

當日の狀況を二日附の東京朝日新聞は左の如く報道した。

後藤市長がヨ氏を訪ねたのは一日午後四時卅五分であつた。例の鼻眼鏡にモーニングを著込んで「いよーッ」と上機嫌である。「ヨッフェさんとは初對面でね」市長の上機嫌は未だ續いて、ニヤ／＼微笑を含んだ双頰を撫でながら、令息一藏君の案內で初對面の部屋に入つた。勞農政府のキレもので世界舞臺の立役者ヨッフェ氏と、我が政界の彗星後藤子爵の會見は、三十一號室に圓卓を圍んで初まつた。併しこの室內からはメリー夫人も退いて、ヨ氏と後藤子が向合ひ、兩側に後藤子の通譯森孝三氏と、ヨ氏の通譯ヤリツン秘書の四人限りである。兩雄の會談は容易に盡きない。サイダーや平野水を運ぶホテルの給仕も會談の室內には入らず、メリー夫人が自ら取次役を承はる。その夫人やウラヂミル君の入浴が濟み、ウラヂミル君の夕食が終つた七時半、やつと卅一號室の扉が開いて、紅潮した後藤子の顏が室外に見えた。會談三時間を繼續した後藤子は、「眞實に初めてであつたので……」後藤子の上機嫌は未だ續き「話の内容かね、それはね、今日横濱の飛聞が、少し妙な事をしたのでね」斯う言つてその妙

な事を語つた。「鍵のかゝつてゐる手荷物を無斷で開いて、その中にあつた愛讀書を書拔いたりしたといふので、ヨッフェ氏が憤慨したのである。私からそれは決して政府の意思でなかつたことを辨明したので、ヨッフェ氏も諒解して吳れたが、ホントに稅關は妙な事をしたものさ」と、後藤子は會談が長かつたのもその諒解を得る爲であつたと逃げて他を語らない。併し依然上機嫌で、寫眞班が賴む儘に「ヨッフェさんに賴んで遣らう」などと、わざ〳〵ヨ氏の部屋に引返して行く。その途中で、「第一印象かい、何しろ傑物さ」でニヤリして「足が惡るいのだから引出すのは氣の毒だよ」後藤子は珍客を無事に迎へた喜びのためかまだニコ〳〵して、ヨ氏の部屋の扉の外で寫眞班のためにヨッフェ氏と堅く握手して見せた。

以上が外部より新聞記者の眺めたその日の情景である。然らばその間に、密室の內部においては、兩者の間に、果して何が語られてゐたのであつたか。初對面にして三時間といふのは、少々長過ぎる會談時間であつたやうに思はれる。しかしこの時の談話は、何等日露間の具體的問題には觸れなかつたらしい。彼等は經國の重きに任ずる政治家としてまた一個の人間として、胸奧を吐露して國家を談じ、人生を語り、その間に一味相通ずるところあつたやうである。伯自らも亦、ヨッフェとの初對面の場面を想起して、「日露內交涉の顚末（大正十二年五月二十五日識）」なる伯著述のパンフレツト中に次の如く記してゐる。

本年二月、愈ヨッフエ氏來遊の事實現し、互に相會するに及んで、一見舊知の如く、公私の同憂を披瀝して、惻々の眞情洵に掬すべきことを認めたり。同氏はゼノア、ヘーグ等の諸會議及既往數十箇國との條約締約に方り、自ら逢著せる苦衷を語り、亡國の恨みと興國の喜びと交々出でゝ何等包むの色なきのみならず、其談論は一身一家の小より、國家及宇宙の大に上り、殆ど自己の病軀を忘れ、疲憊を介意せざるものの如く然り。

一方ヨッフェもまた、ただ一度の會見において、すでに深く伯と相許すところがあつたやうに思はれる。翌二日、

ヨッフェは自ら麻布櫻田町の伯邸に、答禮のため訪問したが、この時伯は、自ら日本の家族制度の實地を披露するとともに、わが國體の特徴を說き、その認識を深めんがために、ヨッフェに京都見物をすすめた。さうして兩者の交情はます〳〵深められたのであつた。

だがしかし、この初對面の會談は、さうした愉快な話ばかりではなかつた。當時の新聞が「ヨ氏の機嫌は餘り香ばしくないとあつて、附添ひ連まで遠慮して近づかない」と描寫してゐた通り、築地精養軒に落著いた時のヨッフェの心境は、甚だ穩かならざるものがあつた。それは前記伯の談話の中に「鍵のかゝつてゐる手荷物を無斷で開いて、その中にあつた愛讀書を書抜いたりしたといふので、ヨッフェ氏が憤慨したのである」とあつたやうに、ヨッフェは警察官憲の干渉に對して甚だしく感情を害し、伯との會談においては、先づこの點に言及したのであつた。

勿論伯は、かくの如き行動が、決して日本の政府及び國民の眞意にあらざることを詳しく說明して、ヨッフェの了解を求めたのであるが、それと同時に、官憲のかかる無理解なる行動が、折角のヨッフェ招致の目的を空しうするのみならず、或は却つて惡結果を生まんことを恐れて、二月四日附、首相加藤友三郎に對し、左の如き強硬なる抗議的書翰を送つた。

拜啓　益々御清康奉賀候。目下議會中ニテ格別御多端ノ折ナレバ、可成貴意ヲ煩シ候事ヲ避ケ度精神ニテ、各官憲ト交渉シテ當初ノ目的ヲ相達シ度努力致候得共、內務警察ノ行動ヨリ問題ヲ生シ、首相ノ御主旨ニ反スル障碍ヲ見ルニ到リ、一應其初ニ歸リ御賢慮ヲ請ヒ度、左ニ開陳ヲ試ミ候。

當初首相閣下ト小生ト意見投合シテ今回ノ擧ニ著手セシ際、第一ニ絕對ニ小生限リニ彼等ト所見ノ交換ニ止ムベキ事、第二ニ其

經過ニ於テハ外務側ニ通牒スヘキモノアラバ之ヲ當局ニ報スヘキカ、第三ニハ其際モ閑流シニスルカ外務當局者ト非公式接觸ニ迄進ムヘキカ、

右三問題ヲ閣下ニ提出ノ時、閣下ハ松平局長ニ會談セシムルモ可ナリトノ開示ヲ得タリ。此開示ニハ非公式交渉ニ進行スル迄ノ御決意ト確信シタリ。

乃チヨツフエノ個人ノ意見ニ止メス、彼ノ政府ト暗號通信ノ缺クヘカサラルハ言ヲ待タサル事ハ御同感ニ可有之ト存候。然ルニ一月廿四日ニ到リ、淺井祕書官ヲ以テ御内示有之、彼ノ來遊ヲ拒絶セラレ度意味ヲ以テ、宣傳ヲ恐ルルヨリ、來遊斷念ノ手段トシテ、ガランチーニ制限ヲ加ヘントセラレタル訓電ヲ發セラレタリトノ事、並ニ若シソレニテモ來遊ノ際ニハ、寛大ニ取扱フヘシトノ御内意敬諾致候。

然ルニ上海ニ於ケル日本領事館ノ手違等ヨリ、上陸後横濱ノ出來事等、國家ノ體面上不本意ノ件ハ暫ク別問題トシテモ、將來帝國ト露國トノ交渉ニ及ス影響不少、二十三ケ國ノ條約ヲ締結セシ彼ヲシテ、帝國ニ好感ヲ有セシメ候上、此際帝國ト露國ノ情誼ニ資センカ爲ニハ、暗號並特使無檢閲ノ許可ヲ與ヘラルヽ方得策ト奉存候。暗號並特使通信ノ許可ハ、必スシモ宣傳ヲ增大セシメ、我民衆ノ昂奮煽動ヲ來スコトニ關係スルモノニアラサルハ、知者ヲ俟タスシテ知ルヘキ處ナルヲ以テ、御賢慮ノ上俗論ヲ排シテ許可ヲ斷行セラレンコトヲ進言致シ候。是將來帝國外交ノ影響少カラサルカ爲ニ御座候。右マテ草々不盡

大正十二年二月四日　　新平

加藤首相閣下

下執事

伯はこの首相宛て書翰に於いて、先づヨッフェに對する内務警察の不當なる行動を難詰し、横濱に於いてヨッフェの旅行鞄を官憲が無斷で檢閲したことは、「來遊の際は寛大に取扱ふべし」との首相の内意に反するものなることを

巧妙に表現した後、「二十三ケ國の條約を締結せし彼をして帝國に好感を有せしめ候上――暗號並に特使無檢閲の許可を與へらるゝ方得策と奉存候」と斷定的提言を試み、「御賢慮の上俗論を排して許可を斷行せられんことを進言致し候」と論結した。

なほこの暗號電報使用權の問題に就いてはその後しば〳〵伯より政府に忠告し、遂に四月二十四日、伯とヨッフェとの會談席上に於いて、伯から暗號電報使用禁止は解除されるに至るであらう旨をヨッフェに通告し、ヨッフェは、伯の盡力に對して深甚の謝意を表明したのであつた。

七、ヨッフェの難病

伯の決意も悲壯であつたけれど、これに應じて渡來したヨッフェ自身の心事も亦、同樣に壯烈であつた。彼は危險渦卷く日本へ、敢然として躍り込んできたのだ。しかも彼はこの時、重病に惱まされてゐる身であつたのだ。

一日の會見に於いて、ヨッフェの病狀を目擊した伯は、直ちに女婿の醫學博士佐野彪太をしてヨッフェを診察せしめた。佐野は同夜午後九時から三時間に亙つて、極めて精密な診察を行うた。そして診察終了後、新聞記者に對して左の如くヨッフェの病狀を發表した。

> 病氣は神經炎です。これはインフルエンザの後にやつて來るもので、ヨッフェ氏の兩脚はその爲めに少からず惱まされてゐます。
> 昨年九月長春會議の際、既に感冒に罹つて、その熱は可なり續いて約二週間に及んだ後、神經炎となつたのです。多分轉地する

マス。

これに對して、外務大臣内田康哉は、次の如く答辯した。

「ヨツフエ」氏ハ日本ニ來タイト云フ希望ヲ持ツテ居ツタヤウニ聞及ビマスルシ、又唯今安藤君ノ御話中ニハ、後藤子爵ガ案内ヲシタト云フコトデアリマシタガ、是モ後藤子爵ヨリ我ガ閣僚ノ中ニサウ云フ話ノアツタト云フコトヲ聞及ンダノデアリマス。ソコデ「ヨツフエ」氏ガ來朝スルニ付テハ、其旅券ニ、支那ニ居ル我ガ領事ヲシテ裏書セシメル必要ガ起ツテ來タノデ、之ニ對シテ政府ハ「ヨツフエ」氏ノ來朝ヲ差止ムベキモノデナイ、差止メル理由ガナイモノト認メマシテ、若シ「ヨツフエ」氏ガ日本ニ行キタイ、隨テ其旅券ニ「ビゼー」ヲシテ貰ヒタイト云フ場合ニ於テハ之ニ「ビゼー」シテモ差支ナイ、是ダケノ訓令ヲ發シタ。即チ其「ビゼー」ヲ得テ個人トシテ同氏ハ來朝シタノデアリマス。ソレ以上ニ政府ト「ヨツフエ」氏トノ間ニ何等ノ諒解ハアリマセヌ。唯個人トシテ日本ニ來ルコトヲ許シタニ過ギナイノデアリマス。

また内務大臣水野錬太郎の答辯は次の通りであつた。

「ヨツフエ」氏ノ來朝ニ付キマシテハ、一面ニ於キマシテハ同氏ノ身體其他ヲ十分ニ保護スル必要ガアルノデアリマス。又一面ニ於キマシテハ外面ニ於キマスル諸般ノ情勢ニ對シマシテ、警戒ヲスル必要ガアルノデアリマス。此方面ニ於キマシテ警察官憲ニ於キマシテハ諸般ノ狀況ニ注意致シマシテ、十分ナル取締ト警戒ヲ爲シツヽアルノデアリマス。

議會においてかうした論議が行はれてゐる間に、麻布櫻田町の伯の私邸——今の滿洲國大使館——は前後二回に亙り、右傾團體暴漢の襲擊を蒙つた。彼等は邸内に亂入して、家人に伯への面會を强要して、伯の不在を聞くや、家財器具を破壞し、窓障子を破損して去つた。その第二回目の襲擊の際の如き、伯に代つて面會した嗣子一藏の頭を亂打し、裂傷を負はしめて逃去したのである。しかも警察官の警戒には遺憾の點があつた。

この事實は記事差止めの爲め、邦字新聞には掲載されなかつたが、外字新聞には大きく報道された。それを讀んだ少數の日本人のみがこの椿事を知つた程度であつて、世間は伯の身邊にあつた危險については、あまり多く知らなかつた。

この英字新聞の記事を讀んで驚いた佐藤安之助は、早速見舞狀を伯に送つたのであるが、この書翰は同時に、當時に於ける伯の身邊を包んでゐた多くの肉體的並びに政治的危難を説明してゐる。

謹啓　本日は御多忙の中を御繰合被下、プラタプ氏も非常なる滿足と奉察候。扨て散會後小生は東京倶樂部へ參り、洋字新聞披見中、昨日のアドヴァータイザー紙に、赤化防止團の一團が麻布の貴邸へ赴き亂暴を働きし記事あるを發見し不少驚き申候。日本字新聞には何れにもかかる記事見當らざるも、是は恐らく警視廳差止令の爲と存じ、事實の輕易ならざる事を心配罷在り候。殊に狼藉者が屋内に侵入し、貴重なる骨董品等を破壞したりとの記事有之候ゆゑ、其情況などを想像し、只管損害の少かりし事を祈り居り候。

ヨッフェ招待問題に付、世間にては閣下へ種々惡評を放ち居り、一部の政敵は之を機會に閣下の人氣を惡化せしめんと計り居るらしく、一方には赤化防止團の如きを操縱して、積極的の動作をとらしむると同時に、他の一方にては貴族院其他の老人連、守舊連へアンチ侵略宣傳を吹込み居る樣子に御座候間、十分御警戒有之度、爲之に閣下の方からも相當なる反對宣傳を發せらるゝ事必要と存候。卽ち本日の新聞に登りしビアード博士論文引用の一文の如きは、確に有效ならんと存じ、此種の言旨が更らに徹底的に世間へ傳へられん事を切望罷在り候。

赤化防止團の如きもの丶宣傳として、狂的人物を發生せしむる事有之候間、此際閣下に於ては十分御自愛ありて、會客に出入に決して輕率ならざる樣御注意奉祈候。

先は貴邸災變の御見舞旁々以上心配の餘り御注意迄申進候。草々頓首

大正十二年二月初七　　佐藤安之助

後藤子爵閣下　侍史

右書翰中に言及してあるビーアド博士の論文といふのは二月七日附の各新聞紙上において「戰後に於ける勞農露國の政情」と題し、「後藤新平子發表」といふ傍註の下に掲載されたる記事を指したものである。伯はビーアド博士の著書中、勞農露國に關する意見を摘錄し、これに伯の前言を附して新聞紙上に發表し、もつて當時の輿論を啓蒙せんと試みたものであつて、其の伯の前言は左の通りであつた。

隣家の騷亂は獨り隣人の爲に不幸なるのみならず、我家の家人にも不幸である。故に吾人隣邦露國の安定を望むこと如何に切なるかは言を俟たず。而して其親交通商を如何に急務とすべきかも自ら明かなる所である。

余は露國革命の初より、深く其の經過に注意し、憂慮すること久しかつた。然るに彼は破壞より漸次建設に進み、其の狀恰も我王政維新が、當初尊王攘夷を以て起り、勤王開國に變遷し、遂に今日の隆運を見たると、其の道程に於て似たるの觀がないでない。而して革命當時の社會主義、過激思想に共鳴する者、或は今日に於ても尙之を露國の現在の思想なりとして、反對する者あるも事實は決して革命當時と同一に談ずる事は出來ない。

今や勞農露國よりヨツフエ氏の來遊するに際し、我友人ビーアド博士の著書中、露國の現狀及び歐洲の政情に就き、頗る肯綮に中れる所論に接したから、之を摘記し、以て十字街頭に立てる人々の參考に資したいと思ふ。

さうしてそのビーアド博士の意見といふのは、社會主義や共產主義が、その理想實現の途上において、極端なる幻滅に陷り、今日においては、すでに變形せる資本主義と化してしまつたことを指摘したものであつた。次掲がそれで

ある。

社會主義幻滅　社會主義も戰爭を防止し得ず

戰爭以前に於て存在した社會主義に關する夢にして第一に破れたものは戰爭防遏論である。然るに千九百十四年の八月に於ける獨逸並に佛蘭西の社會主義者達の運動は、微々として效を奏せず、大戰爭の勃發となつた。之れ社會主義に對する第一の幻滅である。此點に關してはレニンも全く誤算してゐたのである。

戰爭勃發當時ガリシヤに居つた所のレニンは、親友ヂノヴヰエフに談つて、獨逸の社會黨は、宣戰布告に贊成しないであらうと言つた。然るに獨逸の新聞フォールヴェルツの到著した時に、獨逸の社會黨が戰爭豫算に贊成した事が載せてあつた。それでもレニンは之を信じなかつたのである。

世界革命起らず

千九百十七年十一月、露國に於て社會革命の成立するや、彼等は全世界の革命黨員等が、一齊に蹶起して其の範に倣ふべしと信じたのであつた。けれども此等は悉く失敗に終つた。（中略）

共產主義の失敗

ヴォルシェヴィッキ制度は、國力恢復並に社會改造的勢力として全く失敗のものたることは、ロシアに於て明かとなつた。即ち國家の權力を手にした所のロシア社會主義者達は、權力恢復の途上に於て破產したのである。玆に於て彼等は資本主義に立返る必要に迫られたのであつた。蓋し其の資本主義は從來の資本主義とは變形せられたるものであつたとしても、ヴォルシェヴィッキ主義者は、生產と稱する技術的問題に逢著して、自ら全く無能力であると云ふことを發見したのである。彼等又同時に土地を所有せんとする農民の欲求を抑へる事が出來なかつたのである。彼等は政府を取つたけれども、工場と鑛山と鐵道とを動かすことが出來なかつたのである。換言すれば世界始まつて以來の最初の共產主義國家といふものは、僅々四年を出でずして、資本主義の變形したる政策に復歸するの已むを得ざるに立至つたのである。（中略）

現代歐洲社會主義大觀

今日に於て社會主義並に勞働運動に對する結論を下すことは早計である。故に一方に於てはカール・マルクスは死んだと云ふことが事實であるならば、他方に於てコブデンとブライトも亦死んだと云ふことが同様に言へるのである。社會主義の實現を以て黄金時代の到來と目したる往年の思想は最早廢れた。之が爲に今や社會主義者の中に於て思想の變革が行はれつゝあるのである。從來は社會主義者は反對黨の地位にあつた爲に、大言壯語して、何等具體的政策を包藏しなかつたのであるが、今や一旦權力の地位に就くに及び、從來の空論を棄てゝ、實際的經濟政策を重要視するに至つたのである。即ち獨逸に於ける千九百十八年社會主義者の文獻を辿つて見れば、戰爭以前に於て殆んど無かつた所の「社會化」（ソーシアリゼーション）とか「社會化する」とか云ふ字が盛んに現はれて來たのである。玆に於て社會主義の哲學と、資本主義の哲學とは、此處に新たなる接觸點を發見し、兩者の妥協調和に依つて、新たなる未來が開かれんとするのである。

九、內田外相への覺書

この當時の伯は、實に驚くべき精勤ぶりであつた。臺灣時代を偲ばせるやうな日常生活であつた。朝は五時頃から床を離れ、自ら筆を取つて幾多の文書を執筆し、或はこれを小冊子として世間に頒布して輿論を啓蒙し、或はこれを覺書として首相外相等に交付し、又ヨッフェとの會見には、豫め覺書を作成して祕書をして獨譯せしめ、會見後にはその要領を手記して、タイプライターに打字し、一々精確なる記錄を作るとともに、一方珍らしくも毎日の日記を書いてゐた。

伯は全くこの日露國交恢復の事業に打ち込んでゐるやうに見えた。伯のこの心意氣は、大正十二年四月に出版した

「日露國民的交渉の正系」と題するパンフレットの冒頭に於いて、次のごとく述べてゐる。

回顧すれば一月二十日過頃より、警察取締上種々の難題を生じ、朝野の群賢衆愚の間物議騷然たるものあり。或は後藤子爵は赤化宣傳を助くるものなりとの非難を加え、或は進んでヨッフェ氏の退去を餘儀なくせしめんとの企圖を爲すものあるに至れり。由來國交の問題は私人間の友交關係を超越せる國策上の大問題たり。從つて日露兩國の國交復舊に關する問題の如きも亦、ヨッフェ氏若しくは余に對する個人的感情の如何に捉はるゝことなく、全然獨立の國策問題として、大局の上より冷靜に之を熟慮すべき問題なりと確信す。此の見地よりして、余はヨッフェ氏と余との私的友交關係の如何を顧慮することなく、又ヨッフェ氏來遊中會議の際、副産物として外交問題に入ることあらんも妨げなしと雖も、元來養病を主眼とせる單なる友好關係に基く來遊なるを以て、其の間自から何物かの副産物を生ずるも可なり、生ぜざるも亦可なりと思へり。

この當時警察側の取つた態度は、頗る伯の不滿足を買つたが、殊に伯をして痛憤せしめたのは、當面の責任者たる外務省の態度であつた。加藤首相が既にこの問題の重要性を認めて、援助の言質を與へ居るに拘はらず、内田外相は何等積極的に可否の意見を發表せざりしのみならず、その下僚中には頻々として、非難攻撃の言辭を弄するものがあつた。そこで伯は、敢然として正面より外相に肉薄せんと決心した。その頃伯は風邪に冒されて臥床中であつた。その床上に起草されたのが「内田外相に與ふる覺書」である。これは遂に外相に對して交付されなかつたが、その中には伯の帝國外交の前途に對する深憂が如實に躍動してゐる。今その要點を次に摘記する。

拝啓　愈々御多祥の段、慶賀至極に存候。陳者現下の日露關係に就きて默視するに忍びざるもの有之、且事は極めて重大問題に有之、是非拝眉の上意見の交換をなし度き所存に候處、數日來風邪に冒され發熱臥床中に有之候間、不文を顧みず別紙の通り小生微意の存する所を縷述し、貴覽に供し候條、何分の御回答に接し度く、此段得貴意候也。

敬具

大正十二年二月十日

子爵　後藤新平

外務大臣　伯爵　内田康哉殿

覺　書

日露交涉は退嬰に退嬰を重ね、如何なる方法を以てするも今や進路を開展し能はざるまでに行詰まれり。（中略）余は此の難關を突破して、此處に一大新天地を開くの方途に出でざるべからざるに想到せり。乃ちヨッフエ氏の來遊を請ひたる所以は、露支間接近以上に日本國民を彼に了解せしめんとしたる次第なり。此擧に就いて世間余を批議する者なきに非ずと雖も、之が爲めに日露兩國の國際關係に何等の弊竇を生ずる虞ありとなすか。余は決して之あらざるを確信するものなり。余一個人に對する批難攻擊に至つては、苟も國家の爲に犧牲を甘受するもの、國家民衆の福祉に貢獻することあらば、敢て辭する所に非ざるなり。初め余は彼が病を養ふに地なきを聞き、彼をして靜養の地を得しめ、我國家の洪大なる度量を示し、同時に療養中我が日本其者を眞に諒解するに至らば、彼我の幸慶何者か之に如かむと感じ、以て此擧に出でたるなり。然るに彼若し日本の政府當局の現在の方針態度を以て、直ちに我國民の夫れなりと信ずる事あらば、是我國民の眞相を誤解せるものと云ふべく、此誤解延ひて彼我兩國民間の不利を招徠すべきも、ヨッフエ氏に於ては是内外務當局一部の偏見のみ、内外務大臣の關せざる處なり。否日本國民の眞意に非ざるを諒とすべきなり。

彼若し養病滯留中眞に我國との了解を得たりとせんか、我國人は露國領土内に安全なる生活の天地を得、彼此相提携の下に兩國共同の文化的經濟的事業を大成するに至るべきは、期して俟つべきなり。是伊藤公以來吾人の繼承する所の世界の平和的文化事業實現の一たるを信ず。

試みに左の諸問題に就きて、我國の對露關係に何等の行詰りを來せるに非ざる所以を明快に答辯あらんことを望む。是等に對して明解決を與へらるれば、余輩の幸のみに止まらず、我國民全體の幸福とする所なり。

一、東清鐵道の件は露支兩國にて解決し、他の容喙を許さざることとなれるが、之を承知し居らるるや。又外務省に於ては是れ當然なりと思惟せらるるや、若し然らずと思惟すとせば、其の對策は如何。

一、露支兩國間と日露兩國間との交際關係に於て如何等差ありや、之を承知し居らるるや。

一、大隈内閣當時露國の總勘定の債權は五億の金額に上れり。之は如何に處置せらるべき考なりや。

一、滿洲鐵道關係に於て、東支鐵道附屬の河川其の他の交通に就き得たる權利は放擲せんとする考へなりや、又は何等かの處置に出でんとするや。

一、外務省に於ては、ヨッフェ氏は猶太人にして人格劣等なるを以て、到底國際的談判の衝に當るべき人格に非ずとなし、現に外務次官の如きは、チチェリン若くはカラハンならば、後藤子爵より來遊を促がすに足るも、彼が如き劣等の人物に對するは貴意を示し難しと公言せる旨、或確かなる筋より傳聞せり。又傳ふる所に由れば松平局長も、到底ヨッフェ氏とは談判し難きにより、寧ろ他の露人に換ふれば可ならんと言はれたりと聞く。元來外務省は露國の政情に精通し居り、又我外務省隨意に談判の衝に當るべき相手方を變更せしむるだけの力を有せりと自信し居らるるや。——若し然らずして如此言を發するは、國家の爲外交官として不當の言なり。國家の害なり。陛下に忠なるものに非ざるなり。露國の政情に通せる者は曰く。彼ヨッフェ氏は已に二十三個の勞農政府の條約を締結せる人にして、東洋の全權委員たり、而して勞農政府中央全權者たり。然るに我國に來遊するに當り特に何等敬意を表はさゞるのみか、陰に隱れては外交官の誹謗を逞しくす。如上の輕卒なる言動の其害國家に及ぼすものあるべきを意とせざるや。若し露國政府に依賴して彼と接衝するを中止し得て、彼に代ふるに他人を以てするの確信ありとなさば、猶可なりとするも、然らずして輕擧妄言するは愼むべきことに非ずや。然るに我外交官の中には、斯る妄動を意とせざるものあるを以て、國際上常に不利の地間更に更に高き障壁を築くに至らざるや。若し斯る狀態に陷るものに非ずと假さば、其の點に就き明瞭なる辨明を冀望するものなり。(中略)

其他山林、鑛山及び通商貿易に關して緊急の問題尠からざるが、外務省の所見は如何。又以上の諸問題にして毫も行詰りを見

ず、窮する所なしとし、或は對案ありとなさば、謹で之を聽かん。（中略）

然るに彼一度我國土を踏むや、只一局部の意見よりして、警察官の取締峻嚴を極め、毫も我外交上の雅量を示すに至らず、其間諸多の問題續出して外務、内務兩省の態度殆んど諒解に苦しむものあり。例へば彼に對して暗號電信を禁ぜしが如きは、果して何等の效果ありとなすや。プロパガンダに暗號電信の必要ありと見做すが如き取締法は、實に一笑に付すべきものなり。

余は外務當局の前日來の行動は其本意に非ざるが如く推測せしを以て、余は國家の爲めに發言するを忍び、今日迄其の成す所に委し來りたるが、最近の行詰りを見るに及んでは、君國の爲めに是非とも一言するを禁ぜざるを得ざるに至れり。

余は敍上の諸問題に就きて隔意なき意見の交換を冀望するものなり。

一〇、加藤首相に手交の覺書

前掲内田外相宛ての覺書は、これを外相に提示しなかつたけれども、伯が續いて記した首相宛ての文書は、伯自ら加藤友三郎首相に面會して、その内容を說明したる後、これを手交した。それは大正十二年二月二十六日午前九時、海相官邸に於いてであつた。

思ふに伯の意は、内田外相の賴むに足らざるを感じ、一切の交涉は直接首相とこれを爲すの有效なるを信じたるが爲めであらう。

この首相宛ての覺書は、伯の當時に於ける對露方針の根本を明示したる重要なる文獻である。

この覺書は、覺書並びに追加覺書の二部より成る。その最初の覺書は、十二項目に分類して伯の所信を披瀝してゐるが、それはまづ日露問題と日支問題との關係より說き起して、最近對露關係について、常に支那に後れをとらんと

するごとき帝國外交の不振を嘆き、進んでは警察機務統制の不統一と警察權の濫用とを痛説し、暗號電信不許可と特使制限は官權の濫用なりと喝破し、且つヨッフェ來遊に關する論難は一切、伯自ら負ふべきことを明言すると共に、內相も外相も共に倦怠してゐる、宜しく現狀を匡正せよと痛論してゐる。

その全文は實に左の通りである。

覺　書

一、余昨年十一月、帝國外交ノ梗塞ヲ患ヒ、首相ト新畛域ヲ拓カントシテ著鞭ノ策ヲ講ジタル際ハ、一ニ不偏不黨ノ現內閣ヲ支持シ、强健ノ使命ヲ實行セシメンコトヲ期シ、少クモ日露ノ關係ニ一轉機ヲ與ヘ、仍テ以テ對支政策樹立ノ功ヲ收メ、日露ノ國交ノ露支今日ノ接近ヨリモ尙ホ一層親密ナル程度ニ進メ、先ヅ日露兩國間當面ノ問題ヲ解決シ、以テ此年間ニ起ルベキ日支問題ノ解決ニ資セントス。是東洋ノ大策ヲ定ムル急務ノ第一步ナリト確信セリ。

二、露支相倚ルコト日露間ニ於ケルヨリモ親密ナルハ、帝國ノ爲ニ不利ナルハ、何人モ之ヲ測知スルニ難カラサルヘシ。是獨リ東支鐵道ノ問題ノミニ限ラザルナリ。

三、ヨッフェ氏ヲシテ支那ニ安固ナル根據地盤ヲ得セシメ、支那官憲ト利害關係ヲ深カラシムルハ、帝國外交殊ニ對支外交政策上責任ノ大ナルモノニシテ、對米政策ニ於テモ影響スル處尠ナカラサルヲ思ハザルベカラズ。

四、日露ノ疎隔ハ常ニ支那官民ノ盲動ヲ助ケ、在支米人ノ乘スル處トナリ、毎ニ帝國ニ不利ヲ來スコト、從來幾多ノ事例ニ乏カラズ。例之、樺太油田ノ「シンクレア」會社ニ於ケルガ如キ、帝國外交失敗ノ影響タルヤ明カナリ。

五、松平ヨッフェ會見ノ不成功ハ帝國將來ノ禍根タルコトハ多言ヲ要セズ。而シテ此不成功ハ支那ニ利用セラルヘキ機會ヲ與ヘ、益ニ米人ノ企圖ニ便宜ヲ供シタルコトハ明カナレドモ、我外交官ハ之ヲ等閑ニ附シ去リ、苟且偸安以テ責任ノ歸趨ヲ回避セムトスルノ嫌ナキニ非ラズ。將來帝國ノ一大禍根此ニ胚胎シ居ルコトヲ知ラザルモノヽ如シ。

六、現内閣ハ昨年十一月後、首相病中ヨリ著シク疲憊倦怠ヲ來シ、不統一ニシテ、屬僚ハ横恣ヲ逞ウシ、機務弛緩シ各大臣ハ下僚ヲ統制スルコト能ハザルノ事例ニ乏シカラズ。此現象ハ殊ニ國家警察ニ於テ著大ナリ。是レ帝國ノ深憂ニ非ズトセンヤ。而モ其弊ハ施ヒテ外交ニ及ボスニ到リ、應ニ國家ノ危機ヲ釀生セントス。

七、内務屬僚ガ警察權ヲ濫用シ、虛構ヲ以テ脅迫ノ具ニ供シ、（例之、内務大臣ヨリ上海領事館警察官ニ發シタル電報ノ如シ）國交ヲ妨ゲ、國威ヲ失墜スルコトヲ顧ミザルガ如キハ、之レ綱紀弛縱ノ一例證ナラズヤ。

八、最近日露ノ關係ヲ險惡ニ導キシモノハ、松平談判ノ不成功ト共ニ、外交官ハ小權謀ヲ弄シ誠意ナク、我警察ノ服務恪守ニ缺クル點ニ在リ。而シテ彼等ハ此非道ヲ以テヨツフェ氏ノ來遊ニ歸セント努ムルモノノ如シ。余ハ國家ノ爲ニ彼等ノ狡猾ヲ看過スル能ハズ。嚴重ニ取糺スノ必要アリト信ズ。今日ニ於テモ尙ホ内務外務ノ屬僚間ニ、一日モ早クヨツフェ氏ヲ我國境ノ外ニ去ラシメントノ企圖ヲ改メザルモノアルハ、日露國交ヲ解セザルノ甚シキモノト云ハザルベカラズ。

九、ヨツフェ氏來遊ニ關シ、一切ノ論難攻擊ハ小生一身ニ任ジ、毫モ首相ニ煩累ヲ及ボサザルコトヲ期セリ。然ルニ事態官憲側ニ出デテ、首相ノ諒解アル行動ヲ妨害スルニ至リテハ、啻ニ首相ノ方略ニ反スルノミナラズ、國家ノ高等政策ヲ誤ルモノニシテ、現在及將來ノ爲メ默過スルコト能ハザル處ナリ。

十、我外務當局ノ使臣ヲ選ムヤ、内情實ニ囚ハレ、外對手トノ計較ヲ等閑ニ付スルノ弊ナキニ非ズ。公平ニ較量シテ、松平歐米局長ハヨツフェ氏ノ對手ニ非ザルベシ。今ニシテ夫ノ談判ノ不成功ノ責ヲ以テ、ヨツフェ氏ノ猶太人タル人格ヨリ生ズル點ニ歸セントスルガ如キ、抑々其過ヲ再ビスルノ因ニ非ラザルナキカ。邦家ノ爲メ一言シ置クノ要アリト信ズ。

十一、霞ケ關消息通ノ傳フル處ニヨレバ、當局ハ日露協商再開ノ日、ヨツフェ氏ニ代フルニ他人ヲ以テセシムルノ策ヲ講ジツツアリト。是果シテ國家ノ得策ナルカ。更ニ我政府ハ勞農政府ヲ動カシテ、其期圖ヲ達成スルコトノ可能性ヲ有スルヤ否ヤ疑ナキ能ハズ。假ニヨツフェ氏ニ代ルニカラハン氏、若クハ其他ヲ以テシ得ルトシテモ、ヨツフェ氏ノ極東全權ヲ剝キ得ベキカ。氏ニシテ依然勞農政府ノ中央實行委員トシテ、極東ノ事ヲ管理スルコトアラバ、今回ノ來遊ニ對シ我警官ノ與ヘタル無用ノ不

快ト、暗號電信ノ不許可ト、特使制限トハ、我國交ニ不利ヲ來シ、國策ヲ害フノ擧ニシテ、官僚的執拗ノ例、權力濫用ノ弊竇タルコトハ、智者ヲ俟タズシテ知ルベキニ非ラズヤ。

十二、内務大臣及外務大臣共ニ倦怠シテ、今日ヲ送ルニ急ニシテ、國家國民ノ爲ニ明日ノ計ヲ講ズルノ誠意ト勇氣トヲ缺キ、指ヲ屈シテ帝國議會閉會ノ日ヲ待ツニ似タリ。

首相閣下此現狀ヲ匡正スルニ意ナキカ。之邦家ノ爲急務中ノ急務ナリ。若閣下之ヲ斷ズルコトヲ躊躇セラルヽニ於テハ、余ハ止ムナク日露ノ關係ガ國家ノ休戚ニ及ボスモノアルコト大ナル所以ヲ明ニシ、之ヲ天下公衆ニ告グルノ途ヲ開クノ必要アリ。冀クハ余ガ忠誠ノ至情止ムコト能ハザルヲ諒セラレンコトヲ。

この覺書のうちに伯が、内田外相宛ての覺書を、外相に提示せざりし主旨が暗示されてゐる。伯は首相にして英斷するところなくんば、進んで内閣攻撃の運動に轉向すべき氣勢を示してゐるのである。當時の伯は帝國の危急を救はんが爲めには、萬難を排して突進せんとするの闘氣に燃えてゐた。

而して次掲の追加覺書に於いては、伯は敢然日露復交斷行論を強調し、その第一段において「承認の問題は一日猶豫せば一日の不利あること瞭然たり」と論述し、赤化の傳播恐るるに足らざることを力説する爲めに「若し彼等と交通せば、赤化の傳播を恐ると云ふものあらば、前日何故に松平歐米局長とヨッフェ氏との交渉を開き、以て通商を始めむと企圖したるか」と深刻なる反問を試み、第二段に於いて「勞農露國の承認は根本の問題にして薩哈連撤兵は枝葉附隨の問題なり」と述べて日露經濟的接近の急務に言及し、最後に「況んや今日の勞農露國はもはや正式承認を伴はざる通商協定を肯せざるに於てをや」と記述して、ロシア承認は事實上の承認では不可、須らく正式承認ならざるべからざる旨を提唱してゐる。その全文は左の通りである。

追加覺書

共産主義ノ國民ト我帝國國民トハ何故ニ通商ヲ絶タシメザルベカラザルカ。

勞農政府ヲ承認シ通商ヲ開始スルコトハ、帝國國民ノ爲ニ如何ナル不利ヲ齎ラスベキ虞アルカ。

勞農政府ヲ承認スルコトハ、英佛米ト歩調ヲ一ニセザルベカラズ、之ニ就テハ英佛米トノ間ニ内約アリト稱スルモノアルモ、恐ラクハ訛傳ナラム。其故如何トナレバ、英佛米已ニ撤兵ノ後獨リ帝國ノミ駐兵シタルハ、接壤其他ノ關係ヨリ、特ニ帝國ガ彼三國ト事情ヲ異ニスル處アルガ爲ナリト聞ク。是レ立脚點ノ相違ナリ。果シテ然ラバ露國勞農政府ノ承認ニ關シテモ、我國ハ必ズシモ三國ト歩調ヲ一ニセザルベカラザルノ理ナキニアラズヤ。況ヤ英ハ列國ニ先ンジテ莫斯科ニ商務官ヲ駐在セシメ居ルヲヤ。已ニ然リトセバ、帝國政府ハ勞農政府承認ヲ躊躇スルガ爲ニ、「シンクレーア」會社石油鑛區事件ノ如キ、漁業問題ノ如キ、其他吾國民ノ各種事業ノ企圖ヲ遷延セシメ、其機會ヲ失ハシメ、國民ノ露國内ニ發展スルヲ防止スベキ理由一モ存セザルナリ。即チ承認ノ問題ハ一日猶豫セハ一日ノ不利アルコト瞭然タリ。日露相接近セザレバ却テ日支及日米關係ニ幾多ノ難問題ヲ增スノ虞アリ。支米兩國人ガ日本ノ利益圏内（固ヨリ條約上ニ定ムルモノニアラズシテ自然ノ地理的利圏内）ニ侵掠シ、之ヲ否定スル等、頗ル困難ナル形勢ヲ生ズベキコト、何人モ首肯スル處ナリ。

日露ノ接近ハ、第一ニ支那人ノ妄動ヲ制シ、第二ニ帝國ノ利圏ヲ豐富ナラシムベキ形勢ヲ馴致ス。支那ガ長春會議ノ經過ニ異常ノ注意ヲ拂ヒタル原因ノ一ハ、日露接近ノ支那ニ先ンシテ實現セラレンコトヲ虞レタルニ在リ。

英佛ヨリモ我國民ハ露國ト直接ノ利害關係アリ。目下ハ支那ヨリモ日本人ノ利害寧ロ大ナルモノアルヲ思ハザルベカラズ。

帝國主義時代ノ露國ハ侵略ノ虞アリシニ關ハラズ、之ト親善ヲ圖リ、我國ノ利益ヲ講ゼムトセリ。然ルニ共産主義ノ露國ハ夙ニ侵略主義ヲ放棄シ、他國民人ト共存共榮ノ生活ヲ爲サントス。何ヲ苦シミテ之ト接近ヲ恐レ、通商ヲ爲スコトヲ躊躇スルヤ。若シ彼等ト交通セバ、赤化ノ傳播ヲ恐ルト云フモノアラバ、前日何故ニ松平歐米局長トヨツフエ氏トノ交渉ヲ開キ以テ通商ヲ始メント企圖シタルカ。

國際條約ヲ締結スルニ方ツテハ、相互國法ヲ尊重シ相侵サズ、彼ハ共産主義ヲ奉ズルニセヨ、我之ヲ信ゼザレバ通商條約ヲ締結スルニ妨ゲズ、是レ勞農露國ガ今日マデ締結セル各條約ノ冒頭ニ宣言スル所ナリ。主義ハ信條ナリ。宗教ナリ。信條ヲ異ニスル二國間ノ交際ハ、恰モ共和國ト帝政國ト和親條約通商ヲナスト異ナラズ。今日露國勞農政府承認ノ躊躇スルノ原因何レノ點ニ存スルカ、大ニ疑無キ能ハズ。

勞農露國ノ承認ハ根本ノ問題ニシテ、薩哈連撤兵ハ枝葉附隨ノ問題ナリ。是レ露國承認ハ日露兩國ノ經濟的接近ヲ圖ル爲メニ必要ニシテ、又兩國民經濟的生存ノ爲メノ最上ノ方法ナレバナリ。

勞農政府承認ハ固ヨリ彼我ノ經濟的接近ノ圖ルニ在リト雖、直チニ利權問題ニ入レハ形式トシテ不可ナランカ。蓋露國ニハ資源アリ。我ニハ資本ト資源開發ニ就テノ智識經驗アリ。此兩者ヲ外ニシテハ經濟的接近ノ實ヲ擧ゲガタシ。仍テ我ヨリハ、經濟的接近ノ爲メニ承認ノ前ニスルモノニアラザルモ、露國側ニハ此接近ヲ現實的ニ具體化スルコトニ付如何ノ用意アルヤヲ諮問シテ彼ノ第一答ヲ待ツベシ。之レ外交上ノ技巧ニアラズ。實ニ論理上ノ順序ナリ。

右ノ結果トシテサガレン其他ノ石油ニ關スル利權ニ關シ、諒解決定ヲ得バ、次テ森林鑛物ニ及ボシ、日露兩國民間ノ共同合辦ノ事業盛ニ起リ、茲ニ經濟的連鎖ハ具體化シ、帝國ノ爲メニモ非常ノ利益アラム。

今日ニ於テ勞農政府ノ承認ハ、速キニ於テノミ有效也。以テ利權（經濟的連鎖方法ノ提供）トノ交換問題タリ得ベシ。他國ニ追隨シテノ承認ハ、所謂二束三文ノ價値スラモ無カルベシ。加之遲レテ承認セリト云フ惡感ハ永ク拭フニ由ナカラン。

國民生活ノ直接ノ爲ニ、國民生存ノ爲ノ穩健且必須ナル目的ノ上ニ、露國ノ先ヅ承認スルコト天下ノ大道ニシテ、何方ヨリモ苦情抗議ノアルベキ筋ニアラズ。

論者英國ノ露國ニ對スル例ヲ援用シ、先ヅ通商ヲ開キ承認ヲ後ニスルノ策ヲ執ルヲ賢明ナリトシ、我國外務省ノ措置亦如斯ナラムコトヲ期待スルモノアリト雖、之レ最モ無意味ナル行動ニシテ、其不合理ナルコト多言ヲ要セザルナリ。

勞農政府ノ承認ニ際シ注意ヲ要スルハ一項アリ。露國ハ其ノ經濟的發展上、國内天惠開發ノ爲メ外國ノ資本及知識ヲ輸入スルコト

ニ於テ勿論相當ノ熱心ト計畫トヲ有スベキモ、玆ニ地理的接壤關係ニ日本ト米國アリ。露國トシテハ必ズシモ其何レカ一ニ偏スベキ必要ヲ感ゼザルベキモ、兩國ノ國外發展ノ歷史、傳統（一ハ經濟的征服主義ニシテ、一ハ共存共榮主義也）ニ鑑ミ、兩國國民ノ人種學的相異及環境ガ露國國民ヨリ見テ、何レト提携スルヲ以テ少クモ便利且利益ナリトスベキカニ、深甚ノ考慮ヲ費ヤスベキコトヲ警告スルコト之ナリ。

如斯ニシテ、一方ニハ日支ノ對露關係、他方ニハ日米ノ對露關係ニ就テ、露國ヲシテ其適從スルトコロヲ謬ラザラシムベク努力スルコト、之レ兩國民間眞ノ親善ヲ圖ルノ途ニシテ、卽經濟的共存共榮ヲ實現スルノ第一義ナリトス。

事實上ノ承認（de facto）ト正式承認（de jure）トノ區別ハ、法學者モ亦程度ノ差別ト論ゼリ。況ンヤ今日ノ勞農露國ハモハヤ、正式承認ヲ伴ハザル通商協定ヲ肯ゼザルニ於テヲヤ。現ニ伊太利ハ露國ト前後二回ノ通商協定ヲ結ビタルモ、露國ハ勞農全會議ニ於テ其批准ヲ拒絶シタルニ非ズヤ。

伯がこの追加覺書中に於いて、「今日に於て勞農政府の承認は迅きに於てのみ有效也」と喝破してゐるのが、伯のヨッフェ招待の眼目であつたのである。

伯はソヴィエット政府が、未だ世界列强中の何國よりも承認せられ居らざるを奇貨とし、我れより著鞭して承認することが、露國民上下に對し、心理的に大影響あることを痛感してゐたのである。さうしてこの政治的機微を把握することが、將來の日露懸案解決上に大利あるべしと、確信してゐたのである。

ゆゑに伯は、露國の支那と提携せざるに先立ち、且つ英の露を承認せざるに先立ち、先づ我國をして承認の最初の國たらしめんと決心したのである。

一一、日露協會會頭辭任上申書

ヨッフェ招致當時に於ける伯は、東京市長であり且つ又、日露協會の會頭であつた。伯はこの私的交渉の波紋が、或は日露協會、或は東京市政に重大な影響を與へんことを憂慮した。殊に日露協會は閑院宮載仁親王殿下を總裁として奉戴してゐた關係上、この點に就いて伯は殊の外愼重な熟慮を遂げ、遂に職を辭することに決意し、三月十五日、總裁宮殿下に對し、上申書を奉つて辭任を願ひ出でた。當時の上申書は頗る長文であるけれども、伯がヨッフェ招致を決行せるの動機と經緯並びに政府との關係を詳述し、且つ伯の抱ける對露對支の大國策を論述し、しかもそのなかには伯の愛國的熱情の脈々生動してゐるのが觀取できる。その要旨は次の通りである。

日露協會總裁宮殿下ニ上申ス

曩に日露協會の革新せられてより茲に十二箇年、忝けなくも總裁宮殿下を奉戴し、中外の倚信仍て大に加はれるは某等一同夢寐尚其光榮に感激して忘れざる所、尋て寺内會頭に代つて新平之を其後に承てより茲に四箇年夙に微忱の效すなきを恥ぢ唯々越俎冒瀆の大過なからんを期するのみ。

此の間日露關係に於て會々重大變局の續出するあり。前には歐洲大戰勃發の爲めに、兩國互に聯合國の一部として協同計畫の事に當りしも、後には露國々内の變革の爲に事態鬨轉して未曾有の不祥事を見るに至れり。而して現下未だ通商協定の成立に捗らず、又國交の恢復を告ぐるなく、寂然無言の狀態を繼續するが如き觀を免れず。即ち交戰的敵國にも非ず和平親睦の友邦にも非ざるの情態にあり。（中略）

惟ふに露國の勞農露國は其の發柄に方り共産主義を揭揚し我帝國々民の信條と相容れざる手段方策に出で、歐米列國亦彼が揚言に驚

愕し赤化の危險に戰慄せり。然りと雖是一時の手段にして曩に某歐洲行の際觀察する所旣に往年の比に非ず。(中略)我國一部人士間に流傳する所謂赤化運動の如きに對し必ずしも之に錯愕するの要なきを悟り、進んで、自治自主の精神を發揮し、自ら據るべきの本領あるを檢得せり。之を以て歐洲各國に在りては警察其の他の治安行政に於ても毫も中正を失はず、所謂危險思想を制禦するに穩健思想を以てし、且之を社會經濟の各方面に善導して其基礎を强健ならしめ内治外交共に敢て梗塞を感ぜざるに至れり。英國の逸早く通商條約を訂し商務官を莫斯科に派するあり。次で未だ其條約批准を經るに至らずと雖、伊國も亦其の迹を趁ふあり。殊に獨逸及波蘭等の如き接壤國は旣に正式に勞農露國を承認せるが如き、其の顯著なる例と見るを得べし。曾て某等外交調査委員會に於て、原内閣に對し勞農政府との接近は四圍の情況に顧み必要なるを以て宜しく定見を立つべきことを勸告せしも、政府は姑息因循此に出る能はずして今日に至り、遂に我國運の梗塞を來せり。(中略)某曾て南滿洲鐵道總裁の職を奉ずるに方り、畏くも御前に召され親しく優渥なる御言葉を拜受し、爾來宸言耳に徹し日夜魯鈍を鞭つ猶赫如として天顏に咫尺するが如し。然るに之を滿洲近時の光景に鑑み頽廢の尋常ならざるに想到して憂懼寔に禁ずる能はざるものあり。

試に今日の帝國の滿洲經營の規模を以て、之を前年に比し更に雄大なるものありやと問はゞ、何人も然りと言ふ者なかるべく、否萎縮荒怠に傾けりと答へざる者なかるべし。若し此の如くにして荏苒推移せば某竊に虞る。滿洲の租借は帝國の將來に取り却て不測の禍根を誘致せるの憾を生ずる虞なきか。是曩に　先帝陛下の御聖鑑を拜せし某が兢々として寢食を安じ能はざる所以、殿下希くは某の衷心を垂憐せられんことを。

某竊かに惟ふ今や東洋安危の岐るゝ所、日露間の問題に繋れり。滿蒙より沿海州樺太等日露接壤地域に亙り、更に隣邦支那との關係及米國の東洋關係等に及ぼし、最も微妙なる重大意義を有するものたるは、苟も國際政局の活勢に關し多少の識見を備ふる人士の齊しく透察に苦まざる所なるべし。乃ち此の日露問題の解決は、獨り經濟通商の伸展を圖るのみならず、對支政策の鍵鑰たり、對米外交の據點たり。毎年帝國の人口增殖六十萬を算する帝國運命の繫る所なり。之を推擴し對世界的政策の靈機を這裏に藏す實に帝國最高政策の消長に關す。

更に顧て帝國々運の將來と六千萬國民の休戚とを念とし、發奮蹶作の意想を致すべき百官有司の動靜に徴すれば、內治外交の經綸に於て至誠忠純に缺くる處實に言ふに忍びざるものあり。殊に黨爭の弊甚しく國家問題を等閑に付し黨利の利便に因はれ政治各機關の癱瘓を來たし、爲に綱紀の紛更官威民心の解弛其の底止する所を知らざらんとす。外交、軍備、財政、風教の論議日々に盛にして、之を粉飾するに學理的詭論を以てし、之に應酬するに巧妙なる造語を以てするに、其の人に乏しからずと雖、其氣魄精神に於て忠節の觀念を缺如し、胸に國策の斷なく、徒に理論修辭の技巧に馳するに過ぎずとせば、抑國運民命の前途を奈何せんや。

然るに他方勞農露國の歐亞兩世界に盤踞するあり。嘗て列強の威力を合し擧つて之が壓服に努めたるも、其の根據を倒壞し能はず。倍々內部の結束を鞏くし、今日三大國乃至五大國の勢力を以てするも、之を屈從せしむることを得ず。今や諸強國も亦唯如何に彼と調和妥協の途を發見すべきかに焦慮するのみ。然かも其露國は我隣國なり。經濟相關の隣國なり。彼の政權は六箇年の久しきに亙り漸次堅實となり、諸他の強國が其走馬燈的政府を以て、之に對峙せんは固より難中の難事たるや知るべきなり。是列強各自に見る所に隨て對露方策を樹立すべく庶幾するに至れる所以なり。

假令彼共產主義を放棄せざるにせよ、之れと接伎し來往するには我も亦共產主義的政策を奉ぜざるべからざるの事由秋毫も存せず。寧ろ我は我主義及信條に據り進んで彼を包擁し善導し彼が不羈をして天德の下に光被すべきに非ずや。且つ思ふ人種的鎖國主義の米國に親を求むるも敢て不可なりとせずや。而も同時に開放主義の露國と親を絕たんとするは抑も惑へるの甚しきものに非ずや。現に勞農露國從來の各條約は其冒頭に必ず道へるあり。曰く相互關係を尊重し相侵さずと。夫れ主義は信條也、宗敎也。信條を異にする三國間の交際は、皆も共和國と帝政國と和親通商するに異らず。侵略主義の舊露國と修交爲商するに何等間障なく、獨り共產主義に恐怖するは兩治の諒解を獲得せざる薄情懦怯の咎を免れざるにあらずや。殊に知らず勞農露國は世界地積七分の一を占め、人口一億五千萬を有する國境の大經濟的集團にして、領土開放主義を採り我を畏憚し帝國主義なる舊露國に反し、實に好箇の利すべきもののあるを想はしむるの秋、一方には此寶地に隣れる露國に承認を與へて露國民の活路を開くと同時に他方

日本國民將來の利路を開拓するの策は今日に在り。何か故に趑趄逡巡して天の時地の利を逸し、徒に低徊顧望しつゝあるかを、嗚呼豎子國を過るとは是等の謂に非る乎。戰後宇內列强の形勢太た帝國に不利にして英米の兩域排日を叫び、隣邦支那の關係亦頗る險難の狀を呈す。奮て一新境を打開するにあらずんば皇國の前途轉〻寒心に堪へざるなきを保せず。仍て日露關係の脅迫に際し窮通開達の一打著を試み、報本復始の理趣に就くに何の憚る所あらん。赤化の恐るべからざるは既に說けり。縱し之ありとせば、其の弱點我自身に存するを覺らざるべからず。（中略）

某が信ずる所によれば、帝國刻下の要務は勞農政府を利導して、露領に於ける我經濟的發展の好機を掌握し、彼我共榮の途を開くこと第一なり。米國の對露政策を以て暗中飛躍するに先驅して、將來の禍根を未前に芟除すること第二なり。露支の接近に先んじて、支那の妄動を制し、東洋平和の鍵鑰を我手に緊握すること第三なり。是帝國外交の一轉機たり。國際場裡に於ける一新境の打開たり。

抑東部露領に於ける天與の富源は邦人の開拓を待つが如く、漁業に森林に鑛業に農業に一として、無盡藏の國利を齎らさゞるは無く、單に漁業の一項を概算するも一年の收穫七八千萬圓を上下し、之に從事する邦人實に一萬數千乃至二萬人に上る。然るに之を現狀に放置し、假に所謂自由出漁の餘地を剩すとするが如きは、是れ露國國法の容認せざる所にして、彼若し武力其他の强抗を以てせば邦人の慘禍豫め測り知るべからざるなり。況んや此對露漁業問題には時期あり。之が解決は焦眉の急務なるに拘はらず、當路の爲す所曠日瀰久拱手傍觀するのみ。斯の如きは日露戰役の大犧牲を拂て獲得せる既定條約權を廢棄し、又明治の遺業に慮を運ばざるに由るものと云ふべく、而して其根本原因たる對露政策の確立に避疑し自ら畏縮するが爲に外ならず。

露領に於ける帝國々民の經濟的發展は彼我相益し、相互相求めて已まざる平和的使命の實現たり。故に勞農政府は其資源を開放し、兩國の福祉を增進するに吝ならざるは彼等の言明する所なり。而も我に於て此の好機を摑むを希はず、漫に他國の驥に追隨するを以て能事となさば、他日列强交々來りて對露利權の獲得設定に成功せる後、我は只後へに瞠若たらざるなきを得んや。今や英米佛伊等の孰れに比するも、日露兩國の關係は其の地域相接壤し、且つ東洋平和の二大支柱たる點に於て最も特殊の利害を

有す。然るに此顯著なる事實に想到せずして、單に赤化を恐怖するが如きは恐るゝに足らざるを怖れて、憂へざるべからざるを憂へざるものにして、此迂妄を打破するは應に一大遠見又は一大刺戟を要とすべし。某豈敢て異を立て奇を好まんや。

抑々日露關係の甚深微妙なるは明治の遺篇にして故伊藤公等の夙に講究せる所、若し之をしも突梯の見となすものあらば、恐くは日本國民生存の道程を解せざるものなり。軍備は國家存在の絶對要具なりと雖も、假に石炭及石油の資源にして一歩の遲緩を來さんか、其の影響する所啻に噬臍の悔のみに止まらざるべし。夫の英米間の重大問題として互に競爭せるものは南米の燃料問題に非らずや。是唯一例のみ。

更に特に重大なるは露支關係に對する帝國の立場を確予優越の地位に置き仍て以て對支政策樹立の功を收め、進んで帝國外交の使命を解き、東洋平和の鍵鑰を緊握するの一事とす。若し帝國にして列國の後塵を拜するに止まらんか、之が爲に蒙るべき帝國の禍は、一に露支の關係を濃密ならしめ、日本を中樞とし露支の兩脚にして立つべき東洋全局の覇權は移りて他の掌裡に歸せざる能はず。東亞に於ける日本の地位は既往二十餘年來嚴として其の首腦中堅たり。大戰以降米國の勢力昂りたりと雖も、其の東洋關係に在ては本來圈外の奔躍なり。此故に帝國の意圖を遂行するに當りては、須く獨自の創見に據り卓然として中外に恥ぢざるの方策を樹立し以て東洋百年の大計を畫定し、國家長久の基礎を固めざるべからず。今日若し幸に對露協定成り各々其の畛域を約して彼此提携を實現せんか、其の勢力の及ぶ所座して支那の妄動を制し、米の暗中飛躍を抨擊し得べし。是れ獨て日露協商の效果を復活し、併て日英同盟の代用を兼ぬるものにして、一箭二雁を射る高等政策中の高等政策に屬するものなり。

然るに之を最近の事態に見るに、日露の接近は露支の接近に及ざること遙に遠く、帝國の地位利權を搖盪する彌々甚しきものあり。殊に其各會議決裂後に於て此傾向著しきを加へ、情報頻々某等の耳を驚かせり。是啻に東支鐵道問題に止まらず、露支の接觸折衝する所は廣く國境線に併行して滿蒙全國に亙り、而て其の包含する主要都市は總て帝國の特殊地域たらざるなし。因て露支の紛爭一度成らば禍の及ぶ所恰も日露戰前の當時に還らむとす。之に反し日露協定先づ奏せんか、帝國の國防及經濟的發展地域は北面して滿蒙より西伯利亞及其以東を包容し、西南面して直隸山東其の他中部支那に擴大すると同時に米人の指嗾は容易に

支那を動かす能はざるに至るべし。

論して玆に到れば、露支關係對日露關係の相分るゝ所は最も嚴肅なる意味に於て、帝國國運の消長、東洋禍福の關鍵にして更に世界平和と國際趨勢の全局に絶大なる影響を與ふる一大事たるや明々白々たり。

某此の一大事を晏然坐視する能はず、深く形勢の推移を考究し沈思、潜念之を久しくして僅に一端緒を得たり。這次勞農露國極東全權ヨッフェ氏を招致するに至れるは其の一方便に外ならず。某魯鈍と雖も素より彼が閲歴、行經を辨識せり。世上區々の謬解流言の如き某の夙に豫想せる所のみ。唯夫れ苟且偸安自ら其職責に在らざる故を以て之を傍觀せしが爲めに露支膠漆の關係日日に密著し帝國發展の大機將に逸し去らんとするの虞あり。是れ國運興亡の分岐する所にあらずして何ぞや。某の深く憂ふるところ一に東亞の安危、皇國の盛衰、民人の休戚に在りて固より塵寰の毀譽と相關せず。某皇國の殊恩に浴し微軀既に捧げて毫も私執を念とせず。皇天の照鑑する所豈敢て邪念あるを容さんや。

初め某のヨッフェ氏を招致するに當り輕慮を避け、外聞を排せり。且つ按ずらく彼は勞農政府の樞器たり。之を招致する宜しく我政府の經畫に待つべきか、或は日露協會會頭の名に於て進むべきか、又は別に適當なる巨材の斡旋に據るべきかと反覆沈吟して後其の意漸く決す。乃ち事の成敗は固より逆睹すべからずと雖も、某個人自ら誠意を以て衝に當り、若し功の收むべきあらば之を政府に委し、破れて成らずんば某挺身自ら犧牲たらん而已と。先づ單身首相と會見し密に微衷を披瀝して其の意嚮を叩きたり。是れ事の國家の機務に關する緊切なるを以て豫め事前に於て、某の進止を斷じ併て打著の序次を定め、某個人の云爲に由り意外の累を國政に及さざらんを庶幾したるなり。然るに幸にして首相能く又某の微衷を容れ進んで至深の諒解を得心意大に投合せり。玆に於て三項の手順を謀れり。

此の時首相は某に言明して、松平歐米局長をして非公式に會談せしむるも可なりと曰へり。某之を聞きて首相の肚裏ヨッフェ氏の來著を機とし、非公式交渉に進行するまでの決意ありと確信し、更に某より事を内務及外務兩大臣に諮るべきかを問へるに、

首相は慎重熟慮の後某に告て曰く。内外兩大臣に對して予（首相）自ら傳ふべしと。是去歳（大正十一年）十一月の事に係る。某既に首相と意見投合し其諒解を經、内外兩大臣に對しても總理大臣自ら傳達すべきの約諾を得たるにより、ヨッフェ氏來遊の事に就て關係官憲の措置敢て何等の扞格なかるべきを信じたり。由て始めて某よりヨッフェ氏に致信し、養痾の地を帝國温泉場に求めんことを慫慂したり。

某當時更に私に以爲く。ヨッフェ氏を迎ふるに方り、其の資格を日露協會會頭の地位に藉らんか、先づ總裁宮殿下の御内意を奉伺し並に幹部と評議するの必要あり。然れども事萬一に齟齬するあらんか、或は虞る累を日露協會に及ぼし遂に延ては、總裁宮殿下の尊慮を煩し奉るが如き懸念なきかと。某此故を以て純乎たる個人の資格に據りヨッフェ氏と交渉し、之が全責任を某の一身に負荷すべく決意せしが、退て再び思念すらく既に個人の資格を以て事に當る固より日露協會に關渉するなしと雖も、或は豫め會頭の任を辭するを可なりとせんかと。某顧慮して茲に至り、且つ案じ、且つ惑へり。蓋し某の不敏を以て會頭の地位に居る既に四年、今日卒爾として辭せんには必ず名分なかるべからず。而も如上の情由は事の外交的意義に觸るゝ處あるを以て事前に之を洩すを得ず。又虚誕の理由を以てするが如きは上總裁宮殿下の御盛德を冒瀆するのみならず、却て世目の謬妄に資すると異なるなし。是れ某が心中自問自答し而て未だ解職の願意を上申するに至らざりし所以なり。但し某が衷心と事の實相に就ては、副會頭目賀田男爵に謀り其諒意を請ふ所ありき。某既にしてヨッフェ氏との交渉極めて良好に進み二月一日を以てヨッフェ氏は帝都に入れり。

然るに之に先ちてヨッフェ氏が上海に在るの日端なくも、帝國官憲の擧措に關し寧ろ驚くべき不合理の作爲あり。其發因は我内外兩省當路の謬誤に出づるか、將た因循固陋毫も國策の樞機と外交の情僞を曉らざる一派官僚の措置に由るかを知らざるも、之が爲に帝國の威信を毀損すること甚しき失態を醸せり。（而して該電報は我上海領事官憲より揣くもヨッフェ氏に提示せるものなり）

該電報に依ればヨッフェ氏渡來の爲め内地危險の空氣を生じ、殊に尼港遭難者遺族の方面最も恨るべき状況ありと稱し、或は關

係各府縣に對しヨッフェ氏一行の入國禁止を令達したりと云ふが如き、總て是れ一種の捏造說のみ。苟も大帝國の政府に於て、露人の爲に其の治安を維持し得ざるが如き無智の訓令を發し、或は事實なき入國禁止の虛報を通牒してヨッフェ氏の渡來を阻止せんとせしが如きは、寔に國家の體面をも辨へざる沒常識の沙汰にして其の膚淺拙劣言語に絕す。若し各國の知る所とならば、帝國政府の表明は常に不信虛僞に滿るなきやを疑はしめん。加之ヨッフェ氏一行橫濱港に著するや、我警察官憲は同人の不在に乘し窃に彼が携帶品を物色搜査し途に擁して一行の荷物を檢査せりと云ふが如き、文明國の慣例通義に照し咄々怪事に非ずや。某曩に首相と會し其の諒解を得、豫め這般の失態なからんを欲し、首相も亦自ら之を內外兩大臣に傳へて扞格なきを期せるは既明の事實たり。勿論一月二十四日首相は淺井祕書官を使者とし某に傳ふるに北京公使館より之に與ふるガランチーに制限を加ふる事の止を得ざる由を以てし、然れ共彼尙ほ來朝の上は彼を寬大に取扱ふべき旨內示せられたり。某素より政府の所見により入國拒絕乃至制限の權能あるを不可とせずと雖も、唯之を行ふに法あり則あり。或は虛僞捏造の示達或は警吏潜行して彼の携帶品を不法檢視するが如きは帝國の名譽威信を如何にせん。況んや是れ首相の本旨に反する屬僚專斷の所爲たるに於てをや。又況んや事態本來は這裡國家高等政策に關する機祕を藏するに於てをや。

如上の失態錯誤に由りヨッフェ氏渡來後の經過は豫期に違へるもの少なからず。彼の暗號通信使用の自由を許可するに躊躇せしが如き其一例なり。爲に彼我の意思疎通を缺き之が解決に日を費せりと雖も、首相との內交涉を得て穩便を旨とし漸くにして官憲との大衝突を避け以て今日あるに至れり。

然れ共幸に此の一擧に依り第一に赤化恐怖病一掃し得べき國民各自の自覺意識を喚起したり。そは卽ち日露兩國の理解を促進し、將來福利增進の途を開く基礎たるのみならず、西伯利亞撤兵後彼地に殘留せる同胞並に滿蒙方面に奮鬪しつゝある邦人に對し、著しく前途の光明を認めしむるに至れるは各地の報道に徵し某の頗る意を強くする所なり。加之ならず我國民は入露の自由を禁止せられ、我領事官は撤退を迫られんとする窮狀を免れ、諸般國交斷絕に從て措置せらるべき各般の事情を寬假せらるゝもの一にヨッフェ來朝の餘惠たり。頑冥なる警察官は之を悟らず却て彼に脅威を感せしめ速かに退去せしめんとするが如きは、實に思

はざるの甚しきものと云はざるを得ず。第二はヨッフェ氏の養病地に於て自由に彼我の意見を交換し、彼をして帝國の大義國情及其の平和的政策の眞相を理解せしむると同時に、彼我自由の取捨選擇に依り大勢の歸趨を透觀し徐ろに其方途を發見すべきことと是なり。其の間政府に通ずべきものあらば、之を當局に致して兩國の關係に一轉機の功を與へんと欲す。斯くして愈々日露兩國間の新關係に親善妥貼に近くことを得ば、第三には即ち之を政府に移し彼我の非公式交渉に進展せしめんとす。但し目下（十二年三月上旬の頃を指す）事の未知數にして尙ほ豫斷の域に達せず。

此際支那政府並に支那有識者間に於てヨッフェ氏の日本行より日露接近の機會を生ぜんかを恐れて、虎視眈々の狀ある我に於ても大に注意すべき事に屬す。現に支那政府並に南方政府を代表する孫逸仙は陰に祕書を我國に遣りて情勢を探索せしめ、北方より國會議員某等亦潜行し來れるあり。加之、二月中支那政府は日本に先んじて露支協定を締結せんとし勞農政府に提議して、別に使節の派遣を求めたる事實あり。是蓋し日露交渉の成立を告げんことを慮り、彼に於て機先を制せんとするに他ならず。勞農政府は之に對し、支那に於て露支會商を急とせば莫斯科に於て開催すべき條件の下に支那の請求を容れんことを提議したるに、支那は尙ほ北京に於て之を開くことを希望するが爲にヨッフェ氏の健康回復を待つべき旨覆牒せり、之を以て露支の交渉は未だ公式の進捗を見ずと雖も、類て之を帝國政府當路の態度に比照し、其の用意に於て何れか緊張し何れか緩慢なるや察するに難からず。

支那は其對露交渉に於て機先を日本に制せられんことを憂ひとするに止まらず、彼は毫も赤化を恐れず、亦ヨッフェ氏を嫌忌せず、又他の何人たるも擇ばずして偏に外交の機宜を逸せざるに努力して休まず。然るに我政府者中には、ヨッフェ氏の猶太人たるに藉を託け別人を求めんとするが如き小技巧を用ひ、甚しきは即ち彼を目して呂運亨の類と同一視し、一日も速に彼が退去を要望しつゝあり。是某が内務大臣の口より直接聞く所なり。内閣員にしてヨッフェ氏入京を以て呂運亨入京と同一視するは國際勢情に通ぜざるの極と謂はざるを得ず。何を以て我國外交の活機を兩掌するを得んや。政府果して赤化を畏れ露國民を蛇蝎視すとせば、何が故に長春會議の開催に應じ何の必要ありて松平歐米局長を簡派せし乎。

當時若し彼我の協定功を奏したらんには、露國々民は其の猶太族たると否とを問はず、卽今陸續帝國に渡來すべく、我に於て之を拒むに如何の理由を以てすべきや。唯今に至り所謂赤化防止團の轍に傚ふが如き態度を執り、對露關係の疏開を以て危險なる大問題となさんとするに至つては、我警察の行動宛然兒戲に類す。

帝國議會に於て、外務大臣は對露交涉の打開は政府亦既に其緊要なるを認め、迅速其の氣運の到るを切望すと言明せりと聞く。語若し眞ならば眼前彼が極東全權の帝國に來遊し在るを等閑視して、將又何の氣運を待たんとする乎。或は外務當局は露國に誠意無きを以て協商に著手するの途絕せりと公言し、甚しきはヨッフェ人格を云々して彼と交涉を不可とすることを言明すと云ふ。益々以て外務當局の意の在る處を知るに苦まさるを得す。

世界大戰後に於ける帝國の地位は眞に容易ならざるものあるに拘らず、偸安是事とし以て一時を糊塗するが如くんば、四周爲に閉塞し國運欝屈復伸ふるに難からんとす。特に日露の關係は既述の如く米支との禍端を含る絕大事にして一步を誤る時は、明治以來の鴻業忽焉として覆へり。國策發動の餘地遂に空しからんとす。刻下の一日は將來の百年よりも貴重なり。然らば則ち日露の理解親善に最善の思慮を注き、以て國運昌隆の根蔕を鞏固ならしむること急務中の急務たるや疑なし。而して之を實現せんとせば、須らく進んで海洋の襟度を開示して帝國の信誼に感孚せしめざるべからず。而も天產非薄地域狹少なる帝國に於て、興國の大業を成就せんには常に寸時の遲緩なく其の進路を開拓するを念とせざるべからず。而して東部西伯利亞の富源は天の我に寄する所ならざる歟。之を列國の形勢に諦察し、之を有無相通の利害關係に透見し國運梗塞の難局を切開して外交の畛域を擴大し經濟上の新天地を拓く、一に先づ對露政策の解決確立にあるや當に上來記述する所の如し。然るに大戰前よりも退縮して梗塞を來さんとするは抑何の意ぞ、將た誰の罪ぞ。

謹みて考ふるに對露關係の親善確立は、明治の洪謨なり。吾人宜く之を擴充すべき責務あることを忘るべからず。然るに政府者特に內務當局の行ふ所彼が如く其部下の失態錯誤を極むる彼が如し。抑も非違を捏造し、流言を颺揚し訛傳を發作する國法之を禁じて直に罰を課す。然るに警察官憲自身の之を敢てするに方ては、其罪の咎めなしとせば、何を以て官紀を張り國法を正すべ

きゃ某落りに惑ふ所玆に在り。

初め某事を進むるに當り首相と會して意見相投合するあり。ヨツフヱ氏招致に關する全責任を一身に負荷すべき決意を以てし、斷じて日露協會に累を及ぼさゞるを期せり。何ぞ計らん官憲の施爲常軌を逸し屬僚の擧措其の期待に反し禍端續出名狀すべからざるものあらんとは。

某政府外交當局の行動を熟視するに、所謂國民外交を以て國家の不祥事となし、機會ある毎に之を防壓抑制し以て機宜に適へりと爲すものゝ如し。是れ活外交の變じて死外交となる所以なり。之れ某が前日首相との懇談に於て承合せるところと全く相反せり。抑首相の所信寬厚にして至誠憂國の企圖に對し、克く其諒解を誤らざるものあるに拘はらず、下僚有司徒らに一己の見解を弄し、國際頑冥常に事端を滋くし機勢を誤るが如きは、是れ綱紀上の重大事にして某の看過能はずと做す所なり。況んや今日に於ても尚甚を自軍の關係者に通ずと諒解せらるゝも、之に反證するを得ざるべし。或は赤化防止の名の下に現勞農政府の承認を拒みつゝ而も一面には國内に彼の政府商務委員を置くの承認を餘儀なくされ、尚且つ政府は之が發表を遲疑するが如き首鼠兩端矛盾も亦極まれりと言ふべし。然も一方ヨツフヱ氏に今尚ほ暗號電信を禁止し、或は轉じて在露浦鹽領事館の暗號電報の通信禁止を相ひみとす。某今や國家外交の重大時期に於て其或は大過を貽さんことを憂慮し、默過して已む能はず。況んや某邦家の爲め夙夜痛慨する所、明治の皇猷に背馳せざるべきを確信するに於て寧ろ挺身之が犧牲となるも、亦何等の悔恨なく、何等の畏怖なきを存す。其に於て某重ねて思ふ。政府其の斷ずべきを斷ぜず、國策を度外し職務を曠廢し、而して警察官憲の擧措又寬に嚮に改善するなしとせば、某自ら衷莞を叱呵し警策を揮ひ苟且を誡め非道と戰はざるべからず。一片耿々の赤誠は之を議會に開陳し、或は之を識者の卓見に問ひ、又或は之を公論の批判に聽き以て、一大決戰の覺悟に出づるも亦已むを得ざるべきなり。若し夫れ此の如くんば某が會頭たるの故を以て意外の影響を日露協會に及ぼすなきかを虞る。是某微力且つ不德の故に、總裁宮殿下に對し恐懼措く能はざる所以にして、之を念ふて旦夕自ら安んずる能はず。寧ろ今に於て先づ其責を引き會頭の職を辭せば乃ち或は其の萬分の一を償ふに足るものあらんを思ひ、伏して殿下の御明鑑に訴へ、新平が會頭の名を摘除あらせ給はんことを衷願

す。仰ぎ希くは總裁宮殿下海獄の御盛德に依り微衷を憐愍し御允許を下し給はらんことを。新平恐惻の情に堪えず。玆に事の顚末を縷陳し其の情由を禿寫し、謹て上申す。

即ち伯は內務、外務兩當局者の偏狹固陋の結果、この日露國交恢復の業の或は中道にして頓挫する無きやを憂へ、しかる上は蹶起して內閣攻擊に轉ずるの用意として、まづ日露協會會頭の任を去らんとしたものと思はれる。しかしながらこの會頭辭任問題は、總裁宮の御慰留に依り、伯もつひにその志を飜して留任と決した。蓋しこの上申書提出によつて、日露協會を政爭渦外に置くの目的は達せられたので、その上は伯もまた强いて辭任を再願する理由を失つたのであらう。

一二、慈母の死

この混亂と健鬪の最中に、突如として一つの不幸が伯の頭上に落下してきた。

それは伯の母利惠子の死であつた。

利惠子はこの時、九十九歲であつた。いま一年で百歲の壽を全うすべきところから、本人もこの年の新年からは、自ら百歲と署名の上に書いてゐたほど、その日を樂しんでゐたのである。

耳が遠くなつた以外は、殆ど不自由はなかつた。依然として夙起して先づ神に祈り、愛兒新平の顏を見、然る後に朝食の膳に向ひ、健啖人を驚かす程であつた。客を引き、歌を唄ひ、講談本などを人に讀ませて聞いてゐた。立居に多少の不便はあつたけれど、部屋と部屋との間は人手を借らず自由に步いてゐた。ゆゑに誰人も彼女は、明春百歲の



この母・この子

壽を迎へるまで健在であらうと思つてゐた。それが二月二十日から床に臥し、その月二十六日に至つて、遂に溘焉として逝つたのである。

伯の悲嘆は非常であつた。

伯は少年の日より、この母を悦ばすことを人生の大きな樂しみの一つとして生きてきたのである。外に出ては、思ひ切り奔放な活躍をなして、傍若無人な男のやうに思はれてゐた伯ではあつたが、家に歸つて母の室に坐する時は、まるで惡戯をした後の駄々ッ子が、母の前に出た時のやうに恐縮してゐた。癇癪が起きると、手のつけられないほど家ぢう怒鳴り散らすくせに、母の室では眞面目な顏をして御機嫌を伺つてゐる謹愼な姿が、むしろ苦笑を催させたほどであつた。

三度び國務大臣の印綬を帶び、はやく首相級の人物と認められてゐた伯ではあつたが、この六十七歲の老政治家も、母の眼から見れば、依然として往年の少年新平であつた。この母子の間の情愛は、年老いて後も、世の常のものと異なるものがあつたのである。

利惠子の强健なる肉體のうちには、豪毅なる精神が宿つてゐた。相馬事件入獄の日、眉毛一本動かさなかつた彼女であつた。しかし愛兒の不羈跌宕の性が、多くの危險を包藏することを心痛して、彼女は毎朝毎晩佛壇の前に坐つて「どうか新平が言語動作を愼みますやうに」と、合掌してゐた。

大正八年、伯が歐米遊歷の途に上るや、彼女は「米國にあそぶ御父子へ」と題して、

梓弓ひく手はいかにつよくとも的つらぬくは心なりけり

の一首を賭つて餞けとした。その調は高く意は強い。事を爲すは力にあらずして心である。人生の失敗も成功も共に心にある。それが實に、彼女の愛兒に對する甚深なる訓誡であつた。いま天下の辣腕家たるヨッフェと取組んで、今更ながら、母の無限の愛の箴言を、胸に犇々と感じたであらう。伯は國運を賭しての交渉において、結局人を動かすものが誠心であることを、沁々と痛感したにちがひない。しかも訓誡を與へ給ひしその母は、すでに地上に姿を消し給うたのである。

いまわが愛兒が、千萬人と雖も我往かんの悲壯なる決心をもつて、國家のために、あらゆる危險を一身に引受けて戰ひつつある時、その結末をも見ずして愛兒と別れ去る利惠子の心は寂しかつたであらう。しかし、ただこの母一人——憂ひと喜びとを共にせしその賴みの母に去られた子の心は、更に寂しかつたにちがひない。

多忙なるヨッフェとの交渉を控えながら、伯は終日棺側に侍して、毎夜亡き母のために、在りし日のごとくお伽をして、三晝三夜つひに眠らなかつた。

さうして弔問の客があると、一人々々母の遺骸の前に案内して、

『お母さん！　○○さんが見えました。』

と、生ける人に物言ふごとく、一々慇懃鄭重に紹介した。

それを聞いて、弔問の客は思はず、暗涙を呑んだ。市會議員森脇天涯の如きは、この孝子の至情に感激して、ハラハラと涙を流し、「俺は市政上では、後藤子と反對の意見をもつてゐるが、人間としての後藤子には、絶つべからざる友情がある」と、人に語つたほどである。

その頃の伯は、麻布櫻田町の邸内に、宏壯な洋風の新邸を建築に取りかかつたばかりであつた。それは「生きてゐるうちに一度、洋館といふものに住んで見たい」といふ、母の心を喜ばせて、自ら樂しまんことが、一つの大きな理由であつた。だからまづ母の居室を設計し、それを中心として、他の設計を行つたのであつた。わづか二階建の新館に自働式のエレヴェーターを設計したのも、歩行に不自由な母のために設けた孝心の現はれであつた。料らざりき、その工を起したるばかりにして、突如母を地下に送らうとは。

建築の工は日に日に進んでも、住まはるべき母はすでに逝いたのである。「もう母堂がおかくれになつたのですから、エレヴェーターを廢して、模樣替へをなさつたら如何です」と、人々が勸めた時伯は黯然と、しかしキツパリとした口調で言つた。

「いや、やつぱり舊の通りにして置かう。このエレヴェークーを見るにつけ、老母の在りし日を偲んで、その教訓を想起するよすがにしたいのだ。」

さうして到頭、エレヴェーターは設計通り、二階建の新館につくられたのであつた。なにごとも母の在りし日の如くに！　といふのが、母に此の世を去られた後の伯の氣持であつた。特に母とは、常にその膝下にありし少年の日はいふまでもなく、名古屋から東京に移つた明治十六年以來、ずつと同じ家に起臥してゐたので、事につけ折に觸れてその想ひ出は深かつた。そこで伯は、その想ひ出をさらに深めるために、「訓誡和歌集」を再刷して、香典返しの小冊子としたが、その序文のなかに、次の如く記した。

あはれ、ゆめ忘るまじきは庭訓なりけり。其の庭訓たる此の集は、先妣の大匠は晴雨したまひたるものから、移

居の折、其の原本を失ひつれば、先妣はいたく惜みたまへるを、館森袖海君之を聞きて、百方鄕里にあさり、幸うじて一本を獲たれば、余は臺灣在任中、活字を以て印行せしめけるに先妣殊に悅びたまひて、常に手にしつゝ臨終までも釋てたまはず、さて宣ひけるは、和歌は世に敷島の道と唱へて、いと貴ぶべき道ぞかし、況して此の集は、天地の精華を萃めたるものをやと。余不肖の身をもて、幾たびか時の浮沈に遭ひながら、今日あるに至れるは、誠に先妣のたまものにして、此の集を永く世に傳へまほしき念いよゝ切なるを覺えぬ。

先妣は、常に婦德を守り、家庭を治めて、九十九歲の高齡に至るまで、一日もかりそめに過したまはざりしに、天何の心ぞ、僅かに一とせを惜みて、百とせの壽を全うせしめず、さいつ日遂に身まかりましき。今四十九日の法忌に當り、再び此の集を摺り卷にものして、諸〻交りある人々に頒ちもて、長く記念とせまくほりす。此は只先考先妣の遺志にかなふのみにあらず、亦渚舍膽水諸大人の靈をも慰めまつるべくなむ。

母利惠子の告別式は、東京の自邸において、三月二日、盛大に行はれた。それが終ると、伯は本葬を行はんがために翌日、母の遺骸に從つて鄕里水澤に赴き、白雪深き增長寺の境內に、厚く葬つた。會葬者一千を超え、水澤町空前の盛葬といはれた。さうして伯が故舊と舊知の山河とに別れて東京に歸つてきたのは三月五日の朝であつた。伯は急に、身邊の落莫たるを感じた。五年前に和子夫人を失つた伯は、いま又その慈母を喪ひ、家庭に於いては、蕭條として淋しい人となつたのである。

しかし悲愁にとざされて東京に歸り來つた伯の前には、更に鬪はねばならぬ戰ひが待つてゐた。いま犇々と身邊に迫り來る滿目の敵を見ると、伯の體內には、またも獅子兒のごとき鬪志が、湧き起るのを覺えた。さうして伯はいよ

いよこれから、ヨッフェとの私的交渉に入らうとするのである。

第二節　熱海會商

一、ヨッフェ提出の三條件

伯の奮闘によつて、滿目の荊棘はその一部を拓かれた。いま伯は進んで、ヨッフェと私的交渉に入るべき時機に達したのである。しかもその交渉の端緒は、伯が水澤より歸京したる翌々日、即ち三月七日附ヨッフェの書翰によつてであつた。

ヨッフェが療養のため熱海に轉じてから、早くも一箇月近くが經過した。その間に伯は、幾度か熱海にヨッフェを訪れて、懇篤に彼の病氣を見舞つた。またその間、勞農政府機關ロッター通信員アントノフが、ヨッフェを訪ねて、暗躍を試みた。これらの準備工作が實を結んで、つひに三月七日のヨッフェ書翰となつたのである。

この書翰に於いてヨッフェは、横濱上陸の際の荷物檢査の餘憤を洩らしてゐるが、しかしその眼目は、日露交渉開始への三條件の明示にあつた。即ち（一）日露兩國平等の權利、（二）法律上露國の承認、（三）北樺太撤兵時期の明示がこれである。その三條件が承認されて、その基礎の上に、初めて交渉に入り得るものなる旨を主張したのであつた。次の通りである。

親愛なる後藤子爵閣下　一九二三年三月七日熱海に於て

謹啓　最近日本の諸新聞中、小生の閲讀し得るもの、即ち主として日本に於ける英字諸新聞紙の論調により判斷致し候へば、日本の政府及一般公衆は、露國の極東政策に關し、多大の誤解を抱くものゝ如くに被存候。

小生に對し、病氣保養の爲め、日本へ來遊すべく御懇招被下候閣下の御主旨に、一には又、小生の日本滯在を以て、日露兩國の間に横る誤解を一掃するの一助たらしめんとするにありとの閣下の御聲明には、小生の全然贊同を表する處に有之候。（中略）

然るに日本へ向け乘船出帆の間際に至り、日本の總領事代理は氏が日本内務省より受領せる電信を小生の許に送達され候に付、早速披見致候處、右電文には、「日本内地に於て小生に對する陰謀を企圖しつゝある者を發見せるに付、日本政府は小生の身邊の安全を保障し難し」との意味を記載致し居候。

國際間の慣習儀禮を重んずる上に於て、常に用意周到なる日本政府が、外國人に關する問題は、常に外務省を通して爲すの慣例を無視して、直接内務省をしてかゝる通告を發せしめたる突飛の態度に就て、小生は寧ろ怪訝の感なき能はざりしと共に、發見されたる陰謀が如何にして危險なりやを疑はざるを得ざりし次第に有之候へ共、由來小生は身邊の危險を冒すに慣れ居候のみならず、右電文には日本政府として、嘗て小生に與へられたる敍上の諸保障を拒否するの文書もなく、且つ當時小生は既に乘船券を購買して船室を約束し、荷物も船中に持ち運び候後に有之候に付、小生としては、唯内務大臣の小生の身邊に關する好意的注意を感謝して、乘船渡日するより外に方法もなかりし次第に有之候。

然るに小生は先づ第一に、横濱に於て、嘗て小生に與へられたる日本官憲の保障の侵略されたる事例に際會致候。即ち小生は勿論小生の代表者の不在中、小生の旅行荷物は合ひ鍵を以て開鎖され、仔細に内容を檢査されたる上、私信迄披見さるゝの厄に逢ひ申候。

親愛なる後藤子爵、當時小生が漸く隱忍して日本に留まるべく決心致候は、一に閣下が、此の手荷物檢査事件なるものが偶然の過誤に出でたるものにして、之に就ては直ちに十分の調査をなすべしとの旨御懇談ありたるが爲めに外ならず。（中略）日露交渉

の再開は唯、次の諸條件の下に於てのみ可能たるべきものに有之候。

第一、交渉手段の上に於ても、露國が日本と平等の權利ある國家なることを認むること、卽ち條約の形式に於けると等しく、相手に對して要求を提出する上に於て、廣汎の意義に於て、又協約の條項の選擇決定に於て、露國にも日本と同等の權利あることを承認すること。

第二、單に通商協約に限らず、通常の外交關係の開始を含む一般的條約の締結に就ても、交渉を行ふの意あること。

蓋し之に關しては、露西亞共和國最高機關の特別決議たるもの有之候。ゼヌア會議の時に當り、小生はかのラッパロー條約として世に知らるゝ、露獨條約に就て説明を試み、同時に全露中央勞農委員會が、爾今國民委員會は英露通商條約式の、單獨の條約を締結することを得ず、今後同委員會の調印すべき條約は、凡てラッパロー條約式のものたらざるべからずとの決議を通過せるの事實を報告致置候。而してラッパロー條約が英露通商條約と異る點は、（一）當事者双方が互に其の過去の要求及債權を拋棄したること、（二）當事國は互に相手國を法律上及事實上承認したることの二點に有之候。

其の後に於て、露國は伊太利との間に通商條約を締結致候へ共、此の條約は以上に掲げ候二要點を缺きたるの故を以て、全露勞農中央執行委員會の批准を得る能はず、遂に不成立に終りたるの事例も有之候。之に由つて見れば、玆に掲げ候第二の條件は、露國としては、必要缺くべからざる條件たること明かなりと存候。

第三、日本軍の北樺太撤兵に關し相當の時期を明確に定むること。

長春會議の決裂致候も、實に此の問題の爲めに有之候に付、此の條件を明定し置くことは最も必要なるに申す迄もなき義に候。

小生に對する日本政府の冷淡なる待遇の、而かも國交上未だ其の例なき取扱の結果として、小生は渡日以來今日迄約一個月半の久しきに亙り、露國政府との通信を途絶致され候爲め、現在露國民が日本に對して如何なる感情を有しつゝあるやに就ては、正確なる判斷はこれを下し兼ね候へ共、上記の日本政府の露國に對する態度より考察して、今日露國民の對日感情が著しく緩和されたるものとは思考致さず候。去りながら上に掲げ候日露交渉再開の諸前提條件なるものは、小生が露國政府の從來の決議と

及露國民に關する小生の智識とに基き相認め候ものに付、之に就いては今日露國の意嚮の變化を來したりとは信ぜられ不申候。（中略）併し乍ら唯かの尼港事件なるものに關しては、多くの新聞紙が日々多大の紙面を之に割き居り候關係上、玆に一言申述置度と存候。而して長春會議に於て露國の全權委員は、此の問題に就き直ちに審議を開始することを拒絶したるものに非ざるの一事は、殊に閣下の御注意を請ひたき點に有之候。否、此の問題の審議を欲せざりしは、實に日本の全權委員に有之、彼等は他の問題に就ては急速の審議を主張しつゝ、此の問題に限り如何なる理由のありてか、是は他日日本政府の正式に承認せる露國政府の出現を待つて交渉を開始すべしと唱へ、同時に尼港事件とサハレン占領との間に密接不離の關係あるを執拗に主張致候。換言すれば、尼港事件に關しては、日本委員は上記の主權國としての威信云々の理由により、露國として到底承諾し難き主張を固守し、以て其の審議討論を回避したるものに有之候。——

二、伯の回答

ヨッフェのこの書翰を受取ると、伯は直ちにこれを飜譯して、首相に提示し、その意見を求めた。これに對し首相は三月二十一日、代理として松平歐米局長を東京市役所に派し、伯に向つて左のごとき回答を與へた。

三月七日附「ヨッフェ」氏書翰所載、日露會議開催ニ關スル前提條件、即チ

一、討議ニ際シテモ、亦條文ノ體裁ニ於テモ、日露兩國間平等ノ權利ヲ認ムルコト。

二、單ニ通商ニ關スル協約ニ非スシテ、正式外交關係ノ復舊ヲ含ム完全ナル條約ノ締結ヲ目的トスルコト。即チ法律上ノ承認ヲ爲スト共ニ、一切過去ノ要求ヲ相互的ニ拋棄スルコト。

三、薩哈連北半ヨリ日本軍ノ撤退時期ヲ定ムルコト。

ニ對スル意見左ノ通。

（一）第一條件ニ對シテハ、同條件ガ單ニ主義トシテ日露兩國對等ノ立場ニ於テ商議スヘシトノ意味ナラハ、別ニ差支ナキモ、之ニ依リ我方ノ有スル舊條約上ノ既得權、其ノ他正當ノ權利ヲモ拋棄セシメムトスルノ意ヲ包含セルニ於テハ、到底承諾スルヲ得ス。又目下兩國ノ國情及法制著シク相違スル關係上、全然相互的形式ヲ採ルニ於テハ、我方ハ實質上露國側ニ比シ不利ナル結果ヲ生スルコトナシトセス。從テ此ノ如キ場合ニハ、必スシモ一律ノ文句ヲ用ユルコト能ハサルコトアリ得ヘク、此種具體的問題ニ付テハ、各箇ノ場合ニ就キ和衷審議スルヲ要ス。

（二）第二條件ニ對シテハ、事實上ノ承認ナラハ格別、法律上ノ承認ヲ得ムトスルニハ、尠クトモ（イ）尼港事件ノ解決、（ロ）國際義務ノ履行等必要ニシテ、前記事項ニ付確實ナル了解ノ得ルニ於テハ、勞農政府ニ法律ノ上ノ承認ヲ與フルコトヲ考量スルモ差支ナカルヘシ。尙「ラパロ」條約ノ如ク双方ノ要求全部ノ拋棄ハ、日露關係ニ適用スヘキ理由及基礎ナシ。

（三）第三條件ニ對シテハ、薩哈連州駐兵ハ沿海州ヘノ出兵ト全然其ノ起源及性質ヲ異ニシ、尼港事件解決ノ爲メノ保障占領ナルヲ以テ、同事件ノ解決ヲ見サレハ撤兵スルコト能ハサルハ勿論ナルニ依リ、成ルヘク速ニ之ガ解決ニ關シ、確實ナル了解ヲ得、以テ撤兵ノ期日ヲ決定スルコト然ルヘシ。

すなはちヨッフェ提出の三前提條件につき、日本政府としては、必ずしも全面的に否認するわけではないが、さらにその前提として、尼港事件の解決、國際義務の履行、特に前者の實行が必要であると主張するのである。

右のごとく政府の意向が判明したので、伯は左のごとき書翰をヨッフェに送つた。

一千九百二十三年三月七日熱海發の尊書正に落手、早速飜譯せしめ拜讀仕候。就而來の日露親善の途を講ぜん爲め、御床中推して御執筆に努められたる數千言の長文に對し、小生は衷心より敬意を表し反覆閲了仕候。

四日頃波蘭駐在川上公使と新聞記者の會見錄として傳ふるもの開示せられたる一段は、幸に川上公使と會見の機會に際し、それ

となく相尋ねたる處、同公使は曾て左樣の所見を有せざるのみならず、內外新聞記者孰れにも左樣の言明致したること無之、何新聞の記事なるか不審の至なりと被申居候。是は全然無根の記事たること、小生に於て證言の責に任じ得ると信じ候。

其他各項中、上海橫濱に於ける俗吏の所行は全く政府の意思に無之、小生に於ても頗る遺憾なる次第と存居候。

長春北京に關する不審の點は、政府側に一應相尋ね見候上、拜答致すべきかと存ずる廉に有之候得共、此際は小生の心得迄に止め、目下小生の立場にては、此等に關し、政府側に一々質問を試みざる方が、寧ろ得策と存じ候故差控置き候。

露國の眞相と國民の感情に關し御開示の諸點は、平生小生の所信を明確に致したるもの尠からず、感謝の至に不堪候。

就中結交の三要項は、露國側の見地より明確に御開示被下候ことは、幸甚の至に奉存候。御互の希望は、前年來の雲霧を拂ひて今後の晴天を迎ふるに在るが故に、主なる研究は此點に存する次第と奉存候。

右三要項に對する政府、議會の意向、並に民心の歸趨等に關しては、推考熟慮を要し、目下實際の進行に故障の有無も、攻究の上貴下と隔意なき意見の交換を了し度存居候。

折柄老母易簀の事あり、不本意ながら拜答延引致居候罪謝する處に候。其節は弔慰の貴翰並に花環の弔賻等御贈付を忝らし、地下の老母も感泣永眠致候事と存じ、同時に小生の光榮を謝する處に御座候。

又貴翰末三問題に關し、今日何の束縛もなく、自由に誠意ある所見を交換することは、單に日露兩國間に止まらず、東洋平和政策、延て世界平和政策の一大柱石を建立するに至るべき理想を根據とし、自然に無上公平の見地に於て、事實に省み、意思疏通を見るの機會を得たるは、實に人生の一大快事と存候。

されば日露間に橫はる故障を去るは、實に東洋及世界平和の大策を定むる第一歩たるを以て、固より歷史を無視すべからざると同時に、從來の行懸に囚はれざる見地に立つの要あり。此日露兩國間に存する歷史的暗影を一掃する爲めには、日本國民の腦裡に深く浸潤固著せる、宿昔の恨事たるサハレン問題（貴翰末文の第三）を解決するに在りと存候。

抑ゝ貴下養病の爲の來遊は、元來純乎たる御互の友情に出づるものなれども、已に日本に於て、御承知の如く、目下群賢衆愚の

間に可なり問題と相成り、

第一、新露國の政情大に日本國民間の注意を惹き、隨て官民間に之が諒解を進めたる事。

第二、赤化宣傳恐怖病を一掃したる事。

但赤化宣傳恐怖ありて、露國側より之に費用を得んとし、又得たりとて狂奔するものある間は、兩國民の接近を妨ぐること頗る大なり。貴下の來遊は双方に此弊を去り、一層親善の途を開き得たるを疑はず。

第三、間接に歐露並に西伯利亞に於ける露國人と、殘留日本人と接近協和に資したる處大なる事。

此等の諸影響は、目下數字的には表明し能はざるも、功德ありしは將來益明かなるべく、偶々貴下の發病には、政黨俗黨等の顛末と闘ふかの嫌ありて、御氣の毒の至りに察せらるゝふしなきに非ざるも、日本官民間の意向を明に卜定することを得るの端を開きたるを以て、御互に其犠牲を拂ふことは、公人の面目とや申すべきか。世に偉人の跡は山河に印すと承り居候。貴下の足跡も山河に印するものありしと存候。此行必しも苦痛にして無益なるものにあらざるは、夙に御諒察被下居事と存候。されば貴下の來遊は唯發病のみに止まるも可なり。更に進て兩國民の諒解を謀り、又東洋平和政策の發端となるに至れば更に可なり。更に更に世界平和政策に貢獻する處あれば大に可なり。豈啻に來るべき日露協商の爲のみに其功を歸するのみならんや。故に貴病の如き天下の大政を説くも何の妨かあらん。今日より市會開催に付二十五、六日頃小生熱海に歸還致すべく心算に候。其節は御面晤に盡す可く候。

終りに臨み重ねて此に敬意を表し候。以上

大正十二年三月二十三日

子爵　後藤新平

アドルフ・ヨッフェ殿

すなはち伯の意嚮は、努めて具體的問題に入ることを避け、むしろ日本に對するヨッフェの惡感情を一掃すると共

に、雙方自由の立場に立ち、光風霽月の心境を以て、東洋平和、惹いては世界平和のために、快談せんとの意を主體としたものであつて、ヨッフェの提出せる三條件には觸れず。ただ「此日露兩國間に存する歴史的暗影を一掃する爲には、日本國民の腦裡に深く浸潤固著せる、宿昔の恨事たるサハレン問題を解決するに在りと存候」と述べて、尼港事件の解決こそ、その要鍵である旨を暗示しただけであつた。

三、第一次熱海會談

ヨッフェの意向は大體、三月七日の來翰によつて判明した。三月二十一日、日本政府の見解も首相の代理としての松平歐米局長の來訪によつて確かめることができた。伯はいよ〳〵私的の內交渉を開始すべき時機に到達したと思つた。そこで伯は、上揭の返翰を送つた後、三月二十九日、獨語通譯として森孝三、露語通譯として大井包高の二人を從へて、熱海に赴き、熱海ホテルに病臥中のヨッフェを訪れ、會談數刻に及んだ。この會談は更に翌三十日に亙つて繼續せられたが、その結果つひに一應の結論に到達することができた。その時會談の模樣は、伯の覺書によれば、次の通りであつた。

大正十二年三月二十九日及三十日於熱海後藤子爵ヨツフエ氏と會談の要旨（覺書）

貴下來翰末文の三條件は、更に日露協商を開くの基礎とすること、政府に於て絕對的の異議なかるべしと思考するも――右三條件に就ては、余は日本政府の現當局者の意の在る處を想察して、玆に貴下と意見の交換をなしたる上、政府當局に內交渉を試むることを得策なりと思慮したるを以て、左の各條件に就て質疑を試むべし。

第一　双方の平等は固より主義に於て可なりと雖、我國は日露兩國民間の國交復舊として之を認め、貴下は新興國の見地に立ち一切既往を拋棄せんとする處に、彼我主見の距離を生ずるにあらざるか。

舊條約の既得權其他正當の權利を拋棄して、新に條約案件を定むることに同意を表するは困難ならん。之に反して舊條約等を尊重し、改正を加へ、新條約案件を議定するの主義に於てならば、討議にも又條文の體裁にも、平等の權利を認むること何の異議なき處なるべし。此點貴下の見解如何にや。

又目下兩國の國情及法制に著しく相異ある關係上、全然相互的形式を採ることに拘泥し、一律一樣に條文を相互に並列することとは、却て意外の利害關係を生ずることもあるべしとの憂慮なきにあらざるも、此等は審議の上事情を悉くして書き分け、双方不利を生ぜざる樣になすことゝせば、此意義に於て平等主義を認むること故障なかるべし。

第二　今日に於ては、貴下來遊以來、日露接近に關する民意の進步を促したるより、政府も大に動きたる模樣なり。故に「ド・ファクト」より「ド・ジュール」に入ること困難ならざるべし。然れども、1、尼港問題の解決、2、國際義務の履行、が必要なりとの主張を見るべきこと疑ひ無し。此了解を得ば、法律上の承認を考量するに差支なかるべし。

但しラパルロー條約と同一に、双方全部の舊關係拋棄は、日露關係に適用すること能はざるべし。何となれば露獨は共に革命の新興國なるを以て、其基礎を一にする處あり。日本は露國に對して舊交回復てふ意義を有す。是は一面には双方有益なる事情なりとす。此條件に關しては、自分に於て別に考慮する所あり。後に開示すべし。

第三　撤兵の聲明は可能なるも、尼港事件の解決を見ざれば撤兵すること能はずとの主張を免れざるべし。勿論第二條件實行に決したる曉は、撤兵の期を定むること自然容易なるべし。（中略）

今日に於て「1」尼港問題の解決をなさず、（2）露國が國際義務の履行を爲すの誠意を示さゞるに拘はらず、無條件に勞農政府を承認するが如きは、到底日本國民の理解を得ること能はずして、內閣の更迭を來すに至るべければなり。此點に關しては、露國は宜しく日本國民の感情を察して、日本政府をして勞農政府を承認せしむるも、國民の反感を挑發することなき樣、賢明な

る方法を採るの必要あるべし。（中略）抑々サハレン駐兵は、日本國民間に頗る不人望なる行動なり。其出兵當初に於て有力なる反對もありたるが、最近に於て益々之を非難するものを増加せり。然れども尚比較的其弊の大ならざる所以は、日本國民は元來サハレンを以て日本の領土なりと思惟し居たり。然れども一八七五年の條約により、日本は之を千島列島と交換せり。當時露國強大なりしため、屈伏せる不名譽なる條約を締結せるものと思惟し居れるが故に、尼港の保障占領に不滿あるものも、暫時沈默せる内情なり。是實に年來潜伏せる日露間の禍根にして、利害よりも感情の問題なり。更に最近露國が米國人に石油坑區を許可し、米國人の侵入を媒介するに至りては、日本人は露國に對し如何にも不平に堪へざる處なり。此點を察して、更に賢明なる手段を採らるゝに於ては、兩國間の合理的根本解決を以て、世界の平和に貢獻する處あるに至るべし。

右のごとき説明を試みたる後、「別紙サハレンの略史は、貴下の已に熟知せらるる處ならんが、御一覽の上貴下の賢慮を煩はされんことを望む」となして、別に交付したところのものは、次の一文であつた。

北樺太島の割讓若くは賣却を要求するに當りて主張すべき史學上の論據

其論據に二あり。

（一）樺太島は夙に我邦の勢力範圍に屬し、明治八年（一八七五年）之を千島列島と交換せるは、露國が暴力を以て壓迫せるが爲め、止むことを得ず採りたる處置なること。

（二）黑龍江地方及樺太島の侵略は、極端なる帝國主義を抱懷せし、露國前政府の暴力政策の結果たること。

先づ第一の論據を詳説せん。

第十三世紀の末、僧日蓮の高足日持、樺太島を經由して沿海州に入る。是れ我國民の此島を探檢せし證ある初なり。第十六世紀の末期に當り豐臣秀吉、徳川家康相繼で國内を統一し松前氏に命じて北陲一圓の地を世襲私領せしむ。是れ我邦の主權者が此島の領有を公認したる初なり。第十七世紀の末、松前藩「松前島鄕帳」を幕府に上る。中にカラトの名あり。即ち樺太島なり。第十八世紀の初め松前藩、幕府の命を奉じて北地の地圖を獻ず。樺太をカラトシマと號し之を島嶼とす。露國人ネベルスコイが其

島嶼なることを發見せるに先だつこと百四十八年なり。

千七百八十六年、幕府、最上德內を樺太に遣はして之を踏査せしむ。後屢次幕吏派遣のことあり。千八百九年、間宮林藏、幕命を奉じ樺太を探檢す。其目的露國の境界の事情を知るに在りしかども、樺太の島嶼にして其境界を看出すべきにあらざるを知るに及び、對岸黑龍江沿岸の地に渡り、滿洲官吏の出張所たるデレンに到りて歸れり。是れ露國人が樺太の島嶼なることを發見せるに先だつこと四十年なり。幕府、其復命を得て全島を北蝦夷地と命名せり。

千八百五十三年、露國使節プチャーチン長崎に來りて國境を議せしより、兩國の間屢次其議を重ね、我は大に讓步して五十度說を提出せしと雖も、彼は全島の掩有を希望して止まず、已むなく雜居を約して以て王政維新に及べり。

明治の初年、露兵屢次我官舍を襲ひ土人の墓地を發掘し或ひは漁場を蹂躙し、暴戾跳梁到らざるなく毫も我官憲の制止を聽かず甚しきに至りては露國軍隊の我移住民住居の地に埠頭工事を起すあり。露國人の我漁夫及農民を殺して金穀を强奪するあり、又露兵の白晝我官舍に放火するあり。我政府は其終に兩國大衝突の端を發せんことを虞れ斷然樺太千島交換の約を結べり。露國人ウラヂミールは其著「太平洋に於ける露國及西比利亞鐵道」に述べて曰く。兩國雜居の約を結びしと雖も、日本は本國近きを以て、移住民繁殖の力に於ては露國は到底日本の敵に非ず、然るに日本が能く隱忍して衝突を避けしは、其國民の美德の致す所なりと。蓋し彼が前述の如き暴害を敢てせしは、我を刺戟して全島を放棄するの已むなきに出でしめん策なりしならん。

北樺太の割讓若くは賣却を要求するときは、彼必ず言はん。北樺太若し他國の領有に歸せば、黑龍江を脅威し浦鹽との連絡を絕つに至らんと。（是れ近東會議に列席せる露國人チチェリンが我朝日新聞特派員の問に答へし所なり）露國前政府が此說を唱へ、て我の要求を拒むものならば當然のことに係る。然るに今日の勞農政府が此說を唱ふるときは、是れ自由主義の假面を被りて、前政府の侵略主義を續行するものと謂ひつべし。

元來黑龍江地方は、淸國の領土なりき。其政府長髮賊の亂に苦しみ、此方面の防備を怠れるに乘じ、暴力を以て之を强奪し、其拌働として、我の勢力範圍たりし樺太島を掠有するに至りしなり。畢竟前政府の罪惡の遺物たるに外ならず。當時露國外務大臣ゴ

ツセルロードは、東部西比利亞總督ムラビヨフの暴力政策に反對し、此の如き手段を以て他國の領土を强奪するときは、終に事端を惹起するに至らんとて、二人各々黨派を結び、廟堂に相爭ひしと傳ふ。以て其の正當の手段に依て掩有せるものにあらざることを知るべし。勞農政府たるもの宜しく前非を悔ひ適當の處置を採りて、以て其公明正大を證明すべし。庶幾くは列國の同情をも得て、露國新政府承認の期を速めん。

以上のごとく、伯がヨッフェにむかつて會談せしところは、大體松平局長の來示せる日本政府の主張をそのまま踏襲すると共に、これに加へて、日本が樺太島に對して歴史的權利を有することを强調し、樺太の割讓又は買收に關する伏線となしたのであつた。これに對し、ヨッフェは如何に應酬せしか。その大要を伯は次のごとく記錄した。

覺　書

一　露國革命は其政治的及經濟的結果の外、外交的の意味に於ても亦國際的のものなりき。（中略）露國の新政府はザアー時代の政府の締結したる條約の無效をも宣言したり。此を以て法律的見地よりすれば、現在の露國政府を承認する各個の外國の宣言のみにては抑〻不十分なりと言ふべし。蓋し斯の如き宣言ありたりとするも、當事國は相互に何等の條約を有せざるものなればなり。故に余の意見に依れば、列國が露國と條約を締結し、而も其結果として自ら露國の承認を產出するが如き條約を締結するの方途に出づること必要ならん。

二　露國に於て、外交に關する立法の方面には唯一の規定あるのみ。卽ち露國外交官吏の大使公使代理公使等の如き階級の區別を廢止し全權代表なる唯一の稱呼を採用したること是なり。余が伯林に駐在中は之と異なり余は全權代表の稱呼を有したりしも官報にて「大使の權限を有する」旨布告されたり。露國の外交官は君主制の諸國に於て、正に他の國の外交官と同樣の態度に出づるも（宮中の御招待に應ずる等）露國の外交官に對しても他の諸强國の代表者に對すると同一の待遇に出でんことを要求す。

三　對外債務の承認問題は、ゼヌア會議當時、露國側に於ては、戰時負債と他の負債との間に區別をなすの意向なりしなり。本來勞農露國は、次の考慮より戰時負債を承認せんと欲せざるものなり。卽ち戰時債務は共同の目的、共同の事業に對する投資の

一部なり。加ふるに露國は本戰役中莫大なる黄金と人命とを犧牲に供したり。恐らく其額は戰時負債の總額よりも多額ならん。而して聯合諸國は戰利品を相互間に分配したるに拘はらず、露國は其の同盟者より約束せられたる物も獲得せざりしなり。其他露國の總ての戰時負債は、毫も露國民自身の利益を齎らさずして、單に戰爭の利益となりしに過ぎず。加之、露國は干渉戰に由りて莫大の損害を蒙りたるを以て、露國政府は戰時負債に就き責任を負ふ必要なしとの見地に立てり。然れども戰前の負債に關しては、露國の代表者はゼヌアに於て之を承認するの意あるを以てしたり。但し聯合國に對する露國の要求も亦承認せらるべしとの相互主義を以て條件とす。（中略）其後露國政府は、ヘーグの會議に於て何等かの方法に依り補償することに決心したり。是れ革命後行はれたる大規模なる經濟的建設の結果、多くの場合に於て現物の返還最早不可能となりたればなり。日本の要求は、其金額比較的僅少にして、總て他の諸國に先んずる勞農政府の承認の代償として、例外的に支辨せられ得ざるにあらざれども、而も我政府は之を以て他の諸强國より、先例として解釋せらるゝことを顧慮し、之を拒絶するならん。革命の處置に依る日本人の損害は極めて僅少ならざるを得ざりしなるべし。蓋し此等の立法は極東共和國に施行せられざりしを以てなり。

ニコラエウスク事件は、露國に取りても日本と同樣、威信問題なり。此尼港事件に就き孰れの當事者に責任ありやの問題を離れて、露國は兎も角有罪者を裁判所の手に處罰し、且死刑は既に即時に執行せられたり。（中略）

此を以て余は双方にて、寧ろ兩國民將來の親善關係を考慮し、過去に拘泥せざることを以て賢明なりと思考す。（中略）

承認問題に關して余は唯條約締結の際、外交及領事關係を復活する旨の一條項を插入するを要するのみなりと思考す。對等主義を以て條件とするの主旨は露國民の感情を害し主權的國民の侮辱と認めらるゝが如き條項、例へば露國民の差別待遇又は露國が沿岸地方に築城せず、又は極東の海岸に艦隊を保持せずとの義務を負ふが如き條項を條約中に入れざるに在り。（中略）我露國は舊條約の無效を宣言し且新條約の締結を要求するも、而も是れ次の會商が據所なく且全然舊條約と沒交渉にて行はるる意に非ず。而して次の會商は新なる關係を基礎として行はれざるべからずと雖も、而も吾人は幾多の方途を發見すべし。其中最も不便利なる方面は、總ての條約を修正することとならん。蓋し若し此方法に依る時は少くとも二個年を要すべければなり。（中略）

四　サハレン問題

サハレンは露國々民の眼中には露國の領土なり。夫れ或は其領有は必ずしも批難なきものにあらざりしたらん。元來歷史的の論據は、係爭の境界地を解決する好個の方法に非ず。凡そ大國は素帝國主義的の道程に於て發生したりしものなり。國際聯盟すらも這般の見地を採用せざりしなり。寧ろ事物を觀察するに當りては、將來の協力の可能性如何の見地を以てせざるべからず。尼港被害者の賠償の擔保としてサハレンを占領するは、對等の主義に反するものなり。蓋し外國の軍隊が、外國の領土に自稱の債權を保全するとの理由により駐屯する先例は、國際法上未だ曾て之有らざればなり。斯くの如きは中央アフリカに於て可能ならんも、大國露西亞には適當するものに非ず。

然れども露國は最初より、日本に向つてサハレンの經濟的利益を許容するの意向ありしものなり。最初余は既に長春に於て日本の委員に之を忠告したり。

極東共和國のシンクレア會社に與へたる特許事件が、莫斯科に於て審査せられざるべからざるに及んで、余は莫斯科政府の命に依り、再び在北京日本公使を經て、日本がサハレンに於ける油田の特許を獲得するを得る旨を通告したり。而して此通牒に對し何等の答辯あらざりしにも拘はらず、我政府は尙十二月若くは一月迄、一二箇月待ちて、其愈々答辯あらざるに及んで、初めて條約を允可したりしのみ。

今や特許の取消恐らくは最早可能ならざる時に及んで、余は唯一の途、卽ち北部の賣却の一途あるのみ。然れども是れ唯余の純然たる個人的の意見にして、豫め政府と談合したるに非ず。其他次の理由に依り、困難なる問題たるものなり。卽ち

（一）　若し新政府がサハレンを日本に賣渡す時は、勞農政府の總ての敵は曰はん。新政府唯一の事業は露國領土の割讓なりと。

（中略）

（二）　我政府は、サハレンは沿海州殊に黑龍江流域に對する掩護物なりとの軍事上の理由に依り、容易に決心する能はず。（中略）露國に於て、日本は帝國主義的政策を採るものに非ず、且露國に對し友誼的態度を採る者なりとの確信起らざる限りは、割讓は

頗る困難なる問題なり。

（三）　長春に於て、大阪每日新聞の川上君が、サハレンは日本に賣却せられ得るやの問題を提げて余に迫りたる際、余は莫斯科に問合せ、露國政府は曾てアラスカにて爲したると同一の過を再びせんと欲するものに非ずとの回答を得たり。合衆國はアラスカにて既に初年度に於て百倍の利益を收めたり。

我政府が上述の重要なる理由に依り、サハレンの割讓に同意せざるべきに拘はらず、余自身は米國の會社が特許を得たる後、日本が曾てポーツマス會議の際要求し、且當時の露國より拒絕せられたる北半部の領有を再び要求するに於ては、北半部の賣却より他に途なきことを信ず――而も露國政府が人民の前に本件を辯明し得る條件の下に――換言すれば賣買代價が十分高價なることの條件の下に。

ポーツマス會議の當時、露國の委員は、一露國學者の計算書を携へ、且統計の方法にて、會合の相手に對し、露國は自力を以てせば十五箇年より少からざる歲月にて、且外債の援助を以てすれば五箇年にして、戰前の情態まで復舊することを證明したり。而して之が爲めには三十億（金貨）ルーブルを要す。若し假りに余にして、露國が北半部の賣却に依り、公債もなく負債もなく、五箇年にして戰前の經濟的水平線まで恢復せられ得ることを會得せしむるを得たりしならんには、余は政治的軍事的經濟的觀念に拘はらず、北部サハレンの賣却に對し何れの露國人も同意すべきを確信するものなり。

かくして伯は二十九、三十兩日の會談によつて、ヨッフェの主張と日本政府の主張との間には、雙方步み寄りの餘地が十分に存在することを發見した。ヨッフェの所謂「對等主義」といふも、結局は「主權的國民の侮辱と認めらるるが如き條項」を條約中に插入せざることであり、承認問題もまた「外交及領事關係を復活する旨の一條項」を插入すれば足るとの旨であり、債務問題についても、戰前債務は認めると言明したのみならず、戰時債務についても、日本の要求は小額であるから、列强から先例として解釋されさへしなければ、例外的に認めてもいいとの旨を仄めか

した。尼港事件の解決については深入りしなかつたが、樺太の割讓または買收については、彼は政治上、經濟上、軍事上、その困難なる旨を縷々述べた後、彼が或は政府が承諾しえんかと思ふ買收額として擧げたのは、三十億金留といふ巨額であつた。これには流石の伯も、一驚を喫したであらうと思ふ。しかもその算定の基礎としてヨッフェの適用したのは、樺太とは何等の關係なき、露西亞全體の經濟的復興費を土臺としたものであつた。

四、外務當局の態度一變

熱海の第一次會談を終つた後、伯はこれを加藤首相に報告するため、四月十日午後三時半、首相官邸を訪問した。伯は豫め次のごとき覺書を作成して、これを首相に交付し、口頭を以てその主旨を委曲說明した。

前日松平歐米局長ヲ以テ御內示相成候條件ヲ基礎トシ、ヨッフェ氏ト會談ノ後、別紙第一號ヨリ第五號(註記參照)ノ參照書ヲ得テ、左ノ三問ヲ決セラレンコトヲ請フ。

第一、非公式交渉ヲ進マルベキヤ否

第二、彼ニ暗號ヲ許可シモスクワ政府ト了解ヲ經タル意思ヲ聞クノ要ナキヤ

第三、彼ヲシテ支那ニ歸ラシムルヨリモ、モスクワニ歸ラシムル問題ヲ授クルノ意思決定セラルベキヤ

註　「別紙第一號」　四四〇頁　　大正十二年三月七日附伯宛てヨッフェの書翰。
「別紙第二號」　四四三頁　　同三月二十三日附ヨッフェ宛て伯の書翰。
「別紙第三號」　四四六頁　　同三月二十九日及び三十日熱海にて伯ヨッフェ會談覺書。

「別紙第四號」 四五〇頁　第三號に對するヨッフェの回答覺書。
「別紙第五號」 三九二頁　大正十一年十一月十一日小幡公使宛てヨッフェの通牒。

加藤首相は、伯と會見の後、內田外相に對して伯の覺書を示し、その來談の主旨を說明した後、伯の三箇條の質問に對する政府としての答辯を作成すべきことを命じた。

その結果伯は、四月二十日、首相官邸に於いて內田外相と會見し、外務省側の意見を聽取した。內田は伯と意見を交換したる後、左記のごとき覺書を伯に交付した。

一、帝國政府ノ意嚮ヲ確メタル結果トシテ、政府ハ第三次日露交涉ノ開始ニ、主義上異存ナキコトヲ、「ヨッフェ」ニ言明シ差支ナシ。

二、後藤子爵ヨリ三月二十九日「ヨッフェ」ニ開示シタル綱領ニ付、更ニ同子ニ於テ一步踏込ミ勞農政府ノ意嚮ヲ確ムルコト。殊ニ尼港問題及北樺太問題ニシテ解決ノ見込立タサル以上、第三次日露通商ニ關スル交涉開始ノ徒勞ニ歸スヘキハ勿論ナルニ依リ、本問題ニ付更ニ詳細且具體的ノ話合ヲ爲シ、第一案トシテ勞農政府ヲシテ尼港事件ノ解決ニ關聯シ、北樺太ヲ日本ニ賣渡ス話ヲ進メ、壹億五千萬圓內外ニテ先方ノ承諾セシムルニ努ムルコト。尤モ右ハ後藤子爵ノ意見トシテ意見ノ交換ヲ行フコト。

三、右買收案ノ成立ヲ見サル場合ニハ、長期例ヘハ五六十年ノ期間、相當條件ノ下ニ租借セシムルカ、又ハ北樺太ニ於ケル鑛山森林漁場等主要ナル利權、及樺太對岸ニ於ケル森林伐採權ヲ日本ニ許與セシムルコトトシ、尼港事件ニ由ル日本側損害ハ、右利權ノ一部無償提供又ハ利權許與ニ付、特ニ我ニ有利ナル條件ヲ以テスルコトニヨリ補償セシムルノ案ニヨリ、先方ノ意嚮ヲ具體的ニ突止ムルコト。

四、本件交涉ノ爲メ「ヨッフェ」ト莫斯科間ノ暗號電報ハ之ヲ許可ス。

五、右內交涉ノ進展ニ依リ、準備的意見一致スルカ、又ハ全然見込ナキニ至ラハ、「ヨッフェ」ヲ一先ツ立去ラシムルコト。若

シ内交渉進展ノ結果、當局者ト「ヨツフエ」トノ間ニ接觸ヲ必要トスル場合ニハ、外務部内ノ或者ヲシテ非公式ニ豫備交渉ヲ行ハシムヘシ。

六、前記ノ諸會談ハ出來得ル限リ短期間ニ行フコトトス。而シテ彼我ノ間ニ豫備的了解成立シタル場合、正式會商ニ依リ尼港問題及北樺太問題ヲ確定セシムルコト双方ニ有利ナルヘキニ依リ、右ハ引續キ「ヨツフエ」トノ間ニ取極ムルコトトシ差支ナシ。

七、第六項所載ノ事項終決シタル上、通商問題其他ニ關スル日露交渉ヲ開始スヘキ處、其ノ場所ハ諸般ノ關係上本邦以外ヲ可トス。從テ「ヨツフエ」ハ第六項所載ノ交渉成立ノ上ハ、一應本邦ヲ去ルコトトス。尙右交渉開始ノ場所及代表者等ハ追テ決定スルコト。

附

露國官憲ハ、在浦鹽總領事代理ノ貿易事務官交換ニ關スル提案ニ回答セサルノミナラス其ノ暗號電報使用ヲ禁止セル處、露國側ニシテ如斯不當ノ措置ヲ擅ニシ事毎ニ術策ヲ弄スルニ於テハ、我方ニ於テモ對露方針ヲ變更シ自衞上必要ノ措置ヲ執ルノ已ムヲ得サルニ至ルヘク、日露交渉開始ノ如キ之ヲ豫期シ得サルコトトナルヘキニヨリ、右内交渉ニ入ルニ先チ、嚴重先方ノ反省ヲ求メ、暗號電報使用禁止ヲ解除スルト共ニ速ニ總領事代理ノ提案ニ對シ回答セシムル樣、後藤子爵ヨリ忠告スルコト。

曩に頑强にヨッフェの渡日に反對し、ヨッフェ以外の人物ならば、交渉を開始するも可なりとの意見さへ洩らしたる外務省が、遂に「第三次日露交渉の開始に主義上異存なきこと」と稱し、且つ「ヨッフェと莫斯科間の暗號電報は之を許可」するに至り、更に進んで「若し内交渉進展の結果、當局者とヨッフェとの間に接觸を必要とする場合には外務部内の或者をして非公式に豫備交渉を行はしむべし」と讓歩するに至つたのである。

これは三箇月前に比し、外務當局の驚くべき轉向であつた。彼等が此の期に及んでも、なほ伯の對ヨッフェ交渉に好感を有せざりしことは、後に述ぶる通りである。然るにも拘はらず、外務當局が、少なくとも表面上は、かくも態

度を一變せざるを得ざりし所以は何であつたらうか。その點を先づ說かうと思ふ。

五、伯の人氣急騰す

外務當局の態度に、一大變化を來さしめたものは、概していへば、それは輿論の力であつた。一部兇暴の徒が伯の身邊を襲ひ、また保守頑冥の論者の間には、依然として反對の聲があつたにも拘はらず、伯のヨッフェ招待並びに私的交渉は、國民の熱烈なる贊同後援を受けつつあつた。さうしてそれが最も明瞭に新聞紙上に反映した。少なくとも東都の新聞は、一紙の例外もなく、この對ヨッフェ交渉を支持した。社說に於いても、ニュースとしても、各社は悉く同情的筆致をもつて伯を聲援した。

その一例として、四月二十五日の國民新聞の社說は、日露交渉再開についての伯の努力を多とすると共に、筆鋒は轉じて、次の如く、外務當局に對する皮肉なる攻撃にすらなつた。

吾人の豫言した通り、痩我慢を張つて居つた帝國政府は、遂にヨッフェ氏を相手にして、交渉する事となつた。過去及び現在の事實は、最も露骨に、政府殊に外務省の無策無方針を語つてゐる。ヨッフェ氏招致に就いても、廟議は猫の眼の如く變つた。ヨッフェ氏を招待した者は後藤子であるが、後藤子は政府に內密にして、斯く取計つたものではない。加藤首相は固より、閣僚の全部が贊同した事を、誰か否定しよう。後藤子は政府との間に、十分の諒解が附いたものと見え、招電を發したのであるが、然るに內務省警保局、及び警視廳は、這は帝國の一大事であると、抗議を申出た。乃でヨッフェ氏渡日中止の壓迫や勸告が行はれたのであるが、ヨッフェ氏は介はず日本に乘込んで來た。夫れ以來の經過は、本紙が其の都度詳報した通りだ。兎も角ヨッフェ氏相手では、日露交渉は御免だと云つて居た外務省が、後藤子に讓つて、ヨッフェ氏を相手として、日露第三次會

シ内交渉進展ノ結果、當局者ト「ヨッフェ」トノ間ニ接觸ヲ必要トスル場合ニハ、外務部内ノ或者ヲシテ非公式ニ豫備交渉ヲ行ハシムヘシ。

六、前記ノ諸會談ハ出來得ル限リ短期間ニ行フコトトス。而シテ彼我ノ間ニ豫備的了解成立シタル場合、正式會商ニ依リ尼港問題及北樺太問題ヲ確定セシムルコト双方ニ有利ナルヘキニ依リ、右ハ引續キ「ヨッフェ」トノ間ニ取極ムルコトトシ差支ナシ。

七、第六項所載ノ事項終決シタル上、通商問題其他ニ關スル日露交渉ヲ開始スヘキ處、其ノ場所ハ諸般ノ關係上本邦以外ヲ可トス。從テ「ヨッフエ」ハ第六項所載ノ交渉成立ノ上ハ、一應本邦ヲ去ルコトトス。尚右交渉開始ノ場所及代表者等ハ追テ決定スルコト。

附

露國官憲ハ、在浦鹽總領事代理ノ貿易事務官交換ニ關スル提案ニ回答セサルノミナラス其ノ暗號電報使用ヲ禁止セル處、露國側ニシテ如斯不當ノ措置ヲ擅ニシ事毎ニ術策ヲ弄スルニ於テハ、我方ニ於テモ對露方針ヲ變更シ自衞上必要ノ措置ヲ執ルノ已ムヲ得サルニ至ルヘク、日露交渉開始ノ如キ之ヲ豫期シ得サルコトトナルヘキニヨリ、右内交渉ニ入ルニ先チ、嚴重先方ノ反省ヲ求メ、暗號電報使用禁止ヲ解除スルト共ニ速ニ總領事代理ノ提案ニ對シ回答セシムル樣、後藤子爵ヨリ忠告スルコト。

曩に頑强にヨッフェの渡日に反對し、ヨッフェ以外の人物ならば、交渉を開始するも可なりとの意見さへ洩らしたる外務省が、遂に「第三次日露交渉の開始に主義上異存なきこと」と稱し、且つ「ヨッフェと莫斯科間の暗號電報は之を許可」するに至り、更に進んで「若し内交渉進展の結果、當局者とヨッフェとの間に接觸を必要とする場合には外務部内の或者をして非公式に豫備交渉を行はしむべし」と讓歩するに至つたのである。

これは三箇月前に比し、外務當局の驚くべき轉向であつた。彼等が此の期に及んでも、なほ伯の對ヨッフェ交渉に好感を有せざりしことは、後に述ぶる通りである。然るにも拘はらず、外務當局が、少なくとも表面上は、かくも態

度を一變せざるを得ざりし所以は何であつたらうか。その點を先づ說かうと思ふ。

五、伯の人氣急騰す

外務當局の態度に、一大變化を來さしめたものは、概していへば、それは輿論の力であつた。一部兇暴の徒が伯の身邊を襲ひ、また保守頑冥の論者の間には、依然として反對の聲があつたにも拘はらず、伯のヨツフヱ招待並びに私的交涉は、國民の熱烈なる贊同後援を受けつつあつた。さうしてそれが最も明瞭に新聞紙上に反映した。少なくとも東都の新聞は、一紙の例外もなく、この對ヨツフヱ交涉を支持した。社說に於いても、ニユースとしても、各社は悉く同情的筆致をもつて伯を聲援した。

この一例として、四月二十五日の國民新聞の社說は、日露交涉再開についての伯の努力を多とすると共に、筆鋒は轉じて、次の如く、外務當局に對する皮肉なる攻擊にすらなつた。

吾人の豫言した通り、痩我慢を張つて居つた帝國政府は、遂にヨツフヱ氏を相手にして、交涉する事となつた。以上及び現在の事實は、最も雄辯に、政府殊に外務省の無策無方針を語つてゐる。ヨツフヱ氏招致に就いても、輿論は猫の眼の如く變つた。ヨツフヱ氏を招待した者は後藤子であるが、後藤子は政府に內證にして、斯く取計つたものではない。加藤首相は固より、閣僚の全部が贊同した事も、誰も否定しまい。後藤子は政府との間に、十分の諒解が附いたものと見え、招電を發したのである。然るに內務省警保局、及び警視廳は、這は帝國の一大事であると、抗議を申出た。乃でヨツフヱ氏渡日中止の電報が飜へされたのであるが、ヨツフヱ氏は介はず日本に乘込んで來た。夫れ以來の經過は、本誌の其の都度詳報した通りだ。兎も角ヨツフヱ氏相手では、日露交涉は無意義だと云つて居た外務省が、後藤子に續いて、ヨツフヱ氏を相手として、日露第三次會

商の豫備的協商に入つた事は、何と云ふ醜態であらう。内田外相、田中次官、松平歐米局長の徒は、之れでも日本に對露政策が確立して居ると誇稱するであらう乎。吾人は今更ながら、豎子教ふるに足らずとの嘆聲を、發せざるを得ない。ヨッフェ氏相手の交渉は、纏まるかもしれない。或は纏らないかも知れない。夫れは今後の交渉次第だ。ヨッフェ氏は、政府と交渉すると云ふよりも、先づ國民と握手したいと云ふ口吻を洩して居る。結構な事だ。願はくば日露兩國は、少なくとも國民と國民との提携であつて欲しい。

また四月二十六日の東京朝日新聞は、その社説において、「非公式對露交渉の開始——後藤子責任重大」と題して左の如くに論じた。

先週金曜日及び今週火曜日兩度の閣議は、加藤總理の缺席に拘らず頗る緊張し我國の對露態度に就て論議せられ、結局後藤子とヨッフェ氏との間に非公式交渉を遂げる事を承認するに至つたとの事である。一體日露兩國の交渉は、一度大連で開き次で長春に於て會議したが、不幸兩度共に結果なく、長春會議が昨年九月二十五日を以て決裂を見てから、我政府は露國の誠意を疑ひ、露國亦日本の眞意を諒解しない爲めに、互に睨み合の有様を今日迄繼續して來た。併し境域を接してゐる兩國間には正式な外交儀禮を離れて幾多の問題が存在してゐるので、長く日露が疎隔を其儘に置くは事實上許されぬ狀況になつて、無爲無策の時期到來主義は識者の堪へ得ない處であり、輿論の趨勢も日露關係の一日も早く安定する事を希望するやうになつた。（中略）一日も早く露國を正式に承認して兩國の邦交を改善して貿易其他の圓滿發達を圖るを熱望する一面に、露國の現狀を究めずに輕々に宣傳を信じ、正當に得らるゝ權利を拋棄し、その上侮蔑を殘すやうの交渉を遂げるのに絶對反對を唱ふる保守派決して少くない。是が交渉の難關であつて、此點は仲介者として起つた後藤子にも苦心の存する處であらう。之を要するに日露國交は將來是非とも改善して繼續せねばならぬものと決つてゐる以上は、行詰つて居る日露間の交渉を展開する上に、多少の權道を採ることも是認せざるを得ないと信ずる。

實業界に於いても亦、熱心なる聲援が起つた。それは當時の日本が、大正九年四月以來、慢性的不景氣に陷り、人心萎靡して振はざるとき、日本通商の新天地は露領西比利亞にあるべしとの意嚮が、實業界殊に阪神の實業界にあつた。蓋し彼等は對支貿易の不振を、對露貿易によつて回復せんと欲したからである。

殊に熱心であつたのは、北洋漁業從業者の間であつた。彼等は差迫る漁期を前にして、何等露國との諒解なく、手を下さん術もなく、當惑してゐたときであるから、伯のヨッフェ招致は實に彼等に取つては、俗に所謂地獄で佛の感があつたのである。

かかる一般的輿論は、急角度に伯の私的交渉後援に傾き、伯は日一日と、國民の信頼をも贏得しつつあつた。そのはじめ生命の危險を冒し、政治的破産を覺悟して、單身この難事業に突進した伯は、今や全く思ひ設けぬ人氣の焦點となり、力强き國民大衆の支持を受くるに至つたのである。

このころの伯は、對ヨッフェ交渉の間々に、四方に旅行して、講演の舊約を果してゐたのであるが、到るところ、凱旋將軍のごとき歡迎であつた。伯が演壇に起つて、この問題を民衆に說明するや、その反響は熱狂的であつた。殊に四月の交、伯が神戸に於いて演說したる際のごときは、滿堂立錐の餘地なく、聽衆は場外に溢れ、一句々々、萬雷のごとき喝采をもつて伯の言葉を迎へた。

このとき敏感なる伯は、「完全に國民を捉へ得た」ことを、感じたに違ひない。

當時國民は加藤內閣に倦きてゐた。

華府會議より歸つて來たころの加藤友三郎は、その聰明と果斷とをもつて、識者の賞讃を博してゐた。ゆゑに高橋

是淸の政友會內閣倒れて後繼者難に陷るや、元老は窮餘の一策として、加藤を推して內閣を組織せしめたのである。しかるに加藤は、個人としては卓越したる才腕を持つてゐたけれども、何等の政治勢力を代表してゐなかつた。彼は僅かに政友會と聲息相通ずる微溫的關係を持續して、その內閣を維持してゐるに過ぎなかつたのである。

一方政黨方面に於いては、政友會は五年執權後の疲弊未だ去らず、憲政會は微力未だ組閣の實力なく、朝野を通じて人物缺乏を痛感してゐた際であるから、伯の對ヨッフェ交涉より急激に增して行つた國民的人氣は、今や俄然伯を、政權の座に向つて推進せんかに見えた。

次期政權の擔當者は後藤なるか！

さういふ聲が朝野の間に湧きつつあつたのである。

六、外相との文書戰

一方、內田外相と會談して、前掲の覺書を一瞥したる伯は、直ちに覺るものがあつた。

それは外務省が表面は贊意を表しつつ、內心は依然として伯の對ヨッフェ交涉を嫌忌してゐるのだといふことであつた。直觀は伯の有する最大の武器であつた。殊に彼は天成の外交家であつた。交涉懸引の名人であつた。伯はいま內田外相と會談しながら、首相と外相との心底に、著しき相違あることを直觀したのである。

卽ち外相としては、上司たる首相の命によつて、日露交涉再開の主旨に贊成せざるを得なかつたけれども、外務省內に於ける反對論を抑へるだけの熱心は有たなかつたのである。少なくとも伯はさう取つた。故に伯は官邸を辭する

に際し、淺井首相秘書官に向ひ、政府當局の日露交渉に對する態度頗る腑に落ちぬものあることを言ひ殘したほどであつた。さうして歸邸すると、直ちに筆を取つて、一通の書翰を認めて、これを内田外相に送つた。

何故に伯が外相の心底に疑念を挾んだかといふと、第一の要點は、内田外相の覺書のうちには、第三次日露交渉の開始は主義としては賛成であるけれども、尼港問題並びに北樺太問題の解決見込が立たぬ以上は、日露交渉も無意味であるから、先づ尼港問題並びに北樺太問題に就いての諒解を成立するやうにとの希望が述べられてゐるが、一方内田外相は議會において、日本政府は正式に承認し得る露國政府の出現を待つて、尼港問題の解決に著手するといふ意嚮を表明してゐる。更に三月七日附の、伯宛てヨッフェの書翰に於いても、長春會議において、日本政府代表は外相の意嚮と同樣の趣旨を表明したことを明記してゐる。かかる經過を無視して、浦鹽領事を通じて失敗せる日本側提案に加ふるに、サハレン問題の諒解を得ることをも、對ヨッフェ交渉に於いて解決するやう伯に要求し、ヨッフェの提議せる三條件は全く考慮に容れてゐないのである。かくては露西亞承認問題に對する政府側の見解は著しく後退したものと見做さざるを得ない。

これは無理難題を伯に押し付けるもので、初めから出來ない相談を持ちかけて、交渉を失敗に終らしめようといふ魂膽とも受け取れる。それは眞に國利民福を思ふ國士の態度ではなくして、末節體面に拘泥する御殿女中式やり口である。少なくともさういふ疑念が伯の腦裏に閃めいた。すると直ちに、「なんだ、人を馬鹿にして！」と持前の癇癪が爆裂した。その憤懣をオブラートに包んで、伯の内田外相に送つたのが、次の四月二十一日附の書翰である。「セメノフ政府に交渉し失敗したる案に、サハレン問題を加へて、新問題、別問題として小生の方面より再試せられんと

するものの樣にも被察――誠意なき閑戲の樣相見え候」と軟かに揶揄してゐるが、その紙底に、吾人は伯の痛憤を味讀せざるを得ない。

昨日拜別に臨み、承認問題の事に及び候時、御意見不明瞭に有之、寧ろ不承認に決し居候て、更に御交付の覺書にて彼と意見の交換を試み候樣、御懇頼の主旨にあらざるかの疑を生じ候故、玄關まで送り來り候淺井秘書官にも、不審の點申殘し置候處、御聞取被下候哉。

本覺書は、前日松平局長より受取候覺書と對照拜讀熟考候へば、當時よりも首相若くは閣議の決定は承認より退却し、浦鹽領事を經てモスクワ政府に交涉し失敗したる案に、サハレン問題を加へて、新問題、別問題として小生の方面より再試せられんとするものゝ樣にも被察候。隨て前日松平局長首相代理として小生に面會交付したる覺書中の承認問題は殊更に避けて觸れず、巧に文字を羅列したる跡歷然たるかにも被疑、誠意なき閑戲の樣相見え候。

要するに彼提出の三條件を無視して、全然別個の問題として、小生熱海會談中一節尼港事件、サハレン問題に關し、彼の言質を採る樣にとの希望に解せられ、暗號禁止は今日尙帝國外交唯一の祕策として墨守せられ居り、赤化宣傳恐怖を舊に依りて固守する御主旨なることに解せられ、ヨッフェ氏に一日も早く退去を命ぜんとする屬僚の首張を改めず、此機會に露骨に御聲明相成りたるものと解せられ候。

本交涉は難事を構へて不成功を辭せず、否此場合は非公式云々は景物として、全然懸引上の文句にして、前日承認問題に入る樣聲明せられたる文字を取消の精神と解することが賢明にして、巧文章の内面を悟らざるものは其自身の愚たるものならん歟。

以上如何にも懸引あり、且前日浦鹽領事館暗號禁止の件に關し、小生より忠告候樣御附言相成たる處より推測候ても、疑問相生じ候に付、一應相伺候間、御主旨御明示被成下度、至急を要し候事故、書面を以て相願候。草々不盡

四月廿一日　　　新平

内田外相閣下

伯の請問的書翰に對し、内田外相は四月二十一日附で、直ちに左の如き返翰を伯の手許へ送つたのであるが、特に「小生の考は、最初より承認問題を論議すること、却て交渉を紛糾せしむる虞あるに付、是れが論議を避け、事實上樺太及尼港事件の解決を圖らむとしたるもの」であると述べ、「貴覽に供したる覺書の趣旨を變更し、又は取消さむとするが如き意思には全然無之」と記して、ひたすら釋明に努めてゐる。

御懇書拝誦致候。然レハ昨日御面晤之節、勞農政府承認問題ニ關シテハ、閣下ノ御質問ニ對シ、小生ハ北樺太及尼港事件ノ解決スル事ハ、承認問題其他通商問題等ヲ審議スヘキ第二次日露交渉ニ便ナラント思考スル旨ヲ述ヘタルニ對シ、閣下ヨリ、若シ先方ニ於テ此際承認問題ヲ本件樺太及尼港問題ト全然切離スコトヲ拒ム場合ニハ如何ニスヘキヤトノ御反問ニ對シ、右様ノ場合ニハ打切ルノ外ナシト思考スル旨述ヘ、閣下ニ於テモ御同意相成候様拝承致シタルニ付、其ノ旨一應首相ニモ報告致シタル次第ニ有之候。然ルニ貴翰ニ依レハ、此間充分ノ御諒解ヲ得サレシ點アリ、却テ誤解ヲ招キタルハ遺憾ノ至ニ存候。右小生ノ考ハ、最初ヨリ承認問題ノ論議ヲ避ケ、事實上樺太及尼港事件ノ解決ヲ圖ラムトシタルモノニシテ、過日首相ヨリ松平局長ヲシテ貴覽ニ供シタル覺書ノ趣旨ヲ變更シ、又ハ取消サムトスルカ如キ意思ニハ全然無之、即チ尼港事件ノ解決及國際義務ノ履行等ニ關シ確實ナル諒解ヲ得ルニ於テハ、帝國政府ニ於テ勞農政府ノ承認ヲ考量シ得ヘシトノ次第ニ有之、此ノ方針ニ關シテハ今日ニ於テモ何等變更無之次第ニ御座候。仍テ若シ先方ト御話ノ際、右ノ方針御諒承ノ上必要アル場合ニ於テハ、其ノ點御開示相成候テモ差支無之候ニ付、左様御了承相願度。尚浦鹽[illegible]問題及貿易事務官問題等ニ關シテハ、順序トシテ一應先方ノ注意喚起方便宜ト思考致シタルモ、右ハ御都合次第其儘ニ措カルヽモ差支無之候ニ付、是亦御了承願度、尚委細ハ淺井秘書官ヨリ口頭申上ケサセ候ヘハ、右不取敢御回答迄如斯御座候。敬具

四月二十一日

後藤子爵閣下

内田康哉

然るに伯は、この外相の書翰に接しても、まだ納得することが出來なかつた。卽ち、外相の書翰中に記載されてゐる「尼港、サハレン兩問題に關する諒解が成立せざる場合に於いて、交渉を打切る」旨の意思表示は、ヨッフェ書翰（三月七日附伯宛）に明記されてある、「尼港事件は日本政府の正式に承認せる政府の出現を待ちて交渉を開始する」と聲明した日本側代表の言論とは正に矛盾する。そこで伯は再び筆を執つて、この點に關する外相の所信を糺す必要を痛感した。さうして、この點を相當痛烈に突込んだ後、「此際徒らに遷延時日を經過するも好ましからざるに付」と一轉して、次のヨッフェとの會談の際、當方より話しこむべき想定内容を外相に送つて、その意見を求めたのであつた。次の通りである。

前略。四月二十一日貴答中、

「此際承認問題ヲ本件樺太及尼港問題ト全然切離スコトヲ拒ム場合（後者ヲ先決スルコトヲ拒ム場合ノ意）ニハ如何ニスヘキヤノ御反問ニ對シ、右樣ノ場合ニハ打切ルノ外ナシト思考スル旨述ヘ、閣下ニ於テモ御同意相成候樣拜承シタルニ付、其旨一應首相ニモ報告シタル次第ニ有之候」

トノ御回答有之候處、當時外務大臣ノ提案ハ、長春談判ノ記錄ヲ閣議ニ提出セラレサルヨリ、閣員之ガ調査ヲ爲サスシテ議決セラレシカ、又ハ外務大臣ニ於テ故意ニ該經過並ニ記錄ヲ閣員ニ說明スルコトヲ省略セラレタルカ、又ハ最近ヨッフェ氏ヨリ三月七日小生宛提出ノ末文三條件中、第二ニ記セル日本全權執拗ニ主張シ云々トアル一章、卽チ、

「併シ乍ラ唯彼ノ尼港事件ナルモノニ關シテハ、多クノ新聞紙ガ日々多大ノ紙面ヲ之ニ割キ居リ候關係上、玆ニ一言申述置度ト

存候。而シテ長春會議ニ於テ、露國ノ全權委員ハ、此ノ問題ニ付キ直チニ審議ヲ開始スルコトヲ拒絶シタルモノニ非ザルノ一事ハ、殊ニ閣下ノ御注意ヲ乞ヒタキ點ニ有之候。否此ノ問題ノ審議ヲ欲セザリシハ實ニ日本ノ全權委員ニ有之、彼等ハ他ノ問題ニ就テハ急速ノ審議ヲ主張シツヽ、此ノ問題ニ限リ如何ナル理由ノアリテカ、之ハ他日日本政府ノ正式ニ承認セル露國政府ノ出現ヲ待チ交渉ヲ開始スベシト唱ヘ、同時ニ尼港事件トサガレン占領トノ間ニ密接不離ノ關係アルヲ執拗ニ主張致候。換言スレバ尼港事件ニ關シテハ、日本委員ハ上記ノ主權國トシテノ威信云々ノ理由ニヨリ、露國トシテ到底承認シ難キ主張ヲ固守シ、以テ其ノ審議討論ヲ回避シタル者ニ有之候」

ヲ取消サレタル義カトノ疑問ヲ生セシメタルガ故、此上ノ反問ハ却テ無用ナリト胸中ニ不審ヲ抱キツヽ、只右樣ノ場合ニハ打切ルノ外ナシト思考スル旨ノ御説明ハ、先ツ不承認トノ内意ニ出テタルモノニテ、單ニ或ル言質ヲ取得レバ好シ、否ラザレバ破談トナスモ可ナリトノ意ニ傾キ居タル、コトナラント察セラレ、本來誠意ナク、小生ヨリ提出ノ書類ニ對シ一應ノ挨拶タルニ止マルモノニ非ザルベリト相考ヘラレ候ヘ共、更ニ後證ノ各書類參照ノ上、篤ト熟考可致ト存シ拜別シタル後、廿一日ニ疑問ノ摘要略書面ニテ開陳シタル次第ニシテ、同日淺井秘書官ヲ以テ御回答書並ニ口頭ノ説明ヲモ承リ候ヘ共、尙釋然タラザルモノアル旨申陳置候處、更ニ右ヨツフェ氏ノ書翰末文三條件ノ第二中ノ、正式ニ承認セル露國政府ノ出現ヲ待チ交渉ヲ開始スベシトノ日本全權ノ聲明ニ關シテハ、今日ニ於テハ、彼モ一時此モ一時ト申ス如キ無意味ナルモノナル哉ニ御傳言承リ意外ニ存候。乍去彼ヨツフェ氏ハ、之ヲ以テ日本全權ノ誠意アル強キ聲明ト心得居候事、小生ト同樣ナルベクト被察候。サレバ前言之ニ戲ムルノミ、今日ハ先聲明ナシト心得御差支無ク、前日松平局長ヨリ小生ニ交付覺書ノ通リ、承認ノコトヲ考慮スベシトノ意味變化ナシトノ御主旨ニ承リ置、且考慮トハ其場合ニ到リ變更シテ不承認トスルモ此方ノ勝手タルベシト云フ義ニ非ラズシテ、サガレン及尼港問題ヲ解決セバ、何等ノ異議ナク承認スベシトノ閣議、若クハ外務大臣ノ御意向ト心得ルコト當然ト存候。是ニテ異存無之候哉、右更ニ承リ置度得貴意申候。依テ小生ト閣下トノ間意見交換ニ於テ、尙不審ノ點有之ニモセヨ、此儘徒ラニ遷延時日ヲ經過スルモ好マシカラザルニ付、不取敢先方ニ傳言致候事トセバ、先ヅ次ノ如キニテ可試カ。

會談案ノ大要

前日貴下ヨリ交付セラレタル意見書並去ル三月二十九日、卅日會談ノ覺書ヲ添ヘ、政府當局ヘ相示シタル處、

（一）政府ハ第三日露交渉開始ニ異存ナキ様ナルモ、尼港事件サガレン問題ヲ解決セザレバ承認問題ニ入ルコトヲ難ンズルノ色アリ。本日會談ニテ貴意承リ、前日來御互ノ會談ヲ一歩進メテ政府ニ傳ヘタシ。

（二）サガレン問題ノ解決トシテ、日本ニ賣渡ストセバ、約其金額幾千ナルベキカヲ問ヒ、（但長期租借又ハ森林鑛山漁場ノ利權日本許與ノコトハ本文不成功ノ場合ニ轉ジテ開談スベシ）

（三）尼港事件日本側損害ノ賠償ニ對スル内意ヲ承リタシトノ意ヲ述べ、

（但本件ハ必ズ逆ニ彼ヨリモ損害ヲ計上シ來リ、結局其實ハ、日本側ヨリ露國側ニ與ヘタル損害大ナランコト豫測ニ難カラズ。結局調査委員ヲ設ケ精査ヲ試ムベシト云フ説ヲ聞クニ至ラン。然ル時ハ不利ヲ來スコトアルベキ事情ハ、外務當局モ夙ニ承知シ居ラル丶處ナルベシ。御示ノ覺書其邊ニ於ケル政府ノ豫見アリヤ否不明ナリ。如何ニヤ。）

（四）暗號ノ電信ハ本件ニ關シヨツフエ氏ト本國政府トノ交渉ノ爲之ヲ許可セラルベシト傳ヘ置クベシ。又必ズヤ支那政府ト交渉案件ニモ許可スベキコトヲ要求スルナラン。之ヲ拒ムハ穩當ナラズト信ズ。政府ノ意見如何ニヤ。

（五）右交渉ノ進展ニヨリ、豫備的意見一致スルカ、又ハ全然見込ナキニ至ラバ、ヨツフエ氏ヲ一先ヅ立去ラシムルコト云々ハ甚ダ其意ヲ得ザルニ付、中傳ヘザル積リ。

（小生此一句ハ政府ニ誠意ナキ不信ノ發言ニ非ザルカヲ疑フ。之ハヨツフエ氏ニ傳ヘザル方政府ノ體面上可ナラン。何トナレバ此發言ハ假令小生限ノ言トシテモ、正ニ先般來上海横濱ノ失態ヲ政府行動ト立證スルモノナル虞アレバナリ。加之政府ガ小生ニ對シ從來言明セラレタル處ニ反シ、暗ニ小生ノ行動ヲ裏切シタル公ノ言動（卽チ警察官ノ虚僞情報作爲等）ニ、政府カ賛同シ居ラレルコトノ立證トナルヤニモ察セラル。ソレハ暫ラク別問題トスルモ、此場合ハ政府ガ此提言ヲナスベキ理由ハ毫モ之ナシ。是或ハヨツフエ氏ヲ一日モ早ク退去セシメントシタル内務官僚ノ意思ニ出デテ、外務一部ガ暗ニ之ニ迎合

シ居レル潜態トモ相見ヘ、綱紀ノ紊亂ヲ曝露シタル嫌アルニ非ラズヤ。依テ差控ユル方政府ノ道義上ヨリモ可ナルベシ。）
外務當局ト非公式ニ豫備交渉ニ入ルコトハ、内交渉談ノ進展ニ準シテ便宜小生ヨリ彼ニ開示スベシ。
（六）會談ハ可成短期ニ行フコト同意ニ付、其意味ニテ交渉スベシ。
附　貿易事務官交換ノ件ト、浦鹽總領事代理暗號電報使用禁止ノ件ハ、覺書開示ノ理由ヲ以テ忠告スルコト、小生ニ於テハ不可能ニシテ、帝國政府トシテ此ノ如キ理由ニテ抗議スルコトハ最拙ナル方法ト認ムルヲ以テ、政府ニ小生ヨリ御忠告致シ度忠實ニ進言ス。併シ友情ヲ以テ解禁ヲ望ム旨申込ムニハ異存ナキヲ以テ相試ムベシ。

四月廿三日　　　　　　　　　　　　　　　後　藤　新　平

内　田　外　相　閣下

右再質問の書翰に對する外相の回答は四月二十四日、午後五時半、眞鶴驛に於いて外相の使者、東郷外務書記官から伯へ手交せられた。しかしその時は既に、伯は前掲、再質問書中に掲げた會議案要領に基いてヨッフェとの會談を終へ、眞鶴驛から列車に乘じて歸京の途に就かんとしていたのである。

東郷書記官から手交された書翰は、全く外務當局の言明の矛盾に對する釋明であつた。

四月二十三日附御來信、別紙前段、「ヨッフェ」氏ヨリ三月七日貴爵宛提出書類中尼港事件ニ關シ長春會議ニ於テ日本全權ハ「他日日本政府ノ正式ニ承認セル露國政府ノ出現ヲ待テ交渉ヲ開始スヘシト唱ヘ」云々トアルモ、當時帝國代表ハ斯カル主張ヲ爲シタルコトナク、却テ基本協約締結後引續キ尼港事件解決ノ爲交渉ヲ開始スルニ異議ナキコトハ、豫備交渉ニ於テ先方ニ明ニシ置キタルノミナラス、帝國代表ハ會議ノ席上之ヲ言明シ、更ニ客年九月二十五日會議決裂ニ際シ之ヲ確明シタリ。從テ政府ノ方針ハ爾後一貫毫モ渝ヘサルモノナリ（註參照）尤モ露國委員ハ成ルヘク尼港問題ヲ先ニ議シタキ意嚮ヲ表ハシタルモ、日本委員ハ撤兵開始前ニ基本協約ノ締結ヲ見タキ、當初ノ方針ニ依リ努力セシヲ以テ、尼港問題ノ論議ヲ基本協約ト同時ニ議スルコトヲ

避ケ、其際速ニ基本協約ヲ締結シタル後、引續キ尼港問題其他ノ案件ヲ論議スル方適當ナル旨ヲ述ヘタルヲ、露國側ニ於テ右ノ如ク曲解シタルモノト思ハル。又承認問題ニ關シテハ、先方ニ於テ尼港事件ヲ解決シ、且國際義務ヲ履行スルコトヲ條件トスルハ、過日首相ノ命ヲ受ケ松平局長ヨリ閣下ニ傳ヘタル覺書、及本大臣ヨリ閣下ニ呈シタル書面ニテモ明瞭ニシテ、尼港事件及北樺太問題ノミカ解決シタル場合直ニ之ヲ承認スルヲ得スシテ、國際義務ノ履行ニ付明確ナル諒解ヲ得ルヲ必要トスルハ勿論ノ次第ナリ。但シ右二條件ニシテ成立スル場合ニハ之ヲ承認スルモ差支ナカルヘシトハ、「考量」ナル文句ノ言外ニ含ム所トシテ解スルモ差支ナシト思考ス。

註　本文ノ件ニ關シテハ外相帝國議會ノ答辯ハヨツフエ氏ノ所述ニ一致シ居レリ。松平局長ノ意見トハ相違セリ。

七、第二次熱海會談

首相及び外相の覺書を入手したる伯は、政府の意向を大體に於いて諒解したので、第二回目の會談を行ふべく、四月二十四日、再び熱海ホテルにヨッフェを訪れた。

その會談の骨子は、前掲外相宛ての覺書によるものであり、その結果は本項の末尾に揭ぐる伯の覺書の通りであるが、これを外部より眺めたる新聞記事を揭ぐることも、當時の情勢を示すの便誼となるであらう。

廿四日早朝湯河原にて加藤首相と懇談を遂げたる後藤子は、霏々たる細雨の中を、令息と共に熱海ホテルに自動車を走らせ、午前十時著後、一と先づ二階の十二號室にて休息し、ヨッフエ氏の容體が此二三日稍良好で、今日は特に機嫌よき樣子を見、頻りに得意の大笑をし乍ら、午後一時半ヨッフエ夫人、子息、田口運藏氏、シワルサロン氏等と共に、食堂に隣接せる娯樂室の大テーブルを圍つて互に雜談を交へつゝ會食し、更に三時すぎよりヨッフエ氏の寢室十五號に通譯を伴ひ入りて種々會談した。用件は外部より窺ひ知るべくもないが、要するに先回三月廿九日後藤子訪問の時、ヨッフエ氏より後藤子に話した協商開始の前提問

題に對して、前日の閣議の結果更に今朝の加藤首相の意見を加へたものを以て答へたのを骨子とし、更に兩者の間に目下懸案中の漁業問題及旅券査證問題にも觸れたる會話があつた後、中心點なる樺太讓渡問題に就いて意見の交換を試みた。此の會見中兩者の語調は非常に快活味を帶び、いつもの會見より以上に親懇であつた事から押して、更に交渉下準備としての具體案も産み出された模樣である。斯くて午後四時過大いに得る所ありたる面持ちで、ヨッフェ氏の室を出た後藤子は、午後五時再度自動車上の人となりて、雨の晴れ間を眞鶴驛に向ひ、東京へ引きかへして行つた。今日のヨッフェ氏の容體では、遠からずして築地の聖路加病院へ移る事を得べく、既に其病室も定まり居る。（四月二十五日國民新聞）

さて當日に於ける伯對ヨッフェ會談の要領は覺書によれば、左の通りであつた。

後藤子爵は「三月七日附ヨッフェ氏の後藤子爵宛書簡」並に「ヨッフェ氏との數次の會談覺書」に基き、政府と詳細なる會談を行ひたる後、政府より次の決議を受領したる旨を通告したり。

（一）政府は所謂第三次露日會議を開催する意向あり。但し（甲）ニコライエウスク問題、（乙）サガレン問題なる二箇の重要なる問題を豫め露國政府と解決することを以て條件とす。

（二）日本政府はサガレン問題を、第一次に賣買取引の方法にて解決せんことを欲し、且つ露國政府に於て之に同意なる場合には其代價を承知せんことを希望す。

（三）日本政府は目前に迫れる豫備交渉に際し、ヨッフェ氏に暗號電報權の必要なるが爲め、ヨッフェ氏に即時に該權利を許與する意向なり。

ヨッフェ氏は後藤子爵に、その報告と盡力とに對し、感謝の意を表するも、而かも日本政府の前記の決議中に日本全體の事情が聊か「圓轉」せられたるやに見受けらるゝことを注意致し度し。ヨッフェ氏は偏に後藤子爵の懇篤慇懃なる招待に基きて日本に來遊したるに過ぎざることを回想せり。右招待の理由として、第一にヨッフェ氏の重き慢性的疾患と、世界に著名なる日本の温泉場に於ける療養と、第二にヨッフェ氏の滯在は兩國民間の種々なる誤解を氷解する機會たらんことを以てせられたり。

ヨッフェ氏は此の第二の重要なる動機は、本來その目的を達成したることを敢て信せんとするものなるも、而もヨッフェ氏は決して第三次露日會議の開催に就き提議したることなく、且又日本政府よりも斯種の提案ありたることを聞かざりしも、最初より長春會議後、馴致されたる形勢を打開する工夫に就き會談する意向ある旨を述べたり。之を以てヨッフェ氏は公式の文書に於ては「日本政府は云々の意向あり（……を承諾す）」との文句なからんを希望す。蓋し此等の文句あるが爲め、他方より斯種の提議ありたるやの印象を惹起すればなり。其外ヨッフェ氏に於て、後藤子爵の御注意を請ひ度き點は、後藤子爵より屢次提出せられたる――露國政府は如何なる條件の下に新なる露日會議を豫想せらるゝや――との質問に對し、ヨッフェ氏は毎に其個人的名義に於て三箇の周知の豫備條件を以て答へ、且此の三箇の豫備條件は個人的名義を以てしたるも、而かも幾多の先例に基くものなることを指摘したりしこと是なり。ヨッフェ氏は此等三箇の豫備條件に對する日本政府の見解奈何を、後藤子爵に質問せんと欲す。

後藤子爵は之に答ふらく。日本政府は既記の如く、上述せる二箇の豫備條件に就き妥協を前提として、此等三箇の點に對し異議なき旨を以てせられたり。

ヨッフェ氏は此見地を完全に了解せるを以て、今や暗號發信權を得たる旁々、直に其政府に問合せをなすべき旨を述べたり。然れどもヨッフェ氏は直に次の註解を加へんと欲す。

（一）　ニコライエフスク問題に關して、露國の見地は、露國の掌裡に在る資料に基き、次の如きものならざる可からず。

露國政府も將た齊多政府も、當時該方面に於て如何なる威力をも有せざりき。該地方は日本の軍隊と所謂露國のパルチザンとにて支配したりしものなり。事件全體は露國側の文書に據れば、日本軍隊の挑發に起因せるものの如し。然るにも拘らず事後正式に露國裁判所に於て殺戮及掠奪罪ありと認められたり。露國のパルチザンに對しては死刑を宣告し、且之を執行したり。其他ニコライエフスク事件は本來不當にして、且露國民の苦痛を感じたる日本の干渉の「插話」に過ぎざるものなりき。日本軍隊側の露國民に對する斯種の「插話」は頻繁に發生したりしなり。

ヨッフェ氏自身は、日本政府が此「插話」を以て宣傳及威信の問題となしたる後の今日に達んで、最早本問題を回避し能はざることを能く了解せり。又氏は露國政府が實を言へば斯の如き瑣細なる問題の爲めに、露國及日本間の善隣且つ親密の關係を樹立せんとする大問題を、敢て失敗に終らしむる意ありとは考へず。唯ヨッフェ氏は全然罪なしと信ずる露國が、此關係に於て奈何なる提案を爲し得べきかを想像すること能はず。且つ日本政府の面目を損せず、又露國に取りても同樣なるべき提案が、日本側より出んことを希望せり。

（一）サガレン問題の解決として、サガレンを日本に賣却する問題、又は賣却の可能は後藤子爵御承知の如く、ヨッフェ氏に於て露國政府と何等の接觸なく、寧ろ類似の先例に反しながら絶對的に獨立して考案せられたるものなり。據て本問に就ては露國政府に問合せを爲すべきのみ。

（二）サガレン問題に關し他の解決法の必要なる場合には、ヨッフェ氏は今日既に新なる提案を爲し得べし。この提案はヨッフェ氏の信ずる所に據れば、露國政府より受諾せらるゝ最大の機會（チャンス）あるものなり。この提案は次の如し。即ち北部サガレンの一切の天然富源開拓の長期、例之は九十九箇年間のコンツェッションを有する露日會社を設立すること是なり。

（三）シンクレーヤ會社のコンツェッションは之を解除す。但しシンクレーヤ契約中に定めたる違約金は日本に於て支拂す。露國は支拂を引受くること能はざればなり。

然れども大體ヨッフェ氏は、後藤子爵より通報せられたる事柄を、即時モスコウに電報にて通達せんと欲す。之に對し後藤子爵は賣却問題の拒絶せられたる場合には、本來サガレン問題は二個の解決法、即ち長期の租借又はコンツェッションあるのみなることを指摘せられたり。

ヨッフェ氏は之に答へて曰く第一、公式にニコライエフスク事件とサガレン問題と聯絡するものにあらず、且つサガレンの撤兵は無條件のものなることは勿論なりと思惟す、長期の租借に關しては、若し租借にして舊順式の租借又は之に類似のものゝ意味

に解せらるるものならば、そは露國に取りて到底承諾し難きものなり、コンツエッションに就ては前段提案通りなり。後藤子爵は之に答へて曰く。サガレンの撤兵は任意且つ無條件のものなること勿論なり、且旅順式の租借を想像したるにあらずと。且つ子爵は全然法律的法式に觸れず、專ら經濟的利益に就きて談話せられたり。

ヨッフェ氏の病狀に顧み、子爵はヨッフェ氏を此上勞することを欲せず、午後會談を繼續せんことを希望せられたり。

ヨッフェ氏は重ねて、北部サガレンに於ける日本の經濟的利益は、必ず露國側に於て重大の注意を以て顧慮せらるゝことを聲明せり。

正午休憩中に、ヨッフェ氏は自身が暗號發信權を得、隨て所謂日本の領事にも同樣の權を許容せんことを其の政府に請ふの電報を、モスコウ宛に發せんことを書記官に命じたり。

午後後藤子爵のヨッフェ氏再度訪問の節、ヨッフェ氏は後藤子爵に第一、自己は決して自己の個人的利益を以て其國民及國家の利益の上に置きたることなく、隨て自己の病症は如何なる場合に於ても、刻下に迫まれる交渉の障碍たらざること、並に日本の所謂領事に對する暗號に關する前記の次第を告げたり。

然らば、熱海會談に於いて伯とヨッフェとの間に交換された意見の結果、抑も奈邊まで日露交渉は進展したのであらうか。いま前掲の會談内容からこれを歸納すれば、大要左の四點に就いて、兩者の意思は疏通したものと見てよからう。

第一、第三次日露會議開催の可能性を見出すに至つた。ヨッフェはこの點につき、自分は日露會議の開催を提議したことはないなどと文句を並べたが、事實はその方向へと急速に進行した。

第二、ヨッフェ提議の三條件に就いては、日露兩國の間に於いて、尼港事件及びサガレン問題に關する公式協定の

成立することを條件とすることにつき、ヨッフェは完全にこの見地を了解した。

第三、サガレン問題は賣買の形式にて解決したきも、それが不可能な場合には、伯は租借を主張し、ヨッフェは日露共同のコンセッションの形式によることを主張したが、それがいづれの形式によるにせよ、結局重點は樺太の經濟的開發にあることが了解された。

第四、豫備交涉の進捗に資する爲め、ヨッフェが暗號發信權を、伯の斡旋に依つて許與された。

かくしてヨッフェは熱海會談の結果を早速、本國政府に報告し、これに對するロシア側の回答は、五月六日にヨッフェ宛てに發せられた。ヨッフェは直ちにこの回答內容を伯に報告した。この報告覺書を、伯は岐阜縣大井にて、五月九日の朝入手したのである。その內容は左の通りであつた。

惡シキ小生ノ暗號電報ハ「モスカウ」ニ於テ、完全ニ譯出スルコト能ハサリシナルベシ。之レ小生ニ於テモ五月六日ノ「モスカウ」ノ返電ハ絕對的正確ニ飜譯セラレサリシト同樣ニ御座候。

去レド小生ノ了解シ得タル所ニヨレハ、露國政府ハ左ノ如ク返答致候。

第一、露國政府モ亦、第三次露日會議ヲ開催スルコトニ、完全ニ同意セリ。

第二、露國政府ハ、小生並ニ日本側ヨリ提出シタル豫備條件ヲ、公式ノ豫備會議ニ於テ公式ニ解決スルコトニ同意ス。

第三、露國政府ハ、小生ヲ直ニ前記ノ公式ノ豫備會議ヲ開催スルコトニ就キ異議ナシ。

すなはち露國政府は、公式の豫備會議の開催に全く異議なき旨を回答し來り、かくして伯の盡力によつて日露交涉の再開は、やうやく正規の軌條の上に乘り來つたのである。

第三節　日露漁業問題

一、外務省との押問答

第二次の熱海會談を終つて、交渉はいよ〳〵本筋に入つてきた。茲に於いて伯は、熱海から歸ると間もなく、東京市長辭職の屆けを出した。それが四月二十五日であつた。さうして一切身輕な體となつて、日露復交への本格的努力に沒頭したのである。

市長辭職認可の翌日卽ち四月二十八日、松平歐米局長は伯を麻布の邸に訪問し、一通の書面を伯に傳達した。それは、勞農政府の國際義務履行問題に關し、帝國政府は（一）日露漁業條約廢棄に反對する。（二）三億圓の對露債權の支拂を受くべきことを主張する。（三）私有財産權の尊重を要求する旨を記述したものであつて、その內容は左の通りであつた。

勞農政府ノ國際義務履行ノ問題ハ、之ヲ大別シテ、條約廢棄、債務破棄、及外國人私有財産沒收ノ三問題ト爲スヲ得ヘシ。以上ノ諸點ニ關シ、露國側ハ「ゼノア」會議ノ際、聯合諸國ニ於テ新ニ勞農政府ニ對シ財政援助ヲ與フルコト、戰爭債務ノ免除、及總テノ債務ノ利子ノ減額並勞農政府ノ承認ヲ條件トシテ、露國ノ蒙リタル損害ニ關スル勞農政府ノ對抗要求ヲ拋棄スルト共ニ、戰前債務承認ニ同意シタルモ、勞農政府ニ於テ沒收シタル外人財産ニ對シ、單ニ舊所有主ノ優先使用權ヲ認ムヘシトシ、聯合側

最終提案（露國帝政時代以來ノ外債承認、開戰後革命中露國側ノ蒙リタル損失損害ニ關スル勞農政府ノ對抗要求ノ拋棄、勞農政府ノ負擔スヘキ債務額ノ減少或ハ變更、財產沒收等ニ依ル外國人ノ損失損害ノ恢復又ハ賠償等ヲ含ム）ヲ拒否シタルヲ以テ、聯合側モ遂ニ交涉ヲ斷念シ、結局海牙ニ專門委員會ノ開催シテ、露國側トノ意見ノ相異ヲ審議スルコトトナレルカ、海牙會議ニ於テモ、露國側ハ大體ニ於テ「ゼノア」會議ニ於ケル主張ヲ繰返ヘスノミニテ、私有財產ノ返還ヲ認メサルノミナラス、之カ賠償ニ付テモ保障ヲ與ヘス、戰前債務ニ付テモ條件附ニ非サレハ之ヲ承認スル能ハスト云ヒ、何等協定ニ達セサリキ。

尙ホ右ノ諸點ニ關スル帝國政府ノ態度ハ、條約廢棄問題ニ關シテハ、苟クモ國家間ノ合意ニ基ク約束タル以上、一方當事國單獨ノ意思表示ノミニ依リテ之ヲ廢棄スルヲ認ムヘカラストスルモノナリ。從テ日露間漁業ニ關スル協約ノ如キ、露國側廢棄主張ハ之ヲ認ムルヲ得ス。然レトモ從來日露兩國間ニ締結セラレタル條約協約等ノ內、之カ改廢修正スルヲ適當トスルモノハ、適當ノ手段方法ニ依リ、改廢修正ノ措置ヲ執ルハ、固ヨリ之ヲ辭セサル所ナリ。

對露債權問題ニ付テハ、帝國政府ノ對露債權ハ大正十一年三月末調査ニ依レハ利子ヲ除キ總額約三億圓、（內約壹億圓ハ帝國政府ヨリ露國政府ト直接契約ニ依リ引受ケタルモノ、其他ハ元來民間所有ノモノヲ帝國政府ニ於テ引受ケタルモノナリ）ヲ超過セル處、我方債權ノ大部分カ戰時債務ニ屬スル關係上、戰前債務ノミヲ承認セントスルカ如キ露國側主張ハ之ヲ承認スル能ハス。但シ露國財政狀態ノ現狀ニ顧ミ、其ノ支拂能力ヲ參酌シテ、一定期間債務支拂ヲ猶豫シ、又場合ニ依リテハ債權額又ハ利子ヲ減額スルコトハ、之ヲ考量シ差支ナシ。

私有財產問題ニ關シテハ、我方ノ關スル利害鮮少ナルモ、目的物ノ現存スル以上、原所有者ノ權利ヲ尊重セシムルヲ要シ、現存セサルモノニ付テモ其ノ損害ヲ賠償セシムルヲ要ス。

この外務省の表面について、伯は甚だ不滿足であつた。それは外務省が官僚的理論に拘泥して、刻々推移する實勢の把握を忘れたるごとく、伯の眼に映じたからであつた。また伯の懸念したるところは、外務省が列國との步

調を重大視せる結果、萬一列國中の一、二國がその方針を急變したる際、我國は如何なる對策をもつてこれに應ぜんとするやの點であつた。

依つて伯は例のごとく、直ちに筆を取つてこれ等の諸點を列記し、五月一日、丸ノ内有樂館内東京市政調査會會長室に於いて、松平歐米局長と會見したる際、左の如き質問書としてこれを手交した。

一、條約廢棄の問題に就いては、政府が露國の廢棄説を承認せざるは、同覺書後段に現はるゝ如き法理上の理由に基くものなる乎、又は聯合諸國の政策と協調せむと欲する實際上の理由に基くものなる乎。

二、果して法理上の理由に出づとせば、是れ主義の問題なるが故に、全世界の各國が之を承認するも、帝國政府のみは依然として之を承認せずとの主張を貫徹せざるを得ず。政府に其覺悟ありや如何。

三、反之實際政策上の理由に基くものとせば、周圍之形勢の變化と共に、帝國政府の態度も變化せざるを得ず。帝國は英佛米諸國の態度に順應せんと欲する乎、又は必要に應じては帝國獨自の自主的態度に出づるの覺悟ありや如何。

四、更に廢棄是非の問題は形式上の問題なり。政府は實質上に於て同一の結果に陷るが如き改廢修正に應ずるの意ありや。又は名は廢棄なるも、別途の方法により實質的效果を收め得ば、之に應ずるの用意ありや如何。

五、日露漁業に關する協約の如き、露國側の廢棄主張は之を認むるを得ずとの政府の意見は、絶對的の主張なりや如何。

六、對露債權問題に就いては、支拂猶豫及元本利子の減額を承認すと言ふは、債務放棄に主義上反對なる結果なるか。又は三億圓と稱する金額か多額なる爲なるか如何。

七、私有財產權の問題に就ても、聯合諸國と全然立場を異にする帝國政府が、是を主張するは主義上の問題なる乎、政策上の問題なるか、乃至は從來の行懸上之を主張せらるゝか如何。

八、要之、去る四月二十八日松平局長を以て內示せられたる國際義務履行問題に關する覺書は、文情詳細委曲を盡し、頗る明斷

なりと雖、其の間讀む者をして多少議會の答辯を想起せしむるもの無くんばあらず。卽ち帝國議會等に於て、何故に政府は日露國交の回復を直ちに實行せざるか、又は其實行に際して障礙となるべき解決至難の條件ありやとの質問に答ふるものとしては、當然の所論と幷承せらると雖、帝國々民の實際利害上よりして、此理論に拘泥して國交の回復を躊躇することは利益なるや否や。又たとひ利益ありと雖、之を犧牲としても主張すべきものと信ぜらるゝや否や。假りに此等の問題を放棄して、政府が國交回復を斷行するときは、利は露國にありや帝國にありや。之に對する政府の所見を具體的に開示せられたし。

九、更に帝國政府は上記理論に拘泥せず、實際上の利益を收得せむとするの眞意を藏せらるゝや如何。若し藏せらるゝとせば果して如何の種類の利益なるや、教示を仰ぐことを得む乎如何。

この九項に亙る質疑は、相當外務當局の痛いところを衝いたものであつた。露國の國際義務履行問題に關し、單なる理論によつてこれを解決せんとするのは、畢竟、日本の國家的必要に基く具體的な對露國策がないといふことを暴露するものであると、伯は考へたのであらう。しかし、伯のこの質問に對しては、政府は遂に回答を發するに至らなかつた。伯の手記に曰く。

本文九ヶ條ノ質問ハ、四月二十八日自邸ニ松平局長來訪ノ際接手セル政府ノ書面（略）ノ文情眞意ヲ捕捉シカヌル點アリタルニヨリ、此質疑ヲ以テ事態ヲ闡明セムトシタリシモ、終ニ政府ヨリハ何等ノ回答ニ接セザリキ。

斯　平

二、漁業問題の急迫

かゝる間にヨッフェも亦、公式豫備交渉の開始近しと感じて、五月五日、熱海を發し、同夕刻入京、[illegible]に来つて

病軀を築地精養軒に運んできた。

その翌六日、伯はヨッフェを訪れ、第三次の會談を試みた。この會談の結果、日露交渉基礎私案が作成されたのである。

しかしこの第三次會談の大きな收穫は、むしろ派生的に起つてきた漁業問題に關し、解決の曙光を發見したものであらう。

伯は五月二十五日、出版せる自著「日露內交渉の顚末」中に、次のごとく記述してゐる。

五月六日の會見に於て更に彼我の意思見解を分明ならしめ、是等數次の對談應酬は總て成文的記錄となり、互に誤解なきを期し茲に余は彼我の間に於ける豫備的交渉基礎私案を起草し、五月二十二日を以て之を首相に提出せり。（中略）唯五月六日の會談に際し偶々派生的に惹起し來れる漁業問題に就いて、余が一臂の勞を辭する能はざるものありしことは、ヨッフェ氏の好意的諒解を記憶するが爲に之を一言し置く。

この露領沿岸における漁業問題は、そのときすでに非常な急迫狀態に陷つてゐたのである。四月二十八日松平歐米局長が伯に手交せる前記の書面には、「日露間漁業ニ關スル協約ノ如キ露國側廢棄主張ハ之ヲ認ムルヲ得ス」などと强いことを書いてゐるけれども、事實においては、そんな呑氣な理窟を言つて居られる時ではなかつた。このときわが外務當局と露國當路者との間に行はれたる漁業問題折衝は、全く行詰まつてゐたのである。在浦鹽莫斯科政府外交代表は、本國政府より回訓未著の故を以て、邦人の出漁を容認せず、しかも邦人の從業者は、五月上旬迄に出漁せざるに於いては時機を失つてしまふといふので、全く拔きも差しもならぬ羽目に陷つてゐたのである。

大正十二年五月五日、外務省は「外務當局談」の形式に於いて、左の如く漁業問題停頓の實相を發表した。

大正十二年度ニ於ケル漁業問題

帝國政府ニ於テハ、露領沿岸ニ於ケル漁業問題ニ付テハ、漁季ノ關係上、日露間ニ存スル他ノ諸懸案ト切離シ、成ルヘク速ニ露國當局ト圓滿ナル了解ヲ遂ケ、以テ我當業者ノ從業ニ支障ヲ與ヘサラムコトヲ期シ、之カ爲在浦鹽帝國領事官並我當業者代表ヲシテ、露國當局ト交渉ヲ重ネシメ來レリ。其ノ結果一面ニ於テハ我當業者ノ經營希望漁區二百六十八個所ニ付テハ、既ニ四月一日漁獵廳ト我當業者代表トノ間ニ借區契約成立シ、我代表ハ之ニ對シ、所要ノ保證金トシテ本年度借區料ノ半額ニ相當スル金額ヲ供託セルノミナラス、同借區料ノ他ノ半額ニ付テハ、露國側カ旅券査證等ノ案件ニ關シ、我方ノ提議ヲモ考慮シ、何等カノ便法ヲ設ケ、以テ出漁ニ支障ヲ與ヘス、且不當ノ課税ヲナササル旨ノ保障ヲ與フルニ於テハ、何時ニテモ當業者ヲシテ之カ納付ヲ完了セシムヘキ旨申入レ居レルニ拘ハラス、他面ニ於テ在浦鹽莫斯科政府外交代表ハ、旅券査證並課税問題ニ付、今尚莫斯科政府ヨリ回訓未著ノ理由ノ下ニ出漁ヲ容認セサルノミナラス、漁季ノ關係上、便宜漁獵廳ヨリ假出漁許可書ノ發給ヲ受ケ、且旅券査證等ノ手續省略方ニ付キ了解ヲ取付ケタル上、沿海州西南區方面ニ出漁セル我當業者ニ對シ、事實上從業ヲ不能ナラシメタルカ如キ事情ニ在リ。右漁場方面ニ於ケル事故ニ關シ、漁獵廳側ニ於テハ、我方ノ要求ニ基キ、關係地方官憲ニ電訓セル由ナルモ勘察加、オホツク方面ノ漁場ニ對シテハ未タ出漁ヲ容認セサルハ前述ノ通ナリ。然ルニ此等漁場中ニハ、遲クモ五月上旬迄ニ出漁スルニアラサレハ其ノ漁季ヲ失スルモノアル實情ナルニ鑑ミ、帝國政府ニ於テハ、此ノ際重テ浦鹽露國當局ニ對シ、莫斯科政府ヨリノ回訓督促方ヲ要求シタル上、若シ萬一五月十二日迄ニ旅券査證問題ニ付キ何等ノ了解成立スルニ至ラサル場合ハ、漁季ノ關係上、已ムヲ得サル事情ニ在ル者ニ對シテノミハ、機宜ノ措置トシテ出漁セシムヘク、其ノ他ノ者ニ對シテハ依然協定ノ成立ヲ待タシムヘキ旨、並協定成立ノ上ハ、一般出漁船ヲシテ遲滞ナク所要ノ手續ヲ履マシムヘキ旨通告スルコトトセリ。斯クノ如ク、帝國政府ニ於テハ、飽ク迄穩健公正ノ態度ヲ採リ、以テ漁業ヲ圓滿ニ經營セシメム事ヲ期待スルト共ニ、本問題ノ爲對露全局ノ關係上遺憾ナキ結果ヲ來ササラム事ヲ切望シテ止マサルナリ。

即ち帝國政府は、模樣によつては、所謂自由出漁を敢行するやも知れずとの暗示を爲してゐるが、自由出漁は要するに實力的敢行である以上、露國にして萬一、その沿岸警備艦をもつて我が漁船を阻止せんとするに於いては、帝國政府も亦實力に訴へても、その目的達成を圖らざるべからず、玆に至つて兩國政府間に容易ならざる事態を生ずるの虞れがあつた。

危機正に一髪に懸るといふべきである。この故にこの時、帝國政府當路者の惱みは、露國承認國交恢復といふ基本問題よりも、むしろ派生的現實的問題たる漁業問題に繋つてゐたのである。

五月七日附東京朝日新聞は次の如き記事を掲載してゐる。

五日外務省の、永井通商局長は、某所に後藤子を訪問し、先づ沿海州に於ける我漁業問題に關し、莫斯科政府の回答捗々しからざるを以て、此の際ヨッフエ氏に該事情を告げ、同氏に依つて其本國政府に對する斡旋の勞を乞ふの外なきを以て、何卒邦家の爲め御盡力ありたしと述べたに對し、後藤子はこれを承諾した由である。

そしてまた五月十四日附、伯から內田外相に宛てた書翰の冒頭にも「去る五月五日午後永井通商局長ヲ以テ、漁業問題ニ關シ御來旨ノ次第モ有之候」云々と記されてゐる。これ等に依つて見れば、外務省はこのとき、漁業問題解決への途を全く見失ひ、これが打開策を伯に依賴するに至つたのである。

かくして伯は、非公式の政府代表として、漁業問題解決の衝に當ることとなつた。勿論、東京會談に於ける本格的議題は日露復交問題を基調とした基礎的案件に關する意見の交換であつた。しかし、五月五日、政府當局よりの依囑を受けた伯は、爾來ヨッフェとの會談に際しては必ず、漁業協約問題に言及せざるを得なくなつた。

今便宜上、右の如き事情の下において行はれた漁業交渉が、抑も如何なる外交軌道を走り行きたるか、また伯の折衝ぶりは如何であつたかを先づ眺めたる後、當初の目的にして、依然東京會談の主流たりし復交交渉に關しては、次節に於いてこれを述べることとする。

既記のごとく、五月六日築地精養軒に於いて、伯は午前十一時から約三時間ヨッフェと會談した。その内容の大様を、伯は岐阜に向けて西下の車中、東京日日新聞の記者に對し、次のごとく語つてゐる。即ち漁業問題に關し、ヨッフェが莫斯科に問合せを承諾したといふのである。

築地精養軒にヨッフェ氏と會見し、談偶ゝ目下行惱みの有樣にある漁業權問題に及ぶと、ヨッフェ氏はポーツマスの會議のことから、ヘーグ、ゼノアと說き來つて、日露交渉に際してはお互に片務的であつてはならぬ、日本は勝手に浦鹽の領事館で暗號電報を使用して、日本にある自分に暗號電報を打たせないと云ふのは片務的であらう、漁業權問題に就ては、日本は露國に片務的の處置をさせようとするが、斯る要求はいけないと言つて、なか〳〵應じなかつたが、いろ〳〵話したものだから、遂にヨ氏も折れて、それでは電報を以て本國政府に問合せると云ふ事に話を進めて來たから、兩三日中には何か返事が來るであらう。（と語りし、隨行の鶴見氏を呼んで留守中若しヨ氏の返事が來たら、夫を永井通商局長の處に知らせよと命ずる）今やりかけてゐる交渉に依て、露日交商が何時正式に出來るかと云ふに、それは自分にも見當がつかぬ。今後日本政府が之れをどう取扱ふとも、自分の關知する所ではない。今の所では忠臣藏に辨慶が出て居る形で、之が進んで安宅の關に勸進帳を讀むやうにならねば本當のものではない。併し兩國政府は如何に此等の問題を處置する積りであらうか。（と問題を世間に提供するといつた風な得意の豪傑笑ひをする）一體日露交渉問題に對して、承認問題と通商問題とを分離して考へることが出來るのであらうか、考へて見ても分らぬ。通商はするが承認はせぬと云ふ主張もあるやうであるが、それは見當違ひになりはしないか。此等の主張は、恐らく政府に對する示威運動とするやうなもので、吾輩から見れば一顧の價値がない。吾輩の常に考へて居るのは、外交問題は決して秘

密に附するものでないと信ずる。祕密にしても、過日の商務官問題のやうに、結局隱し了せるものでない。故に國民に在來の事情を公表して、その諒解を求めて置く方が國民外交と云ふものであらう。さうして是等の事は、國民の熱誠なる後援がなくしては到底駄目であるから、吾輩は今後交渉案件の決定次第、著々世間に公表することを怠らない方針である。

ところが六日にヨッフェの打電した問合せに對して、十日の朝、莫斯科からの回訓がヨッフェの許へ到達したといふので、ヨッフェの祕書レヴィンは、同日正午伯の邸を訪問し、右の電報を伯に手交した。電報は政府の回答と、報道的電報との二通で、左の通りであつた。

一、漁業問題ニ關スル露國政府之回答

露國政府ハ、ヨツフエ氏ノ取次キタル漁業問題ニ關スル件ニ就キ、左ノ如ク回答ス。

右問題ハ、後藤子爵ノ要求ナルニ依リ、本政府ハ之ニ同意シ、ヨツフエ氏ノ任命スル人ヲシテ、日本ニ於テ日本漁民ニ査證ヲ與フルコトヲ許可ス。

二、漁業問題ニ關スル露國政府ノ報道的電報

露國政府ハヨツフエ氏ノ爲メ參考トシテ、左ノ事實ヲ報告ス。

日本政府ガ在浦鹽日本領事ヲ以テ、浦鹽政廳ニ要求シタルトコロハ、其ノ內容後藤子爵ノ要求ヨリモ遙カニ廣汎ニシテ、稅金其ノ他ノ事項ニ及ヒ居レリ。ノミナラス、五月十二日迄ニ露國側ガ承諾セサルニ於テハ自由行動ニ出ツヘキ旨ノ威嚇ヲ隨伴セリ、露國政府ハ日本政府ノ這般ノ言動ガ、國際間ノ禮讓ニ合セザルヲ遺憾トスルノミナラス、右威嚇ノ故ニ之ヲ承諾スルモノニアラズシテ、後藤子爵ノ誠意アル友誼ニ報キムガ爲メニ承諾スルモノナルコトヲ、明白ニ表示セムトス。

而して右二通の電報を伯に手交する際、レヴィン祕書は、口頭を以て特に左の如く報告した。

初メヨツフエ氏自ラハ、本問題ニ關スル日本外務省ノ要求ヲ片務的ニシテ毫モ條理ニ適ハザルモノトナシ、承諾ノ模樣ナク、更

ニ漁期其他ノ關係上、至急圓滿解決ヲ必要トスル旨ヲ、後藤子ヨリ陳辯サレタレトモ、承服シ難シト聲明セリ。只後藤子爵ニ敬意ヲ表スルノ意味ニ於テ、懇談ノ主旨ヲ莫斯科政府ニ傳達致スヘシトテ電報シタルモノニシテ、本文ニ後藤子爵ノ要求ナルニヨリ云々トアルハ此レカ爲メナリ。

なほレヴィンからヨッフェの傳言なりとして、「漁業者査證以外ノ件ニ關シテハ、予ハ政府ヨリ何ニモ承リ居ラズ、一應當局ニ尋ネテ御返事スベシ」との主旨を返答したのであつた。

この皮肉極まる回訓電報は同日午後二時、伯の邸において永井通商局長に手交せられた。同局長は二十分間ほど會談したる後、直ちに外務省に歸り、大臣室において内田外相、田中次官等と凝議を遂げた。當時外務省は露國側の回答期を十二日迄と聲明したのであるが、前述の如き經過に依つて、露國政府は、外務省を無視したるが如き態度を以て、期限到來に先立つて、伯個人を目標として回答を發して來たのである。

更に永井局長が伯の邸を辭去したすぐ後に、ヨッフェから左の書翰が到達した。伯は直ちにこの書翰を外務省へ送付したが、その内容は左の通りであつた。

於東京　千九百二十三年五月十日

我ガ親愛ナル後藤子爵

我政府ガ漁業問題ノ査證手續之變更ニ關スル貴下ノ御要求ニ應ジタリトノ事ヲ、今般貴下ニ傳達スルヲ得タルハ、生ノ深ク欣幸トスル處ナリ。

只今生ハ更ニ別個ノ電報ヲ本國政府ヨリ接受シタリ。右ニ依レバ日本市民ガ漁區ニ自由且ツ無統制ニ出入スルハ許容スベカラズト雖、露國政府ハ漁船ニ乘ジテ出漁スル人名簿ニ對スル航海許可書ヲ插入スルヲ以テ滿足シ、敢テ各個人別ノ査證ヲ要求スルコ

ト無カルベシ。

同時ニ我政府ハ生ニ訓令シテ、日本政府ニ對シ次ノ如ク公式ニ聲明センコトヲ命ジタリ。即チ今回漁夫ニ賦與セラレタル特權ハ如何ナル場合ニ於テモ、之ヲ以テ將來ノ漁期ノ先例トシテ思考セラルヽコトアルベカラズト。然リト雖、本取極メハ當該契約ノ期定スル全時期ニ亙リ貴下漁區ニ對シ有效ナルモノトス。

生ハ未ダ日本政府ト何等直接ノ關係ヲ有セザルガ故ニ、貴下ノ好誼アル斡旋ニ依リ、本國政府ノ名ニ於テ本聲明ヲ爲サント欲ス。

同時ニ生ハ――親愛ナル後藤子爵ヨ――生ハ貴下ニ御報道致サント欲スル一事アリ。即チ生ハ上記査證發行ノ任務ヲ掌ルベキ者ヲ未ダ任命セズトノコトナリ。其ノ理由トスル處ハ、生ノ知ル處ニ依レバ――本問題ハ之ヲ概言スレバ未ダ全然解決セラレタリト爲スヲ得ザレバナリ。蓋シ日本外務省ハ、浦鹽ニ於ケル所謂日本總領事ヲ通ジテ、漁區ニ關係アル人物並ニ物件ハ、各種ノ關稅及租稅ヲ免除セラルベシトノ新主張ヲ提出シタレバナリ。而シテ右ハ五月六日貴下トノ會談ニ際シテハ、何等說示セラレタルコトナキ要求ナレバナリ。

此機會ヲ利用シテ貴下ニ對スル最友好的ナル感情ヲ披露ス。

エー・ヨッフェ（署名）

卽ちヨッフェの書翰の趣旨は、

一、出漁者の旅券査證を許可する。

二、今回の特權賦與は將來の先例にしない。

三、査證官任命權はヨッフェの手中にあるが未だ任命せぬ。

といふにあるが、右のうち査證官任命の手續をとらぬといふのは、ヨッフェが六日の會談に際し、伯の提議範圍外の各種事項に就いて、外務省が伯に何等の連絡をもとらずして、浦鹽の日本領事を通じて新しき主張を試みた事實に對

し、如何にヨッフェ自身が感情を著しく害したかを露骨に表明してゐる。

一方、伯の手から露西亞側の回訓電報を受理した永井通商局長は、新聞記者に對し次の如く語つた。

ヨ氏に對する莫斯科政府回訓の内容は、漁業者の旅券査證に就き何等かの便法なきかと後藤子より申出のあつた旨を諒とし、日本に於てヨ氏の任命する者をして査證を爲さしむる事を承認すと言ふ、極めて簡明な回答であつて漁業稅、關稅、漁區割當、借區料等殘餘の問題に觸れてゐないから、之を以て漁業問題全部の解決と見る事は出來ぬ。唯漁業問題行惱みの根元たる査證の問題が片附いたのである。（十一日、時事新報）

十三日に至つてまた〳〵、伯宛てにヨッフェから、左の如く漁具關稅免除に關する吉報が齎らされた。

親愛ナル後藤子爵

漁業問題ニ關シ、本國政府ト通信ノ結果、更ニ良好ナル結果ヲ得タルコトヲ御報道致シ得ルコトハ、生ノ深ク欣幸トスル處ニ有之候。

昨夜接受シタル電報ニ依レバ、莫斯科ニ於ケル所謂タリノ委員會ハ「漁具ノ關稅ヲ免除」スル旨決議シタル趣ニ候、右決議ハ未ダ人民委員會ノ批准ヲ得ザレドモ、其ノ之ヲ得ベキコトハ些ノ疑モ無之候。

貴下ノ最モ誠實ナル

エー・ヨッフェ（署名）

かくしてヨッフェは、東京における査證事務の必要上、浦鹽から七、八名の露國人を呼び寄せることになつたのであるが、浦鹽のハーヤンから五月十四日「當方準備一切整フ、日本側査證ノ爲メ遲ル」と打電し來つたといふので、浦鹽日本領事の査證至急下附方、伯に斡旋を依賴し來つた。

且に於いて、伯は漁業問題の交渉經過を記した書翰を内田外相に送るとともに、東京における査證事務開始の爲め

の所要露國人員の旅行に對して、日本側が速かに査證を下附するやう斡旋ありたき旨をも申送り、同時に殘されたる稅金問題に就いても、ヨッフェに對して日本側の意向を傳達したる旨を報告したのであつた。その內容は左の通りである。

拜啓　去ル五月五日午後永井通商局長ヲ以テ漁業問題ニ關シ御來旨ノ次第モ有之候間、翌五月六日朝築地精養軒ニヨッフェ氏訪問ノ際小生ヨリ右傳達シ、斡旋方依賴致候處、同氏ハ卽刻之ヲ快諾シ、莫斯科政府ニ右電報致候趣ニテ、五月十日ニ至リ別紙第一號寫ノ通リ、露國政府ノ回答傳達致來候。右ハ卽刻小生ヨリ永井通商局長ニ手交、閣下ニ御傳達方依賴致置候間、旣ニ御了承ノ儀ト奉存候。同日午後ヨッフェ氏ハ更ニ別紙第二號寫ノ如キ書面ヲ送付致參候間、是亦早速使者ヲ以テ永井通商局長ニ傳達致置候。尙ホ右書面中ノ「今回漁夫ニ賦與セラレタル特權ハ、如何ナル場合ニ於テモ、之ヲ以テ將來ノ漁期ノ先例トシテ思考セラル丶コトアルベカラス」トノ點ニ關シテハ、永井局長ノ意見ニ依リ、右了承方先方ニ傳達致置候。越エテ五月十三日ニ至リ、ヨッフェ氏ハ更ニ別紙寫第三號ノ通、漁具免稅ノ件移牒有之候間、是亦早速永井局長ニ御送付致置候。同時ニヨッフェ氏ハ祕書レヴインヲ通ジテ、口頭ヲ以テ、東京ニ於ケル査證事務ノ必要ニ鑑ミ、七八名ノ露國人ヲ至急浦鹽ヨリ呼寄方決定シタル趣、並ニ右呼寄ニ必要ナル浦鹽日本領事ノ査證、至急下附方斡旋有之度旨申出有之候間、早速口頭ヲ以テ永井局長迄申通ジ、同局長ノ承諾ヲ得テ、更ニヨッフェ氏ニ其ノ旨通知致置候。尙本件ハ漁業地ニ於ケル稅金等ノ問題ノ解決セザル爲メ、實行ニ支障アル旨ハ書面ヲ以テヨッフェ氏ニ申進置候。

右經過ノ大要御報告旁奉得貴意候。　敬具

大正十二年五月十四日

子爵　後藤新平

外務大臣　伯爵　內田康哉殿

かくのごとき細事に至るまで、一々伯の手を煩はさねばならぬほど、當時の日露關係は、少なくとも形式上睨み合ひの形となつてゐたのである。さうして伯は、煩と勞とを厭はず、これらの小問題にさへ、兩者の間に立つて、一々斡旋するところがあつた。

その翌日伯は、ヨッフェに對し、挨拶の手紙を送つた。その概要は、次の通りであつた。

一、漁業問題ニ付テノ御盡力ヲ謝ス。

二、御來翰ニアル如ク、漁業取定メハ今年度限リノモノタルコト外務省ニ於テモ承知セリ。

三、査證ノ爲メ必要ナル人員ノ浦鹽ヨリ呼ビ寄セラル、爲メ日本領事ノ査證必要トノコトナルガ、右ハ既ニ外務省ヨリ其手續ヲ爲セリ。

四、一昨五月十三日ノ御電報ニヨル漁業ノ關税免除ノ件深謝ス。

五、只小生ハ不幸ニシテ一事ノ申上ゲザルベカラズ。ソレハ露國ノ租税ノコトナリ。聞クトコロニ依レバ露國ニテハ五月六日ヨリ全國一樣ニ漁業税ヲ課セラレタル由、又人頭税モ課セラル、由、然ラバ此等ノ金額多額トナル爲メ、採算上漁夫ハ利益ナキコト、爲リ、折角ノ査證ノ御心配モ充分效ナキニ至ランヤモ知レスト憂慮致居候。

かうした伯の盡力の結果、十六日浦鹽出帆の鳳山丸で露國の査證官一行は日本へ向けて出發し、十七日附にてヨッフェは、そのころ精養軒に滯在してゐたホルトマンを査證官長に任命した。

露國の査證官一行は、十九日に入京した。そして査證事務所は築地精養軒三十九號室に置くことと、事務はすべて假

二人の書記官にては夜を日に繼ぐも足らざるを以て、余は北京より若年の書記官と暗號掛の女子を呼寄せたるにつき、兩人に對する入國の査證を與ふるやう御配慮願ひたし。　以上

これらの問題は、伯の斡旋によつて、すぐにヨッフェの希望通り實現されることになつた。そこでヨッフェは、五月二十六日、祕書レヴィンをして一通の覺書を持參して伯を訪問せしめ、伯の盡力を大いに感謝したのであるが、その覺書の後段に於いて、彼は次の如く軍艦派遣問題につき、伯の注意を促し來つた。

去リ乍ラヨッフェ氏ハ、昨年坐礁シタル日本ノ一驅逐艦引揚ノ目的ヲ以テ、日本カ豫メ露國政府ニ國際法上ノ慣例ニ基ク何等ノ照會ヲ爲スコトモナク、露國ノ領海――カムチヤツカ――ニ三隻ノ驅逐艦並ニ一隻ノ運送船ヲ派遣シタル結果、重大ナル紛糾ノ生シ得ヘキヲ豫期セサルヘカラズトノ事ヲ、貴下ニ通告セサルヘカラサルヲ甚タ遺憾トス。

右の軍艦派遣問題に就いては、伯は特に海軍省に問合せた上、五月二十九日附で左の如く釋明の書翰をヨッフェへ送つた。

海軍省ノ辨明

今回日本海軍艦艇ノ露領沿岸寄港ニ關シ、政府當局ヘ問合セタル處、右ハ最近數年間斯種ノ事柄ニ付テハ、露國官憲ヘ豫報ヲ爲サスシテ執リ行ヒ來レル例蹤モ有之、且ツ震災地方ニ於ケル居留日本人民ノ狀況視察上、至急ヲ要スル事情等ノ爲メ出動セシメタル次第ニシテ他ニ何等理由無之趣ニ御座候。

一時はさしも朝野の耳目を聳動させたる漁業問題も、伯の盡力によつて、かくも容易に解決を見たばかりでなく、それに附隨して起つた細々した問題も、一々適當に處理さるるに至つた。

以上が、日露交渉基礎私案を作成するといふ本來の目的を達成する途上において、伯の處理せる派生的案件の大要である。

第四節　東京會商

一、五月六日會談

漁業問題の經緯を終りたる我等は、再び本筋に立ち歸りて、五月六日會談の要旨に及ぶであらう。この五月六日の會談は、伯のヨッフェとの私的交渉中頗る重要性を帶びたものであつた。

伯は會談に入るに當り、先づ左記のごとき文書をヨッフェに手交した。これ等の文獻は悉く日獨兩語をもつて作成せられ、ヨッフェに對しては、獨逸文のものを手交したのである。

三月廿九日及四月二十四日兩度ノ會談ニ於テ、日露兩國間ニ關スル問題ニ付、相互ノ私見ノ交換ヲナシタル結果、貴下ト政府當局者トノ間ニ若干意思ノ疏通ヲ見タルモ、尚未ダ充分ナラザルモノアリ。仍テ余ハ貴下ノ御病氣ノ經過ノ御都合ニヨリ尚若干意見ノ交換ヲ致シタキコトヲ希望ス。蓋之レ貴下ト我政府當局者トノ間ニ非公式ノ交渉ヲナス時機ノ、一日モ早ク招來センコトノ希望ナルニヨル。

二、前日會談ヲコトコールヽ、サガレン撤兵ニ關スル項中「無條件」ノ字ヲ削除シタキ旨申進メタルニ對シ、レビン氏ヨリノ貴答承知セリ。右ハ都合ノ會談ヲ政府ニ披露スルノ上ニ於テ、將來ノ進行上不利ナルベシト信シタルニ付、申進メタル次第ナリ。

四月二十四日會談ノ記事ハ、自分ニ於テ政府ノ意向ヲ推測シテ御話シセシ積リナルモ、貴下ノ記錄ニハ凡テ「斷言」ノ形ニ表ハレ居レリ。事實上必スシモ妨ナシト思フモ、自分ハ政府者トノ間ニ於テハ未タカク「斷言」ノ時機ニ達セサル情態ナルニヨリ、此際政府者ノ誤解ヲ避クル爲、右ハ全ク自分ノ推測ニシテ、「斷言」ニアラサル義ナルコトヲ御了承アリタク希望ス。今後トテモ「斷言」カ「推測」カノ御疑アル場合ハ、通譯ノ間ニ於ケル齟齬ヲ來サヽランタメ、爲念御反問又ハ御確カメアリタシ。

一、サガレン問題ト尼港問題カ重要ナルコトハ勿論ナルモ、此兩問題カ解決スレハ、直チニ豫テ御意見ノ三條件カ異議ナキヤウ御記シアルモ、之ハ前日ノ會談ニテ承認問題ヲ考慮スル上ニ就テハ、政府ハ尼港問題ト國際義務履行問題トノ二ツヲ先ツ解決スルニアルコト、三月二十九日ノ會談覺書ニアル通ナリ。此コトハ更ニ明瞭ニナシ置キタシ。

一、北樺太問題ノ解決方法ニ就テハ、二十四日ノ會談ニテハ貴下限リノ御意見ト承知シ居ルカ、尙此コトニツキ貴下ヨリ既ニモスカウ政府ニ御問合セアリタルコトヽ信ス。而シテ未タ其回答ヲ得ラレサルカ承知致シタシ。

一、政府ハ承認問題ニ關シ、尼港問題並ニ國際義務ノ履行ヲ重要條件トスル事ハ、三月廿九日會談ノ際申述ベタル通ナルカ、廿四日會見ニ於テ尼港問題ニ就テハ、貴見ヲ聞クヲ得タルモ、國際義務履行中、條約ノ點ニ就テハ「吾露國ハ舊條約ノ無效ヲ宣言シ、且新條約ノ締結ヲ要求スルモ、而モ之レ次ノ會商ガ據所ナク、且全然舊條約ト沒交涉ニテ行ハルヽノ意ニアラズ」トノ御意見ナルモ、右ハ例令バポーツマス條約中ニ於テ、帝國既得ノ權利中、我ニ有利ナル者ハ之ヲ認メラルル者ト解シ、政府ニ小生ヨリ言明シテ宜シキヤ。

一、對外債務殊ニ戰時債務ニ就テハ、ゼノア會議ノ聲明ヲ引證セラレ、之ヲ承認セストシ、又個人ノ蒙ムリタル損害ニ關シテハ海牙會議ニ於テ何等カノ方法ニ於テ補償スルコトニ決心シタリ云々、又日本ノ要求ハ金額モ僅少ニシテ、總テ他諸國ニ先ンスル勞農政府承認ノ代償トシテ、例外的ニ支辨セラレ得サルニアラサルモ、之ニ應スルコト他國ニ對シ先例トナランコトヲ恐ルカ故ニ、權利トシテ承認シ得ストノ御意見ナルモ、凡ソ是等ニ就テハ之ヲ債權ノ決定トセスシテ、實際上ノ計算ニヨリ之ニ代

フルノ方法ハ、之ヲ考慮セラル、ノ意思アリヤ、此點承ハリ置キタシ。

一、尼港事件ノ、日本ト同樣露國ニ取リ威信問題タルノ理由ヲ以テ、日本ノ權利ヲ認メテ讓步スルコトハ困難ナリトセラル、モ、實際上ノ計算ニ於テ之ヲ處理スルコトハ差支ナシト思惟セラル、ヤ承ハリ置キタシ。

以上

この當時筆者は伯の身邊にあつて、この仕事の手傳ひをしてゐたのであるが、この六日の會談の際は、伯に同行して會談に立會つてゐた。いまその談話を筆者が傍より筆記したものが殘つてゐるから、煩を厭はずこれを掲げる。

○子爵　舊條約ハ全部廢棄ストハ露國政府ハ主張スルモ、右ハポーツマス條約ノ如キ既得權ニモ及ブモノナリヤ。即チポーツマス條約中效力ノ既ニ發生シタル割讓條約ハ別トシ其ノ他ノモノ、例之ハ漁業權ノ如キモノニ對シテモ、露國ハ全然條約破棄ノ精神ニテ、之ヲ無效ト主張セラル、ヤ如何。

○ヨツフエ　尼港事件ト北サガレントポーツマス條約ノ漁業權ノコトニ就テハ、暗號許可以前ニ本國ニ問合セタリ。併シ之ノ會商ノ前提トナルト云フ日本政府ノ意ナラバ、問合シテモ宜ケレドモ、ソレハ到底本國ハ承認セザルベシ。

○子爵　日本政府ハ目下漁業權ノ事ニ付テ焦眉ノ急トシテ焦心セリ。故ニポーツマス條約ハ全部廢棄カト問合セ居レルナリ。

○子爵　余ハ法理上ノ議論ヲスルニ非ズ。只貴見トシテハ漁業權ヲ廢止スル積リナリヤ否ヤ承知シタキナリ。

○答　元來會商ノ豫備條件ハ御話シ得ベシ。然レトモ談判ノ内容ハ申上兼ヌ。何トナレバソレハ目下手許ニハポーツマスノ條約文モナキ次第ナレバナリ。

○子爵　勿論ソレハ小生モ知ラヌコトニシテ、左樣ナ事ヲ論スル積ナキモ、又左樣ノ問題ニ差迫リ居ル故申シタルノミ。

○答　自分ハ目下ポーツマス條約ヲ手許ニ有セザル故、漁業權ノ事ハ知ラヌ。併シ自分個人ノ意見トシテモ、又露國本國ノ意見トシテモ、經濟問題ニ付テハ日本ハ困難ナリシナラン。サレド漁業權ハ如何ト云ハレタ處デ、ソレハ即答出來兼ヌル次第ナリ。今茲ニ居ルハ、尼港樺太問題ノ如キハ、日本ノ威信問題ナリト云フ故、會議ノ豫備條件トシテ今迄御話致シ來リタルナルモ、今漁業權ハ如何、森林權ハ如何ト云ハレテモ、ソレハ會商ノ時ニ細カク論ズベキ問題ニシテ、豫備ノ相談ノ時ニ論ズベキモノ

ニ非ス。現ニ日本ハ露國ニノミ求メテ、露國ニ與フルコトヲ少シモ云ヒ居ラヌニ非スヤ。コレハ外交ノ談判ノ際論ズベキモノナリ。

○子爵　ワカリマシタ。

○ヨ氏　私ノ考ニテハ、最惠國約款ノ權利ヲ日本ガ得ヘキコトハ疑ナシト思フ。而シテソノ適用ヲ東洋ニテ最モ多ク受クヘキモノハ日本ナリ。

○子爵　余ハ露國政府ガ國際義務履行ノ主義ヲ認メサルコトハ承知ス。ソレヲ問ヒニ來リシニ非ス。只尼港樺太ノ問題ヲ片附ル爲メニ、實際上ノ問題トシテ片附ル心アルヤ否ヤヲ聞キニ來リタルコト、コレ余ノ私見ノミ。

○ヨ氏　無言。

○子爵　尼港ニ付テ露國ニ責任ナシ、調査ハ雙方的ニスヘシ、只日本政府カ聲明ノ手前何トカセネハナラヌトノコトハ了解セル故云々トノ御話シアリシ故、小生ハ此會商ニ際シ、事實問題トシテ解決スルノ心アリヤ否ヤト問フナリ。

○ヨ氏　余ハ容易ナリト考フ。尼港事件ハ人道上ハ大問題ナレトモ、事實問題トシテハ小問題ナリ。又一方露國側モ日本ノ軍事干渉ニヨリ被リタル損害ハ莫大ナリ。故ニ之ヲ双方ヨリ提出シテ相殺セハ可ナラン。

○子爵　ソレハ御意見トシテ承リ置クヘシ。自分ノ考トシテハ、雙方ノ意見ヲ皆出シテ、ソノ中カラ互ニ消シテ行クナラバ、會商好都合ナラムト考ヘ居ル次第ナリ。故ニ兩方ノ意見ニシテ距離アルモノヲ提出シテ、話シ合ツテ見ルコトニシタシト申スナリ。

○答　私ノ考ニテハ、尼港事件ハ片附クト思フ。日本ハ賠償金ヲ是非取ラウトノ考ニハ非ルヘシ。只威信問題トナリ居ルナラバ露國トシテハ之ニ責任アリト言明シテ、賠償ノ責任ヲ認メテモヨシ。只實際問題トシテハ露國ノ分ト相殺シタシ。サガレン問題ハ小生ノ意見ハ、租借又ハ賣買案ナルガ、賣ル方ハ金額ノ點ニ付キナカ〳〵困難ナラン。故ニ之ハ租借ノ方ヨカラム。第三ニ露國外交官ノ取扱モ可ナリ。故ニ第三次ノ會商ノ豫備條件ノ話ハ盡キタル筈ナリ。然シ日本政府ハ更ニ國際義務個人損害賠

債ノ事ヲ持出サル、ニ於テハ、今度ノ話ハ打チ切ラザルヲ得ス。勿論自分ト子爵トノ間ハ別ナレトモ、一體日本政府ハヨク意見ヲ變スル故云々。

○子爵　國際義務履行ノ話ノウチ、政府ノ方デ最モ注意ヲ拂ヒ居ル點ハ、ポーツマス條約ノコトナル故、今日申上ケタルニシテ政府ノ意思ガ變シタリトハ思ハレズ。勿論自分ト君トノ間ノ如ク了解シ得ヌモ、余ハ政府ノ意思ガ以前ヨリ惡ク變リタルモノナリトハ考ヘ居ラヌ次第ナリ。

○答　舊條約ハ無效ニシテモ、今度ノ新規締結ノ條約ガ、ポーツマス條約以上ノモノナラバヨカラズヤ。

○子爵　夫ハ其ノ通リナレドモ、此間申上難キ廉モアル故申シ居ルナリ。又今日ノ話シト云フモノハ、經濟上ノ利權ヲ與フルト云フコトハ答トナラヌ。法律上ノコトニツキ威信ヲ兩方デ立テネバナラヌ。ソノ間ニ於テ兩國ノ親交ヲ齎ラサムトノ事ハ了解ス。又モノアノ原則尊重ノ事モ了解セリ。今日ハ別ニソレヲ壞サムトノ考ニテ申出シタルニ非ル故、之モ承知願ヒタシ。

○答　今日御話シタル處ハ、返電ヲ見ヌ故、個人ノ意見ナルガ、事實ハ如何ト申スニ、露國ノ方ガ遙カニ迎意的ナリ。例之ハ浦鹽ノ地方官憲ハ讓リ過ギル程讓リテ居ル。然ルニ日本ハ讓ラヌ故ニ、日本側ハ之ニヨリテ見ルモ恐ル、事ナカルベキ筈ナリ。

○子爵　然シ將來自分ノ方デ大讓歩ノスルカモ知レヌカラ、今ハソンナ形勢デモ辛抱シテ貰ハナケレバナラヌデハアリマセンカ。

○兩方哄笑ス。

雙方の會談は、さういふ風な和氣藹々たるものであつた。さうして、それから四日目即ち十日附を以て、ヨッフェは當日の會談覺書を伯の許へ送つて來た。内容は次のごとくであつた。

親愛ナル後藤子爵

貴下トノ會談ガ二個國語ニヨリ、且ツ通譯者（優秀ナル人ナレドモ）ノ勞ヲ煩ハスノ必要アルノ事實ニ鑑ミレハ、時トシテ其ノ間双方ノ諒解ノ障害タルベク、或種誤解ノ發生モ、ルトキハ必シ難シト思惟ス。

故ニ余ハ本書ニ於テ、此種誤解ヲ一掃センガ爲メニ、從來貴下トノ會談ニ際シ常ニ余ノ取リ來リタル意見ニ付テ、更ニ明瞭ニ、

正確ニ、且ツ其ノ眞意ヲ一層徹底的ニ御説明致サムト欲ス。

第一ニ余ノ指摘セント欲スル所ハ――余ノ諒解スル限リ――四月二十四日ニ至ルマデハ、余等ノ會談ハ全然非公式(インフォーマル)、且ツ無拘束ナル地位ニ於テ取行ハレタリトノコトナリ。而シテ四月二十四日ニ至リ貴下ハ以前ノ如ク非公式ニ會談セラレタリト雖、シカモ貴下ハ此日ハ政府ノ指揮ノ下ニ會談セラレタルモノトモ言ヒ得ベシ。日本政府ハ我等ノ會談ヲ以テ頗ル重要ニシテ殆ンド半公式(セミ・オフイシアル)ナルモノナリト思惟セルガ爲メニ、余ニ賦與スルニ本國政府トノ暗號電報使用權ヲ以テシ、從テ余ニ全然公式ノ回答ヲナスノ可能性ヲ與ヘラレタリ。四月二十四日會談ノ要領ハ、余ノ諒解スル所ニ於テハ大凡ソ下ノ如シ。

四月二十日、日本政府ハ次ノ如キ決定ヲナシタルモノヽ如シ。(何トナレハ翌二十一日森孝三氏ハ書面ヲ以テ先日閣議決定ノ事項ヲ申來サレ、余ニ暗號電報使用許可ノ件、並ニ同決定ヲ余ニ傳達スヘク、政府ハ貴下ニ依頼シタルノ件ヲ報告セラレタルガ故ナリ)

(一) 日本政府ハ左記二條件ニシテ豫備的ニ決定セラルヽニ於テハ、第三次日露會商ヲ開始スルノ意アリ。

(イ) 尼港問題

(ロ) 薩哈連問題

(二) 薩哈連問題ニ關シテハ日本政府ハ北薩哈連ヲ買收シテ解決セント切望ス。

(三) 余ガ上記豫備交渉中、本國政府ト暗號電報ヲ以テ通信スルノ必要ヲ有シタルニ鑑ミ、日本政府ハ此權能ヲ余ニ特許シタリ。

此等ノ諸點ニ關スル貴下ト余トノ會談ノ内容ハ、既ニ覺書ニ記載シアルヲ以テ、之ヲ反覆スルノ煩ヲ避ケ、余ハ單ニ下記ノ點ニ付キ貴下ノ記憶ヲ促サント欲ス。親愛ナル後藤子爵ヨ。卽チ餘事ニアラズ。余ノ當國ニ到著シタル殆ンド最初ノ日ニ於テ、余ハ既ニ公ニ聲明シテ、日露會商再開ノ爲メノ三個ノ豫備條件トシテ、我露國政府ノ必ズ提出スベキモノヲ發表セリ。而シテ日本政府ノ閣議ノ決定ハ、上記ノ余ノ三條件ヲ容レタルモノト解釋セラルベキヤ否ヤトノ余ノ問ニ答ヘテ、貴下ノ言ヲ通譯シツヽアリシ森孝三氏ハ、尼港及薩哈連問題ノ解決セラルヽ以上、ソレハ申スニ及バザルコトナリト言ヒタリ。

先般貴下ノ覺書ニ於テ、余等ノ非公式會談中ニ、貴下ハ政府ノ意嚮ヲ推測シテ、貴見トシテ語ラル、コトアルノ故ヲ以テ、其ノ何人ノ意見タルヤ明瞭ナラザルニ際シテ、質問スベキ旨申出ラレタルハ、余ノ感謝スルトコロナリ。

向後余ハ正ニ貴需ノ如ク行動スベシト雖、現下論述セル此場合ニ於テハ、久シキ行惱ノ後、漸ク暗號使用權ヲ得タリシヲ以テ、日本政府ノ意嚮ハ可成的早ク露國政府ノ回答ヲ得ムト欲スルナラムト解シ、余ハ本文冒頭記述セルト殆ンド同文章ヲ以テ、四月廿四日ノ提案ヲ本國政府ニ電送シタリ。

コトモ余ガ五月六日ノ會談ニ於テ、貴下ガ口頭並ニ文書ヲ以テ、日本政府ハ余カ尼港及サガレンノ問題ノ豫備的解決ノ條下ニ記セル余ノ三個ノ豫備的條件ナルモノヲ承認セズ、且ツ露國ガ「國際義務」即チ（一）露國ノ對日債務ノ承認、（二）革命的手段ノ故ニ日本市民ノ被リタル損害ニ對スル補償、（三）日露間ニ於ケル舊條約ノ承認ヲ豫備的ニ承認セムコトヲ望ム旨聲明セラレタル際、余ノ甚シク驚愕シタル所以ナリ。

貴下ガ最後ノ覺書ニ於テ、此問題ニ就テハ我々ハ既ニ會談シタリトノ旨指摘セラレタルハ正シ。然レドモ亦同時ニ三月廿九日ノ貴下ノ覺書ニ於テハ、貴下ハ「國際義務」ノ意義ヲ解釋シテ、コレ露國外交官ガ國際禮讓ノ諸規則ヲ遵守スルコト、即チ外交官ノ義務タル宮廷ニ出頭スルノ義ナリト爲サレタルコトモ亦事實ナリ。之ニ對シテ余ハ此等問題ハ露國側ニ於テ何等ノ誤解ナリトベシト信ズル旨回答セル次第ナリ。

すなはち以上ヨッフェは、日本側の意嚮が、尼港問題と薩哈連問題とが解決しさへすれば、彼の提出せる豫備的條件、即ち平等權利、正式承認、薩哈連撤兵の三條件を容るるにありと信じたるに拘はらず、新たに伯から國際義務の履行を豫備的に承認せんことを求められたるは驚愕に堪へずと述べ、且つ伯が先に「國際義務」とは「國際禮讓」の意に他ならずと語りたる旨を指摘したのであつた。

しかしこの最後の點について、伯はそれは全くヨッフェの誤解であるとなし、自らこの覺書のなかに、次の如く附

記してゐる。

本項ニ就テハ誤解アリ。三月二十九日ヨッフェ氏ニ對スル余ノ談話中、國際義務履行ノ問題ニ就テハ、ラパルロー條約ヲ引用シテ之ヲ說明セリ。（質疑第三項參照）此ニ依テ見ルモ、之ヲ「國際禮讓ノコト」ト解釋云々ト云フハヨッフェ氏側ノ誤解ナリ。
此誤解ハ後ニ照合スルコトニヨレバ、外務當局側ノ密使ト稱スル某（此件ハ別ニ發表ノ機會アルベシ）ガ、ヨッフェ氏ニ話シタル事項ト混同セルニ起因セルモノナリ。爲念附記ス。

後藤新平

さてヨッフェの覺書は、さらに進んで「國際義務」の問題を詳說し、若し日本が何處までもその履行を主張するならば、公式豫備交渉に入るのは無益であるとなした。次の通りである。

余等ノ數多キ會談ノ際ニ於テ國債、個人損害、舊條約等ノ諸問題ニ論及シタルコトアルハ事實ナリ。然レドモ亦同時ニ余カゼヌア及海牙ニ於テ露國ノ取リタル立場ヲ說示シ且露國ノ對日債務ハ多額ニアラズ、又個人損害ニ至ツテハ、當時極東共和國ニハソヴヰエット法制ノ實施セラレ居ラザリシノ事實ヨリシテ、毫モ多額ニ上リ居ラザリシニ相違ナシト雖、露國ハ如何ナル事情アルモ此等ノ主張ヲ滿足セシムルノ意思ナカルベキコトヲ信ズル旨力說シタリ。卽チ絶對的ニ許スベカラザル先例ヲ生ズルモノナルノ理由ノミヲ以テスルモ、然ルヲ得ザル旨力說セリ。

又更ニ舊日露條約ヲ承認スルノ必要ニ關シテハ——會議ニ於テハ全然白紙的態度ヲ以テ交渉ヲ行フノ不可能ナル事情ニ鑑ミ——余ハ此見解ノ正シカラザルコトヲ反覆力說セリ。蓋シ國際法ノ規定ニ從ヘバ、戰爭ハ其ノ戰爭ト稱スル事實ノミニ基イテ交戰國間ノ既存條約一切ヲ消滅セシムルモノニシテ、シカモ右事實ハ、此等交戰國ガ戰爭終熄ニ際シ、平和條約取定メノ交渉ニ入ルニ何等妨ゲナキモノナリトノ理由一ツニ依ルモ明白ナレバナリ。更ニ余ハ新創設國家トノ間ニハ何等條約ガ存在セザリシトノ事實ハ、此等新國家ト交渉スルニ當リ實際上何等ノ障害タラザリシコト、又此等ノ交渉ガ多ク余ノ作成シタル草案ニ基イテ取リ行ハ

レタリトノコトヲ指摘シタリ。又大連及長春ノ會議ニ際シテハ、交渉ハ舊日露條約ニ基カズシテ、日本委員ノ提出シタル草案ノ基礎トシテナサレタルノ事實ニ對シ貴下ノ注意ヲ惹キタリ。

之ト實ニ余ガ五月六日ノ會談ニ際シテ、日本政府ニシテ斯ノ如キ「國際義務」ノ承認ヲ固執スルニ於テハ、進ンデ公式豫備交渉ニ入ルノ無益ナルコトヲ指摘セザルヲ得ザリシ所以ナリ。如何トナレバ露國政府ハゼヌアト海牙トニ於テ拒絶シタル提案ヲ、今日ニ於テ承認スルコトヲ拒絶スベキハ明白ナルヲ以テナリ。當時ゼヌア及海牙ニ於テハ、此提案ハ一切ノブルジヨア國（日本ノ含ム）ノ要求トシテ提出セラレタルモノニシテ、若シ之ヲ承諾セムカ、露國ハ正式承認及多額ノ資金貸付ヲ受ケ、一般ニ自己ノ要求ノ大部分ノ滿足ヲ得ベキコトヲ知悉シタルニ關ラズ、之ヲ拒絶シタルモノナリ。（中略）故ニ今余ハ單ニ余等ノ會談ニ於テ觸レタル諸問題ノ、多少ノ説明ヲ加ヘツヽ、茲ニ約言シ、而テ又此等問題ニ對スル解決案ヲ、選擇ノ餘地アル私案トシテ開陳セントス。

かくしてヨッフェの覺書は、いよ〳〵これ等の問題に關する解決私案を提出するのであるが、その前に、この覺書と絡んで發生したる一つの插話を物語らねばならぬ。

二、謎の人の出沒

插話とは何ぞや。是に不思議なる事件の正體が、初めて伯の前に露出されたことである。その爲めに、この對ヨッフェ交渉事件は、戰國策のごとき話題を提供した。

それは伯がヨッフェと私的交渉を續けてゐる間に、全然伯に隱れて、今一人の奇怪なる人物が、自ら内田外相及び伊集院關東都督の代理と稱して、ヨッフェと交渉を爲しつつありしことである。さうしてこの謎の人物は、政府の機

密に屬する事項について、ヨッフェに提案し、且つその意見を求めてゐたのである。

伯が初めてこれを知つたのは、五月十日附のヨッフェの覺書によるものであつて、それは右覺書の後半に次の如く記してあつた。しかしこれを伯が知つた時は、この謎の人物は全然舞臺から消え失せてゐたのである。

既ニ會談ノ際申上タル故、貴下ハ記憶セラルヽナラム。去ル三月ノ初旬、森猛熊ト稱スル人物、アントノフ氏ヲ通ジテ余ニ面會ヲ求メ來リタリ。彼ハ自ラ稱シテ政府並ニ政友會ニ密接セリト云ヘリ。彼カ自ラ歐洲語ヲ解セザルノ故ヲ以テ、通譯者トシテマツオキンナル露人ヲ用ヰムコトヲ條件トシテ提出シタルハ、余ノ一驚ヲ喫シタル所ナリ。蓋シマツオキンナル者ハ、アントノフヲ頭トスルロスタ通信社ノ日本語通譯者ナルヲ以テナリ。

余ハ森氏ニ關シアントノフ氏ニ問合セタレトモ、其ノ報告ハ頗ル貧弱ナリキ。彼ハ只余ニ語リテ、森氏ハ長春會議決裂後屢〻來リテ、政府トノ關係ノ密接ナルコトヲ語リ、種〻談合セルガ、其ノ語ル所ハ後ニ外務省ノ役人ト會談スル際屢〻符合セルヲ發見セリト言ヘリ。

然レトモ余ハ森氏ノ任務ニ疑ヲ抱キシト、且ツ外相内田伯ガ屢〻力說シテ、余トノ交渉ヲ欲セズト聲明セル際ナリシトノ理由ニ依リ、彼ト會見スルノ意無カリキ。

然レドモ森氏ガアントノフ氏ヲ通ジテ、日本文ヨリマツオキン氏ガ露文ニ飜譯シタル協定草案ヲ提出スルニ及ビ、余ハ彼ニ會見スルコトヲ承諾セリ。蓋シ同草案ハ彼ノ言ニ從ヘバ日本政府ノ提案タリシヲ以テナリ。余ノ會見ヲ承諾シタル理由ハ、同草案後半ノ細目ハ、長春會議ノ際ニ於ケル日本委員ノ所見ノ完全ナル複製ナリシト、又當時余ノ知ル限リニ於テハ、長春會議ノ日本案ハ日本ノ官邊ノ人〻ト雖知ル者少ク、外間ノ人ニ於テハ全ク之ヲ知ラザリシコトヲ承知シ居タルガ故ナリ。故ニ此一事ヲ以テスルモ、森氏ノ自稱スル政府トノ關係ノ僞リナラザルコト、殊ニ外務省トノ關係ノ密接ナルコト並ニ彼ノ草案ガ外務省案ナルコトヲ推知シ得タルヲ以テナリ。

此協定草案ハ日本文ヨリノ正譯ニ從ヘバ次ノ如シ。

一、露國ハ尼港事件ニ對スル責任ヲ承認スベシ。之ニ對シ日本モ同樣ノ事件ニ對スル責任ヲ承認スベシ。
二、北サガレンノ經濟的並自然的資源ヲ開發スル爲メニ、日露合辦ノ株式會社ヲ設立スベシ。シンクレアー契約ニ關シテハ露國ハ之ヲ上記主旨ニ從テ解決スベシ。
三、前掲二問題ノ解決ト共ニ、日本ハ北サガレン撤兵ノ日限ヲ公然決定スベシ。
上記三點ニ就テ協定成立シタル上ハ、下ノ諸點ニ關シ假協定ヲ成スベシ。
一、兩當事者ノ主權ノ相互的尊重、並ニ宣傳禁止。
二、相互國内法ノ規定ニ從ヒ相手國内ニ於テ行動、滯在、居住スルコトノ相互的承認、生命財産ノ安全保障、宗教ノ自由。
三、通商及産業ニ從事スル權ノ相互的許與。
四、現行海上航海法ノ相互的承認——航海タリフノ改正。
五、漁鹽ニ現存スル港則並ニ船舶ノ航行ヲ阻害スヘキ諸規則ノ檢査改正。
六、郵便電信協約締結ノ協定。
七、日露漁業條約ノ改正。
八、露國領内ニ於ケル鑛物開發、木材伐出、並ニ沿岸航海ニ從事スルノ協定——八月二十六日以後取得ノ諸權利ヲ除ク以外ノ既得權ノ承認。
九、外交官ノ交換。

余ノ請ニヨテ森氏ニ會ヘルヤ、余ノ發シタル第一ノ質問ハ、森氏ノ任務並地位如何トノコトナリキ。之ニ對シテ同氏ハ答ヘテ、余ハ私人トシテ何等政府ニ職ヲ奉ゼルモノニアラザレドモ、銀行家タル仕事ノ關係上、政府當局ノ或人々、並ニ政友會總裁高橋子ト密接ノ關係ナリト云ヘリ。然ラバ貴下ノ言ハルル、政府當局ノ或人トハ何人ナリヤトノ余ノ問ニ答ヘテ、彼ハ第一ニ外務大臣内田伯、次ニハ首相加藤男、關東都督伊集院男ナリト語リ、更ニ上掲協約草案ハ此等ノ官吏及ビ高橋子ヨリ來レルモノナリト斷

セリ。

依テ余ハ森氏ニ指摘シテ曰ク。貴方ノ事情左樣ナレバトテ、貴下ト余トノ地位ハ依然トシテ相違セリ。卽チ森氏ハ政府ノ命ヲ受ケタリトノ何等ノ證據ヲ呈示スルコトヲ得ザルニ、余ノ側ニ於テハ其ノ公然政府ノ代表者ナルコトハ、森氏ニ於テモ知悉セル通リナリ。

森氏ハ名刺ニスラ姓名以外何物モ現ハレ居ラザルニ、余ノ方ニ於テハ、余ノ露國ニ於ケル地位ノ故ニ、其ノ一言一句ハ特別ノ重要性アリ。固ヨリ只今ノ此場合ニ付テハ、余ハ何等權限ナキヤモ知レザレドモ、然リト雖、余ハ第三次日露會商ノ可能性、並ニ之ヲ可能ナラシムル條件ニ關スル余ノ意見ヲ隱匿セント欲セザルガ故ニ、既ニ該問題ニ關シテハ屢〻新聞代表者ニ會見シテ所論ヲ發表シタリ。故ニ余ハ余ノ意見ノ日本ニ於テ廣ク知レ亙ラムコトヲ切望スルニ由リ、所見ヲ森氏ニ開陳スルハ頗ル希望スル所ナリ。只特ニ注意ヲ乞ヒタキハ、余ノ發表スル意見ハ全然余ノ私見ニシテ、何等余ノ政府ヲ拘束スル力ナキモノトノ一事ナリト。

依ツテ余ハ森氏ニシテ上述諸氏ノ命ニ依リテ權能ヲ與ヘラレ居ルモノナリセバ、同氏ト會談セリトノ事實ヲ、余ニ對シカバカリ手厚キ歡待ヲ與ヘラレ、且ツ同一問題ニ付テ既ニ久シク余ト談合シツヽアリシ後藤子爵ニ告ゲザルハ、余ニ取リテハ決シテ高尙ナル擧作ト言フベカラズト附言シタルニ、森氏ハ最初之ニ異議ヲ唱ヘシガ、終ニハ之ニ贊成セリ。

然ルニ同夜氏ハ余ニ書面ヲ送リ來リテ、「余等ノ會談ハ或時期マテ公表ヲ見合ハサレタシ」ト申越シタル故、余ハ之ヲ承諾シ、今日マデ未ダ一人ノ新聞記者ニ對シテモ之ヲ語リタルコトナシ。

余等會談ノ內容ニ立チ歸ランニ、余ハ森氏ニ語リテ曰ク。彼ノ提出シタル草案中、最初ノ三點ノミガ論議ノ主題タルベキモノナリ。何トナレバ他ノ諸點ハ細目ニ入ルモノニシテ、コレ會議ニ於テ論ズベク、豫備交涉ノ際ニ議スベキモノニアラズト。又余ハ彼ニ語リテ、目下余ハ如何ニシテ第三次日露會商ニ入ルベキヤノ問題、又會商ハ一般的ニ考ヘテ可能ナリヤ否ヤノ問題ノミニ付テ交涉ヲ行フコトヲ得レドモ、會商自體ノ決スベキ條約自身ニ就テハ、之ヲ議スルコトヲ得ズト言ヘリ。

次ニ余ハ彼ニ語リテ、上記草案中最初ノ三問題以外ノ細目ハ、長春會議ニ於ケル日本委員ノ見解ノ反覆ニシテ、只異ルハ第九箇條ノ外交官交換ノ件ノミナリ。之ハ新規提案ナレドモ、不可能ノ問題ニアラズト言ヒ、進ンデ此箇條ハ余ノ謂フトコロノ常例的外交官竝領事官關係ノ再開、即チ正式承認ト同一條項ト解釋シテヨロシキヤト問ヒテ、彼ノ説明ヲ求メタリ。

ソレヨリ余ハ上記日本草案ノ最初ノ三點ニ立チ歸リテ、第一箇條ハ如何ニ解釋セラルベキヤニ就テ説明ヲ求メタリ。即チ右ハ實際上勘定ノ支拂フノ意義ナルカ、又ハ日本政府ハ何等實際上ノ支拂ヲ爲サズ、只政府ニ都合ヨキ形式ヲ撰擇シテ尼港事件ノ清算ノ試ムル意思ナルカト。

森氏ハ之ニ答ヘテ、固ヨリ彼ノ提出シタル草案ハ決定的ノモノト考フルコトヲ得ズ、サリ乍ラ、コノ第一箇條ニ就テハ、日本政府ハ余ノ第二ノ解釋ヲ取リタリ、即チ何等カ政府ニ都合ヨキ形式ニテ、一般的ニ尼港事件一切ノ完全ナル清算ヲ爲スノ主旨ナリト。

森氏ハ草案ノ最初ノ三箇條ノミ取リテ論議スベシトノ余ノ聲明ニ同意シ、其ノ後他ノ箇條ニ就テハ毫モ觸ルヽトコロナカリキ。第九項ノ外交官交換ノ件ニ關シテハ、森氏ハ余ノ質問ニ答フルコトヲ得ザリシヲ以テ、彼ニ權能ヲ與ヘタル人々ノ意思ノ質シテ後返答スベシト答ヘタリ。

森氏ノ此等ノ返答ニ基イテ、余ハ答ヘテ日ク。露國政府ハ日本草案中ノ第一及第三項ニ就テハ何等ノ異議ナシト雖、第二項ハ最大困難ヲ惹起スベシ。蓋シ之ハ余ノ見解ニ依レバ、シンクレアー契約自體ニソノ廢棄ヲ可能ナラシムル如キ條項ヲ含ムニアラズシテ（余ハソノ契約ノ條項ヲ知ラズ）シンクレアー會社トノ契約ノ廢棄ヲ必要トス。而シテ此事態ヨリ脱出スベキ唯一ノ活路ハ、サガレン北部ヲ日本ニ賣却スルニ在リト雖、我ガ本國政府ハ果シテ此提案ニ對シ如何ノ態度ヲ取ルベキヤ、全ク言明スルコトヲ得ズト聲明セリ。

最後ニ余ハ、會議再開ニ關スル余ノ三箇ノ準備的條件ヲ詳細ニ説明シ、次回會見ノ際ニ於テ、此三箇ノ條件ニ對スル日本政府ノ意向ヲ與ヘムコトヲ要求シタリ。

余等ノ第二回ノ會見ノ劈頭ニ於テ、森氏ハ彼ニ委任ヲ與ヘタル人々ノ名ニ於テ余ニ聲言シテ曰ク。露國ガサガレン賣却ノ意アルコトハ、豫備的會談中ノ一切ノ問題ヲ卽刻ニ解決セシムルノミナラズ、マタ更ニ會商ノ際ニ於ケル交渉ヲ容易ナラシムルコト多大ナルベシト。而シテ余ノ提示シタル三條件ニ付テハ、（一）兩當事者ノ平等權利ノ義ハ、言フマデモナク完全ニ承諾セラレ、（二）モ亦承諾可能ト思考セラレ、（三）樺太撤兵ハ森氏提出ノ日本草案ノ條件ニ依ツテ承諾セラルベシ。日本ノ條件トハ、露國ガ尼港事件及ビサガレン委讓ノ二條件ヲ容ルヽニ於テハ、トノ義ナリ。

同時ニ森氏ハ余ニ語リテ、彼ハ次ノ如キ主旨ヲ余ニ告グルノ委任ヲ受ケタリト爲セリ。卽チ日本政府ハ——第三次會商ノ決裂ガ如何ニ双方ニ取リテ氣マヅキ事態ナルベキヤヲ思念スルガ故ニ——目下森氏ガ余ト交渉シツヽアル條件ニ基キ、兩當事者ノ間ニ豫備的協定ヲ作成スルハ望マシキコトナリト思考ス、且ツ露國政府ニシテサガレン賣却ノ主義ニ贊同スルニ於テハ、日本政府ハ卽刻余ニ外交官タル一切ノ特權ヲ供與シ、豫備交渉ニ入ルノ意アリト。

森氏ノ此等ノ傳言ニ關聯シ、余ハ何人等ガ此等ノ決定ニ參畫セルヤヲ告ゲムコトヲ强ク質問セシニ、森氏ハ答ヘテ、其ノ會合ノ席ニアリシ人々ハ、外務大臣内田伯、海軍省ノ代表者二人、政友會總裁高橋子、關東廳長官伊集院男ナリト語リタリ。

要之、余ハ森氏ニ語リテ、サガレン賣却ノ如キ問題ハ、主義ノ問題ニアラズシテ金錢ノ問題ナリトノコトニ、彼ノ注意ヲ惹キタリ。斯ノ如クニシテサガレン問題ヲ解決セントスルハ、余ノ個人的發意ニシテ、本問題ニ關スル本國政府ノ意嚮ハ余ノ知ルトコロニアラズ、之ヲ知ランガ爲メニハ、余ハ暗號電報權ヲ有セザルベカラズ、如何トナレバ、斯ノ如キ通信ヲ普通文電報ヲ以ツテ取リ行フコトヲ得ザレバナリト。

而シテ余ハ更ニ、日本政府ハ「外交官交換」ノ提案（第九箇條）ニ關シテハ如何ニ解釋セルヤヲ森氏ニ質シタリ。氏ノ答辯ノ要領ハ、日本政府ハ右ノ提案ニ依ツテ、露國ノ正式承認ヲ意味シタルニアラズ、何トナレバコノ正式承認ハ重大ナル國際的困難ニ逢著スベケレバナリト。

余ハ同問題ガ露國ニ取リテハ必須條件ナルコト、卽チ右條件ナクシテハ一切ノ交渉ハ不可能ナルコトヲ指摘シ、更ニ此問題ニ關

スル余ノ見解、（之ニ就イテハ貴下ハ既ニ御承知ノ）即チ露國ハ必シモ聲明ノ形式ニ於テ承認ヲ要求スルモノニアラズトノコトヲ縷述セリ。

其ノ後ノ交渉ニ於テ、森氏ハ余ニ語リテ、承認ニ關スル余ノ説明ヲ聽キタル後、日本政府ハ聲明ニ依ラザル承認ヲ豫備條件トシテ容ルヽノ意アリ、只、露國側ニ於テハ、漁業權ノ問題ヲポーツマス條約以下ノモノタラザルヤウノ條件ニテ、會議ニテ日本ニ有利ニ解決スルヤウ、今日ヨリ豫メ約束センコトヲ求ムト述ベタリ。

依テ余ハ豫備的問題ノ論議ノ範圍内ニ、條約自體ノ内容ヲ爲スベキ問題ヲ插入スルコトニ反對セシニ、森氏ハソレ以後此問題ニ觸ルヽコトナカリキ。而シテ彼ハ主トシテサガレン賣却ノ點ニ其ノ注意ヲ鍾メタリ。

三月二十八日ニ至リテ該問題ハ確定セリ。而シテ森氏ノ承諾ヲ得テ、余ハ平等權利、サガレン撤兵、正式承認ノ豫備協定ノ三點ハ日本政府ニヨリテ承諾セラレタルモノト決定セリ。日本草案ノ三點中、第二點即チサガレン委讓ノ件ハ未定ノマヽ殘リタリ。何トナレバ、余トシテハ本國政府ト交通スルニアラズンバ返答スルコトヲ得ズ、又本國政府トノ通信ハ暗號電報權ヲ得ルニアラズンバ行フコトヲ得ザレバナリ。

故ニ問題ハ暗號電報權ノ許可ニ歸著セリ。

森氏ハ會見ノ度每ニ、暗號電報ノ問題ハ閣議ニ上ルベク、而シテ後許與セラルベシ、然ルトキハ豫備的交渉ヲ開始スルコト可能ナリト語リタリ。而シテソノ暗號電報ノ件ハ樞密院ノ會議ヲ經ルノ必要アル故、同院ノ會議後ニ決セラルベシト説ケリ。

或日會合ノ際森氏ハ余ニ語リテ、余ニ於テサガレン賣却ヲ可能ナリト聲明センニハ、豫備交渉ハ開始セラルベク、暗號電報ノ件ハ賦與セラルベシト言ヒタリ。依テ余ハ答ヘテ、此問題ハ主義ノ問題ニアラズシテ、實際的問題ナルガ故ニ、余ハ右ノ如キ聲明ヲ爲スコト能ハズト言ヘリ。

又或時森氏ハ余ニ告ゲテ、（同時ニ附言シテ、之ハ余ニ於テ承諾セザルベク、又其ノ旨既ニ内田伯ニモ告ゲタリト言ヒツヽ、）内田伯ハ、余ガ左ノ如キ聲明ヲ含ム書面ノ覺書ヲ與ヘムコトヲ森氏ニ求メタリト言ヘリ。其ノ聲明ノ内容トハ（一）露國ハ聲明ノ形

式ヲトル承認ヲ主張セザルコト、（二）露國ハ交渉開始以前ニサガレンノ豫備的撤兵ヲ要求セザルコト並ニ、（三）漁業、材木、其他類似ノ問題ガ會議ニテ決定セラルヽ際ニハ、從來日本ノ有シタルヨリ以下ノ狀態トナラザルコト、コレナリ。

余ハ之ニ答ヘテ、右ノ内第三問題ハ森氏ト余トノ間ニモ論議セラレタルトコロナキモノニシテ、豫備的討議ノ際ニ採擇スベキ問題ニアラズ——卽チ右ハ會議自體ノ討議事項中ノ一項目ニシテ、豫備的交渉ニ屬セズ——故ニ余ハ森氏ノ要求ニカヽル覺書ヲ與フルコト能ハザリキ。

故ニ此問題ニ關シテハ何等進捗スルトコロナカリキ。

或日余ハ森氏ニ語リテ、暗號電報權ハ外交官ノ特權ニアラズ、現ニ銀行、新聞通信社、又屢〻商事會社乃至ハ一私人モ行使スルトコロノモノナリ、サレド内田伯トシテハ自己ノ過失ヲ自白スルコトハ具合惡シカルベキ故、余ハ此問題ヲ早ク片附クル爲メ、余ガ暗號使用權ヲ得タルコトヲ何人ニモ語ラザルベシト言ヒタリ。

森氏ハ大ニ喜ビテ、其ノ夜ノウチニモ暗號電報權許可ノ旨ヲ報告シ得ベシト語リテ去リタルガ、其ノ儘毫モ許可セラルヽ模樣モアラザリキ。

而シテ最後ニ、余ノ本國政府ヨリ余宛ノ暗號電報來リ、而シテ森氏ハ之ヲ余ニ配達セシムルコト能ハザリシ時ニ、（而シテ此事ハ親愛ナル後藤子爵ヨ、貴下ニヨリテナサレタルナリ）余ハ遂ニ公々然ト、聲明スルノ已ムヲ得ザルニ至レリ。卽チ余ハ言ヘリ。自ラ進ンデ交渉ヲ開始シ乍ラ、而シテ一切ノ問題ハ悉ク解決セラレテ、殘ルトコロハ只余ノ回答ヲ待ツノ一事ノミナル時ニ、而シテ其ノ回答ヲ得ルガ爲メニハ、暗號電報權ヲ余ニ與フルノ外ナキニ到レル時ニ、尙ホ且ツ之ヲ與フル能ハズト言フガ如キ政府ノ行動ハ、余トシテ到底了解スルコトヲ得ズト。斯ノ如キハ非論理極マル處ニシテ、到底了解シ得ベカラズ。只之ヲ解スルニ、次ノ如キ二個ノ推測アリ得ルノミ。卽チ日本政府ハ或ル二重策略（ダブル・ハンデッド・ゲーム）ヲ行ヒツヽアルカ、又ハ森氏ハ何人ニモ全然權限ヲ委任セラレ居ラザリシカノ一ナリ。

余ノ聲明ヲ聞キタル後、森氏ハ日本政府トノ相互的關係ヲ委細ニ說明シ、其ノ證左トシテ、諸大臣トノ往復文書ヲ示シタリ。余

ハ彼ガ余ト交渉スルノ權限アリシコトヲ證明スルノ歐文ノ委任狀ヲ示サンコトヲ求メタリ。森氏ハ之ヲ內田伯ノ署名ヲ得テ四月十六日迄ニ提出スベシト約束シタリ。而シテ若シ同日マデニ委任狀ノ到來セザルニ於テハ、從來交渉ノ經過ヲ如何ニ處分スルトモ、余ノ自由タルベキ旨ノ相互ノ承諾ニヨリ決定セリ。（貴下ハ御記憶アルベシ、森氏トノ會談ノ最初ヨリ、余ハ全ク自由ノ立場ニアルコトヲ聲明シ、兩人ノ會談ガ何等露國政府ヲ拘束スルコトナカルベキコトヲ聲明シ置キタリト雖）ソレヨリ後幾何モナクシテ、余ハ御承知ノ如ク、病俄カニ重リ、遂ニ森氏ノコトヲ念頭ニ浮ブル折モナキニ至レリ。約束ノ委任狀ハ四月十六日マデニ到來セザリキ。而シテ四月二十五日ニ至リ、森氏ハ余ニ告ゲテ、余トノ交渉事務ハ擧ゲテ悉ク貴下ニ委任セラレタルガ故ニ、親愛ナル後藤子爵ヨ、森氏ハソノ任務ハ完了セリト思惟スルガ故ニ、約束ノ委任狀ハ最早必要トスルトコロナシト言ヘリ。

余ハ貴下ガ五月六日ノ會談ニ於テ日本既得權ノ保障ニ言及セラレザリシナラムニハ、コノ物語ノ一切ヲ想起セザリシナルベシ。上來述ブル處ニ依ツテ、貴下ハ既ニ該問題ガ森氏ニヨリテ要求セラレ、余ニヨリテ拒絶セラレタルヲ知リ給フベシ。サレド當時森氏ハ同問題ヲ固執スベシトノ命令ヲ受ケ居ラザリシナリ。要之、一切ノ問題ノ解決ハ頗ル容易ニ過ギタリ。而シテ此事實ハ全ク、彼等ガ眞面目ニ余ト交渉スルノ思惟ナク、只單ニ余ノ肚裏ヲ探ラントスルノ目的ニ出デタル爲メナリ。而シテソノ探リナリトノコトハ余ニ於テハ最初ヨリ一瞬時モ之ヲ疑ヒタルコトナカリシナリ。

是個ノ「小サキ物語」ノ道德的方面ハ暫ラク之ヲ措キ、余ハ玆ニ貴下ノ貴キ注意ヲ乞ハントスルノ一事アリ。親愛ナル後藤子爵ヨ――蓋シ貴下ハ日露兩國接近ノ爲メノ支持者タリ。又誠意アル闘士タルガ故ニ――即チ餘事ニアラズ、余ノ日本外務省トノ關係ノ短キ經驗ハ余ヲ驅リテ、日本外務省トノ關係ノ全ク徒爾ナルコトヲ感ゼシムルナリ。蓋シ外務省高官ノ間ニハ、單一ナル行動ノ方向ナク、又確然ト計畫セラレタル政策ナキガ故ナリ。現ニ上海ニ於テハ、余ハ四日間ニ上記高官達ヨリ流出セル四個ノ相異ナレル對露政策ヲ評論シタリ。而シテ又今玆ニ再ビ變動極マリナキ彼等ノ態度ヲ實驗セントス。

余ハ重大問題ニ關シテハ、貴下ト相協調スルニアラザレバ之ヲ實行スルコトヲ欲セズ。然リト雖、余ハ本文記載ノ此一小插話ヲ

右ノ主旨ヲ余ハ本國政府ニ打電シタルニ、之ニ對シテ左記ノゴトキ回答ニ接シタリ。

（一）露國政府ハ日本政府ト同樣ニ第三次日露會議ヲ開催スルノ意アリ。

（二）露國政府ハ公式（オフイシアル）豫備交渉ニ於テ、最重要ナル問題、並ニ余ガ日本側ガ豫備協定ヲ爲スヘキモノトシテ提案シタルイシテ提出シタルモノ、卽チ尼港問題及薩哈連問題ヲオフヰシアリーニ解決スルノ意アリ。

（三）露國政府ハ余ガ直チニ上說豫備的公式（オフイシアル）交渉ニ入ルコトニ對シ異議ナシ。

故ニ上記三點ハ今ヤ余ノ個人的意見ニ非ズシテ、露國政府ノ公式（オフイシアル）決定ト見ルコトヲ得ベシ。

さうしてヨッフェは「更に余は余の名に於て――乍併其の提案が露國政府の承諾を得べしとの希望を持つて――余等の會談に上りたる日本側提出問題の試驗的解決案を提出すべし」となして、次の如き四項目の私案を提出した。

第一、尼港問題

私案

露國ハ、千九百二十年三月尼港ニ起リタル悲シムヘキ事件ニ對シ、深甚なる痛嘆の意を表し、之に對する物質的責任を承認すべし。之に對し日本は、前露帝國領土内に於て、日本の過失に基き發生したる同樣なる事件に就て、深甚なる痛嘆の意を表し、之に對する物質的責任を認むべきものとす。（右に對し附錄を添付す。是は必ずしも公表すべきものにあらず。卽ち兩當事國は右取定めの意義を以て、日本は尼港事件の損害に付き露國に對し有する債權は之を現實に計算することなく、同樣事件に付き露國が日本に對して有する反對債權と相殺せらるべきものと解釋すること、之れなり。）

第二、薩哈連問題

私案

一、露領薩哈連を日本に賣却すべき場合の解決案

旣述せる如く、此場合に於ては、種々の理由よりして、露國は甚だ多額なる價格に於てのみ、之を承諾することを得べし。

露哈連に對する日本の「歴史的權利」は之を考慮することを得ず。如何となれば總ての國家は嘗て悪戰し縁を理由の下に膨脹したるものにして、今日本を其の範圍にして容認せられむか、總ての强國は其の國民的歴史的境界に立ち返らざるべからず。即ち露西亞はモスコー大公時代に立返り、英國は英吉利島の一部分を以て滿足すべく、獨逸はブランデンブルグ公國に立ち返る等の現象を呈せざるべからず。故に上記原則は理論に於ても實際に於ても、未だ曾て何人も認めたること無き所にして、之を今露哈連問題のみに適用し、適用すべき理由毫末も存在せざるなり。

ポーツマス條約以後と雖、北露哈連は露領の一部として存在せり。故に吾人が此地買却を論ぜんとせば唯此事實より出發せざるべからず。

第一に露哈連は莫大なる經濟的價値を有す。蓋し露國の文獻に徴するに、北露哈連の石炭貯藏量は頗る多大にして、其の開發宜しきを得ば、此地は太平洋に於ける最重要なる石炭供給地たるべし。更に石油の供給に關しては、其の無盡藏と稱せらる。故に燃料轉換時代たる、石油爭奪期たる現代に於て、特殊重要性を帶ぶるものと謂ふべし。又同地に金鑛を有す。其の額未詳なりと雖、頗る多量なる如し。其の他種々の有用なる鑛石を埋藏す。而して最後に此地の木材は其れ自身に於て甚だ重要なるのみならず、石炭、石油と共に日本の所有せざる所のものたるが故に、日本に取つて更に有用の度を增すものなり。

轉じて軍事的戰略的見地より之を論ぜんか、北露哈連が太平洋のジブラルタルの稱呼を有するは蓋し偶然にあらずと謂ふべし。ソヴエト露西亞は平和愛好を以て誇ゆるが故に、又太平洋に於て海軍を有せず、又將來有すべき可能性なきが故に、此地を露國の手に委し置くに於ては、露哈連は單に防禦的重要性を有するに過ぎざるべし。

反之、此地今若し日本の掌中に歸せんか、日本は今後世界最軍國的侵略的國家たりとの汚名を有するが故に、北露哈連は總ての人の眼中に攻勢的見地よりする重要性を有するものとして映ずるに至るべし。

此點に關し吾人の記憶すべきことは、日本の過去五年間の對露政策は、甚だ日本の平和愛好心に對し、露人の信用を喪失する能はざりしことなり。更に露國勞働者及農民は、一人と雖日本に於ける所謂バイカル問題、即ち暴力に依りて露領を占領して、

イカル湖まで大陸に膨脹せむとするの理論が、日本に於て頗る人氣ありとのことを知悉せざるものなしとのことなり。最後に露國民の現實なる政治意識に依れば、最無智なる農民と雖、北薩哈連が日本の手に歸することは、露領極東を重大なる脅威の下に置くものにして、同時に無盡の富を藏する沿海州地域を日本の勢力圏内に置くものなりとのことを諒解せざること無かるべし。而て余は最後に今一度繰返して聲言せざるを得ざることは、過去數年間の日本の對露政策に依れば、日本が這個の有利地位を利用せずと信ずること能はずとの一事なり。

之を他面より觀ずれば、上記諸理由は、北薩哈連が日本に對し如何に莫大なる價値と重要性とを有するかを容易に反證するものと謂ふべし。

更に余は進んでソヴイエット露西亞が北薩哈連賣却を難んずる一理由を陳述すべし。

勞農政府は其の聲明したる民族自決の主義を遵守し、舊露帝國領内に創設せられ共和各國との條約に依つて、甚しく其の領土を減殺したり。此事情は新露西亞の敵人が絶間なく、且つ極端に利用する所のものなり。然りと雖、歐露に於ては舊露領を自決的民族に與ふるに正當の理由の存するものありたり。卽ち(一)勞役に從事せる民衆が這個民族自決主義を採用したること、(二)這個の領土割讓に依りて、露西亞は精神的並に物質的に頗る浪費的なる戰爭を終熄せしめて、平和を樹立し得たること、(三)之に依りて露西亞は世界的封鎖の鐵環を破り、全世界と通商關係を開始するを得たること、是なり。

然るに今北薩哈連賣却に際しては、何等上記の利益を得る能はず。卽ち(一)此場合に於ては何等民族自決の事實なし。寧ろ此地に居住するものは多く露人なるが故に、此領土權の移轉を喜ぶこと無かるべし。(二)露國民の其の良心に於て、斯の如き讓歩が歐洲に於ける如く、極東に於て平和を確保するものなりと信ずる能はず。寧ろ反對に此讓歩が日本の帝國主義者に與ふるに、更に一層の土地獲得趣味を以てせんかを疑ふべし。(三)薩哈連賣却は日露双方間の通商關係を變更するものにあらず。蓋し日露通商の問題を決定するは、政治問題決定に最勢力を有する歐露人民なる所、彼等は未だ日露通商に多大の興味を有するものにあらず。其の理由とする所は、戰前に輸入せられたる奢侈品と、戰時中に輸入せられたる破壞的物品との外は、歐露國民は毫も日本

商品なるものを知らざればなり。

かるが故に、薩哈連賣却を正當とすべき何等の理由なき結果、唯一の正當なる理由は、此地に對し收得すべき金額に在りと言はざるべからず。

上記諸理由に基き、余は露國政府は十億金留以下にては、薩哈連北部を賣却するの危險を冒す能はずと信ず。而て右金額は現金たるべく、日本の對露債權、乃至は他の第三者たる法人の有する對露債權に對し、有責的なるものたることを得ず。

二、薩哈連賣却に關し協定成立せざる際に於ける第二解決案

日露合併の會社を設立し、特許(コンセッション)の基礎に於て、北薩哈連の地下資源を開發するの權利を得べし。然るときは露國政府が薩哈連に於てシンヂケート會社に賦與したる特許は取消さるべく、右に依り沒收せられたる金額は、後日日本より同會社に支拂はるべきものとす。(日本軍隊が北薩哈連より撤退すべきことは勿論のこととす)

第三、國際義務問題

日本側提出の問題に對する余の個人的回答

A、露國が總ての外交的慣例並に義務を承認すべしとの意味に於ては、露國政府に於ては何等異議なかるべきこと疑ひなし。

B、然れども、右主旨が(イ)革命的手段の爲め被りたる個人損害賠償の滿足、(ロ)露西亞政府の舊債承認、(ハ)日露間に於ける舊條約の承認たるに於ては、露國政府より最も無條件的(カテゴリカル)なる拒絶の到來すべきことに付て余は寸毫も疑ふところなし。

(此點に關しては本覺書の中に於て既に余は說明を記述せり)

第四、日本の既得經濟權利を日本に兼備的保障する件

余の個人的回答

日本政府は何故に、舊條約に依つて日本市民の地位はポーツマス條約よりも低下すべしとの杞憂を抱けるや、余は到底其の理由を解するに苦しむものなり。寧ろ反對に、余は大連及長春の會議の經驗、並に露國政府が日本市民に對する現實の關係の實際と、

特ニ之ヲ肯諾スルコト至難ナルベシ。帝國政府ニ於テ法理上、主義上ノ問題トシテ、聯合諸國ノ態度如何ニ關セズ之ヲ固執シ、之ヲ主張シ、之ヲ貫徹スルノ確信アリトスレバ格別、唯列國ノ顰ニ傚ヒ、形勢ニ順應セムトスルノ主旨ナルニ於テハ、之ガ爲メニ本問題ト承認問題ト關聯セシムルコトハ、實際上ノ利害ニ顧ミ不得策ナルヲ以テ、斷然從來ノ所見ヲ變更シ、之ヲ留保シテ將來列國會議ノ解決ニ待ツベキコト。

三、尼港問題ニ就テハ露國ヲシテ精神上並ニ物質上ノ責任ヲ認メシムルコト。

但露國ニシテ日本軍ガ同樣ノ行爲アリタリトノ實證ヲ擧ゲタル場合ニハ、之ヲ認メテ賠償額ヲ相殺スルコト。

四、北サガレン駐在ノ軍隊ハ帝國ノ自由意思ニ基イテ撤退スルコト。

尼港事件ノ保障占領ハ、尼港事件ノ落著ト共ニ撤兵スベキハ當然ニシテ、年々一千萬圓ニ近キ經費ヲ以テ、尼港問題解決督促ノ爲ニ力ヲ費スコトハ、頗ル賢明ノ國策ト云フベカラズ。尼港ノ面目立チ「サガレン」我ガ手ニ入ルニ至レバ、幸ニ國威揚リ武ヲ汚スノ名ヲ免レ、其實國家ガ經濟上、軍事上大ナル利益アルベシ。撤退ハ面目上、威信上何等缺點ナキモノトス。

五、承認ハ條約ノ審議ヲ始ムルト同時ニ生ジ、條約批准ノ日ニ完了スベキコト。

承認問題ニ就テハ、信認セザル國家ト條約ヲ締結スルハ不信任ノ人ト契約スルト同一ニシテ、常理ニ反スルガ故ニ、通商條約締結ト同時ニ、別ニ宣言ヲ要セズシテ、自然承認スル事實ヲ生ズベク、之ヲ法律上ノ承認ト區別シテ學究的ニ論ズルノ要ナシ。況ンヤ彼ハ五月十日ノ覺書ニ於テ、「聲明ノ形式ヲ以テ之ヲ爲サズ、豫備取定メノ形式ニ於テ之ヲ定メ、會議ニ決定セラルベキ常例的外交官領事官關係ノ再開ヲ規定スル條項中ノ一項ガ

正式承認ノ意味トシテ、兩當事者ニ依リ解釋セラルルコトニ依リテ爲スベシ」トアルニ於テヲヤ。且ツ實際問題トシテ之ヲ見ルニ、條約ノ締結ヲ遷延スルハ帝國ノ利益ニ非ズ。一歩讓リテ「ゼノア」會議ニ際シ、帝國使臣ガ聯合各國ト歩調ヲ一ニシテ承認ニ反對シタルガ故ニ、國際道德上ノ責任アリト爲スノ説アルモ、斯ノ如キハ片務的責任ニアラザルカ。帝國獨リ國際信義ヲ信奉スルモ、爾餘ノ列國ハ果シテ其政策ノ改廢ニ際シ、帝國政府ト談合スルヤ否ヤ。若シ列國ニシテ政策ヲ變更シタル後ニ於テモ、帝國ハ單獨ニ此主張ヲ固執スルノ覺悟ナルベキカ如何。殷鑑遠カラズ、米國ト共同出兵シ、彼ハ帝國ニ何等ノ交渉ナクシテ單獨撤兵ヲ宣シ、帝國ハ其後圖ヲ誤リ、更ニ大ナル帝國ノ損害ヲ被リタル辛キ經驗アルニ非ズヤ。今ヤ帝國ハ空シク犧牲ヲ拂フノ過ヲ再ビスベカラズ。

六、目下ノ緊要事ハ北サガレン問題ヲ本體トシテ、政府如上ノ決意確實ナリトセバ、非公式會見ノ手段ニ出デラルルコトニ在リ。百事唯此一斷ニ繫ル。如上根本問題ノ腹案ヲ定メ置キテ、各般ノ枝葉問題ニ就テハ、非公式交渉ノ際、更ニ日本ニ有利ナル結果ヲ齎ラスヤウ努力セラレテ可ナリ。

七、從來政府ガ余ニ交付セラレタル覺書ヲ通讀シ、其意ノ在ル處ヲ察スルニ、自ラ如上ノ卑見ト一致スル點ニ到達スベキモノト認ム。或ハ外交技術ノ末節ニ走リ、強テ迷路ニ入リ、細條ニ戀著シテ、ヒステリック政見ニ囚ハレ、帝國發展ノ大策ニ副ハザルノ憾ミヲ免レザルニ至ルモノナキニ非ザレドモ、斯ノ如キハ大局ヨリ達觀シ、利害ヲ攷覈シテ、帝國百年ノ長計ヲ樹立スベキ方策ニ出デザルベカラズ。

不肖ニシテ此卑見政府ノ容ルヽ所トナラズンバ、余ハ是以上ノ交渉ヲヨッフェ氏ト試ムルモ徒爾ニ屬スト信

傍觀シテ徒ラニ場當リノ小事小策ニ耽ルハ寧ロ過失ナリ。（知ラス國民ハ重稅ヲ拂ヒタルヨリモ、將來ノ不幸大ナルモノアランコトヲ）若シ此小策ニシテ、各黨派ノ利用若クハ濫用スル所トナリ、互ニ競爭シテ、民心迎合ノ具ニ供スルニ到ランカ。其弊ト其責ヲ負フノ不幸ハ何人ニ歸スヘキカ。獨リ國民ナルノミ。若シ我同胞ニシテ眞ニ自治的自覺アラハ、宜シク我財力ヲ積極的ニ利用シテ、百年ノ長計ヲ定ムヘキ用意ナカルヘカラス。

一、今假リニ日露交渉ノ上ニ於テ、樺太北半ノ讓渡ヲ得ベクンバ、必シモ其財源ノ缺乏ヲ患ヘス。寧ロ其籌策調査考究ニ足ラサル所アルヘキ點ニ著想スルノ要アルニ非ザル乎。且帝國ニ取リテハ如何ニ其價値ヲ認ムヘキ乎。之ニ對シテ單ニ石炭、石油、鐵、森林、漁業等ノ唯物的計算ノミニ局限シテ之ヲ測定センカ。其籌算宜ヲ得タルモノト云フ可カラス。ソハ少クトモ下記ノ數點ヨリ考察セラレザルベカラズ。卽チ、

（一）第一ニハ實質上ノ價値ヲ評量スルト同時ニ、地形上ノ關係（地ノ理）ヲ知ラザルベカラズ。是レ例ヘバ或ル商舖ヲ購フニ方リテ、其ノ所有品ノ外、其ノ土地及看板料ヲ計算ノ中ニ置カサルヘカラザルガ如シ。

（二）第二ニハ政府ノ經綸及國人ノ自覺ノ當否ニ依ツテ將來、如何ナル新價値ヲ生スベキカヲ眞摯冷靜ニ稽察スルコトヲ要ス。帝國ノ人口ハ年々七十萬民ノ增殖ヲ告ケツツアルノ秋ニ方リ、サバイカル以東、沿海州及サガレンニ亙ル廣大ナル地域ガ、北樺太ヲ領有スル事ニ依ツテ、帝國ノ爲メニ如何ナル影響、如何ナル關係ヲ開展シ來ルベキ乎。單ニ殖產工業上ニ於ケル利權ノ開發ヲ限度トセス、或ハ移殖民政策上ヨリ、或ハ對世界的地位上ヨリ、或ハ國防的見地ヨリ、更ニ深遠ナル計慮ヲ下サザルベカラス。將來ノ平和ハ如何ニシテモ必然軍事的廟算ヲ閑却スルヲ容サス。否是對外關係ノ主題ノ一ナリ。日下「カモフラージユ」ニモセヨ、世界列國軍縮ヲ高調シ、當面露國共產開放ヲ唱フルノ時、我先ツ之ニ和シ、地ノ利ヲ占メ、先ヅ經濟的ニ主觀シテ、和平ニ熱中シテ可ナリ。此間大々的經綸アリ、內ニ堂々的ノ陣容ヲ存スルヲ妨ケズ。

（三）第三ニ留意スヘキハ、殊ニ緊要ナル問題アリ。若試ミニ之ヲ戰爭ニ依ル結果ナリトセハ、果シテ幾十億ノ國費ノ費消タルヘキカ。而モ今後ニ於テ果シテ如此機會アリ得ベキヤ否。言フ迄モナク、今後戰爭ニ依ル領土擴張若クハ征略ハ、既ニ時

代ノ容認スル所ニアラス。固ヨリ時代錯誤ヲ免レス。又之ヲ平和的ニ授受セント欲スルモ、今日ヲ措キテ再ビ其ノ機會アルベキヲ知ラス。之ヲ露國ノ國情並ニ列國トノ關係ニ照ラシ、今日此ノ際之ヲ經濟的ニ解決セサル限リ、千載一遇ノ好機空シク去ツテ悔ヲ萬世ニ遺スナキヤ。是レ最モ深ク思慮ヲ廻ラスベキ切實微妙ノ考察點タルヲ信ス。昔時ニ在ツテハ、不經濟的ニシテ經濟ナルハ戰勝ニヨリテ新版圖ヲ得ルニアリト云ヘリ。現時昔日ト異ナリ、已ニ經濟戰ノ時代ナリ。此秋ニ於テ新版圖ヲ領得スルノ武器ハ、只轉禍作福ノ偉略ニ存ス。偉略ノ實行ニ方テハ、時機ト方策ト併セ具セサルヘカラス。乃チ此間ニ尼港掉尾ノ善後策アランヤ。其策タル文治卽チ大武備タラン乎。

大正十二年五月十五日

子爵　後　藤　新　平（未定稿）

五、五月二十三日會談

加藤首相と會見して、上揭のごとき覺書を交付し、且つ十分に意見を交換したる伯は、その翌日午前十一時半、築地精養軒にヨッフェを訪問し、午後三時半に至るまで、前後四時間に亙つて會談した。

蓋し此の時に至つては、帝國政府がその代表者を任命して、ヨッフェと非公式公涉を開始すべきことは殆ど明瞭となつてゐたから、日露の會商は次第に本來の外交機關の手に移るべく、伯はまもなく本件より手を引くべき關係となりつつありしため、ヨッフェは口を極めて、伯の尙ほ交涉の當事者として殘留せんことを懇請したのであつた。

その會見の要旨は次の如くである。

後藤子爵は昨二十二日加藤首相と會見の要旨を傳へ、ヨッフェ氏療養の目的を以て來遊せられたる以來、自然の成行きが日露會

商の下話まで伸展し來りたるのみならず、派生の事件たる漁業問題が圓滿に解決するに至りたるは、一に露國政府の寛大なる態度とヨッフエ氏の懇篤なる斡旋の賚なりとして、感謝の意を表したるに對し、ヨッフエ氏は、其は寧ろ貴下の御盡力の結果に外ならずして、小生より同樣感謝の意を表する次第なり、但〻此處に一事伺ひ度きことあり、卽ち貴下は向後事件を政府當局の手に委し、本件より退かるゝ御主旨なるや否や、是なり。

後藤子爵は、

本件は漸次進捗し、最早此上は政府當局の手にて公式に商議を進むべきや否やを決すべき順序となりたるを以て、官規上之を當局者の手に委ぬるまでにして、日露親善關係の促進に就ては依然努力する決心なりと答ふ。

ヨッフエ氏は重ねて、

本件は事極めて重大なり、蓋し露國に於ては日本と其の情勢を異にし、報道の當否は暫く措くも、露國々民間に於ては、元は日本の軍閥今は反動派を以て露國に敵對するものなりと思惟し、後藤子爵の率ゐる運動を以て露國に好意あるものと認め居れり、今若し後藤子爵が本件より公然脱退し、單に非公式に親善關係に努力するに止まる旨の報道にして露國に達せんか、是、露國に反對する派の勝利なりと解釋せらるべし、政府當局に對しては余より暗號電報にて其事由を說明し得べきも、露國の民衆に對しては余の力を以てして其の誤解を解くに由なからん、而して其の結果は意外なる不祥なる反動的氣分を勃發せしむるに至らん、現時チタ政府の日本人に對する經濟的利權の讓渡の如き、余を以て見れば、或は其の過ぎたるなきやを思はしむるものある位にして、御互に解決したる漁業問題の如きは僅かに一部分にして、日本人の西伯利亞に於ける森林鑛山に對する利權運動の如き、露國に於て、好意的に之を迎へつゝある有樣なるも、若し一朝後藤子爵にして本件より脱退せらるゝの報到らば、忽ちにして反感を惹起すに至るへし、假令豫備的交涉の中止とまで行かざるも、子爵の脱退の報だけにて、意外なる事變を惹起するなきを保せずと。

後藤子爵は之に對し、

昨二十二日淺井總理大臣秘書官の新聞記者に說明したる通り、自分は本件より手を退くの意に非ず、唯、事此處に至りては、之より以上話を進むるは政府の職務に屬することとなるを以て、之を當局者の手に委ねたるまでに過ぎずと述ぶ。

ヨッフェ氏は、

外務省當局者に非ざる者が、外交の下相談の任に當ることは、決して稀れなる事例に非ず、若し外務省にして下相談に參加する必要あらば、宜しく後藤子爵の指揮の下に、外務の外交事務官をして附屬せしむるも亦可ならずや、抑も先般來後藤子爵を介しての日本政府の希望に對し、勞農政府に於て好意的に應諾の態度を執りたる所以は、一によく露國を解し、露國に好意を有せらるゝ後藤子爵に對する好意に外ならず、彼の加賀美事務官の如き、同氏が國事の諜報に連坐したる確證ありたるに拘はらず、其の釋放の如き、余に於て容易に其の目的を達し得らるゝも、若し後藤子爵の脫退による露國輿論に變化を呈することあらば、余に於て如何とも爲し難かるべし、今日既に種々の葛藤あるに、今更新規の不祥事を惹起せんが如きは甚だ遺憾なりと云ふべし。

後藤子爵は之に對して、

貴意のある所は之を了承せるを以て、其の旨總理大臣にお傳へすべし、と答へ此問答を打切りたり。

此處に於てヨッフェ氏は後藤子爵に若干の質問を試みたり。

第一、後藤子爵の所謂國際義務履行問題は、承認問題より之を引き放し、將來の國際的の解決に保留するとの主義は、國際義務の履行を以て承認問題の前提とし、又は豫備交涉の條件とする意ならば、露國に於て絕對に承認し難きも、若し露國は國際義務の履行に關しては、將來國際會議の際、日本を他の聯合諸國よりも不利益の地位に置かざるべき義務を負擔するだけにて滿足せば（ヨッフェ氏は、國際義務に關して日本に最惠國約款を與ふるの意ありと附言したり）露國に於て承認し得べし。

後藤子爵は之に對し、

國際義務の問題は日露兩國に取りての瑕瑾たるのみならず、聯合諸國との關係もあれば、之を將來の國際會議の決議に一任し、承認問題と相觸れしめざるの主旨たりと答へられたり。

ヨッフェ氏は參考の爲め一言すべしとて、

元來、本問はゼノア會議の當時、佛國を除く總ての聯合諸國に於て、國際義務の履行問題は、問題中戰時債務は之を撤去するも異議なし、唯、戰前の債務の履行及革命の措置に由る個人損害の保障を承認するとの意向なりしなり。現にロイドヂョーヂの宿所に於ける聯合諸國代表者の會合の際、ロイドヂョーヂは、戰時債務は之を除外すべしと述べたるに、日本代表者は、何等異議を插まざりしなり。而して日本の債權三億は軍需品の代金に過ぎざるなり。

次に尼港事件は、露國の權力範圍外日本の軍事占領區域内の出來事にして、露國政府に有形無形の責任なきは勿論なり。露國政府が犯人を死刑に處したるを以て日本國民を滿足せしめたるものと信ず。然れども日本に於て本件を宣傳に利用したるを以て政府の面目上露國に責任を負はしめざるべからずとすれば、日本軍隊の非行と相殺する意味にて之が責任を負擔すべし。露國が日本軍隊の非行を現實に證明することを爲さずして、露國のみ尼港事件の責任を負ふと云ふ形式にては露國の面目を維持し難し。

後藤子爵は之に對し、

本件は貴說の如く、現實の賠償金支拂なく、相互帳消しして相互の面目を全うせんとする主旨なり。

ヨッフェ氏は、

撤兵が日本政府の自由意思にて行はるることは勿論なるも、何等かの形式に於て——總理大臣又は外務大臣の聲明なり、覺書なり——其の時期を約束せらるること、露國側に取りて豫備交渉の條件なり。余が先般無條件の語を使用したる主意は、曾て政府某方面の意向なりとして、承認の條件として、ポウツマス條約の漁業權の尊重を擧げられたる例もありたれば、撤兵の條件として、何か新條件にても提出することなきかと懸念して、特に撤兵は無條件にて行はるるものなりやと反問したる次第なり。

ヨッフェ氏は更に、

承認は余の提案通り、交渉の開始の際事實上の承認を以て始まり、外交官交換の條項の插入に因り、之を正式承認と解して終結するの意なりやと問へり。

後藤子爵は、
貴諭の通り、と答へられたり。
ヨッフェ氏は終りに臨んで、
露國政府は日本及日本人に對し新條約締結の際、決して舊條約に於けるよりも其の位地を不利ならしむることなき旨を確言せられたり。

以上の會談を終へたる後、ヨッフェ氏は、次の依頼を後藤子爵に致したり。

なほこの「次の依頼」云々とあるは、漁業問題の節（四八九―四九〇頁）に採錄せる査證官及び書記官の件につきてであるが、重複するを以て、ここに省略する。

第五節　非公式豫備交渉

一、伯の橋渡し

伯とヨッフェとは、既に語るべきを語り盡した。これ以上は、政府が表面に出て、この私的會談を公的交渉に轉化するか否かが殘つてゐるだけであつた。

輿論の壓力は、公的交渉に向つて力強く政府を押した。加藤首相は當初よりその意嚮であつた。ために外務省もつひにその意に從ひ、伯の手からこれを讓り受けて、いよ／\公的交渉を開始することに方針を決定した。

それが伯の許に正式に通達せられたのは、六月七日首相官邸に於いて、首相より左記の覺書の交付されたときであつた。

一、帝國政府ハ後藤子爵ヨリ、今日迄同子ト「ヨッフェ」氏トノ間ニ行ハレタル私的會談ニ關シ、詳細通報ニ接シタリ。

一、「ヨッフェ」氏ハ交渉開始ノ基礎條件トシテ、

對等平等

正式條約ノ締結（正式承認ヲ含ム）

撤兵時期ノ明示

ヲ主張シ居ルモ、帝國政府ノ右ニ對スル見解ハ、曾テ後藤子ノ質問ニ對シテ爲シタル如ク、

第一條件ニ對シテハ、同條件カ單ニ主義トシテ日露兩國對等ノ立場ニ於テ商議スヘシトノ意味ナラハ別ニ差支ナキモ、之ニ依リ我方ノ有スル舊條約上ノ既得權、其他正當ノ權利ヲモ抛棄セシメムトスルノ意ヲ包含セルニ於テハ、到底承諾スルヲ得ス。又目下兩國ノ國情及法制著シク相異スル關係上、全然相互的形式ヲ採ルニ於テハ、我方ハ實質上露國側ニ比シ不利ナル結果ヲ生スルコトナシトセス。從テ此ノ如キ場合ニハ、必スシモ一律ノ文句ヲ用フルコト能ハサルコトアリ得ヘク、此種具體的問題ニ付テハ、各箇ノ場合ニ就キ和衷審議スルヲ要ス。

第二條件ニ對シテハ、事實上ノ承認ナラハ格別、法律上ノ承認ヲ得ムトスルニハ、少ナクトモ（イ）尼港事件ノ解決、（ロ）國際義務ノ履行等必要ニシテ、前記事項ニ付確實ナル了解ヲ得ルニ於テハ、勞農政府ニ法律上ノ承認ヲ與フルコトヲ考量スルモ差支ナカルヘシ。尙「ラパロ」條約ノ如ク、双方ノ要求全部ノ抛棄ハ、日露關係ニ適用スヘキ理由及基礎ナシ。

第三條件ニ對シテハ、薩哈連州駐兵ハ、沿海州ヘノ出兵ト全然其ノ起源及性質ヲ異ニシ、尼港事件解決ノ爲ノ保障占領ナルヲ以テ、同事件ノ解決ヲ見サレハ撤兵スルコト能ハサルハ勿論ナルニ依リ、成ルヘク速ニ之カ解決ニ關シ、確實ナル了解ヲ得、以テ撤兵ノ期日ヲ決定スルコト然ルヘシ。

ト言ノニ在ルヲ以テ、前記「ヨツフエ」氏ノ條件ト未タ相異スル所アルノミナラス、尼港事件解決ノ條件、及國際義務ノ履行ニ付テモ、「ヨツフエ」氏ノ提議ハ滿足ノモノト認ムルヲ得ス。然レトモ帝國政府ハ日露兩國ノ親善ヲ望ミ、兩國ノ間ニ蟠ル諸懸案ヲ速ニ解決シ、修交通商關係ヲ確立スルコト、日露双方ノ爲ニ望マシト信スルニ付、此際露國政府ニ於テモ同樣希望スルニ於テハ、有意見ノ差異アルニ拘ラス、兩國政府當局ノ間ニ豫備的會見ヲ行ヒ、各種ノ重要問題ニ關シ、互ニ友誼的精神ヲ以テ、腹藏ナキ意見ノ交換ヲ行ヒ、正式交渉ニ入ルコトヲ得ヘキ基礎ヲ發見スルコトニ努力スルコトヲ辭セサルヘシ。

その折伯は加藤首相との會談に於いて、首相の方針を諒解したので、翌八日ヨッフェを訪問し、帝國政府が外務省官吏をして、ヨッフェと非公式交渉を開始せしむるの意ある旨を傳達した。かつてはヨッフェの上陸をすら禁止せんとし、又は入國の際行李を開いて内部を點檢したる等に比すれば、正に隔世の感ありといふべきである。

伯が萬難を排して、ヨッフェを招致したる目的の大部は、今や達せられんとするのである。

その日のヨッフェとの會談の際、伯がいよ／＼日本政府と非公式交渉を開くについては、所謂白紙主義にて行ひたしとの、日本政府の意嚮を傳達せるに對し、ヨッフェは、伯との私的會談も、五月六日以降は一種の非公式交渉であつたとか、尼港事件及び國際義務履行に關する日本政府の態度が、新聞紙の傳ふる如きものであるならば、交渉は直ちに決裂するであらうとか、伯自ら日本政府の代表者となり得ぬならば、内田外相自らその任に當るが當然と思ふとか、いろ／＼文句をならべたが、結局伯の意見に從ふこととなつた。その會談要旨は次の通りである。

後藤子爵ハ加藤總理大臣ヨリ次ノ趣旨ヲ貴下ニ傳ヘ、貴下ノ御返答ヲ承ル樣依囑セラレタリ。

一、政府ハ貴下ト非公式交渉ヲ開始セント欲スルモ、從來貴下カ貴國政府ノ豫備條件トシテ通告セラレタル三箇條、並ニ余カ自

已ノ私案トシテ政府ニ提示シタルモノヲ始メ、從來貴下ト余トノ間ノ私的會談ハ一切是ヲ撤去シ、所謂白紙主義ニテ、更ニ外務省當局官吏ヲシテ貴下ト交涉ヲ開始セシメントス。

二、貴下ハ是迄余ノ仲介ニ由リテ日本政府ニ知ラレタルニ過ギザルヲ以テ、今回非公式交涉ヲ開始スルニ就テハ貴國政府ヨリ日本政府ニ向テ、貴下ヲ極東全權トシテ非公式交涉ニ當ラシムル旨通牒アリタキコト。

三、貴下ノ病狀ニ顧ミ、日本政府ハ精養軒ニ於テ交涉ヲ開始スルコトニ異議無シ。

ヨツフエ氏ハ是ニ對シ、後藤子爵ノ仲介ノ勞ヲ感謝シタル後、右總理大臣ノ提案ニ對シテハ異議アリ、余ト貴下トノ會談ハ二期ニ分レ、第一期ハ純然タル私人間ノ私話ニ過ギザルモ第二期殊ニ五月六日以降ハ、日本政府ノ意向トシテ各種ノ條件ヲ傳達セラレ、其際暗號發信權モ許容セラレタル次第ナルヲ以テ、是ヲ非公式交涉ト稱スルニ何ノ妨カ是有ラン、若シ夫レ今回直チニ公式ノ交涉ヲ開始スルコトナラバ、從來ノ余ト貴下トノ會談ヲ帳消スルコト或ハ能ハザルニ非ザルモ、今又外務省ノ官吏ヲ以テ、更ニ非公式交涉ヲ開始セラレントスルハ其意ヲ解スルニ苦シム。

後藤子爵ハ是ニ對シ、事實ハ貴說ノ如クナランモ、余ハ日本政府ヲ代表スル權限モ資格モナク、只總理大臣ノ諒解ヲ得テ私見ノ交換ヲ爲シタルニ止リ、其間政府ノ意ノ在ル處ヲ忖度シテ、交涉開始ノ豫備條件ヲ談ジタルニ過ギズ、又漁業事件ニ就テハ政府ノ依賴ヲ受ケ、暗號發信權ニ就テハ政府ノ許諾ヲ傳ヘタルコトモアリ、サレド余ハ政府ヨリ公式ニ貴下トノ非公式交涉ヲ委任セラレタルニハ非ザルヲ以テ、日本ノ法制上資格ニ缺クルトコロアリ。

ヨツフエ氏ハ是ニ對シ、現代國際交涉ノ實況ニ照シテ之ヲ見ルモ、現時ノ變局ヲ燮理スル講和其他ノ條約協商ヲ締結スルニ就テハ其事ノ重大ナルモノハ總理大臣自ラ其局ニアタリ、又ハ議院ノ首領株是ニ任シ、外務當局者ハ專門家トシテ是ニ關與スルニ過ズ、貴下ハ資格無シト云ハルヽモ、上院議員タルノミナラズ、曾テハ外務大臣タリシ經歷モアリ、何等資格ニ缺クルトコロアルニ非ス、又余ハ是迄幾多ノ條約締結ヲ首席全權トシテ擔任シ、委員中ニハ大臣格ノモノモ之レアリタリ、且余ハ他國ナレバ大臣ニ相當スル人民委員タリシ事アリ、凡ソ國際ノ慣例ニ據レバ、大使派遣ノ際ハ、豫メ相手國ノ意嚮ヲ確メタル後任命スルモノナ

ナク今回ハ講和商議ノコトナレバ、相手國ノ承認ヲ得ル必要ナキモ、交渉ノ際ニハ双方共對等ノ階級ノモノヲ派遣スルコト、ナリ居レリ、此故ニ余ハ今回ノ交渉ニハ、後藤子爵自身公式資格ニテ交渉ヲ指揮セラルヽコト能ハザル立場ニアリトスレバ、内田外務大臣自身之ニ當ラルヽコトヲ至當ナリト信ズ、其他ハ日本ノ外務省ニ如何ナル人物アルヤヲ知ラザルヲ以テ、余ヨリ何等ノ希望ヲ申出ヅベキニ非ズ、只余ノ病狀ヨリシテ、交渉ニ露語ヲ以テスルコトヲ得バ好都合ナリトス。

後藤子爵ハ、日本政府側ノ交渉員ニ就テハ、相當政府ニ於テ考慮セラルヽコトナラン、新聞紙上種々ノ推測行ハルヽモ、政府ハ今後ノ閣議ニ於テ人選ヲ行フコトヽ信ズ。

ヨツフェ氏ハ、極東全權トシテノ余ヲ正式ニ勞農政府ヨリ通牒セラレタシトノ加藤總理ノ要求ハ至當ナルヲ以テ、勞農政府ニ其趣ヲ傳フ可シ、然レ共白紙主義ニテ、交渉ヲ開始シテモ、從來難關ト認メラレタル條項、即チ尼港事件、國際義務ノ履行ニ關スル日本政府ノ態度ニシテ、新聞紙ノ報道スルガ如キモノナラバ、交渉ハ直チニ決裂ノ他ナカル可シト悲觀シ居レリ、是ヲ以テ余ハモスクワ政府請訓ノ際、余ハ此懸念ヲ抱クモノナルコトヲ、後藤子爵ヲ通シテ日本政府ニ申出タル旨ノ電報ヲ附記致シタシ。

後藤子爵ハ、其附記ハ一應加藤總理ノ意嚮ヲ確メタキニ就キ、其上ニテ打電セラレタシ、余ハ今晩直チニ總理ト會見ノ筈ナレバ總理ノ意嚮ハ後刻御知ラセ致ス可シ。

ヨツフェ氏ハ會見ノ場所及方法ニ就キ、加藤總理ノ配慮ヲ謝シタル後、今回ハ非公式交渉ノコトデモアリ、余ハ何分衣服ヲ著スルコト、靴ヲ履クコトハ困難ナルノミナラズ、到底立チ上リテ數時間ノ會談ニハ堪ヘザルヲ以テ、可成ハ此儘ニテ會談致シ度ク若シ其コト叶ハズバ、極ク近キ室ヲ日本政府ニ於テ借リ受ケ、余ハ日本全權入室前松葉杖ニテ該室ニ趣キ、横臥ノ姿勢ニテ會談シタシ。

後藤子爵ハ、ヨツフェ氏現在ノ室ニテモ會議室トシテ整頓スルニ於テハ差支無カル可シト信ズト。

ヨツフェ氏ハ、余ハ公式ニハ、加藤總理ノ提案タル白紙主義ニテ外務省ノ官吏ト交渉スルコトニハ反對ナルモ、而カモ加藤總理ガ此處迄配慮セラレタル誠意ヲ諒トシ、就テハ後藤子爵ニ於テ、日本内ノ形勢ニ顧ミテ加藤總理ノ提案ヲ承諾スル樣勸告セラレ

ルナラバ、余ニ於テ是ヲ承諾スベシ、但シ余ハ一ノ質問スベキコトアリ、貴下ハ政府交渉ノ開始後ハ全ク手ヲ引カルルトノコトナルガ、此事ハ露國國民ノ心裡ニ多大ノ影響アルコト、信ズルモ、公式ニハコレヲ如何トモナシ難シ、只日本政府ノ官吏トノ非公式交渉始マリタル後モ、余ノ友人トシテ余ノ質問ニ答ヘラレ、交渉中モ往來セラルルコトヲ御承諾相成ルヤ否ヤ是ナリ。

後藤子爵ハ、貴下ノ友人トシテ往來スルコトハ毫モ差支無ク、又會談ハ必ズシモ交渉ニ觸ルルモノトハ限ラザルベシ。

追加

後藤子爵ハヨツフエ氏ニ告グルニ、露國承認ノ實際上ノ效果ハ、日本政府ニ於テ直接間接ニ白露ノ人々ヲ援助シ、例ヘバ是等ニ武器ヲ供給スルガ如キコトヲナシ能ハザル責任ヲ生ズトノ貴下ノ言ハ、是ヲ加藤總理ニ傳ヘタルコトアリト述ベラレタルニ、ヨツフエ氏ハ法律的承認ノ結果、尙他ニ一ツノ重要ナル事アリ、卽チ承認後ハ露國政府ニ於テ、極東ニ、其地方ノ情況ニ顧ミテ、餘計ニ多クノ軍隊ヲ駐屯セシムル必要ナキニ至ルコト是ナリト。

ヨツフエ氏ハ、日露ノ條約ニ對スル利害ノ輕重ニ就テハ、露國ノ世界外交上ニ於ケル立場ト、日本ニ對スル露國側ノ期待スル利益ノ尠キコトニ顧ミテ、露國ハ待機ノ餘裕アルモ、日本ハ露國ノ富源開發、アングロザクセン諸邦ノ排日、其他一般外交上ノ形勢ヨリ、露國トノ親善關係ニ就キ多クノ利益ヲ有スルモノナリ、又余個人トシテハ、既ニ多クノ條約ヲ結ヒ、此點ニ就キレコードヲ有スル者ナルヲ以テ、必ズシモ取リ急キテ條約ヲ締結セザル可ラザル必要アル立場ニアルモノニ非ズ、若シ夫レ荏苒延期スレバ、露國側ノ讓歩アル可シナドト宣傳スルモノアルハ遺憾千萬ナリ、如斯宣傳ハ、反ツテ露國側ノ讓歩ヲ不可能ナラシムルモノナリ。

ヨツフエ氏ハ、從來後藤子爵トノ問答往復文書ニテ、露國ノ意嚮ハ盡シタルモノニシテ、其內「ノー」ト云ヒタルモノヲ外務省官吏トノ交渉ニ於テ「イエス」ト云フガ如キコトハアリ得ベカラズ。

この結果、ロシア政府は、六月十六日莫斯科發、十七日東京著の電報を以て、外務委員チチェリンの名において、內田外相宛て左の如く通報し來つた。

豫備交渉ノ爲メ、當方代表トシテ極東諸邦駐派露西亜社會主義聯邦「ソヴィエト」共和國特命全權代表タル全露中央執行委員アドルフ・ヨッフェ氏ヲ任命スルコトヲ閣下ニ通告スルノ光榮ヲ有ス。

右に對し帝國政府は六月二十一日附を以て、當時滯京中であつた波蘭公使川上俊彦を日本代表に任ずる旨を、ロシア政府へ通告した。

かうした段取りを運ぶまでに、伯は如何に苦心したか。次に掲ぐる六月十三日並びに十五日の築地會見は、叙上の内面的事情を忠實に物語つてゐる。その十三日における會談記録は、次の通りであつた。

後藤子爵ハ、近々旅行ノ途ニ就カル、旨ヲ傳ヘ、其間勞農政府ノ回訓到著セバ、其ノ由一報アリタキ旨ヲ述ベラレ、且新聞紙上種々ノ報道アルモ、川上公使ノ交渉員ニ内定シタル以外ハ、政府ノ一部ノ意向ヲ傳フルノミニシテ、加藤總理ノ眞意ヲ穿チタルモノニ非ス。加藤總理ハ兩國全權相會シ、誠意ヲ以テ腹藏ナキ意見ノ交換ヲ行ハヾ、解決ノ途アルベシト信ジ、自ラ本件ヲ指揮スルニ決心セラレシト思ハルト。

ヨッフェ氏ハ、日本現時ノ形勢ガ長春會議ノソレニ彷彿トシテ似通ヘリトテ、甚タ不滿ノ意ヲ表セラレタリ。斯ノ如キ形勢ノ存スルコトハ次ノ事由ニ依リ明カナリ。即チ、

（一）川上公使ハ新聞記者トノ會見談ニ於テ、露國ノ内情殊ニ露國軍隊ノ一部ノ勞農政府ニ對スル氣分ハ稍々反抗的ニシテ、何時反革命運動成立スルヤモ測ラレザルノミカ、外國トノ平和ヲ必要トスルコト甚ダ大ナルモノアレヲ以テ、如何ナル讓歩ヲモナスベキモ、又ヨッフェ氏自身ニシテモ、一個年半東洋ニ在リテ未ダ何事ヲモ成シ遂ゲザル所ヨリ、國民ノ人望ヲ失ハントスル情況ニアルヲ以テ、日本側ニテ條約ヲ取急グ必要ナク、露國側ノ讓歩ヲ待ツベシトスル如キ意見ヲ吐露シ居レリト。更ニ公使ハ、交渉中ニ更迭セラル人ナルベケレバ、適當ノ遷替者ニ赴キ親々會談シタシト言ヘル由ナルガ、如斯ハ余ヲ行李扱ヒニスルモノニシテ、到底甘ンジテ隱忍シ得ルトコロニアラズ。

（二）大阪毎日新聞ノ如キハ、米國ニ於テ勞農政府ニ接近セントスル傾向アルニ拘ハラズ、露國ニ不利ナル通信ヲ記載シ、又其一般ノ論調露國ニ不利ニシテ、日露ノ接近ヲ妨グル恐レアリ。余ノ意見ノ如キ紙上ニ載リタルモノヲ見レバ、全然余ノ格持ヲ轉倒シタルモノアリ。

（三）倫敦駐在日本大使ハ、亞細亞協會ノ晩餐會ニ於テ演説ヲ試ミ、西伯利亞ノ開發ハ露人ニ委スベキニ非ズ、宜シク西伯利亞ニ於テ門戸開放ノ主義ヲ承認セシメ、其富源ヲ各國民ニ開發セシムヘシト言ヘリ。如斯ハ畢竟露西亞ヲ支那ト同視スルモノニシテ、日本ガ米國ノ亞細亞大陸ニ於ケル門戸開放主義ノ走狗タラントスルモノナリ。露國ハ西伯利亞ニ於テ之ト反對ノ主義ヲ採用セントスルモノナリ。

（四）之ト時ヲ同クシテ、英國ノ外務次官ハ、下院ニ於テ答辯シテ曰ク。余ハヨツフエ氏ノ日本ニ入リタルハ個人トシテ入リタルモノニシテ、日本ガ勞農政府ヲ承認スル恐レナシト認ムル理由ヲ有ストト。

余ハ加藤總理ニ於テ、白紙主義ニテ、而モ外務當局ヲシテ再ビ非公式交渉ヲナサシメントスルコトハ、余ノ諒解シ能ハザル所ナリ。サレバ當局者ノ來訪シテ問フモノアラバ、余ノ非公式意見ハ後藤子爵ニ答ヘ、又ハ書面ニテ披陳シタル所ヲ以テ盡キタリ、是等以外何物モ有セスト答ヘンノミ。

後藤子爵ハ之ニ對シ左ノ如ク返答セラレタリ。

川上公使歸朝以來、會見シタルコトアルモ、最近會見シタルコトナク、隨ツテ同公使ノ最近ノ意見ヲ聽カザルモ、同氏ハ露語ニモ精通シ、露國ノ最近事情ヲモ知悉シ、且友情ヲ持チ居ラルヽヲ以テ、蓋シ適任ナラント思惟ス。

大阪毎日新聞ノ社長余ヲ訪問シ、露國ニ不利ナル記事ヲ掲載スルノ故ヲ以テ、同新聞記者ヲ忌避セラルヽ由ナルモ、右ハ全ク同社幹部ノ知ラサル所ニシテ、向後取締ルベケレバ、御諒解アリ度キ旨ノ傳言ヲ依頼セラレタレバ、左樣御承知アリタシ。

倫敦ニ於ケル林大使ノ演説ハ、我政府ノ指揮ニ出テタルニ非サルハ勿論、林大使自ラモ最近ノ日露交渉ノ急轉直下セル形勢ニハ通ゼザルベケレバ、右ハ畢竟大使ノ一家言ニ過ギズ。

是ト同一ノ事情ヨリ、英國外務次官ノ演說ニモ、深キ意義ヲ附スベキニ非ズ。

要スルニ貴下ガ擧ゲラレタル種々ノ事柄ハ、外務省ト聯絡アルモノト思ハレズ云々ト。

越えて六月十五日、伯は重ねてヨッフェを客舍に訪ひ、非公式豫備交渉に關するヨッフェの關心を聽取し、その諒解を說明し、懇談を重ねて辭去した。その會談の要旨は次のごとくである。

ヨッフェ氏ハ、今回勞農政府ヘノ請訓ノ主旨、日本ノ新聞紙ニ徹底セザルト見エ、何等カ新規ナル訓電ニテモ來ル方如ク思惟セラル、ト雖モ、今回來ルベキ電報ハ格別目新ラシキモノニ非ズ。唯從來知レ渡リタル余ノ極東全權タル資格ヲ確認シ、非公式交渉ノ開始ニ同意スルモノタルコトニ過ギズ。

新聞紙ノ報道ニシテ眞ナラシメバ、外務省ハ交渉ノ用語ヲ日露語トシ、プロトコルハ日英兩文ニテ認ムル旨決定シタル由ナルガ、是ハ外交上ノ儀禮ニ反スベキモノト思惟ス。凡ソ公式談判ノ際ニハ兩國全權先ヅ相會シ、會議ノ用語、場所、時間、プロトコルノ作成等ノ細目ニ就キ取極ヲナスコト恆例ニシテ、漫リニ一方ノミニテ之ヲ豫斷スベキモノニ非ズ。況ンヤ大阪毎日ノ如キハ、數百人ヲ容ル、ニ足ルベキ精養軒ホテルノ大廣間ヲ會議場ニ充ツルコト、ナレリト記載シアリテ、其清掃中ノ插畫ヲ示サレタリ。更ニヨッフェ氏ハ、余ノ居室ヲ以テ交渉場ニ充テズ、他ノ室ヲ之ニ充ツルニ於テハ、殆ンド歩行ニ堪ヘザル余ガ、寢衣ノ儘ニテ通ルトシテ歩行スル姿ヲ、多數ノ新聞記者等ニ曝ラシナガラ、此等ノ者ニ包圍セラレ、其ノ一瞥ヲ受ケ、事ニ依ラバ多數ノコトトテ病弱ナル余ハ壓倒サレ、マモ觸リ知ルベカラズ。サレバトテ余ニ於テ余ノ病室ヲ以テ交渉場ニ充テンコトヲ希望セバ、或ハ恐ル日本當局ヨリ、ヨッフェハ最初ヨリ既ニ我儘ナル主張ヲナスモノナリト誤解セラル、ニ至ランコトヲ。茲ヲ以テ余ハ後藤子爵ニ此點ニ付キ豫メ行違ナキヤウ、斡旋ノ勞ヲ取ラレンコトヲ希望ス。

後藤子爵ハ之ニ對シ、新聞紙ノ會議ニ關スル報道ハ全然誤報ニシテ、用語、プロトコルニ付キ決議等アリタルコトナシ。況ンヤ會場ノ如キモ亦議論ノ外ナラズ。會議ノ開始前、日本交渉員トノ打合、會議室等ノ點ニ就テハ相當御盡力申スベケレバ、御心配無用ナリ。余ハ本件交渉ハ種々ノ係争點アレバ、紆餘曲折ハ元ヨリ免カレザル所ナルモ、而モ決裂ノ結果、容易ナラザルモノ

アルヲ思ヘバ、何トカ首尾良ク落著センコトヲ希望シテ已マザルナリ。

ヨツフエ氏ハ、貴下ガ今回遊說ノ途ニ就カル丶ニ當リ、此ノ決裂ニ伴フ重大ナル結果ニ就キ、日本公衆ノ注意ヲ喚起センコトヲ希望ス。蓋シ漁業問題ノ如キ圓滿解決モ、是唯本年度限リノ權宜ノ措置ニ外ナラズ。加フルニ齊多政府ノ日本森林、鑛山關係者ニ對スル態度ハ、政略上格別友誼的態度ヲ採レルモ、畢竟是等ノ民法的契約モ國家間ノ一般問題ノ解決ノ著クコトヲ前提トシタルモノナルヲ以テ、若シ交渉決裂スルガ如キコトアラバ、其結果コンセツシヨンノ取消トナリ、事態容易ナラザルニ至ルベシ。余ハ如斯コトヲ口外スルコトヲ欲セズ。蓋シ日本政府ヨリ外交的壓迫ト認メラルレバナリ。然レドモ齊多當局者等ハ、日露交渉ノ成立ヲ希望シテ、日本人ノ特別ノ取扱ヒヲ成シ居レルモノナルヲ以テ、交渉決裂セバ、以前ノ狀態卽チ交戰狀態ニ立戻ルヲ以テ、契約ヲ取消スニ至ルベシ。

後藤子爵ハ、大體貴說ノ如クナランモ、日露交渉ノ決裂ノ結果恐ルベキモノアルハ、政府ニ於テヨク之ヲ諒解シ居レバ、何トカ落著スルニ至ルベシ。唯、尼港事件ハ餘程ノ難問トシテ、會議ノ暗礁タルベシ。但シ尼港事件トテモ何トカ解決ノ途アルベシ。

ヨツフエ氏ハ、尼港事件ハ事態極メテ明瞭ニシテ、露國政府ニ責任ナク、寧ロ日本政府ニ責任アルモノナルヲ以テ、余ハ事ニ由レバ、第三國ノ仲裁々判ヲ提議セント欲シ居レリ。尼港事件ノ眞相ハ、日本國民、日本政府ニモ知レ居ラズ、恐ク陸軍ニモ一部小數者ヲ除キテハ、其眞相ヲ知ル者少ナカラン。余ハ事件ニ關スル確實ナル證據ノ外、現ニ當ホテル內ニ生キタル證據ヲ有シ居レリ。卽チ當時日本人ノ殺戮セラレタルモノ七百人、露人ノ殺サレタル者八千人、生キ殘レルモノ僅ニ三人、虐殺後第一ニ現場ニ到達シタル船ノ船長、卽チ今回査證官ノ中ニアリテ、審ニ事態ヲ物語レリ。日本救援軍隊ハ、虐殺後船ニテ他ノ地方ヨリ來リタル露人ニ就キ取調ベヲナシタルニ過ギザルモ、勞農政府ハ戰鬪ノ末捕獲シタルパルチザンヲ取調ベタル結果、彼等ガ自己辯護ノ爲メ、種々ナル證據ヲ提出シタルヲ以テ、事件ノ眞相ヲ審カニスルコトヲ得タリ。但シ彼等ノ愛國的動機ノ辯解的言辭アリタルニ拘ラズ、其所爲タルヤ殺人掠奪ノ罪タルヲ以テ、我政府ハ彼等ヲ死刑ニ處シ其ノ判決ヲ執行シタリ。

抑モ尼港事件ナルモノハ大體次ノ如キ事情ナリ。

即チ尼港ニハ小部隊ノ日本駐屯軍アリテ、パルチザンノ襲撃ヲ受ケ、衆寡敵セザルノ勢ニアリシガ、パルチザンモ日本軍ノ反撃ヲ受ケ相互ニ負傷者ノ生ジタル結果、パルチザンヨリ軍使ヲ送リ休戰ヲ提議セシメタルニ、日本軍ハ軍使ノ一回ナラズ二回マデモ殺シ、三回目ニ漸ク休戰ヲ承諾シタリ。日本軍ハ露人ノ祭日ニ於ケル泥醉ニ乘ジ、一擧シテパルチザンヲ殲滅セント企圖シ、在留人一同ニ武裝セシメ、婦女子ニ至ルマデ銃ヲ把リテ起チタリト傳ヘラル。然レドモ衆寡相敵セズ、遂ニ全滅ノ悲運ニ際會シタリ。其後無線電信ニ依リテ、パルチザン等ハ優勢ナル日本軍ノ到來ヲ知リ、掠奪品ノ處置ニ窮シ、失望ノ極、可ナリ繁榮ノ港タルニコライエフスクヲ燒棄シ、住民ヲ殺戮シ狂暴ノ限リヲ盡シタリ。要スルニ虐殺ハ日本人ニ止マラズ、一層多數ノ露國人ニ及ビタルノミナラズ、元來國際公法ニ於テ、外國軍隊ノ占領スル地域ニ於ケル出來事ハ、軍隊ノ所屬セル政府ノ責任ニシテ、占領地ノ國ノ責任ニハ非ザルナリ。余ハ虐殺ノ行爲ガ、パルチザン即チ農民强盜等ノ徒黨ノ所爲ニシテ、我赤衞軍ノ所爲ニ非ザルヲ以テ、假令國際公法上勞農政府ニ責任ナキニ拘ハラズ、日本ノ要求ニ應ジテ之ニ對シ責任アルコトヲ聲明スルモ、余限リノ意見トシテハ、格別ノ支障ナシト信ズ。唯更ニ進ンデ之カ賠償金ヲ支出スルガ如キハ、露國ノ承諾シ能ハザル所ナリ。若夫日本政府ニシテ飽マデ露國政府ニ賠償ノ責アリト主張スルニ於テハ、余ハ已ムヲ得ズ、第三國ノ國際法學者ニ據ル仲裁々判ノ案ヲ提議スベシ。佛國ノ如キ露國ニ好感ヲ有セザル國民ト雖モ、露國ニ有利ナル仲裁判斷ヲ下サンコト疑ヲ容レズ。後藤子爵ハ、尼港事件ハ難問ニハ相違ナキモ、第三國ノ仲裁ニ俟ツ必要ナク、日露當事國ニテ解決ノ途アルベキ旨ヲ述ベラレタリ。

終ニ臨ミテ後藤子爵ハ、本件ノ圓滿ニ終結センコトヲ希望スル旨ヲ述ベ此日ノ會見ヲ終リタリ。

ヨッフェが斯くのごとく同一事を反復架說し、且つ些末なる新聞記事にまで神經を尖らせつつ苦情を述べたのは、一には彼の性格にもよつたであらうけれど、それよりも重大なることは彼の病氣であつた。

彼は日本到著以來既に半歲、一日と雖も病床を離れたることなく、異郷重病の苦惱裡に、この困難なる交涉を繼續

してゐたのであるから、心身次第に困憊して、少しく常軌を逸するがごとき程度にまで、些細の事件に興奮してゐたのである。從つて伯が彼を慰撫しつつ、兩國交渉成立までの產婆役を勤め切らんとした當時の苦心は、蓋し尠少ではなかつたであらう。

二、伯の助太刀

かくて日露間の交渉は、私的會談から非公式豫備交渉に移り、日本政府の代表者として、川上俊彦がこれに當ることになつた。

しかしかかる公的交渉を繼續しつつも、ヨッフェは事あるごとに使者を伯に派し、また伯の來訪を仰いで相談することを忘れなかつた。伯も亦その時を割いて、川上とヨッフェとに助太刀を與へ、以て交渉の進捗を圖ることを怠らなかつた。

左に掲ぐる七月五日の會見錄に依つて見るも、ヨッフェが如何に伯に依存せんとしてゐたか、又その眞意を伯に隱蔽することなく表明してゐたかを知ることが出來る。

ヨッフェ氏ハ曰ク。川上公使ハ、今回ノ交渉ニ關スル要項ヲ書面ニ認メ、之ヲ朗讀シタル後、詳細ノ辨明ヲ試ミラレタリ。氏ノ主張ハ從來日本政府ノ支持シ來レル見解ト大體ニ於テ異ナル所ナク、余ノ承認シ難キモノナレドモ、只從來ト聊カ異ナレル要點ハ露國ニ對スル攻擊的、彈劾的態度ニ非ズシテ、寧ロ日本ノ從來採レル態度ノ辯護的論調ナリシコトニアリ。但シ川上氏ノ辯論中ニハ、松平臭味ナキニ非ザリキ。川上氏ハ、先ヅサガレン問題ヲ二段ニ分チ、日露友交關係ノ名義ニ於テ、露國政府ガ相當ノ代價ニテ買收ニ應ズルカ、又ハ石油、石炭及森林ノ三富源ノコンセッションヲ與フルカノ提案ヲナシ、相當代價トハ一億五千萬

圓ト認ムトノコトナリキ。露國政府ハ過般來モスクワニ調査委員會ヲ設ケ、其ノ結果余ノ提唱シタル十億圓以上ノ評價ヲナシタレバ、賣買ハ困難ナルベシ。右委員會ノ調査報告不日到著スベケレバ、其ノ節貴覽ニ供スベシ。尼港事件ニ就キテハ、余ハ數項ニ分チテ議論ヲ試ミタリ。

第一、西伯利亞出兵ハ戰爭ニシテ、駐屯ハ軍事占領ナルコトヲ主張ス。隨ツテ日本軍ノ駐屯區域內ノ出來事ニ就テ、露國政府ニ責任ナキハ國際公法ノ認ムル所ナリト言ヘルニ對シ、川上公使ハ、出兵ノ理由ニ顧ミ、日本軍ト共同策戰セルモノハ聯合軍ノ外露國軍自身アリタルノ故ヲ以テ、戰爭ニ非ズ單ニ自衛上駐屯シタルニ過ギズシテ、軍事占領ニ非ザルコトヲ論ジタリ。

第二、尼港事件ハ、日本軍ノ挑發ニ由リ起リタルモノニシテ、加フルニ當時モスクワ政府ノ權力ハ極東ニ及バズ、極東ニ簇生セル叢多ノ自稱政府ハ、國際公法上合法的ノ政府ト稱スベキモノニ非ズ。蓋シ政府ト稱スルニハ相當ノ廣サノ領土ト、久シク持續セル政權トヲ擁スルモノナラザルベカラザルニ、極東ニ於ケル諸政府ハ是等ノ要件ヲ缺キ、之ヲ具備セルハ單リモスクワ政府アルノミナレバナリ。隨ツテ尼港事件ノ巨魁トリヤピンノ如キ、モスクワ政府ト何等ノ關係アラザルノミカ、近來余ノ手ニセル報道ニ依レバ、彼ハ文盲ノ一野人ニシテ、無政府主義者ナルコトヲ標榜スルガ爲メ、身ニ黒帶ヲ著ケ、以テ自己ノ共產黨ニ非ザルコトヲ示シタルモノナリトイフ。獄吏ノ報告ニ依レバ、彼ハ精神ニ異狀ヲ呈シタルモノナリ。當時赤衞軍ハ南露ニ在リテ外國侵入軍ト交戰中ナリシナリ。如斯、土賊パルチザンノ行爲ニツキ、勞農政府ニ責任ヲ負ハシメントスルハ、眞ニ其ノ意ヲ解スルニ苦シム。然レドモ今ハ、日本政府ガ四年間ノ久シキニ亙リテ、露國政府ニノミ責任アリト宣傳シ來レルヲ以テ、今ヤ日本政府ノ面目上、何トカ之ヲ解決セザルベカラザル境遇ニアルヲ知ルヲ以テ、余ハ兩國親善ノ爲メ、露國政府ハ尼港事件ニ對シ深甚ナル遺憾ノ意ヲ表セントスルニ同意ス。之ト同時ニ日本政府ハ出兵中、露國ノ良民、非戰鬪員ニ加ヘタル傷害ニ對スル遺憾ノ意ヲ表スルコトヲ求メタリ。

余ハ國家ノ威信ニ係ルコトトハ云ヘ、責任無キ者ニ之ヲ負擔スルコトノ寧ロ良心ニ反スルモノナルヲ知レルモ、交涉ノ難關ヲ脫シ、若シ日本政府ニ於テ、勞農政府ニ對シ、現實的賠償ヲ迫マラザルニ於テハ、責任ヲ認ムルモ可ナリト考ヘタリ。川上公使ハ

尼港事件ハ國家ノ威信問題ニシテ、金錢問題ハ從屬ノ問題ナレバトテ、我々兩人ノ一致シタル共同案ヲ作成スベキコトヲ提案シタリ。之ニ依レバ日本ハ現實ノ賠償ヲ要求スルコトヲ拋棄シ、露國ハ、西伯利亞ニ於ケル日本軍隊ノ行動ニ對シ、日本政府ニ於テ遺憾ノ意ヲ表スルコトヲ拋棄シタリ。

ヨツフエ氏ハ、川上氏ノ前記ノ主旨ニ基ク提案ニ對シ、修正ヲ加ヘ、大要左ノ如キ覺書ヲ作成シ、次ノ會議マデニ日本政府ノ意向ヲ確ムルコトヽナセリ。

露國政府ハ、黒龍江畔、ニコラエフスク市ニ於テパルチザンノ爲メ、日本兵士三百五十二名及老幼婦女ヲ合セ三百八十三名ヲ殺害シタル後、露人八千人ト共ニ死骸ヲ燒却シタル殘忍無道ノ所行ニ對シ、至大ノ遺憾ノ意ヲ表シ、當時規律正シキ赤衞軍ハ南露ニ在リテ、右事件ニ與カラザリキ。露國政府ハ右事件ノ被害者ニ對シ哀悼ノ意ヲ表スルト共ニ、向後露國ノ何レノ地方ニ於テモ如斯失態ナキコトヲ確信ス云々。

右共同案ハ露國政府ノ採用スル所トナルヤ否ヤハ確信シ得ザルモ損害賠償ニ至ツテハ、如何ニシテモモスクワ政府ヲシテ承諾セシムルコト能ハズト。

三、交渉打切り

非公式豫備交渉は幾多の曲折を經て、七月末まで繼續せられたが、七月二十七日に至り、ヨッフェは川上代表に對し、書翰を以て非公式豫備交渉打切りの意思を表明し、同時に露國側の作成した議事要錄を帝國代表に送付した。三十一日の最終會議においては、右の要錄に一部分訂正を加へ、更に正確を期する爲め、八月三日、日本代表はその作成せる議事要錄をヨッフェの許へ送付した。

かくして非公式豫備交渉は打切られたのであつたが、これがその後即ち一九二五年一月二十日、北京において、芳

澤、カラハン兩代表に依つて署名調印せられた日露條約成立への一大導因となつたのである。

豫備交渉打切り直前におけるヨッフェの心境は、七月三十日附、伯宛て左記書翰に依つて窺ひ知ることが出來る。

敬愛せる子爵貴下

川上氏より受取りたる貴下の御尋に對し直に御答へ申上候。

小生の見る處によれば、貴下が今日の會議後小生に御尋有之候方、一層宜かりしならんと存候。蓋し小生は此の際小生の計畫に聊か變更を加へ得たりしならんと存し候へばなり。然るにこの豫想と異なりて、而かも小生は既に公式に小生の政府の名を以て次の件、

第一、所謂非公式交渉の作成したる基礎案を以てしては、交渉を開始し能はざること。

第二、最後の形態の交渉、詳言すれば公式代表者の非公式交渉は、最早續行の意向なきことを通告致す筈なれば、小生は日本政府が此政治的重要時期に於て、此儘停滯し得るものとは信ずること能はず候。

我國の政策には何等變更無之候。小生は依然として極東各國に對する勞農露國の全權代表に有之、且つ何等新規なること又は重要なること發生したりとは思考致さず候。

ラテヘン君來るや否や、特同君直に來着し、且つ小生が當地に於て會合するや否や、此等の事柄は悉く今日如何になりても可なるものに有之候。蓋し若し貴下にして我々の舊き計畫を記憶せらるゝなれば、終始一貫次の如き信念ありしものなればなり。乃ち吾人は何人か現はれ來りて「終了」と懸け聲するまでの間川上氏と交渉するものなり。今や小生は「これにて充分なり。非公式交渉は最早必要ならず、吾人は別に談合の要あらん」と言はんとす。小生は常に斯かる場合には、小生の役目は直に終了するものと考へ居りとの。蓋し若し貴下にして此儘繼續するものとせば、小生は日本政府に向つて、莫斯科に續行し得るか爲め、一大体類簡を提議せざるべからざればなり。之れ乃ち第一莫斯科に於て、次の會議に就き、小生自身の件に就き、及デレガチオンに就き、「蓋し斯の如き會議に一人の代表者のみ參加することはあり得べからざればなり」最後に專門家委員に就き、會議せ

んが爲めなり。

吾人の現有する處のもの果して奈何、依然たる自然の形勢にあらずや。

今や日本政府は拒絶すること能はざるべし。玆に於て日本政府は吾人に向つて提案を爲さゞるべからず。此の提案たるや、尙會議に似て、而も最早會議にあらざる底のものなり。我等兩人の作爲したる事業は——漁業、林業等に關する——本年內は斷然現狀維持なり。小生出發後何人が來るとも、小生の政策は勿論兩國民間の友情消滅するまでは存續すべし。蓋し是れ小生の政府、小生の國民の政策なればなり。

小生は後藤子爵貴下が、堅く小生に信賴せられんことを切望致候。乃ち小生が日本の友人且讃歎者たること此事に御座候。

アドルフ・ヨッフェ

四、ヨッフェの歸國

東京の暑氣——殊に梅雨期の濕氣と打續く劇務とは、ヨッフェの病勢を日ましに昂進させてゐた。五日夜のごときは特に佐野彪太博士を招いて、診察を求めるといふ狀態であつた。

それで會商打切りと病勢昂進との爲めに、彼は急遽東京を去つて、歸國することとなつた。

當時輕井澤に避暑中であつた伯に對して、筆者は七日朝、左のごとく報告した。

ヨツフエ氏之出發については、左之通手配致し申候。

（一）醫師之件

（イ）精神病專門家を依賴する時は新聞種となり、日露問題に惡影響あるを惧れ候間、佐野博士と相談し呼ばぬ事と致候。

（ロ）坂本博士報酬之件は、入澤博士の意見にて決定の事。今日天津へ打電濟。

（ハ）坂本博士浦鹽へ行く事不承諾なる時の準備のため、目下代りの醫師を佐野博士に於て手配中。

（ニ）列車及汽船

（イ）敦賀迄の特別車手配濟。

（ロ）鳳山丸の船室はヨッフェ氏の方と相談の上手配の事。（中略）

ヨッフェの歸國に就いて、伯は新聞記者に對し八日朝、自邸に於いて左の如く語つた。

日露豫備交渉は、最初は希望で、中途から之が目的となつて來て、三つの問題の内、二つの希望は全く目的になり切つた譯である。殘る一つの問題が意見不一致で、未決のまゝ豫備交渉は打切りとなつたが、それさへも兩者の主張は行くところまで行つてゐて、これも一つの希望であるから、世間で傳へるやうに距離のあるものとは思はれない。こゝまで來たのであるから、兩者の肚裏はよく見えてゐるから、今一歩進んで落としてしまへば、決して交渉不可能なことはなかつた筈だ。政府の肚のうちにも之れから正式交渉を開く意嚮があるとのことだが、これは明かに兩者の主張に距離の無い證據である。而して一箇月に亙る商議で兩國が主張した摘要條目、今讀んでゐるところだから、内容に亙つては何とも云ふべき筋合のものではない。ヨ氏の病氣がよければ尙繼續して交渉を進め得たと思ふが、何分にもあの病狀ではやむを得ない。つまり先達て歸國したエッチンゲル博士が浦鹽に到著したとき、ヨ君の病狀に付長文の電報を莫斯科政府に打つたうちに、日本は濕氣が多いに加へて長時間に亙り商議の衝に當る事は如何かとの旨を傳へた結果、直ちに豫備交渉を打切り歸國すべしとの旨を傳へて來たものと思ふ。今後正式交渉を開くにしても、ヨ君の病狀が許せば、之が背景となつて指揮を下すかもわからないが、今の所では如何かと思はれる。日本政府はカラハン君を正式交渉の代表に引つ張るかも知れないが、何れにしても、日本の代表は今度は外務大臣が當ることとなるだらう。

かくて滯京四箇月、病軀をホテルのベッドに横へつつ、日露復交の重大折衝に當つたヨッフェは、十日夜東京驛發歸國することとなつた。

この日、出發に先立ち、同日夕刻六時半、伯は嗣子一藏と共にヨッフェを訪問し、土産物として盆栽を贈つた。伯の意嚮は、この盆栽の土產物を以て日本を紹介するのだといふにあつた。この時伯は、新聞記者にむかつて、次の如く語つた。

自分は最後の訣別と病氣見舞に來たが、氏の病氣は夫人が心配する程でなく、暑氣と疲勞で衰弱は甚だしいが大丈夫だらう。ヨツフエ氏は馬鹿に日本の盆栽が氣に入つて、レーニン氏に土產にするさうだ。氏は盆景は庭園式に取扱つた日本の縮圖で、日本を了解せしむるに一番適當なものだと言つてゐる。例の馬は俺に贈られたからあづかる事になつた。（八月十一日東京朝日新聞）

ヨッフェは嚴重なる警戒裡に、夜十時三十分東京驛發列車で敦賀に赴き、此處にて鳳山丸に乘じて歸國の途に就いた。伯の好意で坂本醫學博士並びに森孝三が、ウラヂオストックまで附添つて行つた。

五、ヨッフェを送るの書

ヨッフェのいよ〳〵東京を出發せんとしてゐた八月十日、伯は一篇の書翰を認めて、これを去りゆく彼の許に送つた。それは過去七閱月の勞を多とし、併せて日露國交の囘復を祈願する伯の眞情を吐露したものであつた。

顧みれば波瀾重疊、危險蝟集の半歲であつた。幾度か生命の危險を傳へられたる伯が、幸ひに事なくして彼を送り、重病しば〳〵危殆に瀕したヨッフェが、幸ひに生命を全うしてこの國を去るのだ。思へば公人の生涯、榮辱安危幾遷、去る者、送る者、胸中の感慨、果して如何。

伯の文に曰く。

親愛なるアドルフ・ヨッフェ君足下

足下が病軀を提げて異域に臨み、半歳餘に亙りて日本官民と接衝し、國事に盡瘁せられしは、予竊に足下に對し敬意を表する所なり。

ヨッフェ君足下、歐洲大戰終熄後に於ける世界の大勢を通覽するに就中、予は列國が露國新政府に對して否認の態度に出でたることを以て、列國の爲めに惜む所とし、同時に露國又列國に對し、共產主義の强要、宣傳を以て世界征服の概あるを見るは、予の贊同を表する能はざる所とす。

足下、予は足下と初めて相見ゆるの時、縷陳する所ありしが如く、我日本帝國の如きは、國家の成立頗る他邦と趣を異にし、古來、一國を以て一大家族と做し、天皇は累世其の家長に在す制度たり。隨て其の土地の如きも、率土の濱と雖も天子の有に非ざる莫しと云ひ、私人に土地の所有權を認めざりき。封建時代に入りて一時各藩主の領有に歸せし觀ありしと雖も、其實際に於ては決して私領を認めず。されば維新當時の勤王の士の崛起するや、各藩版籍の奉還競ふて行はれ、之に就て一人の異議を唱ふるものなかりしなり。爾來家長主義の統理愈々嚴守せられ、先帝の統治以來、益々上下心を一にし、盛んに經綸を行ひて以て今日に至りたり。我國體、我國民性は如斯して成立し、涵養されたるものにして、其の淵源する所頗る久遠なり。之を以て今日露國共產主義の所謂赤化宣傳の如きは、我國に於ては無用且つ寧ろ有害なるべきは、其の當時足下に證言したる所なり。要之、我日本に於ては、往時一種の共產主義とも目すべきもの自然に存せしなり。唯、泰西の諸制度を取捨するに當り、所有權なるもの〻輸入は、其の變遷を來したりと云ふべきか。然るに我同胞中には、今日露國の共產主義宣傳を恐怖す

る甚しき者あり。然れども此恐怖は恐怖する者の自信無きを語るに過ぎず。寧ろ憐憫に値すると云ふべし。吾人は兩國民間に横はる誤解と、更に進んで世界國民間に於ける誤解の一掃を期し、共存共榮の途に進み、不自然なる文明の痛苦を驅除せんとする者にして、足下養病の傍ら、各國家間に横はれる病的情況の治效を期せんとしたるは、即ち吾人の會談の本旨たり。

足下、足下が這次の來遊に際し、予は豫ねて開陳したる如く、兩國民に對し、二個の目的と一個の希望とを有したりき。即ち

一、露國に於ては我國に對する所謂赤化宣傳の無效無益なるを知らしめ、日本に於ては赤化恐怖病を一掃し、之が爲め自然に兩國親善の基礎を樹立すること第一義なり。

二、兩國民間相互の健全なる諒解は、日露共存共榮の根本なり。今回の諒解は此健全なる諒解の端緒ならむ。

三、私人相互間の友好關係が、軈て非公式の會見となり、先づ兩國間國交復舊を認むるの日を迎ふる端を啓くに裨補する所あらば幸甚なり。

知らず。今後兩國政府の當事者、如何にして此間に處せんと欲する乎。

（右大正十二年四月予が發表したる「日露國民的交渉の正系」中に掲げたる處の如し）

前二項は目的なりしが、此目的は兩者とも双方の國民間に達せられたる所なり、其三は希望なり、然るに今や兩國民間の希望に止まらずして、一大目的として兩國政府間の努力に任すべき程度に到達したるは、吾人の慶賀に堪へざる所なり。而して此問題は吾が從來攻究したる意見交換の範圍を離れて、今や政府官憲の手に移りたり。

然れども、此の問題は、之が爲めに兩國民各自の自由攷究を禁ぜられたる次第に非らず。但し足下は露國の一有力國民として、且同時に現在政府當局者たるを以て、該問題の兩國政府に移ると共に、更に一層重大なる任務に進まれたるが故に、予と其の地位を異にしたるなり。然れども吾等は各相互の愛國者として、其國の爲に忠誠なる努力を盡さんとする誠意に於ては、互に何人にも讓らざるの覺悟を以て自ら任ずるものたることは、唯神明の照鑑あるべき一大快事たるを信ず。

足下は叙上の重大任務に膺り、病軀を强ひて――吾殆んど病あるを忘れて、毎日十五時間の勞に服し、健康人だも尚及ばざるの勤に從ひ、内外の誤解を解き、愚論に抗して、撥雲見天の秋に到達せんと力められたるは、予が欽羨措かざる所なり。古人が所謂國あるを知りて身あるを思はざるの國士とは、我、君に於て之を見る。然れども之が爲めに足下の病勢漸次重きを加へ、養痾の主眼は自然等閑に付せられ、其の治效を奏せず、終に宿痾の爲めに交渉中途にして障礙を生ずるに至りたるは、吾人の深く遺憾とする所なり。然れども此間著々誤解を去りて眞面目なる問題に進行せしめたるは、足下が大なる犧牲を拂ひたる賚たること、神明の明鑑あるべきを疑はず。況んや兩國々民に於てをや。夫れ人世嫉妬あり。俗悪の情弊あり。之がため幾多の煩累を足下に及ぼすものなきに非ざりしも、是等は天下後世の識者の批判に待つべく、苟も吾人天下の公人たる以上、當然の犧牲として之を拂ふことを甘んずべく、毫も厭ふべき所に非ずと信ず。東洋の平和は即ち世界の平和の礎にして、吾人の最努力すべき處なり。今や東洋平和の柱石は、日露の力に依りて樹立するの外策無かるべし。日露間特殊事情の宿在するは世界の認むる處、吾造化自然の認むる處にして、之を忽諸に付するは吾人の責遁るべからざるものあるべき

を覺悟せざるべからず。支那と雖も亦年來動搖せる政府の安定を得て、以て近く吾人が樹立せんとする東洋平和の柱石支持に協力し來るべきなり。米國亦近年東洋平和に貢獻する所多からんとす。必ずや吾人が樹立せんとする平和の柱石に支援を與ふべきを卜知する難からず。英國の東洋に於ける積年の成功は、其の治亂に關する一大勢力たり。其の東洋政策に寄與する處、既往現在に徵して明かなり。更に將來東洋平和に於ける柱石の建立に對し、其力を寄與するに吝かならざるべし。

足下が健康を賭して貢獻せられたるも、獨り日露兩國民間に局せざるや素より論を俟たず。今後世界の爲めに自愛せられんことを切に祈る。

予は足下が日本に滯在し、養病中の會談より、予が記憶を錄して他日の記念とすべきなり。

大正十二年八月十日

東京

子爵　後藤新平



第五章　帝都復興

第一節　山本地震內閣の成立

一、大震災

大正十二年九月一日午前十一時五十八分四十四秒。

けたたましい音とともに、大地は大波のやうに搖れはじめた。家も樹木も、怒濤を浴びた船のやうに震動した。

『地震だ！』

人々は取る物も取りあへず、戶外に飛び出した。しかしその刹那には、誰れ一人としてそれが古今未曾有の大地震であつたらうと氣付いたものはなかつた。否、その夜を過ぎても尙ほ、人々はこれがあのやうな大慘害であつたなどとは思つても見なかつた。

その日の午後には、はや東京市內七十餘箇所から火災が起つて、帝都の大半は炎々たる火焰に包まれてゐた。さうしてその燃けしきる劫火の中を、家を失つた百餘萬の人々が、狂氣のごとく、搖れる大地の上を右往左往に逃げ惑つてゐた。

政界に行はれた有力なる觀測であつた。

然らば政黨以外の勢力として、誰人が政局の中心に坐すべきか。

茲に日本政界の年中行事たる後繼首相の揣摩臆測が旺んに行はれ始めた。

伯は第二次桂内閣の日より、既に幾度か首相候補をもつて擬せられてゐた。同志會脱黨當時、暫く政圏外に逸脱してゐた以外は、常に政界の一方に嵎を負ふ虎のごとく待機してゐた。

しかもヨッフェ招致以來、民衆の人氣は期せずして伯に集まつた。何人が起つて内閣を組織するとも、伯を度外視しては、政局を擔當しえないであらうと見られたほどの、大きな政治的存在となつてゐたのである。

形勢は斯くのごとくであつた。しかしながら事實上、伯自ら單獨内閣を組織するには、伯個人を繞る政治的勢力は、何と言つてもなほ手薄であつた。伯には藩閥のやうな舊勢力も、政黨のやうな新勢力もなかつた。加ふるに、伯と政黨との關係は、次第に疎遠となつたばかりでなく、伯自身もまた政黨嫌ひとなつて來た。そして公然と日本の政黨を「僞物」「未熟」と詬罵するやうになつてゐた。のみならず、ヨッフェ招待のために社會主義者たる一、二子を利用したことが、國内の保守的分子間に、伯を危險人物視せしむる空氣を生んでゐたので、旁ゝ伯の單獨組閣は不可能ならざるも、頗る困難と目された。況んや後任首相推薦の實權を握る西園寺と伯との關係圓滑ならざるにおいてをや。

しからば伯は誰人と提携するであらうか。

當時三個の提携が考案された。

その一つは憲政常道論により、第二黨たる憲政會をして組閣せしめ、その總裁加藤高明と伯とを提携せしむること

であつた。これが爲めに策動する伯の政友も多數あつた。

第二の案は、樞密院議長清浦奎吾をして組閣せしめ、伯をして彼を助けしめることであつた。伯の最も近親なる政友の一人は、これに鋭意畫策しつつあつた。

これ以外に、今一つの案があつた。それは薩派と伯とを提携せしめ、薩派の巨頭山本權兵衛をして組閣せしむることである。

伯は山本と提携することによつて、藩閥の潜勢力を背景とすることを得べく、山本は伯と握手することによつて、薩派の有せざる民衆的勢力を獲得することができるのである。

しかしこの第三案は、殆ど世間の人々の想像外に屬した。何となれば、伯は曾て山本內閣の正面の敵として、これが打倒に努力を剩さなかつた過去を有するが故に、舊怨結んで解くに由なく、兩者の間に存する一大溝渠は到底俄かに越ゆべからずと、世人は考へてゐたからである。

しかるに伯と山本との提携接近は、既にヨーフェ招待の初期に於いて、竊かに計畫されてゐたのである。さうしてその最も重要なる役割を演じたるは、山本安夫であつた。

山本安夫は不思議なる存在であつた。彼は終生を浪人として過ごしたるに拘はらず、その恬淡なる資性と湧くが如き智謀との故に、政界人の間に重きを爲してゐた。その頃彼は伯を世に出さんとすることに非常に熱心であつた。さうしてその最上の途は薩派との提携にありと信じた。彼は一切の人に秘し、しば〳〵財部彪と會見して、伯と山本權兵衛との橋渡しをした。

しかるに一切の準備の未だ整はざるうちに政變が來た。それは八月二十四日の加藤友三郎の死である。この時伯は、講演のため旅行中であつた。どうしてもこの際急に伯と山本權兵衞とを會はせなければならない、そしてそれは後繼首相決定前でなくてはならぬと、山本は焦慮した。そこで伯が八月二十七日、旅行先より歸るを待ち、翌二十八日朝八時、山本權兵衞を私邸に訪れて會見するやう手順をつけた。しかもそれは遂に都下の新聞の孰れもが氣付かぬうちに決行されたのだ。

その日の午後三時に、大命が山本に降つた。山本は直ちに築地の水交社に陣取つて、組閣準備に取掛つた。

三、伯の意圖

然らば山本と提携したる伯は、如何なる內閣の組織を、企畫してゐたのであるか。

ここに、伯がその當時、原稿用紙に自ら鉛筆を以て記した聲明書風の草稿がある。それによれば、次に掲げる如きものであつた。

今回山本伯ノ大命ヲ奉ジテ組織セントスル內閣ハ、國民ノ輿望ニ副ヒ以テ宸襟ヲ安シ奉ルベキモノニシテ、單ニ一黨一派ノ望ニヨル處ノ政派內閣ニ非ス。夫ノ所謂我黨內閣ニ非ラス。又所謂超然內閣ニモ非ラス。夫ノ所謂中間內閣ニモ非ルコト勿論ナリ。一ニ國民ノ輿望ニ副フコトヲ得ヘシトノ　聖鑑ヲ畏ミ、黨籍ノ如何ヲ問ハス　聖慮ニ叶フヘシト信スル人材ヲ撰定シ、私ヲ去リ公ニ力メ以テ國事ニ盡瘁スヘキ無黨派聯盟的ナル有機的組織ノ全體ヲ完成シ　聖旨ニ報シ國民ノ信孚ヲ得ントスルニ在リ。隨テ黨派ニ局シテ其ノ基礎ヲ求メス、廣ク國民的ニ立

脚地ヲ求ムルカ故ニ、我黨内閣ト稱スルカ如キ世界政治学書ニ見サル蠱惑的ナル忌ムヘキ不健全ナル文字ヲ埋葬シ去リテ擧國一致ノ健全ナル國民的内閣ノ成立ヲ期スルハ、眞ニ是レ現下ノ國狀ガ要求スル憲政ノ本道ナリ。勿論吾人ハ政黨政派ヲ無視スルモノニ非ラス。否健全ナル政黨政派ヲ尊重ス。然レトモ夫ノ不健全ナル政黨ノ唱フル所ノ憲政常道論トハ自ラ品ヲ異ニセリ。單ニ政黨ノ形體ヲ存シ、其ノ生命精神ノ活動健全ナラス、大多數黨ノ形ノ存シテ國家ニ奉仕スルノ力ヲ失ヒ、其ノ組織セル内閣ハ辭表ヲ呈シ（内訌紛擾ヲ來シ恐レ多クモ上　宸襟ヲ惱マシ奉リ下國民ノ不安ヲ來スモ其ノ罪責ヲ他ニ嫁セントシテ懊惱ヲ極ム）之ニ次ク所ノ黨派モ亦之ニ代ルヘキ力ナク、徒ラニ政權ヲ握ラントシテ齷齪シ、諸多ノ囈語ヲ發スルノ狀ナリ。素ヨリ此集團中勿論尊重スヘキ幾多ノ健全分子存スルアリト雖モ、病的有機體ノ一分子タルノ事情ニ累セラレテ、健全分子トシテ活動スヘキ本來ノ機能ヲ發揮セス。惜シムヘキ哉。此種病熱ニ苦シム黨派以外ニ生存スル國民自身ノ力ニ立脚シテ新内閣ヲ組織シ、旣成政黨ノ健康回復ヲ所期スルト共ニ、病的有機體中ノ健全分子ヲシテ其ノ累ヲ脫シテ國事ニ協力セシムルノ方途ヲ打開スルハ、是レ即チ永ク黨弊ニ苦シメル我國ニ於テ無黨派聯盟的新現象ヲ旋回シ來ル一大紀元ナリ。

即ち伯は第一次山本權兵衞内閣當時、ハンザ同盟綱領を印刷して無黨派聯盟を主張し、又大正八年の外遊の際、前田多門を北ダコタ州に遣つて、同地方のノン・パーティザン・リーグを調査せしめたる精神に從ひ、此の際山本權兵衞と提携して「無黨派聯盟的ナル國民的内閣」を作らんと計畫してゐたのである。

而して伯のこの國民的内閣論の根底には、同志會脫退以來、次第に伯の確定的意見となりつつあつた獨特の政黨論があつた。それは後年の政治の倫理化運動と緊密に脈絡するものなるを以て、後に伯の起草せる「三百萬市民ニ告ク

山本内閣入閣ノ情由ト復興計畫ニ對スル所信」中の左の一節を一讀するの必要がある。

蓋シ近年我國ニ於ケル政變ノ跡ヲ檢スルニ屢ミ不可解ノ感ヲ禁セザルモノアリ。憲政布カレテ三十有幾年、其ノ形式ニ於テハ夙ニ政黨ノ目ヲ有スルモノナキニアラズト雖モ之ガ發達未タ完カラズシテ國運民命ノ負托ニ堪ヘ難キノ憾ナキ能ハズ。遡ツテ之ヲ明治文化ノ創成期ト比較センカ、彼レニ高邁ナル國士ノ風格ヲ存シ剛健ニシテ潑剌タル氣節ト經綸トヲ發見シ得タルニ拘ハラズ、時ノ降ルニ隨ツテ其ノ心術漸ク荒メルガ如ク其ノ進退行藏又甚タ端倪スベカラザルニ至リ遂ニ時人ヲシテ政黨病ノ嘆ヲ發セザルヲ得ザルニ至ラシム。先年原敬氏ノ遭難アリ、識者ハ其ノ高價ナル犧牲ヲ悼ムト同時ニ、爾今政黨ノ反省ト覺醒トヲ庶幾シ得ベキヲ想像セリ。而モ事實ハ寧ロ之ニ反シ彼ノ不幸ナル兇變モ以テ報本復始ノ機會ヲ開カズ、所謂我黨内閣ト稱スルガ如キ世界無類ノ新造語ハ何等ノ憚ル所ナク颺言セラレ之ガ爲ニ國家第一義ノ思想ハ知ラス識ラズノ間ニ我黨第一義ノ迷路ニ入リ延ヒテ一種ノ病的固癖トナレリ。斯クシテ高橋内閣ハ中道ニ瓦解シ、加藤内閣ノ其ノ後ヲ繼クニ方リ所謂憲政ノ常道ハ既ニ見失ハレタルナリ。之ヲ約言スルニ我國ノ政黨ハ未ダ健全ナル發育ヲ遂ケズシテ或モノハ早クモ難治ノ疾患ニ罹レルガ如ク、又或モノハ五官ノ機能ヲ具備セズシテ自主自立ノ能力ヲ缺クニ似タリ。故ニ憲政ノ常道ナルモノハ其實之ヲ尋ヌルニ途ナキカ如ク然リ。憲政常道モ健全ナル政黨アリテ始メテ行ハルヘシ。過半數ノ政黨アリテ不健全ニシテ自ラ内閣ノ總辭職ヲ乞ヒ其病根治セサルニ更ニ新大命ヲ拜セント庶幾ス。是所謂憲政ノ常道ナルカ。實情卽チ此ノ如シ。故ニ山本内閣ハ專ラ人材ヲ推薦シテ内外庶政ヲ更新シ以テ民心ヲ疏開セントスル國民ノ要求ニ應ジテ出現セルモノニシテ予ガ同内閣ノ成立ニ滿腔ノ同情ヲ寄セタル所以モ亦此ノ趣旨ニ外ナラズ。從ツテ所

謂中間內閣ニ非ラス。又超然內閣ニモ非ラス。眞ニ國民內閣タラシメント期シタル次第ナリ。

すなはち伯の胸中に抱ける新內閣とは、從來の內閣と全く選を異にせる「國民內閣」であつた。それによつて、沈滯せる日本の政界に、一新清涼劑を投ぜんと欲したのである。然るに山本は、そこまで踏み込んで日本政界の革新を行はふといふ考へはなかつた。山本の考へは、既成政黨の打破ではなくして、むしろ政黨のみならず、すべての既成勢力を打つて一丸とする擧國一致內閣を作りたいといふのであつた。

茲において伯と山本とは、形式において相似たるも、その精神に於いて頗る異なるところがあつたのである。果してこの相違は組閣工作の進むとともに、日一日と明瞭になつて行つた。

四、山本の組閣工作

山本は一度び大命が降下するや、伯が如何なる內閣を欲せるやを、殆ど眼中に置かざるものの如く、水交社に頑張つて、どん／＼組閣工作を進めて行つた。それは高橋政友會總裁、及び加藤憲政會總裁をも網羅したる、所謂擧國一致內閣であつた。故に彼はまづ高橋、加藤兩總裁を水交社に招いて、正面から入閣を求めた。

その經緯は、山本の直話によれば、次の通りであつた。

地震の數日前、圖らずも內閣組織の大命を拜しました。誠に恐懼に堪へませぬので、平田內府、牧野宮相に、不肖年老いて、爲すあるなく、如何にも無理とは思ひますが、辱き內命を拜しましては、又奈何ともしがたき大命理を當時の自分の氣持を御話して、退下致しました。熱慮に熱慮を重ねて見ましたが、何分にも、世の大勢より

見るに寔に容易ならぬ場合である。先輩も概ね既に地下に瞑して、殘る人とては少なくなつてゐる。相當修練を歷れば、政黨にも、自ら力がついて、然るべき組織を見るに至るではあらうが、まだそこ迄は參らぬ。そこで此の場合、自分としては總ての國民をお相手として匪躬の節を效すの外無い。さうありたいと考へたから、眼中には、毫も政黨の事を考へず、眞に國家を憂ふる有力なる自分の信ずる人達が、全然我が躬の事を忘れて、各〻其分を盡して吳れる事を期待し、其の人々と事を共にして聖鑑の辱きに奉答したいと思つて、直に組閣の事を進めました。先づ相談を掛けたのは加藤、高橋の兩君であつた。然るに加藤君の答へは、如何にも御尤だが、自らは進むでお請け致し兼ねる、其の代り自分の黨から然るべき有力の人を推薦するといふ事であつた。しかし自分は素より加藤君を望んだ事であるし、既に大體義は、首肯された樣に思つたから、其の儘とした。高橋君からは、從前の高橋では無い、從前の高橋なら直ぐにも、お請けするが、今は、黨に諮つて見なければならぬ、しばらく猶豫を乞ふとの旨であつた。併し此方は後から望月君が使に來て、折角だが貴意に應じ兼ねるといふ挨拶であつた。次に犬養君に相談したが、國民を相手とするといふ大體義は賛成だ、是非政黨は主義綱領より覺醒してやらなければならぬといふ見本を作りたいといふ事であつた。元來自分は、人に相談しない方の流義であるから、面倒と見た人には一々自分で交涉して、自分の信ずる人丈けに參加して貰ふ積りであつたので、中には不平の人もあつたやうに聞いてゐる。（東京市政調査會發行帝都復興祕錄）

然るに上記山本の談話にもあるごとく加藤も、高橋も、入閣を拒絕した。ここにおいて、流石の山本も、三黨背入閣の形式における「擧國一致內閣」を組織するの意圖は、斷念せざるを得なくなつたのである。

然らば山本は、ここに毅然として、伯の所謂國民内閣組織論を採り、伯と緊密に聯繫して、その方針の下に、組閣工作を進めたであらうか。不幸にして事實はさうでなかつた。

五、組閣行惱む

伯が山本に期待したるところは、その往年の英氣をもつて、沈滯したる政界の空氣を一新し、社會不安の陰影の年とともに濃厚となりつつある世相を一洗するごとき大經綸を實施せんことであつた。ゆゑに伯は山本が、從來の薩派の行懸りを蟬脱し、裸一貫の國士として自己とともに協力挺身せんことを期待した。恐らく八月二十八日早朝の會見は、その精神においては斯くのごとき默契を見たのであらうと思はれる節があつた。

しかるに水交社に陣取つた山本の組閣工作は、當時の口さがなき京童をして「鎌倉幕府的」と呼ばしめたるほど、獨斷的にして且つ時代に逆行して見えた。山本は鎌倉の將軍が天下の武士を呼び付くるごとく、朝野の政客を水交社に呼びつけて、入閣を命令せざるまでも、請求したのである。

この獨裁的態度が、必ずしも不可ならざるにせよ、伯をして懸念せしめたのは、山本がその組閣工作に當り、伯との會談の時とは異なり、薩摩出身者のみを左右に置いて行動したことであつた。かくては天下の風評のごとく、山本は依然たる薩派内閣を作ることとなるの虞れが多分にあつたのである。

かくして山本内閣は結局、山本安夫その他の二、三子の計畫したるごとく山本、後藤の聯立内閣とは言ひ得がたく、山本の薩派内閣に伯が單身入閣するが如き實質に轉化し始めたのであつた。

茲に於いて伯の癇癪玉は、遂に爆裂した。それが具體的に問題となつたのは、山本が山之内一次を鐵相に、伊集院彥吉を外相に擬したることであつた。伯は極力これに反對して、かかる上はもはや自ら入閣しない、閣外において援助すべしと言ひ出したのである。

この時伯は、自ら外相として日露國交囘復の事業に邁進せんと決心してゐた。然るに山本は伯に擬するに内相を以てし、その間未だ意見の一致を見るに至つてゐなかつた。

當時伯はヨッフェ招待の直後であり、伯が入閣の理由は日露國交囘復の事業の爲めであるがゆゑに、外相以外の入閣は意味を爲さずと考へてゐた。少なくとも伯は九月一日の朝までは、明瞭に入閣の承諾は與へてゐなかつたやうである。

この間の消息は、前揭伯の「三百萬市民ニ告ク」中の左の文字が、その片鱗を示してゐる。

山本伯蹶起ノ事情ニ關シテハ、予始メヨリ大ニ之ヲ多トシ、心窃ニ閣外ニ在リテ微力ヲ添ヘンコトヲ期シタリ。（中略）世人ガ記憶スルガ如ク、山本伯ハ去ル八月廿八日ヲ以テ内閣組織ノ大命ヲ拜セシガ、同日予ハ此ノ事ニ關シテ、伯ト水交社ニ於テ第一次會見ノ機ヲ得タリ。但シ當日ノ會談ハ何等予ガ入閣ノ交涉ニ觸レタルニ非ズ。否、予ハ寧ロ閣外ニ在リテ微力ノ許ス限リ山本内閣援助ノ底意ヲ有セシコト既記ノ如シ。之ヨリ先予ハ帝國外交ノ新畛域ヲ開キ一面ニハ東洋平和ノ基礎ヲ鞏固ニシ、他面國運發展ノ趨勢ニ適應センコトヲ欲シテ、日露修交ノ促進ニ潛慮セルノ事實ハ茲ニ改メテ說クヲ要トセズ。而モ機運尙ホ熟セズシテ未ダ彼我兩國間ノ正式交涉ヲ進ムルニ至ラザリシガ、當時閑地ニ悠遊セル山本伯ノ達眼ハ其ノ身閣内ニ在ツテ自ラ國政運用ノ衝ニ立テル責任者ヨ

リモ遙ニ深遠ナル理解ヲ有セラル、ヲ知リ予窃ニ其ノ明識ニ推服スル所アリ。故ニ予ハ自己ノ入閣ニ依ツテ、對露問題ノ行懸リヲ山本内閣ニ持チ越シ、伯ノ自由手腕ニ累ヲ及ボスコトヲ避ケ、大勢ノ歸趨ヲ導キ、伯カ容易ニ自由解決シ得ヘキ氣運ヲ造ラント欲シタルト同時ニ、予ハ閣外一臂ノ勞ヲ捧ゲ伯ノ成功ヲ期待スベク切念セリ。

かくて伯は、未だ入閣か否かの意志を明かにせず、若し山本にして自己の意見に聽從しないならば、むしろ入閣を拒絶して、獨自の立場から、山本内閣に對するであらうといふ態度を示した。これは山本にとつては相當の痛手であつた。すでに加藤、高橋の拒絶によつて、組閣の第一步に躓いた山本は、今若し伯の拒絶に會するときは、新内閣は頗る弱體化して、その所謂擧國一致の看板は、有名無實に化するであらう。

山本は伯の强硬なる態度を見て、果して伯の意見に聽き、實質的にも聯立内閣の實を擧ぐるであらうか。或はたとへ伯を閣内に失ふも、從前通りの薩派中心内閣の方針で押し通すであらうか。

俄然として興味はこの一點に集中した。さうして築地の水交社と麻布の後藤邸とは、むしろ睨み合ひの形となり、伯の私邸には、家の子郎黨をはじめ多數の獵官運動者すら參集して、觀者をして、第二の組閣本部にあらざるやを疑はしむるほどであつた。

六、御庭前の親任式

斯くのごとく、政局の推移俄かに逆睹すべからざるものがあつた時に、突如として起つたのが、大地震である。然らばその時、水交社における組閣本部では、何をしてゐたか。その當時を回顧して、山本は次のごとく語つた。

水交社に平沼君に來て貰つて、話しかけてゐると、あの地震に出會した。まだ暑かつたので、二階の隅に在る小さい室で、窓を明け放して、兩人對座してゐた。相當强く震動を感じた。不圖天井を見ると、平沼君の頭上に、重さうなランプが、大きく搖れてゐる。危いからよけたら可からうと注意もしたが、其の中ガタ〳〵物が落ちたり倒れたりするので、平沼君と共に注意し合つて外へ出た。平沼君は、熟考を約して一旦引取ることになつた。早速天機奉伺をしようと思つたが、スートケースは二階の一室に置いてある。人に話せば、止めるに定まつてゐるから、默つて二度目の大搖れのちよつと收まつた間を見て急いで、とりに行つた。此の時はもう廊下には、備品類が倒れかかつてゐて、中腰で辛うじて通る事が出來た。漸くにしてスートケースを持つて下りて來ることは出來たが、旣にして深川方面に何か爆發する樣な物音が、遠く野砲の音を聞く樣に聞え出して來た。天機奉伺を濟ませて歸つて來ると、人が津浪が來るといふ。見る間に水交社の池に、流入する木材が十數本も打上げる樣になり、水量も、瞬く間に增嵩した。大變災の樣に思はれて來たので、卽刻組閣の事を了して宸襟を安んじ奉らなければならぬと思つたが、當日は、モウどうする事も出來ない。仕方がないから、歸宅したが、自分の邸も、ヒドい有樣で、勿論まだ、永田町へは行けず、明日の本陣とする場所が無いといふ始末であつた。すると財部（大將）が、自分の宅の方が、ここよりかましだというて呉れた。火につつまれた地震の一夜が明けると、どこからともなく流言蜚語が傳はつて來た。思ふ人を呼びにやつても、なか〳〵來ないし、又情報すらない。實に氣が氣でなかつた處へ、來たのが後藤伯爵であつた。（帝都復興祕錄）

一方伯の私邸では、そのとき大勢の人が集まつて、組閣に關する對策を練つてゐたのであるが、一度びあの震災の

ために、帝都は一朝にして、惨たる焼野原に化しつつあるといふ事實を知つた時、伯は毅然とした決心した。

『事茲に到つては、もはや總ての行懸りを抛擲して、入閣する外はない。』

さうして、翌二日の朝まだき、いきなり山本權兵衛のところへ飛びこんで行つたのである。實に、この時の山本にとつては、伯が驅けつけてくれたことこそ、救ひの神であつた。伯の緊張した顏を見てゐると、急に凛然たる氣概が湧き起つて來た。身を以て君國の重きに任ぜんといふ勇氣が、兩人の身内に漲つて來た。そして直ちに、午後三時を以て、組閣の時間と定め、それ〳〵閣員の驅り集めにかかつた。その事情を、山本は更に次の如く語り續けてゐる。

伯とは、既にそれとなく話もしてあつたのであつて、伯が來て、大體の様子も判つた。依つて自分は、是れでは、完全の組織を望む譯には參らぬ、しかし、內閣は一日も曠くすべからず、二三の人とでも一緒に、骨と爲つて働かうといふと、伯は勿論遣りますといふた。まだ二三の缺員もあつたが、此の上時を綏うする譯には參らぬので、一時兼攝の案を以て進む事にして、午後三時を期して、永田町に乘り込むことにした。

また伯は、この異常の決心を固むるに至つた所以を、上掲情由書の中に次の如く記してゐる。

然ルニ九月一日ノ大變災ハ突如トシテ帝都ヲ震撼シ組閣中ナル山本伯ノ責任ハ不慮ノ天殃ニ遭逢シテ俄然絶大性ヲ帶ビ來レリ。今ハ尋常ノ場合ニアラズ。一刻モ速ニ新內閣ヲ組織シ、上　聖明ヲ對揚シテ下萬民ノ安ンセサルヘカラザル重大危機ナリ。此ノ期ニ及ンデ區々ノ事情何カアラン。所謂成敗利鈍ノ如キ逆睹スヘキ處ニ非サルノ秋ナリ。又政見政策ノ商議會商ニ日ヲ消シ、徒ラニ政局ノ動搖ヲ傍觀スルガ如キハ臣子ノ分ニアラズ。仍ツテ予ハ九月二日山本伯トノ會見ニ因リ、卽時入閣ノ意ヲ決シ、自ラ微力ヲ顧ルノ遑ナク內務大臣ノ重責ヲ穢スコト、

ナレリ。

卽ち伯は閣內の椅子の問題も、閣員の顏觸れの問題も、一切白紙をもつて山本にその身を托し、彼の求むるままに內相の地位に就いた。さうして大震災後の帝都復興といふ大役を背負つて立ち上つたのである。

組閣本部の召集に應じて、閣僚たるべき人々が次第に集まつて來た。この一人たる田健治郞は、次の如く語つた。

ところが例の大震災である。

一日として內閣成立に日を藉すことができなかつた。九月二日に山本伯から直ちに親任式を赤坂離宮に於てするから、參內の用意をして來てくれと、うんもすんもなく私の家――多摩川にある――へ迎ひの自動車を寄越して來た。かうなると私もまた否應なく、あの地ゆれのする中をその自動車に乘つて、赤坂離宮へ參內して見ると後藤伯も來てゐた。

他方大切な藏相は、まだ決してゐなかつた。そこで伯は時の日銀總裁井上準之助の許に驅けつけて、否應なしに引つぱつて來た。井上の語るところによると、次の通りである。

所があの地震があつた。どうしようかと考へられて居る所に、閣僚の顏觸れも揃はぬ所に後藤子爵が行つて、斯うなつた以上は何が何でも內閣を組織しなければならぬ、斯ういふ事を非常に力說されて、其の足で私の所に二日の日に來られて、兎に角內閣を拵へなくては仕樣がない、前內閣の人はそれだけの責任は負はないし、此の慘狀を眼の前に見て躊躇して居る場合ではない、山本伯にもさう話して贊成して居られるからといふことであつたのです。（帝都復興祕錄）

閣僚の顔觸れはほぼ揃つた。外相たるべき伊集院彦吉はまだ歸朝してゐなかつたけれども、これはそれまで、首相が兼攝することに、初めから肚が決まつてゐた。法相たるべき平沼騏一郎と、文相たるべき岡野敬次郎とはまだ決まつてゐなかつたが、前者は田農相が、後者は犬養遞相が臨時兼攝のこととして、親任式に臨むこととなつた。

山本は、この感慨深き親任式を想起して、次の如く語つてゐる。

此の時の自分の決心は、内閣の無いのは、軍に根據なきも同然である、戰なら、目的があるが、此の天災に直面しては、目前に迫つてゐる急を濟ふに全力を注がねばならぬ、日光に在ます 兩陛下の御安泰を知るのが第一であるは勿論であるが、早く赤坂離宮の御用を承はつて、十分に奉行しなければならぬ、夫れには、本據が無くてはならぬ、逡巡すれば、刻一刻と、不安は増す、さうなれば民心の歸嚮豫め知る可らず、或は挽回すべからざるに至るなきやも保し難い、萬一、維新以來光輝ある歷史を毀損するが如き事あらしめてはならないと痛感した。當時の氣持はこんな風であつた。此の氣持を以て、直に赤坂離宮に伺候しますと、お上の御座所は、誠に御悲慘な御有樣に拜しまして、恐れ入り乍ら組閣の事を奏上しました。玆に於いて例のない親任式を擧げらるるに至りましたが、如何にも恐懼に堪へませんでした。

その前例のない親任式の光景を、新閣僚の一人として列席した田健治郎は、次の如く語つた。

親任式は赤坂離宮では危險であるといふところから、當時、攝政の宮であらせられた 今上陛下には、離宮内の萩の茶屋に御出御あらせられて、歷史的に記錄すべきところの凄壯な、電燈とてなく蠟燭の光りほの暗き下で、親任式は行はれたので、このとき後藤伯はもう、帝都復興につき何か胸に期するところがあつた。

かくして曠古の大震火災の最中に、第二次山本內閣は成立した。その顏觸れは次の通りであつた。

總理大臣兼外務大臣	伯爵	山本權兵衞
內務大臣	子爵	後藤新平
大藏大臣		井上準之助
陸軍大臣	男爵	田中義一
海軍大臣		財部彪
農商務大臣兼司法大臣		田健治郎
遞信大臣兼文部大臣		犬養毅
鐵道大臣		山之內一次

前述の如く、この時岡野と平沼との入閣は、まだ決定してゐなかつた、と言ふよりも、最初山本より入閣交渉の時は、固辭して受けなかつた。そこで新內閣は伊東巳代治を介して、兩人を說得せしめることになつた。伊東の語るところは、次の通りである。

大養君が山本伯の使だといふてやつてきた。そしていふには、今此の大事の場合に岡野、平沼の兩君が、入閣の事を考慮中になつてゐるので、組閣の事が進まぬ、是非自分からも、說得して貰ひたいといふ事であつた。夫れは、怪しからぬと思つたので、自分は、直ぐに火事場を通り拔けて、馬場を訪ひ、共に岡野君の居る所を尋ね、岡野君に——邸宅は同君が前日の閣議で種々災後に善處するの應急策を講じてゐる間に丸燒になつて仕舞つたの

だ――凡そ物事を考へるのは時機がある、今は躊躇する場合でないと說き伏せ、又大審院に平沼君を訪ひ――自分は此の時初めて大審院といふ役所の門を潜つた――餘震を感じながら同樣說き勸めたものである。斯かる間に成立したのは山本內閣であつた。（帝都復興秘錄）

さうして九月六日、平沼騏一郎は司法大臣に、岡野敬次郎は文部大臣に、また九月十九日、伊集院彦吉が、外務大臣に親任せられた。

七、前內閣の臨機處置

山本內閣成立までの二日間、震災中の事件を處理してゐたのは、加藤首相の歿後、外相內田を臨時首相とした前內閣であつた。

震災勃發とともに、內田を初め各閣僚は、直ちに首相官邸の庭の植込のなかで閣議を開き、臨時震災救護事務局を特設すると共に、臨時非常徵發令を發し、同時に一部に戒嚴令を布くの議をまとめた。

當時內相の地位にありし水野錬太郎は、回顧して次の如く語つた。

地震のあつた時は恰かも、加藤友三郎氏死去して、內閣は首班を失ひ、內田外相、臨時首相の拜命はしたが、閣員は全部辭表を捧呈して後繼內閣に政務の引繼をしようとして、一切の仕事を了つてゐたのであつた。自分は、省員に最後の別れを告げる爲め、加藤祕書官に命じて官邸に晩餐會を催す種々の準備をさせてをる眞最中であつた。その瞬間にはそれ程とも思はなかつた。然るに段々警視廳からの報告で、諸方に火災が起つたといふ事を聞

いたので、取り敢へず、天機を奉伺して　攝政殿下に大要の事を奏上し終つて、直ちに臨時閣議に列した。其のうちに諸方面の報告が、集まつて來るにつけ、豫想だもしなかつた大災害の樣に見えたので、應急措置を講ずる事とし、徴發令を出すと共に罹災者の救護と食糧の手配をする爲め、臨時震災救護事務局を特設して、首相を總裁とし、政府の各部局總掛りで善處するの組織を立つるの議を纏めたが、何分にも、未だ經驗のない事であるから、誰れにもちつとも見當がつかなかつた。兎に角、何をするにも豫算が必要であるから、差當り九百八十萬圓の臨時支出を豫備金から出す事に決した。市來大藏大臣も直ちに同意して呉れた。（帝都復興祕錄）

しかるに戒嚴令の如き、また徴發令の如き、その發布に必要なる樞密院の會議を開くことは、事實上不可能であつた。依つて彼等は、非常の處斷を以て、應變の措置を採ることに決心した。

その次第は、水野の語るところによれば、次の通りである。

然るに、徴發令にしても、戒嚴令一部施行にしても、樞密院の議を經ねばならぬ。依つて書記官長にも來て貰つて、種々相談をかけたが、議長始め顧問官の所在も不明であり、又參集を乞ふにも、通知の仕樣もなく迎へにやる手段もないので、途方に暮れた。さればとて、手續が出來ないからというて、放任しておく譯にも行かぬので、總理以下議を凝らして、内閣の責任を以て御裁可を仰がうといふ事に決した。それでも、相談し樣と思へば、出來る所にゐた濱尾副議長と、伊東顧問官には意見を求めた方がよからうといふので、自分が、内閣を代表して兩氏を訪ねて來意を告げた。伊東伯は、一議に及ばず、それは問題でない、早く措置するがいいといはれたが、濱尾氏は夫れは已むを得ない事であらうが、自分からは、よいとも惡いともいへぬ。内閣限り責任を執るなら格別、

自分に相談されても困るといふ事であつたから、自分は、唯御諒解を願つておく程度にしたいといふて辭去せんとすると、清浦議長にも通じて貰ひ度いと附け加へられた。（帝都復興祕錄）

そこで臨時内閣は、二日の朝、内閣書記官船田中を、大森なる清浦樞相の邸に派して、その諒解を求めしめた。

かくして戒嚴令及び徵發令は布かれ、出來るだけの應急措置だけは、内田臨時首相の下に行はるることになつたのである。水野はそれを、次の如く語つてゐる。

それから早速法制局長官に起案を命じ、内田首相と共に、赤坂離宮に伺候したが、此の時は畏くも　殿下にはお庭のお茶屋に假りのテントを調らへて、其の内におゐでになつた。事の由を奏上して御裁可を得たが、事情實に止むを得ざりしが故に、民心の安定上内閣の責任を以て、樞密顧問の議を經ず緊急勅令の發布を見るに至つた次第であります。しかしながら是れは後に問題と爲らず、緊急策として極めて適當の措置とされました。（中略）しかしながら辭表捧呈中の身であるから、何かと出來る丈け始末をし樣とは考へたが、どれ迄責任を執つたらよいか判らぬので、随分當惑し、山本伯爵に、早く後繼内閣を組織して貰ふ樣にしたいと、内田首相に迫つて貰つた程であつた。併し責任のある限り、出來る丈け、仕事をする樣にと思つて、救護事務局官制の發布に伴ひ、内務大臣官邸に係官を招集し、總理大臣より一場の挨拶を爲し、自分も副總裁として之れを補足し、各省共に獻身的に協力を爲す樣に切望し、費用も取敢へず約千萬圓臨時支出に決めたが、足りなければ、後日補充すべきに依り、必要なる事はドシ／＼遣つて差支なきを期する樣に希望して、應急の措置にとりかかつた。（帝都復興祕錄）

兎に角これだけの應急措置は、二日間に出來てゐたのである。さうして、いま成立したる新内閣は、この後を繼い

で根本的復興事業に取り掛らうとするのである。

八、宮中よりの御賑恤

親任式の直後、畏くも　攝政宮殿下より、罹災民に對して、一千萬圓御賑恤の御思召があり、翌九月三日には、次の御沙汰書を賜はつた。

今回稀有ノ大地震東京及近縣ヲ襲ヒ之ニ加フルニ大火ヲ以テシテ其ノ慘害甚タ大ナルハ實ニ國家生民ノ不幸ナリ予ハ其ノ實況ヲ見聞シテ日夜憂戚シ殊ニ罹災者ノ境遇ニ對シテハ心深ク之ヲ傷ム茲ニ内帑ヲ頒チテ其ノ苦痛ノ情ヲ慰メント欲ス官民其レ協力シテ適宜應急ノ處置ヲ爲シ以テ遺憾ナキヲ期セヨ

山本首相をはじめ、恐懼感激措く能はざりしことは、想像に餘りある。その當時を回顧して、山本は次の如く謹話した。

御親任式直後、平田内府、牧野宮相との間に、お上から、特別の思召を以て東京市民等罹災民に對する優渥なる御賑恤の御沙汰を賜はりましたに就いて、種々相談を遂げましたが、當時恵撫慈養厚きを極めました事は、今に感激の至りであります。畏れ多き申分でありますが、あの際に千萬圓といふ、巨額の現金を御支出遊ばすといふことは、帝室でも御財産の事など考ふるの遑もあらせられず、非常の御決心で遊ばされた事で、容易ならぬ事であられたらうと想像するに付けましても　御上の思召の有りがたきは申上ぐる迄も無く平田、牧野兩伯の心配の程も、察し入る次第であります。此の瞬間に於ける自分の感激は、極度に達しまして、唯一刻も早く民心の不安

を去り、帝都は災禍に遭ひたりと雖も帝都で、此の損害は、帝國一部分の損害に非ずして、帝國全體の損害であるから、災民の救護に盡し、速かに回復を圖つて叡慮を安んじ奉らうとするより外、何事も考へませぬでした。依つて此の感激の情を以て謹みて、優渥なる御沙汰の御禮を言上の上、退下した次第であります。かくて内田前首相との間に引纏を了し、緊急勅令の發令を仰がれたのは、相當の措置であつたと挨拶致し、時宜に適した事をされたから、此の儘お受取すると申して、直に新閣員に此の時の氣持だけ話して、明朝早く參集會議すべき旨を告げて、其の夜は一應歸宅しました。(帝都復興秘錄)

この畏き御沙汰を拜したる内閣は、九月四日直ちに次の告諭を發して、人心を激勵した。その全文は次の通りであつた。

東京及近縣ニ亙レル今次ノ震災ハ、伴フニ大火災ヲ以テシ、慘害ノ甚シキ言語ニ絶シ、日常ノ設備蕩然一空ニ歸シ、焦眉ノ措置最モ急ヲ要ス。

政府ハ先ツ秩序ヲ保チ、安定ヲ得シムルニ勉メ、食糧物資ノ補給、建築材料ノ準備、其ノ他應急百般ノ施設ヲ爲スニ於テ最善ノ努力ヲ竭クシツヽアリ。

攝政殿下深ク御憂慮アラセラレ、親シク優渥ナル御沙汰ヲ賜ヒ、内帑ノ資ヲ發セラルヽ旨傳ヘラレ、適宜應急ノ處置ヲ爲シ、遺憾ナキヲ望マセラル。生民ノ休戚ニ御軫念アラセラルヽノ深キ、同胞ト倶ニ本大臣ノ恐懼感激ニ堪ヘサル所ナリ。玆ニ聖旨ヲ奉シテ應急ノ處置ヲ執リ、復舊ヲ圖ルハ政府ノ全力ヲ擧ケテ事ニ從フ所ナルモ、亦擧國一致ノ奮發協力ヲ待ツコト切ナリ。

冀クハ罹災者ハ固ヨリ一般ノ國民、皆能ク　聖旨ノ厚キヲ奉體シ、官民戮力以テ仁慈ナル　御沙汰ノ貫徹ヲ期シ、各自激勵シテ適應ノ處置ヲ誤ラス、此ノ異常ノ災害ニ對シテ絕大ノ努力ヲ致サレムコトヲ。是レ本大臣ノ切望ニ堪ヘサル所ナリ。

なほ、御救恤ありし一千萬圓の御內帑金については、關屋貞三郎が、次の如く回顧してゐる。

御思召によつて千萬圓の御內帑金を御救恤になつたのであります。其のお金は西野さんも大藏省に居られ、日本銀行でも非常に特別の便宜を圖つて吳れまして、詰り銀行の方へ御資の國債を買ひ取つてもらつて、此の大金が直に出來たのであります。それから尙ほ御思召を體して材木を御下賜になる樣に取計つたのであります。材木は三十萬石で大急ぎに伐らせましたが、何分にも澤山の分量で、大變遲くなつてしまひまして、私共の考へて居る程の效果を擧げ得なかつたかも知れませぬが、兎に角震災の復興には幾分か役に立つたのであります。臨時診療の事業も、御思召により直に著手いたしました。市街自動車に醫師と看護婦をつけて東京橫濱に出しました。藥品は東京では間に合はず、京都大學に賴み、取寄せました。關係者は極めて熱心に診療に從事いたしまして、各方面の歡迎を受けました。（帝都復興祕錄）

九、伯は縱橫馳突す

ありがたき御沙汰を拜して、閣員は奮ひ起つた。彼等は先づ全力を擧げて、罹災者の救護と、民心の安定といふ二つの事業に盡瘁した。山本は自ら語つて曰く。

何を措いても、民心の安定を圖る事と、罹災者の救護を完了する事が、絶對要件だと思つて、閣員に命じて警察憲兵、海軍、陸軍及び各省をして善處せしむる樣に措置せしめたが、皆よく其の任を竭して吳れた。民心安定の爲めの一方法として、後藤內相は、兵に市中を喇叭を吹き步かせて貰ひたいといふ提議をしたのも、此の時だ。恰かも海軍に於いて、サーチライトを照らさせた事が、國民に、どれ程よい感じを持たせたか判らないことであつたから、平凡ではあるが、大變良い考へと思つて、早速田中陸相に命じて實行させた。此等はホンの一插話に過ぎざる樣の事であるが、餘程市民の心を和げた樣に思ふ。其の他各機關共に、よく働いて吳れ、又凡ての人が、實によく、呼吸を合せて働いて吳れた。國軍の倉を開き、軍艦の食糧を罹災民に提供した事の如き、慥かに記錄すべき事である。(帝都復興祕錄)

混亂の裡より秩序を生み、千變萬化する事相に善處するのが、伯の持つた天稟の素質であつた。いま古今未曾有の大災厄に際し、何等先例の徵すべきなく、しかも一分一秒を爭ふほど急速なる決斷を要する事件の簇出する當面の責任者と爲つたときに、伯は疾風迅雷のごとく行動し、無人の野を往くがごとく、その縱橫の手腕を振ひ始めた。

當時東京以上の大災害に、途方に暮れてゐた橫濱の市長であつた渡邊勝三郎は、次の如く語つた。

其の際私共が一番力强く感じた事は、山本內閣の閣僚の顏觸れでした。豪傑が揃つて居られるから事務的の話は纏まり難いことも、豪傑が揃つて居られると云ふことは、私共は非常に心强さを感じました。橫濱被害の慘狀は實に想像以上でありまして、家族は死んだ、住宅は燒けたといふ人が多いので、僕の家は無事だと云ふことは、

導ろきまりが悪くて、左程壞れない者でも餘程壞れた様に言つた位である。從つて市の財政も全然破壞されて、バラック一つ建てようとしても金がない。時の內務大臣であり、復興院總裁であられた後藤伯に、私共がお會ひした時に第一に此の事を訴へました處、伯は金は心配せんで宜い、金は俺の方で心配するから、總て救濟の事なり、計畫の事なり心配なしにやつて宜しいと言はれました。是れは救ひの神を得たものと、自分が最も力强く感じたのであります。(中略)當時後藤伯は斯う云ふことを言はれた。それは世間に現はれて居りませぬが、申して差支なからうと思ひます――總て金の事は心配するな、俺がやつてやる、東京橫濱の兩市は當分市制は中止だ、市會などに顧慮せずにやれと言はれた。(帝都復興祕錄)

事實において、當時動もすれば擧措に迷ひ、銷沈せんとした人心を激勵したのは、颯爽たる伯の態度であつた。その冲天の意氣であつた。これも伯に激勵されて、奮ひ起つた一人、卽ち當時東京市の庶務課長、文書課長並びに土木局總務課長たりし荒木孟は、次の如く語つた。

震災の直後、初めて內務大臣としての後藤子爵にお目にかかつた時の印象、之れは慥か三日の朝でありました。市役所の狀況の報告に內務大臣の官邸に參りました所が、偉い元氣で激勵して下さつて、いや心配することはない、組織をしつかりしてやつて行きさへすれば大丈夫だ、何事も組織が大事だ、と言はれた事を記憶して居ります。平生から調査とか組織とか云ふことを能く言はれる方で、こんな時でも矢張り後藤さんは後藤さんらしいことを言はれると思ひました。(帝都復興祕錄)

この山本震災內閣成立の日、親任式から歸つてくると、伯はすぐ、

『紐育のビーアドに電報を打つて、すぐ來るやうに言つてやれ。』

と筆者に命じた。

それは時を移さず、ビーアド博士を招いて帝都復興の計畫に對し、その意見を諮ねようと考へたのである。

一〇、物資供給の實況

山本內閣の最初の一箇月は、主として罹災者の救護、治安の維持といふやうな、應急の施設に忙殺された。さうしてその中心人物は、內相たる伯であつた。

特に當時內閣において、最も重要とせる問題は、如何にして震災地に物資を供給すべきやといふことであつた。これは罹災民焦眉の急を救ふの救恤事業が終つた後、當然來るところの震災地生活持久の方法であつた。大震災は經濟界の中心たる東京及び橫濱の市場を灰燼と爲し、交通の諸機關を全く破壞したばかりでなく、商工業者の信用と資產も亦殆ど粉碎されて、交易の方法は常規を逸脫した。この際、市民の生活物資の調達、配給、販賣を計つて、物價の奔騰を防ぐと共に、市民生活の安全を保障するのは、政府第一の任務であつた。

物資供給令は實にこのために發布されたものであつた。そしてそれは、當初農商務省の手によつて準備され、その後復興院の成るとともに、その管下に移されたものであつた。米國よりの木材を始めとして、多量の食品類、衣類、薪炭などが、罹災地に供給されたのは、すべてその活動の結果であつた。

しかしながら、これ等の經過については、公私數多の刊行物に讓る。玆には、それよりももつと人間的興味に富む

一つの具體的な話を揭げて、當時の市民の窘窮した實況と、これに對して伯の取つた役人離れのした態度とを見ることとしよう。それはその當時物資供給の任に當つた東京實業組合聯合會の活動で、その實際の衝に當つた星野錫の語るところである。

私の關係して居る東京實業組合聯合會と云ふものが、商業會議所の中にあります。これに七日に行くと、大分事務員が出て來て居る。一週間ばかり休んだから明日から大いに働かうぢやないかと云ふので、八日から私は每日事務所に行きまして、色々な調査に從事致しました。然るに、私が最も強く感じ、驚きましたのは、山の手の燒け殘つた方面に於いて、場所に依つては米がない、これから冬に向つて來るのに、火鉢もなければ炭もない。著物を拵へたくも布がない。白木綿一反買はうと思つてもない。襌にも困ると言つたやうな狀態。これは容易ならぬことである、差向きもう近く冬が來ると云ふのに、これではいけないと云ふので段々考へて、內務大臣の官舍が救護事務局の事務所になつて居りましたから、其處へ行つて後藤さんに會つて、これでは仕方がない、此の冬を如何にして罹災民が凌ぐか殆ど當惑する、何とかして品物を方々から集めたい、それについてどうしても、金がなければいけない、何とか考へがあるのかと云ふから、私はあります、幾ら金があつたら宜いかと云ふので二百萬圓もあつたら宜い、二百萬圓は何だが、要るのだつたら出すが、まあ百萬圓でやつてくれ、足りなかつたら又出す、それはどうするかと云ふと、呉服屋にしろ、瀨戶物屋にせよ、薪炭屋にしろ、皆信用のある者を地方に出す、唯金があつても出來ないのは運搬の關係ですから、鐵道省はそれについて私共の考へのやうにやつて吳れないと到底出來ない、それはどうですと云ふと、それは何でもない、やらせる、百萬圓で足りなければ又出すと云ふので、それならばそれで宜しうございます、お引受致しますと云ふことになつて、(中略)それから直ぐに信用ある人を調べて、諸方面に出しました。是れが以外にも都合能く解決が付きまして、又鐵道も非常に勉強して、骨を折つて下さつて、直ちに反物を始め少からぬ物を集めることが出來ました。玆に如何に其の當時物が拂底して市民が難儀をして居つたかと云ふことの一端として申上げて置きたいと思ふのは、商業會議所の裏の方に空地がありま

したから、其處で店を開きもした。彼方此方に組合があるから廣く其方に通知をやりましたが、當日の何でも夜の明け口から買人が詰め掛けて來ました。買人が約千二百人も參りましたらうか。(中略)店を開けましたが、反物について申上げると、是れは何反あつて幾らと斷う云ふ札を付けてサンプルを並べて置くと、こんな物はサンプルなんか要りませぬ、どうぞ百圓限度にして、縞も何も言つたものではありませぬから斷うしてやつて貰ひたい。(中略)全會一致拍手して、百圓程度で、纏でふん縛つて一山幾らと云ふことに贊成した譯であります。柄も何もないから、先づ百圓程度で安い所は八十四五圓、中には百二十圓位の物まで纏で縛つてやつたが、どん／＼賣れる。(中略)結局それが爲めに下駄までやりました。此處へ並べて申すも記憶が薄いから分りませぬけれども、其の效果は確かに現はしたものと思ひます。續いて横濱の方へも確か三十萬位配給しまして、同じやうなことをやりました。(中略)まあ是れで相應に冬の支度が出來たと申して宜いのであります。是れは後藤伯の非常な英斷であつて、是れが若しあの時に愚圖つかれて十日も十五日も掛つたのでは何にもならない。私共も間違つたら腹を切つても宜いと云ふやうな考へでやると云ふ氣は出なかつたせう。(帝都復興祕錄)

一一、蝟集する困難と危險

大震火災の打擊の如何に根本的且つ徹底的なりしやは、當時この地に居住したる人々の悉く經驗したるところであるが、その結果、一部人士の間に湧いた一つの疑念は、日本は果してこの打擊より再び起き上るであらうかといふことであつた。

この疑問は日本國民よりも、寧ろ外國人の抱いた疑問であつた。蓋し天災の爲めその帝都を失つたことは、人類の歷史に初めてであつた。その昔、雅典の民が、入寇したる波斯軍のために、首府雅典を燒かれたのが、僅かに東京の

震災に匹敵する、唯一の大慘禍であつたからであらう。

茲に於いて世界の持つた興味は、日本國民は果して古代希臘人のごとく、その首府を灰燼の中より、以前に數倍する壯麗なる都として再建するであらうかといふことであつた。この世界の疑問は、東京市民が餘震なほ熄まず、燒趾の未だ冷却せざる舊宅地に歸つて、忽ち急造のバラックを作り、日常の活動を開始する健氣さを見た時、忽ちにして雲散霧消した。

これをかのスミルナの民が、大地震の破壞後に、數日間呆然として泣き暮したるに比して雲泥の差があつた。人はよくこの關東大震火災を桑港の震災と比較したけれど、それは當らない。何となれば桑港の場合は、その背後に米國といふ富める一大國家が、その復興を後援してゐたのである。東京と雅典とが、その國家の命脈たる首府の凡てを失つたのとは同日の談ではない。

ゆゑに東京の囘復は、世界人文史上に特記すべき大事業であつたのである。從つて大事業を雙肩に擔つて立つたことは、伯の一生に取つては臺灣統治、滿鐵經營に匹敵すべき大試錬であつたのである。

伯の創作的天稟は、嘗て臺灣と滿鐵とに於いて發揮せられたるごとく、潑剌として帝都再建の上に顯現して來るであらうか。又伯はこの新しき都を再建して、かの古へ雅典の都を造營したる希臘の英雄ペリクリーズのごとく、史上にその名を不朽にすることを得るであらうか。

困難を前にして勇氣百倍するは伯の資質であつた。伯はいまこの未曾有の難事を引受けて、滿身の鬪氣、頓に奔騰飛躍するを覺えた。百難を突破し、千險を涉破して、帝都復興の鴻業を完成しなければならないと思つた。

しかし伯の身邊には多くの困難と危險とが蝟集してゐた。

大震火災の混亂は、帝都を一時無警察の暗黑地と化し、治安の維持は、軍隊と市民の自警團とによつて、辛うじて保たれる狀態であつた。三百萬の市民は、或は家を喪ひ、或は肉身の人々を失つて、右往左往、灰燼の中に彷徨してゐた。

この秩序なき不安の裡に、暴力はその頭を擡げた。

それは流言蜚語に基く不祥なる各種の殺傷事件であつた。凶變と混亂は、民衆を驅つて狂亂せしめ、東京全市を戰慄の坩堝と化したのだ。

これ等治安の破壞に對し、伯は內務大臣として斷然たる處置を取つた。そしてこのことが、直ちに伯に對する反感となつて爆發したのである。曾てはヨッフェ招致當時、保守主義者より極端に憎惡せられたる伯は、又してもこの暴力に對する斷乎たる處分のために、一層一部人士の激怒を買ひ、伯自身を暗殺し、乃至は政治的に葬り去らんとするの運動が、熾烈に燃え上つたのである。

治安未だ回復せざる混亂の裡に於いて、帝都復興の大事業に健鬪しつつ、他方には日夜身に迫る危險と鬪ふのが、伯の當時の生活であつた。如何に伯が危險に曝されてゐたかは、伯が何時その自動車を襲擊せらるるやも圖らざることを覺悟し、身邊を整理して置いたことをもつても窺ひ知られる。

しかも、さういふ自身一己の危險の外に、政府正面の反對者たる政友會の攻擊に對峙しなければならなかつた。しかしこれは後に臨時議會の條下に於いて詳說する。

それよりも伯の最も困難としたのは、伯に對する政府部内の反對であつた。この內閣成立前の事情は、山本・後藤聯立內閣の形勢であつたことは旣に述べた。然るに成立後の內閣は、殆ど伯の腹心者を閣內並びにその他の要地に見なかつた。伯はその推薦したる人々の多くを閣內に入れることを得なかつたのである。それは大震災來と共に、伯が斷然決意して、單身入閣したためである。

ゆゑにいよ〳〵帝都復興の難事業を開始するに當り、吳越同舟の寄合世帶內閣の一員として、身邊の危險と、政敵の重圍の裡に奮闘する伯の苦心たるや、かのペリクリーズが、希臘の獨裁者として、雅典復興の事業に著手したるに比べて、その難易推して知るべしである。

伯は果して、その所期の目的を達し、この大破壞の上に、偉大なる建設を成し遂げ得るであらうか。

一二、遷　都　論

世界は日本國民の囘復力を一大關心をもつて凝視してゐた。しかるに日本國民の胸中には、いま一つの大きい疑問が湧いてゐた。

それは東京に再び帝都を再建するの可否であつた。

それが具體的に現はれたのが、遷都論であつた。この遷都論の理由は、當時當局の調査にかかる「遷都ニ關スル論議」に依れば、次の通りでつた。

一、百年每ニ大地震ヲ免レザルコト

現在ノ帝都タル東京ハ、歴史並科學ノ證明ニ徴スルモ、凡ソ百年ニシテ今回ノ如キ大地震アルヲ免レズ。其ノ被害ノ及ブ處ハ實ニ甚大ニシテ、今回ノ如キ、明治維新以來營々トシテ全國民ノ協力ニ依リテ築キ上ゲタル明治大正ノ文化ノ一大集積ハ、眞ニ一瞬ノ激震ニ依リテ烏有ニ歸シタリ。カクノ如キ不安ノ地ニ皇居ヲ定ムルハ、誠ニ恐懼ニ堪ヘザル所ニシテ、且又將來再ビ大地震ノ襲來ニ依テ今後百年ノ民力ノ集積ヲ灰燼ニ歸セシムルハ、我ガ邦家ノ物質的並精神的文化ノ非常ナル損失タルハ勿論、延ヒテハ世界ニ於ケル我國ノ經濟的地位ニ多大ノ不安ヲ來タシ、國民元氣ノ消長ニモ關スルコト尠カラズ。況ンヤ一朝外患有事ノ際、カクノ如キ大災厄ニ遭遇セムカ、我國ノ興亡ニモ關スル一大事ナラザルベカラズ。苟モ思ヲ茲ニ致サンカ、帝都タルモノ必ズヤ未來永劫ノ絕對安固ナル地ニ之ヲ相セザルベカラザルナリ。

二、國防上不適當ナルコト

今後世界ノ爭覇戰場ガ太平洋ナルコトハ論ナキトコロナリ。而シテ太平洋岸ニ於テハ、世界ノ大强國カ其ノ强大ナル海軍力ヲ以テ互ニ虎視眈々タルハ現時ノ實相ナリ。我國ノ今日ノ地位ハ、陸軍力ニ於テ東洋ニ壓倒的勢力ヲ有スルニ反シテ、海軍力ニ於テハ事情正ニ之ト反ノ如シ。然ラバ帝都ハコノ國防上ノ關係ヲ顧慮シテ、最後迄敵勢ニ對抗シ得ベキ有利ノ地ニ之ヲ相セザルベカラズ。然ルニ現在ノ東京ハ、太平洋上ノ敵ヲ迎フルニ甚近接シ、國防上極メテ不適當ノ地ナリト斷ゼザルヲ得ズ。

三、帝國ノ版圖全體ヨリ見テ其地位不適當ナルコト

我國ノ版圖ハ、東京ヲ以テ帝都ト定メラレタル當時ニ比シ、遂ニ西南方ニ向ツテ延長セラレ、現在ノ帝都ハ我國ノ版圖全體ヨリ見テ其ノ地位東北ニ偏セリ。即チ往時ニ比シ、今ヤ朝鮮ヲ併合シ、更ニ我ガ實勢力ハ滿洲ノ曠野ニ延ビ、南ハ臺灣ヲ超ヘテ南洋ノ遠キニ至ル。コノ一大勢力圈ヲ支配シテ更ニ實勢力ノ南下西向セントスル盛大ノ今日、帝都ノ地位ヲ定ムルハ、必ズヤ今日ヨリ西南ノ地ニ之ヲ相セザルベカラズ。

四、大都市發展ノ將來ニ鑑ミ不適當ナルコト

近世大都市ノ發達ハ單ニ横ニ擴展スルノミナラズ、上下ニ發展スルノ趨勢ニ在リ。蓋シ都市モ一ノ有機的一體ヲ爲スニハ自ラ

横ノ發展ニ限界アリテ、場末ヨリ中心ニ至ル時間ハ凡ソ一時間ヲ超ユルヲ許サズ。從テ高層ナル建築物ト地下ノ利用トニ依リテ上下ニ發展スルノ必要ニ迫ラル。然ルニ東京ノ地勢タル、ソノ一半ハ高燥ナル山手ニシテ他ノ一半ハ低地ナル下町ナリ。而シテ山手ハ水利運輸ノ便ナク、其最モ有利ナル下町ハ地盤甚軟弱ニシテ耐震力弱ク、大都市將來ノ發展ヲ阻害スルノ地勢ニアリ。又東京ノ氣候タル夏ハ暑ク冬ハ寒ク、暴風雨ノ慘害頻繁ニシテ、國民保健及財産保護上ヨリ見ルモ適當セズ。カクノ如キ地ニ大都市ノ將來スル帝都ヲ定ムルハ甚不適當ナリト云ハザルベカラズ。（復興事務局編纂帝都復興事業誌）

然し乍ら、百年毎に大地震ありとは、未だ學説の一致せざるところなるのみならず、假令その運命を免かれずとするも、都市計畫の完成によつて、その災害を輕減することは、必ずしも不可能事ではない。國防上の問題、帝國地理上の地位等また五十歩百歩、比較論に過ぎない。然るにこの地震の襲來に脅えて、遽かに帝都を變更することは、國民精神の消長に、影響するところが甚だ多い。のみならず、一度遷都のことを決せんか、その經濟界並びに財産關係に、革命的變動を來すべきことは、火を睹るよりも明かである。これらの點から考へて、遷都論は、責任ある政府並びに國民指導者から見れば、一種の空想論に過ぎなかつた。

山本内閣もまた、夙に遷都論の如き、實際に行はれ難きを知つてゐた。それは時の經過と共に、自然に消滅するであらう。ただ懼るるところは、かかる議論が、罹災市民をしてます〳〵不安に陷らしむることであつた。

この非常の際、遷都論を一蹴して、帝都の趨くべき方向を、國民に明示し、民心の歸嚮を一定するの方途果して如何。山本は自ら回顧して曰く。

自分は、此の時こそ擧國、絶大の氣合が、かからなければならぬと感じました。或は袞龍の袖に隱れるといふ樣

な批評も出るか知れないが、當時の情勢事茲に到りては、ドウしても　御上の御力を御願ひするより他に道は無いので、遂に恐れ多い事であるが、二度迄　詔勅を御願する事になりました。第一の　御詔勅を仰ぐときには、以上の心持を齎らして、伊東伯に、事を諮りました。蓋し同伯は伊藤公以來、重職に膺られて、組織的大體の事には、極めて思慮ある人で、伊藤公は、よく、伯の長所を用ゐられたもので、自分も、よく其の長所を知つてゐたから、當時伯には具さに自分の氣持を話して、伯の意見も用ゐました。（帝都復興祕錄）

そしてその詔勅案の起草に從ひたる伊東巳代治は、次の如く語つた。

三日山本首相の來訪あり、組閣の事から、非常の場合に處する決意の話など段々にあつて、かういふ場合には畏れ乍ら　上御一人の御力を拜借するの外ないから、御詔勅を仰ぎたいと思ふと、いふ事であつた。當日の情勢前述の如く、流言蜚語ありて、民心恟々たる有樣で、戒嚴令の施行を必要とした事ではあるし、遷都論も識者の間にまで口にされ出した程故、如何にも、尤もの事だと思つた。そこで其の內容につき、首相の御考へを承はると共に種々自分の意見も述べて、第一に民心の安定を圖る事、第二に遷都論を排して、帝都は災害で大部分を失ひたりと雖も尙ほ帝都なり、ドウあつても之れを回復しなければならぬといふ事、第三に保險問題に就いて、一片の法律論からいへば兎も角、此の非常の際には、德義上保險會社に義務がある。之れは政治問題として、會社に相當の壓迫を加ふる事にしなければならぬといふ樣な事抔に亙つて意見の交換をしたが、此等の三點に付き、山本首相の肚も、ハッキリ判つたので、賴まるる儘に謹んで　詔勅案の起草に著手した。然るに夜に入ると、蠟燭も無いといふ結末で、首相官邸から西洋蠟燭二ダース貰ひ受けて、夜を日に繼いでまとめました。（帝都復興祕錄）

かくして九月十二日の詔書は、渙發されたのである。

一三、帝都復興の詔書下る

九月十二日の詔書の全文は、次の通りである。

朕神聖ナル祖宗ノ洪範ヲ紹キ光輝アル國史ノ成跡ニ鑑ミ皇考中興ノ宏謨ヲ繼承シテ肯テ愆ラサラムコトヲ庶幾シ夙夜兢業トシテ治ヲ圖リ幸ニ祖宗ノ神佑ト國民ノ協力トニ頼リ世界空前ノ大戰ニ處シ尚克ク小康ヲ保ツヲ得タリ奚ソ圖ラム九月一日ノ激震ハ事咄嗟ニ起リ其ノ震動極メテ峻烈ニシテ家屋ノ潰倒男女ノ慘死幾萬ナルヲ知ラス剩ヘ火災四方ニ起リテ炎燄天ニ冲リ京濱其ノ他ノ市邑一夜ニシテ焦土ト化ス此ノ間交通機關杜絶シ爲ニ流言蜚語盛ニ傳ハリ人心洶々トシテ倍々其ノ慘害ヲ大ナラシム之ヲ安政當時ノ震災ニ較フレハ寧ロ凄愴ナルヲ想知セシム。朕深ク自ラ戒愼シテ已マサルモ惟フニ天災地變ハ人力ヲ以テ豫防シ難ク只速カニ人事ヲ盡シテ民心ヲ安定スルノ一途アルノミ凡ソ非常ノ秋ニ際シテハ非常ノ果斷ナカルヘカラス若シ夫レ平時ノ條規ニ膠柱シテ活用スルコトヲ悟ラス緩急其ノ宜ヲ失シテ前後ヲ誤リ或ハ個人若ハ一會社ノ利益保障ノ爲ニ多衆災民ノ安固ヲ脅スカ如キアラハ人心動搖シテ抵止スル處ヲ知ラス朕深ク之ヲ憂惕シ既ニ在朝有司ニ命シ臨機救濟ノ道ヲ講セシメ先ツ焦眉ノ急ヲ拯フテ以テ惠撫慈養ノ實ヲ擧ケムト欲ス。

抑モ東京ハ帝國ノ首都ニシテ政治經濟ノ樞軸トナリ國民文化ノ源泉トナリテ民衆一般ノ瞻仰スル所ナリ一朝不慮ノ災害ニ罹リテ今ヤ其ノ舊形ヲ留メスト雖依然トシテ我國都タルノ地位ヲ失ハス是ヲ以テ其ノ善後策ハ獨リ舊態

ノ回復スルニ止マラス進ンテ將來ノ發展ヲ圖リ以テ巷衢ノ面目ヲ新ニセサルヘカラス惟フニ我忠良ナル國民ハ義勇奉公朕ト共ニ其慶ニ頼ラムコトヲ切望スヘシ之ヲ慮リテ朕ハ宰臣ニ命シ速ニ特殊ノ機關ヲ設定シテ帝都復興ノ事ヲ審議調査セシメ其ノ成案ハ或ハ之ヲ至高顧問ノ府ニ諮ヒ或ハ之ヲ立法ノ府ニ謀リ籌畫經營萬遺算ナキヲ期セムトス。

在朝有司能ク朕カ心ヲ心トシ迅ニ災民ノ救護ニ從事シ嚴ニ流言ヲ禁遏シ民心ヲ安定シ一般國民亦能ク政府ノ施設ヲ翼ケテ奉公ノ誠悃ヲ致シ以テ興國ノ基ヲ固ムヘシ朕前古無比ノ天殃ニ際會シテ卹民ノ心愈々切ニ寢食爲ニ安カラス爾臣民其レ克ク朕カ意ヲ體セヨ。

この詔書は、當時震災のため、帝都の大半を潰滅せしめられたる國民にとつては、宏大にして深遠、實に重大なる詔書であつた。第一に「抑モ東京ハ帝國ノ首都ニシテ……一朝不慮ノ災害ニ罹リテ今ヤ舊形ヲ留メスト雖依然トシテ我國都タルノ地位ヲ失ハス」と仰せられて、遷都論を排して、その方向を明示されたるばかりでなく、第二に「其ノ善後策ハ獨リ舊態ヲ回復スルニ止マラス進ンテ將來ノ發展ヲ圖リ以テ巷衢ノ面目ヲ新ニセサルヘカラス」と、復舊より復興に至るべきの大方針を示され、第三に「一般國民亦能ク政府ノ施設ヲ翼ケテ奉公ノ誠悃ヲ致シ以テ興國ノ基ヲ固ムヘシ」とて、帝都の回復は國家事業として、經營遺算なきを期すべきことを仰せ出された。

かくの如く、詔書は所謂「帝都復興三則」を以て、その根本方針を示されたるのみならず、「之ヲ慮リテ朕ハ宰臣ニ命シ速ニ特殊ノ機關ヲ設定シテ帝都復興ノ事ヲ審議調査セシメ」と、帝都復興機關特設のことまでも、明かにし給うたのである。

いはゆる遷都論が俄かに鳴りをひそめ、帝都復興の大事業が、著々と進行するを得た所以は、この時に定まつたのであつた。

さうして山本内閣は、恐懼して詔を奉じ、九月十六日、次の告諭を發して、さらに奮勵するところがあつた。

我至仁至慈ナル　天皇陛下ニハ、今回震災ノ被害極メテ慘烈ナルヲ深ク軫念アラセラレ、曩ニ内帑ノ資壹千萬圓ヲ下シ賜ヒ、今亦　大詔ヲ渙發シテ惠撫慈養ノ道ヲ示シ給フ。不肖就任後日尚淺ク、此ノ　鳳命ヲ拜シテ恐懼措ク所ヲ知ラス。敢テ帝都復興ノ計ヲ立テ、以テ上ハ　宸襟ヲ安シ奉リ、下ハ數百萬罹災者ヲシテ生活ノ安定ヲ得シメムコトヲ期ス。今回ノ震災ハ其ノ區域一府四縣ニ跨リ、東京ヲ始メトシテ横濱其ノ他湘南房總ノ地特ニ被害ノ劇シキモノアリ。家屋ヲ燒盡シ、父母骨肉ヲ喪ヒタル幾百萬ノ災民ハ、殘壁燬瓦ノ間ニ佇ミテ食フニ糧ナク、著ルニ衣ナク、焦髮爛身命旦夕ニ迫ルモノ比々皆然リ。在留外國官民ノ遭難者亦甚多シ。是レ不肖ノ共ニ心痛已マサル所ナリ。此時ニ際シ、友邦ノ元首ヲ始メ各國官民ノ、今次事變ニ對シ至大ナル救援ノ厚情ヲ表セラレタルハ不肖同胞ト共ニ感謝措ク能ハス。但夫レ多數罹災民ハ概ネ能ク危急ヲ冒シ、艱苦ニ耐ヘ、沈著ノ態度ヲ失ハサリシモ、此間多少ノ常軌ヲ逸シタルモノアルヲ免レス。此ノ如キハ一時ノ誤解ニ外ナラサリシヲ以テ、今ヤ全ク其ノ跡ヲ絶テリ。固ヨリ今次ノ變災ニ方リ、政府ハ夙ニ臨機ノ措置ヲ取リ、戒嚴令ヲ布キ、糧食ノ供給、假舍ノ急築ニ著手シ、極力流言蜚語ヲ禁遏シ、非違ヲ警メ、民間亦政府ト相呼應シテ賑恤救護ノ義擧ニ出ツル者多ク、爲ニ焦眉ノ急ヲ拯フコトヲ得タリト雖、一時ノ救恤ハ以テ災民持久ノ生活ヲ保障スルニ足ラス。是ヲ以テ政府ハ鋭意水陸交通ノ復活ヲ圖リ、財政ノ許ス限リ金融機關ノ圓滑ヲ期シ、衣食住ニ關スル必需品ヲ調達シテ遭難地方

ニ提供シツヽアリ。此場合ニ際シテハ、官民倶ニ平時ノ條規ニ膠柱セス、公道ニ基キ、人情ニ酌ミ、便宜責任ヲ負ヒテ變通ノ道ヲ開カムコトヲ切望ス。憂フル所ハ此ノ稀有ノ天災ヲ奇貨トシ、個人又ハ社會ノ生活必需品ヲ運用シ、機ヲ見テ暴利ヲ征セムトスルニ在リ。此ノ如キハ最モ戒飭セサルヘカラサル所ニシテ　聖慮ヲ注カセ給フ所亦此ニ存ス。各自能ク其ノ公徳心ニ訴ヘテ私利ヲ後ニシ、以テ多數同胞ト苦樂ヲ共ニスルノ覺悟アルヲ要ス。例ヘハ保險事業ノ如キハ、其ノ性質上社會公衆ノ安固ヲ目的トスルモノナルヲ以テ、此ノ重大ナル事變ニ顧ミ、幾十萬ノ信頼ニ負カサルヤウ、犧牲ノ精神ヲ發揮シテ愼重ノ考慮ヲ盡シ、當業者終局ノ利益ヲ期スヘク、其ノ他米穀、木材、船舶等ノ當業者亦倶ニ營利ノ目的ヲ離レテ物資ノ配給ニ勉メ、以テ同胞共榮ノ美ヲ濟サヽルヘカラス。

政府ハ今ヤ極力物資ヲ豐富ニシテ之ヲ震災地ニ急送セシメ、都鄙ノ別ナク之カ公平ナル分配ニ勉メツヽアリ。局ニ當ルノ所在官公吏ハ、益々物資供給ノ敏活ヲ期シテ之カ普及ニ努力スヘク、一般官公吏亦此非常ノ場合ニ處シ、心身ノ許ス限リ職務ニ鞅掌スヘシ。殊ニ職ニ治安ノ任ニ在ル者ニ至リテハ、懇切ニ民衆ヲ勞ハルト共ニ嚴密ニ非違ヲ警メ、以テ其ノ責務ヲ完ウスヘシ。顧フニ東京ハ　先帝登極ノ初、特ニ　車駕東幸シテ親シク宮城ヲ定メサセ給ヒシ所、爾來五十有六年ノ星霜ヲ閲シテ國都ノ規模既ニ備ハリ、政治經濟ノ樞軸トナリ、文教風化ノ淵叢トナリ、中外ノ具ニ瞻望スル所ナリ。之ヲ復興スルノ努力如何ハ世界列國ノ環視スル所、我國ノ實力如何ヲ知ルノ試金石亦此ニ在リ。是ノ故ニ帝都ノ復興ハ單ナル一市府ノ問題ニ非スシテ、實ニ帝國ノ隆運ヲ進暢スル國家重要ノ事業タリ。隨テ其ノ方策ハ　聖旨ヲ奉戴シ、啻ニ舊時ノ盛觀ヲ回復スルノミニ止マラス、更ニ進テ將來ノ發

展ヲ豫想シ、之カ計畫ヲ立テサルヘカラス。之カ爲政府ハ先ツ帝都復興審議會ヲ特設シ、朝野ノ衆智ヲ集メテ重要ノ案件ヲ審議シ、別ニ適當ノ機關ヲ設ケ、緩急序ヲ逐フテ著々其ノ成案ヲ實施セシメ、以テ國都タルノ實ヲ完ウセシメムコトヲ期ス。

茲ニ恭シク　大詔ヲ奉讀シテ仁慈ノ渥キニ感激シ恐懼已ムナシ。熟ゝ考フルニ、昌平日久シクシテ人心漸ク浮華ニ流レ、放縱ニ走リ、歷代ノ内閣累次ニ訓示策勵スレトモ、積弊ノ馴致スル所容易ニ頹風ノ一轉ヲ見ス。今ヤ非常ノ難局ニ際會シテ　宸襟ヲ惱シ奉ルコト此ノ如シ。是朝野一般竦然トシテ大ニ覺醒スヘキノ秋ナリ。顧ミレハ罹災府縣數百萬ノ同胞ハ骨肉ニ別レ、住家ニ離レ、今尙短褐雨露ニ暴サレ、一掬ノ玄米ニ縷命ヲ繫クノ情態ニ沈淪セリ。苟モ之ニ同情セハ、人々相戒メテ華ヲ去リ實ニ就キ、質素勤儉、依テ得ル所ノ餘力ヲ以テ罹災同胞ノ救護ニ應シ、同心協力進テ帝都復興ノ難事業ニ至大ノ援助ヲ與ヘ、興國ノ基ヲ固ウシ、以テ　聖慮ニ副ヒ奉ルハ不肖ノ切望シテ已マサル所ナリ。

第二節　帝都復興計畫

一、復興の原則

大震火災が帝都の大半を拂拭し去つたときに、伯の頭腦に閃めいたのは「完全なる新式都市を造る絕好の機會」と

いふことであつた。

二日の夜、親任式を終つて歸邸した伯は、直ちに奧二階日本間の一室に籠つて、しきりに想を練つてゐた。さうして出來上つたのが伯の帝都復興根本策であつた。遺憾ながらこの貴重なる文獻の原本は、何れにか紛失し去つた。しかしその內容は火の如く筆者の腦裏に烙きつけられてゐる。それは次のごとき四項目であつた

一、遷都すべからず。

二、復興費に三十億圓を要すべし。

三、歐米最新の都市計畫を採用して、我國に相應しき新都を造營せざるべからず。

四、新都市計畫實施の爲めには、地主に對し斷乎たる態度を取らざるべからず。（過去に於いて地主は市の改良工事に對し衡正の原則の要求するごとき犧牲を拂ふことなく、不當の利益を收受したり）

この復興費三十億といふ伯の推測は、大體に於いて的中してゐる。それを伯は勿論數理的に計算して出したものではなくて、全然その天稟の直觀で推定したのであつた。

かつて大正七年に、內相として都市計畫調査會を起し、今日の都市計畫法と建築物法の基礎を置いた伯である。東京市長としては、八億圓計畫を樹てて新東京建設に乘り出した伯である。また東京市政調査會を作つて、日本都市政策の根本的硏究に著手した伯である。

卽ち近代社會生活の根本たる都會の創造に向つて、國民を指導しつつあつたのは伯であつたのである。

その一見空論のごとき伯の所懷は、今や大震災來と山本內閣の成立とによつて、現實の問題と化し、しかも伯の當

面の事業と爲つてきたのである。伯は猛虎が獲物に飛び付くやうに、帝都復興事業に躍り掛つた。

二日の夜落筆したる伯の案は、更に三日一日間の推敲を經て、四日に至りその骨組みが出來上つた。これについては、前掲「三百萬市民ニ告グ」は次のごとく記してゐる。

以上ハ予ガ山本內閣ニ入閣セル由來及動機ノ概要ニシテ爾來如何ナル經過ヲ辿リシカハ尙世人ノ耳目ニ新タナルベシ。予ハ火焔ニ包マル、帝都ノ慘狀ヲ目擊シ阿鼻叫喚ノ巷ニ臨ンデ其任務ノ至大至重ナルヲ自覺スルト同時ニ之ガ善後ノ大計ヲ策定スヘク焦眉ノ急務ヲ痛感セリ。卽チ政府ハ、第一ニ救護、第二ニ復舊、第三ニ復興ノ方針ヲ執ルヘキコト論ヲ竢タス。九月四日復興ノ議ヲ立案シ六日ノ閣議ハ實ニ之ガ根本方針ヲ決定スベク別案紙ヲ提案シタリ、帝都復興ノ第一方策トシテ帝都復興ハ國費ヲ以テシ其財源ハ內外公債ニヨルベシ。第二方策トシテ此際一千一百萬坪ノ燒土ヲ買收シ、速ニ復興計畫ヲ決定シタル後改メテ之ヲ原所有者ニ拂下ノ方法ヲ執ルコト。

その六日の閣議に提出したる伯の「帝都復興ノ議」の全文は、次の通りであつた。

東京ハ帝國ノ首府ニシテ國家政治ノ中心、國民文化ノ淵源タリ。從テ其ノ復興ハ啻ニ一都市ノ形態回復ノ問題ニ非スシテ實ニ帝國ノ發展、國民生活改善ノ根基ヲ形成スルニ在リ。サレハ今次ノ震災ハ帝都ヲ化シテ焦土ト成シ、其ノ慘害言フニ忍ヒサルモノアリト雖モ、理想的帝都建設ノ爲眞ニ絕好ノ機會ナリ。此ノ機ニ際シ宜シク一大英斷ヲ以テ帝都建設ノ大策ヲ確立シ之カ實現ヲ期セサルヘカラス。躊躇逡巡此ノ好機ヲ逸セムカ國家永遠ノ悔ヲ遺スニ至ルヘシ。因テ玆ニ臨時帝都復興調査會ヲ設ケ、帝都復興ノ最高政策ヲ審議決定セシメムトス。

臨時帝都復興調査會ノ組織大要左ノ如シ。

總裁　内閣總理大臣

委員　一　國務大臣

二　樞密院議長

三　内閣總理大臣若ハ國務大臣タル禮遇ヲ賜ハリタル者

四　國務大臣タリシ者又ハ親任官中ヨリ勅命セラレタル者

五　學識經驗アル者ヨリ勅命セラレタル者

帝都復興ノ大方針ヲ決定スルコト。即

（イ）復興ニ關スル特設官廳ノ新設

（ロ）復興ニ關スル經費支辨ノ方法

（ハ）罹災地域ニ於ケル土地整理策等

此等ノ問題ニ關スル腹案左ノ如シ。

（一）帝都復興ノ計畫及執行ノ事務ヲ掌ラシムル爲メ新タニ獨立ノ一機關ヲ設クルコト。其ノ組織大要左ノ如シ。

（イ）復興計畫局

一　都市ノ復興計畫ニ關スル事務

二　都市計畫法ノ施行ニ關スル事務

（ロ）建築事務局

一　諸官廳舍ノ建築ニ關スル事務

（ハ）建築監査局

一　建築物法ノ施行ニ關スル事務

（ニ）土地整理局

一　震災地域ノ土地整理ニ關スル事務

（ホ）救護局

一　罹災民ニ對スル衣食救護ニ關スル事務

二　家屋ノ建築並ニ供給ニ關スル事務

（ヘ）財務局

一　帝都建設ノ爲メニ要スル經費其ノ他財務ニ關スル事務

右ノ外帝都復興計畫調査會ヲ設ケ、復興計畫ニ關スル當局ノ諮問機關トスルコト。其ノ組織大要左ノ如シ。

會長

委員（一）關係各省官吏

（二）關係地方長官

（三） 關係市長
（四） 學識經驗者
（二） 帝都復興ニ要スル經費ハ原則トシテ國費ヲ以テ支辨スルコト。而シテ之ニ充當スル財源ハ長期ノ內外債ニ依ルコト。
（三） 罹災地域ノ土地ハ公債ヲ發行シテ此ノ際之ヲ買收シ、以テ土地ノ整理ヲ實行シタル上必要ニ應シテ更ラニ適當公平ニ其ノ賣却又ハ貸付ヲ爲スコト。

この第三項が、一世を驚倒せしめたる「燒土全部買上案」である。かかる高手的なる方策を、咄嗟の間に考へつくところに、伯らしさがあつた。しかし未だ死屍累々として橫はる焦土を前にして、他の閣僚達には、直ちにこれに雙手を擧げて贊成するの決斷はなかつた。從つて、第一項及び第二項、卽ち伯の所謂「第一議案」は、閣議一致を以て採用されたけれども、この全地買上案は、なほ研究問題として、留保されることとなつたのである。

伯の「三百萬市民に告ぐ」は、その經緯を次の如く記してゐる。

此ノ第一議案ハ直ニ閣議一致ヲ以テ採用セラレ、直ニ救急事業ノ實施ヲ斷行シ、之ニ伴フ諸般ノ法令ヲ立案決定スルコトヽナレリ。而シテ第二議案ニ對シテハ財政上ニ疑義アリトセラレ遂ニ閣議ノ一致ヲ經ル能ハズ。尙ホ攻究ヲ要スルコトヽシテ大藏大臣ト稽査ノ末、予ハ別ニ採ルベキノ方策ナキニアラズト信ジタルヲ以テ、先ヅ前記第一議案ノ遂行ニ力ヲ致セリ。

當時予竊ニ思ヘラク。帝都ノ災厄ハ空前ノ慘禍ナリ、而モ之ヲ從前ノ狀態ニ復舊スルコトヲ以テ滿足スルガ如キ

ハ、曾ニ時代ノ要求ニ適セザルニ止マラズ、後世子孫ヲシテ再ビ同一慘禍ニ遭逢セシムル危險ナキヲ保セズ、都市改善事業ハ輓近世界共通ノ問題ニシテ既ニ嚴然タル科學的一部門ヲ形成シ、之ヲ行フニ異常ノ經費ト努力トヲ以テシテ尙多大ノ困難ト戰ヒツヽアリ、今ニシテ之ヲ斷行セズンバ又何ノ日カ之ヲ遂行シ得ルノ機會アルベキ、且夫レ姑息ナル復舊ハ、一見財ヲ要スルコト少キニ似テ將來實ハ不廉ノ浪費ト化スベキヤ必セリ、是レ市民ノ爲ニ計リテ忠ナラザルノミナラズ、市民ノ志氣ヲ振作スル所以ニアラス、帝都ハ單ナル地方的都市ニアラズシテ國家ノ中心ナリ、政治的、文化的及經濟的中樞地ナリ、國家ノ力ヲ以テ宜シク復興ノ計ヲ樹立スベキナリト。更ニ予ハ思ヘラク。一千一百萬坪ノ燒土ヲ買收スルハ、固ヨリ非常ナル果斷ナリ、又之ガ爲ニ巨額ノ買收費ヲ要スルカ如シト雖モ、復興計畫成ルノ日之ヲ原所有者ニ拂下グル時ハ、經濟上ヨリ見テ國家ノ損失決シテ多大ナラズ、其ノ方法機宜ニ通スルヲ得バ、却ツテ最少ノ經費ヲ以テ最大ノ效果ヲ擧ゲ得ベシト。是即チ九月六日ノ閣議ニ提案セル予ガ見解ノ一斑ナリ。

この全地買上案は、その後十分なる討議を經るの餘裕なく、つひに區劃整理案と變形して、實行さるることになつた。然し全地買上案については、財務當局たりし井上藏相も、必ずしも正面から反對ではなかつたやうに思はれる。井上もまた後に至り、この案をもつと徹底的に研究せざりしことを遺憾とし、伯の歿後、次の如く語つた。

それからもう一つ遺憾なことは、後藤伯は中々の名案を持たれて居り、相當の研究者でありましたが、今私をして伯の長所短所を言はせるならば、どうも十分に咀嚼されて研究される時間がなかつた。後藤伯が私に相談された事で、モウ少し研究されたら宜かつたと思つたのは、フランクフルトのアヂケス法に類似の案である。それは

どう云ふことであるかと云ふと、例へば東京市の區劃整理をするのに、土地を全部一遍政府で之れを買收して、都合の好いやうに區劃整理をして、さうして又元へ賣つてやると云ふ方法である。非常に名案であるが、之れには色々な關係がありますので、私も研究して居つたが、後藤伯も私も忙がしいので、遂に出來なかつたが、今から考へると、區劃整理と云ふものは所有權の移轉はしないけれども、殆ど移轉をした如きものである。他人の所有地を勝手に處分したのであります。それで其の案の、政府が土地を買收すると云つても何も金を出して買ふ譯ではない。土地の所有權を完全に政府に移して、代りの土地はやらないで、それを土地の所有者の如き考へで區劃整理をやつて、さうして何割以上其の土地が減じたら何割分の金を分けて返してやると云ふことにしたら、今の區劃整理と實質は同じで、却つて其の方が宜かつたと、私は其の頃たび／＼思ひました。あれなどは後藤伯も研究も足りなかつたが、私もあの案をもう少し深く研究したならば、區劃整理は却て宜かつたと思つて居りますが、併しそれも閣議に出された事はあつたが、閣議に於いては誰も區劃整理の區の字さへも眞劍に考へる人はなかつたと云つても宜い。（帝都復興祕錄）

かくして折角の名案も、當面焦眉の事務に追はれて、遂に晴から晴に葬らるるの已むを得なかつたのである。

二、四十億案と十億案

伯が帝都復興計畫を樹つるに當つて、東京市長時代に調査せる八億圓計畫が、有力なる參考資料となつたことは、上述の通りである。それはむしろ八億圓計畫の礎石の上に、樹立されたといつてもよかつた。右について、荒木孟が

次の如く語つてゐる。

それから後、其の計畫の樹立に非常に幸ひであつたのは、後藤伯の市長時代に立案調査せられた所謂八億圓計畫であつたと思ひます。復興院が出來て復興計畫を爲さる、其の調査立案の材料は、後藤市長の時代に出來た都市計畫及びこれを含む八億圓計畫が事實上の基礎をなしたと云つても差支へないと思ふのであります。震災前に、ああ云ふ調べが出來て居なかつたとしたら、あの混亂の際に、速かに復興の計畫を樹立することに就いては、非常の困難があつたであらうと思はれます。（帝都復興祕錄）

然し乍ら、今や未曾有の大震災によつて、事態は全然變つてしまつた。何よりも急務は、早急に復興の具體的計畫を樹てて、動搖せる人心に指針を與へることであつた。しかも震災直後伯の配下に、復興計畫を樹つべき機關としては、內務省の都市計畫局以外にはなかつた。卽ちこれに命じて作成せしめたものが、最初の帝都復興案であつた。その經緯は、實際の衝に當れる山田博愛の語るところによれば、次の通りである。

其の當時私は內務省の都市計畫局の第一技術の方を受持つて居りました。第一技術は御承知でもありませうが、主として交通施設と、上下水道の如き衞生公共的施設などの計畫を擔當して居つたのであります。（中略）七日の午後と八日一パイは出來るだけ視て巡りました。八日の午後には慥か市役所の自動車が融通がついて、其の自動車に乘せて貰つたかと思つて居ります。兎に角罹災地の視察を、出來るだけ廣き範圍に亙つて致した譯であります。

それで大體被害の狀況も分りましたし、兎に角理想計畫を一つ樹てたらどうかといふ考へを以て、圖面の上で色

色研究致しまして、復興計畫の第一案を樹てて見た譯であります。當時笠原君は丁度病氣で入院をして居られたので、第一技術に屬する方の理想案の概算は、私が部下の職員を使つて纒めましたし、第二技術に屬する方の概算は一時野田君を煩はして、材料を提供して貰つて概算を纒めた譯であります。それを合せたものが約四十億八千百三十萬圓といふことになつた譯であります。（帝都復興秘錄）

これが當時世を驚愕せしめたる、所謂「四十億計畫」作成の眞相である。四十億圓といふ數字は、確かに驚倒的ではあつた。しかし今にして當時の經緯を回顧すれば、單なる數字を以て驚愕するのは、あまり早まり過ぎたとも言へる。何となれば山田の、上に語りし處の如く、その四十億圓案なるものは、若し財政的顧念なしに、理想案を作成すれば、四十一億圓近くの金がかかるといふ參考案に過ぎなかつたからである。從つて四十億圓の數字は、具體的計畫が進むに從つて、次第に縮小する傾向を帶びて來た。山田の續いて語るところによれば、次の通りである。

それから九日の夕刻であつたと記憶して居りますが、池田さんにお會ひして、どう考へても四十一億と云ふやうな、理想計畫案は適當に思はぬ、私は國家の財政と云ふことには素人であるけれども、四十一億と云ふ豫算は、作つて見ても事實モノにならぬやうに思ふから、是れは殘つて居るものは成るべくそのまま之れを利用して、つまり現狀に積極的改良を加へる方針で復興計畫を進める方が、市民の生活を一日も早く安定せしむる上に於いても適當であるし、又それが國家の財政狀態から考へても適當のやうに思ふ、さうすれば豫算そのものもソット經濟的に行くやうに思ふから、其の方針の下に先づ調査を進めることにしたらどうかと云ふ相談をした所が、無論夫れが宜いと云ふことであつたので、結局それから現狀に積極的改善を加へると云ふ方針で調査を進めることとに

なつたのであります。所が何としても復興費の大部分は交通施設の方面に取られる、又計畫の基本となるものは矢張り交通施設であるから、先づ其の現況に重きを置いた改良計畫を調査することにしたのであります。其の計畫案の圖面が十五日に纏まりましたので、十六日の午後に內務大臣に大體の報告をし、十七日にはまだ芝、品川方面の視察が殘つて居りましたから其の方面に行き、歸途、鐵道の關係がありましたので、鐵道省工務局（當時東京驛の二階に在つた）へ打合せに寄つたのであります。さうして現狀に改良を加へる計畫圖を岡野（昇）工務局長に見せた所が、何だ、內務省の計畫局で斯んな小規模の復興計畫を作るものがあるものかと云つて、多勢の前で冷かされました。そこで私は「あなたはそんなに仰しやるが結局これ以下のものになりますぞ」斯う言つて別れました。十九日の午前に內務大臣、文部大臣、內務次官、社會局長官その他の前で、復興計畫の大體に付いて說明を致させられました。それから二十日頃だと思ひますが、四十一億の理想案は理想案として置いて二段、三段の計畫を立てて見ようと云ふので三十億、二十億、十五億、十億の四つの案を作つたのであります。之れを作るに付いては、私の方に材料があつたからそれを基として、時の堀切會計課長と協議して作つたのですが、結局十五億案で進まうと云ふことに相談を纏めました。所が二十二日に至つて、內務大臣の官邸に於ける豫算會議の結果、豫算は多いほど宜いには相違ないが、中々さう多く取れるやうにも思はぬから、大體十億見當に纏めようと云ふことになりました。それで十億に對する說明書を、翌日內務大臣の手許へ出したのであります。（帝都復興祕錄）

以上が所謂「四十億計畫」の、次第に縮小して、十億計畫にまで切下げられたる由來である。四十億が十億まで縮

小した時、世人は氣早にも、それ見ろ、後藤のまたしても大風呂敷が、四十億などと大法螺を吹いて、實は十億見當でも出來る仕事だつたぢやないかと、嘲笑するものもあつた。しかし事實においては、四十億圓の計畫が、突如として十億圓に縮小されたのではなかつた。廣義の復興事業は、依然として三十億乃至三十五億はかかる計畫であつた。しかるに帝都復興院が成立するとき、これらの廣義の復興費のうちの大部分は、各省の事業に分配されることになつた。その費用は約二十億見當であつた。そしてそれを除いたる狭義の復興費が、約十五億乃至十億と稱せられたのである。

その間の事情を、伯は上掲「三百萬市民ニ告ク」において、次の如く説明してゐる。

斯クシテ山本内閣ハ第一救護、第二復舊、第三復興ノ方針ヲ貫徹スルニ努メ、連日閣議ヲ開キテ寸時ノ閑隙ナク、殆ント寢食ヲ忘レテ事ニ當レリ。特ニ九月三旬間ハ專ラ應急ノ救護事業ニ多忙ヲ極メ、宛然救急内閣ノ觀ヲ呈セシガ同月下旬ニ至リ復興審議會及復興院官制ノ發布ヲ見、尋イデ復興院評議會及參與ノ選定ヲ了シ、各機關ノ審議攻究ヲ經テ、漸ク其ノ成案ヲ得タル後ノ經過ハ世人知ル所ノ如シ。

然ルニ世上動モスレバ、復興ノ意ニ就イテ種々ノ誤解ヲ懷ケルモノナキニアラズ、其中廣義ノ復興計畫ト狭義ノ復興計畫トヲ混同スルガ如キハ其ノ著シキ一例ナリ。抑ミ廣義ノ復興ハ國家、府縣及自治體其ノ他各種重要機關ノ事業ニ屬スルモノ全部ヲ總括スル一大復興綱ヲ意味スルモノニシテ、假リニ之ガ經費ヲ概算セバ約三十五億ニ上ルベシ。次ニ狭義ノ復興計畫ハ如何トイフニ、是レ唯ダ國家ト自治體トノ共同努力ニ依ツテ達成スベキ事業ニ限ラルヽモノニシテ、嚴密ニハ自治體ノ事業中、國家ノ力ヲ以テ之ヲ執行シ又之ヲ補佐シ補助スルノ範圍ヲ出デ

ズ。隨ツテ國家ソレ自身ノ復舊事業ハ勿論、府縣其他各重要機關ノ事業モ又之ヲ包含スルコトナシ。這次山本內閣ニ依ツテ規定ヅケラレタル復興院所管事業ハ、即チ前者乃チ大復興網（各官衙所管ノ復興）ニアラズシテ、後者乃チ小復興網ナリ。換言セバ廣義ノ復興（約二十億）ヲ別途ニ切リ離シテ、其ノ中ヨリ狹義ノ復興計畫ヲ採リ之ヲ復興院ノ事業ト爲シタルナリ。故ニ其ノ經費ハ、後者ハ前者ニ比シテ遙ニ少額ナルヲ當然トスルコト自明ノ理ノミ。政府ハ始メヨリ敢テ其ノ方針ヲ一定シ、經費ノ許ス範圍ニヨリ伸縮ノ自由ナル經綸ヲ畫策シタルナリ。廣義ノ大復興案ヲ掲ゲテ狹義ノ小復興計畫ニ收縮シタリト爲スガ如キハ、事業ノ眞相ヲ見誤レル臆斷ニ過ギズ。（但シ政府ガ廣義ノ復興案ヲ總括的ニ立案策定セズシテ、單ニ狹義ノ復興計畫ヲ復興院ニ管掌セシメタルコトノ可否如何ハ、固ヨリ衆說一致セサル處之別問題ナリ）

然し乍ら、これ等の事情を、更に詳かにするためには、懸つて帝都復興院並びに復興參與會、復興評議會、復興審議會の成立を略述しなければならぬ。

三、復興省より復興院へ

始め伯が帝都復興事業を心に描きたる時の抱負は、復興省なる特設機關を設けて、帝都復興計畫の決定は勿論、各省所管に屬する事務も、帝都復興に關する限り、全部これを復興省に集中し、自治體の權限もまたこの機關に移すべしといふのであつた。

これを世は「復興省案」と稱した。

然るにこの復興省案に對しては、反對論が多かつた。特にこれがため固有の事務を奪はるべき各省は、執拗にこの伯の案に反對した。勿論彼等と雖も、帝都復興のために、特種の機關を設けることには反對しなかつた。ただその特設機關は、飽くまで復興計畫の決定機關たるべく、その執行機關は、従前通り、各省及び自治體にあらざるべからずとなしたのであつた。

世はこれを「復興院案」と稱した。

茲に於いて伯は、「復興省設立ノ議」を草して、一方復興院案の主張を駁すると共に、事務の統一及び能率の上から、自己の意見を强硬に主張した。その閣議に附せられた全文は、次の通りであつた。

帝都復興省設立ニ關スル理由書

今回ノ震災ノ如キ、國ノ首腦タル帝都ノ首要部分ヲ燒盡シ、殆ント其ノ面目ヲ止メサルニ至リタル場合ニ於テハ、其ノ復興ハ單純ナル地方問題ニ非スシテ、實ニ國運ノ消長ニモ影響スヘキ重要至大ノ國家問題ナリ。又謹ンテ　詔勅ノ御趣旨ヲ拜察スルモ、帝都復興事業ハ國家事業トシテ之ヲ執行シ、之ニ要スル經費ハ、之ヲ國庫ニ於テ負擔スヘク、而シテ其ノ事務ハ、之ヲ直接特設復興機關ニ於テ掌理セシムルヲ可トス。斯クテコソ事務ノ統一ハ庶幾セラレ、其ノ實績ヲ擧クルヲ得ヘキナリ。計畫ノ決定機關ト其ノ執行機關トヲ分チ、特設復興機關ノ權限ハ、單ニ計畫ヲ定ムルニ限定セラレ、其ノ定メタル計畫ハ之ヲ移シテ各省ヲシテ其ノ執行ニ當ラシメ、自治團體ニ於テ執行ヲ要スルモノハ、各省ヨリ更ニ之ヲ自治團體ニ移シテ其ノ執行ニ俟ツトイフ如キ複雜繁瑣ナル組織手續ヲ以テシテハ、事務ノ敏活徹底ハ到底之ヲ期スヘカラス。事毎ニ支吾澁滯ヲ來スヲ免レサルヘシ。之ニ加フルニ計畫ヲ定ムルニ付キ、最高機關タルヘキ特設復興機關ノ地位實力モ、執行機關タル各省ニ及ハサル有様ニテハ、其ノ計畫ヲ定ムルニ當リ、各省ニ掣肘セラレ、特設機關ヲ設ケタルノ趣旨ヲ沒却シ、其ノ機能ヲ發揮スルコト能ハス。遂ニ或ハ事務取次機關タルニ終リ、徒ニ事務ヲ停滯スルニ終ランコトヲ惧ル。

之ヲ要スルニ復興機關ハ計畫ヲ定ムルト共ニ、自ラ其ノ執行ニ當ル有力ナル機關タルコトヲ要シ、其ノ地位實力ハ各省ト對立スルモノナラサルヘカラス。論シテ茲ニ至リ、此ノ特設復興機關ハ之ヲ一省トシテ設置スルノ必要ナルヲ思ハスンハアラス。上述ノ如キ組織ト爲スノ結果ハ、帝都ノ復興ニ關スル限リ　一、各省所管ニ屬スル事務ヲ此ノ特設機關ニ集中シ　二、自治團體ノ權限モ亦之ヲ此ノ機關ニ移スノ必要アリ。是事務ノ統一敏活徹底ヲ期スル上ニ於テ、誠ニ至當ニシテ且已ムヲ得サル所ナリト信ス。各省府縣及自治團體ハ日常ノ事務ヲ處理スルコト從來ノ如ク、而シテ復興ニ關スル事務ハ、其ノ計畫タルト執行タルトヲ問ハス、又國家事務ナルト自治事務ナルトニ拘ラス、擧ケテ之ヲ特設復興機關ノ權限ニ委スヘキナリ。而シテ各省トノ關係ニ於テハ、關係アル事務ニ就キ之ヲ協議スルニ依リテ其聯絡ヲ保持スルヲ得ヘク、重要ナル案件ハ閣議又ハ復興審議會ノ審議ヲ求ムヘキナリ。之ニ反シテ各省管掌事務ハ其復興事務ニ屬スルモノト雖、其ノ事務ニ精通熟練セル各省ヲシテ其執行ニ當ラシムルヲ以テ便利トスト論スル者アリ。此案モ一理ナキニ非ラスト雖モ、之ヲ以テ一省統一制ヨリモ一院制ヲ優レリト爲スノ論據トハ爲ス能ハサルヘシ。何トナレハ復興院案モ復興ノ計畫ニ就テハ、復興院ヲシテ專ラ之ニ當ラシメントスルモノナレハ、獨リ執行ニ就テ各省平時熟練ノ力ヲ借ルコトヲ必要トシ、其ノ根本タルヘキ計畫ノ決定ニ就キテハ其ノ力ヲ借リルノ要ナシト爲スノ理由解シ難ケレハナリ。結局論理ノ徹底ヲ期スレハ、各省練達ノ力ヲ借ラントスルノ論ハ遂ニ特設機關否認論ニ終ラサルヘカラス。苟モ特設機關ヲ必要トシ、之ヲ是認スル以上、計畫ト執行ト共ニ統一スルヲ以テ得策トス。

そしてこの「復興省設立ノ議」には、十四條より成る官制案が添加されてあつた。その第一條は、「帝都復興大臣ハ帝都ノ都市計畫並其ノ執行、帝都ニ於ケル市街地建築物法ノ施行、諸官廳廳舍ノ建築其ノ他帝都ノ復興ニ關スル事務ヲ管理ス」と規定し、省內には復興計畫局、建築事務局、建築監督局、土地整理局、材料局、會計局の六局を設くる計畫であつた。

かくして伯の復興省案と、各省の復興院案とは、閣議において、猛烈に論爭された。しかし結局、兩案は妥協する

より外、決定の途はなかつた。そして決定されたのが、次の帝都復興院官制であつた。即ちその組織權限については、大部分は、伯の案が骨子となつたけれども、その事務は一部各省に分配されなければならなかつた。

九月二十七日、勅令第四百二十五號によつて發布された「帝都復興院官制」の大要は、次の通りである。

第一條　帝都復興院ハ内閣總理大臣ノ管理ニ屬シ、東京及横濱ニ於ケル都市計畫、都市計畫事業ノ執行及市街地建築物法ノ施行其ノ他復興ニ關スル事務ヲ掌ル。

帝都復興院ハ前項ノ外臨時物資供給令ノ施行ニ關スル事務ヲ掌ル。

第二條　帝都復興院ニ左ノ職員ヲ置ク。

總裁			親任	
副總裁		二人	勅任	
技監		一人	勅任	
理事		七人	勅任	
書記官	專任	十五人	奏任	
事務官	專任	三十人	奏任	
技師	專任	百五人	奏任	内十人ノ勅任ト爲スコトヲ得
屬	專任	百五十人	判任	
技手	專任	三百五十人	判任	

前項事務官ノ外内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ、關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ事務官ヲ命スルコトヲ得。

第三條　帝都復興院ニ總裁官房及左ノ六局ヲ置ク。

計畫局

土地整理局
建　築　局
土　木　局
物資供給局
經　理　局

（第四條乃至第十條略）

第十一條　第二條職員ノ外院務ニ參與セシムル爲、參與及參事ヲ置ク。

參與及參事ハ內閣總理大臣ノ奏請ニ依リ、關係各廳高等官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ內閣ニ於テ之ヲ命ス。

參與ハ勅任官待遇、參事ハ奏任官ノ待遇トス。但シ本官ヲ有スル者ニ付テハ本官ノ受クル待遇ニ依ル。

（第十二條乃至第二十條略）

第二十一條　帝都復興院ニ評議會ヲ置ク。

評議會は總裁ノ諮詢ニ應シ重要ノ事項ヲ調査審議ス。

（第二十二條乃至第二十六條略）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

卽ちこの官制によつて、帝都復興院の事務は、「東京及橫濱ニ於ケル都市計畫、都市計畫事業ノ執行及市街地建築物法ノ施行其ノ他復興ニ關スル事務」に限定さるるに至つたのである。

十億圓乃至十五億圓と稱せられたのは、この狹義の復興費、卽ち各省の所管に移された分を除いた帝都復興院の事業費だけのことである。

四、復興院の陣容

火のやうな勢ひで復興省案を提出して、それが閣議で否決されると、伯はその次善案の復興院案を受取つて、平然として歸つて來た。

そこに伯の面目が躍如としてゐる。一體に伯は、一見喧嘩早いやうであつて、實は非常に調和性に富んでゐた。さうして變通自在、時に處して移り、少しも凝滯するところがなかつた。

伯の志は帝都復興にあつた。しかし人間相手の仕事である。相手の人が贊成しなければ、自分だけの案は實行できない。イヤなら勝手にしろといつて引込むのは、伯の性格ではなかつた。火の出るやうに激しく鬪つた後、自說が通らないと、あつさりこれを撤回して、多數の決した案に、もう一度火のやうな情熱を打ち込んでゆくのが、實行家肌たる伯の性格であつた。

そこで不滿足ながら復興院案ができ上ると、伯はすぐ、これを百パーセントに利用して、帝都を再建しようと掛つた。そこで生じて來る當面の問題は「人」であつた。如何なる人間を集めて、この帝都復興の事業を實行すべきか。

伯が第一に眼を付けたのは、中村是公であつた。しかし中村は人事に關する意見の相違から、どうしてもこれを引受けようと言はなかつた。それで伯もとう〳〵業を煑やして、中村以外の人物を撰ばなければならなかつた。それでゐて伯は、何時でも中村が起用できるやうにと腹で考へながら、他の人物を物色したのである。

さういふ時に、伯の缺點が現はれた。多忙なる伯は、仕事に夢中になると、往々にして常識的な手續を無視した。

それが伯の無軌道といはれた一つの理由であるが、この最も愼重なるべき人事に關し、伯の無軌道癖が現はれた。卽ち伯は官制上二人しかない副總裁の椅子に對して、四人の人に交渉してゐたのである。伯の胸中にあつた人物は、中村是公と宮尾舜治であつた。しかるに中村の受けなかつた理由は、宮尾の適不適に關し、伯とその意見を異にする爲めであつた。しかし伯は一度云ひ出すとなか〳〵後へ退かない頑固さがあつたので、此の點で中村としば〳〵議論して、遂には腹を立ててしまつた。

それで中村が受けないとなると、宮尾中心の復興院を考へ出してゐた。それでは今一人は誰にしようかといふことになつて、伯は同時に二人の人に交渉した。それは長尾半平と松木幹一郎であつた。さうして東京市長であつた永田秀次郎の處へ、東京市電氣局長の長尾を貰ひにやつて、永田が承諾して、内相官邸に伯を訪ふと、伯はいきなり、

『副總裁は宮尾と松木にきめたよ。』

と言つて、永田を啞然たらしめた。

かういふ人事上の不謹愼ぶりが、帝都復興計畫の實現の上に全然支障を來さなかつたとは言ひ得ないであらう。

それから伯は、若い人間を使ひ度いと考へて、鐵道省から十河信二、太田圓三、金井淸の三人を拔いて各〻經理局長、土木局長、官房長と爲し、更に計畫局長としては、内務省及び東京市に於いて、伯と永く都市行政の仕事を倶にしたる池田宏を拔いてきた。その時池田宏は内務省の社會局長官であつた。それから土地整理局長には北海道から稻葉健之助を招き、建築局長には東京帝國大學の教授佐野利器を採用し、物資供給局長は松木の兼任とした。それから技監には直木倫太郞を、二名の勅任技師には、内務省の山田博愛と醫學博士岸一太とを任命した。

この岸の任命は少なからず世間を驚かした。蓋し岸は耳鼻咽喉科の専門醫で、臺灣以來伯に知られてゐた。彼は非凡なる發明的才能を有し、歐洲大戰中は製鐵工場を作り、又飛行機の製作に從事してゐたが、事志と違つて以來は、都市の塵芥處分に關する發明を伯に獻策した。世間は岸の斯くのごとき研究を知らなかつた。ゆゑに耳鼻咽喉の専門家が、帝都復興院の勅任技師となるのを見て、伯の身勝手と誤解したのである。

斯くのごときは一見些事であつた。しかし人事に關する手違ひは、仕事の上に大いなる相違を生ずることがある。伯がその天稟の才をもつてして、時にその志を伸ぶることを得なかつたのは、その人事に關し、用意の周到を缺きたるに因したることも絶無であつたとは言へないであらう。

茲に伯の爲人を識る定に興味ある一插話がある。それは太田圓三を抜擢して土木局長に据ゑた經緯である。その當事者であつた十河信二をして物語らしめよう。

大正十二年の九月末に私は復興院入りをして、經理局長の辭令を受領すると、直ちに帝都復興の根本方針に付いて後藤總裁と意見の交換をし度いと云ふので、會見を申込んだ。

ところが當時總裁は非常に多忙であつたために、晩の十一時半に會見することになつた。私は金井清君と同道で櫻田町の伯の私邸を訪問した。そして帝都復興事業の極めて困難なること、從つてこれに當る首腦者の選擇に付いては愼重の考慮を必要とすること、從つて年輩や過去の地位經歷等に拘泥せず、有爲なる新人を登庸すべきであること等を陳述した。さうして太田圓三が最適任者であると推薦したのである。然るに總裁は、太田が技術家として經驗淺く年齢が若いといふ故を以て賛成せられなかつた。そこで金井と私は色々と太田の人物手腕力量を

説明して、年齢とか過去の地位、經歷等を問題にす可からざる所以を力說したのであるが、已に内定してゐると云ふので、總裁の容るゝところとならなかつた。遂に午前一時まで意見を鬪はしたが、どうしても私達の言ふことを聽き入れない。私達は總裁に再考の餘地はありませんかと確かめたところ、その餘地なしと答へられた。そこで私は、後藤新平已に老いたり、後藤新平なればこそ、帝都復興の如き困難なる大事業も成し遂げられると思うて、自分はその傘下に馳せ參じたのであるが、最早その希望は水泡に歸した、こんなところに長居は無用だと云つて、大聲で總裁を罵倒して席を蹴つて歸つてきた。當時祕書をしてゐた小野法順君と令息一藏君が、餘り大きな聲で議論をしてゐるので、何か起つたかと隣りの部屋で耳をそばだてて聞いてゐたといふことである。

總裁は私達二人が立ち去ると翌早朝、宮尾、松木の兩副總裁を招致してことの由を說明し、如何にすればよいかと意見を徵した。兩副總裁とも直ちに十河、金井の主張を容れてやつて貰ひ度いと答へた。總裁は、俺もさう思ふが諸君と相談して決定した後であるから再考の餘地なしと斷つた、然し彼等の主張するところが尤もだから、出來るならさうしたいと思ふと云つたので、太田が土木局長になつたのである。

私は午前一時總裁邸を辭して歸宅すると、直ちに辭表を認め、翌早朝書留便で郵送しておいて、そのまま伊香保に旅行してしまつた。總裁が私の意見を採用したのみならず、私の復歸を慫慂してゐると聞いて、直ちに歸つて來て復職した。斯くの如きは我が後藤總裁にして初めて見ることの出來ることではなかつたかと、今でも考へてゐる。

年の若い下僚に面罵されながら、それを平氣で聽いて、その說を容れるところに、伯の性格が躍如としてゐる。

これより後、十河は深く伯に傾倒し、身を粉にして働いた。後年彼が寃罪を蒙つて囹圄の人となつたとき、眞先に同情したのは伯であつた。彼が未だ青天白日の身とならないで、判決を待つてゐた當時、彼の訪問に會ふと、必ず食事を共にし、その歸宅に際しては、自分の自動車でいつも彼の家まで送らした伯であつた。さうして彼が無罪の判決を受けた時、最も喜んだ一人も伯であつた。

それは上述のやうな深夜の激論から生れたのであつた。伯は一體自分の面を犯して直言するやうな人を信用する傾向があつた。

また太田圓三は土木局長として、非凡な働きをした。彼は優れたる技術家であつた外に、天才的な藝術肌の人間であつたので、帝都復興のやうな創造的事業にはぶつつけの人物であつた。區劃整理の具體案は多く彼の創意から生れた。また彼は新興帝都の建設に、如何にして古典的日本の藝術的風趣を殘さうかといふことに腐心した。例へば隅田川に架した五大橋のごときは、先づ畫家に美しき橋の繪を描かして、それを澤山陳列し文學者、美術家、思想家、建築家などを集めてその批評を求めてから、これによつて初めて技術者をして設計せしめたものであつた。

また櫻田門のごときも、道路計畫からゆけば取毀される筈のところを、太田は都市美のために、巧みにこれを新道路計畫のうちに取り入れて保存した。

かういふ太田の藝術的意見を、伯はよく容れた。彼をして、能率と美觀との二つを具へるやうに、復興計畫を進めしめたのであつた。

かくして帝都復興院の陣容が成ると共に、十月三日、復興院職員一同を、内務大臣の官邸に參集せしめ、總裁たる

伯はこれに左の訓示を與へた。

曩ニ宏遠ナル　優詔ヲ拜シ、今ヤ帝都復興ノ規畫其ノ歩ヲ進メントスルニ當リ、各〻其ノ智能ヲ傾ケ全力ヲ擧ゲテ災後ニ善處シ以テ上　聖明ノ休命ヲ體揚シ奉リ、下萬民ノ信憑ニ辜負スルナキヲ期スベキハ固ヨリ言ヲ俟タズ。顧ルニ這次ノ天災ハ寔ニ前代無比ノ慘禍ニシテ、假ニ帝都ノ形情ヲ震災以前ノ狀態ニ復舊セシメントスルモ、各個人ノ被害ノ恢復ハ之ヲ別問題トシ、國家及ビ自治體ノ施設ニ俟タザルベカラザル重要事業費ノ、約幾億ノ巨額ニ上ルベキカ未タ卒カニ算出シ能ハズ。元來我東京市ハ舊時代ノ礎上ニ築カレタル都市ナルヲ以テ、文明機關ノ緻密精緻ヲ加フル毎ニ却ツテ益〻不自然ノ發展ヲ爲シ、ソレガ整齊既ニ甚タ至難ナルモノアリ。然ラバ今日帝都復興ノ時期ニ於テ之カ改善ヲ圖リ、科學上ヨリ見タル合理的施設ノ上ニ更ニ經濟的ナル計畫ヲ實現シ、以テ文明都市ノ實體ヲ具備セシムヘク深ク意ヲ用ヒ、奇形都市ノ跡ヲ絕ツノ要アルハ論ナキトコロナリ。抑モ帝都ハ一國文化ノ源泉ニシテ國家機能ノ中樞地タリ。之カ復興ノ實績如何ハ汎ク中外ノ凝視スル所ナルノミナラズ、其影響ノ及ブ所敢テ一市邑又ハ一局部商工業ノ盛衰ニ止ラズ、廣ク國民經濟ノ消長ニモ繫リ、國家精神ノ隆替ニモ關スルモノナシトセズ。院ニ列スル者ノ責任極メテ重大ナルト同時ニ、各部機關ノ運用最モ宜キヲ期セザルヘカラズ。卽チ先ツ緊切ニシテ精細ナル調査ヲ行ヒ、更ニ成案ニ就テ審議評決シ、然ル後實行ニ移ルヲ當然ノ要務トス。調査ナクンバ成案ヲ得ズ。成案無クンバ決議ヲ實行スル能ハズ。之ニ必要ナル豫算モ亦然リ。固ヨリ言ヲ調査評定ニ藉リテ曠日彌久職司ヲ輕ンズルガ如キハ、斷シテ責任觀念ヲ有スルモノト言フヲ得ズ。況ヤ非常ノ秋ニ臨ンデ非常ノ業ニ責ヲ負フニ於テヲヤ。　優詔宣示アラセ給フ所炳トシテ日星ノ如シ。須ラク誠悃ヲ注キテ最善ノ效ヲ收ムヘク、協力一致シテ復興ノ大業ニ貢獻センコトヲ期スベキナリ。

そして右の訓示終るや、各種の質問應答あり、取敢へず、大體次の要旨を決定した。

一　帝都復興ニ關シテハ、吾人ハ聖旨ヲ奉體シテ最善ノ效果ヲ擧クルニ務ムヘキコト。

一　災害直後ニ於ケル救急保安等ノ事務ハ臨時震災救護事務局ノ管掌スル處ニシテ、我カ復興院ノ事務ハ帝都復興ニ關スル事務

ナリ。

一、政府ニ對シ世上動モスレハ復興計畫具體案ノ迅速發表ヲ要求スル者アルモ、帝都復興ニ付テモ具體的ニ幾千ノ費用ヲ要スルヤノ決定スルハ困難ナリ。況ンヤ復興ニ於テヲヤ。乍併吾人ハ出來得ル限リ速ニ復興計畫ノ内容ヲ整フル必要アリ。

一、燒跡ニ「バラツク」建築ノ爲メ瓦礫ヲ道路ニ積ミ上ケ、交通ヲ阻害スルコト甚タシ。東京市ノ貧弱ナル豫算ニテハ到底之ヲ遂行スルコトヲ得ス。此事業ハ復興院ニ於テ取扱ノモ頗ル困難ナル問題ナリ。（帝都復興院事務經過）

五、二個の諮詢機關

帝都復興省或は復興院と並んで、當局の諮問機關として「帝都復興計畫調査會」を設くべしとは、伯が九月六日午前の閣議に提出せる「帝都復興ノ議」においてすでに提唱し、且つ閣議の同意を經たるところであつた。それが實現されたものが、復興審議會、復興院評議會の二機關であつた。

伯の提議せる帝都復興調査會案に基いて、最初立案されたのは、内閣總理大臣の諮詢に應じて審議し、内閣總理大臣に建議するの最高諮詢機關であつた。これは帝都復興審議會なる名において實現され、委員は國務大臣、國務大臣たりし者、親任官又は學識經驗ある者の中から勅任するものであつて、九月十九日、勅令第四百十八號を以て公布實施せられた。

第一條　帝都復興審議會ハ内閣總理大臣ノ諮詢ニ應シ帝都其ノ他ノ震災地ノ復興ニ關スル重要ノ案件ヲ審議ス

第二條　帝都復興審議會ハ帝都其ノ他ノ震災地ノ復興ニ關スル重要ノ案件ニ付内閣總理大臣ニ建議スルコトヲ得

第三條　帝都復興審議會ハ總裁一人委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

第四條　總裁ハ内閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ
委員ハ國務大臣、國務大臣タリシ者、親任官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ之ヲ勅命ス
第五條　總裁ハ會務ヲ統理シ會議ノ議長ト爲ル
總裁事故アルトキハ内閣總理大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス
第六條　帝都復興審議會ニ幹事長一人幹事若干人ヲ置ク
第七條　幹事長ハ委員ノ中ヨリ之ヲ勅命ス庶務ヲ掌理ス
第八條　幹事ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命シ幹事長ノ命ヲ承ケ庶務ヲ整理ス
第九條　委員ハ國務大臣ノ禮遇ヲ受ク

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

そしてその委員は、閣僚及び貴衆兩院の代表的議員、財界の大立物、樞密顧問官などで組織され、その氏名は次の通りであつた。

總　裁　山本權兵衛
幹事長　後藤　新平
委　員　山本權兵衛、後藤新平、田中義一、井上準之助、田健治郎、犬養毅、岡野敬次郎、財部彪、平沼騏一郎、山之内一次、伊集院彦吉(以上閣僚)　高橋是清、加藤高明、青木信光、江木千之、和田豐治、伊東巳代治、大石正巳、澁澤榮一、市來乙彥。

かくのごとく帝都復興審議會は、内閣總理大臣の最高諮詢機關として設けられたものであるが、このほかに、帝都復興院官制第二十一條乃至第二十六條の規定により、帝都復興院評議會が設立され、その會長には阪谷芳郎が任命さ

れた。

この帝都復興審議會と帝都復興院評議會との性質については、復興事務局の編纂せる「帝都復興事業誌」の次の記事（緒言、組織及法制篇）が、要を盡してゐる。

帝都復興院評議會は、これを帝都復興審議會と比較することに依りて、よくその本質を明にすることが出來る。帝都復興審議會が獨立の官制に基く機關なるに反し、帝都復興院評議會は、帝都復興院官制に基く從屬的なる存在である。前者は內閣總理大臣の諮詢機關であり、後者は帝都復興院總裁の諮詢機關である。前者は內閣總理大臣を以てその總裁となし、これが委員たる者は國務大臣、國務大臣たりし者、親任官または學識經驗ある者の中より勅命せられたる者といふが如く、その任用範圍に著しき制限あり、且つ委員は國務大臣の禮遇を受くる者とされて居る。これに反して後者は會長、評議員、臨時評議員の別なく、何れも內閣總理大臣の奏請に依り內閣に於て任命する所の者であり、事實上は主として帝都復興事業に密接なる關係を有する各官廳公署の代表者、實業家、學者、貴衆兩院議員、府縣會議員及市會議員等より任命されて居るけれども、法制上に於てはその任用範圍に何等の制限も無い。また前者は臨時的なる諮詢機關であり、後者は恆常的なる議決機關たるべく設置せられたるものである。卽ち帝都復興審議會は、その構成分子に因る事實上の勢力は兎も角も、その形式は飽くまでも單純なる諮詢機關たるべき趣旨の下に、その官制も制定せられたるものである。これに反して帝都復興院評議會は、單なる諮詢機關といはむよりは、寧ろ帝都復興に關し都市計畫地方委員會に代るべき豫定の下に設置せられたるものである。

六、大森博士の獻言

帝都復興の中樞機關として復興院あり。諮詢機關として審議會及び評議會あり。かくして陣容は整つた。しかし帝都復興の大計畫を建つるに當つては、なほ內外の權威者の有力なる建議を容れなければならなかつた。

我國において、外部から最も重要な建議を行つたものは、地震學の世界的泰斗たる理學博士大森房吉であつた。若については、時の首相山本權兵衛は、次の如く語つた。

帝都復興の計を按じてゐた際に、大森博士病篤しと聞き、後藤內相から見舞に行つて貰ひましたが、其の時博士は、自分と後藤內相とに、今回の事變は國家の大不幸であつたが、地震は絕對に恐ろしきものではない、大火災の伴つたことが恐ろしいのである、依つて此の事に鑑み、

一、埋設物は出來る丈け深く施設する事

二、火災防禦の方法を講じて、市街に墻壁を造る事

三、パークを造つて避難場に備へ、どんな事があつても涸れない大きい水溜が必要で、永遠の策としては、水の供給を十分にする事

といふ三項を、くれぐ\傳言して參りました。是れは博士の自分等に對する遺言の樣になつてゐる。復興計畫中に街路を取り擴げる事にさせ、主要街路に防火地區を設けたのは畢竟この第二項の趣意に當つてゐる。(帝都復興祕錄)

それから程なく大森は死んだ。

彼が多年朝野に向つて發したる警告の聽かれずして、大震災とともに大火災の起つたことは、彼にどの位の失望を與へたか測り知れないであらう。彼は大震火災の尊い犧牲者の一人であつたとも謂ひ得られるであらう。

しかし彼の遺言は、伯によつて、新帝都に實施せられんとするのである。

七、ビーアドの進言

帝都復興のために、大いなる貢獻を爲した一人の外國人があつた。

それは米國人チャールズ・エー・ビーアドであつた。伯が彼を招いて東京市政調査會設立に盡力せしめ、又東京市政の研究を爲さしめたことは既に説いた。

然るに彼の研究は、いま意外の收穫を齎らさんとするのである。この未曾有の大災害のために、帝都の大部分が灰燼に歸するや、既記のごとく伯は直ちに、ビーアドに宛て、招電を發した。その電文は次の通りであつた。

Earthquake fire destroyed greater part Tokyo. Thorough-going reconstruction needed. Please come immediately if possible, even for short stay.

譯文　震火災のため東京の大部分は破壊されたり。徹底的改造を必要とす。出來得れば直ちに來られたし。短期の滯在にてもよし。

すると、それと行違ひに、ビーアドの飛電に接した。

Lay out new street, forbid building without street lines, unify railway station.

譯文　新街路を設定せよ。街路決定前に建築を禁止せよ。鐵道ステーションを統一せよ。

これがビーアドの最初の進言であつた。

ビーアドが、急遽太平洋を渡つて、日本の土を踏んだのは、十月六日であつた。以來彼は、政府及び市の當局と、幾度となく會見しては當局、特に伯にむかつて、しば／＼有力なる進言をなした。その進言は、後に十月三十日、長

文の覺書として、一括して伯に提出された。

その覺書は、まづ彼が帝都復興に關する意見を進言する所以を述べて、次の如く記してゐる。

親愛なる後藤子爵閣下

閣下の御招きに依りまして、私は千九百二十二——二十三年の冬を東京に過ごし、聊か東京市の政治組織及び行政の諸問題を研究いたしました。千九百二十三年六月十二日私は閣下に私の意見概要書を提出いたしましたが、この報告書はかの震火災が東京市を荒廢せしめた當時、出版の手續中であつたといふ事であります。

千九百二十三年九月五日閣下は私に電文を寄せられ、再び東京に來りて從來の諸問題を、この變れる狀態の下に於て見て呉れまいかとの光榮ある御招待を賜はりました。このお招きに應じまして、私は十月六日日本に到著いたしました。著京後、私は閣下の御指示に從つて、帝國政府及び市役所の官公吏諸君と無數の會合を重ねました。また、私は閣下並に閣下の代理者等のお求めに依りまして、或る特定の具體的諸問題に關する口述又は成文の報告をいたしました。私は玆に私が時々なしたる主たる諸提案の概要を作成いたしましたが、これは閣下並に閣下の御斡旋を通して、日本の公衆諸君の前に提出いたすものであります。

次に彼は、復興關係當局の熱心なる努力と優秀なる技能を賞揚したる後、續いて震災前に彼の提出せる報告書の概要を次の如く記した。

1、一都市政廳ノ下ニ大東京ノ都會地域ヲ統合スルコト。
2、都會地域內ニ單一政廳ヲ創設シ出來得ル限リ事務事業ノ重複及ビ權限ノ衝突ヲ除去スルコト。
3、帝都トシテ必要ナルベキ支配權ノミヲ帝國政府ニ保留シ、市政廳ニ大ナル地方自治ヲ許スコト。
4、定評トナレル或ル一定ノ原則ニ基ツイテ帝都改良事業ニ對スル國庫補助金ヲ配分スルコト。
5、街衢圖並ニ屋敷地圖、土地建物ノ分離的評價及ビ財產ノ實價ノ評價等ヲ含ム不動產評價及ビ不動產稅ノ新稅制採用。

6、隣接財產ノ所有者等ニ直接利益ヲ與フル總テノ土木事業ノ經理スルニ就テ特別賦課即チ受益者負擔金ノ原則ヲ普遍的ニ適用スルコト。

7、公共機關ノ直營又ハ公共機關ト私設會社トノ共營組織ヲ通シテ全交通機關系統及ビ地下鐵道ノ建設ヲ統一スルコト。

8、認許セル仕樣書ニ遵據シテ建設シ且之ヲ維持スベキ保證書ノ下ニ誓約セル請負業者等ニ依ル新規道路ノ建設工事。

之等ハ私ノ最初ノ報告書ニ於テ陳述セル根本的結論デアリマシテ、私ノ考デハ之等ノ諸提案ハ、現在ニ於テモ尚適切デアルト思ヒマス。私ガコレヲ大イニ強調シテ述べ得ル所以ノモノハ、之等ノ諸結論ハ私ノ最初ノ訪問期間中、私ニ協力セラレタル東京市政調査會職員及ビ東京市役所吏員諸君ガ獨立ニ到達サレタ諸結論ト、大體同樣デアルカラデアリマス。我等ノ間ニ於ケル主タル意見ノ相違ハ、租稅ノ諸方法及ビ地下鐵道ノ建設ヲ得ル方法等ニ關シタモノデアリマシタ。

そしていよ〳〵本論に入り、（一）新路線計畫、（二）土地及び住宅問題、（三）諸權利の法律的調節、（四）交通運輸組織、（五）復興事業に於ける仕事の前後、（六）復興事業執行機關、（七）材料購入及び請負契約に關する公入札、（八）建物の建設及び其設計、（九）財政問題、（十）確定的財政計畫及び其の經濟的基礎、（十一）帝都の尊嚴及び美觀に關する考察の十一項に亙つて、細密に記述した。

特に彼の力點を置いたのは、第九項の財政問題であつて、右については、（一）震火災以前に於ける東京市の財政狀態、（二）將來に於ける歳入及び募債保障の基礎、（三）國庫交附金（及び補助金）の基礎、（四）道路事業費支辨方法、（五）募集せらるべき公債の性質の五款に分つて、詳論するところがあつた。

第一、新路線計畫に就いて、彼はその中樞たるべき次の諸原則を提示した。

（イ）國政中心地トシテノ帝都ノ要求ニ適合スベキコト。

（ロ）路線計畫ハ貨物及ビ旅客ノ經濟的運輸ニ關聯シテ樹テラルベキコト。
（ハ）一層良キ火災防護ハ廣幅街路及ビ公園地等ノ設定ニ依リテ提供セラルベキコト。
（ニ）住宅地域ニ對シテハ過大ナル街路ヲツクルヨリモ多數ノ小公園及ビ安全地ヲ設クル事ガヨリ一層重要ナルコト。
（ホ）東京市ノ舊密住地區ニ於ケル狹キ小道ハ、幅員二間以下ノ街路ノ沿道ニハ家屋ヲ絶對ニ建築セシメザル事ヲ規定スル一般規定ノ適用ニ依リテ直ニ廢止サルベキコト。
（ヘ）車馬ノ輻輳スル總テノ街路ニ對シテハ歩行者等ノタメニ歩道ヲ建設スルヲ要スルコト。
（ト）路線計畫ハ鐵道終端驛、倉庫、市場及ビ其ノ他ノ公益事業ニ對スル施設ト聯絡シテ調節セラルヘキコト。
（チ）路線計畫ハ地下鐵道發達及ビ路面電車線擴張ニ關聯シテ樹テラルヘキコト。
（リ）路線計畫ハ工業、商業及ビ住宅目的ニ對スル各豫定地域ニ關聯ヲ有スヘキコト。
（ヌ）燒失地區ニ對スル路線計畫ハ大東京ノ全地域ニ對スル諸計畫ニ關聯シテ樹テラルベキコト。
（ル）高速交通機關ニ關聯スル路線計畫ハ、舊密住地區ヨリ郊外地方ニ大人口ノ移動ヲ可能ナラシメル樣便利ニ配列セラルヘキコト。

第二の土地及び住宅問題について、博士はまづ「舊東京ノ最惡細民地區ハ今ヤ荒廢シタノデアリマスカラ、カヽル地區ヲ復活セシメヌヤウニスルニハ今日ガ最モ良キ機會デアリマス」と主張し、一方「西洋人ノ思想及ビ慣行ノ全傾向ハ、住宅ノ目的ニ對シテ土地ノ無制限ナル私有ヲ許スコトニハ反對デアリマス」と說いて、私有地に於ける住宅に對する制限の必要を主張すると共に、

或ル獨逸ノ諸都市ハ彼等ノ境域内ノ土地ノ八十パーセントヲ所有シテ居リマス。之等ノ都市ハ市有地ノ注意深キ管理ニ依リテ地價、地代、家賃及ビ生活費ヲ引キ下ケテ居リマス。今日ハ東京ニトリテ好イ機會デアリマスカラ公共的諸機關自身又ハ政府ノ補

助ノ受ケ若クハ受ケザル私的諸團體ニ依リテ企圖サルベキ工業勞働者住宅施設ニ對シテ大地域ヲ獲得スル事ヲ心懸クベキデアリマス。

と提案した。

第三の諸權利の法律的調節については、英國議會が通過したる「立法史ニ於ケル最モ著名ナル法律」の一つたる、火災裁判所の實例を詳記して、震災後の帝都にも、この種の特殊機關の必要なるべきを暗示した。

第四の交通運輸組織については「附屬停留場ヲ有ツタ諸鐵道終端倉庫ノ統一ニ對スル設備ヲナスコト及ビ高速交通機關組織ノ創設」並びに高速交通機關としての地下鐵道建設の急務を說き、「コノ點ニ關シテ私ハ、只今ガ行動スル時デアル。何トナレバ地下鐵道ノ大部分ハ新路線ニ於テ開鑿的ニ建設セラレ得ベク、其ノタメニ多額ノ經費ヲ省ク事ガ出來ルカラデアル」と論じた。

第五の復興事業に於ける仕事の前後に關する彼の所說は、次の通りであつた。

復興事業ノ中デドレヲ先ニスルカニ就キマシテハ（中略）第一ニ取リ上グベキハ罹災地區ノ經濟的及ビ家庭的生活ヲ回復スルコトデナケレバナリマセヌ。コレハ何ヲ意味スルカト申セバ出來得ル丈ケ速カニ路線、公園敷地及ビ公共的建築物敷地等ヲ具體的ニ設定スル事ヲ意味致シマス。（中略）

次ニ上水道事業、電燈電力事業、路面電車及ビ其ノ他コレニ類スル收益的公益事業ハ、出來得ル丈ケ速カニ平年ノ收益能力點マデ回復スルヤウニシナケレバナリマセヌ。（中略）

家屋建築ニ對シテ公共的補助ヲ與ヘルトイフ事ハ、閣下ノ東京市長時代ニ既ニ始メラレタトコロデアリマシタガ、コレハ出來得ル限リ速カニ再設セラレ且擴張セラルベキデアリマス。

第六の復興事業執行機關については「善ク開發サレテ居ラヌ部門ヲ除ク外ハ、計畫ノ執行ニ對シテ新機關ヲ創設スルコトハ望マシキ事柄デハアリマセヌ」と主張し、次の如く說いた。

（イ）帝國政府及ビ市役所ノ總テノ現存建設工事機關ハ、完全ニ利用セラレ且特別ノ助力ニ依リテ一層有力ニセラルベキコト。

（ロ）帝都復興院ハ主トシテ其レ自身ノ活動ヲ路線、公園並ニ建築敷地ノ設定、大量ノ材料購入及ビ日本ノ技術者等ガ僅少ノ經驗ヲ有スルニ過ギヌカ、若クハ全ク經驗ヲ有セザル種類ノ建設工事等ニ限局スベキコト。

第七の材料購入及び請負契約に關する公入札については、「物資ノ購入及ビ諸請負契約ノ締結ハ多額ノ金員ヲ必要ナラシムル」ことに鑑み、公入札に關する詳細に亙る技術的方法案を提示した。

第八、建物の建設及び其の設計について、彼は桑港震火災の建設工事に關する米國技術者等の意見を紹介して、耐火建築法制定の必要を說いた。

第九の財政問題については、まづ（一）として「震火災以前東京市ハ、幸福ニモ世界ノ他ノ諸大都市ト異ナリ、其ノ負債額ガ市內ニ於ケル不動産（土地及建物）總額ニ比較シテ極メテ少ナカツタノデアリマス」と說き、市債總額一億七千四百三十萬七千百三十二圓の大部分は、上水道事業及び路面電車事業の如き收益的公益事業に對するものであつて、無收入的事業のための負債總額は僅かに二千五百二十八萬一千七百七十二圓に過ぎざることを指摘し、「比較的ニ申シテ東京市ノ財政狀態ハ健全デアルト言ヒ得ヨウト存ジマス」と斷言した。（二）の、將來に於ける歲入及び募債保障の基礎に關しては、二個の著しき事實をあげてゐる。

第一ハ市ノ經濟、安全及利便等ヲ主眼トシテ作成サレタ賢明ナル都市計畫ハ、カヽル計畫內ニ抱擁セラルヽ總テノ土地ノ地價ヲ

増加セシメル事デアリマシテ、第二ニハ、將來ニ對スル諸計畫ハ、市ガ其ノ工業及人口ニ於テ發展スルニ伴ノテ地價ニ大増加ヲアヒシデアラウトイフ當然ナル豫測ノ上ニ於テ樹テラレネバナラナイトイフ事デアリマス。

そしてその實例として、紐育市における中央公園の建設が、附近の地價を暴騰せしめ、また地下鐵道の建設に基く沿線地價の騰貴總額が、地下鐵道建設費の六倍以上にのぼれることを指摘し、然らずとも都市の地價は自然的に騰貴するものであるから、

市ノ現在ノ土地價格及ビ歳入與ニ依リテ保障セラレル程度ノ金額ニ負債額ヲ制限スルコトハ、今日ノ場合殊ニ不賢明デアルト謂ハネバナリマセヌ。カヽルキヤリカタハ偏リニ近視眼的デアリマシテ、カノ大負債ヲ市ニナサシメテ毫モ痛心セザル放慢政策ト同様ニ非難サルベキデアリマス。

と論じた。(二)の國庫補助金の基礎において、彼は何人が復興費を支拂ふべきやの問題に關し、「總テノ思慮アル國民等ニ依リテ承認セラルベキ公正ノ原則」として、次の三を提示した。

先ヅ第一ニ帝國政府、府縣及市役所ハ各自ノ廳舍其他ノ營造物ヲ自ラ回復スヘキハ何人モ承認スルトコロデアラウト思ハレマス。第二ニ主トシテ帝都即チ日本帝國ノ首都トシテノ美觀若クハ諸必要ニ適應セシメンガ爲メニ建設セラレタ總テノ街衢路並ニ大道路ハ、帝國政府ニ依リテ支辨セラルベキデアリマス。

第三ニ商業、工業及ビ住宅的目的ニ關聯シテ東京市民ノ使用ヲ主眼トシテ爲サレタ土木事業ノ經費ハ、大部分受益土地ニ賦課ヲヘ受益者負擔金ヲ以テ支辨シ其ノ一部ハ市金庫ニ依リテ支辨サルベキデアリマス。

次に「同一ノ土木事業ニ依リテ市ト帝都(國家ノ首都トシテ)トガ倶ニ利益ヲ受ケル場合ニ其ノ經費ノ負擔ヲ如何ニ分配スルカ」に就いては、次の如く主張した。

一、帝國政府及ビ宮内省ハ、市内ニ於ケル大地主デアリマス。東京市内ニ於ケル有租地總面積ハ一千百五十四萬七千十九坪デアッテ、帝國政府及宮内省ノ所有スル土地面積（免租地）ハ四百十九萬五百十一坪デアリマス。（中略）併シナガラ、公正ノ原則カラ申シテ、東京市民ハ主トシテ帝國政府及宮内省ニ依リテ使用セラルヘキ都市土木事業ヲ維持スルタメニ租稅ヲ支拂ハシメルトイフ事ハ不穩當デアリマス。加之、東京市内ニハ無數ノ官吏ガ生活シテ居リマス。彼等ハ帝國政府ノ事務ノ執ルタメニ市ノ街路及ビ其ノ他ノ土木的施設ヲ使用イタシマス。其レ故ニ嚴密ナル公正ノ基礎ノ上ニ立ッテ謂フナラバ、國庫ハ東京市ノ經常費ノ大部分及土木施設費ノ大部分ヲ支拂ハナケレバナラヌコトニナリマス。（中略）

二、若シ特定ノ道路事業費ヲ支辨スルタメニ私人地主ニ受益者負擔金ヲ課スルナラバ、カヽル負擔金ハ該事業ニ隣接スル官有地ニモ私人ト同一割合ヲ以テ賦課スベキデアリマス。

三、官有營造物ニ通路ヲツクルタメニ新街路ガ開カレ若クハ舊街路ガ擴築セラレタ時ハ、帝國政府ハ全工事費ヲ支辨スベキデアリマス。

四、社會事業、教育其他ニ對スル國庫補助金ハ、一定ノ原則ニ從ッテ各自治體ニ配分セラルベキデアリマス。即チ其レハ人口ヲ標準トスルカ、又ハ其ノ他ノ項ヲ標準トシテ、劃一的規則ニ則ッテ配分サルベキデアリマス。

（四）の道路事業費支辨方法については、「都市計畫ノ實施ニ伴フ經費ノ大部分ハ受益者等ノ上ニ落ツベキモノ」なることを說き、土地の增價格を基礎として道路事業を經理するについては特別賦課、地帶收用、大規模なる土地市有、區整理の四方法あることを詳述した後、「東京路線計畫ノ經理ニ關シテハ二ツ若クハソレ以上ノ方法ヲ適用シタ方ガ適切デアル」として、次の如き實際的諸提案をなした。

一、或ル地域内ニ於ケル或ル大キサ以上ノ總テノ屋敷ノ二割ヲ何等ノ補償ヲモ與ヘズシテ路幅擴張ノタメニ收用シ、屋敷ノ二割ヲ收用セラレタルタメ、建築敷地トシテ使用シ得サル程度ニ狹クナリタル土地ニ對シテハ、其ノ地主ニ對シテ六分利付債權證

書ノ交付スルコト。コノ債券證書ハ何レモ現在ニ於ケル土地ノ賣買價格ヲ以テシ、五箇年ノ後現金又ハ永久的公債ヲ以テ支拂ハレル事等ヲ法律ニ依リテ規定スルコト。（中略）

二、若シ地區ニヨツテハコノ原則ヲ適用スル事不可能デアルカ、若クハ其ノ適用ヲ法律ニヨツテ妨ゲラレテ居ルトスレバ、特別賦課ノ原則ヲ適用スルガヨイト思ヒマス。（中略）

三、小街路ノ擴張ニ就テハ尙ホ別ノ方法ガアリマス。ソレハ幅員二間以內ノ街路ニ沿フテ、如何ナル建築ヲモ許サヌ事ヲ規定スル直接ノ法律ヲ設ケル事デアリマス。（中略）

四、終リニ若シ之等ノ方法ガ總テ實行不可能デアルトスレバ、玆ニ最後ノ方法ガアリマス。其レハ現在ノ路線ニ沿フ土地ノ五呎乃至十呎以內ニ、全然建築ヲ許サヌ規定ヲ設クルコトデアリマス。此ノ場合ニ於キマシテハ、政府ハ土地ヲ少シモ收用イタシマセヌ。ソレハ單ニ土地所有者ニ對シ、表屋敷ノ一部分ニ對シテ建築ヲ禁ズルノミデアリマス。（中略）而シテ財產狀態ガ裕カニナリマシタ時ニ、政府ハ之等ノ保存土地ヲ收用シテ、其レヲ街路及ビ步道ノ敷地ニ用ユルノデアリマス。（中略）

（五）の募集せらるべき公債の性質に關する提案は、次の通りであつた。

第一、巨額ノ一般的內債若クハ外債ヲ募ラザルコト。第二、募集スベキ公債ヲ次ノ二種類ニ分ツコト。（イ）上水道事業、路面電車及其他ノ如ク、收益ヲ生ズベキ事業ニ對スル公債。（ロ）公共的建築物及ビ公共事務ノ執行ニ必要ナル工作物ニ對スル公債。第一種ノ公債ハ其ノ使用方法及ビ事業收益能力ニ關シテ明細ナル仕様書ヲ作リ、且帝國政府ノ保證ヲ有スル時ハ、外國市場ニ於テ徴募セラレ得ルニ相違アリマセヌ。殊ニ其レハ該貸金ヲ以テ、當該收益事業ニ對スル材料品購入ニ充ツル場合ニ於テ然リデアリマス。第二種ノ公債ハ出來ルナラバ、內國市場ニ於テ募集セネバナリマセン。

第十の確定的財政計畫及び其の經濟的基礎として、第一に、

大災害ハ東京ニ於ケル財產（人命ハ暫ク措イテ）ヲ少クトモ二十億圓燒失シタ事デアリマス。コノ額ニ達スルニハ一箇年ニ二

千萬圓宛トシテ壹百年間ヲ要シマス。而シテ過去ノ經驗カラ向後一百年以内ニ、今回ノ慘禍ト同程度ノモノ若クハ其ト以上ノモノガ、若シ今日カヽル危險ニ對スル適切ナル用意ヲ怠ツタナラバ、再ビ來ル可能性ノアル事ハ容易ニ推定シ得ラレルノデアリマス。若シ東京ガ千九百二十三年九月一日ニ、適切ナル路線計畫ヤ公園計畫ヲ有シテ居タナラバ、少クトモ五億圓ニ値スル財産、即チ新規路線計畫事業總工費ノ二倍ニ相當スルモノヲ救フ事ガ出來タニ相違ナイト申シテモ、決シテ過言デハアルマイト考ヘマス。

と說くと共に、「新規路線及ビ公園計畫ニ關スル實際ノ財政的基礎」としての東京の土地の總價格を十三億圓乃至二十億圓と評價し、且つ紐育及び桑港の實例によつて、次の如く主張した。

何ノ點カラ觀テモ東京ノ地價（實價）ハ向後十箇年以内ニ千九百二十三年九月一日現在ノ數字マデ囘復スルニ相違アリマセマ。マタ二十箇年毎ニ東京ノ地價ガ倍ニナル事モ信ズベキ幾多ノ理由ガアリマス。ノミナラズ增加率ハ其レ自身複利的ニ增加スルモノデアリマスカラ、千九百五十年ニ於ケル東京ノ地價ハ五十億圓ト見積ツテモ決シテ過大デハアルマイト思ハレマス。（中略）若シ身命及ビ財産ノ安全ニ對スル施設ガ講ゼラレルナラバ、東京ノ地價ハ必ズヤ大イニ增加スルデアリマセウ。之ニ反シテカヽル施設ヲナサナイナラバ、工業ヤ商業ハ他所ニ移リ、東京ノ地價ハ暴落ノ悲境ニ遭フコトニナリマセウ。

地價（總地價）ハ一社會ノ經濟ガ、殊ニ必要ナル公共的改良事業ニ對スル支拂能力ヲ測ル尺度デアリマス。其レ故ニ二十七箇年以内（千九百二十三年ヨリ五十年マデ）ニ現東京ニ於ケル地價ノ增加額ハ、新規路線及ビ公園計畫事業總工費ノ十倍ニ上ルベキハ容易ニ推定シ得ラレマス。

實ニ將來再ビ起リ得ベキ可能性アル慘禍ニ對スル保險ト將來ニ於ケル地價ノ增加――之等ノ二者ニ於テ、我等ハ新規路線及ビ公園計畫事業費（支出）ノ經濟的基礎ヲ見出スノデアリマス。

最後に帝都の尊嚴及び美觀に關する考察として、彼は次の如く論じてゐる。

歴史ノ舞臺ハ大西洋ヨリ太平洋ニ移リツヽアリマス。日本ハ此ノ舞臺ニ於テ、立役ヲ勤メルデアリマセウ。而シテ東京ハ多クノ印象深イ場面ノ舞臺トナルデアリマセウ。ソレ故ニ、日本ノ帝都カ、帝都トシテノ特異性ヲ有タネバナラヌコトハ、極メテ重要ナル事柄デアリマス。貧弱ナル帝都ハ、列强ノ間ニ伍シテ國家ノ威嚴ヲ傷ケマス。

而シテ此ノ特異性ハ米國第三流處ノ田舍都市ノ建築ヲ再現スルコトニヨツテハ達セラレマセヌ。東京ニハ既ニ、餘リニ多クノ西洋式畸形物ガアリマス。日本ノ帝都ハ唯、日本國民ノ建築的天才ヲ發揮スルコトニヨツテノミ、ソノ特異性ヲ有スルコトヲ出來マス。

そして、次の如き提案をなした。

（一）日本建築ノ様式ヲ總テノ公共的建築物ニ取リ容レルコトハ不可能デハナイ。

（二）西洋式ノ記念塔及ビ銅像ヲ斥ケ、純粹ナル日本式ノ記念塔ヲ造ルコト。

（三）公園ハ總テ純粹ノ日本式トナスコト。

以上長文を厭はず掲記した所以のものは、ビーアドの進言が、外國人ながら、さすがに都市計畫の權威者だけあつて、肯綮に當れるもの多く、實際の復興計畫樹立に際して、最も有力なる參考となつたものであるからである。伯が、ビーアドの如き知友をもつたといふことは、ひとり伯のためのみならず、帝都、延いては帝國のための幸福であつたと言はなければならぬ。

八、急造の二案

帝都復興院の成立と共に、これまで内務省の都市計畫局の手にあつた復興計畫は、殆ど全部復興院に移された。し

かしその中心が、依然として內務大臣兼復興院總裁たる伯にあることには、變りがなかつた。

伯の復興計畫は最初、殆ど豫算を眼中に置かずに建てられた。伯の觀る所によれば、帝都の復興といふことは、絕對の必要事であつた。それは寧ろ、戰地に在る將軍の心境にも似てゐた。戰に勝つ必要のためには、如何なる巨額の金も、何とか工夫して捻出しなければならぬ。それと同じく、帝都復興のために要する金がどれほど巨額に上らうとも、それが必要である限り、何とかして工面しなければならぬといふのが、伯の建前であつた。

しかしそれは、詮ずるところ、程度問題であつた。理想を言へば際限がない。またたとへ如何ほど帝都復興のために必要なりと言つても、そのために財政の根本を破るのであつては、結局何の效をも成さない。故に帝都復興計畫には、わが財政の許す範圍內においてといふ、必然的限界があつた。

のみならず、日本の政治の一つの通弊ともいふべきは、豫算分捕制度であつた。豫算を協贊するのは、帝國議會である。しかしその前に通過しなければならぬのは、大藏省の査定である。故に豫算編成期になると、各省とも大藏省に詰めかけて、一錢でも餘計に豫算をとるのに大童になつた。大藏省はまた、これを露店商人を對手にするやうに値切つた。かうして豫算は編成される。そして最も手際よく多くの豫算を大藏省からとつて來た者が、手腕ある政治家とされた。

かうした制度が、國策統一の上から、まことに憂慮さるべき多くのもののあることは、具眼者の齊しく認むるところである。しかしこの通弊は、急に改められることはできない。また如何に優れたる大計畫も、大藏省をして承認せしめなくては、實行することができない。

この意味においても、伯はまた夙くから、帝都復興計畫について、大藏省の認識を深めておくの必要を痛感してゐた。然らば伯は、藏相井上準之助に對して、如何なる態度をとつたのであるか。山田博愛は語る。

當時後藤さんは、豫算を取ることに付き非常に御苦心になつて居つたと云ふことは、私共にも能く想像が出來たのであります。其の一例として二十六日の午後内務大臣に呼ばれて、色々の案に付いてモウ一度説明して呉れと云ふことでありましたので、私は圖面を持つて行つて詳しく説明を申上げて、圖面を置いて歸ると、夜の十一時頃になつて田島祕書官が、今から内務大臣の私邸に來るやうにと云つて迎へに來ました。そこで自動車に同乘して私邸に行き、下の部屋で待つて居りました。其の時井上大藏大臣が見えて居りまして、圖面に依つて内務大臣が大藏大臣に、色々説明をして居られたのであります。それから復興院の官制の發布になつたのが九月二十七日で、二十九日には幹部が全部揃つたのでありまして、愈々之れから具體的調査に這入ることになつたのでありますが、外部から色々な意見の提出がありますし、市からも計畫案が出て來るし、又内部でも夫々主張がある。何しろ大きな計畫を纏めることでありますから、中々容易に意見が一致しないのであります。打合會も毎日のやうに開かれたのでありますが、其の度に議論百出して收拾することの出來ないと云ふ狀態でありました。殊に總裁は非常に大きな考へを持つて居られ、成るべく理想方針で進まうと云ふお考へがあり、私も話を承つて居ると、或る場合には全く財政問題を超越した御意見の出ることもあつたのであります。從つて色々の調査をお命じになる。それも副總裁、技監或は局長などの手を通して命ぜられるのが當然でありますが、必ずしもさうは參らぬ。直接呼びつけられて色々の調査を急速に命ぜられることが度々あつたのであります。全く其の當時私どもは部下

の職員と共に、機械の如く時間と云ふ觀念を度外視して働いたのであります。

その間に、具體的復興計畫案も、だん〳〵目鼻がついて來た。それはまるで火事場のやうな騷ぎであつた。計畫一日おくるれば、實行には百日の差を生ずる。故にゆつくりと腰を落著けて、隅から隅までの完成を期するなどといふことは、思ひもよらぬことであつた。たとへ杜撰といはれようとも、巧遲よりは寧ろ拙速を尙ぶ時であつた。在るだけの資料をもつて、取敢へず、まづ大雜把な計畫を樹て、若し時日が許すならば、それに鉋をかけ、次第に完全なものにするといふのが、その場合時宜に適應したやり方であつた。加ふるに生來性急なる伯は、枝葉のこまかい計算ができて、あらゆる點で難の打ち所のないといふやうな、そんな完成した計畫のできるのを待つことはできなかつた。彼は火のやうに部下を督促した。ひどい日になると、一日に二度も三度も呼びつけて、まだか〳〵と追ひたてた。ために院內における復興計畫なるものは、猫の目のやうに幾度も變ることを免かれなかつた。

山田博愛は語る。

殊に復興院の職員は一時に諸方面から集まつて來たのでありまして、從來都市計畫に直接關係を持つて居つた人は、極めて少ないのでありましたから、どうも聯絡上不都合の點もあり、又意志の疏通上遺憾の點が隨分多くありまして、全く戰爭狀態のやうな感じがしたのであります。從つて計畫も朝漸く出來たかと思ふと、晝にはモウ變り、晩に又變ると云ふ有樣で、同僚お互同志も、朝刊はどうだ、正午版はどうだ、夕刊はどうだと云ふやうな冗談を言ふやうになつたのであります。でありますから其の計畫の變る度毎に又豫算も變つて行くやうな譯で、豫算を擔當してゐる吾々に於いてはテン手古舞の狀態であつたのであります。

かうして漸く、復興院において一先づ議の纏まつたのが、所謂「十三億圓案」と「十億圓案」であつた。そしてそれが參與會に提出さるる基礎案となつた。それは山田が續けて次の如く語る通りである。

それから計畫關係の人事問題に就いても、内務省の都市計畫局の人間の主な者は殆ど全部復興院の方に廻つて來ました。尚ほ東京市からも下水關係とか、水道關係とか、或は橋梁關係とか、それ〴〵專門の人を貰つて來た譯であります。さういふ風にして進んで居ます内に、十月十八日頃になりまして、色々の案も出來たが、兎に角甲案、乙案の二つで關係の會議に臨むやうにしようではないか、さうして甲案を先づ第一案とすることにしようといふことが理事會で決定した譯であります。其の甲案といふのが十三億案、乙案といふのが十億案であります。さうして十一月一日から開かれた參與會に、此の兩案が參考案として提出された譯であります。

九、復興院參與會の經過

第一回參與會は、十一月一日、永田町首相官邸において開かれた。

參與會は、帝都復興院官制第十一條によつて任命された復興院參與の會合であつて、單なる諮問機關ではない。參與は主として關係各省の次官、並びに特に學識經驗あるものが任命されたが、これは何れも院務に參畫して、各種の意見を陳述するものであり、總裁はこれを資料として、帝都復興院の確定案を編成することになるのである。

開會劈頭、首相山本權兵衛は起つて、安寧秩序を保つ上について、復舊復興計畫の成立の急務なる所以を述べたる後、進んで次の如く論じた。

併シ此事業タルヤ決シテ尋常一様ノコトデハアリマセヌ。官民ガ非常ナル努力ヲ致シマシテ、互ニ相協力シテ其ノ大體ノ點ニ非ラザレバ、其ノ目的ノ幾分デモ達スルコトハ容易ノコトデアリマセヌ。且又之ニ對スル責任者ハ、初メニ於テ帝都及横濱其ノ他罹災地ノ復興及復舊ヲ大體ニ於テ如何ニスレバ宜シキカト云フコト、取リモ直ホサズ昔ノ武藏野原ヲ其儘處理スルト云フ譯ニ參ラズ、先ヅ理想ト實際ヲ加味シ大體ノ計畫ヲ致サレタノデアリマス。併シナガラ復興計畫ハ國家ノ財政ト相俟ツテ考ヘナケレバナリマセヌ。且又民間ノ經濟等ヲモ考慮スル必要ガアリマス。今ヤ實行期ニ入ラントスル時ニ當リマシテ、其ノ計畫ガ諸君ノ御希望ニ副ハヌコトガ多々アラウト思フノデアリマスガ、此等ハ前後本末ヲ明カニシテ國家經濟ト民間經濟ト相俟ツテ相當ノ所ニ實質的復舊復興ノ計畫ヲ定メ、唯外見ノ飾リヲ良クスルニ非ラズシテ、實質的ニ精神上カラ誠ヲ現ハシ、其ノ成ルヤ何人ガ見テモ眞摯ニシテ健全ナルモノデナケレバナラヌト信ズルノデアリマス。

續いて復興院總裁として伯が、次の通り挨拶を述べた。挨拶といふけれども、相當の時間に亙つて、帝都復興の具體案につき、その抱負と經綸とを吐露したものであつた。

伯は先づ參與會は十分に意見を盡したいから、議事規則等に拘泥せず、且各參與は自己の專門外の事についても、遠慮なく發言ありたしと希望して、參與會の任務を一應明かにしたる後、次の如く述べてゐる。

私ハ帝都復興院ノ總裁ト致シマシテ玆ニ就職致シマシタニ付キマシテハ一言申上ゲテ置キタイト思フノデアリマス。

私ハ此重任ヲ擔ヒマシテ其ノ完キヲ致スコト能ハザルヲ恐レテ居ル譯デアリマス。今迄多少ノ都市計畫ニ從事シタ經驗モアリマスガ、此等ハ田舍芝居ニ過ギナイノデ、長春ノソレノ如キ臺中、臺北ノソレノ如キ、何レモ今回ノ帝都復興ニ比較シマシタナラバ其ノ規模ノ大小固ヨリ日ヲ同クシテ論ズベカラザルモノデアリマシテ、唯今總理大臣ノ仰セノ如ク帝都ノ復興ハ武藏野ニ物ヲスルノデナイト云フコトハ洵ニ金言デアルト私ハ考ヘルノデアリマス。ソレデアリマスカラ所謂「位負ケ」「場所負ケ」ヲ致シマシテ、私ハ果シテ其ノ任務ヲ完ウスルコトガ出來ルヤ否ヤヲ恐レテ居ルノデアリマス。各位ニ於カレマシテモ私ノ此裏情ヲ御諒

察ヲ願ヒタイノデアリマス。サレバ世ノ中ニハ私ガ大層老大ナ計畫ヲスルナドト言ツテ居リマスガ、之ヲ既往ニ徴シテ見マスト私ノヤツタ事ケ老大デ後デ困ツタト云フモノハナク、寧ロ今デハ狹小ナルノ感ジテ居ル位デアリマス。是ヨリ推測スレモ私ハ徒ラニ老大ナルコトノ努ムル譯デハナイノデアリマス。此邊モ亦各位ノ御賢察ヲ願ヒタイノデアリマス。

要スルニ此會議ハ理事者ノ原案ノ維持スルト云フヤウナ意味ト違ヒマシテ、偶ミ議事體ノ如ク見エマスノハ唯相談ヲ整理スル爲ノコトデアリマスカラ、左様ニ御承知ヲ願ヒタイノデアリマス。

それより伯は、いよ〳〵本論に入つて、まづ復興か復舊かの問題を論じた。帝都復舊にあらずして復興ならざるべからすとは、伯が夙くから、公私に呼號せるところであつた。然らば何の故に伯は復舊論を排して、復興論を主張するのであるか。伯は論じて曰く。

帝都ノ機能ヲ單ニ復活セシムル様ニシタイトイフコトハ、輿論ノ一致スル所ト思ヒマス。乍併災後ニ善處スルノ策トシテ、單ニ震災前ノ舊態其儘ニ回復スルニ止ムルカ否カハ、獨リ東京及横濱トイフ一市府ノ問題タルニ止マラズシテ我國將來ノ禍福ノ岐ルル、重要ナ案件デ、之ヲ決定スルニ就テハ極メテ愼重ナル攻究ヲ必要トシ、之ヲ實行スルニ就テハ全國民ノ非常ナル覺悟ヲ要スルコトト存ジマス。若シ之ヲ單ニ原状回復ノ程度ニ止メテ可イモノトナラバ問題ハ甚ダ簡單デアリ且容易ノ事デアリマセウガ、

第一ニ帝都ニ在リテハ震災前ニ於テモ、既ニ百般ノ弊ニ堪ヘズシテ都市計畫事業ニ著手セザルヲ得ザリシ程窮局シテ居タコト、周知ノ事實ナリシコトト、

第二ニ今回ノ大震禍ノ跡ニ鑑ミレバ、此際一大英斷ヲ以テ相當ノ備ヲ爲スニ非ザレバ、帝都トシテノ機能ヲ完フスルコト能ハザルト、想ヘバ、徒ニ因循姑息ノ計ヲ墨守シテ禍ヲ百年ノ後ニ貽シ、禍害ヲ後昆ニ傳フベキデナイト考ヘマス。假令如何ナル困難ガ前途ニ横ハルトシマシテモ、而モ尚之ヲ排シテ須ラク長計ヲ按シテ帝都タルノ規模ニ稱ヒ、健全ナル帝都建設ノ業ヲ大成セシムル國ヲ立テ、財力ト事情ノ許ス範圍ニ於テ、著々之ガ實現ヲ期スルヲ以テ要旨トシ、勇氣ト策畫トヲ要スルノ筋合デアリマ

ス。恭シク帝都復興ニ關スル詔書ヲ拜シマスルニ、

抑々東京ハ帝國ノ首都ニシテ政治經濟ノ樞軸トナリ國民文化ノ源泉トナリテ民衆一般ノ瞻仰スル所ナリ一朝不慮ノ災害ニ罹リテ今ヤ其舊形ヲ留メスト雖依然トシテ我國都タルノ地位ヲ失ハス是ヲ以テ其ノ善後策ハ獨リ舊態ヲ囘復スルニ止マラス進ンテ將來ノ發展ヲ圖リ以テ巷衢ノ面目ヲ新ニセサルヘカラス

ト仰出サレテアリマス。是任ニ帝都復興ノ局ニ膺ルト否トヲ問ハズ、國民ノ齊シク謹ミテ奉戴シテ些ノ過誤ナキヲ期シ、依リテ以テ禍害ノ跡ヲ斷ツト共ニ、興國ノ基ヲ固メナケレバナラヌコトト存ジマス。

然ルニ性質上自ラ單ナル一市府興廢ノ問題トシテ取扱フコトノ出來ナイ帝都ノ復興ヲ圖ルノ事ヲ目シテ、中央ノ施設ニノミ偏シテ地方ヲ疲弊セシムルモノナリトスル向モアルガ、是ハ思ハザルノ甚シキモノデ、識者ハ必ズヤ今回ノ慘害ハ假令帝都ヲ含ム關東一部ノ地域ニ限局サレタルニ止マルニモセヨ、其影響スル所ハ容易ナラヌ事態ヲ醸シテ直接ニ汎ク、全國一般ニ波及シ、其我國ノ產業及金融上等ニ與ヘタル影響ノ頗ル痛烈ニシテ深刻ナルモノアリシコトヲ體驗シテ、健全ナル帝都復興ノ基礎ヲ固ムルコトヲ以テ刻下ノ最先急務ナリトシ、且之ガ實現ヲ期スルヲ以テ今日ノ場合ニ於テ全國ノ福利增進ノ爲ニ施設スル所以ナルコトヲ領會スルコトデアリマセウ。

然らば帝都復興計畫の根本たるべき原則は何であるか。それは當然、參與會において議定さるべき問題であるが、伯はそれを認めたる後、私見として四の基礎原則を提出した。次の通りである。

以上ノ趣旨ニ依リテ帝都復興ノ基礎案ナルモノガ、各位ノ協力ニ賴リテ速ニ適當ニ編成セラルルニ至ラムコトハ本官ノ切ニ期待スル所デ、之ガ參考案ハ御覽ニ入レテ關係當局ヲシテ親シク御說明モ致サセ、各位ニ於テ御考ヘニナツテ居ル點モ腹藏ナク自由ニ御提議アリテ篤ト御攻究ヲ煩ハシタイト存ジマス。夫ニ就テ一應ノ愚見ノ存スル處ヲ申上グレバ、帝都東京ハ帝國ニ於ケル政治文化經濟ノ中樞ニシテ單ナル消費ノ中心デハナイ。否之ヨリ國內到ル所ニ分派スベキ一大勢力（ライツ）ノ中核ヲ構成スルモノナレバ、之ガ復興案ノ骨子ハ東京ニ帝都タルノ適格ヲ具有セシムル爲相當ノ施設ヲ爲シ、商工業ノ中樞地帶ヲ設定シ、水陸ノ

聯絡ノ便易ニシ、凡帝都ノ交通衛生保安及經濟等ニ關シ、永久ニ安寧ヲ維持シ福利ヲ增進スルノ重要施設計畫ノ進捗ヲ圖ルニ在ルト考ヘマス。

然ルニ東京ハイフ迄モナク　先帝登極ノ初特ニ車駕東幸シテ宮城ヲ定メサセ給ヒテヨリ五十有六年ノ星霜ヲ閲シマシテ、既ニ帝都トシテノ規模モ略出來テ居マシタシ、横濱亦開港以來國港トシテノ使命モ定マツテヲリマスカラ、

第一ニ横濱港ハ帝都ノ關門タルニ適スルノ施設ヲ整ヘテ東京トノ聯繫ニ意ヲ用ヒ、

第二ニハ各種營造物等ノ配置ニ留意シ、其災害ニ罹リ必ズシモ市内ニ存置スルノ必要ナキモノノ如キハ、出來得ル限リ之ヲ適當ノ地ニ移轉セシムルノ方針ニ則リテ其跡地ノ利用ヲ完ウシ、

第三ニハ既成ノ街路ト既定ノ計畫ニシテ自ラ帝都ノ規模ニ適シ、其ノ構築ノ規格ニ合スルモノハ、可成之ヲ尊重スルハ勿論デアルガ、篤ト地域ノ性質ヲ案ジテ交通ノ系統ヲ匡シ、特ニ街路運河公園等ノ開通ニ意ヲ注ギマシテ、建築物ハ震害及火災ヲ避クルニ足ルダケノ街衢ノ上ニ造營スルノ途ヲ講ジテ、凡ソ此等帝都構成ノ基幹ト爲ルベキ施設ニ付テハ他日ノ悔ヲ貽サザル樣ニ十分ノ備ヲ爲シ、

第四ニハ此等ノ基礎計畫ニ伴ヒテ、或ハ建築敷地ノ利用ヲ完カラシムル爲適當ナル土地區劃ノ整理ヲ遂ゲ、公共設備ニシテ失ハレタルモノノ回復ヲ圖ルハ勿論、下水塵芥處分等ノ施設ヲ始メ市民ノ日常生活上必要ナル施設ニシテ爲スベクシテ殘サレタルモノノ經營ニ對シテ著々其事功ヲ擧ゲシムル樣ニシタイト考ヘマス。

其等ノ施設中ニハ素ヨリ都市ノ自治協力ニ俟ツヲ本則トスルモノモアリ、又帝都構成ノ基幹ト爲ルガ爲ニ自治ノ運用ニ俟タシメ難キモノモアリマセウガ、此等ハ須ラク事業ノ性質及種類ニ依リテ適當ニ國ノ施設ニ俟ツベキモノト、地方ノ設營ニ俟ツベキモノトヲ區分按排スルコトニ依リテ、國ノ施設ト地方ノ施設ト兩々相俟チテ一定ノ組織的計畫ニ基キテ帝國ノ產業及經濟ノ復興ト相伴ハシメ、依リテ以テ完全ナル帝都復興成ルノ日ノ速ナランコトヲ切ニ希望スル次第デアリマス。

そして最後に、帝都復興に關する意氣込みを、次の如く述べて、このながい挨拶を終へた。

終リニ今回ノ災害ニ對スル列國ノ同情ガ、翕然トシテ我國ニ集マリシコトニ付テハ一言ナキヲ得マセヌ。就中米國ヨリ既ニ多額ノ金品ヲ寄贈シ來レルニ止マラズ、今尙同情ニ基ク寄附金ノ集マルモノ少カラズトイフ風デアルガ、此等ハ正ニ我帝都東京ノ世界的價値ヲ表示スルモノデハナイカト存ジマス、果シテ然ラバ吾人ハ我帝都ヲ復興スルニ際シテハ、須ラク世界的資金ヲ以テ世界的都市ヲ再建スルノ槪ヲ以テ進ムベキデアツテ、若シ單ニ震災前ニ於ケル市街ノ舊態ヲ囘復スルニ止マラシムルガ如キコトデアツテハ、何ノ面目アリテ列國ニ見ユルコトガ出來マセウ。彼ヲ思ヒ是ヲ想フニツケテモ、帝都ノ復興計畫ハ誰レニ見セテモ一點非難ノ打チ處ナキモノニシナケレバナラナイシ、又世界ノ期待ニ背カザルモノトシナケレバナラヌト思ヒマス。夫レニハ各位ニ負フ所ノモノ頗ル大ナルモノアリト信ジマスカラ、何卒十分ニ御貢獻下サル樣ニ願ヒマス。

以上分カリ切ツタ事ヲ長々ト申上ゲタヤウデアリマスガ、私ノ所信ヲ申述ベテ、サウシテ各位ノ御意見ヲ腹藏ナク承ルコトヲ希望スルノ餘リ、贅言ヲ費ヤシタ次第デアリマス。

尙ホ呉々モ申上ゲテ置キマスガ、議事ノ體裁ト云フコトヨリモ意見ノ御交換ト云フコトヲ專ラトシテ戴キタイノデアリマス。ドウゾ左樣ニ御承知ヲ願ヒマス――是ヨリ御質問ガアリマスレバ十分御發言ヲ願ヒマシテ、副總裁以下各々其ノ主管ニ付テ御答ヘ申上ゲルヤウニ致サセマス。速記ハ取ツテ置キマスカラ、各位ノ後ノ御參考ニナツテ往クヤウニ致サウト思ツテ居リマス――私ハ豫算會議ガゴザイマスノデ是カラ一時退席致シマスガ、濟ミ次第又戾ツテ參リマス。其ノ間丈ケ宮尾副總裁ニ座長ノ席ヲ代ツテ戴キマス。併シ必ズシモ各位ハ御發言ノ場合ニ座長ヲ呼ンデ嚴格ニナサラヌデモ宜シイ譯デアリマスカラ、其ノ邊モ御含ミノ願ヒマス。

續いて會議に入り、宇佐美東京府知事、桐島像一、結城豐太郎等參與よりの質疑及びこれに對する當局の應答ありたる後、いよ〳〵提出議案の審議に入つた。次の通りである。

第一　主要街路ノ施設及其規格ニ關スル件

大震火災ノ慘害ニ鑑ミ、最交通系統ノ整備ニ意ヲ用ヒ、主要幹線ノ規格ハ之ヲ十五間以上二十四間トシ、豫メ高速鐵道ノ敷設ニ

備ハ之ニ配スル幅員六間以上ノ街路ヲ以テシ、其ノ電氣軌道網ヲ構成スル路線ノ規格ハ十二間以上トシ、地域ノ情況交通ノ系統ニ稽ヘ、宜シキニ隨テ各路線ノ規格ヲ定メント欲ス。

第二　各種營造物ノ配置ニ關スル件

中央官廳、學校其他官公ノ廳舍、市場、屠場ノ營造物ノ配置ニ留意シ、災害ニ罹リタル廳舍、兵營、學校、寺院墓地、工場其他公私ノ營造物ノ類ニシテ、利用上强テ在來ノ位置ニ存スルノ必要ナキモノハ、之ヲ郊外其他適當ノ地ニ移轉セシムルノ方針ヲ採リ、其ノ跡地ハ他ノ公用又ハ街路公園其ノ他公共ノ用ニ任スヘキモノノ外、所在地域ノ性質ニ依リ之ヲ市街宅地トシテノ開發ヲ圖ラムト欲ス。

第三　建築ニ關スル件

市街地建築物法ニハ此際適當ナル修正ヲ加ヘ、特ニ保安ニ備ヘ、一切ノ建築物ハ復興計畫ニ從フモノノ外、豫メ建築線ノ指定ヲ受ケタル土地ニ非サレハ建築スルコトヲ得サラシメ、建築敷地ニシテ宅地トシテノ利用完カラサルモノニ對シテハ土地區劃ノ整理ヲ遂ケ、必要ニ依リ街路ト併セ行ヒ、所在地域ノ性質ニ適從スル所アラシメムト欲ス。

第四　復興計畫ノ統制及復興事業ノ執行ニ關スル件

一切ノ復興計畫ハ帝都復興院ニ於テ企劃ヲ統制シ、之ニ基キテ施設スヘキ事業ノ執行ハ、出來得ル限リ地方自治制ノ運用ニ俟ツヲ本旨トシ、帝都復興院ハ特ニ委託ヲ受ケタルモノ又ハ特ニ必要アルモノノ外、主トシテ帝都構成ノ基幹ト爲ルヘキ施設ヲ擔當スルニ止メムト欲ス。

第五　復興事業費ノ負擔區分ニ關スル件

國ニ於テ執行スヘキ事業ノ費用ハ、大體從來ノ例ニ依ルモノノ外、事業ノ種類ニ從ヒ相當ノ率ヲ以テ關係公共團體ノ負擔ニ俟タシメ、地方ニ於テ施設スル事業ニ對シテハ、法令等ニ別段ノ定アルモノハ大體其例ニ依リ、其ノ他ハ事業ノ種類ニ從ヒ、適當ノ率ヲ以テ國庫ヨリ補助シテ之ヲ助成セムト欲ス。

第六　復興事業費ノ財政計畫ニ關スル件

帝都復興ハ帝國ノ產業及經濟ノ復興ト相須タシメ、復興事業ハ可成速ニ完成セシムルモノトシ、之ニ要スル經費ハ起債（割增金附小額債券ヲ含ム）ニ俟チ、地方費ノ負擔ニ屬スルモノニ付テハ、必要ニ應シテ國ヨリ資金ノ貸付ヲ爲シ、此資金ハ復興事業ノ竣功スル迄ノ間無利息トシ、復興スルニ隨テ可成短期間ニ償還セシムルノ方針ニ依リ財政計畫案ヲ確立セムト欲ス。

この議案については、各委員より各種の質疑應答及び意見の開陳があり、長時間の討議が行はれたが、結局三の小委員會に分れて、研究することになつた。卽ち第一委員會は、議案第一乃至第三に關する事項、第二委員會は議案第四乃至第六に關する事項、そして第三委員會は物資供給に關する事項を分擔することになつたのである。

そして三小委員會においては、それ〴〵討議の結果、幾つかの決議と希望條件とを決定して、これを十一月九日午後の第二回參與會に報告すると共に、さらにそれに基いて、審議を重ねた。その結果、參與會は大體において、復興院幹部の立案を認めたけれども、なほ次のやうな點について、異論を免かれ得なかつた。

一、復興院案は主要幹線街路が交通系統を無視する事。

一、主要幹線の幅員は寧ろ狹少に失する事。

一、都市の美觀、衞生及防火等の施設に考慮少なき事。

一、貨物集散、物資移入の點を閑却せる事。

一、運河、河川の利用關係不十分なる事。

そこで復興院では、これら參與會の意見をも參酌し、參與會に提出した原案とは全然別個の、殆ど理想に近い基本

地圖を作成し、これに基ける具體的計畫を樹てて、これを評議會に提出することになつた。

なほ參與會における參考案として、甲乙二つの豫算案が提出されたことは上述の通りであるが、その審議中、基礎案の必要を認め、結局豫算約十億圓より成る基礎案がまとまつた。右について山田博愛は次の通り語つてゐる。

參與會でも豫算を離れて計畫を議することは困るから豫算を示せといふので、結局甲案なら十三億、乙案なら十億といふことと、又その內譯を概略說明したのであります。其の間に又一方甲案乙案で進むも宜いが、何か基礎案といふものを作つて置けば、それに依つて豫算を更正して行くにも樂になるから、基礎案を作らうではないかといふ意見がありまして、其の意見に基いて調査しつつあつたのであります。それが參與會終了の日に丁度纏まつたのでありまして、それが即ち十億圓、其のうち街路費が五億六百萬圓といふことになつて居りました。

一〇、復興評議會の經過

第一回復興評議會は、十一月十五日、永田町首相官邸において開かれた。劈頭山本首相の挨拶について、後藤總裁が起ち上り、次の如く挨拶した。

帝都復興院總裁ト致シマシテ一言御挨拶ヲ申上ゲマス。

復興審議會ニ關スル官制ハ九月十九日ニ公布セラレ、亞イデ九月二十七日ニ帝都復興院ノ官制ガ發布セラレマシタ。而シテ又帝都復興院評議員及參與ノ諸君ノ任命ハ十月十八日ニ行ハレマシタノデアリマス。斯ノ如ク帝都復興ノコトニ付キマシテハ急ノ要スルコトデアルニ拘ラズ、當局ト致シマシテハ其ノ調査ニ日ヲ費シマシテ、今日漸ク各位ノ御參集ヲ仰グコトニナリマシタノデ

アリマス。之ガ爲ニ帝都ノ市民ハ勿論內外人共ニ均シク目ヲ著クル所デアリマシテ、一日モ早ク此發表ヲ見ルコトヲ熱望致シテ居ルコトハ、今更茲ニ言フヲ俟タヌコトデアリマスケレドモ、此調査タルヤ實ニ諸般ノ事ニ涉リマシテ、其ノ進行モ意ノ如クナラザルコトハ當局自カラ遺憾トスル所デアリマス。各位ノ御任命ノアリマシテカラ今日迄遷延シマシタコトニ付テハ、當局自カラ其ノ責ヲ免レザルコトト恐縮致シテ居ル次第デアリマス。

帝國復興ガ帝都復興ヲ促スモノデアリマシテ、帝都復興ノコトハ全ク帝國ノ復興ノ力ニヨツテ完成スルト申シテモ好イ位デ、是レ唯一部ノコトデナイト云フコトハ唯今總理大臣ノ御挨拶中ニモアツタヤウナ次第デアリマス。從ツテ此事ニ付マシテハ物質的精神的、此兩方面ニ關係ヲ持ツコトデアリマスガ故ニ、評議會ニ於テハ各方面ノ方々ニ御願ヒヲスルコトニナリマシテ、是ニ依ツテ遺算ナキコトヲ期シタイト思フ次第デアリマス。此眞情ヲ以上申述ベマシテ御挨拶ニ代ヘタイノデアリマス。

それより阪谷評議會會長の挨拶に續いて、評議會は諮問事項の審議に移つたが、その議案は次の通りであつた。

一　復興計畫區域及復興事業ノ規模ニ關スル件

復興計畫ノ區域ハ、大體ニ於テ東京及橫濱ノ都市計畫區域ニ則リ、地域ニ關スル制亦大體既定ノ方針ニ從ヒ、既往ノ成績ト大震火災ノ慘害ニ鑑ミ、又特ニ將來ノ發展ニ意ヲ用ヰ、大要左ノ如ク其ノ規模ヲ定メムトス。

一　街路

街路ノ擴築ニ就テハ特ニ交通幹線ノ配置ニ意ヲ用ヰ主要街路ノ規格ハ幅員十五間乃至三十間トシ以テ豫メ高速度鐵道ノ敷設ニ備ヘ配スルニ幅員六間以上ノ街路ヲ以テシ又電氣軌道網ヲ構成スル路線ノ規格ハ十一間以上トシ地域ノ情況ト交通ノ系統ニ稽ヘ各路線ノ配置及規格ヲ定メムトス。

二　公園及市場

公園及市場ノ位置ヲ凡ソ左ノ如ク定メムトス。

（一）公園　官公有地ヲ公園用地トスルモノノ外數箇所ニ遊園ヲ設ケ尙出來得ル限リ燒跡地域內ニ於ケル小學校地ノ擴張シ兒童

公園ノ用ヲ兼ネシメムトス。

(二)市場　中央市場ハ築地海軍省用地跡ニ設ケ蔬菜市場ハ兩國秋葉原兩驛附近ニ設ケムトス。

三　防火地區及建築助成

防火地區ニ就テハ既定計畫ノ外前揭新設主要街路ノ沿道ニ路線形ノ防火地區ヲ設定シ特ニ商業中樞地區ニ於テハ集團的防火地區ノ擴張ヲ爲シ其ノ防火地區內ニ於ケル不燃質建築ニ對シテハ適當ノ方法ニ依リ之ヲ助成セムトス。

四　土地區劃整理

街路ノ新設又ハ擴築ニ因リ建築敷地トシテノ利用完カラサルモノヲ生シタルトキ其ノ土地ノ情況ニ依リ必要アルモノニ付テハ土地區劃整理ヲ行フモノトス。

五　港灣運河

橫濱港ヲ以テ帝都ノ外港トシ隅田河口ニ內港ノ設備ヲ施シ兩港ノ聯絡ヲ完全ニシ且ツ沿岸工業地域ノ開發ニ資スルカ爲京濱運河ヲ開鑿シ又市內水運ノ便ヲ增進スル爲ニ必要ナル運河ヲ新鑿改修シ沿岸ニ適當ナル倉庫地帶ヲ設定セムトス。

二　復興計畫ノ統制及復興事業ノ執行ニ關スル件

東京及橫濱ニ於ケル復興計畫ハ、其ノ連絡統一ヲ保持スル爲、帝都復興院ニ於テ之ヲ統制シ、之ニ基キテ執行スル事業ニシテ、其ノ都市構成ノ基幹ト爲ル、最モ重要ナル施設即チ、(一)主要街路ノ新設及擴築、(二)港灣ノ築設、(三)河川運河ノ改修及開鑿、(四)其ノ他特ニ必要ナルモノハ帝都復興院之ヲ執行シ、其ノ他ハ地方公共團體ノ施設ニ委ネムトス。

三　復興事業費ノ負擔區分ニ關スル件

國ニ於テ執行スル事業ノ費用ハ、其ノ事業ノ種類ニ依リ相當ノ率ヲ以テ關係公共團體ニ之ヲ分擔セシメ、又地方ニ於テ施設スル事業ニ對シテハ其ノ事業ノ種類ニ從ヒ、適當ノ率ヲ以テ國庫ヨリ補助シテ之ヲ助成セムトス。

この議案に對しても、各方面から質問の矢が注がれた。しかもその大部分は、その計畫があまりに姑息なるを非難

し、さらに徹底的なる復興計畫の樹立を希望するものであつた。例へば委員鳩山一郎は、

復興院提示ノ計畫案ハ燒失區域ノミヲ中心トセル都市計畫ニシテ、燒失セサル部分ニ付テハ、何等ノ施設ナキハ如何。又今回ノ計畫案ハ財政ニ束縛セラレ居ル如キモ、何故全然財政上ノ束縛ヨリ脱セル理想的都市計畫案ヲ作ルヲ得スヤ。

と質問し、長岡外史は、

今回ノ計畫ヲ見ルニ、何等國防上ノ計畫アルヲ見ス。防空上ノ見地ヨリモ、何故百年ノ大計ヲ樹テサリシヤ。

と質し、渡邊銕藏は、

院ノ計畫案ニヨレハ日本橋、神田、淺草方面ニ公園ノ少ナキハ如何ナル理由ニ出ツルヤ。又區劃整理ヲ單ニ土地收用後ノ殘地ニノミ施行ストスルハ其範圍狹キニ過ク。又受益者負擔ノ方法ヲ如何ニスルヤ。

と論じ、藤山雷太はまた、

街路ヲ院カ遂行スト云フニ、何故下水ヲモ併セ施行セサルヤ。

と訊したるがごとく、比々皆然らざるはなかつた。これらの質問に對しては、宮尾副總裁をはじめ、復興院當局は、それ〴〵說明するところがあつたが、後藤總裁もまた自ら、次の通り述べて、諒解を求めざるを得なかつたほどである。

此復興計畫ニ付キマシテ、斯樣ナモノモ要ルデハナイカ、アア云フモノモ要ルデハナイカト云フ御話ガアリマシタガ、ソレハ洵ニ御尤デアリマス。復興院ニ於テモ先ヅ出來ル丈ケ多方面ニ渉ツテ攻究致スコトヲ、進メルコトヲ一方ニハ致シマシタ。又今日モ倘ホ爲シツヽアルノデアリマス。而シテ其ノ經費ハ次第ニ增スノデアリマスガ、凡ソドノ位ニスルガ良イカト云フコトニ付テ、一方最小極ノモノト最大極ノモノヲ定メルコトヲ註文致シテ居リマシタ。併ナガラ最大極ノモノト最小極ノモノト兩方作ルコト

ニナルト、ナカ〳〵人達ガ地圖ヲ引ク許リデモ容易ノコトデアリマセヌ。ソコデ先ヅ燒失區域内ニ於ケル最小極ノ一番金ノ掛ケナイ一番急ヲ要シテ爲スベキ所ノ方法ヲ講ジタイト云フコトカラシテ考ヘテ見マスルト、復興ト云フコトニ付テハ街路ト「カナール」ヲ拵ヘルト云フコトガ最モ必要デアリマス。唯其街路ヲ如何樣ニ拵エルコトガ良イカト云フコトヲ研究スルニ付イテハ時日ヲ要スル。

「カナール」ヲ如何ニスベキカト云フコトニ付テモ時日ヲ要スルノデアリマスカ、街路ガ他日ノ震災ニモ備ヘ、火災ニモ備ヘルヤウニシナケレバナラヌ。防火壁モ勿論必要デアリマスガ、街路其物ガ火災防禦ノ一ツトナルノデアツテ、平時ニ在ツテハ、即チ先刻十番デアリマシタカ述ベラレマシタヤウニ、遠距離輸送ノ何倍ト云フモノガ、小運送ニ要シテ居ルト云フコトハ比々皆然リデアリマシテ、勿論物ニ依ツテ大小ハアリマスケレドモ、悉ク是ガ爲ニ個人ノ市民生活ヲ害セラレ、又物價ノ調節ヲ妨ゲラルヽ所ノモノデアル。而シテ之ヲ除ク所ノモノモ亦街路其物ト、ソレカラ運河ニ依ルコトヲ必要トスル。是ガ定マリマスレバ、先刻五十三番デシタカ述ベラレマシタヤウニ、半永久的ノ建物デモ建テル者ニ確ニ便利ヲ與ヘルコトガ出來マス。ソコデ此事ヲ以テ急務中ノ急務ト致シマシテ、凡ソ完全ニ屬スル所ノモノヲ如何ニ爲スベキカヲ定メルト云フコトニナリマシタノガ、御手許ニ差出シテアル地圖デアリマス。之ヲ簡單ニ申シマスルト、何ヲ取上ゲテモ、幾ラ小極ニシテモ、復興ト云フコトニ付テハ街路其物ヲ擴築スルコト、運河ヲ新鑿シ若クハ之ヲ擴張スルコトニ在ルコトハ、毫モ疑ヲ容レナイノデアリマシテ、如何ニ小極ナリトデアツテモ、此儘ノ道路ニ家ヲ建テルト云フコトニナツテハ過ヲ再ビスルコトヽナリ、悔ヲ千載ニ貽スノデアリマシテ、此點ニ付テハ大ニ攻究ヲ要スル所ノモノガアルノデアリマス。サウシテ、ソレニハ土地整理ト云フモノガ必要デアリマスカラシテ、此土地整理ノ方ノ中ニ如何ナルコトヲスルナリト云フコトノ攻究ヲシナケレバナラヌ。ソコデ此等ノ點ニ付テ大體方針ヲ此評議會ニ於テ御定メ下サイマスレバ出來マスシ、後ハ即チ立法ノ技術若クハ計算ノ技術ニ掛カルヤウニナルノデアリマス。斯ウ云フコトデ皆サンニ御諮リ致スコトニ相成リマシタ譯デゴザイマス。

評議會もまた、議案を三部に分つて特別委員に附託した。即ち第一委員は街路、公園及び市場、防火地區及び建築

助成、土地區劃整理に關する事項。第二委員は港灣、運河に關する事項。第三委員は横濱に關する事項であつた。評議會は十一月二十一日、第二總會を開いて、各特別委員會の經過及びその結果に關する報告を聽くと共に、その審議に移つたが、なほ委員の中から建議七件の提出があり、その審議について更に第四、第五の特別委員會が設けられた。十二月六日、内相官邸における第三回評議會總會は、主としてそれらの報告の聽取と審議のためであつた。

一一、井上藏相との折衝

かくの如く、一方參與會及び評議會において、復興計畫に關する議案が練られてゐる間に、他方大藏省においても、全體の財政計畫の上から、復興豫算の總額が明かとなり來りつつあつた。その經過は、山田博愛の語るところによれば、次の通りである。

所が十一月初旬頃から、復興豫算に對する大藏省の意見が朧氣に分つて來た。と申すのは宮尾さんが毎日のやうに大藏省へ交渉に行つて居られたのでありますが、大體復興費は十二億、そのうち五億は他の省に配つて、七億を復興院の豫算とするといふことに、大藏省の腹がきまつたといふ模樣が見えたのでありまして、其の趣旨の下に七億の豫算を纒めにかかりつつあつたのであります。それが纒まつたのが十一月十七日であります。さうして二十一日の午後から夜にかけて、宮尾さんが大藏省へ行つて交渉されて、豫算の細目に至るまでの協定を遂げられた譯であります。さうして二十二日の閣議の決定を經て、二十四日から審議會に付議されたといふ成行になつて居ります。卽ち其の時に七億餘の豫算が付議された譯であります。

然らば大藏省においては、何を根據として、復興豫算を七億圓と見當つけたのであるか。當時の藏相井上準之助は、それについて、次の如く語つた。

そこで復興の計畫をどれ位の大きさにするかといふことは、最初後藤子爵と餘り打合せはしませぬ。斯ういふ狀態に其の時なつて居りました。あの地震の結果、ザッと勘定して見ますと租稅の收入で一億三千百萬圓といふものが減收になるといふ見込でありました。其の當時の豫算が十三億七千萬圓でありましたから、其の内からそれだけの歳入が減る譯であります。でありますからどんな事をしても金がある筈がありませぬ。(中略)どうすれば宜しいかといふと、其の時に決めました考へは、兎に角大正十三年度の豫算を一つ拵へて見て、そこで出來るだけ歳出を減しまして、減つた歳入に應じて、歳出をウンと減して、そこで幾らか剩餘金をズット續けて毎年度出して、それを公債の利拂に充當しよう、それを利息として五分の割合で元金を割出して見よう、さうすると公債が何億募れるかといふことが出て來る、東京の復興計畫の大きさはそれより以上にはどうしても出來ない、即ち公債に依つて復興計畫は立てるけれども、復興計畫の公債の利拂だけは普通の歳入の剩餘で拂へるやうにするといふことが、あの時考へた最高極度の案だつたのです。(中略)依つて毎年の剩餘金の見込といふものがズット出て來たから、それに依つて復興豫算といふものを拵へた。其の時一番最初に出來上りましたのが、七億二百萬圓の復興豫算といふものを拵へたのであります。其の時に後藤子爵は、自分は三十五億の復興計畫案を持つて居る、それは一遍後藤案として極くインフォーマルに閣議に出された事がありました。それは各省の震災復舊に二十億、帝都復興に十五億、合計して三十五億の案でありました。それで私は其の時に後藤子爵に、案は至極結構だと思

ふけれども日本の財政から言ふと金がありませぬ、帝都復興の爲めに一番最高極度にやれる金が、其の時は慥か七億何千萬圓、八億位のものでしたらう――是れでやるより外ないといふことで話をして、結局案の出來たのが七億二百萬の計畫でありました。それで三十五億から七億二百萬圓に減つた譯は、なにも抽象的とかいふやうな議論ではないので、私の考へは是れが最高限度である。是れより以上には日本の財政上から言へば出來ないといふ事からさうなつたのであります。それで其の案を審議會に出したのです。（帝都復興祕錄）

蓋し復興豫算七億二百萬圓とは、財政當局としては、餘程奮發した計畫であつた。伯としても、そこまで井上藏相を納得せしめ得たことに、自ら慰むるところがなければならない。何となれば、最初發表されたる四十億とか三十五億とかいふ數字は、その聲だけ聞けば、殆ど人を驚殺するに足るものがあつたけれども、これは前述せる如く、「理想一點張りで行けば」といふ假定の下に作成した假想案であり、加ふるに各省、自治體すべての執行すべき復舊復興費をも、全部總括せる數字であつた。然るに縮小されたる七億二百萬圓は、最も具體的なる、しかも復興院の執行する事業に就いてのみの豫算であるから、從つてその數字の差の著しきに拘はらず、實質の差はさほど驚くに當らなかつたのである。

かくの如く、復興豫算を一應七億二百萬圓に落著け得たといふことは、寧ろ伯の成功とも言ひ得るものであつた。そしてその功の一半は、伯が最初に四十億、三十億といふが如き、奇想天外なる數字を以て、帝都復興の容易ならざる事業なることにつき、上下の人心を慣らしておいた結果であつた。しかしそれは、一方かうした效果を擧げ得たと同時に他方、後藤は放つておけば、何を仕出かすかわからぬといふ、一種の不安を植ゑつけたことも、否定すべから

ざる事實であつた。次に掲げる井上準之助の談話の一節の如き、その一例である。

それで面白い話は、私が三菱の六階に居ると、或る日田中陸軍大臣がやつてきて「チョット用事があつてね」と言ふ。「何ですか」といふと「イヤ實は後藤君が三十五億だとか十五億だとか言つて居るが、あんな案は大藏大臣は贊成はすまいね」と言ふのです。「それは贊成するもしないも、金が無いから贊成のしようがない」と言ひますと、「さうだらう、俺の所だつて陸軍の復舊に相當の金を要するからな」……何でも東京の復興だけで金を取つてしまふと考へたらしい。さうしてそれが臨時議會で決定してしまふと、後はモウ金が無くなるといふ風に心配したらしいのです。そこで私は「そんな馬鹿な事はしやしませぬ。必要な金だけはチヤンと取つて置かなければならぬ」と言つたら、「それで安心した」と言つて歸られた。そんな風で、復興計畫の内容などは何も分らない

かうした誤解は、ひとり田中陸相一人には止まらなかつた。極言すれば、山本首相をはじめ、閣僚の殆ど全部に、所謂帝都復興事業について、どの程度まで理解があつたか、頗る疑問であつた。彼等は理解し得なかつた。故に伯に一任するの外はなかつた。しかし彼等の不安もまた其處にあつたことは爭はれぬ。

此の際彼等の唯一の頼みは、井上藏相であつた。財政當局たる井上までが、まさかそんな無茶なことをする筈はあるまい！ さうして彼等は、後藤と井上との交渉を、むしろ傍觀的に觀てゐたのであつた。

然しながら、後藤と井上との交渉も、さう順潮に進行したわけではなかつた。十三年度の豫算を、うんと減額しなければ、多額の復興豫算は成立し得ないといふことは、財政當局としては常識であつたとしても、伯の耳には全然新

しい理窟であつた。伯はどうも、それがうまく腹に入らなかつた。そしてその一點から、井上と伯との間に、一つの爭ひが起つたのである。それを井上準之助が次のやうに語つてゐる。

それで結局私は後藤さんに向つて、「あなたが復興計畫を大きくしたければしたいだけ、十三年度の豫算を小さくして置かなければなりませぬ」と言つたのですが、そこの所がどうしても後藤さんに呑込めない。「十三年の豫算を切詰めれば剩餘金が餘計出る、剩餘金が餘計出れば復興計畫が餘計出來る、だからあなたが十三年度の豫算をどうしても固執されるならば、私は復興計畫は三億かそこらしか出來ぬ」と言ふと、「さういふ事はない、復興は大事だから何でもやらなければならぬ」と言つて中々承知されない。それであの時あなた方も不思議に思はれたでせうが、一方には早く臨時議會を召集しろといふ議論があつた、然るに十三年度の豫算がどうしても纏まらない。あれで四、五日グヅついて居つた。其の四、五日グヅついた後で、山本さんは色々な人から臨時議會を早く召集しろと言はれる。後藤さんと私はさういふ折衝をして居る。そこで山本總理大臣が後藤さんに、早く臨時議會を開けと言ふ。後藤さんは、臨時議會を開くには大藏大臣がいつ迄も臨時議會に出す復興豫算を拵へないといふ話をした。或る日閣議に行きますと、山本さんと後藤さんと頻りに話をして居るといふことを、誰でしたか私に話して呉れた。よし／＼と言つて私は多少待ち設けて居つた。すると總理大臣が開き直つて「大藏大臣、一體復興院豫算はどうするか。臨時議會を開かなければならぬがどうするか」と言はれる。「どうすると言つて成るたけ早く拵へますが、先づ十三年度の豫算を拵へなければならぬ。それには内務大臣がどうしても削減に贊成しませぬ。贊成しない儘に復興豫算を拵へたら、三億位しか出來ませぬ。それで宜ければ今にも出來ます。併

し恐らくはそれでは後藤内務大臣は賛成せられぬだらう。それだから私に仰しやるより内務大臣とあなたと二人で相談して下さい。内務大臣が十三年度の豫算を私の言ふ通り賛成しなければ、いつ迄經つても私は責任を以て拵へることは出來ませぬ」とやつてしまつた。それで一座しらけ渡つてしまつた。さうすると後藤さんが、言葉は簡單でしたが眞青になつて、「私は閣僚に信用が無くなりました。私は今日限り――その所は曖昧でしたが、其の後問ひ質しませぬが――復興事務に對しては責任を持てませぬから是れで御免を蒙ります」と言つてお辭儀をして、さうして後藤さんの席は總理大臣の直ぐ次の席に居られましたから、そこから立つて閣僚の席の後をズーッと通つて、ドン〳〵室外へ出て行かうとせられた。

若しこの時、伯が閣を辭して、一歩でも閣議の席を出て行つたら、大變であつた。政局は意外の變轉を見たかも知れない。嘗て世界大戰中、英國の閣議において、同樣な事件が起つた。陸相キッチナーが、戰況について閣議に報告すると、藏相ロイド・ヂョージが、反對の報告を持つて來て、頻りに攻撃する。まるで彼の報告は噓だと言はんばかりである。この時キッチナーは、憤然として席を立つた。

「私は閣僚の一人から不信任を言はれました。最早この席にゐる資格がありませぬ。これで皆さんにお暇します」

若しこの時、キッチナーが一歩でも、外に出たならば、英國の政局は一轉したにちがひない。外には新聞記者が息を凝らして詰めかけてゐる。どうして出て來たのです。「辭めて出て來た」さう言へば、内閣は瓦解するか、少なくとも政局の急變は免かれない。然るに英國の場合においては、今や憤然と席を蹴つて室外に出て去らうとするキッチナーを、自由黨の幹事長が扉の前に大手を擴げ、到頭元の席に送り返した。ために英國の政界は一大變動を免かれ

たのである。

然らば日本の場合においてはどうであつた。井上は語を續けて語る。

他の閣僚は皆默つて居りましたが、後藤さんが立つて行きかけたのを見ると田さんが、後藤さんの直ぐ次の席に居られましたが、ツと立つて後藤さんの後から追かけて、フロツクコートの裾を押へて「まアく君そんな事をしてはいかぬ、大藏大臣はナニも復興豫算を拵へないと言つては居ないぢやないか、唯內務省と十三年度の豫算について纏まらぬから、まだ拵へられないと言ふだけのことで、ナニも復興豫算を拵へないで宜いと言つた譯ではない。まアく席に著き給へ」と言つて、頻りに引止めて居る、後藤さんは「イヤ俺はモウ迚も責任は持てぬ」と言つて振切らうとする、田さんはフロツクコートをしつかり押へて「まアく」といふ調子でやつて居る。「まアく」が中々長い、よほど面白い場面でした。それで到頭後藤さんが其の席に戾つて來ました。山本さんは初めから默つて居りました。後藤さんが何とか言ふだらうと思つて居つたらしい。吾々も何とか言ふだらうと思つて居たけれども、田さんも後藤さんも何とも言ひませぬ。其の間かなり長いのですが、兎に角出て行かずに席に戾つて來られた。それから後藤さんが何とも言はぬから私が挨拶をしました。「只今は內務大臣非常に御立腹のやうでありますが、私には他意ありませぬ。唯私が內務大臣と餘りに懇意である爲めに私の言葉が少し惡かつたかも知れぬが、他意は無いのです。重ねて申しますが十三年度の豫算を拵へて成るたけ復興に要する公債を餘計募れるやうにしたいといふ考へで頻りに研究して居ります。それで內務大臣が私の說に贊成して下さるならば今日でも出來ます」と言ひましたが、それに對して後藤さんは別段に何も言はれませんでした。

まアそれで其の席は納まつてしまつたのですが、今度はそれから先が面白いのです。山本さんが内閣からの歸りに、一寸私に用事があるからと云ふことで、行つて見ると「後藤君が今日大變怒つたぢやないか」─「なに別に怒られた譯ではない。唯あれだけの事です。併し誤解のないやうに、私が行つて私が悪かつたらお詫びもしませうが、後藤さんの事だから悪い事は悪い、良い事は良いと言はれるでせう」と言ふと「喧嘩をされては困るから」斯う云ふ話でした。「そんなことは御心配ありませぬ」と云つて置いて、其の晩私は飯を食ふと直ぐ後藤さんの所へ行つて「今日は私が悪かつたですかな」と言ふと、「イヤあれはモウ宜い、モウ言ふな、モウ言ふな」と言つて、私に何も言はせないやうにしてしまはれた、それで私も其の事は言はず、他の話をして歸つたことがあります。

そこが如何にも、伯の伯らしい面白味のあるところであつた。彼は直情徑行、時に無二の味方とさへ、青筋を立てて爭ふこともあつたが、忽ちにして、けろりと忘れてしまふ性であつた。彼が一生甚しく他人から憎まれなかつたのは、さういふ無邪氣なところにもあつた。

またその時、調停役にあたつた田健治郎は語る。

伯は果して、復興局を起して世界に誇るべき大首都を新成しようと、尨大な計畫を立てたのであつた。が、どうかすると閣員と意見の合はぬやうなことがあつた。そんなときには閣員たちが、私へ向つて後藤伯との間の調停役をさせたものである。なにしろ非常時の際だ、歩調を一つにせねばならぬときであつたので、私は快よくこの調停役となり、後藤伯に會見して、あのことはかう、これはかうなるべきもので、君の意見は何處か考へ直すべ

き餘地は見出さぬものであらうかときり出すと、そこは打てばひびくやうな明敏な伯のこと、私の言葉に耳を傾けてゐるうちに、さうだつた、僕は考へ違ひをしてゐた、わるかつたとすぐに改めてくれたりしたもので、友人の忠告にはよく耳を傾ける度量があつた。殊に私の忠告は快よく聽き入れてくれた。

後藤伯は理性の人でなかつた。情の人であつた。情があまりにありすぎて、その情のため自分から苦しむやうなことがあつたらしかつた。惡く云へば勘忍と熟慮の人でなくて、突發的に感情を露骨に現はして、このことのために、どうかすると人と調和を缺くやうなことがあつたので、寺内内閣の時にもまた、不敬事件突發のため、内閣の生命は短かつたが、山本内閣のときにも、私は後藤伯と他の閣員との間にたち、調停役をつとめ安全瓣となつた。私の云ふことはよく聞いてくれた。私の意見、忠告は至極淡泊に無邪氣に、おゝ、僕が惡かつたと子供のやうに云つて聞入れ、どんなにか曲つてゐた冠もすぐ直してくれたものであつた。（吾等の知れる後藤新平伯）

第三節　復興審議會

一、政府提出の議案

かかる劇的場面を經て、漸く決定したる復興計畫は、十一月二十四日をもつて、復興審議會の議にかかつた。議長山本首相の挨拶に次いで、宮尾幹事が念の爲め、左の議案を朗讀した。それは既に豫め各委員に配布されてあ

つたものである。

一　帝都復興計畫案ノ大綱ニ關スル件

大正十二年九月渙發セラレタル詔書ノ聖旨ヲ奉戴シ、東京及横濱兩市ノ災後ニ善處スルト共ニ、其ノ將來ノ發展ニ備フル爲メ帝都復興計畫ノ規模ヲ按スルニ、其ノ計畫區域トシテハ、各都市計畫區域ノ都市計畫法ニ依リテ確定シタルモアリ、其ニ社會上經濟上都府トシテ有機的生活ヲ營ムニ足ルノ地域ヲ包含シ、今遽ニ之ヲ變改スルノ必要ヲ認メス。商工業及住居ノ地域ニ關スル制亦震災ノ直前ニ於テ都市計畫法ニ依リ、夫々權限アル機關ノ議定ヲ經タルアリ。之ヲ土地ノ狀況、交通運輸ノ利便並災後ニ於ケル復興ノ趨向等ニ照ラシ、大體ニ於テ則トルニ足ルモノト認ム。依ツテ帝都ノ復興ニ關シテハ、東京及横濱ノ兩市共ニ其ノ都市計畫區域內ニ健全ニシテ秩序アル都府ノ建設ヲ促進スルヲ主眼トシ、民度ト財力ノ許ス範圍ニ於テ事ノ緩急ヲ稽ヘ、序ヲ逐ヒテ業ヲ通ス交通、衞生、保安、經濟、教育等ニ關スル重要施設ノ整備ヲ圖リ、永久ニ帝都ノ安寧ヲ維持シ福利ヲ增進スヘキノ基礎ヲ固ムルノ其、先ツ以テ之トシテ燒失地域ノ復興ニ必要ナル施設ノ遂行ヲ期シ、其ノ國ニ於テ執行スヘキモノト地方ニ於テ執行スヘキモノトノ區分及其ノ負擔方法ハ別ニ定ムル所ニ依リ、後者ニ對シテハ財政上ノ援助ヲ與ヘテ施行セシメントス。其ノ要綱左ノ如シ。

第一　街路ノ規格及路線ノ系統

都市構築ノ規準タル街路ニ付テハ、大震火災ノ慘害ニ鑑ミ、此際特ニ英斷スルノ要アリトシ、乃チ專ラ交通幹線ノ配置ニ意ヲ用ヒ、之カ規格ハ高速度鐵道ノ敷設ニ備フル爲幅員ヲ十五間以上三十間トシ、幅員六間以上ノ街路ヲ之ニ配シ、其ノ電氣軌道網ヲ構成スヘキ街路ノ規格ハ十一間以上トシ、地域ノ狀況ト交通ノ系統ヲ案シテ主要路線ノ系統及其ノ規格等大要左ノ如ク定メ、主要街路ノ交角並橋臺地等ニハ適當ナル廣場ヲ設ケ。（街路計畫表略）

第二　公園ノ配置

公園ハ主トシテ官有地等ヲ整理シ併セ、適地ヲ選ヒテ之カ配置ノ適切ナラムコトヲ期シ、取敢ヘス東京及横濱ニ各若干ノ大公園ヲ開設シ

ト共ニ、別ニ出來得ル限リ燒失地域内ニ於テ復興ヲ必要トスル小學校ノ附近ニ兒童遊園ヲ設クルヲ得シム。（公園計畫要略）

第三　市場ノ配置

中央卸賣市場ノ位置ハ、東京ニ在リテハ築地海軍省用地跡、横濱ニ在リテハ高島町附近トシ、市場設備ニ關スル市ノ經營ヲ助成ス。蔬菜市場ハ中央市場以外ニ、東京ニ在リテハ兩國及秋葉原兩驛ノ附近ニモ開設スルコトヲ得シム。

第四　市街宅地割ノ整理

街路又ハ運河ノ類ノ施設ニ因リ、建築敷地トシテノ利用ノ完カラサルモノヲ生シタルトキ、其ノ他土地ノ情況ニ依リ必要アルモノニ付テハ土地區劃整理ヲ行フ。

第五　防火措置

防火措置ニ關シテハ都市計畫法ニ依リ、主要街路ノ沿道並中樞地區ニ對シ、既ニ防火地區制ノ定メアルモ今回街路ノ新設擴築ヲ見ルヘキニ依リ、新ニ計畫街路ノ沿道トナルベキ一帶ノ土地ニ對シ、路線形ニ防火地區ヲ指定スルノ外、中樞地區ニ於テハ集團的防火地區ノ擴張ヲ圖ルト共ニ、適當ナル方法ニ依リ防火地區内ニ於ケル不燃質建築物ノ築造ヲ助成ス。

第六　京濱ノ關係並港灣及運河ノ施設

京濱ノ關係ニ就テハ、横濱港ヲ以テ帝都ノ外港トシ、既成設備ノ回復ト第三期擴張計畫ノ促進ヲ期シ、隅田川ノ河口ニ内港ノ設備ヲ施シ、兩港ノ連絡ヲ完全ニシ且沿岸工業地域ノ開發ニ資スルガ爲、神奈川縣鶴見地先ヨリ六鄕川ノ流末部ヲ横斷シテ大森地先ニ至ル延長約八千五百間ノ間ニ、幅員五十間水深八尺ノ運河ヲ開鑿シ港灣設備地、鐵道主要貨物驛及商工業地域相互ニ必要ナル運河ヲ新鑿又ハ改修シ、水運ノ便ヲ增進スルト共ニ沿岸ニハ適當ナル倉庫地帶ヲ設クルヲ得ヘカラシム。隅田川河口ニ於ケル内港設備ノ概要及市内運河ノ改修計畫ノ大要左ノ如シ。（中略）

二　帝都復興計畫事業年度及財政方針ニ關スル件

帝都復興計畫ハ、本年度以降七年間ニ完成スルモノトシ、之ニ要スル費用ハ、必要ニ應シ公債ヲ以テ支辨シ、地方財政ノ實情ニ

鑑ミ、此際ニ於ケル非常ノ措置トシテ、

第一　國ニ於テ執行スル事業費ニ對スル地方公共團體ノ分擔金ハ、復興事業ノ繼續年期間其ノ徴收ヲ猶豫シ、地方財力ノ恢復後相當ノ年期ヲ定メテ之ヲ分納セシムルコトトシ、

第二　地方ニ於テ執行スル事業費中道路、橋梁、上下水道、學校、中央市場、塵芥處分其ノ他衛生施設及社會事業並公園、瓦斯及電氣事業等ノ施設ニ必要ナル費用ハ、府縣ニ對シテハ、復興事業ノ繼續年期間無利子ニテ之ヲ貸付シ、市ニ對シテハ國ノ保證ニ依リ地方債ヲ起スコトヲ得シメ、上水及電氣瓦斯ノ供給並軌道ノ如キ收益事業ニ要スルモノヲ除キ、其ノ他ニ要スル起債ノ利息ハ年七分ノ限度トシテ復興事業年度間國ヨリ補給スルモノトシ、貸付金ハ復興事業完成後遲クモ三十年間ニ償還セシムルモノトシテ經理セントス。

二　帝都復興計畫ノ統制及其ノ事業ノ執行ニ關スル件

東京及横濱ニ於ケル復興計畫ヲ統制シ及復興事業ヲ執行スル爲、帝都復興計畫法ヲ制定セムト欲ス。其ノ要綱左ノ如シ。

第一　復興計畫、復興事業及復興計畫區域ハ、帝都復興院評議會ノ意見ヲ聞キ、帝都復興院總裁之ヲ決定シ、内閣ノ認可ヲ受ケシム。

第二　主要ノ街路、河川、運河、公園ノ新設、改修及港灣ノ築設ノ如キ、帝都構成ノ基幹タルヘキ重要ナル施設ニシテ國ノ行政官廳ニ於テ執行スルモノノ外、復興事業ハ公共團體ヲ統轄スル行政官廳ヲシテ執行セシムルノ原則トシ、其ノ他ノ者ハ帝都復興院總裁ノ許可ヲ得テ執行セシム。

第三　國ノ行政官廳ニ於テ執行スル復興事業ニ要スル費用ハ國庫ノ負擔トシ、其ノ一部ハ事業地ノ屬スル公共團體ヲシテ分擔セシム。

第四　公共團體ヲ統轄スル行政廳ニ於テ執行スル復興事業ニ要スル費用ハ、其ノ公共團體ノ負擔トシ、其ノ一部ハ國庫ヨリ補助ス其ノ補助歩合ハ別ニ之ヲ定ム。

第五　復興事業ニ要スル費用ヲ負擔スル公共團體ニハ、該事業ニ因リ著シク利益ヲ受クル者ヨリ相當ノ金額ヲ受益者負擔金トシテ徴收スルヲ得シム。

受益者負擔金ヲ徴スヘキ事業ノ種類、負擔金額及負擔方法等ニ關スル制限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。

第六　市街地建築物法ニ依ル地域及地區ノ外、復興計畫區域内ニ於テハ風致又ハ風紀ノ維持其ノ他經濟上特殊ノ目的ノ爲ニ地區ヲ指定シ、其ノ地區内ニ於ケル工作物又ハ土地ニ關スル工事又ハ權利ハ、勅令ノ規定ニ依リ制限スルコトヲ得シム。

前項地域及地區ノ指定ハ、市街地建築物法ニ依ルモノト否トヲ問ハス、帝都復興院評議會ノ意見ヲ聞キ、帝都復興院總裁之ヲ決定シ、内閣ノ認可ヲ受ケシム。

第七　復興事業ニ要スル土地ノ境域内ニ於ケル土地ノ變更、工作物ノ築造及竹木、土石ノ採取ニ付テハ禁止又ハ制限スルヲ得シム。

第八　復興計畫、復興事業又ハ地域、地區ニ關スル調査又ハ工事ノ爲必要アルトキハ、官吏又ハ吏員ヲシテ他人ノ土地ニ立入リ、測量又ハ檢査ヲ爲シ、障害ノ竹木、土石等ヲ移轉又ハ除却セシムルヲ得シム。但シ之ニ因リ生シタル損害ハ補償セシム。

第九　復興計畫區域内ニ於ケル土地ニ付テハ、宅地トシテノ利用ヲ增進スル爲土地區劃整理ヲ行フモノトシ、可成土地區劃整理組合ヲ設立セシメ之ヲ行ハシム。

土地區劃整理ニ付テハ、耕地整理法ニ規定スル耕地整理ノ例ニ依ルモノトシ、其ノ例ニ依リ難キ事項ニ關シテハ別段ノ定メヲ爲ス。

第十　復興事業ニ要スル土地、物件及土地ニ關スル所有權以外ノ權利ハ、之ヲ收用又ハ使用スルヲ得ルモノトシ、土地收用ノ爲ニ宅地ヲ爲スニ足ラサル殘地ヲ生スル場合ニハ併セ收用スルコトヲ得シム。

收用又ハ使用ニ關シテハ、土地收用法ニ依ル土地收用ノ例ニ依ルモノトシ、協議ヲ爲シ難キ場合ニ於ケル收用ノ時期、區域及損失補償等ニ付テハ補償審査會ヲ設ケ收用審査會ニ代ラシム。

第十一　主務大臣復興事業ノ爲必要アリト認ムルトキハ、公共團體ヲシテ其ノ公用又ハ公共用ノ土地ノ事業執行者ニ供用セシム。

第十二　土地區劃整理ノ爲又ハ宅地ノ爲ニスルニ足ラサル爲收用シタル土地ニ付テハ、買戻權ヲ認メス且復興事業ニ依リ生シタル設備ノ管理及歸屬ニ付テハ、勅令ヲ以テ別ニ之ヲ定ム。

第十三　本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ノ强制、訴願、訴訟等ニ付テハ都市計畫法ノ規定ニ準ス。

帝都復興豫算

帝都復興院	二八、四〇〇、〇〇〇圓
俸給	一一、三六〇、〇〇〇
事務費	一七、〇四〇、〇〇〇
帝都復興事業費	五五四、五五二、〇〇〇
東京復興費	四八八、三七〇、〇〇〇
街路費	四〇六、四〇〇、〇〇〇
港灣費	三二、七五〇、〇〇〇
運河費	二八、五七〇、〇〇〇
公園費	一一、九〇〇、〇〇〇
土地整理費	六、七五〇、〇〇〇
横濱復興費	五二、四三二、〇〇〇
街路費	四二、三〇〇、〇〇〇
運河費	五、六一二、〇〇〇
公園費	一、九五九、〇〇〇

土地整理費	二、五六一、〇〇〇
京濱運河費	一三、七五〇、〇〇〇
復興事業費貸付金	一〇、三二五、四〇二
復興事業費貸付金	一〇、三二五、四〇二
東京府復興事業費貸付金	七、七四九、六九八
神奈川縣復興事業費貸付金	二、五七五、七〇四
復興事業費補助	一〇九、七〇〇、五七九
防火地區建築費補助	二〇、〇〇〇、〇〇〇
土地區劃整理補助	二、七七五、〇〇〇
地方復興事業費補助	五八、一六六、五六九
東京府復興事業費補助	五、〇八三、五〇六
神奈川縣復興事業費補助	七四二、三一七
東京市復興事業費補助	四一、五七九、二〇九
横濱市復興事業費補助	一〇、七六一、四八三
地方復興事業債利子補給	二八、七五九、〇一〇
東京市復興事業債利子補給	二一、九九〇、六八八
横濱市復興事業債利子補給	六、七六八、三二二
合計	七〇二、九七七、九八一

右議案の朗讀終るや、幹事長たる伯は、直ちに起つて、諸問案提出の遲延したる理由及び從來の經過並びに提案の

内容について、詳細に說明した。卽ち評議會においては、大體において提出せる原案を認めたるのみならず、進んで本案のみにては遺憾の點ありとなし、規模擴張の希望條件を附したのであるが、この計畫は、財力と周圍の事情に鑑み、本來の復興の目的を達するに害なき限り、また將來その目的を擴張しうるやう考慮してこしらへたものであるから、評議會の希望をも出來得るかぎり容れて第一、第二、第三諸問案として提出した次第であることを、述べたのであつた。

二、伊東巳代治の大反對

伯は先きの挨拶中に於いて、參與會も評議員會も殆ど悉く、この帝都復興計畫の未だ甚だ姑息にして、徹底的ならざるを非難したといふことを述べた。加ふるに伯は、職を賭してまで、大藏當局と爭へるに拘はらず、十億圓計畫を七億圓にまで減縮するを餘儀なくされたのであつた。

故に若し審議會において問題が起るならば、それは計畫の狹小姑息なるを責むるの聲であらうとは、常識の判斷するところであつた。

果然、審議會において、伯の復興計畫は、轟々たる非難の渦中に捲きこまれた。これが帝都復興計畫の遭遇せる最初の難關であつた。しかも豈圖らんや、それは、計畫の狹小姑息なるを非難する聲にあらずして、その過大夢想的なるを攻撃するの聲であつた。

十一月二十四日俄然、風は方向を轉じたのだ。

後藤幹事長の挨拶の終るを待つて、直ちに腰を上げたのは、江木千之であつた。その反對論の骨子は、かかる復興計畫案を、臨時議會に提出することが、果して憲法第四十三條の精神に合致するや否やの法律論であつたが、その實際の內容は、帝都復興の名にかくれて、不急の事業を行はんとするものであるとの長々しい非難であつた。

江木千之の反對論は、未だ有力なる根本的反對といふことはできなかつた。しかしそれは審議會の空氣を著しく不穩ならしむるに十分であつた。そしてこれに次いで、伊東巳代治が、議長山本首相の許しを受けて起つに及び、審議會の雲行はいよ／＼險惡となつた。

伊東巳代治は、頭腦の明晰にして、理路の井然たる點においては、當代隨一とまで稱せられた政治家であつた。特に「憲法の番人」を以て自ら任ずる彼が、樞密院において、滔々と法理論を始めるとき、何れの內閣の閣僚と雖も、怖氣をふるはぬものはないと言はれた。彼はそれほどの論客であつた。しかし何人も彼を樞密院議長に推さうと思ふものはなかつた。其處に彼の人德の上における政治家としての缺點があつたのだ。それにも拘はらず、彼の明晰なる頭腦と、その井然たる理論とは、死に至るまで、彼を歷代政府の一敵國たらしむるに十分であつた。

その伊東巳代治が起つたのである。しかも彼は劇烈なる反對論を爲すべく立ち上つたのである。それは伯に取つては意外千萬なことであつた。伊東は伯の親友であつた。浪人時代の伯は殆ど三日に上げず伊東を訪問した程の間柄であつた。寺內內閣時代の外交調査會のごときは、伯と伊東との合作であると思はれる程、相助け合つてゐた。

然らば伊東は、何の故に、多年の友情を裏切つて、伯の生命を賭して計畫せる帝都復興案に、此の如き絕對的反對を試みたのであるか。

伊東は後に、自らその理由を、次の如く説明した。

元來自分は、後藤伯とは、兄弟も啻ならぬ仲で、長短共に互に知り拔いてゐる所謂肝膽相照らすの仲であつた。伯は常人から見ると、レールを外れた様に見ゆる事もあつたが、實に奇想天外より落つる底の人であつた。詔勅の御趣旨を體して復興の實を擧ぐるの計畫を立てるにははまり役であつた。併し自分は、どこ迄も此人の長所を發揮して、其短所弱點を補ふ樣にしたいと思つたから、伯の來邸を求めて隨分直言しては、憎まれ口も叩いたものであつた。夫れでもマダ心配であつたから、井上藏相にも談して必ず國家全局の爲めに深く考慮を用ゐて馬鹿氣た事は斷じてさして貰ひ度くないと切に希望した程であつた。そしてドウしても、伯には適當なる補佐役、括り手をつけなければならぬと思つたから、是非中村是公氏を女房役にする樣に勸めた。然るに中村氏は聰明にして伯の尨大なる計畫が、餘りに世間に傳はり過ぎて迚も始末がつかぬと見て取つた爲め、遂に請けなかつた。そこで益々思慮ある人達は、心配し出した樣に思つてゐる。卽ち犬養君の如き閣內の人からも、後藤伯を呼んで强意見をして貰はねばならぬといふて來た。加藤伯にしても、高橋氏にしても、共にあれでは困る、何とか收拾しなければならぬといふてきた。其の着點は、人に依つて多少違ひもしたが、趣意とする所は皆一致してゐた。是れが大體審議會前に於ける大勢であつた。そこで、審議會開かるるや、實に大義觀を滅する樣な氣がしたが、國家の前には、默止する事が出來ないので、遂に自分が、口を切つたのである。(帝都復興秘錄)

然らば若し伊東の反對の理由が、上記のごとき高朗なるものであつたならば、何故に彼は次に記すがごとき、時代籌議の趣旨をもつて、伯の計畫に反對したのであらう。又中村が復興院副總裁に就任しなかつたのは、決して伯の計

畫があまり大きかつたからではない。中村は時として、伯よりも大きい計畫に突進する勇氣を持つてゐた男である。中村の不承諾の理由は他にあつたことは既に述べた。

吾人は先づ伊東の語るところを聞くであらう。彼はまづ、この案の內容を查閱して、それが平素期待するところと懸隔甚しきものあるを遺憾とし、不幸にして若しかかる案が實行せられた曉には「震災後人心ノ動搖ヨリ延イテ國運ノ發展ニマデ及ボスデアラウト云フコトヲ深ク憂慮スル」ものであると述べ、直ちに彼の持論たる三種の復興事業を說いて、次の如く述べた。

抑〻帝都復興ト申スコトハ申ス迄モナク政治經濟及文化ノ樞軸トシテ帝都ノ復興全體ヲ指スノデアリマシテ、其ノ事業本來ノ性質ハ自カラ三種ニ大別スルコトガ出來ルノデアリマス。即チ國家ノ經營ニ屬スルモノ、自治體ノ經營ニ屬スルモノ、市民各自ノ發奮自營ニ屬スルモノ、此ノ三種ニ過ギヌノデアリマス。唯今本會ニ諮詢セラレマシタ所ノ帝都復興院ノ起草ニ係ル提案ハ、是ハ東京、橫濱兩市ノ自治體ノ經營ニ屬スヘキ都市計畫ニ外ナラヌノデアリマス。全體カラ申シマスレバ其ノ一部ニ過ギヌノデアリマス。（中略）之ニ對シマシテ我ガ復興審議會ハ帝都其他震災地ノ復興ニ關スル重要案件ヲ審議スル官制トナツテ居リマス。復興院ト此ノ審議會トノ間ニ於キマシテ職權ノ幅ノ廣狹ハ洵ニ大ナルモノデアルト云フコトヲ吾々ハ認メルノデアリマス。ソレ故ニ此ノ審議會ニ於テ事ヲ議スルニ當リマシテ、國家ノ經營ニ屬スベキモノ、自治體ノ經營ニ屬スベキモノ、市民各自ノ發奮自營ニ屬スベキモノト、凡ソ復興事業ノ全般ニ渉ツテ深甚ノ攻究ヲ遂ゲテ、殊ニ國家ノ政治財政ノ兩方面ヨリ觀察ヲ致シタナラバ遺算アルコトヲ氣附クベキモノデアルト信ズル。

さすがに頭腦の明晰をもつて謳はれたるだけあつて、その井然たる理路は、思はず人をして傾聽せしむるものがあつた。そして彼は、この根本義より出發して、伯の帝都復興計畫につき、四點の疑問を提げて、當局に迫つたのであ

る、第一點は、伯の復興計畫が、あまりに理想に走つて、事實實行の甚だ困難なることを、難詰することであつた。彼は曰ふ。

第一點トシテ此ノ法案ハ果シテ實行ノ出來ルモノデアルカ。斯ノ如キ財政ニ付テ疑ノアルヤウナ案ヲ提出セラレマシタノハ、大體根本ノ方針ニ於テ吾々ガ見ル所ト違ツテ居ルモノデアラウト思フ。先以テ復興院ガ如何ナル點ニ於テ根本トナツタカト言ヘバ復興院ハ都市計畫ナルモノヲ帝都ノ新造ト誤解サレテ居ルノデハナカラウカト思ヒマス。(中略)今回震災後ノ復興ニ付テ渙發セラレマシタ詔勅ハ「迅ニ災民救護ニ從事シ……民心ノ安定」ト仰出サレテ居リマス。故ニ總テノ計畫ハ此ノ聖旨ヲ奉戴シテ尚ホ進メ民心ノ安定ヲ圖ルコトニ努メナケレバナリマセヌ。此ノ趣意ヲ緊切ニ申シマスレバ、災害後ノ市ニ犬小屋同様ノモノヲ造ルコトハ宜シクナイ。成ル丈ケ落付イテ永住スベキ本建築ノ一日モ早ク造ツテ市民ヲシテ其ノ所ヲ得セシムルコト、大キク言ヘバ商工業ノ復興教育ノ復興等ハ一日モ早クシナケレバナラヌ。是即チ復舊デアル。(中略)勿論街衢ノ面目ヲ新ニスルコトハ決シテ新造ト云フ意味デナイ。單理想ニ偏シテ國家ノ政治及財政ノ關係ヲモ顧ミザルモ可ナリト云フ御趣意デモ決シテナイ。是ハ要スルニ民心ノ安定ト云フコトニ重キヲ置カセラレ、政治財政ノ方面ノモ觀察シ、之ヲ徒ラニ理想ノミニ走ラセルト云フコトハ畏多クモ大詔ノ御趣意ニ副フ所以デナカラウト信ズル。

そして伊東は若し當局が、單に理想のみを主眼とし、徒らに國家百年の大計を說くならば、何故むしろ遷都論を採らないのか。遷都論は畏れ多くも詔勅の渙發によつてその鍵を納むるに至つたが、「若シ帝都復興ニ關シテ理想ノミニ偏シテ可ナリト云フ趣意デアツタトシタナラバ現内閣ハ恐ラクハ此ノ大詔渙發ノ御趣意ヲ賛襄セラレザルコトヲ惜ム」とまで極言した。これが彼の非難の第一點であつた。次に第二點として、彼が攻撃の鋒を向けたのは、政治及び財政上の關係であつた。卽ちまづ外政上、英米の勢力は次第に東洋に養到せむとし、隣邦支那及び露西亞の情勢急を告げつつある際、國防の一日も忽諸にすべからざる所以を說いた後、次いで内政及び財政上の考察に移り、次の如く長廣舌

を揮つた。

我國ハ震災前ニ於テ既ニ內外國債約四十三億バカリアルカト存ジテ居リマス。ソレニ年々巨額ノ輸入超過ヲ致シ而シテ年々豫算ノ辻褄ヲ合ハセル爲ニ公債ヲ募集シ其ノ募集ノ景況ハ如何デアルカ、甚シキハ郵便局ニ頼ミ種々雜多ナ手段方法ヲ試ミ遂ニハ金融ノ大機關タル日本銀行ガ背負込ム、或ハ預金部ガ背負込ム、斯云フヤウナ例ガアル。朝野ノ心アル者ハ何レモ我ガ財政ノ前途ニ對シテハ甚大ノ憂慮ヲ懷イテ居ツタト云フコトハ是ハ震災前ノコトデアル。震災前ニ於テ斯クノ如キ經濟上ノ悲況ニ陷ツテ居ル時ニ、時ナル哉命ナル哉此ノ有史以來未曾有ノ災害ヲ生ジ、是ガ爲ニ國家國民ノ被ツタル損害ハ未ダ詳シクハ存ジマセヌケレドモ、財產百五十億ヲ超ユルト傳ヘラル、ノデアル。其ノ額ノ莫大ナルコトハ推シテ知ルベシデアル。而シテ一面國家ノ產業ハ此ノ災害ノ爲ニ二億內外ノ激減ヲ來シタト云フコトデアル。單ニ是ノミヲ見マシテモ、在來巨額ノ債務ニ對シテ利拂ニモ困ルノデハナカラウカト云フコトヲ深ク憂慮スルノデアル。

かくの如く彼は、わが國の財政が震災前において窮乏狀態に陷れる實情を說いた後、この提案されたる復興事業費八億四千六百萬圓（東京、橫濱兩市への貸附金をも含む概算）に加ふるに、國の經營に屬する國の造營物の復舊費約八億圓乃至十億圓と見積り、兩者併せて十六億乃至十八億の負擔となるが、果してわが財政にかかる多額の起債能力ありや否やについて、深刻なる疑問を插んだ。尤も、國の造營物の復舊は、國家の存立上須要缺くべからざるものであるが、しかし兩者合はせて十六億乃至十八億といふ巨額の公債を發行するとすれば、當局にはその利子拂ひの財源に、果して確たる自信があるのか。彼は疑問といふよりも、むしろ斷定的に述べて曰く。

併シナガラ此ノ能力ト云フコトハ唯利子拂ガ出來ルト云フダケノ能力將來如何ニシテ之ヲ償還スルト云フヤウナ目的ノ確立シタル所ノ募債能力デアルト云フコトハ私共信ゼヌノデアル。先ヅ十六七億位ナラバ將來五朱乃至七朱マデノ間ニ於テ公債ガ發シ得ラレルデアラウト云フ利子拂ノ上カラ見タ所ノ募債能力、而シテ其ノ利子ノ財源ハ如何ナルモノデアラウカト云フコトヲ別ニ御

毒キモノデアル、苟モ日本ノ財政ニ付テ知レル者ハ誰デモ是ハ分ルコトデ別ニ財源ガアラウ筈ハナイ。必ズヤ是ハ剩餘金ヲ充テルダラウ。

此ノ如キ財政ノ悲況ニアルニモ拘ラズ又國ノ存在ニ關スル所ノ復興ノ目的ノ確立シナイ場合、國ノ全力ヲ擧ゲテ東京市ノ道幅ノ擴ゲル爲ニ力ヲ盡サネバナラヌト云フコトハ識者トシテ勿論憂慮スベキコトデアル。

と述べ、更に進んで、

と、內閣の反省を促したる後、彼は突如として、復興事業の一部なる土地買收費の問題を論じはじめた。即ちこの計畫を實行するとすれば、第一に著手するのは土地買收費であるが、これが經費に充當する爲めに內債を募集するとしても、今日の財政狀態に於いて年々一億以上の公債を募ることは餘程困難であらうと述べた後、次の如く論じた、

或ル說ニハ、每年度ニ課サデ多額ノ公債支拂ノ要スル土地收用ノ如キハ、其ノ收用ヲ受クル土地所有者ニ向ツテ公債證書ヲ渡スト云フコトデアル。成程ソレモ早手廻シデアリマセウ。併シナガラ土地所有者ガ公債證書ヲ受取ツテ決シテ之ヲ其儘金庫ニ納メテ置ク人ハナイ。當業者ノ受ケテ四萬八萬ノ人達デアル。公債ヲ受取レバ直グニ賣ル人デアル。而シテ多額ノ公債ヲ土地代ニ渡シ、又國ノ目前ノ爲ニ公債ハドシドシ出サナケレバナラヌ。又今日迄ノ公債ノ切替モアリマセウ。其他地方債ノ切替モアリマセウ。是等モアリマセウ。暗ニ雪崩ノ如キ公債ヲ發行スルコトニナルノデアリマス。震災前ニ於テ五步利附ノ公債ハ八十二、三圓位シテ居リマシタ。今日ハドウナツテ居ルカ知リマセヌガ、震災前ニハ二十パーセント「ヂスカウント」ガ附イテ居リマシタ。況ンヤ財政ノ狀況斯ノ如クナツタトキハ、公債ノ時價ハ如何ナルベキカ。恐ラク三十パーセント、四十パーセント「ヂスカウント」ガ附イテ百圓ノ額面ガ七十圓ニモ六十圓ニモ、或ハ五十圓ニモ通用シナイコトニナルト云フコトハ覩易キ有樣デアルト信ズルノデアリマス。而モ土地收用法ニ依ツテ收用スル土地ハ、驚潮的ニ坪六百圓スルモノヲ其ノ半額ノ三百圓デ取ラレル。坪三百圓スルモノハ百五十圓デ取ラレルノデアリテ支拂ハレル、斯ノ代金ハ百圓ガ百圓ニ當ラナイモノヲ以テ支拂ハレル。斯クテハ實ニ悲慘ナ

レ狀況ヲ呈スルデアラウト深ク憂慮スルノデアリマス。

伊東のこの論法が世間に洩れたとき、口善悪なき京童は、彼の所有する銀座通の廣大なる土地と結び付けて、恰かも彼が大地主としての私情より、この議論を試みたるごとくに揶揄したのであつた。

伊東は、更に論歩を進め、震災前一千七百萬圓であつたものが、震災の爲め僅か六百三十六萬圓しか租税収入のなくなつた東京市に對し、復興費の約半額を負擔せしむることを無謀なりとし、

之ガ爲メニ市民ノ不安ハ殆ンド言語ニ絶シタル姿デアル。夫レ故ニ復興院ノ計畫ヲ市民評シテ震災市民ヲ除外シタル復興案ト言ツテ居ル。私ハ震災民ヲ除外シタト言フノハ寧ロ穏カデ殆ンド震災民ヲ虐待スル復興デアルトナゼ言ハヌノデアラウカト思フ。

と毒舌を弄したる後、これらの復興費が一般國民の負擔に歸するの實を擧げて

理論ヨリ申シマシテ、帝都ノ復興事業ハ國民トシテ分擔シナケレバナラヌト云フコトハ理窟ノ上カラ謂ハレルデアリマセウ。併シナガラ理窟ト數理トハ必ズシモ一致スルモノデハナイ。各地方疲弊ノ今日東京市ノ經營ニ屬スベキ道路、謂ハヾ舊來ノ市區改正ノ如キモノマデモ負擔シナケレバナラヌト云フコトニ至リマシテハ、私ハ斷ジテ申ス。是ハ國民ハ承知スルモノデハナカラウト思フ。

と獨斷し、次いで第三點の論難に移つた。第三點は、伯の復興計畫が、世の所謂「經濟復興」に屬すべき事業を閑却してゐるといふ點であつた。

第三點ト致シマシテハ、市民各自ノ發奮自勵ニ依ルベキ事業ヲ閑却シテ居ラナイカヲ疑フ。震災後既ニ二箇月有餘ヲ經テ居ル。而シテ尚ホ震災ヲ被ツタル市街ハ未ダ到ル所ニ燒土山ヲ成シテ居ル。其ノ取片附、掃除スラモ行ハレテ居ラナイ狀態デアル。而シテ復興院設立セラレ厖大ナル計畫ヲ立テツヽアルト云フコトガ傳ヘラレマシタ結果、東京市内目抜ノ地ニ於テ何レモ不安ノ念

ニ驅ラレ、自力ヲ以テ復舊セントシテモマダ著手スル能ハザル次第デアリマス。唯大小屋式ノ「バラツク」ヲ作ツテ應急事業ノシテ居ル。是ハ東京市民ノ各自ノ發奮ニ俟ツベキコトデアラウト思フ。復舊ノ第一義ハ前ニ申シマシタ通リ民心ノ安定デアル。之ノ商工業ニ就テ申シマシタナラバ、商工業ノ復興、教育ニ付テハ教育ノ復興ヲ置クト致シテ、市民ヲシテ各々其所ヲ得セシムルヤウニシナケレバナラヌ。商工業ノ復興ノ爲メニハ成ルベク低利資金ヲ貸シ、教育ノ復興ノ爲メニハ學校ノ設備等ヲ速ニ回復スルニ在ルト云フコトハ最モ急務トスル所デアツテ、決シテ道路ノ取擴ゲ等ノコトガ急務デアラウトハ思ハヌ。

この第三點は、彼自ら「市民各自ノ發奮自勵ニ依ルベキ事業」と述べたけれども、その內容は手つ取り早く言へば、復興論に對立する意味の復舊論の提唱であつた。しかし彼はこの點は、あまり詳述しなかつた。そして直ちに、彼の最も力點をおきたる第四點、即ち所有權問題に移つた。

第四點ト致シマシテハ、憲法ニ於テ保證セラレタル財産權ノ安固ヲ邈視シテ居ルノデハナカラウカト云フコトヲ疑フ。（中略）財産ニ關スル憲法ノ規定ハ御承知ノ通リ第二十七條ニ「日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サルヽコトナシ」ト云フ絶對的ノ規定ガアル。法律ノ定ムル所ニ依リ侵サルヽコトナシト云フノデハナイ。他ノ權利自由ト此規定ヲ異ニシテアルコトハ憲法起草當時ニ於テ大ナル深意ノアルコトト云フコトハ御考慮ヲ願ヒタイノデアル。唯之ニ除外例トシテ「公益ノ爲メ必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル」是ハ決シテ法律ノ定ムル所ニ依ツテ有ルト無イト云フ譯デハナイ。財産權ハ絶對的ニ安固デアルト云フ意味デアル。唯道路其他公共ノ利益ノ爲ニ其ノ財産權ノ讓渡ヲ強制スル必要上ニ此法律ハ定メタ。即チ是ハ土地收用法デアル。然レドモ此土地收用法ト云フガ所有權ノ讓渡ヲ強制スルダケデアル。其補償ハ十分ニシナケレバナラヌト云フノガ立法ノ精神デアル。

彼は憲法起草者の一人として、上の如く權威を以て所有權の神聖を說いたる後、直ちに實際問題に入り、その土地區劃整理說を非難して次の如く論じた。

所ガ此復興計畫ノ純一トカ云フ項目ノ中ニ就テ見マシテモ、又審査ノ時間ニ聽ク所ニ依リマスト、復興院ニ於テハ此土地收用法ニ

ラ無視シ、是ヨリモソツト簡單ナル法律ヲ制定シテ、サウシテ面倒ナク人民ノ所有權ヲ奪ヒ取ル、斯ウ云フ言ヒ方、少シ酷イカ知リマセンガ、底意ノアル所ハソコニアリト信ズル。（中略）又一時新聞紙等ニ現ハレル所ニ依レバ、日本橋通或ハ銀座通邊ノ角地ハ、三千五百圓モスル所ヲ百圓デ取上ゲヨウト云フヤウナ計畫モサレタト云フコトヲ聞ク。世間デハ之ヲ氣狂ヂヤナイカト思ツテ居ツタト云フコトハ、此ノ席上ニ於テ斷言スルコトヲ憚ラヌ。（中略）或ハソレダケノ調ベヲサレルニ付テハ、銀行ヤ何カデ御問合ニナツタラウト思フ。若シ銀行ガ之ニ付テ銀行ノ擔保價格ヲ以テ御答ヘシタナラバ、之ヲ市價ナリト思ツテ居ツタナラバ、餘程復興院ノ御役人ハ迂遠千萬デアラウト思フ。御承知ノ通リ銀行ハ千圓ノモノヲ千圓ノ擔保ニハシナイ。半額以下ニ取ル。其價格カモ知レヌ。私ハ日本橋通リト銀座通リヲ一坪二百圓平均デ御取リ上ゲニナルト云フコトハ、丸デ掠奪スルト云フ御考ガナケレバ、サウ云フコトハ決シテ出來ヌモノデアラウト信ズル。

以上滔々數萬言、伊東は述べ去り述べ來つたが、その論ずるところは要するに、所有權は神聖である、故に都市計畫を實行するに當つても、土地買收については實價その通りに代價を支拂はねばならぬ、それも値下りの虞れある公債で支拂つてはならぬ、現金で渡してくれねば困る、しかし現在の日本には、とてもそんな大金はないのだから、むしろ新道路計畫は拋棄して、原則として舊道路網によるべし、それよりもむしろ水道及び下水道の完備に力を注いだ方がよいであらう、その方が、本建築もどし／＼建つし、商業も恢復するし、東京は速かに舊時の繁榮を取り戻すことができるであらう、それが伊東の論旨の大體であつた。

此の如きは、東京市に廣大なる土地と家屋とを所有する大地主の議論としては、或は當然であつたかも知れない。しかし若しこの說を容るるならば、帝都の復興といふことは、全然不可能となるのである。市民は依然として、舊時のごとく、不便にして不經濟、非能率的なる「村落の集合」の如き都市に生活しなければならぬのだ。それでいいの

のであるか。伊東はそれでいいといふのだ。彼は明白に、復興は非なり、復舊たるべしと述べたのである。時すでに正午を過ぎ、議長の注意ありしにも拘はらず、また自家に最も關係深き火災保險問題につき一くさり述べたてた後、最後に次の如く結論して、やうやくその長廣舌を終つた。

以上申シタコトハ、自分ノ卑見ノ大體デゴザイマス。之ニ對シマシテ洵ニ姑息ノ誹ハ免レマセヌ。自分自ラモ其姑息ナルコトヲ知ルモノデアリマス。併シ今日ノ場合此姑息ヲ以テスルヨリ外ナキヲ認ムルノデアリマス。自分ハ同志ノ諸君ト共ニ姑息ノ惡評ヲ受ケタイノデアル。即チ現今社會ノ爲メニ竭ス所ノ是カ大義デアルト考ヘルノデアリマス。願クハ自分ノ申スコトヲ諒トセラレ、願クハ閣外ニ於テモドウカ御同意ヲ願ヒタイト思ヒマス。

時に零時三十分、審議會は休憩に入り、審議は午後に續行されることになつた。

伊東の長廣舌は、他を批評し反對する時に於いては、剃刀のやうな冴えを示したが、いよ〳〵自分の建設的意見となると、上下水道のこと以外は何も無かつた。しかも彼の議論は自己の利害關係を有する銀座の土地と、火災保險の問題について委曲詳細を極めたのである。當時の新聞が彼を非難して、その反對の動機は私利私情であると爲したのは至當であつたであらう。しかしながら、彼が何故に三十年來の親友たる伯の心血を濺いで作り上げたる復興案を、斯くのごとく罵詈冷評したるやは、彼の長々しき反對論のみを見る者には理解し兼ねるところであつた。しかのみならずこの時の彼の大膽なる反對論は、後に政界の他の反對者の膽を强うして、帝都の復興計畫はつひに一大挫折を見るに至り、日本國民は、その有機體の中樞神經たる帝都を、科學的且つ藝術的に再建する機會を失つたことは、定に遺憾であつた。

三、伯の答辯

伊東の痛烈なる反對論を聽いてゐた時の伯は、
『ブルタース、汝もか！』
の嘆に堪へなかつたであらう。
　伯が豫め、伊東の反對を緩和して置かなかつたのは手ぬかりであつたかも知れない。しかし又一方より考へれば、事前に伊東の意見を求めたならば、伯は斯くのごとき計畫を作ることができなかつたのかも知れない。
　ビーアドが後に至つて、議會の反對を批評して、「地主の反對」といつたのは一面の眞理であつた。といつて地主の中でも、先見の明あり、公共的精神の旺盛であつた者は、進んでその土地を提供して、伯の計畫を助けんとした。否、伯の計畫をもなほ手ぬるしとして、より積極的なる立案を爲すべきことを慫慂したのである。後に引用する大橋新太郎の所論のごとき、その顯著なる一例である。
　ただ多くの地主のみならず、近代都市計畫の知識を有せざる守舊的人士は、伯のこの計畫をもつて不急の贅澤案と考へてゐた。何となれば近代都市の建設は、社會問題の理解なしには了解し難きところであつて、社會問題に關しては、伯と彼等とはおよそ正反對の立場にあつたからである。
　故に伊東の長廣舌に對し、適當なる說明を與へて、この險惡なる審議會の空氣を緩和することは、殆ど不可能のことであつた。

しかしながら帝都復興計畫の責任者にして、復興院總裁の地位にある伯は、この不可能事をも、可能とすべく努力しなければならぬ苦境にあつた。

かくして晝食後、午後一時二十分、審議會は再開された。審議は午前の江木、伊東兩委員の反對論に對する、後藤幹事長の辨明からはじまつた。伯はまづ江木、伊東の兩委員の質問に對し、一應の挨拶を述べたのち、兩委員の趣旨と自分の趣旨とは實は同一であつて、ただその道程が違ふだけである、しかし初めからこの復興事業計畫は、全く國家の財力を顧みざるは空論なりと斷じ、この見地からのみ論議するが故に、すべての點がその方向に走るのではないかと論じた後、直ちに辨明論に入つた。第一は、伯の復興計畫が、國家の財力を顧みざる空想論にあらずやとの疑問に對する辨明であつた。伯はこの點について、

此震災前ヨリ帝國財政ノ放漫ニシテ緊縮ノ必要デアリ、行政整理ノ必要デアルト云フ點ニ付テ述ベラレマシタ所ハ御同感デアリマス。其ノ點ハ大藏大臣ヨリ詳細ニ御話ヲ願フコトニシマシタラ便宜デアラウカト考ヘマス。私ノ此計畫ニ付テハ財政ノ緊縮、行政整理ト云フモノハ、尺蠖ノ伸ビンガ爲メニ屈ミルノデアルノデ、十分ナル都市計畫ヲ致シマシテ今次ノ如キ慘狀ヲ再ビ繰リ返サナイヤウニ致スト云フコトガ本旨デアリマシタノデアリマス。

と論じたる後、さらに進んで、帝都復興費が日本の現在の財力並びに他地方との振合上、果して過大なりや否やの議論に入つた。

此ノ帝都ニ非常ニ過大ノ經費ヲ注グコトニナツタヤウニ存ゼラレテ居ラル丶ヤウデアリマスガ、是ハ戰前ヨリ段々例ガアリマシタ。鹿兒島ノ爆發ノ如キ百七十萬圓ノ金ヲ投ジタ。此經濟上ノ關係カラ此度ノ帝都ノ經濟上ノ關係ヲ計算シテ來ルト決シテ空論デナイノデアリマス。此度ノ國庫收入ノ二億圓近クヲ納ムル所ノ大部分ハ東京ニアルノデアリマス。歳入ノ略ボ五分ノ一ハ關係スル所ノ

モノデアルノデアリマス。之ニ對シテ相當考慮ヲスルコトガ必要デアルデアラウト私ハ考ヘル。

この點の伯の說明は、未だ說いて盡さざるの憾みがあつた。それは震災による東京市の潰滅といふことは、その地域の廣さにおいては言ふに足らないとしても、東京市そのものの經濟的實力が、實に帝國經濟力の五分の一以上にのぼるといふ事實である。平時において東京市は、全國國稅收入の二割一分七厘を負擔し來つた。故にその大半が破壞された場合、國家がこれに七億圓といふ巨額の復興費を支出することは、櫻島への百九十萬圓に比較して、決して過大ではない計算になるのである。伯もこの辨明の後半において、

東京市ト全國トノ國稅ノ收入ノ比較ト云フモノハ百ニ對シテ二十一ノ七ニナツテ居ル。ソコデ先刻申述ベマシタ櫻島ノ災害ニ付テ出シタ金カラ比較シテ見ルト、何等過分デハナイヤウニナツテ居リマス。

と言つてゐる。若しこの點を更に突つこんで、詳細に論じたならば、伯の議論は一層有力となつたであらうと思ふ。況んや帝都は「政治經濟文化ノ中心」にして「他ノ都市ト同一視スルコトノ不可ナル」に於いてをや。

しかし伯は、かうした具體的論議に、あまり深入りしなかつた。そして却つて、帝都復興計畫は、果して一片の理想案に過ぎざるや否やの抽象論を、なが〳〵と述べ立てた。次の通りである。

都市計畫ノミ主トスルハ不可デアルト云フコトノ御說ハ御尤デアル。是ハ深ク注意ヲ致シタノデアリマス。現ニ是等ノ御議論ハ各方面ニ亙ツテ最初カラ現ハレタ所ノモノデアル。サウシテ東京ノ此火災ノ爲メニ最初ハ唯同情ト云フダケノコトデアリマシテ損害ノ及ブ所ハ關東一地方ニ限ツテ居ルトシ、東京カラ九州、北海道ニ至ルマデ此震害ノ爲メニ如何ニ國民生活ニ影響ヲ及ボシタルカハ顧ミズシテ唯震害ニ同情ヲ表スト云フ位ノ程度デアツタノデ、是ガ最初ノ現象デアリマス。然ルニ此事ガ唯文字ノ上デ拵ヘタ政治經濟文化ノ中心ヲ失ツテ、將來ノ害恐ルベシト云フ所ノモノガ事實上ニ現ハレテ來マシテ此恢復ハ事實上ニ文字ノ上

リノデナケンテ、事實上ニ帝國復興ノ意義ヲ成スベキモノデアルト云フコトノ理解ヲナサシムベキ事實ノ端緒ニ現ハレテ來タト云フコトハ、是ハ皆サンモ御承知ニナツテ居ルコトデアラウト思フノデアリマス。ソコデ帝都復興ト云フコトハ經濟上ノ復興ト云フ點カラ見レバ帝國ノ經濟復興ト云フモノト共ニ連關シテ居ルノデアツテ、此事ハ必ズシモ帝都ノ新造ト見ルト云フ誤解カラ來タノデハナイ。之ヲ誤解ナリト述ベラレテ本案ノ實行ガ不能ナリト述ベラレマシタガ、果シテ不能デアルヤ否ヤト云フコトハ少シク內容ニ立入ツテ御研究ヲ希望スルノデアリマシテ、根本ノ所見ヲ異ニシテ居ツテ新造ト云フコト其ノ程度ハ國民生活ノ新造デアルト云フコトヲ誤解シタモノデアルト云フコトノ御議論ハ是ハモウ少シ攻究ノ餘地アルモノト私ハ考ヘル。帝都ハ國民生活ノ新造デナイト云フコトモ誤解デアリマス。新造デアルト云ノコトニ提ハレルモ亦誤解デアリマス。是レ中庸ノ得ザル所デ御意見ヲ異ニシナケレバナラヌコトニナリマシタ點デアラウト思ヒマス。

伯のこの議論が、聽者に果して深き感銘を與へたりや否や、といふよりも寧ろ、聽者が果してその議論の意味を理解し得たるや否やすら、甚だ疑問である。伯の意味するところは、恐らく、帝都が日本の政治、經濟、文化の中心たることは、單に文字上の理論にあらずして、儼として動かすべからざる事實なるがゆゑに、帝都の復興は卽ち帝國全體の經濟復興なりといふことを、力說するにあつたらうと思はれる。然るに不幸にして玆に伯の弱點が、露出してきた。それは伯の性癖たる獨り合點と、論理の飛躍的傾向である。伯は一、二、三と順序を立てて議論することを好まず、又それが下手でもあつた。しかしそれは討論家には絕對の必要條件である。いま伊東の明快なる攻擊の後に、伯のこの辯明を聽きたる者は、あまりにしどろもどろに感じられたかも知れない。天成の討論家たる伊東に對し、禪學問答的なる伯の辯舌は、まことに不利益なる對照であつた。

ゆゑに審議會の空氣は、案そのものの優劣良否よりも、その說明と攻擊との巧拙に於いて、頗る政府側に不利に展

開したやうである。

當時藏相として、閣議にも審議會にも同席した井上準之助もまた、その感が深かつたと見えて「帝都復興座談會」の席上において、次の如く語つた。

それから今の五十億から三十五億、それを削つて七億幾らにする、それは井上が唯徒に何等の數字の根據もなしに反對するものと世間では取つたのです。それをお爺さん達の復興審議會の人がさう感じて、さうして第一に復興法案といふものを見ると、今の區劃整理といふ事で、人の所有權を勝手に取上げると見てしまつた。それで伊東子爵が法律家だから、それを抑へて非常にやかましく言はれた。それから又道路が何十間といふ廣いものになる、今の道路は九間か十間で、それの何倍になる、そんな馬鹿な廣いものを拵へてどうするかといふ譯です。そこは私に言はせると、今私が說明するやうに、田舍の例か何かを持つて來れば宜いけれども、後藤さんになると、いきなりフランクフルトでは……とやり出すものだから、「フランクフルトが何だ」とやられる。そんな說明をするよりも、つまり將來の都市としては地下鐵道を架ける爲に是だけの廣さが要ると言へば宜い。それをトランス・ラピツドが何とかしたと言ふものだから、誰にも分りはしない。考へて見れば滑稽至極ですが、さういふ面白い問題であつたのです。後藤さんは一人で理解して居つて、それが誰にも分らぬといふ譯であつた。

そして伯の說明が、當時の閣僚の頭にすら、十分に理解し能はなかつた事實について、井上は更に次の如く語つてゐる。

區劃整理といふ事は誰もあまり興味がない。だからあの時の區劃整理の法律案ナントいふものを讀んだこともな

けれぱ研究したこともない。甚だしいのは斯ういふことがある。閣僚の中で――誰でしたか、――一體區劃整理とは何かネ――と言つて私に聽いた人がある。それから後藤さんが色々な事を説明された後で、私が脇からまア簡單に言へば斯ういふことですと言つて話した。すると後藤さんが大變笑つて――大藏大臣の言ふのは簡單明瞭で宜しい――と言はれたことがありました。それは斯ういふのです。例へば茲に水田がある、よく田舍にあるでせう、水田として稻しか出來ない、どうしても畑にならぬ、つまり水が多くて困るから水を排水しようといふ場合に、此眞中に大きな水路を掘る、さうすると兩方の水田は水が減つて良い畑になる。さういふ場合に茲に出來る水路といふものは此水田が皆で負擔しなければならぬ。斯ういふ水路を拵へる費用も其處の區域の者が皆で分擔する、斯ういふことです――さうでせう。今の樣子で見ると、唯水路が道路になるだけで道路を拵へてそれを皆で分擔するといふ譯でせう。それを後藤さんが説明すると難かしいことを言ふ。それから宮尾さんを何度呼んで聽いたつて、尙ほ難かしくて分らない。宮尾さんの悪口を言ふのではありませぬが、豫算總會でも宮尾さんの説明を聞くと、どうも先生にも能く分つて居ないらしい。だから書類ばかり擴げてやるものだから、誰だつて聽いて居る人が本當に分らない。要するに復興計畫といふものは一種の土木事業です。それを政治家が政治問題として取扱つて、政治問題と土木問題をゴツチヤにしてやるといふ譯だから、山本權兵衞伯の如きは最も不適任なのです。だからどうも區劃整理なんかといふ事が總理大臣には全く分らなかつた。それは無理もない、よく私に閣議が濟んでから「井上君、後藤はあんな事を色々言ふがどうかネ、何とかなるのかネ」と言はれたことがある。

さて伯は、かうした作爲的なる論法を以て、帝都復興の重要性を論じたるのち、續いて軍備費と復興費との關係に

移り、

第二ノ點ハ江木君ノ御説ト御同感デアツテ、軍事上ノ關係ヲ段々述ベラレマシテ、軍事上ノコトヲ等閑ニシテ其ノ經費ヲ移シテ此復興ノコトヲ計畫シタヤウニ述ベラレマシタガ、啻ニサウデナク軍事上ノコトハ必要デアルカラ此計畫ハ後ニシテモ良イト云フヤウナ御説ガアリマシタガ、是ハ決シテ左樣ナル從來ノ計畫等ヲ後ニシテヤルト云フコトデナク、其ノ計畫ハ其ノ計畫トシテ存シテ居ツテ、サウシテ此ノ臨時ノ出來事ニ處スルコトヲ考ヘナケレバナラヌト云フコトニ信ジテ居ルノデアリマス。

と、簡單に説明したる後、伊東の口をすべらせたる遷都論にひつかけて、街路及び運河計畫を、次の如く述べた。

ソコデ遷都論ノコトモアリマシタガ、是ハ全ク建築上ニ明カナル如ク、又將來ノ火災ノ點ニ付キマシテモ此ノ帝都ヲ此處ニ定メラレテ、將來注意シテ建築ヲ爲シ又火災其ノ他ノ難ヲ遁ル、所ノ計畫ヲ完ウスレバ決シテ今日ノヤウナ禍ニ罹ラヌト云フコトガアレバコソ遷都論ガ止ンダノデアル。（中略）サウスレバ茲ニ帝都ヲ建設スルニ當ツテハ、科學上ノ見地カラ相當ナ方法ヲ講ジナケレバナラヌ。其ノ中ニ道路ヲ擴ゲルト云フコト「カナール」ヲ作ルト云フコトハ、大體其ノ難ヲ避クル爲メニ先ヅ著手スベキ必要デアル。外ノコトハ如何樣ニ減ジテ往ツテモ此事ハ是非必要デアル。ソコデ國ノ費ス所モ、個人ノ費ヤス所モ、市ノ費ヤス所モ、都市ノ建設ニ費ヤスモノハ、元ノ道路ヲ元ノ「カナール」ノ上ニ建築スレバ、斯ク建設シタ費用ハ年月ヲ經ルニ從ツテ其ノ效用ヲ減ジテ、極ク極端ニ申セバ泥溝ニ金ヲ捨テルヤウニナルカラ、サウ云フ計畫ハイカヌト考ヘマシテ、既ニ五箇年間ノ猶豫ヲ以テ「バラツク」ヲ建テルコトニ勅令ヲ發セラレタノデアリマス。

更に伯は、横濱築港及び京濱運河の問題につき、次の通り説明した。

先ヅ第一ニ現在ノ横濱築港就中其復舊ニ付テハ、一日モ早ク之ヲ實行セザレバ平時ニ在ツテモ亦非常ノ時ニ在ツテモ忽セニスベカラザルモノデアルト云フコトハ、辛キ經驗ヲ此ノ際ニ嘗メタノデアリマス。又芝浦ニ於テモ同樣ノコトデアリマス。ソコデ一寸此ノ一例ヲ申上ゲテ見マスト、運輸ノ狀態ハ一噸ニ付テ横濱ヲ經テ東京ニ入リマスニハ、鐵道ニ依ツテ來ルモノハ大正七年ノ頃ニハ三圓二十四錢乃至四圓三十錢位ノモノデアリマシタガ、大正十年ニハ七圓十四錢五厘乃至八圓四十四錢ト云フヤウニナツ

テ來マシタラ一噸ニ付テ斯ノ如キ有様デアル。若シ築港ヲ致シマシテ東京ニ陸揚ゲノ便ノ開クコトニナツテ來マスルト六、七圓掛ツタ所ノモノガ現ニ二圓七十三錢若シクハ一圓三十三錢以下デ輸送ノ出來ルト云フコトハ、郵船會社其ノ他ノ調ベニ依ツテ明カニナツテ居ル所ノモノデアリマス。

かういふ事實に卽しての具體的の議論は、伯の長所であつた。伊東のごとき法理論的討論家に對する伯の最良の方法は、抽象的結論法を避けて、かかる解りよき具體論をもつて、進むべきであつた。

伯は更に進んで今後幾年かの間に、帝都復興のために國、自治體、個人の費やす復興材料及び工事費を、百億圓と見做し、その運賃の差額を次の如く計算した。

是ガ横濱カラ材料ヲ揚ゲルモノガ多クシテ鐵道ニ依ルモノハ尠ナイ。其ノ大部分ガ茲ニ計數ノ擧ゲマシタモノカト考ヘテ見ルト先ヅ少クモ三四割ノ差ヲ生ズルノデアリマス。假ニ之ヲ三割ト見テ百億圓ノ三割ハ如何ナルモノカヲ知ルニ難カラヌノデアリマス。是ハ決シテ贅澤ナリ無用ノ贅物デハアリマセヌ。「カナール」若クハ第三期擴張ノ横濱港ノ築造ト云フモノハ是ハ決シテサウ長ク掛カルモノデハアリマセヌ。（中略）二三年間ニ成功シマシテ、東京ノ帝都ガ五年間ニ成ルトナレバ三年後カラ三年間其ノ恩澤ニ霑シテ居ルト云フ計畫デアリマシテ、是ハ帝都復興ノ經濟上ノ力ヲ充分ニ能率ノ擧リマスヤウニシヨウト云フ準備ノ手段デアリマス。サウシテ同時ニ今後ノ帝都復興ノ助ケニナルト云フコトカラ計畫シマシタモノデアリマス。（中略）爲メニ是ハ大藏省ニ於テモ種々攻究ヲ致シマシタ結果、斯ノ如キ豫算ヲ得ルニ付テハ充分ナ攻究ヲ致シテ居ル譯デアリマス。決シテ空想デナイト云フコトノ御了承下サルコトヲ切ニ希望致シマス。

續いて伊東の最も力點をおいた土地買上及び區劃整理の問題について、伯は次の如く論じた。

一坪ノ買入ニ付テ一段ト御話ガアリマシタガ、東京ノ地主ハ一萬四千人アリマスカラ此ノ地主ノ總數ニ千名トシマシタ人ヲ以テ會議ヲ開イテ、

サウシテ決定シタコトデハナイノデアリマスケレドモ、全ク伊東伯爵ノ述ベラレル所ノ地主利害論トハ異ツタル考ヘヲ評議員會ニ於テモ多クノ地主ヲ代表シテ話ガアリマシタ。ソレハ即チ此ノ土地區劃整理法ヲ全部ニ行ツテ貰ヒタイト云フ希望ガアル位デアリマス。サウ云フヤウナ譯デ相當ナ土地ヲ出シテ、受益者ノ負擔モシテ、サウシテ市ノ計畫ヲ完クシタイト云ノコトデアリマス。是ハ一方バカリ聽イテハイカヌノデスガ、不幸ニシテ伊東伯爵ノ方ニハ一方ガ行キマシテ、他ノ一方ハ之ニ與カリザルコトヲ遺憾トスル者デアリマスガ、是ハ研究シテ見レバ全ク間違ノナイ事實デアルト考ヘラレマス。

この點も、伯の議論はまだ不徹底たるの憾みがあつた。勿論東京の地主中、區劃整理を希望するものと、希望せざるものとの比率がどうであるかは不明であつたが、これを以て所有權の蹂躙なりと酷論すること、伊東の如き地主は小數であつた。特に伊東以上の大地主なる大橋新太郎の如きは、熱心なる區劃整理論者であつた。そして自らこの策を伯に建言したほどであつた。笠原敏郎はそれを次の如く語つてゐる。

後藤總裁の時分に此區劃整理をやるといふ事をお考へになつたのは、ああいふ偉い人ですから外國の事例とか、色々な方面からお考へになつたのでせう。けれども私共から想像して、直接非常な動機になつたかと思ふのは、日本橋の大橋新太郎さんあたりが、自分の方面を唯道路を擴げるだけでなく區劃整理をやつて呉れ、道路系統から何からスツカリやり直して呉れといふ事を、あの日本橋の眞中の土一升金一升の所で、地主の連中が言つて來られた事なども後藤さんの區劃整理を決心される動機の一つであつたのではないかと考へて居ります。其の時分にそれならばどんな物を造るか、圖面を作つて見ろと言はれて、圖面を引いて持つて行つたこともございますが、吾々はどうしても之れをやつて貰ひたいものだと思つて、整理後の圖面は出來るだけ奇麗に書いて持つて行つたりしたことを覺えて居ります。後藤さんはそれを擴げて見られて、「ウン、斯うしなければいかぬ」

と言はれたりしたことがあります。（帝都復興秘錄）

そして大橋の區劃整理論が、如何に徹底せるものであつたかは、十一月二十一日、第二回評議員會總會における彼の討論の一節がこれを明かにしてゐる。

ソレデ御示シニナリマシタ書ヲ委員トシテ最モ力ヲ盡シマシタ復興事業ノ中街路費並ニ土地整理費ノ件デアリマスガ、街路費ノ東京市ニ於ケル全額四億六百萬圓、之ヲ過日委員會ノ際ニ於ケル總裁ノ御說明ニ依レバ、此ノ四億六百四十萬圓ノ街路費ノ中、二億五千五百十四萬圓ト云フモノハ土地買上費デアルト云フ事デアリマス。而シテ委員會ニ於テ圖ニ示シテアリマス所ノ區劃整理ノ方ノ費用ハ、此豫算ニ示シテアリマス通リ僅ニ八百七十五萬圓。東京市トシマシテ、此度ノ大震災ノ爲ニ是非共實行シテ貰ヒタイノハ、道路ノ廣イコトモ勿論希望致シマスケ、寧ロ土地整理ガ最モ東京横濱兩市共必要デアラウト存ジマス。（中略）過日委員會ノ場合ハ區劃整理ハ非常ニ結構ナモノデアル。是ハ各個人ノ所有ノ土地ノ一割ヲ受益者負擔トシテ提供サセレバ、土地買收費ハ[illegible]云フ風ナ便宜ナモノガ出來ル。（中略）此度ノ震災ノ爲ニ燒ケタ所ノ燒失區劃全體ニ亙ツテ、個人ノ土地ノ全部[illegible]トシテ一割ヲ提供サセレバ、尙其外ニ東京市ガ持ツテ居ル所ノ市所有地其他又一方ニハ官有地ヲ整理スレバ、茲ニ不用ノ土地ハ餘ル面積モ少カラヌコト、存ジマスル。是等ヲ合ジマスレバ、街路ヲ擴張シ並ニ區劃整理ヲシテ、非常ニ東京市ノ住民ガ便利ニナルモ、衛生上カラ申シマシテモ若クハ火災其他ノ上カラ申シマシテモ、皆サン姑ク此圖ヲ御覽下サイマスレバ區劃整理ガ如何ニ東京市民ノ便利ニナル事カハ明瞭デアリマス。此東京ノ復興費四億八千八百萬圓ノ中、土地買收費二億五千何百萬圓ト云フモノハ全ク無クテモ出來ル結果ニナリハシナイカト思フノデアリマス。（中略）整理ノ爲ニ土地ノ提供ヲ命ズルナラバ、道路ヲ擴ゲルト云フモ同一ノ方法ニ依ツテヤレバ、全額モ二億五千萬圓以上減少サレルデアラウ。又ソレ丈ケ東京市ノ負擔ヲ減ズルト云フ一億三千百萬圓ト云フ負擔ハ東京市ハ將來是丈ケノ負擔ヲ免レルコトガ出來ルト思ヒマスカラ、東京市ノ將來ノ經濟ノ上カラ考慮シテモ莫大ノ借金ヲ東京市民ニ殘サヌト云フコトハ、吾々ハ兎モ角モ子孫ノ爲ニサウ云フ借金ヲ殘サヌコトハ、良イコトト衷心確信スルノデアリマス。（中略）東京市ノ地主ガ將來道路ヲ擴ゲ又町ノ中ニ區劃整理ガ出來ル以上ハ土地ヲ千坪持ツテ居ル者ハ九百坪ニ

減ジマシテモ地代ヲ一割上ゲレバ地主ハ損ハナイ。又借地人ハアノ不便ナ所ニ住ムヨリモ斯ウ云フ整然タル所ニ住マバ地代ヲ一割上ツテモ借地人ハ苦シマナイノデアリマス。而モ國家今日ノ財政ノ場合ニ是丈ケ金高ヲ減ジテ東京市ハ一時市民ニ苦痛ヲ感ゼシメテモ、將來ノ債務ヲ免レシムルコトガ出來レバ、是ハ充分ニ考慮ヲ拂ツテ然ルベキコト、考ヘルノデアリマス。火事ガ多イノハ蒸氣喞筒ガ道路ガ狹クテ這入ルコトガ出來ナイカラデアリマス。火事ハ最初ノ五分間ガ大切デアリマス。又貨物自動車ガ通ルコトモ出來ナイヤウナ道路ニ住ムヨリモ、火事ガアレバ其瞬間ニ蒸氣喞筒モ這入リ、又不斷ハ貨物自動車モ自由ニ這入ルヤウナ道路ヲ作ツテ置クノハ、市民生活ノ上カラ云ツテモ亦現在斯ウ云フ道路ハ保險料ハ高イ、此保險料モ輕減サレマス。餘リ長ク獨リデ喋舌ルノハ如何デアリマスカラ、茲ニ自分ノ趣意ヲ申述ベテ置キマス。何卒此大英斷ヲ以テ市民ニ一時ハ害ヲ與ヘルヤウデアリマスガ、將來利益ヲ與ヘマスカラ特ニ此事ヲ申述ベテ置キマス。（帝都復興事業誌）

論じ得て事理明白、若し審議會の席上に彼があつて、伊東、大橋兩大地主の土地區畫整理に關する討論をさせたならば、との感なきを得ない。しかし審議會の席上に、かうした有力な支持者を一人も持たなかつた伯は、あらゆる問題について、孤軍奮闘を餘儀なくせられた。そして最後に、再び帝都復興に對する重要性を次の如く述べて、一應の辨明を終へた。

サウシテ此恢復ト云フモノハ櫻島ノ如クデハナクシテ、東京ガ潰レ帝國ノ興隆ガ出來ヌヤウニナリマシテ、帝國ノ復興ガ出來ヌデ宜シイト云フコトデアツタラ別デアリマスガ、然ラザル以上ニハ此ノ復興ニ伴フベキ要件ヲ以テ此ノ計畫ヲ爲スト云フコトハ必要ナコトデアリマシテ、敢テ復興院ノ目的ヲ達センガ爲メニ過大ノ國費ヲ費スト云フモノデハナクシテ、此ノ國運ガ速ク恢復ヲシテ來ルト云フコトヲ希望シタノデアリマス。若シ伊東伯ノ言ハレルヤウニシテ唯此儘デ宜イ、若シ必要ナルコトガアツタラ一二ノ道路ヲ完成スルニ止メテ宜イデハナイカト云フコトニ從ヒマシタナラバ、東京ノ恢復ト云フモノハ甚ダ遲々トシテ進マヌノデアリマシテ、其ノ經濟力ノ恢復ガ進マヌノミナラズ、又文化政治其ノ他ノコトニ付キマシテモ、中心點ヲ失ツテ永キ惱ミヲ、

爲シテ不健全ナル中心點ヲ以テ國民全體ガ生活ヲシナケレバナラヌト云フ禍ヲ永ク貽スコトニナルト云フコトヲ恐レテ、サウシテ其ノ邊ニ付テハ伊東伯ノ如キ其ノ恐レノ爲ニ因ハレテ敢テ其處ニ進マヌヤウニシマシテハ、將來拭フベカラザル禍因ニ陷入リマスカラ、周圍ノ事情ト財力ノ關係ヲ鑑ミテ是ハ計畫ヲ致シタモノデアリマスカラ、其ノ邊モ能ク當局ノ計畫ニ對シテ十分ノ御考慮ヲ煩ハシタイモノダト思フノデアリマス。

四、澁澤榮一の調停

第一回審議會の午後は後藤幹事長の説明に續いて、井上藏相の豫算に關する説明があつた。それは純然たる事務的答辯であつて、伯の如く根本論に亘らなかつたが、それだけ明快を極めたものであつた。即ち帝都復興費七億二百萬圓、これに火災保險援助費、府縣公共團體援助費などを約二億圓と見積つて合計九億圓、さらに國有造營物その他諸般の設備の復舊費五、六億圓として、震災に基く今後數年間に亘る臨時の支出を、約十五億圓乃至十六億圓と計算した。そして井上はその財源を説明して曰く。

然ラバ此復興費ハ復興費ノ財源ヲドウ云フ風ニ求メタカ、斯ウ云ヒマスルト唯今申シマシタ如ク歳入ノ減少ト一方ニハ臨時支出ガ要ル外ニ此ノ災デアリマシタ爲ニ、到底一般歳計ヨリ此復舊、復興ニ要シマスル金ヲ捻出スルト云フコトハ出來ナイノデアリマス。ソ隨テ何等ノ財政計畫ヲ立テマスカ、或ハ公債支拂ノ金額ニ依ル計案ヲ立テマセヌデ、ソレデ今申シマシタ如ク歳入ノ減モリ、ソレニ應ジテ歳出ヲ減ジマシテモ尚ホ足ラヌ所ハ剩餘金ヲ各年度ニ出シマシテ、其剩餘金ヲ以テ今後ノ公債計畫ノ利拂ヲシ、又ソレノ減債基金ヲ取ツテ往クコトニ致シマシテ、隨テソレヲ繰リ返シテ參リマスト、一般歳計ニ於キマスル公債募集ノ計畫ト全然打切ルノデアリマスカラ、唯今ノ方法デ四年歳計ヨリ出テ來マス剩餘金ヲ確定的ノ財源ト致シマシテ唯今申シマスル約十五億ノ利

拂資金ヲ一般歳計カラ捻出スルコトニシタイノデアリマス。然ラバ此巨額ノ公債ヲドウシテ募集スルカト申シマスコトハ先刻伊東伯爵ヨリ段々御言葉モアリマシタヤウニ、是迄ノ公債ニ於テモ種々ノ故障モアリマシタノデス。併シナガラ利拂資金ガ出來マシタ以上ハ是ハ年度割ト云フヤウナモノニ手加減ヲ致シマシテ内外債ニ依ツテ是ヲ支辨スルヨリ外ニナカラウト考ヘテ居ルノデアリマス。外債ノコトニ付キマシテハ斯ウ考ヘテ居ルノデアリマシテ、今後ノ帝都復興ニ關スル直接ノ建築代或ハ工場ノ復舊ニ依リマスル機械ノ輸入ト云フヤウナモノニ付マシテ、相當ニ外國ニ支拂ヲ要スルト云フコトハ明カナコトデアリマスガ、其ノ外國ニ支拂フ金ヲ考ヘテ、ソレヲ外債ニ依ルト云フコトハ一方ハ内地ノ市場ヲ餘リ無理ナコトヲシナイ一種ノ策デモアリマスルシ、又ソレガ一番國ノ便利デナイカ、斯ウ云フコトヲ考ヘマシテ、最少限度ニ於テ外債ニ依リマシテ成ル可ク年度割ヲ永クシテ内債ニ依テ此資金ヲ調達シタイト云フ考ヘデアリマス。

續いて田遞相が、火災保險問題の經過を説明すると共に、それに關する所信を披瀝した。しかしこれは、審議會における議題とは、縁遠い問題であつた。故にそれはそれとして、次いで討論に移り、江木千之が再び長々と辯難に起つて、後藤幹事長との間に、小競合を演じたる後、今度は委員大石正巳が發言した。しかしそれは主として、審議會の開會が遲延したることとの不滿に過ぎなかつた。

續いて貴族院研究會の領袖青木信光が、一應この會議を打切つて、次會の審議まで、考慮の時間を與へられんことを要求したる後、委員高橋是清が起つて意見を述べた。それは結局、伊東、江木兩委員の所説に對する贊成論に過ぎなかつたが、衆議院に絶對多數を擁する政友會の首領の意見として、目睫の裡に迫れる臨時議會における形勢をトするために、重要視された。

今朝來伊東伯其他ノ御意見ヲ拜聽致シ私モ大體ニ於テ御兩君ノ御意見ニ同意スル處ガ多イノデアリマス。此ノ大震災火災後ニ於

キマシテハ一番緊急ノ施設トシテ必要ナルモノハ此ノ罹災民即チ市民ノ生計ノ道ニ於テ安定セシムルコトガ第一デナケレバナラヌト考ヘマス。此ノ計畫ニ依ツテ見マスト云フト第一ニ考ヘネバナラヌ所ニ御考ヘノ費サレタルコトガ薄クテ、唯道路、或ハ區劃ト云フヤウナ形ノ上ニ於テノ計畫ニ重キヲ置カレテ居ル樣ニ見エル。（中略）然ルニ今度斯樣ナ計畫ヲシテ道路ヲ開クニシテモ上下水道ヲ之ニ作ツテ往カナケレバ能ク其效ヲ爲サナイノデアリマス。何レノ國ニ往ツテモ新ニ市街ヲ計畫スルニハ上下水道ヲ先以テ計畫スル。其レヨリソノ災害後ニ私ナドノ考ヘニハ兎ニ角民心ヲ安定サセナケレバナラヌ。又衣食ノ途ヲ得セシムルヨリ仕方ガナイ。（中略）又金融ノ關係ニ付テモ此頃ハ現金取引ノミデ信用ハ殆ンド無クナツテ了ツタ。故ニ從來直接ニ東京ヘ來タ物ハ今日ハ大阪ト名古屋ニ品物ヲ送リサウシテ名古屋ヨリ大阪ヨリノ商人ガ自分ノ金デ以テ自分ノ計算ト危險ヲ以テ物ヲ持ツテ來ルカラ、其物品ノ代價ハ高クナルニ決ツテ居ル。（中略）其レカラ新規ニ道路ヲ擴ゲタリ造ツタリスル豫算ナドヲ見マシテモ、唯一時要ルダケノ金デ三十間ヨリ二十四間ノ道路ヲ拵ヘマシテモ此ノ修繕トカ維持ハ誰ガスルカ皆市民デアル。（中略）而シテ此ノ豫算ニ付テ變ツタ點ヲ見ルト國ノヤル仕事ニ就テ東京市ハ二億幾ラノ分擔シテ居ル。而シテ一方公共團體ノ費用ニ對シテ補助スル金ハ六千萬圓デアル。東京市民ハ六千萬圓ノ補助ヲ貰ノ代リニ二億何千萬圓ノ分擔ヲサセラレルノデアル。有難迷惑ニ相違ナイ。（中略）ドウカ兩委員ノ達セラレタ處ヲ御考慮ニナツテ更ニ御修正ニナル事ヲ私ハ希望致シマス。却ツテ其方ガ議會ノ面目ヲ具ルノデアラウト思ヒマス。

全國に黨員を有し、有權者の投票を常に考へてゐなければならぬ高橋としては、市民目前の生計安定といふことを、必要以上に强く感じたのも已むを得ないであらう。併し乍ら、彼が道路幅員の取擴げについて全然無理解であつたことは驚くの外ない。彼は倫敦のセント・ポール寺院前の殷賑地帶が、狹き道路であることを指摘して、東京がそれ以上の廣い道路を持つことを贅澤であるかの如く論じた。しかし倫敦の町幅の狹いことは、倫敦の發展を阻害し、從つて大英帝國發展の障礙の一因となつてゐるのである。それを例として東京の新設道路をも狹小とすべしと論ずるに至

つては、後世史を讀む者をして、嗟嘆せしめるであらう。

續いて憲政會總裁加藤高明が起つた。彼はその性格が何時も然らしめる如く、この場合別に具體的意見を開陳しなかつた。ただ簡單に閣外委員の所說に對して贊意を表すると共に、この際審議會の討議を打切つて、直ちに論議を議會に移さんことを要求した。

今ヤ議會ノ開會モ目睫ノ間ニ迫ツテ居リマシテ而モ此ノ審議ハ鄭寧ニ致セバ中々二箇月ヤ三箇月ノ間ニ出來ルモノデナイ。(中略)何レ議會ニ御出シニナツテ調査ヲ求メラレナケレバ實行ガ出來ナイノデアリマスカラ唯今迄ノ處デ閣外ノ委員ノ意響モ略分カリマシタデセウシ、私モ同列ノ諸君ガ述ベラレタ所モ一々同感デアリマスカラ、(中略)大體ニ就テ先ニ述ベラレタ委員ノ意見ヲ採用スベキモノハ採用シ、採用スベカラザルモノハ採用シナイデ案ヲ定メラルベキ事ヲ希望致シマス。

加藤委員の言ふところは、一應有理なやうに見えて、實は復興計畫案の採否を、議會において決せんとする、一種の宣戰布告であつた。それほどならば、何のために審議會を設けたのであるか、その意義さへ沒却せんとするものであつた。

そこで最後に、調停役として、委員澁澤榮一が起つた。

重要問題ニ付キ各委員ノ考ノ種々變ツテ參リマスコトハ已ムヲ得ナイヤウニ思ヒマス。私共モ此ノ委員ヲ仰付ケラレマシタ頃カラシテ此ノ問題ハ甚ダ面倒ニナリハシナイカト云フコトヲ苦慮致シタノデアリマス。恰度帝都復興院ノ爲サレ方ガ二ツノ合ハスベカラザルモノヲ合ハシタヤウニ思ハレマス。一方ノ罹災民ニ對シテ成ル丈ケ早ク事業ノ安定ヲ得サセタイ、一日モ早クニト云フ希望ヲ持ツタノデアリマス。又帝都ヲシテ完全ナル帝都タラシメタイト思フヨリ充分ニ評議シテ良イ上ニモ良イコトヲ考ヘタイト思ヒマス。必ラズ時モ掛リ金モ掛ル。時ト金ノ掛ル方ト、金ヲ減シ又早クヤリタイト云フ方ト二ツ一緒ニヤラウト云フノデアリマスカラ納鑿相容レズ火ト水ト相戰フヤウナ有樣ガ生ズルノハ已ムヲ得ナイト思ヒマス。

即ち前者の意見を代表するのか、伊東をはじめ閣外委員数名であり、後者の意見を主張するのか、伯はじめ閣內委員である。然らばこの兩極端の意見が正面衝突したならばどうなるか。澁澤は言ふ。

此處デ存當ツテ唯此ノ議論ノ爲ニ甚シキハ議會モドウナルカト云フコトデアルト、詰リ申スト罹災者タル東京橫濱等ノ市民ガ政治上或ハ有力ナル方々ノ意見ノ爲ニ宙ニ吊リ下ガフレル有樣ニナリハシナイカト云フコトヲ深ク憂フルノデアリマス。（中略）何ウデ御座イマセウカ、一日モ早クモウ一遍會ノ御開キニナツテ討論會デナク之ニ對スル反對ノ御意見ガアルトスレバ是ハ斯ウシタイ、アヽシタイト云フコトヲ成ルベク御聽取ニナツテ、サウシテ或ル部分ハ御修正下サツテ、サウシテモウ一應立案シテ下サル樣ノ御考ヘハナイモノデ御座イマセウカ。サモナケレバ加藤サンノ仰シヤル樣ニナリハセヌカト恐レルノデス。（中略）其等ノ說ヲ皆リ議論的デナクテ協議的ニ御相談ナスツテ、サウシテ大方針ガ其處ニ稍協定シマシタナラバ、御改正下サルコトニ吝カナラヌ積ジマシテ、更ニ修正案ヲ兩三日中ニ御提出下サルト云フ樣ナコトニハ出來得マセヌモノデハ御座イマセウカ。可成サウアリタイト希望致シマス。（中略）其折衷說ノヤウナ折合論デ、頗ル老人ノ意氣地ナシノ意見デハ御座イマスケレドモ、唯一言愚存ヲ申上ゲマス。

流れはひとり財界のみならず、あらゆる問題について、當代無二の世話役といはるゝだけあつて、澁澤の言ふところは最も常識的であり、審議會の空氣を緩和するのに、大いに有效であつた。これに力を得て、議長山本首相は五分間の休憩を宣した。時に午後三時二十分。

三時二十五分より再會されたる審議會において、結局山本首相の指名により、十名の委員より成る特別委員會が組織されることになり、委員は閣外五名、閣內五名、委員長は伊東巳代治が指名された。即ち次の通りであつた。

委員長　伊東巳代治

委　員　高橋是清、加藤高明、江木千之、靑木信光、澁澤榮一（以上閣外）後藤新平、井上準之助、岡野敬次郎
田健治郎、犬養毅（以上閣内）

五、闘氣滿腹

審議會の空氣は、異常なる衝撃を政界に與へた。

それは政府反對の進軍喇叭を、伊東巳代治が吹いたと同樣の結果となつたのである。何となれば、この守舊派の非科學的意見が、臨時議會に反映し、理想的なる帝都再興のために奮闘する伯を、四方八面重圍の裡に陷るに至つたからである。

當時大藏大臣として、直接に矢面に立てる井上準之助は語る。

是はサイド・ヴューでありますけれども、山本内閣の復興豫算に對してケチが附いたといふならば、あの審議會の狀態だつたのです。（中略）是が復興のための臨時議會に非常に及んで來て、道路の幅が廣過ぎる、區劃整理の一部を市に委せろと云ふ空氣の原因は、そこから來て居るのであります。（帝都復興祕錄）

しかしながら、閣外から審議會委員に選ばれたものの全部が、伯の復興計畫に反對であつたのではない。例へば委員和田豐治の如きは、伊東の破壞的反對論に對して、非常に憤激し、病軀を押して建白書を提出したほどであつた。

それは磯村豐太郎の語るところである。

和田君（豐治）が惡い時に殆ど三日ばかり續けて呼ばれた。僕は何のことかと思つて出掛けて見ると、復興審議

會と云ふものが出來て、伊東さんが計畫の縮小をやつたと云ふので憤慨して建白書を書いて呉れろと云ふことであつた。丁度村上巧児と云ふ人が新聞記者で筆が立つと云ふので之れに筆を執らした。それから拙者の意見も加へて、それを和田君の意見として出したが、此の爲め同君の寢床に往來すること十何回と云つて宜い位だつた。其の書いた物が今はないが、審議會の誰かが持つてやしないか。どの位の程度に廻したか知れないが、審議會の委員に配つた。さうするとそれが餘程役に立つたと思ふ。併し審議會の席上では伊東さんの縮小論になつて、それで後藤さんが非常に憤慨して、朝暗い中に電話を掛けて來て至急會ひたいといはれたから、急いで行つて見ると、今の話であつた。和田君が書いた物は名案である、若し和田君が審議會の席上に居つて呉れたならば、あんなにぶつ壊されやしなかつたらう、もう一遍書いて配つて呉れと云ふ事で、隨分この時の後藤伯の勢ひはえらかつた。今其の文面を知りたいのだけれども能く分らない。私が唯覺えて居ることは、此の際百年の計畫を立てろ、少々の金を惜んで居る時ではない、それで第一に自分は深川や本所は復興する必要はない、あんな所はもう顧みることは要らぬ、地の利を得て居ないからである、大森、川崎と云ふ方面をすつと工場地帶にして、彼處に工場を集めてしまへば經濟的に行ける、それから日本中の建築を何年間か止めてしまつて、復興に全力を注ぐと云ふことである。是れは私も大いに共鳴した點であります。(帝都復興祕錄)

和田は不幸にして病床に起つ能はず、審議會は殆ど全く伊東一味の反對論の跳梁に任せる外はなかつた。これに對して閣內委員は、閣議において一旦決定せる復興計畫案である以上、勿論それに反對することはできなかつたけれども、井上準之助がその財政的根據を簡明に說明せし以外、敢て自ら矢面に立つて、それを擁護しようとするものはな

かつた。

ここにおいて伯は猛然として立ち上つた。さうして、翌二十五日、筆を呵して山本首相に送るべき次のごとき覺書を作つた。文中「山本内閣三日ニシテ斃ル丶モ、忠誠ノ道ヲ開キ、以テ國民ニ向フ處ヲ覺ラシムルニ足ルモノアラバ則チ可ナリ」と激語するところ、彼が滿腹の鬪氣を見るに足る。

帝都ノ復興ハ、小ニシテハ都市、大ニシテハ帝國ノ「ルネサンス」ニ關スル重大事タリ。九月四日死灰尚ホ未タ冷ナラサルニ方リ、復興ノ議ヲ起シ、其所說簡單ナレトモ、我敬愛スル内閣諸公ハ皆聞一知十ノ明アリ。各自自ラ文字以外幾多ノ討會ト共ニ十全ナル大經綸湧出シ來ルヘキ集注ヲ加ヘテ了解セラレ、且相信ノ間御承知ノ如キ經過ニテ是迄進行シ來リタルハ一ニ首相閣下老練卓見ノ指導ニヨルコトヲ謝セザルベカラズ。昨日ノ審議會ハ、豫見ノ事ナガラ二回ノ詔書モ發セラレ居ル重大經綸問題ニ對シ、固陋ト輕卒ト申ス外無之程ノ原案反對說アリ。之レ少クモ東京市民ハ、曩ニ造物主ヨリ全身ニ焮衝ヲ生スベキ灸ヲ据ラレ、尚ホ健康回復ノ氣運ニ向ヒ兼ネ、不安ノ中ニ於テ更ニ姑息因循將來再震火災ヲ免レ難キ境遇ヲ再造スル論旨ヲ聞クニ至リ、是已ニ　詔書遵奉ノ上ニ於テ遺憾ナルノミナラズ、市民ニ罪惡ヲ累ネシムルノ基ヲナスベキ處アルコトヲ自覺セルコトナルヘシ。是曩ニ參與會議及評議會議ニ徵シテ東京市民ノ希望ニ反スルコト明カナリ。愚自ラ以爲ラク。首相閣下此點ニ關シ夙ニ明察セラル丶所アラン。日夜微力ヲ盡クシ大藏大臣ト折衝シ、互ニ隔意ナキ協商ヲスルコトノ幸ヲ得テ今日ニ到ル。是豈現在ノ快事タルノミナラズ、辛ウシテ上　詔書ノ聖旨ヲ發揚シ、下市民否國民ノ健全ナル福利ヲ開クノ實ヲ擧ゲ、帝國ノ「ルネサンス」ヲ達成スルヲ得テ山本内閣成立ノ意義ヲ認ムルコトヲ得ン乎。今回ノ審議會一

部ノ意見ト、彼ノ未熟政黨自ラ覺ラス、眞ニ國家ノ利害關係ヲ解セザルモノニ對シテ極力奮鬪斃レテ後已ム底ノ決心ナカルベカラズ。

閣下内閣組織ノ初心ニ於テ已ニ決セラル、アラン。此方ヨリ強ヒテ議會ニ對シ打撃ヲ與フルコトハ全然避ケザルベカラザルモ、攝政宮殿下ノ初歩ニ方リ、且國步艱難ノ時ニ際シ、黨派ナクシテ單獨老軀ヲ捧ゲテ大命ニ答ヘ奉ラントセラル、大決心ハ其レ何ソ雄ナルヤ。愚モ亦感激閣僚ノ員ニ備ル。是夫ノ榮ヲ貪リ一日ノ安ヲ偷ムモノト固ヨリ品ヲ異ニス。當初ヨリ自ラ大犧牲ヲ辭セズ、生命ヲ賭シテ奮進スルノ覺悟アリ。假令ヒ現在ニ非難攻撃ノ衝ニ立ツモ、耿々ノ微衷必ズヤ天聞ニ達スルノ日アリ。政敵降伏シ來ルノ時アランコト信ジテ疑ハサルナリ。唯愚ハ閣下ノ爲ニ時ニ不便ナルモノアランコトヲ。卽反對派ノ所謂内閣暗礁タル後藤ノ爲メ不利ヲ來スコトアランヲ。愚ガ主張所信ヲ以テ勇進邁往スルコト、却テ閣下ノ爲メニ大局上不便ナルモノアラバ、明カニ愚ニ告ゲラレンコトヲ望ム處ナリ。愚ガ進退ノ如キ國家ノ爲、内閣ノ爲將又閣下ノ爲ニ快ク決スヘキナリ。

閣下モ亦此國家ノ危機ニ際シ、老軀ヲ以テ立チ、玉碎ハ可ナリ。瓦全ハ不可ナリ。所謂中立中間内閣ヲ組織シ、其生命ヲ支持スルニ止マラハ、伯ノ伯タル所ノ眞面目ニ非サルヘシ。山本内閣三日ニシテ斃ル、モ、忠誠ノ道ヲ開キ以テ國民ニ向フ處ヲ覺ラシムルニ足ルモノアラハ則チ可ナリ。夫ノ黨中黨ヲ立テ、各派互ニ爭ヒ、不統一ノ内閣瓦解ヲ免レス、已ムナク辭表ヲ呈シ、竊カニ大命ノ再下ヲ希ヒ、現存内閣短命ヲ呪フガ如キハ婦女子モ愧ル處トス。是故ニ閣下ニ告ル所以ノ必要アルニ非サルヘシ。

伯が自から職を賭し、また内閣の運命を賭しても、飽くまで帝都復興計畫のため戰はんとする意氣、文中に溢れた

るを見る。そしてこの覺書は、上の趣旨をさらに要約して、次の十項として羅列した。曰く。

要スルニ

一、國歩艱難。

二、詔書二回下ル。

三、事皆近ク震災ノ善後策ニ關ス。

四、轉禍爲福ノ機目前ニ存ス。

五、帝都復興ハ帝國ノ復興ナリ。

六、姑息因循ハ聖旨ニ反ス。

七、市民現在ノ不安ヲ去ルハ可。

八、然レトモ姑息ニ流レテ却テ市民ヲシテ永久ノ不安ニ陷ラシムルハ不可。

九、審議會一二ノ所說ハ畏クモ　詔書ニ反シ永ク市民各自ニ不幸ヲ與ヘ中外ノ期望ニ反シ國民ノ面目ヲ汚スノ虞アリ。

十、彼等ノ立論ハ山本內閣存立ノ意義ヲ害スルモノニシテ如何ニ善意ヲ以テ解釋スルモ內閣破壞ヲ目的トスルモノニ非サルカ。

市民又ハ國民ニ姑息ノ仁ヲ賣リテ永久ニ不利不幸ヲ貽スモノト云フベキニ非ザルカ。

地方民ノ公債事業ヲ制限シ地方發達ヲ妨クルモノトノ名義ニ藉リテ地方民ヲ毒シ中核ノ不健全卽病體ヲ造リ

却テ永久ニ國民ノ政治文化經濟上ニ不健全ナル累ヲ及ホスコトヲ知ラザルニ坐スルモノト云ハザルヲ得ズ依テ左ノ決著點ニ達ス。

閣僚輕卒ノ意見（江木、伊東、大石、高橋ノ意見）斷シテ之ヲ排シ、

詔書ノ旨ヲ體シ一向ニ進ムベキカ。然ルニハ原案ト彼等ノ意見ト參與會及評議會ノ再議ニ付シ然ル後閣議ニ於テ採否ヲ決セラルベシ。

伯にこの一大決心あり、帝都復興計畫、延いては山本内閣の運命は、如何なるべきか。

六、特別委員會の決定

かういふ間に、先に指名されたる特別委員會は、著々と協議を進めつつあつた。

審議會の特別委員會は、十一月二十五日と二十六日の二日に亙つて開かれ、愼重審議の結果、閣外委員の間に意見の歸一を得て、一の協定案を決定した。

かくして第二回總會は、十一月二十七日午後、首相官邸において開會された。席上伊東委員長は、次の如くこの協定案を報告すると共に、その理由を説明した。

第一項　幹線ニ付テハ東京ノ部ニ於テ品川町ヨリ本芝一丁目、芝口一丁目、木挽町、江戸橋、和泉橋、車坂町ヲ經テ三ノ輪ニ至リ、又九段坂下ヨリ神保町、兩國橋ヲ經テ龜戸ニ至ル二幹線道路ノ幅員ニ適當ノ收縮ヲ加ヘ、之ヲ承認ス。其ノ外幹線ノ各路線ハ財政上ノ見地ヨリ極力既設道路ヲ利用シ必要已ムヲ得ザル箇所ニ限リテ適當ノ擴張ヲ爲サシムベキコト。

此項ニ付イテハ閣外委員中新設道路ニ付强硬ナル反對アリシモ、遂ニ右二幹線路ヲ認容スルコトトナレリ。此二幹線ノ認容ト雖工費節約ノ爲其ノ幅員ハ成ル可ク之ヲ十八間乃至二十間トスルコトヲ希望スルモノナリ。

第二項　東京ノ上下水道工事及地下埋設物ハ一時國費ヲ以テ速成ヲ圖ラシムルコト。

上下水道ノ完備ハ市民生活ニ於テ絶對的急要ニ屬スルモノナリ。都市計畫ヲ立ツル上ニ於テ先ツ其工事ニ著手シ其ノ完備ノ速成ヲ求ムベキナリ。然ルニ東京市ハ震災前ヨリ財政窮乏ノ爲遲々トシテ充分ニ其ノ成績ヲ擧グルコト能ハズ。而シテ今ヤ其ノ財政更ニ窮乏ス。故ニ、此際一時國費ヲ以テ其ノ速成ヲ圖ルベキコトヲ政府ニ勸告セムトスルノ趣旨ナリ。但シ國費ヲ以テスルト云フモ全然國庫ニ於テ負擔スルト云フノ意義ニ非ズ。唯一時國庫ヨリ支出シテ是ガ經營ヲ完フシ、適當ノ期限内ニ之ヲ回收セムトスルハ言フヲ俟タス。

是ト同時ニ地下埋設物モ上下水道ト同樣取扱ハレ度シ。

第三項　公園ノ配置ニ付テハ東京横濱ノ分トモ大體賛成ヲ表シ、右公園内ニ消防ニ要スル十分ノ貯水設備ヲ爲サシムルコト。

今回ノ大震害ノ如キ場合ヲ顧慮シ十分ノ貯水設備ヲサレ度シ。

第四項　市場ノ配置ニ付テハ東京横濱ノ分トモ大體賛意ヲ表スルコト。

第五項　市街宅地割ノ整理ハ東京横濱兩市ノ自治體ニ一任スベキコト。

土地整理ハ强制的ニ之ヲ一時ニ實施セムトスル場合ニハ幾多ノ紛糾ヲ來ス虞アリ。又土地所有者ノ任意的協定ハ容易ナラサル可シ。サレバ寧ロ自治體ヲシテ其ノ事ニ當ラシメ、所在土地ノ所有者トノ協定ニ委セシムル方穩當ナリト認メタルガ故ナリ。

第六項　防火設備ハ必要ナル斟酌ヲ加ヘ大體賛成ヲ表スルコト。

防火設備ハ其ノ實施區域廣大ニ失スルトキハ市民ノ發奮ニ俟ツ可キ所ノ復興事業ヲ却テ阻碍スル虞アリ。宜シク相當之ニ斟酌ヲ加フベシト信ス。

第七項　東京ノ築港並ニ京濱間ノ運河施設ハ震災復舊事業中ヨリ切離シ當局ノ措置ニ一任スルコト。

東京築港、京濱運河ニ關シ、之ヲ臨時議會ニ提出スルノ可否ハ姑ク別問題トスルモ、必ズシモ之ヲ臨時議會ニ提出スルコトヲ要セズト認ム。

第八項　市內ノ運河ハ大體贊成ヲ表スルコト。

第九項　帝都復興計畫ノ事業年度及財政方針ハ完成期限ヲ五箇年ト改メ其ノ他ハ大體贊成ヲ表スルコト。

完成期限七箇年ノ原案ヲ五箇年ト改メシハ成ルベク事業ヲ速成セシメンガ爲ナリ。之ガ爲財政ノ繰合ニ多少ノ影響アルベシト雖、既ニ路線四十ノ內ヨリ幹線路二線ノミヲ採用シ大ニ豫算ノ節約シタルガ故ニ別段影響ナカルベシ。

第十項　帝都復興法ノ制定ニ付テハ、曾テ本會ノ諮問ヲ經ズシテ制定セラレ而モ現行ノ市制、都市計畫法、道路法等ノ諸法律ト抵觸スルモノナリト認ムルモ復興院官制ト關聯スルモノナルガ故ニ本會トシテハ之ニ對シ意見ヲ留保スベキコト。

希望事項

第一、商工業復興ニ要スル資金融通ノ爲政府當局ニ於テ相當ノ設備ヲ爲サレタキコト

第二、家屋新築ノ爲ニ投ズル資金ノ安固ヲ圖ル爲完全ナル火災保險制度ノ創設ニ盡力セラレタキコト。

この協定案の報告終るや、議長山本首相は「委員長ノ報告及ビ說明ノ趣旨ヲ以テ、決議セラレタルモノト認メテ異議ナキヤ」を質したるに、異議なき旨の聲が起つたので、ここに山本議長は、その通り決定する旨を宣し、各委員連日の盡力を謝すると共に、政府はこの決議の趣意を尊重し、出來得る限り之れに副ふやう努力すべき旨を述べて、會議は茲に終了した。

かくして伯の帝都復興計畫は、滿身創痍を負ひながら、漸く審議會の難關を通過し、續いて臨時議會の俎上に上せられることになつた。

しかし我等は、臨時議會における討議を物語る前に、當時政界の情勢と、政黨に對する伯の態度とを顧みなけ

ればならぬ。

第四節 臨時議會

一、政爭の擡頭

山本内閣は天下の輿望を擔つて成立した、近年罕に見る强力内閣であると目された。

首相山本は薩派の巨頭であつて、日本海軍の父であつた。彼は渺たる一大佐の日に於いて、既に隱然として海軍省を壓し、「權兵衞大臣」と呼ばれたる人物である。しかも明治三十一年十一月、一度び海相となるや勢威全海軍を壓し、日露戰爭の大功を樹てて、明治三十九年一月、その位地を去るまで、前後八年歷代内閣の中堅として政界に蟠居した。彼は大正二年に首相と爲り、内閣は僅か一年にして倒れたけれど、彼が必ず捲土重來すべきは、天下の悉く豫期したるところであつた。

ゆゑに大命山本に降るといふ報道は、天下の民心を一擧に緊張さした。彼はその鋼鐵のごとき意力をもつて、天下を震撼するごとき掉尾の偉業を成すであらうと、人々は期待したのである。果せる哉、彼は朝野の英材を集めてその内閣を組織した。その閣員は殆ど全部首相級と目せられたる人々のみであつた。後藤、田、犬養、田中の四者は當時既に首相の呼聲あり、井上、岡野、平沼の三者は程なくしてその列に入つた。

未曾有の大變災に際つて、この首相に此等の人材を配したのである。天下が彼等に期待したるところ大なりしことは、當然でなければならなかつた。

併し乍ら、これを議會關係について見るに、一犬養が少數の黨員を衆議院に有したる以外は、山本内閣は何等の勢力をも議會内に有しなかつた。今帝都復興計畫と稱する大問題を提げて、臨時議會に臨まんとするに當り、彼等は果して胸中如何の成算あつて、その通過を信じたりしか。議會内の二大政黨に何の關係脈絡をも有せずして、彼等は奈邊にその民衆的立脚地を發見せんとするか。彼等は一個の變態的中間内閣を以て甘んずるのであるか。或はここに一新機軸を開いて、常識的政黨内閣以外に、新政治原理を闡明し來らんとするのであるか。

それ等の問題に答へることが、伯が首相に代つて、これより爲さんと欲するところのものであつた。

山本内閣成立の當初、伯が一篇の聲明書を起草して、山本内閣が單なる中間内閣にあらず、變態内閣にあらず、またいはゆる超然内閣にあらずして、實に國民の輿望を背景とする「國民内閣」なることを明かにせんとしたことは、すでに述べた通りである。

それは當時日本の政治的情勢から觀て、當然にして必須の措置であつた。何となれば、議會を中心として政治の完成を目標とする議會主義の主張、從つて議會に多數を占むる政黨の首領をして、責任内閣を組織せしむべしとの政黨政治の運動はすでに政界的一大潮流をなし、當時において頂點に達したかの觀を呈してゐた。尤もこの政治的潮流は、政友會の總裁にして首相たる原敬が、東京驛頭兇手に斃れてより、頓挫を來し、ために一時政權を失つたけれども、それだけ彼等政黨者流の勢力を挽回せんとする努力は物凄かつた。

そこに成立したのが、議會にも政黨にも超然たる、山本內閣であつた。故に成立當初の山本內閣に課せられたる一大問題は、如何にしてこの政黨勢力に對抗し、如何なる態度を以て帝國議會に臨まんかといふにあつた。

伯の「國民內閣論」は、このために起草されたのである。然るに、この所謂「國民內閣」は、その組織の途上において、關東大震災といふ一大事變に際會した。十萬の死屍は帝都の街上に横はり、家を燒かれ食を失へる百萬の罹災民は、燒野原を右往左往した。これをこの際、何人がよくさうした政治的鬪爭に、思ひをやる暇があつたらうか。當路の政府は、一時その政治的基礎を忘却した。野に在る政黨もまた呆然として、鬪爭の目標を忘れた。そして官民擧つて、震災救濟事業に寢食を廢して奔走した。

その間に一箇月の時は經過した。一箇月の日子は、事態を再轉させた。さしもの大災害も、次第に跡片付けが出來た。街上には尙ほ壞れたトタン板や燒けた柱の片の散亂するのが見られたが、急造のバラツクは、到る所にその姿を現はしはじめた。臨時救濟事業は問題の中心から去つて、帝都復興といふことが、力強く計畫されるやうになつた。

それとともに、政治が再び立還つてきた。政爭が擡頭した。玆に山本內閣は、その周圍を見渡して、その政治的立場を明瞭にしなければならぬ必要に迫られたのである。

十月三日、伯は內相官邸に速記者を招き、その政治理論を口述し、後これに加筆して長文を作成した。次項に揭ぐるものがそれである。それは山本內閣の政治的意義を說明するとともに、又伯自身の政治思想を物語る上に於いて興味ある文獻である。殊に本文記述の昭和十年の日に於いてこの一文を眺むるときに、恰かも伯は今日の政情を豫見したるがごとき節々を見るのである。

二、伯の大乘政治論

伯は劈頭、自己の政治的信念の根本義を說いて、次の如く述べた、

國家は一人の國家にあらず政府は一人の政府にあらず。故に責を國政に負ふものは必ず無私にして奉仕し常に國民と共に、國民の爲に貢獻せんことを期せざるべからず。而して予は此の根本觀念を明徹ならしむべき要義として多年自治心涵養の必要を力說し自助自立の思想を充實せんことを唱道し來れり。予常に謂へらく。政府の理想は大乘見を持し進修不息須臾も退轉せざるに在り。但し之を小乘的又は通俗的に觀る時は現實界箇々刹那の差別相に就いて因果關係を認識せざる能はず。此の意味に於て予は多くの愚人を作ることを虞れ、國家社會に對して心的にも物的にも道德上の負債者たらんことを避け、能ふ限り債權者たるべき理想を缺くべからずと思考しつゝあり。其の意蓋し自治の精神を激勵し擴充するものにあらずんば、國家社會に對して無私の貢獻を期待し能はずと信ずるが故なり。

常に世に對して債權者たるべく、債務者たるべからずとは、伯の終生の信念であつた。そして伯はこれを以て國民自治心の根本義となすと同時に、現實の政治及び政黨を批判の基準となした。言はばこれが伯の政治的指導原理であつたのである。

然らばこの指導原理に照らし見るとき、現實の政黨は果して如何であつたか。

予は決して政黨を無用視せず。否健全なる政黨の活動を敬重することに於て敢て人後に落ちず。旣に政黨を無用視せず。故に未熟政黨の行動又は病弊に對して徒に傍觀の情なき能はざると同時に、各政黨自ら改善して堅實なる合理的發達を遂げんことを希望して已まざるものなり。之を以て予は又專ら政權の爭奪に狂奔措かざる所謂政黨的行動に與するを甚だ潔しとせず。勿論、予は如何なる内閣に對しても敢て反對せんが爲に反政府的運動を行ふを欲せず。寧ろ其の短を補ひ其の弊を匡救すべく之に協力す

るを本旨と爲し來れり。是れ予は常に政府を超越し政黨を超越して予が微力の容す限り自己一身を犧牲と爲し以て國民と共に、國民の爲めに最善を盡さんことを庶幾せるが爲めなり。換言せば予は所謂政黨的行動以外自身一個の良心及理性に據りて無黨派的に國家社會に裨補するの途なきにあらずと自覺せるが爲めなり。

そしてこの政黨觀を以て、伯は自己の行動を説明して、次の如く述べた。

そも〳〵世に言ふ所の政治家と經國家とは其の間自から思慮行徑の範疇を異にし薰蕕の別あるが如し。曾て予は我國政黨政治家の言動に就いて深く考慮する所あり、一たび同志會を脱してより復た政黨政治に關與せず。予は敢て政黨を無用視するにあらずと雖も、其の云爲行動往々常軌を逸し所謂我黨内閣論の如き蠱惑的思想の久しく浸染して、容易に本然の活動を期待し難きを思ひ益々政黨政治の圏外に立ち獻芹の微誠を效さんことを念ずるに至れり。是れ一見矛盾に似たるも予は自身一個の力を以て公世間に處するの却つて國民と共に將た國民の爲に公正にして無私なるを得べしと信ぜる結果なり。

然らば伯は、何の故を以て、現實の政黨を「未熟」なりとなすか。その第一は彼等が、政爭に勝つことそれのみを目標となし、政治の目的が奉仕にあるを忘れたるが故である。勿論政治は鬪爭である。しかしそれが國家のための公爭なる以上、その爭ひたるや常に公明正大でなくてはならぬ。單に勝たんがための爭ひであつてはならぬ。伯はその點を力説して續いて述べた。

固より總ての政治家には必ず多少の政敵あるを免れず。而かも政黨を基礎とせざるが故に政敵に對抗すべき力なしといふものあらば是れ未だ政治の要諦を解せざるの致す所、若くは極めて怯弱なる政治家の聲なるべし。政黨員政敵に抗するの便はあらん。便利なるより利己の極に傾くの譏を免れず。凡そ政治の第一義は力にあらずして社會奉仕なり。政黨の名を冠するが故に不正を化して良知と爲す能はざるは猶恰も瓦を鎔じて玉と作すを得ざるが如し。加之之を古今の實例に徴するに如何なる政治家と雖も毀譽相半ばし功罪相伴ふの觀を呈し、心靈界の大聖賢に對してすら異端者あるを免れず。唯夫れ政治上に於ける主義政策の爭ひ

は私闘にあらずして公爭なり。私敵にあらずして公敵なり。卽ち其の反對者も又尊重すべき益友なるは言を俟たず。然りと雖も政治上の行動は公明を旨とし互に理義に基きて是非の判斷を下さゞるべからず。故に戰ふに正當なる武器を以てせず、漫に政略を弄し或は誠意を缺くが如きは、假令國家社會の爲に政權を獲得支持すべく便利なるを以て萬已むを得ざる權方便に出づるものたりとも、實際上に於ては手段の爲に目的を毀損し、禍ひの及ぶ所測り知るべからず。殊に予は內外の政黨關係に於て往々此の種の事實なきにあらざるを疑はざるを得ず。予は常に思ふ。政敵の政敵たる所以は唯其の一時的なるに在り。終生の敵にあらずして眼前の敵、問題の敵、卽ち或る場合に於いて政見政策の敵たるに在り。而して偉大なる經國家は戰はずして能く之に勝ち之を屈するを得べしと。然るに所謂政黨政治家の中には偏へに政權を奪ひ或は之を固執せんが爲に理非の別なく多數の黨與を得て必勝を期せざるべからずと爲し、單に勢ひに乘じて政敵を壓し之を目するに成功を以てするものあり。此の如きは其の機略方法に於て假に他を凌駕すと雖も決して合理的なりと認め能はず。

續いて伯は、立憲政治に於ける多數黨は、常に「自然に得らるべき」ものなるを說き、茲に東京市長としての自己の進退を解明して、次の如く述べた。

言ふ迄もなく立憲政治は廣く國民の輿論に聽き多數者の意思を體得表現すべく努力せざるべからず。而も眞に有意義なる多數者は自然に得らるべきものにして、不合理なる作爲に依り之を製造すべきにあらず。否、不自然なる多數は實に憲政治下の怪事ともいふべく、其の反面には卽ち不自然なる小數黨の往屈を豫想せざるを得ず。是れ豈健全なる狀態なりといふを得んや。嘗に予の乏を東京市長に享くるに方りてや、予は何等一擧手一投足の勞をも費したるにあらず。而も全會一致の推薦に依り茲に其の職を擧び負擔を免れざるに至る。爾來予は市會各派の間に在りて偏せず黨せず毫も多數を得て權力を保持伸張せんとするが如き手段を試ることなく、誠實以て全員の諒解を得るに努むると同時に、政治の根本義は奉仕なりてふ信念を披瀝して目せり。故に予は敢て反對黨を殲滅せずとしのみならず、反對派の如何なる言論も虛心坦懷之を聽くに好意の反對として善意の批判なりと認め、[illegible]平凡なる常事の中にも[illegible]鏡鑑なる

あり。予の好む所は其の投石の快麗にして勝敗の決に陰影なきに在り。斯くして予は市民と共に、市民の爲に所信に進退し何等不快の印象を遺すことなきを得たるなり。但し勿論予が全會一致の推薦に由り東京市長の職に就けりといふは決して之を就任の主要要件と看做せるが爲にあらず。若し始めより之を要件視すべしとせば後日に至り假令一人の反對者ありとも直に退職せざるべからず是れ論理上より生ずる必然の約束なればなり。予は此の如き意味に於て全會一致の推薦を要求する人と異り唯だ不自然なる多數を得んが爲めに敢て自ら作爲し焦心せざる一點に於て予の信條と予の政治主義とを實踐躬行するのみ。隨つて苟くも其の事實にして不純の動機目的を含まざる限り、其の全會一致たると比較多數たるとに軒輊あるべき理由なきは勿論なり。

更に伯は、この自己の行動を、劈頭に揭げたる指導原理に照らして、次の如く批判した。

顧みて更に之を今日に想起するに予は東京市民よりして心的にも物的にも毫末の債務を負へりと思惟せず。同時に予に債權ありと信じて催告を發するの念なきこと亦言を俟たず。蓋し予が平素の主張たる自治の精神は常に(一)他の恩義を被らず、(二)常に他に對して何ものかを寄與するに力め、(三)而して何等の酬ひを求めずとの三條を眼目とし、此の所信に邁往して悖ることなきを以て窃に快心事と爲すが故なり。約言せば人生に對して無限の義務を盡すも報酬的に其の結果を期待せず、而して之が爲に自然に生ずる不言の權利を悅樂すべしと爲すなり。古人言あり。愚にして自ら用ひらるゝことを求め、賤うして自ら貴まるゝことを望み、今の世に產れて古の道に反す云云と。予不敏と雖も何ぞ功利主義の傀儡たるを欲せんや。唯だ人生の義務に就かんが爲に政治上聊か涓滴の誠慮を注ぐのみ。

これによつて、常に世に對して債權者たれといふ伯の言葉の意味は、やや明瞭となつて來る。しかしその眞意義を究明するには、伯が續いて述べたる次の一段を熟讀しなければならない。

惟ふに人類の社會に於て最も嚴肅なる道念は協同奉仕の思想なり。苟も生を人類に受けて人類の恩に報ずることなくんば世界は慘澹たる修羅場と化するや必せり。先賢切りに衆生恩を說きて人類の義務觀念を指導せる洵に理ありといはざるべからず。更に

超俗的又は大乘的見地よりいへば殊恩を民に施して敢て酬ひを求めざるものは國家なり。就中我國に在りては仁慈無邊の　皇室を奉戴し居れり。世上動もすれば近代輸入の權利義務論を誤解し僅に若干の納稅に依つて國家に對し恰も大なる施與を行ひたるものゝ如く臆斷し債權者の態度を持して直に報償を迫り得べしと爲し且之を以て立憲政治若くは政黨政治の本旨なりと思惟するものなきにあらず。而も此の如きは未だ皇恩及國恩の如何に廣大なるかを解せざる認識の錯誤に出づるのみ。予は實に皇國々民として地上に產れたることに無量の光榮を感じ無窮の恩寵を荷へるものなり。隨つて其の全生涯を擧げて碎勵努力すとも以て鴻恩に酬ゆる能はずと信じ身命を賭して益々犧牲心を砥勵せざるべからざる必要を痛感しつゝあり。何となれば我國體は世界ユニックの傳統より成り　皇室と國民との關係に於て一大統合的家族の實體を有すればなり。

夫れ旣に然り。之を以て假りに個々人に於て國家に異常の功績を齎らし國恩を報いて尙餘りあるが如きことありとも是れ唯だ單に當人一代の沙汰に過ぎず。遡つて之を祖先以來の恩義に照らし、降つて之を子々孫々の將來に考ふる時は其の輕きこと恐らくは鴻毛の如けんのみ。固より各自皆奮つて國家　皇室に對する精神的債務を償ふべく忠悃を挺んずるは甚だ美なるに相違なし。然りと雖も大和民族本來の倫理道德より之を觀る、區々一代乃至數世の忠勤に依て容易に債權者たり得べき權利を發生し若くは自恃すと思はゞ其は大なる僻見なり。蓋し有限的努力を以て無限的鴻恩に酬ゐんは殆ど不可能なるが故なり。況んや若干の義務に服せりとて恰も之が權利報酬を要求するが如き唯物的傾向思想をや。這予權利の本體は國家なり。特に我國に在つては　皇室なり。要するに吾人の祖先以來當時の昔人が國民は　皇恩國恩及衆生恩の厚きを思ひて專念義務を盡し勵みても尙勵みても其の及ばざる所あるを懼れざるはなかりき。然らば卽ち光輝ある權利は自然に生じ敢て自ら求めずして德器を成就することを得べし。方今東西に國を成すもの少からず。而して國家對國家の關係は平等なりといふと雖も各國特殊の歷史あり。我國體の淵源する所曾て古今に比類なきものゝ意義あるを知らんや。萬民齊しく國家に對する權利義務觀念に就いて大に反省の要あるのみならず、吾人は特に非常の秋に際しては直に馳せて非常の務めに服せざるべからざる所以を理解し得べし。昨秋山本內閣の組織せらるゝに當り、予又老軀を捧げて廟堂に列するに至れる、其の始めに於て特に入閣の意思を有せざりしに拘はらず邦家上の信念

に鼓舞せられ終に之を辭する能はざりしに由れり。

讀んで茲に至る、何人も伯の前後矛盾せる論理に氣付かざるものはないであらう。先に「予は常に債務者たらず」と言ひながら、今は國恩の宏大無邊なるに比すれば、個人の些かの奉公のごとき、塵にも等しきものであつて、何人も國家に對して債權者たり得るものなしと言ふ。しかしそれは論理的矛盾といふよりは、伯の表現の不足から來てゐた。卽ち人間個人としての一生を見れば債權者たり得る場合にも、その永き祖先よりの家としての立場を考ふれば、到底國家皇室に對する債務者に過ぎないといふのであらう。

しかしそれよりも吾等の興味を惹くことは、國民は國家に對して權利を要求すべきにあらずとする伯のこの思想が「國民は義務のみを有す、權利あるべからず」といふムッソリーニのファッショ思想と、著しく接近せることである。さらにまた伯が普選論を築き上げるに當つて、この思想の根據の上に起たんとしたことである。

しかしそれは後述する。

伯はこの國家政治に關する根本原理を述べたる後、突如話題を轉じて、政黨以外のものが政權を握ることは、果して不正當なるや否やの實際問題に入つた。それは全く唐突であつた。しかし斯くのごとく論理を無視して、話題を轉換するのが不思議な伯の頭腦の歪みであつたのである。

然るに論者あり。曰く立憲政治は常に政黨に立脚せざるべからず、其の身政黨外に在りて政黨と爭ひ政柄を掌握するが如きは常に政權の地に坐するを目的とする政黨の本分を奪ふものにあらずやと。こゝに於て予乃ち思へり。若し世に政治を職とする一種の專門的營業者あり、常に商鋪の看板を揭ぐるが如く依りて以て國政を把るべしとせば他者の之に代るは或は特權侵害の嫌なし

とせず。所謂政黨政治は果して此の如き特殊の營業權を有するものたりや否やを知らずと雖も予は帝國臣民の名に於て未だ此の種の論理の妥當なるを承認する能はず。總ての立憲國民は悉く奉公の義務を盡さゞるべからざる資格と機能とを與へられつゝあるものにして其の政黨員たると政黨員たらざるとに依り國民たるの義務に等差類別を設くるを得ず。故に政黨外より出でゝ其の義務に任ずるの選に當りたればとて之を目して無免許醫の代診的治療と同一視するが如きは予其の可なる理由を解せず。寧ろ此の如き謬想の爲に屢ゝ根據なき流言蜚語を放ち徒らに他を傷けんと欲して却つて自ら未熟政黨の弱點を暴露し一般識者をして其の心事を疑はしめざるを得ざるを悲しまざる能はず。

改めて云ふまでもなく我國現時の實情に於て直接或は間接政黨に關與するものは全國民中の三百萬人を出でず。隨つて若し政黨又は政黨類似の專門營業者にあらざる限り政治の衝に立つを得ずといはゞ、是れ即ち三百萬以外の多數國民を指して悉く無能力者なりと斷ずるに等しからずや。しかして予は我忠誠なる同胞を信憑すること深く且つは萬機公論に決せよと宣示あらせ給へる 先帝陛下の大御心を拜察して我立憲政治の本質を然かく虚僞なりと信ずる能はず。加之茲に假りに大政黨の存するありとも其の擧止恰も中風患者の如く、又別に小政黨ありて宛然肺病に罹れるが如き場合何人か國事に任じ將た皇國の安危を如何せんとする。予換言せば政黨皆病めりとせば、民人又政黨に信頼せざる時に際し政黨以外の健全なる國民をして國論を體現し民意を暢達せしむるに何の不可ありや。予は此の意義に於て政黨に超越せる山本伯の擧措に些の不合理を認めず。予の入閣と否とは別問題とし、同伯の使命に對しては其の身局外に在るも尚微力を致して之を援助せんことを心に期したり。

或は言ふものあり、我國既に大政黨の眼前に躍如たるを見、而して更に第二黨の多年苦節を忍べるを忘却して山本内閣の成立を告げたるは如何の政情に原因するやと。予寧闇なら固より其の事實を知らざるにあらず。又少數黨の遠志に衷心の同情を寄せものにあらず。而も大權の發動は絶對なり、神聖なり。國家の公器は私情を以て之を有すべきものにあらず、所謂政黨の唱ふる所亦單に三百萬民以外に出でずして政黨員以外の多數國民と沒交涉なること尚前者の如し。僅かに形式上に於ける政黨政治の存在を無機體的に肯定すとするも、現に指目せられつゝある大政黨は當日闕下に伏して組閣を拜辭したるにあらずや。是れ即ち上 陛下に

對し奉り、下は國民に向つて遂に其の職に堪へずと爲し自責の意を表明したるにあらざるか。若し然らず前言是れ戯るのみと爲し或は自ら創痍夙に癒えたりと信じて再び政權爭奪の渦中に投ずるものたらざるべからず。

かくの如く、政黨の言動を巧みに捕へて、七擒八縱、縱横に批評するところになると、伯の面目は躍如たるものがある。しかも伯の言ふところは、決して伯獨りの奇矯なる言となすことを得なかつた。何となれば、一方政黨勢力の増大すると共に、他方政黨の内部的腐敗は、漸く國民の眼に著しく映じ出して、反政黨的氣運もまた、次第に勢力を得來つたからである。議會と政黨とに何等の地盤を有せざる山本内閣が、乘ずべき氣運はまさに其處にあつたと言はねばならぬ。

然らばそれについて、伯は如何なる意見を有つてゐたか。

近時政黨員以外の國民に在つては、黨弊の累積を惧るゝこと一日の事にあらず。久しく之が改善を翹望し革正を祈りて未だ果さず、爲に咒詛の聲交ゝ發りて或は黨閥打破を叫び或は政黨撲滅を高調して已むなし。此の如きは少くとも國民概ね政黨政治に倦きて民心の一新を他に求むるものにして從來黨派の勢に依り極力之を壓し之を絶滅せんとせるに拘はらず年一年其の反響切烈を加へ今や超政黨若くは無黨派的思潮の掩はんと欲して掩ふべからざるあり。所謂大政黨に對してだに既に然り。況んや小政黨に對してをや。予は健全政黨の發達を望むものなるが故に大政黨の病態に憂慮を禁じ能はず。小政黨も又肺癆の身を以て良緣を求むるが如き態度に陷るなきを希はざるを得ず。要するに政黨の形あるを以ての故に必ず政權の落下を要請し得べしと爲すは政黨員以外の國民を無視せる妄斷なり。立憲國民多數の能力を撥無せる獨斷なり。若し夫れ自己の病患に省みずして漫に讒誣中傷の語を流布し國家の大權を我物顏に論議するに至つては黨派心理の倫理化を缺如する亦甚だしきにあらざるか。

玆において伯は政黨改造の基礎として、四つの要件を摘出した。次の通りである。

予は政黨尊重の意味よりして四箇の要件を按定せり。曰く。

第一、黨派の爭ひは正當なる武器を以て行はれざるべからず。

第二、黨派の爭ひには互に對敵を尊重すべし。

第三、黨派の爭ひは終始誠意を以て一貫すべし。

第四、公益の爲には黨派觀念を去り自己の利益を犧牲にすべし。

予は信ず是れ未熟政黨發展の基礎要件なり。幸ひに我國の政黨にして之を容るゝの雅量を發揮せば積年の病弊も瞬時にして根治すべく、而して始めて眞に有意義なる政黨政治の崛起を見るを得んかと。

更に予は信ず。各政黨首領は自ら之を言外に露白すると露白せざるとを問はず、必ず予と同一の意見を包藏するや疑ひなしと。蓋し各黨派首領が居常其の黨員の節制に就て苦慮尋常ならざるものあるは識者の知悉する所たるのみならず、是等首領は既に一代の偉人たる資質を具備し決して凡庸黨員の爲我見に誤らるゝことなきが故なり。否、苟も政黨首領たる以上這般の資格識見を缺くが如き筈なければなり。

そして最後に、その結論として次の如く述べた。

上來予は政治の根本義に關し多少の素懷を述べ山本内閣成立の意義を説くに併せて政黨主義の現實性に就いて若干の言を加へたり。之を大觀するに政治の綱領は之を分つて二と爲すを得、其の一は小乘範にして他は即ち大乘範なり。小乘範に屬する政治家多き時は爭闘的となり、利己主義となり、或は所謂我黨内閣論となり徒に政爭を惡化するの虞なきを保せざるは自明の理なり。故に各政黨政治家は自ら力めて其の思慮を冷靜にし名聞利慾の念を棄てゝ菩薩道に勇往する覺悟なかるべからず。何となれば健全なる政黨の發達たる唯小乘範を排して大乘範に入るもの多きを見るに於てのみ其の可能性を有すればなり。果して然らば吾人當面の大乘範は如何にして認識さるべきか。これ最後の問題なり。

而かも予は敢て多言を要とせず。蓋し大乘範に歸入せる政治家は其の國家社會に負へる債務多きを自知自省し、更に進んで自ら無

私の生活に悟入し自治の精神を體得して怠らざるが故なり。既に道へるが如く自ら國家社會に對して至大の恩寵に浴せる事實を藐視し却つて些少の納稅又は第二義以下の手段に依り恰も一大權利者たるが如く妄想すとせば、軈て價値判斷の倒錯を招かざるを得ず。現時の政黨員が獨り自ら高くせんことを欲するが如き、卽ち又國家社會に負へる債務を忘れて專ら債權を射んとするが爲にあらざるか。且退いて問ふ。各人は國家社會に對して祖先以來の負債なきか。子々孫々に至る債權者たり得るか。勿論之が批判は宜しく國民自身に於て之を下さゞるべからず。幸ひに此の批判意識の明瞭なるあらば世に所謂普通選擧の如きは固より問題にあらずして直下に之が實現を必要とすべし。其の今日に至るまで未だ遍ねく選擧權を與へられざるは叙上の批判に惑ひ貴重なる公權を賣買の具に供するが如き良心の病ひに惱まさるゝもの稀ならざりしに原由す。察するに近時國民全般の自覺頗る旺盛なるものあり。轉迷開悟の一大時期を畫せんこと遠きにあらざるべし。由來國難は必らずしも蒙古族の侵襲乃至は浦賀に砲聲を聞ける時に限るにあらずして實に國の內外に潜めり。予は本年夏季の候たまたま各地に旅して國難の臻るなきやを說き而して之を防ぎ之に備ふるが爲に自治心の涵養を措き他に方法なきを提唱せり。自ら助くるものは天又之を助く。理性と良心との指示する所に從ひて自ら其の思想行動をコントロールし得るものは如何なる天殃に遭遇すと雖も撓まず屈せず。這次前代未聞の大震災に際會し熱火の大試練を受くるに方り予は健剛なる我國民精神に信賴すること至深なると同時に、自治的性能の發揮を緊要とすること倍々切實なり。是れ卽ち予が所謂大乘範の旨意と合致し、大正維新の大業を成就すべく相共に弘誓の船を進むるものなればなり。

以上聊か予が入閣の意義を宣明するに因みて懷抱の一端を公にするものなり。

この結論において、特に興味あるは、伯がその普通選擧の主張を、他の多くの政治學者やその亞流がなしたるごとく、人民平等の理論より抽き來らずして、伯獨自の論法より演繹したることである。伯はその點は深く論じなかつたけれども、若し國民の國恩に對して負へる債權が爾く大なるものであり、區々たる納稅のごときを以て、國家に對して權利を要求するを得ずとせば、選擧の納稅的制限を撤廢して、普通選擧となすことは、當然の結論と言はねばなら

なかつた。

然らば伯は、この獨自の普通選擧論を提げて、何を爲さんと欲するのであるか。

三、伯の普選法案

伯の普通選擧論が、世に行はるる人民平等の理想から出發したものでないことは、上に述ぶる通りである。然し乍ら、山本內閣が生くる一つの重要なる途として、伯が普通選擧の題目をとりあげたことは、流石に伯らしい著眼點であつたと思ふ。

何となれば、當時衆議院に絕對多數を擁する政友會が、彼等の所謂立憲政治論、卽ち具體的に言へば、政黨內閣の主張を提げて、山本內閣に反撃し來ることとは、必至の勢ひであつた。伯が獨自の論法により、その政黨政治論を否定せんとしたことは、上揭の口述の通りである。しかし議會における勝敗は、かうした理論鬪爭によつては達せられない。最後の決定者は多數である。

然らば假令「不自然なる多數」にもせよ、議會上の絕對多數を收むる方法は何處にあるか。解散、そして總選擧よりほかにはない。一旦總選擧となつた時、國民多年の要望たりし普通選擧こそは、政府側にとつては、最も好個の題目ではないか。少なくとも、普通選擧といふ一大巨彈が、政黨政治家並びに國民大衆に與ふる波紋は大きい。その波紋と動搖とに乘じて、政治的勢力の分野に何等かの變化を起さしむることも、決して不可能といふことはできない。

伯は、內務大臣の椅子に就き、臨時議會に臨まんとするや、果して普通選擧法を以て山本內閣の政綱の重要なる一

要素となさんとした。伯の私案にかかる内閣の政綱は、次の通りであつた。

一、國際協力ノ精神ニ基キ世界平和ノ樹立ニ努力スベシ。

二、選擧法ヲ改正シ普通選擧制ヲ定メ選擧競爭ヲ倫理化シ以テ黨弊ヲ一洗スベシ。

三、中央財政ヲ釐革シ財政ト經濟トノ均衡ヲ確立スベシ。

四、自治ノ精神ヲ振作シ政治ト自治トノ紛淆ヲ杜絕スベシ。

五、地方財政ヲ整理シ農民經濟ノ振興ヲ計ルベシ。

六、敎育ヲ刷新シ時代ノ要求ニ適合スヘキ國民ノ養成ヲ期スベシ。

七、健全ナル國民精神ヲ振起シ以テ社會問題ノ合理的解決ヲ完成スベシ。

然しながら、同じく普選といふも、その細目に亙つては、幾多の徑庭のあることは、後に普選案が議會に上程さるるに至つた時の論爭によつても、明かに窺はれ得る。然らば伯は、如何なる形における普選の實現を期したのであるかと言へば、當時伯が、卷紙に毛筆を以て、自ら記したるメモによれば、それは次の通りであつた。

次ノ議會撰出ノ意

政綱ノ一ニ選擧法改正ヲ加フルコト。

已ニ普通選擧ト云フ以上納稅ノ制限ナキコト。

主義問題トシテ納稅撤廢、年齡廿五年獨立並世帶ノ制限撤廢。

女子參政權認メサルコト。

神官僧侶小學教員被選權制限撤廢。
多額納税者選擧權被選權ヲ認メサルコトハ當分希望ニ止ムルコト。
各省政務次官ヲ置キ各省次官ヲ純然タル事務官トスルコトヲ希望ヲ以テ、
法制局長官各省次官貴衆兩院書記長現行勅參ヲシテ衆議院議員ヲ兼ネシメサルコト。
大學教授ハ勅令ヲ以テ定メタルヘキモノ、中ニ於テ衆議院議員兼任ヲ認ムヘキコト。

山本内閣の普選案は、實に、この一片のメモから生れ出でたるものであつた。後に伯は、このメモの趣旨を敷衍して、一篇の「選擧權ニ關スル意見」を作成した。それは次の通りである。

國民參政ノ要ハ衆議院ヲシテ其ノ公選ノ本質ヲ擴充シ、立憲政治ノ精神ヲ徹底セシムルニ在ルハ論ヲ俟タズ。是レ從來歷代ノ政府ノ鋭意努メタル所ナリト信ズ。

然レドモ普通選擧ノコトタル、選擧權擴張程度ノ問題ニ似タルガ如キモ、其ノ實ハ擴張程度問題ニ非ラズシテ選擧制度ニ關スル主義ノ問題ナリ。

一、此主義ニ對シ尚早ト爲シ、或ハ其ノ施行ノ結果ヲ疑フ者アリト雖モ、其ノ論據明確ナラズシテ何レモ五十歩百歩ニ過ギズ。

一、各國ノ立法例ニ徴スルニ、制限選擧ノ法ヲ採用スルモノ今ヤ殆ド稀レナリ。選擧有權者ノ資格ヲ限定スルハ選擧權ヲ制限スルニ非ラズシテ、參政能力アル者ヲ抽出セントスルニ在リ。故ニ納税ヲ以テ參政能力ノ尺度ト爲スコトハ今日ノ時勢ニ適スルモノト認ムル能ハズ。是レ主義トシテ普通選擧ヲ標榜スルニ可ナル所以ナリ。

我カ國情ニ考ヘ、年齢滿二十五年以上ノ男子ニ對シ選擧權ヲ賦與スルノ制ヲ採用セントス。(禁治產者、犯罪人等ヲ除クベキハ勿論ナリ)

或ハ年齢滿二十歲ニ達シタル男子ニ對シ、選擧權ヲ與フベシトノ說アルモ、是レ私法上ノ行爲能力ト公法上ノ參政能力トハ自カラ其ノ性質ヲ異ニスルノミナラズ、地方制度ノ公民年齢モ亦二十五歲ニ定メラレタルニ鑑ミ、二十五歲ニ限定スルヲ穩當ト認ム。

女子參政權ハ之ヲ認メズ。

又獨立生計論、世帶論等アルモ、徒ラニ紛更錯雜ヲ來タスノミナルヲ以テ之ヲ採用セザルヲ可トス。

以上ノ要領ニ依リ普通選擧ノ制ヲ採用セバ、現在ノ三百餘萬ノ有權者ハ約一千三百餘萬ニ增加スル見込ナリ。

從來ハ被選擧權ノ制限中、神官、神職、僧侶其他諸宗教ノ教師及小學教員ニ關スルモノハ此際之ヲ廢止シ、之ニ被選擧權ヲ賦與セントス。

從來是等制限ヲ定メタルモ、目下ノ國民ノ政治思想ノ進步ニ徴シ別ニ此制限ヲ存置スルノ必要ナキヲ以テ撤廢スルヲ可ナリト認ム。

以上が伯の普選案の概要である。後に帝國議會を通過して、實現されたる普通選擧法と、伯のこの意見とを對照すれば、如何に伯の普選案が、その骨子となりをるかを發見するであらう。僅かの枝葉の差異を除けば、我國の普通選擧法なるものは、この時の伯の企案によつて、はじめて具體化せるものといふことができる。

この意味において伯は、我國普選法の父と言はれた。しかのみならず、伯はこの時、內務省の屬僚に命じて、この

「意見」の趣旨に基く普通選擧法案を、條文の形式として、すでに準備せしめてゐた。伯は勿論それを、帝都復興計畫と並ぶ二大問題の一として、臨時議會に提出するつもりであつたのである。

然しながら、ただ一つ、それには難關があつた。それはこの普通選擧法案が、果して臨時議會に提出せねばならぬほどの「臨時緊急ノ必要」があるかどうかといふ疑問であつた。横濱の築港や京濱運河の計畫までが、臨時議會に提出すべき性質のものにあらずとの法律論が喧ましく論ぜられたほどである。況んや普通選擧法案をや。

結局、伯はその自らの普選案の臨時議會上程を斷念しなければならなかつた。然しそれは勿論、普選案の拋棄を意味するものではない。伯の普選貫徹の政治的意志はすでに決まつてゐた。ただ問題はその時期に止まつた。若し法理論上、普選法案が臨時議會上程に適せずとするならば、來るべき通常議會に提出するまでである。

しかもこの時の形勢は、通常議會になれば、いよ／＼本腰を入れて、政友會との正面衝突を覺悟せねばならぬ政治情勢の下にあつた。正面衝突の結果が、議會解散となつて現はれることも亦、避け難き形勢にあつた。そして若し、それが普選案を繞つての解散となつたならば、どうであらう。

虎ノ門における不祥事件は、この疑問の解答を、單なる想像に止まらしむるの已むなきに至らしめたのであるが、勿論、かかる突發事件を豫想すべくもなかつた伯は、熱心に普選案の通常議會上程を提唱してゐたのである。

當時、内務省の起草せる意見書によれば、次の通りであつた。

改正選擧法ヲ次ノ總選擧ヨリ施行セムトセハ仍ホ次ノ通常議會ニ改正法律案ヲ提出スルノ必要アリト

改正法律案ハ、之ヲ次ノ通常議會ニ提出スルノ必要アリ。蓋普通選擧ヲ施行スルヤ否ハ、方今ノ我國政界ニ於テ多年ノ懸案トシテ

レル重要問題ニシテ、又國民カ之カ實施ヲ要望スルノ聲ハ近時益々熾烈ナルモノアリ。且政府ハ既ニ二三ノ機會ニ於テ、次ノ議會ニ於テ普通選擧法案ヲ提出スヘキ意思ヲ以テ調査ヲ進メツヽアル旨ヲ聲明シテ、其ノ態度ヲ宣明シ、爲ニ國論稍々鎭靜ヲ見ルニ至レルノ現狀ニ在リ。從テ政府ノ普通選擧法案ニ對スル態度ハ最モ國民ノ注目セル所ニシテ、今俄ニ普通選擧法案ノ提出ヲ中止シタリトセムカ、國論ノ紛糾誠ニ恐ルヘキモノアラム。或ハ次ノ總選擧ヨリ施行セサルトキハ、次ノ通常議會ニ普通選擧法案ヲ提出シ、其ノ解決ヲ圖ルモ其ノ實益ナシト主張スル者モアルヘシト雖、今日ノ狀勢ニ鑑ミ、一日モ速ニ普通選擧問題ノ解決ヲ策スルノ必要アルハ言ヲ俟タサルノミナラス、假令次ノ總選擧ヨリ普通選擧ヲ施行セストスルモ、今日ニ於テ速ニ普通選擧實施ノ大原則ヲ確立シ置クコトハ、將來ニ於ケル政界ノ指針ヲ示シ、且國論ノ安定ヲ圖ル上ニ於テ最モ大ナル實益ヲ存スルモノト云ハサルヘカラス。

以て普通選擧法案を中心とする伯の政治的決意が、どの程度まで堅いものであつたかを、窺知するに足る。

四、臨時議會提出の四案

かくして臨時議會には、普通選擧法の提出を見合せ、單に臨時緊急の必要ありと認めらるる帝都復興豫算、帝都復興計畫法案、臨時物資供給令、及び臨時物資特別會計令の四が提出されることになつた。

その全部が、帝都復興院總裁としての伯の主管であり、いはば大正十二年末の臨時議會は、伯に對する政治的信任を問はんがために、召集せられた議會なるかの觀があつた。

臨時議會に提出せられた帝都復興豫算は總額五億七千四百八十一萬六千四十九圓であつて、それは「帝都復興豫算概要」に據れば、

帝都ノ復興ニ關シテハ、大震火災ノ損害ニ顧ミ、既往ノ成績ニ照シ、將來ノ發展ニ鑑ミ、特ニ財政ノ狀況ヲ勘案シ、最モ緊急適切ト認ムルモノノミヲ採擇シテ之カ實施ノ計ヲ定メ、又克ク事業ノ性質ヲ究メ、（一）國ニ於テ直接施行スヘキモノト、（二）地方公共團體ノ施設ニ俟ツヘキモノトニ分チ、兩々相俟テ十全ノ效果ノ收ムルコトトセリ。而シテ國ニ於テ直接執行スルモノハ、何レモ帝都構成ノ基幹ト為ルヘキモノ――

であつて、その所要費額を類別表示すれば、次の通りであつた。

一、東京復興費	四〇二、七九三、〇〇〇円
二、横濱復興費	四五、七七七、〇〇〇
三、地方復興事業費貸付金	一五、三二五、四〇二
四、防火地區建築費補助	二〇、〇〇〇、〇〇〇
五、地方復興事業費補助	六九、二二五、九一七
六、地方復興事業債利子補給	二一、六九四、七三〇
合計	五七四、八一六、〇四九

これを大正十二年度以降六箇年度の繼續費となした。そしてその各年度割金額は、次の通りであつた。

大正十二年度	一三、九八八、九八五円
大正十三年度	一四二、三三六、〇七九
大正十四年度	一四二、七六九、三五七
大正十五年度	一一二、三八四、六〇八
大正十六年度	九四、七三三、八〇〇

大正十七年度 六八、六〇三、二二〇

合計 五七四、八一六、〇四九

しかも右事業の執行に伴ふ俸給及び事務費等は、繼續年期間を通じ、凡そ二千二百九十三萬一千圓を要する見込であるが、出來るだけ節減を加へる趣旨を以て、之れを繼續費と爲さず、單に大正十二年度における經費七十萬二千餘圓を要求するに止めた。

然るにこの僅か七十萬圓が、臨時議會における政友會の攻擊目標の重大なる一つとなつたことは、後に述ぶる通りである。

さてこの帝都復興豫算の大部分を占むるものは、言ふ迄もなく、四億二百七十九萬三千圓の東京復興費であつた。右について「帝都復興豫算概要」は、

東京ノ復興ニ就テハ、單ニ之ヲ舊態ニ復スルニ止マラス、進テ將來ノ發展ニ備フヘキヤ論ヲ俟タス。從テ籌劃經營スベキ喫緊ノ事業固ヨリ一ニシテ足ラスト雖、緩急序アリ、財源亦限アルヲ以テ、最モ急ヲ要スル燒失區域內ニ於ケル施設ヲ先ニスルノ方針ヲ採リ、愼重考査ノ上其ノ計畫ヲ確立セリ。而シテ東京復興事業ハ、之ヲ大別シテ（一）街路（二）運河（三）公園（四）土地整理ノ四トス。

となしてゐるが、その中で、最も多額を要するのは、街路費であり、總額三億二千百八十二萬三千圓が計上された。右について「豫算概要」は、次の如く記してゐる。

街路ノ構築ニ就テハ特ニ交通幹線ノ配置ニ意ヲ用キ、主要街路ノ規格ハ幅員十二間乃至三十間トシ、配スルニ六間以上ノ補助道ヲ以テシ、又電氣軌道網ヲ構成スル路線ノ規格ハ十一間以上トシ、地域ノ情況ト交通ノ系統ニ稽ヘ各路線ヲ配置按排セリ。而シ

ヲ右方針ニ基キ、新設又ハ擴築スヘキ街路ノ延長ハ十三萬六千六百二十七間ニシテ、（中略）而シテ街路ノ新設又ハ擴築ニ要スル土地ハ百九萬三千四百六十九坪ナルモ、土地ノ區劃整理ニ因リ無償ニテ收得スヘキ土地五十六萬坪ノ中ヨリ、土地整理地區内ニ於ケル街路ノ用地ニ充ツヘキ二十四萬坪ヲ控除シタル殘地積三十二萬坪ハ、之ヲ前掲街路ノ敷地ニ充當スルヲ以テ有償ニテ收得スヘキ街路用地ハ七十七萬三千四百七十坪ナリトス。

二の運河費は二千八百五十七萬圓であるが、これは「東京市内ニ於ケル水陸交通ノ連絡ヲ便ニシ、貨物ノ運輸ニ資スル爲、在來ノ運河ヲ改修シ且之ヲ聯絡スル運河ヲ新鑿スル」ものであつて、内改修するもの十一、延長計八千七十間、新鑿するもの二、延長計二百九十間であつた。

三の公園費は、總金額一千百九十萬圓であるが、この費額の案外に少ないのは、「豫算概要」に、

公園ハ平時ニ在リテハ保健、衞生、享樂ノ機關トシテ非常時ニ在リテハ防火避難又ハ救護ノ要所トシテ、近代都市ノ構成ニ必要缺クヘカラサル施設ノ一タルヤ論ヲ俟タス。即チ這次ノ災禍ニ顧ミ、成ルヘク普遍的ニ之ヲ設クルノ方針ヲ採リ、國ニ於テ直接執行スルノ外市ヲシテ適所ニ小公園約五十箇所ノ施設セシムルコトトセリ。

と記せる通り、その大部分を市の經營に任せたからであつた。このうち國の施設する公園は隅田公園四萬坪、江東公園四萬坪、日本橋公園一萬坪、計九萬坪であつた。

四の土地整理費は、總金額僅か四千五十萬圓に過ぎなかつたが、これが帝都復興計畫の根幹を成すものであつた。

土地ノ區劃整理ニ付テハ東京市ノ燒失面積千四十八萬七千四百七十坪ヲ基準トシ、約一千萬坪ニ付區劃測量ヲ實施シ約七百萬坪ヲ區劃整理地域トシ、一地區ヲ三萬坪乃至五萬坪ニ分チ各地況ヲ案シ適當ノ設計ヲ定メテ施業スルノ方針ニシテ、土地區劃整理ノ施行ニ因リ道路、廣場、運河其ノ他ノ公共ノ用ニ供スヘキモノト爲リタル土地ハ、總テ之ヲ國ノ所有地ニ編入スルノ制ヲ樹テ、其ノ整理施行後ニ於ケル宅地ノ總面積カ施行前ノ宅地ノ總面積ヨリ一割以上減縮スルニ至リタルトキハ、其ノ一割ヲ超ユル部分

ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ補償スルノ途ヲ啓キ、以テ所有者其ノ他ノ關係人ノ利益ヲ保障シ、亂雜ナル區劃ヲ整正シテ土地ノ利用ヲ增進スルト共ニ、復興事業ノ施行ニ資スルコトトセリ。之ヲ約言スレバ、

一　燒失面積　一〇、四八七、四七〇坪
二　土地測量面積　一〇、〇〇〇、〇〇〇坪
三　區劃整理面積　七、〇〇〇、〇〇〇坪
四　整理地區ノ面積　三〇、〇〇〇坪乃至五〇、〇〇〇坪
五　整理地區ノ數　一二〇乃至一八〇

ニシテ之カ施業ニ要スル費用ヲ類別表示スレハ、

區分	數量	單價	所要費額
土地測量費	一〇、〇〇〇、〇〇〇坪	円、三〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇円
建物移轉料	一、〇〇〇、〇〇〇	二七、五〇〇	二七、五〇〇、〇〇〇
地下埋設物整理費	六、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇
道路下水工事費	五〇〇、〇〇〇	、五〇〇	二、五〇〇、〇〇〇
障害物除却費	五、〇〇〇、〇〇〇	、三〇〇	一、五〇〇、〇〇〇
計			四〇、五〇〇、〇〇〇

ナリトス。

次に横濱復興費は總金額四千五百七十七萬七千圓であるが、右について「豫算概要」は、「横濱市ノ復興ニ關シテハ、其ノ國港タルノ地位ニ鑑ミ特ニ帝都トノ交通關係ヲ考量シ、其ノ復興計畫ヲ確立セリ。而シテ横濱ノ復興事業モ亦之ヲ分チテ(一)街路、(二)運河、(三)公園、(四)土地整理ノ四トス」と記してゐる。そして一の街路については、

横濱ニ於ケル街路ノ備荒ニ就テハ特ニ交通ノ系統ニ稽ヘ、主要ノ街路ヲ擴築改修スルニ止ムルノ方針ヲ採リ、又其ノ規格ハ概ネ東京ノ例ニ則リ、既往ノ成績ト交通ノ情況ニ照シ、最モ緊要ト認ムル十九路線ヲ擴築改修シ、尚横濱驛前ニ四千九百坪、櫻木町驛前ニ四千二百坪ノ廣場ヲ設置スルコトトセリ。

となし、その費額三千百七十二萬八千圓を計上した。また二の運河は、

横濱市内ニ於ケル水運ヲ便ナラシムル爲（イ）堀割川、（ロ）中村川及堀川ノ二運河ヲ擇ヒ之ヲ改修スルコトトセリ。本運河ハ横濱市内ニ於ケル重要ナル幹線運河ノ一ニシテ、房總及三浦半島方面ヨリ横濱港ニ通スル和船ノ大半ハ概ネ之ニ依ルヲ以テ、此ノ際之ヲ改修シ在來ノ屈曲ヲ除キ幅員ヲ擴築スルノ計畫ニシテ、

その延長二千九百間、費額五百六十一萬二千圓であつた。三の公園については、「横濱市ニ於ケル現在公園ハ横濱公園（面積一九、四四八坪）及掃部山公園（面積四、二七八坪）ノ二箇所ニ過キス依テ這般ノ慘害ニ鑑ミ四公園ヲ増設スルコトトセリ」となし、日ノ出公園四千八百坪、山下公園二萬五千坪、野毛山公園二萬坪、神奈川公園六千坪、計五萬五千八百坪、その費額百九十五萬九千圓を計上した。最後に四の土地整理は、「横濱ニ於ケル土地ノ區劃整理モ亦大體ニ於テ東京ノ例ニ從ヒ、燒失區域約三百萬坪ニ付區劃測量ヲ施行シ、約七十五萬坪ヲ區劃整理地域トシ、土地ノ區劃整理ヲ執行スル計畫ニシテ」その費額は六百四十七萬八千圓であつた。

地方復興事業費借付金は、一千五百三十二萬五千四百二圓にして、東京府及び神奈川縣に於いて執行する復興事業の費用は、當該府縣の財政の現情に鑑み、條件を附して六箇年に亙り、國庫より之を貸付することとし、豫算外國庫の負擔となすべき契約に關する要求を爲すこととしたのである。

次に防火地區建築費補助は二千萬圓で、都市の中樞地帶に路線形又は集團地形の防火地區を設定し、其の地區內に於ける建築物を不燃質構造と爲すは、實に都市防火政策の根本であつて保安上喫緊の要務と言はねばならない。從つて防火地區內の耐火建築に對しては、相當の方法に依つて之れを助成するの必要あり、依て前揭金額を限つて大正十三年度以降五箇年に亙り、其の建築を爲す者に對し、補助金を支出する爲め豫算外國庫の負擔となるの契約に關する要求を爲すこととしたものである。

また地方復興事業費補助六千九百二十二萬五千九百十七圓を計上したる趣旨は、「東京府、神奈川縣、東京市及横濱市ハ震災ノ影響ニ因リ財力窮乏セルヲ以テ、其ノ執行スル復興事業ニ對シテハ各其ノ事業ノ性質ニ稽ヘ、適當ノ率ヲ定メテ國庫ヨリ之カ費用ノ一部ヲ補助スルノ必要アリ」と認めたるによるものである。

地方復興事業債利子補給二千百六十九萬四千七百三十圓もまた「東京市及横濱市ニ於テ復興事業ノ費用ニ充ツル爲募債スルニ付、同市財政ノ情況ニ稽ヘ、國庫ヨリ其ノ利子ヲ補助スルノ必要アリ」と認めたからであつた。

以上が臨時議會に提出されたる復興豫算の概略である。卽ち帝都復興は一括して國の手により執行すべしといふ、伯の最初のもくろみは、その後種々の政治的情勢によつて貫徹することを得ず、國と地方公共團體との間に分割執行するの已むを得ざるに至つた。事業計畫及びその豫算が、甚しき紛糾を極むるに至つたのは、このためである。これを「豫算概要」は、次の如く說明してゐる。

帝都復興事業ハ總敍ニ於テ述ルカ如ク、各其ノ事業ノ性質ニ依リ、或ハ國ニ於テ直接之ヲ執行シ、或ハ地方公共團體ノ執行ニ委ネ、兩々相倚リ相俟ツテ其效果ヲ收ムヘキモノナルコト論ヲ須キス、故ヲ以テ地方公共團體ニ於テ執行スル事業ニ對シテハ政府

ニ於テ其ノ元利ノ仕拂ヲ保證シテ資金ノ調達ヲ扶ケ、又ハ適當ノ補助ヲ與ヘテ、之ヲ助成スルト共ニ國ニ於テ直接執行スル事業ニ對シテハ適當ノ率ヲ定メテ地方公共團體ニ之ヲ分擔セシメ、又其ノ事業ニ因リテ著シク利益ヲ享クル者ヲシテ費用ノ一部ヲ負擔セシメサルヘカラス。

以上の理由を以て各豫算額の四分の一乃至二分の一を分擔せしむることとした。而して地方公共團體の分擔金は大正十八年三月三十一日まで据え置き、大正十八年度以降三十箇年間に之れを分納せしむることとした。また受益者負擔金は、地方公共團體分擔金を限度とし、分擔金算定の基本と爲したる復興事業費中より橋梁費を控除したる額の四分の一以内を、當該地方公共團體をして徴收せしむる見込であつた。

以上の帝都復興豫算案と共に、帝都復興計畫法が提出された。それは主として、區劃整理實行の必要から起つたものであつて、その法案は次の通りであつた。

帝都復興計畫法

第一條　本法ニ於テ復興計畫ト稱スルハ東京及横濱ニ於ケル都市計畫ノ謂ノ

第二條　行政官廳復興計畫事業ヲ執行スル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ關係公共團體ヲシテ其ノ費用ノ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第三條　行政廳又ハ公共團體ヲ執行スル土地區劃整理ニ付テハ耕地整理法第四十三條ノ規定ニ拘ラス建物アル宅地ヲ土地區劃整理施行地區ニ編入スルコトヲ得

前項ノ土地區劃整理ニ付テハ耕地整理法第三十一條ノ規程ニ拘ラス換地處分ヲ爲スコトヲ得

第四條　前條第一項ノ土地區劃整理ヲ施行スル場合ニ於テハ設計換地處分及第七條第一項ノ補償金ノ配當ニ關スル事項ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ土地所有者及借地法ニ謂フ借地權者ヲ以テ組織スル土地區劃整理委員會ノ意見ヲ聞キ之ヲ定ム

第五條 第三條第一項ノ土地區劃整理施行ノ爲必要アルトキハ換地豫定地ヲ指定シテ土地區劃整理施行地區内ニ存スル建物其ノ他ノ工作物ノ所有者ニ對シ其ノ移轉ヲ命スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ少クトモ三月前ニ所有者及占有者ニ其ノ旨ヲ豫告スヘシ

所有者又ハ占有者カ前項ノ移轉ニ因リテ損害ヲ受ケタルトキハ其ノ通常受クヘキ損害ニ限リ之ヲ補償スヘシ

前項ノ規定ニ依ル補償金ハ補償審査會之ヲ決定ス

耕地整理法第二十五條並土地收用法第八十二條第一項及第二項ノ規定ハ第二項ノ規定ニ依ル補償金ニ關シ之ヲ準用ス

第六條 第三條第一項ノ土地區劃整理ノ施行ニ因リ道路、廣場、運河其ノ他ノ公共ノ用ニ供スヘキモノトナリタル土地ハ其ノ施行ニ要スル費用ヲ負擔スル國又ハ公共團體ノ所有地ニ編入ス

前項ニ規定スル土地ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル其ノ編入ニ關シテモ亦同シ

第七條 第三條第一項ノ土地區劃整理ノ施行ニ因リ土地區劃整理施行地區内ニ於ケル施行後ノ宅地ノ總面積カ施行前ノ宅地ノ總面積ヨリ一割以上ヲ減少スルニ至リタルトキハ其ノ一割ヲ超ユル部分ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ補償金ヲ交付スルコトヲ要ス

前項ノ宅地トハ勅令ニ依リ公共ノ用ニ供スル土地ト定ムルモノ以外ノ土地ヲ謂フ第五條第三項及第四項ノ規定ハ第一項ノ補償金ニ關シ之ヲ準用ス

第八條 都市計劃法第十三條第二項ノ規定ハ第三條第一項ノ土地區劃整理ニ之ヲ準用ス

第九條 補償審査會ハ內閣總理大臣ノ監督ニ屬ス

補償審査會ハ會長一人及委員十四人ヲ以テ之ヲ組織ス

會長ハ關係各廳高等官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ內閣總理大臣ノ奏請ニ依リ內閣ニ於テ之ヲ命ス

委員ハ左ニ掲クル者ヲ以テ之ニ充ツ內閣總理大臣ノ奏請ニ依リ內閣ニ於テ之ヲ命ス

一　關係各廳高等官　三人
二　關係府縣高等官　二人
三　關係府縣市參事會員　六人
四　學識經驗アル者　三人

前項第二號及第三號ノ規定ニ依ル委員ハ關係府縣市ニ關セサル事項ニ付議事ニ參與スルコトヲ得ス

補償審査會ニ關スル費用ハ國庫ノ負擔トス

第十條　都市計劃法第二十三條乃至第二十六條ノ規定ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ之ヲ準用ス

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

この帝都復興豫算及び帝都復興計畫法を主體とし、これに臨時物資供給令及び臨時物資供給特別會計令を加へて、四の議題が、いよ〳〵臨時議會の俎上に上せられることになつたのである。

時に大正十二年十二月十一日。

五、政友會の大修正

臨時議會に提出された復興計畫を見るに、二の重大なる點において、審議會特別委員協定案の趣旨を採用してゐることが判る。一は京濱運河計畫を臨時議會に提出することを全然斷念したことであり、二は街路計畫に修正を加へて、その規模を縮小したことで、このため豫算總額は、さらに減縮して、五億七千五百萬圓弱となつた。

しかし政府の提出せる復興計畫は、右の協定案の全部を容れたものではなかつた。街路計畫は幾分修正されたけれども、しかし決して協定案に見る如き、姑息なるものとはならなかつた。のみならず、土地區劃整理を自治體に一任すべしとの協定案の趣旨は、全く排斥されて、依然國において之れを執行するの案であつた。

從つてこれらの點に、政友會の質問と攻撃の矢が向けられるべきことは、已むを得ざる形勢であつた。

十二月十二日は、兩院とも委員選擧。翌十三日は、國務大臣の演說があつて、兩院ともに質問戰に入り、衆議院においては十四日、各議案委員附託となり、十五日から豫算委員會、帝都復興計畫法案委員會、及び臨時物資供給令並びに同特別會計令委員會が開かれた。

そして衆議院豫算委員會において、政友會の修正案が提出されたのは、十二月十九日第四回委員會においてであつた。その修正案は、島田委員の說明によれば、次の通りであつた。

政府ノ計上セラレテ居リマスル計畫中、土地ノ整理ニ關スル費用ハ、東京及橫濱ノ部分ヲ合算致シマシテ四千五百幾萬圓ト云フコトニナツテ居ルノデアリマス。之ニ對シテ東京ノ部分ニ於テ三千百七十五萬圓、橫濱市ニ於ケル土地整理費ノ中ニ於テ三百九十一萬七千圓、合計三千五百六十六萬七千圓ノ削減ヲ致シタイト云フ意見デアリマス。

卽ち、土地整理費の大削減といふことが、政友會の修正案の第一點であつた。然らば彼等は何故に、それを主張したのであるか、その理由を島田委員は續いて述べて言ふ。

是ハ政府ノ原案ノ御趣意ニ於テ、地區ノ整理ノ事柄ハ總テ政府ニ於テ之ヲ實行スルト云フ趣意ニナツテ居ルノデアリマスガ、此政府ニ於テ總テニ亙ツテ地區ノ整理ヲスルト云フコトハ、事實ニ於テ政府ノ說明セラルヽガ如ク簡單ニ之ヲ實行シ得ルモノデナイト考ヘルノデアリマス。又質問應答ノ上ニ於テモ現ハレ居リマスル如ク、地區ノ整理ニ付テ受益者ヲシテ土地ノ一部分ヲ提供

セシメルト云フコトニ付テハ、隨分所有權ノ關係ノ意味ニ於テ問題ノアルコトデモアリマス。（中略）ソレ故ニ吾々ハ此點ニ付イテ實行可能ニシテ且ツ疑ノ少キ方法ヲ採ルト云フ意味ニ於テ、地區ノ整理ニ付イテハ大體現行法ノ趣意ニ從ツテ、地主組合ノシテ之ニ當ラシメル、地主組合ヲシテ之ヲ爲サシメルト云フ方針ヲ取リマシテ、唯々政府ガ街路ノ修築ヲスル場合必要已ムベカラザル所ノ地區ノ整理、例ヘバ買上ゲタル土地ノ殘地ノ處分トカ、其他ノ關係ニ於テ已ムヲ得ズ行ハナケレバナラヌ地區ノ整理ハ之ヲ認メル。大體ノ原則トシテハ土地ノ整理ハ之ヲ地主組合ノ任務トシ地主組合ヲシテ之ヲ爲サシメルト云フノ方針ヲ以テ、卽チ其意味ニ於テ土地整理ノ費用ノ中ニ於テ、吾々ガ認メテ政府ガ其街路修築ヲ爲ス關係上必要ナル部分ト認メルモノヲ除イテ、其他ノ部分ハ此土地整理ノ費用ノ中カラ削減シヨウト云フ意見デアリマス。（中略）此意味ニ於テ政府ガ直接街路ノ修築上、之ニ伴ウテ必要ナル部分トシテ東京ニ於テハ凡ソ百萬坪、横濱ニ於テハ凡ソ三十萬坪、此東京横濱ヲ通ジテ百三十萬坪位ナ程度ノモノハ、政府自ラ街路修築ニ伴ウテ必要已ム可カラザルモノトシテ之ヲ認メ、其以外ニ屬スルモノハ、先刻來繰返シテ申ス地主組合ヲシテ爲サシムルト云フ趣意ニ依ツテ前ニ申上ゲタ通リ横濱ニ於テ三百九十一萬圓、東京ニ於テ三千百七十五萬圓、合計三千五百六十六萬七千圓ト云フコトニ、此土地整理ノ費用ノ中ヨリ削減ヲシタイト云フノデアリマス。

しかしながら、疑問は直ちに起る。この土地整理費の削減の標準として擧げられたる百三十萬坪といふ數字は、一體何處から出て來たのであるか。それは、政友會の修正案の第二點を聽かなければならない。卽ち曰く。

第二ノ街路費用ニ付テハ、政府ガ參考トシテ御示シニナツテ居ル所ニ依リマシテモ、十二間以下ノ道路ニ付テハ、唯々茲ニ豫算ヲ御示シニナツテ居ルニ過ギナイノデアリマス。是ハ地區整理ト相俟ツテヤルト云フコトヲ諒解シテ居ル次第デアリマス。凡ソ復興事業ノ必要ナルコトハ固ヨリ論ノナイ所デアル（中略）ガ、政府ガ悉クノ復興事業ヲ自己ノ手ニ於テセネバナラヌト云フコトガ同時ニ其結論トシテ出テ來ルモノデハナイト思フ。（中略）故ニ吾々ハ先ヅ茲ニ原則トシテ十二間幅以上ノ道路ハ政府自ラ國ニ於テ修復ノ事業ヲ爲サレ、其以下ノモノハ自治體ヲシテ、實行セシメテ、政府ハ之ニ相當ノ援助ヲ與ヘルコトニセラレテ宜カラウ。斯樣ナ趣意ニ於キマシテ計算ヲ致シマスト、詳細ナル數字ニ基リテ之ヲ割出スコトハ短時日ニ於テ無論出來難イコトデ

アルガ、大體ニ於テ此街路ノ經費ニ付キマシテ、東京、横濱ヲ通ジテ凡ソ二割ノ經費ヲ減ズルコトガ出來ルト云フノガ私ノ考ヘデアリマス。（中略）卽チ合計東京ニ於テハ六千四百三十六萬四千六百圓、横濱ニ於テハ六百三十四萬五千六百圓合計七千七十一萬二百圓ト云フモノヲ此意味ニ於テ削減致シタイノデアリマス。

以上が復興豫算案に對して加へたる政友會の二大修正案の骨子であつた。僅か四億四千八百萬圓の復興事業費に對する一億六百萬圓の削減は、政府にとつては、致命傷と言はなければならない。だがこの修正案の內容を子細に點檢すれば、この豫算の數字の削減は、必ずしも、復興計畫の削減を意味しなかつた。何となれば、政友會は單に、國に於いて執行する復興事業の一部を、地方公共團體の事業に移すべしと主張するに過ぎなかつたからである。しかも地方公共團體の財政の實情より觀て、かくして移管されたる事業の執行が、事實上、不可能なる以上、國は補助費或は其の他何等かの方法によつて援助しなければならぬことは、政友會といへども認むるところであつたから、かくの如き大修正を豫算案に加へた結果が、實際上國庫の支出の上に、如何程の縮小を來しうべきやは、頗る疑はしいものであつた。

しかしこれを政略上より觀るとき、政友會はこの修正案の提出により、一石二鳥の利をもくろんだものであつた。一億圓以上の豫算大削減は、政府に致命傷を與ふるに足る。しかも彼等はこれによつて、帝都復興計畫を破壞せりとの非難を免かれ得るのだ。

事實、選擧の地盤關係の上に、彼等の政治勢力を築き上げてゐる政黨は、地方地盤の甘心を買ふことは勿論大切であるが、地方復興計畫の破壞者として東京、横濱の地盤關係に惡感を刺戟することも、極力避けねばならぬことであ

つた。

故に島田委員は、さらに語を續けて言ふ。

此重ナル土地整理及街路費用ニ付テ、卽チ以上ノ二點ニ付テ修正ヲ加ヘレ、斯樣ナ意見ヲ此事業費ニ向ツテ持ツテ居ルノデアリマシテ、此削減額ヲ合計致シマスト、各年度ニ亙リ繼續ト致シマシテ合計一億六百三十七萬七千二百圓ト云フモノニ相成ルノデアリマス。此金額ハ削減額トシテハ極メテ多キ數字ニ當ルヤウデアリマスケレドモ吾々ノ趣意ハ帝都ノ復興ヲスルト云フコトニ付テハ、之ニ依ツテ何等復興ノ事業ガ妨ゲラレルト云フ意見ノ發表シテ居ルモノデハナイ。（中略）卽チ要約シテ此事業費ヲ見ルニ、自治體ノ自治權ヲ重ンジ、自治體ノ尊嚴ヲ重ンズルト云フ上リヲ考ヘテ、又此事業ノ實行ノ難易ノ上カラ考ヘテ、此程度ノ削減ナレドモ何等不合理ニ非ズ、又實行不可能ニ非ズト云フコトヲ考ヘテ、之ヲ以テ此帝都復興ノ事業ヲ爲スニ付テ吾々ハ充分ナリト確信スルノデアリマス。

政友會の豫算修正案には、かうした複雜な政略的意味が含まれてゐたのである。しかも彼等は、山本內閣の中心人物たる伯を陷るるに、さらに巧妙なる陷穽を用意してゐた。それは政友會修正案の第三點、卽ち復興院事務費の全部削除であつた。

全額は僅か七十萬圓に過ぎない。しかしそれが一旦成立したるとき、伯の面目は丸潰れとなるべきものであつた。

これを島田委員は次の如く說明してゐる。

次ニ此復興ノ事務費ニ付テ政府ノ說明セラルヽ所ハ、復興院ノ費用ト致シマシテ各年度ニ亙リ合計二千六百九十三萬一千圓ヲ要スルト云フ見込ノ下ニ、大正十三年度ニ於テ七十萬二千四百十圓ト云フモノヲ御要求ニナツテ居リマスルガ、此費用ニ對シテ一吾吾ハ全部削除ノ意見ヲ提出スルノデアリマス。（中略）吾々ノ趣意ハ玆ニ政府ガ調査シ又吾々ガ玆ニ修正ヲ加ヘタモ斯ノ全體ニ亙リテ此事業ヲ遂行スルニ付テ、寧ロ政府ガ置イテ居ラレルガ如キ復興院ト云フ——其圖デハ、之ヲ過大ト云フテ居ルガ、私モ亦ヨリ

思フガ、厖大ナル組織ヲ以テ特別ノ機關ヲ設ケテ之ヲヤラネバナラヌト云フ程ノモノデハナイト云フコトガ一ツデアル。又他ノ一面カラ言ヘバ、今日ノ復興院ノ役員當局ニ對シテ、批評スル譯デハナイガ、之ヲ他ノ一面カラ言ヘバ、斯ノ如キ土木ノ事業ニ付テハ最モ堪能ナル役所ガ既ニ在ルノデアル。（中略）復興院ト云フヤウナ御祭騷ギ的ノコトヲヤルヨリハ、地味ニ内務省ノ一局トシテ特別ナ臨時ノ係リヲ設ケテ、内務省ニ於テ自ラ之ヲ實行セラルルト云フ遣リ方ガ、寧ロ今日ノ時勢ニ適應スル著實穩健ナル遣方デアツテ、ソレガ軈テ帝都復興ノ御趣意並ニ御趣意ヲ敷衍セラレタル所ノ總理大臣ノ告諭ノ精神ニ適合スルモノデアルト考ヘルノデアリマス。（中略）之ニ對シテ政府ガ吾々ノ意思ヲ諒トセラレ、吾々ノ考ヘル所ト其步調ヲ合セラレテ、復興事業ノ遂行ニ必要ナル事務ノ費用ヲソレゾレ其所管ノ官廳ノ事務費トシテ要求セラレル場合ニハ、或ハ一局ヲ設ケラレルモ宜シカラン。或ハ一ツノ係リヲ設ケラレルノモ宜シカラウ。ソレハ政府ノ見ラレル所ニ依ルノデアルガ、其必要ナル費用ヲ所管ノ官廳ノ事務費トシテ要求セラレル場合ニ於テハ、何等吾々ハ之ニ對シテ異存ヲ申スモノデハナイ。

かくして衆議院豫算委員會は、この政友會修正案を中心としての質問討論に移り、結局「政府ハ速ニ行政整理ヲ斷行シ、確實ナル財源ヲ得以テ財政ノ基礎ヲ鞏固ニスルト共ニ勤儉節約ノ範ヲ示シ、同時ニ經濟復興ニ關シ更ニ進ンテ適當ノ施設ヲ爲スヘシ」といふ希望決議とともに、政友會修正案は、豫算總會を通過し、本會議に回付さるることとなつた。

六、ビーアドの書翰

政友會の修正案は衆議院の豫算總會を通過した。それは匕首を伯の咽喉に擬するものであつた、衝突か、屈服か。

それが山本内閣の前にあつた大きい問題であつた。政友會の修正を容るるは、その軍門に降る所以である。これを排斥するは、議會解散の擧によつて一戰する所以である。屈服は伯の面目を潰すのみならず、復興事業に幾多の支障を胎すであらう。衝突は總選擧による數箇月間の復興事業の遲延を齎らすであらう。

内閣はいま重大なる岐路の上に置かれた。

かかる外部との關係よりも、更に一層の苦境に伯を陥れたのは、閣内の不統一であつた。それは閣内に於ける硬軟兩派の對立であつたのである。

後藤、犬養、田、平沼、井上、田中等の多數に對し、解散論を取りかねて政友會との妥協に狂奔せりと傳へられたる山之内、伊集院、財部等の軟派は、屈從の已むを得ざるを說いて、相對立した。

茲において衆目の歸するところは、當面の責任者たる伯であつた。伯はこの意外の難航に當つて、如何に内閣の舵を操らんとするのであるか。

伯の周圍にも、硬派と軟派とがあつた。假令一度は政友會の修正案に屈するとも、兎に角、臨時議會を切拔け得れば曲りなりにも帝都復興事業に著手することができる、その上で、時宜に應じて計畫豫算の擴張を試みることも出來る。特に通常議會も目睫の間に迫つてゐるのであるから、官選案と共に、より完全なる復興計畫を上程した上、戰ふならば、その時堂々と戰つた方が、策の得たるものではないか、それが軟派の言分であつた。

素より、純然たる技術的見地より觀れば、多少の不便さへ忍べば、政友會の修正案に屈從しても、復興計畫の實行には、差支へがあるわけではなかつた。しかし問題は技術的よりも政治的であつた。政友會の策戰は、その攻撃の焦

點を後藤內相に置き、しかも薩派との間に一脈の餘地を殘し、薩派と伯とを離間し、以て伯を失脚せしめんとするにあつた。さうして薩派の政客中には、伯を捨てて內閣の陣容を新たにせんとの計畫もあると傳へられた。

故に伯の周圍にあつた所謂硬派の意見は、內閣を引摺つて議會を解散に導き、もつて政界一新の擧に出づべきである、かくして復興の計畫は數月を遲延するも、不完全なる復興案を捨てて、理想的なる新計畫を實施することができる、ゆゑに伯は衝突に邁進すべきである、若し山本首相これを聽かずんば、潔よく冠を挂けて去るべきである、といふのであつた。

仲小路廉、中村是公のごときはこの硬論の主張者であつて、しば〳〵伯を私邸に訪ひ、面を犯して强諫した。いま一人强硬なる衝突論者があつた。それは米國より伯の招いた外國の知己ビーアドであつた。彼は事の未だ玆に到らざるに先立ち、十一月三日附をもつて、次のごとき熱烈なる書翰を伯に呈して、理想に邁進せんことを强說してゐる。

東京、一九二三年十一月三日

我が親愛なる友よ。
世界の眼は日本の上にある。
死せる十萬の男女小兒の聲々は叫ぶ。
その價五十億を算する財寶燒土と爲つて橫はる。
世界の眼は皆後藤の上にある。死者の聲々は彼の耳に響き渡る。その故何故ぞ。其の理は他なし。此危機に莅

み後藤は内務大臣にして兼ねて復興院總裁たればである。

彼にして若し、這次災禍の再發を阻止するに緊要なる大計畫を樹立し且つ之を死守する能はずんば、彼や正に大危機の要求する期待に背きたりと言ふべきである。彼にして失敗せんか、これ日本の失敗である。彼にして失敗せんか、十年乃至五十年後に來るべき第二の危機は、更に廣汎にして戰慄すべき大災禍を誘發し、子孫後昆は彼を呪咀し、彼が一員たりし内閣を呪咀するであらう。

今貴下に向つて呼びかけるものは日本である。

現在の日本と將來の日本とである。

倫敦大火の後の英國の首相が誰であつたか、またオスマンと奈破崙三世とが巴里の大改造を初めた千八百五十三年の佛國の首相は誰であつたかなどゝ言ふことは何人が憶えてゐよう。また何人が意に介しよう。全世界は巴里の都を知つてこれを讃嘆し、而して之を計畫する勇氣ありしオスマンと、この計畫を執行する先見を有したる皇帝とを知つて之を讃嘆する。巴里は佛蘭西である。數百萬の人々は巴里を訪問し、この都によつて佛蘭西に關する彼等の意見を作る。

總ての歴史家は一六六六年倫敦を計畫したるサー・クリストファー・レンの名を筆にすれど、彼の大計畫の執行を妨害した偏狹小心の國會議員の名を忘れ去つた。

此危機に際し、將來人命財産の喪失を防止すべき計畫を樹つるは理想にあらずして實際である。這個の計畫は面と錢に於て引合ふ事業である。將來の災厄に對し人命財産を防衞するに足らざる小計畫を樹つるは愚舉である。

一切の大建築物大改良工事は之を延期して、大街路計畫の根幹を定むるのが宜いのである。

若し貴下にして此一事に失敗したりとせんか、これ日本國民を失望せしむるのみならず義務の嚴格なる試錬に違巡するものである。

故に余は、人類の友として、日本の友として、また貴下の友として、次の政策を執られむことを切に勸告する。

貴下の最も信賴する而して勇氣ある助言者三四名（そのうちに長尾氏及金井氏を包含せしむべし）及び二三名の技術者を選擇せられよ。而して新街路、公園、運河の計畫を作られよ。而して更にその經費を國家、市及び受益者の間に分配すべき方途を準備せられよ。而して此計畫とプログラムとを全國民の面前に提示せられよ。而して若し、評議員會及び內閣が次回の災害を防止する爲めに絕對的に必要なる事項を承認せざるに於ては、貴下は首相に辭表を呈出して引退せらるべきである。

貴下にして萬一、斯の如き計畫を作る能はずして、妥協案を容認せられたりとせんか、貴下は尙ほ顯職に坐し、小名譽の幾個かを贏ち得んも、貴下はやがて塵土に歸し人の忘るゝ所となるであらう。否或は寧ろ大災害の必要とせし計畫のために最後まで戰ふこと能はず、また戰ふことを欲せざりし人として記憶せらるゝであらう。

若し貴下にして斯の如き計畫を作成し且つ之を實行せば、日本國民は貴下の先見と不撓の勇氣との故に、貴下を記憶するであらう。安全に生活し得る人々は感謝を以て貴下を記憶するであらう。公園に遊ぶ小兒すらも、貴下を祝福するであらう。千年後の歷史家等も亦、貴下に讃辭を呈するであらう。現在並に將來の全世界は、貴下の知慮と仁慈とを祝賀するであらう。

貴下にして萬一計畫實行に失敗したりとせんも、尚ほ能く貴下は、將來を洞見し且つその先見の爲めに戰ふ勇氣を有したる人として、記憶せられるであらう。

ポリチシアンの如きは數ふるには足らない。政治的名聲のごときも無價値である。普通選擧は時の經過と共に不可抗的に到來するであらう。只此處に貴下に繫り貴下のみに繫る一事がある――即ち夫れは數百萬民衆の安全と幸福とである。貴下にしてたとへ正しき事業を完成する能はずとするも、少くとも貴下は、歷史の幾頁の上に貴下の思想を播布し、貴下を繞る幾多斗筲の輩を、其の失敗の責任者と爲すことが出來る。

生の言相野に流れ奇矯に失したりせば、平に宥免を給へ。生の念頭只東京あり、日本あり、人類精神の偉大あるあつて、又他なきが故である。此危急存亡時の一斷は一に貴下に繫る。今や數日を出でずして貴下はその決斷によつて、數百萬民衆の運命と史上に於ける貴下の地位とを決定せられるであらう。

事情正に斯の如し。さらば我が親愛なる友よ。今日を目標として建設すること勿れ。希くば、永遠を目標として建設せられよ。

誠實且つ忠實なる

チャールズ・エー・ビーアド

彼が如何に誠實を籠めてこの一書を記したりしやは、その文字の裡に生動する氣魄をもつても窺ひ知ることができる。この手紙を記したる前後の彼は、快々として樂しまず、平生の快活にも似ず、無言且つ陰氣であつた。當時彼はこれが爲めに眠る能はず、食事も進まない程であつた。往年の來朝以來、深く日本を愛したる彼は、今この千載一遇

の時に當り、その心友後藤新平がその局に當り乍ら、みすみす好機を逸して、災禍を百年の後に貽さんとするを見て、坐視するに忍びなかつたのである。

この手紙を筆者は、仲小路の家に持つていつて讀んで聞かした。仲小路はほろほろと落涙した。

『外國人ですらさう言ふんだからなあ！』

さういつて泣いた。さうしてその翌日は仲小路は又々伯の處へ怒鳴り込みにいつた。

それから筆者はこの手紙を、中村是公に讀んで聞かした。感情家の彼はまた、ぽろぽろ、ぽろぽろと止め度なく涙を流した。

『君、それを大將に讀んで聞かしたかい？』

と、彼は激しい聲で筆者に訊いた。

『聞かしました。』

『なんといつたい？』

『それは腐儒の意見だ、と言ひました。』

『なんだつて？』

さういつて中村は怒つた。さうして彼も亦、伯の處へ怒鳴り込みにいつた。

しかし一切は無益であつた。伯は一切を忍んで妥協と腹を決めてゐたのである。その理由は後に至つて、筆者に、

「あの時、俺がやらなければ、外に復興事業のやれる人間はゐなかつたからだ」と語つた。この短かい一言が總てで

あつた。

伯は自分が去れば、復興事業はもつと不完全なものとなると思つたのである。またこれ以上時日を遷延することは罹災市民に堪へ難き苦痛を與へるであらう。ゆゑに一切を忍んで、次善を實現しよう、それが政治家の取るべき途だ、さう決心したのであつた。さうして臨時議會を終り、通常議會で解散して、それから後、著々として理想案の方に引き戻してゆかう、伯はさう考へてゐたのである。

しかるに虎ノ門事件が一切を粉韲してしまつた。

神ならぬ身の、伯はそれを露知らなかつたのである。

七、伯の隱忍と案の通過

伯は十二月十八日深更、山本首相を訪れて鳩首凝議し、翌早朝の閣議に於いて、政友會修正案採用と決定した。

東京朝日新聞（十二月二十日）はその顛末を、次のごとく報道してゐる。

政府は政友會の復興計畫並に同豫算案削減に對する態度決定の爲め十九日午前八時から永田町首相官邸に緊急閣議を開き、山本首相は前夜來官邸に居たので午前七時三十五分財部海相先づ來て首相と會談中、伊集院、犬養、井上、田、岡野、田中、平沼、山之内、後藤各大臣續々來邸し同十時から開議した。劈頭山本首相から政友會の修正意見を報告し、且斯る修正案は實行可能なるや否やを後藤復興院總裁に質したるに、後藤總裁は單に事務上から見れば必ずしも實行不可能でないと述べてゐるに、山本首相は旣に當局者たる後藤總裁が實行可能と認める以上、政府の面目とか威信とかは此の際帝都復興事業達成の爲めに暫く忍び政友會の修正に同意なすべし。尤も政府は今一度政友會の意見を試し、若し修正が純然たる不信任の意味であらば其の時は又別に考

慮すべきであるとの意見を開陳した。之に對し犬養遞相を始め田、平沼諸相等は政友會の爲す所は形式や辭令は何であつても事實は政府に對する不信任であるから、政府は斷乎として衆議院を解散して是非を國民の判斷に問ふべきであると極めて有力な反對論が出て盛んなる論戰が交換されたが、復興院總裁たる後藤内相が、自己の面目威信を帝都復興事業の爲め忍ぶと云ふのであり、且山本首相の意嚮も後藤内相と同樣なので、從つて解散論者が此上爭へば内閣は不統一に陷り、瓦解の外なき形勢に立至り閣議は組閣以來未曾有の緊張せる場面を現したが、結局山本首相の意見を尊重して政友會の修正に同意する事に閣議決定して午前十一時五分散會、各大臣はそれより衆議院の豫算總會に出席したが平沼、岡野、山之内三大臣は尙居殘りて修正通過後に於ける善後策に關し山本首相に打合せたる後、首相は同十一時四十分參内　攝政宮殿下に拜謁仰付られ政局に關し言上して同十二時退出した。

そして政府は、十九日直ちに次の聲明書を發して、その態度を明かにしたのであつた。

今回政府の提出したる帝都復興に關する豫算案は、本日の衆議院に於いて修正せられたるは政府の誠に遺憾とする所なり。而してこの修正に依り將來復興事業の執行上に多大の支障あるべき事を豫察すれども、若し不幸にして豫算案不成立となりたる場合に於いては、帝都復興計畫の實施に著しき齟齬を來すの虞あるべし。是れ罹災者百萬の窮狀に顧み、政府の最も心痛する所にして、衆議院の修正に應じて本豫算案の成立を望みたる次第なり。

伯が屈從の已むなきことを決心したのは、閣内の不統一といふ政治上の理由もあつた。しかしその主たる理由は上述のごとく、最善にして不可能なりとせば、次善を實行せんと欲する實際家的立場からであつた。

また伯は政友會の修正案に忍從することについては、何人の前にも公言しうる表面堂々たる理由を持つてゐたのである。それは反對論者の修正案が、決して復興計畫の大本を傷けるものでなく、また復興事業の敏速なる著手が、市

民のためまた帝都のために、分秒を爭ふ焦眉の急であつたといふことである。

伯は前掲「三百萬市民ニ告グ」の最後に、それを次の如く說明してゐる。

予ハコヽニ如上ノ曲折ヲ經タル復興計畫ガ、復興審議會及臨時議會ニ於テ種々ノ改竄補修乃至支障ニ逢著セル事實ニ就イテ暫ク之ヲ略シ、單ニ其ノ所說其ノ論議ニモ當局者設計ノ外ニ出テザリシコトハ、予ノ解說ヲ待タズシテ識者ノ既ニ之ヲ判斷ニ惑ハザル所ナルベキナリ。審議會ハ消極的ニ、評議會ハ積極的ニシテ、別ニ一新機軸ナク、當局計畫ノ軌道ニ副ウテ出入伸縮シタリ。而モ予ハ比較的短時日ノ間ニ幾多專門家ノ評議討究ヲ經タル計畫ニ對シ、意外ノ誤解又ハ姑息ナル復舊論等ノ障碍ニ會セルニ拘ハラズ、予ハ該計畫ヲ以テ斷ジテ當初ノ目的ヲ遂行シ得ザルヨリ如キ不可能事トハ認メザルモノタルヲ聲明ス。否、必ズ之ヲ遂行スベク補正ノ途アルヲ信ジテ疑ハザルモノナリ。帝國議會ニ於テハ審議會ノ消極說（衆議院）ト評議會ノ積極說（貴族院）トノ二潮流ヲ反覆シタリ。但シ或ハ机上論ヨリ事業實行澁滯ノ爲メ不可能ノ疑ハシム程度改惡論サヘアレトモ、如何ナル反對論者モ終ニ復興ヨリモ復舊的ニ傾キ、常ニ絕對ノ不可能ノ修正ヲ以テ反對シ得ザリシコトヲ認メタル次第ナリ。故ニ予ハ多クノ誤解又ハ障碍ニ會ノ毎ニ益〻予ノ責任ノ重大ナルヲ思ヒ、愈〻以テ予ノ存在ノ必要ト自信シタリ。曾テ倫敦大火後ノ計畫ヲ立テタル「レン」ノ如キ、又華盛頓ノ設計ニ任ゼル「ランファン」ノ如キ、更ニ近クハ桑港災後ノ計畫ニ當レル「バーンナム」ノ如キ、凡ソ此種ノ事業ニ努力セルモノハ一トシテ中途其計畫ニ多大ノ障碍ヲ受ケザルモノナク、而シテ後世ニ至リテ當年姑息ノ計ヲ指彈シ痛損セラレザルモノナキハ歷史ノ示ス所ニ徵シ明ナリ。予ハ固ヨリ自己ノ識力ヲ誇張スルニアラズシテ、寧ロ如何ナル誤解ト障碍ヲモ忍ビテ之ヲ打チ勝タザルベカラザル必要ヲ市民諸君ニ告ゲント欲スルノミ。

如上ノ意味ニ於テ臨時議會ニ加ヘラレタル修正ノ如キ、又決シテ帝都ノ復興ヲ絕望的ナラシメタルモノニアラズ。豫算面ニ現ハレタル數字ハ多額ノ減少ヲ來タセリトノ外觀アリト雖モ、一タビ其ノ內容ニ立入リテ冷靜ナル觀察ヲ下サンカ、其實數字ノ轉替ニ過ギザルモノ多ク、實際ニハ該修正ノ爲ニ他日却テ經費ノ增加ト各種ノ支障ヲ惹起スベシトナスモノ、一般人士ニ豫想セラルヽガ如キ經費ノ節減ヲ期待シ難キノ憾アリ。之ヲ換言セバ唯ダ其ノ品目ヲ換ヘ、或ハ名稱ヲ變ジテ右ノモノヲ左ニ移シ、左ノモ

> ノヲ右ニ轉スルノ類ニ過ギズ。畢竟是レ形式上ノ事ナリ。修正センガ爲メノ修正ナリ。更ニ極言セバ一個ノ後藤新平ヲ落第者タラシメンガ爲ニ彼ガ如キ修正ヲ行ヘルモノトモ解セラル迄世評ニ上リタリ。此ノ故ニ實質上ニ於テハ、帝都復興ノ計畫ヲ遂行スベキ可能性ノ破壞ヲ受ケタルニアラザルノミナラズ、其ノ經費ノ減少セザルコト又上述ノ如シ。斯ノ如キ場合ニ於テ區々ノ面目ニ拘泥シ、或ハ皮相的ナル政府ノ威信ヲ强調シテ、政略ノ巧拙ニ腐心シテ議會ト戰フハ、災後ノ計ニ焦慮シツヽアル三百萬市民ノ爲ニ執ルベキノ手段ナリヤ否ヤハ大ニ考慮ヲ要スル所ナリ。言フ迄モナク市民ハ一日千秋ノ感ヲ抱キテ復興計畫ノ決定ヲ待チツヽアリ。若シ曠日彌久、焦土ノ冷却ニ委スル時ハ、燒失價額百億ト註セラルヽ一千百萬坪ノ地上殘灰中ヨリ一握ノ收穫ヲモ得ザルニ至ラン虞ナシトセズ。サナキダニ死灰日ニ消スルト共ニ、俗論俗見交々起リテ眼前ノ小計ニ甘ンジ、外ハ列國ノ侮蔑ヲ買ヒ内ハ子孫ノ憤リヲ招クガ如キ傾向ナキニアラザルヲヤ。コレ卽チ山本内閣ガ表面上ノ所謂面目及威信ニ頓著セズシテ衆議院ノ修正ニ隱忍シ、以テ實質上ノ成果ヲ期スルト同時ニ、疑惧不安ニ驅ラレツヽアル市民ヲ安ンジ、復興計畫ノ著手ヲ取急キタル所以ナリ。随ッテ貴族院ニ於ケル決議案ハ、其ノ趣旨ニ於テ衷心予ノ同感ヲ禁セザル所ニシテ、其ノ主張ノ切烈ナル宛トシテ政府彈劾ノ聲ヲ聽クガ如カリシモ、始終敬虔ノ念ヲ以テ謹聽シ、予ハ其ノ言ノ切烈ナルダケソレダケ、帝都市民ノ爲ニ人意ヲ强クスルニ足ルモノアルヲ思ヒ、心ニ之ヲ慶シタリ。何トナレバ貴族院ハ予ノ所信ニ對シ、將タ帝都市民ニ對シテ最モ强力ナル後援ヲ送リ、復興計畫ノ遂行及補正ノ協賛者タルコトヲ裏書シタルト異ラザルヲ以テナリ。

そしてこの「三百萬市民ニ告ク」は一轉、虎ノ門事件に及び、

> 記シテ玆ニ至リ、端ナクモ山本内閣總辭職ノ事ニ及ブ。囁嚅トシテ口ニ言フ能ハズ。事ハ一切ノ政策ヲ超越セル絶對性ヲ帶ブ。只々恐懼謹愼伏シテ天恩ヲ謝スルノ外辭アルヲ知ラス。

と記したる後、最後に次の如く結んだ。

> 飜ツテ我敬愛ナル市民ノ爲ニ最後ニ一言ス。山本内閣ハ既ニ退キ予ハ草莽ニ閑居スト雖モ、帝都ノ復興ハ新内閣ノ手ニ依リテ今後著々其ノ行程ヲ進ムベキヤ勿論ナリ。而モ之ガ實績ノ良否ハ一ニ懸ッテ市民諸君ノ双肩ニ在ルヲ忘ルベカラス。特ニ緊切ナル

一、自治能力ノ發揮ニ待ツ。市民諸君ハ須ラク協力一致シテ世界ノ期待ヲ空シウセズ、帝國ノ政治的文化的並ニ經濟的中樞都市ノ完備セシメ、以テ國家ノ進運ト後世子孫ノ福祉ノ爲ニ其ノ自治能力ヲ極度ニ傾倒セザルヘカラズ。而シテ之ガ遂行完成ヲ期スニ、ヲ衆議院ノ理解ヲ求メ、貴族院ノ援助ヲ請ヒ、各々奮ツテ最善ノ方法ヲ執ルベシ。前者ノ修正ニ補正ノ途アルハ予既ニ之ヲ說ケリ。貴族院ハ更ニ前日ノ決議ニ基キ、之ヲ實現シ之ヲ達成セシムベキ一半ノ責任ヲ取ルヲ否マザルベシ。予ハ城西ノ僻陬ニ隱棲スト雖モ、尙相當ノ貢獻ニ力ヲ致スコトヲ得ン。幸ヒニ市民諸君ノ發奮ニ依リ、帝都復興ノ功業日ニ進展セバ何ノ悅ビカ之ニ如カンヤ。今ニシテ回想セバ曩ニ議會ノ解散ヲ予等ニ勸告セル人士勘カラズ。若シ當時其ノ言ノ如ク決行シタリシナラバ果シテ如何ゾヤ。政界ノ旋風ニ捲キ込マレ吹キ拂ハレテ、市民諸君ハ尙容易ニ一陽來復ノ春ニ會ヒ難カリシヤモ知ルヘカラズ。是非ノ批判ハ賢者ニ委ヌベシ。予ハ些少ナリトモ貧弱ナリシモ、焼土ノ中ヨリ熱灰ヲ掻キ分ケテ復興ノ芽生ヘヲ見出シタルコトヲ以テセメテモノ慰藉ト爲シ、之ガ後圖ヲ諸君ノ自治能力ニ倚頼シテ已マサルモノナリ。

若シ夫レ普選問題ニ關シテハ予ガ入閣ノ始メニ於テ帝都復興ト共ニ意ヲ決スル所アリ。更始一新、人心ノ暢達ヲ圖ランガ爲ニ之ガ斷行ノ緊要ナル一論ヲ俟タズ。而モ本問題ニ就テハ異日別ニ所見ヲ披瀝シテ遍ク國民ニ告グルノ機會アルベキナリ。

ところが山本内閣は、臨時議會において、政友會に屈從することに決まつた。かくして政友會修正案は、衆議院本會議をも通過し、貴族院に回議された。貴族院においては、逆にこの修正案の如き姑息なる方策を以てして、果して帝都復興事業が遂行され得るやの議論が沸騰したが、結局、次の希望決議を以て、衆議院の修正豫算を通過した。

帝都復興ノ計畫ハ須ラク帝都百年ノ計ヲ根基ト爲シ、而シテ其ノ遂行ハ國家財政ノ實狀ニ鑑ミ、緩急其ノ宜シキニ從フヲ要ス。今次ノ復興計畫ハ較モ缺點ヲ重ネテ尙未ダ盡サザルノ憾アリ。政府ハ克ク應ヲ適宜ニ致シ、補正以テ其ノ大成ヲ期スベキモノト認ム。

帝都復興計畫法案も、貴族院委員會において「特別都市計畫法」と修正され、内容にも若干の修正を受けたる上、

貴衆兩院を通過した。

八、虎ノ門事件

臨時議會において、伯はつひに政友會に屈服するの已むを得なかつた。

顧みれば震災の直後、未だ灰燼の焦土に煙を揚げてゐるのを見ながら、早くも「帝都復興ノ議」を草して、計畫の根本を定めたる以來四箇月に亙る惡戰苦鬪の結果は、つひにかくして終るのであるか。

假令臨時議會に屈して通常議會に大いに伸びんとするのが、當初からの策戰計畫であつたにしても、その屈し方はあまりにひどかつた。伯は自尊心の甚だ傷けられたるを痛感せざるを得なかつた。

若し情勢にして許すならば、政友會の挑戰に應じて、敢然として起ち、堂々正面衝突を演じて、勝敗を一擧に決したいとの念は、伯の胸中に、煮えくりかへつてゐたにちがひない。

事實、伯のポケットには、議會解散案が、竊かに忍ばされてあつた。それは次の通りであつた。

今回關東ニ於ケル震災ハ振古未曾有ノ慘禍ニシテ、之カ善後策ノ宜シキヲ得ルト否トハ、獨リ罹災地方ノ復活スルト否トニ止マラス、實ニ帝國ノ隆替ニ繫カル。

現内閣ハ慘禍未タ收マラサルニ先チテ成立シ、爾來夙夜鋭意之カ復興ニ關シ、籌劃ニ努力シ、上ハ　聖明ニ答ヘ奉リ、下ハ民人ヲ綏シテ國運ノ進展ヲ停頓セサラシメムコトヲ期シ、豫算及必要ナル法律案ヲ具シ、臨時議會ヲ開キテ之カ協贊ヲ求メタリ。然ルニ圖ラサリキ。衆議院ハ提出ノ豫算ニ削減ヲ加ヘ必要ナル機關ノ廢止ヲ議決セリト雖モ、今ヤ非常ノ秋ニ際シ、災民ヲシテ永

ク不安ノ状態ニ彷徨セシムルニ忍ヒス。足ラサルハ後圖ニ俟チテ補完スルコトトシ、敢テ時局ノ頗ル重大ナルニ鑑ミ、一身ノ成敗利鈍ヲ問ハスシテ艱難ニ赴キ、誠意ヲ披瀝シテ事ニ當リ、擧國一致國民ト共ニ萬全ノ策ヲ講セムトシタルモ、衆議院ハ帝都ノ復興及罹災地ノ各局ニ對スル善後ニ缺クヘカラサル物資供給令ニ對シテマテ、承諾ヲ與ヘサルノ決議ヲ爲サムトスルノ状勢歴々タルモノアリ。斯ノ如キハ著シク災餘ノ民生ノ生活ノ安固ヲ脅シ、帝國ノ復興ノ前途ニ非常ノ障害ヲ與ヘ、民心ノ動搖懸亂ヲ招クムトスルモノニシテ、眞ニ國家ノ大計ヲ誤リ時局ヲ紛糾セシムルノ虞アリ。之ヲ國運ノ前途ニ顧ミ、之ヲ刻下ノ必要ニ徴シ誠ニ眞心ニ堪ヘサルモノアリ。政府ハ誠意ヲ披瀝シテ、豫メ諒解ヲ求ムル所アリタルモ、毫モ容ルル所ト爲ラス。事茲ニ至リテハ衆議院ノ解散ヲ奏請シ、廣ク民意ニ問フノ外ナシ。

しかし當時の政治情勢は、この傳家の寶刀を拔き放つことすら、不可能ならしめた。伯は實に涙を呑んで屈從し、來るべき戰機に備へつつあつた。

それは通常議會であつた。

藤村義朗は語る。

議會で政府の財政方針を攻撃し、殊に衆議院が一億幾ら削つた時など、後藤さんは非常に憤慨して居られ、難波大助事件の起る前々の晩でしたかに、夜晩く內務大臣の官邸から呼ばれて行きました。其の時後藤さんの話に、「今だから涙を呑んで屈服して居るが、一月になつたら覺悟がある」と言つて、通常議會には解散あるのみといふ決意を示して憤慨して語られました。私共は後藤伯の心事に尠からず同情して居つたのであります。所が難波事件で內閣が潰れることになつてしまつて、私共は洵に殘念に思つて居るが、若しあの時、あの事件がなかつたら後藤伯は必ず相當の事をおやりになつたと思ひます。（帝都復興祕錄）

而して伯はまた、通常議會において、政友會と一戰を交へんとの意志を、かくさうとはしなかつた。當時伯が天下に發表せる聲明書は、まづ上記解散案と同様のことを記した後、次の如く記してあつた。

如此ハ帝都ノ復興上一大障碍ヲ來シ、政府ノ所詮認容シ難キ所ナリ。然レドモ退テ熟考スルニ、今回提案シタル豫算中彼ノ道路鋪裝工事ノ如キ、又共同溝ノ施設ノ如キハ、道路ノ修築ニ伴ヒ同時ニ之ヲ施行スルノ最モ得策ナルコトハ素ヨリ論ナシト雖、必ズシモ之ヲ後日ニ讓ルコト絶對ニ不可能ナリト謂フニアラズ。又彼ノ土地區劃整理ノ如キハ、單ニ宅地トシテノ利用ヲ增進スルコトノミヲ以テ目的トセズ交通、衞生、保安、經濟上ノ見地ヨリ、帝都ノ基幹トナルヘキ他ノ施設ト相俟テ、燒失地ノ全局ニ亙リテ完全ナル都市ノ實現ニ資セムトスルニ外ナラズ。從テ十二間以上ノ街路ニ關連スル區劃整理ノミニ限ルトセバ、到底其ノ所期スル所ヲ達シ難シト雖、其ノ他ノ區域ニ付テハ努メテ組合ヲ組織セシメ、以テ自主的ニ施行セシムルノ方法ニ依リ、官民相俟テ以テ其ノ目的ノ達成ヲ圖ルニ於テハ未ダ必ズシモ絶望ナリト謂フヲ得ズ。更ニ又彼ノ事務費ノ削減ノ趣旨ノ如キモ、事業ノ遂行ニ必要ナル費用ヲ否定セムトスルモノニアラズシテ、唯形式ニ關スル問題タルニ止マルモノトセバ、姑ラク後圖ニ俟ツヲ妨ゲズ。今ヤ帝都ノ復興ハ災餘ノ民生ニ直面シテ寸時モ之ヲ擱キ難キノ秋ニ當リ、當時ノ紛糾ヲ見ルガ如キコトアラバ、各般ノ事業爲ニ頓挫シ、市民ヲシテ益々窮地ニ陷ラシムルノ結果トナルハ必然ニシテ、如此ハ到底政府ノ忍ビ能ハザル處ナリトス。議會ヲ解散シテ民意ニ問フノ途ナシトセザルモ、此ノ場合ニ於テ必要ナル費用ニ付、責任支出ヲ爲スニハ自ラ限度アルノミナラズ、衆議院ノ協贊ヲ經ザルモノニ對シ、解散後ニ於テ責任支出ノ方法ニ依ルガ如キハ素ヨリ穩當ナル處置ニ非ラズ。依テ止ムナク帝都ノ復興ハ事百年ノ大計ニ屬シ、素ヨリ些ノ遺漏ナキコトヲ期スルト雖モ、窮迫セル市民ノ現狀ニ鑑ミ、忍ビ難キヲ忍ビテ姑ラク議會ノ修正ニ同意ヲ表シ、他日ヲ期シテ完キヲ期セムトス。

卽ち或は「姑ラク後圖ニ俟ツヲ妨ゲズ」と言ひ、或は「姑ラク議會ノ修正ニ同意ヲ表シ他日ヲ期シテ完キヲ期セムトス」といふ如き、言外に烈々たる鬪志を表せるものと言はねばならなかつた。臨時議會では、涙を吞んで豫算の削

減に屈服したが、通常議會の時を見ろ、今無理に減らしただけは、きつと通常議會に復活して、豫算を提出して見せるぞ、若し政友會が應じなければ、その時こそ議會を解散して、信を國民に問ふのみであるといふのが、伯の當時の決心であつた。

然るに時も通常議會開院式の日、全く豫測せざりし一大不祥事件が起つて、伯のこの意圖を木葉微塵に粉碎し去つた。

大正十二年十二月二十七日午前十時四十二分。

攝政宮殿下には、議會の開院式に行啓の御途中、虎ノ門に御差しかかり遊ばされたる時、突如一兇漢が躍り出て、右方よりお召車に對して發砲し、窓硝子を破損したのであつた。兇漢は直ちに捕へられた。それは難波大助といふ二十五歳の青年であつた。

幸ひにして殿下には微少だに御障りあらせられず、そのまま開院式に臨ませられ、滯りなく式を終へて、午後零時十分、御無事に赤坂離宮に還啓あらせられた。

しかしこの未曾有の不祥事件について、内閣としては、責任の重大なるに恐懼措くところを知らなかつた。首相山本權兵衞は、午後五時十五分、各閣僚の辭表を取り纏めて、赤坂離宮に參内し、辭表を奉呈した。然るに二十九日に至り、山本首相は、攝政宮殿下より、曩に奉呈したる内閣總辭職の辭表は、聽許遊ばされざる旨の優渥なる御諚を賜はり、聖恩の厚さに、更に恐懼感激に堪へなかつた。

かくして山本内閣は、直ちに閣議を開いた。閣員のなかには、優諚の御趣旨に從ふこそ、重寄の職司にあるものの

當然の責務であるとの說を爲すものもあつたが、多數は優諚を拜辭して、臣節を全うすべきものであるとの說に傾き、その結果、山本首相は更に各閣僚の辭表を取り纏め、赤坂離宮に參內して、再び骸骨を請ひ奉つた。
時に十二月二十九日午後四時。山本內閣が成立してより僅かに四箇月であつた。

九、伯自身の回顧

斯くのごとくにして山本內閣は去つた。また斯くのごとくにして、伯はその復興計畫を中道にして手離して、臺閣を去つたのである。

伯の感慨果して如何。

伯が當時書いた感想が殘つてゐる。それは深更疲勞の折、走り書きしたままの未定稿と見えて、文章整はず、思想も亦晦澁の跡を免かれないが、「復興事業ノ成敗ニ關シテ東京市民ニ告白ス」と題し、(一)「失敗ノ原因」を十三點、(二)「僅微ナル成功ノ痕跡」を七點、箇條書としたものである。

(一)の「失敗ノ原因」として、伯の記すところは、次の通りである。

(一)　失　敗　ノ　原　因

(1)　其原因ハ帝都復興ナル意義ハ、我國民ノ理解十全ナラザリシコト。(大詔モアレトモ)

(2)　新聞雜誌ノ力ニテ漸ク之ヲ啓發セラレタレトモ、其ノ紙上ノ議論トシテ後世ニ遺スベキモノ幾許ゾ。各學會建議書又ハ演說ノ有力ナル蓋若干アリシヤ。今日ヨリ觀テ之ヲ省ミレハ明白ナルヘキコト。

後世ヨリ當世ヲ省ミルトキ、後世ノ非難ヲ免レサルベキコトノ事實雄辯ニ語テ詳カナルモノアルベシ。

遷都論モ其一ナリ。經濟論モ其一ナリ。（帝都復興費ハ帝國經濟復興網ヲ通シテ之カ用ヲ全クスルコトヲ覺ラリシハ座ス。是レ所謂大調査機關缺乏ノ罪惡アルカ爲メニ此祟リヲ見タル慘狀タルコト今尚覺ラサルナリ。）

(3) 復興審議會ノ意見ハ之ヲ語リテ餘リアルナリ。帝國議會ノ修正ヲ語テ詳カナルモノナリ。豈啻ニ之ヲ不純政黨積弊ノ罪ニ歸スベキモノナランヤ。不純政黨ト雖モ、國民ノ理解アル監視アリシナランニハ、之ヲ敢テスルノ蠻勇ナカルヘシ。本來國民ノ共識ナク、共理解ナカリシナリ。

(4) 識者中ニハ政府緊急支出ヲ以テ斷行シ、臨時議會ヲ開カサルヲ得策トス、政府ノ勇斷ノ力乏カリシハ遺憾トスルノ名論ヲ聞クコトハ、果シテ現代立憲的行動ヲ理解トシテ敬聽スヘキモノナルカ。

(5) 假令臨時議會ヲ開クトスルモ何故ニ九月中ニ之ヲ開カサリシカ、之ヲ三ケ月ノ後ニ開キシハ其計畫遷延ノ罪ナリトノ說アリ。何人カ此計畫ヲ九月中ニ提案シ得ヘキ能力ヲ有スルカ。後世ノ冷靜ナル稽査ニ須ツベキコト。

(6) 東京市民ハ――（帝都復興、又ハ復興計畫歟）ニ關シテ、自覺的ニ之カ努力ヲナスコトノ熱議足ラサリシコト。

(7) 東京市民中ニハ浮調子ノ政論ニ因ハレ、眞ノ建設的成竹ヲ缺キシモノ政論客ニ多カリシコト。

(8) 東京市民中集會論議ノ記錄ニ徵シテ、其價値アルモノハ若干ナルカ。

(9) 義勇的社會的奉仕トシテ努力ヲ繼續セラレタルモノハ若干アルベキカ。其賞賛スベキモノナキニ非ザレトモ、東京市民ハ能ク之ヲ認メタルカ。即チ記憶ニ留メタルノミナラス、或ハ其物好トシテ冷評シタルノ跡ヲ留メタルコトアルニ非ナルカ。如此ハ建設的市民ノ調査的智識ヲ告白スルモノナルコト。

(10) 就中名論ニシテ政府當局ヲ採用スルノ明ヲ缺クトテ、中途力盡クル迄奮闘シテ輿論ノ喚起ニ盡瘁シタルモノ若干アリシカ、今日ニ於テモ不幸政府其明無シトスルモ、東京市民中之ヲ認メ、之ニ感謝スルノ明無ク、之カ事實ナキコト。（社會的聰明ヲ缺クコト）但ウスボンヤリナカラ不純多數黨ノ横暴ヲ憎ム氣分アリテ、近キ選擧ニ於ケルソラ恐ロシク、又不純潔分子ノ良心ニセメラル、行動カ流露シタルモノ、清浦内閣ニ對スル贊成者ト反對者ヲ出スノ潜勢力カ或ル活力ヲ生シ來リタルコト。此行動ハ今後ノ結果ニ徴シテ反斷ヲ與フ可キ價値アルヘキコト。

(11) 此社會的聰明ト不純多數黨横暴制裁カ、果シテ次ノ選擧ニ明斷セラルヘキカ。次キノ選擧後其過ヲ悔ヒ改メシメ得ヘキカハ一大疑問ナルコト。

(12) 此建設事業ニ於ケル迅速精確且明快ヲ缺クコト。（而脱歟）シテ主トシテ平生調査機關ヲ缺キ、其智識ノ普及ニ缺クル所アルノ罪ニ座スルコトヲ解セスシテ、尚迷路ニ彷徨スル市民及國民ハ、予カ復興審議會ヨリ被ムル失敗ト、市民國民ニ與フル大損害ト、何時再ヒ之ヲ受クルカ覺悟ナキモノタルコト。（惜シムヘシ其張本ハ清浦内閣ノ文部大臣タルコト。之ヲ詳言スレハ審議會並ニ貴族院豫算委員會ノ速記錄ニ載セラレタル彼ノ議論ハ、文部大臣タル價値ヲ生ジタルコトヲ證明セラル、モノトスレバ、少クモ予カ審議會ニ云々スルコト、現代ニ於テハ誤謬ナルヘシ。然レトモ後世ニ於テ明判ヲ要求スルコト、否後世ニ警告シ置クコトハ、少クモ忠實ナル告白タルヘキコト）

(13) 議會解散ヲナスヘキニ躊躇逡巡シテ勇斷ヲ缺キ、大削減ヲ被リ議會ニ服從シ、不名譽ナル因循微力ノ内閣タ

ルノ議ヲ免レサル中ニ引責總辭職ヲ爲スニ至リタルコト。（解散セハ不敬事件モ起ラサルヘシ迄ノ批評ヲ被リ居ルコト）

以上十三點を羅列してあるが、伯の復興計畫失敗の原因として指摘するところは、要するに市民、國民及び有識者に、帝都復興に關する理解が不十分であつたことに歸著する。そしてその理解の不十分の原因を、大調査機關の缺如に歸したることと、たま／＼政友會の横車によつて挑發せられたる國民の政黨不信任の漠然たる氣持が、いかに總選擧に反映すべきやに興味を繋ぐところとに、當時の伯の思想の片鱗が現はれてゐる。

要するに以上十三點は、伯は自ら「失敗ノ原因」と題してゐるけれども、その間にほの見えるのは、伯の相變らずの樂觀的性質である。そしてそれは、次の三「僅微ナル成功ノ痕跡（不幸中ノ幸福）」として擧げたる七點において、ます／＼明かである。

(1) 九月四日起草六日閣議ニ於テ帝都復興ノ議ヲ提案シタルコト。其大要體ハ採用セラレ、二要件中一ハ採用セラレ、一ハ講究ニ付セラレタルコト。

(2) 其結果トシテ廣義復興ヲ狹義ノ復興トシ、第一急務タル都市計畫ヲ以テ主ナル基礎ヲ定ムルコトニナレリ。乃審議會ハ廣義、復興院ハ狹義トナレルコト。

(3) 審議會ニ於テハ、第一當初ハ復興ヨリモ先帝都復舊第一義トスルノ消極說起レリ。之ニハ一歩ヲ假借セズ、當然大キ的反省ヲ促スベキハ政府ノ謂セザル覺悟ナリシニ、驀然トシテ復興第一義ニ改メテ修正意見十項ヲ委員會ニ定メラレ、本會議ニ於テ出來得ル限リ委員會意見ニ副フ樣ト成案ヲ作製スルコトニ決定シタルコト。

(4) 最後ノ閣議ハ復興院ニ於テ參與會及評議會ノ積極說ト、審議會ノ復舊說ヨリ變化シ來リタル復興消極說トノ參考案排シタル成案ハ、可決セラレテ第四十七議會ニ提案セラルヘキ原案ヲ見ルニ至リタルコト。

(5) 此ノ政府案ハ衆議院ニ於テハ三ケ月ヲ費シタル編製案、速記錄ノ通格別ナル質問モナク、多數黨ノ大勢力ニテ修正セラレタルニ對シ、政府强テ案ヲ主張シ、容レラレサレハ兩院協議會若クハ解散スヘシト意見ヲ示サ、リシハ、遺憾ナカラ臨時議會ノ期日切迫セルコト、、絕對的ニ復興ノ遂行不可能ナルニ非ラス、其修正ハ改善ニ非ラスシテ改惡ナルコト、經費ハ節約トナラス增加ヲ見ルヘク、事務澁滯ノ不利瞭然タレドモ、現在市民ノ不安狀態此上半歲以上繼續セバ、經濟上復興計畫多大ノ損害ヲ來スノミナラズ、不測ノ害ヲ免レサルベキヲ以テ、單ニ政府ノ意見貫徹ノ一途ニ泥ミ解散ヲナスガ如キハ、最モ避ケサルヘカラスト、之ヲ通常議會ノ補正ニ讓リ衆議院ノ議容レタルニ、貴族院ニ於テ大ニ政府原案ヲ贊成シ、加之ナラス積極的ニ復興完成ノ爲メニ通常會ニ十全ナル提案ヲナスヘキ希望條件ヲ付セラル、ニ至リ、貴族院ノ公平嚴正ナル決議ハ大ニ政府ノ反省ヲ促シ、當局ノ意ヲ强フスルモノアルニ至レルコト。(內閣更迭ニヨリ淸浦內閣ハ貴族院ニ於ケル積極意見者多數ナルカ爲ニ、隱然其補正ニ忠ナルヘキヲ以テ、市民ノ幸福モ多大ナルヘキヲ祝福セザルヲ得ス)

(6) 衆議院大削減トイフト雖モ、其實ハ節約ニ非ラスシテ、必スヤ經費ノ增加ヲ見ルヘキヤ疑ヲ容レス。但幸ニ不純多數黨ノ內閣トナラバ、辭柄ヲ設ケテ之ヲ增加シ、夫ノ黨勢擴張ニ便スベキヤニ察セラル、モノアルヲ免レズ。然レトモ解散ノ不幸獨リ復興事業ノミナラス、多方面ニ影響ヲ生スベキヲ避ケ得タルハ上下ノ幸福ト認ムルコト。

(7) 要スルニ第四十七議會ノ復興豫算決定ハ、政友會モ總裁高橋子爵審議會說ノ踏襲ニ復歸シタルノ嫌ナキニ非サレトモ、流石大政黨ノ面目トシテ消極的復舊ニ陷ルノ行詰ヲ避ケテ、逃路ヲ塞カサルニ苦心シタルノ痕アリ。之ヲ辿リテ將來當局者ノ補正努力ニ俟ツテ完成スヘキモノ多シト雖モ、其復興基礎ハ一定シテ眼前並將來ノ不安ヲ除却シ、審議會ノ當初復舊說ノ臭氣ヲ脱却シ得タルモノナリ。而シテ將來當局者ト云ヘル中ニ市當局者ノ勞ハ更ニ多大ナリ。隨テ市民ノ諒解協力ニ勞スルモノ多大ナレハ、一段ノ市民奮起協力スベキ覺悟切要ナリ。

是予カ其ノ顚末ヲ市民諸君ニ告ケ以テ復興ノ大成ニ貢獻セントスル忠情ニ外ナラス。

以上七點、之れを要するに伯の意見に從へば、伯が帝都復興のために盡し來りたる實績は、九月四日の「帝都復興ノ議」の起草より、臨時議會における屈從まで、當局の措置としては、殆ど遺漏なかりしといふに盡きる。少なくとも、帝都復興といふ一事を中心として考ふれば、それが結局良好なる成績を擧ぐる道であつたといふのが、伯の主張するところである。

その果して然りしや否やは、後世の歷史家がこれを判定するであらう。伯はそれに滿足するの意を洩らしてゐる。ただ伯の場合においては、單に政略的にさう言ふのみでなく、あれほど苦しめられ、あれほど四面楚歌の裡に陷りながら、尚ほ依然として我れは成功せりと、心の奧底には考へてゐた。伯のその樂觀性が、いかにも伯らしき面目を躍如たらしめてゐる。

第六章　政治の倫理化

第一節　倫理化運動

一、發　表

大正十五年四月一日の東京朝日新聞は、冒頭三段抜きの大記事として、伯の新政治運動を發表した。それは「新政黨の組織へ、後藤新平子乘出す、雌伏三年、既成政黨の現狀にあきたらず、普選後の大業を目標として、綱領宣言近く發表」と、二號活字及び三號四號の見出をつけて、次のごとく記してゐる。

第二次山本内閣の閣僚を最後として野に下つて以來、既成政黨の圏外に立つて、過去三年間雌伏して來た後藤新平子は、近來殊に五十一議會に現れた政界の現狀を見て、斷然意を決し、再び現實の政界に乘り出す覺悟を決めた。（中略）子の政治新運動は、直に從來の意味における、新政黨樹立に著手するのではなく、來るべき第一回普選總選擧を期して、全然新たなる新黨組織を目的として、その準備的の實際運動を起さんとするもので、その大體のプログラム、宣言、宣傳方針等も、既に子の周圍の人々により起草せられ、近く同志の糾合を待つて發表せられる許りになつてゐる。

この記事につづいて、更に伯の大きい寫眞を入れて、その傍らに次のごとき伯との會見談を出してゐる。

政權爭奪などといふことゝ政治とは違ふんだよ。役所にゐても野にゐても、我輩の政治的觀念に變りはない。政治は我輩の一生の學問だ。（中略）我輩が寺內、山本兩內閣に出たのも、賴まれたからぢや。自ら進んだのぢやない。少年團をやつてゐるのも、少年の頭に健全なる自治的自覺を養成し、自から師となり弟となり、七十餘の我輩が、十五歲の少年の心理になつて、十年後二十年後の自覺ある國民を作り出さうとする一大決心から出たことぢや。處がだ、いまの世の中は普選を目前にした、現今ではしかも五十一議會のこの有樣を見てはぢや、そんなことはしてをれなくなつたのだ。どうしても政治についての實際運動に進まねばならなくなつたのだ。（中略）このまま普選を若し過つたら、日本は全く駄目になるのだ。國際生活上、日本は全く落ご者になるのだ。三百萬の舊選擧民中百五十萬はいまの政治に醉つてゐるだらう。併し新しい千萬の選擧民と殘る百五十萬の選擧民をどう導いてゆくか。それを自治的に自覺させるやう政治教育を實際にやつて、來るべき普選を健全に進行せねばならぬのだ。我輩は前にも言つたやうに、ここにおいて民衆とともに師たり弟たりで、手を取つて邁進するのぢや。首領が出來て、サア來いとか、宣言を出して集まれだの、油かすを川にまいて魚を集めるやうな政黨はモウ過ぎたのだ。金で人を集めるやうな政黨の空虛なことは、たれもが自覺してゐることだ。

また記者が、運動に要する費用は如何されるかと聞いたに對し、伯は次の如く答へてゐる。

この法樂寺と呼ばれる我輩の家と土地とを賣り拂ふのぢや。いやまだこの外に五千三百坪の土地がある。これも賣拂ふ。借金を拂つて殘りは全部その第一著の運動費に當てる。何に、倅のことか？　あれも今一本立ちになつ

てゐる。この財産は子孫に讓るものぢやないのだ。何にものも出す。まさかの時は、この命までも出すのだ。この家屋敷がなくても恩給だけで食つてゆける。

この伯の突如なる一投石は、果して政界に大波紋を描き出した。

それは第五十一議會の濟んだばかりの時で、しかもその議會は松島事件と稱して、大阪市の松島遊廓を他に移轉するといふ問題に絡んで、政黨員が新候補地についての運動で、金を取つたとか取らぬとかいふ刑法上の問題が起り、政黨に對する世上の非難が火のやうに燃え上つた際であつた。

ゆゑに三年鳴かず蜚ばず、嵎を負ふ虎のごとく、政界の一角にあつた伯が、卒然として、既成政黨外の新天地に、新たなる政治運動を始めるといふ宣言をしたことは、天下の期待を喚起し、全國の注目を鍾めたのである。

二、悲壯なる決意

この新政治運動の發表については、その内面に於いて、悲壯なる伯の決心があつた。

伯は第二次山本内閣の總辭職後、暫く現實の政界より退いて、高處大處より見たる國策を當事者に勸め、また一方國民指導者としての仕事に力を用ひてゐたが、しかし伯の周圍には、再び伯を政界の實勢力としようといふ運動が相當に強く動いてゐた。

當時伯は西比利亞、殊に沿海州に日本人及び朝鮮人を移住せしめて、農地開墾の業に從事せしめんとするの具體案を有し、その實現に熱心であつた。依つてそれを中心として、貴族院その他の有力者を會同せしめ、伯の意見を聽く

といふ形式で、次の政權への準備を試みるやうな會合が、幾度となく行はれてゐた。

また一方に於いては、依然として伯を、既成政黨に入黨せしめて、次の政權を掌握せしめようといふ運動が繼續せられてゐた。

この兩運動に對して伯は、不卽不離の態度を持し、左右の者にすら、その眞意奈邊にあるかを忖度するに苦しましめた。

しかるに、二月十一日の建國祭から歸宅した晩より、伯は健康を害し、十四日に至つて床に著くやうになつた。外部には初めは風邪と發表し、長引いたために、中頃からは肺炎と言つてゐたが、事實はさうでなかつた。

この時伯は、第一回の腦溢血に罹つたのである。

それは政治家としては致命的であつた。近くは、米國大統領ウィルソンが、一九一九年の九月末、國際聯盟加入を國民に說得するため、全國遊說の途に上り、中途にして車上に發病したことがある。さうして白亞館に引返してのちも、その周圍は病狀を嚴祕して外間に發表しなかつた。それは、當時はウィルソンが大統領といふ責任の地位にあつたためからでもあるが、政治家が腦溢血に罹ることは、隨分の大事件であつて、その影響するところ頗る廣いからである。

自ら醫師であつた伯は、その腦溢血なることを知るとともに、病床に瞑想して、心中深く決するところあつたやうである。

或る日、伯は筆者を枕頭に招いて言つた。

「自分は先日から、色々と考へた。いよ〳〵決心して、新しい政治運動を始めるつもりだ。それがためには、財産も、又時によつてはこの命も、投げ出す決心だ。」

病餘の蒼白な顔に、悲壯な決意があり〳〵と現はれてゐた。筆者はそれから、暫くの間、伯の心事と計畫とを聽いた。その以前から、伯がこの決心をなさんことを希望してゐた筆者は、衷心からその計畫に賛成したのである。

伯は、腦溢血に罹つたと知るや、政治家としての意義ある死處を求めてゐたのだ。

二、重病直後の大演説

伯のこの發表に對して、世上に如何なる反響があつたかといふと、伯が新しい政治運動を開始することは、よき時機を捉へたものであるといふ點については、世評が一致してゐた。それは新しき日本の試錬であつた普選實施に當り、何か新しい政治運動が起らなければならない筈だといふ考へが、世上一般にあつたのと、また既成政黨が松島事件や陸軍機密費事件等で、國民の信用を失つてゐたのとのためである。

然らば伯の新政治運動は何物であるか、又果して重大なる效果を擧げ得るであらうかといふことについては、世評區々であり、寧ろ大部分は懷疑的であつた。

それは伯の目標とするところが、新政黨の組織であるのか、又は單純なる政界淨化の運動であるのかが、明瞭でなかつたからである。後者であるとするならば、直接に政治上現實の效果を生じないだけに、非難も亦少なかつた。しかし前者である場合には、實際政治運動であるだけに、その成功を疑ふもの多く、且つ伯の取りたる方法についても

贊成しない人々が多くあつた。しから、伯が果して何をしでかすであらうかといふ點に就いては、一樣に大きい興味を抱いてゐた。

その世上の好奇心と疑問と期待との一切に答へるために、伯は四月二十日をもつて、東京の青山會館にその第一聲を揚げたのである。

花曇りの暖かい夕暗の中を、聽衆は陸續として、青山會館に集まつて來た。さしもの會館も、四千に餘る聽衆を以て立錐の餘地もなかつた。それは可成り質のよい聽衆で、普通の政談演說會に見られるやうな濁つた空氣は見られなかつた。この點、伯の運動が知識階級、中產階級の興味を喚起したことが觀取された。恐らくは從來一度も、政治演說會に出席したことのない人々も、多數來聽してゐたであらう。

この演說會は全然伯一人の催しで、主催者もなく、司會者もない有樣であつた。そこで數日前に急に阪谷芳郎に依賴して、當日の司會者になつて貰ふことにした。それは阪谷が政黨政派に關係なき政治家であつたのと、彼が壯年以來、伯と公私の關係が相當深かつたのとのためである。

その晩は、伯の新運動にケチをつけたいといふ卑劣な考へから、相當演說妨害者を入れるであらうといふ風評があつた。のみならず彌次はなくとも、伯自身が先日の大病の直後、果してかかる大衆に向つて、數時間に亙る演說をするだけの體力を囘復してゐるかどうかといふことについて、周圍の人々の間には、かなりの懸念があつた。ゆゑに溢れるやうな聽衆を見渡したとき、列席の人々は、ある悲壯な感じをさへ抱いた。

定刻となると、阪谷は控室から、伯を案内して演壇に上つた。それを合圖に轟々たる拍手が堂を搖つて起つた。

阪谷は自己と伯との過去の關係より說き起し、伯が日清、日露の大役以來、國家に貢獻したる功績を賞揚し、更に今回、決然として政界廓清のために奮起したる志を壯として、次のごとく結んだ。

由來、日本の政治家と致しまして、影に潜み或は奥深く隱れて、色々なる手段方法を以て他の黨派を崩したり、或は人を誘引したり、陰險と申さうか、陰謀と言はうか、どうも甚だ公衆一般から了解の出來ないやうな手段方法に依つて政見を公けにし、又其政見を行はんと試むることは、我國にも例はあるのでありますが、今回子爵の如く何等人に諮らず――私は隨分久しく御懇意にして居りますが私も今晩是から聽くのであります――天下公衆即ち國民諸君に先づ訴へて、さうして其理想が幸に是認せられたならば、此理想に依つて茲に國家政治の行詰りを展開し、國運の將來隆盛の途を大に圖らんとせらるゝのであります。或は歐米には斯る事例があつたかも知れませぬが、我國に於ては、憲法布かれて以來は勿論三千年來初めてのことでありまして、是は後々の政治家の大に模範とすべき事であると考へるのであります。

阪谷の挨拶が終ると、轟く歡呼を浴びながら、伯は悠々と演壇に進んだ。そして喝采が少しくおさまると、伯は兩手をテーブルに突いて、口を開いた。さうして司會者及び會衆に對する挨拶の辭を終ると、直ぐに本論に入つた。

私は曾て日本の政黨の將來を案じまして、寧ろ其渦卷きの外に立つて、國家に貢獻するの外なしと考へ、先年立憲同志會を脱會致しましたわけで、爾來政治的には各黨派とは何等の關係をも有して居りませぬ。勿論各黨派中には相當に友人を持つて居ります。又黨派内の事情に就ても多少は承知致して居ります。併し私は常に不偏不黨の立場に於て黨派的偏見の打破、情弊の刷新を叫び、機會ある毎に黨派を超越したる見地から卑見を發表し、十五年來政治の倫理化に關する著譯書も出版致し、又パンフレットをも頒つて自治生活の新精神を鼓吹し、汎く之を天下に訴へ來つたのであります。その眞意は政黨を無視し之を打破せんとの意にあらず、寧ろ外に在つて健全なる政黨の成育に資せんと欲するにあつたのであります。

又彼の少年團運動の如きも、將來健全なる國民たらしめんが爲めに之を少年の時代より現時の弊風に染まず、義務を重んじ責任

を全うすることを以て人生の信條とする人物となるやう指導せんと欲し、倫理觀念に基き自治生活の實行に資せしめんが爲めに聊か微力を盡したのでありまして、唯將來を案じて先づ荊棘を開き種子を蒔くといふことに意を用ひたのであります。是れ畢竟物質萬能に偏重したる現代社會の極度の弊風を矯正せんがために、是れが成功を十五年の後に期し、其根柢の培養に力を注いで以て國家に貢獻せんとしたのでありますが、最近にいたり黨弊の政治社會に及ぼす所の影響は、目前に迫れる普通選擧の上に恐るべき悪結果を生ぜんとすることを慮り、忡々の情禁ずる能はざるものあるが爲めに、茲に十八歳までの少年訓練の力を二十五歳以上の千二百萬の、所謂新有權者の自覺に求め、此等の諸君と共に國家の爲めに盡したいと云ふ考へを抱きまして、從來選擧毎に既成政黨の釀生せる所の弊害を、新有權者に感染せしめないやうに、防止しなければならぬと決心いたしたのであります。之が爲めには安閑として、私一身の平和を貪つてゐてはならぬ、斷然挺身この大運動を起さればならぬと決心した譯であります。

又最近のごとく黨派抗爭の極、大日本主義を失つて小日本主義に陷り、國運に副うて國策を樹つることをせず、小さい當座勘定に捉はれて總勘定を忘れて居つては、國家を救ふべからざる窮境に陷れることなきを保せず、是は不肖一人の憂ひにあらずして、多くの人も亦此憂を懷いて居るに違ひないと、確信いたして居るのであります。

初めの間、伯の聲は會衆の半分以上には徹しなかつたらうと思はれるやうに低く、且つ力がなかつた。大病の直後といふことが誰れにも解るやうであつた。これでは果して準備されたあの長い原稿を、悉く述べ終ることができるであらうかと、伯の左右の人々は心配し出した。

しかし、談じ進むに從つて、その聲は次第に大きく強くなつて行つた。さうして所々には、伯らしい生氣が迸しつて來た。

聽衆は水を打つたやうに靜かに聽いた。

伯の言葉は續く。

諸君、此の政黨政治革新運動の目的は、從來の政黨者流の如き目前の政權獲得に在るのではありません。（中略）政治に貢獻せんとするものは、必ず先づ政權爭奪を事とすべし、と信じて居る陋劣なる政治營業人の輩は、直に之を以て政權爭奪のことならんと考へて居りますけれども、これ忌はしい陋劣なる黨弊の現狀に捉はれた者で、此輩は新運動を以て、それが線香花火でもそれ烽火よと騒いだりして兎に角破邪顯正の瑞光に眩ひして非常に慌てるのでありますが、此等のことは一々私が、此處に論ずる必要もなく、又諸君の耳を瀆すにも足らぬのであります。（中略）一體選擧の腐敗なぞと云ふことに就ては、有權者自身に倫理の觀念が乏しく、自治的自覺の缺乏を遺れて居たら、それこそ、政治の倫理化といふことは夢にも思ひ及ばない。否、却て之を以て迂遠にして事情に迂濶なるものと考へるのであります。此の現代の缺點は他人に責めんよりは、先づ、私が、自ら省みて、補ひ正す覺悟をせねばならぬ。而して從來足らざりし所を責めて懺悔し、以て千二百萬の新有權者、三百萬の舊有權者諸君の前に告白して、從來の未熟政黨流に、其の過を飾り其の罪を群衆心理に歸するやうな風を改め、自ら身を以て革新に任じたければならんと申すのが、私の本意の存する所であります。

そこで、政治道德の徹底を期する爲めには、千五百萬新舊有權者に訴へて、此の新運動――政界革新、若くは普選準備運動――の必要なることを了解してもらふ爲に、先づ啓蒙運動を試みなければならんと申すのでありますが、之に對して、直に新黨樹立と云ふやうなことに考へられるのは早合點であり、誤解たるを免れぬのである。（中略）

其決意の次第に就いて、尙ほ皆様に一言申上げて置きたい一事があります。即ち私の平素政治上に就いて意見交換をなしたる方方、又政治上社會上に於て高敎を辱うして居る方々と、更に意見の交換をして講究することの必要も認めないではありませんでしたけれども、私は別に考ふるところあつて、之を諸人にも事前に圖らなかつたのであります。（中略）道途の險夷を選むに遑あらず、一圖に驀路に進入して行くのだから、一緒に行くのは嫌やだけれども、平素の懇意に免じて一行に加はらねばならぬといふ觀念を起させることも本意でない。故に單獨に私が斷行する。是は恰も前年日露交涉問題に對する決意と一樣である。斯く言ふと

如何にも傲慢のやうでありますけれども、私の考へ一つを以て此處に之を公表しまして、其上に道交感應の士出で來れば、私は最も深く感謝の意を以て之を歡迎するのであります。

それより伯は進んで、日本の現狀を大處高處より批判し、第五十一議會に於ける議員の亂鬪を痛嘆し、日本刻下の大問題たる人口問題に關し、政府當路者間に何等眞劍なる研究對策なきことを指摘し、これ政黨が目前の黨利黨略に沒頭せるがためで、「頭數の民本政治」に墮せるに因ると斷じ、更に、世界に於ける日本の地位に言及し、太平洋時代に於ける對策如何と問ひ、例せば、石油國策のごとき、食糧政策のごときすら、未だ國是として決定せる何ものも無きの現狀を慨嘆し、「今の政治家なるものは、政權慾に急なるため、日本の國際間に於ける地位の上下などは一切失念して居るのではないかといふ感が、諸君の腦裡に生じは致しませぬか」と、問うたときに、萬雷のやうな拍手が堂を撼かして起つた。

英姿颯爽として、伯は語りつづける。

要するに此等の點に就て私の主張する所のものは、どうか黨派爭にのみ沒頭するやうでなく、少しく心眼を開いて靜かに大局を見て頂きたい、といふことである。卽ち第一に日本の日本——我を知ること、第二に世界の日本——彼を知ること、第三には日本の世界——卽ち我を知らしむるといふことに到達するやうに、此三箇條を深く心に銘して段々其の功を收めて貰ひたいのであります。希くは諸君記憶せよ。言は短簡である。第一は日本の日本、第二は世界の日本、第三には日本の世界であります。（拍手）

第四に諸君に質したい。それは以上三點に分けて申述べた所のものは、多くは物質問題の關係からでありましたが、更に精神方面に於きまして日本は果して慶賀すべき狀態に居るのでありまするか、どうか、と申すことであります。日本現代の思想的傾向

は如何樣なつて居るのであるか。只目前の小利害にのみ齷齪して、こんな空氣の全國に瀰蔓する結果として、國民の腦裡は知らず識らず小乘主義の人生觀を以て滿たされて居らないでありませうか。而して之が爲めに公事をあやまらんとするに到ることはないでありませうか。或は小廉曲謹を以て道德の眞諦となして、其の甚しきものは物質萬能主義を以て最も進歩したる思想なりと誤解する風がないのでありませうか。（中略）繰返して申しますが、私は何處迄も左傾も不可、右傾も不可、大中至正、中庸の道を勇往邁進せねばならぬ。されば脫線といふのは卓見の無軌道自在安全の働で、かの物質萬能主義の偏傾を矯めて、之れに日本文化の傳統たる精神的要素を加へて、以て日本の安全なる途を開拓しなければならぬと思ふのであります。之を換言すれば、日本の傳統の理想主義と、西洋の進歩主義とを統一し、之を調和して、以て日本現在の國民精神を作興することが急務であると思ふのであります。

是は諸君と共に、諸君の爲に、やらなければならぬことである。單獨の責任を以て所信を此に聲明するに當り、諸君が若し之に御同意であつて、共に御努力下さると云ふことであつたならば、私は之を歡迎し、共に手を携へて進むことに躊躇するものではありません。

さらに伯は、老軀を提げて自ら起てる所以を述べて、次の如く語つた。

我輩は六十九年の我が一生を顧み、王政維新より日清、日露、日獨の三大戰を經て、今日のごとき國運の隆盛に際會したる身の幸福を感ずると共に、その益々多難ならんとする帝國の將來を考へ、而して、現代の政界思想界を大觀いたし、心中、慨歎、痛憤がらんといたしたのであります。顧れば、不肖の一生は、明君と、先輩と、國民との同情により、分外の幸福を享けて居る。來るべき不安も斯る世間の不安で直接に自分を襲ひ來らざる故冷笑して一日を送るべきか。否、我輩は左樣に考へて安閑と致してゐては、濟まないと痛感した。私は今年をもつて、六十九歳の老軀でありますけれども、この老骨、倘ほ多少なりとも、國家社會のために用ゆべきものあらば、謹んで、これを天下に捧ぐることが、自分一身の正しき義務ではあるまいか？　身の不敏と老齡とをの故をもつて躊躇するは、却つて、國民たるの義務を怠るものである。この微躯を君國に捧げて、後輩の爲めに先驅の役を

務めることが、國民としての私の義務である。成敗利鈍は、敢て意に介する處ではない。我輩は、斯のごとき決心をいたしたのであります。

私は、徒らに、後方より指揮刀を振つて、進め進めと他人を驅らんとする者ではない。私はこの事業の爲めには、天下同志と共に、我が身命を賭して邁進する決心であります。

さうして伯はグラッドストーンが、英國政界の腐敗を慨して、七十一歳の老軀を提げてミッドロシアン・キャムペーンなる大運動を起し、英國全土を震動せしめ、大英帝國民の政治的良心を覺醒せしめた事實を述べたのち、直ちに「政治は力なりや」といふ問題に入つた。

我輩が現代の國情、ことに政界の狀況を眺めまして、憂慮痛憤に堪へざることは、今日の日本に於て、實に奇怪なる政治的用語が流行し、これが爲めに國民精神の根本を荼毒したと申すことであります。それは、何であるかと申しますと、「政治は力なり」と申す言葉であります。延ては我黨内閣などゝいふ非立憲の文字を臆面もなく放言するなど、國民に害毒を流すこと甚しいといはねばならぬ。すなはち、政治の根本はたゞ現實的の力であると申すのであります。而して、その力と申す言葉の解釋が、或は權力、情實、或は金力、或は暴力であつて、これを獲得するのが政黨の究極の目的であつて、それが爲めには、何等の手段も選まないと申すことが、今日通用いたし居る物質主義の政治思想であります。百弊の端は、實に茲に發すると、我輩は考へるのである。

力と申すことの意味が、高尙なる道德的の力と申すことでありますならば、我輩は異論はないのでありますが、上述のごとく、力とは物質的、現實的の力と申す意味でありまする爲めに、この言葉の流行するところ、國を擧げて、低級劣惡なる物質力崇拜の風潮に走らしめたのであります。この大勢を轉回いたさなくては到底今日の日本の惡風を一洗することは出來ないのであります。要するに、物質主義に偏傾するも不可、又精神主義に偏重するも不可、靈肉一如物心一如でなければいけないと信じます。

乃ち政治闘爭の倫理化が必要となるのであります。是は無用でありませうか。

此政治の倫理化につきましては、或る人は、政治の倫理化などといふことは古い。政治の根本は新らしき社會正義でなければならぬ、と說くものがあるけれど、其人は政治の倫理化を除いて社會正義を何處に求めんとするのであらうか。

續いて伯は、聖德太子の御事蹟を略說し、十七箇條の憲法を御制定遊ばされたる御精神を述べ「これがために、從來は力と利慾とをもつて、政治の根本なりと考へてゐた社會の中に、一國政治の淵源は高尙なる倫理觀念であるといふことが明かになりまして、世を擧げてその風に化し、國本もまた安定いたしたのであります」と喝破した。

さうして更に十七箇條の憲法の內容を檢討して、次の如く論じた。

太子が憲法第一條において、「和を以て貴しと爲す。忤ふことなきを宗となす」と喝破いたされてゐる。各條は此處に略しますが、凡そ人間と人間との平和、調和をもつて、國民生活の根本といたされたるごときは、千古の卓見でありまして、近代の西洋の平和論に先んずること實に一千年であると申さなければならないのであります。

また第四條において「其れ治民の本は、必らず禮にあり」と申されたるごときは、禮に在りとは秩序にありとの意味で、近代の政治學說の忘却しつゝあるところを、千年前に道破せられたるものでありまして、我々日本國民として、我國政治の倫理化といふことは、國民全體が一大家族であつて、天皇畏くも家長として在ます點から、西洋に於ける倫理と品を異にし、實に大和民族の世界に誇るべき事實であると思ふのであります。

このとき、滿堂は熱心なる拍手を送つて、伯の論旨に共鳴した。

伯は更に言葉を續けて「また第十七條に於いて、夫れ事は獨り斷ずべからず、必ず衆と共に論らふべしと申されたのは、後世、立憲政治の根本原則を明示せられたものであります」となし、ついで聖德太子の御精神を現代に結び付

けて次のやうに論じた。

聖德太子の聖慮は、後に大化の改新によつて現れ、更に明治維新の後、五ヶ條の御誓文として再び現はれて來てゐるのであります。一言にしてこれを申しますならば、聖德太子の御事蹟は、畢竟政治の倫理化と申すことであつたと拜察するのであります。卽ち、政治は力なりと申す思想に正反對であつたのであります。力を以て政治の基礎とする時は、たとへ一時の成功は致しましても、必ず天下大亂の佾を作るのであります。之に反して政治の根源を倫理觀念に置きます時は、其の效果は現はるゝこと遲きやうでありますけれども、永遠に亙つて國民生活の安定となり、國家興隆の素因となるのであります。溫故知新で政治の倫理化を以て現在の弊害を救ふといふことに、驀地一文字に進みたいと思ふのであります。

それより伯は、近代外國に起つた同樣なる倫理的政治運動の實例を指摘して、米國の前大統領セオドール・ローズヴェルトの、進步黨組織當時の實況を回顧し、一九一二年三月二十日、彼が紐育のカーネギー會館に於いてなしたる大演說を引用したのち、伯は一轉して、靑年以來の理想たるサイエンスと人生との相關關係に論及して次のごとく言つた。

私は更に進んで、現代流行の物質萬能主義が、科學卽ちサイエンスの上より見ても、時代後れの舊思想となりつゝあることを、論じて見たいと思ふのであります。宜しく精神方面の資料を取り入れ、我を知り、我歷史を知り、我國體を知り、由て以て進まなければならぬのであります。

精神的問題、卽ち宗敎とか、哲學とか、政治思想乃至は法律思想といふものが、自然科學卽ちナチュラル・サイエンスから深い影響をうけるといふことは、私から申上げずとも、皆樣の充分御承知のことであります。而して最近二三百年の世界は、この實際科學の發達により根本的に社會組織も、我々の思想も變化致したことは私から申上げるまでもない。故に實驗科學又は自然科學の發達は我々の政治運動と最も密接なる關係をもつてゐるものでありまして、これを除外しては、新しき國民運動は起り得な

いのであります。

さうして伯は、政治思想が自然科學の影響を深刻に被ることを說き、米國の前大統領ウッドロウ・ウイルソンの米國憲法解釋論を引用した。

それは米國憲法制定當時は、ニュートンの力學說全盛期であつたので、勢ひ政治思想も動と反動との均衡なる學說に支配せられ、チェックス・アンド・バランセスを原則として、米國憲法は制定されたのであるが、その後、ダーウィンの進化論全盛となり、物はみな進化すといふ考へとなつたから、米國憲法をニュートン張りに無機體と見ず、ダーウィン流に生命ある有機體と見て、環境と共に變化する彈力性を認めることが、ウイルソンの新政治思想であつたことを詳說し、「かくのごとく、科學の影響を受けて、憲法の解釋も變ずるやうになつた世の中に、昔風の固陋なる見識で、政黨が千二百萬の新有權者に立憲的生活の幸福を指導してゆけるや否やといふことは、大問題であると思ふのであります」と疾呼した時は、滿堂を搖かして旋風のやうな拍手が起つた。

伯の演說は既に一時間を過ぎてゐた。しかもかなり抽象的な學究的な論旨であつた。それにも拘はらず、會衆は少しも倦怠の色なく靜聽した。それは病餘の老政治家の熱情に對する尊敬もあつたが、一方には會衆の大部分が知識階級で、かういふ種類の演說を聽く耳を持つてゐる證據であつた。

伯は更に一轉して、近代の科學界に起つた革命的の一大學說、すなはちアインスタインの相對性原理に論及して、これによつて精神と物質とが同一であることが明かにされた事實を述べ、その見地からマルクス學說を批判して、次の如く喝破した。

物質偏重、物質萬能の主義は今尙ほ日本に於て新說なりとして社會及び政界に大波瀾を捲き起してゐる。物質偏重、物質萬能主義の中毒、是はカール・マルクスの社會主義であります。唯物史觀の經濟說であります。學者の議論も色々あることでありますが、併しながら今日より之を見ればカール・マルクスの說たるや、時代後れのものであると云ふことを、盛んに學者は唱ふるに拘らず、日本に於て其の弊甚だ低く、カール・マルクスを恐るゝこと虎の如く、恰も上野の動物園から虎が飛出して來たかの如くに思つて居るお方がある。併しそれはそんなに恐るゝに足りない時代になつて來たと云ふことの報道をこゝに致して置く方が良からう。カール・マルクスは傑出せる大家でありまして、今日尙其價値を存する點がないではありませぬが、最近科學の進歩より、唯物論に偏する缺點あるが爲に、次第に其勢力を失ふの傾きがあるのであります。果して愈ゝ私の云ふ通りになるかならぬか、と云ふことを今より記憶せられんことを切に希望して置きます。

伯はそれより得意の生物學の議論を引き出し、ドリーシュ博士の生物哲學を引用し、自らが壯年時代に著はしたる「國家衞生原理」中において旣にこの說を豫見せることを述べ、生物學的に觀ても、政治の中心は倫理であると爲し、地方自治體のうちに、黨爭の混入せるを慨して、これ政治は倫理なりといふことを知らざるためであると結んだ。

次に伯は、この政治革新の運動が、主として青年の奮起に俟つところ多きを語り、「併しながら私は、無闇に少年や青年を驅つて、不良老年追討の旗を立てるものではない」と所謂後藤式警句を吐いて、滿場をしてドッと哄笑せしめた。すると伯は、油の乘つたやうに立て續けに論じつづけた。

自分も老人であるから、老人を尊敬することに於て決して人後に落ちるものではありませぬ。併ながら私は、事實上は新鮮活潑の氣象あるものに限ると信ずる。ゆゑに老朽姑息の體を學ぶべからざるは勿論のことである。が私は年齢は爭へぬものであるとも思ふ。但し中に取除はある。然らば先刻何の爲にグラッドストーン氏などを引出したかといつて、叱られるかも知らぬから斯らいふ除外例もあると斷わつておくのである。何も私は、グラッドストーンを私の後援に連れて來たわけでも何でもない。又日

前には佛のクレマンソー氏もありますが、孰れにせよ若い氣持の人でなければ到底大事業は出來るものではありませぬ。これ等の老政治家は老いて尙ほ青年の氣象を失はなかつたと申すまでゝある。(中略)言ふまでもなく今日我々の安樂といふものは、祖先努力の餘慶であります。故に明日我々の子孫の幸福は、今日我々の犧牲と努力とに待たねばならぬのである。私の如きは取るに足らぬ一個の老骨に過ぎませぬが、祖先先輩の獻身的犧牲的努力の跡を見ますとき、自分は微力だからというて當然の義務から逃げることは出來ないのであります。そこで私の如きも前に申す如く陳勝呉廣の役目を勤めることを誓ふ次第であります。それで念の爲め明白に申上げて置きたい一事は、そも〳〵私の今回の決定の目的は毛頭政權慾に由來するものでないといふ、是れであります。卽ち私はたゞ遠い明日に生きんことを望むものである。手近な今日の主義主張に生きんことを思ふものではありませぬ。何となれば國家の生命は永遠悠久であるからであります。國民の理想は長く不朽のものであるからであります。こんな世界を目標として驀進せんと試みるものである故に、眼前の小成敗、小利鈍は論するに足らずと考へて居るのである。(中略)

然らば謂ふ所の倫理化は如何にして實績を擧げんとするかと問はるゝことでありませうが、(中略)今日日本を救ふ眞男子は私のやうな六十九翁でなくして、二十、三十の壯者でなければならぬ。私は世間無名の青年の爲に彼等をして驥足を伸ばしむる新時代を作り出さうと欲するものである。私の如きはほんの一己の露拂ひ道開きに過ぎぬのであります。眞の日本の建設者は私等の仆れた後屍を乘り越えて進む無名の青年達であることを信じて今日の青年の奮起を絶叫して居るのであります。

この「私等の仆れた後、屍を乘り越えて進む無名の青年」一といふ一句は、深く聽衆の胸を打つた。また伯がこれより後、全國を遊說するに當つて、しば〳〵この句を用ひたことが、全國の青年達の胸臆に、甚大なる感激を喚び起したことは爭はれない。

伯はなほ言葉を續け、自身が過去において、この青年尊重主義を如實に實行し來つたことを說き、滿鐵總裁として

三十年の理事を登用した等の實例を語つた後、この新運動が全く穩健中正なる中庸の道を往くものであることを、次の如く論じた。

　政治の倫理化運動といふものは、自治的自覺を以て邁進する一視同仁の國民運動であつて、大中至正で中庸を旨とする。黨派の別階級の別はないのであります。苟も眞に日本國民の發達を希ふ人々は、皆我が友であり、同志である。一人の私利を圖り、一黨派、一團體の利益を計る人々は我々の共同の敵である。ゆゑに、我輩は、この意味に於て全天下に同志を求めるのであります。若きも老いたるも、共に互に國步艱難を救ふ爲めに、諒解協力して唯中庸大中至正の道を進むべきである。よし此中道を步む者を目して微温的であるなどと言ふ者があつても、それは先方が左傾又は右傾してゐる爲で、此方は飽く迄も大中至正であるが故に、其の說に誘惑せられてはいけぬのである。此三十年代の青年成人の力、中年壯者の力に依つて、政黨の倫理化運動を起して自治的自覺を促すといふのが我輩の主旨である。此時に當つては一視同仁であつて、どの黨派、どの階級と差別を立てることは私は考へて居りませぬ。どの黨派でも健全なる黨派が成立して革新の實擧り、國政をお引受け下されば宜いのである。

　假令從來政黨は其一部に醜行ありても、歸するところは、其責任は選擧人たる我等自身にもあると觀念して、發願して政黨の倫理化運動に進み、又未熟政黨が成熟前腐敗して、國家に損害を與へたにもせよ、若し今善心に立戻りたるならば前罪消滅として互に戮力して將來に力を致し、自新の政治倫理化に導きたいのである。既成政黨にして破邪顯正の光に驚き、その裏面に潜みて從來の非を飾り、惡を成さんとすることをやめよと忠告するのである。況んや其黨員中、有爲純眞の士も少からざるをやであります。

伯はそれより、頃日來、自ら三黨首を訪問した顛末を語り、伯の今回の新運動の眞意が、新黨樹立にあるのでなく、既成政黨の覺醒を促し、それが倫理的政治を行はんことを希望し、國民とともに常にこれを奬勵し、監督せんとするにあるのであるから、當面の責任者たる三黨首に、これを說くのが筋道であつたのであると說明した。さうして或は

起ることあるべき新政黨については、次の如く說いた。

我輩の目的は、新政黨樹立運動にあらずして、舊政黨革新後援運動であります。只舊政黨改善の望みなしと、國民が斷念したるとき、又は、改革することを欲せざる又は自新力を失ひたる舊政黨の壓迫により、自然に新政黨の發生する如きことあらんか、これアクシデント即ち偶發事件に外ならんのであります。我輩は、かかる偶發的結果の生ぜんことを望むで、この仕事を初めたのではないのであります。

伯はそれから政治の倫理化が具體的に進行する內容手段及び方法について、それは結局「一も人、二も人、三も人である」即ち「純眞なる青年の訓練に存す」と述べた後、パウルゼンの「代議制と政黨」を引用して黨爭の淨化に關する次の四原則を提唱した。

一、黨爭は須らく誠意を以てすべし。誠實に物を考へ、獻身的に戰ひを爲すべし。
一時の權宜に依つて眞理を枉ぐるは宜しからず、

二、戰鬪は宜しく公正の武器を以てすべし。

三、敵の人格を尊重すべし。

四、黨派よりも國家全體を重んずべし。

ここで伯は一轉して、我國に於いても、政治運動は悉く墮落してゐるのではないと說いて二、三種の實例を引き、更に古への歷史に溯つて、親鸞上人、日蓮上人或はルーテルの宗教改革運動を引用し、

今や日本の政界は、利慾と權勢との爲めに組繕ふところの私黨に壟斷せられて、その權勢は、ローマ法王のごとく盛んであるとしても、天下正義の士が、その志を一にして立つならば、不義の團結は、朽木の如く仆れるに違ひない。我輩のごときに、その

雄大なる國民精神作興の口火を切る役を演ぜんとするに過ぎないのであります。

只、此際にあたり、我輩の私かに意を强う致します所は、我が光輝ある日本の歴史であります。それは日本人は成敗よりも正邪の信念を重ずる國民であるといふことが、不滅不朽なるは歴史的先蹤によつて、明かにせられて居るからであります。

と述べて、菅公も楠公も、成敗を以て論ずるならば、確かに時平や尊氏には負けたけれども、なほ大和民族永久の崇拜の的となつてゐる事實を擧げて、次の如く結んだ。

正義は卽ち成敗に超越し、正義は永久の鑑となることは之に由つて見るも益々明かであります。足利尊氏の戰ひに勝ち、楠正成の之に敗れたる其成敗の如きは、我が大和民族の正邪の觀念の前に唯泡沫の如きものである。正邪の觀念は實に我が大和民族の生命であると云ふことを考へなければなりませぬ。而して斯く考へて見れば何ぞ今日の黨弊を以て恐るべしとするの要がありませうか。吾々大和民族は此黨弊の矯正に全力を盡くし、以て政黨の首領等をして自から政黨を革新するに容易ならしむることは卽ち吾人の任務であると考へるのであります。吾人は率直に其の盡力の不足なりしことを茲に懺悔して置きます。過去に於て吾人は怠慢であつた。サボタージュをして居つた。さうして誘惑に乘ぜられて益々迷路に深入りして居つたのである。併し今や大に其非を悟つて、蹶然として覺醒しなければならぬ時が來ました。故に私は茲に諸君と共に大聲叱呼して日本國民救濟の爲に全天下の注意を喚起し、且つ其目的達成の心願のために突進致したいと申すのであります。

この長い演說も漸く終つた。そして伯の音頭で「政黨政治革新後援運動萬歲」を三唱して散會したのであつた。

前後を通じて殆ど三時間に及ぶこの演說は、重病後の伯に取つては、大きい試錬であり、重い負擔であつた。途中から伯は、あり〱と疲勞の色を示した。さうして、伯としては珍らしいことであつたが、兩手を机に突き、半身を前屈みにして演說した。その聲が段々低くなつて行つた。

すると氣が付いたやうに、突如として、伯は机を離れ、大聲に疾呼した。そこに少年以來のきかぬ氣が奔騰してゐた。

さういふ伯自身の、年齢と重病とに對する闘ひが、會衆の眼に歷然と映ずると、ある悲壯なる感じが、堂のうちに漂つた。六十九歳の老政治家が、文字通りに命を投げ出して、新政治運動に挺身してゐるのだといふ印象を、四千の會衆の胸に刻んで、倫理化運動發表の最初の宵が終つたのである。

四、百萬を越ゆる小册子の賣行

烽火一度び青山會館に擧るや、全國の同情共感翕然として伯の身邊に集まり、講演申込の要求が殺到してきた。

この國民的反響に感激したる伯は、病餘の身をもつて、決然全國行脚の途に上つた。その後一年間に伯は、一萬六千百八十三哩の行程を重ね、百八十三回の講演をした。講演時間は二百五十四時間に上り、旅行日數は百四十四日、即ち殆ど隔日に壇上に立つてゐた。その聽衆は三十五萬人と註せられて居る。當にグラッドストーンのミッドロシアン・キャムペーンに比すべき大活動であつた。否、その時期の長くして、旅行の困難であつた點からいへば、遙かにこれを越えてゐる。思ふに短かき日本の立憲政治史上に於いて、斯くのごとく熱烈に、且つ繼續的に實行せられたる民衆運動は、未だ曾て見られなかつたであらう。

殊にこの運動に氣勢を添へたものは、九月初旬をもつて、全國一齊に開始された小册子「政治の倫理化」の販賣であつた。

伯が各地の要求に應じて、五月以降、講演行脚の旅に日を消し始めた時、伯及びその周圍の痛感したることは、有限なる肉體と肉聲とをもつて、六千餘萬の大衆に訴ふることの困難であつた。何等かの形式をもつて、これを國民の戸前に送るに非ずんば、到底この運動の徹底を期し得ない。

茲に於いて、思ひついたのは、青山會館の演説を印刷して、全國的に發賣することであつた。さうして、その仕事を擔當したのが、日本の雜誌販賣高の八割以上を支配する講談社社長野間清治であつた。

その計畫は先づこの演説を百萬部印刷し、これを全國書籍小賣店及び煙草小賣店にまで頒布し、同時に全國の新聞に一頁乃至二頁大の廣告を一齊に掲載して、國民の注意を喚起するといふのであつた。その四六判百十餘頁の小冊子は僅々一部十錢の定價をもつて賣出された。

百萬部の冊子發行といふことは、日本出版界の新記錄であつた。從つてこの計畫の遂行のためには、用意周到にして、しかも頗る大膽なる準備が必要であつた。

果せる哉、計畫は百パーセントに成功した。その新聞廣告は、全國に一大センセーションを惹起した。顧客は各書店に殺到し、津々浦々、街上に車上に船中に、殆どこの書を手にする者を見掛けざるなき盛況を呈するに至つた。ゆゑにこれと時を同じうして擧行せられたる伯の講演會には、會場内から溢れた會衆が、場外に群集して、伯を歡呼するといふ有樣であつた。時としては、伯は殺到する大衆に遮られて、演壇に近づくことさへできないやうな仕末であつた。

政黨政派の感情から、伯の講演を妨害せんとして騷擾したる地方も二、三あつた。しかし大體に於いて、聽衆は熱

心に靜粛に、伯の話を聽いた。

この時分の伯は、年齢七十に垂んとする老齢ながら、依然として白皙の顔面に、若々しき光澤を存し、その白髪を中央部をやや長く、左右を短かく刈り、三角髯を奇麗に手入れし、鼻眼鏡をかけてゐた。そのよく通つた鼻筋と、黒く太い眉毛の下に光る烱々たる雙眸と、釣合ひよき大きなる耳朶との一切は、壯年時代の美男子の俤を存しつつ、或る英雄的風貌を具備してゐた。

身動きならぬほど入場したる聽衆が、息を凝らして待つ眼前に、悠揚として伯が現はれると、大衆の心裡に、ある演劇的感激が湧いて、どつと崩れる嵐のやうな喝采の中から、一種强烈な期待が雷奔電馳した。

伯は民衆政治家たるべき、多くの要素を備へてゐた。その過去の經歷手腕に對する國民の記憶、その明朗にして天眞爛漫たる性情、その颯爽たる風姿、群衆心理を機微の裡に把握するその直觀力、これ等の一切は、伯を國民指導者として恰好なるものとした。ただ一つ惜しいことは、雄辯の缺如であつた。卽ち伯の論旨が、今少し直截簡明で、その用語が今少し平明で、その音聲に今少し音樂的リズムがあつたならば、伯は登壇の刹那に起る聽衆の感激を、一步一步、引き揚げつつ、これを結論まで牽引してゆくことができたであらう。

併し乍ら、時あつて伯は、斯くのごとき感激を聽衆に喚び起したこともある。それは伯が登壇前に考へてゐた腹案を離れ、當意卽妙の感興に驅られて、その肚裏を傾け盡したときであつた。かういふ時には、伯は餘人の追隨すべからざる持味をもつて、その天眞を流露せしめた。

政治倫理化運動の日本普說は、伯の思想を民衆に傳播するといふよりは、後藤新平といふ人間を、國民の臟腑に深

く刻んだ運動であつたのである。さうしてそれは、伯が七十三年の生涯に於ける最後の民衆運動であつたのだ。

第二節　普選準備會

一、組　織

伯が政治の倫理化を發表すると、世間は、伯が具體的に何をするであらうかと、興味をもつて眺めた。

しかし伯は、いつまで經つても新政黨組織の實行手段に掛らなかつた。さうして、間もなく發表されたのが、普選準備會の組織であつた。

これについては、色々の經緯があつた。

はじめ伯が、四月一日の聲明を爲すや、伯の年來の友人や同情者の間には囂々たる議論が起つた。それはこの運動自身の是非についてではなくて、この新運動は如何なる方向に進むべきやといふことについてであつた。否むしろ、伯はこの新運動を機縁として、如何に身を處すべきであるかといふ議論であつた。

飽く迄も伯の手腕を現實の國政の上に揮はしめんと欲したる人々は、伯がこの運動をもつて既成政黨打破の方向に進み、自ら一黨を組織して天下を取るべしと主張した。然るに一方に於いては、これと全然正反對に、これをもつて純粹なる啓蒙運動と爲し、伯が單身墨染の衣を被て天下を巡錫すべきを主張し、一人の同志をも募らず、微塵と雖も

政治的欲望を混入すべからずと力説する人々があつた。

しかるに第三の説は、第一の現實政治論を排斥し、斯くの如きは既成政黨と同一の途を歩むものであるがゆゑに、政治倫理化なる新標語と矛盾するものであつて、伯自身の聲明を裏切ると爲し、また第二説を不可として、伯の性格が、到底久しく政治圏外に留まつて、宗教的啓蒙運動に終始することを許さざるをもつて、究極破綻を生ずべきが故に取るべからずとした。さうして、進んで言つた。

立憲政治は議會政治であり、議會政治は政黨無くしては行ふことを得ない。故に伯の新政治運動が新政黨組織に到達すべきことは理論上當然である。且つ、伯が全國に遊說して純正なる投票を行ふべしと慫慂する際に、聽衆の腦裏に必ず起るべき疑問は、然らば果して何人に投票すべきやといふことである。これに對して伯が、そは余の關知する所にあらず、諸君自身の良心に基いて決定すべしと答へて放置することは、今日の日本の政治的實情よりして不親切の嫌ひなきを得ない。故に理論上より言ふも、實際上より見るも、この倫理化運動は、新政黨組織に落着すべきものである。即ち伯は各地に理想に近き候補者を擁立し、これを後援支持して當選せしめ、更に此等を結成して新政黨を作るべきである。伯が四月一日の新聞聲明に於いて、全財產を投げ出してもと主張したる言葉は、茲に於いて初めてその意義を發見するであらう。そしてさういふ新政黨が、從來の政黨と異なるところは、目的のために手段を選ばずとする態度と正反對に、手段の公正を保持せんが爲めには、政治終局の目的たる政權掌握を犧牲にするをも辭せずとするの點である。即ち多數黨を、是が非でも作つて、政權を取らんとはせず、縱ひ少數黨たるも、甘んじて公明正大なる途を進まんとするのである。よしかかる新政黨は、その初期に於いては一少數黨たるも、その動機の純粹にして

その手段の公明なるあらば、究極に於いて日本政界の支配力たるに到るであらう。假に伯の生存中にその成果を見ざるとも、伯の死後、天下の青年によつて完成せられるであらう。ゆゑに斯くのごとき純良なる政黨を作つて、その裡に死んでゆくことは、たとひ自ら首相たることなくとも、伯の七十年の公生涯に、高潔なる結末を與ふるものであつて、政治倫理化の主張、茲に初めて名實共に具はるを見るであらうと。

然るに、かかる三説に對して、伯はそのいづれをも取らなかつた。伯はこれ等三説の折衷説を取つた。それが普選準備會の創立であつたのである。

それは全國の有志をもつて、選擧廓清の團結を作らしめ、自ら選擧に直接關係せずして、外部よりこれを監督し、もつて政治の淨化を行はんとするのであつた。卽ち純然たる教化運動たるの主旨を嚴守し、同時に團體の力によつてこれを實行せんとするのであつた。

その内容は、次のごとき綱目と準則とによつて知ることができる。伯はこれを印刷して全國遊説の際、各地に頒布した。

普選準備會綱目

一、本會ハ政治上ノ教化運動ニシテ、政黨政社ニアラズ。

二、本會ハ現實的功利的ノ觀念ガ、現在ノ政界ヲ風靡スルノ實狀ニ鑑ミ、倫理的情操ヲ我國ノ政治運動ノ中核ト爲サムト欲ス。

三、本會ハ、近時議會ノ行動國民ノ信望ヲ失スルモノ多ク、勢ノ赴ク處、或ハ議會否認ノ思想ヲ激成セムコトヲ憂ヒ、政治倫理化ノ運動ニヨリテ時弊ヲ矯正シ以テ立憲政治ヲ擁護セムト欲スルニアリ。

四、本會ハ新選擧法ニヨル第一次ノ選擧ハ、我國政治史上ノ重大時機タルヲ信ズルヲ以テ、國民ノ政治的良心ノ覺醒ヲ圖リ、公

正ナル有權者ト純眞ナル青年男女トノ奮起ニ依リテ、政界ノ淨化ヲ實現セムコトヲ期ス。

五、本會ハ國民的運動ニシテ、黨派ノ別ナク階級ノ別ナシ、故ニ左傾ニモ右傾ニモ非ラザル大中至正ノ中道ヲ進ミ、以テ適當ナル手段ヲ講究並ニ實行セムト欲ス。

六、本會ハ成年以上ノ男女ニシテ、政治ノ倫理化ヲ信念トシテ、自治的自覺ニ勵精シ、以テ神聖ナル帝國憲法ニ殉ズルノ決意アルモノヲ以テ會員トス。

既成政黨員ニシテ前項ニ賛意ヲ表シ、會員タラントスル者ハ固ヨリ入會ヲ拒マズ。

七、本會ハ國民ノ自發的運動ノ結晶タラムコトヲ期スルガ故ニ苟モ會員タルモノハ悉ク本會ノ設立者タルノ意氣アルコトヲ要ス。

普選準備會準則

一、會　名

第一條　本會ハ之ヲ何々普選準備會ト稱ス。（地名ヲ冠セシム）

二、目　的

第二條　本會ハ政治道德ノ向上ヲ圖リ、改新選擧法實施後ノ選擧ヲ清淨ナラシムルタメ、公正ノ見地ニ立チ適當ナル方法ヲ講究並ニ實行スルコトヲ目的トス。

三、會　員

第三條　本會ノ主旨ニ賛成シ、入會金一圓ヲ納ムル成年男女ヲ以テ、本會々員トス。

本會々員ニシテ通信及出版物ノ配布ヲ望ムモノハ、毎年金貳圓四十錢ヲ納ムルモノトス。

本會ニ加入シタルモノニハ會員章ヲ交付ス。但シ會員章ノ釋義並佩用心得ハ別ニ之ヲ付ス。

四、事務所

第四條　本會ノ事務所ヲ――――ニ置ク。

五、事　　業

第五條　本會ハ第二條所載ノ目的ヲ遂行スルタメ、左記事項ヲ實行ス。

一、各地ノ講演
二、政治教化ノ映畫
三、定期及不定期印刷物ノ刊行
四、擬國會ノ討議
五、政治ノ實際ヲ監督及批判スルタメ當局者ニ對スル進言
六、新聞雜誌上ノ意見發表
七、其ノ他本會ノ目的遂行ニ必要ナル適當ノ措置

六、役　　員

第六條　本會ニ左記ノ役員ヲ置ク。

會長　一名、顧問　若干名、幹事　若干名、會計監督　一名、評議員　若干名。

七、役員選擧任期

第七條　本會役員ハ會員中ヨリ便宜任期ヲ定メテ之ヲ選擧ス。

八、業務執行方法

第八條　本會ノ事務ハ、第六條所載ノ役員會ニ於テ之ヲ執行ス。

第九條　本會々員ニシテ本會ノ目的ニ反スル言行アリト認ムルトキハ、役員會ノ決議ニヨリ本會々員名簿ヨリ除名ス。但シ必要ノ場合ニハ其住所姓名ヲ新聞紙上ニ廣告スベシ。

第十條　本會ハ同一目的ヲ以テ組織セラル丶各地ノ會ト提携シテ、本會ノ目的達成ノ爲メニ必要ナル方法ヲ講ズルコトアルベシ。

附　記

本會ノ名稱並役員ハ一律ニ右規定ニヨラズ、各地方ノ狀況ニヨリ定ムルモ可ナリ。

尙創立ノ際ニハ委員制ヲ設クルモ亦便利ナルベシ。

備　考

一、各地ニ普選準備會設立セラレタル後、是等相互ノ連絡ヲ圖ルタメ、東京ニ普選準備會聯盟本部ヲ設クル計畫ナルモ、當分ノ內普選準備會相互ノ通信ヲ掌リ、兼テ聯盟成立迄ノ便ヲ開クガタメ、假ニ中央事務所ヲ東京市麴町區內幸町一丁目三番地ニ置ク。

二、各地ヨリノ入會申込者多數アルニ付、此際便宜上右中央事務所ニ於テ入會申込ヲ受ケ其手續ヲ了シ置キ、後日其ノ地方ニ普選準備會成立ノ場合其ノ會員トシテ右名簿ヲ引繼キ、同時ニ各人入會金ノ內金七拾錢ヲ其ノ地方ノ普選準備會ニ還付ス。

二、一年間の成績

かくて一年に亙る地方遊說を續けた後、昭和二年四月十六日をもつて、伯は再び青山會館の壇上に現はれ、その經過報告を兼ねて、長い演說をした。

その時に、同じ壇上から演說した三人の人と爲りが、この運動の內容を最も雄辯に裏書してゐた。卽ち一人は新渡戶稻造で、いま一人は澤柳政太郎殘る一人は永田秀次郎であつた。三人が三人、伯と等しく勅選議員で、貴族院に席を有し、共に現實政治に關係なく、一人は碩學として、一人は敎育界の耆宿として、一人は優れたる內務行政家として社會に知られてゐた人々で、殆ど揆を一にして、國民敎化運動の指導者であつたのである。

これによつて伯が、政治倫理化の運動は、教化運動であつて、政治運動でないと反復縷述した趣旨が、最も明瞭に表明せられたのである。

一年間の大行脚を終り、二十五萬の會員を擁し、かかる三名の友人に取圍まれて、立錐の餘地なき滿堂の大衆に講演する時の伯は、恐らくはその永き生涯中に於いて、最も得意なる刹那であつたに違ひない。

昨春、病餘の身を提げて起つた伯は、この時既に十分なる健康を回復してゐた。發表の際生じたる囂々たる世評は一年の努力によつて、落ち著くべき所に落ち著いた。「政治の倫理化」なるスローガンは、殆どお念佛のごとく六十餘州に行き亙つた。

一年前とは、打つて變つたやうな元氣で、伯は數萬語を費して大演說を試みた。伯のこの演說は、當日來會者に配布したところの次の如き「普選準備會事業成績一班」を基礎として行はれた。これは大正十五年四月二十日から昭和二年四月十日まで約一年間の成績である。

一、會員現在數　二十五萬一千五百六十七名

一、講　　演（但シ大正十五年十二月十七日ヨリ昭和二年二月十日マデ謹愼ス）

回　　數　二百六十回

講演時間　三百九十時間（約）

旅　　程　三萬四千三百六十六哩（約）

講師トシテ出演シタル者

後藤　新平　　澤柳政太郎　　永田秀次郎　　宮尾　舜治　　長尾　半平　　丸山　鶴吉　　小林丑三郎　　鶴見　祐輔

伊藤 長七　石井 満　澤田 謙　作田高太郎　森下 國雄　鈴木 正吾　豐田 豐吉　山田 忠正

右ノ内後藤子爵一人ノ分

回　　數	一百八十三回
講演時間	二百五十四時間（約）
旅　　程	一萬六千百八十三哩强
日　　數	一百四十四日（即チ隔日に出演したる割）
一日平均旅程	一百十二哩
聽　　衆	三十五萬名（約）

一、印刷物

パンフレット	1、（普選準備會綱要）	二十萬部
同	2、（政治倫理化運動の第一聲）	二萬部
同	3、（普選に備へよ）	十二萬部
リーフレット	1、（政治の倫理化につきて）	四十萬枚
同	2、（普選準備會設立の要義）	四十萬枚
政治の倫理化	（講談社發賣）	一百二十七萬部（內一百二十五萬部講談社扱、二萬部事務所扱）

さうして伯の演說の大要は次の通りであつた。

各地に於て發會式を擧げた所の普選準備會は既に三十三あります。已に成立を見ましたものは八十九ありますけれども、漸次之を整理しつゝあつて、未だ發會式を擧げざるもの五十六あるのであります。私は七八縣を除くの外は各地方を巡遊致したのでありますが、今後に發會式を擧げんとする地方をも漸次に廻つて行くことに致さうと思ふのであります。又、今や各地方有志より、東

京に於て第一回大會を催すべしと云ふ勸告が來て居ります。之も今考慮中であります。（中略）

要するに此倫理化運動に於ては反對するものには私は足を向けてねられぬとの覺悟で進みまして、其の反響如何と考察致しました所、全國各地方に於て各青年は吾等後援を爲すを以て、是非中心人物と成つて大々的の組織を爲すべしと切なる勸告頻々としてあつたのであります。併しながら其の中に多くは黨派運動と教化運動と混同せらるゝの士がないでもないのであつて、所謂中央に本部を設け、地方に支部を置いて、未熟黨派運動の如く誘惑の嫌を免れざる行動を爲さんとする士が多かつたのであります。故に當初に於て其の邊の理解を誤つては不可であると思ひまして、適正なる理を得る事に苦心いたしました。此點は幸ひに地方純眞なる青年の正解を得る様になりました。此の外の私の心事を解せずして、或る者は、ナニあんな事を後藤は言つて居るけれども、あれは僞善で、ツマリ新政黨を作る前驅であらうといふことを疑はれたのであります。併しそれが全然彼等の誤解であつたことは、曩に永田君が述べた通りで、それは本來別物で何處迄も政治の倫理化は政治の教化運動であつて、終始これで一貫するのであります。今や幸ひにして何にか他人の爲にする處あり、殊更に曲解を試むるものゝ外此事に付ては帝都を初め、各地方共大方の諸賢の諒解を得るに至つたのであります。併しながら同感同好の士相倚り相助け之に協力するやうにしなければならぬと云ふ勸告がありまして、道理至極と存じましたので、普選準備會を拵へることに相成りました。而して此の普選準備會員は玆に數字の示す如く二十五萬餘の多數に上りましたから、之を段々整頓致して行く事に考へて居るのであります。是が會員たる者互ひに相倚り相助けて協力するに便なるが爲に、相當の組織を必要とする所より、一定の徽章を選み、入會金を徴することに致しました。（中略）

次に私の行脚の要領を申上げます。

此の行脚の目的は私の卑見の開陳に在るとは申すものゝ、實は私が公人として、現在皆様が胸にお持ちになつて居る不安、殊に第五十一議會、第五十二議會の光景の如きは、如何に辯説の雄なる人でも、如何なる文章に巧みなる人でも、綺麗な言葉を以て之を語り之を記すこと能はざるが如き實況であつたのであります。此等議會の光景を如實に撮つた寫眞が、若し假に世界の議會

政治の寫眞展覽會に陳列することになりましたならば、皆さんを初め、日本國民所謂大和民族の面目はどんなものでありませうか。（中略）其實は各人に皆責任があるのでありまする、勿論斯く申す私にも矢張り責任があると深く自覺して居るのであります。（中略）事の茲にいたつたといふ事に付ては、何うか吾々の盡くす所の足らざるものなかりしや、又將來盡くすべきものに非らずや、省みそれあることを懺悔を致して、高教を仰ぐの便を開くことの爲め、行脚の旅を續けたといふことを御了承願ひたいのであります。

次に地方の人心を讀むこと、是も行脚の主眼と致した所でありました。現在政治思想の大勢を知るには之を必要と考へました。又全國の政治思想が如何樣なる有樣であつて、各々の人が如何なる程度の自覺を持つて居るかといふことを試驗することが、政治の倫理化問題の課題であつたと云ふことも能く皆樣の御了承を願ひたいのであります。此反動如何は即ち我國民が普選に堪ふるや否やと云ふことの試驗の及落の由つて定まる所であります。及落が定まると共に大和民族の禍福の岐るゝ所となるのであります。

此の普通選擧の負擔に堪へるや否やと言ふことに付て（中略）一言茲に及びたいと思ひますのは、憲法發布の勅語に何と仰せられてあるかと云ふことでありまする。（中略）即ち「此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハザルナリ」と憲法發布の勅語の終りに一句があります、而して其少し前のところに「我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ」其の朕か意を奉體し朕が事を奬順し云々と仰せられてあります。

茲に「此負擔ヲ分ツニ堪ヘル」ことを疑はずといふことは、義務を盡し責任を完了して與れるものであると云ふ吾人臣民に御信賴遊ばされたお詞であると私は拜察する。然るに吾人は殊に選擧に關して、此の御信賴に副ひ奉るべきものであつたらうか、なかつたらうか、又此の御信賴は第五十一議會、第五十二議會のやうなものであつたらうかといふことに付て一度心に省みますと、私共實に恐懼の至りに堪へぬのでありまする。それで今尚議會自體の反省如何を觀ることも地方行脚の目的の一部でありました、又普選有權者の覺醒如何を知ることにも努めたのでありまする。（中略）

之を要するに各地方の民心は一二の除外は別と致しまして、大體に於て一般に頗ぶる眞面目で眞劍たるものであつたといふことを的確に認めたのであります。殊に青年の諸君に於ては最も眞劍味の旺盛なるものがあつたのであります。

其人達の中には私に是非中心人物と成つてやつて呉れと要望せられた向きが到る所に尠なからずあつたのであります。之に對して私は何と答へたかと申しますと、（中略）此七十の老爺を中心人物に賴むといふやうな賴み甲斐なき青年は、犬に喰はれて死ねば良いといふ位に青年の自主的自治に望みを囑す、斯樣に申したのであります。口は禍の門、赤裸に申した爲に一時地方青年の感情を害したこと甚だ夥しかつたのであります。併し流石は末賴母敷い青年であります。自ら悟る所のものがあつたと見えまして、最近に至つては此等の地方の青年が自から奮起して先づ會員を募り會を組織し、發會式を擧げ以て新空氣を作らうとするものが甚だ多くなつて參つたのであります。

偖此の外に申上げたいことは要するに政黨の進步は世間の進步殊に經濟の進步に比して非常に遲れて居ることは、蓋し爭ふべからざる事實であります。決して徒らに政黨を非難するのではありませんが、大いに此處は各政黨とも省みる所があつて改善して欲しいと思ひます。

而して今や議會と民心とは殆ど無關係、沒交涉であります。又議員は國民の思想を代表するものなりといふことは、其の名あつて事實は毫も之に伴つて居らぬといふことは皆さんの御承知の通りでありますが、私が地方行脚の中に地方巡遊の裡に、如實に認めました。

次に「政治の倫理化」といふ言葉、又「自治的自覺」といふ言葉に付ては、最初は案外難解難行のやうなことに持囃され、又或は一體政治の倫理化とは何だと言ふやうな風でありましたが、今や日本全國津々浦々に到るまで、其の何たる事を解するに至りまして、恰かも南無妙法蓮華經の御題目や、南無阿彌陀佛のお念佛と同じやうに、何んの意味か知らないが南無阿彌陀佛、南無妙法蓮華經と唱へさへすれば地獄に行かないといふことを皆が知つて參りました。それと同じやうに、政治の倫理化といふことは、何だか知らぬけれども、あれは政治を惡くする事ではないと云ふことだけは分つて居ります。空念佛が眞念佛となる。此の

事は諸君に申上げる所以でありませぬけれども、門外の人に諸君から其の事を御傳へ下さる事は、是亦無量の功德だと信ずるのであります。(中略)

次に昨年中此教化運動は、各教化團體、各宗の管長を始め、各種の有力者、又は丁酉倫理會等の如き倫理學の諸賢の敎へを請ひ全國中學校長の諸君にも御協力を請うた次第であります。又各種の關係の男女青年會等にて協力を請うたのであります。斯くの如く有力者と相會して、政治の黨派運動と政治の敎化運動との別を明かにして、以て普選に面して民心の諒解を求め、即ち成年以上の男女にして、政治の倫理を信念とし、自治的自覺に勵精し、神聖なる帝國憲法に殉ずる決意ある者を會員とすると云ふことで、敎化團體の成立を期したのが即ち普選準備會であります。既に女性の會員として入會する者あるは黨派運動にあらざること明瞭なる次第であります。此儀も亦御聽きに達して置く必要ありと感ずる。

此目的とする所は何にあるかといふと、近く普通選擧に面して居りますから、誘惑に依つて選擧を妨げざるやうに、乃ち權力、金力、情實の爲めに、良心を曲げて選擧をするといふことがあれば、是が爲に政黨の腐敗、議會の墮落、政府の弱點を示すことを生ずる原因と相成ることを虞れたからであります。

諸君、私は今から四年前に「國難來」を叫んだのであります。此國難來は内外から來るのでありまして、必らずしも日蓮上人の蒙古襲來を學んだ譯ではないのであります。此内外より國難來るの言は、今日に至つて稍〻至言となつて、其言の僞りなきを證したことは、私の光榮のやうでありますが實に悲しむべきことではありますまいか。私は徒らに聲を大にして國難來を叫んだ譯ではない。事のこゝに至るべき諸多の原因があつて、其病的發作を見るに至ることを虞れたからであります。即ち支那の動亂、露國の赤化運動の影響、我が議會の弱點、又我が政府の弱點——然し人間は皆弱點のあるものであります。必らずしも之を私は黨員の外に又政府の外に立つて居るから黨員を責めると云ふ念を以て一年の行脚を致した譯ではありませぬ。又政府を責めることも致して居るのではありませぬ。此の印刷物(會場に頒布したパンフレツトを指し)に書いてあります。現に政治の倫理化に明かなる標語が記して居る其言葉は盡きぬ處であつて、文學に長ぜらるゝお方はお嘲ひになるか知れませぬが、意のある所を御

諒承下さることを切に希望致します。

即ち「既成政黨の腐敗を救へ」「帝國議會の墮落を救へ」「經綸なき政府に雄大なる國策を與へよ」、此標語は政治の倫理化を首唱する私の言ふのではなくして、各民人の憂ひとする所又希望する處にして其邁進すべき指針であります。さてどうして救ふかと云へば、此新舊の有權者たる國民自身が政黨及び政府の救世主を以て自ら任とすることにあるのでありますから此自ら任とするとは、各人が總理大臣たり、純眞なる政黨の總裁たる自覺を有するのであります。此有權者が選擧をする時に、苟も此自覺ありて總べての誘惑に遭はぬとなれば、此救ひ主となること甚だ容易であります。（中略）

昔の人は「政治の祕訣は人心の弱點に乘ずるに在り」と申しました。是が即ち政黨が迷ひの路に入る初まりであります。茲に、「政治は力なり」といふ誤解をも來たすのでありますが、私は西洋に昔からあつた此の「政治の祕訣は人心の弱點に乘ずるにあり」といふ諺を、私は「政治の祕訣は人心の弱點を補ふにあり」と修正したいと思ひますが、斯くの如くして始めて「政治は力なり」でなくして「政治は奉仕なり。サーヴイスなり。御奉公なり」といふことになるのが、即ち我大和民族の特色であるといふことを御了承を願ひたいのであります。

併先刻も申しましたやうに政治の倫理化なるものは斯くの如く普及して參りましたが、私の申す所のものは決してむづかしい事ではありません、餘り非倫理になつたから、當り前にしようではないか、といふのが政治の倫理化であります。凡そ政治は金本位よりも人間本位、心本位にしようではないか、人間味のあるやうにしようではないかといふのであります。餘りに非倫理に乃ち度外に傾いたから當然にしようではないかと相談するのであります。（中略）

抑ゝ政治の倫理化は、教育の倫理化、社會の倫理化、經濟の倫理化、家庭の倫理化――先刻澤柳博士の言はれました各職業の倫理化もあります。――如何なることにも人生に於て倫理の要素が含まれて居るのでありますから、政治の倫理化は普通選擧の投票問題一には止まりませぬ。然るに此問題が今眼の前にあつて、從來三百萬の有權者の間に生じた所の病毒が一千萬以上の新有權者に傳染すると否とは、國家禍福の岐るゝ所でありますから、各人互に相誡しめて各自の義務責任を自覺して選擧に臨むこと

亦萬般の政治の浄化の本であると考へましたので、今は專ら之に力を盡すのであります。併し若し後日に及んで、折角我々は共鳴したけれども、あれは後藤に誑されたといふことであつたならば、其時は本年五月限りに止めた方が宜しい。けれども是は決して止めるべきことでないから、效果があつたらドウにかしなければならぬといふことになるべき筈。其時は必ず自治研究會なり、自治團なり、自治黨なり起るべき筈でありますから、其節は又皆さんの力に依つて自治的婦人の浄化團體の起るといふことは望ましきこと、洵に結構なことであります。（中略）

要するに如上申述べましたやうに、政治の倫理化は最早全國に普及の端は見えたのでありまして、玆に前日御來會を辱うしました諸君に謝すべきもの又其他の諸君に謝すべきものも尠からぬものでありますが、今後の完き功績は之を他日に期せなければならぬのでありまして、未だ前途遼遠であります。どうか各位直接間接に御援助を賜はらんことを切に希望して止まない次第であります。長く御清聽を得ましたことを感謝致します。

三、普選準備會解散

昭和三年二月二十日をもつて、普選法による第一次の總選擧が行はれた。伯はこれをもつて、普選準備會の仕事は一段落を告げたものと考へた。さうして、同會を解散する決意を爲し、聲明書を發してこれを實行した。

しかし決して、普選準備會の解散は、政治の倫理化運動の終焉ではなかつた。政治の倫理化といふ思想は、伯が少年の日、友人齋藤實に「政治は公明正大でなければならぬ」と語つたところよりすでに發し、後、内務省衛生局技師時代「國家衛生原理」を著述したる日に、明瞭に理論付けられてゐたのであつた。

伯の一生は「政治の倫理化」といふ一種の雰圍氣のうちに過ごされたものと見るも過言でない。

併し乍ら、伯が昭和二年の暮から、翌年の初頭にかけて、莫斯科に赴いてゐたのと、昭和三年總選擧の際には、長途の旅行直後で健康の勝れなかつたために、各地に遊說することを得なかつたのとで、第一次普選といふ最も大切な時機に、十二分の活動をしなかつたことは事實である。それがためにあたら好機を逸し、壇上に說きたるところを、實地に試みる上に於いて遺憾の點があつたとの感を、識者に與へたことも否むことができない。

もし當時、伯の健康がこれを許し、伯も亦これを決心し、總選擧中に、二十五萬の普選準備會員を總動員して、第一次普選の淨化を督勵するの擧に出でたならば、昭和三年の總選擧は、或はその面目を異にしてゐたかも知れない。たとへせざるまでも、伯としては、その過去二年間の國民運動に有終の美を濟したであらう。事此處に出づる能はざりしは、啻に伯一人のために惜しむべきのみならず、日本憲政史のために憾むべきことであつた。



齋藤實子と伯

（大正十四年三月朝鮮總督官邸にて）

第七章　晩　年

第一節　滿鮮の旅

一、旅　程

大正十四年の春、まだ政治の倫理化運動に熱中してゐたころ、伯は滿鮮の旅に上つた。表向は哈爾賓にある日露協會學校の卒業式に臨場するためといふことであつたが、隨行者は同協會幹事田中清次郎、少年團日本聯盟理事三島通陽、東洋協會理事佐藤安之助をはじめ、一行十七名、旅程約一箇月といふ、かなり大がかりなものであつた。

三月二十六日の夜八時半、一行は東京驛を發して、翌二十七日朝大阪着、直ちに堂島ホテルに入りて多數の訪問客に接した。さうして午後三時には、日露貿易協會主催の日露國交恢復記念祝賀會に臨み「日露修交に就て」と題し、約二時間に亘つて講演した。

その後も伯は、この旅行中、幾度か演壇に立つたが、時は宛かも政治の倫理化運動と、少年團運動に熱心であつたところであるから、自然さうした講演が多かつた。また日露國交恢復間もなき頃であつたので、これに就いての講演も亦しば〳〵行つた。

三月二十八日夜の特急で下關に向ひ、翌二十九日朝の連絡船景福丸で釜山に向つた。この日は小雨あり、波浪もやや高かつたが、午後六時半釜山棧橋に著くや、伯は直ちに釜山府廳主催の講演會に臨み「亞細亞の福音」と題する講演を行つて、その老いてます／＼旺んなる元氣に人を驚かした。

同夜釜山發、翌三十日の朝京城著、直ちに驛前にて、京城少年團の檢閲を行つた。さうしてその夜は總督官邸における齋藤總督の晩餐會に出席した。齋藤とは少年時代からの心友である。幼少時、共に青雲の志に驅られて人生競技のスタートを切つてより既に五十幾年、歩み來し道は異なつたが、ひとしく事功一世に輝ける日本政界の大立物となつた今、主客殆ど水入らずのこの讌會が、如何に感慨滿てるものであつたかは、ここに掲げる寫眞によつても十分に想像し得る。なほ第一卷第四節第二項（九一頁）所載の「後藤の政治の倫理化といふのは、あれは晩年急に考へついたことではなくて、その端は夙く少年時代にある」といふ、齋藤の述懷は、この時のことである。

四月一日の朝、京城を出發した伯の一行は、二日の早朝奉天に著いた。當時は張作霖の全盛時代であつた。伯は午後三時、張を訪問し、これに對して張は、四時半答禮のため、滿鐵公所に伯を訪ね來つた。さうして夜は張の官邸において伯一行の歡迎の宴が開かれた。

翌三日の朝奉天發、午後四時長春著。伯は大和ホテルにおける官民合同の歡迎晩餐會に出席した後、夜十時半の汽車で長春を去つた。ここからは東支鐵道である。滿鐵は一行のため、常に專用貴賓車、一等車、食堂車、寢臺車を連結したが、東支鐵道もまた特に貴賓車の外に一等寢臺車一輛を連結した。

一行が哈爾賓に著いたのは、四月四日の朝八時であつた。さうして七日この地を去るまでの間、或は吳俊陞（黑龍

江省督辦）張作相（吉林省督辦）王樹翰（吉林省長）三人主催の午餐會に臨み、或は露國總領事グラントの歡迎晩餐會、或は東支鐵道監事會、理事會管理局合同の歡迎晩餐會、或は在留日本人官民合同の晩餐會に臨むなど、連日連夜の招宴に應じた。伯もまた、六日には露支人各代表者二十七名を、七日には在留日本人官民二十餘名を招いて、答禮の宴會を催した。

日露協會學校の第三回卒業式は四月五日に行はれた。式は「君が代」三唱の後、王水學校幹事の學業報告、片山（秀太郎）校長よりの卒業證書授與、同校長の訓示があり、それより學校總理としての伯の祝辭に次いで、日露代表者十數名及び在校生總代の祝辭及び卒業生總代の答辭があつて、滯りなく終つた。正午食堂で立食の饗應あり、伯より來賓一同に對して臨席の謝意を述べ、學校の使命を說明し、將來の援助を希望するところがあつた。

伯の哈爾賓における使命の一つは、日露支三國の提携親善といふことであつた。さうして、上記支那側の招宴の際伯の述べたる次の言葉はながく人々の胸にのこつた。

『三人寄れば文珠の智慧といふ諺があるが、日本と支那と露西亞が提携するならば、ここに初めて極東の平和を保護することができる。予は生を終るまで、予の理想のために戰ふであらう。さうして諸君は、わが新しき親友にして、わが援助者であることを期待するものである。』

伯の一行は、歸途もまた奉天に一泊した。さうして翌九日には撫順に到つて炭坑露天掘をはじめ各所を遊覽し、その夜は湯崗子溫泉に一泊した。さらに十日には鞍山製鐵所を視察の上、大連に著いた。

伯の一行を載せたアメリカ丸が大連を出帆したのは四月十四日の朝十時であつた。船は十七日の朝九時半神戶著、

伯は直ちに上陸して、途中大阪に一泊京都に二泊、四月二十一日朝九時、無事に長途の旅を終へて、東京驛に著いたのであつた。

二、張作霖に說く

一箇月に近き滿鮮旅行中において、特に興味ある出來事は、全盛時代の張作霖としば〳〵會見して、議論を上下したことであつた。哈爾賓への往路、四月二日における張作霖との會見のことは旣に述べたが、伯は歸途奉天に立寄りたる際も、四月八日の午後、滿鐵公所に張作霖の來訪を受けて、二時間に亙り會談した。

その一つは、持論たる阿片專賣制度に關してであつた。卽ち伯は張作霖にむかつて、臺灣における實績を物語つた後、滿洲及び支那においても、この制度に倣つて漸禁策を採ることが、政府の歲入增加の上からも、國民の阿片害毒防止の上からも、最上の政策であることを、熱心に說き勸めたのであつた。

この伯の勸告はよほど強く張作霖を動かしたらしかつた。それは張自ら委員長となつて、急に調査委員會を設けたことによつても窺ひ知られる。

いま一つは張作霖自身に對し、支那の中央に對する政治的野心を捨て、決して北京入りを敢行してはならぬ所以を說いたことであつた。それは張にとつては、一つの大きな誘惑であるとともに、最も危險なる試みでなければならない。そんなことをしなくとも、日本と協力して、廣大なる滿洲の土地を開發して治績を擧げ、產業を增進し、民力を涵養し、文化を普及し、此處に新しき樂土を建設することこそ、男兒の生涯を捧ぐるに値する大業ではないか。それ

が伯の說くところであつた。

張が伯のこの勸說を、如何なる感想を以て聽きしやは明かでない。しかし事實においては、張は後に伯の勸說を實切つて北京に進出し、一時志を得たやうに見えたが、國民革命軍の鋭鋒に敵し得ず、關外引揚げに際して、つひに非業の最期をとぐるの羽目に立ち至つた。

この日の張との會見のとき同席してゐた佐藤安之助は、大連に伯の一行を見送つた後、再び奉天を訪ひ、轉じて北京に入つた。さうしてその後の經過を、四月二十八日附、北京より東京の伯宛てに、次の如く報じた。

謹啓

旅行中は何等御役にも立たず却て御厚情にのみ浴し汗顏に不堪候。

御無事御歸京の趣新聞にて承知安神仕り候。定めし多大の御疲勞と御察し申候。併し今回の御旅行が在滿居留民に與へたる好果甚大なる事を思へば聊か御滿足なることゝ存候。

御分袂後直に奉天へ引返し滯在四日、夫より北京へ入りハヤ一週間以上に相成申候。

閣下の張及王に對する兩片專實の御說教は餘程兩人を感ぜしめしものと見え、調査委員會速に設けられ張作霖自らその委員長となり熱心なる研究開始せられ申候。

北京にては小生入京お支那側大官及政客に著目せられ小生より求めざるも先方より態々會談を希望し來る輩少なからず、是れは小生が閣下の命を受けて、特に北京政界の視察及連絡に來れるものとの噂ひろがりし爲なりとの事に御座候。目下執政は勿論各大臣及政界有力者達には殆んど會見いたし候。其結果時局に就て悲觀樂觀の兩說ありて何れを眞とすべきか、大いに研究して公平に判斷せざる可らざる事を知り申候。何れにしても張作霖が中央に餘り多く手を出す事は張自身の民望を失ふ上恐れあると同時に日本に累を及ぼすものと考へられ候のみ、日本政府へ輿論民間の滿洲關係者は此點に留意して張を指導する事必要と存候。

北京官界の空氣が一般に日本を重視し支那の前途の爲め何等か日本の助力を得んと期待し居る樣子あらはれ居り候事ハ日支關係上の一進步なりと存候。如此現象は外來者ならでは恐らく感得し得ざる事なるべしと想像し時ニ旅行者として此の地へ來り空氣の觀測を做す事ハ有利なりと感じ申候。五月三日青島發歸國の途へ就き可申、七八日頃ニハ歸京萬御報告可申出候。草々頓首

第二節　關係諸團體

一、國民指導者

晩年における伯は、次第に實際政治から遠ざかつて行つた。勿論伯は全く政治に意を斷つたわけではなかつた。世もまた伯を觀るに首相級の人物を以てし、何時かは伯が、首相の印綬を帶びて立つ日のあるべきを期待した。しかし伯は、政黨に立脚點を有せざるのみならず、伯の周圍に集まり來る人物に實際政治家が少なかつたために、伯の政治上の活躍もまた前時代ほど華々しくは行かなかつた。

しかしながら、これと反比例して、國民指導者としての伯の地位は、次第に昂揚されていつた。大隈重信逝きしあと、國民の人氣は何時の間にやら伯の一身に集中した。その天空海濶なる資質と、その滴るがごとき自然の愛嬌と、その巧まざる人間的魅力とは、伯をして天來の國民指導者となした。殊に政治の倫理化運動の際、全國の津々浦々に旅行して、幾十萬の民衆と直接に接觸したことは、伯の國民的人氣をいやが上にも沸騰せしめた。

いま一つ、伯の國民指導者としての地位を鞏固ならしめたるものは、その世話好きな性質であつた。伯は數多くの團體の總裁だとか會長だとかといふものを引受けてゐたが、これらについても伯は、世にあり勝ちの名目上の首長たるを以ては滿足せず、親身になつて世話を燒いた。特に少年團の如きは、全く全國の健兒達と一心同體となり、嬉々として少年達を指導してゐた。それは他の諸團體についても同樣のことがいへる。さうしてこれらの諸團體に屬する多數の會員が、伯の國民的人氣の醱素となつたのである。

本傳記が伯關係十九團體の後援を主として、編纂の運びとなつたことは、序文に記した通りである。右のうち東京市政調查會、都市研究會、臺灣婦人慈善會、南滿洲鐵道株式會社、東亞經濟調查局の五者については、すでに記しておいた。また放送局については本章第三節に、少年團及び青年團については同第四節に記述する。故に本節においてはこの他の十一團體について記したいと思ふ。

二、東洋協會、拓殖大學、臺灣俱樂部

東洋協會は始め臺灣協會と稱し、臺灣に關する諸般の事項を講究し、且つその經營を裨補することを主要目として明治三十一年七月主唱者たる前臺灣總督桂太郎を會長とし、前臺灣民政局長水野遵を幹事長として創立されたものである。時は伯が兒玉新總督に從ひ、民政局長として渡臺して間もない頃のことで、この協會の設立についても、伯が相當深い關係をもつたであらうことは容易に想像しうる。さうして伯は翌三十二年一月、協會の臺灣支部が設立せらるるや、その支部長に推された。

明治三十七、八年戰役の結果、韓國が我國の保護國となり、滿洲に新たに租借地を獲るに及び、從來協會が臺灣の爲めに施行したる諸々の事業を、更に擴充して滿韓の爲めにも貢獻するの必要を感じ、明治四十年二月三日東洋協會なる現名稱に更改せられ、今日に至つたのである。

初代會頭桂太郎は大正元年九月、宮中入りの爲め、民間關係一切の干繫を絕つたので、小松原英太郎が之れに代つた。さうして大正八年その辭任の後を襲うて、初めて伯が會頭の任に就き、晩年に及んだのである。

東洋協會は、その目的事業を遂行するため、各地に支部を有する外、いろ〳〵の學校を經營してゐる。今の拓殖大學はその前身を臺灣協會學校と稱し、明治三十三年九月の開設であるが、京城にもその分校を開き、後これを分離して獨立せしめた。この外旅順には旅順語學校、大連には大連商業學校、臺灣には臺灣商工學校があつて、之等の教育事業が、植民地開發に裨益したことは決して鮮少でない。

大正八年春、小松原の後を受けて拓殖大學の學長に就任するや、伯は鋭意學生の訓育、學校の發展に留意し、つひに今日の如き正式の大學に昇格せしむることを得た。これは伯の聲望と手腕とによつて初めて實現し得たものであつた。これに就いて同大學の幹事宮原民平の回顧錄は、次の如く記してゐる。

> 大正八年に新大學令が發布せられて、官立以外に、公私の大學を認められるやうに爲つたので、伯は拓殖大學を以て新大學令に依らしむべき決心をせられた。それに付いては、各般の準備が必要であるが、其中で最も重要また最も困難なことは、大學基金の調達である。規定に依れば少くとも五十萬圓の基金を其筋に供託することを要する。(中略)この五十萬圓は伯の勸說によつて、臺灣に在る數個の製糖會社が厚意をもつて寄附せられたもので

ある。斯様な巨額が短時日の間に集め得られたことは、偏に伯の聲望によるものである。（中略）伯は學生に對しては慈愛に滿ちた態度を以て接せられ、隨分厄介な申出をも面倒がらずに聽かれ、得意の諧謔を弄しつつ學生を相手に議論などもせられた。隨つて學生も親しむべき學長先生として慈父に對するやうな心安さを感じてゐた。

臺灣倶樂部は、明治四十三年四月一日の創設であつて、臺灣に關する事項を講究し、其の開發に資するを以て目的とした。伯は初代會長男爵安場末喜の後を受けて同四十五年四月會長となり、薨去までに及んだ。創設以來の業績として、臺灣關係者の會同、歡迎、懇談等を催し、或は臺灣蕃人を招待して之れを廣く官民に紹介し、或は臺灣博覽會及び各種展覽會等を後援し、又は各種陳情に對する種々の斡旋を講ずる等、臺灣開發のため貢獻する所が尠なくなかつた。勿論如上の事業は永年全會員協力の結果に外ならないが、しかし多數の會員をこの倶樂部に惹きつけたことや財政の基礎を鞏固にしたことなどは、多く伯の貢獻によつたものとして、何人もの認める所であらう。

三、日露協會

日露協會は明治三十九年四月の創立に係り、日露戰役の爲めに疎隔せられた日露兩國民の感情を緩和し、併せて相互の親睦を圖ることを目的とした。しかし協會がその機能を發揮し、基礎また鞏固となつて、名實共に國際的意義をもつやうになつたのは明治四十四年、伯が寺内正毅と共に入りて、專心會務を掌理するに至つた時にはじまる。殊に翌四十五年總裁として閑院宮殿下を奉戴するに至つて、その基礎は全く確立した。

協會が、創立以來、露國の學術及び事情の研究を奬勵し、日露兩國民の交誼を增進したる貢獻は大きい。その創設以來の事業概目を擧ぐれば大體左の通りである。

イ、露西亞の經濟、文化事情の紹介。
ロ、日露兩國間の經濟、貿易發展助長の斡旋。
ハ、來朝露人の視察、觀光、商工用向の斡旋並に訪露邦人の旅行斡旋等。
ニ、滿洲國哈爾賓に哈爾賓商品陳列館並びに日露協會學校（專門學校）の經營。

伯は四十四年八月副會頭就任以來、事實上主宰者の地位に在つたが、大正九年二月には會頭に就任し、尙ほ日露協會學校（現哈爾賓學院）總理をも兼攝して薨去まで及んだ。

伯がこの協會の爲めに盡瘁した功績は頗る大なるものがある。

その一は哈爾賓商品陳列館の設立である。これは大正七年四月、對露貿易促進のために設立されたものであつて、日、露、支商品の展示、商取引の仲紹介、財政、經濟、金融その他の調査をなし、彼我貿易業者の利便に資するところが多い。

いま一つは日露協會學校の設立である。當時伯の憂慮したことは、革命直後の露西亞と日本との關係は、いよ〱重大となりつつあるに拘はらず、邦人中に露語を能くし、露西亞の事情に通ずる者極めて乏しきことであつた。そこで伯は大正九年九月、自ら創立委員長となつて、露西亞に關する公私の業務に從事すべき人材を養成する目的の下に、哈爾賓に專門學校令による日露協會學校を設立したのである。當時はまだ帝政時代であつて、哈爾賓には多數の露西

亜人が在住してゐた。その現地において教育するといふことが、實用的人物を養成する上に、特別の效果があつたのである。これはその後、哈爾賓學院と改稱せられて今日に及び、すでに數百名の卒業生を社會に出し、多く對露支關係の事業に從事してゐる。

四、日獨協會及び日獨文化協會

日獨協會は明治四十四年、公爵桂太郎、子爵青木周藏、ドクトル長井長義等によりて創立せられたもので、日獨兩國民の交際を親密ならしめ、兩國間の學術交換並びにその他の事項研究を以て目的とした。久邇宮邦彦王殿下を總裁に戴き、朝野の名士、外國使臣等三百餘名の會員を募り、事務所を小石川關口臺町の獨逸協會學校內に置き、每月一回集會して目的の達成に努めたのであつた。

然るに大正三年八月歐洲戰亂の餘波を受けて、日獨交戰の狀態に入るや、協會は一時獨逸人會員の全部を失つて有名無實の存在となつた。爾來歲月流れて十年餘、もはや協會の事業を顧るものもない有樣であつたのを、大正十五年三月、當時比較的閑散の地位にあつた伯が、入澤達吉、森孝三、駐日獨逸大使ゾルフ等と共に斡旋して著々協會の復興を圖り、同年十月遂に朝野の名士約三百名、京濱在住の獨逸人有力者約八十名を加へ、久邇宮殿下を總裁に仰ぎ奉ること舊の如く、伯は會頭として實務を總攬し、華々しく再生の門出に立つた。

爾來この協會が日獨親善のために盡力したことは決して鮮少でなかつたが、昭和四年一月二十七日突如として久邇總裁宮殿下の薨去に遭ひ、間もなく四月に入りては會頭伯を失ふに及んで、協會は一時途方に暮れたやうであつたが、

やがて山本悌二郎が會頭となり、新たに伏見宮博義王殿下を總裁に仰ぎ奉り、目的遂行のため協力一致、事業發展の一途を辿つてゐる。

次に日獨文化協會は、日獨文化の協調及び相互普及を圖るを以て目的となし、昭和二年春、專ら伯を中心として創立せられたものである。蓋し明治維新以後、我國に於ける制度施設の樹立、學術の進歩、產業の發達等に關して獨逸に負ふこと頗る多いことは、何人も知る事實であらう。

抑もこの協會創立の起りは、大正十三年秋、獨逸から來朝中のハーバー博士と、森孝三との交談から始まる。それに基いて、博士の歸國後その斡旋によつて獨逸の外務省、內務省、文部省並びにカイゼル・ヰルヘルム協會の各代表者が正式に會合し、日獨文化連絡機關設立について協議を行ふと共に、東京にも伯林と同樣の機關を設立し、兩々相連絡して、日獨文化接近の實を擧げたき希望を、伯に通じ來つたのである。

かくして伯林に於けるこの運動は著々と進捗し、獨逸政府もまた之れが補助のため經費を計上したので、關係者は凝議の結果社團法人を特設し、名づけて「獨逸及び日本の精神的生活及び公的施設の相互的理解促進協會」略して之れを「日本協會」と稱し、事務を開始したのは大正十五年四月一日であつた。

之れと相呼應して、日本においては伯を中心とする有志の運動も亦追々と具體的になり來つた。さうして漸く政府から補助金三萬圓を得ることになつたので、それを基本として昭和二年四月八日、財團法人の許可を受け、次いで役員を選囑して協會の形式を整へ、伯を會長として發會式を擧げたのは同年六月十九日であつた。

昭和三年十二月五日、ゾルフ大使の歸國を送る公式の送別會が帝國ホテルに於て行はれ、宴まさに終らんとする刹

邪であつた。ゾルフ大使は起ち上つて「たゞ今本國ストレーゼマン外相より本官にあてゝ、後藤伯爵にハンブルグ大學より名譽法學博士の稱號を贈られた旨の電報が到着した事を、後藤伯爵に御報告し諸君と喜びを分ちたい」と挨拶し、つと歩み寄つて伯と堅い握手を交した。一同はこの突然の吉報を無性に喜び、盛んな拍手を送つて祝福した。伯も亦思ひ設けぬ榮譽に相好をくづして喜んだ。

「たつた今まで僕は夢にもこんな名譽にありつかうとは思はなかつたよ。全くうれしい。元來ハンブルグ大學は植民政策並びに世界政策に多大の注意を拂つてゐるので、その結果僕の如きものにこの名譽を贈つたのかと思ふ。」

事實この頃同大學より名譽博士の稱號を贈られてゐる者は、ハンブルグ市長ペーテルセン外三名であつて、伯を合せて五名に過ぎなかつたのである。日獨文化の接近に對する伯の盡力について、獨逸がいかに感謝してゐたかを見ることができる。

伯は外人のうちに多くの知己をもつてゐた。就中米國のモット博士、ビーアド博士との交情は既に述べたが、獨逸の駐日大使ゾルフもさういふ知己の一人であつた。櫻田町の新邸西洋館が竣成して、伯が最初の正賓として招待したものはゾルフであつた。またゾルフが、かねてから伯の揮毫を渇望してゐたに對し、彼の任滿ちていよ／＼歸國せんとするや「帝力於吾局蹐者、桐葉颪窒見天眞、笛聲吹起太平樂、牛背村童喚大臣」なる詩を書して餞けとしたなどのことがある。（註、因みにこの詩は明治四十五年頃の作であるが、伯の逝去前、即ち昭和四年三月三十日、これを森孝三に書いて與へたのが、伯の絶筆となつてゐる）蓋し日獨文化協會發展の裏には、この伯とゾルフとの親密な交誼が與つて大いに力あることは見逃がせない。

五、帝國鐵道協會及び遞信協會

帝國鐵道協會は、明治三十一年末の創設にかかり、鐵道軌道及び陸上交通事業の改良進歩を資け、兼て會員相互の親睦を圖る所謂一種の社交俱樂部であるが、伯が初めて正會員としてこれに入會したのは、滿鐵總裁に就任して間のない明治四十年の四月三十日であつた。而して翌五月二十五日評議員に當選し、四十四年二月十日には、本協會最高の待遇たる名譽會員に推薦されて晩年に及んだ。この間兩度の桂內閣に遞信大臣兼鐵道院總裁となり、寺內內閣の內務大臣時代にもまた〳〵鐵道院總裁を兼任して、一時は鐵道の後藤か、後藤の鐵道かとまで言はれたほど協會に對しても極めて深き關係を有せしことは、人の皆よく知る所である。

次に特記すべきは遞信協會の發達についての伯の貢獻である。

抑も遞信部內に團體組織の議が起つたのは、伯が第二次桂內閣に入閣する前のことであつた。卽ち明治四十一年五月には、既に遞臣大臣から認可を受け、その創立準備に著手し、各種の事項を議定中であつたのである。そこで同年七月桂內閣が成立し、伯は遞信大臣に就任するや、間もなく通信協會なるものが成立し、伯が總裁に、次官仲小路廉が副總裁に、小松謙次郎が會長に、町田重備が理事長に就任することとなつた。これが遞信協會の前身である。

當時の通信協會は、會員一萬三千三百六十四人を算したけれども、會費は最低月額十錢から最高二圓といふ零細の金額であつたので、合計月額二千九百餘圓に過ぎず、協會會務の遂行は容易なことではなかつた。しかも遞信部內唯一の團體として協會の揭ぐる事業は、月刊雜誌の刊行、書籍の出版、會員及び通信事業從事者の奬勵、慰藉、救濟そ

の他通信事業に關し有益と認めたる事項の施行等、多方面に渉つたので、創業時代の經營施設は多事多難であつた。

この時に際し創業の大才とも言ふべき伯を總裁に戴いたことは、協會にとつてまことに幸運であつたといはねばならぬ。事實、協會の發達は、有形と無形とを問はず、伯に享くるところ多かつた。卽ち四十三年には早くも通信協會を法人組織に改め、同年五月通信協會の寄附に係る金二萬圓を以て、財團法人遞信協會を設立し、これが通信協會の會務一切を繼承することとなつた。この際の會員數は一萬六千七百二十八人、會費月額は三千五百餘圓であつた。

協會事業の中心たる觀ありしものは月刊雜誌の刊行であつた。これは通信協會設立以來ずつと刊行され、通信事業に關する唯一の專門雜誌として貢獻するところ尠なくなかつた。尙ほ單行出版物として「郵便線路圖」「通信區劃便覽」等を刊行し、斯界に裨益すると共に、これが協會の財源の一つとも成つた。是等出版物の版權は遞信省に屬してゐたのであるから、協會がその刊行の特權を得たのは、遞信大臣たる後藤總裁の庇護によるものであつた。伯はまた明治四十四年六月「遞信事業の歌」を作歌作曲し、これを同會雜誌三十五號に掲載した。

明治四十四年八月、桂内閣總辭職と同時に、伯は遞信協會の總裁を辭したが、在任滿三箇年を超え、創始時代の協會に貢獻するところ多かつた。ついで大正元年十二月、第三次桂内閣成るや、伯は再び遞信大臣に就任し、同時に遞信協會總裁となつたが、翌大正二年二月内閣更迭と共に總裁を辭し、玆に遞信協會との直接的關係は終つた。しかし一旦伯に依つて針路を示されたる協會は、爾來發展の一路を辿り、會員數に於いても、會費月額に於いても、當時に比し數倍の盛況を觀るに至り、資産の如きも數十萬圓に達してゐる。

六、電氣普及會及び日本性病豫防協會

電氣普及會は、電氣の普及並びに其の利用を促進し、生活の改善、福利の增進を圖るを以て目的となし、大正十三年四月三日大阪に於いて創立せられたものである。伯は創立と同時に會長に就任し、各地に支部を置き、目的達成のため講演會、講習會、展覽會等を全國に涉つて開催し、伯自らもしば〳〵その陣頭に立つた。就中大正十五年十月これを社團法人の組織となしたること、並びに昭和三年九月、英國倫敦に開催せられた世界動力會議燃料部會に、後藤會長の名を以て「日本ニ於ケル家庭用電熱」なる論文を提出して、日本の電氣文化を海外に紹介したること及び薨去の直前卽ち昭和四年三月、全國の專門家、技術家に委囑して、我國最初の住宅電氣設備の標準仕樣書「住み良い家」を完成して之れを發表し、一般家庭生活の合理化を奬勵せしこと等は、多く會長たる伯の盡力に依る。さうして始め家庭電氣普及會と稱へたものを、伯の薨去後、事業の發展に伴ひ、今日の名稱となつたのである。

日本性病豫防協會は、性病の撲滅を期するを以て目的とし、土肥慶藏、栗本庸勝等、醫界錚々の士によつて、明治三十六年設立されたものである。初め日本花柳病豫防會と言つたのを、大正十年法人組織にして現在の名に改めた。

言ふまでもなく花柳病は肺、癩と共に三大國民病と云はれ、その撲滅を期することは國家の盛衰に關する重大問題であつて、明治三十一年白耳義の首府ブラッセルスに第一回國際花柳病豫防會議が催されて以來、追々此の運動は國際的となり、大正十二年巴里に於いて花柳病國際聯盟が發企された際、我が政府は本協會を代表として參加せしめたので、それより後、ます〳〵協會の存在は重要性を帶びて來た。伯が推されて協會の總裁に就任したのは丁度この頃

であつた。伯が近代日本の生んだ最初の科學的政治家であり、特にそれが醫界出身であるといふことが、伯をしてこの協會打つてつけの總裁たらしめたのであつた。

伯が本協會の岡山縣支部發會式に臨まんとして西下の車中、突然發病し、遂に京都で斃れたことは、後述するところであるが、はじめ醫家として身を立てた伯が、醫學方面への盡瘁途上において生を終つたことは、一の奇縁といはねばならぬ。伯とこの協會との關係に就いては、協會副會頭栗本庸勝が、機關雜誌「體性」昭和四年六月號に次の如き談話を掲載してゐる。

伯を日本性病豫防協會の總裁に御願ひしたのは、四五年前のことであつた。この總裁推薦については、わたし達理事一同は隨分苦心を重ねたものである。いふまでもなく、三大國民病の一つであるところの性病撲滅事業は、國家及び國民の戰力に俟たねばならぬとはいひながら、殊にわれ／＼醫事衛生を掌る者は、當面の責任があるのであるから、總裁も政治家であつて、しかも醫事行政の方面に卓識した識見と手腕を有せらるゝ伯を煩はしたいものであるとの考へから、一同打連れて伯に懇請したところ、快よく就任を許されたのであつた。就任された後は身邊の多忙にも拘らず、老軀をも厭はず毎總會にはいつも出席され、何かと本會のために盡瘁するゝ所があつた。殊に昨年福井縣支部發會式の際にも態々出席された上、自から訓辭や講演をされ、段々と伸びて行く本會の隆盛を喜んで居られた。それが前例ともなつてか、本年もまた岡山縣支部發會式及び本會總集會を開催するに就て、政局の方面頗る多事であつた中を態々御出掛け下さる事となつた。その途中、突然米原驛で急病を發せられ、京都で病を養ふ身となられたのである。

會議會場に充てられた市公會堂は、二時間も前から聽衆が詰めかけ、實に立錐の餘地がないといふ盛況であつた丈、計劃の意外によつて飛報を耳にした滿堂唯失望の色を漲らしたことはさもあるべきことゝ思はるゝのであつた。

第三節　放　送　局

一、本邦放送事業の創設

今でも芝愛宕山東京中央放送局の貴賓室には、「以斯耳聞三千世界之聲　新平書」と伯の筆になる大扁額が懸つてゐる。まことにこの文句の如く、ラヂオの出現こそは、距離の觀念を根本より搖撼し、國境と階層の障壁を撤廢して、人類文化の上に一大革新を齎した科學の驚異である。

明治三十年伊太利のマルコニーが無線電話の實驗に成功するや、我國に於いても時を同じうしてその實施に著手した。それ以來我國は、歐米に於ける研究と相前後して、朝野戮力その研鑽改良に苦心を續け、數多の世界的發明をも完成しつつ、先進諸國と雁行して、最近に於けるラヂオ科學の應用時代に入つたのである。而して大正九年米國に、大正十一年英國に、大正十三年獨逸に、各異なりたる形態の下に於いて放送事業の開始を見るや、我國に於いても大正十二年の大震火災の直後、放送用私設無線電話規則を發布して、ラヂオに關する法制を確立し、翌大正十三年十月にはいよ〳〵社團法人東京放送局が設立せられることになつた。

是れより先、米英に於けるラヂオの企業化は直ちに我國に反響し來つて、放送事業を計畫する電機業者や各新聞社は、爭つて遞信省に特許出願書を提出し、其數は二十幾團體に達した。初め政府は是等の出願者を團結して一個の株

式會社を組成せしむる方針であつたやうであるが、犬養毅の遞相に就任するや、放送事業の公益性を認め、ことに普遍浸透の力の偉大なるべきを豫見し、從來の方針を改め、之れを公益法人として經營せしむることに決定した。蓋しこの時犬養が、放送事業の經營形態を公益法人たらしめたことは、確かに先見の明を誇るべき理由があつた。後に英國もまた從來の組織を變更して、我國の組織に倣ふに至つたのである。

かくして大正十三年十月十六日、從來の出願諸團體を結合して、社團法人東京放送局は設立せられるに至つた。さうして其の總會は、滿場一致を以て、伯を總裁に推戴することに決した。しかもそれは監督官廳の意圖とも一致したので、茲にいよいよ伯の總裁就任が實現されたのである。

伯の總裁就任は、一般に頗る好評であつた。伯は歴代遞相中に於ける科學愛好者の尤なるものであつた。しかも其遞相に就任した明治四十一年には、我國最初の公衆用無電局として千葉縣銚子無線電信局の開始に引續き、海洋航行の大艦船に強大無線電信機を据ゑ付け、續いて大瀬崎、角島、潮岬及び北海道落石無電局が設置され、斯くて遞信省無線電信事業は漸く實用期に入つたのである。その間伯が主管大臣として、此の文明の新機關に對し、特別の注意を拂つて來たことは尠少でなかつたが、爾後伯は、外國に於ける無電科學の發達研究と、その實用化の趨勢に對しては、絶えず側近より新知識を吸收しつつあつたのであるから、謂はば伯とラヂオとは永い間の深い緣なのである。しかし世は、さういふ因緣よりも、むしろ放送局といふ全然新奇な事業が、趣味識見・共に高く、しかも新し物好きの新總裁を迎へたことを見て、これこそ眞のはまり役だと、喝采した。事實伯は、かうした仕事には、全くのはまり役であつたのだ。伯の側近にあつた永田秀次郎でさへ、次の如く語つてゐる。

後藤さんは何時でも、世間一般の人より先きを見てゐる人であることは、自分もとうから知つとるのであるが、このラヂオ――最初「無線電話」と言つてゐたが――これに就いて自分が、全くその先見に驚いてゐることがある。大震災よりも餘程前であつて、世間の人がまだラヂオのことを殆ど言はない時であつた。私に對して頻りと無線電話のことを言はれる。

「一箇所で行る講演でも音樂でも、無線で、全國の人々が一度に、ゐながらこれを聽くことが出來る。さうしてその聽取の設備などは、今日の普通電話よりモツト簡便に安價に出來る。内外の情勢から見て、其の施設を一刻も早く實現させたいから、君も盡力して呉れ。」

さういつて非常に熱心に說かれる。私も外國の新聞雜誌は時折見て居る。さうでないにしても、他から聞くか何かで、外國の事情その他一般知識に、それ程世間から後れてゐるとも思つてゐないのに、この伯の無線電話の話は實の處私には良く解らなかつた。よい加減の返辭をしながら聞いたが内心では、誰に聽かされたか知らぬが、夢の樣なことを言つて居られる、追々發達して何年かの後なら兎も角、今日の日本にそんなことが簡單に出來るものか、出來るとしても我々お互の時代ではあるまい、位に思つてゐたのであつた。然るに間も無く伯が總裁になつて放送局が生れたので、流石は後藤さんだと心から敬服した。

伯は放送局總裁に就任するや、直ちに三井系の耆宿芝浦製作所社長岩原謙三を理事長とし、東京中央電話局長新名直和を常務理事に据ゑ、各新聞通信社及び大會社代表者より選出されたる二十三名の理事監事を以て組織する役員會を指揮して、いよ〳〵諸般の準備を進めることになつた。

ところがいよ／＼放送事業を開始しようと思つても、肝腎な放送機械は、米國に注文しても七、八箇月の日子を要する。放送局舍建築にも相當の期間を與へねばならぬ。是等に要する資金も調達しなければならぬ。然るに社會の要望は、こんな内部の事情にはお構ひなく、一日も速かに事業の開始を督促するのである。また一方監督官廳たる遞信省では、なか／＼愼重の態度を持し、本邦最初の電波を發出するのであるから、それは不完全なものでは相成らぬと云ふ方針であつた。しかし伯の意見は之れと反對に、巧遲より拙速を以て此の際に處する途なりとなした。さうして理事會もまた、伯のこの方針に基いて、次の事項を決議したのである。

一、社會の要望を充たし且技術の進歩に資する爲め大正十四年三月より假放送を開始すること。

二、放送機及放送所は臨時に適當なる方面より借用すること。

幸ひ東京市の電氣研究所が、無線電話研究用の無線電信電話機を所有して居た。そこでこれを借用して、必要の加工と云はんよりは、寧ろ大部分は新製附加して、兎に角放送用機械を作り上げたのである。また放送塔は、芝浦の電氣試驗所跡の電柱を利用し、放送所は東京高等工藝學校の一部を以て之れに充てた。かうして最初は何から何まで借り物づくめで間に合はした。さうして豫定の通り十四年三月二十二日には、假放送の許可を受けて、業務を開始するの運びとなつたのである。諧謔好きの伯が「これこそ本當の借り放送だね」と洒落とばしたのはこの時である。

その間にも、愛宕山の建築工事と、本放送機械の製作裝備とは、夜を日に繼いでその工程を進捗して往つた。伯は忙しい身體にも拘はらず、よく自動車を愛宕山の麓に駐めて、工事進行の狀況を實視した。

「どうだ、石段の下から頂上までエレベーターを設備して、放送局の玄關口に昇降せしめたら。」

そんな妙案を考へ出したりするほど、伯は熱心と興味とを以て工事を督勵したものであつた。

かくて各般の工事と準備は完了し、正式の本放送を開始したのはその年の七月十二日である。本放送開始の前日、即ち七月十一日、宮内省の係官から左の趣旨の傳達と共に御下賜金一封を下附された。

宮中に於かれてはラヂオを御聞き遊ばされて御出でになるのであるが、いよ〳〵明日から本放送を開始すると云ふことで、是れは祝儀の御思召で東京放送局へ御下賜相成つたものである。別段保護奬勵と云ふやうなやかましい意味の御下賜ではないが、特別の思召であるから有難く頂戴せられ度、なほ〳〵此上とも關係の方々の御努力を望む。

伯はこの優渥なる思召を戴いて感激に堪へず、翌日早朝本放送開始に先だち御禮の爲め參内し、本放送開始式には御下賜金を放送室に飾つて式を擧げ、同夜帝國ホテルに於ける朝野名士招待席上に於いて、主人としての挨拶の冒頭にこの光榮を披露して、主客共々この事業の前途を祝福したのである。

二、總裁としての抱負

放送事業の搖籃時代、世人が未だその本來の使命と機能とを知悉せず、之れを以て單なる娛樂機關なりと爲したのは、無理からぬことであつた。今日世界に於いて一千の放送局と四千萬の受信機、それにその數倍或は十數倍すべき同聽者を算すれば、恐らく幾億にも達すべきラヂオ團と云ふものに對し、如何なる指導原理を以て進ましむべきか。斯界の權威英國B・B・Cの總支配者サー・ジョン・リースでさへ「今後尚ほ數十年乃至半世紀を經過せざれば放送事

業の意義を確言する能はず」と告白して居るほどであつて、歐米に於いても初めから確たる指導方針を以て進んで來たのではなかつた。

然るに伯はその就任の最初に於いて、放送事業の使命を喝破し、その機能を以て教育、報道、慰安の三項目にありとなし、就中重點を社會教育に置いたのは、寔に卓見と稱すべきである。

本邦放送事業の發足が、伯の指導精神を基調とし、その公益的使命の自覺を以て、確然たる信念の下に驀地に進めらるるを得たことは、犬養遞相の公益的經營主義の宣明と相俟つて、本邦放送事業の健全なる發展性を基礎付ける上に一大貢獻を作したものと言はねばならぬ。

大正十四年三月二十二日、假放送開始の日、總裁たる伯が「無線放送に對する予が抱負」と題して行ひたる放送は伯のこの理想を明確に物語るものである。

諸君いよ〱本日より無線電話の放送を開始するに際しまして、不肖後藤新平が當放送局の總裁として、茲に一言するの機會を得たことは、最も光榮とする所であります。

抑も無線電話は現代に於ける科學文明の一大光輝であるが故に、之を精妙に活用することは、今後の國家、今後の社會に對して新なる重大價値を加へ、民衆生活の福祉を増るものであります。それは決して新奇を好む人々の玩樂ではありません。又單なる學者や研究家の專賣物でもありません。吾々は無線電話を取除きて將來の文化生活を想像することも出來ない迄に發達してゐるのであります。

勿論、此の如き文明の利器は、最も周密なる科學的注意を加へて、協力之が擾亂、之が濫用を避けねばなりません。若し之が利用の方法宜しきを失したならば、却つて測るべからざる禍ひを招くといふ一事を常に深く銘記して居らねばなりません。例へば此の

新事業に對して特殊の利權を壟斷せんとし、或は個人々々の間に於て之を濫用又は盜用するといふやうな事の爲に種々の弊害を惹起してはならない。そして吾々は敢て當局の取締を累す事の無い樣に、自治的に立派なる成績と民衆的道德の模範を示さねばならないのであります。

さて諸君、放送事業の職能は少くも之を四つの方面から考察することが出來ます。

第一　は文化の機會均等であります。

從來各種の報道機關や娛樂慰安の設備は、都會と地方とに多大の懸隔がありました。御主人は外に於て諸種の文化的利益を享けつゝある間に、家にある者は文明の落伍者たる場合がありました。或る階級の者が受くる便益を他の階級の者が受けざる場合も亦無きにしもあらず。然るに我がラヂオは、都鄙と老幼男女と各階級相互との障壁區別を撤して、恰も空氣と光線との如く、あらゆる物に向つて其の電波の恩を均等に且つ普遍的に提供するものであります。

第二　は家庭生活の革新とも申しませうか。

從來の家庭なるものは、往々にして單に寢る處か單に食事する場所なるかの如くに考へられてゐたのであります。かゝるが故に慰安娛樂の途は、之を家庭の外に求むるが常でありました。今や電波の放送に依つて家庭を無上の樂園となし、ラヂオの機械を圍むで所謂一家團欒家庭生活の眞趣味を味はへる事が出來るではありませんか。

第三　は教育の社會化であります。

放送の聽取者は今後數年を出でずして、幾萬幾十萬に達するでありませう。斯くの如き大多數の民衆に對して、而かも家庭娛樂の團欒裡にある人に向つて、眼よりせずして耳より日々各種の學術知識を注入し國民の常識を培養發達せしむることは、從來の教育機關に一大進歩を與ふる所でありまして、從つて其の效果の顯著なるは、限られたる講堂教育の到底企て及ぶ所ではありません。

第四　は經濟機能の敏活といふ事であります。

海外經濟事情は勿論、株式、生絲、米穀、其他の重要商品取引市況が、最大速力を以て關係者に報道せらるゝ事に依つて、一般取引の状態が益々活潑に運轉する事は申すまでもありません。從來の有線電信、電話時代の經濟機能に對して、これは正に一大革新を與ふるものであります。

諸君、東京放送局は申すまでもなく公益法人であります。何が故に政府は之を公益法人たらしめたるか。又如何にして公益法人たるの目的を達成し得るか。吾々は諸君と共に今日の盛典を喜ぶと同時に此の事業の性質に就いて、諸君の明瞭なる理解を求めて置かなければならない。それは無線電話の放送及此の事業の發達は上下一致、萬人協力して之を善用するにあらずんば、其の成功を期し難いからである。

即ち放送局の當事者も、之が加盟者も、其の聽取者も、將又之に加盟せざる人々と雖も、悉く科學の知識と公衆の道德とを尊重して、各々自戒自制することを忘れてはならないのであります。此の事は單なる法律や規則の力を以て其の目的を達する譯には行かない。吾等が多年に痛感しつゝある通り各人の自治的自覺――新文明の利器を活用するに方り、最も必要なる民衆相互の倫理的觀念――唯それによつてのみ此の事業の成功を期待し得るのであります。言葉を換へていふならば一切の障碍、一切の弊害を總て圓滑に解決するといふ責務を各人各個に分擔して貰ひたいのである。これ公益事業本來の精神から見ても極めて當然の事と信ずるのであります。（中略）

諸君、問題は一無線電話の消長のみではありません。之を成功し發達せしむると否とは實に國家盛衰の岐るゝ所であります。何となれば、此の一事に依つて第一には日本國民の科學的能力、第二には文化的素質、第三には協同的精神、第四には自治的觀念、第五には民衆的倫理の健全なるや、將又病的なるやを赤裸々に證據立てるからであります。希くば諸君、予の率直なる言をして一片の杞憂に終らしめよ。而して我が無線事業をして廣く世界の模範たらしめよ。吾々の敬愛する諸君よ、必ず此の事業をして盛大に日に月に發達せしめ以て國家社會の福祉に貢獻せんことを期待して已まないのであります。茲に放送の前途を祝福し、併せて精進を一言して我國同好の挨拶と致します。

三、總裁としての指導

伯は放送局總裁に就任すると間もなく、工業俱樂部に理事一同を招集して、事務上の協議を行つた。その席上伯は曰く。

『ラヂオと云ふものは、矢張り普通の商賣と同じで良く廉くだよ。それで面白くて役に立つやうにして、はやく聽く人を殖やさねばならぬ。』

伯は又言つた。

『何でも最初は人寄せ太鼓だネ。』

數語克く事業經營の眞髓を道破したものといふべきであらう。爾來、此の大方針は理事者の手に依つて忠實に顯現せられ、伯の企望する通り聽く人を殖やすべく諸種の計畫は次々に樹てられた。機器の廉價供給に就いては、ラヂオ科學の研究に依る配線の簡易化、科學的知識の發達に由る自家組立の奬勵がなされた一面に於いては、放送電力の增大が計畫された。その一つは地方中繼放送所設置案で、目的とする所は左の如くであつた。

現在東京放送局ノ區域外ニ於ケル聽取者ハ、何レモ數百圓ノ受信機ヲ使用シ、毎月多額ノ維持費ヲ投スル必要アルヲ以テ、一部ノ階級ニ局限セラレ、多數民衆ハ此文化ニ均霑スルヲ得サルハ頗ル遺憾トスル所ナリ。今各地方ニ於テ單獨小規模ノ獨立放送局ガ設置セラルヽ場合ヲ想像スルニ、小電力ヲ以テシテハ磁石式可聽區域狹少ナル爲メ、多數ノ聽取者ニ利益ヲ與ヘ得サルト同時ニ、收入僅少ノ爲經營困難ニ陷ルハ之ヲ逆睹スルニ難カラズ。假ニ損失ヲ豫期シ之ヲ經營スルモノアリトスルモ、日々ノ放送材

料ヲ得ルコト至難ニシテ、聽取者ノ滿足ヲ得ルニ難ク、即チ到底放送ノ機能ヲ發揮スルニ充分ナラザレヘシ。依テ當放送局經營ノ下ニ、中央ノ放送ヲ地方ニ中繼シ、各地方ニ於テ相當ノ強電力ニ依レ再放送ヲナシ、出來得レ丈ケ礦石式可聽圏ヲ擴大スルトキハ、山村漁村ト雖モ極メテ低廉ナル費用ヲ以テ中央ノ放送ヲ聽取シ得ヘク、且ツ技術ノ研究業務ノ經營ハ中央機關ニ集中シテ其能率ヲ昂ムルコトヲ得、經濟關係ニ於テモ中央地方相互ノ間ニ有無相通ジ、損益相償ヒ、全國的ニ其業務ヲ經理スルコトヲ得ルガ故ニ、最モ有利ニ「ラヂオ網」ヲ完成シ、文化ノ開發ニ貢獻スルヲ得ベシ。

いま一つの計畫は東京中央大電力放送所設置案であつた。

現在愛宕山放送所ヲ中心トシテ、約二十五哩ノ圏内ハ礦石式器ヲ以テ聽取シ得ベキモ、其以外ノ地方ニ於テハ高價ナル器械ト多額ノ維持費トヲ以テスルニアラザレバ之ヲ聽取スルヲ得ズ。而モ之等ノ地方ハ僻陬ナル爲メ、現在ノ放送電力ヲ擴大シ、東京放送局放送區域内全部ヲ礦石可聽圏内ニ置カントス。

以上の二案は、孰れも地方及び農村の爲め、また家計裕かならざる者の爲めに、その味方たらんとするものであつて、伯の熱心なる主張に基き、立案せられたのである。別言すれば、ラヂオの民衆普遍策に外ならぬ。伯は遞信大臣に對しても熱心にこの計畫の必要を說くところあり、主務官廳としてもこの趣旨の實現を計企した結果、遂に全國合同に依る大放送網の完成となつたのである。

また放送內容の精選は、伯の最も注意を怠らなかつたことであつて、日々の放送番組は必ずその前日までに印刷物を取寄せて、時々氣附きの點を理事に傳へたものである。特に敎育放送に最も重きを置いたことは、最初述べた通りである。

政治家である伯は、はじめ議會放送についても頗る熱心であつた。そうしてこれに對する政府の方針が煮え切らぬ

ことをもどかしく思つて居たやうである。しかし後には「アレは却つて遣らぬ方が良いかも知れぬ。議員共は賣名のために、故意にマイクロホンの近くで彌次る者などが出て來て、却つて反對に議會の品位を墮す虞れがある」と言つてゐた。この點は外國の議會でも同じ傾向があると見えて、各國とも未だ議會放送の實施を見たものはない。

伯の總裁としての方針は、斯くして著々と實現した。しかし茲に最も重大なる事項にして、しかも遂に實施に至らず中止されたものがある。それは東洋大放送局の設置案であつた。

伯は東洋の文化を開發する目的を以て、滿洲及び北支を圏內とする大放送局を設置し、而して其の創設費は勿論、年々の維持費は日本に於ける放送事業の收益中より之れを支辨すべしと主張したのである。何となれば、支那には未だ戸籍や寄留の制度が確立せず、他方國民性の關係上、到底日本の如く聽取料を徵收することは不可能である、さりとて受信機に之れを割付くる時は、機械を買ふ者が尠なくなるであらう、故にこれは無料で聽取せしめることとし、その費用は東洋の先進國たる日本國民が負擔してやることにせねばならぬ、放送事業を公益法人としたことは、斯くして初めてその意義を見るのである、內地の聽取者が增加して、放送經濟に餘剩を生じ、聽取料を輕減し得る時が至つたならば、その低減し得らるる差額をこの方面に振向くべしと云ふのが伯の意見であつて、いかにも伯らしい堂々たる立論であつた。

しかしこの意見は、その實現には相當の困難が伴ふことを覺悟せねばならず、十分練り固める必要があるので、それ〴〵の機關に於いて各方面と聯絡を取り、之れが具體的實行案を作成すると云ふことになり、伯も非常にその結果を期待して居たのであつた。然るに組織改正の機會に於いて伯は總裁を辭したため、此の大計畫も遂に實現を見ずし

て已むに至つた。

大正十五年八月、東京、大阪、名古屋その他各地の放送局を合同して、社團法人日本放送協會を設立し、東京外主要地點に百五十キロの大電力放送設備を施し、各地方に小放送局を作つてラヂオの普遍化に躍進すると云ふ、即ち伯の理想がその儘に實施せらるることになつた。世は勿論伯が新しき社團に於ける總裁に就任するものと思つて居た。

しかし伯は遂に總裁を辭して仕舞つたのである。何故に伯は總裁を辭したのであるか。その心情は濫りに忖度を容さないが、唯一語「官選の總裁などは御免だよ」と洩らしたことがあつた。

日本放送協會總裁は永い間空位のままであつたが、昭和十一年九月公爵近衛文麿の就任に依つて、初めて伯の後繼を見出だすことが出來た。

伯の放送局に總裁たりし期間は、長くはなかつた。しかし本邦放送の創業時代より、一切の方針と擴張計畫の樹立とを完成した功績は不朽である。ラヂオは爾來駸々として長足の發達を續け、昭和十二年には内地聽取者三百萬を凌ぎ、英、獨、佛の壘を摩するの概を示し、更にテレビジョン時代にまで躍進せんとしてゐる。さうして「ラヂオの父」と呼ばれた伯の名も、またラヂオの存する限り、永く世に記憶せらるるであらう。

第四節　少年團及び青年團

一、ジャンボリー

晩年の伯に訪客が、最近の御事業はと問いた時、伯は卽座に答へた。

『主として今やつてるのは少年團だ。』

伯にとつてはそれほど大切な少年團であつた。

伯が少年團に關係をもつやうになつたのは、大正十一年四月、英國皇儲殿下の御來朝を歡迎し、且つ之れを記念するため開催せられた少年團日本ジャンボリーの時からであつた。卽ちこのとき日本全國少年團大會が行はれのたである。尤も當初計畫された具體案なるものは、甚だ貧弱なものであつたが、その準備を進めるうちに、準備委員達の切實に感じたことは、この大會を遂行するには、どうしても總裁として仰ぐ中心人物がなければならぬといふことであつた。何人か地位あり名望あり、且つ少年團運動に理解ある人はないであらうかと、種々物色した上、つひに白羽の矢は、當時東京市長であつた伯に立てられたのである。

はじめ伯は、少年團事業の將來の重大性を考へて、容易にこれを受けなかつた。しかし關係者の熱心なる懇請に會ふや、今回だけ臨時總裁といふことで、兎に角その推薦に應じたのである。

しかし一度快諾を與へた後の伯は、他の多くの團體に見るごとき「お飾り總裁」ではなかつた。相談會にも出席して、なにやかやと心添へをする。實行委員が、最も心を勞してゐた大會の經費なども、「金のことなら全然心配するな」と、全部引受けてしまつた。さうした伯の熱心は忽ちにして有力者を動かし、多額の金品が集まり來つた。さうして大會の經費を支拂つた後、なほ八千餘圓を剩したので、伯はそれを全部東京聯合少年團に提供した。

この時參會者がこの大會で最も喜んだことは、前例のない破格のことであつた。宮城拜觀の光榮に浴したことであつた。それ等の歡喜と光榮と感謝とを、當時東京少年團の團長にして東京聯合少年團の理事長たりし小柴博は次の如く記してゐる。

少年團日本ジャンボリーは終つた。考へて見ると徹底的に、徹頭徹尾全部が、悉く歡喜と、光榮と感謝の外にはない。

英國皇太子殿下からは、特に本團のみ有り難き御言葉を頂いた。

淳宮殿下は、特に御臨場を賜はり下さる。運動會には山階、賀陽兩宮殿下の御台臨があつた。今迄にない少年の宮城拜觀がジャンボリー參加の本團に限つて御許し下された。絶對に許されなかつた離宮や、宮城内の活動寫眞撮影を特に御許し下された。東京府は少年團員一千名までを賓客として博覽會に招待して下された。士官學校では、六百五十名といふ多數を前後一週間宿舍として解放せられた。記念品を始め、多數の寄贈品は山をなすほどあるので、地方少年團員をして少なからず驚かせた。徹底的の光榮である。經濟援助までである。實に豫期以上、想像さへしなかつた光榮と歡喜である。私も此の絶對の光榮と歡喜とに、浴さしめられた上於ては、私は絶對の感謝を捧げて居る。

かくして少年團日本ジャンボリーは、大成功裡に終つた。それは多く、臨時總裁たる伯の努力に俟つところが多かつた。大會が終つた後、事務委員に述懐して言つた。

『最初私共の計畫してゐた具體案といふのは、實に貧弱なもので、後藤總裁の手によつて實現されたものに比べると、お恥かしいほど小ぼけな計畫でした。』

そればかりではない。この日本ジャンボリー以前の少年團といふものは、それ自體が實に貧弱なものであつた。何れの事業の搖籃時代にもある如く、日本の少年團事業も、最初の中は、所謂小黨分立で、各異なる目的を揭げ、別々の行動を取つてゐたのだつた。從つて世人のこれに對して、正しい認識を有つものは殆ど無く、或は軍事教育の豫備に過ぎぬと言ひ、或は學校教育の延長であると言ひ、或は外國流行の模倣であると言つて、全くこれを無用視せざるまでも、輕視する者が多かつたのである。

然るにこの少年團運動が、英國皇儲殿下の御來朝を機として、飛躍的發展の機緣を與へられたのである。

二、遂に聯盟總長となる

兎も角今回の催しにだけと云つて、總裁に就任した伯は、何時の間にか、少年團との間に、容易に切り離しがたい深い關係が結ばれた。

英國皇儲殿下御來朝を機として結成された日本聯合少年團の總裁には、是非臨時でなく正式に永く伯を推戴したいといふ希望が現はれたのは、殿下の御歡迎式が行はれた日の夜、東京聯合少年團の主催で築地精養軒に開かれた全國參加少年團員歡迎會の席上に於いてであつた。この時伯は、公務のため列するを得ず、永田秀次郎をして歡迎の辭を述べさせたのであるが、この推戴の希望に對し、永田は「推薦しても引受けられるかどうか、分らないが、諸君が滿



[illegible]業といふのは、實に貧弱なもので、[illegible]

[illegible]少年團といふものは、[illegible]

[illegible]であつた。從つて世人のこれに對して、正しい認識を有つものは殆ど無く、或は[illegible]

[illegible]

二、[illegible]

[illegible]



少年團の觀閲を受ける後藤總長

（昭和四年四月三日高松宮御臨場に於ける[illegible]）

場一致推戴を可決されたことはお傳へする」と挨拶した。

この全國ジャンボリーが終つて後、伯は一時少年團との緣を切つたやうな形になつてゐた。しかし幹部は是非正式に東京聯合少年團の團長並びに日本聯合少年團（後に少年團日本聯盟と改稱）の總裁になつて戴きたいと懇請して止まない。その熱心な懇望もだしがたく、六月十二日、伯はつひに東京聯合少年團の團長たることだけを承諾した。さうしてそれから間もなく少年團日本聯盟の總裁（後總長）の方も、承諾することになつたのである。

この間の消息について、永田秀次郎は次の如き興味ある談話をなした。

伯爵の晩年は各種團體との交渉がます〳〵繁くなつて、實に困つたものであつた。それで我々近しい者共が相談して、餘程有意義な事業で且深い因緣があるものの外、大部分婉曲に斷つてこれを整理してしまつた。それでも新たに出來る種々の團體から、さま〴〵の緣をもとめて是非團長とか總裁とかになつて呉れと頼まれるので、斷りきれなくて困ると言はれるから、それならば私が斷り役を一手にお引受けしませうと云つて、何でも頼みに來たものは自分に廻して貰くやうにした。その間に少年團の方から、是非にと言つて頼んで來たが、これは私に廻して寄越さないで、伯爵が御自分で斷つて居られる。頼む方でも幾分脈があると見たものか、幾度も〳〵頼み込んだらしい。ところが最後に伯は、「自分はなつてもよいが、永田が承知しないから」と言はれたとかで、今度は私のもとにやつて來た。私は伯の身邊の多忙を述べて、とても引受けさせ申すことは出來ないと言つて斷つた。それから伯のところに行つて「少年團から熱心に言つて來ますけれども、餘りお忙しくなり過ぎるから、矢張り拒絶なさつた方がよいと思ひます」と言ふと、伯は「私が引受けないとしたら少年團はどうなるだらう。困るで

はあるまいか」と言はれて、どうも少年團の總裁になりたくつてたまらないやうな氣分が、ありありと察しられた。そこで私も「それ程のことならお引受けになつたらよろしいでせう。そのかはり一旦お引受けになつたら、徹底的にお世話をなさらなければいけませんぞ」と言つた。そんなやうな次第で、その時の伯の樣子は、今思ひ出しても、少年團だけは是非自分が面倒見てやりたいと言ふ心持で一杯であつたやうだ。

三、團服姿で西又東

伯は大正十二年四月、母堂天壽院の七七日忌に際し、故人の遺志として金壹千圓を、東京聯合少年團に寄附した。また市長辭職の際、東京市から贈られた慰勞金十萬圓も、そのまま封も切らずに、之れを少年團の日本聯盟に寄附してしまつた。それほど伯は少年團が可愛かつたのである。恐らく晩年の伯にとつて、一番樂しい時間は、少年團の健兒達と一緒にゐる時であつたらう。

(一)
僕等のすきな總長は
白いおひげに鼻眼鏡
團服つけて仗もつて
いつも元氣でニーコニコ。

(二)
僕等のすきな總長は
健兒のためと云ふならば
お國のはてのはてまでも
喜び勇んで行かれます。

(三)
僕等のすきな總長は
古稀のお年になられても
ますます丈夫でえらい方
總長いやさかいーやさか。

少年團が勢揃ひして、この「後藤總長彌榮の歌」を齊唱すると、伯の鼻眼鏡の下には、必ず淚が光つてゐた。さう

して歌の文句の通り、伯は「健兒のためといふならば、お國の果のはてまでも、喜び勇んで」行くのが常であつた。

今日の少年團の服裝は、伯が英國のサー・ロバート・ベーデンパーウェル將軍のボーイ・スカウトの式を採用して作らせたものである。それについて、三島通陽は、次の如く記してゐる。

此の團服を制定する際などでも、當時は餘りハイカラに過ぎるなど〻隨分方々から反對や苦情が出たのですが、伯は「彼等はユニフォーム進化論」を知らない者だ」と云つて、取り合はなかつたのです。服裝で想ひ出しますが、伯が鐵道省に制服を採用された時も、最初は驛夫と間違へられて荷物をたのまれたりしたが、内部の團結をはかる上に大いに力になつたと、喜ばれたさうですが、これなどもユニホームのお蔭だとよく云つてゐられました。全く一致團結の精神を養成するには、是非其の必要があると云つて難を押して決行されたのださうです。茲に面白いのは、少年團の團服を採用する際に、急先鋒になつて散々惡口を云つて居た青年團が、今では、此れを眞似たことです。これ程服裝といふことに就ては、深い考を持つて居られたです。

伯はこの少年團の制服が大好きであつた。少年團の行事に參列する時には、必ずこれを一著した。團服には幹部服と健兒服とあるが、伯の平常好んで著たのは健兒服であつた。幹部服は團員を率ゐて高貴の御前に出る場合などに著るに過ぎなかつた。

團服を著ない時の伯は、和服でも洋服でも、必ず少年團の記章を用意して佩用した。如何なる場合でも此の記章の佩用は忘れなかつた。伯はあらゆる點で少年團員に成り切つて居つた。身を以て範を垂れるに努めたのである。少年團關係のことゝいふと、影の形に從ふが如く、必ず伯に隨行した子爵三島通陽は、次の如く回顧してゐる。

一緒にお供して、少年團の用事で旅行するやうな場合があつても、伯は決して贅澤を取るやうなことはなかつた。少年團には贅澤などの必要はないと、いつも申されたものです。それで向ふへ著いて、地方の宴會などに招待さ

れることがあつても、その宴會が所謂日本座敷の舊式の宴會だと、決して少年團の團服のまゝでは出席はされませんでした。少年團の旅行の際は、さうした歡迎會とか宴會などは出來るだけ斷るやうにして居られて、兎に角團服のまゝで藝者の居る席へ行かれることは絕對にありませんでした。さういふ席へは、わざ〳〵背廣かモーニングなどに著替へてから出席されたものです。

伯は少年團の會合だといふと、眞から欣ばれて、さういふ時は顏色まで違つて居られたものです。

或る時、伯が宇和島へ行かれたことがあります。いよ〳〵行くときまつた時に、宇和島では伯が未だ鐵道院の總裁であつた際に一度行かれたことがあるので、其の時と同じやうに色々と歡迎の準備をして居た處へ、丁度二荒伯が宇和島の殿様なので、後藤伯の今度の旅行は少年團の總長の資格で行かれるのだから、そんな馬鹿騷ぎは反つて此度の伯を歡迎する意味にはならない旨を手紙で知らせてやつたので、宇和島ではすつかり面喰つて、如何にも少年團の總長を迎へるに適はしいやうに、今までの獻立を全部模様替へをしたといふ話があります。

また三島の回顧談のうちには、次のやうな一節がある。

その他の想ひ出としては、福島へ行つて小供と一緒にキャンプ生活をやられて居た時に、キャンプ生活のことですから食事の時になつて、皿が十分無かつたので、そこで早速小供が氣を利かせてキャベツの葉にライスカレーを盛つて伯のもとへ持つて來たものです。すると、伯は傍に居た私を顧みて、

「面白いね、キャベツの葉でライスカレーを食べるのだよ。」

さう云はれた伯は又、萬葉集の歌にかういふのがあると云つて、

家にあれば器に盛る飯を草枕、旅にしあれば椎の葉に盛る

と云つて、舌鼓を打たれながら、其の風流を欣ばれたものです。

更に伯が平常この少年團員を、如何に觀てゐたかに就いて、永田秀次郎が次の如き逸話を物語つた。

大正十四年の夏であつたと思ふが、少年團日本聯盟の健兒を率ひて、三島章道子爵等と共にお供して、北陸から京都、中國四國を經て九州の方まで講演に行つたことがある。私の國の淡路で千光寺と言ふ山寺に、一同が泊つた時のことである。朝まだ暗いのに我々の寢てゐる枕もとで和尚がガン／＼鐘を鳴らし、太鼓を叩くもんだから寢てゐられない。從つて皆起きたが、伯も一緒に起きて、例の團服を著て少年團と共に本堂の板の間に座り込んで、長い說教を聞いてゐられる。その態度が如何にも神妙なので、私はその說教が終つてから伯に、「あなたは少年團の子供を見ると、どの子供でも皆自分のお孫さんでもあるやうに可愛くてたまらんのでせう」と言ふと、伯はひどく眞面目で「俺は子供を可愛いなどとそんな簡單な考へを持つてゐるのではない」と言はれる。「それではお友達か何かのやうに、子供と同じ心になるのですか」と言ふと、一段と眞面目になつて「友達だなどと思つたら、こんな老人に子供はたんで一緒に遊んで吳れるもんか、皆逃げてしまふだらう。自分は子供達を先生だと思つて、いろ／＼と敎へられるつもりでゐるのだ。それで初めて子供達から一緒に遊んで貰へるのだ」と語られた。私もこれには成程と感心して、今でもあの時の伯の姿が眼に映る。

四、伯の指導精神

少年團事業に對して、伯が如何に眞劍であつたか、如何に切實なる理解を持つてゐたかと言ふことは、伯が日東蓄音器會社のレコードに吹き込んだ講話の一節によつても明かである。次の通りである。

少年の教育機關としては、學校あり、又家庭がある。然しながら學校教育は學校内に限られ、家庭教育も亦家庭内に限られる缺點を免れない。又何時ともなしに、少年や青年に偉大なる感化を及ぼすものは、諸君御承知の第三の力がある。卽社會の教化である。此三要素を併用せる自治訓練場が少年團である、抑ゝ少年團は軍隊の準備教育にあらず、又海外の風潮に阿諛するものに非ず、實に自治的國民の養成方法として、現代に最も適切なる社會的教育施設として無かるべからざる重要なる施設であります。少年團の事業は、實に國家に、又社會に、極めて重大なる使命を帶びたるものであります。

伯は常に熱烈なる信念と透徹せる達識とを以て、我が祖國を觀、又世界を視てゐた。さうしてこの少年團運動の如きも、或る一部の人から、西洋の模倣であるかの如く感違ひさるることを非常に不愉快に思つてゐた。則ち訓練法や服裝のことは、ベーデンパウェル將軍の創始にかかるボーイ・スカウトに採つたけれども、運動精神の眞髓は、我國固有の武士道、並びに「健兒の社」に則つたのである。伯はこのため自ら鹿兒島に出張して、健兒の社を研究し、また親しく會津に赴いて白虎隊についての研究を行つた。之れを約言すれば、古き根據に立つて最も新しき途を開拓して行かうといふのが、伯の指導精神であつた。而して機會ある毎に、或は富豪、有識者に說いて、この運動の如何なるものであるかを理解せしむるに努めた結果、日本にも次第に少年團精神を理解する者が現はれて來た。

少年團には聯盟制定の「宣誓」並びに「おきて」がある。しかし伯が口づから直接少年に鼓吹したのは「自治三訣」と云ふことであつた。即ち、「人のお世話にならぬやう、人のお世話をするやう、そして酬ゐをもとめぬやう」と。これは單に少年團に對してのみならず、晩年自治精神鼓吹のために國内を行脚する場合、この三訣に「自主的自治、社會奉仕、皇恩報謝」と言ふ淺語を併せて説明してゐた。ゆゑに伯の少年團運動は、國民の自治心を發達涵養せしむる第一段階であつたとも言へる。

抑も我が國の少年團が、初めて國際的に進出したのは、大正九年の夏、英國倫敦に行はれた國際ジャンボリーに、二名の幹部を代表として送つたのに始まる。しかし此の時は全く恥かしい程の微弱なものであつた。

然るに、伯が總長となつて後、大正十二年十一月、丁抹國で行はれた國際少年團ジャンボリーに、我が代表者として幹部並びに相等數の健兒を參加せしめて以來、日本の少年團運動は、一躍して國際的存在たるに至つた。さうして伯は平素、少年團の催しがあるごとに、勗めて駐日各國大使等を招じて日本精神紹介の資となし、以て國際親善を敦くすることに寄與するところが多かつた。それは延いて團の幹部即ち理事長伯爵二荒芳德、理事伯爵佐野常羽、同子爵三島通陽、尾崎元治郎、穴原万平、小尾範治、小山武等は、何れもこの總長の努力ぶりに感激して、ますます運動に鋭意したのである。

大正十五年六月四日、伯の古稀を記念するため、少年團日本聯盟の主催で「彌榮」の行事が行はれた。これについては聯盟の機關雜誌「少年團研究」には、二荒理事長の「後藤總長の誕生を迎へて」と云ふ一文が載つてゐるが、これを以て伯と少年團との關係態度を識るの資とすることができる。

後藤總長は今年六月四日に七十歳にお達しになつた。何と云ふ嬉しいことであらう。總長は實に少年團日本聯盟の生みの親であると共に、又東京聯合少年團の生みの親であり、又日本聯盟の前身たる、大日本少年團の産婆役をなさつた御方である。

我々健兒兄弟は、第一に總長に我々を産んで下さつた御禮を申し上げなければならぬ。しかし、その次に我々の弱い足並を手をとり、導いて下さつた事を更に、更に深く、深く感謝しなければならぬ。

今日我が健兒道が、かくまで盛に日本に興つたのは、その大部分總長のお力に因つてゐる。總長が敢然と、あの制服をつけられあの徽章を佩用せられ、まだ少年團の「少」の字も知らない地方に、健兒道の說法をなさるのを見ては、我等は自ら顧て「申し譯ない」「我等はまだ足らない」と口の中で呻つた事が、何回であるかわからない。

正直に云へば、我々は後藤總長に對しては、尙拂ひ切れない負債を持つてゐる氣がするのである。常に我々は總長の御世話になつて計りゐて、總長を御安心させる域に到らしめてゐないことである。あまりに親に賴りすぎてゐて、獨立獨步の心持が足りないではないかと心中忸怩たるものがある。

總長が今回七十歳におなりなさつたこの機會に、我々はほんとに總長の御熱心な健兒道の信者たる御心持、總長が眞に純眞な御心持で君國を憂へられる御胸中をお察しして、奮起しなければならぬと思ふ。

我々は今、總長の御誕生日に會ふ前に、我々の心の底に總長の眞心を彫つた所の記念碑を建設して、我々の命の續く限り、總長の御心持をます〳〵彌〻榮へしめることを忘れてはならぬ。

嗚呼、一心同體の健兒よ。盟契斷金の兄弟よ。總長の御努力、御決心、我々はこれをよく探り、よくこれを我が胸に哺まねばならぬ。

五、金剛精舍

大正天皇の御大葬が終つて後、其の葬場殿の一部が宮內省から少年團に御下賜になつた。伯は早速それで文部省の

構内に少年團本部を造り、これを「金剛精舍」と命名し、一文を草して大雅堂に淨書し、これを額に仕立て、室の正面に掲げしめた。次に掲ぐるはその全文である。

金剛精舍の記

大正天皇神上りたまひて御大喪儀の御式場に用ゐられたもの丶一部を、市を通じて本聯盟に下し賜り、恭しくこゝに移し建て、永存する次第は、理事長二荒伯爵が少年團研究第四卷第十一號に記述せられたるごとくなるが、自分は其の求めらるゝに任して此の一宇を名づけて、金剛精舍と稱することに致したのであります。

そもそも金剛なる文字は言ふまでもなく无常經の金剛智杵碎:邪山:永斷:无妨相羅網:から出てをるので、その金剛杵には形容し難い堅固なる或る力と其の強さが含まれて居る。精舍も亦寺堂であつて、釋迦譜には心を息めて棲む所とあり、藝文類聚には精練者の居とも見ゆる所から、文字は如何にも佛縁深いが、能くその意義を味へば、全然吾人の今日謂ふところの精神修養の道場に當るのである。必ずしも古語に下すに新釋を以てして、自ら快とするものではない。況して今日のごとき物質萬能の世の中に在りては、精神生活をそれに加へ、こゝに物心一如の正調に向て、不斷の鍛錬を進めねばならんのであります。

明治の隆運を承けての大正時代に於ける我が日本の世界的地位は、年月と共に高きに達し、眇たる東洋の島帝國は、獨り東洋ばかりを天地とせず、畏くも世界の大舞臺に立ちて而かも主なる俳優としての妙技を誇り得るやうになつたのである。果して然りとすれば今、昭和時代に於ける日本の使命は何處に在るか。凡そ威信の存する所には必ず相當の責任もあり、そして吾人の自覺が大切な意味を齎し來るのである。一言にすれば明治大正を通じての此の名譽ある遺產は、如何なる手段を盡しても愛護し、且つこれを隆昌に導ふべきであるは、苟も昭和の隆世に生存する吾人の第一義として考ふべき所であらうこと固より是れである。

顯著なる一例を擧げていふならば、太平洋問題のごとき、吾人は如何なる覺悟を以てこれに臨むべきか。太平洋の潮は漸く急、西大陸中我が東海岸を洗うて居る。世界大戰の後も將來の爭覇の中心は必然太平洋であらうとは、識者を待て知るべきではない。知識何れの日、如何なる形ちを以て吾人の前面を傷ばなくせられるかは、俄め知る由もないが、とにかく太平洋を主舞臺とする我

が國としては、世界問題として解決の任を分擔すると共に、萬々止むなき自衞の爲に自ら奮勵する所がなければならぬ。而して其の結果の禍福は、子々孫々にまで及ぶのであるから、他日の國家を荷ふべき我が健兒に對して、常に無限絶大の希望を囑する所以自らこゝに存するのであります。

金剛精舍は我が少年團に與へられた最初の道場であり學寮である以上、善を盡して效用を全うすべきであります。例へばこの精舍に於いて修練し得たる純誠卽ち所謂自治的自覺倫理觀念は、これを全國に推擴して早晩到來すべき太平洋問題に際しても、世界的日本としての君子的態度に合ふほどの素養を、此に待つべきであらうことを思ふのであります。

明治大正の時代は既に麗はしき歷史の裏に卷き去られ、而して前途ますます多望なるべき昭和時代に進み入つた吾人が、今この畏き葬場殿一部の恩賜あるに逢ふて、これを守ること單なる貴重の紀念物たらしむるに止めず、飽くまで御趣旨の在る所を奉じて善用し、親愛なる健兒の心身練磨の靈場たらしめんことを願ふのである。さうして他日日本の世界的地位を向上するに於いて、其の祥をこゝより發せんことを祈つて已まぬのであります。

この「記」を見るも、伯の少年團に對する意圖の大體はこれを識ることが出來るであらう。

昭和二年の暮、伯が最後の訪露の旅にのぼる時、少年團としては、總長への餞に全國の團員一人々々から糯米三粒づつを集め、これで赤飯を炊いて、この金剛精舍に伯を招き、送別會を催した。この時食膳の前に、米粒と一しよに全國の團員から送つてよこした澤山のお守札を並べて、同封の手紙を代表の一人が讀みはじめた。

『總長にはどうぞお達者で御旅行の上、早くお歸りになられるやう…』

その少年達の眞心籠めた文面が、伯を感動させた。

『自分もこの齡になるまで、數限りないほど澤山の御馳走で送別を受けたが、今日ほど嬉しい、情のこもつた送別會

は初めてだ。』

さう言つて、はら／＼と落涙し、感極まつてか、遂には聲を放つて泣き出した。

子供の純眞ほど大人の心を動かすものはない。しかし伯は特に子供の天眞に直ちに融け込み、その純情をそのまま受け容れる性質が、極めて豊かであつた。この金剛精舍の送別會の光景は、いつまでも同席した人々に忘られぬ思ひ出となつて語りつづけられてゐる。

六、御親閲の光榮に浴す

大正十三年夏、攝政宮殿下には、猪苗代湖畔の御用邸へ御避暑遊ばされ、そこへ秩父宮殿下が御訪ねあらせられたことがある。それは恰かも少年團が、同湖畔でキャンプ生活をして居た時で、秩父宮殿下にはお氣輕に、團の天幕へ御出ましになり、伯及び少年團理事の小尾範治等をお相伴に、御晩餐を召上がられた。さうして其の晩は天幕内に御一泊の上、翌朝は磐梯御登山と言ふので、伯も御供申上げたのであつた。伯はこの光榮に感激して、非常な欣びやうであつた。

併し少年團總長として、伯の最大の光榮は、昭和三年十二月六日、今上天皇陛下が、御即位大禮の直後、加盟健兒八萬の代表者四千餘人を、築地海軍大學校附屬地に於いて御親閲を賜はつたことである。

此の日は天氣も快く晴れわたり、一片の雲影さへ見えなかつた。所定の場所に整列した全國二百十三團四千百二十一人の健兒こそ、我が全日本の小國民を代表する雄々しき姿である。龍顔麗しく式場に成らせ給ひ、健兒一齊に天顔

を拜す。何たる光榮、何たる感銘ぞや。

伯は全員最敬禮裡に肅然として玉座の下に進み、次の如く少年團日本聯盟の現狀を奏上した。

天皇陛下には御卽位の御大禮滯りなくお濟ませ遊ばされ、恐悅至極に存じ奉ります。陛下　先に東宮殿下に在しませし日に英國に於いて、彼の地の少年團を御親閱あらせられ、御詞を賜はり、遙に日本に於ける少年團運動に大御心を寄せ給ひ、その發達につきて御軫念遊ばされたるを仄に拜聞致しまして、臣等深く感激いたし、一致團結いたし、全く自發的に大正十一年四月に少年團日本聯盟を組織いたし、玆に六年、計らずも今日　陛下の御親閱を仰ぐの光榮に浴しました事は團員一同の感激措く能はざる所で御座います。臣等將來ます〳〵斯の運動の健全なる發達に微力を捧げ、誓つて　聖旨に奉答せんことを期する次第で御座います。

目下本聯盟の加盟團數六百三十七團、團員八萬一千三百二十人で御座いまして、本日の代表參列團數二百十三團團員四千百二十一人で御座います。

陛下にはいとも御熱心に聽召され、絕えず少年達の上に御慈愛深き御眼を注がせ給ひ、畏れ多くも御滿足一しほと拜されて、伯はじめ一同感涙にむせんだのであつた。肅として聲なく、三指敬禮を捧ぐる少年達の面は無上の歡びに輝いてゐた。

七、團の守護神

今でも少年團日本聯盟が、每年の神武天皇祭四月三日を期して奉齋する守護神がある。それは建國の大功神道臣命

である。この道臣命を仰ぐことになつた次第に就いて、聯盟理事の佐野常羽が、次の如く述べてゐる。

少年團日本聯盟が、道臣命を崇敬して守護神と仰ぎ奉つたことは、極めて當を得た尊い意義のあることである。ことの此に到りたる端緒に就て聞及ぶところでは、當初本部の花田（忠市郎）主事が總長邸に出た時の談話中、外國に於けるセントヂョージと同樣に、是非我邦獨特の守護神を仰ぎたいものであるといふ意味を述べて、日本武尊、小楠公等を擧げたところ、暫く默考せられた末、先帝陛下の御遺品として下賜せられた道臣命の木像を、家人をして取出さしめられて示された上、要するならば持歸りても宜しいとまで申されたのを一旦拜辭し、翌日撤して寛藏と共に理事長まで逐一報告したる結果、爾後理事長の格段なる誠意の配慮に依り、意義もはつきりと宣明せられ、いよ〳〵守護神と仰ぐことになつて今日に迨んだものである。

謂ふまでもなく道臣命は、神武天皇建國當時の主將であつて、その副將大久米命と共に到る所に輝く軍功を樹てられたことは正史に明かである。今この偉大なる武神を、少年團の守護神として崇敬し奉ることになつた時、皇國の將來を雙肩に荷つて國體の勤行に精進する幾千少年の心魂を感激せしめたことは如何ばかりであつたらう。況んやその尊神像は　大正天皇の御遺品として　今上天皇陛下より伯に對して、下し賜はつた無二の至寶であるに於いてをやである。

昭和三年四月三日、麻布盛岡町の高松宮御用地に於いて、初めて守護神の奉戴式が擧げられた。而して永くこの日を少年團の記念日として、毎年奉戴することに申し合はされた。第二回目の記念日、即ち翌四年四月三日、同じ場所に於いて盛大に記念祭が執り行はれ、それに續いて伯の陞爵祝賀會が催された。

この日伯は、多くの少年に圍まれて、半日を愉快に過ごした。何時も伯は、少年團のこととなると、歸るを忘れるほどであつたが、この日もいくら「お體に障るといけませんから」と言つても、肯かなかつた。さうして少年達が、是非大禮服を著た總長から檢閲を受けたいと希望すると、伯は欣んで新大禮服を著て少年團を檢閲した。それが彼の愛する少年團との最後の訣別となつたのである。卽ちこの夜伯は岡山に向つて出發して、汽車中發病してつひに不歸の客となつたからである。

なほこの日、守護神の前で、伯が述べた祭文又は說話の草案と覺しい、左記の一文がある。

我少年團日本聯盟健兒ノ守護神トシテ、道臣命ノ靈位ヲ齋キ奉リテ以來一年ヲ經、此ニ年祭ヲ行フ。常ニ宣誓及於きてヲ嚴正ニ實行シ、陰ニ陽ニ(カゲヒナタナク)神威ノ及フ隈ナク涯リナク、守リ幸ハヘ賜フコトヲ思ヒ、苟モ懈怠アルトキ之ヲ罪シトガムルコトヨリモ、慈愛深ク訓戒モツテ補ヒ正シテ完全ノ大人トナシ玉フ恩ニ酬ンコトヲ期スルガ少年團健兒ノ眞面目デアル。

これは小形普通の便箋に、ペン書の僅か五行半であるが、思ひなしか何時ものやうに遒勁なる筆力が無く、一見他人の筆かと紛ふほど萎れてゐるのも傷ましい。しかし守護神を藉りて伯の鼓吹せるこの健兒精神は、ながく少年團の心にのこるであらう。而して恐らくこれが伯の自ら起草した文章の最後のものであらうと思はれる。

八、青年團との關係

日本に於いて青年團運動が全國的に擡頭したのは、大正九年十一月、新たに造營されたる明治神宮に、全國の青年

團代表者七百名が代參のため東京に集まつた時、高輪御所に於いて　東宮殿下の御親閲を仰ぎ畏くも次の令旨を賜はつた時に胚胎する。

令　旨

國運進展ノ基礎ハ青年ノ修養ニ須ツコト多シ諸子能ク内外ノ情勢ニ顧ミ恆ニ其ノ本分ヲ盡シ奮勵協力以テ所期ノ目的ヲ達成スルニ勗メムコトヲ望ム。

この令旨奉戴が、全國の青年團員とその指導者とをいたく感激せしめた。今日明治神宮外苑に屹立する、青年修養の殿堂「日本青年館」の建築は、その感激の結晶である。しかしこれは主として時の内相床次竹二郎、文相中橋徳五郎等の關係する所であつて、伯には直接の關係がなかつた。

然るにその年の春、伯は東京市長の職に就き、團の規約によつて東京市聯合青年團の團長に推薦された。さうして市長の在期中前團長永田秀次郎と共に直接青年團を指導したのであるが、此の任期中に　東宮殿下の御外遊、御歸朝を團長として奉送迎し、團に對して特に優渥たる令旨を賜はつたことは、東京市長時代の條に述べた通りである。

青年團に關聯せる伯の最も大なる功績は、今日の大日本聯合青年團を結成せしめた一事である。すなはち大正十年七月、大阪市青年團の主催にかかる全國都市青年團大會に於いて、東京聯合青年團は議題として「大日本聯合青年團ヲ組織スルノ議」を提出して、滿場一致これを可決せしめ、その創立事務所を東京聯合青年團に置くことになつたのである。

翌十一年五月二十五日より三日間、第二回全國青年團大會が、東京聯合青年團主催で東京に開かれた。このとき伯

及び永田副團長は、交々これを主宰して種々の協議を遂げたのであるが、無論この時も、大日本聯合青年團組織のことが、重要案件として上程付議されたのである。

かくの如く伯の盡力により、大日本聯合青年團の組織計畫は、着々として進捗しつつあつた。然るに茲に意外なる障礙となつて現はれたのは、日本青年館との關係であつた。

元來日本青年館は、全國の青年團及び團員に各種の便宜を提供するとともに、これを間接に指導せんとするものであるが、青年團の性質上、或はこれが政治上に利用せられはせぬかとの憂慮は皆無とはいへなかつた。甚しきは日本青年館は床次、中橋等が、政友會のために利用せんと目論見つつあるとの風評さへ傳はつてゐたのである。

かくして大日本聯合青年團の組織と、日本青年館の建設とは對立の形となつたのである。さうして上記の大會前、都下の新聞紙上には、奇怪なる記事が現はれた。それは時の政府當局者が、この擧を以て、日本青年館事業と對立する有害無用の擧であるとなし、甚しきは後藤の手兵を作る事業であると稱して、その成立を喜ばぬやの風評があるといふのであつた。ために大會の出席者はいきり立つて、詰問委員を內務、文部兩當局にさしむけるなど、小波瀾さへ描かれたのである。しかし結局、全國聯合青年團結成のことは、若干名の實行委員に附託されて、豫定の通りこれを進めることになつた。さうして右の實行委員は、翌大正十二年二月十八、十九の兩日、東京に會合して具體的の協議を遂げ、その時は內務、文部の兩當局者並びに日本青年館の事務總長等も參列して、前年來の問題に就き意志の疏通を計り、同時に同年五月京都市聯合青年團主催の第三回全國青年團大會には、道府縣青年團代表者を、可成的多數出席せしむるやう勸奬の件を、各地方長官宛て依賴通達せられたしと內務、文部兩大臣へ申請することを議決したので

あつた。

その後伯は東京市長の職を去つたので、直接青年團との關係はなくなつたが、大日本聯合青年團は間もなく立派に結成された。結局日本青年館の事業と合流して、其の中に事務所を置くことになつたのである。さうしてその首腦者には伯とか或は床次、中橋とかいふやうな政治家でなく、政治上に無色なる井上準之助を理事長に戴くこととなり、伯は日本青年館顧問として、晩年まで青年團と間接的關係を持續したのであつた。

第八章　最後の訪露

第一節　最後の御奉公

一、死處を求む

大正十五年の二月、第一回の腦溢血に罹つた伯は、昭和二年の八月に至り、第二回目に襲はれた。

筆者はその夏の終り、布哇の太平洋會議から歸つて、伯の健康の甚しく異なれるに驚いた。その第一回の時は、多少歩行に難儀するのみであつたが、今回は言語にまで不自由を感ずるやうになつてゐた。さうして暑い東京の夏が、病床の伯を甚しく衰弱せしめたやうであつた。

伯がその當時何を感じつつありしやは、我々も大體想像ができた。腦溢血は三度目が來れば、それが最後であるといふことは、醫者出身の伯が熟知してゐるところである。

この恐るべき第三回の發病を待ちつつ生きるといふことが、伯の境涯であつた。しかし自ら求めてしばしば死地に入つた伯は、その發病を懼れてゐるとは思はれなかつた。最も伯を惱まし、且つ周圍の人々を痛心せしめたことは、恐らくは同一事であつたに違ひない。

半身不隨の身となつて、生き殘ること、それであつた。何よりも活動を生命とした伯に取つて、それはどんなに苦しいことであつたであらうか。

或る時伯は筆者に向つて、

『さうかといつて、死ぬわけにもいかんしなあ。』

といつた。それ以來伯は、死處を求めてゐるやうに見えた。何か國家の爲め、人類の爲めになることをして、散る花のやうに、さつとこの世から去つてしまひたい。さういふ考へが伯の念頭に間斷なく往來してゐたやうである。ゆゑに昭和二年の秋、田中首相から、「一つ露西亞に往つてきて戴けまいか」といふ話があつたときに、伯は欣然としてこれに應じた。

日露問題は滿鐵總裁の日以來、一日と雖も念頭を去らざる重大事である。いま病軀を提げて露西亞に使する。若し烈寒嚴冬の北國に倒るるならば、まさに祖國の爲めにこの殘生を捧ぐる所以である。それは後藤新平に取つて、最も意義ある死處であらねばならぬ。

さう思つたに違ひない。さうして伯は、訪露の旅に上るに際して、遺言狀さへ用意してゐたのである。

それより前、伯は明倫大學の設立に熱心であつた。これについても、側近者の間に、贊否の兩論があつたが、

『自分の現在の財產は、悉くが月給の剩りの貯蓄によつて成つてゐるわけではない。特別の收入があつたとき買つておいた土地が次第に値上りして、一つの財產になつたといふやうなものもあるが、また政界淨化とか文化運動などに使つて戴きたいと云つて、持つて來て下さつたものもある。かうした金は、自分の懷ろに仕舞ひこむべき筋合のもの



[illegible]

（前列右より）田中都吉駐露大使・[illegible]

（後列右より）前田多門・[illegible]

ではなく、何か國のため世のためになる仕事に使ふべきものであると、かね〳〵思つてゐたのだ。明倫大學はかうした意味で私財を投じ、それを基本として、是非つくりたいと思ふのである。」

さう言つて、伯は明倫大學の設立に、盡力してゐたのである。そして今や、訪露の旅に上らんとする時、若し中途にして斃るるが如きことあらば、その志の或は遂げられざることあるべきを懸念して、遺産處分の遺言狀をつくつたのである。

すなはち伯は、死を期して、露西亞行を決心したのである。從つて伯の舊き知己の間には、この旅行を諫止せんとするものが多かつた。阪谷芳郎、鎌田榮吉、杉山茂丸のごとき、みな有力な反對者であつた。伯と特別の親交ありし獨逸大使ゾルフもまた、幾度か伯を訪うて、その決心を飜へすべく勸告した。彼等は伯の老軀が、長途の旅行に堪へざるべきを憂惧したのである。また伯の胸に抱ける目的が、これを達成するには多くの困難を伴へるを見て、萬一それが不成功に終つた場合、伯の晩年に汚點を印するなきやを虞れたのである。

しかしすでに死を覺悟して旅程に上らんとする伯の胸中には、もはや事の成不成、己が名譽不名譽はなかつた。伯はたゞ〳〵祖國のため、日露親善の捨石たらんことを以て滿足してゐたのである。

それだけに、伯のこの志を壯なりとしてこれに贊し、進んで同行協力せんとするものは、一層と伯の健康を心配した。田中清次郎の如きは、ひそかに佐野彪太を訪うて、この酷寒の時に訪露の旅に上ることの、伯の健康に及ぼす影響につき、醫者としての意見を尋ねた。すると佐野の答は、

「それが直ぐどういふ影響を及ぼすかといふことは斷言できないが、既に二回目の腦溢血に罹つたものにとつては、

酷寒または酷暑の際における長途の旅行は、季節としても最も不適當な氣候であるといはねばならぬ。』

と言ふのであつた。そこで田中が、

『しかし我々の憂へてゐることは、むしろ晩年の伯が、半身不隨の身を、空しく病床に横へてゐる姿を見ることである。それを想像するだに、お氣の毒に堪へない。我々は或は、伯の死體を奉じて歸つて來るかも知れない。たとへそんな不幸事が起つたにしても、それほど日露の國交に熱心な政治家が日本にゐるといふことを知らせるのは、露西亞に對しても、また日本にとつても、甚だ有意義なことであると思ふ。』

さう言ふと、佐野もまた、

『それならば私も同意しよう。この旅行がそれほどの決心でなされ、それが國家のためになるといふのならば、親族の一人として、私は反對すべき理由はない。』

さうして二人は、伯の身に萬一のことがあつた場合には、親族の一人にさういふ意見のものもあつたといふことを發表するといふ了解の下に、別れたのであつた。

二、訪露決定内面の經緯

しかし此の露西亞行の決定するまでには、隨分紛糾した經緯があつた。

その交渉の衝に當つた田中淸次郎は語る。

昭和二年夏、僕はカムチヤツカへ旅行した。その旅の目的は二つであつた。その一は元來僕の道樂である魚釣り

に關係したことで、鮭の棲息狀態や捕獲の實況をしらべて見ることであつた。その二は日露漁業協約の草案が出來て、イニシヤルまで濟ませたのであつたけれども、正式に調印することが困難な事情があつた。それでその現地の實情はどうなつてゐるかといふことをしらべて見たいといふのであつた。

かうした二つの目的を持つて、私は七月二十一日にカムチヤツカの旅に赴いた。私と同じ船には野口明といふ侍從が、特に　陛下の御思召で、カムチヤツカ視察旅行に出掛ける爲めに乘り合せてゐた。

その頃には帝政時代の協約は既に消滅してをり、ヨッフェ氏が臨時協定を取極めて日本の出漁を許すことになつてゐた。

カムチヤツカへ出掛けて見ると、蘇聯側の監督官は人により各自それ〴〵取締りに緩嚴の差異があつて、出漁邦人と蘇聯官憲側との關係も非常に緊張して居て、海邊で雙眼鏡を以て舟の發着を眺めると、スグに日探といふ嫌疑を受けるやうな始末であつた。又監督官といつても、魚の腸を穴に埋めたかどうかを見るのが主たる仕事であつたが故に、日本の漁業者間では、彼等をヘト官（ヘトは腸の義）と呼んでゐた。これにも取締りに相違があつて、無暗にやかまして小言を云ふ者もあれば、寛大な取締官もゐるといつた有樣であつた。

假令立派な條約にサインしても、兩國政府及び國民の間に相互の意思が疎通しなければ駄目だ、蘇聯政府と日本側とが融和協調する事が必要であつて、これには是非とも日本と蘇聯との雙方が腹の中を打ち明けて協議することが肝要である、と私は痛感した。視察を終へて歸つて來たのが八月二十一日であつた。

右の大要を日露協會の倉知幹事に話すと、倉知氏は「田中首相が後藤さんに漁業協約の事でロシヤへ行つて欲し

いと希望してゐられるが‥‥」とのことであつた。それで私も「そんな次第なら、私も伯の出馬をすすめて見よう」と話し合つた。

當時、田中内閣は日露漁業協約に就いて、新たに重大なる提議を試みたのであつたが、蘇聯側はこれを顧みず、田中首相（兼攝外相）も苦慮の結果、伯の出馬によつてこの行詰まつた局面を打開しようと希望してゐたのであつた。

九月二日、私は伯をお訪ねして、私のカムチヤツカ視察談を行うた後、この際莫斯科へ出かけて要人の間に會談を試み、日本の眞情の奈邊にあるかを話し、又蘇聯側の態度をも洞察し、互に隔意なき意見の交換をなし、明瞭なる基礎の上に兩國の和親を計らるべきであるとすすめた。

この頃の伯は、第二回の腦溢血の後であつて、口の周圍の筋肉が時々澁滯して、發音に多少困難されてゐた。

其の日、折よく當時田中首相の官外祕書役たりし佐藤安之助氏が來てゐたので、私は佐藤氏に對し「只今、後藤さんに對しこんな話をしたのであつたが‥‥」といつて顚末を話すと、佐藤氏は「それなら自分の方からも首相に御話しよう」と言つて歸つた。九月十日私は首相官邸に田中首相を訪問し、カムチヤツカへ視察旅行に出かけた顚末を話した上、「日露の國交は單に條約だけでは駄目である、兩國間の相互融和が必要である」旨を力說した。そのうち佐藤君の方からも、首相は伯のロシア行きには贊成だといつて來た。そこで隨行者は鶴見祐輔、前田多門、森孝三、日露協會主事關根齊一、外語教授八杉貞利、書生の佐藤信及び私と撰定せられた。

話はさういふ風に、すら〳〵と進んでいつた。ところが玆に、突如として一大障礙が湧き起つた。それは田中の語

るところによると、次のやうな事情であつた。

十月二日、伯は田中首相とロシア行きに就いての打合せのため、芝の久原邸で會見された。その席上、首相から伯に對し、久原氏もロシアへ行つて見たいとのことだから、同行して欲しいとの依頼があつた。伯は別に何等の考へもなく即座に、「それは別に差支へない」と返事された。

伯のロシア行きに就いては、鶴見君も出かけることになつてゐたのであつたが、前約の米國行きの日限が到來した關係から、ロシア行きは見合せることになつた。しかるに今、久原氏を同行するといふ話が出たので、鶴見君は伯に對して、「久原君を同行するといふ事は、それは問題です」と注意を促がしたのであつた。

翌朝、私は伯から久原氏の同行說を聞いた。私も「久原氏を一行の一員として同行するといふことは、頗る難問題です。ロシア行きは政府の諒解は得てゐるけれども、隨行者一行のうちには、政府筋の人は誰れもゐない。單に後藤新平なる一個の人格を提げて行くのである。久原氏は實業家であり、資本家である。後藤新平とは何等の脈絡もありません。何故に伯と同行してロシア行きを決行しなければならぬのか。ロシアへ行つてから此の異分子が加はつて居る理由を一々說明しなければならぬ。說明して先方の諒解を得た所で、あなた一人の人格を以てするミッションとは、先方に與へる印象に雲泥の差となる。故に之れは、田中首相に斷然お斷りしなければいけません」と申上げ、私は直ちに田中首相を官邸に訪問して、

「昨夜、久原邸の會合の席上、あなたのお頼みに由り、後藤さんは久原氏の同行を承諾されたやうですが、一體何故同行する必要があるのですか。」

首相は事もなげに答へた。

「久原は久しく洋行してゐない。最近の歐洲を視察したいのだ。」

「久原氏は一行の一員として行くのですか。」

「その通りだ。」

依つて私は、「それはいけません。後藤さんが後藤新平一個の資格を以て行くところに最も意義を深くするのです。久原氏は實業家である。資本家と看做されてゐる。久原氏が一行に加はつた爲めに、いろ〳〵後藤さんが氣兼ねをしなければならぬやうでは困るし、また先方の人達に對しても、何等かの疑ひを抱かしめるやうの場合には、一々說明してやらなければならぬ。既にドブガレフスキー大使に對しては、後藤さんは個人の資格においてロシア訪問をする、決して公式的のものではないといつてあるのだ。偶然、後藤さんの一行と久原氏とが一緒になつたのならば格別、然らざる限りは久原氏を同行者のうちに加へることは、此の使命の意義を沒却するものである」と主張し、未決のままで私は歸つて來た。そして伯に報告し、「斷然、久原氏同行の件は斷ることに致したい」と述べた。

五日、更に私は首相に會見し、遂に「久原氏を同行することを斷然拒絕する」旨を繰返して述べた處、首相は、「久原君は他の名目で、或はロシアへ派遣するかも知れない」と言はれ、すこぶる不愉快さうな感情を持つてゐられた。私は「そのことなら何卒御自由にお取計ひ下さい」と答へて辭去した。

即日、私は、佐藤安之助氏と共に久原氏を事務所に訪ねた。私は何故に貴下は此の際強ひて後藤さんの一行に加

はる必要があるのか、と率直に問ひを發したるに、同氏は少時考へた後、それなら話さうとて、

「ロシアへは後藤さんが行かれても役に立たぬ。僕が話をしなければ駄目だ。」

と、かう言ひだした。そこで私は、

「然らば何故に態々後藤さんの傘下に加入する必要があるか理解出來ない。後藤さんには私が隨行して行くのです。後藤さんが間違つたことをされぬやう私が責任を負つて行くのである。若し貴下が飽くまで此の一行に加はると云はれるのなら、全然元來の意義を失ふものとなるから、私はこのミッションをたたきつぶしてしまふ。」

とまで言ひ切ると、久原氏は答へた。

「私は田中内閣の爲めに及ばず乍らも盡力してゐるのである。外交以外のことは心配はないが、ただ外交問題の成行が甚だ心配でたまらぬ。それで最近の歐羅巴を實地に視察しようと云ふのです。」

かういふ調子で、久原氏の言ふことは果して眞面目にいうてゐるのかどうか、自分には疑ひなき能はざるほどであつた。その翌日田中首相から呼びに來て「もう一度、久原君を同行するやう後藤さんの考慮を希望する」とのことである。私は「後藤さんが若し再考して久原氏を同行すると云ひ出されるやうならば、私はこのミッション行きの企てを中止した方が良いと思ひます。最初の意義が全くなくなります」と強硬に反對した。

その後、外相官邸で田中首相に會見して、私から「後藤さんは絶對に久原氏を同行するのを嫌だと云ひます」と話すと田中首相は、

「それでは資本家でも久原君以外の人となら一處に出かけるといふのかネ。」

と冷罵的に言はるるので、そこで私は云つた。

「あなたは誤解してゐなさる。資本家を一行の中に加へる理由が一體何處にあるのですか。若し資本家を一行のうちに加へると、一々その理由を說明しなければならぬ。資本家を同伴するなんてことは以ての外のことです。我々の一行が久原氏を同行せぬからといふ理由で、後藤さんの訪露を政府が援助しないのなら、それでも結構であります。後藤さんは一私人として出掛けます。」

それで私と首相との交涉は斷絕して、伯は純然たる一私人として露西亞にゆくことにほぼ決定し、一方久原氏は、海外經濟調査委員と云ふ名目で、政府より派遣せらるることとなり、當時歸朝中の紐育總領事齋藤博氏、伊藤文吉男などが隨行することになつた。恰かもよし十一月七日はロシアの革命記念日で、對外文化聯絡協會會頭カーメネヴ夫人から革命記念祭へ招待の電報が到達したので、この招待に應じて伯は訪露の旅に就くことになつた。ところが、この準備に著手してゐる矢先、田中首相から、今一度會見したいと申込んで來た。私等の方では「訪露のことならもう會ふ必要がない」と返事すると、首相の方から「訪露のことには全く無關係のことではないが、久原問題以外に是非話したいことがある」とのことである。それで首相に會見すると、首相から「革命記念祭の招待に應じて後藤子が渡露されることに就いては、いろ〱と反對の考へを持つてゐる者もあるやうだから、子爵の訪露は何卒記念祭に列席する時期をはづして出かけて欲しい、でなければ子爵の身體の保護を、政府の方で保障することは出來ない」と云はれるので、私は大いに憤慨して見たものの、此の際隱忍して目的を達することが賢明の策だと考へ直して、そこで私は「それでは私がその事をふくんでおいて、記念祭には後藤さんが出席せ

ぬやうに取計らひませう、そして出發の日時を延期しませう」と請合つた。それから、早速伯をお訪ねして、「對外文化協會の招待に應じて訪露することは、種々の疑惑を示唆するものもあるやうですから、此の方を斷り、健康上の理由で出發するのを一と月延期致しませう」と申上げると、伯も直ぐ同意された。

さういふ面倒な經緯から、この露西亞行は生れたのである。しかしこのことありて以來、田中首相の氣分はまたも明朗になつたらしい。再び久原問題前の氣分にかへつて、いろ〳〵と話は順潮に進むこととなつた。

三、聲明書

いよ〳〵露西亞行が確定すると、伯は十二月一日午後四時、東京市政調査會に、部下の新聞通信記者を集めて、次のごときステートメントを發表した。

余は年來の持論として、ロシアが極東に廣大な領土を有し重要な經濟的利害を持つの事實に鑑み、いやしくも極東の平和を維持するがためには露國との心からの協力が日支の親善や四國協約等と相並んで絶對的の必要事であると考へて居る。從つて日露の兩國が常に親交關係に立ち相扶けて相互に經濟的發達を計り、極東平和の維持に協力する事は兩國の世界に對する重大なる使命の一であると信じてゐる。

然も日露兩國のこの地理的經濟的の必然關係は露國が帝政であつた昔も勞農政府の國となつた今日も毫も變ることはないのである。否な今日において益々その緊密なるを覺えるのである。かゝる意味をもつて余は過去十九年の間日露の親善に力を盡し來つたのであつて、曾てヨツフェ氏を招請し幾多の誤解と闘ひ障壁を排して日露國交の回復を計つたのもまたこの趣旨に外ならぬのである。加之、余の畏敬する先輩たる伊藤公や桂公も絶えずこの目的に向つて努力された關係もあり、殊に伊藤公の如きは、實は余の勸說に依つてハルビンに赴かれ、その結果あの通り悲壯な最期を遂げられたやうな次第であつて余としてはこれ等

地下の先輩に對しても日露問題はこれを拱手傍觀して居られぬ義理合にある。

今回の訪露は勿論一私人としての視察旅行であつて、何等特別の使命も帶びず、又具體的の問題を持つてゐる譯ではないが、ロシアとは前述の様な因縁もあることであるから、今回の遊歴中いやしくもこの老人が日露兩國の諒解を進め親交を増すことに役立つ機會があれば一個の後藤新平として如何なる勞をも辭せぬ覺悟である。

伊藤の死に言及し、ヨッフェ招待に論及するところ、伯の悲壯なる決意の言外に溢るるものあるを感ぜしめる。この當時、伯自ら鉛筆をもつて、露西亞行の主旨を記した次のやうなメモが殘つてゐる。

余ノ此行一私人トシテノ旅行ナリ。新露ヲ見ント欲ス。然カモ其新經濟政策施行ノ跡ヲ見ントス。

地理上經濟上帝政ト勞農政治ト毫モ變ルコトナシ。

先輩伊藤公桂公モ努力セラレ、伊藤公悲壯ノ最期ヲ遂ケシハ余ニ責任モアル。兩國間ノ親善ノ關係ヲ努力ヲ惜マス。否進テ之ノ力ヲ致ササルヲ得ス。サレハ先年ヨツフエ氏ノ來朝(遊)ヲ促、東道ノ主人トシテ斡旋シ、幾多誤解ト闘ヒ、萬難ヲ排シ、日露國交回復ヲ計ツタノモ此趣旨ニ外ナラス。無益ノ事ニ非ラス。漁業事件破レタルヲ回復シ・・・・(以下文意不明)

四、協同對支提言

訪露の表面の建前は「新ロシアを讀み、新經濟政策の結果を見學にゆく」といふのであつた。しかし其の目的は、(一)支那問題、(二)拓殖事業、(三)漁業問題の三にあつた。特に伯の主眼とするところは、一と二とであつて、三は出發前に田中首相からその盡力を依頼され、初めて目的の一つとして加へたのである。從つて政府との關係に於いては漁業問題が主眼であるが、伯の心中では、主として支那問題を論じ、次に拓殖事業を交渉するつもりであつた。

伯は東洋平和の維持が日本の安定並びに繁榮を基調とするのであることを信じ、これに到達するためには、第一に日露の協力、次に日米、日英の協力を必要とした。さうして所謂伯の對露策の根本が支那政策であつたことは、既にしばしば譯述したるところである。いま伯がその大患直後の老軀を提げて、遠く露西亞に使せんと欲する所以は、露國支配者と支那問題を懇談せんとするにあつたのである。

これについて伯は一つの具體的計畫を持つてゐた。それは日露共同の對支宣言を行はんといふのであつて、伯の手記したる「協同對支提言」なる草稿によつて、これを窺ひ得る。

協同對支提言

余ハ此ノ度老軀ヲ以テ隆冬嚴寒ヲ冒シテ遠ク貴國ヲ訪フ所以ノモノハ勿論、多年關係深キ貴國ニ對シテ親愛ノ情ヲ表シ兼ネテ所謂ノ事物ヲ觀察セムト欲スルニ在ルモ仍ホ他ニ意圖ノ存スル所ハ彼ノ内亂相踵キ久シキニ亘テ未タ靜謐ヲ見ザル支那ノ現狀ヲ憂フルノ餘リ日露ノ協同ニ依リテ以テ之ガ解決ノ方法ヲ發見セムコトヲ庶幾ミルニ在リ。言フ迄モ無ク支那ノ不安定ハ世界ノ憂患ニシテ、世界ノ問題ハ漸次太平洋ニ重點ヲ加ヘムトスルノ秋ニ當リ支那ノ現狀ヲ以テシテ徒ニ推移ニ任サシムベクハ、乃チ世界ノ時局ニ對シ一ノ大ナル新バルカン半島ヲ作出スル所以ナリ。

固ヨリ支那ノ内亂ヲ平定スルノ責任者ハ支那自身タルベキナリ。宜シク支那人自ラ任ジ、撥亂反正、勉メテ統制ノ實ヲ擧ゲシムベキハ當然自明ノ理ニシテ濫リニ外國ノ力ヲ藉ラザルヲ理想トスルモ、現ニ其ノ紛亂ノ爲ニ延テ隣國ノ側ヘ迄波及シトスル日數ヲ要スルニ於テ、暫ク斯土ノ理想ニ拘泥セズ、靜觀内ニ於ケル日露協同ノ力ニ依リテ救濟ノ方法ヲ講ジ、以テ同國ニ平安ヲ促進スルノ途ヲ求ムルハ喫緊ノ事ナリ。

支那内亂ノ爲ニ其ノ損害ヲ蒙ムルコト最モ大ナルモノハ日露兩國ナリ。而カモ其ノ災禍ノ及フ所獨リ貴我兩國ニ止ラズ、實ニ世界ノ大局ニ影響スベキ東洋ノ禍亂ナリ。

支那ノ眞相ヲ知リ支那人ノ心理ヲ明ニスルハ至難ノ業ナリ。其ノ政情民情ハ一般ノ歐洲的政治概念ヲ以テ律スルコト難シ。例ヘハ支那ノ赤化運動ノ如キ、二三ノ事實ヲ捉ヘテ之ヲ見レバ容易ニ赤化ノ目的ヲ達シ得ベキカ如キモ、支那ハ猶ホ千古ヲ通スル歷史ヲ有シ舊文化ノ浸潤スル根底ヤ極テ深シ。故ニ一朝ニシテ新主義宣傳ノ效ヲ擧ケントスル如キハ蓋シ難中ノ難ナリ。又單ニ當面權力ノ地位ニアルモノノミヲ對手トシテ事ヲ決セントスルコトハ寧ロ危險ナリ。現ニ支那政治家ニシテ今日樞要ノ地ニ立テル者、甲乙伯仲皆長短相半ハシ、嶄然頭角ヲ拔キテ恆久ニ霸ヲ唱ヘ得ヘキ者幾ト之レ無シ。是ノ故ニ其ノ一方ノミヲ援助シテ全國土ノ平定ヲ圖ラシメムトスルハ不可能事ニ屬スヘシ。例ヘバ張作霖ノ如キ今ヤ大元帥ヲ以テ自ラ居ルモ、其ノ我國ニ臨ムヤ或ハ時ニ英ヲ、或ハ時ニ米ヲ背景トシ、又貴國ニ對シテモ同シク或ハ時ニ我カ國ヲ或ハ時ニ英米ヲ背景トシテ權謀術數是レ事トシ、以テ僅カニ其ノ勢力ヲ維持スルニ過ギザルニ非スヤ。然レトモ春光遲日久シカラズシテ張作霖ノ時代ノ過キ去ル蓋シ遠カラサルヘシ。而シテ彼一タヒ勢力失墜セハ彼ニ代テ起ツ者ハ誰ゾ。且ツ其ノ人果シテ幾何ノ實力ヲ具有スルヤ甚ダ疑ハシ。此ノ如キ地位勢望不安定ノ者ニ依賴シテ、支那ノ平定ヲ期待スルハ所謂百年河淸ヲ待ツノ類、恐クハ今後數年間ハ時局ノ平定ヲ見ルコト難カラン。是レ隣邦殊ニ日本ノ如キノ能ク耐ヘ得ル處ニアラス。意フニ貴國ト雖モ苦痛ヲ感スル我ニ均シキモノアルヘシ。

前述ノ如ク濫リニ外國ガ支那ノ内政ニ關與スルハ深ク愼シムヘキ所ナラント雖モ、關係國トシテハ日露ガ支那ニ對スル態度ニ於テ常ニ隔意ナキ協定了解ヲ以テ進行シ、事ヲ萬一ニ誤ラザルヲ期スルハ極メテ必要ノ事ニ屬スヘシ。今日國際聯盟ナルモノ存スルモ奈何セン未ダ力足ラスシテ到底支那ノ問題ヲ解決スル能ハス。又一般列國ニ向テ其ノ解決ヲ委ネ難キモ當然ナリ。唯ニ日露兩國ノ協力ノミガ克ク其ノ任ニ耐ヘ得ヘキヲ想フ時、豈漫然拱手シテ悔ヲ後年ニ遺スコトアルヘケンヤ。固ヨリ故サラニ日露兩國ノ協力ヲ形式ニ表ハシ此ノ際其ノ旗色ヲ鮮明ニスル如キハ種々ノ點ニ於テ寧ロ成功ヲ妨グルノ虞アリト信スルモ、要ハ兩國間ニ完全ナル理解ヲ存在セシメ、此レニ由ル兩國ノ關係ヲ中心トシテ徐ニ適正妥當ノ方法ヲ講シテ支那問題ヲ解決スルニ在リ。

貴國ハ世界東西兩大陸ニ跨ルノ大國ニシテ、其ノ國際關係亦頗ル多方面ナルヘク、其ノ西歐諸國トノ關係ニ於テ取ル所ノ政策ニ就テハ、貴國自ラ必要ニ應シテ機宜處措スルモノ多カラン。然レトモ其ノ我カ國ニ影響ヲ與フル點ハ間接的トス。獨リ支那ニ對

シテ貴國カ採ル所ノ政策ニ就テハ、直ニ我カ國トノ密接關係ヲ生ス。而シテ東洋ヨリ延テ世界ノ平和ヲ維持スル必要上、必スヤ日露兩國ノ間ニ隔意ナキ諒解ヲ遂ケ、以テ一致ノ歩調ヲ執ルヘキニアラスヤ。又之カ爲ニハ日露兩國トモ目前ノ功利ヲ收ムルニ急ニシテ大局ヲ誤ル如キコトハ之ヲ避ケムコトヲ希望ス。

勿論問題ハ廣汎ニ亙ルヲ以テ今日又ハ明日ニ於テ其ノ解答ヲ求ムルコトハ難シト雖モ、以上ノ趣旨ニ依リ今後相共ニ考究ヲ盡スヘキ共通ノ大問題トシテ終始隔意ナキ協議ヲ遂ケ、以テ萬一ノ遺策ナキヲ期サムコトヲ望ムモノナリ。

附言

上述ノ如ク極東問題ヲ解決センカ爲ニスル日露間ノ協調ハ極メテ必要ナルガ、茲ニ注意ヲ請フヘキ一事アリ。卽チ明年日本ニ於テ開催セラルヘキ太平洋會議是レナリ。右ノ會議ハ其ノ端緒ヲホノルル會議ニ發シ、當初ハ單ニ宗教家ノ會議ナリシガ轉シテ學術上ノ問題ヲ提ケテ太平洋ニ關係アル諸國ノ學者ガ會同論議スル所トナリシガ、會ヲ重ヌルニ從ヒ漸次具體化シ、明年ノ會議ニ於テハ政治問題ヲモ上議スヘキコトトナランモ固ヨリ一個ノ私ノ會合ニ過ギザルモ集會スルモノハ關係國ニ於ケル一流ノ名士ナレハ其ノ論議ノ結果ハ關係國ノ輿論ヲ左右スルニ足ルヘシ。貴國カ從來之ニ參加セザルハ遺憾甚シトス。幸ニ此ノ機會ニ於テ知人ト適材ヲ簡派シテ貴國ノ立場ヨリシテ太平洋問題ニ關シ忌憚ナキ意見ヲ吐露シ他國ノ代表者トノ間ニ討究セシメラレテハ如何。

但シ若シ右ノ會合ニ代表者派遣スルコト貴國ノ立場ヨリ加入ヲ妙ナラストセラルルニ於テハ、新ニ露、日、支ヲ中心トスル東亞會議ヲ起シ極東共通ノ問題ニ關シテ討究スルノ所アラシムルモ亦可ナラスヤ。

覺書

支那目下ノ形勢ハ愈々紛糾ヲ加ヘ、若シ現狀ノ儘自然ノ推移ニ任ストキハ東洋ヨリ延テハ世界ニ危害ヲ及ボスノ虞アリ。而シテ終ニ如何ナル紛亂ヲ惹起スルモ亦逆睹シ易カラズ。是ニ於テ其ノ惡影響ヲ最モ痛切ニ被ムルモノハ隣邦タル日露兩國タリ。固ヨリ極東平和ヲ永遠ニ保持スル道ハ露、支、日三國ガ互ニ意思疏通シテ相協調スルノ外之レナカルヘキト雖モ、只恐ルル所ハ現下ノ狀態ニ於テ支那ハ混沌トシテ政治的中心無ク、眞ノ責任者トシテ與ニ謀ルヘキ對手ナキコト是レナリトス。故ニ支那ニ於

ケル不祥事ハ相次テ起リ時局ノ紛糾愈甚シキヲ致サントスルニ鑑ミ、最早時日ノ遷延ヲ許サザルヘキヲ以テ、此ノ際全力ヲ盡シテ支那ヲ誘導シ吾人ノ計畫ニ加入セシムルノ方途ヲ講ズベキモ、實際問題トシテハ蓋シ不可能ニ了ルベキ乎。是ニ於テ已ムヲ得ズ、暫ク露、日二國ノミガ相提携シテ時局ヲ擔當シ、東洋平和ノ大策ヲ樹ツル上ニ於テ共同ノ歩調ヲ取ルノ必要生スヘシ、是レ則チ支那自身ノ利益トモ一致スル所ニシテ、此ノ擧ニ依リテ支那ノ自覺ヲ促シ、支那ヲシテ欣然吾人ノ計畫ニ投シ以テ共ニ事ヲ謀ルニ至ラシムルノ捷徑ナリ。同時ニ之ニ依リテ支那ニ於ケル赤化運動ニ伴フ紛亂ニ關シテモ過日貴下等トノ會談ニ於テ貴下ノ言明セラレタルガ如ク、此ノ事タル元來露國政府自身ガ關知スル所ニアラズ。政府ハ自ラ何等共産主義ノ運動ヲ試ミタル事實ナク、又將來ニ於テモ之ヲ爲スノ意圖ナキコトヲ支那ヲシテ會得セシメハ深キ誤解モ立トコロニ氷解セシムルノ便宜トナルベシ。要スルニ期スル所ハ各自互ニ國家的私利心ヲ捨テ、大局ノ平和ノ爲ニハ寧ロ犠牲ヲ拂フノ覺悟ヲ以テ禍根ヲ一掃シ、以テ妥當ナル政策ヲ共同ニ講究シ且ツ之ヲ實行スルニ在リ。

如上ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事項ヲ提唱ス。

一、以上ノ方針ヲ可トスル以上、日本ニ於ケル政黨關係ニ依リテ内閣ノ更迭ヲ見、爲ニ大方針ヲ變更スルカ如キコトアリテハ不可ナルヘキニ付、其ノ恆久性ヲ保持セシムル爲メ余ハ幸ヒ朝野兩方面ノ政黨首領ニ知己アルヲ以テ熟談勸説シテ豫メ同意ヲ得、斷ジテ内閣ノ更迭ニ依テ累セラレザル各政黨ヲ超越セル確定的國策タラシムルコトニ盡力スベシ。

一、本件ニ就テ余ハ先ヅ之ヲ現在政府當局者ニ謀ルベキガ、當局者ニシテ之ヲ容レテ愈々公式ニ具體的方法ヲ以テ貴國ト諮ル時ニ至ル迄ハ、貴國政府ノ當路者タル貴下ガ個人ノ資格ニ於テ「無責任ノ責任者」タル余ト意見ヲ交換シタルニ過ギザルモノ今後ト雖モ此ノ意味ニ於テ屢々隔意ナキ意見ノ交換ヲ容サレンコトヲ望ム。而シテ上述ノ如ク日本政府ヨリノ交渉アリタル曉ニ於テ始テ此ニ公式ノ案件タルヘキヲ諒知セラレタシ。

この腹案を抱いて伯は露都にスターリン等と數次會談折衝するのである。それは露都滯在の條下に於いて、これを委曲に物語るであらう。

五、沿海州拓殖事業計畫

伯が數年來熱心に主張しつつあつたことは、我國の人口問題の解決であつた。これが一方策として、伯は沿海州の平野に一地域を限り、此處に日露共同の開墾耕作事業を起し、多數の日本人及び朝鮮人を移植せんと計畫した。しかしこれが爲めに最必要なることは、露國の承諾を得ることであつた。故に伯は今次の訪露を機として、これを露國政府當局者に提言し、その贊成を得んと欲した。それが左揭の「拓殖事業要旨」の生じたる所以である。

極東拓殖事業要旨

日露兩國民接近ノ實現策トシテ日本人ニ極東拓殖事業ヲ許容セラルヽ事ニ

日露兩國民接近提携ノ具體的實證トシテ極東地方（ハンカ湖及ウスリー地方）ニ於テ農業經營ノ爲メ、日本人ニコンセッションヲ附與セラルヽコトニ關シ、特ニ御配慮ヲ煩シ度シ。同地方ハ米作ニ適スルカ如キモ未ダ廣ク開墾セラレズシテ空シク荒野トシテ放置セラレアル所アリト聞ク。日本人ハ知ラルヽ如ク米作ニ對シテハ往昔ヨリ相傳ヘテ一種獨特ノ技能ヲ有スルヲ以テ豐富ノ經驗ヲ具ヘ、露國ノ許容セラレンカ日本ノ有スル技能ト資本トハ必ズヤ滿足スベキ結果ヲ同地方ニ齎ラシテ富源開發ノ實果ヲ擧ゲ得可シ。其ノコンセッションノ企業目論見書ハ嘗テ其ノ筋ニ提出シタルコトアルモ、ソハ暫定的ノモノニシテ當國法制ノ規定及當國政府ノ意見ニ基キ、當方ノ計劃及希望ト對比シテ最モ妥當ナル形式ニ適宜變更ノ餘地アリ。故ニ先ヅ以テ大體同地方ノ一部ヲ日本人ヲシテ經營セシムルコトニ關スル貴見如何。又果シテ然リトセハ如何ナル規模範圍ニ於テ又如何ナル形式ニ依リテ之ヲ出願スルコトガ最モ貴政府ヲ滿足セシムルニヤ、何卒腹藏ナキ高見指示ヲ得バ幸甚ナリ。

即ちこれに依つて、ハンカ湖及ウスリー地方に於いて、日本人の農業經營を許可せしめ、以て日露の經濟的提携

を達成せんとするのである。

六、漁業問題

第三の目的たる漁業問題の件といふのは、當時日露兩國政府の間において進行中であつた漁業協約が、中途に至つて交渉停頓して行き惱んでゐたので、田中首相は伯の露西亞に於ける聲望を利用して、これを解決せしめんとして依賴したのである。

その經緯は、田中清次郎の語るところによれば次のごとくである。

前述のごとく、久原氏を同行せぬことになつたし、またロシアへの出發日も、田中首相の懇請を容れて、革命記念日終了後にモスコーへ到著するやうに、出發日時を延期したのであつた。

十月七日、伯は首相官邸に田中首相を訪問せられた。それは單に儀禮的の會見であつた。卽ちいよ〳〵ロシア行きを決行することになつたに就いて、その挨拶を述べる爲めであつた。

その後一週間ほど經過すると、田中首相は私に會見を申込んで來たので、出掛けて見ると、首相から日露漁業問題の成行きに就いて話され、「この問題に就いては對露交渉の方針を全然、後藤子の裁定に一任するから、然るべくロシア側と交渉して欲しい」と希望された。

それからまた首相は久原氏の訪露資格の問題に言及して、「久原君は全く別個の名義でロシアへ派遣することになつた」と言明され、さらに「後藤子がロシアへ赴かるるといふことに就いては、ロシア大使に對し、半公式的

に十分依頼して置いた。尚ほ出發前には宮中で賜餐があるから、そのことも含んでおいて欲しい」とのことであつた。

かくて伯一行は、全く久原氏とは無關係でロシアへ赴くことになつた。

しかし私は、久原氏が伯と前後してロシアを訪れるのであるから、別個の使節であるとはいへ、或は伯のなされる仕事と、久原氏の行動との間に重複したり、錯雜したりするやうなことがあつては面白くないと考へたので、この點に就いての誤解なり失策が起らぬやうに注意する必要があると考へた。それで久原氏の隨員として出かけることに決定した齋藤博氏と會見することにした。それで齋藤氏と私とは、岩永裕吉氏の邸で會見した。

そして私から齋藤氏に對して、「後藤さんの仕事と久原氏の行動とが、互に錯雜したり重複したりせぬやうに協力して行きたいと思ふ。互に思ひ設けぬところで重複したりして、外國から物笑ひになるやうなことは避けなければならぬと思ふ。久原氏が後藤さんより先きに出かけるのであるから、ロシア政府と話し合つた大要を書き誌して、大使館に殘しておいて欲しい」と話したところ、齋藤氏も贊成であつた。

この漁業協約問題については、伯がロシアより歸つた後、田中清次郎が覺書として記録した「漁業協約調印斡旋顚末」のうちには次の如く記されてある。

東京出發前田中首相ヨリ、露國漁業條約調印ノ事ニ關シ、露我當事者間ニ斡旋ノ勞ヲ採リ、同氏ノ盡力スヘキ様依頼ヲ受ケ田中大使ニ訓令セラルヘキ交渉方針ヲ内示セラレタリ。即チ、

一、先ヅ第一段トシテ、我方ノ希望スル罐詰工場所在漁區及罐詰工場附屬漁區ヲ指摘シ、先方ノ内諾ヲ取付クルコト。

二、第二段トシテ、露國側ニ於テ留保ヲ希望スル國營漁區ノ内示ヲ受ケタル上、我方ノ利益ヲ損傷スルモノト認メタル漁區ニ付テハ、我方ニ於テ到底容認シ難キ理由ヲ説キテ代漁區ヲ選定セシムルコト。
三、第三段トシテ、我現有漁區ハ漁業條約案第二條第二項ノ規定（例外トシテ兩國政府間ノ協定ニ依ル漁區取得ノ條項）ヲ活用シ、個々ノ漁區ニ付兩國政府間ノ協定トシテ本邦人ニ貸下クル内諾ヲ取付クルコト。
四、第四段トシテ前記一、二、三、以外ノ漁區及其他新規開設ノ漁區ヲ一般競賣ニ附スルコト。

卽ち、伯の任務は、出發前においては、出來るだけ彼我當事者間に斡旋の勞を執つて解決の機運を促進することにあつた。

七、訪獨中止の事情

伯の訪露には上述のやうな三つの大きな使命があつた。しかも爰に注意すべきは、伯が訪露の旅を決意した際の旅行日程は、單りロシアだけではなかつたことである。國際文化提携を目指してゐた伯は、モスコーとの交渉が終了すれば、直ちに訪獨の旅に就く豫定であつた。しかしこの獨逸訪問の意思は、政府筋からの忠告に依つて、遂に斷念せざるを得なくなつた。その顚末に就いて當時、交渉の衝に當つた田中清次郎が左の如く語つた。

最初、訪露の旅程を作成した際には、莫斯科との交渉が終つたなら、伯一行は日獨文化協會の關係から獨逸へ出掛けることになつてゐた。そしてこれが爲めには、駐日獨逸大使のゾルフ博士が本國政府に對し、伯の待遇に遺憾なきやう盡力せしむることに手筈が整へられてゐたのである。

ところが十一月二十四日、田中首相がわざ〳〵伯を訪問されて「此の際、獨逸を訪問されることは見合せて欲しい。西園寺公も貴下の獨逸訪問は好まれざる趣きだから」とのことである。伯からその理由を首相に訊されると、首相は「貴下がロシア並びに獨逸を訪問され、その結果、日、獨、露の三國親和の空氣が釀成されることになると英、佛の疑惑を招く惧れがあるから、この點が心配になる」と云ふ返答であつた。

そこで伯は、ゾルフ大使に會見され、獨逸行中止說に就いて意見を交換されたが、ゾルフ大使は「子爵の獨逸訪問が政治的意味がなければなにも懸念する必要がない。文化的提携の意味なれば、子爵の獨逸訪問は大いに有意義だ」と憤慨したほどであつた。

伯は當時、日獨文化協會の會頭でもあつたから、この關係も考慮して獨逸行を希望してゐられた。それ故に「どうも政府の云ふ處は餘りに見解が狹すぎる」といつて、大變に當惑されてゐた。

しかし、當時、田中首相は外相をも兼攝してゐたので、「外務大臣がアンナにまで云ふのなら、この際ドイツ訪問は中止しよう。ドイツへ出掛けるのは、日獨文化協會關係で、數回の講演を行ふ位のことだから、こんなことを政府當局が危險視するのなら、此の際、獨逸に行くのは中止しよう」といふことになつた。それで森孝三君だけが、モスコーで一行に別れて獨逸へ出かけることになつたのである。

獨逸は伯の思ひ出の國である。伯が壯年曾遊の地に遊ばんとするの志は一朝のことではない。しかも往と帶同して訪露の目的は、明治大皇御不例のため頓挫し、平和會議當時訪歐の日には、聯合國に對する氣兼ねより斷念し、今また政府の希望によつて中止するの外なきに至つたのである。伯の失望察すべきである。

第二節　旅　次

一、出　發

いよ〳〵出發と決まると、伯の身邊は俄かに忙劇になつた。
先づ第一に、宮中への伺候である。
伯は十二月二日午後二時、田中兼攝外相同伴、赤坂離宮に伺候、內謁見所において 天皇陛下に拜謁仰付けられ、天機奉伺の後、訪露の使命を奏上 陛下より優渥なる御言葉を賜はり、同三時退出した。
それから伯は、その仲善しの友達である少年團と別れを告げなければならなかつた。それで翌三日、金剛精舍において伯の送別會が開催されたのであるが、その感激的光景はすでに記した。
鹿島立の前日、卽ち十二月四日の伯邸は、詰め掛ける訪客で大混雜であつた。その日の伯邸の模樣を新聞は報じて曰く。

後藤さんは四日も早朝から詰めかける夥しい訪問客に別れの挨拶を交し、各宮家を始め官邊などに出發のお暇乞ひがすむと明治神宮に參拜した。かうして夕刻には大好きな風呂に飛び込んで晝の疲れを洗ひ落し、令息一藏氏夫妻令孃鶴見氏夫人に大勢のお孫さん達を相手に最後の晩餐を認め、各地から來た電報に目を通しただけで訪客を避けて、昨夜はゆつくり休んだ。一藏氏夫人

や鶴見氏夫人などが心を盡した衣類、身の廻りの物などが詰め込まれた大トランクの中には防寒の用意の外、檢溫器や藥類まで用意していざとなるとお手のものの腕前で一寸した病氣位撃退の準備まで出來てゐる。

「何しろ明ければ七十二歳の高齡だ、いくら元氣だといつても嚴寒のロシアだ、滿鐵時代のやうには行かない」と小野秘書は子爵の健康に氣を配つてゐた。（十二月五日時事新報）

さうしていよ〳〵出發の朝が來た。初冬ながら、空はよく霽れてゐた。伯は七十一歳の病餘の人とは思はれないやうな元氣に輝きながら、渦卷く人波の中を、東京驛頭から莫斯科に向つて發つて行つた。

その光景を東京朝日新聞の夕刊は、次のごとく報じてゐる。

日露親善の目的で、けさロシア訪問の旅に出發する後藤新平氏を見送る人々で、五日朝九時頃の東京驛は身動きも出來ない程の雜踏を呈した。九時九分前ホームに薄鼠の中折瀟洒ないでたちの子爵は、夥しい群衆をかきわけながら田中清次郎、關根齊一兩秘書門、八杉貞利、森崎書記の他を從へて驛長室に轉込んだ。そこの特別室で入替り立替り別辭を述べる人々に一々挨拶ことはしてゐる。紫煙のうちに微笑はそつた風丰が靄のやうに浮ぶ。と一少年團員らしいのが人々に揉まれながら後藤子に挨拶をしたが、混雜にまぎれて子爵は見向きもしない。そこで青年は業をにやしたか忽ち「後藤新平君ッ！」と大聲に呼びかけた。びつくりして子爵がふり返ると、そこには久邇侯爵が、ジャンボリー姿りりしく棒立にたつてゐた。子爵が恐縮して「ヤアヤア」とうろうろした間にも「先生御機嫌よう」「閣下御大事に……」と互に押し返されながら別辭をかはし、やがて吉田驛長の案内でプラットホームへ出た。二荒伯、三島章道子が引率した東京聯合少年團員は「彌榮」で敬禮をする。押され揉まれやつと列車に一行が乘込むと、拓殖大學學生百數十名の口からは盛なる校歌、岩手學生會からは萬歳、少年團の「イヤサカ」に送られて汽車は靜に出た。驛頭には田中首相、鈴木内相、鳩山書記官長、永田秀次郎、村井竹次、大道具、ソヴエト大使等朝野の名士が多數見送つた。

伯の悲壯な決心は、漠々の裡に國民の心に映じてゐたと見えて、その出發の際は、前後に珍らしい程の人出であつた。新聞紙の報道するところによれば、「東京驛で取調べた後藤子見送り人の概數は入場券千三百五十枚で、近來としては見送り人の多いレコード」であつたといふ。

また各新聞の論評は、いづれも伯の訪露に就いて熱心なる贊意を表明してゐた。左に掲げるのは五日附、大阪每日新聞社說の要旨である。

後藤新平子はいよ〳〵その露國行を決行すべく、今朝東京を發して西下する。子はしば〳〵臺閣に列し國政料理の局に當つたわが政界の長老である。今や七十の老軀をもつて邦家のため遠く雪の露都に赴く。吾等は何事よりも先づその勞を多とせざるを得ない。（中略）もとより子は、わが社の記者の質問に對しても「新ロシアを見、その新經濟政策を視察するのが目的で、同盟とか協約とかを結ぶといふやうな事は今日はもうやらない」と斷つてゐる。立入つた忖度をし、且つ日露の懸案を羅列して、子の使命を加重して迷惑を感ぜしめる事は吾等の本意ではない。しかし子は「大正十二年の漁業協定の如きは私がこしらへた關係もあり、通商條約締結についても出來れば盡力することもあらう」と洩らしてゐる。思ふに活動家の子は、よしや的確なるプログラムを立てぬまでも、機會のあり次第これを捕へて具體化するの用意はあるのであらう。國民が子の努力に期待する所以もまたこゝにある。

子が今回の行は、かの伊藤、桂兩公が往年の壯圖を思はしめるものがある。前者は不幸ハルピンで兇徒にうたれて中道にして倒れ、後者は露都に赴いてしかも明治大帝の崩御に逢うて志を果さなかつた。子が凍寒長途の旅程、幸ひにつゝがなく露都に入つて、子のいはゆる「地下の先輩」の志を遂げ、その使命を果して歸らん事は、吾等の切に願ふところ、一言してその行を壯にする次第である。

かくの如き國民的歡呼に送られつつ、伯はその最後の訪露行程に上つたのである。

二、東京より哈爾賓へ

伯の同行者は田中清次郎、前田多門、八杉貞利、森孝三、引地興五郎、關根齊一、佐藤信の七人であつた。さうして東京出發後の伯一行は五日の夜宇治山田著、翌六日朝、內宮及び外宮に參拜した。それから京都に向ひ、その夜はこの靜かなる古都に宿つた。翌七日早朝、桃山御陵に參拜の後、三宮に赴き、直ちに香港丸に乘船した。十二月十日午前十一時、伯一行を乘せた香港丸は大連埠頭に安著した。

この船中伯は詠じて曰く。

ひとりのみ見てやあるべき打ちかすむ
ウラルの山の今日の曙

星が浦ヤマト・ホテルに一夜を明かした伯は、翌朝滿鐵本社に赴いて、社員一同に面接したる後、午前十一時發の列車で北上の途に就いた。

大連驛頭では、伯は見送りの少年團に對して桃太郎の話を試み、「桃太郎は心に鬼がないから犬、猿、雉といふやうな、弱い者まで協力させて鬼ヶ島を征することが出來た。少年團もこの精神で協力發展しなければならぬ」と說いた。

滿鐵では伯の乘用の爲め、特別車を提供した。大石橋に近づきつゝある車中において、伯は意外に展開する滿洲の曠野をうち眺めながら、側近者や往訪の新聞記者團に對し、感慨に堪へぬものの如く語つた。

『その頃は沿線はただ荒野原だつた。今此の鐵道の傍から開墾されてゐるのを見ると、實に感慨無量である。當時兒玉さんは、一年に邦人を二十萬人づつ此處に入れると云つてゐた。然るに今在滿邦人は二十年にして漸く兒玉さんの期待せる一年分にしか當らぬ。遺憾千萬な事實である。』

同月十二日午後四時ハルピンに到著し、伯は滿鐵公所に泊つた。翌十三日午前九時から邦人新聞記者團、十時から露人記者團を引見し、伯自ら訪露に就いて左の如きステートメントを發表した。

このハルピンの地は諸種の關係及び歷史において余にとりて最も因緣深き場所にして、今又この地に來りて諸君に相接する機會を得たるは余の欣快とする處なり。日露兩國は國體、政體を異にし社會、經濟の組織において甚だ異るものあり。これ寔に止むを得ざるところなり。然れども日露兩國民の間には、これ等國內的組織の差違を超越して、互に親善ならざる可からざる天然の理法あり又自然の境涯にありて、必ずや幾多の障碍を排除して兩國を益〻親善の關係に導くべきは必然の勢ひなりと確信す。極東の平和は日、露、支三國の協調によりてのみ維持せられること言を俟たざるなり。冀くばこの三國が胸襟をひらいて事を圖り、目前の利害に拘泥せずして大局のために協調の實を擧げん事を切望して止まざるなり。各國が精神的に將經濟的に相互關係の愈〻密接なる現在において如何なる國と雖も孤立して存する能はず。又自己の欲するのみを主張して他の利害を沒却するが如き事を爲すべからず。又爲し能はざる時勢にあり。なほ又二、三の國の相結んで他の國若くは他の國の群に拮抗するが如き、所謂舊式のバランス・オヴ・パワーの政策に依據するが如きは今や全く時代錯誤のことに屬す。すなはち古人の言へる「何人に對しても惡意なく萬人に對して愛憐の情」これ余の平常の信條にして、この精神を基調として、更に之に加ふるに、特に余が露國及び露國民に對し切に敬愛の情を抱懷するものあり。余今回の旅行は單なる一私人としての訪問に過ぎざるも、幾分にても如上の理想に寄與し以て東洋平和の爲めに余の餘生を捧ぐるを得ば、幸ひ之に過ぎざるなり。

同日夕刻から民會公會堂に於いて、在ハルピン官民による一行の歡迎宴が催された。この席上、伯は伊藤公追悼の

演說を試みた。

伊藤公記念堂建設に就いても兎角の說があつたやうだが、余は事實は飽迄事實として存せしむべきものと考へる。しかもその遺業を繼承し有終の美をなさしむべく務むることこそ因緣淺からぬ余の義務なりと思惟する。随つて今次の露滿行も全く、恩に報いるの至誠を致さんとする余の衷情に外ならぬ。七十一と言へば孫娘に嘲笑でもさせて悦に入る位が無難であらう。この意味からすれば全く老人の冷水である。（中略）故伊藤公の偉大さは小我を蟬脫して極東永遠の平和確立に努められた點にあつた。この意味においては獨り日本のみならず露、支兩國民もともに心からなる感謝を捧ぐ可きものと考へる。公は業半にしてこのハルビンに斃れられたが、余は今この地に來り往時を回想し感慨無量なるものがある。宿緣淺からぬ余が、故公の愛用の記念品硯とエナメルを贈りたる田中清次郎君に同行の光榮を擔ふ事が出來たのも、奇緣といふ外はない。今や一國のみが孤立に振舞得る時代は過ぎた。この老人に何が出來るか解らぬ。出來る丈けのことはして來ようと思ふ。諸君も御健在で活躍されたい。（十二月十五日、滿洲日日新聞）

それはむしろ悲壯な感じを聽衆に與へた。咽喉を痛めた上に、痛く衰へを見せた伯の姿を、眼のあたり見た在住同胞の感慨はいと深きものがあつた。

三、西比利亞橫斷

十二月十四日午後八時十分、哈爾賓驛頭を出發した伯は、途に西比利亞鐵道車上の客となつた。

車は茫々たる北滿の平野を、西へ西へと走つて行つた。曾て滿蒙總裁として、英姿颯爽として往つた道だ。曾て桂太郎とともに、威風堂々として往つた道だ。いま病餘衰弱の人を乘せて、車輪は轟々と走り行く。

果してこの道を生きて再び歸つて來るであらうか！

車上の客は、じつと窓外の荒野に眺め入つた。

その翌日午前十一時、車は興安嶺の巓上にある興安驛を過ぎて、午後三時海拉爾に到著した。驛頭には居留民が見送りに來て、伯の訪露を祝福する爲め、ロシヤのパンと鹽との例に倣つて、梅干の握飯、漬物、小鳥等を贈つた。

その日の午後八時十分滿洲里驛に著いた。支那と露西亞との國境である。さうして後貝加爾鐵道への乘換へ地點である。此處で嚴重な税關の檢査があるべきだが、しかしそれは駐日露國大使の好意に依つて無檢査で濟み、マツェヴスカヤ驛における旅劵調べも無事に終つた。蘇聯邦政府は特にサロン・ワゴン一輛を連結して、伯を優待し、且つ一行の乘車賃を免除した。

十六日午前十一時半チタ驛へ到著すると、後貝加爾鐵道長官アルチョーモフ、チタ管區執行委員會長ヤコヴレフ等が列車内に伯を訪れ、茲に車中に於ける和やかな日露交驩が行はれた。

關根齋一の「隨行日誌」には次の如く記されてゐる。

後貝加爾長官アルチョーモフ氏、チタ管區執行委員會長ヤコヴレフ氏等來訪、アルチョーモフ長官は其長官用車輛を一行の車に隣して連結し子爵一行を自己の車に招きて「ザクースカ」を供し先般極東露西亞視察團の日本訪問に際し、子爵より受けたる歡待に對し、視察團を代表して謝意を表する旨挨拶あり。尙午後四時より、長官は再び自己の車内にて食堂を開き、子爵に對する歡迎の辭を述べ、次に執行委員長の演說、子爵の謝辭等あり。遺憾なく列車内にて日露交歡を完うし、午後六時ヒローク驛に著せり。此處にて其誠心より出づる歡待を深謝し、アルチョーモフ長官一行と別れたり。

翌十七日、ヴェルフ・ネウージンスクに於いて、折から歸國の途上にあつた久原の一行に出會つた。久原、伊藤、

齋藤の三人は、停車時間を利用して伯を列車内に訪問して會談した。なほこの時、田中淸次郎は、久原一行中の齋藤博によつて、久原の露都に於ける活動の範圍を知ることが出來た。これに就いて田中は次の如く語つた。

齋藤氏は伯の一行がヴェルフ・ネウージンスク驛で、久原氏一行の東行列車とすれちがつた時、その駐車時間を利用して久原とともに我々一行を車中に訪れて、ワザ〳〵豫て約束の手紙を呉れた。その手紙のうちには「久原氏はロシヤ政府と外交交渉といつたやうな性質のものは何にもやつてゐないから、後藤子一行がモスコーへ到著されたら、この點に就いては毫も懸念なく、折衝を開始して頂きたい」旨が書き誌されてあつた。

元來久原氏が訪露の旅に上る際には、ワザ〳〵一列車出發を早めて出かけた關係から、十一月七日のロシヤ革命記念日には十分間に合つたのである。だから私は、齋藤氏と會談の折「ロシヤ革命記念日には久原氏なら出席してもよい、後藤子ならばいけないとは一體何事であるか」と注意を喚起した程であつた。然るに事實は、久原氏は記念日の朝モスコーへ到著したのであつたけれども、モスコーに泊らずその日のうちに西歐の旅に就いたのであつた。この事は後になつて判明した。

四、莫斯科著

伯のために特に連結されたチャン・ワゴンは、動搖甚しく、ために伯は忽ち食慾減退したので、つひにワゴン・リーに移るの已むなきに至つた。「隨行日誌」は左の如く記してゐる。

同月十七日——車の動搖は依然として甚しく、爲に身神疲勞、殊に子爵の健康例ならず、食慾滯・減上ニ今日は「スープ」一杯

を味はれたるのみ。イルクーツク溫度零下十七度。
同月十八日（日）朝より小雪降りて西比利亞らしき天氣なり。午前九時半イランスカヤ驛にて零下十七度。一行車室の異動あり。午前三時半車の動搖愈〻甚しき爲め子爵は「サロン・ワゴン」を去り「ワゴン・リー」に移らる。――

車室を移してから、伯の健康は次第に恢復したらしい。十九日の「隨行日誌」には「車の動搖餘程緩くなり、子爵の健康例に復し、食慾も平常通りとなれり」と記してある。しかし伯の健康恢復に反比例して、列車の進行は頗る遅延してきた。それは例の如く、シベリア鐵道の放慢ダイヤのためで、二十日の日誌には、「汽車は五十五露里待避驛にて前行の貨物車に妨げられて停る。（中略）スヴェルドロヴスクには莫斯科時の午後三時三十四分、地方時の五時三十四分著の處、八時間半遅延して地方時の夜半二時に著せり」と記されてゐる。

かくて十時間遅延して、二十二日午後八時、伯一行を乘せた列車は莫斯科セベラヌイ停車場に到著した。その時の光景を、二十四日の大阪朝日新聞は左の如く特電を以て報道してゐる。

セベラヌイ停車場にはカラハン氏始め外務省儀禮局長フロリンスキー氏、極東局長メンリニコフ氏など及び邦人側では田中大使始めモスクワ滯在の官民一同待ちあぐみつゝ集つてゐた。やがて列車が停ると特等車から毛皮帽子、毛皮外套にすつかりロシア風になつた後藤子爵は、些の疲れもなくブラットフォームに姿を現はし一同に對し挨拶した。モスクワ寫眞班、活動寫眞班、記者連は殺到し子を圍繞する。子はこれ等の人々にも萬遍なく鼻眼鏡越しに愛嬌を振りまきつゝ、ロシア國賓として指定されたサヴオイ・ホテルに自動車を走らせた。子は特に余（黒田特派員）を呼んで汽車中の述懷談を何くれとなく語る。

ロシア官民の熱誠な歡迎は豫想外だつた。沿道でさへ、例へばチタに著くと同所の鐵道長官は特に我輩を優待する爲めの特別列車を更に我輩の特別列車の後へつけてくれ、丸一日中吾輩を御馳走してくれた。途中で前の貨物車に故障があつて立往生させられてこんなに遅れたが別に疲れはしないよ。七十以上の老人の旅としては御覽の通り元氣な方だらう。その上ロシアは今

度で四度目だから醬つた國へ來たやうにも思はんさ。

伯は一生、氣で生きてゐた人であつた。ゆゑに今露都に來り、いよ／＼その最後の御奉公を始める舞臺に著いたのだと思ふと、滿身の元氣が勃々と湧いて、長旅の疲勞も、故國にての重患も、吹き飛ばされたやうに意識から消えて行つてしまつたのである。

いま彼は革命露西亞に來り、何事を爲さんとするのであるか。

第三節　協同對支提言の折衝

一、スターリンとの會見

莫斯科到着の後、伯が第一に仕遂げようと謀つたのは、その宿志たる支那問題の解決であつた。伊藤に說き、桂に說き、兩者を起して露國に行かしめた伯である。兩公亡き後を受けて、この大業の實現は、自分の責任であると考へた伯は、いま十年宿志の地たる革命露西亞の首府に著いたのである。強力なる政府が、この國にある。その強力政府の中心人物が、この都に居る。スターリンである。若しスターリンを動かすことが出來て、彼をして對支政策に乘り出さすことができたならば、自分の計畫はいよ／＼實現の機を得るのだ。

伯は壯年の如き感激を覺えたに相違ない。

スターリンは、殆ど外國人に面會しないのをもつて聞えた人間である。彼は果して伯に會見し、かかる重大問題に關し、その意見を吐くであらうか。

然るに伯とスターリンとの會見は、意外にもすら〳〵と運んだ。さうしてスターリンは、胸襟を開いて、對支政策に關する所懷を吐露したのだ。

幸ひにして兩者の會見記が殘つてゐる。これによつて吾人は、彼等が何事を語りしやを知り得ると共に、世界の謎の人であるスターリンに關し、興味ある示唆を發見することができる。同時にまた、その行間言外の意味を翫味するとき、吾人はこの文獻の重要性を痛感せざるを得ない。

その第一回の會見は、昭和三年一月七日であつた。その會談要領を次に掲げる。

スターリント會談要領

昭和三年一月七日午後一時、共產黨中央執行委員會ニテ

後藤　支那ノ政情ハ益混亂ヲ重ネコノ儘ニ放棄セバ大亂ノ基トナルヘシ貴見如何。

スターリン　支那問題解決ノ困難ニハ三箇ノ原因アリ。第一ハ現在ノ支那ニハ統一セル政權無ク分離シ居リテ一國ノ體ヲ成サヾルコト、第二ハ外國ガ支那ノ實情ヲ知ラズシテ猥ニソノ內政ニ干渉スルコト、第三ハ、支那國民ガ年來外國ノ壓迫欺瞞ニ慣レテ一種ノ妄想ヲ生ジ、外國ガ支那ニ對シイカナル政策ヲトルトモ常ニ猜疑心ヲ以テ之ヲ視ルヤウニナリタリ。コノ第三點ガ支那問題解決ノタメ最困難ナル點ニテ從テ我等ガ最注意スヘキ點ナリト思惟ス。

後藤　孰レニセヨ支那ノ實情ヨリ迷惑ヲ蒙ルモノハ先ツ貴國ト日本ナリ。元ヨリソレガ可能ナレバ支那ヲ含メ三國協商シテ東洋

平和ノ確立ヲ計ルベキナレド、貴見ニモアル如ク目下支那ニハ之ト語ルヘキ主權無シ。又タ近キ未來ニ之アルヲ豫想シ難キ故暫ク露日兩國協商シ隔意無キ諒解ノ下ニ支那問題ヲ解決シタシ。貴見如何。

スターリン　露日兩國ノ諒解ノ下ニ支那問題ヲ解決セントイフコトハ、自分ハ外交家ニアラズ實際家ナレバ端的ニ何ヲカ、露國ハ日本ト相談セズシテハ支那ニ對シ何モ行ハザルヤウニシタシトイフ意味ナリヤ。日本ハソレヲ希望スルカ。

後藤　否、自分ノ希望ハソレ迄ノイノニアラズ、タヾ露日兩國ノ隔意無キ協商ヲ必要ト思フナリ。之ヲ必要ナリトハ思惟セラレザルカ。

スターリン　支那問題ニ關シ露日兩國ノ隔意ナキ協商ハ必要ニシテ又タ可能ナリト思惟ス。シカシ子爵ノ意見ニテカヽル協商ノ成立ノタメニ妨ゲトナルモノハ何ナリト思ハルヽカ。

後藤　ソレハ日本ニハ未ダ英米政策ノ追從者アリ。然レドモ日本ハ既ニ獨立ノ對外政策ヲ確立スル必要ニ迫ラレツヽアリテ、ソノタメニハ露國トノ提手ヲ必要トシツヽアルナリ。元來支那ニ於ケル赤化問題ノ如キ當地ニテ親シク政府當局ヨリ承ルトコロニヨレバ、第三インターナシヨナルト露國政府トノ間ニハ截然タル區別アリテ、支那ノ動亂ガ赤化運動ヨリ來リシトスルモ之ハ露國政府ノ關知セザルトコロナリト。余モ之ヲ信ズ。シカシカヽルコトガ我日本ノ一部ニハ未ダ十分ニ諒解セラレザルナリ。

スターリン　支那動亂ノ原因ハ頗ル複雜ナルベキモ、要スルニ農民ノ窮状ト勞働階級ノ壓迫セラレ居ルコトガソノ主因ナルベシ。カヽル原因アルカギリ動亂ノ生ズベキ理由無ク、又カヽル事情在ル所ニテハ赤化運動ハ常ニ成功スベシ。第三インターナシヨナルハ其ノ成立ノ後未ダ九年ヲ經ザルモ、ソノ間トテモ世界各地ニ此意味ノ動亂アリシハ今更申スモ無キトコロナリ。露國政府ト「コムインテルン」トノ關係ニ就キテハ、或ル者ハ露國政府ヲコムインテルンヲ指導スト言ヒ、或ル者ハコムインテルン露國政府ヲ指導スト言フガ孰レモ當ラズ。コムインテルンハ露國ノミノモノニアラズ。英佛其他各國ニアリ。コレガ一露國政府ノ指導ニ甘ンズベキ理由無ク、又タ露國政府タルモノガ、ソノ外國ノ黨員ノ指導ヲ受クベキ理由無レバ寧ロ吾人ガ關ス露

國政府トコムインテルンヲ同一視スルニ就テハカクナルベキ相當ノ理由アリ。ソノ一ハ露國政府ハ實際第三インターナショナルニ對シテ同情（賛成）シツヽアルコトニテ、第二ハ露國政府ガ第三インターナショナルニ住所（居所）ヲ與ヘツヽアルコトト之ナリ。然レドモ、例ヘバ英ニセヨ獨ニセヨ孰レモ第二インターナショナルニ同情シ之ニ居所ヲ與ヘツヽアルニアラズヤ。ソレガタメニ第二インターナショナルト英獨政府ト同一體ナリト言ヒ得ベカラザルヤ無論ナリ。露國政府ハ其駐外使臣ヲソノ地ノ共産黨運動ニ參加スルヲ禁ジ、ソノ疑アル者ハ之ヲ召還シツヽアリ。然レドモ駐外使臣中ニハ其運動ニ同情シテ之ニ參加セルモノアルハ事實ナリ。カラハンノ支那ニ於ルモ其例ナリ。世界諸國ニ於ケル共産黨運動ニ對シ露國政府ノ責任ニ就テハ如上ノ如シ。支那ニ關シ露日間ノ諒解ハ必要ナリトシテ、サテ今日迄露國ガ支那ニ關シ取リタル政策ニハイカナル點ニ誤謬アリト思惟セラルヽヤ。自分ハ日本ノ對支政策ニモ誤謬アリト思フ。希望セラルヽナラバ之モ申シ述ブベシ。

後藤　ソノ前ニ申シ置キタキハ今日ハ貴下ト外交談判ヲナスタメニ來タリシニアラズ。タヾ隔意無キ意見ヲ交換シ、貴諭ヲ得タキタメニ來リシナリ。其意ヲ諒セラレタシ。

スターリン　ソレハ最悅ブトコロナリ。自分モ外交家ニアラズ。從テヨイ加減ニ沈默スルハ欲セザルトコロナリ。一問題ハ徹底的ニ考慮シタシ。

後藤　露國ノ對支政策ノ誤謬ハ第一ニハ從來餘リニ功ヲ急ギタルコトナリ。赤化運動ノ如キモ其例ナリ。第二ニハ支那ノ實狀ヲ知ラザルコトナリ。支那ニハ舊文明ノ根深クシテ容易ニ新社會運動ノ成功ヲ見難シ。外面一寸成功シタル如キコトアルモソレハ表面ニ止ル。孫逸仙ノ如キニ就テモ余ハシカ思惟ス。次ニ日本ノ對支政策ノ誤謬ト思ハルヽ點ヲ伺ヒタシ。

スターリーン　露國ノ對支政策ノ誤謬ハナホ他ニモアルベシ。日本ノ從來ノ對支政策ノ根本的誤謬ハ支那ノ社會運動ノ眞相ヲ理解セザリシコトナリ。日本モ七十年前ニハ外國ト對等條約ヲ締結シ居ラズ。一部外國ノ羈絆ノ下ニアリタリ。後國粹運動起リテ完全ナル獨立ガ得ラレタルガ、コノ「ナショナリズム」ハ今日迄日本ノ文明ニソノ痕跡ヲ止ム。現在ノ支那ニ於ケル社會運動モ亦全ク同一ニシテ、多年ノ壓迫羈絆ヨリ脫セントスル國民的運動ニ外ナラズ。現在ノ支那將軍連ニハ種々ノ色分ケアレド自

分ハ彼等ノ國粹擁護者（ナショナリスト）ト思ヒ。日本ハコノ點ヲ看過シ居ルト思フ。序デナカラ張作霖ニ對スル貴見如何。

伯爵　昨年奉天ニ於テ張作霖ニ面會シ、北京進出ノ不可ナルヲ論セシモ時既ニ晩カリシ。余ノ考ニテハ張作霖ノ政權ニ在ルハ既ニ永カラザルベシ。然レドモ彼倒レテモ之ニ代ルベキ者ハ矢張リ同種ノ者ナルベシ。勿論早ク支那ニ堅固ナル政權現ハレ之ト交渉スルコトハ望ム所ナレドモ近キ未來ニ其ノ希望ナカルベシ。

スターリン　日本ハ今日迄全ク對支政策ヲ過マテリ。宜シク米國ガ軟キコトギプスノ如キ政策ヲ取リツヽ、シカモ成功セルニ鑑ムベシ。事アレバ直ニ兵ヲ出ス如キ策ノ得タルモノニアラズ。日本ハ其政策宜シキヲ得レバ支那ニ於テ良好ナル隣友ヲ得ベク、政策宜シキヲ得ザレバ敵ヲ作ルコトヽナルベシ。

伯爵　貴見ノ如シ。輕卒ナル出兵ハ英米追從政策ノ結果ナリ。シカモ日本ハ今ヤ對外政策ニ一轉期ヲ劃スベキ秋ニアリ。而シテソノタメニモ貴國トノ提携ヲ必要ナリト思惟ス。

スターリン　露日兩國協商ノ具體的内容ニ關スル貴見ヲ承知シタシ。

伯爵　ソレハ自分ハ有シ居ラズ。支那問題ニ關スル兩國ノ具體的希望ハ、コノ點ニ就テ兩國ノ隔意無キ諒解ノ必要ガ認メラレタル後、兩國政府ニ於テ考慮シ提議スベキコトニ屬ス。要スルニ自分今回渡露ノ目的ハコノ根本的諒解ヲ得ンタメナリ。ナホ時間アラバ貴下ト再度會見シ意見ノ交換ヲ爲シタシ。

スターリン　承知セリ。

この伯とスターリンとの會見の光景については、この時通譯として陪席した八杉貞利が、次の如く語つた。まさに赤黨の獨裁者の風貌を躍如たらしむるものがある。そしてこれによつて上掲會議要領の記録は、一段と光彩を增すであらう。

「伯爵がスターリンを訪問した時の模様ですか。

總てニスターリンが極めて稀に外國人に、面會を許すときには、何所に來いと云ひません。必ず先方から何日何

時頃祕書が迎ひに行くと云ふのです。

伯爵を迎ひに來たので私がお供して參つたのはクレムリン宮殿の一部で、多分黨の本部であつたでせう。入つて驚いたのはその部屋の非常に大きいことでした。一寸ドノ位ありませうか、何しろ大きいホールでありました。そしてそこに大きいが簡單な机が隅の方に一つあるきりで、書類見た樣なものが少しあつたやうで、その前に坐つて居ました。

側に祕書が一人ゐました。伯はその机の正面に腰を掛けられ、私はその側にかけました。先きに案内に來た人は部屋の入口で歸りました。側に居たのは別の人です。スターリン氏の著物は例の軍服の樣なもので、寫眞に見るやうな襟の折れたあれです。

その談話の態度は、伯爵の云はれることを私が通譯して傳へると、なか〳〵返事せんのです。一寸考へてからポツポツと答へるのです。能辯とか何とか氣力あるものではないのです。日本風に云つたらネチ〳〵といふ云ひ方で、大勢の前で大演說する人と云ふ風ではありませんでした。尤も大演說家であるかどうか私は知りませぬ。チチェリンは私、二三度聽きましたが雄辯家でした。

前後二回の會見で、最初のは支那問題で相當の時間に亙り、約三十分位かかりましたらう。第二回目が主として所謂漁業條約の關係で、事務的の話で五分か十分で濟みました。二回共に印象は變りませんでした。

何しろ物云ふにハキ〳〵しないで、何となく陰險なやうな人で、とても個人として會つたのでは豪い人とは思はれんのです。顏面は青黑くて、風采の極めて揚がらない瘠せた男でした。今日は幾分太つたやうに聞いてゐます

が……いづれにしてもあの寫眞で見るやうな立派な印象は得られない人です。

番兵は一人二人居たやうでしたが、多數の兵隊は見えませんでした。廣い部屋に一人居ると云ふことは、ムツソリニもさうだと云ふことです。何か自衛の上からやつてゐるかと思はれます。そしてその部屋が始終彼がゐるのかどうか知れません。面會のため一寸だけ來てゐるのかも知れませぬ。幾度も場所を變へるものらしいのです。あの頃は甚簡單な生活のやうでしたが、今日の共産黨幹部は、大抵別莊を持つてゐるさうです。以上は私の感想ですが、伯爵は何と思はれたかわかりませぬ。

上記八杉の談中第二回の會見といふのは、一週間後の一月十四日に行はれた。この記錄は次の如くである。

スターリンと會談要領

昭和三年一月十四日、共産黨中央執行委員會ニテ

後藤　蔣介石ニ對スル貴見如何。

スターリン　彼ハ世界ノ大勢ヲ理解セズ、反動政策ヲ行ヒツヽアリ。然レドモ亦タ一種ノ愛國者(パトリオット)ナリト思フ。彼ハ支那統一ノ志アリテ又ソノ爲メニ或ハ日露ノ間ニ或ハ日英ノ間ニ或ハ露米ノ間ニ欺瞞的政策ヲ行ヒツヽアリ。倂シ之ハ單ニ自己ノ身ノ爲ノミナラズ、ヤハリ一種ノ愛國心ナルベシ。彼ハ馮玉祥ヲ恐ル。露國ガ後者ヲ助ルコトヲ恐レツヽアリ。

後藤　張ハカヽル人物ナレバ彼ヲシテ我等ノ妨ゲナラザラシムルコトハ可能ナリト思惟ス。

スターリン　可能ナルベシ。

後藤　支那問題解決ニ關シ露日間ノ諒解並協商ノ必要ハ兩國識者ノ認ムルトコロノ如シ。コトハ目下焦眉ノ急ニ屬ス。貴見如何。

スターリン　ソハ必要ニシテ又タ可能ナルベシ。

後藤　若シ貴國ニ(貴下ニ)於テ余ノ提案ニ同意ナレバ歸國後我政府ニ對シ之ヲ說カント欲ス。而シテコレハ我政府ガ孰レノ政黨

政派ニ屬スルカニヨリテ動クコトナキヲ要スルガ、幸ニ余ハ何ノ政派ニモ屬セザルニヨリ好都合ナルベク、コノ意味ノ努力ヲナサントス。貴見如何。

スターリン　具體的問題ノ解決ハ貴示ノ如クソノ時ニ應ジ兩國當局ノ間ニ解決スベキコト、シ、主義トシテ、原則トシテ支那問題解決ニ關シ露日兩國間ニ諒解協商ヲナスベキコトニ就テハ我國政府モ蓋異議ナカルベシ。

なほ上掲八杉の談にもあるごとく、この日の會談においては、續いて漁業條約の問題が折衝された。しかしこれは單なる事務的談話に過ぎなかつた。その會談要領は第五節に掲げる。

二、チチェリンとの會商

伯が露西亞に著いた當時の外務人民委員はチチェリンであつた。從つて、伯の正式の交渉相手は彼であつたのである。その次は、亞細亞に關する委員代理のカラハンであつた。後にチチェリンの後を繼いだリトヴィノフは、當時は歐洲方面の委員代理であつた。ゆゑに伯が支那問題について、最初に會談したのはチチェリンであつた。それはスターリンとの會談に先だつこと九日、昭和二年の十二月二十九日に行はれた。次に掲げる會談要領が、その內容を物語つてゐる。

チチェリント會談要領

昭和二年十二月二十九日

後藤覺書ニ對スルチチエリントノ質疑及答

一、極東問題ニ關シ日露兩國ガ親善的協商ヲナシ行クコトノ必要ハ申ス迄モナシ。卽チ露國トシテハ、其西境ニ於テハ常ニ武裝

準備ヲナシ置クノ必要ニ迫ラレ居ルガ、極東ニ於テハ到底其餘裕無シ。之ハ軍備ニ斯ノ如ク多大ノ出費ヲ爲シ居リシ舊帝政時代ニテモ能クシ得ザリシトコロ、況ンヤ現露政府ニ於テヲヤ。シカモ目下歐露ハ人口ノ多大ナル増殖ニ苦シミツヽアリテ、極東ヘノ移民ヲ計畫且實行シツヽアルナリ。サレバコレラ移民ニ對スル物資供給モ日本支那等ヨリセザルベカラズ。又コレラ移民ノ生産物ハ、コレ亦極東諸國ヘ輸出サレザルベカラズ。要スルニ極東ニ於テ日本ト親善關係ヲ保ツハ、露國自身ノタメニ最必要ナリ。殊ニ目下英國ハ全然露國ヲ敵視シ、米國亦タ甚ダ好意ヲ有セザルニ當リ、極東ニ於テ日本ト提手スルノ必要ハ最明ナリ。日本トシテモ亦タ極東（例ヘバシンガポール問題ノ如キ）ニ於テ英國ト相衝突シ、米國ノ太平洋ニ向テノ進出ガ早晩日本トノ衝突ヲ餘儀無クセシムルコト明ナル今日ニ於テ、露國ト提手スルノ必要頗ル明瞭ナリ。要スルニ極東問題ニ關シ兩國ノ協商ノ必要ハ申ス迄モナシ。

二、貴下（予督）ハ全然私人ノ資格ニテ其言ハ何等拘束セラルヽコトナキ自由ノ地位ニアリ。自分（チチエリン）ハ外相トシテ其言ハ責任ヲ生ズ。然レバコノ間ニ不合理無キヤ。

答　貴下ノ問題ガ雙方ノ理解ノ上ニ具體化シテ兩國政府當局ノ手ニ渡ル迄ハ互ニ責任無キ責任者トシテ胸襟ヲ開キ語ラントスルナリ。

三、支那問題ニ對シ露日兩國ノ協商ハ必要トシテ、サテ提案ノ協商ノ具體的內容ヲ承知シタシ。（コノ問ハチチエリン一二回反復シテ提出シタリ）

答　ソレハ只今申スヘキ限ニアラズ。只今ハ主義トシテ協商ノ必要ヲ雙方十分ニ理解セントスルナリ。協商必要トイフコトニ一致セバ、其時始メテ雙方ノ當局ニ於テ各自ノ要求ヲ考フヘキナリ。

唯、支那ニ關シ兩國ガ協商セントイフモ、支那ヲ兩國（露日）協商ノ目的物（オブゼクト）トスルコトハ不賛成ナリ。例ヘバ曾テ英露兩國ガ行ヒタル如キ支那ニ於ケル勢力範圍ノ固定トイフガ如キコトハ今日露政府ノ取ラザルトコロナリ。協商ニハ支那國民ノ權利ノ尊重ヲ目的トシ、支那ヲ協商ノ伴侶（パートナー）トシテ行クニ非レバ不可ナリ。

答　勿論然リ。支那國民ノタメ、惹イテハ東洋平和ノタメ三國相謀ラントスルナリ。タヾ目下支那ハ混亂ノ狀態ニアリテ眞ニ主權ノ認ムベキモノ無キ故、暫ク露日兩國ニテ相謀ラントスルナリ。必要アレバ支那南北ノ政權ト相謀ルコトヲ辭セズ。

五、貴下ノ覺書中ニモ、又タ他ノ人ノ言ニモ「支那ニ於ケル赤化」云々トイフコトアレドモ、露國ハ嘗テ支那ニ於テ共產主義ノ宣傳セルコトナシ。第三インターナショナルノ運動ハ支那ノミナラズ世界各國ニ之アリ。露政府ノ預リ知ラザルトコロナリ。支那ニ露西亞士官ノ行キ居ルハ、個人トシテ赴クヲ默認（支那國民ノ利益ノタメ）セルニ止リ、露政府ノ命令ニヨリシニ非ラズ。之ハ日本軍人ガ多ク彼地ニ行キ居ルト同ジコトナリ。シカモ目下コレラ軍人ソノ他モ悉ク召還シタレバ支那ニハ此種ノ露人其跡ヲ止メズ。要スルニ「コムインテルン」ト露政府トヲ同一ニ視ザルコトヲ希望ス。「コムインテルン」ハ世界諸國ノ共產黨代表ヨリ成リテ露國ノミノモノニハ非ルナリ。

六、太平洋會議ハ純學術的ノモノニテ政治トハ無關係ニアラズヤ。

答　否、同會議ニ派遣サルヽ英米其他ノ委員ハ社會的最有力ナル人々ニテ、其結果彼等ノ意見ノ交換ハ漸次政治上ニモ重キヲナサントシツヽアリ。

七、日本ニハナホ英米ノ追從者尠ナカラズ、又侵略的政策ヲ捨テザル一部ノ人モアリト聞ク。今回ノ提案ニ對シテハ現日本政府トノ諒解アリヤ。其邊ノコトヲ承知シタシ。

答　日本ハ其自主的外交ヲ確立センタメニ英米外交ノ羈絆ヲ脫スルノ必要ニ迫ラレツヽアリ。又タ所謂軍人階級ノ意見モ旣ニ一轉換ノ時期ニ遭遇シツヽアリ。露日提携ノタメニハ今日ハ其最好機ナリト信ズ。又タ現政府トノ諒解云々ニ就テハ或ル程度ノ諒解アリ。併シコノ問題ハ政府卽チ政友會トノ諒解ノミニテハ不可ニシテ、野黨卽チ民政黨幹部トモ十分ノ諒解ヲ得ルヲ必要トス。政黨政派ヲ超越セル國家的問題トナレバナリ。

斯くのごとくチチェリンは、主義としては支那問題に關し、日露兩國の提携に贊成したが、それと同時に「何か具體的の案ありや」とのことを、二度までも伯に訊してゐる。

この點は、カラハンも亦同樣であつて、同行の田中清次郎に對し、「一體支那に對する具體案があるのか」と訊いた。スターリンも同じ質問を發してゐる。それが露國要人達の最も知らんと欲したところであらう。

然るに伯はこれに對し、一言も説明を與へず、ただ「それは問題に應じて、兩國政府に於いて取定めたらよい」ぐらゐの程度にしか觸れなかつた。

從つて露西亞側は、何のために伯が斯くの如き、抽象的提案に鋭意したるやの眞意を解するに苦しんだであらう。これは彼等が伯の性格と平常のやり方とを知らなかつたからである。伯が仕事を始めるときは、常に斯くの如き一見茫漠たる概念をもつて臨むことは、我等は既に臺灣に見、滿鐵に見、又數度の國務大臣時代に見てゐる。要するに、伯は外國と交渉するに當り、先づ具體案を出して話を取り定めることは、かへつて自縄自縛に陷り、且つ問題を小範圍に限局するの不利ありと考へてゐたのであらう。ゆゑに支那問題に關する日露提携については、何人と會談の際にも、我れをコムミットするごとき具體的の意見を述べなかつたのである。

さて一月二十一日には、伯はチチェリンとの第二回目の會談を行つた。その內容は次のごときものであつた。

昭和三年一月二十一日、午後三時

チチェリント會談要領

後藤　支那問題ニ關スル余ノ提案ハ主義上ニ貴國各方面ノ賛成ヲ得タル樣ナリシ、蔣國家ノ實現ニ努力セラレタシ。

チチェリン　貴意ノ如シ。但昨日モ申セシ通、日露兩國ガ支那ニ對セル如キ意見ハ之ヲ呈ス。支那ヲ協商ノ内ニ入ルヽコトハ必要ナシ。

後藤　同意ナリ。必要アラバ張作霖ヲモ説クベシ。

チチエリン　唯彼ハ英國ニ頼リツヽアリ。單ニ張ノミナラズ、現在支那ノ將軍連ニ早クコノ擧ヲ知ラシムルハ危險ナリ。注意ヲ要ス。

後藤　無論ナリ。ナホ不侵略同盟、通商條約モ之ヲ考慮セントス。

チチエリン　最歡迎スルトコロナリ。

なほこの日の會談においても、伯は漁業條約問題に觸れたが、これも第五節に讓る。

三、その他要人との會談

この外に伯の會見懇談した要人は、大統領の地位にあるカリニンと、首相の地位にあるルイコフとであつた。その會見談の大要は、次の會談要領によつて窺ひ得るであらう。

昭和二年十二月三十一日

カリニントノ會談要領　（午後二時クレムリンニ於テ）

一、一九二二年ニ自分（カリニン）ハ西比利亞及極東地方ヲ旅行セリ。當時ハ未ダ日本出兵ノ印象全ク去ラザル時ナリシモ余ハ既ニ日露兩國間ニ親善ナル、殊ニ商業關係ノ結バルベキコトノ必要ヲ述ベタリ。當時兩國間ノ商業關係ハ元ヨリ微々タルモノナリシモ、併シ他日發達ノ萌芽ハ既ニ之ヲ認ムルコトヲ得タリ。

二、日露兩國ノ物質的（貿易商業）關係發展ニ於テ重要ニシテシカモ困難ナル點ハ、ソビエート聯邦本部卽チ歐羅巴露西亞トノ關係ニアリ。兩國間ノ貿易關係ハ啻ニ極東ニノミ止ルベカラズ。必ズ歐羅巴露西亞自身トノ間ニ結バレザルベカラズ。ソヴエート聯邦ハ勿論目下富有ナラザル故ニ多クヲ外國ニ購入スルコト能ハザレドモ、併シ貿易額ハ年ヲ逐テ增加シツヽアリテ日本ヨリ購入スベキモノ少ナカラズ。輸出ニ於テハ勿論ノコトナリ。露獨間ノ貿易關係ハ戰後兩國ノ政體社會組織斯ノ如ク異リタ

ルニモ關ラズ、戰前ト均シク最緊切ナリ。最近久原氏ノ來ラレタル時氣付キタルハ、コノ「クレムリン」ニ日本製電話機ノ使用サレツヽアルコトニテ、之ハ日本ノ貿易代表ノ手ヲ經テ購入セラレタルモノナリ。之ガ瑞西製ノモノカ何カナリシナランニハ更ニ驚クニ足ラザレドモ、日本製ノモノナルニハ驚キタリ。

三、然レドモソウエート聯邦自身ト日本トノ商業關係ノ發展ニ關シテ困難ナルハ、一ニハ極東ト異リテ競爭者（例ヘバ獨逸ノ如キ）ノ多キコト、二ニハ道遠キコト、例ヘバ日本ト「オデッサ」トノ航路設定ノ如キ難問題アリ。之ヲ解決セザルベカラザルナリ。

右ニ對スル後藤答　日本ノ貿易家モコノ點ニ留意努力シツヽアリ。既ニ日本ト歐露トノ間ニ商業關係開始サレツヽアリ。

四、現在露國ニハ未ダ缺陷甚ダ多クアルベシ。然レドモ露國當局ハ鋭意國民、殊ニ「マッス」（大衆）ノ文化的物質的向上ニ努力シツヽアリ。特ニ國政ヲ以テ大衆ノ物[illegible]シメンニ努力シツヽアリ。貴下ハ或ハ我國體社會制度ニハ贊成セラレザルヤモ知レザレドモ、シカシ我政府ガ如上ノ努力ヲ爲シツヽアルニ對シテハ、同情ヲ以テ認メラルヽコト、思フ。

後藤答　露國社會施設ニハ他國ノ及ビ難キモノアルヲ見テ、貴國當局ノ多大ナル努力ガ[illegible]ノ成果ヲ得タルヲ感ジタリ。

ルイコフ會談要領

昭和三年一月十三日午後二時、クレムリン内閣議長室ニテ

後藤　支那問題ハ益々混亂シ、世界不安ノ基タラントス。コノ際露日兩國十分ノ了解協商ノ途ヲ、時局安定ヲ計ラザルベカラズ云々。

ルイコフ　支那ニ於ケル事態ハ世界ノ諸國ガ曾テ經驗セシト同一ノ過程ヲ進ミツヽアルモノナリ。即チ他國ノ羈絆ヲ脫シ完全ナル獨立ヲ得ントスル運動ニシテ、之ニ例ヘテ曾テ伊太利モ、マタ日本モ之ヲ經驗セル過程ナリ。例ヘテ言ヘバ支那ハ今ヤ出產ノ苦悶ノ體驗シツヽアルナリ。コノ分娩ノ苦シミガイカニ永ク續クカハ不明ナレド、必ズヤコレヨリ獨立ノ國民ガ生レ來ルベキコトノ[illegible]ベカラズ。

後藤　隣國ハソノ分娩ノ苦シミヲ傍觀坐視スベカラズ。宜シク之ニ助力ヲ與ヘテ分娩ヲ速カナラシムルヲ要ス。

ルイコフ　施術ヲ加ヘテ分娩ヲ速カナラシムベキカ。

後藤　否、施術ハ不要ナリ。唯誠意アル助力ヲ與ヘテソノ苦ヲ輕減セシムルヲ要ス。

ルイコフ　列國ハ今日ニ至ル迄支那ニ於ル實情ヲ看過シツヽアリ。卽チ英ニセヨ米ニセヨ皆支那ヲ以テ搾取ノ目的物トシ、將來モ亦タ搾取ノ目的物タリ得ベシト考ヘツヽアリ。コレ大ナル誤謬ナリ。前述ノ如ク、支那ハ今ヤ其獨立ヲ得ンガタメニ他ノ國ガ嘗テ體驗セルト同一ノ過程ヲ行キツヽアルナリ。唯國大ニシテ人多ク、加フルニ外國ノ干渉アリ、其目的ノ實現ニハ多大ノ困難ヲ伴フナリ。サレド結局其目的ハ達セラルベシ。故ニ露日兩國ガ相協商シテ支那問題ヲ解決セントナラバ、ソレハ宜シクコノ見地ヨリ出發セザルベカラズ。卽チ支那獨立ノ運動ヲ認メ之ニ助力スルヲ必要トス。

後藤　貴見ハ之ヲ諒トス。タヾ支那ノ動亂ハソノ平定ノ何時ナルヤヲ豫定シ難ク、貿易關係ノ緊密ナル我國ノ如キハ到底之ヲ忍ブコト能ハズ。支那動亂ノタメ先ヅ害ヲ被ルハ露日兩國ニシテ、シカモ目下ノ支那ニハ之ト語ルベキ確固タル主權無キニヨリ、暫ク兩國協商シテ之ヲ解決シタシ。ソノ必要ヲ認メラレザルヤ。

ルイコフ　現ソウエート政府ハ舊露國帝政トハ其外交政策ヲ根本的ニ異ニシ居ル。舊帝政ハ侵略主義ヲ取リソノタメニ日露間ノ衝突モ起リタルナリ。現政府ノ對外政策ハ平和ヲ主眼トシテ外國トノ文化經濟近接ヲ計ル。故ニ隣國日本トノ近接親近ニ何等妨トナルベキモノナシ。但未ダ十分ニ之ヲ理解セズ、ヤハリ現政府モ侵略主義ナルカノ如ク理解スルモノアルハ、舊帝政時代ヨリ現政府ガ受取リタル厄介ナル遺産ノオカゲナリ。

後藤　貴說ノ如ク現政府ヲ理解セザル者甚多シ。支那ニ於テ共産主義宣傳ニ對シ强キ反動起リ益々時局ヲ混亂セシメツヽアルハ知ラルヽナルベシ。露支兩國間ニ存スルコノ誤解ヲ一掃シ支那人ニ正シキ理解ヲ與ヘザルベカラズ。ソノタメニモ亦タ露日兩國ノ諒解ハ最必要ナルベシ。東支鐵道ニ關シテモ露支兩國政策ハ衝突シツヽアリ。コレ亦タ兩國間ニ理解無キヨリ起ル。

ルイコフ　貴下提案ノ露日兩國協商ノ具體的内容ハ何ナリヤ。

後藤　ソレハ多ク問ハルヽトコロナレドモ、支那ニ關スル具體的問題ハソノ日ソノ日ニ露日兩國間ニ起リ來ルベク之ヲ豫言スベカラズ。要ハ根本的ニ兩國ノ諒解ガ成立スレバ、具體的問題ハソノ時ニ應ジテ之ヲ解決シ行クヲ得ベキナリ。

ヨイッフ　支那問題ニ關シ兩國（露日）ノ根本的諒解協商ノ必要ニ就テハ全ク貴見ニ同意ナリ。

後藤　自分ハ當地ニ來リ貴國當局ノ說明ニヨリ支那赤化運動ニ貴國政府ノ關係無キコトヲモ承知セリ。併シナホ支那ノ動亂ハ赤化運動ノタメナルヲ信ジ、若クハ自己ノ利益ノタメニカク說ク者（國）少ナカラズ。カヽル誤解モ亦タ露日兩國ノ諒解成立セバ之ヲ一掃シ得ベシ。

ヨイッフ　支那ノ動亂ヲ赤化宣傳ノタメナリトイフ批評ハ我等ノタメニハ誠ニ過ギタル名譽ナリ。一國民ノ動亂ガ筆舌ノ宣傳位ノタメニ起リ得ベキナラバ、露政府ノ如キハ既ニ早クコノ地上ヨリ無クナリシナルベシ。各國民ハ各ソノ歷史的傳統ヲ有ス。露國ニ其ノ現制度ソヴェートガ必要ナルハ英國ニ貴族院ガ必要ナルト何等選ムトコロナシ。支那國民ガイカナル政體ヤ社會組織ヲ生ミ出スカソレハ支那國民ノ事ナリ。唯其運動ガ國民ノ獨立ニ對スル要望ニ基クコトヲ忘ルベカラズ。吾人ハ英國ガソノ貴族院制度ヲ有スルニ反對セズ。唯ソノ印度ニ於ル政策ニハ贊成スルコト能ハザルナリ。故ニ貴國政府ハ其在外使臣ニ對シ當該國ノ内政ニ關係スルコトヲ禁ジ、宣傳運動ニ參加スルヲ禁ジ居ルナリ云々。

四、沿海州拓殖問題

支那問題に關する懇談を、各方面と試みつゝあつた伯は、又同時に沿海州拓殖計畫に對する折衝を爲すことを忘れなかつた。しかしこれは問題が事務的のことであつたために、主として東洋事務の擔當者たるカラハンと交涉した。その會談の大要は次の如くであつた。

土地利權問題ニツキカラハント會談要領

昭和三年一月八日午前十一時外務省ニテ

後藤　沿海州ニ於ケル米田利權問題ニ就テハ既ニ森ヨリ詳細說明申シタルガ、右ノ許可ヲ得ラルレバ是即チ露日接近ノ實際的證明トナルコトニテ其意義頗ル重大ナリ。コノ利權ヲ日本ニ讓渡スルニ就テ、嘗テ露國ノ恐レシトコロハ日本ノ侵略政策ナリシ樣ナルガ、今日ニテハ然ルコト無カルベシト思フ。試ニハワイヲ見ルモ、ソノ人口ノ半ハ日本人ナレドモ、日本ハ一兵モ出シ居ラザルニ非ズヤ。モシコレガ成立スレバ露日民族並ニ今日ニテハ日本人ト同一視スベキ朝鮮人ト相融合シテ、玆ニ生ヲ安ンジ業ヲ營ムコトヽナリ、兩國親善ノ實始メテ擧ルコトヲ得ベシ。日本ハ永ク英米追從ノ外交ヲ爲シ居タルガ決シテ之ニ滿足シ居リシニ非ズ。殊ニ現下英米共ニ排日ノ氣分アリ。シカモ米國トノ連鎖ヲ作ルハ主トシテ貿易關係ニアリテ生絲輸出ノミニテモ巨額ニ達ス。シカシモシ極東地方ニ米田利權ヲ得テ米ノ產出ヲ見ルニ至レバ、露日兩國民ハコヽニ相融合シ、其ノ產出米ハ兩國貿易ノ重要品トナリ、兩國親善ノ楔子トナルコト米國ニ對スル生絲ノ比ニ非ルベシ。人口過剩ノタメノ移民ナレバ日本ハ必ズシモ北地ニ之ヲ求ムルヲ要セズ、南米ニテモ事足ルベシ。北地ニ共棲ノ地ヲ求メントスルハ即チ之ニヨリ露日兩國ノ連鎖ヲ固カラシメンガタメニ外ナラズ。コレ等ノ點ヲ考慮セラレンコトヲ望ム。

カラハン　打明ケテ申セバコノ問題ハ經濟當局ノ側ヨリ反對强クシテ中々ノ困難アリ。ソノ困難ハ第一ニハ、一タビ日本ニ土地利權ヲ與ヘバ益々ヨリ多クヲ求ムルニ至ラントイフコト是レナリ。侵略政策トイフ語ハ甚ダ明瞭ヲ缺クガ要スルニ日本ガ益々多キヲ求ムルナラントイフ危惧ナリ。第二ニハ、日本人ガ多ク移住スルコトヽナラバ種々ノ困難ヲ生ズベシ。或ハ勞働法ノ適用、或ハ學校ノ設備等諸般ノコトニ於テ、立國ノ基礎ヲ異ニスル兩國間ニ於テハ多クノ面倒ニ遭遇スベキコト之ナリ。

後藤　ソレハ面倒アルベキモ、ソハ些細ノ事ニシテ他ノ利權ノ場合ト均シク解決セラレ得ベシ。一タビ兩國間ニ實際的協商成立セバ、カヽル些細ノ問題ハ直ニ解決スヘシ。實際兩國間ニ隔意無キ理解成立セバカカル小問題ハ解決易々タルベシ。又タ之ヲ解決セザルベカラザルナリ。カヽル小障害ニ打勝チ得ザルヤウニテハ兩國親善ハ企圖シ難シ。露國ハ其領土內ニ百條ノ異リタル言語ヲ聞クトイフ。日本人ノ小部分ヲ其內ニ包容スルノ勇氣無キカ。

カラハン　日本人ガ露國ノ國籍ニ入レバ論ハ無キコトナリ。

後藤　来タ月日ノ間ニハ日本人中ニ露國々籍ニ入ル者モ生ズベシ。サラズトモ露國内ニ移住シテ其國法ニ從フハ當然ノコトナリ。一昨日ニスターリン氏ト會見ノ際ニハコノ件ニハ觸レザリシガ再度會見ノ際ニハ之ヲ言フガ宜シキヤ否ヤ、貴見如何。

カラハン　ソレハ宜シト思惟スレ共、ナホスターリン氏ト再度會見セラルヽ前ニ於テ今一度貴面ヲ得テ愚見ヲ申シタシ。

後藤　元来日露協商ノコトハ今日ニ始リタル問題ニアラズ、多年余ノ考ヘタル所ニシテ、又タ余ノ先輩伊藤公等ノ企畫セシ所ナリ。

カラハン　伊藤公當時ニハ帝政露國ヲ侵略政策ヲ執リタレバソノ點ニ大ナル障害アリシ。今ヤカヽル障害無ク、問題ハ寧ロ何故ニ兩國ガ協商シ得ザルヤトイフニ歸スベシ。

後藤　其點ニハ世間ノ誤解アリ。事ハ歴史ニ屬スレドモナホ明ニシ置ク必要アリ。（山縣伊藤公所見ノ反對等ニツキ詳說）

カラハン　ナホ附ケ加ヘテ伺ヒタキコトアリ。北地ハ日本人ノ移住ニ適セズ、風土ノ關係上ナリトイフコトヲ讀ミ又タ聞キタルガ如何。

後藤　サルコトナシ。勿論今日迄ハ南方ヘノ移住ヲ好ミタレドモ日本人ハ極熱ヨリハ寧ロ寒氣ニ堪ヘ得ベシ。

カラハン　ナホ今タスターリン氏ニ面會スベキ筈ナリ。貴下ハスターリン氏ニハ支那問題以外ノコトハ話サレザリシヤ。

後藤　話サズ。

以　上

補　遺

後藤　スターリン氏ハ支那問題ニ關スル露日兩國協商案ノ具體的内容ヲ知ラント欲シタルモ、之ハ要ヲ申セバ、具體的問題ガ毎日毎月ニ起リ來ルベキモノニテ要ハ兩國根本ノ協調ニアリ。コノ精神ニヨリテソノ時々ノ問題ヲ解決シ行クベキナリ云々。

尚ほ、伯が携帶せる拓殖事業に關する交渉要綱は左の通りであつた。

ソヴエート聯邦政府に對する交渉要綱

第一　會社設立の趣旨

一、日本は現在多數の失業者を出し、且人口の過剩に苦めるを以て、ソヴエート聯邦政府の特許を得て、是等多數の所謂「プロレタリヤ」を極東露領に移住せしめ、日露兩國民の互助協力に依りて、其の富源を開發し、生産を增加し、通商貿易の振興を圖り、彼我兩國の經濟關係をして倍〻緊密ならしめ、以て兩國民の福利を增進せんとす。

二、前記事業の資金は所謂「プロレタリヤ」を株主としては、到底之を調達し能はざるを以て、廣く一般に株式を募集し、會社を設立す。但し時宜に依り日露兩國の合辦組織と爲すも妨なし。

三、本會社は日露兩國の共存共榮を基調とし、兩國民の完全なる理解と協力とに倚りて、極東露領の富源を開發し、共同の利益を享受せんとするに在るを以て、單に殖産事業の經營に止まらず、進んで特許地域及其の附近に於ける移住民並に一般地方住民の爲めに交通、教育、衞生、保健及産業に關する諸般の施設を整備し、日露兩國民の永遠の和親と福利の增進を期す。

四、本會社は已むを得ざる事情の生ぜざる限り十五箇年間に事業を完成す。

五、本會社は移住農民の生計を安易ならしむる爲一戶每に相當の地積を限り總ての小作料を免除す。

六、本會社は其の投下したる資本金を償却する爲一定の小作料を徵收するも、相當の年限を經過したるときは、總ての耕地に對して小作料を免除し、以て移住農民の資力の充實を圖り地方農村の健實なる發達を期す。

七、本會社はソヴエート聯邦政府の特許期間滿了したる時は交通、教育、衞生、保健等に關する公益施設はソヴエート聯邦政府又は其の地方公共團體に無償讓與し、産業に關する諸般の施設は地方公共團體又は農業組合に無償にて讓渡す。

第二　ソヴエート聯邦政府に對する希望條件

一、ソヴエート聯邦政府ハ本會社に對しハンカ湖及南部烏蘇里地方に於て農牧適地八拾七萬町步の包括的農業及附帶事業の經營を特許すること。但し其地域は特許後成るへく速に日露雙方より委員を選任し實地に就き劃定すること。

二、ソヴエート聯邦政府は會社に對し前記事業の經營を容易ならしむる爲烏蘇里鐵道線適當の地點より分岐し事業地に到る拓殖

鐵道の敷設を特許すること。

三、前二項の特許期間は七拾五箇年たること。

四、ソヴェート聯邦政府は會社が事業經營の爲輸入する器具機械、建築材料其の他の物資に對し一切の課税を免除すること。

五、ソヴェート聯邦政府は本會社設立登記の日より拾五箇年間は借地料並に國及地方の一切の課税を免除すること。

六、前項の期限經過後會社がソヴェート聯邦政府に支拂ふ借地料は毎年度會社が株主に配分する利益金（株主配當金）の十分の一以内とし國及地方の課税は通して借地料の十分の二を超過せざること。

七、特許地域内に於ける森林（開墾豫定地を除く）の木材の伐採に付ては會社は其の伐採材積に應じソヴェート聯邦政府に對し相當の原木代金を支拂ふも居住民の自家用家屋建築用材及薪炭材に付ては特に其の代金を低減し、又會社が施設する道路、橋梁、鐵道、航道、學校、病院、產業試驗所等公益上必要なる事業に要する木材は、特許區域の內外に拘はらず總て無償伐採を特許すること。

八、ソヴェート聯邦政府及地方官憲は本會社の事業の經營を援助し且諸般の便宜を與ふること。

第四節　滯露の日々

一、棺の上の客

十二月二十二日莫斯科に到着し、翌年一月二十一日この地を出發するまでの三十一日中、二日間をレニングラードの視察に費したる以外は、他は全部を莫斯科に過ごした。

この間、露西亞政府は百方手を盡して伯を款待し、日も尚ほ足らざる有様であつた。蓋し日露戰爭以後、伯こそは日露兩國間の殆ど唯一の連鎖であつたからである。殊に身命を賭してヨッフェを招待した伯の態度は、革命動亂の日、死生の間に出入したるソヴィエット政府當路者に、深刻なる印象を與へたのである。即ち伯一行の待遇は、國賓を以てせられたのである。但し隨員は最初の三日間で辭退した。伯も同じく辭退したが肯かれないので、已むなく七日間だけその厚意を受けることにしたが、結局最後まで禮遇せられた。

また或る日の如きは、伯の旅情を慰めるために、帝制時代に盛行したあの露西亞情調の一つである橇を準備して、一行を招待した。その光景を前田多門は歸朝後の講演に於いて、次のごとく物語つた。

　或る時、外務省の接待の係りの人が子爵一行を慰めるために、一度ソリに乘つてはどうかと勸められた。これも同行した先輩の話によると、帝政時代には、素晴しい立派なソリがあつて三頭立の馬が附いたいいソリがあつたさうですが、今は無くなつたので、特に子爵に誠意を表して、二頭の馬を附けましたものを向うで用意してくれました。少し目に立つなと思つたが、一行はそれに乘つてドライヴに出掛けました。子爵と田中氏が一番先頭のソリ、私は外務省の接伴員の人とあとのソリに乘つて參りました。そして街の中をドライヴしました。或る街を横切ります時に、そのソリを目がけて勞働者風の人がやや醉拂つた足並みで、大きな聲で叫んでゐる。私はそのロシア語が分りませんでしたが、「あれは何を云つて居るのですか」と外務省の人に訊ねると、その人の云ふには「二頭立のソリに乘つて行くものだから、大きい聲を出して（一體二頭も附けるのは餘計だ、一頭を己れに與れ）と云つて居るのだ」と云ひます。

少し行きますと街の四ツ角のところで、或る巡査が何か云つてゐる。「あれは何を云ふのか」と訊ねると「本當のロシアが通るぞ、と云ふのだ」といふ。昔のことを思ひ出して本當のロシアが通ると云つたのだらうと思ひます。

伯の滯露中の日程の主要なるものは、次のやうなものであつた。

△モスコー

十二月二十五日　レーニンの墓參、トレチヤコフスカヤ繪畫館視察

（同）二十六日　オブノエの墓參

（同）二十七日　トレフウゴリナヤ織物工場視察

（同）二十九日　國民裁判所及刑務所視察

（同）三十一日　レーニンインスチトウト及レーニン圖書館參觀

一月二日　國立銀行視察

（同）三日　日露接近の夕

（同）九日　大學病院視察

（同）十日　兒童の家及農民の家の參觀

（同）十四日　大學勞働科を視察

△レニングラード

一月四日　エルミタージ博物館見學

（同）五日　エルミタージ博物館及冬宮、勞働學校及文化の家を視察

二、ヨッフェの墓參

莫斯科に著いてから間もなく、伯はヨッフェの墓參をした。それは曇つた十二月二十六日の正午であつた。クリスマスのため、商店はみな休業してゐる日であつた。伯は自動車を驅つて、莫斯科西郊、ノボ・デェヴォーチー修道院墓地に、ヨッフェの展墓に出掛けた。

日本から歸つて後、政治的には失脚し、肉體的には大患の痛苦にさいなまされてゐたヨッフェは、伯の來遊を待たずして、十一月十七日夕、短銃をもつて、その陋屋に自殺したのである。

ヨッフェ自殺の報を東京で受けた伯は、新聞記者に對して、次のごとき追懷談を試みてゐる。

ヨツフエ氏は日本にゐた時から非常に勤勉家でその爲め神經衰弱に罹つたやうで殊に最近は非常に病勢が進んでゐると聞いてゐた。政治的立場はトロツキーと同じ爲め逆境に陷つてゐた。病氣は長い牢獄生活の爲めであらう。ヨツフエ氏は日本へ來る時も暗殺されるのを覺悟してゐたとの事だ。殊に漁業權の恩人で來朝した當時は漁業權に就ては全く行き詰つてゐた。當時政府はヨツフエ氏と自分をさし拔いてウラジオ領事からロシア政府へ交渉したが一蹴された。そこでわが政府は自分に賴んで來た。その結果ヨツフエ氏の好意で現在のやうになつたわけである。最近自分はロシアへ行くことになつてゐたからヨツフエ氏と會ふ事を樂しみにしてゐたところだ。

さうして、四十日後の今、四千哩の長途はるけき日東の客は、この薄命なる革命兒の墓前に立つてゐた。寒風は淅瀝として、白い雪の上を吹き過ぎてゐた。

伯は帽子を取り、外套を脫し、墓標に向つて恭しく一禮した。十二月二十七日の大阪朝日新聞には、次のごとき記

事が載せられてゐた。

王冠のやうな格好をした尼寺の塔の聳えた後ろに眞白な雪に蔽れた墓場が寂しく横はり、雪に蔽はれた枯木には鳥が一面にとまつてゐた。そこに三週間前この世を去りし日露國交史上忘るゝを得ないヨッフェ氏の寂しい新墓が見出される。後藤子はその前にたゝずみて「我がヨッフェ氏の靈に贈る、君の友後藤新平より」とのリボンをつけた薔薇の花輪を安置し、身を切るやうな寒さの中で外套と帽子とをとつて感慨深きもの〻如く暫らく去り難き面持をしてゐたのは極めてドラマチックな光景であつた。子の感想をきけば「まあヨッフェ氏の墓參をするのも吾輩來露の目的の一つだつたから、それも無事濟ませてやつと安心した。なにカラハンとの話、それは萬事が上々吉だ。まづ大成功だね」とのみ多く語らなかつた。

三、日露文化接近の夕

昭和三年一月三日午後七時から、ヤコポイ俱樂部において、對外文化聯絡協會は、伯の爲めの歡迎會「日露文化接近の夕」を開催した。

右の席上においては、會長カアメネヴの歡迎の辭、文部人民委員ルナチャルスキーの「ソウェート教育方針に付きて」前田多門の「日本勞働法に就て」の演說あり、終つて伯は左の如く挨拶を述べた。

本夕は對外文化協會の御厚意に依り、予の爲めにかく懇篤深き、ソアレ（夜會）の御催に對し會長カメネフ夫人に深甚の謝意を表せんとす。

又先程來教育人民委員ルナチャルスキー氏、カメネフ夫人、其の他諸氏の御懇篤なる御挨拶に對し、衷心より感謝しをるものなり。

學問藝術に國境なく、偉大にして高尙なる思想の產物は世界萬民の寶とす可き理なるに拘らず、人爲の不合理なる事情に依りて時に無用の障壁築かれ、人心の自由なる交通の堰かるゝ事あるは痛嘆に耐へず。此の對外文化協會の如き其の障害を打破し、世界の人皆同胞の心を以て相接する眞の國際心を涵養する上に於て多大の貢獻せられつゝある事に對し敬意を表す。殊に吾國人の如き、貴國の藝術文學に對して多大の憧憬の念を抱ける者に取りては、貴會により多大の便宜を得る事言ふを俟たず。又最近吾國の文士等を招待せられ吾國の藝術に付き注意を拂るゝ厚意を多とす。是れ余一個人としても、亦日露協會會頭としても、深く感謝すると共に將來多大の期待を有する所以なり。

余は多年日露親交の爲めに微力を致したるが、今回老齡大寒を冒して貴國を訪問したるも、其の意貴國幹部の方々と個人的接觸を保ちて國交の接近を一層促進せんとするに外ならず。

國交親善の要諦は單に外交の形式や物質的利益の交換のみにては得らるゝものにあらず。兩國に跨つて心胸と心胸とが共鳴する幾多の人格が存在する事必要なり。此點に於て余の今回の入露に依て幾多の高潔なる士に交誼を結び得たる事を幸福と感ず。こは單に一個人の幸福のみにあらず又吾が國家のみの幸福にあらず眞に國際的幸福なり。今日の世に於て如何なる國と雖も孤立して存在する事を得ず。殊に蘇國の如き世界領土の六分の一を占むる大國が國家共存（フエーミリイ・オブ・ネーションズ）の仲間の外にあるが如きは寧ろ世界に取りての損失であります。是れ余が先年吾國に於て兩國國交正式囘復の以前に於て俗論に抗してヨッフェ氏を招致し一日も速に國交囘復を提唱したる所以なり。

其の後吾國は勿論他の强國又貴國と交を修し、他面貴國の人民及當路者の非常なる努力に依りて、國內の產業起り秩序全く整ひ庶民欣喜の狀ありて一層他國の信用を博さるゝに至りし事は大慶に耐えざる所なり。是れ余の入露以來短時日ながら身自ら目睹して斷言し得る所なり。希くは一層國際的にも圓滿なる結果を結ばれ、眞に全世界國際關係の道德化に寄與せられん事を衷心より希望に耐えず。

此の點に於て、今夕、身親しくジュネーヴに赴かれ軍縮會議に臨まれて世界の平和の爲めに多大の貢獻をなされしルナチャース

キー氏に御目に懸り其の御話を伺ひたる事を喜ぶものなり。余は近頃國内に於て政治の倫理運動を起し居るものなるが、國内政治と國際政治とは實は別かつ可からず。國内政治の倫理化は國際政治の倫理化と密接の關係あり。希くは此の機會に於てルナチャースキー氏、カメネフ夫人等の御盡力に依り余と東西相呼應して此の大業を遂ぐるを得ば幸之に過ぎず。終に臨み此機會を利用して、對外文化協會の職員諸氏が連日余の一行の爲めに貴重の時間を割かれ、種々の觀察研究に多大の便宜御供與を感謝す。而して茲に重ねて會長カメネバ夫人の御好意を拜謝するものなり。

第五節　漁業條約交渉

一、交渉紛糾

伯の訪露の大目的は、伊藤、桂兩公に勸めて成らざりしところを、自ら結成せんとするにあつたことは、既に縷述し盡くせるところである。しかるに意外なる事情は、意外なる方向へ、伯を羅致して行つた。

それは漁業問題であつた。

これが爲めに、伯の在露の時日と精力とは、殆ど擧げてこの問題の解決に奪はれ、伯が終生の目的たりし日露提携の根本問題については、單に漠然たる諒解を遂げたるのみにて、此の國を去るの已むなきに至つた。伯が衷心の遺憾想像に餘りありといふべきである。

田中清次郎の起草にかかる伯の「漁業協約調印始終顛末」のうちにこれらの事情を左の如く記述してゐる。

十二月二十二日莫斯科著、翌二十三日田中大使ヲ訪問シ、小生等東京出發後談判進捗ノ經過ヲ聞カントシタルニ大使ノ答ハ意外ニモ政府ヨリノ訓電ハ大使ニ交渉ヲ進メヨトノ意ニアラスシテ小生著後小生自身交渉ニ當ルヘキニ付開談、商議等ノ爲メ小生ニ充分ノ便宜ヲ供與ス可キナリト諒解セラル丶モノ丶如シ。

故ニ大使ニ何等談判ニ著手スヘキ權限ヲ與ヘラレタルニアラス拱手小生ノ到著ヲ待チタリトノ事ナリシ。此ハ大使ノ誤解カ小生ノ考違カ大使ノ權限ヲ明カニシ小生ノ立場ヲ正確ニ諒解スルノ必要アリト考ヘラレタリ。

茲において、十二月二十五日、伯は田中兼攝外相に宛てて發電し、出發前の諒解によれば、單に漁業協約調印に側面より斡旋する筈なりし旨を以て、當局の注意を促した。次の通りである。

漁業協約ニ關シ田中大使ヨリ聞ク所ニ由レバ小生出發前貴大臣ヨリ手交セラレタル十一月三十日外務、農林兩大臣決裁濟書類中四段ノ交渉方針ニ基キ小生ニ於テ直接其交渉ニ當リ、田中大使ハ其爲メ小生ニ十分ノ便宜ヲ供與セラル可キ旨御訓令アリタル趣ナレトモ、小生ノ諒解ハ之ト異リ、田中大使ハ固ヨリ職權上當然直接交渉ノ任ニ當タラレ、小生ハ個人トシテ日蘇兩國當事者間ニ斡旋ノ勞ヲ採リ、解決促進ニ盡力ス可キコト丶考ヘ居リタリ。又小生ハ之ヲ以テ最正當ニシテ最便宜ナル方法ナリト信ス。

これに對し、十二月二十八日、田中兼攝外相から、次の如き返電が屆いた。

貴電拜誦、御配慮ヲ深謝ス。曩ニ御依賴ノ趣旨ハ閣下御諒解ノ通リニシテ、閣下ノ彼我當局者間ニ於ケル御斡旋ニ依リ本問題ノ解決ヲ促進シタキ希望ナリ。田中大使ニ對シテハ閣下ト密接ナル聯絡ヲ採リ、閣下ノ蘇側當局トノ御開談及御斡旋ヲ容易ニスル樣訓令シ置キタル次第ナルモ、尙閣下ノ御斡旋ニ依リ解決ノ見込立チタル場合ハ時機ヲ逸セス、同大使ヨリ正式交渉ノ步ヲ進ムル樣爲念別ニ訓示ス可シ。

そこで伯は、その諒解のもとに、先づ外務事務當局者たるカラハンと、この問題に關する折衝を開始することとなつた。

そも〳〵東京出發前、漁業問題に關する交渉方針として、伯が田中首相より、內示せられたる要項は四であつた。（第一節第六項參照）しかし勿論、露國をしてその全部を承認せしむことは到底困難であつた。特に十二月二十四日、カラハンと會見の際、それとなく彼の內意を訊したるところによるも、それは明かであつた。その日の會談の樣子は、「漁業協約調印斡旋顛末」に據れば次の通りである。

二十四日更ニカラハン氏ヲ訪ヒ漁業協約ニ關シ蘇政府ノ大體ノ意向ヲ知ラント欲シ、種々談話ヲ試ミタル後夫レトナク漁業協約ニ關シ調印ノ遲滯セルハ、蘇聯邦國營企業ノ發展、產業組合ノ活動等ニ由リ二十年來日本人カ苦心慘憺ノ結果築キ上ケタル漁業上ノ經濟的地位ヲ奪回セラルヽ、ニアラスヤトノ恐怖ヨリ當業者カ頻リニ日本政府ニ迫リ自己ノ地位ヲ失ハサランコトヲ懇請スル爲メニ外ナラスト思惟ス。蘇政府ニ於テハ如何ニ之ヲ觀察セラルヽヤ、將又日本人ノ漁業上ノ地位ヲ漸次奪回セラルヽ意志アリヤト率直ニ問ヒタルニ、カラハン氏ハ蘇政府ニ於テハ決シテ此ノ如キ意志ナシ、充分好意ヲ以テ日本人既得ノ地位ヲ尊重シ、實際上ノ利益ヲ害セサル樣考慮ヲ拂フ可ク、又國營漁區選定ニ就キテモ大體ニ於テ出來得可キ限リ日本人現有漁區ハ國營漁區トシテ留保セサル可シトノ事ナリ。

これで大體、露國側の腹は讀めた。しかし右カラハンの前段の言明、すなはち「充分好意ヲ以テ日本人既得ノ地位ヲ尊重シ實際上ノ利益ヲ害セサル樣考慮ヲ拂フ」といふことは、雙方の諒解に留めおくべき事項であつて、如何なる形式においても、文書に認めしむべき筋合のものではないと考へられたので、伯は上揭二十五日發の電報の後半に、次の如く記して、政府の內意を訊したのであつた。

然當事ノ協議ニ於テ小生ヨリ蘇國當局者ト會談セル際、若シ何等カノ形式方法ニ由リ日本人ノ現有スル漁區全部ハ大體ニ於テ國營漁區トシテ蘇國ニ於テ留保セサルコトノ內諾ヲ得ルコトヲ得能フナラバ、日本政府ハ直チニ協約ニ調印スルコトヲ承諾セラルル意志アリヤ、速ク承知致シ置キタシ。

これに對する田中兼攝外相の返答は、すなはち前掲二十八日著電報の後半に、次の如く記されてある。

御來示後段ノ點ニ付テハ篤ト當方ニ於テ考究ノ結果、若シ蘇側カ、

（一）日本人ノ現有漁區全部ハ大體ニ於テ國營漁區トシテ蘇國側ヨリ留保セサル旨並

（二）條約成立ノ上日本人カ其現有スル漁區ニ付條約第二條第二項ニ依リ無競賣貸下ノ申出ヲ爲ス場合ハ蘇國官憲ハ好意ヲ以テ之ニ應ス可キ用意アル旨

ノ二點ヲタニ此際何等カノ形式ニ依リ内諾ヲ與フルニ於テハ、我政府トシテハ爾余ノ問題ハ總テ調印後トシ、直チニ條約ノ調印ヲ承認スルコトニ決定シタルニ付、右ノ條件ニテ當方ニ卽時調印ノ意嚮アル旨先方ヘ御示シノ上御會談ヲ進メラルヽ樣致シタシ。

尙本件解決ハ一ニ閣下ノ御斡旋ニ俟ツ現狀ナルニ付此上トモ宜敷御盡力アランコトヲ切望ス。

右の田中兼攝外相の返電のうち、第一點は上述の通り、露國側は大體承認の意を表してゐるが、第二點は競賣主義といふ條約案の精神を根本から覆さんとするもので、とても露國政府の承認を得ることの困難なるは、明白であると思はれた。しかしとにかく、政府の趣旨を體して交渉を試みることに決心し、かくして十二月二十九日、外務省におけるカラハンとの第一回交渉は行はれることになつたのである。その會談の要領は次の如くであつた。

後藤　大問題ノ前ノ小問題ニ過ギザレドモ漁業條約ガ未ダ調印ニ至ラザルハ遺憾ナリ。日本漁業家ノ希望アリシタメ調印間際ニ至リ停頓セシハ頗ル遺憾ナリ。

カラハン　誠ニ然リ。妙ナ行違ヒニテ田中大使モ頗ル迷惑セラレ居ルコト、思惟ス。

後藤　日本漁業家ハ露國ガ國營罐詰工場ヲ起シ漸次ニ日本漁業家既得ノ漁區ヲ奪ハンコトヲ恐レツヽアルナレドモ、露國ニ於テカカル考無キコトヲ信ズ。

カラハン　然リ。露國ハ決シテ日本漁業家既得ノモノヲ奪ハントスルガ如キ考無シ。第一ニハ國營罐詰工場新設ノタメ日本罐詰

工場既有ノ漁區ニ手ヲ觸ルルコト無シ。第二ニ、鑵詰工場以外ノ日本漁業家（中小漁業家）ノ漁區ニ對シテモ其收獲量ヲ侵害スルコトナシ。唯少許ノ漁區ノ入レ替ヘヲ為サントスル考ヘアルノミナリ。入レ替ヘノ結果日本側ノ收獲量ニ減少ヲ來スコトナシ。

有ノ趣意ヲ諒トセラレ速ニ調印成ル様配慮セラレンコトヲ乞フ。

この結果を齎して、駐露大使田中都吉と合議の結果、伯はその翌三十日、カラハンと次のごとき第二回の會見を行つた。

第二回　十二月三十日　外務省

伯爵　日本漁業家ハ條約第三條第二項ヲ嚴格ニ適用センコトヲ希望シ居レリ。勿論其希望ニハ十分ノ理由無シト思ヘドモ、若シソレガ露國側ノ利益ニ抵觸セザル場合ニハ、大體ニ於テ競爭入札ノ用ヒズシテ漁區ヲ定ムベキコトヲ露國側ヨリ表明セラルヽコトト結晶ヲ維持ニ掛ケザルモ、若シソレガ可能ナラバ調印促進ノ上ニ都合好シト思惟スル故ニ敢テ伺フ次第ナリ。

カラハン　競爭入札ヲ經ズシテ漁區ヲ定ムトイフコトハ露國政府トシテハ困難ナリト思フ。鑵詰工場ニ日本ニノ漁區ニ手ヲ觸レズトイフコトヽ、一般漁區ノ問題トハ別個ノモノナルヲ承知セラレタシ。

後藤　ソレハ諒解シ居レリ。タヾ上記ノ次第ヲ私的ニテモ表示セラルヽヲ得バ都合好シト思フ次第ナリ。

カラハン　競爭入札ヲ經ズシテ云々トイフコトハ露國々民ノ利害ニ關スルコトニテ困難ナリト思惟ス。タトヘ自分ガ私的ニコレヲ閣下ニ表示シタリトモ、實際ノ場合ニソレガ行ハレズ（卽チ露國側ノ利益ニ牴觸スルコトヽナリテ）バ、反ツテ閣下ノ迷惑トナルヲ恐ルヽニ無レドモ元來自分ニ斯ル確答ヲ與フベキ權限ヲ有セザル故ニ、ナホ國家經濟ノ當局ト詳議スルヲ要スベシ。

後藤　貴見ノ如クナレバ據トコロ無シ。政府當局ト相談セラルヽコトノ好意ハ謝スベキモ敢テ辭退ス。コノ談ハ兩人ノ間ニ止メタシ。

カラハン　承知セリ。何卒閣下ノ力ニヨリ閣下ノ滯留中ニ調印ノ運ニナルヤウ切ニ望ム所ナリ。

右の伯の言中第二條といふのは、第一項に日本國民の漁業の自由、漁區貸付の競賣主義を規定した後、第二項において、「尤モ前項ニ對スル例外トシテ兩締約國政府ノ合意アリタル漁區ハ競賣ニ依ラスシテ之ヲ貸付スルコトヲ得ルモノトス」とあるを言ふのである。さうして問題の紛糾は、實にこの第二項の運用に關してであつたのだ。

さて以上の會談によつても、わが外務當局の主張する第二點の承認を、露國政府から取ることは、全く不可能であることが明かとなつた。伯の豫想した通りであつたのである。そこで伯は十二月三十日、田中兼攝外相に宛てて、次の如き電報を發し、此際第二點に拘泥することなく、むしろこの程度で滿足して、速かに調印を決行した方がいいとすすめてやつた。

二十八日貴電拜誦、二十九日カラハント會談シタル所、貴電中第一點日本人ノ現有漁區全部ハ、大體ニ於テ國營漁區トシテ蘇國側ニ於テ留保セサル旨ノ内諾ハ取リ得可キモ、第二點日本人ノ現有漁區全部ヲ悉ク無競賣貸下ノ事ハ到底完全ナル承諾ヲ得ル望ナシ。然レトモ先方ハ十分好意ヲ以テ日本人ノ既得ノ地位ヲ尊重シ實際上ノ利益ヲ害セサル樣考慮ス可キコトヲ明言セリ。此程度以上ノ讓歩ヲ得ル見込ナシ。又此以上强テ交渉ヲ試ムルコトハ今後却テ當業者ニ不利ヲ來タス恐アリ。故ニ此際協約調印ヲ速ニ決行セラレタシ。

然るにわが外務省は、未だ伯のこの勸告に聽かうとはしなかつた。依然として、何等かの形式において、第二點に關する内諾を取付けておきたいといふ態度を更めなかつた。昭和三年一月四日、伯の許に達した次の田中兼攝外相の返電がこれである。

貴電拜誦、段々ノ御盡力ニ依リ、日本人ノ現有漁區カ國營ノ侵略ヲ免ル可キ保障ニ關スル往電第一點ノ内諾取附ノ見込立チタル

コトハ洋謝ニ堪ヘサル所ニシテ、往電中進ノ第二點ニ關スル御來示モ大體當方ノ趣旨ト合致シ居ルヤウ察セラルヽニ付、假令完全ナル諒解ヲ得ル見込ナシトスルモ、調印後先方カ希望漁區ニ付條約第二條第二項ノ適用上十分ノ好意ヲ以テ日本人ノ既得ノ地位ヲ尊重シ、實際上ノ利益ヲ害セサルヤウ考慮スヘキコトヲ明言スルナラバ、其旨何等カノ形式方法ニテ取極メ置クコトヲ得バ、我方トシテハ滿足ナル可キヲ以テ御來示ノ通リ條約調印ヲ決行シタキ所存ナルニ付、御頓勞ノ儀ナカラ第一點ノ內諾ト併セ保障取附方此上トモ御配慮ヲ切望ス。

かくして伯が最初より憂慮したる通り、我が政府が第二點に關する聲明に固執することが、つひに漁業問題の癌となつて、その交渉は停頓の形勢となつて來た。そこで伯は一月六日、外相宛て次のごとく打電して、更にその反省を促した。

此際罐詰工場關係漁區以外ノ漁區ニ付テ迄モ無償ニテ從前ノ約セシムルコトヲ何等カノ形式ニテ取極メルコトハ、第二條ノ原則ヲ根本ヨリ覆ヘサンコトヲ求ムルモノニシテ、條約案ノ精神ニモ反シ到底困難ナリ。右ハ小生カ十分先方ト懇談ノ上看取セル所ナルヲ以テ本件ハ右範圍ノ內諾ヲ取附クルコトヽシ、他ハ先方ヲシテ小生ニ明言セシムル程度ニテ滿足セラレ、速ニ調印方御決定ノ上至急必要ノ訓令ヲ大使ヘ發セラルヽ樣致シタシ。

然るにこれに對しても、わが政府は、容易に伯の意見に從はうとしなかつた。その間伯はなほカラハンと折衝を重ねたが、蘇國側の態度も依然として變らなかつた。何故にわが政府は、しかく第二點に固執するのであるか。茲において伯は十四日に至り、つひに長文の電報を田中兼攝外相に發し、從來の結果を詳報すると共に、若し政府にして自分の意見を用ひないならば、もはやこの上の斡旋に御免蒙るの外なしと、申送つたのである。次の通りである。

蘇國當局者ニ於テハ漁業條約問題ニ對シ、帝國政府ニ隴ヲ得テ蜀ヲ望ムノ態度ヲ持續セル、コトヲ甚不滿足ニ感シ居ルニ付、此上帝國政府ノ信義ヲ疑ハシムルニ至ルカ如キ申出ヲ爲スハ大局上面白カラザルノミナラス、我當業者ノ將來ノ爲メニモ却テ不利

ナリト認メラルヽニ依リ、此際御再考ヲ切望ス。幸ニ卑見御採擇ヲ得バ不肖ニ於テ此上トモ微力ヲ致ス可キモ然ラザル場合ハ乍遺憾此上ノ斡旋ハ御免蒙ルノ外ナシ。

二、出發刹那の成立

かくして漁業條約の問題は、全くの行惱み狀態に陷つた。加ふるに日本における當業者の不謹愼なる運動や決議等の世に傳はるもの、一々筒拔けに莫斯科に反響するものの如く、露國政府の態度も漸く變調を來しはじめた。日本における當業者の態度は、それを以て露國側を威壓する一法であると考へたかも知れないが、事實は却つて反對の結果を生じ、露國政府の態度は次第に强硬となり、閣議においてはつひに、無條件調印を主張すべき形勢となつてしまつたのである。

その間に立つて、最も事態を憂慮したのは、伯であつた。一方カラハンもまた誠意を以て百方形勢の緩和に努め、何とかして兩國のために、穩便に解決の道を求めようとして、尋常ならざる苦心盡力を拂つたが、如何ともなしえない情勢であつた。そこで十四日に至り、カラハンは一個人として伯に言を寄せ來り、日本側の要求は、到底閣議において通過の見込がない。露國政府としては、絕對無條件にて調印を迫るであらう。就いては本十四日スターリン氏と御會談の際、子爵より直接氏に調停の勞を依賴せられ、露國政府融和の策を講ぜられては如何と忠告し來つた。

伯が十四日スターリンとの第二回會談の際、後半漁業問題について交へた談話は實にその結果であつた。次の通りである。

後藤　次ニカヽルコトニテ貴下ヲ煩スハ不本意ナレド、實ハ漁業條約ノ件ナリ。知ラルヽ如ク本件ハ其解決長ビキ、日本政府ハ必ズ條件的覺書（フォルムーラ）ヲ附スルヲ必要トシ、貴國政府ハ無條件ニテ調印センコトヲ主張シテ讓ラザルガ如シ。余ハコノ問題解決ノタメニ努力シソノタメニ二回マデ出發ヲ延期セル樣ノ次第ナリ。然ルニ兩者共相讓ラザルタメ余ハ頗ル困難シツヽアリ。貴下ノ配慮ヲ願ハトザニウ。

スターリン　コノ覺書ニ對スル要求ガ本問題交渉ノ始メニ提出セラレタランニハ、既ニ數箇月前ニ解決セラレタルベキモノナリ。然ルニ日本側ハ甲乙……ト相續キテ種々ノ要求ヲ提出シ、露國側ハ悉ク之ヲ容レ、既ニ問題ハ全ク解決セリト思ハレタルトコロニマタマタ新要求ヲ提出シタリ。日本側ノカヽル行動ハ露國側ニ日本ハ露國ヲ愚弄セント欲スルカノ印象ヲ與ヘタリ。日本側ノヤリ方ハ極メテ拙ナリ。（中略）問題解決ノ困難ハコノ點ニアリ。

後藤　實ニ日本側ノ要求ニ無理アルコトハ之ヲ承知ス。タヾコレニハ種々ノ事情理由アリ。日本漁業家ノ露國ヲ十分ニ理解セザルコト、最近ニ行ハレタル總選擧等、種々ノ事情アリテカヽルコトニナリタリ。コレヲ諒セラレテ解決ニ助力アランコトヲ望ム。

スターリン　貴下ノ御出發ハ。

後藤　十七日ノ豫定。

スターリン　本問題解決ニ關シテハ余ハ爲シ得ル限リヲナスベシ。覺書ハ余之ヲ讀ム。コレニハ修正ヲ施ス必要アリ。貴下出發マデニハ間ニ合フベシト思フ。

後藤　サラバ本問題解決ニ就テハ貴下ノ配慮ヲ期待シ得ベキカ。

スターリン　努力スベシ。

ついで一月十六日、伯はカラハンと會見して交渉を重ねたが、露國政府内の空氣は、依然として容易に緩和すべくもあらずと見え、カラハンは露國政府の對案として、次の如き意味の聲明案を提示した。

蘇聯邦政府ハ、漁業協約ノ適用地域ニ於テ日本臣民ノ從事スル漁業ノ大ナル經濟的意義ヲ認メ、該協約ニ從ヒ日本臣民ノ正當ニシテ、合法的ナル利益カ損害ヲ蒙ラサル樣考慮スル用意ヲ有ス。

且つカラハンはこれに附言して、これは日本側の提案とは大いに懸隔あるごとく考へられるかも知れないが、これすら伯とスターリンとの會談の結果、スターリンの政府に對する懇望を無視するに忍びず、閣議においても相當困難を經て決議したものであることを諒とされたいといふことであつた。

これに對して伯は、田中大使と協議の上、田中大使をして、わが方の聲明案に最後の修正を加へたるものを提出せしめたが、十七日に至るも、露國政府からは、何等の回答に接することができなかつた。

かくして伯は容易に莫斯科を發つことができなくなつた。伯は三度び出發を延期して、問題の結末を待つこととした。冬はますます更けて、周圍の人々は伯の健康を氣遣ひ出した。

そこで伯は、更に一月十八日カラハンを訪ひ、わが新聲明案に贊成せんことを望んだけれど、カラハンは依然として露國側各方面に難色ある旨を說いて、應諾の色がなかつた。

然るに翌十九日の露國の閣議は、この日本側の覺書を承認せざることに決議した。その午後會見したる伯は、この旨カラハンより聞くや、この會商決裂が兩國國交上に重大なる影響を及ぼすべきことを力說して、露國側の反省を求めた。

會談要領はこれを、次のごとく記してゐる。

漁業協約ニ關シカラハント會談要領（昭和三年一月十九日午後六時）

カラハン　先刻田中大使ニ申シタルコトヲ承知サレシカ。

後藤　承知セリ。

カラハン　誠ニ遺憾千萬ノ事ナリ。露國政府ハ本日閣議ノ結果過日交呈セル對案ノ外ニハ何等覺書ヲ承認セザルコトニ決セリ。

後藤　元來自分ハ本問題ニハ關係セザルモノナレドモ、當地著以來本問題解決ノ重要ナル意義ヲ有スルヲ見テ之ニ喙ヲ容レ本國政府ヨリ調印ノ權能ニ關スル電訓ヲ得ル迄ニ至リ、コヽニ決裂スルコトヽナリテハ、本國政府ニ對シ余一人ノ面目ノ立タザルハ勿論、進テ兩國關係ニ惡影響ヲ及ボサンコトヲ恐ル。何等カ救匡ノ道無キカ。モシ必要アラバ誰人ナリト面會シテ話スコトヲモ辭セズ。

カラハン　子爵ガ之ニ關係セザレテモスムベカリシヲ關係シテコノ結果トナルハ誠ニ同情ニタヘズ。又本問題解決ノタメニ盡サレタル努力ニ對シ深キ感謝ノ意ヲ表ス。余モ亦本問題ノ圓滿ナル解決ノタメニ努力セシガ此ノ如キ結果トナリ殘念ニタヘズ。唯今ノ方法ニ關シテハ、我政府ガコノ決議ヲナシタルハカリニツキ、之ヲシテ再審セシムルニハ何等カ適當ノ口實無カルベカラザルモ、之ヲ發見スルコト困難ナルベシ。サレド本夕チチエリン氏ト會見シテ相談シタル上申上グベシ。

後藤　本問題ニシテ此儘ニ決裂セシニ於テハ又永ク解決ノ機ヲ失フノミナラズ、他ノ大ナル問題モコノタメニ議スルヲ得ズ、ソノ影響甚ダ大ナリ。サレド最早考慮ノ餘地無シトセバ仕方ナキ故、其旨東京ニ通知スルヨリ外無シ。タヾ貴下ガナホチチエリン氏ト再議センコトヲ希望ス。

カラハン　承知セリ。今夕カ若クハ明朝ソノ結果ヲ報スベシ。

交渉は、全く暗礁に乘り上げてしまつた。しかし伯は窮地に活路を見出すことの名人であつた。伯は初めから、この邊が日本としての切上げの潮合と考へてゐたのである。即ち決裂よりも、露國案を承認するの利なるを信じてゐたのである。

そこで伯は最後の努力をした。「漁業協約調印前後顛末」には、その點を左の如く記述してゐる。

翌二十日田中大使重ネテ「カラハン」氏ト會見セラレタルニ、單ニ前日ノ言ヲ繰返ヘシテ蘇政府ノ決心ヲ語ルノミナリ。更ニ「チチエリン」氏ト會談セラレタルモ亦蘇政府ノ強硬ナル態度ヲ見ルノミニテ、蘇政府ヨリ提示セル聲明案對案ナルモノハ所謂最後通牒ニシテ、此上如何トモスル能ハスト斷言セラレタレバ、大使ハ日本側ヨリ提案セル聲明案字句ニ付キ修正ノ必要ヲ認メラルルナラバ敢テ協議ヲ辭セスト申出テラレタルニ「チチエリン」氏ハ其ノ文學ノ研究トシテハ興味アル可ケレトモ、問題解決ニハ何等ノ效果ナシトテ、全ク絶體絶命ノ態度ナリシトノ事ナリシカバ、小生ヨリ此夜深更（一月二十日）左ノ電報ヲ發セル次第ナリ。

先日來蘇政府ト屢次交涉ヲ試ミタル結果、當方ノ提案ニ對シ蘇國側ヨリ對案ヲ提示セリ。小生ハ此對案ニテ略日本政府ノ御趣旨ニモ適ヒ、大使ニ於テ調印ヲ決行セラルヽコト然ル可シト考フルモ、大使ハ御訓令ノ御趣旨ニ鑑ミ、直チニ調印スルコトヲ躊躇セラルヽニ付、此上小生ニ於テ策ノ施ス可キナシ。委細ノ事情ハ大使ヨリ申進メラル可シ。小生明二十一日夜出發ス。

田中大使ヨリモ事ノ此ニ至レル經緯ヲ詳電セラレ、大使自身ニ於テモ小生ト全然同感ナルモ、從來ノ御訓令ニ照ラシ調印決行前尙一應請訓ノ必要ヲ認メラレタル趣ナリ。

かくして伯は一月二十一日、つひに莫斯科を出發することとなつた。これだけ彼我の間に立つて斡旋の勞を採り、それでもまだ妥協が成立しないといふのであれば、もはや施すべき策はない。そこで伯はその日の午後二時、チチェリンとカラハンの兩人を訪ねて別辭を述べた際、漁業協約についてはチチェリンに對し次の如く語つた。

後藤　唯兩國親交促進ノ道ニ小障害アリタリ。ソレハ漁業協約ノ件ナリ。サレド之亦近ク解決スベシト思フ。實ハコノ點ニ關シテハ田中大使ト余トノ間ニ意見ノ小相違アリ。余ハ貴國ノ對案ヲ承認シテ調印スルヲ可ナリト思ヒタルガ、大使モ同意見ナレドタヾ今一回本國政府ノ意見ヲ徵スル必要アリトシテ昨夜打電シタリ。恐ラクコノ問題ハ余ノ東京着前ニ解決スベシト考フ。

チチエリン　最望ムトコロナリ。

またカラハンに對しても、同様の趣旨を述べ、特に彼が一個人として、友情的態度を以てこの問題の解決に盡力せしことにつき、その好意を深謝した。

しかしながら、同夜九時半、伯一行が旅館を引揚げ停車場に赴き、將に露都を去らんとする刹那において、遂に懸案は解決されることとなつた。幹旋顚末はこの點を左の如く記してゐる。

同夜九時半、將ニ旅館ヲ辭シテ車站ニ向ハントスル時ニ際シ、大使館ヨリ電話アリ、東京ヨリ吉報到著今反譯中ナリトノ通知ナリシモ、發車時間ニ迫リタレバ自動車ヲ飛バシテ「ヤロスラウスキー」停車場ニ至リタルハ西比利亞急行列車發車時刻前五分。酒匂書記官ノ大使館ニテ立チナカラ寫シ取リ來レリトテ、手帳ノ紙片ニ記サレタル電信ハ、

御意見ノ通リ田中大使ヘハ更メテ正式調印ノ訓令ヲ發シ置キタリ。御斡旋ニ依リ此解決ヲ見タルコト、御配慮深謝ニ堪ヘズ。

御歸途一路ノ平安ヲ祈ル。

之ニ對シ驛頭ニ於テ不取敢田中大使ニ託シテ左ノ答電ヲ發セリ。

只今出發ニ際シ貴電拜誦。閣下ノ御英斷ニ依リ、懸案解決御同慶ノ至リニ堪ヘズ。

時ニ小雨ヲ見送ニ來レル「カラハン」氏ニモ貴電ノ趣旨ヲ傳ヘ堅ク握手シテ莫斯科ヲ出發セリ。

さしも難澁を極めた漁業條約問題も、かくしてつひに解決したのである。さうして伯一行は、歸國の列車中において漁業協約調印の快報を得たのであつた。幹旋顚末中に曰く。

一月二十四日夜半ナルモノ驛ニ於テカラハン氏ヨリ漁業協約調印ノ報ニ接シ、翌二十五日ノボ・シビルスク驛ニテ、緒方留學生ヨリ田中大使ノ電報ヲ受ケタルニ、漁業條約及附屬書類ハ一月二十三日午後九時正式調印終了ノ通知ニ接ス。

伯は、その主張とせし支那問題については、いまだ露國側をして共同宣言を承諾せしめることができなかつた。しかし當面の問題たる漁業條約はこれを纏めて、露西亞を去ることができたのである。それはこれまで日露の親善を阻

害せし一障壁を除去したことを意味する。況んや伯は、この滞露一箇月中において、露國朝野多くの有力者と會見し、兩國國交の根本に培ひたりとの自信をもち得たるに於いてをや。

第六節　歸　朝

一、露西亞との永別

昭和三年一月二十九日、伯を乘せた列車は露支國境を通過して滿洲に入つた。それは伯が二度迄も命を捨てて掛つた因縁淺からざる露國との最後の別れであつた。

この日、國境近くに列車が進行し來つた時、伯を見送り來れる露國外務省儀禮局派遣員コスチュコフスキーは、左の如く車內において送別の挨拶を述べた。

私ハ露國外務省ノ名ヲ以テ閣下ニ御挨拶申上ゲマス。閣下ハ最知名ナル日本ノ政治家中露國ノ最大ナル友人トシテ知ラレ、從來日露兩國ノ親交ノタメニ盡サレタルコトノ甚大ナル方デアリマス。コノ方ヲ露國ノ賓客トシテ御迎ヘ申シ上ゲ得タコトハ最大ナル悦デアリマシタ。閣下ハ其旅程ヲ終ヘラレ、今ヤ露國ノ國境ヲ去ラレントスルノデアリマスガ、願クハ今回ノ露國訪問ト見聞セラレタル事實トハ、閣下ニ最良好ナル印象ヲ與ヘ、最良好ナル思出ヲ以テ我國ヲ去ラレンコトヲ期望スル次第デアリマス。希クハ一路平安御歸國アリ、閣下ノ御來遊ニヨツテ益々親善トナツタ兩國隣交ガ、閣下ノ御力ニヨツテ愈々親善ノ度ヲ加ヘンコトヲ希望致シマス。

ナホ今回ノ御旅行ハ短日月デ其餘裕ガ無カツタノデアリマセウカ、次回御來遊ノ節ニハ是非クリミヤ、高加索等南露ノ御巡遊アラ
ンコトヲ切ニ希望致シマス。閣下ノ御健康ヲ祝シマス。

これに對し伯は次の如く謝辭を述べた。

自分今回ノ旅行ハ全ク一私人トシテノ旅行デアツタニモ關ラズ、露國政府並ニ人民ノ代表者カラ、到ル處ニ至ラザルナキ歡迎ノ意ヲ、又タヨリヨキ便宜ヲ與ヘラレ、新露國ノ視察ノ目的ヲ遺憾ナク果シ得、最愉快ニ旅行ヲ畢ヘントスルニツキ深甚ノ謝意ヲ表スル。ナホ貴下ガ始メカラ我等ニ同作セラレ、旅行ニ視察ニ多大ノ助力ヲセラレタコトヲ感謝スル。

コスチェコフスキーは伯の言葉に對し尙ほ次の如く述べた。

閣下ハ私人トシテノ旅行ヲ仰セラレマシタガ、露國ハ單ナル官人トシテデナク、露國ノ最大ナル友人、日露親交ノ恩人トシテ、個人トシテ閣下ヲ迎ヘタコトヲ特ニ悦ブ次第デアリマス。

列車が國境を通過せんとする際において、伯はチチェリン並びにカラハンに對して打電した。

チチェリンに對するものは次の通りである。

今日貴國ノ國境ヲ車ニテ通過セントスルニ際シ、今回貴國訪問ノ節貴國政府並諸國人民代表諸君ガ我等ニ與ヘラレタル眞ニ懇切ナルニ友情アル待遇ヲ謝シ、併ニ衷心ヨリ感謝ス。且今後ハ蘇聯邦人民ノ日本國民ニ對スル友情ノ發露ナル可キヲ知リ、余ノ最モ愉快トスル所ナリ。此機會ニ於テ重ネテ貴下ニ敬意ヲ表ス。

またカラハンに對しては次の通り打電した。

余ノ今次貴國訪問ニ當リ閣下ガ公式的ナルト將タ私的ニ余ニ示サレタル好意ト友情トハ、余ノ最モ尊重スル所ノモノニシテ、是即チ吾等兩國民衆ノ相互ノ親睦ヲ示スモノナルコトヲ確信セリ。此愉快ニシテ幸福ナル記憶ヲ齎ラシツヽ、今日貴國ノ國境ヲ通過セントスルニ當リ此機會ニ於テ更ニ貴下ニ敬愛ノ意ヲ表ス。

二、健かに東京へ

列車が、國境の滿洲里驛に著いたのは、一月二十九日の午後八時五十分であつた。此處で東支鐵道に乘換へ、翌三十日午後九時哈爾賓に著、滿鐵公所に二泊して、二月一日午後一時五十五分哈爾賓發大連に向つた。さうして四日、バイカル丸に乘つて懷かしき故國へと向つた。二月六日午前十時、バイカル丸が、門司に入港すると、伯は集まつてきた多數の新聞通信記者に對し、豫て用意してあつた左記のステートメントを發した。

余の知り得たる限りにおいては、露國の新經濟政策は成功したと見ることが出來る。勿論忌憚なく云へば、現在においては物資も潤澤で生活が全く滿足すべき狀態であるとは云ひ難いであらう。しかし同國は數年前から大戰爭、革命、內亂、飢饉等およそ人生のあらゆる大災厄をなめ來り、新經濟政策採用の直前においては、生產力は戰前の二十パーセントにも滿たず、ために生氣なき有樣であつたことを思へば、最近四五箇年間における產業は長足の進歩を以て回復し、現在では農工を通じて先づ健全な程度に達したと云ふことは、頗る顯著なる傾向である。また將來における發達を期待せしめるといふことが出來よう。同國の前途にはなほ種々の難關があるであらう。例へば都會と農村の協和問題、年々百萬を超える失業者問題、戰爭前に比してその額未だはるかに低い國產貿易の振興問題、その他數へ來れば幾多のものがあるであらう。しかし何れの國家でも難問を有せざるものがあらうか。以上の問題は困難であらうが切り拔け難いものであるまい。これには同國の有するところの强味がある。第一は同國當局者自ら身を奉ずる薄く獻身的努力を以て、殆ど夜の目も眠らずに只管國務に沒頭してをる眞劍の態度である。第二には行政の科學的な點である。かれ等が奉ずる根本の主義は別として、個々の行政において科學的基礎の上に計畫を立て、實行を進めて行くことに努めて居るのは、他國の行政家に對して有益な參考資料ともならう。例へば予の視察したる國家計畫局、勞働中央試驗所の如きである。斯く科學的に事物を研究すれば、自然に一つのイデオロギーにのみとらはれては、實際の政治が行はれない

ことが明かになるであらうし、また政治はその國の歴史と環境と國民性に對應してそれぞれ特異の形態をとるべきものであつて、決して一國のものを、そのまゝ他の國に移し得べきものにあらざる理が徹底して、國內的事項と國際的事項との區別が判然するやうにもなると考へられる。當局者と會談の際、相互の間に日露親善について話が出たのは事實である。しかし予は固より私人としてであるから、何等具體的事柄を進めたわけではない。またわれ等の計つたところの日露親善は、單に日露兩國のみの自己的のものでなく、廣く一般の國際平和、殊に東洋の平和を基調としたものであつて、諸種の機會において同國當局は、サヴエートロシアが極めて平和的であつて、總ての侵略的政策を排すべき旨を述べた事は、注意すべき點である。

船は午後一時門司を出帆し、瀬戸內海を神戸に向つた。翌早朝の急行で神戸を發した伯は、二月七日午後八時二十八分、東京驛頭に降り立つた。

彼は健かに、故國の土を踏んだのである。

三、田中首相に報告

伯が東京に著いた時は、日本中は破れるやうな騷ぎであつた。政府は議會を解散し、國を擧げて總選擧に狂奔してゐる最中であつたのである。

伯は二月八日午後二時四十分、官邸に田中首相を訪問し、會談僅かに二十分餘にして去つた。さうして伯の訪露の報告は數日後、詳細なる數通の報告書として首相に手交された。しかし伯は、その時の內閣首腦部が、露西亞の問題よりも、政權維持のための選擧を重大視してゐることを痛感した。それは伯が官邸を辭する折、新聞記者に語つた左の片言隻語のうちに、看取される。

自分はシベリア開發を必要なりと認め、加藤高明内閣にも、田中首相にも進言した事があるが、日本の人はどうもパンの問題より政爭の方を一生懸命になつてゐる樣だ。（時事新報二月九日）

伯が首相に手交した訪露報告書の全文を次に掲げる。

訪露報告書

舊臘自分頽齡病餘の身を以て露國訪問を思立候主なる用件は、兼て尊聽を相汚し候通り、支那頻年の動亂は支那自らの不幸此上なきは申迄も無之、一葦帶水の帝國の迷惑は誠に測り知るべからざる所に御座候。若し此の先成行きに放任致し候はゞ、頓ては世界全局の平和に影響すべきは明々白々に候はんと深憂に堪へざる所に候へども、去り迚如何に無力なる支那といへども、薄弱の理由もて外國の力に賴ることの不可なるは勿論、假令目的は平和の促進にありとするも、浮かと支那國内の事に立入り候ことは最も愼むべき所に候へば、今日帝國の立場としては、接壤の關係にある露國を誘ひ候て一種の協同的對支原則——國内政變の影響を受けざる一定不動の國策として——を商定し、然る上此の原則を基調として、日露兩國は自己の利益を犧牲に供するとも同情と厚意とを以て支那に臨むことにいたし度、是れ實に當面の急務にして又永久の長計なると存込候に付、此の提言を露國に相試み候て彼の眞意を叩かんと欲したる議に御座候。

實は能ふべくんば舞臺の主人公たる支那をも、此の原則的協商に加入せしめ度は候へども、何分支那今日の狀態を以てしては、假令南北の對立は早晩何等かの變形を呈するものとするも、詮する所甲起乙仆、群雄割據の爭覇戰を繰り返し申すべくして、名實備り候中心權力を見出し候までには、猶相當長き歲月を要すべきは想像に難からざる所に候。仍て止むなく、差當り相談對手となり得べき露國との間に商議を遂くるの外他に良計とても無之に於て、自分は幸ひ局外の一閑人にして且つ年來日露の關係てふ點を重視し、聊か微力を相盡し候事情等先方にても疾く承知致居候樣子に候へば、一個私人として露國首腦部の人々と會し、無責任なる責任者の談論を相交し候は、却て相當不遠慮の邊にまで及び得る便もあらんかと相考候ことに御座候。

今更らしく申迄も無く御座候へども、既に朝鮮を併合したる帝國として、又滿蒙に得たる特殊地位を維持して以て明治以來の國

是を遂行せんと欲する帝國としては、細大の對支政策を實際に施さんとするに際し、常に大たる隣露を計算の目安に置かずして將來の太平洋問題は別としても現在何事も手出し相成兼候有樣に候。遠く明治四十二年哈爾賓驛頭兇手に僵れたる伊藤公の志を繼ぐべき義務ありと痛感する一後進の自分としては、露國が帝政たると勞農たるとは問題には無之、苟も帝國傳統の政策にして依然渝らざるに於ては只々誠を推して彼の良心判斷に待つのみに御座候。

今回の行、帝國の威望隆々の御蔭にて、私的一旅客を待つに異數の國賓の禮を以てせられ其の爲め視察上にも多大の便を得候。殊に外國人の接見は容易に肯んぜずと聞及候スターリン始め、政府當路の要人にも夫々會談の機會を得候。偕自分の提言に係り幷日露協同對支原則の件に付ては、孰れも善意を以て相迎へ、且つ相當可能性あるもの、如く誠意を漏し候次第は、別紙附呈の會見要領に就き御精讀相成度存候。仍ほ右等の人々は、均しく支那の現狀を以て憂ふべしと爲しながら、往々支那人を買被り居り今日の狀態も總て支那國民自覺の過程に外ならずと寛大視する傾有之候ことは注意すべき點に候はん。又支那を始め各國に於ける赤化宣傳は共産黨員獨自の爲す所にして、政府は一切與り知らず、今後とても政府自ら柴手することなしと反覆辯解に力めたる如き、却て耳に際立ちて相聞え候。

次に自分が實際を見んことを望み居候は、再三耳にせられ候所謂彼の經濟政策の成績に候ひし。流石鈍重性に富む露國人も經濟策の成敗が直に國家の盛衰に關する大問題となるを感じ、可なり懸命努力の體に相見え候。例へばゴスプラン即ち國家計畫委員會に於ける研究の基礎を總て科學の上に置かれたる如きは、固陋なる政治家に取りては一種の清涼劑とも見られ、興味深きものに御座候。尤に一國にして舊國家を破壞しまゝ、之れに代ふべき新國家の建設を理想通りに成就せんと焦慮する彼等の意氣は、學校にも工場にも到る處に相顯はれ居候。若し假すに時日を以てせば、彼等の獎勵的能力と相俟て存外の好成績を擧げ得べきかとも存じ候。併し何分にも露國人口の八割を占め候農民をして、都會に於けるプロレタリヤ並みに生活に安んじしめ、而して農工調和の大理想を實顯し得るに至る迄は、折角の新經濟策も半通未熟を免れざるものかと察せられ候。

此の度の機會を利用し、自分持論の一たる東洋の露國沿海州方面に開かんとする件は、スターリン在世の頃とは餘程の國情變易し、

今日となりては徒に六菖十菊の憾みを抱くのみに候へども、左ればとて永久に放棄し置くべき問題にもあらざれば、附呈の要旨を示して露國側の考慮を請へり。併し現在の彼等としては杞憂過念に捉はれて進行を難じ居るも、我は之を以て宿題たらしめん覺悟ありて然るべき歟と存候。

漁業問題は御熟知の如き成行きにて、自分モスカワ到著の頃は全然停頓の姿に候處、出發前御高諭の次第も有之候に付、篤と田中大使と協議いたし候上、大使は本國政府の訓令を奉して正面より折衝に努め、自分は裏面又は側面より首腦部の考慮を相促し、其の間には可なりの難關も候ひしも、別紙書類にて御覽可被下候通り、最後の好果を得候ことは御同慶の至に存候。

以上は先日歸朝早速拜芝の上一應御話申上置候所、追々手許書類整理致し候に付、改寫譯稿など取纏め高覽に相供し候。是を以て自分滯露中見聞に及び候最近露國の實情御賢察被遊度、殊に自分の宿論たる對支問題に付ての反響は、將來國策樹立の上に相當御參考資料たり得べきことゝ存候。右大略相認め内々御報告に相及候也。

子爵　後藤新平

内閣總理大臣
男爵　田中義一　閣下

附呈書類
一　協同對支提言
一　同　覺書
一　極東拓殖事業要旨
一　漁業條約調印斡旋顛末
一　會談要領
チチエリン　昭和二年十二月二十九日、同三年一月二十一日。

カリーニン　昭和二年十二月三十一日。
スターリン　昭和三年　一月七日、同十四日。
ルイコフ　昭和三年　一月十三日。
カラハン　昭和二年十二月二十九日、同　三十日、昭和三年一月十六日、同　十八日、同　十九日、外に一月十四日、
　　十六日八杉面談。

附

一　露政府と第三インターナショナルとの關係
一　露外務省接伴員の別辭及び答辭
一　國家計畫委員會（ゴスプラン）報告

右のうち露國政府とコムインテルンとの關係に就いての報告内容は左の通りである。

露政府ト「コムインテルン」（第三インターナショナル）トノ關係ニ就テ

露政府ト「コムインテルン」トノ關係ニ就テ兩者ノ代表者（例ヘバ外相チチエリン、共產黨書記長スターリン）ノ言ハ相一致シ其の結論次ノ如シ。

露政府ト露國共產黨トハ全然別個ノモノニシテ、其間ニ何等有機的關係無シ。世間ニハ共產主義ノ宣傳ガ露政府ノ外交代表者ニヨッテ行ハルヽカ如ク考フル者多キガ之ハ全然誤解ナリ。

露政府ハ其外交代表者ニ對シ、固ク自己ノ意向ヨリシテ共產主義ノ宣傳又ハ其運動ニ參加スルヲ禁ジ、之ニ參加セル形跡アルモノハ單ナル嫌疑ノミニテモ之ヲ免官召還スルコトニナリ居レリ。元來共產黨（即チ第三インターナショナル）ハ露國ノミノモノニアラズ、世界各國ニ之アルモノナリ。ソレニ露國政府ガ服從スベキ謂ハレモナケレバ、又タ世界各國ノ共產黨ガ一露國政府ニ服從スベキ理由モ無キナリ。

世間ニ露政府ト「コムインテルン」トヲ同一物視スル者ノ多キ理由ハ、露政府ハ事實「コムインテルン」ニ同情シ、之ニ主要ナル居所ヲ與ヘ居ルガタメナリ。併シソノ理由無キハ、第二インターナショナルニ居所ヲ與ヘ居ル西歐諸國ヲ目シテ、之ト第二インターナショナルト同一體ナリトスルノ理由無キニ均シ。

之ヲ要スルニ露政府ト「コムインテルン」トノ間ニ截然タル區別アリテ存スルナリ。



最後の寫眞

第九章　臨　終

第一節　發　病

一、三大遺言

昭和三年二月、露西亞から歸つて後の伯は、總選擧中はじつと靜養してゐたが、選擧後に於いて田中首相の依頼を受け、中立議員に働きかけて政府援助に多少の力を藉した。

その夏には、伯は少年團その他の爲めに應じて、各地の講演旅行をした。さうしてその秋十月、京都に於いて擧行された御大典に參列し、伯爵に陞せられた。

京都から歸つて後は、頗る力を少年團に致し、次第に實際政治から遠ざかつて行つた。尤もそれは、政權を繞る生生しい闘爭場裡から、次第に遠ざかつたといふ意味であつて、本來の政治、すなはち國家の經綸については、伯の努力は一日も怠ることがなかつた。さうして昭和四年の春が明けると、伯は次に掲ぐる一大國策案を書き上げた。

昭和四年ノ新春ヲ迎ヘ、　聖天子御即位後ノ第一年ニ入ルニ臨ミ、老齡古稀、顧ミテ三代ノ明君ニ奉仕シタル半世紀ノ生涯ヲ懷ヘバ、亦多少ノ感慨無キヲ得ナイ。余ノ年少時實業ニ志シ、後轉ジテ官途ニツキ、更ニ選ンデ政界

ニ投ゼシ曲折多キ經歴ハ明治、大正ノ隆運ニ遭遇シタルノ事實ト相俟ツテ、余ニ近代國民生活ノ實相ヲ教示シタルモノ尠カラズ。殊ニ余ガ自然科學者トシテ身ヲ起シ、社會科學勃興期ニ行政官タリシノ經驗ハ、余ヲシテ近代國家生活ノ根幹ノ、科學的行政ニ存スルコトヲ痛感セシメタ。

卽チ余ハ、自然科學並ニ社會科學ノ發見シタルコトガ、政治ノ根柢ナルコトヲ體驗シタノデアル。殊ニ我ガ日本ノ國情ハ、斯ノ如キ實驗應用ニ最適當ノ地位ニアルコトヲ知ツタノデアル。余ガ過去五十年ノ公生涯ハ、タヾ如何ニシテ斯ノゴトキ思想ヲ實際政治行政上ニ實現スベキヤニ在ツタノデアル。

余ノ微力ニシテ懶怠ナル、未ダ綜合的科學政治ノ大綱ヲ案出且ツ實施シタルコトハナイ。乍併、先輩友人ノ指導推輓ノ下ニ、ソノ一端ヲ實現シ得タルモノハ工場法、疾病保險法、阿片法等既ニ之アリ。而シテコノ三者ノ外ニ於テ、余ガ創始シテ却テソノ所期ノ目的ニ背反スルガ如キ結果ヲ生ジタルハ、水力電氣法デアル。何ガ故ニ所期ノ目的ニ背反セリト言フカト謂ヘバ、今日ノ日本ニ於テ不統一ナル水力電氣事業發達ノ結果、電力ニ餘剩ヲ生ジタルゴトキハ、科學的政治ノ根本ニ乖離スルモノタルガ故デアル。

惟フニ方今日本ノ喫緊重要事ハ外交ノ根本的刷新デアル。之ニ依リテ世界ニ於ケル日本ノ地位ヲ確立安定セシムルハ、國運隆興ノ根本デアル。然リト雖モ、外交ノ刷新ハ單獨唐突ニ是ヲ爲スコトヲ得ナイ。之ガタメニハ先ヅ國內經濟ノ更新ヲ斷行シ、國民實力ノ根柢ニ培ハナケレバナラナイ。然ルニ國內經濟更新ノ要諦ハ、國民經濟生活ノ全班ニ亙ル有機的體系ヲ確立スルコトデアル。其目一ニシテ足ラスト雖先左ノ三ニ在リト信ス。

一、電力國營

二、保險國營
三、酒精含有飲料國營
ノ三案デアル。

上記三案ノ實施ハ、一方ニ於テ國民各個人ノ生活基調ヲ安泰ナラシムルノ效アルト共ニ、他方恆久的財源ヲ國庫ニ提供シ、國家財政ノ基礎ヲ鞏固ナラシムルノ因トナルガ故ニ、現下日本ノ經濟的危機ヲ救濟シ、昭和維新ノ端緒ヲ開クノデアルト信ズル。

斯ノ如キ根本ノ對策ヲ實行スルハ、更正日本ノ必須事タルガ故ニ、現在政界ノ問題トナリツヽアル兩税委讓ノ如キハ、右根本策成ルノ日マデ、コレヲ延期スルヲ以テ妥當ナリト信ズル。

余ハ五十年ノ公人生涯ノ經驗ト、余ガ殘生ノ餘力トノ一切ヲ傾盡シテ、上記三案ノ實現ト、之ニ依ツテ生ズベキ外交政策ノ根本的刷新トニ邁進セント決心シタ。ソノ外交策ノ根本ハ、更ニ適當ノ時機ニ於テ之ヲ發表セント欲スルノデアル。

昭和四年一月十六日　　　　伯爵　後　藤　新　平　識

恐らく伯は、若し健康がこれを許すならば、この一大國策を提げて、政治的に活動するつもりであつたであらう。それと同時に伯は、自分の健康が、何時突然の死に襲はれるかも知れぬ性質のものであることを、自分でよく知つてゐた。さうしてその用意のために、伯に同郷の友齋藤實を訪ね、若し自分が斃れたならば、國家のためにどうか代つてこの一大國策を實行してくれと委託した。

この意味において、この國策案は、伯の最後の遺言ともなつたのである。

右について曾て齋藤が朝鮮總督時代の祕書たりし守屋榮夫は語る。

後藤さんが薨くなつてから間のない頃、私は齋藤子爵から直接お聽きしたのですが、その年の春後藤さんが、四谷の子爵邸に訪ねて來られて、齋藤さんに云はれた。

「いづれは貴君に大命降下の機會が來るに相違ないから、その時は進んで　聖明に奉答して、必ず御奉公する樣にせられたい。自分は茲に我が國內經濟を根本から更新するための三大國策を考案してゐるが、自分はもう望みがないから、これは貴君が大命を拜された時、是非重要國策の中に入れて、實現させる樣骨折つて貰ひたい。」

日頃の豪快な氣象にも似ず、しんみりとしかも心細い調子であつたさうです。

案の內容は電力、保險、酒類の三ツを國營にすると言ふので、その時書いたものを示されたと言ふことでした。

さうして後藤さんが歸られる時、子爵が玄關に見送つて氣が付いたのは、後藤さんの足が餘程不自由になつて居たことだつたさうです。それから間もなく薨くなられたと言ふことでした。

すでに己が命數を知つた伯が、不自由なる軀を運んで、國運民命のために、竹馬の友に托するにこの國民的遺言を以てする！　悲壯と云はうか、嚴肅と云はうか、宛として大英雄劇の一場面を髣髴せしむるではないか。

しかしこの國策案について、伯の遺囑したものは、齋藤だけではなかつた。菅原通敬もその一人であつた。或はその他にも遺囑された者があつたかも知れないが、今判つてゐるのは、この二人だけである。これについては菅原自身が、彼が伯から右國策案の提示を受けたことを次の如く語つてゐる。

「此の官業制度については、自分には相當の確信を持つてゐる。しかし自分にはもう調査することが出來ぬから、誰かに頼みたいと思うてゐたが、いろ〳〵考へた末やはり君に頼むのが一番良いと思ふ。是非やつて貰ひたい」といふことであつた。さうして故伯は其の抱懷せらるゝ滿蒙對策やら、西比利亞對策に關し滔々として論ぜられ、次いで前記官業制度調査に要する場所や費用の點までも細かに示されたのであつた。

故伯の財政策たる官業制度中保險の官營、酒類の專賣については、私が大藏省在職中から研究してゐた問題であり、電力の國營については、電力統制の見地からも既に世間で論議されてゐる問題であるから、私は即座に故伯の意見に共鳴したのであつた。そして議會閉會後直ちに其の調査に著手すべきことを故伯に約したのであつた。後に齋藤子爵から聞いたのであるが、故伯は齋藤子を訪問されて、齋藤子が他日組閣さるゝことがあらうと思ふから、其の際は前記官業制度を是非實行して貰ひ度いと懇囑されたと云ふことである。即ち故伯は事務的には余に托し政治的には齋藤子に囑されたものと思はれるのである。

二、伯の健康狀態

昭和四年の初頭の議會に於いて、田中内閣の運命は次第に危殆に瀕した。さうして政客の往來頻るがごとく、その營援策に奔走せざるものなきの有樣となつた。しかしこの時も伯は、僅かに宇垣一成と會して、後繼内閣に關する談合を試みたるに止まり、敢て積極的に倒閣運動をするでもなければ、また別に支援運動もしなかつた。

當時伯は依然として政界一方の勢力であつて、伯をもつて後繼首相と尊さんと試みつつあつた人も少なくはなかつ

た。伯自身も亦自ら政界に驅馳せんとの志を決して捨ててはゐなかつた。伯は二回の腦溢血を凌いで、健康はほぼ舊に復してゐたけれども、その餘命幾何もなきことを自ら知つてゐたので、よい死處を求めて、その花々しき七十餘年の生涯を終らうといふ念願に燃えてゐたやうであつた。

政治は伯の生命であつた。ゆゑに政治活動裡に斃れることは、伯の最も本懐としたところであらう。しかしそれが果されるや否やはとにかく、伯は周圍の止めるのも聞かず、依然として酷暑極寒の際にも、なほ東西南北の講演旅行を廢しなかつたが、これは文字通りに斃れて初めて已まんと欲してゐたからであらう。

茲に伯の健康狀態について、第二回の腦溢血の際、昭和二年八月四日、稻垣長次郎博士檢診の記錄を摘記すると、次の通りである。

左側言語中樞に出血あり。前回は右側なりしが本回は前回より重しと認めらる。出血繼續の虞はなきも十分注意を要す。血壓は概して低き方にして、四日檢診の際は約百六十なりしが、百八十以上なれば危險なり。意識中樞には異狀を認めざるも、之に動搖を生ぜしむることは避くべく、從て面會は近親者に限定するを可とせん。轉地は不可然、發病前の狀態に恢復の見込は十分なるも、旺盛期同樣の行動は嚴に愼むを要す。

尙ほ佐野彪太博士の診察意見は、前記稻垣博士のものに比しやや樂觀的であつた。

その後伯は佐野彪太によつて、一週二回の檢尿並びに檢診を受けてゐた。常持藥としては、好んで小林禮學の作つた漢方藥を用ひてゐた。しかしそれは對症的のものではなかつた。

三、西下

昭和四年の神武天皇祭の日に、伯は少年團の式に臨み、その夜を以て、岡山に向けて出發した。日本性病豫防協會總會及び岡山縣支部發會式に、同協會總裁として臨席するためであつた。

その日の記錄を、東京市政調査會は次のごとく作つた。

昭和四年四月三日、好晴なるも冷氣稍强かりき。此の日午前伯爵は麻布區盛岡町高松宮御用地に擧行の少年團日本聯盟守護神奉齋記念祭に聯盟總裁の團服を著けて臨席し、次で同所に於ける東京聯合少年團主催の伯爵陞爵祝賀會に列りて祝辭を受け、且つ全健兒に對して挨拶を述べ、前後一時間半程にして歸邸の上、十河信二氏と午餐を共にし、午後再び前記祝賀會場に至りて一同と撮影の後餘興見物に興じたりしが、大禮服著用の伯爵を見たしとの健兒等の希望を容れて自邸に引返し、大禮服正裝の上午後三時半洋館玄關前に於て一同を視閲し、一同非常なる滿足裡に解散したり。此の時の正裝の撮影こそ實に伯爵最後の寫眞となりしなり。

午後六時頃微かながら鼻腔部に異狀を訴ふるとのことにて、例の如く麻布區六本木銘苅正太郎醫師に赴きて手當を受け、約三十分にして歸邸したるが、同醫師より小野祕書に電話あり、咽喉に炎症あるが如きを以て風邪の氣味ある哉も計られず、注意然るべしとのことなり。更に引地興五郎學士も來診せられ、風邪の氣味を認むとのことなりしも別に投藥は受けざりき。

伯爵は前約に基き、四月四日午後一時岡山市に擧行の財團法人日本性病豫防協會總會及岡山縣支部發會式に、同

協會總裁として臨席のこととなり居りしが、前述の如き微恙を認めしのみならず、當時の日程は、三日夜東京發、岡山の用件終了直後の四日午後四時岡山發にて歸京し、翌五日晩餐にはジョン・アール・モット博士を招待しある等の關係もあり、餘りに慌しき行程なるを以て、寧ろ西下を見合はす樣側近より提言したるも之を容れず、豫定の通り夜行西下のこととし、自邸に晩餐を了へて午後九時二十五分東京驛發第七列車一等寢臺（後部車室）に乘車出發したり。隨行は祕書小野法順、少年飛田金次郎の兩名にして、小野は隣接せる二等寢臺車に乘車し、飛田は伯爵と相對せる坐席に侍せり。

第七列車には偶〻朝鮮方面視察の途に上らるる軍事參議官財部彪海軍大將の同車せられしに會し、簡單なる挨拶の交換ありてコンパートメントに入り、横濱にて驛賣の茶を求め、此處迄同室せる小野祕書が自己の寢臺に去れる後間もなく背廣服を寢衣に著替へ、ベッドに横臥しながら翌日岡山にての講演の原稿を閲讀し、所々に加筆符錄しつゝ凡そ午後十一時頃眠りに就きたるものゝ如し。其の時迄の伯爵に就ては隨行の兩人は何等の異狀をも認めず、且つ四日未明五時過頃飛田少年が靜かに伯爵のベッドのカーテン際より窺ひたる際にも熟睡の樣を看取し得、次で便所より歸室の際「此處は何處だ」との問に對して、飛田少年が「一ノ宮」邊なる旨を答へ、又同少年が著替の用意をすべきや否やを尋ねたるに對し、「京都へは九時前に著くから、京都へ著く少々手前で著替へよう」とのことにて、此等前後の狀態にも何等の變調なく至極の元氣を認めたり。

四、發　病

それから後の模様は、書生飛田の忠實詳細なる手記に讓らう。

それから二時間餘の時間あるを知つた私は、此の間に洗面を濟まさうと思つて、荷物の中から手拭などを取り出して喫煙室へ這入つた。洗面が終つて顔を鏡に寫して居る時だつた。再び便所の方から出て來た寢卷姿の閣下が、右の廊下にちらりと見えたのは。

「はーつ」と詩かしい眼を投げ乍ら後に随いてコンパートの中へ這入つた。すると伯爵は、

「洋服に着換へよう。」

斯う仰しやつた。(先刻おつしやつた時刻にはまだ早かつたが)

そこで直ちにお召し換へが始まつたのである。あれや此れやと伺つたり、申されたりして、シャツも、ズボン下も、靴下もすつかりお召しになつて一通りは濟んだ。輭てズボンとチヨツキが著けられ、あとモーニングコートと靴をお穿きになればそれで大體が濟むのだつた。

「閣下、コート(モーニングコート)お召しになりますか。」

と私は伯爵のお顔に眸を送り乍らお伺ひした。

「いゝえ、まだ、いらない。」

軽く左右に首を振つて、私の顔を見乍ら應へられた伯爵のお言葉は、旅行のときによく仰しやることの出來る、慈愛に滿ちた優しいお言葉のそれであつた。そしてまだ片付けて無いベッドの端に腰をお降しになつて、お休みになられたのである。

「いえ、まだ、いらない。」

この一言が一代の英傑伯爵後藤新平閣下の最後のお言葉にならうとは、神様ばかりが知つて居たのであらうか！

それから四分過ぎてからだつた。腰を掛けて居られた伯爵が、立つて便所へでも行かうと思つてか、コンパートの外へ出づべく二三歩お歩きになつたのは。

その時、突如！　汽車の動き出すときに、立つて居る人の誰れもが能く經驗するやうなよろめきで、よろよろッと伯爵は二三歩後へよろめいたのであつた。それと同時に窓の格子に摑まらうと努めたのではあつたが！

嗚呼！　怖ろしや腦溢血！　それは伯爵の尊體を見舞つた病だつた。

一等寢臺のコンパートから窓際に出られた伯爵の一歩後――コンパートの入口に立つて居た私は、それと見るや「閣下」と驚愕の叫び打ち顫はせて、正に倒れんとする伯爵に急寄した。

驚愕の私の聲を蔽ふやうに「閣下、どうなさいました」と、靜けき朝の空氣を破つて、磁石にでも引つけられたかのやうに伯爵に飛びついたのは、小野祕書の姿だつた。旅行の折にはいつも伯爵を食事にご案内するのが例だつた小野祕書は、今も亦例の如く朝の食事にご案内申さうと思つて、直ぐ前に連結されてあつた二等車の寢臺から一等寢臺に姿を現はした、その瞬間だつたのである。

この騷ぎを耳にするや直樣驅け寄つたボーイと私達の三名は、共に驚愕の視線を伯爵の面に投げ乍らコンパートの中へ抱へ入れた。そして先きに私の腰を掛けて居た――伯爵のベッドに相對して居るベッド用椅子に横臥させた。同時に私は慌ててまだ散らしてあつたモーニングコートやシャツやカラーの類を鞄の中へまるめ込んで先づ

あたりを整理した。

「財部大將。」

慌て氣く小野祕書の口から洩れるが早いか、私はその隣りの寢臺に休める財部大將の室に走つた。

「財部閣下！　閣下！」

「どうしたんだ。」

と言ふ聲を蔽ひ被せるやうに、

「伯爵がいけないんです！　早く來て下さい！」

言ひ終るや否が室へ戻つて閣下の腰に縋り付いた。

その時伯爵の口からは泡が吹き出され、意識は半ばその存在を遠ざけようとして居るのだつた。氣が付いて時計を見た時は、午前七時二十分、伯爵のよろ〳〵なさつたのは、それより四五分前だつた。列車は今米原驛の少し手前を走つて居た。

驚いて驅けつけた財部大將は、

「花田副官を呼んで來れ！　二等車！」と私に命じた。眠い眼をこすり乍らやつとベッドを離れようとしてゐる二等車の旅客中に飛び込むや、花田副官の名を呼んだ。急變に驚いた花田副官は來た。

斯くして小さきコンパートの一室は慌しき混雜に依つて取まかれ、どまづき乍らも小野祕書は、ボーイに五通の至急電文を書かせて東京に打電せしめた。ときは七時四十五分だつた。

「絶對安靜を賴みますぜい！ 財部だ！ 財部だ！」

雄々しき大將のその言葉の如何に私達にとつて力強かつた事か。まして此の危急の場合、偶然にも居合せられたることは、どんなに賴りになつたか測り知ることが出來ない程だつた。

そのとき私は伯爵の腰部を抑へて居た。それは横に寢て居る伯爵は左半身なる手や足を以て、頻りに起きよう起きようと努めるからであつた。時既に伯爵の右の腕は垂れ、右の足は殆ど運動を止みて、右半身の自由は全く失はれて居たのだつた。

旅行の喜びから急轉して驚きと憂愁の念に暮るる私達を乘せた列車は、凡てのものに拘はり無く低く地に伺ふ春霞を衝いて、はや米原も過ぎ大津を指して突進して居るのだつた。

私達は全く途方に暮れて、安靜を最善と知るや、動かうとする閣下のお體を抑へ乍ら、憂ひの波を胸に湛へて、伯爵の顏を絶えず見守つて居た。護衛の巡査や其他二三の人々は、皆氣を失つたやうに出入口に佇んで居た。斯うして居る間にも財部大將、小野祕書は何處で降りようかの問題に拗からず頭を惱ました。一刻も早く汽車よりはお降ろし申し度い、この念は勿論誰れの頭にも凡ての考へを押しのけて浮んで居ないのではなかつた。

「大津。」

此處でお降ろししようか？ だけど降りてからの看護手當は果して完全を盡せるだらうか？ 勿論博士無きにはあらず、病院無きにあらず、さり乍ら凡ての專門機關完備せる京都を直ぐ前に控えて、大津にては何かもの足りなさを感ぜずには居られなかつた。

「京都！」

誰れの口からか洩れたその呼び名！　それは降りてからの看護手當は必ず完全を盡せるには相違ない。されど安靜を絕對必要とするこの場合、搖られる汽車の時間を少しでも長くかかるのを考慮しなければならない、さて何方を採るべきか？　最善なる完き看護を盡さんため京都へお降ろし申すとは決つた。それより先き、

「一瞬間も早く醫師に見せなければ！」

乘り合せの醫師無きかと、ボーイに車中を尋ねさせ、幸ひにも居合せたのは京都府立醫科大學附屬病院の醫師濱醫學士だつた。おう！　早く見て下さい、と辛うじて應急手當を加へんとする頼みも薄く、それは仙臺に催されし醫師會の歸りなる耳鼻科の醫師で、手の出せようも無かつた。でも其醫師の言ふやう、

「腦溢血らしい。」

「はつ！」

その時一同の顏には憂然の色が更に深められた。早速氏の病狀に對する準備をして次に停まるべき大津にて醫師に乘り込むやう電信を打つた。列車の大津驛へ著くまでの如何に焦躁しかつたことか！

「まだ大津へは來ぬか。」

醫師に乘り込んで貰ふ大津驛へ著したのは、流石財部大將にも長かつた。

「早く大津驛へ！　そして醫師に！」

皆の心は全く焦躁に燃え立つばかりだつた。

「閣下！ もう間も無く京都へ著きますから、そしたらお降ろし申しますからどうぞお靜かに願ひます、ね！」斯した言葉は絕えず小野祕書の口から洩れて居た。言葉を掛ける度に、眼を見開いて其の聲の洩るる顏を見るやうではあつたけれども、伯爵の口からは何等の言葉も出ようとはしなかつた。よろよろとよろめいた其の時、既に言語の自由を失つて仕舞つたやうだつた。

八時三十五分！

「大津！ 大津！」驛夫の呼ぶ聲も焦躁しく列車は大津驛へ著いた。鞄をさげた中年の紳士が轉げ込むやうに這入つて來た。

此の人こそ焦思に暮れて待つて居た醫師その人なのであつた。彼は日本赤十字社滋賀縣支部內科部長莊司醫學士だつた。學士の來たことは千萬の友を得たよりも尙ほ賴み甲斐があつた。車中にて應急手當が施されると、一同は迫り來る胸を撫で降ろした。

程なく汽車は京都驛に近づいて來た。私は急いでコンパートの中に散らしてあつた、色々なものを取り纏めてトランクの中へ入れた。そして自分は伯爵の旅行には必ず持つて行く小さな手さげや、帽子などを持つて降りる用意をした。さうして居る間にも私の視線は決して伯爵の顏より離れはしなかつた。軈て列車は京の街へ這入つた。

五、米原より京都まで

飛田の手記のごとく、車中で伯の發病した時、同車の人々の一樣に心痛したことは、直ちに下車せしむべきか、久

は療養可能なる京都まで運びゆくべきかといふ點であつた。さうして結局、京都まで行くことに決した。

當時の狀況を關係者の手記によつて示すと、米原驛長松本吉次は、四月四日の日誌に、次のごとく記してゐる。

もとに乘車の後藤伯爵車內にて發病されたる由列車着後約二分を過ぎ專務より助役へ通知あり、依て田中助役は直ちに伯爵の車室「コンパート」へ至りたるに、伯爵は寢臺に橫臥され更衣半ばの狀態にて口中より泡樣の液を出され非常に苦痛の樣子なり。同乘の岡部大將も流石に狼狽され早く京都へ電話し醫師二名に來て貰ふ樣手配されたし、又岡山へ行く筈なるも京都に下車し靜養する旨東京本邸へも電報方依賴あり、依て直に列車を發車せしめ、取り敢ず大津驛より醫師同乘の手配をなし、同時に京都へ電話あり。其後の經過大津及京都へ尋ねたるに、大津よりは醫師同乘診察せし處、腦溢血にて意識不明の由、又京都にては直ちに應急手當の上入院の手配せし由なり。

次に大津驛より列車に入つて伯の診斷並びに看護に當つた日本赤十字社滋賀支部病院內科醫長醫學士莊司正の報告要旨は次の通りである。

（一）四月四日早朝、赤十字病院より電話にて後藤新平伯の樣子急病に就き直ちに大津驛に出張せらるゝ樣命令を受け、不取敢準備をとゝのへ大津驛にかけつけたり。（當時院長は醫學會出張にて留守中也）

（二）看護婦三名同伴す。

（三）車中には京都醫學士某氏乘り居たり。小生と交代にて引きとりたる模樣なり。

當時伯は[illegible]（あ[illegible]）[illegible]を試みんとして[illegible]、伯爵は既に意識溷濁致し居り、腦出血後昏睡狀態に陷る以前のヤツクタチオ（Jacktatio）の興奮狀態にあり身體をもがき「大丈夫だ」といふ意味と「岡山まで行く」といふ意味を一度口ばしる樣記憶致し候。小生としては先づ第一に安靜を絕對に必要と認め大津驛にて御下車なされん事を希望しその事を秘書官に申述べしが、伯爵は身體を動かし室外に出すこと不能にて當時御乘

り合せたる財部海相もそれなら京都までこのまゝにしようといはれ、時間もなくつい伯爵の脈搏を守り京都驛まで同行致し候。（四）直ちに腦出血と診斷致し得る狀態に候ひし。

この京都行は寔に危險なことであつた。しかし當時の事情としては已むを得なかつたことが解る。

六、京都下車

伯を乘せた列車は、八時四十七分京都驛に著いた。

豫ての電報により出迎へに來てゐた醫學博士松浦武雄その他は、車內に入つて伯を診斷し、直ちに車外に運び出さうとした。すると伯は、尙ほ自由を失なつてゐなかつた左手をもつて、あたりの物を握つて降車を拒んだ。さうして頻りに口を動かして、何か言はうと努力した。

その時僅かに周圍の人々の耳に聞き取れたのは「岡山、岡山……」といふ言葉であつた。

伯はどこまでも目的地の岡山まで行きたかつたのだ。隨行の人々は伯の體を抱き上げて室外に運んだ。しかし狹い廊下を通して車外に搬出することが困難であつたので、驛長の許可を得て、窓から伯を車外に移し、擔架をもつて驛內貴賓室に運んだ。

松浦博士はその當時の實況を次のごとく記してゐる。

呼べど答へられず。意識喪失し、脈搏は殆ど觸れず。瞳孔は縮小し、左右不同、反應不明、全く危篤の狀態であつた。だから發病當時の模樣や列車中の經過を聽くの暇もなく、直に數回の强心劑を連續注射したが、脈搏は容

易に現はれて來ない。その中に停車時間の十分間は過ぎて終つた。續いて數回の注射をした。暫らくして脈搏が微かに觸れ初め、停車後約二十分位過ぎた頃には、弱いながらもよく觸れるやうになつた。茲に初めて列車外に運ぶ事にした。然し寢臺車の通路が狹いので、驛長の許可により窓ガラスを破りて、そこから靜に伯を列車外の擔架に移して貴賓室にお連れ申した。茲に初めていろ〳〵の手當を致しました。

然るにこれ丈の移動で再び脈搏が觸れにくくなつたので、更に數回の注射を行ひ、約三十分位の後に脈の狀態が次第によくなつて來られた。その中に口唇のチヤノーゼや顔面の蒼白も薄らぎ、次第に潮紅を呈して來られました。この間に發病當時の模樣や列車中の經過を詳細に聞き且つ全身を診察しました。意識は依然として喪失し、昏睡狀態を續けて居られる。右半身は完全に麻痺し、皮膚の反射作用は大部分消失して居る。時々發作的に反射性興奮が見られる。間違ひなく腦溢血です。顔面の蒼白、口唇のチヤノーゼは、脈搏の消失と共に心臟衰弱を來たした爲めで、即ち瀕死の狀態にあつたが爲めである。幸ひにして心臟衰弱は薄らぎ、脈搏は可なりの強さに回復し、顔面は潮紅を呈する樣になられた。それが午前九時頃です。

そこへ急を聞いて驅け付けたのが、京都府立醫科大學教授醫學博士飯塚直彦であつた。飯塚は松浦と協力して伯を檢診看護し、京都府立病院に入院せしめることにした。

飯塚はその模樣を次のごとく記した。

昭和四年四月四日、學會の要事で出かけ樣と帽子に手をかけたその時、卓上の電話機があはたゞしく鳴りひゞいた。事務所から、「後藤伯爵が京都驛で御發病せられたので直ぐ御見舞申上てくれ。京都府廳よりの電話である」

との事である。御病氣は？　御容態は？　少しも判明せぬ。それで不取敢强心劑や救急處置に必要な藥劑を用意さして停車場にかけつけた。伯爵は貴賓室に横になつてをられた。お顏はむしろ蒼い方で額は汗ばみ、何か話されるがはつきりせぬ。左の手足は時々動かされるが、右の方は全然麻痺してをる。脈の模樣は非常にお悪い。弱くて結滯がつよい。然し御意識は明瞭であつた。時々左手を胸の方に持つて來られて何か言はれてをる。多分胸のお苦しいのを話されて居られるのだらう。こゝではじめて岡山へ御講演の途中、朝七時頃米原驛近くの寢臺車内で御發病になり、一時間餘り急行列車にゆられ、京都驛でやつと汽車の窓からお體を出し、線路をこえて貴賓室まで運んだといふ事をきいた。「そんなわけで貴賓室に見えられた時は脈搏殆ど觸れえず。顏色蒼白で全くの危篤の狀態であつたが、數回の强心劑注射で脈の狀態もやつとこれ程になられた」と旣にお手當申上てをつた醫師、看護婦の話である。

それから直に病院に電話し、不取敢十六號舍の壹等室を用意させる事にした。そして伯爵の寢臺自動車が靜かな轍の跡を病院に印したのは十一時前で、あまり整てもをらぬ手狹な加茂川沿ひの病室の白いベツドの上にお休みになり、詳しく拜見出來たのは丁度十一時であつた。折悪しく仙臺の學會においでになつてをる淺山學長に電報する。其中中西博士、淸野博士も見えられる。そしてはじめて伯爵の御發病は今度は三度目である事をきいた。「三度目、三度目」これは日本ばかりでなく他國でも非常に忌みきらうてをる。五日には淺山學長も歸られた。そして院長として伯爵の診療に、學長として內外の應對に、殆ど不眠不休の御心勞であつた。

中西博士は每日おいでになる。御姻戚の佐野博士が東京から見えられる。其後三浦博士、入澤博士、眞鍋教授が

相踵いで御見舞においでなられた。それ〳〵の御意見をばお手當の上に加へた事は其都度發表した通りである。

又東京で始終伯爵を御覽になつてをる主治醫から伯爵御平常の嗜好品をきいた。適せさるものは蝦、獨活、牛乳、柑橘類、平野水。御好物はメロン、西瓜、煎じ番茶、牛乳を入れぬ果物アイスクリーム等である。それ等もお手當の上に加減した。

伯爵も醫家出身であり、御親類にも佐野博士や清野博士の様に醫家が多いので、伯爵の御手當は間然する所なかつた様に思ふ。又私共も非常にお手當申上易かつた。

伯爵の御病氣は前にも述べた様に腦出血で今度は第三回目の發作である。これは腦動脈の破裂によりおこるもので、多くの場合は動脈硬化症に原因するものである。伯爵の御病狀は言語障害、右方上下肢の痲痺があつたが、御最期まで意識明瞭で、視覺も聽覺も犯されなかつた。この疾患は血壓の上昇と非常に關係のあるもので、血壓の上昇を來す様な病氣、特に萎縮腎や或は身體的過勞、精神的興奮後によく起るものである。伯爵が車中で御發病の時には、岡山で講演する事になつて居る原稿を手にせられてあつたといふ事である。これまで二回も腦出血があり、腦の血管に缺陷があつたのに、長途を夜汽車でゆられ、しかも睡眠不足であるのにもかゝはらず、原稿をかいてをられたといふ事であるから、その様な身體的及び精神的の過勞が、今度御發病の誘因となつたものと思ふ。

伯爵の御體は非常に若々しくて、とても七十三歳の高齢とは思はれなかつた。皮膚の光澤、この柔らさ、肉のふくよかさ、まるで青年の様であつた。高齢の證もかきけされない動脈硬化症の徴候——腦動脈にはあつたであ

らうが――は外から觸れうる血管ではわからない。また萎縮腎の症狀もなかつた。腎臟の機能のよかつた事は、尿に蛋白や其他悪い沈澱物もなく、毎日發表した樣に尿量の多い時は比重が少く、尿量の少い時は尿の比重が大なる事からでもわかる。また血壓は百三四十で殆ど正常と申してよい。

どの點から見ても實に若々しい元氣にみちた御體である。これが爲に世の先驅者としていろ〳〵の方面に御活動なさつた事と思ふ。そして伯爵をしてかくあらしめたのは、伯爵は醫家出身であり、非常に攝生を守られたのが原因と思はれる。煙草は召し上られるが、酒はお用ひになられない。止むを得ざる宴會等で大食をなされた後では、お宅にお歸りになりよく下劑を用ひて翌朝すつかり出された相である。

伯爵は御臨終まで意識明瞭で、初めはお嫌なものでも差上るとうなづかれて召し上られた。また私共が參る時は、いつも微笑を以て迎へられた。はじめの病室は咄嗟の場合とて、非常に手狹でお手當や看護の上は勿論、何から何まで不自由であつたため、あとで廣い病室があいたので、お體の工合を見て轉室の話が出た。然し令息（一藏氏）が、たとへ轉室の爲に故障がおこらなくても、病氣の性質上偶然にも何かの事故がおこつた場合に、或は轉室の爲ではないかと私共が非難せられはしないかと非常に心配してをられたが、田中（淸次郎）さんが伯爵に「廣い部屋が出來たから其方にお移し申したいが如何ですか」と聞かれたところ、伯爵はうなづかれて許可せられたので轉室を決行したわけである。

七、終　焉

彼岸櫻の咲いてゐる京都の町に、伯はいま瀕死の重病人として横はつてゐる。

御大典の盛儀に列し、伯爵に陞授せられたのは半年前のことであつた。青年醫師として名古屋から、大阪の陸軍病院に赴くために初めてこの土を踏んでから、五十年の歳月は夢のごとくに流れた。臺灣往返の途次、杉の井の宿で疲れを休めた思ひ出の地だ。

京都府立醫科大學病院は鴨川の邊に立つてゐた。その第十六號室に伯は運ばれた。狭い部屋であつた。しかしそれでも、満員の病棟をこれだけの準備をすることは、病院當局者の並々ならぬ好意からであつた。それから後もつと廣い室に轉室したことは、飯塚博士の手記の如くである。

伯の發病は忽ちにして全國に電送せられ、各新聞に大きく報道された。從つて見舞の客、電報、手紙が殺到してきた。看護の人々は、その處理に忙殺された。

各新聞とも、競つて記者を特派して伯の容態を聴取し、一々これを本社に電報するとともに、見舞者の姓名、病室の模様等を詳細に記述した。

少年團の人々は、交々病院に詰めきつて、晝夜の別なく雑用に服した。

伯の急病を聞くや、全國から伯の知己、友人後輩は、陸續として馳せ集まつてきた。さうして緊切なる要用を擔當して、伯の看護に從つてゐた人々も少なくなかつた。

京都驛下車の際は危篤の状態であつた伯は、入院後安靜とともに、次第に回復して、僅かに危險状態を脱するかに見えた。即ち四日目の容態經過に「危篤ニハアラズ」と發表されたほどである。看護の人々は愁眉を開かんとした。

伯はなほ回復するであらうか。

醫師の說は區々であつた。或る博士は頗る樂觀的所說を抱き、過去に於いてこれ以上の重態に陷りし同病患者回復の例を物語り、伯の頑强なる體格を理由として、全快を主張した。しかし或る博士は良經過は要するに一時的現象であつて、到底再起不能の重症であるとなした。

素人である周圍の人々は、これ等の說を聽きつつ一喜一憂した。ただ一事は明白であつた。それは伯の頑强なる肉體が、必死の力をもつて病魔と鬪ひつつあるといふことであつた。

伯は發言の能力を失ひ、手足の自由を喪失した。しかし伯の意識は殆ど一貫して明瞭であつたやうである。從つて伯は枕頭に來る人々を見ては、莞爾として微笑した。何か物語らんとして、脣を動かしたけれど、遂に一語をも發することができなかつた。さういふ時には伯平生の愉快なる談論を想起して、人々は面を背けた。

然るに十一日ごろから、容態は再び惡化し、十二日夜には、全く危篤に陷つた。親戚知友は悉く徹宵して萬一に備へてゐた。

翌十三日早曉、伯の脈を取つてゐた飯塚博士は、

『伯爵にはもはや御臨終でございます。』

といつた。それでも伯はなほ最後の戰ひを續けてゐた。しかし流石に强健な肉體も、その中樞機關の衰弱には抵抗することができなかつた。瞬一瞬と伯の生命の燈光は消えつつあつた。

窓外には曉色が次第に動いてゐた。

四時を過ぐるころから、伯の呼吸は動いては止り、止つては又動いてゐた。シヤイネストークの症狀が現はれてきたのである。

五時二十分、伯の呼吸が止つた。さうしてもう動かなかつた。

若葉薫る六月の初め、東北水澤の片田舍に生れた伯は、彼岸櫻ほろ〳〵と散る春の曉、千年の舊都に、鴨川のせせらぎを聽きながら死んで行つたのだ。

その地上の生、七十三年である。

伯の永眠と共に、正二位に陞敍せられた。

第二節　葬　儀

一、歸　邸

病室でデスマスクを取つてから、伯の遺骸は純白の羽二重に包まれ、ゴム輪の寢車に移されて、靜かに病院の廊下を、別館講堂に運ばれて行つた。

午後一時に妙心寺派管長香村儼宗師を導師として納棺式が執行され、法號を「天眞院殿祥山棲霞大居士」と諡された。それから在洛の親戚婦人の燒香があつた。

八時二十分、闇を縫つて伯の遺骸は、病院を後に京都驛に向つた。門の兩側には、伯のために心身を碎いて看護の勞を取つた醫員や白衣の看護婦二百餘名が整列してゐた。

門を出ると、折から靜かに降つてきた春雨の中に、町の人々は兩側に立つて見送つてゐた。多くの人々は、夕闇の中に、敬虔なる態度をもつて脫帽敬禮してゐた。それは恐らくは生前伯と一面識もない人々であらう。所謂「街上の人々」である。それ等の無言の哀悼の中に、伯はいま地上最後の旅に上つてゆくのだ。それが伯の七十三年の奉仕に對する大きい報ゐでなくて何であらう。

驛に著いて大勢の人々に見送られながら、伯の柩は靈柩車の中に移された。伯は自ら丹精して作り上げた國有鐵道の上を、いまその家族主義の薫化を受けた從業員達に運ばれて、帝都に向つて歸つてゆくのだ。

九時五十四分、列車は京都の町を離れた。さうして翌十四日朝九時二十分、東京驛に到著した。

廣いプツラトフオームに一杯の人が出迎へてゐた。

伯の柩が少年團の健兒の手によつて列車から運び出されると、少年團の音樂隊から「命をすてて」の悲しみの曲が一齊に起つた。

十日前、元氣に門を出た伯は、いま遺骸となつて麻布櫻田町の自邸に歸つてきたのである。

二、御沙汰書

四月十五日午後三時。

聖上陛下は畏くも勅使として海江田侍從を伯の邸に御差遣、優渥なる御沙汰を傳宣せしめられ、同時に幣帛、祭粢料並びに生花を下賜せられた。

御沙汰

醫國ノ上工濟時ノ大器茂績ヲ南疆ニ垂レ洪業ヲ朔方ニ暢メ民心ノ啓發ヲ是レ務メ國際ノ親善ヲ是レ圖リ屢内閣ノ首班ニ列シ遂ニ首都ノ庶政ヲ釐ス遽ニ溘亡ヲ聞ク曷ソ軫悼ニ勝ヘム宜シク賻ヲ賜ヒ以テ弔慰スヘシ

それは誠に伯の生涯を通じて邦家に盡されたる業績の數々を審かに思召し出されたる誠に此上もなき有難き御沙汰であつた。

皇后陛下には同日三時十分岡本事務官を、皇太后陛下には三時二十分西邑事務官を、御使として差遣せられ、幣帛を賜はつた。又各宮家に於かれても、それ〲使者を遣はされて弔問せしめられた。

皇室の斯くのごとき御優遇に對し、泉下の伯は聖恩の深きに感泣したであらう。

三、送葬

四月十六日は伯の送葬の日であつた。

午前十時、出棺經の讀誦があつて、十時五分伯の遺骸は、自邸を出でて青山齋場に向つた。

午前十一時二十分勅使として土屋侍從、皇后宮御使として黒田事務官、皇太后宮御使として三雲事務官並びに各宮家の御使御著あり、喪主一藏、葬儀委員長齋藤實の御出迎へを受け、勅使土屋侍從に續いて御使者方の燒香があ

つた。

それから午後一時より告別式に移り、親戚知己より一般會葬者の燒香を終つたのは午後二時半であつた。會葬者一萬、大隈重信の葬儀以來の盛儀であつたと言はれた。さうして午後の五時、靈柩は青山墓地に運ばれ、和子夫人と相並んで埋葬された。

八重櫻の花片が、はら〳〵と棺の上に降つてゐた。

新墳の上に立てられた丈餘の白木の墓標の上には墨痕淋漓、

正二位勳一等伯爵　後藤新平之墓

の十四字が記されてゐた。

年譜

總目次

索引

後藤新平年譜

年代	事項
安政四年丁巳 一歳 皇紀二五一七 西暦一八五七	六月四日　陸中國膽澤郡鹽釜村（現水澤町）吉小路に生る。（戸籍には「六月五日」とあれど、伯は履歴書に自ら「四日」と記し、誕生記念日等すべて之に據れり。太陽曆六月二十四日に當る。） ◇父は留守家の家士後藤左傳治實崇（三十六歳）、母利惠（三十三歳）、祖父十右衛門實仁（六十四歳）、祖母てふ（五十九歳）、姉初勢（十一歳）。 當時實仁は家塾（栗芳館）を開き子弟を薫育す。實崇は留守家の[illegible]たり。 ◇十月二十一日　米使ハリス將軍に謁し國書を呈す。 ◇十二月十四日　米國と江戶、大阪、兵庫、新潟四港を開くを約す。
安政五年戊午 二歳 皇紀二五一八 西暦一八五八	◇六月　幕府米國との間に通商條約を締結す。次いで和、露、英、佛と通商條約締結。 ◇八月　[illegible] ◇九月　尊王攘夷論大いに起る。幕府[illegible]梅田源次郎等志士を捕へて獄に下す。

安政六年 己未 三歳 皇紀 二五一九 西暦 一八五九	◇三月十三日　水澤に大火あり、後藤家菩提寺增長寺を始め全町殆ど灰燼に歸す。 ◇五月　横濱、神奈川、函館三港を開く。 ◇八月　安島帶刀、鵜飼幸吉等刑死。 ◇十月　實崇近習兼福原武頭となる。 ◇十月　吉田松陰、橋本左內、賴三樹三郎等刑死。所謂安政の大獄なり。
萬延元年 庚申 三月十八日改元 四歳 皇紀 二五二〇、 西暦 一八六〇	◇正月　本條約交換のため遣米使節新見豐前守一行品川出帆。 ◇三月三日　水戸浪士等大老井伊直弼を櫻田門外に襲ひて之を殺す。 ◇四月七日　實崇主君邦命上府に隨つて仙臺に赴き留守居假役となる。
文久元年 辛酉 二月十九日改元 五歳 皇紀 二五二一 西暦 一八六一	◇三月朔日　實崇西根武頭並に鹽釜社普請係となる。 ◇五月　水戸浪士等高輪東禪寺を襲ひ英人を傷く。 ◇十一月　幕府使を英佛諸國に派遣す。 ◇十二月　皇妹和宮將軍家茂に降嫁江戸城に入らせ給ふ。
文久二年 壬戌 六歳 皇紀 二五二二 西暦 一八六二	この頃すでに句を誦し書を能くす。 ◇正月　水戸浪士等安藤閣老を坂下門外に襲ひて之を傷く。 ◇八月　島津久光の從者英人を生麥に斬る。 ◇十二月十六日　實崇主君に扈從して仙臺に上る。 ◇十二月　浪士等品川御殿山の外國公使館を燒く。

文久三年癸亥　**七歳**　皇紀 二五二三　西暦 一八六三

◇三月　將軍家茂入京。
◇五月　長藩外艦を下關に砲擊す。
◇七月　薩藩鹿兒島灣に於て英艦を擊攘す。
◇八月十八日　京都に政變あり三條實美等七卿長州に落つ。中山忠光兵を大和に擧ぐ。
◇十月　平野國臣兵を但馬に擧ぐ。

元治元年甲子（二月改元）　**八歳**　皇紀 二五二四　西暦 一八六四

三月　武下節山の家塾に通ひ漢學を修む。

◇二月　宗藩伊達慶邦朝命により上府、和宮御警衛に任す。
◇七月　蛤御門の戰あり。
◇八月　英、佛、米、蘭の聯合艦隊下關を砲擊す。是月征長令下る。

慶應元年乙丑（四月七日改元）　**九歳**　皇紀 二五二五　西暦 一八六五

◇四月十三日　弟彥七生る。
◇八月　邑主邦命卒し弟邦寧嗣ぐ。
◇九月　外艦攝海に入り兵庫開港を迫る。
◇十月十九日　實胤小姓頭となる。

慶應二年丙寅　**十歳**　皇紀 二五二六　西暦 一八六六

この頃伯の惡戲殊に甚しく折檻のため屢々立木に縛され倉庫に押籠めらる。

◇六月　長州再征軍進發す。
◇八月　將軍家茂薨ず。
◇十二月　孝明天皇崩御。
◇十二月　祖父實仁隱居して小左衞門を稱す。實胤家督を相續し十右衞門を稱す。

慶應三年 丁卯　十一歳
皇紀 二五二七
西暦 一八六七

◇正月　明治天皇踐祚。

◇正月　實崇主命により八戸邊に駒の賣買に赴く。五月、九月にも同樣のことあり。

二月朔日　留守家奥小姓となる。

八月　武下塾を退きて藩黌立生館に入り經史、詩文を修む。

◇十月　大政奉還。

十一月　仙臺出仕中の父實崇屢ゝ書を寄せて勉學孝養を誡む。

◇十二月九日　王政復古の大號令發せらる。

明治元年 戊辰（九月八日改元）　十二歳
皇紀 二五二八
西暦 一八六八

◇正月　伏見、鳥羽の戰。

◇二月　慶喜上野に屛居し恭順を表す。會津討伐の勅命下る。

◇三月十四日　五箇條御誓文宣布さる。

◇三月二十日　奥羽鎭撫使九條（道孝）總督兵を率ゐて松島に上陸。藩主伊達慶邦出迎へ二十三日仙臺に入る。

◇四月十一日　仙臺藩會津討伐に出陣す。

四月十二日　祖父實仁死去につき、父實崇と共に忌服屆を呈出す。

◇閏四月二十一日　奥羽列藩の同盟成り、伊達慶邦を盟主として官軍に抗敵す。

◇五月一日　白川城陷落。

◇五月十五日　上野東叡山の戰あり。彰義隊潰走す。

六月　幼兵に編入せられ立生館を休學す。

◇八月十一日　要害駒ヶ峯落ち、東軍算を亂して仙臺城下に敗走す。

◇九月十二日　仙臺藩遂に降伏と決し、翌十三日謝罪歎願書を差出す。

◇九月二十日　明治天皇京都御發輦、十月十三日東京御着輦、江戸城を皇居と奠めらる。

◇九月二十二日　會津若松城陷落。
◇十月二十三日　仙臺伊達父子東京に謹慎を命ぜらる。
◇十二月七日　伊達家二十八萬石に削封、十一日慶邦子龜三郎（宗基）相續す。

明治二年己巳　十三歳
皇紀二五二九
西暦一八六九

二月　留守家削封と共に後藤家は士着歸農して平民となる。

◇五月　實界審理局より學校助教申付けらる。
◇八月十二日　府藩縣設置せられ、膽澤縣廳を水澤舊城内に置かる。權知事武田龜五郎（孝敬）、大參事安場一平（保和）、小參事野田大造（當通）、史生岡田俊三郎（後の阿川光裕）等任命さる。

九月　安場大參事の學僕となり後三箇月にして史生岡田俊三郎に預けらる。

明治三年庚午　十四歳
皇紀二五三〇
西暦一八七〇

正月　立生館改めて鄕學校となり、その始業式の日撰ばれて武田權令の前に論語里仁篇を講ず。

二月二十五日　友人兩三人を誘ひて郊外に遊び漢文「郊遊記」を作る。

◇四月三日　安場大參事酒田縣大參事に任ぜらる。但し赴任せず。
◇五月十九日　武田權知事免官、安場再び膽澤縣大參事に任ぜらる。
◇七月二十七日　薩藩士橫山正太郎安武時弊を條陳して集議院門前に自刃す。

橫山安武の自刃を知り大いに感奮慷慨す。

◇九月十七日　安場大參事免官となり、嘉悅氏房膽澤縣大參事となる。
◇十月一日　安場熊本縣權大參事試補となる。

十一月四日　岡田權大屬の管内巡視に隨伴して山ノ目、金成、高清水、涌谷、石卷に出張す。

明治四年辛未　十五歳
皇紀二五三一
西暦一八七一

二月　初めて上京し太政官少史荘村省三の學僕となる。

四月九日　この日附家郷の父より慈愛溢るる處世訓を寄せらる。

六月　熊本縣人今村、石井等と共に淺草の寫眞館内田九一方にて記念撮影をなす。

七月　荘村に隨ひ和田倉門外通行中西郷吉之助に會ふ。

◇七月十四日　廢藩置縣。

◇七月二十八日　安場大藏大丞となる。

◇十一月二日　廢藩置縣の制令實施に伴ひ、膽澤縣は廢せられ一ノ關縣所管となる。

◇十一月十二日　安場保和岩倉公一行と共に横濱解纜渡米の途に上る。

明治五年壬申　十六歳
皇紀二五三二
西暦一八七二

正月　荘村家を辭して歸郷、武下塾に入りて詩文を修す。

◇三月　岡田俊三郎水澤縣免官。

◇六月二日　安場、福島縣權令となる。

◇十月二十八日　安場福島縣令となる。阿川同じく福島縣十一等出仕となる。

◇十一月二十八日　徴兵令發布。

明治六年癸酉　十七歳
皇紀二五三三
西暦一八七三

◇一月一日　太陽暦實施。

◇一月八日　阿川光裕福島縣須賀川支廳勤務となる。

◇三月十日　この日阿川より實崇に宛て伯の遊學を勸め來る。

五月　阿川の勸めに依り郷里出發須賀川遊學の途に上る。

五月十六日　須賀川に到り阿川官舍に入る。

五月二十二日　福島小學第一洋學校に入學す。

◇七月二十三日　實崇水澤縣より小學校助教申付けらる。

◇十月　西郷、板垣等征韓論に破れ、官を辭して歸郷す。

明治七年甲戌　十八歳　皇紀二五三四　西暦一八七四

一月　◇一月十八日　板垣退助等民選議院設立を建白す。

　一旦歸郷せるも、父の誡めにより再び福島に引返す。

二月二日　須賀川醫學校へ入學、生徒寮に入る。

◇二月　江藤新平佐賀に兵を擧ぐ。

◇四月　臺灣征伐。

四月　理學の大試問に及第す。

五月十七日　化學の大試問及第、第三等生となる。

九月八日　父へ手紙を以て、阿川の留守中預り金を費消、その始末に窮し救濟方を懇願す。

十月　原生學、解剖學の試驗に及第し、二等本科上等生として臨床實驗を許さる。

明治八年乙亥　十九歳　皇紀二五三五　西暦一八七五

◇二月二十四日　實崇水澤小學校假助教申付けらる。

七月四日　福島病院六等生となり醫學校生徒取締（内舍副舍長）として月給三圓支給さる。

◇七月三十一日　阿川大藏省紙幣寮に轉任。

◇八月八日　安場福島縣令を免ぜらる。

八月十六日　醫學所教師雇入れの件にて東京に出張す。

九月二日　五等醫生拜命す。月給五圓。

◇十二月二十七日　安場愛知縣令となる。

明治九年丙子　二十歲
皇紀二五三六
西曆一八七六

二月二十二日　依願五等生解職。

◇一月二十七日　阿川愛知縣十一等出仕として轉任す。

三月二十八日　内外舍長となり月給八圓支給さる。

◇六月十四日　明治天皇東北地方御巡幸あり、是日岩倉、木戶勅を奉じて須賀川病院を視る。

◇七月四日　是日明治天皇水澤に御駐輦。

八月　初旬、自ら調劑せる眼藥「濟衆水」を父に發賣せしむ。

八月八日　辭表呈出、十日聽許さる。

八月十一日　盛大なる見送りを受けて須賀川を去る。

八月二十日　名古屋安着、阿川邸に落着く。

八月二十五日　愛知縣病院三等醫拜命、醫局診察專務仰付けらる。月給十圓。

十月一日　阿川家を出て教授司馬凌海の家塾より通院、教師ローレッツの指導を受く。

◇十月二十四日　熊本に神風連の亂起り、次いで前原一誠萩に兵を擧ぐ。

◇十一月九日　實崇巖手縣より水澤小學校一級助教申付けらる。

明治十年 丁丑

二十一歲

皇紀二五三七
西暦一八七七

一月二十日　公立醫學所二等授業生となり、月給十二圓を支給せらる。

◇正月　明治天皇京都へ行幸。

◇二月十五日　西郷隆盛兵を率ゐて鹿兒島を進發す。

◇三月三十一日　車駕大阪陸軍臨時病院に行幸親しく傷病兵を慰問せらる。

四月　司馬凌海解職となり名古屋を去りしため再び阿川方に入る。

◇五月一日　博愛社（日本赤十字社の前身）創立せらる。

六月十五日　是日より二十三日まで醫術開業試驗を受く。

七月　大阪陸軍臨時病院に赴き自費見學す。

◇七月　愛知縣病院及び醫學校新築落成。

八月八日　愛知醫學校四等訓導となる。

八月二十日　依願解任。

九月三日　大阪陸軍臨時病院の傭醫となり、日給六十錢。

九月十五日　この日附醫術開業免狀を授與せらる。

◇九月　日本赤十字社設けらる。

◇九月三十日　西南役の凱旋兵三百名コレラに罹る。

十月一日　京都東福寺陸軍格列避病院へ出張を命ぜらる。

十一月二十二日　病兵を護送して名古屋鎭臺へ向ふ。

十月二十六日　陸軍傭醫を免ぜられ、二十七日名古屋鎭臺病院傭醫となる。月給十五圓。

明治十一年 戊寅　**二十二歳**　皇紀二五三八　西暦一八七八

三月一日　再び愛知縣病院に歸復し、醫學所一等訓導となる。月給二十五圓。

三月三日　公立病院三等診察醫兼務となる。

四月　胸を患ひ名古屋近郊八事に靜養す。

六月十七日　第三區醫院集會所にて講義す。爾後毎週日曜日に出張講義。

七月十三日　公立病院二等診察醫兼醫學校一等訓導となる。月給三十圓。

◇十月　明治天皇御巡幸の砌、公立醫學校に成らせらる。

十月　健康警察醫官を設くべきの議を安場縣令に建白す。

十一月二十七日　衛生事務取調べのため東京出張を命ぜらる。

十二月十日　「愛知縣ニ於テ衛生警察ヲ設ケントスル概略」を内務省衛生局長長與專齋に呈す。

明治十二年 己卯　**二十三歳**　皇紀二五三九　西暦一八七九

一月　兩親及び弟彦七を東京に招く。

二月十七日　東京より歸院、これより前、兩親等は既に名古屋に來て在り。

二月二十五日　國貞大書記官宛て「東行視察概表」を提出す。

◇三月　陸軍一等軍醫正横井信之病院長兼醫學校長となる。

五月　自ら主唱して有師會を起し醫事衛生の研鑽に力む。

七月九日　公立病院一等診察醫兼醫學校監事となる。月給四十圓。

八月二十九日　醫學校一等教諭兼務となる。

十一月　有師會を擴大して衛生私會創設のことを議し、「愛衆社」創立に着手

す。

◇十二月十二日　實祟夫妻水澤に歸濟す。彦七は引續き名古屋に留まる。

十二月十六日　愛衆社設立認可を申請、同月二十四日許可せらる。

十二月二十七日　横井院校長病氣引籠中、院校長の職務代理を申付けらる。代理中十五圓増給。

明治十三年　二十四歳

皇紀二五四〇
西暦一八八〇

二月十七日　公立愛知病院一等診察醫兼醫學校監事中教諭申付けらる。

二月二十二日　愛衆社創立總會を東本願寺別院に於て開催す。

◇三月八日　安場保和元老院議官となり同月二十三日家族を具して上京す。

三月二十六日　家郷の父へ宛て許婚者坂野秀との婚約解消を通告す。

◇五月　ローレツツ任期滿ちて名古屋を去る。

五月八日　横井信之退職につき公立愛知病院長兼醫學校長心得を命ぜらる。月給六十圓。

五月十八日　地方衞生會委員となる。

八月五日　この日より三十日間賜暇、郷里に病父を省す。

九月　衞生及び醫事に關する「四季醫報」第一號を發刊す。

十一月二日　靜岡、岐阜、三重に病院學校事務取調べのため出張す。

◇十二月七日　彦七名古屋を發して東京遊學の途に上る。

明治十四年巳辛

二十五歳

皇紀二五四一
西暦一八八一

一月　國貞縣令宛て「聯合公立醫學校設立之儀に付建白」をなす。是年より私塾對育舍を開きて五十餘名の子弟を育ひたり。
一月三十日　父急病の電報に接し卽日名古屋を發足して水澤に急行す。
◇二月二十七日　祖母てふ死去。享年八十三。
三月六日　鄕里出發歸院の途に上る。
三月十日　聯合醫學校設立の議を三重縣會議員に投ず。
五月十七日　愛衆社長に橫井信之を推し自ら副社長となる。
◇十月十二日　國會開設の大詔渙發せらる。
十月十三日　醫學校二等教諭となる。同日病院長兼醫學校長心得を以て事務取扱申付けらる。
十月十九日　愛知醫學校長に任ぜられ準九等月給六十圓。同時に愛知病院長兼務申付られ手當金十圓支給せらる。

明治十五年午壬

二十六歳

皇紀二五四二
西暦一八八二

一月十九日　病院醫學校事務取調べのため上京を命ぜらる。二十六日東京着。
二月　長與衛生局長より衛生局御用係採用の內命あり。
三月七日　東京客舍より長與專齋に對し、長文を裁して自己の內務省に入るの抱負と決意を披瀝す。
四月四日　準八等となり月給八十圓。
◇四月六日　板垣退助岐阜に遭難す。
四月七日　招電により岐阜に急行し板垣の負傷を手當す。
九月二日　醫學校一等教諭兼任となる。

明治十六年 癸未　**二十七歳**　皇紀二五四三　西暦一八八三

一月六日　御用有之内務省へ出向申付けらる。

◇一月十三日　實祭逝去す。享年六十三。

一月十三日　父の訃に接し彦七を代りて歸鄕せしむ。

一月二十一日　名古屋を去り海路東京に出發。二十三日着京す。

一月二十五日　内務省御用係、准奏任取扱月俸百圓。衞生局照査係副長となる。

二月六日　長與局長に代りて熱海に到り岩倉右府と面談す。

◇二月十八日　愛衆社は大日本私立衞生會に合併し愛知縣支部となる。

三月二十六日　母、姉を鄕里より呼び寄せ麴町三番町に一戸を構ふ。

四月十八日　衞生事業視察のため新潟、群馬、長野等に出張す。

五月二十二日　衞生局東京試驗所長心得兼務となる。

九月　安場保和二女和子と結婚す。

十月四日　衞生局内部改革の意見書を長與局長に提出す。

十二月　錦織剛清の來訪を受く。よつて相馬誠胤及び夫人京子の診察につき戸田文海を訪問す。次いで瘋癲患者監禁に關し佐和大警視を說く。

明治十七年 甲申　**二十八歳**　皇紀二五四四　西暦一八八四

一月十七日　衞生局牛痘種繼所長兼務となる。

◇一月十八日　瘋癲者監禁に關する警視廳令布達さる。

◇三月　相馬誠胤監禁を解かれて本鄕田町私立瘋癲病院に入院、三月十七日一旦退院、更に本鄕區東片町東京府立瘋癲病院に入院せしめらる。

◇三月二十一日　相馬誠胤妻京子死亡す。
七月十九日　衛生局東京試験所長心得を免ぜらる。
八月三十日　長崎、兵庫縣下へ出張す。
◇十一月二十二日　錦織剛清等彌生町の瘋癲病院を襲ひ、誠胤を奪ひ出さんとして果さず鍛冶橋監獄に收監せらる。

明治十八年 乙酉
二十九歳
皇紀二五四五
西暦一八八五

一月　東京府下に於ける下水掃除改修の件に關し、復命書を内務大輔芳川顯正に提出す。
六月二十五日　衛生局第二部長となる。
七月二日　衛生局牛痘種繼所長兼務を免ぜらる。
八月二十六日　石黒内務省四等出仕不在中衛生局第三部長代理となる。
◇十一月八日　北里柴三郎獨逸に差遣せらる。
十二月八日　月俸百三十圓の辭令を受く。
◇十二月二十三日　内閣新官制に依り伊藤博文はじめて内閣總理大臣となる。

明治十九年 丙戌
三十歳
皇紀二五四六
西暦一八八六

一月十六日　非職仰付けられ、二十一日改めて内務省四等技師に任ぜられ三級月俸下賜、二十三日衛生局勤務の辭令を受く。
五月十三日　内務省三等技師に任ぜられ奏任官三等下級俸を賜ふ。
◇五月十九日　博愛社を日本赤十字社と改む。篤志看護婦會創立さる。
七月八日　初めて位階を賜はり、從六位に叙せらる。

明治二十年 丁亥 三十一歳 皇紀二五四七 西暦一八八七	◇一月三十一日 錦織剛清、長谷川明高等、巣鴨癲狂院に忍び込み誠胤を盗み出す。 二月一日 剛清が連れ來りし誠胤を一泊せしめ子細に診察したる後、自らは警視廳に赴き大警視村上楯朝に面談、誠胤を自宅に保護せる旨を告ぐ。 ◇二月十六日 剛清自首して出で重禁錮一月に處せられ、誠胤は三月より四月まで東京帝大の診斷を受け再び自宅療養をなす。 五月二十五日 築地本願寺に於ける大日本私立衛生會主催衛生參考品展覽會に嘉仁親王の御成りあり、衛生會幹事として扈從す。 九月 「普通生理衛生學」を著す。 ◇十二月二十六日 保安條令發せられる。
明治二十一年 戊子 三十二歳 皇紀二五四八 西暦一八八八	◇四月二十八日 樞密院設置せられ伊藤博文議長となる。 ◇四月三十日 黒田内閣成立。 ◇五月八日 憲法制定會議開始。 この年私立衛生會雜誌に「職業衛生法」を發表す。
明治二十二年 己丑 三十三歳 皇紀二五四九 西暦一八八九	◇二月十一日 憲法發布せらる。 この年福澤諭吉に會見す。慶應義塾長就任のことにつき内話あり。 ◇八月三日 相馬誠胤長男秀胤生る。母東明しげ。 八月二十八日 「國家衛生原理」を著作發行す。 ◇十月十八日 外務大臣大隈重信狙撃せらる。

明治二十六年 癸巳

三十七歳

皇紀 二五五三
西暦 一八九三

◇一月 剛清は故相馬誠胤嫡子秀胤の奪取を策したれど成らず。

三月十六日 醫術開業試驗委員長となる。

◇七月十七日 錦織剛清遂に相馬家側を相手取りて謀殺の訴を起す。

七月二十一日 「萬國衞生年鑑」を飜譯して發行す。

◇七月二十七日 相馬家側亦剛清一派を相手取つて誣告の訴をなす。

◇九月八日 青山墓地に誠胤の墓を發いて屍體の化學的試驗をなす。

九月二十三日 長男一藏生る。

◇十月二十四日 相馬順胤外七名にかかる謀殺被告事件は免訴と決定、同日告發人剛清等は誣告罪として起訴拘引せらる。

十月二十五日 麻布東町二十四番地の伯邸第一回の家宅搜索を受く。

◇十月二十五日 豫審判事山口淳收賄罪にて檢事局に拘引せらる。

十月二十八日 「黴菌圖譜」を飜譯發行す。

十月三十日 第二回家宅搜索あり。

十一月十五日 中央衞生會幹事兼任、高等官三等に叙せらる。

十一月十六日 神田中猿樂町の街路にて拘引、十七日鍛冶橋監獄署に收監せらる。西川豫審判事の心證を害し、二回に亙り密室監禁に處せらる。

十二月二十五日 豫審終結。

十二月二十九日 非職を命ぜらる。

明治二十七年甲午

三十八歲

皇紀　二五五四
西暦　一八九四

二月十二日　　第一回公判開廷、湯淺裁判長と大いに抗爭す。

◇二月七日　芝愛宕下町に傳染病研究所の建築成る。

◇二月十七日　片山國嘉「後藤新平の誣妄を辯す」なる一文を各新聞紙上に發表す。

五月三日　　東京地方裁判所は伯に無罪の判決を下す。翌日檢事控訴す。

五月二十五日　　保釋出獄す。

六月初旬頃より群馬の四萬溫泉等に心身の保養をなす。

◇七月十四日　支那に最後通牒を發す。次いで豐島沖の海戰あり、成歡、牙山を拔く。

◇八月一日　支那へ宣戰を布告す。

八月　　初旬頃より家族を伴ひ保田の存林寺に假寓して暫く靜養す。その間「自敍傳」を記す。

◇九月十三日　大本營を廣島に進めらる。

十二月七日　　東京控訴院は原裁判の通り伯に無罪の判決を下し、檢事の上告もなく茲に初めて青天白日を仰ぐ。

十二月十六日　　高崎市にて雪寃會あり出席す。

十二月二十日　　友人金杉英五郎等主催の雪寃會兩國臨淸にて開かれ出席す。

明治二十九年 丙申　**四十歳**　皇紀　二五五六　西暦　一八九六

一月十日　伊藤首相宛て淸國よりの償金中三千萬圓獻納の建議案につき其後の報告をなす。

◇二月三日　臺灣事務局委員會は阿片政策に關し内閣に具申、閣議決定し、十五日阿片制度は確立す。

二月二十四日　第十議會に恤救法案、救貧法案提出せらる。

◇三月　血淸藥院創設せらる。

三月二十二日　臺灣阿片制度施行方法につき意見を徵せられたるに對し答申す。

◇四月十一日　拓殖務省設置。

◇四月十六日　板垣退助内務大臣となる。

四月二十四日　臺灣總督府衛生顧問を囑託せられ年手當金一千圓を給せらる。

五月六日　三十年度衛生上豫算に關し板垣内相に意見書を提出す。なほ是月、臺灣衛生會議設立の建白書を樺山總督に提出せり。

◇六月二日　桂太郎臺灣總督となる。同十三日赴任。

六月七日　監獄衛生制度改良に關し内務大臣に意見書を提出す。

六月十三日　桂新總督赴任につき伊藤總理、西鄕海相等と共に東京出發、神戸より軍艦吉野に搭乘臺灣に赴く。

六月二十日　再び軍艦吉野に搭じて基隆出發南支視察の途に上る。

六月二十四日　長崎歸着。

七月　臺灣島に限り酒類の釀造、煙草の製造並びにその販賣を無稅とすべし

と當局に建白す。

◇八月三十一日　伊藤内閣辭職し、黒田清隆臨時首相となる。

◇九月十九日　松・隈内閣成立す。

◇十月十六日　熊本縣阿蘇郡長阿川光裕臺灣總督府製藥所技師兼民政局事務官となる。

この年秋頃、陸軍檢疫報告書獨帝ウイリアム二世の賞讃を博し「後藤新平」の名はやくも伯林に行はる。

明治三十年（丁酉）　四十一歳　皇紀二五五七　西暦一八九七

◇一月十一日　英照皇太后崩御。

◇一月二十一日　臺灣阿片令發布。四月一日より施行。

五月二十五日　帝國施療院設備費外五件豫算編入の議につき樺山内相に建白。

六月八日　血清藥院長心得を命ぜらる。

七月十五日　勞働者疾病保險の新營及び救療病院その他社會施設を完成せしむる恤救事務局の設置を内務大臣に建議す。尚この日附にて永樂病院主管となる。

八月二十日　正五位に叙せらる。

◇九月一日　拓殖務省廢止され臺灣及び北海道事務局設置せらる。なほこの月安場保和北海道廳長官となる。

◇十一月二十一日　第十一議會召集。

十二月十九日　在京安場に書を致し、時局のために北海道廳長官を辭すべしと進言。

◇十二月二十五日　衆議院解散。同時に松・隈内閣亦瓦解す。

十二月二十八日　勲五等に叙せられ瑞寶章を授かる。

明治三十一年 戊戌

四十二歳

皇紀 二五五八
西暦 一八九八

一月

◇一月十二日 伊藤内閣成る。

救濟衞生制度に關する件を伊藤首相に建白す。

一月二十一日

伊藤首相を訪ひ神武天皇御降誕祭及び徵古館設立の件を談す。この時伊藤より暗に臺灣民政局長たらんことを勸めらる。

一月二十三日

井上(馨)藏相の囑に應じ「臺灣統治救急案」を草して閲覽に供す。

一月二十六日

伊藤首相を訪ひ、歸途桂陸相に會見す。乃木臺灣總督亦來會す。

◇一月二十六日 臺灣總督乃木希典辭職し、兒玉源太郎後任となる。

一月二十七日

早朝兒玉將軍を訪ひ臺灣民政局長就任を勸められ承諾す。

三月二日

臺灣總督府民政局長となる。高等官一等年俸四千五百圓。

◇三月十五日 衆議員議員總選擧。

三月二十日

東京を發して新領土臺灣に向ふ。二十八日着任。

四月

渡臺するや直ちに「備忘錄」を裁して、臺灣統治の根本策を論じ、土匪招降策、阿片制度等につき大いに抱負を敍ぶ。

◇四月二十八日 臺灣日日新報創始。

◇五月九日 臺灣總督府吏員大整理發表。

◇五月十四日 第十二議會召集。

◇五月二十五日 三段警備廢止言明。

五月三十日　従四位に叙せらる。

◇六月十日　衆議院解散。

◇六月二十二日　自由、進歩兩黨聯合して憲政黨を組織す。

六月二十日　新官制により民政局長改め民政長官となる。

◇六月二十日　三段警備撤廢さる。

◇六月二十五日　伊藤内閣辭職し、同三十日隈・板内閣成る。

◇七月　安場北海道長官を辭す。

◇七月十七日　第一回饗老典を臺北に催す。

七月二十八日　宜蘭の匪首林火旺の投誠式に臨む。

七月三十一日　添田大藏次官に臺灣銀行設立方を督促す。

◇八月十日　衆議院議員總選擧。この日臺灣にては匪首陳秋菊の投誠式あり。

◇八月三十日　臺灣保甲條令發布。

九月八日　匪首簡大獅の投誠式に臨む。

十月二日　基隆發上京。

◇十一月七日　第十三議會召集。

◇十一月八日　山縣内閣成立。舊進歩黨員憲政黨より分離し憲政本黨を組織す。

明治三十二年 己亥

四十三歲

皇紀 二五五九
西曆 一八九九

一月二十五日 臺灣銀行創立委員となる。尚是月臺灣協會臺灣支部長となる。

三月二十七日 天皇陛下に拜謁陪食仰付けらる。

◇三月三十日 臺灣銀行定款認可。

◇四月 傳染病研究所國營となる。

◇四月九日 彰化に於て第二回饗老典。

◇五月二十三日 安場保和逝去。享年六十五。

六月二十日 勳四等に叙せられ瑞寶章を授かる。

◇九月十二日 阿川光裕休職となる。

九月十一日 海路南部巡視に赴く。

◇九月二十六日 臺灣銀行營業開始。

十一月八日 臺灣鐵道部官制成り鐵道部長に補せらる。

◇十一月二十日 第十四議會召集。

明治三十三年 庚子

四十四歲

皇紀 二五六〇
西曆 一九〇〇

一月二十二日 天皇陛下に拜謁仰付けられ臺灣の近狀を奏上す。

三月十五日 揚文會に臨み祝辭を朗讀す。

三月二十五日 福州廈門地方へ出張、四月二十五日歸府。

◇四月一日 臺灣銀行廈門支店開設。

◇五月十日 皇太子殿下御成婚。

◇五月三十日 北支に義和團の亂起る。

◇六月十二日 阿里山に發見したる大森林の調査了る。

七月　福州の張布政司及び陳寶琛に北清事變に處するの忠告的書翰を發す。

◇八月十五日　桂陸相は兒玉臺灣總督に宛て南支に陸兵派遣の密令を發す。同月二十三日、本勅訓令あり愈〻南清政策の實行に着手。

八月二十三日　廣瀨（勝比古）海軍大佐を同行厦門に急行す。

◇八月二十八日　提軍門に宛てたる最後的通牒の假決定、其他諸般の準備中、厦門進擊中止との廟議通告あり、派兵中止、雄圖挫折して兒玉總督辭意を固む。

八月三十一日　厦門より歸府。翌日兒玉總督の願意を携へて上京の途につく。

九月十五日　天皇陛下に拜謁仰付けられ、優渥なる御諚を賜はる。

九月十八日　米田侍從と共に神戸より乘船歸府。

◇九月二十二日　米田侍從は兒玉總督に聖旨を傳達して慰留す。

◇九月二十六日　山縣内閣辭職。

◇十月十九日　伊藤内閣成立。

十一月十日　上京。兒玉總督の名を以て拓殖務省設置に關する意見書を伊藤首相に提出す。

◇十二月二十三日　兒玉總督陸相となり臺灣總督を兼ぬ。

◇十二月二十二日　第十五議會召集

明治三十四年 辛丑　四十五歲

皇紀　二、五六一
西曆　一、九〇一

二月五日　臺灣官（埤圳）規則の勅裁を仰ぐため内務省に律令案を提出す。

◇四月二十九日　皇孫迪宮裕仁親王御生誕。

◇五月二日　伊藤内閣辭職。

五月二日　新民政長官官邸に移る。

五月三十日　第五回內國勸業博覽會事務官となる。
六月一日　臺灣總督府專賣局長となる。
◇六月二日　桂內閣成立。
六月二十七日　勳三等に叙せられ瑞寶章を授かる。
◇六月二十一日　星亨刺殺さる。
◇九月十八日　伊藤博文歐洲漫遊の途に上る。
◇十一月二十七日　臺灣神社鎭座式、北白川宮妃殿下御參列、二十八日大祭式典。
十一月二日　北白川宮妃殿下に扈從して南部出張。
◇十二月七日　第十六議會召集。

明治三十五年壬寅
四十六歲
皇紀　二五六二
西曆　一九〇二

◇一月三十日　日英同盟條約調印。二月十二日公布。
◇三月二十七日　兒玉、陸相兼任を罷めて臺灣總督專任となる。
五月十日　北淸事件從軍記章を授かる。
五月二十五日　外遊のため臺灣を發つて上京す。
◇五月三十日　土匪掃蕩一段落。
六月十三日　橫濱出帆まづ米國に向ふ。同行者新渡戶稻造。
◇六月二十五日　皇孫淳宮雍仁親王御生誕。
◇六月三十日　臺灣辯護士會より後藤長官彈劾書を兒玉總督に提出す。
七月三日　ニューヨーク着。
八月六日　ニューヨーク發、英國へ向け出航。十五日倫敦着。

八月三十日　巴里に入る。
九月四日　伯林に入る。人造樟腦問題にてシェーリング會社と交渉す。
九月二十七日　伯林發露都に向ふ。十月一日露都着。
十月七日　モスクワ着。
十一月十一日　ウインナ着。
十一月二日　フローレンス着。
十二月四日　勳二等に叙せられ旭日重光章を授かる。
◇十二月六日　第十七議會召集。
十二月十七日　歐米漫遊より歸臺。
十二月二十六日　臺灣阿片制度制定並びに施行の功績により金三千圓を賞與せらる。
◇十二月二十八日　衆議院解散。

明治三十六年癸卯
四十七歳
皇紀　二五六三
西暦　一九〇三

五月一日　天皇陛下第五回内國勸業博覽會に臨御、臺灣館御巡覽の際扈從、審査部長として御説明申上ぐ。
◇三月一日　衆議院議員總選擧。
◇五月八日　第十八議會召集。
◇五月二十日　政府と政友會妥協成立す。
◇七月十五日　兒玉臺灣總督内相兼任となる。十七日文相兼任。
七月十日　正四位に叙せらる。
◇十月十二日　兒玉内相參謀次長となる。臺灣總督舊の如し。

十一月二十日　貴族院議員に勅選せらる。

◇十一月　總督府阿里山森林の大調査開始。
◇十二月五日　第十九議會召集。
◇十二月十一日　衆議院解散。

明治三十七年甲辰　四十八歳

皇紀　二五六四
西暦　一九〇四

二月二十五日　中南部地方巡視。

◇一月十一日　養女靜子佐野彪太に嫁ぐ。
◇二月六日　露國に最後通牒を發す。
◇二月九日　仁川沖の海戰。
◇二月十日　露國に宣戰を布告す。
◇二月十二日　大本營を宮中に置かせらる。
◇三月一日　衆議院議員總選擧。
◇三月十八日　第二十議會召集。

三月三十一日　樟腦專賣制度制定の功に依り金四千圓賞與せらる。

◇六月六日　兒玉總督大將に昇任。六月二十日滿洲軍總參謀長に任ず。

八月十九日　桂首相に對し財政政策に關し意見書を呈す。

十月二日　阿里山に登攀す。

十月　臺北病院入院中小泉盜泉と相識る。

◇十月二十一日　二十二日の二日間和子夫人主催の第一回慈善音樂會を臺北榮座に於て開く。この收入を基金として二十四日臺灣慈善婦人會成立し和子夫人會長となる。

十二月十七日　桂首相に軍國經營の大策を建白す。

明治三十八年 乙巳

四十九歳

皇紀 二五六五
西暦 一九〇五

◇一月一日 旅順開城。
◇一月三日 第三皇孫光宮宣仁親王御生誕。
◇三月十日 奉天大會戰。
◇五月十二日 臺灣全島に戒嚴令施行。バルチック艦隊來航による。
◇五月二十七日 日本海大海戰。
◇六月九日 米國大統領ローズヴェルト日露講和調停をなす。

八月五日 有馬溫泉より京都に赴き山縣を訪ひ後上京す。この頃大膽なる講和條件論を草す。

◇八月十日 ポーツマス講和會議始まる。

八月二十八日 特殊なる任務を帶びて滿韓への旅に上る。

◇九月五日 日露講和條約成る。この日講和條約を不滿とし國民大會日比谷に開かれ、燒打事件等起る。六日戒嚴令施行さる。

九月四日 奉天に滿洲軍總司令部を訪れ兒玉と會談す。この頃すでに滿洲經營策の梗概成る。六日兒玉との會談の模樣を桂首相に報す。

◇九月二十七日 日英同盟發表。

十月三日 東京歸着、桂首相、清浦内相等を訪ふ。

◇十月十六日 平和克復詔書公布。
◇十月二十三日 凱旋大觀艦式。
◇十二月七日 兒玉大將東京に凱旋す。

◇十二月二十一日　桂內閣總辭職。
◇十二月二十九日　兒玉總督歸任。

明治三十九年 丙午
五十歲
皇紀　二五六六
西曆　一九〇六

一月二十日　帝國ホテルに於ける齋藤海相就任祝賀會に出席す。
◇一月七日　西園寺內閣成る。
◇二月十九日　英國コンノート殿下來朝。

一月二十六日　兒玉總督參謀總長に轉任內定の報を受く。

三月六日　兒玉の後任に內定せる佐久間大將より民政長官留任を懇囑せらる。
八日山縣を訪ひて留任承諾の旨を確答す。

三月十三日　兒玉邸に於て佐久間と會見、長官に全權を委任すべしとの言明を得。
◇三月二十八日　朝鮮統監府開設、伊藤博文初代統監となる。

四月一日　日露戰役從軍記章を授與せらる。
◇四月　日露協會創立さる。
◇四月十一日　兒玉、臺灣總督を罷めて參謀總長となり、佐久間左馬太臺灣總督となる。

四月十一日　勳功に依り男爵を授けらる。
◇四月二十九日　青山善光寺に於ける高野長英建碑供養に臨む。
◇四月三十日　陸軍凱旋大觀兵式。

五月四日　歸任につき參內拜謁御暇乞言上す。
◇五月二十二日　首相官邸に滿洲問題に關する大協議會開催。同日佐久間新總督着任。

五月二十六日　辜顯榮來訪、壽像建設のことに及ぶ。

◇六月七日　南滿洲鐵道株式會社設立勅令公布。七月十三日創立委員任命。

◇六月十三日　臺灣彩票發行に關する律令發布。

六月九日　滿韓經營策に關し山縣公に長文の書翰を呈す。

六月二十七日　佐久間總督と共に臺灣南部を巡視す。

六月二十八日　東京杉山茂丸より滿鐵總裁就任勸誘の電報に接す。

七月七日　杉山と數回電報往復の後この日最後の返電を發す。

七月十四日　原內相より上京を命ぜらる。

七月二十二日　東京着。滿鐵總裁就職の件につき原內相を訪ふ。次いで西園寺首相、兒玉參謀總長、山縣公に會見す。

◇七月二十三日　兒玉大將急逝。享年五十五。

七月二十四日　西園寺首相を訪ひ滿鐵總裁を辭退す。二十五日山縣公訪問同斷。

七月二十七日　西園寺首相、山縣公を訪問、滿鐵經營の前途に關する意見を陳べて容れらる。

七月三十一日　滿鐵總裁就任受諾につき條件を提出す。

八月一日　滿鐵總裁就任を受諾す。

◇八月十日　滿鐵會社創立委員第一回總會華族會館に開かる。

八月二十二日　滿鐵總裁就任情由書を林外相に、二十四日山縣公に、二十六日寺內陸相に、二十八日西園寺首相に呈す。

八月二十七日　夫人令息同伴歸臺の途につく。
◇九月十日　滿鐵第一回株式募集開始、應募額一千七十七倍に達す。
◇九月二十七日　高橋是清、紐育に於て滿鐵經營に關しハリマンと會談。
九月二十八日　臺北新公園に於ける官民聯合の大送別會に臨む。この時兒玉、後藤記念營造物建築のこと決議せらる。
十月三日　臺灣を去りて、九日東京着。
◇十一月一日　滿鐵設立許可。
◇十一月二十一日　鐵道國有實施。
十一月十三日　南滿洲鐵道株式會社總裁を命ぜらる。なほ是日勳一等旭日大綬章を賜はる。
この日附臺灣總督府民政長官を免ぜられ、更めて臺灣總督府顧問、關東都督府顧問仰付けらる。
十一月十九日　明治天皇に拜謁、滿鐵經營に對し優渥なる御諚を賜ふ。
十一月二十六日　東京基督教青年會館に於いて滿鐵創立總會あり、總裁として挨拶を陳ぶ。
十一月三十日　從三位に叙せらる。
十二月八日　滿鐵外債に關し阪谷藏相と協定成る。
◇十二月二十五日　阿川光裕逝去。

明治四十年（丁未）　**五十一歳**　皇紀二五六七　西暦一九〇七

二月五日　清國皇室禮問使節人選につき伊藤公へ呈書す。尚この頃滿鐵を基根とする大陸政策に關し首相、外相、藏相、遞相に對し請問書を提出す。

四月八日　萬國學生基督教青年大會に參列せる諸外國代表者を後樂園に招待して大園遊會を擧行し、滿鐵總裁の資格にて演説す。

◇四月　清國に東三省政治改革のことあり。

五月七日　滿鐵總裁として初めて大連に上陸す。

五月二十三日　清國皇室禮問の途に上る。

◇五月二十四日　和子夫人齋藤斥夫人と同伴、横濱より洋遊の途に上る。ブース大將・若槻禮次郎等同船。

五月二十九日　清國皇帝及び西太后に謁見、皇帝宸筆「福壽」の額、西太后宸筆「化の輪」を賜はる。

◇六月三日　和子夫人ワシントン着。

六月二日　袁世凱と會見し「客同盟」を提唱す。九日大連歸着。尚この頃滿鐵の方策に關する意見を草して首相、外相、陸相に呈し、更に參考として山縣、伊藤兩元老に送付す。

◇六月十日　日佛協商成立。

◇七月三十日　日露協約成立。

七月　　對淸對列强策の論稿を草す。

八月三十日　　山本海軍大將に對し旅順口經營策を具して長文の意見書を送呈す。

九月　　初旬旅順經營策につき更に伊藤韓國統監に呈書す。

◇九月　日露間に樺太南半の讓受完了す。

九月二十四日　　大連發上京の途につく。

九月二十七日　　嚴島に參拜、白雲洞に投宿、二十八日伊藤統監來島、大いに大亞細亞主義を提唱談論し、三十日東上す。

この頃都督制度改革案を大島關東都督に提出し、同時に都督總裁兼任案につき協議す。

十月一日　　高橋正金銀行頭取と會見、滿洲の金融機關並びに通貨問題を談合す。

十月七日　　伊藤統監宛て裁書、嚴島會談後中央と交涉せる概略を報告す。

十月十七日　　關東都督府顧問として政府の都督府官制改正案に關し長文の覺書を大島都督に稟申す。

◇十一月三日　滿洲日日新聞初號發刊。

十二月十一日　　滿鐵總裁として淸國皇族溥倫貝子を歌舞伎座に歡迎招待す。

明治四十一年 戊申

五十二歳

皇紀 二五六八
西暦 一九〇八

一月一日　獨逸皇帝よりプロシヤ國王冠一等勲章を贈らる。二月一日同勲章佩用の允許を受く。

◇一月五日　和子夫人ローマ着。同月二十一日歸朝。

二月一日　伊藤統監に毅書、法庫門鐵道問題につき進言す。

三月三日　熱海に病氣療養中西園寺首相に宛て、臺灣及び關東廳顧問の辭表を郵送す。又同日附、桂、寺内に呈書して法庫門鐵道問題に關し方策を具陳す。

三月二十七日　西園寺首相を訪問して臺灣總督府及び關東廳顧問辭任の事を懇談す。

◇四月二十日　臺灣縱貫鐵道完成。

四月二十一日　伊藤統監宛ての書翰を佐藤安之助をして京城に携行せしむ。

四月二十二日　訪露のため神戸出帆天草丸にて大連に向ふ。

四月二十九日　奉天に於て東三省總督徐世昌と會見。

四月三十日　伊藤統監の返翰を佐藤少佐携へて奉天の客舍に來る。

五月三日　哈爾賓發露都に向ふ。

五月十三日　モスクワ着。十五日聖ペテルブルグ着。

五月十八日　露帝ニコラス二世に謁見す。

◇五月二十五日　臺灣民政長官祝辰巳歿す。

五月三十日　露都を發して歸國の途につく。

◇五月三十日　滿鐵全線に廣軌列車開通。

◇五月三十一日　臭水子驛附近に於て狹軌車輛の告別式を擧ぐ。

六月十五日　午後九時東京歸着、翌日林外相を訪ねて報告す。
六月十七日　松田藏相の滿鐵經營批判談に憤慨し詰問の書翰を致す。
六月十八日　ローヤル・ソサイエテイー・オヴ・アーツの終身會員に選擧せられたるにつき倫敦へ向け會費を送金す。
六月三十日　總裁東京社宅に大藏、外務兩省の高等官を招待し滿鐵經營成績の大略を說明す。
七月四日　林外相と共に參內明治天皇に拜謁、滿鐵十年計畫の圖表を奉呈し事業經過及び將來の計畫並びに訪露に關し上聞に達す。
◇七月四日　西園寺內閣辭職。
七月十二日　桂より初めて入閣の交涉あり。
七月十三日　桂に對し滿鐵を遞信省管轄となすことその他の條件を以て遞相就任を承諾す。この夕刻より發病赤十字病院に入院す。
◇七月十四日　桂內閣成る。
七月十四日　遞信大臣となる。滿鐵總裁被免。
七月二十二日　坂西陸軍中佐に托して、法庫門鐵道問題に關し袁世凱に親書を致す。
七月二十四日　臺灣總督府顧問、關東都督府顧問を免ぜらる。
八月八日　赤十字病院より退院す。
八月十八日　參內して病氣引籠中の御禮言上す。
八月三十日　鹽原に療養中、滿鐵經營の根本方針につき長文の意見書を起案す。

◇九月一日　小泉盜泉仙臺にて行方不明となる。

九月十四日　露帝より白鷲大綬章を贈らる。

◇九月十四日　東亞經濟調査局創設さる。

◇十月十三日　戊申詔書渙發さる。

十一月一日　麻布の滿鐵社宅に於て唐紹儀と會談す。

◇十一月十二日　新奉、吉長二鐵道線につき支那と協定成立す。

◇十二月二日　鐵道院設置せらる。

十二月五日　新設鐵道院總裁兼任となる。

◇十二月十九日　中村是公滿鐵總裁となる。

十二月二十一日　桂首相と共に參内拜謁、滿鐵に關する寫眞を天覽に供し奉り、種々奏上す。

◇十二月二十三日　第二十五議會召集。

◇十二月　鐵道院官制成る。

十二月二十八日　國澤滿鐵副總裁、清野外六理事、松田技師等に懇篤なる書簡を致す。

明治四十三年（庚戌）

五十三歳

皇紀　二五六九
西暦　一九〇九

◇正月　議會にて阿里山官營問題起る。

二月十九日　木挽町官邸にて南滿洲鐵道及び東清鐵道の合同經營問題に關し露國財務官ウイルレンキンと會談。

三月二十日　四十一年度鐵道決算支拂超過の已むなきに至り責任上進退伺書を桂首相に提出す。

六月一日　清國皇帝より贈られたる頭等雙龍寶星の佩用方允許せらる。

◇六月十四日　伊藤公樞密院議長となり曾禰荒助朝鮮統監となる。

七月二十六日　東北、北海道視察のため發途。母堂、令姉、夫人、令嬢水澤まで同伴。

七月二十九日　鄉里水澤に於て先考二十七回忌法要執行。

◇九月十六日　前澤の叔母山本せい遞相官邸に於て死去。

十月十四日　滿洲視察に發途せる伊藤公を大磯驛に見送る。

十月二十四日　自作「大國民の歌」を作曲せしめ刊行す。

◇十月二十六日　伊藤公ハルピンに橫死す。十一月四日東京日比谷に於て國葬。

十一月二十日　木挽町官邸に於て日露間鐵道貿易及び對淸政策に關し露國大使マレウスキー・マレヴィッチと會談。その後再三會見す。

◇十二月二十日　鐵道院新服制發表。

◇十二月二十二日　第二十六議會召集。

明治四十三年 庚戌

五十四歲

皇紀　二五七〇

西曆　一九一〇

四月一日　來朝の淸國皇族濤貝勒を三井集會所に歡迎招待す。

◇五月三十日　寺內陸相韓國統監兼任。

◇六月　幸德一派の大逆事件發覺し就縛。

六月二十二日　新設拓殖局副總裁を兼任す。

六月二十七日　中村滿鐵總裁を同伴して參內委曲伏奏す。

七月二十七日　信越、北越、北陸、近畿地方巡視の途に上る。

◇八月二十九日　日韓併合の詔書渙發。

九月五日　山陰、山陽鐵道連絡線視察のため發途。

十月四日　九州視察に發途。十三日都城旅館濱護寺に於て國有鐵道廣軌改築の骨子案を起草す。

◇十月一日　寺内朝鮮總督以下各官任命。

十一月　是月四國巡視中、德島にて相馬事件當時の豫審判事西川漸に邂逅す。

十二月九日　幸倶樂部にて廣軌案の説明をなす。十二日政友會政務調査會にて、十五日國民黨本部にて同案説明。

◇十二月二十日　第二十七議會召集。

十二月二十日　桂首相、寺内、大浦兩相と、高橋日銀總裁を回る政治、經濟上の重大問題に周旋して圓滿に解決せしむ。

明治四十四年 辛亥　五十五歳

皇紀 二五七一　西暦 一九一一

◇一月　臺灣婦人慈善會を財團法人組織に改む。

◇一月二十六日　桂、西園寺邸を訪ひ情意投合す。

二月十日　帝國鐵道協會名譽會員に推さる。

二月二十八日　貴族院豫算委員會にて發電水力調査につき説明す。

三月九日　東亞經濟調査局の指導者たりしチース博士歸國につき、滿鐵社宅に別宴を張る。

四月六日　廣軌改築準備委員會副會長となる。

五月四日　臺中水源公園に壽像除幕式あり。

六月十七日　臺北新公園に壽像除幕式あり。

六月二十七日　恩賜財團濟生會設立につき長文の意見書を桂首相に提出す。

七月二十日　正三位に叙せらる。
八月　日露協會副會頭（會頭寺内大將）となる。
◇八月二十五日　桂内閣總辭職。
八月三十日　遞信大臣及び鐵道院總裁を免ぜらる。
◇八月三十日　西園寺内閣成る。
十一月十二日　嚴島滯在中の桂に宛て、清國問題に關する長文の書翰を送る。
◇十二月二十三日　第二十八議會召集。
十一月二十八日　譯書「官僚政治」を發刊す。

大正元年（壬子）　七月三十日改元
五十六歳
皇紀　二五七二
西暦　一九一二

◇二月　清朝滅亡し假政府建設。
二月二十五日　在清坂西中佐に對し書を致し、清朝覆滅後に於ける支那の時局並びに我が對支外交を批判し、之を袁に對して懇々傳言せんことを依賴す。
二月二十五日　臺南驛頭に伯の壽像除幕式あり。
四月三日　臺中公園に壽像除幕式あり。
四月十五日　伯の腹案になる戲曲「平和」を發刊す。
四月　臺灣倶樂部會長となる。
四月十七日　母堂米壽の賀筵を日本橋倶樂部に催す。
◇五月十五日　衆議院議員總選擧。
五月二十七日　訪露に先ち寺内朝鮮總督と打合せのため渡鮮、六月十日歸京。
七月六日　桂と共に新橋發露國訪問の途に上る。

◇七月十五日　日英同盟更訂發表。

◇七月二十日　明治天皇御大患に罹らせ給ふ。

七月二十一日　露都に着す。本野大使より明治天皇御不豫の趣を傳へらる。

七月二十八日　急遽露都を發して歸國の途に上る。三十日スイヅラン驛に於て明治天皇崩御の悲報に接す。

◇七月三十日　大正天皇踐祚。大正と改元せらる。

八月十一日　新橋歸着、直ちに參內す。

◇八月十三日　桂內大臣となる。

◇八月二十一日　第二十九議會召集。

◇九月十三日　明治天皇御大葬。乃木大將夫妻自刃す。

十月十三日　東京發臺灣の途に上る。二十日臺北着。二十五日阿里山登攀。十一月十一日歸京。

◇十一月十三日　長女愛子鶴見祐輔と結婚の儀宮內省より許可せらる。

◇十二月十四日　憲政擁護會發起る。

◇十二月二十一日　桂內閣成る。

十二月二十一日　第三次桂內閣遞信大臣兼鐵道院總裁、拓殖局總裁となる。

大正二年癸丑
五十七歳
皇紀　二五七三
西暦　一九一三

一月十七日　桂首相の代理にて西園寺を訪問して、その進退を難詰す。
一月十八日　前日の會談を覺書として西園寺に送る。
一月二十日　三田桂邸にて桂の新黨結成發表に立會ふ。

◇一月六日　野田卯太郎通男逝く。
◇一月十二日　政府反對の十五團體日比谷公園に大會を開く。
◇一月　内閣彈劾により議會停會三回に及ぶ。

◇二月七日　桂新黨組織を宣言す。
◇二月八日　加藤外相斡旋により桂、西園寺と會談す。
◇二月八日　西園寺召されて參內優詔を拜す。
◇二月十日　護憲の名の下に帝都騷擾。桂内閣遂に總辭職。

二月十九日　孫逸仙等一行を華族會館に招待す。

◇二月二十日　山本内閣成る。

二月二十日　遞信大臣、鐵道院總裁、拓殖局總裁を免ぜらる。
二月二十二日　特に前官の禮遇を賜ふ。

◇二月二十八日　立憲同志會大懇親會。

四月二日　この日より以後大いに新黨のために各地に遊說す。

◇四月九日　桂病臥す。

五月二十四日　「立憲同志會員諸君ニ質ス」なるパンフレットを作成す。
五月二十五日　桂の病氣を見舞ふ。

六月二十六日　遊說途上水澤增長寺にて祖先の法要を營む。

六月二十九日　桂を見舞ひ併せて遊說の報告をなす。

七月二日　長崎縣遊說に出發。十五日歸京。

◇七月十日　有栖川威仁親王薨去。

七月十八日　同志會幹部會に於て桂の後繼に加藤高明を推す。

十月八日　危篤の桂を枕頭に見舞ふ。

◇十月十日　桂太郎薨ず。

十月十一日　加藤高明を訪問し同志會に關する十四項目の覺書を提出す。

◇十月二十二日　仲小路廉同志會を脫退す。

十月二十五日　同志會脫退の意志を表明す。

◇十月二十九日　同志會院外團、伯の留黨強要の決議文を黨幹部に提出す。

十月三十一日　加藤邸に於ける常務委員會は伯の同志會脫退を承認す。

◇十二月二十三日　立憲同志會結黨式。

十二月二十四日　同志會脫退始末大要を作成す。

大正三年 甲寅

五十八歲

皇紀　二五七四
西暦　一九一四

◇一月　櫻島大噴火。

◇三月二十四日　シーメンス事件の責を引いて山本內閣總辭職。

三月二十七日　無線電信に關する功により金杯一組賜はる。

◇四月十一日　昭憲皇太后崩御。

◇四月十六日　大隈內閣成る。

◇五月二十四日　昭憲皇太后御大葬。

六月下旬　山縣公を小田原に訪ねて東洋銀行設立の要を說く。

◇六月二十八日　墺國皇儲サラエヴォに於てセルビア一青年の兇彈に斃る。

七月　東洋銀行設置の運動に熱中す。

◇七月二十八日　墺匈國塞國に宣戰し歐洲大戰始まる。

◇八月一日　獨逸、露國に宣戰。

◇八月三日　獨逸、佛國に宣戰。

◇八月四日　英國、獨逸に宣戰。

◇八月七日　英國より我國に參戰交涉來る。

◇八月八日　對獨態度決定の元老大臣會議。

◇八月十日　佛國、墺國に宣戰。

◇八月十二日　英國、墺國に宣戰。

◇八月十五日　御前會議、對獨態度決定通告す。

◇八月二十三日　對獨宣戰の詔書出づ。

八月　東亞共同經濟機關設置案發表。

◇九月三日　第三十四議會召集。

九月十五日　築地精養軒に於ける滿洲會發會式にて會長に推さる。

◇十一月七日　青島陥落。

◇十二月五日　第三十五議會召集。

十二月二十五日　學術講演費として帝大に匿名を以て三千圓を寄附す。

大正四年 乙卯

五十九歳

皇紀 二五七五
西暦 一九一五

◇一月十八日 日支交渉開始、五項二十一箇條の要求をなす。

三月二十四日 大隈内閣の失政を寓倒せる覺書を手記す。

◇四月二十八日 支那に對し修正案提出。

◇五月九日 支那に最後的通牒。

◇五月二十五日 日支諸條約調印。

六月四日 貴族院に于て對支外交問題を提げて大隈首相と論戰す。

七月十一日 鐵道青年會大會に臨み壇上より大隈首相を皮肉る。

◇七月三十日 大隈内閣總辭職。

◇八月十日 大隈改造内閣成る。

◇九月一日 井上馨薨ず。

九月二十五日 朝鮮始政十周年記念博覽會發會式臨場のため夫人同伴出發。

十月十日 南滿醫學堂新築落成式及び同第一回卒業式に臨場。十七日歸京。

◇十一月十日 御即位大禮。

十一月十日 大禮記念章を授與さる。

◇十二月二日 澄宮崇仁親王御生誕。

大正五年 丙辰

六十歳

皇紀 二五七六
西暦 一九一六

四月四日 臺灣始政二十周年記念博覽會發會式參列のため夫人同伴出發す。二十四日歸京す。

六月一日 東京鐵道病院開院式に臨み祝辭を述ぶ。

◇六月六日 支那大總統袁世凱死す。

六月二十五日 時局に關する意見を印刷して發表す。

八月十二日　大隈の内閣居据りを論じたる書翰を山縣公に致す。
八月　通俗大學講演會のため長野縣地方を巡回す。
◇十月四日　大隈内閣總辭職。
十月四日　寺内に招かれ内閣組織につき凝議す。
十月五日　寺内邸にて寺内、平田と共に組閣につき凝議す。
◇加藤同志會總理は後藤、仲小路の入閣反對を寺内に通告す。
◇十月九日　寺内内閣成る。
十月九日　寺内内閣の内務大臣となり鐵道院總裁を兼ぬ。
◇十月十日　三派合同に成る憲政會の結黨式あり、加藤高明總裁となる。
十一月二十一日　前閣僚のなす誣妄の言を駁撃する覺書を起草す。
◇十一月二十九日　東北線列車大衝突事件あり。
十二月八日　列車衝突事件の責を取つて進退伺を奉呈す。
◇十二月十日　大山元帥薨ず。
十二月二十三日　鐵道院會議室に技監及び各局長を召集し、廣軌改築案につき意見を交換す。
十二月二十五日　閣議にて廣軌準備復活を稟請、翌年十二月決定せしむ。
十二月二十八日　石川縣再選擧の良果を喜び同縣知事警察部長に感謝狀を發す。

大正六年 丁巳
六十一歳
皇紀　二五七七
西暦　一九一七

◇一月二十五日　衆議院解散。
一月二十六日　政局に關し犬養と密かに會談す。
二月三日　この日より發熱臥床、肺炎に罹る。

二月十三日　病氣につき地方長官會議に水野次官をして訓示を代讀せしむ。問題の訓示なり。

三月十日　東京驛發關西地方視察に赴く。

◇三月十二日　露國に革命起る。

三月十五日　豐受大神宮遷宮式に臨む。

◇四月二十日　總選擧、政府黨大勝。

◇六月五日　外交調査委員會設置。

六月六日　臨時外交調査委員會委員となる。

◇六月二十一日　第三十九議會召集。

六月二十四日　伊東巳代治と會談、外交調査委員會が違憲に非ざる所以の執筆方を委囑す。

七月二十一日　拓殖調査委員會委員長となる。

◇十一月二十九日　聯合國會議を巴里に開く。

◇十一月二十五日　第四十議會召集。

大正七年 戊午　六十二歳

皇紀　二五七八
西暦　一九一八

二月三日　原敬を訪ね國防並びに税制整理に關し意見の交換をなし覺書を認む。

二月四日　首相官邸に犬養と會し、豫算に關して諒解を求む。

◇二月　駐露大使露都を引揚ぐ。

二月十一日　恩賜財團濟生會を擴張して更に統一ある救濟の實を擧げんことを首相

に建議す。

二月十五日　東北選出三十七代議士を鐵道協會に招き晩餐會を催す。

二月二十四日　內相官邸にスチーヴンスを引見しシベリアの形勢を聽取す。

三月二日　現內閣の實情に鑑み現狀打破の覺書を認む。

◇三月　英、佛、伊政府日本の露國派兵を强要す。獨・墺・土・勃四國の對露講和條約調印さる。日支軍事協定成立す。

◇四月八日　和子夫人永眠す。享年五十三。

四月二十三日　外務大臣に轉ず。

◇四月二十三日　嗣子一藏米國より歸朝す。

四月二十七日　臨時外交調査委員會幹事長となる。

◇四月二十七日　和子夫人の葬儀行はる。

五月十四日　地方長官訓示に際し、言論機關指導云々の語より問題を惹起す。

七月一日　伊東巳代治と外交問題に關し談議す。なほ駐日英大使とシベリア出兵につき會談せり。

七月三日　英帝國一等勳章並びに支那共和國一等大綬嘉禾章を受領及び佩用方允許さる。

七月十五日　宮中に於てシベリア出兵問題につき元老會議あり出席す。夜は滿鐵社宅に文士を招き一夕の驩をつくす。

七月二十六日　シベリア出兵積極論を手記す。

七月三十日　小田原に山縣公を訪ね出兵問題につき諒解を得。

◇八月二日　シベリア出兵決定、中外に宣言す。

八月五日　駐日米國大使の來訪を迎へて出兵宣言につき談合す。

◇八月五日　富山縣滑川町に米騷動起り次いで各地に及ぶ。

◇八月十三日　皇室より國民賑恤の思召にて三百萬圓御下賜あり。

◇九月二十一日　寺内内閣總辭職。

◇九月二十九日　原内閣成る。

九月二十九日　依願免外務大臣、特に前官禮遇を賜はる。

十月十六日　臨時外交調査委員會委員仰付けられ特に國務大臣の禮遇を賜はる。

◇十一月十一日　歐洲大戰休戰條約成る。

大正八年紀

六十三歳

皇紀二五七九
西暦一九一九

◇一月十一日　講和大使西園寺等發途。

二月二十日　ハルビン日露協會學校創立委員長となる。

二月二十二日　外遊につき日米協會主催送別會に招待さる。尚との日東洋協會會長に推薦さる。

二月二十四日　拓殖大學學長に就任す。

二月二十五日　大磯に寺内の病を見舞ふ。

三月四日　歐米視察に發途。三月二十一日桑港上陸。

三月二十七日　サンタ・ローザにてバーバンクと會談。

四月三日　ソートレーキ市に赴き、モルモン教本山を見物して後、コロラド温泉に向ふ。
四月八日　コロラド温泉にて和子夫人一周忌記念會を催す。
四月十二日　市俄古ストックヤードを視察す。
四月十五日　イリノイ州スプリング・フイールドにリンカーンの墓を展す。
四月十七日　デトロイト市にてヘンリー・フォードと會見。
四月十八日　ナイヤガラ見物。
四月二十日　ワシントンに赴き出淵大使と巴里平和會議につき談合す。
四月二十三日　オレンヂ市にエディソンを訪問會談す。
四月二十六日　紐育プラーザ・ホテルにてマッカドウと會見。
四月二十八日　オイスター・ベーにローズヴェルトの墓を訪ふ。
五月一日　スケネクタディーのジェネラル・エレクトリック會社を參觀。
◇五月七日　皇太子裕仁親王御成年式。
五月十四日　華府のビューロー・オヴ・スタンダードを參觀。
六月二日　ハリファックスよりアクキタニア號に乘じて歐洲に向ふ。
六月三日　船中に發病す。
六月八日　ロンドン到着。九日宮川博士診斷にてアミーバ赤痢なること判明。
六月十九日　病床にて平和會議を批判せる手記を認む。

六月二十一日　初めて病床を離れて散策す。

六月二十六日　ジェームス・ブライス卿、ロバート・セシル卿、外相代理カーゾン卿等に會見す。

六月二十七日　バッキンガム宮殿の園遊會に招待されジョーヂ五世に拜謁す。

◇六月二十八日　ヴェルサイユ會議對獨平和條約調印。

六月三十日　ロンドン發パリに入る。

七月一日　珍田大使來訪、ブリストル・ホテルに西園寺以下各全權大使を訪問午餐を共にす。この日珍田大使と會談の結果、支那大總統徐世昌に宛て山東問題に關して反省を促すの電報を發す。

七月三日　舊知露國のココフツォフ來訪會談。

七月四日　佛外相ピションを訪問。

七月十日　西部戰蹟見物に赴く。

七月十五日　パリ發ブラッセル到着、十六日ベルギイ皇帝に拜謁勳章を親授さる。

七月十八日　ロンドン歸着。

七月二十四日　理化學研究所を參觀す。

七月三十日　マンチェスターに、リー工場、消費組合等を參觀して八月一日ロンドン歸着。

八月二日　ロンドン郊外グリーン・ウッド・ゲートにハウス大佐を訪問緩談。
八月六日　ロンドン發パリへ向ひ、翌日スイス見物の途に上る。
◇八月十二日　齋藤實朝鮮總督となる。
八月十四日　和蘭ヘーグに着。十六日ロッテルダムに赴き更にデルフトにグローシアスの墓を展す。十八日ロンドン歸着。
八月二十一日　サー・エドワード・グレーと會見。
九月六日　ロンドン發再びアクヰタニア號にて米國へ向ふ。十二日船中にてフーヴァーと會談す。十三日ニューヨーク着。
九月三十日　ワシントン着。
十月六日　ニュー・ヘヴンにタフトを訪ふ。
十月十八日　桑港着。
十月二十八日　コレア丸に乘じ桑港出帆歸朝の途につく。
◇十月三十日　對獨、墺講和條約批准。
◇十一月三日　元帥寺內正毅薨ず。
十一月十三日　横濱入港歸朝す。
十一月二十二日　參內して御機嫌を奉伺す。
十二月二十六日　ベルギー王冠第一等勳章受領並びに佩用方允許さる。

大正九年 庚申

六十四歳

皇紀 二五八〇
西暦 一九二〇

二月七日 ◇一月十三日 世界平和克復の大詔渙發せらる。
前年東京市民に質問せる三箇條の回答報告會を鐵道協會に開く。
◇二月八日 普選促進國民大會あり。

二月十八日 日露協會會頭に就任す。
◇二月二十二日 相馬事件の錦織剛清死す。
◇二月二十六日 普選案上程、議會解散さる。
◇三月十四日 尼港慘劇起る。
◇四月五日 ウラジホ、ニコリスク間鐵道を占領し日露交戰狀態に入る。

四月六日 高橋藏相を訪ひて大調査機關設置豫算につき内談す。

五月二十五日 「大調査機關設置ノ議」を印行發表す。

六月十六日 大調査機關案につき原首相、横田法制局長官と長時間協議す。

六月二十五日 この日より膽石病にて私邸に療養す。

六月二十六日 原首相代理として横田來り、產業國策調査會政府案を齎す。

六月二十八日 病床より原首相に宛て書簡を以て大調査機關政府案を婉曲に辭退す。
◇七月三日 サガレンの保障占領を聲明す。

七月二十四日 夏季大學開講のため輕井澤に赴く。

八月二日 夏季大學のため伊勢山田に赴く。
◇八月十四日 綱子一箇年米國留學を終へて歸朝す。

九月七日 平和條約締結並びに大正四年乃至大正九年事件の功により旭日桐花大

綬章を授けらる。

◇九月十日　東京市聯合青年團成立。

九月十五日　麻布櫻田町新邸に移る。

◇十月一日　第一回國勢調査執行さる。

◇十一月二十七日　田尻東京市長疑獄事件の責を引いて辭職す。

十二月七日　東京市會にて市長に選擧せらる。

十二月八日　市會議長等來訪、市長就任を懇請すれども受けず。

十二月十一日　工業俱樂部にて都市研究會臨時相談會あり、安田善次郎と相許す。

十二月十二日　早朝澁澤榮一來訪、市長就任を勸說す。

十二月十三日　この夜藤田謙一、横田千之助等の斡旋にて原首相と密かに會見す。

十二月十五日　原首相、床次內相と會見、市長就任を內諾し、大海原職務管掌を招きて市政の現狀を聽く。

十二月十六日　正式に市長就任を受諾す。十七日市長就任御裁可となる。

◇十二月二十二日　永田秀次郎、池田宏、前田多門三助役決定。

大正十年 辛酉

六十五歲

皇紀　二五八一
西曆　一九二一

一月二十六日　市長俸給全額を市に寄附す。

二月七日　市民の聲の報告會を鐵道協會に開く。

二月八日　東京全區長を鐵道協會に招待して戒告す。

二月十八日　この日より三月九日迄市內十五區を巡廻講演す。

三月三日　紐育市政調査會の大要を印刷して有志に配布す。

◇三月三日　皇太子殿下訪歐御出發。

◇三月五日　嗣子一藏杉浦春子と結婚。

四月一日　無黨派聯盟の大要を發表す。

四月九日　市政に就いて長文の意見書を草す。

四月二十七日　所謂八億圓計畫案を市參事會に提出す。

四月三十日　市吏員一千二百名を市會議事堂に召集して訓示す。

五月一日　都市研究會長として關西に赴き、六日大阪經濟會の招きにより「大調査機關と目下の二大急要問題」と題して講演す。

六月二十三日　警視廳防疫評議員となる。

七月十四日　大隈邸の招待に臨み互に意氣相投ず。

七月二十日　安田善次郎來訪要談す。

◇八月二十六日　日露大連會議始まる。

八月三十日　明治神宮造營局評議員となる。

九月三日　東宮殿下御歸朝を迎へ市民を代表して賀表を奉呈す。

九月八日　東宮殿下御歸朝を奉迎する市民及び青年團の大祝賀會を主宰す。

九月二十三日　安田善次郎より市政調査會館建築費寄附其他の件につき來翰。

◇九月二十八日　安田善次郎兇刃に斃る。

十一月三日　市聯合青年團神宮例祭第一回運動會に東宮殿下の臺臨を仰ぎ團長として御説明申上ぐ。

尚この日來朝中の英新聞王ノースクリフ卿、米上院議員フィーラン氏一行を自邸に招じ茶の湯の歡待をなす。

◇十一月四日　原首相東京驛頭に刺殺さる。

◇十一月十二日　ワシントン海軍軍縮會議開く。

◇十一月十五日　皇太子殿下攝政とならせらる。

大正十一年壬戌　六十六歳

皇紀　二五八二
西暦　一九二二

一月十五日　安田家より東京市政調査會設立費三百五十萬圓の寄附を申出づ。

◇一月十日　大隈重信薨ず。

一月二十日　佛國特使ジョッフル元帥の來朝を東京驛に迎ふ。二十六日帝國ホテルに於て歡迎晩餐會を主催す。

◇二月一日　元帥山縣有朋薨ず。

◇二月二十四日　財團法人東京市政調査會の設立認可さる。

四月二日　牛込の士官學校庭に於ける全國乘馬大會に會長として攝政宮殿下の行啓を奉迎す。

◇四月十二日　英皇儲ウェールス殿下御來朝。

四月十五日　伯を總裁として全國少年團赤坂離宮に英皇儲を奉迎す。

◇四月十六日　大連會議決裂す。

四月十六日　財團法人東京市政調査會會長となる。

◇四月十七日　東京市主催の下に英皇儲歡迎會を帝國劇場に開く。

五月八日　九日の兩日攝政宮殿下に市政の大要を御進講申上ぐ。

五月二十三日　國際基督教青年協議會のため來朝中のジョン・アール・モット博士等を本所安田邸に招じて園遊會を催す。

◇六月六日　高橋内閣總辭職、十二日加藤（友）内閣成る。

六月十二日　東京聯合少年團團長となり、其後間もなく少年團日本聯盟總裁（後總長）となる。

◇六月二十六日　工業倶樂部に於て東京市政調査會發會式擧行。

七月三十日　明治天皇御十年祭式典に當り大臣禮遇總代として桃山御陵に參拜す。

八月一日　民力涵養協會總裁となる。

八月七日　臨時外交調査委員會委員の辭表を加藤首相に提出す。

◇九月四日　日露長春會議開始。

◇九月十四日　東京市政調査會顧問ビーアド博士來朝。

九月十六日　丸の内銀行倶樂部に於てビーアド博士歡迎晩餐會を開く。

◇九月十八日　臨時外交調査委員會廢止さる。

九月二十一日　工業倶樂部に於て市政調査會評議員その他を招待しビーアド博士のためにレセプションを催す。

九月二十五日　勲功により特に子爵に陞せらる。

◇九月二十五日　日露長春會議決裂。

九月三十日　從二位に叙せらる。

◇十月二十五日　シベリア派遣軍撤退完了。

十一月　加藤首相と日露復交につき默契なる。

十一月八日　ビーアドと共に關西に出發す。十九日歸京。

◇十一月十四日　チタ政府はモスクワ政府に併合さる。

十一月二十六日　東京市政調査會長として入京中の全國市長を帝國ホテルに招待す。

大正十二年 癸亥　六十七歳

皇紀　二五八三
西暦　一九二三

一月十六日　北京滯在中の勞農政府極東代表ヨッフェに病氣療養のため來朝せんことを電報にて勸む。

◇一月二十三日　上海滯在のヨッフェより欣然招きに應じて渡日する旨の電報あり。

◇一月二十六日　水野内相ヨッフェの渡來を阻止せんとす。

◇二月一日　ヨッフェ入京。

二月一日　ヨッフェを築地精養軒に訪うて長時間會談す。

二月二日　答禮のため來訪せるヨッフェと午餐を共にす。

二月四日　加藤首相に宛て當局官權のヨッフェに對する態度を難詰せる書翰を發す。

二月五日　日波協會名譽會長となる。この日赤化防止團員伯邸に闖入して狼籍をなす。

二月十八日　加藤首相に書を裁して苦言を呈す。

◇二月二十日　この日より母堂利惠病臥す。

二月二十六日　加藤首相を訪問して面談の上覺書を手交す。

◇二月二十六日　母利惠歿す。享年九十九。

二月二十八日　暴漢再び闖入狼藉、一藏負傷す。

三月二日　母堂の告別式執行、この日埋葬のため郷里水澤に出發す。

三月三日　水澤增長寺に亡母の埋葬式を行ひ、四日法事を濟して卽夜歸京の途につく。

三月七日　ヨッフェより日露再交涉に關する長文の書翰あり。なほビーアドより東京市政に關する意見書を寄せ來る。

三月十五日　日露協會總裁閑院宮殿下に會頭拜辭の書を上る。

三月二十一日　松平歐米局長よりヨッフェ書翰に對する政府の所見を入手す。

三月二十三日　政府の意見に基きてヨッフェに回答をなす。

三月二十九日　熱海に赴きてヨッフェと會談。

四月十日　首相を訪問、ヨッフェとの會談覺書を手交し委曲說明す。

四月十五日　先妣七七日に相當するを以て故人の遺志として東京聯合少年團に金一千圓を寄附す。

四月二十日　首相官邸に內田外相と會見、外務省の意見を聽取す。この結果翌二十一日內田外相宛て詰問的書翰を送る。

四月二十三日　内田外相にヨッフェとの交渉案件を質す。

四月二十四日　熱海に赴きヨッフェと會談。内田よりの回答は眞鶴驛にて入手す。

四月二十五日　東京市長辭職を表明す。

四月二十七日　市長辭職の件認可となる。よつて市役所にて辭任の挨拶をなす。

四月二十八日　松平歐米局長より外務省の日露交渉に對する書面を入手す。

◇五月五日　ヨッフェ熱海より入京築地精養軒に入る。

五月六日　精養軒にヨッフェを訪ひて會談す。この結果日露交渉基礎案成る。同時に懸案の日露漁業問題にも及ぶ。この夜岐阜に向け出發、從つてこの日の會談に對するヨッフェの回答は九日岐阜縣大井にて入手す。

五月十日　沿海州漁業問題に關するモスクワ政府の重要回訓を入手し之を外務省に傳達す。

五月二十二日　日露豫備交渉基礎私案を加藤首相に提出す。

五月二十四日　ヨッフェを訪ひ長時間會談。

五月二十五日　日露內交渉顚末を刊行。

◇五月三十日　日露漁業條約調印。

六月七日　加藤首相より日露非公式交渉開始覺書を手交さる。

六月八日　ヨッフェ訪問、日露交渉の政府の手に移りたるを傳達す。

◇六月十二日　ビーアド博士歸米の途につく。

◇六月十七日　モスクワ政府よりヨッフェを日露豫備交渉全權として任命せる旨通達あり。

◇六月二十一日　日露豫備交渉帝國代表として川上俊彦任命せらる。

七月五日　上野自治會館に於て日本大學學生有志國際聯盟研究會主催の國際問題講演會に於て國際政治の倫理化を高唱す。

◇七月二十七日　ヨッフェは川上に對し交渉打切を表明す。

◇七月三十一日　日露豫備交渉終了。

◇八月十日　ヨッフェ退京歸國す。

八月十五日　日露豫備交渉素問を刊行す。

八月二十日　東京發淡路洲本の夏季大學講演に赴く。

◇八月二十四日　總理大臣加藤友三郎薨ず。

◇八月二十六日　内閣總辭職。

八月二十八日　山本權兵衛を訪問し組閣に關して談議す。

八月二十九日　山本の招請により水交社にて會見す。

◇九月一日　關東地方大震災。

九月二日　山本(權)内閣成り、内務大臣となる。

◇九月三日　皇室より御内帑金一千萬圓御賑恤の御沙汰あり。

◇九月四日　皇室の思召に對して内閣告諭を發す。

九月四日　帝都復興の議を作成す。この頃神戸の松方幸次郎、金子直吉等よりモラトリアムにつき進言して來る。

九月五日　米國のビーアドに招電を發す。
九月六日　帝都復興の議を閣議に提出す。
◇九月七日　勅令を以てモラトリアム發令。
◇九月十二日　帝都復興の大詔渙發。
九月十三日　恩賜財團濟生會副會長を囑任せらる。
九月十五日　攝政宮殿下帝都の燒趾御巡視に扈從す。
◇九月十六日　甘粕大尉大杉榮等を殺す。人心安定のため内閣告諭を發す。
九月十九日　帝都復興審議會委員仰付けられ幹事長となる。
◇九月二十日　暴行自警團の檢擧開始。
◇九月二十七日　帝都復興院官制發布せらる。
九月二十九日　帝都復興院總裁兼任となる。
◇十月六日　ビーアド博士來朝。
◇十月十日　攝政宮殿下横濱、横須賀御巡視。
十月十三日　史蹟名勝天然記念物調査會長を命ぜらる。
◇十月十九日　本所被服廠跡に於て府市聯合主催の追弔會あり。
十月三十日　ビーアドより新東京建設に關する建言を入手す。
◇十一月一日　第一回復興院參與會。
◇十一月十日　國民精神作興の詔書發せらる。
◇十一月　理學博士大森房吉歿。
十一月二十四日　首相官邸に開かれたる復興審議會に幹事長として出席す。伯の復興案

に伊東巳代治反對す。

十一月二十五日　帝都復興に關して山本首相に猛烈なる覺書を呈す。

◇十二月十日　第四十七議會召集。

◇十二月二十五日　第四十八議會召集。

◇十二月二十七日　虎門の不詳事件起る。

◇十二月二十九日　山本内閣總辭職。

大正十三年 甲子

六十八歳

皇紀　二五八四
西暦　一九二四

一月七日　本官並びに兼官を免ぜらる。

◇一月七日　清浦内閣成立。

◇一月二十六日　東宮殿下御成婚大禮擧行せらる。

◇一月三十一日　衆議院解散。

二月二十五日　盛岡市商品陳列所にて「政治鬪爭の倫理化」と題して講演す。

二月二十六日　水澤にて先妣の法會を執行す。

三月五日　東北帝大にて「國難來」と題して講演す。

三月十九日　講演視察のため關西、九州へ旅行、令息一藏同伴。

四月三日　家庭電氣普及會創立され會長に推戴さる。

四月八日　誠良院（和子夫人）七回忌法會を營み、追悼會を帝國ホテルに於て行ふ。

四月二十日　パンフレット「國難來」を刊行。

◇五月十日　衆議院議員選擧。

◇六月七日　清浦内閣總辭職。

◇六月十一日　加藤高明内閣成立。

六月十六日　パンフレット「時局ニ關シ訪者ノ質疑ニ答フ」を刊行。

九月一日　「普魯西亞國貴族院令改正案」刊行。

九月四日　上野自治會館に於ける震災復興記念講演會に自治精神と題して講演す。なほこの日フォン・ブラウエルの「ビスマルク公外交機略」を刊行す。

九月三十日　東京市會にて再び市長に選擧せらる。

十月二日　市長推薦を辭退す。

十月三日　パンフレット「二百萬市民ニ愬フ」と題して市長推薦辭退の理由書を發表す。

◇十月十六日　東京放送局設立せらる。

十月十六日　社團法人東京放送局總裁となる。

十月二十八日　芝增上寺に於て新政會講習會員のため政治の倫理化を講演す。

十一月七日　上野池端無線電話普及展覽會に於て初めて放送演説を試む。

大正十四年乙丑　六十九歳　皇紀二五八五　西暦一九二五

◇三月二日　普選案上程可決。

◇三月十九日　姉初勢歿す。享年八十。

◇三月二十二日　社團法人東京放送局業務開始。

三月二十二日　東京放送局假放送に際し挨拶を放送す。

三月二十六日　東京發滿鮮の旅へ上る。隨伴者三島通陽、田中淸次郎、佐藤安之助、安場保健。

三月三十日　京城着、京城少年團の檢閱、齋藤總督官邸の晩餐會等あり。
四月二日　奉天着、張作霖と會見大いに阿片專賣策を說く。
四月五日　ハルビン日露協會學校卒業式に臨む。
四月八日　奉天にて再び張作霖と會談す。この時張の中央進出を戒む。
四月二十七日　早稻田大學にて「普選ト明日ノ政治」を講演す。
五月九日　加藤首相を訪ひ極東開發企業の件につき談合す。
七月三日　再び加藤首相を訪問し極東拓殖會社創立の意見を開陳す。
◇七月十二日　東京放送局本放送を開始す。
七月十二日　芝愛宕山新築放送局に於て本放送開始の挨拶を放送す。
七月二十四日　駐日獨逸大使ゾルフ博士を新邸最初の正客として招待す。
八月四日　少年團日本聯盟のため北陸、中國、四國、九州方面へ講演の途に上る。
◇十月二十五日　市政會館及び公會堂の建築基礎工事に着手す。
十一月九日　東京放送局に於て最近我國の少年團について放送演說をなす。
十二月十七日　萬國基督教青年會理事モット博士來朝せるにつき自邸に旅裝を解かしむ。
十二月十九日　自邸に於てモット博士を正賓に朝野名士を招じて晩餐會を催す。

昭和元年 丙寅 十二月二十五日改元

七十歳

皇紀　二五八六
西暦　一九二六

一月一日　「内憂外患ノ諸相ヲ直視セヨ」を東亜同志會より刊行。なほこの日少年團總裁として挨拶を放送す。

一月五日　自著「公民讀本」三卷を發行す。

◇一月十一日　張作霖東三省獨立を宣言す。

一月十五日　古稀に際し御紋章付銀杯並びに酒肴料を下賜せらる。

一月十九日　所澤飛行場に患者輸送機を見學す。

◇一月二十日　北京にて芳澤・カラハン日露條約成立。

◇一月二十八日　總理大臣加藤高明薨ず。

◇一月三十日　若槻禮次郎首相兼内相となる。

二月十一日　建國祭に列して歸邸後、發病臥床す。第一回の腦溢血なり。

四月一日　日露協會内に事務所を置き、政治の倫理化運動を開始す。

四月二日　田中、若槻、床次三黨總裁を訪問し新政治運動開始の諒解を求む。

四月二十日　青山會館に於て政治の倫理化運動第一聲を擧ぐ。

五月十日　上野發、東北、北海道遊説の途に上る。

五月二十三日　關西を振出しに各地遊説のため西下。

六月六日　少年團日本聯盟は伯の古稀を慶祝して彌榮の行事を行ふ。この夜大阪名古屋、信越地方遊説の旅に上る。

六月二十七日　獨大使ゾルフ夫妻令孃を晩餐に招く。

◇六月二十八日　一藏龍土町の新宅に別居す。

七月十四日　東北遊説に發途。

七月二十八日　普選準備會の綱領會則を發表す。
七月三十一日　愛知縣岡崎在の少年團キヤムプ場に赴く。
八月五日　唐澤山夏季大學に臨み講演。
八月九日　木崎湖畔の夏季大學に臨む。
九月十九日　京都、山陰、九州へ遊説のため發途。
九月二十日　パンフレット「政治の倫理化」を講談社より發行す。
◇八月二十日　日本放送協會成立。
◇十一月三日　大正天皇御不例發表せらる。
◇久邇宮殿下を總裁に戴き日獨協會を復活して會頭となる。
十一月三十日　政、本提携につき斡旋す。
◇十二月九日　大正天皇御惱重らせらる。
十二月十四日　政、本提携につき田中、床次兩黨總裁を會見せしめ自ら立會ふ。
◇十二月二十一日　政、本提携成る。
◇十二月二十五日　大正天皇崩御。今上踐祚。

昭和二年（丁卯）　七十一歲
皇紀　二五八七
西暦　一九二七

◇二月七日　大正天皇御大葬。
四月八日　日獨文化協會成立し會長となる。
四月十八日　青山會館に於て政治倫理化運動一周年大講演會を開く。
◇四月二十日　田中內閣成立。
六月十五日　田中首相を訪ひ一書を呈し對支外交の重要性を警告す。
六月二十日　北陸講演旅行の途に上る。

◇七月五日　聖上の御思召により赤坂離宮廣芝御茶屋に於て大正十二年九月二日震災内閣親任式當時の記念撮影のことあり。

八月四日　第二回目の腦溢血に罹る。
十月三日　久原邸に於て田中首相と會見し訪露に關し談合す。
十月十七日　明倫大學設立に關し地元有志より敷地三十萬坪提供の調印書を持參し來る。
◇十月二十三日　久原房之助海外經濟調査委員として露、獨二國に派遣せらる。
十一月十五日　「金剛精舍の記」成る。
十一月二十一日　久邇宮殿下より御召に預り御餐を賜はる。
十二月一日　市政調査會に於て都下通信記者を引きて訪露決定につきステートメントを發す。
十二月二日　田中首相同伴赤坂離宮に伺候聖上に拜謁御暇乞を言上す。
十二月三日　金剛精舍に少年團の送別會あり少年の純情に大いに感激す。
十二月五日　いよ〳〵最後の訪露の途に上る。田中清次郎、八杉貞利、前田多門、森孝三、關根齊一等隨行す。
十二月六日　伊勢大廟に參拜す。
十二月七日　桃山御陵に參拜、同日三宮より香港丸に乘船す。
十二月十七日　ヴェルフネ・ウージンスクにて歸國途上の久原一行に會す。
十二月二十二日　モスクワ着。

十二月二十四日　外務人民委員代理カラハンと會見、漁業協約につき交談。
十二月二十五日　レーニンの墓參。
十二月二十六日　ヨッフェの墓參。
十二月二十九日　外務人民委員チチェリン及びカラハン等と會商。
十二月三十日　カラハンと會商。
十二月三十一日　中央執行委員會議長カリーニンと會談。

昭和三年 戊辰
七十二歲
皇紀　二五八八
西暦　一九二八

一月三日　「日露文化接近の夕」催さる。
一月七日　共產黨中央執行委員會に於て黨書記長スターリンと會談。
一月八日　カラハンと會談。
一月十三日　人民委員會議長ルイコフと會談。
一月十四日　スターリンと會談。
一月十六日　カラハンと會談。
一月十八日　カラハンと會談。
一月十九日　カラハンと會談。
一月二十一日　チチェリンと會談。この日モスクワ發歸朝の途につく。出發間際に日本政府よりの漁業條約調印決定の吉報に接す。
一月二十四日　オムスクにてカラハンより漁業協約調印の電報に接す。
二月七日　東京に歸着す。

二月八日　田中首相に歸朝の挨拶と報告をなす。
二月十三日　參內して訪露顛末を奏上す。
二月十四日　東京朝日新聞、日露協會共同主催にかかる歸朝講演會を朝日講堂に開く。

◇二月二十日　普選法による最初の總選擧施行せらる。
◇五月三日　濟南事件起る。
◇五月十六日　市政會館定礎式。
◇六月四日　張作霖爆死す。

六月十日　鄕里水澤に赴く。十二日水澤町各神社寺院を參拜し、親戚故舊を招待す。
七月一日　夜中牧野內府を訪問して張作霖爆死事件につき交談。
七月二日　田中首相を訪ひ張爆死の眞相につき聞く。
七月三日　首相と會談の結果を牧野內府に報告す。
八月七日　床次と會見す。新黨樹立の風說飛ぶ。

◇十一月三日　初めての明治節行はる。
◇十一月十日　卽位の御大典行はる。

十一月十日　勳功により特に伯爵に陞され金杯一箇を賜ふ。
十二月五日　帝國ホテルにてゾルフ大使送別會あり出席、この席上ハムブルグ大學名譽法學博士の稱號を贈らる。

十二月六日　日本少年團總長として加盟健兒八萬の代表四千人を率ゐ、築地海軍大學校附屬地にて　聖上の御親閲を賜ふ。

昭和四年己巳
七十三歲
皇紀　二五八九
西曆　一九二九

一月十六日　國民に對する遺言として電力、保險、酒精含有飲料の三大國營案を手記す。

一月十七日　田中首相を訪ひ市政淨化につき進言す。

◇一月二十七日　久邇宮邦彥王殿下薨去。

三月十四日　市政淨化につき放送す。

四月三日　少年團の守護神奉齋會並びに陞爵祝賀會に臨む。この夜日本性病豫防協會の依賴に應じ、講演のため岡山に向け東京驛發西下す。

四月四日　米原附近列車中にて發病、京都に下車して府立病院に入る。

四月十三日　午前五時三十分薨ず。享年七十三。特旨を以て正二位に敍さる。午後九時五十四分靈柩京都驛發。

四月十四日　午前九時二十分靈柩東京驛着。

四月十五日　勅使海江田侍從を御差遣相成り幣帛、祭粢料、生花を御下賜と共に優渥なる御沙汰を傳宣せしめらる。

皇后陛下、皇太后陛下並びに、各宮家よりそれ〳〵御使を遣はされ御弔問あり。

四月十六日　青山齋場にて葬儀執行さる。勅使、皇后宮御使、皇太后宮御使、各宮

家御使の參列あり。

青山墓地に和子夫人と相並んで埋葬せらる。

（了）

附記　伯の別名と號

彥太郎（明治四年初めて上京したる際、父寶崇より訓誡の書翰の控えに此の名苑、及び伯自筆「郊遊記」の署名）。

子誠、至誠（孰れも明治四、五年頃）。

實堅（明治二、三年頃）。

實修（明治五年、武下節山より字子誠、花押「孝」と共に撰し與へられたるもの）。

誠義堂、正義堂（明治二、三年頃）。

駒嶽（明治二、三年頃）。

幾止堂（明治三年頃）。

對育舍（名古屋時代）。

無仙書屋、非不能書屋（衞生局時代より）。

非不能齋、無隱書樓、棲霞（名古屋時代より晩年迄）。

總目次

圖版目次

第二卷　植民行政家時代

圖版目次

第三卷　國務大臣時代

圖版目次

第四卷　國民指導者時代

第一章　戰後歐米の遍歷

圖版目次

總案引

ア

イ

ウ

エ（ヱ）

オ（ヲ）

キ

コ

後藤新平伯

家郷時代

最初の上京

須賀川時代（須賀川醫學校）

名古屋時代（愛知縣病院及び醫學校時代）

建白・意見書

演說・訓示・挨拶

報告・復命書

ステートメント・公開書

議會に於ける答辯

臺灣時代

第一次遞信大臣時代

寺内内閣内務大臣時代

著述・論策

警句・洒落・漫罵・標語

セ

ソ

タ

チ

ツ

テ

ナ

フ

ヘ

ル

ロ

ワ

（了）

附　記

本索引は、專ら本傳中の重要事項の索出に便ならしむるを建前とせり。故に地名、人名等に於ては、必ずしもその全部を網羅せず、且つその排列についても亦、敢て音韻にのみ拘泥することなし、出來得るだけ各事項相互の關係連絡を明確ならしめん意圖のもとに、大體に於て總順頁數の方式を採用したり。

第一巻　正誤表

頁	行	誤	正
三九	一	釆地	采地
六四	二	宛てれに、未だ再仕せず、悠々として閑居	宛未だ書れず、悠々として閑居
七〇	三	貢末	貢禾
七二	一五	風釆	風采(以下倣之)
一一九	八	榎南徹夫	江南哲夫
一二〇	四	榎南	江南
一三四	一〇	流行性眼炎(はやりめ)	流行性眼炎(はやりめ)
一六七	一四	釆配	采配
二一二	七	東京を	東京に
二三五	一五	後藤象次郎	後藤象二郎(倣之以下)
二四一	六	裁下	裁可
三一〇	一〇	藥局法	藥局方
三四五	二	衛生會の編纂者	衛生會雜誌の編纂者
三四九	八	衆議員	衆議院議員
三七〇	五二	叔父	伯父
三七四	一三	二十八日	二十七日
三九九	六	二月十一日	十二月十一日
四三三	一三	思へた	思った
四三六	一六	後十年	十幾年
四五三	四	相續させなかつた	相續させたかつた
〃	一四	抱きしかと	抱きしかを
五〇四	一三	同十六年	同二十年
五〇九	一二	櫻井純三	櫻井純造
五二二	一六	氣持しがます	氣持がします
五三三	一二	錦織剛正	錦織剛清
五五二	一	二十四年	二十年
五八九	一二	御裁下	御裁可
六一三	一	拜言	謹言
六七六	一三	明治五六、年	明治五、六年
六九四	九	似島、櫻島の三箇所	似島、彦島、櫻島の三箇所
七〇八	一二	消毒所案内	消毒場案内
七〇九	五	後藤勝藏	後藤勝造
七一五	三	讓	關
七二〇	六	朝日奈知泉	朝比奈知泉
七五〇	一三	六月三日	六月十三日
七五一	一三	保田の有林寺	保田の存林寺
七六五	六	大正十六年	昭和二年
七七六	三	明治恤窮基金	明治恤救基金
八二三	一三	獄制改良衛生	獄制改良上衛生
八三六	一三	つき次、のやうに	つき、次のやうに
八四一	四	證印	調印
八七四	一	康煕	康熙
八七五・八七八	一四・六	臺灣阿片誌	臺灣阿片志
八九五	八	臺灣阿片法	臺灣阿片志
〃	九	衛生行爲	衛生行政
〃	一五	衛生局	衛生課
八九九	四	杜總督	杜總督
九〇二	三	拓殖省	拓殖務省
〃	一六	その年十一月	その年十月
九一〇	一六	拓殖大臣	拓殖務大臣

第二巻　正誤表

頁	行	誤	正
一七	八	施政方針中止	施政方針幹明
五六	七	大島久滿治	大島久滿次
六六	一三	含糊模稜	含糊摸稜
九七	一三	伯爵兒玉源太郎	男爵兒玉源太郎
一六六	一五	(一一五八年)	(一八五八年)
一六八	一三	牽	塞
一八八	一二	般舶	船舶
二一七	五	臺灣醫院	臺北醫院
二五九	九	統計法	統計表
二七二	一二	後藤勝藏	後藤勝造
二八二	一六	密汁	蜜汁
三〇八	五	持産物	特産物
三九二	七	土地所有地	土地所有者
三九二	七	陣中和	陳中和
四〇七	九	復案	腹案
四八七	六	求メサルレハ	求メサレハ
五一三	一	プルックリン	ブルックリン
五四三	一三	後藤象次郎	後藤象二郎
五五三	一	會席	懷石
五八四	一四	供給ヲ米ノ	供給ヲ英米ノ
五八七	七	十月二日	十月十二日
六二〇	九	貫錄	貫祿
六二一	二	武辨	武弁
六二六	一	九月	八月
六二八	一三	武辨者	武弁
六四二	九	知ラルサ	知ラサル
六八四	一〇	文武員辨	文武員弁
六九四	一六	未製品	未成品
七〇九	一三	一月二十六日	同月二十六日
七四〇	一四	縮少	縮小(倣之以下)
八八二	一〇	初めて	二度目に
九五七	一三	骨根	骨髓
九九七	一〇	三月念五	四月念五

第三巻　正誤表

頁	行	誤	正
一一九	七	後始木	後始末
一七三	四	改訂せらるるともに	改訂せらるるとともに
二一八	一三	後識總裁	後藤總裁
二二八	一三	山口復申書の〔八〕	山口復申書の〔九〕
二三六	二	十一月	十二月
二四三	九	四十三年十一月一日	四十三年十月一日
二九九	四	大島久滿治	大島久滿次
三三八	一三	彼が創設盡力	彼が盡力
三四九	九	ココフオツオ	ココフツオフ
三五二	一八	濁り	獨り
三六三	一六	百よろず	百よろづ
四五六	七	電許	電話
四七三	一	三月二十八日	二月二十八日
四九九	一二	傾到	傾倒
五三九	一四	伊藤巳代治	伊東巳代治
五四八	六	二十四日	二十五日
六〇四	一	敬シテ	敬ミテ
六二三	七	貫錄	貫祿
六二四	五	武辨	武弁
六二七	五	貫錄	貫祿
六三四	七	岡田文治	岡田文次
六七三	一	十二月二十八日	十二月二十六日
七一八	七	多數	解散
七三三	二	一月二十二日	一月二十三日
七二四	六	翌二十三日	翌二十四日
七四四	二	總選擧に關する要件	總選擧ニ關スル要件
八一四	九	外相交迭	外相更迭
八四五	六	岩永祐吉	岩永裕吉
八六八	七	外交調査會要議	外交調査委員會要議
八九六	一	曖昧模糊	曖昧糢糊
九二六	七	顚未	顚末
九三六	四	カルムイスカヤ	カルイムスカヤ
九四〇	二	カルムイスカヤ	カルイムスカヤ
九五一	一六	後進たる	後身たる

第四巻　正誤表

頁	行	誤	正
四四九	六	ブチヤーチン	プチヤーチン
八三二	一四	六月四日	六月六日
九三二	三	香月徹宗師	神月徹宗師

昭和十三年七月廿一日印刷
昭和十三年七月廿五日發行

後藤新平 第四卷（非賣品）

編著者 鶴見祐輔

東京市日比谷公園市政會館
後藤新平伯傳記編纂會代表者
發行者 田中清次郎

東京市神田區美土代町十六番地
印刷者 島連太郎

東京市神田區美土代町十六番地
印刷所 三秀舍

發行所 後藤新平伯傳記編纂會
東京・日比谷公園・市政會館